禁祕御抄
建武年中行事
日中行事
當時年中行事
內裏式
公事根源
前王廟陵記
山陵志
山陵考

文學博士　物集高見編

新註 皇學叢書

第五卷

廣文庫刊行會

明天理正
人心
家達

天壤無窮

伸顕謹書

先神事後他事

明治神宮々司

一戸兵衛拝書

新註皇學叢書第五卷目次

公事根源…………一—八六

新註皇學叢書第五卷目次　終

禁祕御鈔

禁祕御鈔解題

一

改めていふまでもないけれども、本邦古來の列聖はみな史文の御教養が深く、從て御著撰の類も頗ぶる多かつた。その中でも宮闈の御生活や貴顯の御思想を窺ふことの出來るものとしては、本書と後水尾院年中行事とを首位に置かなければならぬ。――勿論、これは御日記の類を別にしていふのである。

卷數は或は二卷とし、また三卷本もあるけれども、その内容には増減がない。即ち

三卷本

上 ｛賢所條から
御膳條まで。

二卷本

上 ｛賢所條から
女嬬條まで

中 ｛御裝束條から
御匣殿別當條まで

下 ｛尙侍條から
虫條まで

下 ｛詔書條から
虫條まで

右のやうになつてゐる。要するに便宜に從つて分けたものと考へられる。しかし、どちらかといへば、二卷本の方が自然であらうと思ふ。たゞ原本がないのであるから果して後者が當初の眞を傳へて居るかどうかを確定するわけにはゆかない。

「禁祕御鈔」の名は室町時代から見えて居る、その前に「禁中鈔」と呼ばれたこともあつた。恐らく原本には確定的な御題號がなかつたものと想はれる。御著作年代についても古來多くの說がある。二三をあげてみると、古く「建保三年之述作歟于時寶算十九歲」と考へた說が傳へられてゐる。荷田御風は「同六年製作于時御年二十二」と述べて居り、春滿は「建保二年若三年之御製作歟」と說いた。この他にも大塚嘉樹等の建保五年說がある。明治以降の學說としては和田博士のそれが代表的なものと認め

られる。即ち「禁祕抄考」に於て次のやうに記された。

よく本書を通覽するに、建保六年は蓋し稿を起し給ひし時にして、完成にいたりしは、承久三年三月までの事ども、かづ〳〵本文に見えたれば、それより後の御撰なる事いふをまたず。

これが現代に於ける最新の提說であるから、確乎たる反證のあげられない限り、承久末年の御撰と認めてよからうと思ふ。(下文をも參照すべし。)次に少しく註釋書類について述べやう。

禁祕鈔考註　六卷

對馬の學者牟田橘泉の著で、元祿辛巳の序がある。三百餘種の文獻を引用し、三年の歲月を費して脫稿したことがその自序に記されてゐる。野宮定基も特に序を與へて、彼の篤志を讚賞するを憚らなかつた。

禁祕鈔註　一卷

禁祕鈔啓蒙　一卷

前者は速水房常の作で、その撰述年代は不明であるが、後者は平胤煥の著で明和三年

孟存の序がある。

禁祕御鈔階梯　三卷

本書は諸註釋中の白眉であり、後學の徒を益すること多大なものがある。安永五年の跋があり、著者は當時令名の高かつた堂上有職家滋野井公麗卿である。卿の宮廷故實に關する撰著は他にも頗ぶる多かつた。

禁祕鈔聞書　一卷

禁祕鈔集註　一卷

前者は大塚嘉樹の稿本で、後者は河村秀根の作と傳へられてゐるけれども、今その存否を明にしない。以上の諸著については、和田博士の「禁祕抄考」に紹介せられたものがある。

(1)史學雜誌第十一編十二號所載(2)同博士は「皇室御撰解題」本書の條にも、「承久元年稿を起し給ひしより、三年を經て完成し給ひしものにして、この時天皇二十五の寶算にならせ給へり」と說かれた。本文にいふ、「このとき」は卽ち承久三年を指すのである。

二

建暦の聖主が親しく本書を記させられたことには、深い意味があつたやうに想はれる。それは彼の世人も熟知する、

百敷のふるき軒端のしのぶにも
猶あまりある昔なりけり

御製によつても窺はれるやうな、宮廷文化の頽廢を悼ませられた御心から出たものと恐察せられるのである。後鳥羽院とは著しく御性行の相違があつて、急激な實際運動は好ませられなかつたやうに見えるけれども、朝威の衰頽や禁中の舊儀が失はれゆくここについては、深く宸念を勞せられたやうである。本書の一節に、

一、可ㇾ遠二凡賤一事として、

天子者殊可ㇾ被ㇾ停二御身劣一………。

かういふ聖意を反覆詳細に記させられてある。これなどは、少くも半面に於て、よ

く當代の時弊を指示せられたものと考へられる。それからまた帝王の御修養について、

第一御學問也。不レ學則不レ明二古道一、而能政致二太平一者未レ有レ之也。貞觀政要明文也……。

かう述べさせられた。これにも甚深な御寓意が、あつたらうと想はれる。王者の學はたゞ時勢に迎合するを能とすべきではなかつた。徒に時流のみを追つてゆくことは危道である。上文に述べたやうな事例からでも、ほゞ察し奉られるやうに、順德院は「古風」を重ぜられた。敬神の御精神なども、本書の卷頭に賢所のことを記させられて、

凡禁中作法先二神事一後二他事一。旦暮敬神之叡慮無二懈怠一。白地以二神宮幷內侍所方一不レ爲二御跡一。

とある。これに比べてみると佛事に對する御考へは多少かはつてゐる。卽ち佛事次第條に、

天子者専以二正法一爲レ務。是則佛教興隆也。恒例佛事諸寺破壞可レ有二殊沙汰一。其上自御行可レ在二叡心一。

ことある。御態度の消極的なことがよく窺はれる。殊に末節の一句は留意に値することと想ふ。平安季世の朝廷は、信仰を背景とする僧徒の威力のために、甚しく苦しき境地に置かれた。いふまでもなく、神人の横暴も烈しかつたけれども、院の御考への上では、前者の巨弊を殊に歎かせられたものと信ぜられる。

現實謳歌の餘弊が著しく眼につくとき、病的な分子を含まぬ古風を憧憬回顧する心が萬人の胸に湧き出すのである。さういふ意味に於ても、鎌倉初世の末に近く本書の出現したことは無意義な者とは思はれぬ。これを要するに本書は思想史の上からいつても、宮廷生活史の上から見ても忘れることを許されぬ貴重な文献の一種である。

禁秘御鈔階梯 卷之上

〔賢所〕禁中溫明殿の內にて、神鏡を齋き奉れる所也

〔蘇我石川麿〕馬子の孫倉麻呂の子也孝德帝の御宇右大臣となる、後讒によりて自殺す。

〔奏曰云々〕大化元年七月十三日孝德天皇新制を施さむと思ーて先づ民を悦ばす途を問ひ給ふ、此聖旨に對し翌日奉答せる也。

〔內侍所〕賢所を申す、內侍司の女官此處に候し神鏡を守護し奉れるに因りて也、轉じて神鏡をも稱し奉る。

〔不爲御跡〕御跡は御脚邊を申す御寢の折も御足を向け給はずと也。

一　賢所

按。此訓恐畏意也。或書威所。

凡禁中作法先神事後他事。

後漢書和帝紀。召見禁中。注。禁中者門戶有禁。非侍御者不得入。故謂禁中。

旦暮敬神之叡慮無懈怠。

日本紀。孝德大化元七丁卯朔庚辰。蘇我石川麿大臣奏曰。先以祭鎭神祇。然後應議政事。

白地以神宮

本朝事始上。神宮以伊勢之神宮爲濫觴也。但御鎭座以後有神宮之號。

幷內侍所方不爲御跡萬物隨出來必先置臺盤所棚

棚。按。二階棚也出此御抄臺盤所篇。

召女官被奉。或如內侍參奉之近代者如內侍不候內侍所上古

者多以温明殿為局。

温明殿。本朝事始上。崇神六年巳丑始制温明殿。以三種之神器。安置此殿。後代之内侍所。以右之温明殿表始也。

局。榮花物語和か枝。だいばん所にて、はかなくびやうぶきちやうばかりを、ひきつぼねて、ひまもなくゐたり。

自僧尼及憚人許所進之物不奉之。源雖出僧尼家男女進物奉之。所謂關白所進菓多興福寺別當所進也。然而不憚之。

人車記保元、三、八、廿。今日殿下基實公被献内供御菓子。廿合例紙立檜折櫃。南京僧正御房。依兼日儀令調進給。

保安二年當時大殿關白初度以吉日被供之。依彼例今日被調進也。

自神代神鏡如神宮奉仰。為伊勢御代官被留置也。

日本紀。神代下。一書曰。是時天照太神手持寶鏡。授天忍穗耳尊而祝之曰。吾兒視此寶鏡。當猶視吾。可與同床共殿。以為齋鏡。

神事次第同伊勢世始同殿御坐之間。主上朝夕不放御本鳥。

〔温明殿〕紫宸殿の東側に在り、其南部は即ち賢所也。

〔榮花物語云々〕局は「かぎる」の義にて、もと家内を仕切り限を立つるを云ふ。此用例を示せる也。

〔興福寺〕奈良市に在る法相宗大本山也、もと鎌足夫人の造立にして山科寺と號せしが、不比等これを今の地に勸請し寺名を興福と改む、爾後永く藤氏の氏寺として繁榮を極めたり別當は其の長也。

〔神鏡〕一本に「為神鏡」とあり。

〔御代官〕一本御代宮に作れるを正しとす。

〔天忍穗耳尊〕天照太神の御子、瓊々杵尊の御父神也。

〔巾子〕冠の後方上部に高く突出せる處をいふ。髻を納るゝ爲め也。
〔挿頭花〕冠に挿す時の花木葉等也。後ち造花を用ひ、更に後世にては金屬を以てこれを製するに至れり。
〔溫明殿云々〕當時斯く申す殿名は無かりしにて、こは後の名を前に廻らして記し給へる也
〔按垂仁云々〕本朝事始に崇神の御宇とあり、定說なし
〔唐衣〕又た背子に作る。錦にて作りたる女官の禮服の表衣也、唐の服制を摸したるより此名あり、和名抄に、背子、和名加良岐沼、形如半臂、無腰襴、衣袷衣也、と見えたり。

按、放本鳥ト云ハ、不著冠烏帽子等。髻ヲ顯露シタル體也。

仍冠巾子融緒被結。御冠穴此故也。

江家次第。內侍所御神樂 內侍所者神鏡也。本與主上御同殿。白河院被仰曰。帝王冠巾子、左右有穴。是內侍所御同殿之時。主上夜不能放冠給。御睡之時。御冠屢落、仍以挿頭花自巾子穴通御髻也。

垂仁天皇御宇。始爲別殿御溫明殿。

按、垂仁之二字。當作崇神之二字也。據江次第今書御歟。

御宇。貞觀政要第四注云。統御宇內也。別殿。江次第。垂仁天皇世始御別殿。

白河院仰曰。內侍所神鏡。昔飛出欲上天。而女官懸唐衣袖奉引留。依此因緣女官奉守護云々。

江次第。白河院被仰曰。內侍所神鏡。昔飛出欲上天。女官懸唐衣袖奉引留。依此因緣女官奉守護也。

天德燒亡。飛懸南殿櫻。小野宮大臣請袖也。

按。村上天皇天德四年九月廿三日。庚申亥三剋。內裏燒亡。遷都以後初度也。小野宮大臣。實賴公貞信公男。號清愼公。江次第。天德燒亡。飛出着南殿櫻。小野宮大臣稱警蹕。神鏡下入其袖。村上御記。天德四、九、廿四。鑒求溫明殿所納之神靈鏡幷太刀契等。申剋重光朝臣來申云。瓦上有鏡一面。徑八寸許。頭雖有小瑕專無損。圓規幷蔕等甚分明。見之者無不驚感。廿五日又求得燒損鏡一面。

寬弘燒亡始雖燒無闕損。

按。一條院寬弘二年十一月十五日。己未內裏燒亡。江次第。寬弘燒亡。始燒給。雖陰圓規不闕。

有諸道勘文。

九代略記寬弘二、十一、十八。左大臣仰外記云。神鏡燒損。可被鑄改歟。將乍燒可奉安置歟。仰諸道可令勘申者。

公卿勅使始有宸筆宣命。于時殿中光耀知御體不變。

〔實賴公〕藤原忠平の長子也。朱雀の朝大納言に任じ、冷泉の朝太政大臣に陞る。

〔貞信公〕關白基經の子忠平の諡號也。朱雀の朝攝政に任じ、天慶四年關白となる。

〔圓規〕鏡の柄に對し其本體なる圓き處を云ふ。

〔蔕〕古史傳に「草木の實のほぞと云ふ物なるが、云々、卽ち鏡の柄の義に假借して、蔕字を書かせ給へるなるべし」とあり。

〔諸道勘文〕紀傳明經明法陰陽諸道博士答申の勘文也。

〔始有宸筆宣命〕伊勢神宮に御自筆の告文を奉られしは此度を始とせられしと也。

江次第。被立伊勢公卿勅使。行成宸筆宣命始於此。權記寛弘二、十一、卅可奉幣伊勢使。來月十日。使宰相中將經房。十二月九日。自左府命云。明日伊勢御祈使宰相中將依中犬產穢由其替可奉仕。中略內侍所神鏡日者。御官左大辨曹司今日奉移東對。左頭中將供奉。以新辛櫃欲移入之間有照耀云々。十日未剋參內御物忌也。左頭中將奉勅命於陣邊示案內。即參御前面奉勅命。御祈旨甚懇切也。告文外又以神筆注事趣下給。權揷著懷中。內大臣爲行事。告文淸書覆奏了。向八省給告文。十五日參宮。十八日入京。

長久燒亡少納言經信欲奉出。火盛不合期。而有光入唐櫃更不燒云々。

按。朱雀院長久元長曆四年九月十日子剋燒亡。京極殿皇居。

少納言源經信。左大臣雅信公孫。道方卿六男。于時廿五歲。

按。此文有深叡慮令記御也。仍雖有所見不註之。

自一條院御時十二月有御神樂。但多隔年行之。近代每年有之。

〔宰相〕大臣の唐名なるも、我國にては主に參議の異名に用ひらる。
〔辛櫃〕唐櫃の借字也。横に二對縱に一對都合六脚ありて擔ふ。
〔告文〕天子より神祇に告げさせ給ふ文を云ふ。
〔八省〕中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮內の八省を云ふ。
〔京極殿〕藤原道長の第宅也。京極土御門殿又は御堂殿とも云ふ。
〔御神樂〕即ち內侍所御神樂也。十二月中日を撰びて行ひ給ふ。刻限溫明殿に渡御、先づ御拜あり、次で神樂座に遷御、三獻迄勸盃了りて後、御神樂の儀ある也。

〔一條院云々〕奈良朝以来、禁中豐樂院内の清暑堂にて臨時神宴の時、御神樂ありしが、一條天皇の御宇、内侍所の庭にて隔年十二月必ずこれを行ふ事に定め給へる也。

〔後朱雀云々〕資房記に、長暦三年（後朱雀）閏十二月十四日庚子、今夜内侍所御神樂、先日仰之、件事非毎年、十二月選日所行也、と見えたり。

〔新所之時云々〕内裏燒亡の後、新に宮殿御造營落成ありて、遷御の時など、御神樂執行せらると也。

〔閑院〕京都二條西洞院の西に在りし里大裡の一也。

按。自一條院御時始十二月有此事。江次第。江記。後朱雀長暦比。毎年被行之。春記。愚葉記。自白河院御時毎年被行之。中右記。年中行事秘鈔。一條・三條・後一條・後朱雀・後冷泉・後三條・白河御代如此。以此等記考之。十二月御神樂事。一條院御宇始之。後朱雀院長久比。毎年被行之。但其後又毎年不行之。自白河院承保年中以後。毎歳末被行之歟。

新所之時或被行之。

順徳院宸記。建暦三、三、十六今夜内侍所御神樂新所七日遷幸也。閑院去二月廿後有之先例也。按。延久。建暦。寛元。建長。文保等皆有御神樂也。

又有臨時御神樂例。壽永大亂之時。御西海經三年還洛之時。有三夜神樂是別例也。

按。壽永二年七月廿五日。源氏攻来平氏不勝警固。奉相具主上安徳赴西海。内侍所劔璽等同相具之。文治元年元暦二三月廿四日主上没海底御。寶劔同沈。四月廿五日神鏡入洛。自廿七日三ヶ日有御神樂長久元永暦元等例云々。

〔四十合〕合は折櫃を數ふる單位也。
〔内藏寮〕中務省の被管にして、御座所近き藏を掌る。
〔平文〕蒔繪をおきあげにせず、平かに蒔繪せるを云ふ。
〔折櫃〕檜の薄板を折曲げて筥に作りたるものを云ふ。菓子、肴などを盛る具也。
〔薄樣〕鳥子紙の薄く漉きしを云ふ。
〔宜陽殿〕紫宸殿の東、綾綺殿の南に在り、納殿議所等此殿中に設けらる。
〔賢所云々〕賢所に齋するは當然の事なれば、別に齋文を押す事なしとの義也。
〔押レ札〕齋愼中妄に人の入り來て、齋を汚すを恐れ、簾に札を付くるを云ふ

即位始供神物四十合。自內藏寮進之。

江次第。代始被奉四十合御供。內藏。

每月一日神供廿合也。自臺盤所紙二帖。內藏寮。絹五疋。幣料串八筋。黑塗平文也。

江次第。每月一日被奉例供廿合。大盤所紙二帖。內藏寮絹五疋。爲定幣料。幣串八筋。黑塗平文也。園太曆觀應二、十二、廿六內侍所行幸儀。內藏寮供神物。折櫃廿合。六合白米。二合上紙各十帖。四合精進物。四合魚類。四合菓子。

又如墨筆。自納殿進之。薄樣同奉之。

拾芥抄。納殿。累代御物納之。在宜陽殿。

賢所習不押齋文。

齋文。或說訓モノイミノフミ。按。當時押札樣事也。押札事有所見。

有瑞相鳴動光。堀河院御時。寛治八年比度々有此事。天德燒亡之時又鳴云々。

中右記。寛治八、十一、廿四。堀河院燒亡後聞。內侍所博士命婦後備語云。去夜有夢想。又

〔非只謂云々〕人の夢想其他の故由ありての事なるを其謂れ無くして然様の護摩境の邊などに奉安せん事宜しからずと也。
〔寛元四云々〕後深草天皇、二條富小路內裏に於て、後嵯峨天皇より受禪あらせられし折也
〔滂沱〕降雨の盛なる貌也、詩經小雅に出づ。
〔時天皇云々〕本文年中行事祕鈔には「大地震依度々、卜筮、天皇云々」とあり。
〔戊二剋〕今の午前八時半より九時の間也。
〔常寧殿〕大內裡後宮にして、承香殿の北に在り、皇后中宮女御等の御居所也。

件夜內侍所鈴大鳴成奇之處。已皇居燒亡。是其徴歟。誠雖末代可恐者神道也。十一月廿三日於所有御卜。近日內侍所頻令鳴給。怪異者。

如院御所行幸時。以號念誦堂而薫護摩煙之所爲御在所。雖有例甚不可然事也。是非只謂有人夢想。又其子細多也。

大外記師元記(寛元四、正、廿九)及曉更內侍所渡御。以念誦堂爲御在所如恒云々。

天慶元年依有種々妖。溫明殿修理之間。奉渡後涼殿。于時暗雨滂沱如沃。女官祈申有渡御左右近衛五位藏人供奉之。

史官記。(天慶元、七、十三)戊二剋。內侍司避溫明殿遷御後涼殿。件辛櫃等出從溫明殿欲運移間。雨脚如注往還難通。仍令女官於齋辛櫃前祈禱雨可止之由。于時祈請有感雨脚暫留。移畢之後。更又雷電雨降如初。又欲遷件神明之由擇女官堪事者一人令祈禱。年中行事祕鈔(天慶元、七、十三)今日戊剋內侍所。自溫明殿遷御後涼殿云々。此間大雨如沃。以堪事之女官祈申之。抑今年自春妖言不絕。災異尤多。四月十五日大地震度々。時天皇來八月避常寧殿

可遷御綾綺殿。所司仲殿溫明殿等可加修理。仍今日內侍所遷御也。左右近衛將監以下供奉。藏人右少辨相職行事。

行幸之時如此。入御時主上下地御。辛櫃二合又五合。太刀契鈴印等也。

按。御辛櫃二合事。年中行事秘抄引天慶記載之。西宮記同二合云々。寬弘二年十二月九日奉納新御辛櫃時一合歟。永曆元年四月十九日同一合也。然時者此御抄以天慶記如此令書御歟。

即位以前。供物擇吉日之由有舊說。觸穢之時。恒例供神物先例不同歟。寬治八年陽明門院崩之時。無沙汰有內侍所御供物。三月一日也。

陽明門院。禎子。三條院第二皇女。後朱雀院妃。後三條院御母。寬治八年堀河院正月十六日夜崩。八十二歲。依瘡也。二月五日夜御葬送。十日夜遺令奏。

去々年內大臣穢及禁中時供之。

〔綾綺殿〕溫明殿と仁壽殿との間に在る殿也。

〔行幸之時云々〕行幸の時、御唐櫃供奉の人なども上文の如しと也。

〔入御時云々〕神鏡御殿内に入御の時は、主上地に下りて御座すと也。

〔寬弘二年云々〕同十一月の災（五頁參照）の後、新に神鏡を御唐櫃に納め奉れる時也。

〔觸穢云々〕禁中に死穢ある者あり、其他忌むべき事ある日も、供物恒の如く奉る事あり、畢竟先例同じからぬかと也。

〔遺令奏〕女院崩御の時、遺言を奏聞して、喪司擧哀素服の停止をこひ奉るを云ふ。

内大臣。藤信清公。右馬頭信隆卿男。道隆公末葉。號太秦内府。後鳥羽院御母。七條院殖子御兄也。建保四年二月十八日出家。于時前内大臣正二位。三月十四日薨五十七歳。

今度諸社祭雖延引。准彼例有供物。

按。今度者。去々年。建保四年也。彼例者。寛治八年也。

但又被止モ有例。可有時議事歟。

人車記。嘉應元十、一。内侍所内藏司供神物。依穢中被止了。穢限以後可供奉云々。四日。禁中穢氣今日滿七日了。五日。去朔日分内侍所供神物。今夕調始之。同記。仁安二、十、一。今日依穢中内侍所無恒例供進物事。蓋先例也。六日。今夜内侍所供神物。内藏司調進如例。去一日依穢中不供之分也。

賢所御衣上古被奉。自中古絶。周防内侍曰。女御装束也。但夏生絹。冬只練絹被奉也。

周防内侍。周防守繼仲女。後冷泉院女房。

〔右馬頭信隆〕藤原道隆の三子隆家五世の後にて、贈左大臣也。

〔道隆公〕藤原兼家の長子也。永祚元年内大臣に進み、正暦元年關白と爲り、次で攝政に轉ず。

〔内藏司〕神璽、關契、御装束、珍寶等の出納を掌る後宮の職也。調進は内藏寮の所管なるを以て、内藏司にて其調進の品を藏めて、時々供奉せるものなるべし。

〔生絹〕生絲織の未だ練らぬ糊剛き絹布也。其地薄く輕くして紗に似たり。すゞしの訓は清（スズ）しの義也。

〔練絹〕又た熟絹に作る。練りて和めたる絹布也。

〔朝國〕源姓也。
〔匡房〕大江匡衡の曾孫也。嘉保元年權中納言に任じ、承保元年太宰權帥となれり、依て世に江帥と稱せり。
〔節刀〕將軍出征の日天皇より親授し給ふ刀也。
〔三公闘戰云々〕桃花蘂葉に、節刀有雜劍也、其中雷劍有二柄、是則百濟國所貢進、日月護身劍、破敵將軍劍等也、云々、雷劍雜劍合卅四柄之由見天德記、太刀契幷節刀、建武度紛失被新造之。とあり、又た信經記にも、破敵將軍とありて、三公闘戰劍と云ふ稱見えず
〔六典〕唐の律令制度を記せる書也。

從二位親子私奉美麗女裝束也。
親子。大舍人頭親國朝臣女。修理大夫顯季卿母。白河院御乳母。寬治七、十、廿一薨。七十三歲。

一 太刀契

匡房記。顯實云。鋒劍三尺。或二尺。總十。其中一劍背有銘。北斗。左青龍。右白虎。其外不見。是自百濟所被渡二劍之一歟。日月護身之劍三公闘戰之劍歟。但節刀可在此外。

匡房。大江成衡朝臣男。顯實。藤資仲卿男。

按。三公闘戰之劍。當作破敵將軍之字乎。

節刀可在此外。按。則節刀也。非在此外。信經記。長德三、五、廿四 一腰破敵。一腰守護。中略件破敵是遣大將軍之時所給節刀也。一腰是名守護候御所是也。

註青龍之條似六典所稱之傳符。

〔長德連署〕一條天皇長德三年五月廿四日に、安部晴明等を宜陽殿に召して、御劍の事御下問ありし時、各名判を連署して奏りし勘文を云ふ。

〔鈴印〕鈴は驛鈴也驛馬を出だす證として用ふるもの、印は內印とて、方三寸の印。「天皇御璽」とあり、延喜太政官式によれば官員の增減、驛傳の遣致、兵庫の兵器の出納、斷罪禁制等の勅書に用ひ給ふ由也。

〔腰輿〕手にて腰の邊迄擡げ舁く輿也其構作簡素にして多く非常の際などに用ふ。

〔節刀鑰〕大刀契を納めし唐櫃の鑰（カギ）なり。

六典。門下省。傳符之制。東方曰青龍之符左四右三。左者進內右者付外。

若遣大將軍之時可用歟。通俊曰。長德連署之說。以之爲太刀。匡房曰。長德連署不見歟云々。已上。

通俊。藤經平卿二男。

鈴印。

北山鈔。年中要鈔下。戌時御腰輿（幸中院）內侍司印櫃。以此稱契櫃之由見天德四年御記。

同記俊實通俊曰。件鈴太有興物也。或六角或八角云々。已上

古少納言伺見之歟。

俊實。源隆俊卿一男。按。不經少納言通俊。延久六任少納言。

又節刀鑰。天曆帝付寶劍帶取。不離御身云々。

按。寶劍付平緒。其平緒中納鑰。知足院關白說 三條院令問大納言資平卿。御劍鞘有被纏付之物是何物乎。資平卿奏云。若節刀御辛櫃之鑰歟者。江談抄幷古事談。

誠我國至極之重寶物也。

人車記・保元三、八、十一讓位以太刀櫃稱傳國璽櫃歷應元九、三宣旨備。太刀契者累代之祕寶。一朝之靈器也。

按、太刀節刀者其一也、代々燒失、所殘長德比卅四柄、寬治比十柄云々。自百濟國所貢靈劍二振在此中。一柄長二尺五寸五分、左方龍形纔見。打堺也、左鋒雲形僅殘。鋒二寸許師双柄本五寸四分。目貫之穴二。一柄長二尺二寸峯有銘。云此字以下燒損。後左（右）是文云、此上又摧不見之、中央間有此字許也、北斗左青龍。右白虎。左龍形纔從腰下許見。其上虎尾形纔在、柄本六寸穴一在。已上中右記。寬治八、十一、二 稱破敵劍是遣大將軍之時所賜節刀也。今一腰是名守護劍供御所是也。已上信經記。長德三、五、廿四 顯實之語節刀可在此外之由者。若是不辨子細歟、天德燒亡之後、令新鑄造。七八月庚申之日令作之。彼時鍛治白根安生云々。此劍圖出政事要略云々。辛櫃作之。內匠寮長四尺、黑漆、中朱漆。無鎖匙、以朱綱結之。已上中右記。昇太刀細櫃內竪、西宮記、史官記。及後代課焉。伏見院正應三、正、廿九御記 契或稱魚符 長各二寸許。皆作魚形相合。如木契之趣。有銘、發

〔讓位〕後白河天皇の御讓位を申す。

〔目貫之穴〕後世に謂ふ目釘穴也、目貫はもと刀劍を柄に止むる爲め、柄の上部より差し貫ける金具を云ひしが、後には此具の外なる飾の部分のみの稱となり、釘はこれを目釘と云ふに至れり。

〔此字以下燒損〕藏人信經私記に、纔十二神日月五星等之體也、而燒損之後、不見其文云云とあり。

〔白根安生〕備前國より召し献ぜる鍛冶工也。

〔內匠寮〕中務省の被管にして、巧匠技巧の事を掌り、公事の際の設備などを兼ね行ふ令外の官也。

兵解兵其國或銘其官。契金八枚銀十四枚銀塗物五十枚。（巳上天德記。）或銅卅枚（御堂關白記。）分入三袋被加太刀辛櫃内。建武比紛失。被新造。（後成恩寺關白說。）

一　寶劍神璽

御劒者神代有三劒其一也。子細雖多不能註。其後爲寶物傳來。而壽永入海紛失之後。院御時以後廿餘年被用清涼殿御劒。

按。一劒天叢雲劒（後號草薙劒。出自大蛇尾。）是寶劒也。（今在熱田。日本紀上。）崇神天皇六年令新造之爲護身御劒。（文治元入海了。）一劒羽斬劒（本名十握劒。素盞嗚尊所帶。在石上。日本紀上。）一劒高庫劒（一名大刀茹。又神戶劒。在熊野。味耜高彦根神所帶。日本紀下。）

壽永。當作元暦乎。後鳥羽文治元（元暦二）三廿四入海了。

院。後鳥羽院也。三長記（建久九、正、十一、土御門院受禪）次神璽。次御劒。（寶劒沈海底之後被用晝御座御劒也）

仍以璽爲先。

心記（文治六、正、三、天皇御元服）御劒間事。自舊年有沙汰。又夜前被問人々。只今又神

〔御堂關白〕藤原道長也。

〔後成恩寺關白〕左大臣關白經嗣の第二子一條兼良にて後成恩寺は其諡也。

〔壽永云々〕後鳥羽天皇の御世より土御門天皇の承元の末迄二十餘年の間は清涼殿の晝御座御劒を寶劒に代用せられ給ひし也。

〔石上〕今、大和國山邊郡丹波市町に在る神社也、崇神天皇の御宇始めて此處に社を建て、伊香色雄命に勅して、十握劒を奉祀し給ふ。

〔味耜高彦根神〕大國主尊の御子也。

〔仍以璽云々〕されば此廿餘年の間は神璽の方を先とし、御劒を次として崇め奉りしと也

〔太副〕神祇官にて伯に次ぐ官人也。大中臣、齋部、卜部三氏の人之に任ず
〔龜卜〕龜甲を燒き其割れ方によりて吉凶禍福を判斷する卜を云ふ。
〔順德院受禪〕順德天皇、土御門天皇より御位を受け給ひしを申す。
〔祭主〕伊勢大神宮の神官の長、多くは神祇太副これを兼ぬ。垂仁天皇三十六年始めて祭官を置き、後ちこれを祭主に改む、改名の年代或は舒明天皇の御宇となし或は天武天皇の御宇となす。
〔荒祭宮〕伊勢國度會郡五十鈴河上、大神宮の北に在りて、皇大神の荒御魂を祭神とし奉る

祇太副兼友參御直廬申龜卜趣。御劍事可被用晝御座御劍之由事切了。日來璽筥爲先之。内侍持之、行幸時立右方。而被用晝御座御劍者、璽如元在前。劍可有御後歟。又如舊例先御劍、御後内侍可持璽。如此事又人々申旨被申院了。仍遲々歟。此後出御後。聞院御世事云人々定申上。殿下可令計申給云々。仍御劍在御後云々。

承元讓位時。有夢想自伊勢進之已來、又准寶劍以劍爲先也。此劍普通、蒔繪也。

按。承元四、十一、廿五。順德院受禪也。此寶劍事諸記不載之。壽永度有如此事。疑可有深叡慮乎。

吉記壽永二、六、廿二。百練抄同之。自神宮被奉銀劍於院中。世以風聞。其子細如何之由尋藏人佐定長。答云。祭主親俊朝臣入來。談云、夢想云、參神宮平伏庭上候、祖父親定幷親章卿在堂上。左右兩人共過去者也。奇之由夢中存之。爰令親定卿被傳仰云。於我者令向天宮給了。禪定法皇後白河御事所令申付荒祭宮

給也。可被奉御劍早可進院也。又當宮守護事以泰經可申沙汰也。此後夢悟了。後朝内宮一禰宜成長持御劍(蒔虎。百錬鈔蒔鹿云云。)來云。可進院之由有夢想。仍所取出也。請取件劍忽上洛持參院了。

神璽自神代于今不替。壽永自海底求出。

知足院關白說。神璽是筥内納印也。按。神璽之盛纏寶劍之組。纏籠此事見延喜御記之由載江談抄。

上以青色絹裹之以紫絲結之如網。内侍持之間。下緒指入程緩。

青色絹。花園院宸記(應長元二、十八)裹衣青色綾。文小葵。裏平絹。表裏共打物也。結緒紫組此等内藏寮所進也。中務内侍日記。璽はこれの役也。右の御わきにまいる、殿下の仰に、そのしるしの御箱のうへにかけたるあみをゆびにかけつればとりはづしてあやまちせぬやうとおほせられて、御なさけのありがたく心もつよ〳〵しく。

此二夜御殿御帳中。御枕二階上案。

〔禰宜〕神宮にて大神主に次ぐ神職也延喜式によれば内宮外宮各一人也。

〔神璽〕八坂瓊の曲玉を申す。

〔自海底云々〕平家物語に、寶劍は失せにけり、神璽は海上に浮びたるを、片岡の太郎經春が取り上げ奉つたりけるとかや、と見えたり。

〔上云々〕神璽の御筥の上を青色の綾にて裹み奉る也。

〔打物〕砧にて打ち艶を出だしたる布を云ふ。

〔しるしの御箱〕神璽を納めし御筥を申す、紫式部日記、增鏡などにも見えたり。

〔御枕二階上案〕御枕上の二階棚の上に安置し奉ると也

按。夜御殿者東御枕也。二階上御劒。東南置之。

覆赤色打物。(匡房記。紫綃云々。)自內藏寮進之。

大記(應德二、十一、廿六讓位。)內侍二人取劒璽。各有紫絹覆。一幅長六尺。內藏寮獻之。

內侍雖持之、自不取之。典侍取之傳。讓位時許直取之也。此故僧女又上臈內侍外、人不入夜御殿。白地案朝餉之時、同不近供。

按、此御抄下篇上臈按察三位雖爲三位、不入夜御殿、不取劒璽。是僧女故也。

凡重輕服人不觸手。

長秋記。天永二、正、十一、春日行幸。左宰相中將家政取劒璽、置御輿。(顯雅朝臣可勤此役。依服日數內次人役之歟。)同記。大治四、正、廿朝覲行幸。於本所宗輔卿令奏、服日數內、取劒璽事可有憚之由所示也。而今般可有憚哉否。攝政(忠通公)宣、不可憚云々。仍預此役云々。明月記。建永二、十一、廿九新日吉供養行幸。三位中將定通開蓋、戶宰相中將依輕服不動。(服日數之人不可取之由有沙汰云云。)

月障內侍、闕如之時或持之、不可然事也。內侍近衞將外更不觸

〔內侍云々〕內侍は內侍司の女官にて掌侍ともいふ。定員六人なり。出御の時奉侍する役なれども安じあるをば自ら取上げ奉らず、其上司なる典侍これを取りて內侍に傳ふる也。

〔讓位時云々〕讓位の時、典侍は先帝に侍し、宮を出でて、內侍一兩人殘り居るのみ。故此時は直に取り奉る也。

〔重輕服〕重服は父母其他主君等の喪にて、一箇年の服を云ひ、輕服は其の外の喪にて、五ヶ月以下の服を云ふ。

〔新日吉〕當時は今の京都五町南日吉坂の邊に在りき。永曆元年後白河上皇の日吉神を修し祀り給へる社也。

手也。自神代如見我被誓置。尤可敬事也。

如見我。按。此事無所見。但有深叡念令書載御乎。

筥中鏡一程物動。返々不可傾。匡房曰不淨人不觸手。他行之時以內侍令守護。又夜御殿火不可消。是爲劔璽也。已上江記。

抑壺切代々東宮寶物也。又時々在公家。延喜以少將定方被渡東宮。是始歟。東宮給襷一重。

定方。號三條右大臣。于時正五位下左少將近江介高藤公二男。

延喜被渡東宮。保明太子。諡號文彦太子。醍醐天皇皇子。

西宮記。延喜四年二月十九日召左大臣仰立太子宣命旨云々。使左近少將定方持壺切劍賜皇太子曰。吾爲太子初天皇賜此劍。故以賜之。定方奏復命。祿襷一襲。

按。壺切者。漢張良劍。資仲卿說。長良公劍。忠仁公兄。閑院御記。花忠仁公劍。寬平御記。昭宣公劍。顯兼卿抄。延喜帝東宮之時被進之。寬平五年四月二日立太子。山蔭爲御使。是始歟。海浦蒔繪有

〔他行〕例へば大嘗會の時、廻立殿迄劔璽渡御あるが如き場合也。

〔夜御殿火〕夜御殿の四方に燈樓ありて、晝夜共に火を點し置かるゝ也。

〔又時々云々〕東宮の御護として御側にあるべきなれど儲君定まらぬ如き事ある時に禁中に置かるゝ也。

〔長良公〕藤原冬嗣の子也。仁明帝の御宇參議に任じ、文德の御宇權中納言從二位に叙す。

〔忠仁公〕冬嗣の第二子良房也。

〔昭宣公〕良房の養子基經也。

〔海浦〕織物蒔繪などに、大波に貝又は松藻（ミル）等の模樣を表せしを云ふ「カイブ」と訓ず。

〔一條院〕もと藤原伊尹の築きし第宅也。天喜三年後冷泉天皇冷泉院より遷御、里内裡となし給ふ。
〔勝光明院〕今、山城國紀伊郡鳥羽に舊址あり、鳥羽上皇の勅願寺也。
〔中殿〕清涼殿の別稱也。
〔厨子〕もと臺所にて食物を載せ置く棚なりしが便利よきにより、後ち其形を模して花麗に作り、書籍筆墨雜器等を載する用となす。
〔直甲〕甲の繼ぎ目無きを云ふ。甲とは琵琶面の廣く高まれる處の稱也。
〔劉二郎〕琵琶博士廉承武也。
〔祖筵〕旅立する人を送る饗宴を云ふ。

如龍摺貝裝束青滑革。延久御記海浦蒔絵。野劒騏驎螺鈿文。人車記後冷泉院康平二正八皇居一條院燒亡之時爲灰燼。不被進東宮。後三條。百錬抄 後三條院治暦四、十二、十一爲灰燼。仍被鑄造。或抄此時刄殘。仍被造鞘。顯兼卿抄 承久亂逆之時紛失之由有沙汰。寛元元四仁治八、十後深草院立太子 被新造。壺切紛失被渡他御劔。百練抄 正嘉二、八、七龜山院立太子 自勝光明院寶藏出現。承久不紛失被納寶藏歟云々。或抄。

一 玄上

累代寶物也。置中殿御厨子。根源様人不知之。掃部頭貞敏

貞敏。京家刑部卿藤繼彦第六子。

渡唐之時。所渡琵琶二面。其一歟。紫檀直甲也。

三代實錄。清和貞觀九、十、四 從五位上掃部頭藤原朝臣貞敏卒。承和五年到大唐達上都。逢能彈琵琶者劉二郎云々。臨別劉二郎設祖筵。贈紫檀玄上紫藤青山琵琶各一。是歲大唐大中元年。本朝承和六年也。

太宋人云。紫檀者大様不可過六七寸。直甲之條不信云々。但此甲非只物紫檀也。

胡琴教錄師說云。玄上波紫檀乃飛多甲。腹波鹽地乎三繼合也。孝道云。五枚繼也。

凡此琵琶。云體云聲不可說未曾有物也。爲靈物。人爲跡之時。有貴人如何跡スルゾト云入人夢。皆着直衣人也。

按。此事出糸竹口傳抄。但後人抄也。仍可考。

靈物中ニモ越他。以不淨手不可取。昔無覆。自近比有沙汰有覆幷臺。紫唐綾無文也。臺摺貝。

知足院關白語。琵琶はめでたけれども袋にいるゝに、玄上は自本不入袋也、而後三條院御時に被入袋たりければ、宇治殿御覽じてあれは爭と仰られければ被取棄袋了。

此琵琶靈驗。內裏燒亡之時飛出。

按。圓融院天元四、十一、十七內裏燒亡時歟。

〔人爲跡云々〕人若し足の方に置く時は、夢に貴人現はれてこれを告む夢中の人皆直衣を着たれば、其貴人たるを知ると也。

〔知足院關白〕關白師道の長子藤原忠實也。寛治中權中納言となり、權大納言右大臣を歷任し、長治中關白となる。知足院は後年の居、奈良知足院に因める稱也。

〔宇治殿〕關白道長の子賴通也。寛弘長和の間累進して權大納言に任じ、後一條の御宇氏長者となり、次で關白に任ず。

〔天元四云々〕皇居は天元三年十一月災し、四年十月工成り、五年十一月再び災せる也。

體源鈔。昔より靈物にて、內裏燒亡の時も、人のとりいださぬさきに飛いでて、大庭のむくの木の末にぞかゝりける。

撥面文消。所々有赤色。不知其繪。代々有沙汰未決。俊房云。良通云琵琶移玄上。彼撥面文不可違。彼唐人打毬形也。

俊房公。具平親王孫。源師房公一男。號堀川左大臣。賴通公養子良通。大記康和二七廿三琵琶字良通琵琶譜讀琵琶合三、一承久二、右大臣是公孫藤原良通琵琶也。仍號良通云々。或說云着補襠者圖撥面。依之稱補襠云々。玄上撥面。古事談。玄上撥面繪事。師時卿記云。打毬之唐人二騎歟。是左府仰也云々。官書師時卿記云。保安元八廿。左大臣殿云。故二條殿教通語次云。玄上繪樣於馬上打毬者。指珠於腰舞形也。良通撥面樣件圖之。是紫藤琵琶也。留世者即彼。而見在定其體顯然歟。

或云。玄象呑青鉢之水。所謂號玄象。

按。此事載體源抄。但後世作也。可考。

〔撥面〕琵琶の表の上方にて撥の當る處を云ふ。
〔良通云々〕良通と云ふ琵琶は玄上を摸造せし由なれば其繪樣は玄上に違ふべからず、然るに良通の撥面は唐人打毬の圖也、依て玄上の撥面をも察すべしと也。
〔具平親王〕村上天皇の皇子、圓融天皇の皇弟也。
〔是公〕藤原武智麿の子也。
〔補襠〕武官の儀式の時に、袍の上に着る衣服を云ふ、胸と背とに當てゝ着る袖なき衣也。
〔左大臣〕太政大臣師房の子源俊房也
〔教通〕關白道長の子、治曆四年賴通に代て關白となる
〔玄象〕黑き象也。

又玄上宰相獻延喜帝。仍號玄上。兩說也。

玄上。藤諸葛五男。朱雀院承平三正廿一薨。于時參議。從三位。七十八歲。古事談。玄上事。江中納言匡房ニ人ノ問ケレバ不知慥說。延喜比、玄上宰相ト云ケル琵琶引ノ琵琶トヤラントゾ被答ケル。

但妙音院入道付玄上說歟。

妙音院入道。師長公太政大臣宇治贈相國賴長公男。

按。花園院正和五後十廿四日夜。玄上紛失云々。兼好抄。元應清暑堂御神樂。玄上紛失用牧馬云々。建武三年行幸山門之時紛失之由。載太平記。可考。

一　鈴鹿

與玄上同累代寶物也。但每年御神樂萬人用之。

江談鈔。和琴。鈴鹿是ハ累代帝王渡物也。

〔藤諸葛〕左大臣三守の孫、侍從從五位下有統の子也。
〔妙音院入道〕性音律を嗜み、最も琵琶、箏に長ぜり。
〔淸暑堂〕大內裡豐樂院九堂の一にて每年こゝにて神樂の儀あり。
〔牧馬〕玄上と共に宮中に名物として傳へらるゝ琵琶也
〔建武三年云々〕同年正月比叡山行幸の折也。
〔太平記云々〕同書卷第十四、主上都落の事の條に見えたり。
〔和琴〕我國固有の琴にて、神樂及雅樂に用ふ、始め六絃、後には七絃八絃となれり。
〔每年御神樂〕每年十二月の內侍所御神樂を云ふ。

敦有卿記。貞治六、九、廿六、十月三日。三條大納言實音卿參仙洞於御前語申云。和琴所作人亂位次着一座例也。可任先規之由頻申之。中略實綱卿着一座了。此事依賞。鈴鹿和琴名物也被着一座之例必不一決。先例兩說也。子細大略不及玄上。玄上彈琵琶之人。以彈之爲至極。此號說有異說。未決其實。

按。此號說未所見。北畠村親卿抄云。むかし當國鈴鹿の橋板にてつくりけるやまと琴、いとめでたき物にて、代々の帝の寶物とはなれり。文治六年五社百首俊成卿詠鈴鹿川桐のふる木の丸木橋、これもや琴の音にかよふらん。抑此和琴。建武以來紛失之由。見敦有卿記。

一　竈神

行幸他所之時。中納言以下供奉。

西宮記臨時六　一內膳御竈神奉遷他所事。以生絹覆上。衞士八人舁之。宮主先解除。納言一人。辨外記史

〔爲至極〕至極名譽の事となす也。
〔北畠村親〕政鄕の子、伊勢の國司也
〔やまと琴〕和琴也
〔五社百首〕文治六年、伊勢、賀茂、春日、日吉、住吉の五社へ奉納せる百首の和歌也。
〔竈神〕三足の釜にて、神代より傳はる寶物也。
〔衞士〕諸國軍團兵士の、每年交替上京して、禁中を守護するものを云ひしが、後ち軍團の制破れてよりは、左右衞士府に各四人の衞士を置き、諸公事の時雜事を勤めしめたり。
〔辨〕太政官の職名左右に大中少各一人都合六人を置く
〔外記史〕共に太政官の職名也。

（葵御祭）毎年四月中の酉日に行ふ賀茂社の祭を云ふ。
（神今食）毎年六月十二月の十一日、月次祭の夜天照太神を神嘉殿に奉請御飯供御、御自分も食し給ふ儀式なり。
（新嘗祭）十一月下卯日（三卯あらば中）天皇新穀を神祇に供し御自分も食し給ふ儀也。
（清涼殿）仁壽殿の西、天皇常の御居殿也。
（朽木形）朽ちたる板目形の模樣也。
（繧繝）錦の一種也
（濱床）帳臺に備へたる高さ一尺許九尺四方の床、四つに割りて指合す樣に造れり、四方に洲濱の繪あるより此名ある由也。

以下步供奉。覆料杤八支 宮內省御料衛士十六人左右衛門府各八人

尤可爲靈物。女房不忌之。男主上之外不沐浴也。四五破。指合用之不可說物也。

按。自神代所傳錡。有足曰錡三口。一稱平野。陰陽師奉仕葵御祭。一稱齋火。六月十二月神今食十一月新嘗祭等奉仕御飯。一稱庭火。尋常御飯奉仕之。已上坐內膳司有御位階。出文德實錄天安元年四月。三代實錄貞觀元年正月等。或說平野坐陰陽寮。增鏡煙の末々圓融院永觀元天元六十一卯剋。內膳司平野庭火御竈被盜取了。九代略記忌火到後世。云々此御抄四五破此忌火也後深草院寶治二十廿二。內膳屋燒亡之時。燒損給。閏十二廿二被定內膳御竈可鑄改日時。來廿八日者百鍊抄其後事不詳。

一 清涼殿

五間 北第一間。母屋爲御路。次御帳間。第三間大床子。第四間奧有御厨子。第五間四季御屛風。母屋有日記御厨子。

帳 四面有几帳。帷夏生。以胡粉畫華鳥。冬朽木形。疊三帖繧繝御座敷東上。西柱角鏡二。東面濱床如常。獅子。狛犬。在帳前南北。左獅子。

帷夏冬事。雜要鈔。帷冬。面練平絹。纐纈文。裏同白。古者張(己上冬之)夏生平絹以白泥畫野篠秋艸等。裏冬同前。(夏之)按以纐纈畫朽木形文也。其體見雜要鈔、御驗記以下。

西柱角。按。扉角也。正字通。扉偑之使人無忿怒。此故歟。其體同出同鈔。

獅子狛犬。雜要鈔。立獅子形時者。帳前南方帷末之表戸之左右之際相向天立之。左獅子(於色黃。開口。)右胡摩犬(於色白。不開口。有角。)

平敷(ヒラシキ)疊一帖。(繧繝端。在上。東西行。)中央置茵一枚。(中宮[illegible])御劍在御座南(鞘東)御硯筥御座南板置。自中央南方。(硯有[illegible])

御劍在御座右方。(東面。御座)鞘東柄西也。考舊記。於晝御座御劍者。御即位之後多被新造野劍也。用鮫皮柄。不被用銀鐃子柄云々。但後代不被新造渡物也。

御硯筥。置南板敷之上。(御座前也)按。水滴者金銅龜之壺。筆三管墨一挺云々。

三尺几帳御座北柱內立。(斜立之。西裡也。)

禁腋祕鈔。四尺ノ几帳三本三方ノ中ノアキタル下ニ立、後ハ三尺几帳也。御帳ノ帷ヲ垂タルガ故ニ、几帳御帳ノ艮ノ方ニスヂカヘテ立ツ。

(纐纈)しぼり染也
(西柱)帳帷を懸くる西方の柱也
(正字通)明の張自烈の撰せる字彙也
(忿怒云々)懸物圖鏡には、諸々の毒を消すもの故、座敷の飾に用ふる也堂上にては、御帳の左右に懸けらるる由、と見えたり。
(獅子狛犬)帳帷の裾を支ふる鎭子也
(平敷)帳臺の前東庇に敷ける天皇御座の疊也。高御座に對して此稱あり
(海部)海浦也、(一九頁參照)。
(野劍)野太刀也、又打刀とも云ふ。
(鐃子)打鮫又は打出鮫とも云ふ。刀の欄に、金銀の薄板にて、鮫皮の文を打出せるものなり。

大床子三脚　敷高麗非疊、端チ疊ノ弘サニシテ有裏。圓座一ツ。脇息一ツ（或以二爲善）

假名裝束鈔。大さうじは、御帳のにしの間もやのはしらのきはにたつる也。そのていうゑはすのこにて、ながさ三尺ばかり、あしのたかさ二尺ばかりなるを、ふたつさしあはせて、すゑて、うゑに、かうらいをたゝはんでうのやうに、うちうらを付てしきて、そのうゑに、すがゑむざをしきたり。

南蠻繪御厨子一脚。日記御厨子一脚　近代不納二代御記。只雜文書等。及女孺坏指油不可說次第也。

蠻繪。山海經（西山經）有鳥焉。其狀如梟。而一翼一目。相得乃飛。名曰蠻々。（比翼鳥也。）

二代御記。延喜天曆兩代御記也。峯記。（嘉禎四、二、七）前博陸云。又日記御厨子被納二代御記以下近代不見。自何比不被取納哉。彼是持疑。後朱雀院代始之時。舊主被渡之目錄中所見分明也。又後三條院可有沙汰之由議定畢。

〔高麗〕白地に黑き小紋ある綾也、紋の形は菊花、雲形其外定式なし。

〔圓座〕もと蒲葉を以て丸く平に組み作れる敷物、後世は綾錦などにて包み作る。

〔日記御厨子〕第五間の奧に在り。

〔不可說云々〕論外の次第にて言はむ樣もなしと也。

〔蠻繪〕錦所談に、西宮記に盤繪に作る是なり、盤繪は凡て鳥獸草花の形狀一物二物を盤桓とめぐらし圓くゑがく故盤繪といふなるべし、盤を濁音に唱へしより、後世蠻にかき誤りしならむ、集韻に盤は皿也とあるを以て知るべし、とあり。

置物御厨子二脚上玄象。中鈴鹿。下方笛筥。在両部。小水龍。又笛二。太狛拍子四。

人車記。仁安二、九、廿七立上。鈴鹿、御笛筥一合。納笙横笛水龍也拍子二筋。

小水龍。續教訓抄。小水龍或記云。天下第五ノ笛ナリ。天暦ノ御笛ナリ。按。

小水龍者大水龍ヲ摸歟。

石灰壇（イシバヒダン）四季御屏風三尺。南第一間母屋御簾下。以東為面。此御屏風内有陪膳圓座。障子皆唐繪本文也。又燈樓。年間有燈楼。有事之時返綱

石灰壇。侍中群要。卷十塗石灰壇事。塗間垂母屋御簾近衛司候之。塗了上御簾。同可塗石灰壇付仰修理職。

四季御屏風。侍中群要卷十。石灰壇御屏風一帖四季立替云々。石灰壇屏風四季立替之。近代一帖畫四季。

返燈樓綱。假名装束抄。ひさしのきのとうろのつな、ひるはかへすべし、すそのわなをかみへひきかへして、むすびめよりかみにはさむべきなり。

弘廂板九枚。北立荒海障子。南方手長足長。北面障子宇治網代。布障子墨繪也。二間與上御局之際。立昆明池障子。閑院無上御局。仍荒海障子副二尺許

〔太狛〕太（トコ）は神樂笛、狛（コマ）は高麗笛也。

〔水龍〕震旦の人渡海の折水龍の望により與へたるが、歸航の際黄金と交換取戻したる由依て此名ありと傳ふ

〔石灰壇〕主上毎朝伊勢神宮を御遙拜遊ばす所也。

〔本文〕典故ある文也、こゝは漢書の文によりて董仲舒な畧縮に抽きし也

〔弘廂〕又た孫廂と稱す、清涼殿母屋の東方に在り。

〔南方云々〕荒海障子の南面は足長人の、手長人を負ひて水中の魚を摘へむとする樣を畫き、北面は、宇治川に網代かけて、氷魚採らむとする樣畫けり。

爲レ路立レ之。南昆明池。北嵯峨野小鷹狩。南切妻有二鳴板一。號二見參板一。不二打付一也

荒海。枕草子。清涼殿のうしとらのすみの、北のへだてなる御さうじには、あら海のかた、いきたるものどものおそろしげなる手ながあしながをぞかゝれたる。うへのおつぼねの戸おしあけたれば、つねにめにみゆるを、にくみなどしてわらふ。

昆明池。勅撰和歌名所。御撰。龜山院 昆明池障子一方有二唐人釣漁之姿一。一方有二手長足長姿一。史記封禪書 千字文古註云。長安城西有二昆明池一。漢武時。南夷有二昆明國城一也。方三百里。居二水中一能二水戰一。武帝常伐レ之不レ得。乃設レ計擄二長安城一。二十里穿二一池一。四方四十里。池水滿。造レ船於二其上一教二水戰一。遂破二彼國一。爲二昆明國一。號二其池一曰二昆明池一。

閑院。按。閑院者二條南。西洞院西。贈太政大臣冬嗣公第。金岡疊二水石一云々。昭宣公基經公冬嗣公孫 居二住之一。讓二與清和皇子貞元親王一。又醍醐皇子長明親王傳二領之一歟。其後備後守藤致忠朝臣買レ之爲レ家。此致忠讓二進於太相國兼通公一。

〔小鷹狩〕秋に行ふ鷹狩を云ひ、これに對して、冬行ふ鷹狩を大鷹狩と云ふ、秋は小鷹を用ひて鶉などの小鳥を狩り、冬は大鷹を使ひて鶴等の大鳥を狩る、故に此の名出づと云ふ。

〔鳴板〕第一の板を踏めば、鳴るやうに、わざと打付けざる也、拜謁見參の者、此處より登るにより見參の板とも云ふ。

〔漢武〕景帝の子、西漢第五代の帝也

〔冬嗣〕右大臣内麻呂の第二子也。

〔貞元親王〕清和天皇第六皇子也、長ぜられて四品に叙し閑院宮と稱す、延喜九年薨ぜらる

〔長明親王〕醍醐天皇の第九皇子也。

〔顯光〕應和寛仁年間累進して從一位左大臣に至る。
〔仁義公〕藤原公季をいふ、治安元年從一位太政大臣に至る。
〔能信〕攝政道長の第五子也。寛仁元年權中納言に任じ幾くも無く權大納言に進む
〔後三條院云々〕尊仁親王、後冷泉天皇の皇太弟たらせ給ひし時、此所に御住居あり、治暦四年四月御踐祚よりは打續き皇居と爲し給ひし也。
〔松殿基房〕關白忠通の子也、長寛中左大臣に任じ、仁安元年攝政氏長者に進み、承安二月關白となる　世に松殿中山又は菩提院と稱す。

（師輔公男）息顯光公左大將朝光卿等居住之。天元之比圓融院臨幸暫爲皇居。依長保三年仁義公（公季公。師輔公男）買領朝光卿閑院第。其子實成卿同居住之。依讓權大納言能信卿被讓受歟。永承之比。後三條院爲東宮之間住給。卽位爲皇居。其後經星霜松殿基房公被居住。後又爲皇居。或又臣下居住之也。

北嵯峨野小鷹狩。著聞集第十一。清涼殿のひろびさしに、つひたち障子を立て、昆明池を圖せられたり。そのうらに野を書て、片方に小屋形あり、又近衞司の鷹つかひたるをかけり。是は雜藝に侍る、嵯峨野に狩せし少將の卿とぞ。彼少將といふは、大井河のほとりに住ける季綱の少將の事にや。かの大井の家をいで、さが野に狩しけるをうつしけるにこそ。

見參板。江家次第第二（叙位）到南第一間長押下。踏第一板令有聲。（爲令知於次人也、件板往年不打釘）侍中群要。入自南第二間。上孫庇長押上。逼東（天）北行。（踏自東第三枚許板行。頗令有聲。）

〔年中行事障子〕年中の公事の名目を兩面に書き連ねし衝立障子也。
〔春東方也〕春の儀式の名目書ける方を東面にすと也。
〔殿上〕清涼殿南廂に在りて公卿殿上人の侍候する間也
〔上戸〕落板敷より殿上の間へ出入すべき戸口也。
〔小蔀〕石灰壇の際と上戸との間に在る小窓也。
〔出納〕藏人所の職員の稱也。
〔懸棹〕晝は覆を撤して棹間の竹棹に懸け置く也。
〔蘇芳〕二藍に赤味を帶べる染色也、蘇芳樹より採る。
〔奏杖〕文杖とも云ふ、此の杖の尖具に文書を挾みて御前に差し出す也。

年中行事障子（向上戸立之。春東方也。人一人路程チ置テ立之。）

年中行事祕鈔。殿上年中行事障子事。仁和元年五月廿五日。太政大臣（昭宣）公被進年中行事障子。今案。彼年始被立年中行事障子。見小野宮記云々。

殿上

六間（上戸有小蔀。主上覽殿上所也。御物忌時下之。）

小蔀。按。其體出建保中殿御會繪圖。

倚子覆出納旦暮奉仕之懸棹。

按。殿上倚子以紫檀造之。（見續世繼白川渡。）覆。練蘇芳絹。（出禁腋祕抄。）懸覆撤之事。上古藏人奉仕之。後代出納役之歟。棹。鳥羽院保安元年以後以釘打付之。是實衡與資信於殿上闘諍。取棹欲槌之故也。（百錬鈔幷續世繼白川。）

奏杖（在上戸邊。）和琴（置北長押。）臺盤三脚（切臺盤大臣。）

西宮記（臨時四）殿上侍座四間。南一間壁下立御倚子。（南面）三間立王卿大盤。（四尺）

〔彈棊〕盤上にて棊石を彈き合ふ遊也漢武帝蹴鞠を好む、群臣玉體の勞せむ事を憂ひ始て此遊戯を作り進めし由事物紀原に見ゆ。
〔有袋〕禁腋祕抄に、夜は袋に入る、晝は袋をたゝみて札の下におくと見えたり。
〔日給簡〕侍臣殿上に出勤する者の名を記す簡也、其下に上番の日數を紙に書きて張る、これを放紙と云ふ
〔平絹〕無文の絹布羽二重の類也。
〔横敷〕臺盤の西方横に一帖敷ける疊を云ふ。
〔木工寮〕宮内省の被管にして、宮殿の營作採材の事を掌る、又小道具を製作す。

四間立侍臣大盤。八尺二脚中略。親王大臣參著日。著小大盤。大納言可著兩大盤中間。中納言以下可著侍臣大臺盤。

火櫃二。自十月至三月。至四月撤之。圍碁彈棊等盤在臺盤下。近代冬不置之。上古尋常置之。

火櫃。西宮記。臨時四　殿上內藏寮。夏冬朔日改庠。禁腋祕抄。火櫃二ツ置。夏ハ火櫃ヲ取テ圍碁彈棊盤ヲ置。

圍碁。本朝事始。仁德天皇自百濟國博士阿和直始教天皇。

彈棊。藝經。彈棊兩人對局。白黑棊各六枚。先列棊相當。更先彈也。其局以石爲之。按。盤圖出北野緣起繪圖。

簡有袋

按。日給簡也。長五尺三寸。弘上八寸下七寸厚六分。袋表裏平絹兩面有大字銘。其下三堺書殿上人官位姓名。上四位。中五位。下六位。

朱辛櫃橫敷前有硯。木工寮進之。白地檜置瓦硯。春冬有垂幕。

朱辛櫃。禁腋祕抄。日記の辛櫃を立。日々藏人書日記納此辛櫃。

〔釣蔀〕戸の上方に蝶番を設け釣上ぐる樣にせる蔀也。〔うつぼ柱〕雨水を受くる箱の樋也、夏山雜談に、空柱と云ふは殿上の前にあり、云々、柱を穴にして其內より雨水の落るやうにしたる也とあり〔小舍人云々〕小舍人は殿上間の南方校書殿の西廂に詰む、これを召す時に鈴を鳴す也。〔神仙門〕殿上間の南、西向に在りて殿上間の小板敷と沓脫との間に當る〔東三間云々〕殿上六間は神仙門より東方へ三間、西方へ三間に亙ると也〔小板敷〕殿上間南第一間より三間迄に掛る幅廣き緣也紫端の疊を敷く。

垂蔀。西宮記。臨時四。殿上冬時。內藏寮南面懸紫絹幕。蓬萊抄。夏時無幕。

夕陽之時下釣蔀。

禁腋祕抄。うつぼ柱あり、其傍に釣しとみあり、夏は是を上、冬は下す、日を防也。

橫敷坤角柱付蘇芳綱付鈴。召小舍人之時。藏人引之。是自一條院御時以後事也。始用馬寮差繩近代爲例。

江家次第ノ十四。讓位次召鈴綱。懸於殿上。三長記。建久六、十一、十八。經本路退歸殿上。目敦倫令引綱。無綱仍以主殿司召小舍人。

按。御抄自一條院御時以後事也。云々。但此事既載江次第。然時者堀川院以前有之乎。

神仙門。東三間。西三間也。小板敷西有棹間。

禁腋祕抄。小板敷ノ上ノ間小柱ヲ立テ、西ノ間ノ中ニ叉チヰサキ柱ヲ立テ、橫ザマニ木ヲワタシテ棹ノ間ト云。按。懸御倚子覆棹也。

〔小庭〕小板敷の前神仙門の東に在る中庭也

〔時簡〕殿上の小庭に立てる杭に時を記し揭ぐる簡（ダフ）也、時刻每に殿上童之を奉仕す。

〔膳棚〕御鷹飼の鳥四府の鯉等献上物等を載せ置く棚也

〔下侍〕殿上間の小板敷より小庭を隔てゝ向に在り。

〔折松〕松明也、火を焚く時松を折りたる也。

〔清華〕公家の中、攝政關白たるを得ざるも太政大臣たるを得る家柄を云ふ。もと轉法輪三條、菊亭、大炊御門、花山院、德大寺、西園寺、醍醐の七家にて、七清華の名ありしが、後世是に久我、廣幡を加へ九家となれり

小庭時簡。膳棚。燈樓。

西宮記。臨時四 下侍。東西廊下。御膳棚。東立時簡。

下侍

三間。有炭櫃四面敷疊。號侍臣亂遊所也。如折松於此所也。或又酒宴等於此所行之。清華人近代不着之。

明月記。寛喜二、正、四 傳聞。頭治部卿事 常入坐下侍以上殿司令燒折松。

拾遺員外。夜。いたづらにおりまつたきてふけしよを猶こゝのへのうちぞこひしき。辨内侍日記。寛元四年十一月十四日のよ、雪いとおもしろく中略南殿にてよもすがらながめ給ひけるが、曉かたことにつみたりければ、うへのをのこども、殿上のおいまつめしけれども、つきたるよし申ければ、弘御所の北むきにて、かれたる萩の枝などおり松にをられける。

〔渡殿〕殿上間の西方下戶より續ける廊也。
〔公卿〕三大臣攝關等を公と云ひ、大中納言三位以上の人を卿と稱す。參議は四位なれども亦卿の中に入る。
〔布障子云々〕土居なきものにて、柱に打付くる也。
〔殿上人〕四位五位及六位にて昇殿を許されし者を云ふ
〔花族諸家云々〕一本に、諸家非色又着之とあり。
〔春花門〕大內裏外郭門の一、南面にして建禮門の東に在り、拾芥抄に、春華門、謂之白馬陣、と見えたり。
〔修明門〕大內裡外郭門の一、建禮門の西端に在り。又た右馬陣とも云ふ

渡殿

二行各一疊敷黃端公卿在殿上之日。不論花族諸家着之。不然之時可然之人不着之。北方副高欄立布障子二間（立柱打付）畫打毬向下戶横女官戶ヨリノ道ヲ通テ立馬形障子（號波禰馬也。）

下戶。禁腋祕鈔。末ニ脇戶アリ。下ノ戶ト云。女官戶。同抄。小壁ノ外ニ南向タル脇戶女官ノ戶ト云。女官是ヨリ小庭ヲ通ル道也。

波禰馬。古今著聞集。渡殿には、はね馬よせ馬の障子を立て、又同じ渡殿の北邊、朝餉の前に馬形の障子あり。

其西南二間有遣戶。其下一間籠テ下女居住。如手水物置。燒火置水。自中古事歟。高遣戶侍臣已下參所也。

有遣戶按。是高遣戶也。禁腋祕抄。殿上人ナド春花門ヨリ入テ。南ヲ經テ修明門ヲ入テ。殿上ノ高遣戶ヨリ上ケリ。

〔鬼間〕清涼殿の母屋より西南の角にて、殿上の間の北に當れる間也。〔格子外云々〕家屋雜考に、格子の内へ垂るゝを内みすといひ、外へ垂るゝをおほひみすと云ふ、母屋は内みす、廂は覆簾、常の事なり、とあり。〔白澤王〕夏山雜談に、白澤王は李將軍の事なりとあり又た禁腋祕抄は百澤王に作る、百澤は黄帝東海巡遊の時顯はれし王なる由大明會典に見ゆ〔守覺法親王〕後白河天皇の第三皇子にて、北院御室と號せらる、建仁二年御年五十二歲にて薨ず。〔繪所〕朝廷の繪畫の事を掌る役所也

鬼間

二間格子也。南間常不上。有覆簾之。卷一

按。覆簾事。見假名裝束抄。但是所者。格子外懸簾歟。

其内南北行立御厨子。置御膳具。南壁白澤王切鬼繪。

村上御記。應和四、四、九　召左衛門志飛鳥常則圖畫西廂南壁白澤王像。著聞集。鬼の間の壁に白澤王をかゝれたることは、昔彼間に鬼のすみけるをしづめられける故に、かゝれたることゝは申つたへたれども、たしかなる說をしらず。守覺法親王記建久二、九、十　鬼間繪之事。人不見之。先年相尋繪所之處固辭申。終不顯其繪樣如何爲長云。凡此條自古至今雖聞。鬼間名未見其消息云々。祕藏故歟。然存人尤稀也。不可言上之由辭申。賦日於兩卿。親經資實同辭之。予答云。鬼王三面三目有一角。其色赤色也。間艮方畫之。形如逃去勢。又勇士壹人提劍如追鬼。鬼王顧勇士走形也。此時爲

長云。朱雀門鬼者。鬼間鬼王所レ變也云々。彼鬼青色一面也。長谷雄卿記有レ之云々。赤色青色異說也。後可レ決レ之。

按。白澤王。守覺法親王被レ稱二勇士一。可レ爲二鍾馗像一也。善成公說。白澤王ハ朝ニ三千夕ニ三百ノ鬼ヲ食スル王也。云々。是佛說歟。不レ足レ爲レ證而已。

櫛形者北障子際夾レ柱有レ一。

兼好徒然草。今の内裏造り出されて、有識の人々にみせられけるに、いづくもなんなしとて、既に遷幸の日ちかくなりけるに、玄輝門院（實雄公女後深草院妃）御らんじて、閑院殿のくしがたの穴は、まろくふちもなくてぞありしとおほせられける。

臺盤所

三間。北間（朝餉方）敷二黄端疊一。東倚子。其南女房簡。（入レ袋）辛櫃。（朱塗也。）

按。此御倚子黑柿之由見二人車記仁安二、九、卅一

〔朱雀門〕宮城外郭十二門の一にして南面の正門也。内は北方應天門、外は南方羅城門と相對す。

〔櫛形〕窓の名也、形櫛に似たるより名づく。

〔北障子〕一本小障子に作る。

〔有レ一〕一本、有レ之とあるを正しとす。

〔實雄〕藤原公經の子也。後堀河以降五朝に仕へ、從一位左大臣に至る。

〔玄輝門院〕藤原實雄の第三女にして愔子（ヨシコ）と申す。伏見天皇の御母也

〔臺盤所〕鬼間の北隣也、常に女房の詰め居る所にしてそれが食事の爲め臺盤を据ゑ置くより此名あり。

〔五條殿〕京都五條の南、烏丸の東に在りて、もと大納言邦綱の第なりき。爰に同殿燒亡とあるは一條天皇御宇の事也。
〔臺盤〕盤を載する臺也、又机とも云ふ。盤とは食物を盛る皿の類を云ふ。
〔御膳棚〕食物を置くべき白木の二階棚也。
〔作物所〕朝廷の金銀細工、新鑄貨幣の文字彫刻、其他種々の鍛冶細工等をなす所を云ふ。
〔長押下〕北間より西の方に渡廊ありこれを落長押とも稱す、この二間の間を云ふ也。
〔切簾〕鴨柄より床までの長さ無く、半分程にて切りたる簾を云ふ。

女房簡。人車記。同日皇居五條殿燒亡。　女房簡板召木工寮令内匠寮造調之。寸法如殿上簡。女房位階姓名等。第文用本體。其外少々不審申。女房以民部大輔三善爲雅令書之。袋兩面幷裏絹等。召内藏寮於藏人所令造調之。寸法同殿上。大字銘。爲雅同書之。

臺盤上有御膳棚檜二階火櫃一。

臺盤。備急鈔。臺盤所三脚。見在一脚。禁腋祕抄。臺盤一脚。

火櫃。峯記嘉禎四、二、七臺盤上立御膳棚一脚。二階其北立白木切机一脚。火櫃冬時朱漆火櫃。中彫居鉢二口。夏時白木櫃居一口由見舊記。當時彫居一口。

又無白木机尤不審。仰作物所等可令作之由。仰頭中將了。

圍碁彈棊等同殿上。中間臺盤東黑漆厨子。上置菓子等。其南立馬形障子。鬼間方奥一間出テ也。疊中幷南間紫端。長押下二間。是渡廊籠也。南有布障子二間。北遣戸一間。蔀一間。常不上二間際程副北立馬形障子。西立布障子。其外號切簾。一間懸。遣戸御簾

二間也。抑臺盤所東北障子。到鬼間和繪也。

朝餉

二間。南平敷二枚。（北上）東北立屛風。（絹屛風）夜御殿方有副障子。御屛風，內外案。御調度二階一。押錦唐匣筥一。硯筥螺鈿，厨子二脚。（非螺鈿。只近代蒔繪。或以箔押。）冠筥一。唾壺。

冠筥。雜要鈔。身深六寸九分。蓋臺一寸一分。四葉入角。口白鑞。

唾壺。延喜式。內匠銀唾壺一口。（口徑八寸五分）侍中群要。卷四唾壺御筥在西御厨子上。（筥在縫立井敷物心葉。其上立唾壺。故公忠朝臣云々。）

按。雜要鈔。載其圖可見。

手拭筥。熨斗筥。

手拭筥。其體可考。

熨斗筥。和名鈔。蔣魴切韻云。熨（音尉。今案。一音鬱。見唐韻。）斗所以熨衣裳。（和名乃之）張掄才

〔和繪〕繪樣詳かならず、一說に彩色したるを云ふ。
〔朝餉〕臺盤所の北隣、御膳を聞召す所也。
〔副障子〕壁などに添へ、寄せかけ置く障子を云ふ。
〔唐匣〕四隅に角の入りたる筥、其上に更に小筥を載せ四脚の臺に居う。
〔螺鈿〕漆塗の中に貝を切りて嵌入し飾とせるもの也。
〔心葉〕筥などに、物を入れて紐を結び、其餘りの下りたる紐に作り花の枝をつけしを云ふ
〔熨斗筥〕火熨の形したる器を入れし筥也。火熨形の器の用途明かならず或は飲食の具を載する金屬製の承盤ならむと云ふ。

〔撫物〕身を撫でて穢を拂ひ棄つる爲め用ふる祓の具也
〔後涼殿〕淸涼殿の西に接せる殿にて又た別殿とも云ふ廣さ九間四面にて南北に納殿、西廂に御厨子所を設く
〔土居〕衝立、几帳などの下の臺也。
〔五節肩脫〕毎年十一月新嘗會の時、五節の舞姫禁中にて舞ふ儀あり、舞終りて後殿上の淵醉とて、公卿宴を催し上衣の肩を脫ぎ打寛ぎて、禁中諸處渡り歩く習あり、これを五節の肩脫と云ふ。
〔宗忠〕權大納言藤原宗俊の子也、天永二年右大臣となる、朝に仕ふる事六十年、其日錄は即ち中右記也。

古器評。漢熨斗盃仲帛之器耳。雜要鈔。口徑四寸二分。深一寸一分。尻弘三寸三分。柄長六寸。中ノ不久良弘一寸三分。上下細。

几帳一。大床子二脚。一者在御手水間。火櫃春冬許也。圓火櫃也。廻畫和繪。臺盤所方障子和繪。御手水間方障子畫猫。

禁腋祕抄。北障子ニ猫ヲカク。棚ニ御撫物ヲ置ク。鼠ニクハセジガタメニ猫ヲカクト云。

後涼殿布障子如渡殿無土居。

土居。按。梅障子大凡者衝立障子也。仍有土居。此障子無土居。仍立柱打付也。

立小柱打付。有用之時撤之。如五節肩脫也。

肩脫。十一月中寅日。淵醉之日。殿上人脫肩也。

近代引馬繪也。是僻事也。宗忠記打毬騎馬唐人之由也。

中右記天永三、十、十九可渡御新造大炊殿也。御裝束事藏人大膳亮說雅率藏人

〔無其謂云々〕故實は彩色模樣なれば銀箔の模樣は如何にや、但し時宜にも依るべしと也

〔蒔黃〕金蒔繪也。

〔桐竹鳳〕主上の御袍御調度等の文に用ふるは、黃帝の時鳳宮殿の梧桐に集り竹實を食ひし故事に出づと云ふ

〔天皇元服〕天皇の御元服には加冠、理髮、能冠あり、加冠は太政大臣これを奉じ、祝詞を述べ肴醴を進む。理髮は左大臣これを奉じ、能冠は從頂黑幘を御首に加ふる儀、多く內藏頭これに任ず。

〔御手水間〕主上每朝御湯を聞召し給ひて後、御髻を整へ御裝束奉りて御手水參る間也。

所衆奉仕中殿御裝束。于時仰勸文。令立御帳。中略見廻所々之處。朝干餉壺布障子皆畫馬形。里亭多相具打毬也。仍俄可畫具打毬圖之由下知。繪師信貞則畫圖了。令立替。

凡御調度等。近代蒔繪。白又以白箔押繪。是無其謂文。只可在時議。

白箔。按。以銀箔押文。則平文也。

堀河院。御時蒔桐竹。蒔黃簀子。南立馬形障子。

中右記。嘉承二、十一、廿五。 件御調度ハ內裏初新造之後。渡御之日行事所調進之。竹桐蒔繪調度也。江次第ノ十七。天皇元服御裝束。 立三尺五寸蒔繪螺鈿桐竹鳳。

壺厨子二脚。

御手水間

一間。兼朝餉爲巾障子立置物厨子一。其北立大床子一。上有圓

〔角様〕斜なる様也

〔白河院〕白河法皇の仙洞也。もと藤原良房の第、京都二條通の北に在り

〔夜御殿〕朝餉間の東にて、主上の御寢所也。四方壁を塗り籠めたるより又た塗籠とも稱す

〔妻戸〕寢殿の四隅に在る開戸を云ふ蝶番にて開閉す。

〔御帳云々〕御帳は清涼殿母屋の御帳に同じと也。

〔壁代〕壁、羽目板などに飾として垂るゝ幕を云ふ、安齋隨筆に、壁代は白綾の立幅なり、兩面也、上下に乳ありて、槍の柄の如くなる檜の卷木を入るゝ也、紐あり、紫の平くけ紐なり云々、と見えたり。

座。凡主上御座不可向西之由在江記。御手水可向北也。

日中行事、大かたは、主上は西むきに座し給はずといふゆへにや、御手水のま西むきなれども大床子は北へむきて立たり。

嘉保行幸院之時。相撲御劍置御座東。是不可向西心也。向西角様可着座也。

堀河院嘉保二年八月八日行幸仙洞。白河院御覽相撲也。

夜御殿

四方有妻戸。南大妻戸一間也。御帳同清涼殿（東乾）。

禁腋祕抄。夜御殿ハ御帳日ノ御座ノ如シ。壁代カケタリ。四ノ隅ニ燈樓有。掻灯ノ所ニクワシク見ヘタリ。御帳ノ枕ノ方ニヅシ二、アトノ方ニカゞミカケタリ。板敷ノ下濕氣ヲ去ン爲ニ三尺バカリ深堀タル由、古老傳ニ有由、長曆御記ニ見ヘタリ。

富家言談。南殿南枕。清涼殿東枕也。山槐記。治承四、二、廿一。夜御殿立御帳。以東可爲御枕之故也。

敷疊御座也。御枕有二階奉安御劍神璽。皆有覆。蘇芳也。御劍東南。御帳四角有燈樓。又御帳南西北敷疊爲女房座。

上御局 號藤壺上御局。

后。女御。更衣參上所也。近代爲御所。

后。日本紀。神武元年正月。尊正妃爲皇后。續日本紀。聖武天平二年四月辛未。始置皇后宮職。

同。光仁寶龜十二年天應元年五月乙亥始置中宮職。

女御。日本紀。雄略七年八月。欲自求稚媛爲女御。女御之名日始見之。

更衣。仁明承和三年月日。正五位上紀朝臣乙魚授從四位下爲更衣。是始也。

清涼殿記。更衣。其員十二人以下。必不滿其數。尙侍宣下諸司。聽著禁色。

〔上御局〕夜御殿の北隣にて、女御達の侍候する所也。藤壺上御局とも號するは、藤壺は女御の曹司の名にてそこに住まはるゝ女御の、此室に伺候せらるゝ例なればと云ひ出でし也。

〔女御更衣〕主上の御寢に侍する女官女御は大方三位以上の格にて大臣等の女、更衣は四位程の格、納言參議等の女など勤む。

〔日本紀云々〕同書に記せる女御は、汎く御寢に侍するものを云へるにて後世の女御とは其義異り、後世に謂ふ女御は桓武天皇の朝に、紀乙魚、百濟教法をこれに充てしを嚆矢となす。

〔萩戸〕藤壺上御局の東に隣る。古今著聞集に、馬形の障子を金岡がかきたりける、よるよる離れて萩の戸の萩を喰ひける、とあるは此所也。
〔上御局〕萩戸の東に在り。
〔弘徽殿上御局〕皇后清凉殿に渡らるゝ時此間に入り給ふにより、皇后の御常殿弘徽殿に因みて、然か申す也。
〔阿闍梨〕梵語阿遮梨耶の略にて軌範と譯す、僧職也。
〔二間〕夜御殿の東隣にて護持僧の候する間也。
〔正觀音〕六觀音中千手等の如き異相なきものを云ふ。
〔十一面〕六觀音の一、十一面を有するより稱す。

萩戸

又常御所也。

續千載和歌集。後京極攝政詠。萩の戸の花の下なるみかは水、千とせの秋のかげぞうつれる。

上御局（號弘徽殿上御局。）

是御行ナド有所也。女御更衣可参上。

二間

敷疊二帖。北間向妻戶。敷阿闍梨座半疊一ツ。南間如御講之時。懸御本尊。寄障子也。

拾葉集。二間御本尊事。兩說有之。所謂正觀音、十一面。二說也。當流傳來正觀音也。大師御歸朝船中。觀音顯現。忽然還去。五色雲上云々。其出現形相

者正觀音結劍印是也。或說。白雲中正觀音。云々。是則二間御本尊也。玄宗皇帝持念正觀音也。不空三藏。毎月十八日供之給。云々。

一　南殿

御帳如恒（無帳）有獅子狛犬立御倚子。

延喜式。掃部。凡御座者。紫宸殿。設黑柿木倚子。後二條關白記。寛治五、正、十六　御帳中平文螺鈿御倚子。

北障子號賢聖障子（畫賢聖）上色紙形近代不書本文。（彼等藝能也。）

按。寛平四年。九月十五日。令書本朝鴻儒之像。於御殿南庇東西障子。延喜六年六月令小野道風書中殿南庇粉壁於漢書以來。賢君明臣德行。同七年九月令同人改書南殿障子賢臣像云々。見編年記。九　後二條記。寛治七、正、十三　南殿御障子賢聖圖目錄卅二人。（諸抄同之。）

此障子裏方畫唐華御帳間戸畫獅子狛犬障子上畫負書之龜

〔不空三藏〕唐玄宗帝時代の高僧也。

〔南殿〕紫宸殿の異稱也、禁中南面殿の第一なるより名づく。もと尋常の節會公事等を行はるゝ所なりしが、大極殿頽廢の後は卽位大嘗會朝賀等の大儀大禮も此殿にて行ひ給ふ。

〔上色紙云々〕障子の圖毎に上方に色紙形を畫く、これ障子に繪かれし賢聖の德行才能を記し、贊詞を書く爲めなるに、近代は其儀なしと也。

〔令畫〕巨勢金岡これを畫くと傳ふ。

〔卅二人〕左右各四間、一間毎に四人を畫く、例へば左の第一間には、魏徵、杜如晦、房玄齡、馬周を畫く。

〔障子戸三〕九間の障子の中、中と左右の端は戸と也。
〔鯀〕帝顓頊の子にて、禹の父也。堯の時に水を治め九年にして功を奏せず、舜政を攝するに及び、巡狩して其の治水の法宜しからざるを罰し、これを罪む。
〔九疇〕洪範九疇を指す。
〔河出圖云々〕圖は黄河より出で、書は洛水より出でしと也。圖は河圖、書は洛書と稱し共に數理の祖書也。
〔上額間〕常は額間の格子のみを上げ置くと也。額間とは廂間の中央、紫宸殿の名の額を揭げし下の間也。
〔御拜〕九月十一月伊勢御拜也。

本文心障子戸三也。

書經。洪範集註箕子乃言曰。我聞在昔鯀陻洪水。註。按。孔氏曰。天與禹神龜負文而出列於背有數至九。禹遂因而第之以成九類。易言。河出圖。洛出書。聖人則之。蓋治水功成。洛龜呈瑞。如簫韶奏而鳳儀。春秋作而麟至。亦其理也。世傳戴九履一。左三右七。二四爲肩六八爲足。卽洛書之數也。

御帳外南面母屋廂無指物南格子常下上額間。但又皆上常事也。此子細不審事也。推之只夜下晝上歟。御拜之時上額間與東第一間也。

雲圖鈔。新年穀奉幣新年穀奉幣御拜座。南殿廂東第一間。立御屛風三帖。其中供小筵。供半帖。向巽方。行事藏人先令下南殿御格子。東一間并額間不下。或下額間。按。當時南殿間取。階間中央之東。自東一間稱東一間。自階間三間。當ル。自其一二三ト計也。階ノ次間稱東三間。自階間西進東。昔不然。階間之次間。東稱東一間。當時東一間昔之東三間。西進之可知也。

御後節會日下。只時萬人乍着沓往反。節會日人不着沓往反。

禁腋祕鈔。紫宸殿出御アラザル時ハ、地下ニ准ジテ沓ハキテ、御後ノ中ヲトヲルナリ。

凡主上渡御南殿之時。非職之侍臣候脂燭留西妻戸下不入御後也。

蓬萊抄。秉脂燭參向南殿。候露臺邊。非職雲客不入戸內矣。

常御所殿隨時不定。但清涼殿本也。或兼飛香舍爲御所。后女御飛香舍弘徽殿已下皆有例。東宮弘徽殿。后又有同殿例凝華舍昭陽舍ナド也。執柄昭陽舍又飛香舍有例。

執柄。按。執柄直廬。昭陽舍。或飛香舍。共有例也。

一　草　木

南殿櫻

〔御後云々〕賢聖障子の背後を云ふ。拾芥抄に、御後云北庇とあり、節會の時は此北庇の障子を下す也。

〔非職〕良家の子息六位の中より撰補して昇殿を許し殿上駈使の役を勤むる者を云ふ。

〔露臺〕紫宸殿の北廂と、仁壽殿の南廣廂との間に在る板敷を云ふ。

〔飛香舍〕清涼殿の北に在る後宮にて所謂五舍の一也。

〔凝華舍〕飛香舍の北に在る舍殿、五舍の一也。

〔昭陽舍〕五舍の一温明殿の北に在り

〔直廬〕禁中にて大臣納言等出仕の宿所を云ふ、後には專ら攝關の宿所のみを稱す。

編年集成。村上天德四年九月廿三日。今度燒亡。燒失畢。造内裏之時。所被移李部王（重明親王）家樹也。件木本吉野山櫻。云々。禁腋祕抄。紫宸殿左近のさくらはひとへ櫻也。徒然草。吉野花左近の櫻皆ひとへにてこそあれ。

在紫宸殿巽角。是大略自草創樹歟。貞觀此樹枯。自根纔萠。坂上瀧守奉勅守之枝葉再盛云々。

瀧守。氏勝男。貞觀十四年二月廿九日。左近少將兼太宰少貳瀧守爲大貳。（少將如元）元慶四年十一月日卒。（五十七歲。）

其後延喜御記群列櫻樹東頭ナンド有之天德燒失爲灰燼後康保元年十一月被栽。則枯。

按。天德四年九月廿三日。燒亡夜燒失。康保元年十一月日。被栽此樹。重明親王家樹也。

二年正月又被栽。

少外記大江昌時記。康保二、正、廿七。掘東都櫻樹植南殿巽角。

〔貞觀〕清和天皇御宇の年號也。

〔坂上瀧守〕坂上田村麿の孫也。

〔太宰少貳〕太宰府にて大貳に次ぐ官人也、定員二人、從五位下に相當す

〔元慶〕朱雀天皇御宇の年號也。

〔延喜御記云々〕延喜御記に、群臣此櫻樹の東頭に列せし事など御記載ありしと也。延喜御記は醍醐天皇の御宸記にて、一に醍醐御日記と申す、延喜二年壬戌より延長七年己丑迄凡そ二十八年間の記事を拾集年叙し給へる文也。

〔天德〕村上天皇御宇の年號也。

〔康保〕村上天皇御宇の年號也。天德四年より四年目也。

同三月有花宴。
同記。同年三、五。今日有花宴事。

兩度之間。一重明親王家樹。
重明醍醐天皇第四皇子。三品式部卿。延喜八、四、五爲親王。天暦八、九、十四薨。四十九歲。古事談。
天德四年内裏燒亡。燒失畢。仍造内裏之時。所移植重明親王式部卿家樹也。件木本吉野山櫻木也。

一自西京移栽之。
按。昌時記。東都櫻樹云々。

其後度々燒失。每度栽之。近樹者堀河院御宇已來木也。
玉葉。建久二、三、十四。竊向南殿。櫻花之粧。實動思驚目者也。此樹天暦御時被植之。舊木燒失故也。其後堀河院御時。又復被植之。時範奉行植之。當時之樹卽是也。
按。南殿櫻者。本梅樹也。桓武天皇遷都之時。所被植也。仁明天皇御宇。以櫻樹被改植。云々。爰弘仁三年二月。有沙汰南殿前被植櫻樹之由。載編年集

〔花宴〕此日上達部古詩を詠じ、新詠を誦して花を愛で興盡きず夜半に及びし由河海抄に見えたり。
〔三品〕第三階の親王の位階也。天武天皇十四年明位淨位等十二階を皇族の位とし、始めて臣下と分ちしが、更に文武天皇大寶元年親王の位階を一品より四品迄四階に分ち、後世永くこれに據る。
〔玉葉〕藤原兼實の長寛二年以後四十餘年間の記錄也。
〔建久〕後鳥羽天皇御宇の年號也。
〔遷都〕延曆十三年十月山城國乙訓郡長岡京より今の京都への遷都なり。
〔弘仁〕嵯峨天皇御宇の年號也。

〔同橘〕紫宸殿前、階段の右側に在り右近衛府此樹の邊を上にして、陣を立つる故に、右近の橘と名づく。〔彈正尹親王〕重明親王也。〔東三條家〕重明親王の御家也。第宅は京都二條東洞院の東に在りて藤原氏是れを傳領す。〔高陽院〕もと賀陽親王の御所なりしより此名出づ、後冷泉、後三條、白河、堀河の朝、里内裏たり。鳥羽天皇天永二年九月土御門第より遷御、本文に記せる燒亡の際迄里内裏とせられし也。〔參大炊殿〕高陽院燒亡後一時小六條院に遷御、十月當殿竣成遷御あり

成。若然者既嵯峨御宇。被改櫻歟、可考。仁明御宇樹到天德四年燒失了。造內裏之後。康保元年十一月被植。重明親王家樹即枯畢。仍又同二年被植。西京樹。此樹到堀河院御宇燒失。嘉保元年。造內裏後。又被植之。年紀可考。承元造內裏後。以大監物源光行家樹被移之。此樹南殿櫻稱。云々。此樹寶治燒失乎。

同橘

遷都已前人家樹也。康保二年正月廿七日仰左右近府被移。

按。此樹自遷都以前有之。橘大夫家後園樹也。江談抄。古事談。編年集成。拾芥抄。橘本主秦保國。云々。小一條左大臣記。到村上天皇天德三年此枯歟。十二月七日南殿坤角。新移栽橘樹一株。高一丈一二尺作樹彈正尹親王東三條家樹也。依勅定。右近將監已下堀之。九代略記。同四年九月廿三日。大內燒亡爲灰燼。仍康保二年正月廿七日。與櫻同時被植之。不知何方木。其後燒亡。每度被植之。仰左右近府被移。按。此左字衍字歟。櫻樹同日被移之。以其記意令載此御抄之間。如此歟。准據中右記。天永三、十、八、去五月十三日高陽院燒亡參大炊殿。南庭櫻橘

〔竹臺〕井桁形の四角なる中に竹を植ゑしもの也。

〔仁壽殿〕清涼殿の東、紫宸殿の北にある御殿也、初めは天皇の御在所なりしが、清涼殿御在所となりし後は内宴、相撲、蹴鞠、觀音供などを行はるゝ處となれり。

〔冬平公〕藤原基忠の子也。延慶元年攝政となり、應長元年關白に任ず。

〔萩の戸云々〕萩戸は奥の間故其邊に萩ある由聞えず、依て古、萩戸と云ふは弘徽殿上御局迄取こめての名ならむと云ふ。

〔瀧口南砌〕瀧口とは清涼殿前庭の北方にて御溝水の落ち來る所、其南面水際の石疊也。

樹等。仰ニ左右衛門府ニ令レ栽者。衛門之二字。當レ作ニ近衛之二字ニ乎。

中殿東ノ庭。竹臺二ツ。

禁腋祕鈔。石バイノ間ノ前ニ、河竹ノ臺アリ、仁壽殿ノ西向ノ北方、呉竹臺アリ。徒然草。呉竹は葉ほそく、河竹は葉ひろし。御溝にちかきは河竹、仁壽殿のかたに植られたるが呉竹なり。按、古傳云。被レ聞ニ食群雀聲ー。被レ遣ニ竹臺ニ云々。時代可レ考 正和五年造ニ内裏ー之時。後照念院關白。冬平公。 獻ニ竹臺之呉竹ー云々。

同萩戸

不レ限レ萩ニ。色々ノ秋ノ花。皆被レ植レ之ヲ。

禁腋祕抄。萩ノ戸ノ前ニ小萩ヲ植タリ。

同梅キ

在ニ瀧口ノ南ノ砌ニ。天德四年十二月十八日、栽ニ紅梅於中殿ノ艮ノ角ニ。康保二年十二月廿五日御記ニ云。式部ノ大輔直幹獻ル梅一株ヲ。即栽ニ

仁壽殿東北庭以前日所栽小紅梅移栽清涼殿東北庭此梅去月四日所栽仁壽殿木也。

按。天德四年九月廿三日大内燒亡。十二月十八日比。未被造大内間也。如何。若三年歟。康保二年。去年以來。所々如舊被栽草木比也。

直幹。長門守長盛朝臣子。正四位下大内記文章博士。北山鈔。康保三年云々。至清涼殿前立梅樹之下。

仁壽殿艮角梅

自延喜御宇有之。又天曆御時被栽。直幹家樹也。

按。延喜以前有此樹歟。續日本紀。仁明承和十五年正月壬午。上御仁壽殿内宴。殿前紅梅便入詩題云々。

藤壺

藤懸蝦手木上古非蝦手木歟。近比殊勝物也。

西宮記。臨時三。延喜二年三月廿日。御飛香舍御覽藤花。同天曆三年、四月十

〔十二月云々〕天德四年九月内裏燒亡造營は其翌年應和元年十一月の事なれば、四年十二月十八日栽植の由は不審と也。

〔大内記〕中務省内記所第一の官人也詔勅宣命を作り、其他省中一切の記錄を掌る。

〔藤壺〕飛香舍（第四七頁參照）の前庭也。倘ほ壺はつぼまりたる所の義殿中の間、垣の内の庭などを云ふ。

〔蝦手〕楓也。其葉蝦蟇の手の如きより也。かへでの訓もかへるでの略也

〔西宮記〕朝廷年中の恒例並に臨時の作法を記せる書、醍醐天皇皇子西宮左大臣源高明の作なり。

二日。於飛香舎有藤花宴。按。飛香舎者藤壺也。

梅壺

西白梅。東紅梅之由。在清少納言記。

清少納言。内藏頭清原元輔女。

枕草子。かへるとしの二月十五日に云々。御まへの梅は西はしろく、ひがしはこうばいにて、すこしおちかたになりたれど、猶おかしきに。按。

梅壺者凝華舎也。

梨壺

東方有之。

按。梨壺者。昭陽舎也。

桐壺

桐近年不見。但荒廢之間。毎庭有桐。

按。桐壺者。淑景舎也。

〔藤花宴云々〕古今著聞集に、同(天暦)三年四月十二日、飛香舎にて藤花の宴ありけり、右大臣、左衛門督、左兵衛督候給ひ、和歌絲竹の興などはてゝ、女御等おくりもの有りけり、云々、と見えたり

〔清少納言記〕枕草子也。

〔清原元輔〕下總守春光の子也、清原氏世々和歌に秀づ元輔に至り最も著はる。

〔枕草子云々〕同書第八十四段、清女凝華舎にありて、齊信頭中將と面談せし條に見ゆ。

〔御まへの梅〕凝華舎の前庭卽梅壺の梅也。同書前文に梅壺の半蔀あげて云々、と見えたり。

〔御溝〕禁中諸殿の軒下を流るゝ溝也
〔近日云々〕近頃清涼殿東庭の御溝は石疊い中を流るゝも、昔は然らず自然の趣ありて風流なりしと也。
〔日本紀云々〕應神天皇淡路島行幸の條、同島の有様を記せる文中に、長瀾潺湲、とあり
〔前栽〕前庭の植込を云ふ。
〔朝餉云々〕即ち朝餉壺及び臺盤所壺と稱する中庭也。
〔草架〕植込の垣を云ふ。
〔瀧口廊〕又た瀧口陣、瀧口所とも云ふ。清涼殿の東北承香殿の西に在りて、藏人所の下司瀧口の詰所也。
〔綾綺殿〕仁壽殿の東に在る殿也。

御溝

近日東庭潺湲任ㇾ勢流。昔者或風流樣々也。流非二一脈一。且古立石等在二籬砌一也。

潺湲。日本紀（應神）二十二年九月。潺湲。字彙。水流貌。

已上當時如ㇾ昔無ㇾ變。此外所々草樹多。

前栽

清涼殿東庭幷同西庭（朝餉幷臺盤所前）藤壺等也。延喜元年、左右衞門栽二草架一延喜栽二菊於東庭幷仁壽殿東庭一。

松

應和二年栽二東庭一。又栽二瀧口廊前一。又栽二綾綺殿北廊南庭一。文範進ㇾ之。

文範。參議藤元名卿男。于時從四位上內藏頭。

梅

綾綺殿前。應和二年藏人所雜色等栽紅梅於昭陽舍南庭。又栽東庭。左馬頭有年家梅也。

古今和歌集。貞觀御時。綾綺殿の前に梅の木あり。

有年。按。右大臣藤是公末高扶男。従四位上左馬頭。又一人內大臣藤高藤末。定國男。従四位上右少將。左馬頭。此二人間可勘決。

櫻

常寧殿有此樹。延喜有花宴。應和栽東庭。掃部頭高臣家木也。

又栽和德門內。

本朝文粹第十。菅贈太相國。承和之代。清涼殿東二三步。有一櫻樹。樹老代又變。

高臣。難波親王末。茂枝朝臣男。従四位上。掃部頭。阿波守。

樓欄

延喜五年栽東庭。清涼殿前有此樹。枯畢。尋舊跡被栽。是貞親王家樹也。又應和被栽中殿前。

〔藤高藤〕太政大臣良門の子也、寬平昌泰年間正三位內大臣に至り、太政大臣正一位を追贈せらる。

〔定國〕高藤の子也醍醐の朝に仕へ、大納言に至る。

〔常寧殿〕大內裡の北方、承香殿の北貞觀殿の南に當れる後宮にして、皇后中宮女御等の御居所也、又た正寧殿、北大殿、五節所などとも云ふ。

〔和德門〕綾綺殿の北片廂に在りて、仁壽殿承香殿の東殿へ出入すべき小門也。

〔菅贈太相國〕菅原道眞を云ふ、太相國は太政大臣の唐名也。

〔難波親王〕廐戶皇子の第一王子也。

江次第。石清水臨時祭首書。栟櫚。椶櫚也。東庭有二一木一。

是貞、光孝天皇第三皇子。三品太宰帥。

凡植二草樹一、自二親王一已下、家移常事也。左右衞門府近來承レ之植。或又隨二勅命一便宜進二草木一之人植レ之。前栽者昔瀧口承レ之植二萩一、戶、萩、云々。草無二沙汰一。有二根樹一忌二方角一、但上古無二其沙汰一如何。菊合、前栽合、時植レ之。東庭、竹臺近代木工寮、役歟。天德內匠寮作二吳竹、架一云々。凡清涼殿及瀧口、透垣等。皆木工寮役、他殿舍修理職、役也。內匠寮近代如二障子一、破損許奉仕歟。昔與レ今異。

一　恒例每日次第

早旦供二御湯一。主殿、官人奉二行之一。近代多經二九五位一也。釜殿運レ湯。

三長記。建久九、正十一讓位　釜殿。海浦久。同浦友。藤井包清。財有澤。藤井貞包。作遠正。

須摩志女官二人取傳。藏人爲レ鳴レ弦候二戶外一。

〔菊合〕人數を左右に配し、雙方より菊花を出し其優劣を爭ふ遊也。

〔前栽合〕前栽に栽うべき草木の勝れたるを集め、左右に其優劣を競ひ、題を課し歌を詠じ興を添ふる遊を云ふ

〔內匠寮云々〕神龜五年始めて置かれし寮にて、往時は銀器漆器障子輿車の製作を始め、節會式日に於ける諸殿の工作裝飾などを掌りしが當時は然らずとの御意也

〔釜殿〕主殿寮の下役所に御釜にて湯を沸す所あり、爰に伺候する下司也

〔須摩志〕御湯殿など洗ひ濯ぐ下女也

〔鳴弦〕邪惡の氣を拂ふ爲め弓弦を打鳴らす作法也。

侍中群要第四。取殿上弓。若無時召近衛陣弓。

內侍申具之由。

口中行事。內侍御ゆのあつきぬるきをさぐりて、ことのよしを申す。

御船一。桶二。內侍候。御垢。典侍或上﨟女房進。御湯帷。

侍中群要第四。御湯殿。御帷有召時。布可渡御匣殿。由仰內藏寮。渡進之後從御匣殿縫進。

奉河藥。

江次第。大嘗會承保供御河藥。入主器。居折敷。侍中群要第四。御湯殿。御厨子所進參上。供御河藥。日中行事。四あしにすゑたる御かはくすりをとりて。

次典侍取河藥器。抛板。于時藏人鳴弦。主殿官人稱名。主殿助藏人候之時。或稱名。官人不候之時事也。

侍中群要第四。主殿官人稱姓名。宣旨官人代入此中。寮助藏人奉仕。鳴絃時ハ問後自更下天稱姓名。共政女官河藥器打畢了隆光等例也。云々。名謁了。取弓歸殿上。日中行事。御かは藥をとりてまい

〔御船〕御湯風呂也五尺餘に三尺餘の大さ也。

〔桶〕御湯を運ぶに用ふる也。

〔御湯帷〕一に明衣（アカルと云ふ。主上の御湯舟におり給ふ時に召さるゝ帷也。帷とは凡て裏なき衣を云ふ。

〔御匣殿〕貞觀殿の別名、御服を裁縫する所也。

〔河藥〕流布本の傍注に、香をかりて出だす也、とあり、依て或は薫藥なるべしと云ふ。又た玉體を清めむが爲めの料にて米糠なりとの說ありて、詳かならず。

〔稱名〕主殿官人は御湯殿の外に在りて、主上に面謁し奉らざるより名乘を高く申す也。

らせてなぐる時、かはらけのをとを聞て、とのもりのすけなるくら人、とのもりなくてはいづれにても弓のつるをうつ、主殿官人五位御ゆどのゝはざまにてなのる。

是毎日毎度事也。廢務之時不稱名。凡禁中着湯卷。

侍中群要。今支奉仕御湯殿之人所着衣也。生白絹。蓬萊鈔。神今食於中院奉仕御湯殿。中略　於壁下各着今支。

上﨟一人典侍一人也。是候御湯殿故也。近代上﨟中准此役多着之。不可爲例。但少々聽之。次於御手水間大床子理御鬢。

侍中群要第四。御鬢口傳云。侍臣之間撰堪事之人供奉。無定例。御鬢又如此。有當色掛之。日中行事。やがて御てうづのまにて、みうちきの人めす、その人めしによりて、馬かたの障子にかけたるすわうのうちきをうへにひききてまいる、御びんかきおさめ。

着御引直衣。自四月一日至九月晦日夏也。自十月一日至三月晦日冬也。生袴也。次供御手水。次經

〔廢務之時云々〕廢務の時は諸事愼み憚る故、高聲な發するを忌みて、名を稱せずと也。

〔湯卷〕衣裳の上より、腰より下に卷くもの也。

〔中院〕中和院の略稱也。八省院の北に在りて、天皇社稷の神を祭り給ふ所也、新嘗、神今食の儀なこゝにて行はすより、又た神今食院とも云ふ。〔今支〕湯卷の借字なり。

〔近代云々〕近代御湯殿に候せざる者も、湯卷を着する事あり、少々は許すべきも例とすべからずと也。

〔生袴〕生絹（スヾシノキヌ）にて作れる精好の紅の御張袴也。

朝餉自清涼殿御帳北着石灰壇。内侍兼敷大床子圓座於石灰壇南間中央。立廻四季御屏風。垂御簾。（或不垂）典侍献御笏。（或不献）

錺鈔。永承六、二、十。土御（師房）曰。參殿（頼通）有牙笏事。次殿被仰曰。上下共方。是天子御笏也。是朝拜宛御用者也。其外神事之時。多用給上圓也。敬神之心也。

主上正御心着御。（巽向）神宮内侍所（已下）御祈請。

殿暦。嘉承二、十、十八。主上始有御拜。幼主御時。執政近候。祈申詞ヲ致申時。有其恐沐浴。富家言談。主上毎日御拜ハ寅剋トハ鷄鳴鐘打事也。必有御湯殿。

鷄鳴鐘打後ニ令女犯給ヌレバ無御拜。

寛平御記社々多御祈請之由有所見。八幡賀茂等殊神等也。

寛平御記仁和四、十、十九。我國是神國也。因毎朝敬拜。禮四方大中小天神地祇。

敬拜之事。始自今夏一日無怠。

御物忌之時垂御簾。觸穢之時猶有御拜之由。見延喜御記。

按。延喜御記可考入。

〔牙笏〕象牙にて作れる笏、大寶令の制、天皇、親王及臣下の五位以上これを用ふ。後世象牙の得難きより木にて擬ふる事多し

〔其外神事云々〕其外の神事には、上下一文字の笏ならで、上方丸きをば用ひ給ふと也。

〔殿暦〕藤原良經の日記也。殿記の別名、世に知らる。

〔執政〕攝政を云ふ國家の政權を執るの意也。

〔賀茂〕二社あり、上社賀茂別雷神社は賀茂別雷神を祀り、下社賀茂御祖神社は別雷神の御母玉依姫及び外祖父賀茂建角見命を祀る。

〔御簾〕清涼殿の御簾也。

又後冷泉院御時如此。而後三條院仰曰。觸穢之時雖被申事由。不可有御拜云々。此儀誠可然事也。事畢左廻還本所。每日御拜。夜半之後止一切。不淨。朝僧尼重輕服等人不參。無佛經沙汰許也。御膳以前常事也。若魚味供ストモ非強憚。抑御手水近代內侍內々供之。昔女官所獻也。今前後不定之間不用之。主水司供之御手水。女官昇之參立御手水間前。

日中行事。もんどのつかさ御手水をまいる、女官案にすゑてもちてまいる。はんざふ二、たらひの中のはん、しろかねのうつはもの二すゑて、一つには御てうづのこないる御やうじ二具してまいらす。命婦くら人二人、すのこにさぶらゐて、御簾をすこしあげてまいらす。典侍はいぜんに候て、しだいにこれを供す。大床子につかせおはします。圓座のまへに大床子のまへ御けうそくあり。御手をこして、袖をかゝげずして、御手水をめす、けうそくごしなれば袖はぬれざるなり御たなごひのはこにあるたなごひをとりて、御手を

〔事畢云々〕御拜の事畢りて後左に廻られて母屋に還り給ふと也。

〔主水司〕後宮の司水司を云ふ。主水司は宮內省の司にて彼是其義同じからぬも、爰に借りて記し給へる也。

〔はんざふ〕湯水を盛る器也。秋齋間語に、はんざふは湯水をつぐ物にて俗にいふ湯桶の類なり、これは湯にても水にてもつぎて手洗へうけさす物なるに、云々、と見えたり。

〔御てうずのこ〕小麥小豆等の粉にて澡豆と名づく洗粉也。侍中群要御手水の條に、澡豆、主水式、供御月料澡豆料小麥二升五合と見えたり。

のごふなり。

女官申。御手水まいらせ候はむ。女房あこいふ。女官御楊枝二双指御簾。まかりいだしまいらせ候はむこいふ。又女房あこいふなり。

按。右作法。不出御時之樣也。日中行事文可見。

日中行事。御てうづうるはしくまいらするおりは、女官御てうづまいらせ候はむと二こゑ申す。女房あといふ。女官御御楊枝二を、みすにさして、まかりいだしまいらせ候はむと二聲申す。女房又あといふ。

毎日、御拜。年、始擇吉日。一說也。或記云。嘉保二年正月五日。今日依吉日始有每日御拜。又六日依吉日始御念誦畢。於御念誦者擇吉日。於御拜者不謂善惡日。自一日被始爲吉歟。四方拜時有御手水。只跪思食遣神宮方也。

〔くら人〕爰は女藏人也。

〔女官申〕此の女官は水司の女官也。

〔女房〕これは典侍なり。

〔まかり〕盃の類及膳具を下ぐるに用ふる器物に杓(マガリ)あり、依て異說あるも、爰は退の義にて御手水の具を撤せむとの意ならむ。

〔或記〕中右記也。

〔四方拜〕每年正月元旦寅の一刻、主上清涼殿の東庭に出御ありて、天地、四方、山陵等を拜し、年災をはらひ、五穀の豐穰、寶祚の長久を祈い給ふ儀式を云ふ。光孝天皇仁和元年に此儀を行ひ給へるを記錄に見えし始めとなす。

召侍讀事

寬平小式巳時召侍讀。次御膳也。遺誡朝膳巳時也。如清涼殿記者未時可召之。

清涼殿記。或稱清涼鈔。村上天皇御抄云々。

只如此事可在御意也。御學問殊沙汰之時。更不可及時剋沙汰事也。侍讀候朝餉中間緣也。主上卷御簾有誦習。

朝夕御膳事

殿上臺盤侍臣已下行之。

按。行臺盤間事。委見日中行事。

上古公卿着小臺盤。用土器。近代不然。匡房記。其比猶希事也云々。

侍中群要第四。上卿於殿上被食時。公卿於殿上被食時。藏人奉仕手長。召土器。不

〔侍讀〕天皇に御學問を授け奉る者也多くは博士尚復の二人にして、博士は専ら讀書し、尚復は復習の事を奉仕す。

〔寬平小式〕宇多天皇の御記也。

〔遺誡〕宇多天皇の御記にて、世に寬平御遺誡と申す。

〔朝餉中間緣〕朝餉の中の間に當る西の簀子緣也。

〔朝夕御膳事〕流布本、在奥の二字を添ふ、主上御膳事は後に記載ありとの意也。

〔小臺盤〕一人用の小形の臺盤を云ふ

〔近代不然〕後世は小臺盤を用ひず又土器の代に漆器を用ふる也。

〔手長〕膳部の取次をなす者を云ふ。

レ用二非藏人一。至二于大臣親王一可レ居。云々。自餘公卿不レ可レ居。但外戚上卿於二閑所一可レ居。群立之時猶不レ可レ居。同。凡上卿料。可レ用二土器一。淺深祕抄下。關白如二子息一。內裏若院ニテ居二湯漬一時用二土器一。是近例歟。然而甚見苦事也。敢以不レ可レ然事也。

主上着二倚子一御二覽臺盤一。近代絕畢 其時主殿司退。藏人居レ物也。倚子寄二臺盤一。上程。凡出二御殿上一作法也。又着二倚子一召二侍醫於小板敷一令レ見二用所一。上古例也。

日沒以後事

先搔燈自二御湯殿方一進レ之。內侍取レ之供二夜御殿四方一。

日中行事。夜のおとゞのかいともし、御手水のまより內侍もちてまいりて、四の角のとうろにともす。

其後供二所々掌燈一。女房役レ之 夜深藏人自二南妻戸一奉二仕指油一。夜御殿火不レ可レ消之也。近代皆消歟。淸涼殿上下格子藏人奉レ仕之。近代女

〔湯漬〕今、飯に湯をかけて湯漬と云ふとは異り、湯の中に飯を漬けしを云ふ。
〔用所〕意明かならず或は脉所の誤寫ならむと云ふ。
〔搔燈〕燈火也。
〔夜御殿四方〕先づ辰巳の方より點すを作法とす。
〔とうろ〕燈籠也。竹木にて木匡を作りて被とし、紙紗などにて張りたる火を點す具也。
〔掌燈〕燈を點す也
〔南妻戸〕卽ち母屋との間なる大妻戸なり。
〔不レ可レ消レ之〕年中行事歌合注に劔璽を置かるゝ故に何時もともし火をけたぬなり。とある如く、もとは夜中點し置きし也。

〔辰一刻〕今の午前八時より八時半迄の間也。〔亥一剋〕今の午後十時より十時半迄の間也。〔每日御祓事〕日常主上の御服を祓ひ清め、祈禱せらるる事なり。御祓は陰陽寮の官人藏人所に參りて奉仕す〔返上時〕一本返之之時に作る。〔贖物〕罪を贖ふ物の義、陰陽師の身滌（みそぎ）に用ふる具也。〔近衞夜行〕左右近衞府の官人建禮門内の夜廻を勤むること也。〔此事近代云々〕當時皇室いたく衰へ給ひしより、禁中警衞の儀も唯名のみにて、型ばかり時々行ひしと也。

嬬等候之。

按。辰一剋上格子。亥一剋下格子。

侍中群要第一。近代上格子女官奉仕。下格子藏人奉仕之。臺盤所御格子女官候之。朝餉女房候之。里內隨便宜藏人候之。

每日御祓事

主上着御。御衣入夜藏人給之。於高遣戶傳所衆。藏人跪。所衆乍立也。返上時藏人奉之。

按。上古每日供御贖物。後代以御撫物。遣於陰陽師家祓之也。

近衞夜行事

此事近代大略如无。時々奉仕之。

侍中群要第四。夜行事。諸陣夜行見參等。藏人及亥二剋以舍人令問見參。催

仰夜行。是每夜之事也。亥子剋左近勤レ之。丑寅剋右近也。中重ハ兵衛勤レ之。大庭ハ靫負廻。但雨夜不レ廻レ之。同。宮中夜行 宮中夜行。左右近所奉仕也。中重夜行。左右兵衛勤行。從二亥剋一至二子剋一左奉仕。從二丑剋一至二寅剋一右奉仕。至二于左右衛門一可レ奉二仕八省夜行一也。按。舍人者小舍人也。中重者。建禮門。南面 朔平門。北面 建春門。東面 宜秋門。西面 之内也。大庭者。差二八省一也。

問籍事

瀧口於二北ノ陣一申レ之。參二御湯殿ノ北一次二於殿上ノ口一申スレ之。有ル二公事一之時不レ可レ申レ之。

北陣。簾中抄。ぬいとのゝ陣。朔平門きたのぢんといふ。

侍中群要第五。亥一剋侍臣名謁事。宿奏之後。案。侍臣名對面。起レ自二延喜元年之比。亥一剋武士名對面。瀧口也 侍臣奏之後。貫首祕抄。瀧口問籍事。廢務不レ申。木所鼓舞不レ憚レ之。弓場始賭弓等。御出之中間ニモ問籍不レ憚レ之。經宗可レ憚之由。

〔靫負〕衞門府に仕ふる武人を指す。靫負は矢を容るゝ器靫(ユキ)を負ふ義にて衞門府をばもと靫負と云ひし也

〔問籍〕籍は名籍の義、宿直に當りし者が其名乘を上げ宿番の由呼び稱ふるを云ふ。

〔ぬいとのゝ陣〕朔平門の別稱也。此門の外に縫殿寮あるより名づく。

〔朔平門〕大內裡外郭門の一、內裡の北正面に在り、北の陣の別稱は其位置北に當れるによりて也。

〔名謁〕問籍を云ふ年中行事歌合注に問籍と申は、名謁の事なり、今も瀧口の問籍とて、殿上の口にて高く名乘り侍る、とあり。

〔亞相〕相に亞ぐの意にて、大納言の唐名也。
〔漏刻〕水時計也、壺中に目盛せる箭を立て、別槽より水を注ぎ、箭の浮び出づる時、目盛を數へ時を知る裝置也。
〔丑杭〕流布本亦杭に作る、群書類從本丑刻とあるを正しとす。
〔鐘鼓〕何れも時刻を打ち報ずるに用ふ。貞觀式に、凡知レ時以レ鼓、示レ尅以レ鐘、云々、とあり。
〔漏刻博士〕文武天皇の大寶元年制定す。守辰丁を率ひて漏刻の節を伺ひ鐘鼓を打つを掌る陰陽寮の被管にして、從七位下の官、定員二人也。

案之歟。射場始之間。有間籍。件亞相所頑奇也。

奏時事

上古隨陰陽寮漏剋奏之。近代指計藏人仰之。丑杭以後爲明日分。

日本紀天智十年夏四月丁卯朔辛卯。置漏剋於新臺。始打候時。動鐘鼓。始用漏剋。此剋者。天皇爲皇太子時。始親所製造也。文德實錄。天安二年五月辛酉朔癸亥。陰陽寮率漏剋博士等於侍從殿前。始置漏水。糺院外漏剋之誤。但無金鼓。延喜陰陽寮式。凡撞漏剋鐘料。松木一枚。（本周三尺。長一丈六尺。）隨損令左右衞門府。率採送。其綱料。熟麻卅斤。隨損申省。請大藏省。百練抄。後白河保元二年十一月十三日酉剋。被置漏剋器。年來斷絕事也。侍中群要。亥一剋。左近衞夜行官人初奏時事。（終子四剋。）丑一剋。右近衞夜行官人初奏時事。（終寅四剋。）

御修法御加持

藏人供燈樓。阿闍梨着座。伴僧着端疊。無別作法。

一毎月事

一日。賢所供神物。召刀自給之。又內侍爲御使參。七瀨御禊。

按。七瀨者。川合。一條。土御門。近衞。中御門。大炊御門。二條也

陰陽師進人形。（入折櫃有蓋。書其所々并名。）女房令着色々絹。（自內藏寮召之。）近代於臺盤上着之。尤無謂。但近代女房不食物之間。清淨臺盤歟。雖然不可然。席上可敷。如供御白地無案內人置之。以外事也。次主上懸御氣撫身返。入折櫃置臺盤所西御簾下。侍臣各取之向河原代厄祭具之。

日中行事。代やくの御まつりくわんれいの陰陽師つとむる也。

〔御修法御加持〕御修法終りたる日、阿闍梨參りて、御加持を爲し奉るを云ふ。淸涼殿二間にての儀也。

〔按七瀨者云々〕是等は何れも加茂河原なるより、加茂川七瀨と云ふ。此外難波、農太、河俣、大島、佐久那、谷、辛崎の七瀨あり、之を單に七瀨と云ふ、又た靈所七瀨と云ふもあり。

〔但近代云々〕但し近頃臺盤所の臺盤の上にて女房達食事せざる樣になれる故、淸淨なるべけれど、宜しからずと也。

〔代厄祭〕主上御厄年に當らせらるゝ年、其厄を禳はるゝ祭事也。

歸參之後、主上着御衣。

公事根源抄。かへりまいれば、主上御なでものをめすまねせらるゝ、その外さしたることなし。

諸陣月奏

御覽外無指御沙汰。（毎月藏人奏之。）

侍中群要第六。月奏事。（奏）藏人依巡奏之。或依臈次。或依簡次第。一臈所定也。當巡藏人仰出納小舍人。（又有巡次。）令催成之。月朔三ケ日以前奏之。但成奏藏人先加署。次從下臈加署。各又加署之時。慥可勘見。又等第文。（夏六月　冬十二月）當其月。相並月奏所奏也。殿上（加陪膳。）藏人所。御廚子所。瀧口。樂所。或無。小舍人。六衛府。御書所。（內外）等也。殿上陪膳藏人所。瀧口一結。御廚子所。御書所。一結。六陣一結。合三結也。卽取合一結。入柳筥。令持小舍人。先參關白殿。內覽了返給。次參御所。（插文判）奏覽了返給。若有仰ハ結申。（四位朝臣。五位以下只名。去月上日如件云々。）

〔諸陣月奏〕諸官の前月日夜勤番せし日數を奏聞するの儀、正月は三日、二月以降は朔日にこれを行ふ。

〔依臈次云々〕年功の順に據り。又は日給簡に記載せる順位に依りて定むと也。

〔御廚子所〕後涼殿の西廂に在りて、內膳大膳及諸衞府の御贄を以て朝夕の御膳を供進し、節會等の酒肴を調ふる所也。

〔樂所〕桂芳坊中にあり、雅樂寮の所屬也、其長を別當と云ひ音律に通ぜる公卿を以て補す

〔御書所〕禁中の書籍を檢察する役所にして、式乾門の內東掖に在り。

〔六陣〕六衞府也。

〔上日〕上は、つかふる義也、諸官の勤仕せる日を云ふ官職難儀に、晝つかふるを上日と云夜を上夜と云、と見えたり。
〔官名幷ム人〕官名を書き其次に何某と其名を記す也。ムは某に同じ。
〔頭中將〕近衞中將にして、藏人頭を兼ねしを云ふ。
〔頭辨〕辨官にして藏人頭を兼ねしを云ふ。多くは中辨これを兼ぬ。
〔行〕拾芥抄に、位高官卑之時、先書ㇾ位注二行字一、とあり、本文重資の官左中辨は正五位上相當、正家の官式部大輔は正五位下相當にて、何れも位より卑き故行字を注せる也。

但（不ㇾ續二別當頭藏人等署所一云々。）近代多不ㇾ結二申一只奏了。來二殿上一取二裏紙一下二給出納一之。但奏覽之時。小舍人上日ハ止ㇾ之不ㇾ奏。又別當不ㇾ給ㇾ署。直下二出納一。

放紙事

今月朔朝。去月放紙之時。計二日夕一註二付之一。但註二官名幷ム人一（日若干。夕若干。）若頭中將頭辨如ㇾ此皆注二官名一也。

裏書樣。（上中下三枚也。）

放紙上。年月日。放紙中。年月日放紙下。年月日。

下說。放紙年月日上。放紙年月日中。放紙年月日下。

抑於二假文之人一。若假猶在隨二其數一移二付今月之放紙一而了。

朝野群載第五。

月奏

藏人頭修理左宮城使正四位上行左中辨源朝臣重資上日廿七夜廿

正　四　位下行式部大輔藤原朝臣正家上日　无夜无

正　四　位下行太皇大后宮權亮源朝臣道時上日　无夜无

正四位下行左馬頭兼中宮權亮源朝臣師隆 上日十一 夜廿七

藏人頭正四位下行右近衛權中將兼丹波權守藤原朝臣顯實 上日廿七 夜廿四

中略

小舍人蔭孫藤原朝臣忠通 上日无 夜无

右從去十二月一日迄于三十ケ日上日并夜如件

長治三年正月一日

藏人頭正四位下行右近衛權中將兼丹波權守藤原朝臣顯實

修理左宮城使正四位上行左中辨源朝臣重資

別當從一位行左大臣源朝臣

一御膳事

凡御膳ハ大床子御膳。上古朝夕。近代一度供之。

按。以御帳南間稱大床子間。於此間著御大床子。建御箸也。

〔蔭孫〕三位以上の者の孫を云ふ。忠通は從一位關白藤原師通の孫也。

〔修理左宮城使〕修理右宮城使と共に宮城の外廓左右の坊城の修理を掌る令外の官也。

〔別當〕藏人所の長官にして詔勅の傳宣を掌る、宇多天皇寛平九年大納言藤原時平を補せるを始めとし、後ち左大臣を以てこれに補し、左大臣攝關たる時は右大臣これに代る例也。

〔御膳事〕主上の御食膳其の外供御の事を書かせ給ふ也

〔大床子御膳〕清涼殿母屋なる大床子にて聞召す御膳也

〔上古朝夕〕上古は朝巳刻、夕未刻の兩度なりし也。

〔サバ〕食前に飯を取り分けて、食物の祖神を祭る儀也
〔膳夫〕支那にて天子の食物を掌る官
〔豆間之地〕新安陳氏の文に、古席地而坐、置豆於地、故置祭物於豆間之地、とあり。豆は高坏の類也。
〔阿末加津土器〕阿末加津は贖兒（アマガツ）に同じ、六月一日より八日迄神祇官より禁中へ奉る事公事根源、建武年中行事等に見ゆ。
〔野宮〕齋宮とて天皇伊勢に差遣し給ふ皇女又は王女の御使に先立ち潔齋の爲め入り給ふ城外の宮を云ふ。
〔難良刀自之神〕倭訓栞に此文を引きて、賀茂攝社の奈良社にやとあり。

朝餉御膳朝夕夜供皆一度供之。此御膳等近代主上不着。又只御膳三度。是只女房サババカリ取之。

按。祭食出生食皆三把也。以飯初尾祭之意歟。
釋氏要覽上。中食出生 律云。衆生食爲鬼子母也。 周禮。天官。冢宰。 膳夫授祭 註。祭謂刌肺脊也。
禮。飲食必祭。示有所先。 禮記。曲禮上。 主人延客祭食。祭所先進。集註。古人不忘本。毎食必毎品出少許置於豆間之地。以報先代始爲飲食之人。謂之祭。朱子曰。古人祭酒於地。祭食於豆間。有板盛之。卒食徹去。論語。郷黨 侍食於君。君祭先飯。精義云。伊川在講筵。此曰。古人飲食殺。必思始耕者。食菜必思始圃者。先王無德不報。固如此也。江次第。立太子。御三把奉供中阿末加津。云々。但有常阿末加津土器。撤其後供比々奈。侍中群要第三。取御三把事 供御膳時。即以銀御箸取三把入蓋返之。左經記。長元四、十二、十九。次參齋院。女房云。朝夕御膳散飯等。至野宮奉難良刀自之神。云々。大記 康和五、八、十七、立坊。御膳陪膳取御三把。一口盛御飯。一口盛御菜。

只内々稱小供御御乳母沙汰供御。三度所着也。大床子御膳時
時必可有着御其作法藏人奏御膳時。
侍中群要。其詞云。於毛乃末以多利。又說云於毛乃末以奴。
御直衣白帳後着大床子。懸集着之東向陪膳人警候。昔正食之近代只
立箸許也。取左波立箸。陪膳取其御箸。又立御箸折出也。着御之
時。二臺盤物。陪膳自居之。不然之時。藏人居之。立箸之後。經本路
還本所。無出御之時。内侍於北障子鳴扇。三音。始静後二早鳴也。其後陪膳人
令撤之役送。四位五位六位。隨候近代漸絕。陪膳上﨟四位候役
送常事也。又公卿候陪膳上古常事也。直衣常事也。高倉院御時。
中山太政入道常候之。其後絕了。

中山太政入道。大炊御門賴實公也。左大臣經宗公男。
侍中群要第一。陪膳番。故實云。上卿役之者。脫劒笏挿履。上卿勤陪膳時。上着
御冠纓云々。同。陪膳人事四位不候之時。上卿供奉陪膳。故維時卿供奉時。主上

〔警候〕警蹕をして侍候する也。侍中群要に、供御膳人云々、稱警蹕、其詞於之、とあり
〔立箸之後〕御食事果てたるを申す
〔役送〕天皇の御食事及び御膳等の時に、陪膳に取り次ぐ人を云ふ
〔上﨟四位〕藏人頭をいふ
〔直衣常事也〕直衣は常服故これにて侍從するは高貴の人也。直衣せる如き高貴の人陪膳に侍するは常例とせし也
〔賴實公〕大炊御門家の祖也。[illegible]治元年太政大臣に任ぜられ、嘉保元年薨ず
〔經宗〕大納言藤原經實の第四子也。長寬二年右大臣に任ぜられ後ち從一位左大臣に至る。

着給衣冠。雖時奏云。故兼輔中納言九條大臣供奉時。不正衣冠。若如此者。甚可離奉仕。云々。依此言。其後不御衣冠。

御膳時。宿衣人不候殿上。是舊記說也。但執柄無憚。又侍讀八聽之。云々。

侍中群要第五。夕御膳不撤以前。宿裝束人不昇殿。

朝餉上﨟女房典侍或聽色人召候。朝餉南間端。中﨟內侍或小上﨟候障子外。取傳之。下﨟又傳之。中﨟下﨟得還又傳之。刀自持參御膳。近代無何往反。匡房記。御膳之時。刀自持御膳往反。鬼間公卿候。鬼間無憚。近代白臺盤所御簾出入。尤不便之由。關白被稱之。云々。

按。此關白。知足院忠實公也。師實公男。

朝餉女房皆上髮。三位已上釵子許也。暑氣。比凢聽不上髮。

主上近代不着御着御時引懸御直衣。於朝餉御座供之。

〔宿衣〕衣冠直衣也、宿直等に着る服なるを以て名づく。
〔舊記〕寛平御記也
〔執柄〕攝政關白を云ふ。塵添壒囊抄に、禮儀に亦治國柄也云々、國主を佐け、世を治むる人は斧に取ては柄の如也、是を取るを執柄と云ふ、云云、と見えたり。
〔近代云々〕近代は御膳の時ならで、何の用も無きに殿內を往來すと也。
〔上髮〕垂髮を頭上に丸く束ね、所謂寶髻と云ふ形になす也。
〔釵子〕婦人正服の時頭髮の飾となすものにて、其の中央に緒あり、是にて髮を結びつく。
〔着御時〕一本、不着御之時とあり。

按。引懸直衣事。昔常事歟。玉林峯記等有所見。

供御四府御贄。

侍中群要。寛平九年七月四日始定四衛府小餠日次御贄。左兵衛。子辰申。右兵衛。丑巳酉。左衛門。寅午戌。右衛門。卯未亥。者。

先置御膳棚後賜御厨子所。禁野交野等鳥同之。鷹飼舍人進之。

禁野。西宮記。臨時五。禁野北野。有別當少將。蟬晃魚同鈔。交野。禁野別當。交野。西宮記。臨時五。交野。以百濟王爲檢挍。

鷹飼。職員令。兵部省屬官。主鷹司。正一人。掌調習鷹犬事。村上御記。康保二、七、廿一。仰藏人頭延光朝臣。以左馬助備中右近府生多公高。右近番長播磨貞經等。並爲御鷹飼。

又御乳母御持僧奉供御御侍讀或進之。細々無何不可進。

大槐祕抄。御あわせ御くだものは、人のまいらせたるものを、きこしめせども御飯はいかにも內膳の御飯をめす事にてさふらふなり。

又諸寺執行。諸寺長者。諸社者ナド付折節如五色奉例也。

〔四府御贄〕四府より奉る御贄、主に鯉鮒也、御贄とは朝廷に奉る土産を云ふ。尙ほ群書類從本は四府を六府に作る。
〔禁野〕天皇御遊獵の地を云ふ。只人の狩獵を禁ぜしより此名あり。
〔交野〕河內國に在る原野にして、禁野の一、每日日並の贄とて、こゝより鳥を奉りし由也。
〔府生〕近衛府の下役にて六人あり。
〔番長〕近衛舍人の長、舍人中よりこれを選用す。
〔執行〕寺院の事務を統ぶる僧の名、祇園、吉野、叡山の東塔西塔などに在り。
〔長者〕東寺の上首を云ふ、四人あり。

按。五色瓜異名也。事文類聚。（後集菓實部。）東陵種瓜。邵平。故秦滅後。爲布衣種長安城東。種瓜有五色甚美。故世謂之東陵瓜。又云青門瓜。青門卽東陵也。史述異記。吳桓王時。會稽生五色瓜。吳中有五色瓜。歲充貢獻。吳淑。瓜賦。會稽五色稱奇。遊仙窟。青門五色瓜。（長安城東門號青門出五色瓜也。）山槐記。（治承四、八、十一。）自大理許被送五色。三長記（建永元、八、四。）長吏被送五色。

朝餉御膳女房不候時。公卿或四位侍臣爲陪膳。恒例也。堀河院御時多有此例。

春記。（長久元、十二、廿五。）卯時許。依召參內。候女房陪膳了。（于時頭中將。）同記。（同年四、五。）今日。女房陪膳不候。仍予所候也。同記（長暦四、四、五。）今日女房陪膳不候。仍予所候也。中右記。（寛治八、十、十九。）早旦參內勤仕女房陪膳。（于時正四位下右中辨。）十日終日勤仕女房陪膳。十二日今日候女房陪膳。十三日候內。勤仕女房陪膳。廿一日早旦從內有召。依女房陪膳事。桃華蘂葉。文治二、十、廿七。三位（良經）中將參內。勤女房陪膳給也。內大臣時モ被勤之。同。文治三（五イ）、正、一。御齒固陪膳。內府勤之給。

〔邵平云々〕本文事文類聚には、邵平故秦淸侯、秦滅後、とあり、脫漏ならむ。邵平は廣陵の人也。
〔布衣〕官位なき常人の稱也。
〔大理〕大理卿の略也。撿非違使の長官別當の唐名也。
〔春記〕長暦二年より永承七年に至る迄の藤原資房の日錄也。
〔長久〕後朱雀天皇御宇の年號也。
〔寛治〕堀河天皇御宇の年號也。
〔文治〕後鳥羽天皇御宇の年號也。
〔齒固〕歲首齒（ヨハヒ）を固むる意にて食するもの、古くは猪鹿の肉などを用ひ、後には押鮎餠などを用ふるに至れり。

〔內々御陪膳〕即ち小供御也。
〔菓子〕果物を云ふ近代世事談に、菓子は今云ふ水菓子の事なり、よつて菓子の字を用ふ、云々、桃、柿、柑類を用ひたり、とあり。
〔食物〕群書類從本に、余物、とあるをよしとす。

內々御陪膳。公卿藏人頭ナド聽之。侍臣殊可然近臣ナド聽之。

朝巳時。夕申時之由。寛平遺誡也。

侍中群要。午一剋供朝膳。酉一剋供夕膳。

但三度供之間。近代晝未時。夕入夜歟。如菓子必先一献內侍所。置御膳棚不限菓子萬物同之。又食物必出殿上置臺盤上。人々食之也。

禁祕御鈔階梯　卷之上　終

禁祕御鈔階梯 卷之中

一　御裝束事

御冠毎月爲納殿沙汰御冠師獻之。藏人盛柳筥持參臨時又被召。依仰奉之。

納殿。註見賢所篇。

御冠師。侍中群要。御冠師巾子作事。以名簿給藏人。藏人仰下所。

角上程有穴。以羅引塞也。

按。此穴事。見上卷内侍所篇。

薄額也。然而暑天更不叶只半額也。半額トハ厚額ニハアラズ。又透額ニモアラヌ也。

薄額。園太曆延文元、三、十八薄額透額通用歟と心得候也。

半額。餝抄冠事。年少之人用薄額。近代依有事煩。不依年齒用厚額僻事也。

中年人或用半額。

〔角〕笄、簪などとも云ふ。巾子の前方左右に長く突き出せるもの、もと髻に指貫きて冠を止むる爲めなりしが、後世は專ら飾に用ふ。

〔羅〕紗に類せる薄き織物也。御冠には菱文の羅を用ふ。後世有文の羅廢れたるより、菱の文を絲にて縫ひつくる事となれり。

〔薄額〕額とは冠の額に當る處の稱、この薄きを薄頭と云ひ、厚きを厚額と云ふ。又透のあるを透額と云ひ、弦月に透したるを半透額又は半額とも云ふ。

〔延文〕北朝後光嚴天皇御宇の年號也

野槐記。（観應元、正十六、）冠透額半透額云々。冠師說也。額ノ方半バカリ透是常事也云々。

園太暦（延文元、三十八）愚身十七歳之時用半透額。件年春拜賀以下用尋常薄額。同年夏用半透額。

御冠白地不御跡方（在江記。）巾子紙以檀紙用之。御梳櫛無何人不奉仕。典侍若聽色上﨟也。公卿又可然侍臣或奉仕。御本結紫糸也。本鳥ヲトリテ。サキヲ二結分也。是非臣下作法。帝位御作法也。

按。光孝天皇卽位以前（于時式部卿上野太守）結分本鳥給云々。（見古事談。）假名裝束抄。うちの御もとどりとることもおなじことなり。ふさのゆひやうかはるなり。ふさをふたつにわけて、こもとゆひふたつして、べちべちにふたつにゆふなり。そのゆひやうは、うらうへながらかたかぎにゆふ也。そのかぎのてをひだりみぎにむすべば、ひだりのはめのこむすびにせよ、

〔観應〕北朝崇光天皇御宇の年號也。
〔園太暦〕中園公賢の記錄にして、南朝の時朝家衰微の有樣などを記す、全部三十三卷也。
〔巾子紙〕冠の纓を巾子に挾み止むる爲めの紙也。檀紙二枚を重ねて長さ四寸餘、幅一寸五分程に切り、更らに其中央に孔を切り貫き、其孔に纓を卷きたる巾子を挿し込む也。
〔檀紙〕檀樹より採りし紙、其地白くして厚し、面に皺文あるを高檀紙、無きを引合と云ふ
〔御梳櫛〕御鬢の汚れを去り御髻結ひ上ぐるを云ふ。
〔假名裝束抄〕雅亮裝束抄を云ふ。
〔うち〕帝を申す。

それがよきなり。もとどりをとる事はならふによるまじてんせいのてききによるべし。

略之時。又只有非憚。可然之時必可結分。尋常結分也。奉幣發遣。時帛御裝束也。御冠御帶無文也。或冠被通用。只時又自他所行幸之時。赤大口不改。

自他所。按。自里内行幸之時事歟。猶可考。

他皆帛御裝束一説也。

胡曹鈔。帛御服〔神事之時着之〕。夏生。冬練張。平絹。白下襲。白單。白袙。平絹表袴。〔紅中倍〕。紅大口。御挿鞋。〔張白絹〕。無文巡方帶。

尋常黃櫨染。〔文竹鳳〕。

按。稱位御袍者黃櫨染也。五雜組〔物部四〕。於天子之服色尚黃。則自漢以來然矣。

半臂。下襲。打衣。〔略之事也〕。常袙。單。〔普通〕表袴。〔霰地窠〕。大口也。

〔略之時云々〕略儀の折は髻の先を分けざるも可と也。

〔奉幣〕九月九日伊勢の例幣也。

〔大口〕束帶の時表袴の下に着す袴也

〔神事之時云々〕もと神事の時とは限らざりしが、嵯峨天皇の御宇詔して斯く定め給へり。

〔無文巡方帶〕石帶の飾となせる玉石の角にして文無きを云ふ。

〔下襲〕半臂の下に着用する服、形小袖の如く、後に裾（キヨ）あつて長く引きたり。

〔黃櫨染〕黃櫨（ハジ）蘇芳、米、醋、灰等を料とせる黃茶色の染色也、此色地に、桐竹鳳凰麒麟の文ある御袍を着御せらる。

或鈔。主上御表袴。面浮織物。地霰窠。内ニ丁子又ハ龍膽。御裏平絹紅張。

衵一常事也。二ハ本也。半臂黑。下襲ハ打裏。皆文ハ小葵。襪無文。帶ハ尋常有文玉。夏張單。

按。張單。雖有異說。以生絹單稱張單正說也。

半臂下襲。下襲之上下別事。主上ハ不可然歟。

青色黃櫨同文。

按。稱麴塵御袍又青白橡御袍。御文。昔竹桐鳳凰等同黃櫨染。但當時誤用牡丹唐艸尾長鳥。是臣下所着用青色袍文也。

臨時祭庭座。

按。如石淸水賀茂等臨時祭。先着御黃櫨染御袍。有御禊事。了改着御青色御袍出御。有庭座儀也。

江次第石淸水臨時祭出御青色。同賀茂臨時祭出御麴塵御袍。春記長曆四、十一、廿二、賀茂臨時祭出御御座。改着青色御袍。

〔半臂〕束帶の時袍と下襲との間に着る衣、兩袖極めて狹く、身丈亦短し。
〔打衣〕砧にて打ち艶を出せる衣、表衣の下に着す。
〔衵〕單と下襲との間に着る衣、形略ぼ小袖に似たり。
〔霰地窠〕石疊の如き染文の地に窠とて木瓜を横に切りし形の紋所を置きしを云ふ。
〔襪〕下沓の義、今の足袋に似て、親指の割目なし。
〔有文玉〕御帶の飾の玉に彫刻ある也
〔下襲云々〕下襲の腰より上下を別々に製する事あるも主上は斯る略儀に據り給はずと也。
〔臨時祭庭座〕臨時祭の試樂還立等を主上御覽ある座也

賭弓。

按。正月十八日以射禮後朝行之。小右記（寬治二、正、十八、賭弓。）彼是卿相云。今日主上着御麴塵御袍云々。頭中將實成云。可着御位御衣歟。將可着御麴塵歟。案内如何者。余答云。慥不覺事也。有着麴塵之時。此間不分明。見在内藏寮御服式也。今日着御麴塵。問藤大納言。答云。初着御位御衣。今改着御青色御衣者。

弓場始等被用之。

按。十月五日行之。江次第（射場始。）天皇出御（青色御袍）故實所傳。賭弓御青色。殿上賭弓赤色。射場始直衣也。而近代青色。

又朝覲行幸後。出御之時。或被用之。

按。爲朝覲行幸於院御所之時。先着御黄櫨染（是位御袍也。）有御拜了入御。更又出御。此時着御青色（是麴塵也。）以之稱後出御也。

引直衣有帶。昔只引給歟。近代用帶。前普通直衣少短程着也。

〔賭弓〕正月十八日左右近衞左右兵衞四府の舍人を召し賞を賭け、射術を催し給ふ儀、清和天皇貞觀二年始めて此の儀あり。

〔射禮〕賭弓の前日建禮門前にて五位以上及四府の官人等射を試みる儀也

〔弓場始〕十月五日公卿以下弓場にて弓射るを主上弓場殿にて待す儀也。

〔朝覲行幸〕天皇年の始めに上皇竝に母后の宮に行幸せらるゝ儀、嵯峨天皇大同四年に起る

〔引直衣〕後方に長く裾を引く直衣にて、天皇上皇常の御服也。臣下は着用するを得ず。

〔昔只引給〕昔は放直衣と申し、帶なかりし也。

按。引直衣。若訓サゲ直衣歟。岡屋關白兼經公記。御ヒケ直衣云々。

冬小葵櫻裏。

按。面白小葵浮織物。裏平絹二藍。打之由有所見。以之稱櫻直衣。

夏單文。如臣下。

按。薄物文三重襷。以之被稱單文也。色二藍也。臣下同用此文也。

冬小葵。白二衣。有單。紅打衣。張袴。略儀生袴。如女房。腰引廻前右方結末。股立入。夏紅引倍木。無文單重也。

紅引倍木。打御衣ノ裏ヲ撤テ、表許端ヲ折返シタル也。以之稱引倍木。

無文單重。生絹單重是也。單紅引倍木ニ重タル也。

皆略時不用打衣引倍木。常着御。練白二衣。赤生袴也。而近代小袖用赤大口。建久以後事也。

小袖。峯記永久二、十一、五舊例男女共不着小袖。同著而一條院初着小袖。自其以後上下用之。

〔兼經〕猪隈攝政藤原家實の長子にして、嘉禎三年攝政となり、仁治三年關白に任ぜらる。和歌を能くし、典故に通ず、爰に引用せるは即ち同公の日錄也。

〔浮織物〕綾の類などに細き文を地の上に浮かして織れるもの也。

〔三重襷〕斜に三筋の線を打違へたる模樣也

〔二藍〕赤藍（ベニ）、青藍（アヰ）の二料を用ひて染めし色なり。

〔二衣〕袙二つ着給ふ也。表立ちたる御裝束には袙と云ひ、御常服には唯衣と申す慣也。

〔腰〕袴の紐也。

〔永久〕鳥羽天皇御宇の年號也。

建久以後歟。後鳥羽院御宇也。

又白同比直衣引上如只人着大口不可爲例歟。小袖又無文也。用綾雖無憚建久以後時々如此可止事也。志々良練貫無憚。袴織生無忌。

織生按、如精好也。

御宿衣紅（文立涌雲）又白無文。ネリスキシドラ常事也。不用生宿衣。湯帷如常。内藏寮所進近代無下輕微也。但天位着御物以疎爲美。

按。此本文可考入。

雖非内藏寮。臨時可然人。先々調進御服有例。寛治政長之女。御匣殿候之間如此。

寛治。堀河院御宇。　政長、済政孫資通卿子。

尋常毎月一衣。小宿衣袴奉之。直衣四月十月正月東帯同之。

按。御束帯之具。正月四月十月調進之。如御直衣也。

〔直衣引上云々〕御引直衣嘗例なるに臣下の如く引立げて着し給ふと也。

〔志々良〕縮むるの義、しゞらの練貫など凡て縮みあるを云ふ。

〔練貫〕經糸を生糸緯糸を練絲にて織れる絹布也。

〔精好〕經緯共に練絲を以て織れる絹布也、或は經練絲緯生糸にて織れるをも云ふ。厚くして美、多く袴地などに用ふ。

〔御宿衣〕御寢の時上に引覆ふ御具也

〔天位云々〕從然草に「順德院の禁中の事ども書かせ給へるにも公の奉り物は疎かなるをもてよしとすとこそ侍れ」とあるは此御文を申せる也。

〔人々元服云々〕人々元服の時、御裝束と申して主上の半臂等を賜ふ也。
〔指貫云々〕主上指貫を着給ふは五節帳臺試の折のみなれば賜はらずと也。五節帳臺試は十一月新嘗祭の前に舞姫五人禁中にて舞ひ試むるを主上御覽ある儀也。
〔檜扇〕檜の薄板を骨とせる扇、束帯の要具にて、衣冠直衣の時も携ふる事あり、骨數は持つ人の身分により繪樣は其年齡により一樣ならず。
〔淺御沓〕淺沓は裝束着用の時の常の沓、深雪大雨の時用ふる深沓に對して此名あり。桐の木を刳りて、漆を塗れるもの也。

臨時祭使給料進之。其外隨別仰人々元服等之時。申裝束半臂下襲表袴也。

按。藏人頭及五位藏人等拜賀之時。申御裝束有例。

加冠一又直衣許常事也。其冠一指貫不具。主上五節帳臺試一夜着御也。但又被具指貫有例歟

指貫。大槐祕抄。君は五節のまいりの夜ならぬかぎりは、おほんさしぬき奉る事候はず。昔はめしけるに候める。今は大かたさる事も候はず。中略おほんさしぬきの文は、管の文をめすに候。是は御表袴の文をめすに候。たゞ人は管の文のさしぬきはき候はず藏人の此御さしぬきをおろしてきるは常の事に候。

玉葉。建久二、十一廿、五節參入主上御裝束。小葵綾御直衣。同文白御衣一領。同單衣。紅打御衣出給也。濃紫霰地窠文御指貫。浮文織物也。非二一重織物。組垂腹白如レ例也。紅御下袴。白檜扇。淺御沓等也。

帳臺試、按。御覽者。村上天皇御宇始御二覽之一。十一月中丑日於二常寧殿一御二覽之一。稱二帳臺試一。寅日殿上淵醉。卯日童女御覽也。

御裝束奉仕公卿中定二其人一。一兩人若不レ參侍臣中召レ之。六位努努不レ可レ參云々。如二引直衣一女房參レ之。其典侍已上也。無レ何藏人不レ給御衣。家保初參二給周防內侍一。進レ之。顯季返二進之一。其時記。家保稱妙。無レ何人不レ可レ給云々。

家保。顯季卿男。爲二大江匡房卿養子一云々。寛治八、六、十五、補二藏人一。十四歲。

周防內侍仲子。平惟仲女。大和守義忠妻。堀河院女房。按。顯季返二進之一云々。

如二新千載集和歌一不レ返二上之一乎。

一　神事次第

二月四日、新年祭。

神祇令。仲春新年祭。義解。謂欲レ令二歲災不一レ作。時令順レ度。

前後齋。白河院仰也。他說自二一日一不レ用レ之。

〔六位〕六位藏人を指す。

〔顯季〕藤原隆經の第二子也。天仁の初、正三位に進み天永中太宰大貳となる。

〔新千載集云々〕同集雜歌卷、周防內侍への返歌として顯季の詠める歌に、千世ふべき雲居を指して巢立ち行く鶴の毛衣見るぞ嬉しき、とあるを引きて云へり。

〔新年祭〕其年の稔穀の豐熟を神祇に祈請する祭、神祇官にて行はる。

〔自一日云々〕一日より四日迄行ふとの說あるも用ひずと也。神祇令に三日齋爲二中祀一、とあり、新年祭は中祀故四日の潔齋となすは非也。

〔散齋〕アライミ也神事に預る者祭〔致齋〕の前後に行ふ物忌也。
〔奪情從公〕服忌未だ明けざる間に、勅ありて本官に就かしむるを云ふ。
〔祈年穀奉幣〕廿二社へ奉幣使を立てられ旱水風損の憂なく五穀の豐饒を祈念する儀也。
〔大原野〕山城國乙訓郡に在る社、春日明神を祀る。
〔大神〕大和國磯城郡に在り、大物主命を祀る。
〔石上〕大和國山邊郡に在り、十握御劍を祀る。
〔大和〕大和國山邊郡に在り、倭大國魂外二柱を祀る。
〔丹生〕大和國吉野郡に在り、雨師神を祭神とす。

延喜式。神祇祈年。賀茂。月次。神嘗。新嘗等祭。前後散齋之日。僧尼及重服奪情從公之輩不レ得レ參ニ入內裏一。雖ニ輕服人一致齋前散齋日不レ得ニ參入一。自餘諸祭齋日皆同ニ此例一。殿暦天仁二、二、十一。今日院白河院仰云。祈年祭。齋三日也。從ニ二月朔日一有レ齋之條不レ可レ然。者攝政神齋法。祈年祭四日爲ニ式日一。前後三ヶ日潔齋。或說云。自ニ朔日一神事但謬說也云々。

二季祈年穀奉幣。

年中行事祕抄。二月擇ニ吉日一事。祈年穀奉幣事。七月擇ニ吉日一事。祈年穀奉幣事。廿二社。

前後齋。雖レ爲ニ廿二社一供ニ魚味一。

廿二社。伊勢。石淸水。賀茂下上。松尾。平野。稻荷。春日。大原野。大神。石上。大和。廣瀨。龍田。住吉。日吉。梅宮。吉田。廣田。祇園。北野。丹生。貴布禰已上。

富家言談。諸御奉幣時。其日上首神魚ヲ召ニハ。奉幣人同魚ヲ食ス。精進神爲ニ上首一ニハ精進也。次之神ハ不レ及ニ沙汰一也。

二季月次神今食

按。二季月次神今食。共六月十一日十二月十一日。同日行之。

自一日至十一日也。十二日朝解齋。仍自一日僧尼重輕服等人不參。但無行幸之時。眞實御身潔齋。自十日也。中祀作法皆同之。

神祇令。凡一月齋爲大祀。義解謂。上條云。散齋一月。卽此條稱齋者。皆散齋也。者唯於一日齋。更無散齋。其散齋者皆在散齋限內。三日齋爲中祀。一日齋爲小祀。

九月例幣。

按。九月十一日發遣。十六日。度會神嘗祭。十七日。太神宮神嘗祭。

前後齋。

年中行事祕抄。九月十一日以前。僧尼重輕服人。不參內事。此事起自後朱雀院御時云々。見江記。

十一月中卯日新嘗祭。

自一日至其日。辰日解齋。神事樣同神今食。但先例五節之間。

〔無行幸云々〕主上御差支の事ありて、神嘉殿に行幸御親祭の儀なき折はと也。

〔九月例幣〕一本に九月十一日例幣、とあり、伊勢へ御幣を奉る儀也。

〔度會神嘗祭〕豐受宮にての神嘗祭也神嘗祭とは新穀を以て作れる御酒神饌を伊勢大神宮へ奉らせ給ふ儀也。

〔發遣〕例幣の御發遣也、此日主上小安殿〔後世神祇官〕にて御拜あり、使は諸王を以てこれに充て中臣忌部これに從ふ。元正天皇養老五年九月十一日天皇內安殿に御し給ひ使を遣して伊勢に奉幣せしむ、爾後常に十一日發遣の例となる

〔輕服人云々〕五節舞を見むとて輕服の人參る事あれど宜しからずと也。
〔山槐記〕仁平元年辛未より建久二年辛亥に至る中山忠親の日錄也。
〔童女御覽〕五節を舞ひたる童女の容儀を御覽ずる儀也
〔已上伊勢事也〕祈年祭等をも併せて伊勢事也とある義審かならず、或は伊勢同事也、とありしを、同字脫漏せしならむと云ふ
〔夜陰臨御〕禁中の神事は多く夜間に行はせ給ふを例とすれば、夜間の臨幸、民の迷惑にあらずと也。
〔三長記〕建久六年十月より建承元年九月に及ぶ三條長兼の日錄也。

丑寅日。或輕服人參。然而不可參事歟。有行幸之時。殊可有潔齋也。

年中行事祕鈔。十一月。新嘗會以前。僧尼重輕服不參內事近代例。中右記。保延元十一、廿。輕服日數中五節之間。參內無其憚也。不入帳臺內。云々。山槐記。治承四、十一、十九卯。童女御覽。左大將。實定輕服別當時忠右宰相中將。實守輕服依召候御前。

十二月。內侍所御神樂。

當日神事是小祀神事也。已上伊勢事也。僧尼重輕服並佛經憚之。神今食。例幣。新嘗祭。以上四ケ度神事必一兩度有行幸。可被調其儀。夜陰臨幸更非民愁。

三長記。建久六、十二、廿四。內侍所御神樂可有前齋之由。自高倉院御時被定置之由。師直申上。仰云。此事例事也。有行幸之時者。有三ケ日御精進。無行幸之時者。只當日齋也。高倉院御時。被置前齋之條。不聞食及。云々。順德院御記。建保二、十二、七。今夜內侍所御神樂也。朕行水著束帶一日之神事也。同御記同五、十二、廿七。今

〔仁壽殿云々〕仁壽殿の觀音は神事の時憚りて貞觀殿に遷すと也。貞觀殿は大内裏の北方にて、皇后宮の正廳ある殿舍也。
〔寛空〕河内の人、後ち僧正となり東寺の長者に任ず。
〔持佛〕守本尊として安置せる佛を云ふ。
〔仁海〕丹後の人、小野僧正と號す。
〔寛助〕源師賢の子後ち東寺の大僧正に任ず。
〔眞言院〕大内裡八省院の北に在りて御修法念誦を勤むる所也。
〔内道場〕玄宗皇帝の時宮中に設けし佛道修行場也。
〔清役〕神饌の調進及び取次などに携はる者を云ふ。

夜内侍所御神樂也。當日神事也。

仁壽殿觀音被レ渡二貞觀殿一

年中行事祕抄。仁壽殿觀音像事。

御記云。應和二年六月十八日申剋。安二置觀音像二體仁壽殿一。令三權僧正寛空開眼供養。去天德四年。件堂持佛已燒亡。仍造二白銀白檀觀音像一體。各居二仙殿一。如レ舊安置。聖觀音也。以二白檀一奉レ造。高七寸。梵天帝釋六寸。依二延曆仁海勘文一奉レ造。見二後三條院延久四年三月十八日御記一。台記康治元、正、十八寛仁三。仁壽殿觀音供養。寛助僧正稱レ有レ事。煩渡二眞言院一者。此後於二眞言院一行レ之。

或出二眞言院一。

高野大師行化傳下。天長元年奏聞。准二大唐内道場一。奉レ建二立眞言院於宮中一。

按。編年記。元亨釋書等作二承和元年一。

僧尼進物不レ供二御膳一。女房月障凡自レ始憚七ケ日。但解齋後雖レ不レ滿二七日一參二御所一。殊清役可レ有二用意一也。

延喜神祇式。宮女有月事者。祭日之前退下宿廬不得上殿。

鹿食。蒜。産。此三事非深忌。但近代卅日。如式七日也。蒜無忌。

鹿食。延喜神祇式。凡觸穢惡應忌者。一喫宍三日。

蒜。同式（大嘗會）。蒜英根合漬十五缶。和名鈔。蒜唐韻曰。蒜（音算、和名比流）葷菜也。小右記。（治安四、四、六。）至蒜不可忌神事。山槐記。（元暦二、九、十一。）相尋神祇太副卜部兼友朝臣之處。薤蒜葱皆神宮之習不憚也者。按。八幡宮。蒜七ケ日忌之。（別當法印任清申條）五十日忌之。（俗別當任中條。）輔就之思之。精進神可憚蒜乎。

産。延喜式。神祇産七日。長秋記。（天永二、八、十四。）後三條院御時。八幡忌。産穢已三十日也。同記（元永二、六、十四。）入夜詣祇園向。師別當云。近來諸社産穢忌卅日。吉記。（建久三、七、廿五。）産穢。神宮近代三十日忌之由被申。（通親公）仍相尋本宮人等之處申狀同前。

公卿勅使。

按。以公卿為使被奉伊勢太神宮也。

〔鹿食〕鹿は宍の借字也、凡て獸肉を云ふ、佛にては肉食を忌むも神事にては强ちに忌まずとなり。

〔蒜〕山野に自生する葱に似たる草、春苗根を煮て食用とするも臭氣强き故佛家は是を五葷の一として厭ふ、然れど神事には深く忌まざる由也。

〔小右記〕治安より長安頃迄の小野宮實資の日錄也。

〔別當〕八幡社の社僧の長官也。

〔俗別當〕俗人を以て補せし別當也。

〔長秋記〕天永二年より長永三年に至る迄の源師時の日記也。

〔吉記〕文治元年以後約十年間の吉田經方の日錄也。

齋宮群行殊神事也。

按。齋王下向伊勢之日。天皇御大極殿賜櫛也。

止音奏警蹕。

音奏。奏時間籍以下也。警蹕。供御膳時。不稱進食也。

但堀河院御時。間々有管絃興。

台記久安四、三、十一早朝使憲親申禪閤云。齋神不作樂。令文所見云々。九記。至于絲竹有何妨乎。今日基通法師來。令吹以笛如何。御報曰。無憚者。即基通法師吹以笛。予和笙。

又不憚作文之由在舊記。神事日。如此事無詮事歟。

按。此例可考入。

姙者五月以後忌之。或三月以後。

延喜神祇式。一。宮女懐姙者散齋之前退出。

同夫當月猶不忌。不入內院許也。

〔齋宮〕天皇歷代毎に、伊勢太神宮に差遣はして、奉侍の任に當らしめ給ふ御使也。皇女の未だ嫁し給はざるを卜定して是れに充て、皇女御座さぬ時は世次により王女を簡び卜す。
〔群行〕齋宮潔齋三年にして伊勢に發向し給ふを云ふ。
〔齋王〕齋宮に同じ
〔賜櫛〕天皇親ら齋宮の御頭に櫛を加へ給ふ、別の櫛と云ふはこれ也。
〔禪閤〕關白の父たる前關白の出家したる者を云ふ。
〔作文〕作詩也。
〔神事日云々〕但し僅々の日數を以て行はるゝ神事の中にて、かゝる遊興などは詮なきことゝ也。

〔沐浴不忌〕江次第抄に、歲下食者鬼神名、此日沐浴則鬼舐頭、而髪落故憚、とあり、是れ世俗の禁忌なるべけれど、白河院の仰にはこれを憚り給はずと也。

〔追儺〕毎年大晦日に疫鬼を拂ふの儀也、禁中にては大舍人寮の官人鬼の役を勤め、群臣唱和し、桃弓、葦箭を持ちて、これを逐ふ式あり。

〔天狗星〕史記天官書に、天狗、狀如大奔星、云々、有聲、其下止地、類狗、云々、と見えたり。

〔山作所〕陵を申す

〔刑殺〕令集解に、刑謂定罪、殺謂殺戮罪人、と見えたり。

江家次第。公卿勅使姙者之夫不入内院。按。内院者。神宮荒垣有鳥居。此中號内院。云々。出新任辨官抄。 據江次第。公卿勅使之文令書載御也。姙者夫入諸社鳥居内。先例多憚之。有憚例。四ヶ月以後當月不忌之者。神宮之習也。非他社之例。

歲下食。沐浴不忌。是白河院仰不憚云々。

江次第。四方拜。追儺後。主殿寮供御湯。今案。雖歲下食猶供。前朝（後三）仰也。 前朝者。後三條院。云云。暦林問答集下。或問歲下食者何也。答曰。尚書暦云。歲下食者。有天狗星。其精也。是以云天狗出食日。又號深惡神日。六十日一出食。一歲六食也。但輕凶也。支干吉並者。用之無咎也。

六種忌不弔喪。不問病。

神祇令。凡散齋之内。諸司理事如舊。不得弔喪問病。義解謂。有重親喪病者不在預祭之限。釋云。以下所禁諸事。只爲百官人耳。但於親喪病。隨式處分耳。延喜式。神祇凡弔喪問病。到山作所。過三七日法事者。雖身不穢。而當日不可參入内裏。

不食宍。不作樂。不判刑殺。不決罰。又不預穢惡穢惣惡佛事也。

神祇令。不得弔喪問病食宍。亦不判刑殺。不決罰罪人。不作音樂。義解謂。不作絲竹歌儛之類也。不預穢惡之事。義解謂。穢惡者。不淨之物。鬼神所惡也。

臨時於東庭御拜。如勅使時。指被申事出來定有之。寛治八年伊勢事不落居時有之。

百錬鈔。堀河院 寛治七、二、二。祭主親定。大宮司公房。前宮司國房等。身所訴神宮裏書六ヶ條。於大膳職對問。去年假殿遷宮延引事。國房折豐受宮棟持柱。并瀧原宮靈木事。公房不着實父服事。大內人友平稱託宣陳人々禍福事等也。二月十九日。諸卿定申太神宮禰宜等勘問事。三月廿四日。前大宮司國房依闕怠假殿遷宮。并折豐受宮柱瀧原宮樹。令明法博士勘申罪名。

賀茂祭

年中行事祕抄。四月中酉日。賀茂祭事。慶務

自一日神事。有灌佛年。自九日。或說雖無灌佛自九日神事。是

〔臨時云々〕主上の臨時に清涼殿の東庭にて伊勢神宮を遙拜し給ふ事は、公卿を勅使として遣はさるゝ時、又は何か願事の出來するにも必ず庭上の御拜ありと也。

〔落居〕一本、落着に作る。

〔瀧原宮〕伊勢國度會郡瀧原村に在る皇太神宮別宮の一にて、又た太神遙宮（トホノミヤ）と稱す。

〔明法博士〕和漢の律令の講習をなす博士也。

〔自一日云々〕賀茂祭は中祭なれども、支度は一日よりせらるゝと也。

〔灌佛〕四月八日佛誕を祝する法會也推古天皇十四年四月始めて此儀ありと云ふ。

〔殊神事云々〕主上の御齋は酉日の前日卽ち申日より始めて戌の日に終る故實と也。

〔承安〕高倉帝御宇の年號也。

〔尊勝念誦〕尊勝佛頂を念じて、尊勝陀羅尼を誦する修法也。尊勝佛頂は一に除障佛頂と名づけ、釋迦如來五佛頂の一也。叡山の尊意此法を修し、雨を祈りて功あり、爾後朝廷に尊ばる。

〔國忌〕先皇及び先后の崩日を申し奉る。

〔八幡〕今山城國久世郡にある男山八幡宮也。淸和天皇貞觀元年、宇佐宮に准じて神殿を造り、翌年神體を移し奉る。

被レ用例也。神事ノ樣大略同二神今食等一。但自二一日一雖レ爲二神事一。御身殊ナル神事ハ自二申ノ日一也。是レ故實也。

年中行事祕抄。四月賀茂祭以前。僧尼重輕服人。不二參內一事。有二灌佛一年。自二九日一忌レ之。或說。御禊以後。可レ忌二佛事一。云々。古今之說云々。玉葉（承安二、四、十五）。恒例尊勝念誦修レ之。雖二祭月一不レ憚レ之。凡祭月神事之法。隨レ人意趣歟。公家幷執柄人之家作法。八日無二灌佛一之時。自二朔日一神事。有二灌佛一者。自二九日一神事也。於二他家一者自二御禊日一神事。但或說。執柄家不レ論二灌佛之有無一。自二九日一神事。云々。後鳥羽御記（建保二、四、一）。八日以前無二神事一儀。是雖レ無二灌佛一年。自二九日一之神事由。先白河院所レ被レ仰也。仍存二其旨一者也。內裏同レ之。但賀茂祭女使輩。自二一日一之神事。云々。公家神事。自二九日一有レ之者。雖二女使等一。何自二一日一可二神事一哉。然而年來如レ此。仍不レ改レ之。

八幡

年中行事。三月中午日。石清水臨時祭事（若有二二午一者。用二下午一。但雖レ有二二午一。下午當二國忌一之時。可レ用二上午一。長治之例也。）袋

艸子卷四。八幡臨時祭ハ先朱雀院御時被始行也。件歌ハ貫之奉之。其歌にはしに松も生又も苔むす石清水、行末とをくつかへまつらん。又云。いはし水松かげとをくかげ見えて、たふべくもあらぬ萬代のかげ。而能宣集。冷泉院御時始テ石清水臨時祭行給ニ可唱之歌奉之侍シニ、君が代に水底すめる石清水、ながれをちよにつかへまつらん。此時更又被改歌歟。尤不審。按。天慶四五年。被奉之。不每歲。天祿二年以後。每年被奉之。藏人式。安和年中被始之。云々。

賀茂臨時祭。

藏人式。十一月下酉日。賀茂祭臨時祭。江次第首書。用新嘗會後酉。云々。有二卯時必用十二月一日酉。

御記。寛平元、十、廿四。未登祚之時。鴨神託人曰。自餘之神。一年得二度之祭。只予一度而已。其自弘仁始得齋女并百官供奉。不敢所怨。只極寂寞。然秋時欲得此幣事不難也。但若佛德不堪其勢。云々。仍自去年調備馬十疋令馳。亦習

〔松と生云々〕年中行事秘抄、江次第等には、祈りくる八幡の宮の石清水云々、とあり。

〔能宣集〕大中臣能宣の歌集也。

〔天慶云々〕天慶四年四月廿七日、先年將門叛亂の時靈驗ありし報賽として始められし也。

〔江次第〕江家次第の略。大江匡房の年中の公事儀式等を詳記せる書也。

〔未登祚云々〕宇多天皇未だ卽位せられず、王侍從と申し奉りし頃也。

〔弘仁云々〕弘仁元年嵯峨天皇皇女有智子内親王を齋女たらしめ給ひしを云ふ。

〔齋女〕賀茂大神に奉祀する皇女或は王女也。

東舞。近衛府官人中。堪歌曲者十五人。爲陪從。内藏寮儲幣。依穢停止。令藤滋實於彼所邊祓祈云々。十一月廿一日己酉。走馬幷舞人等奉向鴨社頭。時平爲使。

二季平野祭。

四月十一月上申日也。年中行事祕抄。被立臨時祭使事。(殿上五位)。花山院。寛和元年四月十日甲申始之。使左衛門權佐藤原惟成也。

祇園臨時祭。

六月十五日也。百練抄。崇德天治元六十五。初有祇園臨時祭。

冬日吉祭。

按。日吉祭者。四月十一月中申日也。十一月中申日ハ祭同日被立臨時祭使。仍此御抄。令載冬日吉祭之由御。是則日吉臨時祭也。百練抄。順德。建保元十一十八。今日日吉祭也。被發遣殿上使。去八月於長樂寺。山門衆徒爲官兵有事。彼時以後御願也。自今以後。毎年冬祭日。可被立殿上使云々。

〔東舞〕東遊とも云ふ、我國東國の風俗歌に合せて舞ふ舞也。舞人六人、笛、篳篥和琴等の樂器を用ふ。

〔平野〕山城國葛野郡に在る社、今木、久度、古開、比賣神四柱を合祀す。

〔天治元云々〕こは再興にて、最初は圓融天皇天延三年六月十五日行ひ其後中絶せし也。

〔去八月云々〕當時延暦寺と興福寺との間に、末寺の事より軋轢あり、山僧多く洛東長樂寺に屯し私戰を行はんとす、官これを制すれ共聽かず、仍て其十數人を誅す、山上これより不穩なりしかば神慮を宥めむ爲め臨時祭を始められし也

已上小祀。當日神事也。皆有御湯殿。有御禊。臨時祭至還立也。

二季春日。

一代要記。仁明嘉祥三年。春日二季祭。二月初申日。十一月初申日。云々。

大原野。

二月上卯日。十一月中子日也。長者補任。仁壽元年三月二日。大原野祭始。

松尾。

四月上申日。十一月上酉日也。一代要記。仁明承和十四年松尾祭始之。

吉田。

四月中子日。十一月中申日也。根元鈔。一條院永延元年よりはじめて官幣をたてまつらせ給ふ。

梅宮。

四月十一月上酉日也。年中行事祕抄。元慶三、十一、六停此祭。祭者仁明母文德祖母橘太后氏神也。歷承和仁和二代以爲官祠。今永停廢。寬和二年

〔還立〕賀茂石淸水の祭終りて後、使還りて、更に禁中にて歌舞あり、天覽あるの儀也。
〔春日〕奈良春日野に在り、武甕槌命、經津主命、天兒屋根命、比賣神を祀る。
〔松尾〕山城國葛野郡に在り、大山咋神、市杵島姬を祀る。
〔吉田〕京都神樂丘にあり、春日神を祀る。
〔梅宮〕山城國葛野郡に在り、酒解神、酒解子神、大若子神、小若子神を祀る、
〔橘太后〕内舍人淸友の女にして、嘉智子と申す、弘仁六年嵯峨天皇の皇后に立たれ、嘉祥二年崩ず。

〔園韓〕園神社と韓神社の汎稱にして宮內省の祭神也。園神は大物主神を祀り、韓神は大己貴、少彥名の二神を祀る。

〔八幡放生會〕元正の御宇九州に亂ありし後、八幡大菩薩の託宣ありて、戰死者の爲め放生會を行ふべしと宣せられしより始まる、放生會とは豫ねて捕へ置ける魚鳥を介けて放ち遣る儀也。

〔男女使〕古は內侍御役に立ちし例ありしより、女字を加へ給へる也。

〔春日使云々〕春日は都より隔りたれば、使立つ日と祭儀の當日とを禁中にては神事の日とせらるゝ也。

十一廿一。宣旨云。新依御願初復舊基。

園韓神祭。

二月上丑日也。若有三丑用中丑。但春日祭後丑。云々。十一月中丑日等也。

又八幡放生會。

八月十五日也。年中行事祕抄。舊記云。延暦年中立件社。貞觀元年十一月五日祭者。內裏依神事忌僧尼等。承保四年例。自後三條院延久二御時被立奉幣使并上卿已下參向。諸衞帶弓箭如行幸儀。

皆有男女使。已上當日神事也。精進可依社。春日使立日神事也。但當日可神事。

按。精進神。八幡。日吉。祇園。北野等社也。

大神。

四月十二月上卯日也。根元抄。大三輪神也。此祭は貞觀の比より始けるにや。

〔廣瀨〕大和國廣瀨郡に在る社、倉稻魂神とて五穀の守護神を祀る。
〔河曲〕今の河合也
〔大忌神〕倉稻魂神を申す。
〔龍田〕大和國生駒郡にある社にて、風神級長津彥命及級長戸邊命を祀る
〔御燈〕北辰に御燈を供し給ふ儀也、佛事なれども他の神事の如く兩段再拜の例あり、又年中行事祕抄にも、依爲恒例神事、とあり。北辰は一に妙見と云ひて諸國土を擁護し衆生を濟度する菩薩なるにより、これを祀り給ふ由也。
〔靈巖寺〕もと山城國葛野郡にありし寺、一に妙見寺とも云ふ。

廣瀨。

四月七月等四日也。日本紀。天武四年四月甲戌朔癸未。祭大忌神於廣瀨河曲。

龍田等祭。

四月七月等四日也。同紀。同日祠風神於龍田立野。

使立日神事也。神事體皆同之。又使不立諸社祭。非強神事。

權記。長保二、四、六。一日右大臣定申云。彼八日太神祭也。遠祭者。使立之日齋。至當日雖被修佛事無妨。但至山陵使者。無發遣之例。

元日四方拜自前夜潔齋。

二季御燈。

年中行事祕抄。御記云。延喜二年三月二日。內藏寮請被定可奉御燈寺。依不據舊例。召右大將問之。奏曰。貞觀以來於靈巖寺被奉。寬平初用月林寺。後用園城寺。故因舊例於靈巖寺可奉狀仰了。

三九月三日。近代由祓也。自一日精進。不供魚味。忌僧尼服等。同他神事。御禊之後。供魚味。憚人參。已上北辰御精進。子細大略同神事。

年中行事。大外記師遠書入云。三月三日御燈事。若御卜不合者有由御禊。近代多卜申不淨由歟。於御燈者奉拜北辰歟。御神事有煩。云々。仍卜不淨由。有由御祓。云々。古者無其儀歟。

一臨時神事

於東庭有御拜。是同公卿勅使之時。伊勢遷宮等時。又隨叡慮臨時御拜或三日五日ナド皆有例。御物忌時敬神無憚。於東庭有御拜也。且寛治六年伊勢假殿遷宮夜雖爲御物忌。於東庭有御拜。

按寛治六年。遷宮俄延引之由。有所見。若被勘日時之間。當其日。於御拜者

〔近代由祓也〕近代は燈を奉る事なく由の御祓のみ行ふと也。由の御祓とは御燈奉らざる由の御祓の義、唯御祓のみ行はるゝ也

〔御卜〕御燈奉るべきや否やの御卜也此時觸穢あらば其由をも申す。

〔伊勢遷宮〕豫め宮地二處を定め置き二十年毎に正殿寶殿及外幣殿皆新材により造營し、これに遷し奉る、これを式年正遷宮と稱し、九月十五日を以て其式日と定む。又風火災のため正殿御修理などの間、假殿に遷宮あるを假殿遷宮と云ふ。

〔物忌〕天一神太白神等を避けて、家居謹愼するを云ふ

有之、然而延引之由、後日自伊勢注進歟。追而寛治八元嘉保年月日、被遂内宮假殿遷宮云々。

一　佛事次第

天子者專以正法爲務、是則佛教興隆也。恒例佛事諸寺破壞、可有殊沙汰。其上白御行可在叡心。堀河院御時、抛萬事習眞言、二間御佛供養連々也。白河院御時、於院中被行千日講。

中右記、嘉承二、十、廿一。今日院白河院被供養御佛云々。又千日講令始行御云々。講師永緣僧都也。

上古清和天皇殊歸心、朝暮有御行。

按、粗見國史。

其外代々聖主雖有事淺深、皆有御行也。但神事日不可有其儀。

御齋會。

〔嘉保〕堀河天皇御宇の年號也。

〔千日講〕千日の間繼續して法華經を講讃する法會也。

〔清和天皇云々〕三代實錄に、自遜皇位、御淸和院、歸念菩提、云々、遂御山莊落飾入道、とあり。

〔御齋會〕もと大極殿にて行ひ給ひしが、後世は清涼殿にて行はれ、御物忌の折は紫宸殿にて此儀あり、年中行事祕抄に、稱德天皇天平神護二年正月八日、於大極殿始修御齋會、とあり、されど、日本紀天武紀に、九年五月乙亥、始說金光明經于宮中及諸寺、とあるを嚆矢とすべき如し。

〔最勝王經〕三譯あるも爰に云へるは金光明最勝王經也經の第六に四天王護國品ありて四天王が國家を擁護する誓を說く。
〔大般若經〕大般若波羅蜜多經の略、唐の玄奘譯にして四處十六會の說を載せたり。
〔仁王護國般若經〕佛、諸王に對して國土安穩の爲めに般若波羅蜜多の深法を說きしもの、依て此經の講讃唐朝に行はれ、我朝亦これに摸ふ。
〔佛名〕諸佛の御名を唱へて罪障を懺悔するの儀、朝廷にては仁壽殿の御持佛を淸涼殿に遷して行はる。
〔綱所〕僧綱の事務所を云ふ。

按。自正月八日到十四日七ケ日。於大極殿講最勝王經。

二季御讀經、

按。二月八月四ケ日之間。讀大般若經。

仁王會。

按。二月或三月或五月。講仁王護國般若經。

最勝講。

按。五月擇日次五ケ日。於中殿講最勝王經。

佛名等。

按。十二月自十九日到廿一日三ケ日。或一日。於中殿行之。

皆雖有其儀、其料無定。是近代御讀經僧退下如細縛。

御齋會用途。新任辨官抄。如式條者。僧法服調給之歟。近代給料也。供養物能々令催濟之時。和布雜菜之類。一口之分殆積車。正月十二三日間。積分東廊外。賦引之辨以下。綱所相共撿知支配布施絹布之類。能令催濟之時。

一人分巨多。及高三四尺。古者參御齋會之僧以布施物殆建一堂云々。近代陵夷。緬縛。春秋左氏傳。僖六年許男緬縛。註。縛手於後唯見面。史記。宋微子世家。肉袒面縛。註。索隱曰。面縛者。縛手於背。而面向前。

取立首是非善事罪業也。如此沙汰能々可有事歟。殊御願日々可有御精進。凡六齋日。

雜令。凡月六齋日。公私皆斷殺生。義解謂。六齋八日十四日十五日二十三日二十九日三十日也。　簾中鈔。六齋日。八日十四日十五日廿三日廿九日卅日。小月八廿九日。

十八日。

山槐記。應保元九、十七毎月十八日者。本自非御精進日。而依白河天皇仰。雖六齋日外。十八日最可爲御精進。仍其後不供魚味。而後白川院御宇。猶可爲魚味之由被仰下。仍更供進之。

御本命日。

續日本紀。仁明承和十、七辛丑。議定奏曰。本命之日。不擧凶事。延喜陰陽寮式。御本

〔取立首こ〕首を引き立てたる如き樣なるを云ふ。
〔罪業也〕斯る裝するは罪人の業と也
〔殊御願〕特別なる御祈願あらせらる折はと也。
〔六齋日〕佛徒が毎月謹愼すべき六種の日、佛説に、其日は惡鬼人を逐ひて命を奪はんとし疾病凶衰等多しとあるより、此日を齋日とせる也。
〔應保〕二條天皇御字の年號也。
〔議定奏〕公卿等政事を議し定むるを議定と云ひ、議定の折は最末の人より發言して上卿に至り、定め了りし後復これを評定し目錄を取りて奏上す、これを議定奏と云ふ。

命祭神座廿五前。後鳥羽院御記。建保二、四、六庚子依爲本命日令精進。按。治承四年庚子降誕。拾芥抄下末。本命日二種。或以生年爲本命。或以生日爲本命。不充支干相隔可爲本命。撿國史只以支内不法本命。寅年降誕以寅爲本命也。保憲說 按。假令甲子年誕生之人。以甲子之日爲本命日。或又只子日許モ愼之。先規兩端矣。

必可有御精進。他所善事等又同。不可有懈怠。臨時事可隨御意事也。但日暮持念誦。念佛ナドハ不可然事也。眞言法華經。其外殊御用御經等必可有御誦習御師。御持僧中可選其人事也。

按。御經師。醍醐天皇。增命僧正。一條院。覺運僧正。後三條院。明禪法印。堀河院。永緣僧正。良意僧正。後鳥羽院。實慶僧正。

堀河院御時。唯識論誦習御師永緣教申。匡房難申之雖大才猶淨行人可爲御師之故歟。

成唯識論十卷。頌文。天親菩薩論。護法菩薩。飜譯。唐玄奘三藏。鈔二十卷。

〔保憲〕陰陽師忠行の子、若くして暦博士となり、天德の初め陰陽頭に任ぜられ天文博士を兼ね、其子孫永く暦を傳へ、弟子安倍晴明の子孫最も世に著はる。

〔他所善事〕禁中以外にて行ふ佛事也

〔念誦〕他本、念珠とあるを可とす。

〔御師〕天皇に經文の讀誦を敎へ奉る師也。

〔增命〕平安の人、天台第十一代の座主也。

〔覺運〕平安の人にて天台の僧也。

〔明禪〕藤原成賴の子、天台の僧也。

〔良意〕藤原良經の子、天台の僧也。

〔天親菩薩〕北天竺の僧佛滅後九百年に出づ。

慈恩法師。玄弉三藏弟子。　永緣。良門末大藏大輔永相子。號花林院。保安二六卅二。補興福寺別當。以詠時鳥和歌稱初音僧正。

一　可遠凡賤事

天子者殊可被止御身劣。是難盡筆端事也。假令供御之陪膳聽色女房。又典侍不論善惡候之前典侍ナドノ非當職類無何着禁色雖參。不可及御陪膳。公卿藏人頭無憚。四位侍臣晝御膳參之上雖無憚。可選其人。無何不可用。

按。晝御膳。大床子御膳也。御陪膳。四位殿上人巡役也。

南殿之儀采女雖爲陪膳只時不可用之同事也。亂遊之時ナドハ如湯無何進事少々近代有之歟。尤不可然。予時少々如此可止可止。家嗣。宣經ナドハ時々候陪膳有何事乎。於女房典侍不及輩一度不聽之。

〔慈恩法師〕唐の京兆大慈恩寺の僧にして名を窺基と云ふ、法相宗の開祖なり。
〔永緣〕又た永圓に作る。一乘院賴眞法師の弟子也。
〔詠時鳥〕聞くたびに珍しければ時鳥いつも初音の心地こそすれ、とある歌これ也。
〔前典侍〕先帝の御宇典侍たりし者を云ふ。
〔南殿之儀〕南殿にて節會の儀ある時は也。
〔亂遊云々〕管絃の御遊などを云ふ。
〔家嗣云々〕家嗣宣經等は何れも大臣の公達にて家柄ある者故、當時未だ五位殿上人にて高位ならねど、憚るべきなしと也。

家嗣。號嵯峨內大臣。大炊御門也。　右大臣師經公男。建保二、十二、十三。叙從三位。右中將如元。同七、三、四。任權中納言。廿三歲。
宣經。號五辻宰相。花山院庶也。花山院左大臣忠雅公孫。中納言家經卿三男。按。順德院御在位中殿上人也。後堀川院。嘉祿三、四、九。任參議。廿五歲。

御持僧聽之歟。但近代無其儀。其貴種人可聽歟。鳥羽院御時。行尊僧正夙夜祗候。定候御陪膳歟。

行尊。小一條院三條院皇子。御孫。參議源基平之息。寺平等院法務大僧正。

炎上時。取劍璽サホドノ事ノ時ト雖。甚忌有沙汰。後日被謝申。

百鍊抄。鳥羽天永三、五、十三、皇居嘉陽院燒亡。天皇遷御小六條。或記云。御持僧行尊法印取劍璽入御輿。

御裝束ナドハ不可懸手。

按御持僧依爲出家身不可懸手也。

御衣內侍已上聽之。然而正候御裝束同御陪膳。但侍臣聽之。其

〔師經〕藤原賴實の子也。元仁元年十二月右大臣に任ぜられ、安貞元年四月致仕、寬喜元年薨ず。後大炊御門右大臣と稱す。

〔小一條院〕三條天皇第一皇子也。長和五年立太子、寬仁元年太子御辭退上皇に准ぜらる。

〔法務〕綱所中の法務を掌る僧を云ふ

〔サホド云々〕一本に、サホドノ事ノ時雖甚忌云々、とあるをよしとす斯る火急の折は、元來甚だ忌むべき事にはあれど、僧侶に奉持せしめ、後に至りて謝し申さるゝと也。

〔嘉陽院〕高陽院に同じ（五〇頁參照）

〔御衣〕當の御小袖に當る內衣也。

〔近衛司〕近衛中將少將を指す。
〔可止可止〕一本に、不止之、とあり。
〔御口移云々〕直々に御言葉を與へ、又は物など渡し給ふ事然るべからずと也。
〔無傳說之由〕一本に、無便之由、とあるをよしとす。甚だ不都合なる由と也。
〔凡卑云々〕凡そ低きは六位藏人下臈女房を限りとし、それより卑しき者は一切御身近く候せずと也。
〔猿樂〕もと諧謔を旨とせる俗樂故、斯る舞人禁中に參るは論外の沙汰にて止むべき事と也。
〔建仁〕土御門天皇御宇の年號也。

近衛司也。六位藏人不取御衣之由在舊記。

六位藏人。不取御衣事。可勘入。

況於御裝束乎。而間々有之。其儀可止可止。所衆瀧口乍地下近候。習也。但御口移御手移不可然。堀河院御時樂人等偏無傳說之由。匡房大難。尤不可然事也。

古事談。堀河天皇令習神樂曲之時。天皇御御倚子。助忠候小庭。師時朝臣候小板敷。令傳申祕曲時。於秋戸方直令奉云々。

凡卑限六位藏人。下臈女房也。有藝者依其事近召事。近代多。如寬平遺誡不可然。況如猿樂參庭上可止事也。

明月記 建仁二、二、十六 巳時參上。今日猿樂依召參御前庭。施其藝。公卿以下候御前。

百錬抄 順德 建保二、七、十一。今曉主上行幸上皇御所高陽院。十二日。今夕於主上御前有種々御會遊事等。上皇同御覽之。舞女並猿樂等應其召云々。按。猿樂樣。宇治拾遺物語。平家物語等粗見之乎。

村上御宇。爲平親王子日時。布衣輩渡御前。

爲平。村上天皇第四皇子。一品式部卿。寛弘七、十、十薨。

九代略記。村上應和四、二、五壬子。今日第四爲平親王。自禁中出北野有子日之興。中納言師氏以下。多以陪從鷹犬等。

延喜御時。京中上鞠者被召仁壽殿東庭。

御記。延喜五、三、廿一。晩頃綾綺殿前令侍臣蹴鞠覽之。五月八日。仁壽殿蹴鞠。廿二日御常寧殿有蹴鞠興。

吏部王記。天慶六、二、廿九。於温明殿前有蹴鞠事。當世得其名輩數十餘人。着布衣烏帽子。同記。同年五、廿九。是日禁中有蹴鞠事。召京中堪者廿餘人。着烏帽子供温明殿南上望者有之。云々。

如此例雖多。不可有尋常事也。但樂人隨身聽之。宿仕人其可依事樣。舊記布衣者入禁中。公卿雜色二人聽之。宿仕人爲陪膳靑侍一人聽之云々。

〔子日〕正月初子日野邊に出でゝ小松を引き遊宴するを云ふ。陰陽の靜氣を得て煩惱を除く爲めなりと云ふ。

〔上鞠者〕蹴鞠に上達せる者也。

〔隨身〕近衞府の舍人にして、太上天皇、攝政關白大中少將等に隨ひ警衞の任に當る者也、下司なるも隨行して參入し得る也。

〔宿仕人〕大臣等の宿直する時共に宿仕し其雜用を務むる隨身を云ふ。

〔雜色〕藏人所の下司に此稱あるも、爰は院御所、攝關家以下の高家にて召仕ひ、雜役驅使の事を勤めしむる者を云ふ。これも事に添ひて禁中に入る也。

〔前駈〕三位以上の人の召し連るゝ前供也。

〔日月華門〕日華門は南殿前の大庭の東面の門、月華門は其西面の門也。

〔爲衞府云々〕衞府は禁中守護の職なるが故也。

〔殿上逍遙云々〕一本、殿上逍遙渡北陣頭以下、とあるをよしとす。殿上の逍遙とて、殿上人外遊の時、朔平門の邊已下の門より出入すべしとなり。

〔右兵衞陣〕陰明門の傍に在り

〔陰明門〕大内裡内郭十二門の一、宮西面の中門とも云ふ。

〔玄輝門〕大内裡内郭北面の正門にして朔平門と相對す

中右記寬治八、八。近曾有新制布衣著烏帽子者不可入陣中。是不叶近代法。但前駈侍雜色不入日月華門內近代如此爲衞府者女御后御方聽之。文官衣冠也。殿上逍遙渡北陣頭以下至于所衆瀧口同之。

水左記承曆三、十一、四。此日殿上逍遙云々。後聞。頭辨直衣。自餘皆布衣。各施風流。云々。集會右兵衞陣。入自陰陽門通御湯殿間渡殿。藤壺東面出玄輝門。從大宮北行。折西先參野宮。次向大井。續古事談。臣節。殿上の逍遙は代の始ごとに必あるにや、鳥羽院より後絕にけり。

瀧口勿論。所衆雖末代不參。布衣時也。

按瀧口者著布衣祗候定例也仍著布衣事勿論也所衆者着束帶可祗候。仍雖末代著布衣不可參云々。

下御庭上事。如御拜時無憚。准之建久已後數弘席有蹴鞠興。是後悔其一也。

雅經卿記。建久八、二、廿五。進鞠場右衛門陣内。有切立四本。被敷滿筵道於庭。云々猫搔御鞠自木在庭中御輿。御直衣。小口御袴生。

賢所入御之時常事也。

春記。長暦四、十、廿二。賢所奉遷之。予即歸參御所。奏此由。主上先是衣冠御晝御座。依敬神也。纏塵記。文保二、二、廿七。内侍所渡御。入御之程。主上令下地上給。云々。

付輿遊。凡卑殊不可然事歟。内々習禮等白地主上不爲臣下。高倉院御時。張兒爲主上不吉事也。

按。此例未所見。可勘入。

況御身爲臣下太禁事也。

台記。久安六、四、十。候内。巳刻。上近衛院十二歳渡御宮多子御方。大夫持參作馬。上騎之。又有掩目執人之遊。余大夫在此中。十一日渡御宮御方。有掩目執人之遊。鶴賞執上。上咲曰。鶴於此遊已爲第一。二月十四日參内。上御女御廬遊戯。余爲馬。上乘之。上爲馬。女御乘之。明日又有此事。如此御遊連日不可勝計之由。侍女等所語也。

〔切立〕鞠場を臨時に設くる時、懸の木の代に樹つる枝竹の類を云ふ。
〔筵道〕道路に敷き續くる筵、禁中高家にて用ひ、又た神事の時も用ふ。
〔猫搔〕蹴鞠の御遊の折鞠場の敷物となすものを云ふ。
〔小口御袴〕天皇内々に着御し給ふ袴紐ありて指貫の如し、西宮記に、冬時主上着之、云々とあり、冬は練、夏は生也。御蹴鞠の時には夏季も着し給ふ也。
〔衣冠〕常の袍に指貫を著用せる装を云ふ。
〔多子〕「ますこ」と申す。藤原公能の女近衛天皇の后也
〔掩目云々〕世に云ふ目隱の遊戯也

〔春宮權大夫〕春宮坊にて大夫に次ぐ職員、一人にて令外の官也、尙ほ東宮の司はこれを東宮職と春宮坊とに別ち、大夫以下を春宮坊の職員とす官職難儀に、東宮春宮同事なり、さりながらその下司の官につき差別あり、大夫亮進以下は皆春宮の官なり仍て春字を用ふ、とあり。
〔習禮〕儀式の作法を練習するを云ふ
〔菩提院入道〕藤原基房也。(三〇頁松殿基房參照)
〔母后〕藤原長實の女美福門院得子也
〔左大臣〕藤原良經の子道家也。
〔關白〕關白藤原基通の子猪熊關白家實也。

峯記。承久二、三、十三 於禁中密々有習禮。重長朝臣被召參候。今日可被擬主上云云。擬主上出御晝御座。擬關白取裾。四月二日入夜。春宮權大夫實氏爲院御使來云。去月十三日於內裏被賭弓習禮云々。汝參入見物之由。聞食之。而重長朝臣被用天皇代。云々。尤禁忌。驚思食無極。縱雖無御承引何不申止乎。堀河院御時。被召籠之殿上人等。夜中不着衣裳行節會習禮。其中以一人爲主上令鳴御箸。云々。緈達天聽以外有御逆鱗。又近衞院御時有行幸遊。以或女房爲主上。法性寺關白聞之申止。云々。又高倉院御時有事。菩提院入道爲關白之時。申止以母后同輿之儀垂輿帷。云々。古今之例如此。若乍存心中不申止者尤不忠。已上仰詞也。密々語云。此事定傾存歟。然而近代諸人成恐納諫依之不申出歟。不可准他人。縱雖蒙御勸發。於左大臣者可申歟之由。有御氣色。云々。又云。關白同蒙此仰被馳參。云々。

無左右出簾外見萬人事。能々不可然。在簾中之條。在寬平遺誡。

按。此御抄意。與御遺誡相違歟。於御遺誡者。對蕃國人不可見之意也。寬平

御遺誡。外蕃之人必召見者。在簾中見之。不可直對耳。李環朕已失之。愼之。

但幼主時如此事。不能制申。但下劣事返々可有用意。無何疊爾御座尤不可然。近代建久以後御小袖赤大口。常御貌也。誠長袴二衣モ不相應歟。堀河院御時マデハ。白地渡御座乘船大井河行幸用倚子。然而舟中倚子有猶豫。

前漢書。高后紀。或以爲不便計猶豫。師古曰。猶獸名。爾雅曰猶如麂。善登木。此獸性多疑慮。常居山中。忽聞有聲。即恐有人且來害之。每豫上樹。久之無人。然後敢下。須臾又上。如此非一。故不決者。稱猶豫焉。

鳥羽御乘船。

按。非鳥羽天皇。於鳥羽殿御乘船之時也。山中口傳抄第二乙。寛治白河院於鳥羽殿御乘船之時云々。

堀河用平敷座倚子在御座邊。近代勿論歟。內々御歩行必不用晝御座御劒。內々用他御劒。近頃作法。是非得咎歟。

〔李環云々〕外蕃の使節李環來朝の折は過ち給ひしと也

〔白地云々〕苟且の御出ましにも御座の御疊二帖に、御茵を副へて持ち行かれしと也。

〔大井河行幸〕大井河は丹波より嵐山の麓を流れ、下流桂河となりて淀河に入る河、こゝに行幸の事平安時代屢〻これありき。

〔麂〕鹿に似て體小く角なき獸也。

〔鳥羽殿〕山城國紀伊郡上鳥羽村に舊址あり。一に城南離宮と云ふ。白河天皇こゝに殿を構へ後院と定め給ひしを初めとす。

〔非得咎〕これ晝御座御劒を重じ給ふ義なれば咎あらむと也。

按、近頃内々御歩行、不レ用ニ壺御座御劍一、被レ用ニ他御劍一、是雖ニ省略事一、無レ咎不レ可レ苦之意歟。

如ニ御草鞋一、六位奉仕雖レ有レ例非ニ普通事一。

按、六位奉仕例。可レ考載。

一　諸藝能事

第一御學問也。不レ學則不レ明ニ古道一。而能レ政致ニ太平一。貞觀政要明文也。

貞觀政要、唐太宗文皇帝之嘉言善行。良法美政。而史臣吳兢編類之書也。

寬平遺誡雖レ不レ窮ニ經史一、可レ誦ニ習群書治要一云々。

群書治要五十册、魏徵等奉レ勅撰ニ云々。序云、爰自ニ六經一訖ニ乎諸子一。上始ニ五帝一下盡ニ晉年一。凡爲ニ五袠一合五十卷。本求ニ治要一故。以ニ治要一爲レ名

是彼時所レ窮末代之大才也。後三條。高倉雖ニ大才一天運不レ久。

〔草鞋〕插鞋也、當の淺沓の裏を緩綢にて貼れるもの也、西宮記に、主上及僧家貴女等之所レ用、とあり。

〔唐太宗文皇帝〕唐高祖の次子、唐第二代の皇帝也。

〔吳兢〕浚儀の人、貞觀政要の外、大唐春秋、武后實錄等の撰あり。

〔魏徵〕字は元成、太宗の時諫議大夫に拜せらる。

〔六經〕詩、書、易、春秋、禮、樂の六書を云ふ。

〔五帝〕少昊、顓頊、帝嚳、唐堯、虞舜等、支那上古の五帝を云ふ。

〔雖ニ大才一云々〕學才秀で給ひしも、天壽永からず、御在位亦久しからずと也。

後三條。延久五年五月七日崩。四十歳。在位四年。

高倉。治承五年正月十四日崩。二十一歳。在位十二年。

白河。鳥羽。後白河雖不然吉例也。近代萬人稱之。尤僻事也。

白河。大治四年七月七日崩。七十七歳。在位十四年。

鳥羽。保元元年七月二日崩。五十四歳。在位十六年。

後白河。建久三年三月十三日崩。六十六歳。在位三年。

白河。鳥羽非淺才。凡如此例嬾時事也。

按。嬾者。懈怠也。一本作懶。又一本作見苦之二字。

只可爲宗才。誠鴻才マデハ不然。淺才尤見苦事也。

按。鴻才者。大才也。字彙。鴻鳥名。大曰鴻。小曰鴈。

識者又勿論。天下諸禮時。御失禮尤左道事也。

禮記。王制。執左道以亂政。師古曰。左道僻左之道。謂不正也。正字通。毛晃曰。人道尙右。以尊右。又曰。故非正之術。曰左道。

〔在位四年〕治暦四年御踐祚、延久四年御讓位也。

〔在位十二年〕仁安三年御踐祚、治承四年御讓位也。

〔尤僻事也〕以上諸帝學才秀れさせ給はぬ由世上に申すは僻事と也。

〔在位十四年〕延久四年御踐祚、應德三年御讓位也。

〔在位十六年〕嘉承二年御踐祚、保安四年御讓位也。

〔在位三年〕久壽二年御踐祚、保元三年御讓位也。

〔嬾時事也〕學問ある者は齢短しなど云ふは、學事を忘る時云ふ諺と也。

〔識者〕有識者の略もと學識秀れたる者の謂なるが、後ち諸禮公式に明かなる者を云ふ。

後三條。白河殊有識也。必々可學之也。

貫首祕抄。後三條院。年中行事一卷在院。又自院被獻內了。御作法大都年中行事不過此記也。若有被尋仰事。有不審者。見件御書歟之由。可奏務也。

予度々給件御書注出折紙奏覽。

第二管絃。延喜天曆已後。大略不絕事也。必可通一曲。圓融一條吉例。于今笛代々御能也。和琴又延喜天曆吉例。箏同之。琵琶雖無殊例可然事也。

按。順德院御琵琶御師定輔卿也。

笙篳篥未聞。笙後三條院學給。篳篥不相應事也。音曲上古有例。堀河院內侍所御神樂時。別有此音曲。鳥羽後白河御催馬樂。雖不窮其曲。已晴御所作畢。又後白河院今樣無比類御事也。何只可在御意。笛堀河鳥羽。高倉法皇代々不絕事也。

法皇。後鳥羽院也。

〔管絃〕音樂也。管は笙笛の類、絃は琴箏琵琶など也。〔延喜云々〕醍醐村上二帝の頃音樂甚だ盛にして、村上天皇箏の御上手に御座せし事榮華物語などにも見ゆ。〔一條吉例〕一條天皇大貳高遠を師として御笛を遊ばし給ひし事枕草紙に見えたり。〔箏〕專ら雅樂に用ひし琴の一種、今の筑紫琴の祖也。〔笙〕細竹を數多連ねて管とし、これを吹奏する樂器也〔篳篥云々〕篳篥は其音悲調なる故斯く宜へるならむ。〔催馬樂〕歌を以て主とせる雅樂也。古は歌詞のみを奏せしが、後は專ら管絃を加へて奏す

但箏琵琶何劣乎。和歌自光孝天皇未絶。雖為綺語我國習俗也。

白氏文集。願以今生世俗文字之業。狂言綺語之過。轉為將來世々讃佛乘之因。法苑珠林。謂言不正皆名綺語。但諸綺語。不益自他唯增放逸。

好色之道。幽玄之儀。不可棄置事歟。

菅家遺誡。凡歌什詠吟之弄者。鬼神交遊之梯階。夫婦倡和之基也。鬼神交遊。萬品生育之則擧國純一。千物繁榮焉。夫婦倡和之則民生淳質。皐水各趣也。故伴黄門者。述鵲霜之情。柿三品者。賦諸山之裳。擧一之麗趣也。古今和歌集序略之。

此外雜藝。有御好無難。無御好無殊事歟。詩情能書箏同殊能也。

一 御書事

天子御書惣不書御名。雖父王不書恐々字。但予恐仙院超先代。仍間々恐々謹言ト書。或又只謹言也。普通ニハ只候也ナド書

〔好色云々〕歌は男女の中を和げ、又た其力奥底ありて天地を動かし、鬼神を感ぜしむる程の德あり、等閑に附すべからざるものとの仰也。

〔菅家遺誡〕菅原道實の著、仁君の政要を初め朝廷神事其他數項を記せる書也。

〔伴黄門〕大納言旅人の子大伴家持也延暦二年中納言に任ず、黄門は中納言の唐名也。

〔鵲霜云々〕鵲の渡せる橋におく霜の白きを見れば夜ぞ更けにけるとある新古今集所載の歌なり。

〔仙院云々〕後鳥羽院を敬ひ給ふ事、先帝土御門院にも過ぎ給ふと也。

〔實躬朝臣〕三條氏也。嘉元元年中納言に任ぜらる。〔御諱〕伏見天皇御諱を熈仁と申す。〔法諱〕御深草院の御法諱は素實也。〔御書如レ此〕斯る御書面にも、候也と書き給ふと也。〔只公卿云々〕公卿侍臣など昵近の臣下へ別の儀にて御書を遣はさるゝ折は、其折々の御思召にて別の用式もなしと也。〔久安〕近衛天皇御宇の年號也。〔法皇〕鳥羽法皇也〔改念之後〕改年之後也。〔毎年如レ思〕一本に毎事如思とあり〔長德〕一條天皇御宇の年號也。〔寬仁〕後一條天皇御宇の年號也。

終也。院御書又如此。

仙院、按、後鳥羽院也。

實躬卿記。正應六、三、十。自禁裏所レ被レ進御書。被レ下預了。其詞云。

實躬朝臣間事。云々。故申入候也。恐々謹言。

三月九日御諱。

賜御返事。

實躬。云々。承悅無レ極候。恐々謹言。

三月十日御法諱。

按。主上。伏見院。後深草院皇子。上皇。後深草院。

其外親王大臣已下御書如此。只公卿侍臣ナドハ有別儀遣御書。其中々無別作法。

台記。久安七年正、一。午時。法皇使兵衛尉宗季賜レ書。其狀如レ此。

改念之後御慶賀悅承侍者也。毎年如レ思。長德ニモ寬仁ニモ超過テ不

可思議見給者也。

正月一日御在判

口文表書
左大臣殿　御在判

御持僧又同后女御已下於女房無定子細歟。料紙女房許へハ多薄樣。後々檀紙也。又禮紙追申ト書事。惣セヌ事也。只指サゲテ可書ハ書之也。

書札禮與子狀。狀如件。若謹言。判無上所。逐申字。按追申ト書事。會尺歟。仍主上不令書御。父與子狀又不書之也。

一御使事

依人依事有差別。藏人頭。近衛將。五位藏人。六位藏人等也。又所衆瀧口等無難事也。細々事藏人無難。依事定勅使不可勝計。在江記。中品事。殿上將佐也。又女使有之。皆式定事也。又臨時事在叡慮。

〔左大臣〕藤原頼長を指す。

〔禮紙〕書狀を疊みて、其上に巻く紙也、昔は封筒を用ひず、斯くして其上を更に表卷にて包み、宛名を書きし也。通常は書狀禮紙表卷各一枚也是れを三禮紙と云ふ。其外五禮紙七禮紙等の作法あり七禮紙最も叮重にして、書狀三枚禮紙二枚表卷二枚也

〔只指サゲテ云々〕禮紙に追申を物する事は不作法故、書く事あらば狀紙の中へ下げて書き添ふべしと也。

〔御使事〕公事ならぬ御使につき其作法を記し給へる也

〔依人〕御使を差し向け給ふ先方の身分によりてと也

〔唐物使〕王朝時代漢土の商船渡來の時、積荷の檢査運搬を掌る使也。〔宇佐使〕天皇卽位國家大事災變等の時宇佐宮に奉幣して告げ奉る使也。〔同御祈使〕宇佐放生會への御使也。〔氷魚使〕宇治河田上河より供御の氷魚を召す御使也。〔臨時賑給使〕毎年五月賑給の儀あり其外臨時に京中の貧民に米鹽を給する折の使也。〔大嘗會御禊〕大嘗會の時鴨川等の河原を點地し、十月中旬行幸ありて行はるゝ御禊也。〔八十島使〕八十島祭とて天皇御卽位の後攝津國難波津にて諸神を祭る儀あり、此時の使也

侍中群要第八。諸使事。

唐物使右辨以下近代藏人以下所小舍人。御牒官符。

同御祈使、法師。

地黃煎。氷魚使、藏人所上藏瀧口。

訪齋王病使。納言已下殿上人。

着裳使。殿上兵衞佐。

更衣已上初參後朝使、殿上六位以上。

摘大哥所辛荑使、藏人所高戶。

颯誦使。近衞將。藏人頭。

平野祭使。殿上五位。

八十島使。典侍。藏人。宮內宮主。

遷內侍所神使。五位藏人。

開東大寺勅封御倉使。辨。監物、宣旨。

宇佐使、殿上五位。神祇卜部。官符。御牒。御卽位時。和氣氏五位。

交易。金銀。朱砂。雜丹。雜器。造茶。三月一日

太神寶使。藏人所。御牒官符。

遣齋王位記使、藏人所。

女御位記使。兵衞佐。內侍、或遣童。

賜瓜侍從所使殿上五位六位高戶者。

度者使、近衞將。

臨時賑給使殿上人。

大嘗會御禊點地使。少將。

勅答使。近衞將。或納言。內親王。攝政。

平野見參使。近衞將監春冬遞藏人仰。

開藥御倉使。藏人。侍醫。侍從。

〔祈雨使〕祈雨の爲め神泉苑に遣し、海龍を祈らしむる御使也。
〔御狩使〕朝廷にて毎年十一月五節の時河內國交野に遣して鳥獸を狩獵せしめらるゝ使也。
〔養產〕出產後三日目、五日目、七日目に、その親族等より產婦の衣裳などを贈りて祝意を表し、賀莚を開くを云ふ。
〔四界例祭使〕道饗祭とて二月十二月の兩度京の四隅に八衢比古神等を祀りて鬼魅を祓ふ儀あり、此時の使也
〔四角御祭使〕鎭火祭とて毎年六月十二月の兩度宮城四方の角にて火神を祭る儀あり、此折立てらるゝ使也。

勅計使。殿上六位以上。
牽分使。近衞將。藏人仰。東宮主馬首。或宮進。
召大臣在亭使。內藏人所。外記。
召公卿在里亭使。內內豎。外召使。
召法師使。隨高下各別。藏人並所人以下藏人宣旨。
御狩使。所下文。御鷹飼。
諸寺藥使。內豎。
訪天台座主被陵辱盜人使。藏人所民部。
訪天台座主之喪使。殿上人。
撿諸寺破損使。殿上人。
鑄節刀使。藏人。將監。左右近衞將。
給御題使。式部大輔。臨時近衞瀧口。
四角御祭使。瀧口。

祈雨使。六位藏人。
東西宣旨飼使。藏人。
召親王在亭使。藏人所。
召諸司人使。內小舍人。外使部。
納宜陽殿御物使。近衞將藏人。
諸寺鎰使。除當時御願外。所司所修。大舍人承宣旨。
同諸寺粥使。承宣旨。
女御更衣養產使。藏人。
出內侍所節刀使。辨。將監。內侍。女史。天德四年例。
出安福春興戎具使。左右近衞將。
四界例祭使。藏人所人。
臨時祭使。殿上四位巡。

〔御鷹飼〕藏人所の下司にして、鷹を飼養して、鳥を取る役也。
〔無何云々〕臺盤所は典侍内侍などの常に祗候する室故男子の出入は極めて嚴なる也。
〔御乳父〕御乳母の夫を云ふ
〔御外舅〕后宮女御などの父兄を云ふ
〔新院〕上皇一時に二人以上御座す時第一の上皇を一院又は本院、其次を中院、新に御座すを新院と申す。後鳥羽天皇建久九年御位を土御門天皇に讓り給ひ、土御門天皇は承元四年順德天皇に御讓位あり、一時に兩院立ち給ひしより土御門院を新院と申せし也。

裏備其使。兵衞佐。

蘇甘栗使事。

一　被聽臺盤所人事

無何萬人亂入尤不可然事也。執柄人並子息ナドハ勿論。其外殊難去大臣納言之間。兩三人可定。而近代旁子細面々所望之間。及數輩。御乳父必聽。御外舅勿論。乳父子一人ナドハ聽。

院御時高能。

高能。能保卿男。建久七、十二、廿五。任參議。按。能保卿女爲後鳥羽院御乳母。

新院隆衡。

新院。土御門院也。隆衡。四條隆房卿男。母平清盛公女。建仁二、七、廿三。任參議。

當時範朝類也。

當時。順德院御宇也。範朝。範光卿男。承元三、正、五。叙從三位。同五、正、十八。任參議。按。範朝卿妹兼子。爲順德院御乳母也。

〔實行〕藤原公實の第二子久安中太政大臣に任ぜられ、保元二年致仕す。
〔連枝〕蘇武の詩に況我連枝樹、與ㇾ子同一身、とあり、兄弟を云ふ、我國にては貴人に就てのみ用ふる例也。
〔崇德院云々〕待賢門院は崇德天皇の母后なるに因る。
〔建春門院〕兵部少輔平時信の女にて滋子と申す。仁安二年女御となり高倉帝を生み奉る。嘉應元年院號を賜はる。
〔七條院〕藤原多子也（一一一頁參照）
〔修明門院〕藤原範季の女にして、重子と申す、後鳥羽帝の宮人にして、承元三年院號を賜はる。

崇德。後白河ノ御時。實行兄弟不ㇾ及二左右一。
實行兄弟。公實卿男。實隆實行通季實能實兼季成等兄弟。共待賢門院御連枝也。爲二崇德院御外舅一也。
又高倉院ノ御時。時忠。
時忠。平時信公男。建春門院御連枝。爲二高倉院御外舅一也。
院ノ信清。
信清。信隆卿男。七條院御連枝。號二太秦内大臣一。爲二後鳥羽院御外舅一也。
當時範茂。
範茂。範季公二男。修明門院御連枝。爲二順德院御外舅一也。
雖ㇾ難ㇾ比二彼等一聽ㇾ之。
按。實行公兄弟。皆公達也。時忠卿以下。皆諸大夫也。只以ㇾ謂二外舅一聽ㇾ之。仍如ㇾ此令二書載一御也。
御師匠ノ人依ㇾ召參ル例也。侍讀ノ人候二鬼間一ニ依ㇾ召參ル常ノ事也。

院ノ御時、實敎爲御笛ノ師ト參ル。

實敎。四條家成卿男。公親卿養子。山科祖也。

依テ彼ノ例ニ近日定輔。度々召入。後々ニハ又雖不召參入。

定輔。親信卿男。號二條大納言。順德院琵琶御師。妙音院弟子。

八條左府並敎家ナドモ良久不聽。依テ所望聽之畢。

八條左府。良輔公。月輪關白兼實公四男。

敎家。後京極良經公二男。號弘誓院大納言。

近日聽ル人々關白。八條左府。左大臣。右大臣。

關白。家實公。號猪隈。近衞。普賢寺基通公男。

八條左府。見右。

左大臣。道家公。號光明峰寺。良經公男。

右大臣。家通公。號猪隈。家實公一男。

良平。敎家。基家。敎實。此ノ人々云事寄ノヨセト云其ノ人ト不及左右ニ。

〔山科祖也〕實敎の子敎成、山科の地を賜はり子孫こゝに住す依て氏とす

〔良輔公〕承元三年右大臣に任ぜられ建暦元年左大臣となる。

〔兼實〕藤原忠通の第三子也。

〔後京極良經〕藤原兼實の子、正治元年左大臣となり建久二年攝政となる後京極は其稱也。

〔道家〕藤原良經の第一子也、土御門及順德の朝に仕へて中納言を經て左大臣となり、承久三年九條天皇卽位せらるゝに及び攝政となる

〔云事寄云々〕寄は世間の思惑の意也。世の思ひなしも身分も少しも差支なしと也。

〔賴實又勿論〕賴實は高倉天皇の御時陪膳を勤めし人にして、臺盤所に入り得るは勿論と也〔忠經云々〕忠經等の三人は順德天皇東宮の折春宮坊の司なりし故これも差支なしと也。〔花山院兼雅〕藤原忠雅の子、建久九年左大臣に任ず。〔忠經云々〕忠經等は春宮坊の司なりし故差支なしと也〔廢帝〕仲恭天皇を申す。承久亂に皇軍利あらず、御在位七十餘日にして御位を去り給ふ。世に九條廢帝と申す。〔青闈〕東宮を申す〔權大夫〕東宮坊の官人也。〔濟々〕衆多の義也詩經に出づ。

良平。號二醍醐太政大臣一。承久元二年比。權大納言。兼實公男。

教家。見レ右。承久元二年比。權大納言。

基家。號二九條內大臣一。承久元權中納言。同二權大納言。良經公末子。

教實。號二洞院攝政一。承久元二年比。三位少將。道家公男。

賴實又勿論。忠經。公繼。又師經坊司也。

賴實。見二上卷御膳篇一。

忠經。右大臣。花山院兼雅公男。母淸盛公女。

公繼。號二野宮左大臣一。德大寺實定公男。

師經。右大臣。大炊御門賴實公男。廢帝青闈之時。權大夫。

信淸以レ時權勢ニ參入。

信淸。見レ右。

定輔。乳父範光。資實。光親。有雅。範朝。範茂。皆有レ謂。然而濟々無レ極。

定輔。見レ右。範光。此卿女兼子爲二順德院御乳母一。

（日野兼光）資長の子也、文治中權中納言正三位に進み建久二年撿非違使別當となる。
（雅信公）敦實親王の第一子、宇多源氏の祖也。
（祕藏云々）是れには祕密の事情あるべしと也。
（賴忠公）太政大臣實賴の子、貞元二年左大臣に任ぜられ同年關白となる三條關白は其邸三條の北にある故也
（公經）西園寺實宗の二男也、幕府に緣故ある故を以て承久の亂の折關東に內通す、後堀河天皇の御宇太政大臣に至る。
（實宗公）西園寺公通の子也。
（能保）源賴朝の妹夫にて藤原姓也。

資實。日野兼光卿男。兼光卿女。高能卿室。爲御乳母歟。

光親。光雅（顯隆卿末）卿男。光親卿室。忠高卿女。爲順德院御乳母。

有雅。源（雅信公末）雅賢卿男。範朝。此卿妹御乳母也。

範茂。順德院御外舅。見右。

華山院御時。三條關白不被聽。尤可有祕藏事歟。

三條關白賴忠公。實賴公男。諡。廉義公。

院御時。依御乳父聟公經參入云々。

公經。號西園寺太政大臣。實宗公男。室者。權中納言能保卿女。按。能保卿女。

爲後鳥羽院御乳母歟。

一　聽直衣事

聽入立之人。定聽直衣。

按。以聽臺盤所參入之人。稱入立。或稱簾中入立也。

直衣。按。古不聽直衣之人。尋常着束帶所參內也。或聽直衣。或聽衣冠。或聽袍。皆同事也。雖未聽直衣人。於行向他所者。任意着直衣無憚。仍被聽之時。着直衣可參內之由。職事書遣御教書於其人故實也。

長秋記。元永二、八、十七、內裏舞樂。雅定未被免袍。仍着束帶。山槐記。保元二、五、三。左金吾殿。着束帶參內給。無公事只令參內給也。被仰云。大理之時。被聽衣冠了。然者可用衣冠之處。大辨。檢非違使別當。着衣冠之例也。同記。治承四、三、八、參五條殿。此御時。未被聽直衣。仍着束帶。十六日。着束帶。此御時未被聽直衣。參內。

其外侍讀聽之不然人不聽之。可然人少々聽之也。五節帳臺御供人。一向上古近臣也。而近代偏清華。

五節帳臺出御。十一月中巳日也。

崇德御時。實隆。通季。實行。實能一時聽之。

按。四人共閑院公實卿男。崇德院御外舅。

准之高倉院御時。時忠候帳臺御供。世人嘲之。

〔束帶〕冠・袍、半臂、下襲、單、袙、表袴、赤大口、石帶、魚袋、襪、履、笏、檜扇等を具備せる裝束、天皇以下百官公事の時この裝による。

〔長秋記〕天永二年より長承三年に至る源師時の日記、十三卷也。

〔左金吾〕左衞門府の督を云ふ。

〔檢非違使別當〕檢非違使の長にして姦民盜賊の檢察追捕及非法の檢斷を掌る。多くは中納言の兼職也。

〔可然人云々〕相當の人は縱ひ入立を聽されざる人にても多少は直衣を聽すと也。

〔崇德院御外舅〕崇德天皇の母后待賢門院の兄弟也。

〔關白〕藤原基房也
〔余〕玉葉の作者藤原兼實にて、當時右大臣なりき。
〔兩貫首〕貫首は藏人頭、定員二人なるより兩字を冠す
〔公達〕攝家及清華の子息を云ふ。
〔諸大夫〕初め非侍從の四位五位の者を云ひしが、後ちには攝政關白大臣等の家に祗候して恪勤の功により殿上を聽され大中納言迄昇進する事を得る家柄を云ふ
〔公房〕建保六年太政大臣に任ぜられ建久元年薨ず。
〔實房〕建久元年左大臣となり、嘉祿元年薨ず。
〔通光〕氏は久我、承久元年內大臣に任じ、寛元四年太政大臣となる。

玉葉。仁安三、三、二。頭辨云。時忠卿兼右兵衛督被免直衣了。同記。治承元、十一、八、五節參入。十屆從人關白余時忠權中納言等也。山槐記。同三、十一、十一。出御。關白藤大納言實國。別當時忠。兩貫首。被候御供。

按。時忠者。高倉院御外舅也。以御外舅名。准實隆卿已下供奉例。時忠卿候御供。但實隆卿以下者公達也。於時忠卿者諸大夫也。仍不足准據。世人嘲之乎。

近日入立外聽人々太政大臣公房內大臣通光公經。家嗣。依帳臺御供聽之。

太政大臣公房。號淨土寺。又後八條。左大臣實房公男。

內大臣通光。號後久我太政大臣。內大臣通親公男。

公經。見右。承久元二年比。大納言。

家嗣。號嵯峨內大臣。師經公男。承久元二年比。權中納言。

又忠信爲上鞠聽之。

忠信。內大臣信清公男。任權大納言。

實氏參東宮之間聽之。

實氏。號常盤井相國。西園寺公經公男。

賴平宰相之時無何聽之。上皇有御後悔。

賴平。賴實公二男。母平時定卿女。承元四年。任參議。右中將如元。

無何人。宰相時不聽。

按。宰相時。聽直衣例不少。但不打任事歟。

山槐紀。保元二、五、廿二。新宰相實長。今日聽直衣。云々。廿三日。實長朝臣始着直衣參內。又中宮權大夫公親朝臣。被聽直衣。少納言入道。依內々御氣色。遣消息於彼人許。云々。玉葉。仁安三、三、二。頭辨云。時忠卿被免直衣了。

崇德院御時。宗能夙夜奉公聽之。世人怪之。

宗能。號中御門內府。宗忠公男。大治六參議。長承三權中納言。

忠賴直衣始着之如何。

忠賴。兼雅公孫。忠經公一男。建曆二正五。叙從三位。右中將十二、十九薨。十

〔宰相〕參議の異名也。もと大臣の唐名なるが、參議は禁中に於て諸政を參議し國治を觀察する故大臣に擬へ其異名となれる也

〔上皇〕後鳥羽上皇を申す。

〔宗能〕應保元年內大臣となり長寬二年罷め、嘉應二年薨ず。

〔宗忠公〕藤原道長の玄孫宗俊の子也天承二年右大臣となる。

〔忠賴云々〕宗能を許せるすら世人の怪しむ處なりしを年若く年功なき忠賴に直衣許せるは如何にやと也。

〔兼雅〕藤原忠雅の子、建久元年右大臣に任ぜられ、同九年左大臣に進み正治元年薨ず。

四歲。按、此文難二意得一。可レ考レ之。

御乳父御侍讀皆聽レ之。賴範爲長範時類也。

賴範。藤光範卿男。侍讀正三位東宮學士。

爲長。菅長守朝臣男。侍讀參議正二位。

範時。藤範季卿男。侍讀右大辨東宮學士。

按。外戚公卿侍讀、御乳夫等。可レ聽二直衣一。是本儀歟。春記。長曆四、十一、廿臨時祭試樂。關白早旦。率二親王公卿已下一參內。於二北對一有二裝束事一。長家。師房。隆國。公成。經輔等也。皆以着二直衣一奇怪事也。外戚人是常事也。其外豈可レ然哉。任意之代也。

聽二昇殿一近代不レ謂二是非一。上古不レ輙。中古尙有レ勅。上古周侍臣昇殿。中古多頭觸二其人一歟。康保具平着袴日。民部卿奉レ仰云。參議重光昇殿民部卿傳宣。重光下殿舞踏。

具平。號二後中書王一。村上天皇第七皇子。康保三、八、廿七着袴。三歲。

〔爲長〕菅原道眞十三世の孫、元曆正治の間式部少輔、大內記を經て、文章博士に遷り、侍讀となり、後ち參議に至る。

〔東宮學士〕東宮職傅に次ぐ職員也、學者の家の才智德望ある者を撰補す

〔臨時祭試樂〕賀茂臨時祭の試樂也、祭の日社頭にてすべき舞樂を其前日主上御前にて試み給ふ儀也。

〔頭觸二其人一〕一本に、兩頭ナド爲二其人一とあり、頭は藏人頭、兩頭とあるは二人ある故なり。

〔着袴〕雅兒の初めて袴を着くる儀式也。もと朝廷及高家に限り三才より五六才にて行へり

民部卿。在衡卿。子時大納言。

重光。代明親王男。

仙院東宮同レ之。在衡ハ中納言ニテ始テ聽ル昇殿ヲ依ニ親王參上之時一也。

在衡。藤山蔭孫。有頼子。號ニ粟田左大臣一。

一　近習事

日本紀。推古二十一年十二月庚午朔。皇太子召ニ近習者一。

禮記。雖レ有ニ貴戚近習一。註。近習其嬖幸者。正字通。近習。天子親幸之臣。

萬機被レ任ニ叡慮一。如ニ此事繁多也。公卿ハ如ニ注前一。聽ニ簾中一。直衣一類也。只夙夜侍臣等不レ可ニ疎遠一。付テ其ノ能ニ參ニ御前一事ニ。不レ謂ニ親疎一。只旦暮結上候事也。高倉院御時。近習猶不レ上結。又或ハ束帯也。自ニ院御時一以テ上結ヲ謂フニ近習ト也。高倉院御時。通親。通資。泰通。隆房。經仲也。

通親。號ニ土御門內大臣一。久我雅通公男。通親公室從三位則子者。範兼卿女

〔仙院東宮云々〕上皇皇太子の御所にても勅許を得し後昇殿すべしと也。

〔山蔭〕左大臣藤原魚名の玄孫也。元慶元年參議に任じ、仁和二年中納言となる。

〔萬機云々〕萬の政皆叡慮より出づる事故御用最も繁多に御座すと也。

〔結上〕衣冠の時指貫の緒を引き上げて所謂上結となす也。指貫の緒は下結とて凡て足を覆ふ樣結ろあり、又た上結とは踵の上にて結ろを云ふ。

〔候事也〕一本、事字なし。

〔院〕御鳥羽上皇を申す。

〔通親〕中院家の祖也。正治元年內大臣となる。

也。範兼卿者。修明門院伯父也。

通資。通親公弟。

泰通。爲通卿子。爲成通卿子。隆房（四條）隆季卿男。

經仲。泰經卿男。

院御時。信清。公經。範光也。御成身。後濟々也。

信清公經。見レ有。範光。範兼卿男。修明門院從兄。

予代始。或坊官舊勞。御乳父之親知等濟々也。而自レ院皆被レ止畢。

親知。按。親族也。開元遺事傳書鴿。張九齡少年時。家養二群鴿一。每與二親知一書信。

往々只以レ書繫二鴿足之下一。

仍當時雅清。爲家。資雅。宣經。範經等也。

雅清。源通資卿二男。爲家。藤定家卿男。

資雅。有雅卿二男。宣經。家經卿三男。

範經。平經有男。

〔成身〕十五才以上なるをいふ。

〔坊官〕春宮坊の官人也。

〔自レ院云々〕後鳥羽院より御止めありてより後皆斯る人なるも罷めしと也。當時院政を行ひ給ひしより禁中の諸事御干預ありし也。

〔張九齡〕字は子壽、唐玄宗皇帝時代の學者也。文獻と謚す。

〔爲家〕嘉禎中權大納言となる、歌を能くし、續後撰和歌集及續古今集の撰者也。

〔定家〕藤原俊成の子也。建保中參議に任ぜられ、貞永元年權中納言に任ぜらる。和歌の達人にして、新古今集、新勅撰集、百人一首の撰者也。

又重長常候。又教通。宗平。經長等蹴鞠管絃友也。

重長。定長卿三男。高藤公末 狂人亂舞之由。見系圖。

教通。家通卿一男。頼宗公末 宗平。宗經朝臣一男。

經長。頼經男。宗長弟。成頼卿爲子。

雅清內々事外記許不審事ナド令尋。世人難之。但以職事被尋式也。內々事以近習令尋古來例也。而不知人難之。後白河院御時。通憲子共不補職事皆如此傳奏例多事也。

通憲。文章生實兼男。少納言正四位下。室從二位朝子號紀伊二位。馬助兼永女。後白川院御乳母。

子共。俊憲。參議東宮學生。貞憲。少納言權右中辨。成範。民部卿權中納言。脩憲。參議。雅憲。又長憲美濃少將

一 御持僧事

於僧侶無双清撰也。古不過三人。次第加增及六七人。近代先俗姓。後知行之間。美麗若僧事行粧着美服濟々尤爲朝家無由。只

〔職事〕藏人頭及五位六位の藏人を云ふ、職原抄藏人所の條に、四位侍臣中、殊撰補其人爲頭、五位中又撰補三人、六位中又撰四人、謂之職事。とあり。

〔傳奏〕上意を傳へ、又、下よりの言を奏するの意也。

〔御持僧〕又た護持僧に作る。主上に祈禱を奉りて玉體を護持する僧也。桓武天皇の朝始めてこれを置かれし由護持僧記に見えたり。

〔於僧侶云々〕御持僧は僧侶の中より、極めて嚴重に擇び任ずべきものと也。

〔先俗姓〕家柄を重んじ、知識德行を第二とする也。

戒行相應凡卑僧爲君第一歟。東寺一長者多候夜居。又山寺各一人。必可候三壇不斷之御修法阿闍梨也。不動。如意輪。

按。差東寺。惣差眞言宗也。東寺。延命山如意輪寺。不動已上三壇也。或抄。後三條院御宇。被撰三寺之高僧。令始修長日三壇御修法。其已後相續也。

其中驗者必可加。旦暮奉護身玉體。

按。有修驗力僧也。

寛平遺誡忘本寺有制歟。然而其條近代僧雖不召禁中。大略忘本寺體歟。

按。寛平御遺誡。當時所傳本闕多。右文不見。

最勝講之時。尙御持僧交證義候。籠外有其例。所詮不可過五人。若六人也。及八九人尤見苦。近來法親王多之間。親昵難捨。又攝籙親知等。凡貴種輩多。仍眞實知法之人大切也。

日本紀。推古元年夏四月庚午朔己卯。立厩戸豐聰耳皇子。爲皇太子。仍錄

〔夜居〕清涼殿二間にて夜中御加持するを云ふ。

〔三壇不斷御修法〕不動如意輪金剛夜叉を三所の壇に安置して祈禱するを云ふ。本文の小書は後人の加筆にて金剛夜叉を脱せるなるべし。

〔東寺〕京都九條町に在る眞言宗の總本寺也。延曆十五年羅城門の左右に東西兩寺を建立し左右兩京の鎭護とせるを始めとす。

〔延命山如意輪寺〕東寺の本名也。

〔證義〕又た精義に作る。法華會等の時に高座に昇りて豎者の問答の是非を判斷する役也。康保四年五月九日始めて此役名生ぜる由也。

〔除目〕諸臣任官の公事を云ふ。除は官に拜する義、目は目錄、官に任じ目錄に記する義也

〔近比多云々〕兒は貴族の幼兒などのなれる者多く、此内元服して仕官する者少なからず、如斯場合に御持僧の推擧する風多きを憂へ給へる也。

〔代末〕一本世末に作る。

〔不快例云々〕下記の御持僧は皇親等にて身分秀れし人のみなれば、俗姓を先にして撰びし不快の例とある也

〔山〕延暦寺を云ふ

〔寺〕園城寺を云ふ

〔尊快〕後鳥羽天皇の第七皇子、承久三年天台の座主に任ぜられ御辭任後二品に叙せらる。

近如吉水可然人也。長其道者尤希。如何哉。

攝政以萬機悉委焉。字書。錄總也。

吉水。道快。改慈圓。忠通公男。青蓮院號吉水。嘉禎三年三月八日。諡號。慈鎭和尙。

御持僧付萬人重事也。仍間及奏事。但口入叙位除目。尤不可然事歟。大望不叶定腹立。自兒召仕者。近比多元服望藏人。申官位。末代彌此儀多歟。可有用意。

按。自兒云々。此間非御持僧事也。

御持僧人數及承久比爲八九人。尤不可然。凡承久末濟々如此。代末殊可愼事也。且不快例。承久東寺成寶道尊[illegible]山尊快親王。眞性。承圓。圓基。寺道誉。尊任。良尊。

成寶。別當惟方卿男。道尊。高倉宮以仁王子。東寺長者。尊快。後鳥羽院皇子。梶井眞性。高倉宮以仁王子。山座主。承圓。松殿基房公男。圓基。普賢寺基通

公男。亘暨月輪兼實公甥、尊任、圓基弟。良尊。後京極良經公男。

按。御持僧濫觴諸說區雖一決。仍不載之。但或抄。護持僧濫觴事傳教大師。最澄。大唐順曉和尚弟子。延曆十六年。爲公家御持僧。是最初護持僧也。弘法大師。空海。大唐惠果和尚弟子。智澄大師大唐法全阿闍梨弟子。圓珍傳記云、貞觀八年。奏建持念壇于冷泉院觀聖也云々。大鏡物語。淸和御時。護持僧智澄大師。云々。已上三流護持之元祖也。從此以降。碩德明匠奉詔致聖躬之護持。粗有所見。所謂實惠僧都。遍昭僧正。靜觀僧正等也。然而相續之儀、舊記詳不見也。醍醐天皇御宇已來大略繼踵無絕。

一　御侍讀事

紀傳御侍讀能々可有精撰世之所許明事也。東宮踐祚御書始以前。公卿勅使宣命草。幷御修法御祭文樣物。坊時、學士得之。又雖非學士專一人候之例也。

〔順曉和尚弟子〕稱書に、如越州龍興寺、逢順曉阿闍梨、受三部灌頂密教、云々、とあり。
〔惠果和尚〕惠果に作る、唐の青龍寺の僧、眞言宗の第七祖也。
〔法全〕惠果和尚の入寂後出家し、青龍寺に住める僧也
〔冷泉院〕京都市竹屋町の南に其舊址あり、弘仁年間の創設也。
〔紀傳〕大學寮にて史記前後漢書及文選等を研究する學科也。
〔御書初〕主上の御學問初也。十二月庚寅又は壬寅の日を用ふ。
〔坊〕東宮を申す。
〔學士得之〕一本に學士製之、とあるをよしとす。

御修法御祭文。按。朝野群載第三。載北斗御修法御祭文。

御書始後御侍讀二人也。而三人又有例常事也。及四人雖有其例不甘心。況仲章橫參時及五人。不可爲例云々。

仲章。源光遠男。文章博士彈正大弼。昇殿。

明經高倉院御時。清原賴業依才名被召。世人聽之。但不聽殿上。仍立砌奉授。

賴業。清大外記祐隆男。大外記助教直講博士。

堀河院御宇。樂人淸任奉授笛。天曆御宇秀高例也。但如此管絃地下御師匠尤無由。

淸任。秀高。

右二人系圖未詳。村上御笙有秋。堀河院御笙時文等。爲御師範云々。

按。此御抄意。高倉院御宇。依才名被召賴業於侍讀。地下外記也。村上天皇御宇。

秀高。堀河院御宇。淸任等。奉授笛。但是又地下樂所之輩也。如此御師範被

〔北斗御修法〕北斗の七星を祈念する法、多く息災或は天變地異を除く爲めこれを修す。

〔世之云々〕世人の明かに認め許せる如き人を選むべしと也。

〔橫參〕推して參るを云ふ。

〔清原賴業〕始め賴長と名づく、明經博士に補せられて侍に明法を兼ねしむ、學才當時に冠たりき。

〔不聽殿上〕賴業の官大外記は正七位下相當にて殿上人に至らず。

〔砌〕階前軒下等の甃(タイシダタミ)を云ふ。

〔助教〕博士に次ぐ大學寮の職員、經書に通ずる者任ず

〔直講〕大學寮にて助教に次ぐ職員也

〔黑戸〕清涼殿の北廊也。其西側に黑戸の御戸あり、御薪に煤けたるより名くと云ふ。

〔明經〕大學寮にて詩、書、易、春秋、禮記、周禮、儀禮等を修むる學科を云ふ。

〔資忠死去云々〕資忠伴奉の爲により殺害せられしより、神樂の秘曲胡飮、酒採、桑老の三個事世に絕えむ事を歎き給ひ、遺子忠方兄弟の成長を待ちて奏せしめ給ひし也。

〔圓融寺〕山城國葛野郡仁和寺の近傍に舊址あり、圓融天皇の御願寺にして、永觀二年の建立也。寛和元年九月より圓融上皇當寺に遷御せらる。

召地下者尤不可然云々。仍雖樂之事、爲准據令書載明經侍讀之中御也。

同御時、多忠方。近方等給神樂曲、是不令絕家之故也、別義歟。

長秋記 長治二、十二、廿。有內侍所御神樂由御先是召近方於黑戸、宮人有習禮。件歌多資忠死去之後、世間無知人、而主上獨習御被仰之。今夜以其子致近方令詠給、衆人傾耳。主上於簾中副聲。

管絃ハ一條院十一歲テ圓融院被傳申。然而大貳高遠爲御師範。

大貳高遠、實賴公孫、齊敏卿男、號岡崎三位。

百鍊鈔 一條正曆元、正、十一。幸圓融寺朝覲法皇。主上令吹御笛給、御笛師右兵衞督高遠敍三位。被賞其妙曲也。

其後、堀河院御笛 備中守政長。

政長 源資通卿男。

玉葉 安元二、正、四。寛治三年正月十日。堀河院御年十一、始有御笛事。政長朝臣爲御師匠。其息有賢。被免昇殿。

〔宗輔〕藤原宗俊の第二子也、保元二年太政大臣となる、性音律を好み笛、箏、琵琶可ならざるなく上手の譽高かりき。

〔今樣〕後白河天皇今樣を御好みありし事諸書に見ゆ。建暦御記に、諸藝能事云々、後白河今樣無二比類一御事也、何只可レ在二御意一と記させ給へり。

〔今樣合〕今樣を歌ひて其優劣を判する戯也。百錬抄に承安四年九月一日於二太上法皇御所一（法性寺殿）有二今樣合一、撰二定堪能輩三十人一、十五箇夜一番、被レ決二雌雄一、師長資賢卿等、爲二判者一と見えたるを初見とす。

鳥羽院御笛（太政大臣宗輔。）

體源鈔五ノ一。帝王御笛。鳥羽院御師匠。京極太相國宗輔。

後白河院催馬樂（資賢。）

資賢。源（庭田）有賢卿男。

台記。久安三、九、十四法皇謂、資賢朝臣催馬樂之長者也。雖レ有二宗能卿一廢忘年久。資忠朝臣早夭亡セバ、此道長絶焉。

今樣（遊女乙前）

百錬抄。高倉。承安四、九、十二。仙洞今樣合之次有二御遊一。上皇（後白河四十八歳）令レ歌二今樣一給、希代之美談也。

乙前。父祖可レ考入。前者。御前之略稱乎。

明月記。建仁四（十二、二）。女子達御病之程、雖レ參二入一未二音信一。六角殿（源王御前）一昨日被レ渡二觸穢一了。五十（五）御正日可レ沙二汰由一領状、閉王御前、在二仁和寺一。廿七日參入不二音信一。五十四。延壽御前。民部大輔。三位。五十（五十二。）健御前、四十八。龍御前。四十七。在二九條一。

二條院琵琶　少將通能。

通能。源俊房公曾孫。師能男。山槐記。永曆元、十一、三。主上出御。令レ彈二琵琶一給。予取二和琴一調レ之。兼雅彈レ箏。有二少將通能參上。又賜二御琵琶一彈レ之。

高倉院御笛　大納言實國。

實國。內大臣公教公二男。當家也。家傳云。安元元、正、四叙二正二位一。廿六歲。天皇行二幸上皇御所一。御笛師賞。御遊座直被レ仰レ之。超二本座上﨟公光宗家等一。百錬抄高倉安元二、正、四。朝覲太上法皇。法住寺殿。有二御遊一。主上令レ吹二御笛一給。其聲寥亮。御笛師權大納言實國卿。叙二正二位一。

院御笛　實教。

實教。

予琵琶　定輔。

定輔。已上兩人。見下被レ聽二臺盤所一篇上。

百錬抄順德。建保六、八、十三。於二中殿一有二和歌御會一。先二御遊一主上御琵琶。又有二

（公敎）太政大臣實行の長子。保元二年內大臣となる。三條家の第二代也（和歌御會）朝廷に於ける御歌會には披講式と當座式とあり、披講式とは宿題の歌を讀み上ぐるもの、當座式とは即題なるを云ふ。何れも席上讀師、講師、發聲、題者、點者、所役等の役あり。其內讀師は披講の和歌を檢し講師の讀上げを監督するもの講師は詠進の和歌を詠上げ、發聲は講師の讀上げし和歌を更に節付して誦する役也。爰に中殿とあるは所謂中殿歌會、清凉殿にて此御遊ある也其外代始、月次、法樂等の歌會あり。

宣下事。從五位上兼輔。定輔。御琵琶師賞[]。

御經師、殊有淸撰事也。堀河院御時、唯識論被召、永緣。匡房曰。雖爲大才猶非淸淨恐。上古殊有撰。後三條院明禪。萬人聽之。

永緣。見佛事次第篇。明禪法印。顯賴卿子。

堀河院、良意。寬治八年十月廿四日於二間已下准之。

良意。行成卿孫。良經朝臣子。寺號唐房權僧正。

近院實慶僧正也。

實慶。上野守源朝實孫。佐渡守朝俊子。寺三井長吏。天王寺別當。桂園院。牛車。初例抄。實慶。建久九、三、廿九牛車。

一殿上人事

公卿侍臣昇殿。上古大臣仰之。雜袍同仰之。

廿日十夜、上日。代々有沙汰。上古猶難叶事也。於末代更不可相應。尤見苦。有御志之輩雖爲卅日可候。近代六番猶難叶。只吉程

〔明禪〕山城毘沙門堂の第一世也。顯密二教に通じ、しかも隱逸を好み名利を望まざりしより僧官進まざりき

〔良意〕行觀僧正の弟子、永長元年法印となり、大僧都を經て、康和五年權僧正に至る。

〔長吏〕園城寺勸修寺延暦寺の楞嚴院等の長を云ふ。

〔侍臣〕四位以下昇殿を聽さるべき近侍の官を云ふ。

〔雜袍〕直衣也。

〔廿日十夜〕類從本廿日十日に作るは誤也。一月に上日廿度上夜十度と也

〔有御志云々〕主上の御芳志を蒙る人は少しも欠勤等なかるべきに近代は月に六度の出仕も叶はずと也。

〔萬壽〕後一條天皇御宇の年號也

〔好華族〕華美驕慢の振舞を好むの意也。

〔臺盤云々〕近代は殿上間の臺盤にて食事をなさずと也

〔結番〕順番を定めて交替して事務を執るを云ふ。

〔頼實〕正治元年太政大臣に任ぜられ元久元年罷め、正元二年再任、同三年辭任、嘉保元年薨去、世に六條又は中山と云ふ。

〔西園寺通季〕西園寺氏の祖也、康和二年始めて昇殿、永久三年參議に任じ、終に正三位權中納言に至る。

〔更々云々〕決して其人品の高下に由る可からずとの意なり。

可有沙汰歟。

上日。日本紀天智四年四月丁未朔庚申。詔曰。云々以其上日。

廿日十夜。左經記。萬壽五、三、廿八。有殿上起請。云々。當番陪膳二人。可候宿。又五位一人。近衛司一人必可候。兼又任古例每月。日廿日。夜十。可奉仕之由。右大辨奉仰申關白殿令定下。云々。蓬萊抄。凡廿日十夜之勤。不可懈怠歟。凡殿上之出入。不任我意。觸障於藏人可左右也。

好華族之輩自弓場殿參歟。不居渡殿下侍。是近日事也。中古雖有比類。近代之樣不似上古。不着臺盤。着又人笑之。不可說樣也。

又華族人不入結番云々。近太政入道頼實頻辭。但又經宗兵衛佐時入番如何。更々不可依器量事歟。

按。頼實公者。左大臣經宗公子也。經宗公者。經實大納言之子也。父經宗。兵衛佐時入番。大治三、正、廿四。左兵衛佐。十才。同十二月廿日昇殿。天承元、十二、廿四。右少將。十三才。然而爲子頻辭不可然由也。

西園寺通季卿。閑院大納言公實卿男。花山院忠宗卿。左大臣家忠公男。久我雅定公。太政大臣雅實

〔非參議〕大凡非參議に三種あり、三位以上にて參議に非ざる者、四位にて嘗て參議たりし者、四位なるも參議に任ずべき資格ある者等也。爰は後の意也。〔火櫃衡重等也〕火鉢衡重等の持ち運びを爲せりと也、衡重とは食物を居うる器にて後世の三方の類也。〔貫首〕藏人頭也。二人の中一人は辨官一人は近衞將より撰任す、多くは中辨及中將これを兼ぬる例也。殿上大小の公事を奉行し公卿の殿上する者皆其指揮を受、〔五位藏人〕五位殿上人中其家譜第にて殊に材器あるものを撰任す。

公男等皆入番畢。

非參議大辨或入或不入。誠幼少人不入之仍自然可然人被除近代芳心也。更非華族之儀也。

按近代幼少之人被除之仍自然花族之輩被除歟之樣見。是更非其儀。幼少之人者被除之間華族之輩早昇卿位仍自然遁入番事也。既經宗公十歳許。雅定公十三歳入番畢。被除幼少之人是又後鳥羽院之比出來事乎。

寛治之比。關白息猶勤仕五位雜役火櫃衡重等也。于時師忠曰。我侍臣之時。尚被免如此役況於執柄子哉。誠如然雜役尤不可然事歟。

寛治之例可考入。

師忠源師房公男母頼宗公女。

貫首五位藏人之間。一人必可候禁中是舊記說也近日侍臣爲

〔女會〕女房女官に忍び會ふを云ふ。
〔見物〕女房女官の局を見廻り戯れ歩くを云ふ。
〔直垂〕もと貴人の夜の具、後ち公武諸人の常服となる。仕立方素襖に似、紗、生絹、精好にて作る。
〔院藏人〕院司の職員にて五位六位四人を置く職掌ほゞ禁中の藏人に同じ。
〔非職〕非藏人也。
〔殿上所宛〕もと大臣卿相を以て諸寮司、內教坊、進物所、寺院等の別當又は檢接に宛て、萬事の後見をなさしめしを云ふ。毎年行はれし常例也。
〔織部司〕大藏省の被管にして禁中の錦綾綢羅を織り又た雜染の事を掌る

女會爲見物如直垂入末代習中猶不思議也。尤可爲恥事歟。

女會。玉葉嘉應三、四、廿六。院藏人二人。依女會事除籍云々。

凡員數廿五人。其六位卅人。是寬平遺誡也 非職小舍人在此外。近代直殿上希代體也。

非職者。非藏人也。

上古公卿十五六人時。殿上人及百人。貞觀寬平比。其後公卿及百人。殿上人計少。尤無詮。況殿上役。近日繁多也。及七八十人有何事哉。新院御時百餘人。當時七十餘人也。

新院。土御門院也。

抑補所々別當事。殿上所宛外。公卿臣補之。上古多頭仰藏人。

所宛。峰記承久二、廿五。殿上所宛。依繁文略之。

所謂上古織部司雅樂寮別當。可然侍臣也。或又公卿也。

承久二、三、廿五。織部司別當。內藏頭藤原朝臣保教。

〔天王寺〕大坂市東成區に在る天台宗（もと八宗兼學）の寺、用明天皇御宇の創建也。
〔醍醐寺〕山城國宇治郡にある古義眞言宗醍醐寺派本山貞觀中の建立也。
〔元興寺〕奈良に在る推古天皇の御願寺にて、もと飛鳥寺と云へり。
〔藏人事〕類從本此下に、殿上小舍人、藏人奉レ仰、下二知小舍人一との細注を加ふ。藏人は嵯峨天皇の弘仁年中に置かれし職にて、もと機密文書及諸訴を掌りしが、後服御の器物等をも掌り、次で近習宣傳公事諸節會の儀式等總て殿上に於ける一切の事を總ぶるに至れり。

同　日。雅樂寮別當。大納言藤原朝臣公經。

康保中納言伊尹爲二雅樂寮別當一。

康保。村上天皇御宇也。伊尹。九條右大臣師輔公男。諡。謙德公。

又兼通爲二天王寺別當一。

兼通。伊尹公弟。諡忠義公。

承久二、三、廿五。天王寺別當。右中辨藤原朝臣賴資。

醍醐寺元興寺等。皆補レ之也。

承久二、三、廿五。醍醐寺別當。左中辨藤原朝臣資經。

同　日。元興寺別當。右中辨藤原朝臣賴資。

一　藏人事

員數五人。中古六人常事也。七人有レ例。隨不レ置二五位藏人一

山槐記　永萬元六日　頭二人。五位藏人三人。六位五人。同記。治承四、四、廿一。藏人所雜色。

平廣家補藏人時經叙爵替猶四人也踐祚以後未滿五人廿二日中宮六位進源兼補藏人云々今般滿五人也有五位藏人三人也。

簾中鈔。藏人八人。五位二人。或三人。六位六人。或五人。

臨時叙爵尤可止事也。公卿侍臣息。幼少ナドハサモアリ。只諸大夫等子。預臨時爵尤無由事歟。

大槐秘抄。藏人は御即位のさきに臨時に叙爵する事候はず、御即位の叙位にさだまりてする事に候、しかるを今度はじめて御即位以前にかうぶりを給はりて候なり。

凡望成業者。多年被越人不叙爵例也。而近比一二﨟留尤不可爲例也。

按望成業者。多年被越人不叙爵。延保之比雖非望成業人。極﨟差次等不叙爵留仍不可爲例之由歟。

近代左道藏人等。如浮雲之類。被補此職。生涯面目也。仍付萬事

〔臨時叙爵〕六位藏人は、六年の勞を經て、五位に進むべき定めなるを、此定めに依らざるを云ふ。

〔諸大夫〕四位五位の地下人を云ふ。〔一二八頁參照〕。

〔望成業云々〕菅家江家等家職の定まれる者にて、文章博士等其家職に應ずる官を望む者は五位の叙爵を辭する例と也。

〔一二﨟〕六位藏人定員四人の内最古參より順に極﨟、其次、氏藏人、新藏人と云ふ、其内極﨟を一﨟、其次を二﨟と云へるなり。

〔留〕所謂叙留也。叙爵せられ尚ほ六位藏人に留まるを云ふ。

存華族作法失禮。只可然輩更不可存此趣事也。叙爵後。或月內。或次月還昇先規纔有兩三輩當時家光範經二人也。

左道。註。見諸藝能篇。

浮雲。論語。述而。子曰。飯疏食飲水。曲肱而枕之。樂在其中矣。不義而富且貴。於我如浮雲。

家光。兼光孫。資實男。建曆二年。補藏人。建保元正十六。叙爵。同年月日。還昇。範經。

藏人給御衣只時被捨ナドハ不及子細。初參之時。可然人子ナドノ外不給也。昔天曆御時。雅材給裝束。自內藏寮調進。

雅材。魚名公末經臣子。任右少辨。叙從五位下。

堀河院御時。御乳母調給之。是等又別事也。

按寛治八年。家保初參給之事歟。

五節帳臺夜指貫。淵醉之日藏人給著有例事也。其有何事。又初

〔還昇〕六位藏人を罷め、其勞により五位に叙せられたる者、舊功によりて昇殿を許さるゝを云ふ。

〔給御衣〕麴塵の御袍とて常の御衣の御着古しを藏人に限り賜はる事職原抄にも見ゆ、枕草紙に、六位藏人の青色とあるはこれ也。

〔天曆御時云々〕今鏡葦鶴の段に、藤原雅材と云ふ學生云々、さては出で仕う奉らんに、裝の然るべきも叶ひ難くや有らんとて藏司に仰せられて內藏の頭調へて、樣々の天の羽衣賜はりて、とあり、天の羽衣は美なる裝束の意、御着古しの御衣に非ず。

〔非藏人云々〕始めて藏人になりたるは召さるゝも、非藏人より昇進して六位藏人となれるは召されずと也。〔二日三日云々〕初參の者に限り御召あり、殿上の作法に馴れしめむとの御思召也。〔侍中〕事物紀原に秦取ニ古官制一云々丞相使史五人、來ニ往殿中一、奏ニ事故一謂ニ之侍中一とあり、其職藏人に類せるより、取りて藏人の別稱に用ふ。〔成長凡卑〕幼少にあらざる六位藏人也。〔初參吉書〕吉書奏の時初參の藏人吉書を持參する際はと也。吉書奏は年始改始等に吉日を擇びて始めて文書を覽給ふ儀也。

參之時召御前非藏人轉職事時不召可然人子。又幼少者ナドハ夜參又二日三日マデ召尋常事也。

大記應德元、八、廿七。午後。參內。補侍中之後。三ヶ日參入例也。

成長凡卑者七日也。暑氣寒天五六日召故實也。

大槐秘抄。人の寒温をしろしめしてだに人をつかはせおはしまさばよく候なんかし。

故實。史記魯周公世家。咨於固實。徐廣曰。固一作故。韋昭曰。故實故事之是者。文選註。故實。先王之道也。

召朝餉古藏人一人具參之以內侍問年。是流例也。又非朝餉隨時召使宜之所例也高倉院御時。常如此。又初參吉書。其モ可然者ナドハ召朝餉不然付內侍出清涼殿希代例也予家光時出之是高倉院御時。資實例也。

家光。日野資實卿子。延曆二正補藏人。十四歲　資實。日野兼光卿男。治承二

〔嘉保〕堀河天皇御宇の年號也。
〔永曆〕二條天皇御宇の年號也。
〔自家云々〕始めて出仕せる者は先づ非藏人となるにて直ちに藏人に補す事はなしと也。
〔判官代〕院司の職員也。院内を糺判し、又案を署し、稽失を勘ふる役、五位六位の人を撰び任す。
〔執柄勾當〕攝關家の庶務を掌る者を云ふ。勾當とは專ら其事に當るの意なり。
〔文章生〕大學寮にて文章博士の下に從ふ學生にして、省試に及第せし者を云ふ。
〔一所〕攝關家也。
〔久安〕近衞天皇御宇の年號也。

正補藏人。十七歲。
中右記。嘉保元正十六。新藏人縫殿助源師隆。奏吉書。主上乍束帶於晝御座覽之。
召御前。事非職同之。非藏人四人也。間々五人也。六人有例。不可然事也。
山槐記。永曆元、十二、三。勅定云。當時非藏人三人。人數雖多。四人有其例。可依院仰。云々。

公卿侍臣子外。自家直補藏人。無之。諸院宮藏人判官代也。凡補藏人道有淺深。

第一。公卿侍臣子。是不及左右。　第二。非藏人。
第三。執柄勾當。
西宮記。正月一、補藏人事。以所雜色。六位殿上有官者。公卿子。文章生之中。譜第者補。近代一所侍勾當多被補之。藤經房。久安六、六、九。補藏人。九歲 元攝政

〔后六位〕校本に、各六位とあり、院並に母儀の藏人は何れも六位の人の意也。
〔大進〕亮に次ぐ中宮職の職員にて從五位上相當也。
〔久壽〕近衞天皇御宇の年號也
〔文章得業生〕文章生の試問に及第せる者也、又た秀才と云ふ。
〔成業儒〕文章明法の儒生にして、院宮の藏人判官代をなせる者を云ふ。
〔美福門院〕贈太政大臣藤原長實の女得子と申す。鳥羽法皇の寵人にして久安五年院號を賜はる。
〔皇嘉門院〕法性寺關白の女にて聖子と申す。崇德帝の皇后也。

家勾當。

平信季。[illegible]卿三男 永曆元、十二、七。補藏人。關白家勾當。

第四。院藏人幷母儀藏人、后六位等。

按。母儀茂皇太后、或門院等類也、又皇后抔之六位進等也、官職祕抄。五位藏人。母后皇后大進中。

山槐記、久壽三、正、六。彼仰下侍中二人。一人新院。藏人文章得業生藤原盛業。同記。同年三、十七。藏人平範保。一院藏人。高階重章。美福門院藏人。文章生也。同記、治承四、廿二。中宮六位進源兼。補藏人。云々。

第五。所雜色。

山槐記、治承四、廿一。藏人所雜色平廣家。宮內少輔棟範子。補藏人。

第六。成業儒。

第七。所々藏人判官代。

山槐記、久壽三、二、十七。藏人高階重章。美福門院藏人。文章生。同記。永曆元、十二、七。藏人藤兼隆。光經卿二男。院判官代。同記。永萬元、六月日。藤原顯家。前能登守重家朝臣二男。皇嘉門院判官代。

凡補藏人延喜天曆御記頭奉仰向大臣亭仰之。又召御前仰之。或又彼御時内侍宣也。頭以下五位藏人下知之小舍人向彼家也。

西宮記。一臨時藏人頭以下事。所別當於御前定之下藏人。藏人仰出納讀宣旨書。舊例下宣旨左近陣。或内侍宣。侍中群要卷第一。被補藏人事。略之。

一 藏人所雜色

本員數八人。代々皆轉藏人。

山槐記。治承四、廿一藏人所雜色平廣家。棟範子。宮内少輔補藏人。

仍公卿子孫又可然諸大夫多補之。

爲輔右大臣定方公孫。左大辨朝賴男。天慶八四十八。爲藏人所雜色。廿六歲。

近比少々相交。但多良家子。

日本紀孝德大化二年三月癸亥朔甲子。詔差良家大夫使治東方八道。日

〔内侍宣〕勾當内侍が勅を奉じて直に藏人頭に仰せて宣する文書を云ふ。

〔所別當〕院御所の司の長、院内一切の事を總理す。

〔雜色〕服色の定めある衣冠を着するを得ざる故に此名ありとし、或は雜役を勤むる人品なるより名づくとも云ふ。

〔良家〕諸大夫の内に名家良家の別あり、才學にて登庸せられたるを名家と云ひ、八省の輔諸寮の頭などに任じたる者等を良家と云ふ。階梯に例示せる良家は其義異なり、諸大夫云々とある前文に續けるなれば諸大夫の良家を指し給へるは明か也。

〔本朝文粹〕十四卷にして藤原明衡の著なり。

〔式部省丞〕同省輔に次ぐ官、大小あり、大丞は正六位下にて二人、小丞は從六位上にて二人也。

〔不可說僧子〕種族良からず、云ふに足らざる僧の在俗の折設けし子也。

〔布袴〕常の袍に指貫を着、下襲劔笏等を用ふる裝を云ふ。逍遙院殿裝束抄に、「又攝政關白などの前駈魏々たる時用ふ、」とあり〔以二白布一云々〕指貫は綾織物を用ふれども狩袴は白布に限る、又た縫樣彼是似たるも指貫は八巾、狩袴は前四巾後二巾合せて六巾也。

本紀略桓武延曆十二年九月丙戌。詔曰云々。見任大臣良家子孫。許レ聚二三世以下一。本朝文粹。天長四年六月十三日官符。今謂良家。偏據二符文一似レ謂二三位已上一。政事要略卷第八十二。又以二三位一爲二良家之由一見二至要雜事一。職原抄式部省丞　式部省可レ然諸大夫云二良家子一是也。任レ之。

不可說僧子。幷不レ知レ父者等補レ之。尤不レ可レ然事歟。

按。系圖不レ詳之意乎。

雖下爲二諸院宮判官代藏人一不上レ可レ着二指貫一。

按。舊例五位已上着二指貫一。但藏人雖二六位一着二指貫一。此御抄意。諸院宮藏人判官代。於二其院宮一。雖レ着二指貫一補二雜色一者。於レ內者。不レ可レ着二指貫一意也。玉葉。治承三、十二、八。關白直衣始。前駈十四人。四位五位布袴。六位衣冠。兼資依レ爲二女院判官代一着二指貫一。

只狩袴體也。

按。六位以下着二狩袴一也。以二白布一如二指貫一裁二縫之一。無レ裏腰。夏生冬練。

東遊時。持ニ陪從和琴ヲ是左道也。然而付ニ職ニ如レ此事恥思フハ非ニ重代者ノ所爲也。更々不レ可レ有ニ劣ル儀一歟。

蓬萊抄。三月中午日。石淸水臨時祭。次使歌人等。於ニ吳竹東頭一奏ニ歌笛一。雄色二人昇ニ和琴一。　人車記。仁安三、十、二十四。臨時祭試樂。所衆二人昇ニ和琴一。鈴鹿。十六日賀茂臨時祭。雜色二人。昇ニ鈴鹿一。

上古上卿仰レ之ヲ。近代頭下ニ知ス藏人一。藏人仰ニ出納一下ス名簿一。

西宮記。一臨時所衆雜色藏人仰ニ下衆一以ニ名簿一下ニ賜侍中群要雜色奉レ勅仰ニ出納一。出納遣ニ仕人一告レ之。同以ニ名簿一下ニ給藏人一。藏人仰ニ下所一。人車記。仁安三、十、十九、所雜色成頼。被レ聽ニ昇殿一左府被ニ擧申一。云々。

一同　衆

員數廿人也。又有官不レ可レ過ニ一人一。煤拂日月蝕席ヲ引ク役。

此御抄。日月蝕篇。外席所衆引レ之。內藏人引レ之。

〔陪從〕賀茂八幡等の祭の日舞人に從ふ者にて、試樂の時は仁壽殿に參る間御琴を持つ事昔よりの例也。
〔是左道也〕陪從はもと雜色の本職には非ずと也。
〔名簿〕今の任官辭令の如きもの也、聞書に、其補する處の人名をかきたるにて口宣の如きものなり、とあり。
〔同衆〕職原抄に、六位侍可レ然之輩補レ之とあり。
〔有官〕別に本官ある者にて衆を兼ねたるを云ふ。
〔煤拂〕上古每月晦日行はれし事、延喜式に、每月晦日令ニ諸司仕丁掃除一とあるによりて知らる、後には十二月晦日のみの事也

又諸御裝束奉仕之時、昇レ殿。

中右記。天永三、十、十九、可レ渡二御新造大炊殿一也。御裝束事。藏人大膳亮説雅。率二藏人所衆一奉二仕中殿御裝束一。

佛名、名謁猶上二寶子一廿人、内少々召仕。近候二御壺一流例也。

按、稱レ壺者小庭也。江次第。追儺。南殿庭。殿上小庭。朝餉壺等。云々。

或給二所々公役又上日一給也、公役關白直廬。又鳥犬等ニ付テ不レ可レ過二兩三人一。

按。公役者。關白直廬。又鳥犬等兩三人給レ之。又給二上日一者。勘二小番之日數一也。

有官者、候二御壺一高倉院、御時康言也。

康言。

藏人仰二出納一下二名簿一。六位着二藏人所一、所衆束帶付レ簡。藏人令レ付レ之。

居二湯漬一之時藏人退故實也。

西宮記。一臨時　所衆雜色。藏人仰二下衆一以二名簿一下給。侍中群要。所衆以二名簿一下二

〔御裝束〕殿中の裝飾調度の設置などを云ふ。衣服の意に非ず。
〔御新造云々〕天永三年五月高陽院災あり、鳥羽天皇小六條院に遷御、十月大炊殿竣成更に渡御ありし也。
〔佛名名謁〕佛名の作法終りて後、所衆瀧口等其名を答ふる儀也。
〔上日給也〕一本上日給レ之、に作る。これ等公役に從へる間は倚上番の日數に算入し、これに祿を給ふと也。
〔關白直廬云々〕關白の宿直所の雜用に使はれ、又は鬪雞犬の世話などする時はと也。
〔付レ簡〕藏人所の簡に、衆の名籍を記入するを云ふ。

給出納。出納遣仕人告之。

一 瀧口

員數廿人。無有官。大略同所衆。但白地不昇殿。公役體同。但御船役必瀧口也。

員數。大記。永保元十二、十八瀧口合卅人也。仍本所板敷東一間被鋪展立加大盤一脚。是去春事也。

白地不昇殿。按、武者也。仍着布衣候砌不可昇殿也。

着布衣旦暮候砌。九條關白殊制申。但非難歟。

九條關白。按。後京極良經公也。

遠所勅使等、公役隨仰奉仕。無定樣。

按。藏人頭召具瀧口。是又稱公役也。

又栽草木樣、雜役皆例也。有官或內舍人將曹志進等補之。院宮

〔御船役〕主上の御舟に召さるゝ時奉仕する役也。

〔布衣〕布の狩衣也

〔後京極良經〕藤原兼實の第二子也。建久六年內大臣、正治元年左大臣となり、建仁二年攝政に任じ、元久元年太政大臣となる殿曆は其著也。

〔內舍人〕舍人とは王朝時代天皇皇子等の左右に近侍して雜役を勤仕する者、禁中にて主上に侍するを內舍人と云ふ。

〔將曹〕近衞府の官人にして、舞人、樂人、近衞舍人より任ず、もと左右各四人、後ち二十人となる。

〔志〕衞門府の官人にして、定員左右各二人也。

〔侍中群要〕藏人の職掌に關する事を記せるもの、橘廣相の著也。
〔於弓場云々〕所謂弓場殿試也、今鏡星合の卷に、長久四年の三月にも佐國孝敎時綱國綱などいふ者ども、弓場殿に出でゝぞ作りて奉り給ひけるもと桂を折りたる時博士を望み、云々、とあるも此例也。
〔進士〕文章生を云ふ。
〔權記〕一條天皇の長德三年に於ける藤原行成の記錄也
〔賦詩〕撰文章生の試驗は史記漢書中五條を試問し、博士のは方略策の論文を提出せしめ文章生は作詩により行ふ也。

親王公卿侍臣等皆舉申。頭下知藏人。藏人仰出納召付。

西宮記。二 臨時 瀧口武者以名簿下給。先試其藝。依善射被定下。藏人奉勅仰諸陣。陣官書宣旨押陣。

侍中群要。瀧口如所案。但仰諸陣帶弓箭可出入之由也。

若有試藏人一人於左近射場試能射例也。天德四年七人召加。

又於弓場試時。公卿侍臣等試之。此等上古例也。

西宮記。一 臨時 瀧口。依試射場殿。中院及便所。藏人仰諸陣。近代不試。

凡學生試於弓場試也。

九代略記。醍醐 延喜二十六。召秀才進士。於弓場殿賦詩。權記七十。寛弘二、七、可寄御書所學生九人於弓場殿給試以秋草露爲叢。以含爲韵。七十八韵。已剋給題。云々。中時獻詩了。按。宇多天皇御宇。選能射者。令候御所邊。其所御溝水所落聚也。仍號瀧口。候其所之武士稱瀧口。後代爲名。

西宮記。五 臨時 瀧口。在御所近邊。寛平御時。被置衆十人若廿人。隨時議。有内官。有熟食。進月奏。

一出納

三人。是藏人方一切奉行者也。夜陰外不衣冠。

篋中抄。出納四人。

夜陰之外不衣冠。按。着束帶可候之意乎。

又候御壺體事無先例。堀河院御時。如鳥鬪被召連。猶不甘心事也。出納者上古內親王大臣ナド擧申藏人下知下名簿。學生明法生諸國目等補之。

西宮記。臨時一 衆以名簿下賜。童同之。出納同之。同臨時二 藏人所雜色並衆等事。出納同之。

被仰頭補之。延喜三、七、廿八。出納左衛門少志御春有輔。應德二、十一、廿六。出納近江日中原國忠。同年十二、八。出納二人。勸解由主典中原茂經。明法生中原成經。右府內々被申。

〔出納〕藏人所の下司、校書殿に候して、納殿の出納を掌る故此名あり。〔三人〕職原抄大全に、四人とあり。〔着束帶〕出納はもと卑賤の者なるを上﨟の眞似して衣冠着くる事然らずとある御趣旨なれば、其裝束は瀧口の如く白張なるべきならむ。〔內親王云々〕內親王家等にて其召使を吹擧して出納に補せしと也。〔目〕國司の職員、文案の勘署、公文の讀申を掌る。〔小舍人〕校書殿に候し、出納の出入する御物の運搬を掌り、又殿上間の側に參り雜用を仕る、苟且にも昇殿するを得ず。

一小舍人

〔御意成敗云々〕斯く人數の增せるは決して御本意に非ずと也。
〔藤原兼長〕賴長の子、官右大將に至りしが、後保元亂に座し流罪せらる
〔不見目〕上の威に服し仰ぎ見る能はざらしむるの意小舍人の增長を捨て置かれずと也。
〔近代公事云々〕近代公事ある每に六位藏人不注意にて懈怠がちなるにより、出納小舍人偏に其計らひにより處理すと也。
〔老懸〕武官の冠の兩耳の上に着くる飾物、菊花を半切せる如き形にて、毛を以て作る。
〔殿上判官〕藏人にて檢非違使尉を兼ねしを云ふ。

六人近代及十二人歟。此等事更非御意成敗一向頭藏人計也。

按此小舍人者稱御藏小舍人者也。簾中抄御藏小舍人六人云々。又以殿上童稱小舍人也。簾中抄殿上童小舍人云々。西園寺通季卿。公實卿男。閑院大納言年月日殿上小舍人久我雅定公。雅實公男。康和四三月日爲殿上小舍人。久安四四廿七。内大臣若君小舍人藤原兼長加元服。敍從五位上。

如出納如鷄鬪參事。彼御時例ナレドモ不甘心。近年萬事雖廢彼等不見目。

彼御時。按堀河院。

近代好華族動存無禮。尤不可然。清涼殿御裝束時。頻好昇殿。予度々以藏人追下畢。近代公事六位無沙汰偏只出納小舍人沙汰也。誠雖爲奉公者追日潤屋體也。

大學。富潤屋。德潤身。

着美服又望衛府志懸老懸如殿上判官。尤不似先例。昔多白張

装束也。普通衣冠猶希。況着衛府装束近日事也。可止可止。

按。小舍人。上古着白張上下。着普通衣冠猶希。況着束帶。近代事。云々。

小舍人召加藏人下知有名簿歟可勘。

西宮記。一臨時小舍人。頭以下定補。定額。御藏小舍人。頭以下議定。

御冠師頭仰之。

西宮記。一臨時御冠師。藏人可仰下。御造巾同之。

繪所別當召望名簿下繪所。

西宮記。一臨時畫所作物所預事。藏人奉仰仰本所。墨畫同之。有競望者先試之。

一切皆可准之。小舍人多補史生。

按。雜色。所衆。出納。小舍人。皆着束帶。於瀧口不能着束帶。是於瀧口者。以堪射藝者撰補之。仍號武士也。不拘公事。只着布衣。帶弓箭。候砌奉守護君。以候瀧口邊。稱瀧口武士。依不預公事。不着束帶也。既此御抄。所衆條下。有官不可過一人。瀧口條下。有官或內舍人將曹志進等補之。云々。其品何不束

〔白張〕白き布の狩衣也。
〔有名簿云々〕小舍人新補の折も名簿を與へらるゝにや先例勘考すべしとなり。
〔御冠師云々〕此條小舍人に關係なし
〔繪所別當〕繪所(第三六頁參照)の長官、五位藏人を任ず。
〔仍號武士〕瀧口は藏人所の職員なるも、もと武士也官職備考に、禁中の瀧口、院の北面東宮の帶刀は皆侍の官也、云々、凡そ瀧口は五十九代宇多天皇の御宇に始めて源平重代の侍、武勇の達人を廿人擇びて、云々、重代佳名の侍多くこれに補す、と見えたり。

帶ニ哉。既於出納一如諸國目ニ補レ之、猶着ニ束帶。小舍人、多無官歟、昔白張裝束也。云々。中古以來、衣冠布袴、束帶多所レ見也、是皆預ニ公事一者也、於ニ瀧口武士一者。束帶例一切不レ見。是以ニ射藝一爲レ事故也。

一 地下者

有ニ半殿上者一、近代不レ見。

寛平遺誡、半殿上者近始ニ貞觀（清和）之代。自今一切停ニ止之。

公卿侍臣子息、未ニ昇殿一之時。密々參ニ御壺一別事也。成人者如ニ近衞司雖ニ未昇殿、南殿邊不レ憚、只不レ昇ニ殿上ニ許也。不レ及ニ侍臣一假令成人（藏イ）五位ナド八白地不レ上ニ御緣一高倉院御時。仲國夙夜奉公着ニ衣冠一

仲國、源（雅信公末）逸遠男。藏人左衞門大夫。吹レ笛候ニ樂所一者。此人乎。平家物語彈正大弼仲國云々。山槐記、元暦元、八、十三、藏人源仲國從ニ事吉書ニ下大宮中納言。實宗

近日琵琶引孝時如此。是候ニ樂所一之故也。

〔地下者〕貴賤に拘らず昇殿の免許を得ざる者をいふ。〔半殿上者〕主上殿上間に出御せらるる折小板敷迄上りて龍顔を拜する侍臣をいふ。〔自今一切云々〕半殿上の事職原抄にも見ゆ、依て其後もありし如し。〔成人五位云々〕一本、藏人五位とあるを可とす。六位藏人は殿上人なるも叙爵して、しかも五位藏人たるを得ず、其職を去れる如き者は地下たる例なり。〔平家物語云々〕同書小督の事の段にやゝありて彈正の大弼仲國、其の夜しも御宿直に參つて、遙に遠う候ひけるが、とあり。

又侍衞府少々候。御壺是及末代可多。院御時少々候。當時少々候。候陣直由ニテ衣冠ニテ候。強雖非憚不可爲吉例。

孝時。高藤公末。樂所頭孝道朝臣男。正五位下右馬助藏人。法名法深。

小右記。長和元四廿四。信人等又參進申云。各勤陣直云々。

古事談。忠文卿爲近衞將之時。每陣直夜。

堀河院御時。樂所者朝夕候砌。管絃御好之時如此事恒事也。一向樂時許被召有何事哉。可然人子內々小冠小童等不可說裝束中々無沙汰事也。

小冠。按。幼少人加元服後稱小冠也。

庭上參。但南殿淸涼殿不可參。進上御局於便宜所可有御覽。

中右記。寬治八正廿七。今朝依仰小童三人將參於內。入從北陣方。於中殿朝干飼御覽之頃而欲退出。有恩言賜祿物。太郎童行成大納言。本一局。二郎。三郎。唐人所獻祿物等也。抑幼少之時參內之事。是希有例也。吾昔後冷泉院末年。二歲隨親參御前云々。依爲成里之端。輙參進也。今已非親成將參。唯偏依宿夜之功有面目

〔候陣直〕流布本候陣座とあるも、陣座は大臣卿相の集會の場にて衞府の候すべき處に非ざる故誤也。爰は衞府達の警衞の陣屋に候する也。

〔小童〕元服以前の童子也。

〔不可說裝束〕確然たる制なき裝束の意也。

〔無沙汰〕禁じ給はずと也。

〔幼少人云々〕元服の儀もと臣下は五六歲より廿歲（後世には七八歲より十歲）の間に行はれしがこの中幼少にて元服せるを小冠者と云ふ、小冠は其略也。

〔北陣云々〕禁裡外郭の正北門なる朔平門より淸涼殿の朝餉に入ると也。

〔侍醫〕平日に安福殿の藥殿に詰め居る、四人あり、正六位下、後世四位五位也。
〔雅忠〕先祖代々丹波に住し、丹波氏と稱し、醫を以て業とす、長元七年權醫博士となり、永承中侍醫となる
〔丹波忠明〕往邁の子、醫博士、典藥頭、侍醫、丹波守を歷任す。後一條天皇の御惱を治し奉り名聲聞えき。
〔日本扁鵲〕扁鵲は支那戰國時代の名醫也、承曆中高麗王妃疾あり厚幣を以て雅忠を求む。朝廷許さず、報牒中、扁鵲何ぞ雞林の雲に入らん、の語あり、これより世に日本扁鵲と呼べる也。

南庭人前駈侍雜色不入事也。能々可有制止也。

之躰也。

一　醫道

侍醫常近龍顏者也。召小板敷於殿上倚子奉拜天顏又召便宜所候簾中取御脈例也。

侍醫、職員令。四人。前漢書。貢禹傳。師古曰、侍醫。天子之醫也。

龍顏、漢書高帝紀。隆準龍顏。春秋元命包曰、黃帝龍顏。

後冷泉院御時俊通

俊通、按、此人系圖未詳、若惟宗氏歟。官職祕抄。門生惟宗俊通之由載之。

雅忠類聽雜袍

雅忠。丹波忠明男。寬治二、二、十八、卒。六十八歲。稱日本扁鵲。聽雜袍、續古事談、采女正俊通と云醫師有けり、七十餘にて、ぬのゝなほしに紫のさし

ぬきをきて人に逢けり。雅忠系圖。聽禁色雜袍昇殿。

着紅梅直衣。

淺深祕抄。直衣有色。所謂靑色紅梅等也。雖用何色。於裏者皆尋常櫻裏也。

近代無子細參御緣者也。但不臨殿上方。藏人所如此者座也。

朝野群載第五。

正四位下主稅頭丹波朝臣雅忠

正五位下主計頭　賀茂朝臣道言

已上令候藏人所。

應德三年十二月八日

然而藏人所程遠之間。近參也。時成動居渡殿。未與侍臣物語。是過分儀也。

時成。和氣忠成男。主稅允典藥權助。

元三之外着衣冠參者也。

〔朝野群載〕三善爲康の著、神祇官以下三十卷に分類し詩文官符宣旨奏狀等を拾輯せる書也

〔應德〕白河天皇御宇の年號也。

〔藏人所云々〕藏人所は校書殿の中にありて、淸涼殿殿上間と小庭を隔て其間遠きにより、往々近き邊にも侍る事ありと也。

〔典藥權助〕典藥寮にて、頭助に次ぐ官人也。

〔元三〕玉燭寶典に元日者、歲之元、月之元、時之元、故日三元一と見ゆる如く、元日をもと三元と云ひしが、轉して元三と云ふに至れる也。後世元日より三ヶ日の意に用ふるは其本義を誤れるもの也

〔元三御藥〕歳首に天皇清涼殿晝御座に於て、屠蘇、白散、度嶂散など聞召さるゝ儀也。
〔陰陽道〕もと天文暦數五行占筮の諸術を敎習する業を云ひしが、後世に至り此道衰へ祈禱祓祭のみを主とするに至れり。
〔軒廊外〕軒廊は紫宸殿の軒より續ける廊也、特別の事變ある時爰にて軒廊の御卜あり、軒廊外とあるは此御卜の外にの意也。
〔行幸反閇〕行幸に先ちて五行を唱へ足踏をなして、不祥を壓へ鎭むる呪詛(マジナヒ)也。
〔安賀兩家〕安倍賀茂の兩家也。
〔禹歩〕舞踏の足踏を云ふ。

典藥頭。侍醫之外名醫者別被召。無何末門生等不可參云々。

按。元三御藥之時。着束帶參入。其外衣冠也。

一　陰陽道

大略同。但普通不參御緣。是束帶參也。近代軒廊外。內々御卜之時。於藏人所或於便宜所有之。但無殊事之時。不可有御卜在寬平遺誡。

按。此遺誡文。當時流布本爾無之。

行幸反閉之外。時々有身固事。不可爲例。只給御衣可奉仕身固也。

按。反閇稱六甲術。其作法安賀兩家所習。傳有異同歟。於反閇者有禹歩。史記。夏本紀。禹身爲度。注。王肅曰。以身爲法度。索隱曰。按。今巫猶稱禹歩。身固者反閉之略法也。身固者本朝之名目也。云々。

凡如陰陽醫道候藏人所也。且元三御藥之時。醫道着藏人所。康

〔凡僧〕御持僧其他家系高き僧正等に對し、官名なき一般の僧を云ふ。
〔公請〕禁中より召さるゝを云ふ。
〔鈍色〕薄黒き染色を云ふ。
〔宿曜師〕延響錄に道家といふ者なり北斗を祭り祈禱など勤むる者にて、非神道非佛道非陰陽道者なり云々、昔は出家なるにやと見えたり。
〔廿八宿〕支那古法の天文學にて、周天の星宿を二十八に分ちて稱する語天の四方に各七宿を配せり。
〔九曜〕日曜星、月曜星、火曜星、水曜星、木曜星、金曜星、土曜星、計都星、羅睺星の九星を云ふ。

保四。陰陽博士道光。光宗召藏人所。天暦陰陽頭平野茂樹〔又如此。藏人付簡。

道光。光宗。

平野茂樹。

一 凡僧

公請不能子細。又御修法伴僧之外。宿装束惣不入禁中。

寛信法務記。宿装束者。指貫テフミクヽミテ。襪チハカザル也。蹇驢嘶餘。

宿装束トハ、鈍色ノ上バカリ、裳ヲ不着、大文指貫着スルナリ。

如宿曜師。

河海鈔。廿八宿九曜の行度をもちて人の運命を勘が故也。弘法大師 入唐時。宿曜經六十卷渡之。

對面女房時。参局。邊妻戸。縁候ナドスルハ別事也。御所不参事也。

按。僧正。僧都。律師。已上官。法印。法眼。法橋。已上位。以上。稱僧綱。令已下如此。然而

〔御匣殿〕貞觀殿の別名也、匣は櫛笥也、これを置く所なりしより此名出づ、後世は裁縫の事など掌る。
〔別當〕天皇の御裝束の裁縫を掌る。上﨟の女房を以てこれに補す。
〔女御更衣云々〕御匣殿とて天子の御寢に候する宮人ありしも、御匣殿別當は女御更衣等とは異り、御侍妾にあらず其本務のみを爲す者と也。更衣とは天子の御寢に侍する婦人也、太古の制天子の召し給ふ宮人に、妃夫人嬪の三級ありしが、其内嬪は四位五位にて地位最も低く、中古よりこれを更衣と云ふに至れり。

後代以法眼以上稱僧綱、以法橋已下稱凡僧歟。其證。職原抄。僧正、准參議。法印。法務。僧都。准四位殿上人。法眼。律師。准五位。釋家官班記。同之。

一 御匣殿別當

是非女御更衣之儀。只御所中沙汰人也。上古不絶有之。內藏寮外御服裁縫所也。

江次第。神今食。神祇官縫殿寮有穢。於御匣殿令裁縫御服例。延喜十年十二月

後冷泉院御時。賴宗女候。其後絕無其人。

賴宗。御堂道長公男。號堀河右大臣。

西宮記。御櫛笥殿。在貞觀殿中。以上﨟女房爲別當。有女藏人。

禁祕御鈔階梯 卷之中 終

禁秘御鈔階梯 卷之下

奉振神輿事
赦令事
御物忌事
日月蝕事
雷鳴事
止雨事
祈雨事
御卜事
解除事
御祓事
護身事
御祈事
御修法事
御讀經事

殿舍渡御事
交易御馬御覽事
南殿儀事
帥大貳諸國受領赴國事
明經內論議事
雪山事
犬狩事
鳥事
蟲事

〔更衣等云々〕尚侍はもと内侍司の長なりしが、平城天皇の御宇より更衣〔一六六頁參照〕に准ぜらるゝに至り鎌倉時代に及びて遂に絶えたり。

〔朝參〕令集解に、朱云、朝參者、朔節日朝參也、と見えたり。

〔宮人〕宮中に仕ふる人の義にて、專ら婦人に云ふ。令集解に、婦人仕官之摠號也、と見ゆ。

〔尚藏〕藏司の長、神璽、關契、供御衣服等及び賞賜の事を掌る。

〔大同〕平城天皇御宇の年號也。

〔典侍〕内侍司の次官也。

一 尚侍

是大略可准更衣等。近代又絶畢。

後宮職員令。内侍司。尚侍二人。掌供奉常侍。奏請（義解謂。奏而請其報。凡此為女司。不渉男官。若須渉者白依勅旨式也。）宣傳。撿校女孺。兼知内外命婦朝參。及禁内禮式之事。祿令。凡宮人給祿者。尚藏准正三位。尚膳尚縫准正四位。典藏准從四位。尚侍典縫准從五位。大同二年十二月十五日格准從三位。侍中群要第八。親王元服次王卿及男女房給祿。女房祿。尚侍白褂一領。典侍更衣乳母命婦。紅染褂各一領。掌侍幷殿上命婦。衾一條。藏人疋絹。更衣。見上卷上御局篇。

一 典侍

四人也。

後宮職員令。典侍四人。掌同尚侍。唯不得奏請宣傳。若無尚侍者。得奏請宣

傳。按。上古有權典侍。見三代實錄。貞觀元十廿三日。祿令。尚書尚藥尚殿典侍准從六位。大同准從四位。

此職尤重。

按。後代不被置尚侍。仍典侍職尤重歟。但又掌侍篇殊重職也云々。

爲御乳母之人者。諸大夫女聽之。只人公卿侍臣女也。侍臣女生公達體也。

按。生公達者。公達家庶流之新家抔之意歟。源氏物語。箒木ざえのきはは、なま／＼のはかせはづかしく。花鳥餘情。物のなまなりなる心やはしめて、公卿などになりたる家をいふ也。なましいのこゝろ歟。

大臣子頗無例。大臣孫少々有例。所謂國信女也。

國信。源顯房公男。號坊城中納言。有女子二人。從二位信子。六條攝政基實公母。從三位俊子。松殿關白基房公母。此兩人之內。補典侍歟。可考之。

只聽色品不好此職事也。

〔權典侍〕時代に依り置かれしものにして定官に非ず。下例貞觀の外、仁明帝嘉祥三年に、雄河王女廣井女王權典侍に任ぜし例史に見えたり。

〔三代實錄〕淸和陽成光孝三代間の實錄、五十卷あり、時平道眞以下四人の共撰也。

〔只人〕御乳母たらぬ者を云ふ。

〔侍臣女云々〕侍臣の女にて典侍となるは男にて云はゞ生公達の如しと也

〔女子二人云々〕國信の女三人ありし事、今鏡武藏の草の段に見えたり。

〔只聽色云々〕身分上當然禁色を聽さるゝ者は、强ち典侍たるを望まずとなり。

〔青色赤色〕禁色は褐、黄櫨、黄丹、支子、青、赤、紫の七色なるも、婦人につき制あるは青赤二色也。雅亮裝束抄に、上﨟女房の色をゆるといふは、青色赤色の織物、から衣、地ずりの裳を着るなり、と見えたり。

〔内宴〕朝廷内々の節會、正月廿一日仁壽殿にて行ふを恒例とす。

〔地すり〕白き地に縹色の小紋などを摺りたるを云ふ。

〔父親國云々〕父親國は無下の下官たりしも、白河院は御代久しく榮え給ひて、吉例なりしと也。

〔齋院次官〕齋院司の次席にして、相當從六位上也。

按、此御抄上篇、上﨟不補此等典侍職聴色。大臣女。或大臣孫也。孫猶或不聴。或聴之。

候御陪膳着禁色青色赤色尤可恐思事歟。

左記、承平八、正、廿二。於常寧殿有内宴云々。此日陪膳乳母命婦橘光子仰。先日被聴禁色。女官禁色宣旨不必仰有司。只其人承仰歟。紫式部日記。みすのうちを見わたせば、色ゆるされたる人々は、れいのあをいろあかいろのからきぬに、地すりのも、うはぎはおしわたしてすわうのおりものなり。

白河院親子能信家者。父親國無下者也。然而爲吉例。

能信。御堂道長公三男。權大納言正二位。

親國。藤山蔭末爲盛男。從四位下大舍人頭。能信卿家人也。

親子。親國女。白河院御乳母。春宮大進隆經室。叙從二位。

後白河院御時朝子馬助兼永女。

兼永。式部丞藤貞嗣卿末俊範男。從五位下齋院次官。

〔信西〕藤原通憲也加賀掾實兼の子、鳥羽、崇德、近衞の三朝に歷任し、正五位下日向守に任ぜられ、天養元年少納言に進む、妻の故を以て當時頗る權勢ありしが後平治の亂に死す

〔女官中文〕女叙位とて隔年正月八日に女房の位階を叙せらるゝ儀あり、此折其叙位を奏請する文書を云ふ。

〔法皇〕鳥羽法皇也

〔院昇殿〕即ち院の殿上人となる也、禁中の昇殿と其格同じからざること有職袖中抄に、院にて昇殿すれども禁中にて昇殿せざれば殿上の役に從ふ事不叶、とあるにて知らる。

朝子。叙従二位號紀伊二位。少納言入道信西室。

是左道也。但不補典侍歟可勘。

左道。見中卷諸藝能篇。

保元二年爲從三位。

按。朝野群載第四。女官中文典侍正四位下藤師子望從三位。今案。乳母御中文也。非乳母者不叙三位之故也。云々。

其後劣。定殿上人女歟（也イ）。又雖非侍臣知通女可准侍臣。

知通左（難波親王末）馬頭知春朝臣男。藏人左馬助正五位下。按。知通經藏人之間可准之由乎。

二條院御時。源光保女爲御乳母爲典侍。

光保。左衞門尉光國男。出羽守左衞門尉從五位下撿非違使。昇殿。台記。久安七、正廿三入夜顯遠來傳法皇命曰。昨日於院中雜人鬪諍及刄傷。左衞門尉光保五位搦之。可行賞否。報奏可有賞之由。此事被問關白。報奏趣同之。後聞被聽院昇殿。

〔不慮法〕一本不通法に作る、何れも意外の例と云ふ程の意也。

〔近代華族云々〕玉葉に、治承二年二月十日此夜松殿關白室參₂東宮₁、云々執政室爲₂乳母₁例古今未ᴸ有被ᴸ起₂始例₁歟、云々とあるは此例也。

〔御息所〕もと主上の御休息所を云ひしが、轉じて皇子皇女を生み奉れる女御更衣の尊稱となれり。

〔掌侍〕「ナイシノシヤウ」と訓み、單に内侍とも云ふ。

〔奏請宣傳云々〕後ち尙侍更衣に准ぜらるゝに至り、奏請宣傳は專ら掌侍の掌る所となれり

〔散事〕無官にして位のみ帶する者也

或曰。依₂其女寵愛₁有₂此恩₁。以₂別功₁爲ᴸ名。云々。

院ノ御時。高階ノ清章ガ女同ᴸ之。但此等不慮ノ法。向後定テ左道ノ人多ク補ス之。

清章。加賀守宗章男。藏人皇后宮大進正四位下。

堀河院ノ御乳母四人。其外不ᴸ過₂二三人₁。近代華族ノ御乳母左道モ出來ル歟。中宮御息所ナド擧シテ有ᴸ例。

一 掌侍

後宮職員令。掌侍四人。掌同₂典侍₁。唯不ᴸ得₂奏請宣傳₁。祿令。尙掃尙水掌藏掌侍。准₂從七位₁。大同准₂從五位₁。

六人 正四人。權二人。權自₂上古₁有ᴸ之。

權掌侍。三代實錄。陽成元慶二、六、廿。權掌侍從四位下藤原朝臣宜子。九月十六日以₂散事從五位下藤原朝臣因香₁爲₂權掌侍₁。史官記。天慶元、十一、十四。補₂女官從五位下橘朝臣平子₁爲₂掌侍₁。元權掌侍正六位上橘朝臣木子爲₂權掌侍₁。

此內以一內侍爲勾當、隨補日爲一二也。

西宮記。臨時一　諸宣旨內侍勾當。女史應和元、五、卅。宣旨。

雖爲先帝內侍、當帝時後參爲下臈例也。先帝內侍必一兩人渡。

大記、應德二、十一廿六讓位　自先朝被渡進人々內侍二人。少將周防。

其內劒璽渡時、內侍二人直取之。只時典侍傳之　授次將號送內侍。後代不入禁中云々。但近宜秋門院兵衞佐季長女。彼中宮時候其御方。雖非吉例、如此凡非可憚。

宜秋門院。任子。月輪兼實公女。後鳥羽院后。

季長。隆岡卿末　右兵衞佐季兼男。從五位下右兵衞佐。

按兵衞佐者。高倉安德之間。補內侍歟。後鳥羽院御在位中。宜秋門院爲中宮。候其御方。既是入禁中也。

嘉承久、我大臣取劒璽置御帳中、次將取之。彼大臣更非不吉人、勿論歟。

〔一內侍〕一臈の內侍、即ち內侍中最古參の者を云ふ。

〔勾當〕勾當內侍也定員四人の掌侍の內の第一臈を云ふ勾當は專ら事に當るの義、萬端の司務を掌るより稱す後世長橋の局と云ふ。

〔應德二年〕白河天皇の御讓位は應德三年十一月廿六日也、二年は誤也。

〔次將〕近衞中將及少將を云ふ。

〔後代云々〕凡て內侍は代改の時改廢せらる、況內侍は劒璽渡御の間一時新帝に仕ふる者故其後は當然禁中に入り難き也。

〔任子〕建久二年女御となり、次で中宮に進み、正治二年院號を賜ふ。

〔中右記〕七十二巻藤原宗忠の著、寛治元年正月より保延元年十二月迄の記錄にして、當時の風俗を詳述し、併せて時人の小傳を掲げたり。
〔先朝〕堀河天皇也
〔春宮〕宗仁親王也
〔是流例也〕一本流字を書く。
〔延喜十五年御記〕延喜御記也、一冊醍醐天皇の御宸記にして、延喜二年より延長七年に至る間の事を拾集年叙せしもの也。
〔神今食云々〕神今食の時、內侍髮を上げて神嘉殿に參り寢具を供する事あり、內侍障ある時命婦代はると也
〔諸大夫公卿〕諸大夫より進みて公卿となれる者を云ふ

久我大臣。太政大臣雅實公也。顯房公男。于時內大臣左大將。中右記。嘉承二・七・十九 先朝崩給了。於今者神璽寶劍可奉春宮御方者。密々命內大臣(雅實)令置璽劍於御帳內。又長元九年例。內大臣密々從夜御殿置此御帳內也。件例也。今日內府只乍直衣密々被置之。人不知其由也。次召左右次將。左少將通季朝臣。右少將信通朝臣。參入殿下。褰御帳帷。兩少將取劍璽從簀子敷南行。

爲勾當先例有沙汰。白河院仰云。非別宣下。頭承仰仰其人許也。云々。內侍有障之時。用代官流例也。其內侍ニ成ヌベキ品中﨟也。白地着內侍裝束奉仕其役。是流例也。延喜十五年御記。神今食內侍有障。以命婦爲代。雖無例准他事爲代云々。是根源也。

江次第ノ七。神祇官神今食以殿上命婦爲內侍代例。延喜十五年六月。北山抄。四月上申日。平野祭事。承平四年十一月十二日。(貞御記)內侍有障不參。以女史命婦敦子爲代官先例也。

禁中殊重職也。尤可撰其器量補之。只諸大夫公卿女。雖有例非

普通事。納言孫。又同品樣程公卿孫也。又侍臣女也。生公達女。又只諸大夫女。是殊父不趣諸家者女也。但少々左道人交歟。尤可精撰事也。雖不趣諸家非重代者女不可補。

大槐祕抄一。此四十年がさきに藏人五位のはてにて候人くつと諸人もおもひ申候しものは、惟明季良と申て二人侍き、其時これらは、なにともなき上達部のもと、二三所四五所などまかりかよひ候し也。今の口きゝを我はとおもひて候藏人五位は、すこしうるほひある上達部殿上人は申べきにもあらず、我おなしこと藏人へたる諸太夫の少もうるをへるのもとには方々とまかりあひて候なり、人のこゝろのわろくなりて候か、もしは受領になる道の候はですぢなく世のすてがたくてみをすて候かの間なり。

凡内侍官僧女不補事也。又其身人從者不補。但執柄家聽之。

〔不趣諸家者〕地下の四五位の者にて攝關大臣の家などに立ち入り恪勤すること無き家柄の者を云ふ。
〔大槐祕抄〕一卷、九條伊通の著、年中行事、臨時儀式の時天子の御注意あらせらるべき事項等を記せし書也
〔受領〕國司の中赴任して吏務を掌る首席の者を云ふ、もと國守は即ち受領なりしが、桓武以後年給の制度生じ、國司中遙授兼任の者多かりしより、受領は必ずしも國守に當らず、介掾目亦受領たる場合生ずるに至る
〔内侍官云々〕内侍は内侍所に參りて劍璽神鏡に觸れ奉るが故也。

一　女房

上　﨟

不謂是非二三位典侍號上﨟着赤靑色候御陪膳也。

按。赤靑色者。女房禁色也。

不補此等職聽色大臣女。或大臣孫也。孫猶或不聽。或聽之禁中無小路名。

女官々品。此小路名後鳥羽院御代被定小路名の事。一條二條三條近衞春日是等ハ上ノ名也。大宮京極是等ハ中ノ名也。高倉四條などは、小路の中にもおとりたる也。中﨟のなりあがりも小路の名はつく也。

仍雖宸上號大納言上古可然人女皆爲女御更衣只宮仕華族人不爲宸上事但又有例非耻新院御時督三位。能圓女。

新院者。土御門院也。督三位者。承明門院土御門院御母在子。法勝寺修行能圓女。内大臣源通親公養

〔女房〕宮人の中、局を與へられたる者を云ふ、前に掲げし侚侍以下皆女房の内也。

〔不レ謂二是非一〕素姓の善惡を問はざる也。

〔女官々品〕一卷、二條良基の著、女官の事を記したるもの也。

〔大納言云々〕禁中にては最上の身分にても父の官名に因みて大納言と呼ぶと也、此外中納言、左衞門督などの例あり、又た父の官と姓とを合せ呼ぶ事あり、橘宰相、淸少納言の如き是れ也。

〔上古〕一條天皇の前後を指し給へり

〔承明門院云々〕督三位は承明門院の妹時子也。

〔按察三位〕能圓の第三女にて時子の妹に當る。土御門天皇の御乳母也。
〔夜御殿云々〕夜御殿の帳臺の外に二階棚あり、爰に劍璽を安じ奉るが故なり。
〔狂者〕眞の狂者と云ふに非ず。權中納言の推參狂氣の沙汰なるか貶し給へるなるべし。
〔預參〕召されざるに參るを云ふ。
〔中宮〕順德天皇の中宮にして、東一條院と號す、後京極攝政藤原良經の女也。
〔中宮御方云々〕中宮の御殿にて禁色を着居れる者の、時々主上の御方へ參る間、其都度脫ぎ替ふ可きに非ずと也。

女。後鳥羽院妾。有御連子歟。院號承明門院。

按察三位雖爲三位不入夜御殿不取劍璽是僧女故也。

近代三位濟々。

按察三位。父未考。

詩大雅。文王。濟々多士。文王以寧。注。衆盛之貌。一曰。多威儀也。

春宮並親王御乳母。又無何院女房等。皆叙三位。力不及事也。仍禁中濟々又有何事哉。是近代事也。先帝典侍。當時姿着禁色參內可止事也。權中納言狂者頻預參。不可爲例。

權中納言狂者。親信水無瀨卿女。後鳥羽院女房。號權中納言局。此人歟。

建暦左衛門督局親兼女。依院御許着禁色。是過分事也。但別儀也。

左衛門督局。水無瀨中納言親兼卿女。院者。後鳥羽院也。

其後又中宮女房按察雅緣僧正女是又着禁色參是別儀歟。但如此事亂政也。但自中宮御方時々參之間。無何非可脫。

雅緣僧正。久我大臣雅通公男。興福寺別當大僧正。

建暦之比。家經女不聽之。親兼女聽之。是非道之甚也。但別儀中中不能子細。

家經。太政大臣忠雅公孫。左大臣兼雅公男。正二位中納言。

親兼。見右。

小上﨟

不謂善惡。公卿女號小上﨟。着織物並表着也。侍臣女依儀。公達女。勿論。諸大夫公卿孫。或爲小上﨟或爲中﨟也。可依父官歟。僧女依俗姓。假令俗姓生公達者。公卿遠多爲小上﨟。近兵衞。院御時。

兵衞。父祖可考入。

又當時大貳法眼成海女。成海房官法師也。成海父生公達也。是着織物。萬人引比類。尤不可爲例。

成海。少納言成隆朝臣男。仁和寺房官云々。

〔建暦〕順德天皇御宇の年號也。

〔家經女云々〕家經の娘が、家格高きに禁色を許されずして、位低き水無瀨權中納言の娘が禁色を許されしは非道なるも、院の御計ひにて別段の儀なれば、彼是仔細を論ずべきにあらずと也。

〔織物〕紋柄を織り出せる衣也。爰は織物の唐衣を云ふ。

〔表着〕唐衣の下に着る五衣也、爰は織物の表着を云ふ。

〔依レ儀〕時宜に依ると也。

〔房官〕又た坊官に作る、門跡に奉仕する俗役にして、一坊を支配し坊號を有するより此名あり、肉食妻帶を許さる。

〔在家法師〕僧侶にて寺に入らず、俗家に住する者也。

〔門跡〕坊官故實記に「宇多天皇御讓位御出家の後仁和寺御室に居住し給ふ、依て之を御門跡と稱し、門跡の號之に始まる」とあり、初め寺院に於ける僧侶の門葉門流を云ひ、後寺院の資格となれり

〔青門〕青蓮院の門跡を云ふ。青蓮院は京都粟田口に在りて、天養元年僧行玄の開創、叡山三門跡の一也。

〔慈鎭〕關白藤原忠通の子也、建仁三年天台座主となる法號慈圓、慈鎭は仁治四年賜はれる勅諡也。

〔九嬪云々〕何れも周代天子の侍妾也

坊官。文永十年九月廿七日宣旨。可停止法親王並執柄息外召仕坊官事。惠命院僧正宣守記。坊官自大臣息至殿上人子稱之。是在家法師也。限貴所門跡被召仕之。云々。

右京大夫大納言資賢孫也。而父雖爲坊官不着織物。依人異事也。

資時。資賢卿子。正四位下右少將右馬頭。出家廿九歲號馬入道。青門慈鎭和尚坊官。云々。法名阿寂。改正佛。又改勝圓。

中　臈

內侍外不着織物類也。是昔號命婦侍臣女以下也。

命婦。政事要略第六十九。內外命婦。職員令中務省條云。卿一人掌內外命婦名帳。義解云。謂婦人帶五位以上曰內命婦也。五位以上妻曰外命婦也。釋云。從夫得蔭。謂外命婦。何者後宮職員令云。其外命婦准夫位次故也。周禮云。內命婦謂九嬪世婦女御也。外命婦

謂卿大夫之妻。此令意也。春秋。昭二年。傳注云。命婦大夫之妻也。不論官不皆是也。私釋名云。大夫之妃曰命婦。婦服家事。夫受命於朝。妻受於家也。延喜彈正臺式。從者。其妃廿二人。夫人廿人。嬪十八人。女御十六人。内親王廿人。二世女王十人。内命婦一位十八人。二位十六人。三位十四人。四位十人。五位八人。陪從之日。内親王十人。三位以上六人。四位五位四人。六位以下四人。更衣十人。藏人六人。女孺四人。庶女二人。外命婦准夫從數。左右大臣女九人。大納言女八人。中納言七人。參議六人。一位八人。二位七人。三位六人。四位五人。五位四人。女孺各四人。女從者各減。馬從半。

諸大夫、良家下。醫陰陽道等。猶號中﨟。

良家。見中卷藏人所雜色篇。

八幡別當女同。凡一切者多中﨟品也。

宣守記。御室坊官行賢法印後胤女。安居院法印澄憲後胤女。八幡祠官女。皆中﨟被召仕。但成俗猶子也。

〔夫人〕妃の次位に在りて御寢に侍する者を云ふ。大寶の令、夫人三員を置き三位以上と定めしが、文德天皇の時より廢絶せり

〔嬪〕夫人の次位に在る者也、大寶の令、嬪四員を置き四位五位と定む、然れども其稱は天智天皇の朝に見えたるのみにて、爾後全く廢絶せり。

〔御室〕仁和寺也。

〔安居院〕京北大宮の東に在る叡山の東塔北谷竹林房の里坊也。

〔猶子〕禮記に、兄弟之子猶子也、とあるに出で、もと姪の義なるも、我國にては專ら子分として育つる者を云ふ、養子より其關係輕し。

下臈

諸侍。賀茂日吉社司等ガ女也。皆稱ス二候名サブラヒナヲ一也。

候名。按。ひさしき、うれしき、ゆりはな、久、龜、鶴抔樣皆候名也。

不レ及二國名一。

國名、按、陸奧、常陸等之類也。

但其中ノ宿老スクロウノ者、或ハ賀茂祭ノ爲ニ二命婦一ト渡ル後、或ハ國名ヲモヨビ。或ハ侍名モ有ル也。是レ近代如レ此。皆ハ下臈ノ藏人也。但シ近代中臈ノ品シナ。上品藏人多キ歟。

峯記、承元三、三、廿三、立子入二太子宮一。歸家之後。定二女房等名一。殿名候名。上中臈有二殿名一。下臈無二殿名一。久安記云。上中下臈皆有二候名一。上中臈有二召名一。下臈無二召名一。雖二中臈一除二公達及藏人五位一之外無二召名一。至二大進一者依レ爲二乳母一有レ之。　按。殿名又小路名ト云。大宮殿三條殿坊門殿抔也。候名見レ上。召名。按察大進少進大貳少貳少辨左衛門少將之類也。國名見レ上。

〔諸侍〕六位を帶する者、攝政、關白大臣の家などの家司にて恪勤の者、北面等を云へり。

〔宿老〕北史に、州中有德宿老、名望素重者、以二友禮一待レ之云々とあり、茲にては事に慣れし老功の者の意也

〔爲二命婦一渡後云云〕內侍の賀茂參詣の時附添ひ、命婦を勤めてより、呼び名に國名を付くと也。

〔下臈藏人〕女藏人を云ふ。

〔上品〕紀宗恒校本上古に作る。

〔立子〕攝政藤原良經の女、建暦元年順德天皇の中宮に立ち、後堀河の朝東一條院の號を賜はる、仲恭天皇の母后也。

〔北面〕院中を警衛する武士にて、北面武士の略稱也、院御所の北面に居る故に名付く、上下に分ち、四位五位を上北面、六位を下北面と云ふ。
〔紺紫小袖云々〕紺紫小袖紺帷子は、局內にては著るも表向きには許されざる也。
〔制符〕順德天皇御位の始めに發布し給へる御新制にて廿五箇條あり。
〔江次第抄〕六卷、一條兼良の著也。
〔髮上采女〕主上の御膳に侍する役、髮上げして仕ふるより云へり。
〔華族〕華族の當字
〔大袋〕錦を以て作り、行幸の時、種々の御調度を入れて持行く袋也。

宣守記下﨟女房者。諸大夫或北面等女也。

凡女房上﨟小上﨟內侍外不入夜御殿朝餉、內只中﨟渡朝餉緣。下﨟不渡之。下﨟不取御服。於局着紺紫小袖紺帷事也。

倖記。建暦二三、廿一、をとこもをんなも、よきこんならさきのかたびらをきるべからざる事。

錦端席御座敷外不用事也。

同制符。一、むしろににしきのへりをさすべからず。

一 得選

江次第抄。得選者御厨子所女官也。於采女中選其人。故得其名。按。延喜式。凡采女四十七人云々。

三人也。又髮上采女兼之。近代華族過法。與女房大略無差別氣色也。行幸之時持大袋。與內侍同車。是不可然事第一也。

〔公平〕茲にては公儀の御用を勤むる義に云へり。

〔車寄〕殿舍に牛車を寄せて昇降する者の爲めに、簷の屋根を張出して、其下に敷石を疊みたる處を云ふ、但し其頃宮廷の中には車寄とて、定まれる名稱見えず依て是は里内裏にての沙汰なるべし。

〔兵衛陣〕陰明門を云ふ、門内に右兵衛の陣あるに因る。

〔宮門〕皇城の四方なる朱雀以下十二門を云ふ。

〔土門〕陽明門の北に土御門あり、殷富門の北に西土御門あり、共に正門に非ず。

〔走内侍〕行幸の先に、大袋を持行きて待受け奉る役也

大袋。未考。按西宮記。臨時之五。城外行幸。內藏六餞御袋如常。

但不然者。不可叶公平。

考課令義解。公平可得一善。（謂背私爲公。用心平直。假令道武學以私從公。新矣薦以己子之類。公平也。）續日本紀。（延暦五、四）於是太政官在職公平。立身淸愼。且守且耕。貞觀政要卷第五（論公平）太宗曰。古稱至公者。蓋謂平恕無私。同玄齡對曰。臣聞理國要道。在公平正直。

故無沙汰也。凡於車寄乘車女房近代例也。況得還不可然事也。

延喜雜式。凡乘車出入內裏者。妃限曹司。夫人及內親王限溫明殿後涼殿後。命婦三位限兵衛陣。但嬪女御及孫王大臣嫡妻乘輦。限兵衛陣。凡乘車出入宮城門者。妃以下大臣嫡妻已上。限宮門外。四位以下及內侍者。聽出入土門。但不得至陣下。

行幸走內侍同車之時聽之。近代事也。

走內侍。按。駈車先行。幸到御所。故得其號乎。

〔采女〕上古天皇に侍御し飯饌の事を掌りし者也。當時は其事絶ゆ、陪膳采女の名稱あるも上古の采女とは其義異る。

〔少領〕「スケノミヤツコ」と訓む、郡司に在りて大領に次ぐ職員也、相當外從八位下、清廉事務に堪えたる者を以て補す、但し小郡（四里未滿二里以上）の司には大領及少領なし

〔應和〕村上天皇御宇の年號也。

〔大中臣〕天兒屋根命より出づ、もと中臣姓なりしが、稱德天皇の御宇、大中臣朝臣の姓を賜ふ、爾來神祇に關する事は大概其一族を以て充たされたり。

一 采女

日本紀。履中、仁德八十七年其後直等貢采女蓋始于此時歟。同孝德大化二正甲子朔。詔曰。凡采女者。貢郡少領以上姉妹及子女形容端正者。從丁一人。從女二人。後宮職員令。凡諸氏氏別貢女。皆限年三十以下十三以上。同采女六十人。延喜中務省式。凡諸國所貢采女名簿者。辨官經奏。下知省。註錄其由送內侍。若相替者具顯其由。

陪膳采女者尤可然事也。近日漸零落無極。尤可有沙汰事也。陪膳采女典侍仰之。應和例也。

應和例可考入。

節折藏人依神祇官申內侍宣也。

御記應和元、六、廿九。藏人守仁奏神祇官申以大中臣清子令供奉御節折藏人同異子死闕文。仰以內侍宣仰神祇官。而今日不候。仍令藏人以其宣傳仰之。

西宮記。〈臨時一〉節折。中臣女〈氏舉〉應和元六廿。内侍宣仰神祇官。侍中群要。節折藏人事。依神祇官解以内侍宣仰下神祇官。

節折。江次第ノ七。〈節折六月〉六月晦日。〈十二月進之。〉清涼殿記云。晦日御贖事。取要。天皇起給與女〈中臣女〉量御體五度。先量身長。次量自兩肩至御足。次左右手自胷中至指末。次量左右腰。至御足。次自左右膝至足爪。竹九枝。中臣女毎度承取示神祇官。按。中臣女者。則節折藏人也。

一　刀自

和名抄卷二。負。劉向列女傳云。古語老母爲負。漢書五婦武負。位引之。今案。俗人謂老女爲負。字從目也。今訛以貝爲自歟。〈今案。和名度之。〉

負（トジハ）御膳宿。臺所各別也。

三長記。〈建久九、正十一。〉讓位御膳宿刀自。冷泉。大宮。室町。四條坊門。七條坊門。臺所刀自。白河。押小路。阿子。二條。六波羅。三條。

〔清涼殿記云々〕これ節折の書に見えたる始め也。尙ほ節折は中宮東宮の御爲めにもこれを行ひ奉る、中宮節折は、左經記長元元年六月晦日の條に、東宮余折は東宮年中行事に見えたるを初見とす

〔刀自〕釆女の中にて雜用に當る者を云へり。

〔謂老母云々〕これ後世の事にて、上代は婦女子の通稱也。宮中にて刀自と云ふも固より年齡に拘る事なし

〔御膳宿〕紫宸殿の西廂にあり、節會の御膳所也。

〔臺所各別也〕臺所は御厨子所也、御膳所を預る刀自と臺所を預る刀自とは別なりと也。

衣唐衣體也。

和名抄卷十二。背子。辨色立成云。背子和名加良岐奴。形如半臂無腰襴之袷衣也。楊氏漢語抄云。背子。婦人表衣。以錦爲之。

結中。但近代只衣結中着唐衣。是一向御膳役者也。

長秋記。天永四、正、七女官一人。理髮着裳唐衣中結着袴。河海抄。葵つぼそうぞく、市女笠に、きぬをきて中ゆひたるを云也。

一 女官

臺所女官御裝束物沙汰。不可日入供御。

宣守記。又内裏御厨子所可謂臺所乎。號臺所別當。於中臈女房中。撰仁體補之。號別當局者。臺所別當事也。

但近日兼刀自同類。女官等訴訟之時群參之外。無殊事。御湯殿女官奉公物也。無指俸祿。

〔結中〕帶を着くるを云ふ、表着は常に打はふりてあるを、御膳所に出入する役なれば帶を結ぶ也。
〔市女笠〕藻鹽草に「つぼさうぞくの笠也、くぼ笠とも云ふ」とあり、昔婦人の用ひし頂の處高く突出でたる漆塗の被笠也。
〔女官〕宮中に奉仕する婦人の總名に用ふる事あるも、女房に對して云ふは刀自の下なる官女也、又刀自得選等をも云ふ事あり
〔撰仁體〕身分人柄を選擇する也。
〔訴訟〕同役の女官の位階を進められむ事を願ふを云ふ
〔奉公物〕公儀の御用にいそしむ者なり。

正字通、俸、秩祿。

尤不便。他女官等如浮雲歟。

侍中群要、女官等事、所々女官陣中女。可着唐衣、又雨日若用履子、令加制止。三長記、建久九、正十一、讓位女官。大堤、子四條、油小路。春堤、猪隈、司四條。三條。姉小路。母四條。大小路。

一　主殿司

名目鈔、主殿司、主殿寮女官歟。

六人。近代十二人。華族幽玄送日添時。今不取侍臣脫沓裏無。

江次第ノ七、解齊、置藺履一足、無裏皮。近代以藺尻切置之。

候殿上沓脫、不入御殿。

御殿、按、清涼殿也。

而動臨除日、申文撰定、時進廣廂、不可說事歟。

〔如浮雲〕俸祿厚くして富貴なるを喩へ給へり。
〔主殿司〕後宮職員令に所謂殿司也、集解朱云に「殿司與男官共預知耳」と見えたり。
〔裏無〕藺にて作れる草履也。藁草履は二枚重ねて作るも、こは一枚にて裏なきより名づく
〔殿上沓脫〕殿上間の第四間より第六間に亙りて設けられ、棹間を隔てゝ小板敷と相併べり
〔進廣廂云々〕除目申文選定の時は六位藏人殿上に在りて申文を受取り直接藏人頭に傳ふる例なるに、近頃は殿司に取次がしめ、殿司殿上より廣廂の邊迄行くは言語同斷なりと也

〔切燈臺〕貞丈雜記に、上は蜘蛛手にして下臺は四方にして、めんを取りたるものを切燈臺云々とあり。
〔小短册〕短册は竪長く切りたる紙札にして、其内廣五分長二寸なるを小短册と云ふ。
〔當年給〕毎年正月縣召除目の折年官を給ふを云ふ。年官とは、三宮、親王、公卿、女房等の所得とする爲め特に任補せる國司也
〔二合〕二官を合せてそれに相當する官を給はるを云ふ
〔美麗姿也〕枕草紙に、とのもり司こそ、なほをかしき者はあれ、下女のきはは、さばかり美ましき者は無し、と見えたり。

除目寄合鈔一。文書撰定事。
先兒間傍北障子、敷圓座二枚。爲南貫首座。（東上南面）其左右（首東上）五位藏人着座。南方向貫首、六位藏人一人着座。（其傍立切燈臺、備掌燈。）硯小短册等、盛柳筥在前。管領頭分給文書。各見之。有雜（帝王御諱大臣名書字僻字等也。）書者。可申其子細於頭。（書）子細者。先令覽頭之後。引裏紙。（引拾裏紙等藏人取集之也。）定束付小短册。（假令公卿當年給。公卿二合府奏以下。）

中文撰定之時。藏人一人留殿上。此藏人、中文ナドハ傳貫首例也。近日、藏人不知子細。如此不可說。主殿司、美麗姿也。公人内可稱神妙之職歟。
三長記、建久九、正十一、[illegible]位主殿司、持明院。（千鳥頭）京極、同（若）[illegible]日孫頭六角。（年若頭）坊門。（千鳥頭）近衛（年若頭）冷泉。（千鳥頭已上六人被渡之。）之下[illegible]六人遣可渡之。大宮、同若、同、四條、同、[illegible]。同。頭同。
龜山院御院號雜事、寛元四年主殿司六具、其別。[illegible]。唐衣裳。紅袴。扇。

〔女孺〕内侍司、殿司、掃司其他後宮八司に屬し、雜役を勤むる者を云ふ
〔女孺百人〕内侍司の女孺の數也。
〔掃部寮女官〕掃部寮は大藏省被管の役所なるも、恐くは掃司の誤ならむ
〔衣〕五つ衣也。
〔是藏人云々〕是れ藏人が例の如く不法なる故と也。
〔掃除指油〕掃除は掃司の女孺、指油は殿司の女孺これを掌る制也。後宮職員令に、殿司、尙殿一人、掌供奉輿繖、膏、沐、燈油、火燭、薪炭事、云々、女孺六人、とあり、又た、掃司尙掃一人、掌供奉牀席灑掃鋪設事、云々、女孺十人、とあり。

一　女孺

後宮職員令。女孺一百人。
名目抄。女孺。掃部寮女官也。

近代不着衣。只小袖唐衣也。以左道姿御殿調度觸手。上下格子奉仕。是藏人等如在不當故也。

按。此御抄上卷、日沒以後事篇。清涼殿已下格子。藏人奉之。近代女孺等候之。

御所中、掃除指油等役。女孺所知也。近代樣不可說。動失禁中禮。占便所爲家。是寬平遺誡其一也。尤可止可止。

御遺誡中重北面廡。釆女女孺等各爲曹司。居住如家。代々常有失火之畏。雖然遂不得追却。今須每夜藏人殿上人可堪其事者一人差加藏人所人一兩。令巡檢不可怠之。

一 詔書 改元 改錢 赦令 及臨時大事爲詔書

公式令、詔書式、義解。謂詔書勅旨、同是綸言。但臨時大事爲詔。尋常小事爲勅。

上卿奉勅仰内記令作詔書。無内記之時、儒弁草之。凡天下大事儒弁草之。

西宮記一。臨時詔書。上卿奉勅仰内記令作。無内記者。令奏事由可仰博士辨。

上卿故實、大内記不參之時。仰成業六位内記。若又不候者。奏事由仰大業辨。中右記保安元、四、十。改元詔書 内府召藏人辨實光可作詔書。被仰下。大内記宗光。近日所勞不出仕。

上卿令持内記奏之。入筥。天子覽之書日返給。上卿着本座召中務輔若丞於軾下給之。不入筥。省寫一通年號、與輔一人加名。詔書式目。

別寫一通印署送太政官。

公式令。詔書式。右御畫日者。留中務省爲案。別寫一通印署送太政官。西宮記。臨時一。省寫一通年號與輔一人加名。進外記。本文留省。北山抄。省寫一通。進外記。

〔内記〕中務省の役人也。職員令中務省の條に、大内記二人、掌造詔勅及御所記錄事と見ゆ、大内記の次に少内記二人あり職掌同じ。

〔儒弁〕紀傳道の博士太政官の辨を兼ねたるを云ふ、博士辨とあるも同じ

〔筥〕詔書を入るゝ箱、覽筥と云ひ、高さ九寸長さ一尺二三寸巾七八寸の葛編みの筥也。

〔書日〕公式令に云ふ御畫日也、案文可なる時年月の下に日を宸書し給ふを云ふ。

〔軾〕膝突とも云ふ薄綠にて小さく作り其上に膝を掛けて、上卿の仰せを聞く也。

〔案〕控への寫也。

〔關白萬機詔〕關白に任ずる詔書也、爰に關白とあるは關白藤原頼通の子師實也。
〔貞應云々〕此年天變あるに依て也。
〔主上〕御堀河天皇なり。
〔延仁云々〕此年辛酉に當れる革命の改元ありし也。
〔改攝政云々〕朱雀天皇天慶四年攝政藤原忠平職を辭し、改めて關白に任ぜらる、天皇御成人に依て也、爾後幼主の御時攝政たりし人、主上御成人御元服などある後更めて關白となる例多かりし也
〔吉書云々〕吉書始の前は何れの文書も見給はぬ定なれど、詔書の御畫日のみは遊さると也

日之書樣。其日月下書也。他字ヨリハ墨黑。聊大書也。

寬治四年十二月二十日。宸筆二字也。二十日餘八、廿ト書也。

按。此二十日不審。爲廿日歟。中右記。寬治四、十二、廿。有關白萬機詔。今日初有宸筆御畫。記寬治四年十二月已上内書之。廿日此二字也。又二十日者。可爲三字也。御抄。宸筆二字也。然者如中右記所見寬治度廿日歟。西宮記。臨時一。詔書賜御畫日。十、廿、卅類御堂關白記寬弘四、正、廿。女一宮叙一品勅書。寬弘四年正月御畫。廿日讀御曆。貞應三、十一、廿。改元爲元仁元。主上於朝餉令加御畫字。二字也。廿日兩被用朝餉御硯返給之。同記。建仁四、二、廿。改元爲元久元。見御畫有無。廿日二ヶ字書年號下。元年號。元久元年書之。御畫日攝政書之歟。已上先例皆廿日也。猶廣可考之。

承曆二年三月廿五日。如此。

按。承曆二年三月廿五日詔可考之。

改攝政爲關白。詔書内記不書其日。主上加其日。猶幼主儀也。未覽吉書。主上令書入給其日許也。寬治永久大治皆如此。

〔寛治四云々〕堀河天皇寛治三年御元服(御十一歳)ありしに由る。
〔永久元云々〕鳥羽天皇此年正月御元服(御十一歳)ありしに由る。
〔大治四〕崇德天皇此年御十一歳にて御元服ありし故也
〔覆奏〕舊唐書に「在京諸司、五覆奏云々」とあり。調べて更に上奏するを云ふ。卽ち中務省より廻送し來りたる詔書の案を調べて、太政官より更に上奏する也。
〔省〕中務省也。
〔史生〕公文書を繕ひ寫し、文案を署することを掌る役人にして諸廳にあるも、愛は太政官の史生にして、令所定の定員十人也

寛治。堀川院寛治四、十二、廿。攝政師實。(四十九歳)上表。辭攝政。卽爲關白。但宮中雜事叙位除目時。可准攝政儀。

永久。鳥羽院永久元(天永四)十二、廿六。攝政忠實。(三十三歳)止攝政爲關白。

大治。崇德院大治四、七、一。攝政忠通。(三十二歳)辭攝政爲關白。中右記。大治四、七、一。攝政忠通公。辭攝政爲關白。付頭辨令奏返給被見之處。御書日誠神妙也。一日と二字令書入御也。是不御覽吉書之先。於關白詔書者必有御書也。寛治永久之例也。彼時有議定皆有御書也。

一 詔書覆奏

西宮記、一(臨時)省寫一通(年號奧。輔一人加名。)進外記。(本文留省。)外記書諸卿署所。(署料續紙)書下(藁名下注等字。舊例奧。又注年號。)史生次第取諸卿名。北山鈔、省寫一通、進外記參議已上署了。大納言覆奏御可了。

上卿奏之。天子覽之。書可字返給。年號奧聊上書也。只可字一字

〔可字〕これを御宸書あるを御裁可と云ふ。
〔端年號云々〕詔書式に、第一行、明神御宇日本天皇詔旨云々咸聞、とある次行に、年月日、とあり、これ即ち端年號也。其次に行を分ちて大納言以上の署名例を記し、最後の行に年月日とあり、これ即ち奥年號也。
〔宗輔〕藤原宗俊の第二子也。
〔被ニ摺直一〕主上可字を書き給ひしが式に違ひければ紙を摺いて書き直し給ひしと也。
〔大外記師遠云々〕故實に精しかりし師遠も宗忠の意見に同意し可字を書く所を年號の傍の上と定めしと也。

也。
　按、上卿不レ用二大臣一、大中納言之間奏レ之。
可字書樣
　天仁二年八月十日
可　宸筆年號多是ヨリモ上ナラバ可字モアガルベシ。年號ヨリハ一寸餘可レ上也。
年號在二二所一、端年號不レ書、公卿連署奧年號左上也云々。保安ニ尊號詔書覆奏之時、攝政忠通有二評定一、奧年號ニ書也。
　崇德院保安四、二、二、被レ奉二太上天皇尊號於鳥羽院一。
保安二、可字主上年號上令レ書給、上卿宗忠示二頭中將宗輔一、
　按、保安二、三、五、以二內大臣忠通一爲二關白一。宗忠公于時權中納言正二位。六十歲。
公卿連署年號ノソバノ上也。仍被二摺直一畢。大外記師遠與二宗忠一同心也。

西宮記。一臨時 上卿奏聞天子書可字返給下外記。外記退出。寫一通渡官。成施行官符。

按。可字。日本紀訓ユルシタマフ。云々。西宮記。一臨時 天皇書可字。公卿連署次年號奥上書可字。或連署奥無年號先。北山鈔。第六 御可下。覆奏詞下一字。自年號顧寄奥書之。愚昧記。承安三、四、八 依詔書覆奏詔書 自着陣座。予進中門下。令頭中將奏。頭中將歸來云。御可字ハ奥ノ年號奥歟。所有年號也。予申云然也。仍歸參。小時返給詔書。予披見之。云々。

一 勅書 書黄紙 自唐太宗貞觀始之。

六典。中書省 勅用黄麻紙。唐暦貞觀十年詔。始用黄麻紙寫詔勅。事物紀原。黄勅。唐高宗上元三年。以制勅施行。既爲永式。用白紙多爲蟲蛀。自今以後尚書省頒下諸州諸縣並用黄紙。勅用黄紙。自高宗始也。

上卿奏之。主上書曰。但依事歟。

〔官符〕太政官符也太政官より八省又は諸國へ下す公文を云ふ。
〔愚昧記〕三條實房の日錄也。
〔陣座〕朝廷にて公事を行はるゝ時の座を云ふ。
〔黄紙〕黄麻紙と云ひて、黄蘗にて染めたる紙也。
〔唐高宗〕唐第三世の皇帝、姓李、名治、字は爲善、太宗の第九子、我朝の齊明、天智、弘文、天武四朝に亘れる時の天子也。
〔蛀〕木蠹蟲卽ち木を喰ふ蟲、玆にては「蟲喰ふ」と訓詞に云へり。
〔上卿奏之〕勅書には勅令に受けたる者中務省に傳へ、中務卿上卿となりてこれを奏する也

〔自明〕「コロアキラ」と訓む、醍醐天皇第十七皇子也。
〔允明〕醍醐天皇第十八皇子也。
〔爲源氏〕嵯峨天皇未だ親王たらざる諸皇子に源姓を給ひしより、仁明帝以降平安朝時代概ね皇子に源姓を給ふ例なりき。
〔但件日云々〕論奏勅答に日を書き給はざりしは、內記誤りて日を書きし爲めと也。
〔天暦〕村上天皇御宇の年號也。
〔准三宮〕親王諸王女御及び諸臣の外祖外舅など特に三宮に准ずるを云ふ、もと三宮に准ずる年官年爵を給はりしが、後世はこの事なく、唯一種の榮稱となれり。

延長元年當帝皇子二人爲源氏勅書。不書其日。

延長元年皇子自明（母更衣藤淑姫、參議菅根女、任參議右兵衛督。）允明（母不分明、叙從四位上、任播磨守。）等二人也。西宮記（臨時一）延長元年、以當帝皇子二人爲源氏、有勅書無御畫。北山抄、勅書延長年中、貞信公被奏依令文可無御畫之由。

承平元年貞信公上表有勅答。不書日。

承平元年貞信公（基經公四男。忠平公。）于時左大臣正二位。五十二歲。西宮記（臨時一）承平元年、貞信公上表。有勅答。有御畫。

天暦十年九月論奏勅答。不書日。

但件日、內記暗書日之故也。被問上卿、上卿申延長例之由。

西宮記（臨時二）天暦十年九月。論奏勅答、無御畫。此日內記暗書被問案內。上卿被申延長例之由。

貞信公准三宮、勅書。公卿連署覆奏、頗違令意。依年中行事、文歟。

按天慶元五廿。太政大臣。公貞信關白如元并准三宮詔也。此時勅書歟。公式令。於詔書者。公卿連署覆奏。於勅書者。大中少辨連署。無公卿連署事也。西宮記。二臨時勅書事上卿奉勅令內記作勅書云々。案。年中行事文。詔書。勅書。同皆可有御畫日并御可也。覆奏之儀尋異詔書也。勅書可有御畫云々。又云。年中行事御障子本文曰。詔書勅書等覆奏之文並畫可。而詔書給中務省。云々勅書事無所見。仍案之可布告遐邇之勅書可給中務歟。又云。承平元年。貞信公上表。勅答有御畫日。今案給所司勅書依令文無御畫日歟。又云。勅答有畫日歟。是若依事猶有畫日歟。體可尋也以貞信公可准三后勅書。公卿連署覆奏頭連令文。或連署。或准令中務覆奏云々。公卿連署覆奏事偏紛年中行事文所行歟。尚可依令文。云々。

天德四年十二月廿六日皇子給源朝臣姓勅書。明日當御衰日。仍延廿九日。勅書可忌御衰日歟。

皇子昭平村上皇子。母更衣左大臣在衡公女天德五、十一、廿六、賜源姓。安和十一、十一、廿七。任右兵衛督貞元二、四、十七。爲親王敍四品。永觀二二月日出家。住三井寺。後

〔遐邇〕遠近と云ふに同じ。

〔御衰日〕拾芥抄に「生年衰日、子午生丑未、丑未生子午、寅申生巳亥、卯酉生辰戌、辰戌生卯酉、巳亥生寅申云々」とあり。生年の如何に依り十二支の配當に付いて、二支づゝの忌日を云ふ。

〔村上皇子〕村上天皇第九皇子也。

〔貞元〕圓融天皇御宇の年號也。

〔永觀二〕圓融天皇華山天皇兩代にかかれり。

〔三井寺〕園城寺を云ふ、近江國滋賀郡大津市の西北三井に在り、長等山と號す、天台宗寺門派の本山にして、天武天皇御宇の創立也。

〔擬階奏〕毎年四月七日六位以下八位以上の人の藝能行跡を撰び上げし人名錄（成選短冊）を奏聞し、其加階を奏請する儀也。
〔出羽〕和銅年中陸奥越後を分ちて置きし國にて、今の羽前羽後に當る。
〔賊夷云々〕元慶二年三月出羽の俘夷叛し秋田城を燒きしかば、藤原保則小野春風をしてこれを討たしめたり此戰亂の折の勅符なり。
〔陸奥〕今の磐城、岩代、陸前、陸中陸奥の五ヶ國をいふ。
〔禽滅〕擒へ滅す也
〔染鍔之勞〕兵戰の勞と云ふに同じ。
〔櫜弓〕亂治まり太平なるを云ふ。

移若藏。仍號若藏宮。
御裘曰。西宮記擬階奏　承平八年四月七日。云々。召陰陽寮官人於陣頭令勘
申云。御裘曰可避百事者。

凡詔書。勅書。勅符。已上書日。

勅符。劉熙釋名。符付也。書所勅命於上付使傳行之也。
朝野群載卷第十二。内記勅符。

勅符　出羽國
應早速討滅賊夷事。
重得奏狀。其如國賊滋蔓。殺略良民。發兵以來。望有成効。而今官軍致敗。賊
徒作氣。用兵之道。豈如此乎。今勅上野下野等國。各發兵一千。亦重勅陸奥。
責以後救。宜合三國兵。一時禽滅。凡軍之法。必有註記。諸事大小皆在目前。
中略耕種廢務。早休染鍔之勞。當崇櫜弓之化。勅到奉行。
元慶二年四月廿八日

都良香作

詔書勅書ハ覆奏ス（已上書ニ可字ヲ）。論奏。諸衛ノ擬舍人ノ奏。書ニ聞ノ字ヲ。

北山抄。（備忘略記。）諸衛舍人擬補事。九條年中行事。御畫事。詔書勅書等。覆奏之文。並畫可。論奏及諸衛擬舍人奏。並用畫聞一。（復任者無レ聞。）

皇太子ノ令旨モ書日ヲ。

公式令。皇太子令旨式。

令旨云々。

年月皇太子畫日

一 宣命

北山抄。備忘畧記。宣命事。（神社山陵告文。立后太子。任大臣節會。任僧綱天台座主。及喪家告文等類也。）奏覽儀同詔書。（例宣命不レ奏レ草。）別無宣命式。詔書可宣命。謂之宣命。云々。但無御畫。依不レ可レ爲後檢一也。

〔諸衛擬舍人奏云云〕諸衛府即ち六衛府より、人を選び其者を舍人に任ぜられむ事を奏する時には、主上「聞」の字を書かせ給ふと也。

〔令旨〕章宗記に「以二皇太后命一爲二令旨一云々」とあり我朝にては、東宮三宮、親王の命令の文書を稱して云ふ。

〔宣命〕王命を宣傳するの義にして、國文にて書ける詔詞也。漢文行はれ詔勅の制定まりて後も、神社山陵の告文等には、宣命を以てせられし也

〔僧綱〕僧正僧都律師等僧官の總稱也

〔天台座主〕延暦寺の一山の寺務を總理する者を云ふ。

上卿奏勅仰內記令作。先奏草次奏清書。神社宣命御浴殿後覽之。諸宣命只覽之。入筥。

延喜內記式。凡宣命文者。皆以黃紙書之。但奉伊勢太神宮。以縹紙書。賀茂社以紅紙書。

例狀或不奏草。

北山抄。宣命事例宣命不奏草。山槐記治承三、四八。平野祭。依例宣命無草。又不內覽。

以中納言是忠為親王有宣命。直下中務。

是忠。光孝天皇第一皇子。元慶八四三賜源姓。寬平三十二廿九。改為親王。元中納言。從三位。

撰集祕記一。親王宣命。以中納言是忠被賜親王號之有宣命。近代有此事直下所司云々。

西宮記文同之。

如奉幣有辭別必奏草。其趣兼職事仰上卿。上卿仰內記。辭別一切事。天下奇怪。又御愼等事也。

〔諸宣命〕任大臣、任僧綱等の宣命にて神社に奉る宣命外のものを指せり
〔例狀〕定例として賀茂祭などに奉る宣命の類、文體措辭年々變りなきものを云ふ
〔例宣命〕例狀に同じ。
〔如奉幣云々〕神社に奉幣の祝詞にて、特別に主上の御所願などあるものには藏人其旨を承り、上卿に仰せて內記に其旨を書き綴らしめ、必ず其草稿を奏覽に入るゝと也。
〔辭別〕通例の祝詞宣命の末に「辭別互白」とありて、特別の御趣意を申す文を云ふ。
〔天下奇怪〕天變地異を云ふ。

〔論奏〕太政官にて定め兼ぬる大事を公卿集まりて論議し其事を文書に綴り奏聞するを云ふ
〔流罪以上〕大寶律に、笞、杖、徒、流、死の五刑あり、後世これに依る、此内流死二刑に對し論奏の儀ある也
〔加名字〕詔書と異り姓の外名も加ふる也、公式令詔書式に、太政大臣位臣姓とあるに對し、論奏式には、太政大臣位臣姓名とあり、左右大臣も同じ。
〔舊錢〕村上天皇の天德二年三月鑄造の乾元大寶也。
〔民部卿〕民部省の長官也、民部省は諸國の土地の圖、戸口の數及租稅の事を掌る。

辭別、按見右文

一 論奏

北山抄。備忘略記 論奏事。廢置山陵、增減官職。公卿依病不上、及斷流罪以上等類也

太政官修論奏。公卿連署。大臣加名字。上卿就御所奏之。主上書給可字。其樣同詔書覆奏。

西宮記 臨時一 論奏 太政官修論奏。公卿連署了。大臣加名字。奏聞。主上書可字。侍中群要。太政官修論奏。公卿加署。大臣加名字。上卿參御所奏聞之。御書可字。

應和三年七月。公卿請停並行舊錢用新錢論奏。

按應和三年七月廿八日。民部卿令延光奏公卿請停舊錢用新錢論奏。村上紀中云。以來十月為禁止之始者。書聞下給。

及康保二年三月。同書聞字返給。

按。康保二年三月十一日。左大臣令延光奏太政官奏請省國忌文。三月十日。大后興福寺。即書聞訖返給之。

延喜四年正月廿六日。立太子論奏書可。

九代略記。醍醐延喜四正廿七。左大臣已下諸卿上表。請立皇太子。及再三。二月一日。勅答諸卿上表。十日乙亥今上第二崇象親王爲皇太子。於紫宸殿宣制。太子年二。即任坊官。

凡可字。聞字兩樣歟。多聞字也。可尋勘。

一　表

天皇依義讓之時上表。詞如臣下上表。近代無之。

西宮記。臨時一。表天皇依義讓之時上表。詞如臣下表。同臨時二。表天曆之初。太上天皇御弘徽殿。于時新帝有抗表之儀。左右大臣。大納言。共舁表案立前王御前。其所未詳新帝扶其案端云々。但件帝村上天皇受朱雀天皇讓之時。有件奉表之

〔國忌〕コキと訓む天皇、皇后等の御忌日を申す。
〔今上〕醍醐天皇也
〔崇象親王〕延喜十一年保明と御改名延長元年薨ぜらる
〔坊官〕東宮坊の官人也、唐名詹事府皇太子の内政を取行ふ官にて、啓令を吐納し、宮人の名籍、考叙、術直の事を掌る。被管に舍人、主膳、主藏の三監あり、部署を六署に別つ。
〔表〕下より上へ奉る書を云ふ。
〔依レ義云々〕先帝と新帝の御間御叔姪或は御兄弟なる時、縱令讓位の御沙汰あるも、一應御辭退の御上表ある也。
〔抗表〕御辭退の上表を云ふ。

〔懸紙〕禮紙也、（一一九頁參照。）
〔太上天皇〕後三條院也。
〔新院〕六條院也。
〔年官年爵〕年官は天皇、太上皇、三宮、皇太子、親王、女御、尚侍、典侍、公卿、辨官等の所得とする爲めに、特に任補せる諸國の掾、目、史生を云ひ、年爵とは太上皇、三后の所得とする爲めに、特に叙したる從五位を云ふ。地方官は其田園租の一部分に就き配當あり、又從五位の者は八町の位田を附せらるこれ年官年爵を給はれる人の收入也故に其人を叙任するも實務に當らず又姓名を假作せる事もありき。

儀。是兼依義讓之禮也。

太上天皇尊號辭表。如臣下。中納言爲御使。六位判官代一人相從。傳職事申事由奏覽。被返進之時マデ被諸御前。

大記。延久四、二、廿四。今日未剋。被獻太上天皇尊號辭書。文章博士實政朝臣作之。以檀紙書之。入朴木筥。件筥並臺花足等面有折立敷物。以檀紙裹之。少納言公經書之。以檀紙裹之。樣同前表。或上卿降官被申云。大臣初度表筥居案。仍有案。次々表筥裹之。不居案。又無臺。今日儀。已不居案。何可具臺也。然而又或人被申云。猶可副臺者。別當權大納言能長卿持參。判官代式部丞宗基捧之相從。是先跡云々。件御解書。留御所。後日可被返獻也。同記。同五、正、十七。今日戌刻。從大内被獻御報書於院。人車記。仁安三、七、十一。下官奉攝政殿基房公御開日記御厨子。取出新院尊號御辭書。去三月十八日被獻也。按中納言爲御使。上古例歟。大納言爲御使例延久四、十二、廿四。後三條院尊號御辭書。御使別當權大納言能長。保安四、二、二。鳥羽院御使別當二位大納言宗忠。仁安三、三、十一。六條院御使別當權大納言定房。治承四、三、四。高倉院御使別當權大納言實國。以下略之。

大臣若內親王准三宮時。有勅答。遣中納言。康子內親王辭年官年爵之時。有表。

康子。醍醐皇女。一品准三宮。九條右大臣師輔公室。

西宮記。臨時一 康子內親王。献辭賜官爵表。遣中納言兼明被返表。天曆八、六、十九。一品康子內親王令左中將朝成奏辭封戶年官年爵之表。同廿日。遣左近少將藤原國紀。給勅答。不許所請之旨。

攝政太政大臣表。每度有勅答。大臣大將等表。近衞司若只侍臣。置殿上臺盤奏之。有御覽置御厨子。中殿 返給之時返給之。

三長記。建久七、十二、二。參關白殿申太相國上表之由。次參內。兼房太政大臣上表。勘先例之處。多有勅答。近例永曆宗輔。長寬伊通。此兩度勅答不分明。此外度々例皆以有勅答。仍上卿勅使。次將內記等。催儲之處。入夜太政大臣殿有御消息。可有勅答之由。云々。然者今夜上表不可叶。不致用意云々。予申云。至左右丞相者。無勅答先例也。至太政大臣者必可有勅答之由。承及之上。舊例必候歟。隨上卿等催儲了。重御消息云。於今夜者延引了。無勅答之例等。追可勘定。勅答之條。大臣進止雖有其恐。省略可宜歟。云々。九日有太政大

〔醍醐皇女〕第十四皇女也。
〔封戶〕王朝時代諸王諸臣の勳功位階職分ある者に賜はる戶口を云ふ。中世莊園の制興るに及び、有名無實のものとなれり。
〔關白殿〕藤原基通也。建久七年十一月關白に任ぜらる
〔永曆宗輔〕永曆元年七月藤原宗輔太政大臣を辭せる折なり。
〔長寬伊通〕長寬年間藤原伊通太政大臣を辭せる折也。伊通は宗通の子、保元二年左大臣となり、永曆元年宗輔に次ぎて太政大臣に任ぜらる。
〔予〕三長記の著者卽ち三條長兼也。
〔丞相〕大臣の唐名なり。

臣御上表事。使右少將經通。置表筥於切臺盤上。予奏之。御覽了返給。置日記御厨子。須有勅答也。子細云。二日記了。白木所内々依被觸仰無勅答也。先例稀事歟。

大臣辭表有勅答。第一表

按。第一表入函（朴木又以木佐木造之。）居花足。同木。又稱下机。以置案加白生絹覆有同帶。令昇家司四人附於中務省。省官持參内裏。付内侍所闈司。取表筥。（加花足至予案返省官。）掌侍取之奏覽。

以近衞將返給。二度已下不加華足。

按。第二度以下不加花足並案等。函許以檀紙四枚裹之。以予姪雲客獻之。其人持參内裏。置殿上臺盤上。藏人取之奏覽。

三度給勅答。但太政大臣攝政外。三度ニモ無勅答。大納言已下辭表近代無沙汰。

按。白河院以來大略無沙汰歟。

〔切臺盤〕大臣の臺盤也（三一頁の本文參照）

〔函〕高さ三寸、竪一尺餘、横三寸内外にて、塗らず、普通桑にて作り、太上天皇の分は沈木或は紫檀にて作ると云ふ。

〔家司〕親王攝關以下三位以上の家の家政を掌る者を云ふ、上家司下家司などの別あり。

〔闈司〕後宮の官職にして、宮城以内の諸門管鑰の出納及び諸門出入の雜物を勘檢す。後宮職員令に、闈司、尚闈一人、掌宮閤管鑰及出納之事、典闈四人、掌同尚闈、女孺十人、とあり。

〔華足〕函机臺等の足に花形を彫りたるを云ふ。

別當ナド時々有之。是大略同事也。納言已下表。辭狀不許者返給。許時使口勅。僧綱表返給時。使兵衞佐也。

北山鈔。勅答事。僧綱上表之時。以侍從返給。或差近衞次將遣勅答。同抄。羽林僧綱。或以侍從遣之。或又用兵衞佐云々。權記。長保三正、十七昨日所奏大僧正辭表。今日依勅差左近少將重家朝臣返遣之。

一　勅答

北山抄。勅答事。備忘略記。是勅書也。其答諸臣上表論奏等。謂之勅答。

一切勅答。職事奉仰。仰儒者使依其人。

一　改元

代始改元者。即位次年定事也。其外依大事有改元。職事官外記等承之。兩文章博士式部大輔又可然儒卿。少々撰申。諸卿於陣

〔別當ナド云々〕藏人所別當の辭表も時々上ることとありと也。

〔口勅〕勅使口づから勅旨を述ぶるを云ふ。

〔儒者〕儒辯也。一九一頁參照。

〔改元〕中說に、改元立號、非古也、とあるに出づ、我朝大化六年白雉貢獻の事あり、依て改めて白雉とせるを改元の嚆矢とす、其後年號再三中絕せしが、大寶以來年號繼續し其間代始祥瑞災變の度及辛酉甲子の年に改元の儀ありき

〔兩文章博士〕文章博士の定員二人なるより云ふ。

〔式部大輔〕式部省にて卿に次ぐ職員也。

〔定申〕評定の意也
〔舊勘文〕舊き年號の勘文也。
〔延長〕西宮記に改延喜廿三年、爲延長元年之時博士勘申字不快、仍有敕定、以文選白雉詩延長爲年號字、とある例を指せり。
〔寬治〕堀河天皇御代始により改元せられし年號也。
〔高檀紙〕檀紙の面に細き皺文あるを云ふ、此中縱一尺七寸一分、横二尺三寸三分なるを大高檀紙、縱一尺三寸五分、横二尺内外なるを中高檀紙縱一尺四寸五分横一尺七寸五分なるを小高檀紙と云ふ
〔官方〕太政官の方よりは辨出づとなり。

定申。職事奏事由重可定申被仰。或有論言。

定以前職事奏勘文。有御覽返給。年號字內可然年號無時舊勘文被下常事也。

論言。按。雖陳也。

江次第。改元勘文。或依諸儒所進不快自御所被給延長天曆康保等例也。

寬治度被申院。近代每度如此。

按。帝。堀河院上皇。白河院也院奏始此度歟。

嘉保自上被定歟。年號定之後。主上於朝餉令書給其儀無別事。

高檀紙書年號字也。一枚 其後萬人可書也。

承曆元年ナド也。月日不書。只年號許也。元年ノ字ハ書也。

次主上着御引直衣。張袴 出御晝御座。有吉書。官方辨 藏人方頭自南方奏之。

按。自晝御座東面南方奏之也。奉覽主上之時。自御座次間參進。定事也。

主上取之置御前。復座後披見之置御座前。文下向御方。異大臣。給之如例。吉書。一切奏書時。出御清涼殿。而近代略儀皆於朝餉有之。於改元吉書者必可有出御也。延久元年依入夜於朝餉奏之。希代例也。

延久元年。按治暦五年四月十三日。後三條院代始改元。

承保元年出御中殿。

承保元年。延久六年八月廿三日。白河院代始改元。

又大内記作詔書。先草。次淸書。改元後必有赦也。

一　廢朝

廢朝者諸司政如恒。天子一人不臨朝政。廢務者諸司不政。一日或三ヶ日

年中行事祕抄。廢朝廢務差別事。

西宮文云。廢務諸司不政云々。口傳云。廢務ハ一日可被行也。不及數日。是

〔文下云々〕文書の下方を主上御自身の方へ向け給ふとなり。

〔後三條院云々〕後三條天皇は治暦四年御卽位翌年改元せられし也。

〔白河院云々〕白河天皇は延長四年御卽位翌々年代始の改元せられし也。

〔中殿〕清涼殿の別名也。

〔大内記〕中務省の被管内記所の長也

〔有赦〕原本有政とありしも、他本により訂正す。

〔廢朝〕儀制令に皇帝二等以上親及外祖父母、右大臣以上、若散一位喪ハ皇帝不視事三日、國忌、三等以上親、百官三位以上喪ハ皇帝皆不視事一日、とあり。

〔音奏〕管絃を始め瀧口の名謁等の總てを云ふ。

〔垂清涼殿御簾〕今鏡に、白河の帝は、位の御時なれば、廢朝とて、三日は、日の御座の御簾も下され、世の政も無く、云々、と見えたり。

〔昭穆遠者〕遠祖の意也。支那にて廟を作るに、太祖の廟の左に第二世の廟、右に第三世の廟を作り、斯くして交互に廟を左右に作る、其左なるを昭、右なるを穆と云ふ。

〔內豎〕チヒサワラハ又チサワラハなど云ふ。禁中殿上の驅使に充てらるる童にて、其司を內豎所と云ひ、長官を別當と云ふ。

萬機政數日不可被棄置之故。云々。仍限一日云々。但有三日廢朝例。廢朝諸司政如常。但天子不臨朝。云々。輟朝同之。口傳云。廢朝雖及數日。不可有擁怠。云々。是諸司不停止政事之故也。

廢朝後未行政以前。神事之外他事有議。多者不行也。世大事。火事。薨奏時有之。依事淺深或五ケ日。或三ケ日也。廢朝三ケ日ト被仰スレバ止音奏警蹕。禁中無物音。垂清涼殿御簾。

北山抄。拾遺雜抄下。廢朝事。其間下御簾止音奏。但下御簾多在服親之喪。或雖非服親。不視事限內。非無其例。然於昭穆遠者。不可必下之由。見天曆御記。音奏事。不論親疎。外記仰內豎令止由。見外記記。

第四日可上御簾而當惡日無沙汰及數日。第四日上御簾例有之歟。但不可爲例事也。寬治八年陽明門院御事。

陽明門院。三條院皇女。後朱雀院后。後三條院御母。中右記。寬治八、正、十六。嘉保元 今夜子時許。陽明門院禎子崩于鴨院。是依[illegible]也。御年八十二。三條院第三皇女也。二月五

日。今夜陽明門院御葬送事。山作所鳥部野也。抑今夜雖可被奏遺令。依當殿御衰日來十日云々。

二月十日奏遺令。廢朝固關依上東門院例三ヶ日也。

上東門院。御堂道長公女。一條院后。後一條後朱雀兩代御母。承保元、十、三崩。八十七歲。同廿日遺令奏。廢朝三ヶ日。

中右記。寛治八、二、十。今夜可被奏遺令也。中略被仰云。聞食了。依上東門院例。可行廢朝三ヶ日。並固關警固事者。

而十二日御衰日復日也。

復日曆林問答。其木與木。火與火。土與土。金與金。水與水相重。故名復日也。

吉凶皆同重日也。

十三日凶會復日也。

凶會。同書陰陽書曰。無大歲二字。皆云凶會。是日尤凶。百事勿用之。

仍十四日朝被上御簾。

〔鳥部野〕洛東東山に在る王朝時代以後の埋葬墓地にて久茶毘所也。

〔固關〕伊勢の鈴鹿美濃の不破、近江の逢阪の三關に使者を遣はして警固せしむる也。關所には平常も固より守備を置くも朝庭の大儀、騒亂等の起れる折は特に非常を警むる爲め此事ありし也。

〔曆林問答〕曆林問答集の略。二卷。賀茂在方の著、曆數に關する考說にて、上卷は天地、五行、日、月、星、大歲等より十二直、十干十二支、月建等に至る廿四、下卷は土用、弦望より羅刹、甘露、金剛峰に至る四十條を釋せり。

〔仗座〕陣の座也。
〔解陣〕固關を解くを云ふ。
〔顯房〕後冷泉の朝藏人頭參議を經て權大納言となり、白河帝御即位の後外戚の故を以て右近衛大將を兼ね遂に右大臣に至る。
〔宇佐〕豐前國宇佐郡に在りて、廣幡八幡大神、大神の后神及息長帶姫を祭る。
〔官奏〕不堪田奏也太政官にて諸國の田の損亡を目錄に記し其地の租税を輕減せむことを奏する儀、毎年九月一日より行はる。
〔藤賢子〕延久三年東宮に入り御息所となり、白河天皇御即位後女御となり、承保元年中宮に立てらる。

中右記。寛治八、二十四。早旦上御簾。入夜治部卿源朝臣俊明卿參仗座。行開關並解陣事。開關之由。成宮符遣國々歟。抑廢朝並固關等。依上東門院例三ヶ日可有也。一昨日御衰日之上。復日也。昨日凶會之上。又復日也。仍及今日也。

又同年顯房薨。五日薨。

按。同年者。寛治八、九、五。顯房公薨。源師房公二男。

中右記。寛治八、九、五。右大臣薨。年五十八。六條亭。先十餘日。勞赤痢病遂以薨逝。仍今日雖可有宇佐遷宮並官奏。皆以止了。主上御愁歎之餘雖供朝夕膳。無出御。

八日奏。自此日止音奏警蹕。帝外祖。

按。堀河院御母。中宮藤賢子。關白師實公女。實右大臣源顯房公女。中右記。同八日。有右府薨奏事。警固並廢朝三ヶ日。

而十日十一日共復日也。仍十二日雖為凶會日強不忌。則上御簾畢。

〔範子〕内大臣源通親の後妻にして土御門天皇の御生母に當る。
〔五代帝王物語〕一卷。後堀川天皇より龜山天皇に至る御五代の間の事を記せり。著者詳かならず。
〔能因〕俗姓橘、名元愷世に古曾部入道と云ふ。白河天皇御宇前後の人、和歌に名あり。
〔國母〕天皇の御生母を申す。起原詳かならざるも、陽成天皇元慶三年三月廿三日、淳和帝の太后崩ぜられしを、三代實錄に、曰國母、可謂至尊、天下臣民何無喪禮、と見えたれば、是れより以前もこの號ありしなるべし。

中有記同十二日早朝上御簾、並有音奏。依避日次、引及今日歟。十一日共復日也。今日雖凶會日。十四日今夕有解陣。上卿民部卿雖可有三ケ日。依避日次。強不被忌也。引及今日也。去十二日雖凶會急ギ上御簾許也。是及四ケ日依有憚也。至警固者。雖及數日依吉日也。

近正治刑部卿三位卒時。被用彼例自餘或不然。

按。正治二年八月四日。刑部卿三位範子薨。範兼卿女也。百鍊抄。土御門院。正治二、八、十九。三ケ日廢朝。是依從三位範子去四日薨。五代帝王物語。承明門院ハ、能因法師ガ女ナレバ、法師ノ女ノ國母ナル事、先例モナケレバ、大納言通親ノ女ノ儀ニテ、院號ヨリサキニ、先准后ノ宣下アリシ時モ、源氏ノ人々、職事ニ補テ振舞ハレケリ。女院ノ御母ハ刑部卿三位トテ、刑部卿範兼卿ノ女ナリ。能因ガノチ、大納言ノ北方ニテ太相國通光公。母ナレバ、旁子細アルユヘ也。

殊御衰日重復日忌。凶會。

重日。曆林問答下。以重陽重陰故爲重日。擧百事必重疊也。更不可爲凶事。

又雖吉事。隨事可用之矣。

九坎日。不忌。如此事在時議也。

同書。尙書曆云。九坎者。九星之精也。又云名天之河伯。擧百事凶會。此九星二十八宿之外有之也。

彼顯房時。八日警固。十四日解陣也。雖可爲三ヶ日依避日次十二日急上御簾。雖爲凶會日及數ヶ日有憚之故也。於警固者雖及數日依吉日及十四日。或記如斯。

或記。按。中右記歟。見右。

郁芳門院准母儀人也。仍殊重五ヶ日廢朝。警固固關如恒。

郁芳門院。媞子白河院第一皇女。堀河院准母。永長元（嘉保三）八七崩。二十一歲。

凡殊事五ヶ日普通廢朝三ヶ日也。承保四年香椎宮火。

〔重陽〕月の數と日の數との共に陽なるを云ふ、五節句は何れも重陽なるも、九は陽の極なるが故に九月九日を特に重陽と云ふ

〔九坎日〕花鳥餘情に、不レ可ニ出行一、云々、凡諸事憚レ之日也、とあり。

〔二十八宿〕天の周圍に配したる二十八座の星、即ち東は角、亢、氐、房、心、尾、箕、北方は斗、牛、女、虛、危、室、壁、西は奎、婁、胃、昴、畢、觜、參、南は井、鬼、柳、星、張、翼、軫也。

〔香椎宮〕筑前國糟屋郡香椎村大字香椎に在りて、神功皇后を祀る。或は仲哀天皇神功皇后二柱とも云ふ。

〔賀茂〕賀茂上社也〔鴨〕賀茂下社也。〔天文密奏〕陰陽寮にて天文を相し、變兆ある時、中務省にも通知せず、密封して直接主上に奏聞するを云ふ〔天文正權博士〕陰陽寮の職にして、正官は五位以上、權官は後世に置きし官にして五位相當也、職員令に、天文博士一人、掌下候二天文氣色一、有異密封、及教二天文生一等上とあり、密奏の由なければ往時は陰陽頭のみ此事に當れるものゝ如し〔密奏者〕陰陽頭を云へるなるべし、職員令に、陰陽寮、頭一人、掌二天文曆數、風雲氣色、有異密封奏聞事一、とあり。

中右記大治二、三、廿二裏書。承保四年七月十七日。依二香椎宮火事一廢朝五日。

承曆三年神宮外院火。此等五ヶ日廢朝也。其後守二彼例一歟。

中右記。同日承曆三年二月廿五日依二太神宮外院火事一。廢朝五日。

嘉承元賀茂。

中右記。同日嘉承元年四月十八日。依二賀茂火事一廢朝。三日。

元永二鴨。

中右記。同日元永二年十一月二日。依二鴨社火事一廢朝。三日。

大治二神祇官等燒失。皆三ヶ日也。

中右記同月廿四日。頭中將入來云。從二今日一廢朝三ヶ日可レ候也。

准之可知歟。

一　天文密奏

天文正權博士並密奏者。

〔一上〕左大臣を云ふ。宮中の事は悉く左大臣統領す、故に一上と名づく。關白を兼ぬる場合は、右大臣を稱す、左大臣に代つて統轄する故也。

〔司天〕天文博士の唐名也。

〔內覽人〕太政官並に殿上よりの奏狀を前に內見する人也、禁中名目抄註に、奏書以前其文先見關白、謂之內覽、とある如く多く攝政關白なれども、異例なきに非ず、文治元年攝政藤原基通を措き右大臣藤原兼實をして內覽せしめしが如し。

〔翌日奏〕日月の蝕の推測差異ありし時最初の奏の翌日出す辨疏の奏也。

毎有天變奉奏書司天先參內覽人許執柄覽之加封返。

北山抄。備忘略記。可上密奏人事。一上奉勅召仰其人。

後二條關白記寛治七、三、五。參內候殿上之間。殿下御座臺盤所。中略。頭辨申云。中密奏候之由。被仰可持參之由。藏人爲行持密奏於手不入筥。奉之殿下。取給密奏。解封緒二卷開見。一通者密奏也。一通案文也。染筆相加小刀。仰可令持參之由。藏人承之卸本卷整而下給藏人。藏人卷了付封緒奉之。召筆御名乃上文字。書於緒上。令奏之。案文入給懷中云々。

則司天給之持參內裏。於殿上日申事之由。藏人取之付內侍。天子覽之。執柄加封深恐外見之故也。封上書執柄片名。假令家實書家字。良經書良字也。

家實。猪隈關白也。基通公男。良經。後京極攝政也。兼實公男。

日月蝕翌日奏又同。

此事可考入。

〔倒衣云々〕裝束の制に拘はらず馳せ來るを喩へし也。卽ち四月一日より夏、十月一日より冬の衣更へすべきを、有合せの裝束にて參內する例もありと也。
〔古事談〕古代より平安朝中世に至る間の傳說を輯錄せる書也。
〔燒亡奏〕京洛中に火災ある時、方角を奏上する作法也。
〔尉〕撿非違使の職員也、左右大少あり、大尉は中古以來坂上中原兩家の人を以て補し、少尉は武士を以て補し追捕の任に當らしむ。
〔志〕撿非違使にて尉に次ぐ職員也、左右大少あり、使廳諸公事を奉行す

殊大事變出現之時。不能進奏。倒衣馳參。夏始着冬裝束。冬始着夏束帶有例。

古事談師元參知足院入道殿御前之時。言上云。陰陽師道言。賀茂道平男。四月二日着冬束帶之由承置如何。仰云。有急速召時。衣裝不可論夏冬也。

一　燒亡奏

有燒亡之時馳向撿非違使等參內列立殿上口。藏人下逢殿上判官或加列。尉下志上也。殿上藏人於他所立。正下五位上。或立從上五位上。兩說也。但此時多立尉下歟。

右可考入。

藏人聞奏狀。

吉記抄。書近代奏詞。三人以上之時當座上﨟奏之。奏之。燒亡候フ其大路乃南方。其大路乃東小路東其大路（　）西人家。若干許。火乃起波。失火仁ナン。或云失火仁候ケル。縱雖爲放火不搦獲其犯人者。可申失火云々。次流眄官人方。見參

官人。若被レ候フ官人ドモ日中不レ稱二其名一。只見參官人ト凡大路小路乃
許申。藏人令レ見二下官人一。入レ夜時。稱レ名也。微音申レ之。
申詞。雖レ申二三分一。不レ盡二四方名一。又云。人家過二于百宇一不レ申レ之。八十餘家ナド
可レ申。不レ足二其數一之時勿論。若可レ然人宗。并有二召所一者。申二大路小路等一畢以後
可レ申上一云々。(殿上侍臣以上稱レ名。三位已上稱二官朝臣一。云々)

進二朝餉一南邊如レ申奏レ之也。

侍中群要。撿非違使等參二陣付一藏人奏レ之。藏人問二其案內一了。參二御所一奏
曰。撿非違使等令レ奏。其大路其方。(東西南北)其大路其方之小路。其方(東西南北)若干
家燒亡。([illegible])火起失火。見參官人。左佐某朝臣(四位加二朝臣一)右佐某。右政人ム姓某。(五位不レ加レ姓。)
左志ム姓ム。右志ム姓ム。左府生ム姓ム。右府生ム姓ム等。

又雖二何所一可レ參二御所一。或南殿。或后宮御方。皆有レ例。陽明門大路。郁
芳門大路ナド奏也。詞此外無二別事一。

吉記抄。出藏人歸來仰二聞食之由一。亦揖自二上薦一經二列前一退出。

近代絶畢。

〔大路〕平安京の縱横に設けられし大道也、東は東京極大路より西は西京極大路迄十一條、南は九條大路より北は一條大路迄十三條、朱雀大路の二十八丈を最廣とし、八丈を最狹の道幅とす。

〔小路〕大路の間に設けられし四丈の小道也、東西二十二條、南北二十六條を設く。

〔佐〕撿非違使の次官にして、定員二人也、左右衞門權佐たる人を兼備す

〔府生〕撿非違使の下役にして左右あり、文筆を掌る。

〔吉記抄〕二十一冊吉田經房の著。安元二年より文治元年に至る凡そ十年間の著者の日錄也

中右記（寛治八、二、四）子時許。有東方燒亡。撿非違使等不奏燒亡之由。殿下遣尋於別當之許。頭辨以消息被尋。此旨近代度々不奏聞也。

建久以後無此奏。禁中當神事不奏。

吉記抄。出燒亡奏。凡奏有憚時事。殊可斟酌。諸社祭、宴務、國忌。例幣。齋內。御物忌。神今食之間。不奏之。又內裏三町內燒亡、不奏之。官人三人以上之時。可奏之。人數不足之時。不奏之。

宗忠記。憚復日云々。但復日例多歟。

一　薨奏

上卿著陣。外記申其由。上卿以職事奏薨奏之由。仰聞食由。次外記指薨奏於文杖覽上卿。上卿見之進御所。有御覽留文返給杖。

薨後以吉日奏之。

侍中群要。上卿付內侍。或付藏人奏之。留御所文判返給。垂御簾止音奏之

〔建久〕後鳥羽天皇の御宇也。

〔宗忠記〕中右記也

〔薨奏〕支那にてもと諸侯の死を薨と云ふ、我國にては親王、女御、攝家大臣以上の死を薨御、大中納言の死を薨去と云ひ慣ひたり、是等高貴の人の薨を奏する儀なり。

〔奏二薨奏之由一〕何時薨奏の書を奉らむと豫め御都合を伺ふ也。

〔文杖〕文挾み也、竹の先を割りて蛇口の如くし、その先に文書を挾む也

〔以二吉日一奏レ之〕薨奏は不吉の事なれば凶日を忌み吉日に奏する事とし、その薨奏を奉る日も豫じめ奏し置くを常とする也。

〔贈官位〕贈官及贈位也、贈官は大寶元年大納言正廣參大伴宿禰に、正廣貳右大臣を贈られしを始めとし、贈位は天武天皇二年大錦上坂本財臣に小紫位を贈りしを始めとす。
〔位記宣命〕贈位せらるべき旨の宣命也、源氏物語に、勅使來て宣命よむなむ悲しき事なりける、とあるは贈三位の宣命也、
〔請印〕位記に捺すべき御印を請ふ事にて、少納言の職掌也。職員全集解に「當可用之時申給謂之請」云とあり。御印は內印也。五位以上の位記には必ずこれを用ふべき事公式令に出づ。

事。可依時議。若有廢朝上卿仰外記。

可有贈官位人被仰職事警固廢朝三ケ日之由。同被仰止音奏。

天曆御記。音奏之事。不論親疎外記仰內豎。令止之由。見外記之記。

下御簾也。上古遣公卿。近年無其儀。又薨奏絕畢。上卿仰警固之由於六府。有贈官位時。上卿奏位記宣命。入筥御覽之後返給。請印後又奏宣命。位記使諸大夫

按。此諸大夫只差五位歟。

相具內豎一人向彼家也。薨奏并位記宣命不內覽也。

台記。仁平三、七、三。參內著陣。令置軾。外記以隆進小庭申薨奏候由。仰可進之由。以隆退去挿奏文於杖持來。余見了置前。中略進御所付高佐奏之。卽持來奏杖。奏文留御所。余取之賜外記。了退出。外記以隆召內豎仰今日可止音奏之由云々。御膳無警蹕。內豎不奏時。依無御服不垂御簾。自明日音奏如常。

先日召大外記師業問曰。公隆卿无出家之間薨。奏何日乎。申曰。近代无此

事、仍不レ存二其由一。仰曰。有二停止宣旨一歟。申曰。雖レ無二宣旨一久不レ被レ仰。仰曰。非レ有二宣旨一何廢二其禮一。早可二申行一者。其後師業申曰、竊尋二日次於陰陽師之處一。申二七月三日無レ憚之由一。而彼日上卿皆稱レ障不レ參。爲レ之如何。仰曰。余可二參入一。何求二他上卿一哉。

太政官謹奏

參議正三位行近江權守藤原朝臣公隆

右人去六月廿日薨。儀制令云。百官三位已上薨。皇帝不レ視レ事一日者。仍勘二事狀一。謹以申聞。謹奏。

仁平三年七月三日

一　配流

先被レ定レ罪後、於レ陣宣下。可レ然人有二詔書一。詔書大内記或儒辨草レ之。上卿奏レ之、只凡人口宣。上卿宣下也。罪沙汰。近流遠流、次第有レ之。

〔仁平〕近衛天皇御宇の年號也。

〔詔書〕又た宣命を以てせしこと、榮花物語浦々の別れの卷に、伊周内大臣配流の時宣命を讀まれし事見えしにて知るべし。

〔口宣〕職事勅命を受けて、上卿に傳宣し、宣下せしむる宣旨を云ふ、眞字抄に、口宣者、藏人奉レ仰以二宿紙一書レ之也、古法以二口宣一不三直給二其人一、是藏人書二口宣一遣二上卿之許一、則上卿受レ之爲レ案書二下知狀一、遣二外記之許一、則外記受レ之爲レ案宣旨遣二其人一之法也、蓋後世或直賜二口宣一者、非二本式一、とあり、爰に案とは卽ち口宣案也。

撿非違使向彼家、或具武士被遣之。

延喜。刑部省式。凡流移人者。省定配所申官。具錄犯狀下符所在幷配所。良人請内印。賤隷請外印。其行程者。從京爲計。伊豆。去京七百七十里。安房。一千一百九十里。常陸。一千五百七十五里。佐渡。一千三百二十五里。隱岐。九百一十里。土佐等國。一千二百二十五里。爲遠流。信濃。五百六十里。伊與等國。五百六十里。爲中流。越前。三百一十里。安藝等國。四百九十里。爲近流。金玉掌中抄。流罪。贖銅一百斤。或云三百里也。越前。三百一十五里。安藝。四百九十里。中流。贖銅一百卅斤。或云五百六十里。信濃。五百六十里。伊與。五百六十里。遠流。贖銅一百卅斤。或云。一千五百里。伊豆。七百七十里。安房。一千一百九十里。常陸。一千五百七十五里。佐渡。一千三百二十五里。隱岐。九百一十里。土佐。一千二百二十五里。件罪者。始從近流竟於遠流。其近流中流遠流各爲一等。如唐律者。遠流三千里。中流二千五百里。近流二千里也。今就本朝刑部式所錄也。

一　召返流人

宣下後、觸彼家、差使召返也。

〔下符〕太政官の官符を下す也。

〔伊豆云々〕以下諸國の外、拾芥抄に式外近代遣國々として、上總下總陸奥越後出雲周防阿波の諸國を記せり

〔贖銅〕王朝時代罪人の内、(一)議、請、減、贖の人及び年七十以上十六以下並に癈疾のものの流刑以下の罪を犯せる場合、(二)八十以上十歳以下及篤疾者の盜又は傷害せし場合、(三)過ちて人を殺傷せる場合、(四)罪の疑はしくて決し難き場合等に銅を出さしめ其罪を贖はしむるを云ふ、後ち銅なき場合には時價に准じて錢を徵し又布稻を以て之に代ふるを許せり。

（解官）官人罪ある時、年限を限りて現官を褫奪するを云ふ。年限終れば復任する也、倘解官は罪人にして官を解かるゝのみにあらず、患解、服解など云ひて、病の爲め或は父母の忌服の爲めに官を解かるゝ事もあれども、玆にては名例律にある解官を云へり。
（外任）外官と云ふに同じく、地方の官を云ふ。
（伊通）藤原伊通、大槐祕抄の著者也
（保安四年）鳥羽天皇の御宇にして、伊通この前年に參議に任ぜらる。
（康治二年）近衞天皇の御宇也。
（太上法皇）鳥羽法皇を申す。

一　解官

罪淺深被定。有解官停任之由。職事仰上卿。

按。謂解官者。解京官。謂停任者。停外任事歟。

輕罪時或被止兼官。許。所謂伊通。

伊通。大宮右大臣俊家公孫。大納言宗通卿男。

爲隆口論之時。皆止兼官。不止參議。

爲隆。權左中辨隆方孫。大藏卿爲房卿男。

按。口論事未所見。保安四年春比事歟。公卿補任保安四年。參議正四位下藤爲隆。左大辨。正、廿七。停大辨。同伊通右兵衞督。正、廿七。停督。四月日大辨如元。五月日督如元。

台記。康治二、正、十二。

從四位下行右近衞權少將兼尾張介源朝臣成雅

內大臣宣。奉勅。件人。去十二日。於太上法皇御所邊。手自刄傷散位藤原朝

臣頼輔。訪之往代。未曾有之犯也。宜令解却見任兩官者。

康治二年正月十四日　大炊頭兼大外記助教中原朝臣師安奉

一　除籍

侍臣等有罪過之時。及除籍頭。藏人承仰。仰藏人。藏人削簡。藏人非藏人同之。殿上受領在彼簡同削之。應和伊陟依狂病絕入。

伊陟。二品兼明親王一男。

九代略記。應和元、壬三、廿二。七日所發遣宇佐使少將伊陟朝臣。於備後國。身病更發不可遂前途之由。副使言上。西宮記裏書。應和元閏三、廿一。奉宇佐使伊陟。本心相違歸京。云々。北山抄。備忘略記裏書。應和元閏三、廿二曆記云。去七日。使左近少將伊陟朝臣奉往宇佐宮。中略從三月十四日。心神相違。既以狂氣俄以上都。

有沙汰仰曰。於于齊敏者只病故不仕。

〔大炊頭〕大炊寮の長官にして、諸國の舂米雜穀及諸司の食料分給の事を掌る、定員一人、從五位下相當也。〔中原朝臣師安〕大外記中原師遠の後也、中原氏は代々大炊頭に任ずる例なりき。〔除籍〕殿上人罪科あり、又は癡疾等の場合、其名を日給簡より除き殿上を差止むるを云ふ〔殿上受領〕殿上人にして國守を兼ねたるを云ふ。〔兼明親王〕醍醐天皇の皇子にして初め源姓を賜はる、冷泉圓融二朝を經て從二位左大臣に至り、次で親王となり一品に叙し、天延二年諸王となり給へり。

〔康保〕村上天皇御宇の年號也。
〔天延〕圓融天皇御宇の年號也。
〔不同之疑云々〕伊陟を除籍し、齊敏は出仕を止めたるのみにて除籍せず。依て不公平の疑惑あらむかとて詳記すと也。
〔閉門〕中世より諸書にこの事散見するも當時は後世に於ける如き刑名に非ず、自ら門戸を閉して謹愼するを云へり。
〔召人〕公事の日又は平日にても、作病等構へて不參する者あり、其虛實を檢知し、召し具する掟也。
〔凡殿上人云々〕群書類從本に、凡召使殿上人云々とあるをよしとす。

齊敏。小野宮實頼公三男。天德三、正、廿六。依レ病辭ニ中將一。康保三、九、十七。春宮權亮。天延元二、十四。薨。四十六歲。于時參議使別當。

伊陟病無ニ便近仕一。若復ニ本姓一之時可レ聽。枉削ニ其籍一。

天延二三、廿八。源伊陟朝臣昇殿。次、花宴。按、還昇之時歟。長德元五、廿五薨。于時正三位中納言。

依ニ不同一之疑。具注レ之。凡雖ニ下部一。彼病不レ能ニ參内一事也。

按、彼病者顚狂事也。

一　勅勘

無ニ風情一。不レ見ニ天氣一。閉門之外無レ他。

一　召人

侍臣遲參。或稱レ障不參之時。或遣ニ實檢使一。稱レ病侍醫遣レ之。凡殿上

人召使。藏人瀧口。

台記。仁平元三、廿一。藏人資能來云。臨時祭。舞人公光。陪從邦綱中ニ疾甚由。仰ニ奮檢使之由。藏人檢ニ公光。出納檢ニ邦綱一。

藏人已下或馬部。

職員令。左馬寮。馬部六十人。延喜左馬寮式。凡馬部。二十人。取ニ貢名入色者一充之。

康治節會少納言不參。以外記使部召之。

按。康治三天養元年正月七日節會。少納言三人（師敦。師國。成隆。）不參。子細見台記。

藏人方馬部也。馬部召藏人有通。乍着水干引立。參殿上口。希代珍事也。

有通。

按。年月未考。追可考入。

〔臨時祭〕石清水臨時祭也。

〔馬部〕馬寮にて馬に次ぐ下司、馬匹を取扱ふ外禁中に祗候し非違を糺す

〔使部〕太政官の下司にて左右各八十人あり、廳内の雜役に服す、六位以下八位以上の者の嫡子にて丁年以上の者を用ふる例也

〔節會〕白馬節會也天皇南殿にて馬寮の白馬を覽給ふ儀古くは青馬を用ひしより後世に至りても、あをうまと訓む。

〔水干〕狩衣の小變せるものにて、水干狩衣の名あり、野狩遊行などに用ふる略服なれば、固より此裝束にて殿上の邊に參ること然るべからず。

一　召ニ怠狀ー

侍臣已下有ㇾ怠時、怠狀召之也、免之時返給之。

朝野群載卷第十一。　怠狀

修理右宮城使右少辨正五位下源朝臣重資解申

進怠狀事

諸卿僉議間猥以退出怠狀

右權左少辨藤原朝臣爲房、傳ニ宣内大臣宣ー奉ㇾ勅、去月廿八日諸卿及陣僉議未ㇾ畢之間、猥以退出。宜ㇾ令ㇾ進ニ怠狀ー者。依ㇾ無ニ所ㇾ遁、申ニ進怠狀ー謹解。

應德四年四月二日　修理右宮城使右少辨正五位下源朝臣重資

擧記。永久二、正。

從四位下行右中辨兼春宮亮藤原朝臣資賴解申。進ニ怠狀ー事

去一日節會不ㇾ著ニ外辨ー怠狀

〔怠狀〕不調法ありし時の謝罪狀也、貞丈雜記に、怠狀と云ふは、今時あやまり證文と云ふ物の事也、我が怠りに紛れ無ㇾ之と云ふ事を、書きて人に遣す事也、云云、とあり。

〔有ㇾ怠時〕懈怠の事ある時のみならず、總て粗忽ある時也、下例の外朝野群載に、正六位上行左衞門權少尉平朝臣兼倫解申進ニ怠狀ー事、勘ニ問獄囚ー間、與ニ衞門少志中原範政ー、致ニ爭論ー怠狀、とあり。

〔藤原朝臣爲房〕白河、鳥羽、堀河の三朝に歷任し、參議兼大藏卿となる、上下の信任厚く當時頗る聲聞ありき

〔節會〕元日節會也。每年元日天皇紫宸殿に御して宴を群臣に賜ふ儀、また元日宴會、元日宴とも云ふ。起原詳かならず、或は遠く神武の朝より起ると云ふ、雜令に正月一日、云々、皆爲二節日一とあれば文武天皇の頃には已に行はれしや明か也。

〔外辨〕節會の時承明門內に在りて諸事を辨備する者を內辨と云ひ、これに應呼し門外にありて奉行するを外辨と云ふ。

〔源俊房〕太政大臣師房の子也、永保二年右大臣、翌年左大臣に任られ、後ち左近衞大將を兼ぬ、世に堀河左府と稱せり。

右左大臣宣。奉レ勅、去一日節會不レ着二外辨一。宜レ進二怠狀一者。依レ無レ所二遁申一進二怠狀一謹解。

承久二年正月五日　從四位下行右中辨兼春宮亮藤原朝臣資頼

一　召籠事

侍臣已下有レ咎之時召籠。或令レ候二殿上一。藏人頭召籠非二普通事一歟。近公雅被二召籠一。

公雅、通季卿曾孫。公通卿孫。實明卿男。大納言正二位。建保六正十三補レ頭。同七正廿五叙二從三位一。實明卿者實宗公兒。按召籠事可レ考レ之。

師頼爲レ頭之時、與二藏人定仲一伺二見五節帳臺一。于レ時無二出御一。有二沙汰一師頼恐懼。卅日許籠居。爲レ頭人勘事不レ聞事也。時人驚二耳目一云々。

師頼。左大臣源俊房公男。寛治三、八、八。補レ頭。

定仲。左大臣源雅信公末葉。持仲男。

中右記、嘉保元十二、一今日頭辨並一﨟式部丞定仲恐懼、是五節之間、舞妓入之後、開帳臺戸萬人見了、奇怪者、依件事從院被仰、被召問、兩人所無陳歟、仍以勘事頭辨縱不知敢實、雖表奇怪、職爲貫首、被恐懼事如何。爲藏人頭者勘事。近代頗所不聞也、六日賀茂臨時祭、陪膳宗忠頭辨被免勘事、有召不被參替云々。

公雅事不可爲例。

按。藏人頭勘事、其例不少、略之。

應和中少將四五人伺見除目、仍令召籠左右近陣、（近代イ）地下者召籠陣、殿上人者只候禁中也、藏人或召籠横敷、仲資百日候横敷、

仲資、按。有兩人未考、決資泰男、（長屋王末）藏人正四位下大舍人頭、仲信男、（南家）藏人從五位上右兵衞尉。

藏人頭私召籠恒事也。

按。此例可考入。

〔勘事〕カウジと訓む、御勘氣を受け御叱責を蒙る事也

〔左右近陣〕左近陣は日花門内、右近陣は月花門内に在り。

〔長屋王〕高市皇子の第一王子也、慶雲の初、正四位上に叙せられ、和銅中式部卿、養老中大納言に進み、養老五年從二位右大臣神龜二年正二位左大臣に陞る、天平二年讒により死を賜はれり。

〔南家〕藤原氏四家の一、不比等の長子武智麿の子孫を云ふ、武智麿の邸藤原房前の第の南に在りしに因る。

〔私召籠〕藏人頭が私の計らひにて部下の藏人を召籠むるを云ふ。

〔貫首秘抄〕一卷、藤原俊憲の著、藏人頭の事を記述せる書也

〔公教公〕太政大臣藤原實行長子、保延二年權中納言に至り、久安中正二位に叙し大納言となり、近衛大將を兼れ、保元二年八月内大臣に拜せらる、三條家の第二世也。

〔吉上〕近衛府の下役にして、番長、近衛舍人より選拔して任じ、禁中宮門等の守護及亂鬪の彈壓逮捕を勤めしむ、尙ほ衛門府兵衛府にも吉上あり職掌近衛吉上に類せるが如し。

〔切紐〕烏帽子を髻に結付くる小結と云へる紐を切るを云ふ。

又瀧口所、衆等或召籠御所中、或召籠于殿上口、片時不許、殊重時也。

貫首秘抄、内府公（公教）命云、瀧口一切不可城外、云々、不仕之瀧口召籠本所ニハ不令着到、是第一勘當也、相傳之事也、下馬寮並陣事ハ奏事由所計也、於召籠ハ頭任意也。

召籠人不從御膳、不參御前。

山槐記、應保二、三、廿九、有名謁卯去夜、召籠藏人今夜不役、又不名謁候横敷。

一　給馬部吉上

所、衆瀧口等有咎下寮。

侍中群要、勘人事、所衆瀧口事、件輩不勤公役之時、令止上日、或先勞三日、可隨事狀。

於殿上口給之、馬部相具罷出、深重時、忽於殿上口切紐、引入幘

子如面縛引張出有例。餘人同之。

按。引入帽子者。以烏帽子引入頭。破中令見目鼻等也。

或給吉上同。官外記方ナドハ。或給吉上也。又下左衛門府。或渡北陣。依事淺深也。凡如此罪過。能々可止。貞觀政要賞疑從重。罰疑從輕。殊勝明文也。

書經。大禹謨皐陶曰云々。罪疑惟輕。功疑惟重。貞觀政要第五。論公平。夫賞宜從重。罰宜從輕。君居其厚。百王通制也。

以不行刑爲政道。專一依現聊事。藏人等下馬部。懸水立地。尤不便。所爲也。能々思惟。殊罪過用之。少々咎不可用之。

一　內裏燒亡

近邊有火之時　陣中。

侍中群要第十。陣中謂近衛陣內。

〔烏帽子〕上代は禮服にのみ被りし頭巾なりしが延喜以後は冠と區別せられ、冠は朝服以上に、帽は平服に用ふるに至る、もと紗絹等を漆塗にせる柔きものなりしが、鳥羽天皇以後は紙にて張り漆を塗り緣を付け剛く作る事となり形狀一變するに至れり

〔左衛門府〕他本左右衛門府に作る、脫漏なるべし。

〔北陣〕朔平門也。

〔書經〕虞夏商周四代の政道を記せるものにて孔子の删定也、もと百卷ありしが秦火により散佚、今五十八篇を傳ふ、

〔內裏燒亡〕內裏近火の時侍臣心得方を示し給へる章也

〔野劔〕野太刀也、名目抄に「蒔繪野劔」とあり、革紐の太刀とも云ひ、武官に限り警固非常の行幸の時などに佩用する刀にて飾り無く堅固を專らとし作りし刀也

〔纓〕髻を結びし紐の餘りて冠の後に垂れしを云ひしが中世以後はこれより變じ、兩端に骨を入れたる細長き羅を作り冠の後に挿してこれを纓と云ふに至れり。

〔卷纓〕纓の端を内になる樣に卷き黒塗の夾木にて挾みしものを云ふ。

〔御輿〕輿駕、蔥花輦、御■輿の三品あれども、茲にては御腰輿（オタゴシ）を云へり。

將佐柏夾帶野劍

飾鈔。柏夾事。削白木端。其長如卷纓木。但不塗墨以白可爲詮。非常警固時如此。或説。破檜扇用之。云々。破懸天纓ノ末ヲ取テ巾子ニ引宛テ巾子ノタケノ程ヲ夾。纓末ハ在外、ワナハ在内。卷纓指所ニ指也。卷纓ハ内サマヘ卷、是ハ外ヘ折。左隔不似也。不知之人多以卷纓爲柏夾。或裝束師云。柏夾有祕説。木ヲ三ツニ破懸テ纓二枚ヲ夾テ卷不延亂也。云々。兼日存知如春日祭使。若公卿勅使柏夾木塗。云々。件木黒白共其長不過一束之内。云々。

假名裝束抄。かすがの使などには、いくわんにもなをしにもきぬをいだして、かふりにかしははさみをすることとなり。くゐんゐいにはあらでえんびをとさまにおりて、竹などをけづりてはさみて、さしたれば、くゐんゐいのやうにさがりたる也、それはたいりせうもうにはかの行幸なとには、ゐふみなすることとなり。

如法。寄御輿程。帶弓箭。

次將裝束抄。古人云。陣中三町之內火事時。不レ待レ仰。帶二弓箭一。但臨時可二斟酌一。雖レ遠如二風狂煙掩一者。可二用意一歟。雖二三町內事一。尋常不レ及二騷動一者。不レ可レ急歟。如レ此之時可レ守二有識先達若貴人之所レ爲並敎訓一。明月記（建仁二、十一、九）戌終剋許。西方ニ有レ火不レ遠二西洞院一云々。仍馳參內。中略 火ハ冷泉北、東洞院東也。已三町內也。仍帶二胡籙一取レ弓畢。非二火急一仍不レ昇二堂上一。但火滅了。今夜帶二弓箭一。頗似二古儀一。但爲二三町之內一。尤可レ帶耳。仍不レ知二他人之儀一帶レ之。

或隨身、弓箭。或只征矢又野矢。以二征矢一爲レ吉。

按。征矢者。有レ根矢也。野矢者。トガリ矢也。

用二瀧口、弓箭一無レ難。

次將裝束。今案。無爲ニ自レ本參內祇候之時。猶於二禁中一。有二如レ此事一者。尤召二寄瀧口矢一可レ帶。瀧口尤可レ存二故實一。次將召二取弓箭一之時。貫首之外ハ。イタツキヲ拔取天指レ腰也。爲レ謂二貫首一也。依レ無レ便也。頭中將召レ之者イタツキナガラ可レ進。瀧口雖レ不レ存。次將必拔天可二返給一也。

別當廷尉、佐等。用二火長、弓箭一。

〔胡籙〕矢を盛りて背に負ふ具、箙に似たるも輕粗也。〔征矢〕貞丈雜記に「軍陣に射る矢也。根は劍尻、柳葉、鳥舌などを用ふる也云々」とあり。〔野矢〕同書に「鹿狩に射る矢也、これも征矢の如くなれども、麁相に拵へ、羽なども何羽にても有るに任せて矧ぎ、野山にて狩の時射る矢なる故、野矢と云ふ云云」とあり。〔イタツキ〕射を學ぶ矢に用ふる鏃、小さくして、底多くは平か也。〔火長〕上古の兵制十人を火と云ひ其頭を火長と名づけしが、當時は斯る制度廢れ衞士の組頭を云ふに至れり

中右記、永久二、八、三、皇居大炊殿燒亡。予帶野劍著火長胡六也、吉記、仁安二、九、廿七、五條内裏燒亡。余大理 延尉佐

着束帶柏夾。負火長之白羽。

大將此時柏夾也。馬雖無定樣有隨身人隨身移馬。

移馬。按、置移鞍馬也、或抄、一、ウツシ鞍ノ事。ウツシト云ハ、フクリン、ウチ付タルバチ鞍也、二ツメキヲカケタリ。内ハ朱ヲサシテ外ハ黑ヌリ也。シタ鞍ハスソヨロクサシタリ。ヘリノハヅレニ白布ヲミクリニシテ、アヤスキニシメ、ヘリノハヅレニサシマハシタリ。上ジキハナキナリ。腹帶トハイハデ、ユキカラミト云テ、ユキニユイツケテシメタル也。鐙ハツボ也。鞦ハヒロシリカイニフサヲ付タリ。力皮ハ赤革ニテツヽミタリ。アフリハサヽヌナリ。行幸ノ時ハ、公卿殿上人モコノ鞍ニ乘ナリ。隨身ハコノ鞍ニノル。タヅナハ、スワウノタヅナトテ、絹ヲソメタリ。

或前驅馬。無定樣。如近衞將用水干鞍。

同鈔、一、水干鞍事、ツネサマノ鞍ナリ、コレハ褻御幸ノ時、淨衣ノ御幸ニ

〔ユキ〕由木也、居木とも書く、鞍の、人の乘りて尻を据うる所也。

〔ツボ〕壺鐙の略、本朝軍器考に「其形例へば沓の半より先許なるを上の方に鉸具をつけし物也」とあり。

〔力皮〕馬具の一部にて、鐙の頭(カコカシラ)を鞍の鐙靼(ミヅチ)に繋ぐ爲めの皮を云ふ。

〔アフリ〕馬の兩脇腹に垂れて泥の跳ね上るを拒ぐもの多く皮にて作る後世晴天にも用ひて一の飾とす。

〔水干鞍〕古今要覽に「水干鞍は或衣ならざる時に用ふる鞍也、云々、山形薄く、乘間狭きが故に、鞍小さく角立たず」とあり。

〔和鞍〕唐鞍に對して皇朝制の鞍を云ふ、類聚名物考に今按に大和鞍は唐鞍に對ていふ名なれば別に是といふ物にはあらず、云云、今世のつねの鞍は卽ち大和鞍なる事知るべし、と見えたり。
〔土御門內裏〕京都土御門の南烏丸の西に在りし里內裏にして、もと右大臣雅實の私第たりしが、鳥羽天皇始めて內裏を造らしめ給ひ、永久五年遷御あり、爾後數代の里內裏となる
〔相撲節〕毎年七月天皇宮庭に於て相撲を覽給ひ群臣に宴を賜ふ儀也。
〔相撲人〕部領使を諸國に遣し膂力勝れたる者を召す。

モ公卿殿上人乘ナリ。

用移並和鞍不可然。裝束直衣。衣冠。布衣無難。

次將裝束。若爲布衣者。雖昇燒亡御所。於臨幸御所者。不昇殿上。自庭上可退出。土御門內裏燒亡之時。師仲中將布衣云々。自餘雖多。依故人談注之。

明月記。建仁二、十一、九。西方有火。馳參內。依不具着布衣騎馬參主上御輦。吉續記。文永七、八、廿二、五條皇居燒亡。行幸御供。高三位。邦經布衣。堀川三位中將。布衣。着布衣供奉定例也。

不聽直衣之人着直衣無憚。

山槐記。治承四、二、十四。源大納言師。藤大納言別當。右宰相中將。五條宰相中將。三位中將。已上直衣。源大納言。五條宰相中將。三位中將。未聽直衣。然而火事之時定事也。

准之火未及近隣時。如此作法尤無由。主上御直衣。生御袴也。乘御腰輿奉昇無定樣。人下人雜人隨參會。相撲節前日有內裏燒亡。相撲人昇之。尤有便歟。

按。七月內裏燒亡。白河永保二、七、廿九、午時。內裏燒亡。相撲後朝也。此外無其例

歟。

凡樣在時議也。內裏燒亡幸他所臨幸體如此。日之內又幸他所之義同之。如御束帶時燒之間御裝束同出御之體。諸陣又不能改裝束。

峰記。承元五、五、廿一。宰相中將來語。此次語云。節會日俄有內裡炎上者。裝束如何と有沙汰云々。予云。撤魚袋帶弓箭。凡不可有難。御禊之時。帶餝劍供奉。

凡勿論事也。

劍璽主上自持給有例。近衞將公卿何可隨候。但行尊持之後日被謝申。無何人不可取之歟。內裏燒亡必有廢朝。但里內或有廢朝或無之。寬治堀河院燒亡。自次日有廢朝。警固如恒。

中右記。寬治八、十、廿四。堀河院燒亡。廿六日廢朝事。內裏必被仰下。里亭ハ必不被仰下。云々。卅日上御簾。

上皇又渡御有例。自門下御。

〔魚袋〕束帶の時石帶の右に着けて帶ぶる飾也、長五寸幅一寸厚五分許の匣を白鮫の皮にて張り、魚の形を表に六個背に一個紐にて結び付く、魚の金なるを金魚袋と云ひ諸王及三位以上の料、銀なるを銀魚袋と云ひて四位五位の料也。

〔飾劍〕金銀蒔繪等の裝飾を施したる太刀にて、勅授帶劍の人公事の時之を佩ぶ、五位以上の者に佩用を許すこと延喜彈正式に見えたり。

〔堀河院〕京都二條の南堀川の東に在りし里內裏、もと藤原氏の私第なりしが圓融天皇の時始めて皇居となる

〔里亭〕里內裏也。

峯記。建暦元（承元五）六、九。上皇仰。太上天皇不參內ハ。是於陣外下車者。禮仍無便宜之故不參也。況於院參臣下哉。勿論勿論。予案之。太上天皇不參內。是依有憚也。非爲無禮之歟。其故者。寛平法皇。爲申菅丞相事參內。乍車候陣外。云々。是自陣參入ヨリモ今一重有禮也。又寛治元服之時。白河院參內可見物之由有仰。被問人々中有忌憚之由。仍止了。是非無便宜歟。續世繼。鳥羽の御賀（鳥羽）この院世をしらせ給て、ひさしくおはしましゝに、萬の御まつりごと御心のまゝなるに、中院のおとゞ大將に成給ひしたび、人々あらそひて、さぬきの院位におはしましゝかば、しふらせ給ひしに、この爲のみかど東宮にてまなめしけるよ、にはかに內へ御幸とて、殿上人せう〳〵かふりして、よに入て北の陣に御車たてさせ給ひて、權大納言大將にまかりならんこと、わさと申うけにまいりたると申いれさせ給へりしかば、さてこそ、やがてそのよなり給ひけれ。

內裏燒亡之後必有殿上定。凡殿上定主上着御殿上倚子。御直

〔寛平法皇云々〕延喜元年正月菅原道眞太宰權帥に貶謫の時、宇多法皇これを救けむと思して參內せられしに藤原菅根遏めて通じ奉らず、終日陣外に御座せることを申す。
〔續世繼〕今鏡也、世繼即ち大鏡の後を繼ぎて後一條天皇萬壽三年より高倉天皇嘉應年中に至る歷史を記せり
〔さぬきの院〕崇德上皇を申す。
〔中院のおとゞ〕源雅實の子雅定也、權中納言左近衞大將內大臣を歷て右大臣に至る。
〔權中納言〕雅定也
〔殿上定〕殿上間を定めらるゝ儀、里內裏御撰定の折には必ず此事行はる

〔長久度評定〕長久三年十二月八日内裏燒亡あり、此折の殿上定なるべし
〔實撿〕灰中の節刀を檢査する也。
〔權右中辨〕辨の權官はもと左右中辨の中一人、左右小辨の中一人を置き八辨の稱あり、後ち左中辨のみにこれを置き正權總じて七辨と云ひしが往々右中辨にもこれを置けり。
〔追討宣旨〕朝敵追討のため大將軍に宣旨を下さるゝ作法を記さる、上古は紫宸殿の御帳に出御、大臣着座の上宣命あり、終て大臣勅書侍從節刀を授けたり、當時は唯宣旨を下さるるのみにて節刀の沙汰は罷みし如し

衣。寛治評定如此。

按。長久度評定。同御直衣也。

如節刀有實撿用近衛司(寛治顯實)先以藏人令求之也。

按。顯實。于時右中將。

求節刀又辨官。天德國光。寛治宗忠。皆具將監求也。

按。天德。權右中辨國光。寛治。右中辨宗忠。

中右記。寛治八、十、廿八。殿下被仰云。節刀卅余柄之由。見天暦御記。而一夜藏人明國所求得纔十柄也。若是殘猶在灰中歟。明日汝與右中將顯實。相共行向。堀河院内侍所之跡。可尋求者。又今夜件劍十柄。在藏人所。(大中臣行季)近衛將監一人相共先可納内侍所。天德例。權右中辨國光。副近衛將監一人相具者彼例也。

一　追討宣旨

雖穢中。兩三日内賢所渡御無憚。

有僉議三關警固。諸衛帶弓箭。

軍防令。三關。義解。謂伊勢鈴鹿。美濃不破。越前愛發等是也。二中歴。三關。勢多。鈴鹿。不破關。今案。勢多。在近江國栗田郡。鈴鹿。在伊勢國鈴鹿郡。不破。在美濃國不破郡。義解。令云。三關者。鈴鹿。不破。愛發也。愛發者在越前國敦賀郡。而今以勢多爲關者。

追討使給宣旨於陣邊。大外記給其人。其人乍立給之歟。又被召御前之時。開弓場南戸參入也。只時不開之。直職事給宣旨。

按。儀式卷第十。賜將軍節刀儀。并將軍進節刀儀。新儀式第五。臨時將軍賜節刀事。西宮記。臨時五賜節刀等。可合考此御抄之趣。後代之作法乎。

一　奉振神輿。

仰諸陣。被禦。又閉諸門。正神輿進給之時。天子下地。暫不復本座。諸卿已下作法。大略同内裏燒亡之儀。

日吉神輿入洛例。

〔鈴鹿〕伊勢國鈴鹿郡關宿にありし古關、大化二年に置かれたりとの說あるも詳かならず、永祿中これを廢す

〔不破〕美濃國不破郡關ヶ原村大字杉原に在りし古關、天武天皇壬申亂に設けられし事書紀に見ゆ、延曆八年廢せり。

〔愛發〕越前國敦賀郡の西南近江國境に近く存せし關也始め詳かならず延曆八年廢す。

〔奉振神輿〕叡山の衆徒など朝廷に嗷訴し、聽かれざる折は神輿を舁き來り宮門内に振り入れて捨て置く事當時屢ありしは人口に膾炙せる處也、其折の處置を記し給ふ。

〔中堂〕延暦寺東塔なる根本中堂にて所謂一乘止觀院也當山草創最初の建立にして、最澄等身の藥師を安置す
〔待賢門〕大内裡東面、郁芳門の北に在りて、外郭十二門の一也。
〔東大寺八幡〕和漢三才圖會東大寺諸堂の項に、鎭守、八幡宮、在手向山下、三座、八幡大神、神功皇后、姫大神、云々、とあり天平勝寶年中の建立に係る。
〔春日神木〕春日明神の神體となしたる榊にして、これを奉じて入洛嗷訴せること、安和元年を始めとし、明應に至る迄七十回の多きに及ぶ、所謂神木入洛これ也

堀川寛治六年始有風聞。但不及下山。云々。訴爲房。嘉保二年十一月。奉振上中堂。但無下山。訴美濃守源義綱。長治二年十月晦日。奉振大内待賢門。訴季仲。鳥羽天仁元年三月晦日。但中右記云。相禦之間不及入洛云々。保安四年正月廿八日。崇德保延四年四月廿九日。近衞久安三年六月廿八日。二條平治元年。永曆年十月十二日。高倉仁安四年。嘉應元年十二月廿三日。訴成親卿。安元三年。治承元年四月十四日。後鳥羽建久二年月日。順德建保六年九月廿一日。四條嘉禎元年七月廿三日。訴佐々木高信。後深草正嘉二年四月十七日。龜山正元二年正月五日。文永元年。弘長四年三月廿六日。同六年正月九日。後宇多弘安元年五月十二日。同六年正月五日。此以後可考入。此外東大寺八幡神輿。石清水八幡神輿。春日神木等。入洛例有之。

一　赦令

世大事。殊御祈之時被行。恒免者別當給勘文下撿非違使。或別當則爲上卿召撿非違使於軾下之。

金玉掌中鈔。赦書狀。常赦。大辟已下咸皆赦除。但八虐故殺人。常赦所不免者。不在此限。大赦。大辟以下八虐故殺人等。咸皆赦除。但常赦所不免者。不在赦限。非常赦。大辟已下。八虐故殺人。私鑄錢。常赦所不免者。皆咸除。大記。（應德二、九、廿二。）右大辨通俊卿示云。臨時恩赦之時。勘文合御點爪標下給。內覽之後。職事合點。更叡覽。下別當者。是故實者。但誰人之鑒誡乎。玉葉。（文治三、七、一。）親經來云。明日鳥羽院御國忌。仍可有免物。只今參院奏之。御點廿人云々。先日於院被合爪點。而今度被合墨點畢。云々。同記。（同四、四、八。）延曆寺。千僧御讀經。今日又有免物六十三人。云々。依別當勞。藏人左衛門權佐棟範召撿非違使左衛門尉明兼仰之。嘉保之間。有此例。云々。三長記。（建永元、七、二。）未尅許。參殿下。以季宗申條々。覽御點免物勘文。次參內。今日鳥羽院御國忌也。任例被行免物勘文。被下御點。（爪點ナリ）予以墨合點。（不藏爪點。以墨加點。故實也。）加端書云。合貳拾貳人。授別當。召撿非違使能貞於中門邊給之。於免物者。參議奉行。先例也。於赦者。別當爲參議之時納言奉行也。

〔大辟〕死刑を云ふ令義解に、謂辟者、罪也、死刑爲大辟也と見えたり。

〔八虐〕古律に所謂八大罪にて、謀反、謀大逆、謀叛、惡虐、不道、大不敬、不孝、不義の八罪を云ふ。

〔恩赦〕瑞祥慶賀疾病災異ある時特恩により輕犯の者を赦すを云ふ。

〔鳥羽院御國忌〕鳥羽天皇の崩御は保元元年七月二日のこと也。

〔被合爪點〕罪人の調書に付くる爪標を云ふ、これに據つて其罪狀を調査し、赦に當るべき者を選定するなり。

〔免物〕恩赦に依り罪を赦さるゝ者を云ふ。

〔證果〕小乘にては佛果、緣覺果及聲聞の四果、又大乘にては初地乃至等覺の十一地の菩薩の分果、佛の滿果を證得するを云ふ

〔六趣之有情〕六趣は地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上の六世界。有情は衆生也。

〔不出御他殿舍中云々〕主上の御物忌には清涼殿以外の他の殿舍には渡御あるべからず萬事簾中にて行はるべしと也。

〔或出御廣廂云々〕餘り重からざる御物忌には、廣廂に出で給ふ事もあり、又四方拜の時には、縱令御物忌なりとも、清涼殿の東階の前迄出で給ふと也。

一御物忌

義淨三藏奉詔譯。夫以迦毘羅衞國。在世界名胡。其國中有桃林。東西南北三十六町也。其中有桃林高卅五丈也。差枝方々各卅五丈也。其平々譬如鏡面。其下有一大鬼王。號曰物忌。其鬼王邊他鬼神不寄。就中大通鬼王候百里之內奏聞於事由。小通鬼王跪千里之外。被令奏聞於事由大鬼神王。爰大鬼神王誓願言。衆生之中若有病苦疾疫之難者令早差。若有短命者延其命。若有無福者其福(殿カ)。若有可墮地獄者拔離。有不證果者令證果。如此利益。六趣之有情。持實吾名號者若人宅物怪屢現。惡夢頻示。可蒙諸凶害之時。臨其日吾名立門。其故他鬼神不令來入。但書時讀咒。書之時。尋深於陰陽靈驗師。書吾名令持人。如影可令守護。

按。拾芥抄。物忌部文。粗同之。仍略。

御物忌之時。惣不出御他殿舍中。諸事於簾中有之。或出御廣廂。

不レ固之時、例也。凡如二四方拜一者。雖二御物忌一或出二御東庭一。

大記。大治六、正、一。今日大内御物忌。四方拜被レ行レ之。中右記。永久二、正、一。今明内御物忌也。主上今年初四方拜。頭辨取二御衣尻一。

於二小朝拜一不二出御一。是匡房申。依レ敬二神明天道一也。

御記。天德五、正、一。止二小朝拜一。依レ當二物忌一。兼延喜之始。勅停二此禮一也。御記。永久元、正、一。無二小朝拜一。依二堅固物忌一也。中右記。同二、正、一。今明内御物忌也。可レ有二小朝拜一哉否事。先以議定。先々或無レ是。隨二御卜輕重一也。而今日兩方御物忌也。被レ止了。大記。康和六、正、一。今日内御物忌。小朝拜如レ例。但無二御出一。供二御座一如レ例。

永昌記。大治元、正、一。依二御物忌一無二小朝拜一。

然者如二御禊一多出二御廣廂一也。同記元三二御物忌如二女官後取等一參籠。他人外宿候二殿上一不レ參二御前一也。

同記。按匡房卿江記也。

寛治七年、小朝拜。出御。外宿人列立。節會無二出御一不レ得レ心。云々。

〔小朝拜〕正月元日關白大臣以下殿上人等清涼殿の東庭に併列し、天皇を拜し歲首を賀し奉る儀也。

〔勅停二此禮一〕西宮記に「正月一日是日有レ定止二小朝拜一(仰曰、覽二昔史書一、王者無レ私、此事是私禮也)云々」と見えたり。

〔永昌記〕十卷。藤原爲隆の著。長治二年より大治四年に至る迄の朝廷の式會、廷臣の參觀等に關する日記也

〔後取〕元日主上の御屠蘇を召給ひたる餘りの御釃(シタ)を呑む役を云ふ。

〔江記〕三卷、大江匡房の著。伊勢勅使の事、賀茂祭、御禊の事等を記せる著者の記錄也。

〔八卦〕拾芥抄に「遊年、禍害、絶命此方造作出行移徙嫁娶等萬事皆可ㇾ忌ㇾ之、但禍害、絶命强不ㇾ忌、云々、生氣養者、福德、此方萬事皆吉、天醫、病去吉、衰日萬事忌ㇾ之云々」とあり、即ち八卦は何れも方角に配當したる名也。例せば遊年は未申の方禍害は丑寅の方など云ふが如し。〔祿命〕唐六典に「凡祿命之義六、一曰祿、二曰命、三曰驛馬、四曰納音五曰納河、六曰月之宿也、云々、皆辨二其象數一、通二其消息一、所三以定二吉凶一焉」とあり。又二中歴に祿命師として六人の名を揭ぐ宿曜師の類也。

御記。延長四、正、一。此日當二御物忌一。而御二南殿一。但小朝拜事。内宿侍臣供奉也。水左記。康平八、正、一。雖二御物忌一有ㇾ御二出小朝拜一。後二條關白記寛治七、正及二黃昏一公卿等參二堀河院一。雖二御物忌一。改二御裝束一。立二御倚子一。殿上御倚子也。左右立二燈臺一。二本下略天皇無二御出一。宴會如ㇾ常。右大臣立二小朝拜一。即被ㇾ出了。按。江記之意也。中右記同日見ㇾ右。

同記二御物忌一時。初參籠人。丑時可ㇾ參ㇾ之。或記曰。佛名之時。丑後公卿追參。加二名謁一。此儀同ㇾ之。

西宮記。十二月御佛名王卿參上。御物忌時。外宿人丑時參上。

又不ㇾ重被ㇾ破常事也。御物忌數日相續。不快例也。少々依ㇾ輕可ㇾ被ㇾ破事也。八卦并祿命等。同只時。但延久元年三月八幡行幸還幸日。十六當二八卦并祿命御物忌一如此例少々有之歟。

按。延久元後三條年三月十五日壬午代始行二幸石淸水宮一。此日於二朱雀院東門前一御輿杒損。召二内匠寮一即令二修補一。十六日還御之間同杒破損。後日右中辨隆方朝臣恐懼。依ㇾ爲二裝束使一也。

百錬抄。石淸水行幸之間。於路次御輿朸折。新任辨官抄。延久年中行幸御輿木折損。隆方辨依宣旨進怠狀者也。

同御物忌或不固也。見新撰陰陽書。

同御物忌。按。八卦幷祿命等也。新撰陰陽書。沉約所撰。

京極關白曰。宇治殿於祿命御物忌或固或不固。多有御行只任意云々。

京極關白。師實公。宇治關白賴通公男。

宇治殿。賴通公。御堂關白道長公男。

依月建計之。或依節計之兩說也。匡房記。師房不鎖門。宇治京極或鎖或不鎖。

春記。長久元、十、十六。今明固物忌也。仍閉門禁外人。十七日今日依乙日雖閉門不禁外人。

禁中御物忌時。諸禮近代公卿參籠。極難叶。仍多不重破之。近代

〔朸〕あふこと訓じ輿を荷ふ棒をいふ。

〔或固云々〕或は固く忌み給ひ、或は固くせずして外出せられたる事も多く、只隨意にせられたりと也。

〔依月建云々〕例へば正月にはなれども、未だ十二月の節にてある事もあるを、月だに立てばよろしといふ說と、又節によりて數ふ可しといふ兩說ありと也。

〔師房〕具平親王の息にて初め資定といふ寛仁四年源姓を賜ひ師房と改む村上源氏の祖也。

〔春記〕十冊、藤原資房の著。後朱雀院の長暦二年より後冷泉院の永承七年に至る迄の著者の日錄也。

〔丑杭〕丑の刻になりたる印に立つる杭也。
〔郭内云々〕閤門内卽ち皇居の郭内へは物忌の時、諸官司立入らずと也。
〔職曹司〕皇后職の役所也。
〔毎レ間云々〕殿中の柱と柱の間毎に御簾に掛け物忌の札を付くる也。
〔紙屋紙〕薄墨色の紙にて、綸旨などに用ふる故に綸旨紙ともいふ。錦所談に「もと藏人所の反古を漉返へせるものにて、紙屋紙と稱せり、是れ紙屋川にて製する故の稱也」とあり。
〔仁王講〕公事根源に「仁王護國般若經を講ぜしむ、偏に朝家の御祈の爲め也云々」とあり。

萬事如此。物忌不加御字。以柳造簡。三分許。指御冠纓上。御放本鳥時付左御袖。書紙。白紙也。丑杭以後參入人不候。以前可參歟。

按。以前者。謂丑時以前也。

大内儀諸司皆各別也。郭内猶不參。在清少納言記。職曹司候人不參内裏内之間。陣中家居人進大内大垣内參。尤不知子細也。

御物忌諸陣立札。

御殿之御簾毎間付物忌。書紙屋紙。

侍中群要。御物忌日數。押角柱。

侍中群要。障子南七簾。格子下間ニチ藏人以箸隨身。

御物忌

付御簾帽額際。藏人取之夾御簾。昆明池御ケ間朝餉三間。大盤所二間。并鬼間上太留御ヘ不渡殿・或時件西庇付。御簾無云々。御袋物所等也。時付

外宿人不參御前。凡依物忌淺深堅固時殊重也。主上努々不出御簾外。毎日御拜時不上御簾二間。仁王講僧雖外宿或參上直

參籠歟。二間不ㇾ付二物忌一。切簾不ㇾ付。人出入ノ間ニハ不ㇾ付也。外ノ供御ハ不ㇾ進ㇾ之。但御持僧加持シテ奉リ或供ㇾ之可ㇾ在二時議一。殿上ニ大臣ノ小臺盤ハ不ㇾ立。大臣參籠不二普通一之故也。

山槐記。元曆元、八、廿七御物忌。不ㇾ撤二御座覆一撤二小臺盤一。三長記。建永元、十一、廿御物忌。賀茂臨時祭、殿上倚切臺盤雖ㇾ爲二御物忌一。外宿之人參着。殿上倚切臺盤之條如何。

不ㇾ撤二倚子ノ覆一。

侍中群要。御物忌之時。不ㇾ取二御座覆一。山槐記。元曆元、八、廿七御物忌。不ㇾ撤二御座覆一。三長記。建永元、十一、廿御物忌。御倚子不ㇾ撤二御座覆一。

不ㇾ上二小蔀一。

侍中群要。上下小蔀有二說一。說。近代不鎭上。

裏二返ス簡一。

侍中群要。凡簡正月三ヶ日。及御物忌晚。頭封ㇾ之。不ㇾ入ㇾ袋。只打返立。以ㇾ面向ㇾ壁立ㇾ之。

〔不ㇾ付二物忌一〕二間には當日御讀經の所なれば札をつくるに及ばずと也

〔切簾〕三十八頁を見よ。

〔加持〕祈禱也。佛力を信者に加附し信者をしてその佛力を受授せしむる意也。

〔小臺盤不ㇾ立云々〕小臺盤は大臣の料なるが、御物忌の時は大臣不參なる事普通にしてその用なければ也

〔倚子覆〕倚子はイシと訓す、常は紫宸殿と清涼殿との殿上の間に設けらる、紫宸殿なるは黒柿にて脇掛あり清涼殿にあるは紫檀なり、塵よけの爲め毎夜藏人濃絹にて製せる蘇芳色の覆をかくる也。

御燈并臨時祭等御拜如例。出御常事也。付御物忌也。

御燈。按。三九月三日。被奉燈於北辰也。

中右記。寛治四、三、廿九。臨時祭。當御物忌。仍無御出。但御禊之間許。有御出。

又於簾中有之。或卷御簾一間。或不卷。先例不同。御拜伊勢幣多石灰壇也。

春記。長久元、四、五。廿一社奉幣。御物忌也。於石灰壇。有御拜也。中右記。永久二、二、廿一。祈年穀奉幣。依御物忌。主上於石灰壇有御拜。同記。大治五、十、一。伊勢一社奉幣。今日御物忌也。於石灰壇可有御拜之由。頭中將所談也。

其時御笏自鬼間供之。御燈ナンドハ於晝御座間有之。寛治四年三月御燈。當御物忌。暫撤晝御座。其間供御座上廂。御簾垂母屋御簾。付御物忌。宮主在東庭砌下。

中右記。寛治四、三、三。今日御燈。當御物忌也。仍御殿暫撤晝御座。其間供御座。上庇御簾垂母屋御簾。付御物忌。北向。宮主在東庭砌下。兩貫首依故障不參仕。左少

〔臨時祭〕石清水賀茂等の臨時祭也。

〔伊勢幣〕九月の例幣也。十一日伊勢大神宮に錦綾神馬の類、御幣物を奉る事、毎年の事なるより、例幣と云へり。

〔二十一社〕朝廷より奉幣の便宜の爲めに定めたる二十一箇所の神社を云ふ。但し時に臨み加除し、二十一社とは限らざる也。

〔撤晝御座〕主上の常の御座を一時取拂ひ、そのあとに北辰御拜の座を設くるを云ふ。

〔宮主〕神祇官に屬する職員、宮中の神事を掌る。延喜臨時祭式に「宮主取卜部堪事者任之」と見えたり。

〔官奏〕毎月朔日太政官より政事を奏する儀也。
〔匡房執申云々〕後三條天皇の延久年間の例を以て鳥羽院、崇德院の時の作法をも定めらる、これ大江匡房の主張なれば、宜しく手本とすべしと也。
〔大內別司云々〕總べて穢れの事あるも、宮廷と官署とは皆各別にて官署の穢は宮廷に關係を及ぼさず又一司の穢も他署に關係を及ぼさずと也。
〔北山鈔〕七卷、藤原公任の著。漢文にて一條天皇以後の諸儀式を記したるもの也。
〔仰諸陣云々〕宮廷の穢は諸門に札を立つと也。

將國信朝臣候陪膳藏人少將俊忠奩供。便獻御笏。

御簾卷不卷兩說也。官奏御裝束卷御座間庇御簾（不付物忌。）垂額間御簾（付物忌。）母屋御簾皆垂付物忌。但額間通リニハ不付物忌。（依爲出入之間也。）不立母屋几帳。掌燈除當間供南北間。大臣進退有便之故也。是永久ニ大治五。以延久之嘉例被定。匡房執申。可爲指南。

此趣。江記所載歟。延久者後三條院。永久者鳥羽院。大治者崇德院也。

諸穢皆大內別司各穢也。不引禁中。禁中穢又不引諸司。

北山鈔。拾遺雜抄下。一宮城內一司有穢。不可停廢祭事。（以上前後神祇式。）

有穢ニモ仰諸陣令立札。（康保元。弘徽殿並橋下小犬死時如此。）

侍中群要。宮中觸穢事。慥得實之後。召仰左右兵衛靫負等陣。令立札。日限滿了拔却之。

一　日月蝕

主上當日月蝕之時。御情殊重。日五。十四。廿三不輕。卅二。四十一。五十。已上可愼。月八。十七。廿六。卅五。四十四。五十三。同上。

伊呂波字類抄。日蝕五。十四。廿三。卅二。自五歲至二十年當之。月蝕自八歲至十七歲當之。以十年可計。

不然年非輕。天子殊不當其光。雖蝕以前以後不當其光。日月惟同。以席裹廻御殿。

百錬抄。後深草寶治元、五、十五。月蝕。今夜被裹禁裏仙洞以下。吉續記。文永十、六、十六。今日月蝕爲他州蝕云々。殿舍不裹之。朝餉許被裹之。藏人所衆奉仕之。

如供御不當其光。日蝕未明前。月蝕未暮前。月不出前。人々可參籠御持僧或他僧奉仕御修法。其上於御殿有御讀經。近代多藥師經也。不可說。凡僧等參。上古可然僧參。又不限藥師經或法華經。永長此御讀經被行筆日。大般若經常事也。

永長例可考入。

上卿一人着孫廂行之。有出居堂童子。

〔日月蝕〕流布本及類聚本に日月曜とあり、次行「不然云々」の語に見るも蝕を曜とする正しかる可し。日蝕の日曜に當り、月蝕の月曜の日に當る時は御愼殊に重しの意なるべし。九曜のうちにて吉凶の沙汰ある事拾芥抄に見えたり。

〔藥師經〕唐の玄奘の譯本を云ふ、義淨の譯を七佛藥師經と云ふ。

〔法華經〕妙法蓮華經也。

〔大般若經〕大般若波羅蜜多經の略也

〔出居堂童子〕出居の座に候する堂童子也。堂童子は大法會の時の役名也藏人及五位殿上人にして花筥を取る者也。

中右記。永久二、正、十四。天陰雨下。今夜依可有皆既月蝕御齋會終。八省巳時事始了。申時事了。又於御前有卅口御讀經。上卿治部卿。云々。

引廻席之上。内引軟障。

大饗雜事。文治五、七、十。内大臣兼雅公。　一軟障事。面ハ生絹ニ唐繪ヲカク。縱樣ハ三尺七寸(定鐵)ノ横ハ六幅ナリ。上下左右ニ綾ヲ紫ニ染テ緣ニ付ク。其廣サハ六寸八分。(定鐵)ノ白練ノ絹ヲ裏ニ付ク。緣ノ裏ハ紫ノ練絹也。紫綾(同緣ト)一寸バカリニタヽミテ乳ニ付ク。平筒貫也。其數十也。綱ヲトホスベキ料ナリ。紫ノ平絹ヒロサ一寸餘ナルニ縫クヽミタル綱ニテ張也。綱ノ長サハ一丈二尺(定金)ノ今注タルハ一帖分也。

外席所衆引之。内藏人引之。

吉續記。文永四、五、一。　自前夜參宿。依日蝕奉行也。未明掃部寮裏御所。(所衆尤可褰歟。)而近年陵遲云々。予雖相催、面々申所勞之由。

近代或有無何御遊。昔不然。嘉保或記日蝕止音奏。雨下稱音奏。

〔治部卿〕治部省の長官にて、四位以上の者之れに任ぜらるる例なるも、後世多く公卿の兼任したる事職原抄等に見えたり。職掌は大寶令に「掌ニ本姓、繼嗣、婚姻、祥瑞、喪葬、贈賻、國忌、諱、及諸蕃朝聘」とあり。

〔軟障〕ゼジヤウと訓む、室内に引張る幕也。

〔掃部寮〕大藏省の被管にして、禁裡の薦席、牀簀、蒲藺葦簾苫等の事を管掌する役所也、初めは掃部司といへり。

〔陵遲〕漸衰の義也

〔御遊〕主上管絃の御遊あるを申す。

〔嘉保〕人皇第七十三代堀河天皇の御字の年號也。

嘉保例可考入。

又曰、凡日月蝕月内猶不聞食音樂。在宇治左大臣記。

台記。康治二、正、十六節會。雖日食月内有音樂云々。按。去元日日蝕也。

又止行幸警蹕。近代無此儀。可尋。

按。可考入。

雨下時、結願御讀經撤廻席。但不上御簾。殊可有御愼事也。

一 雷鳴

上古上卿召近衛佐、令候御前。諸衛警固。次諸陣見參令給祿。近代不及如然之儀。雷鳴又逐年疎。

三代實錄。清和貞観七、五、二。雷雨。諸衛陣於殿庭。廿九日大雷雨。諸衛陣於殿前。同。同八、五、十三。雷雨。諸衛人仗陣於殿下。七月五日。雷雨仗陣於殿前。同、同十一、三、八。雷電暴雨。諸衛陣於殿前。七月十三日雷雨。震武德殿前松樹。諸衛陣於殿

〔結願云々〕御讀經を終結するをいふ即ち雨降る時は讀經中と雖も忽ち之を止め給ひ、軟障にて引廻らしたる席をも撤せらるゝと也。是れ光りに當たる事無きが故也。

〔上古云々〕上古は雷鳴三度に及べば武官參內せり。

〔御前〕清涼殿の孫庇也。

〔見參令給祿〕當日參內したる者にのみ祿を賜ふと也

〔雷鳴又逐年疎〕雷鳴の時の儀式は年を逐うて、疎略になれりと也。

〔武德殿〕禁裡殷富門內、右近衛府右兵衛府の東、造酒司の北、圖書寮の南に在り。朝廷にて武技を演ずる所

〔奉幣丹生貴船〕共に雨神なれば、霖雨の時先づ此二社に奉幣使を發する也。
〔上卿行之〕上卿が陣座に於て使者派遣の作法を行ふなり。
〔官寮〕官は神祇官、寮は陰陽寮也。
〔其社祟文〕神祇官と陰陽寮とにてトひたる結果其神社の祟りなる事判明すれば、その祟文に隨つて、祟りの起りし方に實撿使を遣はし、其實否を尋ねしむと也。
〔送氣〕一書に「想氣」とあり。
〔陰陽寮〕待賢門の西にあり、大寶令に「掌天文、曆數、風雲氣色有異、密封奏聞事」と見えたり。

前。

侍中群要。雷鳴御裝束事。又着給神事御服。近代無此事。

近代如藏人持瀧口弓候御縁。若瀧口少々召御壺令鳴弦御持僧參會之時。令念誦。其外無殊事。

北山羽林抄裏書。雷鳴陣。長德以後久絕。云々小一條大將祗候。

一　止雨

奉幣丹生貴船上卿行之。使神祇官人。殊時藏人若非藏人。

丹生。大和國吉野郡丹生川上神社。

貴船。山城國愛宕郡貴布禰神社。

凡霖雨之時。有官寮御卜。隨其社祟文有送氣方遣實撿使尋子細。

送氣。按。祟怪也。假音書御之也。三代實錄。陽成元慶二、二、廿七陰陽寮占曰。爲穢神社

因現崇怪。百錬抄。土御門建仁三、六、廿三。依霖雨被立六社奉幣。行御卜之處當成崇方角神社也。

山陵同之。

喪葬令。凡先皇陵。義解謂先代以來帝王山陵。皆是也。帝王墳墓。如山如陵故謂之山陵。其三后皇太子墓。在令無文。須依別式也。唐律釋文第七。衞禁一山陵者。注皇帝之墳稱山陵。秦時稱山。義取高大如山不愆不崩也。陵者大阜爲陵又更高大如山。故漢時變秦之言爲陵。故後世通以天子之墓爲山陵。

應和三年止雨奉幣猶不止。奉幣十一社。十五大寺御讀經。

村上應和三年七月十五日也。

十一社。火雷。水主。木島。乙訓。已上山城。平岡。恩智。已上河內。廣田。生田。長田。坐摩。垂水。已上攝津。

十五大寺。東大。興福。元興。大安。藥師。西大。法隆。新藥師。大后。不退。京法華。超證。招提。宗鏡。弘福寺等。

〔止雨奉幣云々〕雨の霽れむことを祈る爲め、奉幣使を遣せしも、雨尙歇まずと也。
〔火雷〕ホノイカヅチと訓ず、山城乙訓郡に在り。
〔平岡〕牧岡とも書く、河內郡牧岡村大字出雲井に在り
〔坐摩〕大阪市東區渡邊町南御堂の後に在り。
〔垂水〕豐能郡豐津村大字垂水に在り
〔東大寺〕奈良市字雜司に在り。
〔大安寺〕大和添上郡大安寺村に在り
〔藥師寺〕同生駒郡都跡村に在り。
〔新藥師寺〕同奈良市高畠町に在り。
〔不退寺〕同添上郡佐保村に在り。
〔招提寺〕同生駒郡都跡村に在り。

過法之時有種々御祈。一切同之。奉幣社々十六社。上七社ト大原野。大神。大和。石上。廣瀨。龍田。住吉。丹生。貴布禰是上古例也。

上七社。伊勢。石清水。賀茂。上下松尾。平野。稻荷。春日等。

九代略記六、村上十一應和二丁酉。奉幣伊勢。石清水。賀茂。松尾。平野。稻荷。春日。大原野。大神。大和。石上。廣瀨。龍田。住吉。丹生。貴船等。祈止霖雨。康保二後八廿一。霖雨經月。九天覆雲。依之被奉獻宮幣於十六社。

神祇官人參丹生貴船之時。神馬召寮。或內野放御馬。

北山鈔。祈年祭。天德五年二月。左馬寮申馬十一疋。內不堪牽進狀。仰以野放令充。四月四日廣瀨龍田祭事。康保三年。左大臣令申右馬寮無繫飼馬不牽神馬由。仰以野放馬令充。

殊時藏人參。其時被進尋常御馬。或自院被進之。止雨赤毛。祈雨白毛也。

赤毛。知足院關白說。赤毛ト物ニ書ハ栗毛也。

〔左馬寮〕右馬寮と共に官馬の調習飼養及供御の乘具、穀草を配合し飼部の戶口等を掌り、併せて諸國の御牧を監す、大內裏藻壁門內談天門の北掖にあり。

〔以野放令充〕內野に放飼し置きし馬を奉幣の神馬に充てし也。

〔左大臣〕玆の左大臣は藤原實賴を指す。

〔右馬寮〕談天門の南掖にあり、管掌左馬寮に同じ。

〔知足院關白〕藤原忠實をいふ。後年居を奈良の知足院に移すを以て也。又宇治に住せしを以て富家殿ともいふ。その撰述に係る乾鈔を一に知足院關白記といふ。

應和御記依式止雨可奉白馬而年來赤馬也。都未仰下之由。爲之如何。仍令加奉赤毛馬。如延喜式者祈雨黑毛。止雨白毛也。而先々有沙汰。祈雨白毛。止雨赤毛云々。自中古流例也。

日本紀略。桓武延暦七、四庚辰。遣使畿內祈雨。丁亥奉黑馬於丹生。祈雨也。同。嵯峨弘仁十、六丁卯奉白馬於丹生川上雨師神。並貴布禰神。爲止霖雨也。七月戊寅奉黑馬於丹生川上雨師神祈雨。西宮記。祈雨黑毛馬一疋。止雨之時用赤毛。北山抄。祈晴事。丹生。貴船被奉赤馬。祈雨之時被奉黑馬。江次第。祈雨黑毛馬一疋。止雨之時用赤毛。

應和丹生使大中臣高枝申無乘物之由。請給御馬。仰依請。

按。應和。年月可考入。

高枝不見大中臣系圖。

康保二年八月御記。二社被副進赤毛馬。十六社內寮及野放。

村上御記。康保二年後八月廿一日數。二社者。丹生。貴船。

〔日本紀略〕二十六册、文武天皇の仁壽元年より、後一條天皇の長元九年に至る迄の事績を年月に次第して記したるもの也。別に平維章著の同名異書あり、本書は著者詳かならず。

〔雨師〕雨の神をいふ。禮記月令篇に「立夏命有司祀雨師云々」とあり。

〔二社云々〕貴布禰丹生の二社に、白馬を奉りしも、尙先例に據り、赤毛の馬をも副へて奉りしと也。

〔十六社內云々〕前に出でたる十六社の內、丹生、貴布禰の二社に、寮及內野飼馬の赤毛馬を副へて奉りしを云へり。

一　祈雨

先以藏人(若非藏人)令拂神泉苑。

大記。寛治元七、廿九。今日於神泉苑。爲祈雨被行御讀經。予爲行事。召左右衞士。令拂池水。中右記。元永二五、廿七。從今日被拂神泉苑。今月中下旬。雨不下故也。六月廿五日。晩景雨脚頽下。近日藏人掃神泉也。此十四日。炎旱氣也。明月記。建暦三、八八。頭辨自神泉歸參。阿闍梨以人夫百人許。修治池並庭上悉拂其垢穢。是故實。云々。

承仰行向。率人夫池邊石水灑。高聲一同云。雨タベ海龍王。此事無所見歟。近代如此。限七日無驗時。替藏人。有驗時。藏人參申事由。召朝餉內侍給御衣。(白衣。或七瀨御祓單給之。永長源仲正給紅打衣如何。)

源仲正。

給紅打衣如何。按。是忌紅色故也。大記。寛治元八、七。神泉御讀經結願。義範僧都

〔神泉苑〕拾芥抄に「天子遊覽の所にして、正殿を乾臨閣と云ひ庭泉の疊石は巨勢金岡が指圖する也。大宮の西、二條の南、三條の北壬生の東に當る」とあり。玆にて古くより雨を祈りし也。

〔承仰云々〕勅命を受けたる藏人、人夫を引連れ、神泉苑に行きて、池邊の石に水を注ぎ皆高聲に、雨を給へ海龍王と呼ぶも、斯の如き事故實に見えずと也。

〔七瀨御祓單云々〕御祓の使ひを勤めたる者歸り來りし時、單衣を給ふ例あり、雨を祈りし藏人にも同じく單衣を給ふ事ありとの意也。

云。予袍。並綱所赤袈裟。猶可レ有レ憚。祈雨之時。赤色有レ忌者。但給二紅打衣一事。永長之外猶有レ例。久安三七廿一申剋。大雨降。藏人大學助平時忠。自二神泉一參二內裏一。有レ勅賜二御衣一紅。時忠不レ拜レ舞退出。失也。應保元七一未剋。大雨。藏人菅定正爲二勅使一。自二去月廿六日一。向二神泉苑一請レ雨。歸二參於殿上口一。付二藏人通定一奏聞。內侍賜二紅打御衣於通定一。通定於二殿上口一授二定正一。定正可二舞踏一歟如何。

藏人下レ庭ニ舞踏ス。或退テ二殿上ノ口一ニ舞踏ス。又陰陽師奉レ仕二五龍ノ祭ヲ一。或於二神泉一祭レ之一名二雩（アマゴヒノ）祭一。二日齋籠（イモヒ）。魚味御衣御鏡共ニ不レ用レ之ヲ。

西宮記。祈雨。仰二陰陽寮一。於二北山十二月谷一祭二五龍一。或於二神泉一。江談抄。陰陽師吉平。三勤二五龍祭一云々。水左記。永保二七、廿。自二今日一三ケ日。陰陽頭道言。於二神泉苑一奉二仕五龍祭一云々。請雨經御修法之時。又有二此祭一。是先例云々。人車記。嘉應元六、廿九五龍祭。陰陽頭賀茂在宣朝臣於二神泉苑一行レ之。卽今夕以後齋籠。藏人高階仲基同齋籠。百錬抄。建曆元六、廿一。依二炎旱一被レ行二五龍祭一。同建保三六、十二申剋大雨降。請雨經法結願也。又陰陽頭宣平朝臣。日來於二神泉一行二五龍祭一云々。同。寶治元五、廿八

〔打衣〕砧にて打ちて艷を出したる衣也。衵の上に着る服也。

〔下レ庭〕清涼殿の東庭に下る也。

〔舞踏〕拾芥抄に「再拜置レ笏、立左右左、居左右左、取レ笏小拜、立再拜」と見ゆ。左右左とは左又は右と袖中に手をさしのべて舞ふが如き姿勢をなして喜び謝する意を表するわざ也

〔齋籠〕陰陽師の潔齋して神泉苑に籠るを云ふ。

〔魚味御衣云々〕主上は御精進の儀もなく御衣御鏡など奉幣の儀もなしとなり。

〔人車記〕二十九卷平信範の著。久安五年より嘉應元年に至る記錄也。

明日。五龍御祭文。經俊於鬼間清書。用綠料紙。

又龍穴御讀經。

古事談。室生龍穴者。善達龍王居也。件龍王。初住猿澤池。昔采女投身之時。龍王避而住香山。春日山南也。件所下人。棄死人。龍王又避住室生。件所賢傑僧都所行出也。三代實錄。清和貞觀九、八、十六。大和國從五位下㮶生龍穴神。正五位下。九代略記。一條正曆二、六、十八。於室生龍穴三ヶ日間。轉讀仁王經。山槐記。應保元七、四。南京玄修法眼。示送云。自被始行龍穴御讀經之日。雨下。其後大雨。云々。靈驗又殊勝。人車記。嘉應元六廿三。左辨官下。大和國應早運充室生龍穴御讀經佛僧供料事。

神泉苑御讀經。

大師遺告。神泉苑御願修法。祈雨靈驗甚明。此池有龍王。名善女。元是無熱池龍王類。從池中現形之時。悉地成就。彼現形槩宛如金色。長八寸許蛇。此金色蛇居在長九尺許。蛇之頂也。或記。神泉園。大師勸請龍王。名善如。元是無

〔龍穴〕大和國室生に祭れる神也。
〔猿澤池〕大和國奈良市興福寺の塔下に在り。
〔住レ香〕香久山に住みし也、香久山は大和國磯城郡香久山村にあり。
〔仁王經〕二本あり一は佛說仁王經般若波羅蜜多經と云ひ、羅什の譯。一は不空の譯、仁王護國般若波羅蜜多經と云ひ、共に二卷也。仁王は當時の十六大國の王也。
〔無熱池龍王〕無熱池又は無熱惱池と云ふ。梵名阿耨達池、香山の南大雪山の北に在り、周圍八百里、瞻部洲の中心也。爰に住む龍王を又、阿耨達龍王と云ふ。
〔大師〕弘法大師也

熱達池龍王。金色蛇出現。云々。天長年中。大師始修請雨經法。其後眞雅僧正。聖寶僧正。觀賢僧正。寛實僧正。元杲僧都。仁海僧正。成尊僧都。範俊僧正。義範僧都。勝覺僧正。成寶僧正。成賢僧正。實賢僧正。道寶僧正。弘安仁道寶修之後無レ之歟。九代略記。村上應和三、七、九。於二神泉苑一始請雨經。律師救世勤レ之。香僧廿口。山槐記。應保元、七、一。未剋。大雨。頃之休止。藏人菅定正爲二勅使一自二去月廿六日一向二神泉苑一請雨。歸參於殿上口。付二藏人通定一奏聞。中略定正後日云。昨日於二神泉一未レ始二御祓一陰陽師在憲進二代官一云々。之以前。黒蛇出來。陰陽師相共拜レ之祈念之處。卽入レ池畢。以レ之知レ可レ有二感應一之由。果而翌日大雨。殊勝事也。者今日以後不レ向云々。三日雨下。終日不レ休。依二旱魃一自二去月卅日一於二神泉苑一被レ行二孔雀經御讀經。第二日雨下。今日當二第四日一。終日降雨。傳聞昨日白蛇現二本尊後。御導師權律師定遍云々。又二長者權少僧都禎喜參上云々。雖二末代一佛法靈驗殊勝物也。四日雨降。今日神泉苑御讀經結願。云々。明月記。建曆三、八、八。天晴。未時許。雷鳴大風小雨。頭辨自二神泉一歸參云々。語云。今夜被レ始二請雨經

〔聖寶僧正〕洛東醍醐寺の開祖、兵部大輔葛野王の子なり。延喜九年寂し理源阿闍梨と號す

〔仁海僧正〕丹波國與佐郡の人、眞言宗小野流の祖師也永承五年寂す。

〔範俊僧正〕興福寺仁勢成儀の子（一說に養子）東寺の成尊阿闍梨に事へて義範と名を齊うす。

〔陰陽師在憲云々〕陰陽師の在憲代つて御祓の式の代官たりし也。

〔感應〕衆生に善根の感動する機緣あり佛力之れに應じ來るを云ふ感は衆生、應は佛に屬す。

〔孔雀經〕佛母大孔雀明王經也。三卷にて唐の不空の譯本を流通本とす。

〔水天供〕濟門雜抄に「水天を供養する法也。雨を祈請する爲めに之を行ふを常とす云々」とあり。

〔供養十二天軌〕一卷。唐の不空の譯にて、地天水天等の十二天の供養法を說けるもの、又供養十二大威德天報恩品と稱す。

〔奉二仕此供一云々〕水天を供養する法を行ひて、効驗ありしと也。

〔水天供云々〕水天を供養する法は、九壇を設け、各宗の高僧知識を招きて之を行はせらるると也。

〔祭主承レ仰祈申〕祭主は神祇伯或は大副などが、勅命を承りて勤むる例なりと。

法。成寶僧正。此法永久年中。後九十餘年斷絕。今被レ修レ之。阿闍梨以二人夫百人許一。修二治池井庭上一。悉掃二其垢一。是故實云々。

水天供。

供養十二天軌。不空。水天喜テ時有二二利益一。一者人身不レ渇。二者雨澤順レ時。此天瞋ル時。亦有二二損一。一者人身乾渇。二者四界旱二魃萬物一。

數人奉二仕此供一、有レ驗。

人車記。嘉應元、六、廿九。水天供九壇仰二諸宗明德一被レ行レ之。

二社奉幣。

百錬抄。順德建保三、五、十一。被レ立二祈雨二社奉幣使一。按。丹生貴船等也。

同止レ雨。黑馬或白馬

日本紀略。桓武延曆七、四月丁亥。奉二黑馬於丹生一祈レ雨也。同。嵯峨弘仁十、七月戊寅。奉二黑馬於丹生川上雨師神一祈レ雨。西宮記。祈雨黑毛馬一疋。北山抄。祈雨時。被レ奉二黑馬一。

又神祇官人參二本官一。祭主承レ仰祈申。

本官。按。神祇官也。百錬抄後鳥羽建久二、五、十六。神祇權少副親廣參籠。本官可レ祈レ雨之由被二仰下一。

諸社ノ奉幣隨二御占(ウラ)形(カタ)一有二沙汰一。神祇ハ有レ驗召二殿上ノ口一給二內藏寮ノ祿ヲ一。藏人給レ之。寛治八年神祇少副中臣輔弘祈レ雨。於二殿上口一給レ祿。內藏寮大褂。本官七ケ日祈。永久任二此例一卜部兼貞如レ此。

神祇。按。神祇官人也。

中臣輔弘。

卜部兼貞。　吉田兼康男。

又祈ルニハ二山陵ニ一有二宣命一。其ノ外御祈不レ可二勝計ス一。大極殿ノ御讀經。

三代實錄。清和貞觀十五、七、九辛未。延二六十僧於紫宸殿一。限以二三日一轉二讀大般若經一。遣二使於賀茂松尾稻荷乙訓貴布禰神社一奉幣祈レ雨也。九代略記。村上應和三、六、廿二、壬寅自レ今日三ケ日於二大極殿一被二轉讀一。依レ祈レ雨也。

或七大寺ノ請雨經法。

七大寺者。東大。興福。元興。大安。藥師。西大。法隆寺等也。

〔神祇權少副〕神祇官は伯一人、大副一人、少副一人、少副の次は大佑也鳥羽天皇の時には少副に權を置かれし也。少副は正六位上、從五位の者多く之に任ぜり。

〔內藏寮祿〕大褂を給はる也。大褂は貞丈雜記に「大褂と云ふは、褂の裄丈を、大いに縫ひたる物也、是れは着る物にはあらず、人に給はる物也、それを拜領して、小く縫ひて、常の褂にして着る也云々」とあり。

〔轉讀〕經の初中後數行を讀誦して經本を轉廻する也。

〔松尾稻荷〕山城國葛野郡に在り。大寶元年、秦都理始めて之を建つ。

諸社御讀經。僧綱於社々讀金剛般若經。

史官記。天慶五、四、七衙後大納言藤原實賴卿云々參入着宜陽殿西庇座。被定行爲祈雨於諸社可有御讀經事。

石清水律師寛晴　賀茂上權律師貞譽　賀茂下權律師明珍　松尾權律師仁敬　平野權律師仁揚　大原野權律師空晴　稻荷禪喜　春日少僧都平源　住吉權律師昌禪　大神律師基尊　比叡敬一。以上各率十口僧。但別口供料白米一斗、菜料黑米一斗、各以當國正稅可給之由、辨官下宣旨。

寛平例、八。賀。松。稻。春。住。成祟社々有奉幣也。凡不過二社奉幣。尤有驗事歟。必以殿上使可奉尋常神馬祈雨忌赤毛。

忌赤色事見右。

貞觀於神泉有船樂。

三代實錄。清和貞觀十七、六、廿三甲戌不雨數旬。農民失業。轉經走幣。祈請佛神。猶未得嘉澍。古老言曰、神泉苑池中有神龍。昔年炎旱。焦草爍石。決水乾池。發鐘鼓

〔金剛般若經〕一名金剛般若波羅蜜經略して金剛經ともいふ。是れ大般若經第二處第九會五百四十七卷也。

〔天慶〕朱雀天皇の御宇の年號也。

〔正稅〕王朝時代官稻の一、田租の中官倉に納め、國用に充つ、卽ち經常費也。

〔寛平例云々〕宇多天皇の御宇の頃には、雨乞には祟りを爲す社に悉く奉幣したるも、今は二社のみなりと也

〔八〕寛平八年也。

〔賀、松、稻、春、住〕賀は賀茂社、松は松尾社、稻は稻荷社、春は春日社、住は住吉社也。

〔船樂〕フナガクと訓む。船の中にて音樂を奏する也。

聲。應時雷雨、必然之驗也。於是勅遣右衛門權佐從五位上藤原朝臣遠經。率左衛門官人衛士等。於神泉苑決出池水。正五位下雅樂頭紀朝臣有常。率語樂人。泛舟陣。鐘鼓或歌舞、聒聲震天。廿四日乙亥寅時。微雨細雨。須臾乃霽。未時雷數聲降雨。但京城之外濕塵。廿五日丙子申時、雷小雨。少時天晴。廿六日。丁丑自廿四日迄今日。神泉苑決池擧樂晝夜不輟。至是賜樂人衛士等祿。而罷焉。

應和於神泉被行北斗法。

九代略記。村上應和三、六、廿二壬寅　於神泉苑被行北斗御修法。

又十一社奉幣。木島。乙訓。水主。火雷。恩智。平岡。坐摩。垂水。廣田。生田。長田。

按。此時廿八社爾有奉幣歟。九代略記應和三、七、十五乙丑　於八省院奉遣伊勢以下廿八社幣帛使。依祈雨也。伊右賀松平稻春原神上和廣龍住丹貴十六社之外。被加奉龍穴木島乙訓水主火雷平岡恩智廣田生田長田坐摩垂水等也。

〔右衛門權佐〕右衛門佐の次席、右衛門は衛門府の一にて、嵯峨天皇の御代の改制に創まる〔雅樂頭〕雅樂寮の長官にて、文武の雅典正儛及雜樂男女樂人、音樂人等の名籍典度課試等を掌る。〔池〕神泉苑の中央に在り、池中の小島に龍王祠を祭り傍に辨財天を祀る〔北斗御修法〕百三十七頁を見よ。〔八省院〕一に朝堂院といふ、天皇の朝に臨み、及即位、百官庶政を行ひ、諸司告朔の所たり又一に八省、大極殿院ともいふ、大內裏の南中央に在り。桓武天皇延暦十三年に創建し給ふ。

木島。山城國葛野郡木島坐照御魂神社。

乙訓。山城國乙訓郡乙訓坐火雷神社。

水主。山城國久世郡水主神社。

火雷。大和國宇智郡火雷神社。按。乙訓則火雷也。然而以ニ大和國坐神稱ー火雷。仍依レ避ニ同名ー以ニ山城國坐神稱ー乙訓ー也。

恩智。河內國高安郡。或說云。大食津比古神。大食津比咩神。

平岡。又作ニ枚岡ー。河內國河內郡枚岡神社四座。

坐摩。攝津國西成郡。或云。住吉同體。

垂水。攝津國豐島郡。

廣田。攝津國武庫郡。字類抄云。世俗云。西宮。

生田。攝津國八部郡。稚日女尊。天照太神御妹也。

長田。攝津國八部郡。事代主神。

雷公祭。雖レ有レ驗頗絕畢。

〔木島〕天照坐御靈神を祀る。

〔平岡〕仁德天皇を祭る。

〔坐摩〕神功皇后を祭る。

〔稚日女尊〕神社考詳說に日本紀を引きて「稚日女尊、誨ニ神功皇后ー曰、吾欲レ居ニ活田長峡國ー、因以ニ海上五十狭茅ー令レ祭レ之云々」とあり。

〔事代主神〕古事記に「大國主神又神屋楯比賣に娶ひて生みませる御子事代主神」又日本紀に「事代主神化爲ニ八尋熊鰐ー、通ニ三島溝樴姬ー」とあり

〔雷公祭云々〕雷公は陰陽寮にて祭る也。靈驗灼かなりしも、其儀全く絕えしと也。

西宮記。臨時六。臨時御願。延喜十四十廿三。雷公祭。試樂。雅樂樂人樂所人等候。樂舞。童舞給祿。於本殿庭有之。東四界祭。陰陽寮向四界祭。以藏人所人爲使。四角祭陰陽寮宮城四角有。使所人。已上天下有疫之時。陰陽寮進支度。料物官宣。雜要抄。雷公祭。霹靂時。辨爲天下豐饒。祭之。齋籠。御撫物。御祭文。用途同前。有舞樂於右近馬場。齋籠。第三日夕祭之。

範俊行請雨經法之時。

範俊。大威儀師仁勢之子。隨心院小野僧都成尊弟子。東寺長者。天永三年四月廿四日寂。按。永保二年七月。寬治元年八月。已上兩度勤修請雨經法也。兩度之間何度哉可考。

威儀師能算以別意趣壇邊放赤鷄云々。世人爲珍事。

按。右事未所見。或記云。白河院御時。永保年中。小野僧正。範俊奉修請雨經法。而義範僧都爲怨敵故上醍醐籠居。令修止雨法。仍不雨降云々。此時事歟。編年集成。白河院永保二、七、廿六阿闍梨範俊修請雨經法。雖經二七日無其驗。俗云。去年三井寺佛像經卷燒失之災也。放赤鷄事爲妨範俊法驗歟。祈雨

〔試樂〕調樂卽ち樂所に於て音樂を練習したる結果を試み給ふべく更に御前に於て下ならしをする也。

〔右近馬場〕右近衞府の馬場なり、京都市上京區一條北大宮通にあり。

〔成尊〕仁海法師の僕隷の子、後三條天皇法友となし給ひ、寵遇を賜はる事厚く、延久六年正月寂す。

〔威儀師云々〕威儀師は、威儀を張る爲めに列座する者を云ふ、威儀師の能算遺恨の筋ありて、赤色を忌む請雨經法の祭壇の近くに、赤き鷄を放ちて祈雨の妨げをなしたりとて、世人これを奇怪に思ひしと也。

忌二赤色一事。見二右大記一。康和二、七、十九。於二鍋舍南庭一行二百怪祭一。放二白鷄一。近日怪異頻呈之故也云々。雖レ不二同事一爲二見合一載レ之。

能算、或說、可レ爲二明算一歟云々。

一御卜

諸社寺。並所々奇怪、珍事出來、先有二軒廊、御卜一。上卿行レ之。神祇官陰陽寮卜申。上卿以二職事一申二子細一。被レ問二輕重、子細一。上卿兼日問二官寮一申レ之。

官者。神祇官。寮者。陰陽寮也。

可レ有二御物忌一職事下二知之一。又不レ及二軒廊、御卜一內々之事ハ。召二陰陽師於藏人所一被レ問。進二占文一皆連署、或三人若七人。神祇官、卜二於弓場一勤。如二藏人一令レ卜。非二强事一御卜不レ可レ行之由。在二寛平誡訓一。官寮不同之時用レ官也。又內々密々以二女房一書被レ問二陰陽師家一常事也。

〔右大記〕一卷、平時範の著。白河天皇の承曆元年より堀河天皇の康和元年に至る間の日錄也。別に本記中より「改元定記」のみを抄出して、同名を附したる書あり

〔鍋舍〕自家の謙稱

〔兼日〕前日の意也

〔可レ有二御物忌一云々〕軒廊の御卜の結果物忌すべき程の事あれば、藏人之を下知し、軒廊の御卜に及ばざる小事は、陰陽師を藏人所に召して聞くと也。

〔如二藏人一令レ卜〕上卿に代つて、藏人をして陰陽師に卜を命ぜしむる也

〔官寮不レ同云々〕神祇官と陰陽寮と意見異る時は神祇官の說を用ふと也

〔解除〕主上の御喪忌解けて、凶服を除き給ふ儀也。
〔錫紵〕天皇の喪服也、二等以上の御親屬の爲めに淺黒色の細布の闕腋の袍を着給ふを云ふ。
〔無文御冠〕文樣無き御冠也。
〔加宇加伊〕笄也。
〔高輔朝臣記〕一卷平高輔の著。著者の日錄也。
〔土高坏〕土にて製したる臺也。
〔垂纓〕主上の御冠は立纓にて垂るゝ事無し。垂纓即ち纓の垂れしは非常の御時の冠也。
〔鈍色〕薄黒き色也喪服に用ふ。
〔闕腋〕腋の下を縫はず、又襴無き袍なり。腋明けの衣とも云ふ。

一 解除

年中行事、障子、束御屛風二帖立廻。掃部寮有鎮子其中敷小席二枚、其上敷緣緣、半疊一帖。青端也。

青端。按、青鈍色也。夕拜備急至要抄。淺黄絲、即御錫紵御下襲片端。云々

御座、左方立燈臺供御燈。在打敷先出御以前供錫紵。無文御冠。卷纓。藏人盛柳筥居土高坏。尋常御冠也。御衣御袴如恒。不着直衣。往代先着常直衣。頭一人。女藏人二人相從。一人持唐匣筥蓋入御櫛。一人加宇加伊次。頭取錫紵令着御布、御帶。只一結。次御冠。次入御。

高輔朝臣記。文永六、六、十六。御座前安御錫紵御冠等。御錫紵右。御冠左安之。各置柳筥。居土高坏。以御冠置御下襲上。御袍上置御帶二筋。御冠無文垂纓入巾子。着御之時可爲柏夾云々。御袍鈍色如闕腋。尻長八尺五寸。前長五尺。手作布。染色寸法如常裁縫之。御下襲同色。麁絹。袍如御袍。御帶二筋一筋御袍具。長

四尺帖ㇾ之。號二表帶一。一筋絹御下襲具。長四尺同帖ㇾ之。號二下帶一。

備急至要抄。御帶二筋切袍並御下襲裾用ㇾ之例也。布一筋。一筋絹或抄。御帶左縄ニウツ紙ニテ卷ㇾ之。

女藏人取二常御冠一入。次御冠並錫紵給二藏人所一。上古或錫紵ハ布也。青鈍直衣也。而郁芳門院御事時。

郁芳門院媞子。白河院第一皇女。堀河院准母。嘉保三八七崩廿一歲。

被ㇾ問二人闕腋一。治曆例。

治曆例。按。治曆四、四、十九。後冷泉院崩。後三條院着二御錫紵一兄服時事也。玉葉。建久三（主上後鳥羽。祖父後白河院）三、十九着二御錫紵一布黑染二闕腋御袍一。按。後鳥羽院御年十三歲。御元服後也。備急至要抄。御袍布鈍色。闕腋尻長八尺五寸。前長五尺。

屛風其口許アケタリ。

備急至要抄。自二後方一入御也。後方則開二御屛風一也。

御衣自二內藏寮一給二縫殿寮一染ㇾ之。向給方角ハ被ㇾ問二陰陽師一也。郁芳門

〔女藏人〕下﨟の女房をいふ。御匣殿の御裝束裁縫等の事より殿上の雜物を撿閲守護することを掌る。

〔青鈍〕青鈍色也、縹色に青味の懸かりたる色を云ふ。

〔常御冠云々〕有文立纓の冠也。

〔御冠〕これは無文垂纓の冠也。

〔屛風〕錫紵の解除を行ひ給ふ場所也

〔向給方角云々〕主上の向き給ふ方角は豫れて陰陽師にトはせ問はるとなり。

〔內藏寮〕中務省の被官にて、御座所近き藏を掌る。

〔縫殿寮〕中務省の被官にて、女王及び內外命婦、宮人の名帳考課及び裁縫の事を掌る。

院御事時。廿日錫紵。廿二日御除服。御裝束如二一日一改二御裝束御冠一還二簾中一。又供二御裝束一御直衣如レ恒。

按。嘉保三年八月七日。郁芳門院崩。堀河院養母。十六日。諸卿於二仗座一被レ定二御錫紵三日。廢朝五日之由僉議。廿日着二御錫紵一。三ヶ日 廿二日。除二御錫紵一。今度錫紵以下事。被レ用二延喜七年例一云々。延喜七年六月八日。中宮藤溫子。醍醐天皇養母崩。廢朝五ヶ日。御服三日也。

錫紵於二河原一祓。

儀式。宮主取二御錫紵一退出。與二內藏官人一而於二河原一流レ之。備急至要抄。錫紵。御裝束。御衣。給二宮主一小舍人相二具之一向二河原一流レ之。

御冠給二藏人所一。被レ改二御冠一許一說也。御除服後。於二朝餉一有二吉書事一。

按。除御後。先供二御贖物一。次於二朝餉一有二吉書事一。

一 御祓　八十島在レ別。

〔御裝束如二一日一〕喪服を著け給ひしは唯一日許りなりしと也。

〔被レ改二御冠許一〕一說に除服の後も御冠のみは常のを更めて無文のを召し給ふと也。

〔御祓〕此御祓は、解除の時、御身の不淨を淸め給ふ爲めに行はせらるゝ御祓也。

〔朝餉〕淸涼殿朝餉の間也。

〔八十島云々〕袖中抄に「代始には八十島の使とて、內の御めのとの立ちて八十島廻ぐりと云ふ事は侍る、それも島々に祓すべきを、住吉の濱の北方にて、西の海に向ひて、諸々の島々の神を祭ると云へり」とあり。

尋常如七瀨御祓

七瀨。按。河合、一條、土御門、近衞御門、中御門、大炊御門、二條末[已上七瀨]使賜御祓御衣御撫物。[御鏡]相具陰陽師。向河原祓之。使七人。陰陽師七人。向七瀨也。

上巳等。

按。三月上巳日祓也。

內侍進撫物[御鏡]上﨟傳之撫御身給。使歸參之後。着御直衣マネアリ。一切祓如此。毎日祓御衣許毎日御身上引懸。保安或記七瀨御祓使用四位。[殊時用四位是代始也。五位少故歟。]

按。保安四正廿八崇德院受禪五二月十九日卽位。

八十島祭事。

文德實錄。嘉祥三、九[壬午。亥朔]乙遣宮主正六位下占部雄貞。神琴師正六位上菅生朝臣末繼。典侍正五位下藤原朝臣泉子。御巫無位榎本連淨子等。向攝津國八十島。帝王編年記。八十島祭十三座。[住吉社四座。大依羅神四座。海神四座。垂水神一座。住道]

〔撫物〕御衣を用ふる例なるも唯の絹ぎれを用ふる事もあり、玉體を撫で給ふが故に、御撫物と云ふ也。

〔撫御身〕祓したる撫物にて玉體を撫で給ふ也。

〔使歸〕七瀨の祓の如く河原へ參向せし御使歸る也。玆の御直衣は祈禱したる御衣也。

〔文德實錄〕十卷、藤原基經の著。文德天皇御一代の實錄にして、嘉祥三年三月より、天安二年八月に至る凡そ九年間の事を記したるもの也。此書初め都良香、菅原是善等をして編輯せしめられたるを、基經勅に依りて再訂上進せるもの也。

神二座。延喜式神祇三臨時祭八十島祭。中宮准之五色帛各一疋二丈。絁一疋二丈。以下略之。

住吉神四座。大依羅神四座。海神二座。垂水神二座。住道神二座。右八十島祭御巫。生島御巫並史一人。御琴彈一人。神部二人。及內侍一人。內藏屬一人。舍人二人。赴難波湖祭之。江談抄。八十島祭日。可避主上御衰日事。又云。八十島祭者。多以丙日為使立並行祭日。若次不宜之時。雖不行之。使並行祭之間一日丙日。延喜聖主十三歲之時。被立件使丙日。主上廿二歲仍以酉日為御衰日。依恐又避之。侍中群要第七、八十島一代一度海若御祭。於攝津國難波海祭。往還供給國々勤之。八十島祭。於同所祭。供給同前。但一代一度事也。百鍊抄。土御門元久二、八、廿九。被立八十島祭御乳母典侍前大納言隆房卿女。上皇於鳥羽殿有御見物。同順德承久二、十一、廿七、被發遣八十島祭使。典侍藤原藹子。按祭使光親卿女藏人文章博士宗範。內宮主以下參向了。江家次第ノ十五。八十島祭。大甞會次年行之。多在太神寶之後。上卿參陣奏仰。仰辨令陰陽寮勘申日時。往年神祇官。卜其

〔絁〕紬帛の一種にして粗なるもの也。
〔江談抄〕五卷、大江匡房の著。公事二十五條、攝關家事七條、佛神事十條、雜事七十四條、詩事百九十二條にして、皆大江家の人々の談話を記せるもの也。
〔往還供給云々〕奉幣使の往復の諸入費待遇等を國々にて負擔する也。
〔延喜聖主〕醍醐天皇を申す。
〔前大納言隆家〕四條祖なる藤原隆季の子也。
〔內藏屬〕內藏寮の允に次ぐ職員也。
〔史〕太政官の辨に次ぐ職員也、太政官の文書勘例を掌り、諸司諸國の庶務を管掌す。左右大少あり。

日。近代如此。可立使之日祭日勘載一紙。但長暦延久別紙。兩日之間。必用酉日。但當御衰日者。用他日。昌泰元御歲十四。天暦元御歲廿二等例也。雖非主上御衰日當東宮御衰日者又用他日。延久元年。東宮御年十七。是中宮東宮。同日祭之故也。至于祭者用晝時。仍長暦元年改勘時。又閏月不可祭之由。見長暦記。奏聞之後下辨。辨申神祇官請奏。上古上宣。近代奏聞。金銀自藏人所可下之故歟。樣式事多是上宣也。然而近代皆經內給之。兩日之間。相去四五日許。次以典侍一人為使。多用御乳母。典侍進請奏。年々位祿。季祿未行等。勘例依請。此外或給諸司。三分一人。榮爵兩三人。神祇史一人。御琴彈一人。神部四人。相副宮主下向。內藏官人允以下一員。又以下向。

成給官符。

山城　可艤船五艘事。

一艘　內侍司料。　一艘　典侍並闈司女孺料。

二艘　神祇官料。　一艘　內藏寮料。

〔東宮〕後の白河天皇を申す。東宮は又春宮に作る。毛詩註疏に「齊侯之子、衞公之妻、東宮之妹、邢侯之姨、譚公維私（傳東宮齊太子也、正義曰太子居東宮、因以東宮表太子）」と見えたり。

〔神部〕「カントモ」と訓じ、又「カントモノヲ」ともいふ。太政官の史に次ぐ職員にて、神事を掌る。文武天皇の大寶の制に三十人と定められたり。

〔位祿〕五位以上の官人に給ふ祿をいふ。大寶元年の制定に係る。

〔季祿〕中古春秋二季に一位以下の諸官人を通じて給ふ祿。春は二月上旬秋は八月上旬也。

給攝津國供給事。又以六位藏人一人爲行事。撿非違使若衞府藏人尤有便宜云々。小舍人等相具下向。成所牒二枚。一枚攝津。一枚山城。藏人一人。小舍人三人。供給船等事。使立之日。宮主參入。付頭若藏人。獻御麻。一撫一息之後返給。內藏寮官人參入。女官取御衣筥授之。居八足案。卽女官相具下向。典侍參北陣。令藏人奏事由。給祿。近代或不參內。自里第下向。典侍車。女房車四兩。童女車一兩。大略如賀茂祭使。於淀乘船。車在別船。公卿以下。殿上人有事緣者。皆相共下向。祭日到難波津。宮主作壇。國司作之。置祭物。女官內藏官人等。以御衣案立宮主前。典侍車。並出車等。列立宮主座東。西面北上。件座東立。平張可敷。神祇官並中宮東宮內藏等屬以下座敷。神祇官彈御琴。女官披御衣筥振之。次中宮御料。次齋宮御料。宮主着膝突。西面捧御麻修禊。禊了以祭物投海。次歸京。於江口遊女參入。纏頭例祿如恒。歸京之後。典侍參內。返上御衣。並申御祭平安奉仕畢由。典侍俄有障。仍以五位藏人爲代官之例。昌泰元。象樹公卿三人下向例。延久元。藏人三人下向例。同上。中宮東宮使相具。

〔如賀茂祭使〕賀茂祭にも、女別當車、侍者車、藏人車、釆女車、女孺車、宮人車など立てらるゝが故也。

〔出車〕車の簾の下より女房の衣の袖口を押出して乘れるを云ふ、儀式の時飾りて立て並ぶる車也、飾車とも云ふ。

〔江口〕攝津國にて淀川の分流して神崎川となる岸頭にありし遊里の地也中古迄は巨舶自由に此處に入津し、京都に上る旅客は玆にて川舟に乘換へしより諸船常に輻輳し最も繁華を極めたりき。

〔昌泰〕醍醐天皇御宇の年號也。

〔延長〕後三條天皇御宇の年號也。

〔護身〕密教加持の法を以て身を護るを云ふ。其功金剛の甲冑を被るに等しきより、又た被甲護身とも云ふ。
〔引懸直衣〕御直衣を懸け置き、玉體に准じて加持し奉る也。
〔物付〕昔の俗に、物の怪と稱し生者死者の怨靈祟りて苦惱する時、其靈を他の者に借り移して、祟らるゝ者の苦惱を救ひ、其怨み祟る理由を聞きて、怨靈を退散せしむる事あり、此時怨靈を移さるる者を物付と云ふ
〔打物〕調伏に用ふる人形の類なるべし。
〔可問事〕怨靈の祟をなす事理など聞きたゞす也。

其儀可尋。

一 護身

御持僧中必一二人一陀羅尼、驗者加之。朝夕候奉護身。

驗者。按。有修驗力僧也。百鍊抄。建保五、七、十九。自今日上皇有御護身。權律師成嚴爲御驗者。

鳥羽院御時。行尊夙夜祗候。其外每參內必有護身。每日御拜以後也。神事時不能參入護身。時必引懸直衣或隔物在之。二間ナラデモ隨便。南殿或后宮御方ナドニテモ有之。只護身許ハ七日ナレドモ不給布施。有御物付必給祿。或有賞。后宮母后ナド有例。祿御裝束也。百日被渡物。神事時於陣外打之。物付如只女房衣唐衣袴也。如萩戸有此事中隔懸御簾爲隔。僧居疊物付候板。立屏風於其後打物置圍碁盤有可問事內々女房等一二人

問之物付起時。際御障子ヲタタツルナリ。被追時進綱。撫御身生絹也。東宮時布也。

按。右事無所見。追可考入。

一 御祈

御持僧。外御祈奉仕人過法多中々無詮。宿曜師等無何房々引軒。注連還見苦事歟。御持僧又其外。近代法親王ナド其外奉仕御祈之僧不可過一兩人。宿曜師不可過二三人。陰陽師又同。臨時雖濟々可被召。長日御祈奉仕不可多。昔造佛像與御讀經殊御祈也。近代以修法祭爲殊祈。是何依時事也。修法誠第一。祈無双歟。造佛御讀經又同。於公家殊御祈者孔雀經法也。

佛母大孔雀明王畫像壇場軌云。佛告阿難陀。往昔之時。雪山南面有金曜孔雀王。於彼而住。毎於晨朝。常讀誦佛母大孔雀明王陀羅尼。云々。又云。往

〔御祈〕天變地異其他戰亂の起れるなどに、御持僧をして祈禱せしめらるる儀也。

〔祭〕陰陽道にての祭を云ふ。

〔孔雀經〕佛母大孔雀明王經の略也、諸譯あるも不空の譯流通せり。

〔佛母大孔雀明王〕一頭四臂の明王にして、孔雀に駕するより名づく、又た佛母と云ふは能く諸佛の神變を生ずる德を掌る故也

〔阿難陀〕佛の從弟にして、其十大弟子の一也、出家して佛に從侍すること二十五年一切の佛法を受持す。

〔雪山〕印度の北境に連る大山也、今ヒマラヤの梵語を以て呼ばる。

〔孔雀經法〕孔雀經の所說に從ひ孔雀明王の法を修する也、東寺專ら此法を修す。

〔三宗大法〕東寺にては、孔雀經法、請雨經法、仁王經法を大法、延暦寺にては、大熾盛光法、七佛藥師法、普賢延命法、安鎭法を大法、園城寺にては、尊星王法、法華法、金剛童子法を大法となす。

〔十二天壇〕梵天、地天、月天、日天、帝釋天、火天、焰摩天、羅刹天、水天、風天、毘沙門天、大自在天の諸尊の曼荼羅を安置せる壇なり。

〔如法愛染王〕如意珠寶を安置して修する祕法にて、東寺の行ふ所也。

昔金曜孔雀王者。豈異人乎。卽我身是(釋迦)。云々。

二季於眞言院奉仕之。大師起請以宗長吏修。不論其人必可有驗也。近代絕畢ヌ。

按。眞言院。二季孔雀經法。後代絕畢。

其外三宗大法(東寺。延暦。園城。)雖多。孔雀經。仁王經。

仁王護國般若經。不觀鈴云。眞言最初公家御祈。大師始令行之。靈驗尤有之。云々。

大北斗。

按。以北斗法行大法之時。稱大北斗。大法ト云ハ。伴僧廿口。大壇。護摩壇。聖天壇。十二天壇等設之也。小法ト云ハ。伴僧六口也。

如法愛染王。

或鈔。故白河院二十五御季被仰故範俊僧正云。今年重厄第一季也。若至今年暫世間有憚可延命之法。如何。範俊申云。可令行悉地成就法者。院仰云。悉地成就法者。何法哉。僧正奏云。愛染王法也。院仰云。極吉事カナ。云々。

〔如法尊勝〕尊勝陀羅尼を誦して尊勝佛頂尊に祈禱する修法也、大法の儀式に准じて行ふ故如法と云ふ。

〔浮圖相輪〕九輪の塔を云ふ、浮圖は佛の義なるも、又た塔（卒塔波）の意に用ふること多し

〔空輪〕九輪塔也。

〔普賢延命〕普賢菩薩に向ひ延命を祈禱する法を云ふ。

〔熾盛光〕熾盛光佛頂法の略、山門四箇大法の一也、熾盛光とは金輪佛頂尊の別名にして、佛身の毛孔より熾盛の光明を放つより熾盛光如來と名づく、其本體金輪佛頂なれば熾盛光佛頂如來と云ひ、其修法を熾盛光佛頂法と云へり。

其後僧正被行如法愛染王法云々。

如法尊勝。

侍中群要。三井寺人行之。成就法第廿一法者。若有國王衰禍欲至。當以雜物作一百八箇浮圖相輪。即得衰禍消滅。福祚延長云々。寛信法務請文云。件法令立大壇之塔。有一百八之空輪。毎輪書尊勝陀羅尼。兼日沙汰可候也。

普賢延命。

普賢延命經云。爾時會中有普賢菩薩。諸佛加持宜金剛陀羅尼乃至世尊。以集十萬世界恒河沙諸佛滿虛空中。以光明照燭普賢乃至得諸佛心印。或抄。師云。普賢菩薩說延命眞言。故名普賢延命云々。承保二年十月九日。法性寺座主法印覺尋於高陽院修之。或記云。此時始被修之云々。作僧廿口。關白行幸。云々。

熾盛光（シジヤウクワウ）。

長宴云、熾盛佛頂。八佛頂中无其名。即釋迦也。一字金輪是釋迦也。故此三同也。熾盛八佛頂中。最勝是也。又釋迦最勝佛頂也。又若釋迦尊也。云々。舊人云。光聚佛頂即熾盛光也。次說。

三代實錄。清和貞觀六正四。圓仁 嘉祥三年三月。仁明天皇崩。四月皇太子即皇帝位。圓仁奏言。消災致福。熾盛光華佛頂。是爲最。云々。中右記。寛治八、三、一。從昨日山座主。奉仕熾盛光御修法。是依日蝕御祈也。

七佛藥師。

一善名稱吉如來。二寶月智光音自在王如來。三金色寶光妙行成就如來。四最勝吉祥無憂如來。五法海雷音如來。六法海勝惠遊戲神通如來。七藥師瑠璃光如來。或記。天曆十、五、十一。九條右丞相於坊門第。爲子孫繁昌。屈請慈惠大僧正。于時阿闍梨。七日七夜之間。引率六口伴僧。被修七佛藥師法。我朝勤修最初也。首時七佛開眼。經題唄散華伴僧所作。戌剋修法發願。諸事如例。修法三時行之。

尊星王。

〔八佛頂〕釋尊の左方に在りて五智を表する白傘佛頂、勝佛頂、最勝佛頂、火聚佛頂、捨除佛頂の五佛頂と、釋尊の右方に在りて胎藏界の三部の衆德を表する廣佛頂、極廣大佛頂、無邊音聲佛頂の三佛頂との總名也。

〔圓仁〕傳教大師の弟子也、承和五年入唐、仁壽四年天台座主となる、諡號を慈覺大師と云ふ。

〔七佛藥師〕注に載する七佛を供養する修法也、藥師を主體として行ふより名づく。

〔屈請〕尊上を請ひ迎ふる意也。

〔慈惠大僧正〕良源也、康保三年天台座主となる。

妙見神咒經云。北斗輔星者。妙見轉相也。傳云。付星此尊星王也。故北斗尊星王同體也。又云。我北辰菩薩。名曰妙見。又云。四天下一切國事。我悉掌之。諸國王及人民。敬三寶。慈一切。心行平等。率諸天善神一千七百。護國土致福。宿曜問答云。北極者。北辰也。北辰者。妙見也。妙見者。尊星王也。

金剛童子等法。

金剛兒法一云蘇薄胡。云。爾時金剛兒於舍衛國祇樹給孤獨園白佛言。世尊我從无量劫來而見諸佛。我慈心而爲護持藏。世尊滅後。若有善男子受持我咒尋聲卽來。現身自擁護。我心歡喜。任從所使不敢惠命。文。集經九云。次素婆体。亦是金剛兒也。云々。師云。蘇薄胡者。蘇婆呼童子也。金剛同之。口云。金剛兒。卽云金剛童子。

又五壇。

或記口傳云。不動。中壇。降三世。軍荼利。大威德。金剛夜叉云々。顯隆卿記。康和三、五、一。早旦參院。被結願五壇御修法於寢殿南面。次第參御加持。先中壇。

〔金剛童子〕西方無量壽經佛の化身なる金剛童子を修する法也、密門雜抄に、北斗尊星王法並金剛童子法除災延命御祈、此二法園城寺殊爲深祕、と見えたり。

〔舍衛〕天竺の國名なり。

〔祇樹給孤獨園〕舍衛城の長者給孤獨の佛に獻せし園也

〔降三世〕四面八臂の忿怒王也、過現未三世の貪瞋癡を降伏せしむるより名づくと云ふ。

〔軍荼利〕明王也。

〔大威德〕西方の明王也、三面六臂大白牛に乘る。

〔金剛夜叉〕釋迦如來の化身と稱せらるゝ明王也、三面六臂の忿怒神にして北方に居す。

宮給布施。次降三世。法印紹範。軍荼利。僧都覺意。大威德權律師覺助。次金剛夜叉法橋嚴覺

其外祕法供等不可勝計。依時且隨阿闍梨申被行也。又依事可被行之。所謂祈雨時。請雨經。造作時。安鎭。逆人時。四天王。

東持國天。南增長天。西廣目天。北多聞天。

辛酉年金門鳥敏。五大虛空藏也。

殿記。建仁元辛酉定文。太宰權帥藤原（宗頼）朝臣定申云。取要或祕書稱之。金門鳥敏。所謂辛酉法是也。尤可被修行歟。三部祕抄云。大江匡房問。小野廣澤兩流學徒云。有祕法名金門鳥敏之法。何故名金門鳥敏。何故修此法。兩流之中何者流傳此法哉。云々。兩流眞言師之中。於廣澤方。敢無答人。小野六流之徒答云。金門鳥敏者。隱密語也。訓云。カノトノトノトリノトシト。卽辛酉年也。辛酉ハ是支干共金ナルカ故。剋一切草木五穀不成。仍修五大虛空藏法。令國家豐饒。此寶部法故也。此卽小野一流最祕之法也。云々。

如此事多。後七日。

〔請雨經〕大雲輪請雨經の略也

〔造作〕宮殿新造などを云ふ。

〔逆人云々〕四天王は國土守護の王なる故反逆の起れる折はこれを本尊とし修法ある也。

〔持國〕梵語提多羅吒の譯也、須彌山東黃金埵に住し、東州を守護す。

〔增長〕梵語毘流離の譯也、須彌山南瑠璃埵に住し、南州を守護す。

〔廣目〕梵語毗流波叉の譯也、須彌山の西白銀埵に住し西州を守護す。

〔多聞〕毗沙門とも云ふ、須彌山の水精埵に居し、北州を守護す。

〔小野六流〕小野篁の流派を汲める學派を云ふ。

〔於二治部省一〕貞觀儀式によれば宮中の侍所にて行ひ、其場所一定せざりしが、延喜の頃より治部省にて行ふことゝなり、更に後世には神祇官にてこれを行へり。

〔太元帥法〕太元帥明王を本尊として行ふ大法會也。

〔常曉〕眞宗八家の一、貞觀八年寂す。

〔從レ唐云々〕承和五年入唐して揚州花林寺の元照より傳へし也。

〔法琳寺〕大和國生駒郡にある眞言宗の寺、推古天皇三十年の建立と傳ふ。

〔長日三壇法〕常の修法の如く一日又は七日と云ふ如く日を限らず行ふ三壇法也（一三四頁參照）

自二正月八日一。到二十四日一。於二眞言院一行レ之。四季物語。まづ元日より導師本坊にてをこなひ、けふ（八日）よりをこなはるゝ事なれば、後七日といふなるべし。年中行事祕抄。甲年金剛界。乙年胎藏界。輪轉行レ之。謂二之後七日御修法一。

太元（タイゲン）。

自二正月八日一到二十四日一。於二治部省一行レ之。太元帥法也。中右記。嘉承三正八。前日宣覺談云。太元法者。本是根本祖師常曉。從レ唐所レ渡二我朝一也。其後及二宣覺一八ヶ祕事口傳等。至レ無レ傳二他門一。年中行事祕抄。嘉祥四年正月八日。於二治部省一令レ修二太元法一。限二七ヶ日一爲レ修。外國所修之法也。唐朝稱二衛國菩薩一。云々。權律師常曉。入唐歸朝之後。奏聞所二始修一也。小栗栖法琳寺。尤足レ修二太元法一。仍令レ安二置靈像一也。

恒例事勿論。御持僧長日二壇法外。必臨時恒例可レ被レ行。

東寺延命。山門如意輪。寺門不動。

被レ造二御佛丈六等身已下一。不レ可二勝計一。

丈六。一丈六尺也。等身。其願主之身長衡等キ也。

於二間有供養。又於別殿他所有之。木像不立御帳內也。御讀經
二間最勝講。仁王講。法華經。大般若觀音經等。故人說不及卅口。御讀經每事藏人方沙汰也。
或御殿或南殿也。千僧御讀經。天變地妖御惱之時尤行之。通萬事第一御祈也。法
勝寺延曆寺及東大興福寺等多觀音經。口別百卷。有度者。藥師經口
別十二卷。仁王經口別五卷。大極殿又同。七大寺御誦經使所雜色。天曆御記。
同御讀經最勝王經大般若經等也。諸社御讀經三ヶ日仁王經金剛般若等。同
神馬不吉時定事也。只時昔不然。近代內々常事也。後冷泉院御
惱之時有此事。

按後冷泉院御惱時之例。可考入。一條院御時載左。左經記長元九、四、十七一條院戌刻崩。
主上自去三月之比不例御朝間降雨。上東門院召關白相國。細馬一疋。使中宮
別當筑前守隆光朝臣。被奉住吉。又以納殿唐綾四疋。爲御幣。奉石清水。
亮善。爲賀茂上下。內藏頭師經北野。頭中將資房朝臣。有御祈。式部大輔資業朝臣奉勅草進祭文。紙屋紙。更不奏覽。召

〔口別百卷〕僧三人に百卷づゝを充てて讀誦せしむるを云ふ。
〔度者〕大法會等の折立てらるゝ使也
〔七大寺〕東大寺（奈良市）、興福寺（同）、西大寺（大和國生駒郡）、元興寺（同高市郡）、大安寺（同添上郡）、藥師寺（同生駒郡）、法隆寺（同）等七個の大寺を云ふ。
〔御誦經〕もと經文を讀誦する事なれども、中古以來誦經者に布施する事を稱する例多く記錄に見ゆ、爰もその意也。
〔神馬云々〕神馬の奉納は不吉の時に限ると也。
〔細馬〕延喜式、細馬、中馬、下馬を分つ、最もよき馬也。

建久末又有神馬。使等於弓場給之云々。

按。建久之例可考人。

穢中不行調伏法之由。寛治有沙汰定畢。

按。穢中不行調伏法事寛治例。未考出。但穢中御修法之例。載左。況於調伏法者。當其時不可能。延期事歟。非無不審。寛治評定如何論之乎。内裏穢中、被行御修法例。天暦十、六、十二。不動法。座主延昌。天德四、六、十四。同法。大僧都寛空。寛治六、五、廿。一字金輪法。權大僧都良意時範記云。今夕權大僧都良意。勤修一字金輪御修法。御祈公家觸穢之間可有憚否之由。且問良意。且尋先例。所被始行也。

又廢朝後御祈忌重復日五壇法之時。重服人不候。寛治例。

按。輕服僧猶憚之。然上者。重服憚之勿論歟。時範記寛治四九、廿一。今日爲殿下御使參院。令申云。法橋覺猷候于長日如意輪法。依外祖母服辭退申。替可召權律師範慶。且權大僧都良意申。姑喪候由。尊勝御修法。勤否之條如何。依

〔調伏法〕天台宗及眞言宗にて、不動以下の五明王（二七九頁參照）を本尊として怨敵を調伏する爲め修する法也。
〔寛治〕堀河天皇御宇の年號也。
〔延昌〕加賀の人也天慶四年天台座主となり、天德二年僧正に至る。
〔寛空〕河内の人也東寺の長者にして僧正也。
〔一字金輪法〕金輪佛頂を修する法也能く世の惡毒及び諸鬼神の害を除く功ありと云ふ。保延六年崇德天皇御惱の時相實法印四壇を構へてこれを修せしこと史に見えたり。
〔法橋〕僧綱の中最下の僧位也。

御物忌。於門外以行賓令申事由。御返報云。覺猷替可召範慶。良意候間以手替令勤行何事在哉。忠教卿記。長承元、十二、十八。參院。白川北殿。顯頼卿語云。法印定海勤修愛染王法之處。去比姉妹六條院御匣殿死去。仍以手替勤之。

御修法當神事。白地出陣外常事也。又小神事。出僧許。佛不出有例。於本寺本坊行常事也。陰陽師御祭。秡。屬星。

屬星。侍中群要第七。大屬星御祭。五ケ日齋籠。精進。屬星御祭。三日齋籠精進。從初夜祭之。

玄宮北極。

字類抄。玄宮北極祭。三日忌籠。以御鏡祭之。御精進。山槐記。應保元、十二、廿六。被行玄宮北極天地災變御祭。是正月依日蝕御祈也。

史記。天官書。爾雅云。北極謂之北辰。春秋合誠圖云。北辰。其星五在紫微中。

揚泉物理論云。極天之中。陽氣之北極也。

太一。

史記。天官書。中宮天極星。其一明者太一常居也。正義曰。泰一天帝之別名也。天神之最尊貴者也。

〔長承〕崇德天皇御宇の年號也。

〔愛染王法〕愛染王を本尊とする修法也、愛染王は愛を掌ると云はるゝ明王也。

〔陣外〕禁門外也。

〔屬星〕生れ年の十二支に配當せる星也、例へば子年の人には貪狼星、丑亥年の人には巨門星其の屬星也。

〔應保〕二條天皇御宇の年號也。

〔其星五〕最北なるを北極となし、これより南に向ひ、后宮、庶子、帝王、太子の四星順に相連る。

〔紫微〕天の北にある星座の名也、晉書天文志に、紫微垣十五星、在北斗北、一日紫微、と見えたり。

〔三萬六千神〕中原康富記に「文安元年七月十二日、是夜於從三位安倍有重卿私宅、三萬六千神祭在之、是去月廿三日以來、慧星出現之故也云云」とあり、天變地妖に際し祭る也。
〔老人星〕類聚國史に「桓武天皇、延曆廿二年十一月戊寅朔、百官詣闕上表曰、有司奏稱、老人星見、臣等謹案、元命苞曰、老人星者、瑞星也、見則治平主壽」とあり。
〔御衣或御鏡〕何れも撫物にせむ爲也
〔齋籠〕三日乃至七日間祭壇の所に籠り居るを云ふ。
〔鎭火祭道饗祭〕一二一頁四界例祭使四角御祭使參照。

甘氏星經云。太一星在天一南半度。天帝神主。前漢書。郊祀志。天神貴者泰一。泰一佐曰五帝。古者天子以春秋祭泰一東南郊。

或三萬六千神。

侍中群要第七。三萬六千神御祭。三日齋籠終夜祭之精進也。

老人星等不可勝計。

史記。天官書。狼北地有大星。曰南極老人。正義曰。老人一星。在弧南。一曰南極。爲人主之壽命延長之應。

或遣御衣或御鏡。精進魚味皆依祭。藏人多爲勅使。或殿上人有例。齋籠ナドニ女房向其所。爲代官例也。四堺御祭。

二中歷。四堺付四角。會坂關戶大枝龍花。今案。會坂東在近江國。關戶南在攝津國。大枝西在丹波國。龍花北在不按。公家被行四角四堺祭之時。四堺者如上。其四角者。宮城四維是也。天曆六、六、廿三。四堺祭。和邇堺。會坂堺。大枝堺。山崎堺。寶德二、五、二。會坂大枝龍花山崎。公事根元抄。六月卅日。鎭火祭。道饗祭。鎭火道饗の祭を、四方四堺の祭とも申なり。

〔御修法〕佛法を修する義、禁中にては延暦二十四年に始る、三種あり、大法（二七六頁參照）准大法（法華法、六字法、如法北斗法、如法佛眼法）及び祕法（一字金輪法、佛眼法、愛染王法、尊勝法、八字文珠法、六字法、烏芻沙摩法、冥道供、大歡喜天、雙第法）これ也。
〔便所〕便宜の場所なり。
〔結願〕御修法の終日を云ふ。
〔花園院宸記〕花園天皇御作、延慶、文保を經て元應に至る御日記にして、三卷也。
〔道昭〕藤原道經の男、行照僧正の弟子にして、常住院門跡の門主也。

所衆瀧口各四人爲使。（八人也。）

一　御修法

於便所便殿被行之時、有渡御、初夜結願。又中ニモ任御意、其日御精進也。

花園院宸記。（正和三二、十三。）自此日前大僧正道昭令修不動延命法。（限七ケ日。）十六日初夜、聽聞如恒。雖魚食聽聞、近年如此。上古御聽聞爲精進歟。

若俄御修法、朝供魚味、過六時有渡御、于時御湯殿。御引直衣、張袴。（或生袴。）供御草鞋、乍御袴踏入也。敷筵道、頭中將或次將取御殿御劒前行。（束帶若ハ直衣）殿上人候脂燭、頭候御供。

殿曆。（永久元正廿三）主上渡御壇所。余候御供。六觀音御修法也。頭中將通季。以晝御座御劒前行。頭已下殿上人。皆著束帶。余依直衣、今夜侍宿。山槐記。（應保元八、十。）戊終剋、出御御修法壇所。（東二條寢殿。去月六日。被行七佛藥師法。）供筵道。予取御劒前

〔念誦〕一本念球とあるを正しとす。念珠は數珠の異稱也、三寶の名を唱念する時これを捻じて其數を記するより名づく、顆數最も多きは一千八十、最も少きは十四、總じて九種あり。

〔初鈴〕修法中二度の振鈴あり、其初度のものを新鈴又は初鈴と云ふ。

〔中殿〕淸涼殿也。

〔垂二母屋御簾一〕廂の間より御簾越しに加持し奉る也。

〔伴僧〕阿闍梨に隨伴せる僧也。

〔帳間〕母屋の第二間也、爰に御帳を置くより名づく。

〔上御局〕弘徽殿上御局、藤壺上御局あるも、爰は弘徽殿上御局也。

行入東戸。置御座南邊（又南柄西）不供御草鞋如何。有御劒敷筵道。無御草鞋如何。先々夜如此云々。頭辨御後。侍臣候脂燭。宿直人相交。

入御聽聞所。主上或持念誦立廻太宋御屏風。供御座。御劒役人候屏風際。御修法畢還御。又初鈴後還御本殿（在舊記）。御加持參二間。結願御加持或召中殿垂母屋御簾。以第三間爲阿闍梨座。伴僧在石灰壇頭。仰勸賞。又説御加持之後仰之。

一 御讀經

於中殿行時垂母屋御簾。以帳間爲御所。但必無定式。於二間行之時於上御局聽聞。（或夜御殿）公卿着座時有出居堂童子也。二間儀不及廣。

不及廣。按。無公卿着座幷出居堂童子也。

於南殿被行之時。多無渡御。但殊御願御祈有臨幸。保安三年南

〔百座仁王會〕一日に百座を設けて仁王經を講ずる法會也、濫觴抄に、百座仁王講、清和三年四月廿九日己酉、設レ齋講二仁王經一、京中六十九所、諸國三十一所、總百座也、とあり。

〔家忠〕關白藤原師實の子也、康和五年右近衞大將となり、天承元年左大臣に轉じ從一位に叙せらる。

〔爲隆〕藤原爲隆也爲房の子、白河天皇の時藏人に補せられ、藏人頭を歷て參議に任ぜられ左大辨に轉じ、從三位に叙せらる、

〔宗忠〕御堂關白道長の玄孫、權大納言藤原宗俊の子也天承二年右大臣從一位となる。

殿百座仁王會。主上御二南殿乾角一。懸二御簾一爲二御所一。御束帶。頭中將忠宗取レ劍前行。

保安三年。鳥羽院御宇也。承和七、六、七。設二百高座於宮中一令レ講二仁王經一。爲レ攘二中外妖祥一也。

忠宗。花山院左大臣家忠公男。

先々御直衣歟。于レ時爲隆曰。凡出二御南殿一皆御束帶。又幼主御直衣也。此說如何。宗忠曰。交易御馬御覽時。非二幼主一皆直衣也。思レ之御束帶無レ謂。可レ爲二直衣一歟。御願趣天變地妖時仰レ之。有二別事一。又被レ仰如レ然事頭之計也。執柄下知也。必主上不レ能レ出二綸言一。

一　殿舍渡御

渡二御殿舍后女御御方一。密々儀自レ昔不レ及レ廣。侍臣少々候二御供一。

不レ及レ廣。按。公卿等不二扈從一也。

或小舍人童。藏人等候レ之。

小舍人童。按。以殿上童稱小舍人也。非御藏小舍人也。西園寺通季卿。久我雅定公。宇治贈太相國男兼長卿等爲小舍人。是童昇殿。則補小舍人也。

不及御劍。藏人敷筵道。近代殿舍中皆有打橋。

打橋。按。板ヲ打渡タル橋也。

或不用筵道。御草鞋用之。御裝束無定樣。御冠必着御也。或有式，渡御所謂女御露顯等公卿在御供。御直衣也。

春記。長久元、十一、廿四。若宮御方渡御。晚頃還御。定房取御劍供奉也。關白被候御供。峯記。建曆元、三、九。參中宮御方。直候御前。此間女房來云。今夜日次宜之間。主上始可渡御也。中略。主上已渡御。御直衣。引余候御供。入御密密御所。小時還御。是內々事也。長承并大治渡御儀。御引直衣。近衞次將取晝御座御劍前行。關白候御供。入御宮晝御座。今度依永久建久例。內々渡御也。

寬治堀河院燒亡後。大炊殿從東對還御西對。敷筵道。主上御引直衣。內侍二人取劍璽出。宰相中將經實宗通等取之在前後。殿

〔打橋〕源氏の註、細流抄に「切馬道に板を打ち渡して通ふ道也」とあり。

〔女御露顯〕女御の入內せられし夜より、大方三日程ありて更めて其女御の近親などに御對面あらせらるることを云ふ。之をトコロアラハシと云ふ。

〔長久元年〕後朱雀天皇の御宇也。

〔定房〕藤原定房也家を吉田と號す、元亨年中從一位內大臣となる。

〔建曆元年〕順德天皇の御宇也。

〔東對〕寢殿の左右に在る別棟の小建物を對屋と云ひ、其東なるを東對又は一の對と云ふ。

〔西對〕西の對屋也又二の對と云ふ。

上人候脂燭。關白已下公卿四五人皆束帶扈從。次有吉書。（藏人方官方）先於殿上內覽。今度依密儀無公卿饗饌并反閉。

中右記。寬治八、十一、十一。今夜。主上從東對遷御西對。先藏人玄蕃助宗佐。本所衆御裝束如例。但西中門以北。從彼堀河院當禍害方。（御忌方者。）仍不可有大犯土之由。道言朝臣所申也。（中略）秉燭之後。從南殿御後敷筵道。掌侍二人取劍璽出。左宰相中將保實取御劍前行。主上御直衣。新宰相中將宗通取璽。殿上人等取脂燭前行。大殿關白殿中宮大夫師。新大納言宗。中宮權大夫能。皆束帶扈從。渡御西對。書御座之後覽吉書。（藏人方通輔。官方時範。）皆先於殿上內覽也。次入御。內侍二人出來。取劍璽。及深更。中宮又渡御中寢殿。兼日宮司御裝束。（南面如例。）

今夜依密儀無饗饌并反閉之事也。渡御之間。予依竈神奉渡不候。後以人說所記也。

寬和二年圓融院初渡御淸涼殿。（是讓位時）

〔吉書〕吉書の事前に出せり。但し茲にては、從移の吉書也。註に「藏人方、官方」とあるは、元來吉書は、藏人と太政官の兼官とより、各々別事を奏する儀なれば也。

〔反閉〕神拜又は貴人出御の時、陰陽家の行ふ作法にて呪文を唱へて舞踏するを云ふ。

〔玄蕃助〕玄蕃寮の次官也。

〔主上〕堀河天皇を申す。

〔關白殿〕藤原師通なり。

〔中宮大夫〕中宮職の長官、從四位下の官なるも、中古は后宮に緣故ある者を任ずる例ありき、又た中の大夫とも云ふ。

安和二年八月十三日。冷泉院讓位於皇太弟。圓融院十一歲。御同宿。新主圓融院、凝華舍。舊主冷泉院、弘徽殿。

主上御束帶。有饗饌。內侍二人取劍璽。五位侍臣候脂燭。此等例難比近代事。

中右記。寬治八、十一、十一。江中納言談云。安和二年。圓融院初渡御清涼殿之時。主上御束帶。有饗饌。內侍取劍璽前行。五位殿上人六人。指脂燭。今夜可被用彼儀歟者。

一 交易御馬御覽

陸奧交易御馬。或臨時召之。

易繫辭云。中爲市。致天下之民。聚天下之貨。交易而退。各得其所。

近來近衞舍人上洛奉解文。

中右記。保安元、十二、十七。陸奧交易御馬覽云々。御馬使左近府生下毛野敦利。

〔皇太弟〕冷泉院は村上天皇の第二皇子、圓融天皇は第五皇子也。康保四年皇太弟に立ち給へり。
〔脂燭〕松の細片の先を焦し、其本を紙屋紙にて卷きしもの、照明に用ふ。
〔交易御馬〕陸奧國は馬を產する事多きより、租米に易へて馬を貢するを交易と云ふ也。
〔舍人上洛〕當時の例として、衞府の舍人或は府生など馬匹を徵發の爲め奧州に下向せしめし者の歸洛せしを云ふ。
〔解文〕國司より太政官に差出す書付也。此の解文は、馬匹の頭數、毛付などを明細に記せし所謂送り狀の意に云へり。

先内覽次奏主上出御南殿。御直衣。

權記。寬弘五、十二、四。陸奧交易馬廿疋、今日御覽於南殿有此儀。主上出御南殿階西第四間立大床子。其後施御屛風一帖。二帖可立也。藏人少將候御劍。

或於大庭上卿已下行之三四反令騎。如駒引。有出御。上卿進簀子候毛付也

江次第。此間上卿開解文置前。

於大膳職或馬寮飼御馬不同也。又於仁壽殿覽御馬。

一南殿儀

按。於南殿御覽陸奧交易御馬儀也。

剋限主上御南殿。御直衣如任大臣節會。御帳西間廂大床子大宋屛風在後。頭等候其邊。攝籙不候。是有引分故也。

江次第ノ十九御覽陸奧交易御馬事。近例不必設關白座於此所。近代不必設之

〔先内覽云々〕一書に辨内覽云々とあり。

〔三四反〕一書に二三返とあり。

〔駒引〕諸國の牧より貢進せる馬匹を主上南殿に出御せられ御覽ある儀也、もと八月十五日に行はれしが朱雀院の御國忌に當れるより後ち十六日に改む。

〔候毛付〕馬の毛色を一々書き記す役を勤むる也。

〔任大臣節會〕内外官の叙任は、春秋兩度の除目にて、毎年一定の時期に行はるゝ例なれども、大臣は一般の職司と異れば、臨時に宣旨を以て任ぜらる。此叙任の時節會の儀ある也

〔引分〕分與する也

〔南庭〕南殿の南なる廣場を云ふ。
〔年預〕後世の年番と同じく其年の内預りて事務を取行ふ者を云ふ。爰は馬寮の年預にて、近衞中少將の内より勤め厩舍を監す
〔馬頭〕職員令に、左馬寮、右馬寮准レ此、頭一人、掌ニ左閑馬調馬習養飼供御乘具、配給穀草、及飼部、戸口名籍事一、とあり、平城帝以後は諸國牧場の事をも掌るに至れり。
〔取ニ副解文於笏一〕解文を取るに、手にて取らず、笏に取添へて持つ也。
〔引分將〕院、東宮其他關白家などへ主上より分配せらるゝ馬を進り屆くる使者也。

（依不参入給也。依率分之間。若可下殿取之者可有事煩歟。若参給者。可敷圓座一枚於御座乾方歟。）但上古多候歟。上卿自東階進候簀子。次引御馬（自日華門）。上卿曰乘禮。騎二三廻後。

江次第。引廻御馬三匹。或七匹。

上卿曰下利。

同次第。第一御馬。到御前之間。仰之。

次引立南庭。

同次第。整立御馬。南北二行。各十五疋。並西上北面。

左右年預將并馬頭進立南階下。

中右記。嘉承元、十二、廿一。陸奥交易御馬御覽云々。左少將師重朝臣。左馬頭盛家朝臣。右中將宗輔朝臣。右馬頭兼實朝臣。左右次將皆年預也。

上卿曰御馬取（禮）次引出御馬。左（日華門）右（月華門）次上卿退下（取副解文於笏）次於陣辨已下引分將參。上卿分與之院關白家等也

〔走御馬〕御走り使の乘る馬也。
〔寮移〕一說に寮に飼ひ置きて公用ある時貸し騎らしむる馬を云ふ。
〔帥〕太宰府の長官にして、九州三島の民政を掌り、租調の徵集、神社の保管、徭役兵士等一切の事を總べ兼ねて外寇を防ぎ外交を行ふ、親王は三品臣下は從三位を相當とす。
〔大貳〕太宰府にて帥に次ぐ職員也、定員一人、正五位上也、後世帥は多く遙授となりて京に留り、大貳獨り赴任する例なりき
〔宇合〕藤原不比等の第三子也。
〔菅根〕藤原氏也、經史に通じ昌泰中文章博士となる。

走御馬用寮移、或不足依仰也。

江次第。各引分二走。一院東宮關白等料東宮者亮雖可取之。近例殊不見。

寮移。按。馬寮所藏移鞍也。

一　帥大貳諸國受領赴國

帥大貳赴任、上古必參內。

江次第。第廿。帥若大貳。赴任事定。其日觸頭藏人。

召弓場、給酒肴。次召御前、給祿。藏人傳之件祿白褂一領、御衣一襲也。

延喜興範友子加此

興範。式部卿宇合末。繩主曾孫。正世九男。延喜二、正、廿六。叙從四位下。任太宰大貳。

西宮記。臨時八。延喜二年十月八日。大貳興範朝臣。申罷由。於射場殿賜酒盃。頭菅根朝臣。依仰召自青瑣門參上。勅語之後。賜御衣並褂拜舞退出。

友子。在原行平卿男。延喜五正十三。兼二太宰大貳一。于時參議正四位下。　五月一日。改任二權帥一。

西宮記。臨時八。延喜五年八月一日。帥友于朝臣。令レ奏レ赴レ府之狀。仰聽二昇殿一。又召二殿上一。左大臣奉レ勅宣。云々。給二酒祿一。云々。御裝束一襲。袙一。

或給二御衣一許。天曆元名如レ此彼時召二南廊ノ小板敷一給レ祿ヲ拜舞退出。

元名。長良公末。淸經卿三男。

西宮記。臨時八。天曆八年九月九日。大貳元名朝臣。令レ申二赴レ府之由一。召二御前一參二上南廊小板敷一。令三大納言藤原朝臣傳二仰旨一。次給二袙一重一。支子染袙。依二心喪之間一給二此衣一。元名拜舞退出。

又殊ニハ被レ加二半臂。下襲。表袴ヲ。又袙給フ。實成經輔重尹例也。

實成。閑院太政大臣公季公男。長元六十二卅。兼二太宰權帥一。于時權中納言　同七八、廿二。罷申。

經輔。關白道隆公孫。隆家卿二男。康平元四廿五。兼レ帥。七月卅日加二權字一。

〔在原行平〕阿保親王の第二王子也、天長中在原朝臣姓を賜はる、國守參議等を歷て太宰權帥に任ぜられ、元慶中治部卿を兼ね正三位に叙せらる

〔太宰權帥〕仁明天皇以來置ける令外の官也、大貳を設けし時は此官を置かず、權帥を任ぜし折は大貳を缺く例也

〔南廊〕淸涼殿の南神仙門の內也。

〔支子染〕支子（クチナシ）にて染めたる山吹色也。

〔心喪〕心に悲みを懷き、しかも喪服を着けざる義なるも、我國にては諒闇の服を脫したる後一期の間は心喪の服とて一定の喪服を着くる例也。

〔長久〕後朱雀天皇御宇の年號也。
〔返燈樓綱〕南廂に燈樓を吊り下ぐる爲めの綱あるを主上出御ある時、その綱の御冠などに觸れざらむ爲めその端を結び返し置く也。
〔雅實〕右大臣源顯房の長子也、鳥羽天皇御即位後從一位右大臣となり、保安三年太政大臣關白となる、源氏に此拜あるは爰に始まる。
〔勸盃〕己れ先づ飲み、更に盃に酒を盛りて勸むる也是れ故實にして、昔は人に空盞をさす事無かりし也。
〔瓶子五位〕五位の者瓶子を取りて給仕するを云へり。
〔擬〕盃を獻ずる也

重尹。大納言懐忠卿男。長久三正廿九。任權帥。止中納言。七月三日。叙從二位。
赴任。

寛治大貳長房

長房。權大納言經輔卿男。寛治六、九、七。兼大貳。于時參議正三位。

赴府之時參内。十一日參。廿七日可赴任以頭辨季仲申。來廿七日可赴任奏聞。次主上出御晝御座。御直衣。暫移置晝御座於南廂。殿イ返燈樓綱。孫廂敷疊二枚。爲公卿座。其北敷圓座一枚。爲大貳座。次召公卿。公卿着座。雅實已下四五人。次召大貳。大貳着座。殿上五位居衝重。無飯先大貳前。次公卿前。次頭勸盃。瓶子五位一獻大納言勸盃大貳。大貳擬治部卿。二獻如初。次主上目大納言。進御前奉仰復座。目大貳。大貳進大納言前。傳仰。是無定樣。宰府問事隨時也。

江次第。勅語云々。隨時不同。多是可能愼不慮。興復管内。隨勤可賞由歟。

次頭取御裝束。給長房。下襲半臂上袴加大褂一。大貳下長橋舞

〔權大納言〕太政官の次官、宇多天皇の天長五年初めて之を設く。職掌は大納言に同じ、源氏物語明石の卷には「かずより外の大納言」とし、今鏡飾太刀の卷には「かずの外の大納言」とあり。

〔朝臣〕古事記、萬葉集には阿曾に作る、阿曾美の略也尸の一種にて神別の氏々に賜ふ、後世名字朝臣、（四位參議に限る）姓朝臣の稱あり。親房朝臣、藤原朝臣の如し。

〔帥中納言〕太宰帥と太政官の中納言とを兼れし者をいふ。

〔綸旨〕藏人が勅旨を承けて出す文書をいふ。

踏。次給御馬（不置鞍）。官人引之。

按。雅實公。于時權大納言也。治部卿者俊明卿。于時權中納言也。抑令傳仰勅語於帥若大貳事。權記（寛弘七、八、十。大貳罷申。）左右宰相中將祇公。云々。又召右中將傳勅於大貳。云々。中將自大貳下﨟也。若納言不候者。只召大貳可被仰歟。延喜御時。近召輿範被仰雜事也。參議奉勅語傳仰之事。先例不見者。道理如此歟。傳仰例。天慶五壬三十九。（大貳清平朝臣罷申。）右大將藤原朝臣依召參上候御前。次清平朝臣依召同候御前。藤原朝臣奉仰。傳仰清平朝臣。長保三、六、廿二。（帥中納言惟仲罷申。）左大臣參上。次帥應召參上。左大臣依召近候御座下。（長押下）奉綸旨退復座。傳仰於帥者。權記長元七、八、廿一。（帥中納言實成罷申。）權大納言以下參上。召權大納言令傳勅言於帥者。左經記。

給御馬。江次第此間引御馬（近衞府生一人着摺袴）引御馬入自瀧口戶當吳竹臺西南。暫留立。引返之後給大貳僕從供人。小右記。長和四、四、廿二。（帥中納言隆家罷申。）給御馬。左寮御馬近衞二人率之。左相府定。左經記。長元七、八、廿二（帥中納言實成罷申。）主殿官人二人秉燭入自瀧口

右近府生武晴褐冠牽御馬。同立東庭。拜舞踏了。出從仙華門之間。武晴牽御馬。自本道退出。給師陪從云々

經信取一領。他祿道時基綱取之。

經信。見上卷内侍所篇。寛治八、六、十三。遷權帥。于時權大納言正二位民部卿。七十八歳。

道時。源經信卿二男。刑部卿正四位下。

基綱。同卿一男。于時右大辨正四位下。

按。江次第。唯纏御半臂於頸留。自御衣等子族取之。

經信先於弓場以頭申事由。則着殿上。公卿以前召經信。是爲上臈故也。拜畢入御。公卿平伏。

大記。嘉保二、七、六。帥卿。經信赴任之由。御前有餞事。右衛門督已下。上達部三人祗候云々。給御衣并御馬。帥卿御半臂一領。纏頭進前庭拜舞退出。後日帥卿被示云。

〔右近府生〕右近衞の將曹に次ぐ官、近衞舍人の中よりこれを任ず。
〔民部卿〕民部省の長官、正四位相當の官にて納言以上の人之を兼帶する例なり。職掌は大寶令に「掌諸國戸口名籍、賦役、孝義、家人、橋道、津濟、渠池、山川、藪澤、諸國田事」とあり
〔刑部卿〕刑部省の長官、正四位下相當、職掌は大寶令に「掌鞫獄、定刑名、決疑讞、良賤名籍、負債事」とあり。
〔右大辨〕太政官の判官也、兵部、刑部、大藏宮内の四省を管し、糺判官内、署文案、勾稽失等の事を掌る。

〔都督〕太宰帥の異稱。十訓抄に「江都督安樂寺にて曲水の宴を行はれける」と見えたり。

〔大褂〕貞丈雜記に「褂と云ふは、裝束の下に着る衣の事也、又大褂と云ふは、褂のゆきたけを大に縫ひたるもの也、是れは着る物にはあらず、人に給はる物也、それを拜領して、小さく縫ひて常の褂にして着る也、云々」とあり。

〔實方朝臣〕左大臣師尹の孫、一條天皇の時左近衞中將となる、偶殿上にて行成と論を構へ行成の冠を擲ち、帝の勘氣を蒙り陸奧守に貶せられ、長德四年任所に卒す。

勅語以右衛門督被傳仰。先例召都督直被云。又餞座。自帥上﨟上達部。云々。雖無上﨟尚可召大納言歟。云々。廿二日帥卿被進發。

匡房依為重服於殿上以藏人奏赴任之由。次於弓場給內藏寮大褂一領。藏人給之次給御馬一疋。

匡房卿。永長二（承德元）年三月日。兼權帥。（于時。權中納言從二位。五十七歲。）承德二年九月日赴任。（罷申日可考入。）按。依重服不召御前事不審。權記。長德元、九、廿七。陸奧守實方朝臣。令奏赴任之由。先於殿上勸酒一兩巡。（內藏寮設肴物。依重喪人儲精進物。）其後出御晝御座。藏人信經奉仰召實方朝臣。朝臣應召候孫庇南第一間。次召藏人頭齊信朝臣。朝臣奉仰取祿出。自母屋南第一障子戶賜之。（支子染衾一條。並御下襲一具也。例給紅染褂。而此度用支子染。隨有云々。）別有仰詞。并叙正四位下。給祿。并奉仰退出。依重喪不拜舞。云々。者既可謂兩端乎。

凡大貳赴任日。內藏寮殿上居肴物。依餞儀也。如宇佐使同之。受領赴任之時。其身參腋陣。

〔拜舞〕舞蹈と同じく或ば坐し、或は立ちて左右を顧みる作法也。
〔國間〕赴任すべき國につきて也。
〔稱唯〕「イシヤウ」と訓ず、世俗淺深秘抄に「警蹕、伏サマニ稱也、稱唯、起サマニ稱也、又稱唯時寒口、警蹕時開口也」とあり。
〔殿上受領〕殿上人にて國司となりたる者也。
〔應和〕村上天皇の御宇也。
〔御記〕村上天皇の御日記也。
〔隔二一任一云々〕舊臣殿上人と雖も一度赴任して昇殿を止められたる者は御簾を下すと也。
〔陣外〕陣は腋の陣也。その外の意也。

腋陣。按。殿上口也。宇津保柱邊。云々。

以藏人傳奏。召南廊給祿。（藏人傳之）拜舞退下。若國間有可被仰事。其時近召。奉仰稱唯。殿上受領召時不垂御簾。地下受領垂御簾。應和丹波守高輔赴任之時。

高輔。

被召御前。不垂御簾。止昇殿之後不幾故也。在御記。

新儀式。諸國受領赴任之由。付藏人奏聞之。隨仰垂御簾。（藏人叙位年任件官者。不亦垂之。）

召御前。北山抄。（吏途指南。）罷申事。付藏人令奏赴任國之由。即召御前。（近侯殿上之者。不垂御簾召之）給祿之次。令仰隨勤可賞之由。或被仰任國案內。并可令興復之狀。侍中群要。（受領罷申。）上古或召御前。藏人奉仰先下東庇御簾。舊臣殿上人等不下簾。或隔一任之後下。又云。凡諸國受領官申赴任之由。即以奏聞。隨仰垂御簾。（藏人任件官。不必垂。）

內裏穢時。國司於陣外申事由。仰聞食之由。不給祿。

天慶五閏三、十九。若狹守信明。令奏赴任之由。但近者内裏有觸穢事。仍於中座奏之。不給祿。云々。

又御物忌時給祿不召御前。（應和伊與守守義例。）

守義。山蔭卿孫。公利朝臣男。應和四、正、七。任伊與守。江次第。御物忌時例。天祿三年。國光朝臣於弓場殿被餞。以右近陣臺盤兩三脚立。召掃部寮帖。（東上對座。大貳南。頭以下北。）内藏辨備酒肴。自朧陣下。主殿司。并小舍人役送。侍臣一兩巡以勸盃兩三巡後藏人遠度應召參御前。取御衣一襲（青色御衣。御半臂。下襲。表袴。）向弓場傳宣旨綸旨。次給御衣國光朝臣即從座下於東庭拜舞退出。（弓場殿座前地。但此例無便宜。云々。）

又有指合事時。以藏人申事由。於朧陣給祿。不召御前。是流例也。應和依除目議。不召御前。如此祿殊給御衣一襲。只内藏寮也。又於夜陰不召御前例也。（康保例。）

康保例可考入。

〔觸穢〕汚穢の身に接し目に觸れ又は器物衣食に及ぶをいふ、服忌、產褥月障等皆之れ也、古來汚穢を忌む事ありしも、日數の長短等を定めしは延喜式を始めとす

〔内藏辨〕太政官の辨官にて内藏寮の頭を兼ねし者也。

〔役送〕陪膳より次第に取次ぐものをいふ。

〔指合事〕禁中公事などにて御用繁の折をいふ。

〔應和云々〕應和年度の時は除目と指し合ひて御前には召さざりきと也。

〔祿殊云々〕かゝる時下賜の祿は特殊の場合には御衣一襲、只の時卽ち通例は内藏寮の大褂のみぞと也。

一 明經內論義

按。釋奠明日於內裏被ㇾ行論義也。江次第。釋奠紫宸殿內論義裝束。略ㇾ之同釋奠後朝有ㇾ之。後朱雀院御時被ㇾ行內論義。其後久絕。

主上御南殿，母屋御簾內。次內侍臨ㇾ檻喚ㇾ人。次公卿參上。次近衞，將參上着座。次大臣喚內豎。內豎稱唯。入ㇾ自日華門立櫻樹西南。大臣宣博士召。次博士已下入ㇾ自日華門列軒廊前。櫻樹程西上北面 次大臣召博士等着南簀子床子。次問答。次博士等退下。次公卿出居下殿。次還御本殿。次藏人令ㇾ持祿於左青瑣門下令ㇾ給博士以下。

一 雪山

年內雪蒙ㇾ催所衆瀧口等參。春雪ハ沓鼻隱必可ㇾ參。大內藤壺 弘徽殿也。

〔明經內論義〕紫宸殿にて博士學生等經文の雜義を問答講論する式也、內裏にてせらるゝより內論義と云ふ。
〔釋奠〕每年二回、二月と八月の上の丁の日、大學寮にて、饌を設けて孔子並にその門下十哲の影像を揭げて之を祭るを云ひ。「さくてん」又は「せきてん」とも云ふ。若しその上の丁の日、日蝕，國忌，新年祭などに當れば、中の丁の日に變更す。
〔檻〕紫宸殿の簀子の勾欄(テスリ)をいふ。
〔內豎〕殿上童也。
〔櫻樹〕右近の櫻也
〔出居〕近衞の次將なり。
〔本殿〕淸涼殿也。
〔沓鼻〕沓の爪先也

里内依便宜藏人下知修理職儲屋具。雪不足之時被召諸御願寺。執行奉之。瀧口相具衞士及取夫上殿舍上於棟抛雪。所衆作雪山。瀧口上薦三人所衆上薦三人。立庭奉行。持柄振。

源順和名抄第十五。農具。（耕）杁。郭璞方言註云。江東杷之無齒者爲杁。（音拜。漢語抄。云江布利。）明月記。正治二、正、十（院御所）九、雪紛々。早旦參上。隨身共遲參無云甲斐。雪朝更不可待催。拂曉着毛沓參入。必エフリヲ可持。而被尋求之後。適出來。被召仰雪山事。エフリ可給之由申之。尾籠之中尾籠也。

藏人頭候簀子奉行。（多衣直）藏人候便宜所傳事修理職作屋。凡如此事上古不見。自中古事也。事始大略一條院御時以後也。清少納言記有其子細。初雪見參近代絶畢。初雪日仰六位藏人令取所見參。藏人束帶。（或宿衣）召朝餉仰之。内侍傳仰。藏人進見參給祿。内藏寮絹大藏省布也。

女房藏人已上（絹一疋。）主殿掃部女官（信濃布四端。下各二端。）御厨子所得選。

〔屋具〕雪山の上覆とする具也。
〔執行〕寺務を取扱ふ半僧半俗の者を云ふ。
〔取夫〕諸司の直丁也今の小使の如し
〔瀧口上薦〕瀧口廿人の内一薦二薦三薦の三人を上薦と云ふ。
〔柄振〕雪土塊などを搔き寄する具にて、長き柄の先に横板をうち付けたる物也。
〔毛沓〕毛皮にて作れる沓也、帶ありて靴の帶の如し、公卿勅使及び始終扈從の人これを用ひ、又た撿非違使佐以下は便に從ひて着用す。
〔初雪見參〕初雪の日群臣參內するを云ふ。見參は現參の意也。

〔長女〕又た長目に作る、禁中にて卑役に從ふ女也

〔匹〕絹の長さにいふ、五丈二尺也、端の倍を匹とせるは後世の制也。

〔端〕木綿の長さに就きて云ふ、一端は五丈二尺也。

〔案主〕文案記錄を掌り、施行文書に各其名を署す、文案を司る義の職名也。諸所に置くも爰は院付の案主也

〔今良〕「イマヨシ」と訓むを正しとす。

〔番長〕近衞府の府生に次ぐ職員也、定員左右各六人、近衞舍人より之を任用す、又「ツガヒノチサ」ともいふ。また兵衞府にもあり、定員は左右各四人也。

各一匹。刀自端。各三此外御厠人。長女。

御厠人。長女。侍中群要。上宿事。入御夜御殿之後。隨女官告。厠人也。長女御參宿鬼間。大記。應德二、十一廿六讓位。自先朝被渡進人々。長女一人。御厠人一人。台記。久安六、正十九多子女御。露顯女房送物。大盤所長女九人。各一疋。絹御厠人九人。同。

內豎。主殿官人。史生。案主。下部。今良。諸陣府生。番長。舍人。依差給之。

今良。延喜中務省式。今良男女。同式。五月五日。命婦以下今良已上。裝束料。絹一百六十九疋。同縫殿式。凡寮直今良廿四人。男二十二人。女二人。其衣服粮米不經主殿寮。家直受宛。同押紙云。謂放賤從良也。官奴司隸此寮了。仍如此。江次第ノ十七。立太子。小舍人主殿今良。殿上所召仕也不與內裏相兼。台記。久安六、正十九。多子女御。露顯女房送物。縫殿女孀十六人。油守十人。各一疋。絹今良十人。各一疋。絹

初雪見參幷雪山事。

政事要略。初雪見參事。

國史云。桓武天皇。延暦十一年十一月乙亥雨雪。近衛官人以下。賜物有差。初雪見參。是其濫觴歟。往代之間。雨雪之朝。或王卿侍臣。亦賜物有差。不別冬春。皆有此事。仍或亦稱大雪之時歟。其國史暦法等。

村上御記。應和三、十二、廿。令右衛門志飛鳥部常則堆雪作蓬萊山於女房小庭。令日功畢賜常則及畫所雜色役夫三人祿有差。

小右記。（圓融）永觀三、正、十。雪高五寸許。於清涼殿前南壺忽被作雪山。其壺南方立臺盤并草墪等。伶人風容祗候。各皆着靴深沓等。後涼殿東庇懸斑幔。惟成朝臣獻題云。賀春雪。春雪呈瑞。爲題。以新爲韻者。絲竹合音。奏朗詠。寅時許獻詩置文臺。七言詩韵。以惟成爲講師。下官奉仕讀師披講詩了。各退出。

同記。寛和元、正、十。後涼殿前南壺內作雪山。有作文。

清少納言枕草子

しはすの十四日のほどに、雪いとたかう降たるを、女房どもなどしてものゝふたに入つゝ、いとおほくをくを、おなじくは、庭にまことの山

〔濫觴〕物の始めを云ふ、孔子家語に、「夫江始于岷山、其源可以濫觴云」とあり。
〔蓬萊山〕仙人の住むといふ山也。
〔伶人〕雅樂を奏する人を云ふ。黄帝の時に伶倫といふ者、音樂を作れるに始まると云ふ。
〔靴〕公事公會の折用ふる革製の沓、靴帶と云ふ革製の紐にて締め、裏に氈を付く。
〔深沓〕雨雪の折用ふる革製の深沓也。
〔文臺〕もと書籍短册等を載する臺の稱なりしが、後ち詩歌の會等に懷紙短册等を置くもののみを專ら文臺と呼び、其形も小となれり。
〔作文〕作詩也。

〔仰ごと〕中宮の仰言也。
〔宮司〕中宮職の職員也。
〔ことくわへ〕「ことゝ」は「異」にして外の事を加ふる意也、又た言葉を加へ指揮する意にて加勢するを云ふとの說あり。
〔里なる侍〕當日非役にして、已が家に下り居れる侍也
〔おなじかず云々〕何等特別なる賜物をなさずして、元の儘に留め置けと也
〔春宮〕三條天皇の未だ東宮にて御座しませるを申す、
〔こうき殿〕弘徽殿に御座ます義子の御方を申す、公季の女也。
〔京極殿〕道長或は谷光などの說あれども明ならず。

をつくらせ侍らんとて、さぶらひめして、仰ことにていへば、あつまりてつくるに、主殿司の人にて御きよめにまゐりたるなどもみなよりて、いとたかくつくりなす、宮司などまゐりあつまりて、ことくはへ、ことにつくれば、所衆三四人まいりたる。主殿司の人も二十人ばかりに成にけり、里なる侍召しにつかはしなどす。けふ此の山つくる人には祿給はすべし。雪山にまゐらざらん人には、おなじかずにとゞめよなどいへば、聞つけたるはまどひまゐるもあり。里とほきはえつけやらず。つくりはてつれば宮司めして、きぬ二ゆひとらせて、えんになげいづるを、一つゝとりにおりておがみつゝ、こしにさしてみなまかでぬ。中略扨その山つくりたる日、式部丞忠隆御使にてまゐりたれば、しとねさしいだし物などいふに、けふ雪の山つくらせ給はぬところなんなき。御前のつぼにもつくらせ給へり。春宮、こうき殿にもつくらせ給へり。京極殿にもつくらせ給へりなどいへば、

こゝにのみめづらしとみる雪の山　所々に舊りにけるかな

續古今和歌集賀

雪のいたう降つもりて侍けるを、山のかたにつくらせ給けるに、うへのおのこども歌つかうまつり侍ければよませ給ける。

後朱雀院御歌

天地もうけたる年のしるしにや　ふるしら雪も山となるらむ

續拾遺和歌集冬

だいばん所の壺に雪の山つくらせて侍ける朝よみ侍ける。

後冷泉院女房
周防内侍

あたにのみつもりし雪のいかにして　雲ゐにかかる山となりけむ

永昌記。嘉承元、十二、三。今日自夜雪降。深及五六寸。早旦參內。主上堀川院於紫宸殿覽

〔こゝにのみ云々〕一首の意は、此處にばかり在りとして、珍しがりて居たりし雪の山は、方々にも在りて、既に舊くなりしものよと也。

〔續古今和歌集〕後嵯峨院の院宣により藤原爲家等四人これを撰す、正嘉三年撰を始め文永二年奏覽す、全部廿卷也。

〔續拾遺和歌集〕建治二年藤原爲氏源兼氏龜山院の院宣を奉じて撰集せるもの、弘安元年奏覽す、廿卷也。

〔周防內侍〕周防守平繼永の女也、歌道を以て聞ゆ。

〔永昌記〕長治二年より大治元年に至る參議藤原爲隆の日記也。

深雪朝餉壺并藤壺前庭。被作雪山。雲客並瀧口所衆競作之。予候宮御方同令營之。殿上人八九輩。遊舟岡爲覽初雪也。
家光卿記。承久三、十、廿三。雪降傳聞。內裏有雪山沙汰云々。實躬卿記。正應四、十二、廿五。雪降埋地。禁裏仙洞有雪山云々。或抄。雪山事。伏見院永仁之比まで有之。

一 犬狩

藏人承仰下知。所衆瀧口參。瀧口帶弓箭儲所々射犬。所衆入緣下狩出而此役太見苦。仍近代好遲參。定蒙召籠。仍衞士并取夫入緣下。匡房記曰。堀河院御時。犬狩被閉諸陣。而先例當御物忌時犬狩尤有便。予俊忠又藏人一兩人持弓。先例犬狩時。仰左右近陣吉上等狩之云々。殿上將佐已下可持弓也。
俊忠。大納言藤忠家卿男。
小右記。永觀二、十、六。圓融院 有犬狩事。侍中群要第十。犬狩事。無佛神事之時。并休日。御物忌等之間。隨仰召仰左右近陣官行之。瀧口等相從之。藏人等追御所之

〔舟岡〕洛北紫野の附近の一小丘也。
〔正應〕伏見天皇御宇の年號也。
〔犬狩〕禁中の犬を狩り出す催し也、定まりたる儀にはあらざるも、中古以來時々催されたり。枕草子にも、翁丸といふ犬を狩り出して騷ぎし事見ゆ、此の事變遷して、鎌倉時代には犬追物となれりといふ。
〔儲所々〕所々に待ち設くる也。
〔閉諸陣〕諸門を閉す意也。
〔當御物忌云々〕御物忌の時は諸門を閉し、且衞士瀧口等閑暇ある故なるべし。
〔殿上將佐〕昇殿を許されたる衞府の將及び佐也。

犬所狩獲。併召左右衛門官人令放流之遅参之間。右兵衛陣外。以陣官令守之。隨來給之。同犬狩事。無神事佛事之時。及御物忌之時休日。依仰召御左右近陣官人令狩之。所狩獲之犬。給左右衛門令放流。殿上人追御在所犬。凶犬以胡床夾頸。

一 鳥

幼主時小鳥合幷鷄鬪常事也。

小鳥合。大記。寛治五、十、六。（堀川院御年十三）今日有殿上小鳥合事。

鷄鬪。三代實錄。陽成元慶六、二、廿八。（御年十六）天皇於弘徽殿前覽鬪鷄。九代略記。朱雀天慶元三、四。（御年十八）於御前有鬪鷄事。十番爲限中右記。寛治八正廿八。（堀川院御年十六）早旦參內。於殿上小庭御覽鬪鷄。敕剋無勝負各可翹楚之歟。二月廿八日午後。與源中將參內。於殿上小庭御覽鬪鷄。百練抄。後白河保元三、二、十三。（御年卅二）於弘徽殿壺有鬪鷄事。月卿雲客爲左右方人有勝負事。

〔胡床〕折疊自在なる牀几也。
〔小鳥合〕小鳥を持ち寄りて、其の鳴き聲、羽色等の優劣を競ふ遊也。
〔鷄鬪〕鷄を鬪はす遊戲也。雄略天皇七年、吉備下道臣前津屋が之を鬪はしめし事、書紀にあるを初見とす、後ち朝廷武家を通じ年中行事の一として三月三日これを行ふ慣ひとなりて民間にも行はれしが、民間の鷄鬪は正德元年五月廿一日の町觸れにて禁ぜられたり。
〔翹楚〕卓出せる貌を云ふ。
〔月卿〕公卿を云ふ禁中を天に、天皇を日に擬へ奉りこれに對し公卿を月に擬へ唱ふる稱也

子細無定樣、又遣馬部吉上取小家小鳥鷄流例也。如此興遊、幼主御時事也。

一 蟲

松蟲鈴蟲類、人々進之、或被召賀茂社司、堀河院御時。頭以下向嵯峨野誠有逍遙是給蟲屋向、選蟲奉之。

古今著聞集。嘉保(堀川院)二年八月十二日。殿上のをのこどもさがのにむかつてむしをとりて奉るべきよし詔有て、むらごの糸にてかけたる蟲籠を下されければ、貫首以下皆左右の馬寮の御馬にのりてむかひける。藏人辨時範馬のうへにて題を奉りけり、野徑尋蟲とぞ侍ける。野中にいたりて、僮僕をちらして蟲をとらせけり、十餘町ばかりはをの〳〵馬よりをり歩行せられけり。夕におよびて蟲をとりて籠に入て、內裏へかへり參り、萩女郎花などをぞ籠にはかざりたりけり。中宮の御か

〔幼主云々〕鷄鬪は後世に至り幼主ならぬ折も行はるゝ例となれり。

〔賀茂社司云々〕蒹葭堂雜錄に、按ずるに今尙例年賀茂の社家より、八月朔日內裏に蟲を獻るは、此の舊例なるべし、とあり。

〔蟲屋〕蟲籠也。

〔むらご〕叢濃也。色の此處彼處濃淡ありて一樣ならぬを云ふ、衣裳、糸などの染色、鎧の威等に見ゆ。

〔蟲籠〕細き竹にて精巧に作れる丸き籠也。賀茂社より奉る籠は下に檜の臺あり此上に曲物を置き苔を盛り檜葉を立てゝ、これに蟲を宿らせ上より壺に似たる籠にて覆ひし由也。

たへまゐらせて後、殿上にて盃酌朗詠など有けり。歌は宮の御かたにて講ぜられける。簾中よりも出されたりける。やさしかりける事なり。

〔朗詠〕詞を主とする雅樂の一種也、詩歌の雅趣ある句に曲節を施して、吟詠するをいふ、延喜天曆の頃、詩文大に流行せし時風流好事の士、諸家の詩文集より、佳句を選び、諷詠して心情を治む、是れ朗詠の名ある所以也、一條、後朱雀兩天皇の頃に至り、始めて三管に和し遂に讌席樂伎の一部となる。

禁祕御鈔階梯 卷之下 終

夫此御鈔者。順德天皇御製作之書。朝家之重寶海內之規模也。天曆皇帝清涼鈔。延久聖主年中行事等不傳世。仍無此御鈔者。頗可無所據。今幸流布家家藏之。時公麗以數本雖比校彌書落字等不一。先以大概書寫之。不解御意事等。聊加愚存辨之。引舊記證之。名曰階梯。猶不詳事等他日可考之。結交人人被請借觀。但楮員及數丁。文字又億萬。以一部借一人之時。書寫之間可經日月。仍今命于梓應衆人之求。定有謗難之輩乎。是非求名譽之志。唯爲令建曆聖主深々之叡意知人。云爾。

安永五年九月二日

太宰權帥　藤原朝臣公麗

建武年中行事

建武年中行事解題

後醍醐帝の御撰なることは確實であるが、定名はなかつた。從て古くは種々な名稱で傳へられてゐたやうである「後醍醐院御抄」とかまたは「後醍醐院御次第」「年中公事日記」などとも稱せられた。和字を以て記させられたものであるから、「假名年中行事」とも呼ばれた例がある。卷數も一卷或は三卷となつてはゐるけれども、內容は同じもので、かはりはない。

本書を北畠准后親房の撰とする說や、親房の修訂したものと見る考へもある。前者は朝事片玉所收本の奧書等に、後者は壺井義智の略解にある。——けれども、それ等の說は採用すべきものでなからう。本書の序文に、

もゝしきのうち、はた年の春秋をおくりむかへて、今もかつ見るうちの事ども、おほつかなかるべきにもあらぬを、今さらにかきつむもめづらしからぬことゝちすれど、をりにふれときにつけたるおほやけごとども行末のかゞみまではなくとも、…………其世にはかくこそありけれなどやうの物語のたよりにはなりなんか

し。

本書を撰せられた天皇の御志は察するにかたくはない。文保二年の御登極以前から朝威の復古といふ風な御思想的傾向が著しく認められたのであるが、その後に於ける御一代の御行動は既に汎ねく知られてゐる通であつた。右にあげた序文の御詞から考へるならば、少なくも吉野潜幸のことがあつた前後の御著作となるのである。和田博士はその點について疑を懷かれたらしく、建武中興の際に撰び給ひしものかと論ぜられた。「皇室御撰解題」の一節に、

御位につかせ給ひしは文保二年それより延元二年まで廿年になれゝば、其頃かゝせ給ひしものにや。されど延元々年冬は天皇足利尊氏のために幽閉せられ給ひ……………吉野に行宮を定め…………征討にひまなくおはしつる頃にてかかる御撰などあるべくもあらねば建武中興のをりに撰び給ひしものならんか…………建武の始までは十七年なれば、はた年とあるにあはねど蓋し概算を擧げ給ひしものなるべし…………。（一九二頁）

かく說かれてある。しかし、また一方からいふならば、序文は必しも御撰と同時に御執筆でなくてもよからうと思はれるし、宮闈の風を後代に傳へやうと思召された御

態度なども、御序文の趣からみて――むしろ御感慨を寓せられたらしく想へる。さう考へるならば、中興新政に際し、內容の御執筆をはじめさせられたにもせよ、――御序文の出來たときは京洛回復の御雄圖にも、多少の困難と定かならぬ時期とを忍ばせられる要があつて。南山の皇居に北闕の朝儀をいくたびか追憶あらせられた際のことゝ考へてもさう不自然ではないかも知れぬのである。

また本書には附圖や、臨時の部もあつたらしい。けれども、傳へられないから、詳しいことは明にし難い。注釋としては左の二著がある。

建武年中行事略解　五卷

建武年中行事註解　三卷

前者は江戶の中世――享保十七年――に刊行せられ、谷村光儀の撰である。後者は和田博士の撰で、古く國學院雜誌第六卷以降に連載され、後に單行本となり、近くその版を改めたものである。二書の中では先づ後者を採るべきであらう。

建武年中行事　巻之上

百敷の内、二十年の春秋を送り迎へて、今も且つ見る内の事どもは、覺束なかるべきにも有らぬを、今更に書き付けむも、珍らしからぬ心地すれど、折にふれ、時につけたる公事ども、行末の鑑までは無くとも、自から又其の世には、斯くこそ有りけれなどやうの、物語の便にはなりなむかし。

〔内わたり〕禁中也
〔所々の御裝束〕所所の殿舍等裝ほひ飾るを云ふ。
〔殿司掃司の女孺〕禁中の酒掃指油等の事を奉仕する女官を云ふ。
〔追儺〕十二月晦日鬼やらひの儀式也
〔砌〕軒下甃の處也
〔御ゆする〕御髮を洗ひ梳るを云ふ。
〔御袿の人〕藏人の中にて御髮をかき御裝束を奉る人也
〔黃櫨染〕染色の名櫨（ハジ）と蘇芳（スハウ）にて染めたる色也
〔布毯〕布の毯代也
〔上の男〕殿上人也
〔屬星云々〕北斗七星中、生年に當る星の名を唱ふる也
〔二陵〕當代御父母の山陵を申す。
〔兩段再拜〕四たび拜するを云ふ。

春を迎ふる程は、内わたりなべて事繁ければ、何處を始めなるべしとも分き難き樣なれど、所所の御裝束ども、殿司掃司の女孺ども、騷がしく急ぎ調へたるに、追儺果てゝ砌の燈火も幽かに見え渡る程、四方拜の御裝束ども急がすめり。事行ふ藏人小舍人やうの者聲々に、事に付きたるも、折から所得たり顏なり。大宋の御屛風庭に立て廻らして、御座を北向に裝ふ。主殿司御湯を供す。（是より先に御ゆするあるべし。）御湯殿の果てぬれば寅の時に御袿の人召して、御裝束奉る。黃櫨染の御袍常の如し。清涼殿の三間の格子を上げて、出御座します道とす。（雨降る時は御座を弓場殿に設けたるによりて、額の間より出でさせ給ふ。額の間とは南より五間二間のそばなり。）鋋道布毯を敷きて、屛風の下に至る。上の男ども脂燭さす。近衞中將御劍に候ふ。屛風の下にて藏人頭御笏を參らす。先づ北辰を拜する座にて二拜、（屬星の名を唱ふ。）次に天地四方を拜する座に着き給ふ。御座の上に褥を敷く。北向にて天を拜し、乾に向ひて地を拜す。子の方より卯午酉四方各皆二拜なり。御座の前に白木の机に、香花燈を置けり。北辰を拜する座に式の筥を置く。（藏人是れを置く。）若し二陵有らば、後に又一帖是を敷く。各兩段再拜なり。御座は皆兩面の短き疊なり。御拜果てゝ入らせ給ふ。藏人頭御草鞋御笏を給はる。夜もすがら事行ひぬる男ども退出ぬれば、御藥申し沙汰すべき藏人殿上に侍ひて、司々催す程、女藏人どもやう〳〵臺盤所に參り集る。内々の御したゝめ果てぬれば、御直衣を奉る。（打衣袴二つ衣單なり。）所司參りぬるよし奏するにつきて、御藥に仕う奉るべき命婦藏人ども、髮上げ裝束して座に着く。晝の御座の御簾、南の端、北の額の間を垂れたり。（此間に承香殿の人昔は候ひけるとかや。）中三間、或は二

間、御簾元の儘に上げたり。各々几帳を立て渡す。近頃里内裏などにて、あたりの間一間中半に上ぐる事あり。僻事なり。今の代には、本儀に任せて、常の時の如く鈎丸緒に上ぐ。御座の前に南卿か陪膳の典侍の圓座是を敷く。次の南圓座一枚、典藥の頭の座とす。石灰の壇、北の端、西東のつまに兩面の疊を敷きて、命婦女藏人の座とす。南第二間弘廂に圓座一枚を敷きて、後取の座とす。典侍已下女房皆な座に着く。女藏人二人、上首鬼の間より御臺を持ちて參る。一の御臺には次第あり。是も近頃は無きよし女官申す。日記に任せて是を居う。是より先に、晝の御座に着かせ給ふ。生氣の方の御衣を、よのつねの御直衣の上に重ねて奉る。朝餉にて是を召す。勾當内侍これを用意して候ふ。晝の御座にても召す。陪膳の典侍藥の頭當色を着す。生氣の方の色の事なり。その外は着せず。陪膳の典侍の髪は内侍これを上ぐ。平額なり。此時先づ御厨子所の御齒固を供す。釆女二人、御座の次の間の几帳の上より是を供す。刀自釆女に傳ふ。命婦藏人各々二人、上より次第に代りて役送す。八の盤なれば、二遍に當るなり。本儀は四人なり。二人も時によるべし。典侍次第に御盤に居う。御齒固一の御盤に居うるなり。大方精進の物一の御盤たる由、江次第に見えたり。土器ばかり取りて、蓋擎子をば、元の如く盤に居ゑて返し給へば、度毎に是に居うるなり。御齒固參りて、藥子鬼の間より進みて、端の几帳のもとに候ふ。女官青環門の邊にて、典藥を召して、御藥を催す。小庭にて、典藥の頭、侍醫、宮の内の省、各々先づ是を嘗む。一獻すみて、先藥子に飲ましむ。次に銀器に入れて、几帳の綻より御座の次の間奉る。藥の頭これを取りて、銀器の蓋を開きて典侍に傳ふ。是を召して返し給ふ。女官給は

〔里内裏〕大内裏の外の假皇居を云ふ。
〔鈎丸緒〕御簾のふさ也。
〔石灰の壇〕淸涼殿の東南隅にあり、天皇毎朝伊勢神宮を遙拜し給ふ所也
〔後取〕天盃の餘を飲む者。藏人式に侍臣大飲に堪ふる者奉仕、多く非職の雲客也とあり。
〔鬼の間〕淸涼殿の西南の間。南壁に白澤王鬼を切る圖あるより云へり。
〔生氣〕吉方也。
〔朝餉〕天子の御膳を供する所也。
〔蓋擎子〕蓋はふた擎子は土器を載する臺也。
〔藥子〕天子より先に屠蘇を飲む童女の稱也。屠蘇は小兒より飲むものなれば之を撰ぶ由也

〔塗籠〕夜の御殿を云ふ、四方壁にて塗籠めたれば也と。

〔切紙云々〕廣さ一寸八分高さ一寸六分の紙に後取の名を連書して柱に貼付くる也。

〔白散〕白朮、桂心、桔梗、細辛等五色の藥味を調合したるもの也。

〔度嶂散〕白朮、肉桂、麻黄、山椒、細辛、防風、桔梗、乾薑等九種の藥を調合したるもの也。

〔膏藥〕たうやくと讀む、其名を忌みての由也。

〔院の禮拜〕百官の太上天皇を拜する儀式なり。

〔小朝拜〕清涼殿東庭にて、殿上人のみ拜賀する儀、朝賀なき年に行ふことなり。

りて陪膳に傳ふ。主上座を立たせ給ひて、夜の御殿の南の戸より入り給ひて、御塗籠の東の方の戸に向ひて立たせ給へば、陪膳御盃を持ちて參らす。是も屠蘇は、東の戸に向ひて飮む由本文あるか。次に女官に返し給へば、是を後取の人に飮ましむ。（一日は四位、二日は五位、三日は六位藏人なり。晦の日奉行の藏人これを切紙に書きて、殿上の角の柱に押す也。近衞つかさ辨官常にはあらねど例あるなり。）さて二獻には神明白散を供す。昔は肴を後取の人に給ふこと有り。（大根を給ふ。女藏人給はりて扉を居ゑてこれを出たす。元日は人々精進の故かといへり。）三獻に度嶂散を供す（斯の如き御藥の儀式は三ヶ日也。江次第に見えたり。）三獻の度は夜の御殿の東の戸に向ひてこれを召す。典藥の頭是を持ちて、二間より陪膳に隨ふ。立ながら召すなり。後取給はること皆同じ。三獻果てゝ御齒固を出だす。一度に一盤に取り居う。三日の儀是に同じ。但し第三日、夜の御殿より御座へ歸り着かせ給ひて後、膏藥を奉る。一盤銀器に入れたり。（無名の指につけて御額並びに耳のうらにつく。藥師の印相なり。）是は內に留めらる。典藥の頭これをとりて、鬼の間より退り出づ。（右第四指をかがめてつくる。）今宵內々女房に頒ち給ふなり。ひるつかた御藥果てゝ、上達部やうやう參り集まる程、御裝束召さる。（常の束帶也。）院の拜禮果てゝ、左大臣已下殿上に候ふ。大臣の命につきて、末より次第に殿上の座を立ち、小庭を經て神仙無名門を入りて、弓場に列なり立つ。上首の人、藏人の頭を招きて、小朝拜に候ふ由奏する時、御殿の母屋の御簾を垂れて、殿上の御倚子を廂の御座の間に立つ。（掃部寮毯代を敷く。）六位藏人二人是を舁く。藏人の頭母屋の內にて御靴を奉る。即ち御簾を捲げさせて出でさせ給ひ、御倚子に着かせ給ふ。藏人頭出御の由を大臣に仰す。群臣仙花門より入りて、長橋（かねてこれを取る。）の砌のもとより練

〔上﨟の女房〕二三位の典侍を云ふ。
〔第一の人〕左大臣なり。
〔職事〕藏人也。
〔陣の座〕左右あり日華門內は左近の陣、月華門內は右近の陣也。
〔一上〕左大臣也。
〔外任の奏〕節會の宴に預る外官（地方官）の連名書を奏するを云ふ。
〔七曜御曆〕七曜を具注したる曆也。
〔腹赤の奏〕每年節會に筑紫より鱒を奉る式也
〔鳥居障子〕鳥居形の襖障子の由也。
〔額の間〕清涼殿廂の中央の間。長押に額（清涼殿と）の懸れる下の處也。
〔上首のすけ〕近衞中少將中の上位の者を云ふ。

り進みて、御座の間の通りに立つ。つぎ〳〵の人皆列り立つ。上一二人の外練らず。四位五位後に立つ。六位又其後にあり。皆立定りて拜舞す。常の如し。末より退く、三四人を殘して、上首前より練りて退く也。群卿退きて後入御、藏人頭、御簾御靴給はる事先の如し。御齒固朝餉など、此間便宜に從ひて、內々朝餉にて參る。御陪膳には第一の上﨟の女房なり。內侍命婦（進物所別當）など此の後に隨ふ。

元日の節會、其儀小朝拜果てぬれば、內辨の大臣陣の座に着きて事を行ふ。若し第一の人にあらば、內辨に候ふべき由を職事をもて仰せらるゝなり。（すして位次の大臣な）大方萬づの公事を、一上たる人は前を渡すまじきにや。陣の端の座をはかりて、藏人を招きて外任の奏を奏す。（筥の蓋に入れたり。）藏人內侍に付けて奏聞す。是を御覽じて返し給ふ。又諸司奏之、諸司の奏は內侍所に付くべき由を奏す。（若し暫し程なへば、內に留め置きて七出御の期に臨みて返下さるべし。）七曜御曆腹赤の奏など、內侍所に付くべき由奏す（腹赤の奏など古は庭に進みて奉しけるとかや。）主上出御臺盤所にて典侍劍を內侍に傳へ給ふ。（居て是を傳ふ。內侍これを取りて、やがて立つなり。）左の內侍鳥居障子を出でて進む。額の間に至る。右の內侍神璽の筥を給ふ事劍の如し。御後に候ふ。孫廂には筵道布毯を敷く。長橋並びに紫宸殿の御後、西の北向の妻戶の下まで是を敷く。（きざはしの上には敷かず。）藏人並びに近衞の次將ども脂燭に候ふ。上首のすけ二人、劍璽の內侍を扶持す。（脂燭をとる、或はとらず。）關白廂の二間の前に候ひて、笏を挿して御裾を取る。藏人頭御挿鞋を奉る。關白の裾をば、藏人後にて是を直す、麗しくは是を取らず。命婦四人、藏人四人、御供に候ふ。これを威儀の女房といふ。鬼の間の鳥居障子より出でて、大

〔御帳〕紫宸殿母屋の御帳臺也。
〔警蹕〕書言字考に王者、出則警、入則蹕、所ニ以止レ人淸ニレ道也とあり、御先拂の聲をかくる也
〔內辨〕江次第抄に第一大臣於ニ承明門內一辨ニ備諸事一、故曰ニ內辨一とあり
〔外辨〕同書に、第二大臣於ニ承明門外一辨ニ備諸事一、故曰ニ外辨一とあり。
〔兀子〕四脚にて四角なる腰掛也。
〔家禮の人〕公家衆其外家柄輕き公卿等の攝家へ親しく出入して禁裏の政事の故實を習得する人々を云ふ。
〔謝座〕昇殿着座の恩詔を拜謝する也
〔闈司〕女官也、宮門の管鑰及出納を掌る。

床子の間より廂に出でて御供に候ふ。主上御後に入らせ給ひて、御粧物所の御倚子に御靴を奉る。左右近衛陣を引く。威儀の女房は御後の中の戸より、東奥の端に向ひて座に着けり。掌侍劍璽を御帳の內、東の机の上に置く。左の內侍傳へとりて、璽を劍の內ざまに是を置く。藏人六位式の筥を右の机に置く。主上御帳內の御倚子に着かせ給ふ。近衛の陣警蹕す。關白御裾をおり置く。そばに疊おく、常のごとし。或は御倚子の上をこして、御後に是をたゝみおく。內辨陣の座を立ちて、陣の後にて靴をはく。是より先に諸卿外辨に着く。內辨宜陽殿の兀子に着く。掌侍左東の廂の南の妻戸より、簀子に進み出で、召しの由を仰す。內辨座を立ちて稱唯す。內侍かへり入り、藏人頭是を扶持す。內侍は二人ともに御帳の西、通障子の內通障子なとほり障子といふ人有り。ひが事也。大なる衝立障子に御簾かけたる也。床子二脚あり。つきて候ふ也。うるはしくはゐず。まへにゐる也。內辨軒廊より出でて、一位は一間二位は二間砌より進みて練り始む。左近の陣の南の邊に進みて立つ。內辨進む程近衛陣立つ。內辨に家禮の人は退く。西向にて一揖、乾向にて謝座、二拜なり又一揖して歸り入る。或は西向にて二拜一揖、或は皆揖も拜も乾向、或は揖を略する事もある也。始めを略し後を略す。說々あり。練りとゞまる時は右の足を細かに、左の足を伸べて練りめぐるなり。すべての太刀のさき、下襲のしり、かうぶりのさき、はたらかず。又とゞこほらずして、むらなくすゝむをよしとす。故實どもある也。櫻の木を過る程に練り留る。ねるときねらざる時けぢめ定かならぬもの也。堂上に上りて、始の兀子に着く。座の上の方に顧みて、開門仕れと仰す。左右近の將曹門に向ひて門を開く。扉を叩くなり。開門仕りぬるよし陣官軒廊の端の邊にて是を申す。內辨又仰云、闈司座に罷り寄れ。陣官又是れを傳へて、闈司を門下に進む歸り參りて闈司座に着きたる由申す。內侍舍人を召す二聲、笏を近う當てゝ息を散さず。

〔版〕版位也、群臣百官の位を定むるに置く版(タイ)也。
〔まちきんだち〕前つ公達の約言。主上の御前近くへ仕奉る臣にて五位以上を云ふ。
〔異位重行〕二位一列三位一列四位一列等之を異位と云ひ同位重なり立つを重行と云ふ由也
〔をめる〕あとしざりする意也。
〔しきゐん〕敷居にの音便にして、敷きたる座につけよの意なり。
〔謝酒〕酒盞を賜はるを謝する禮也。
〔草墪〕しめ太鼓のごとき樣の腰掛にて錦にて作る由ない。
〔脇の御膳とう〕次の御膳早うと促すなり。

裏書

案じ續くるまでもなく、筆に任せたれば、書違へもあるらむ。僻事も多かるべし。

大舍人應へて少納言に告げ示す。少納言門より入りて、走りて版に着く。走ること五位は五尺、四位は三尺ばかり。まちきんだち召せ。少納言稱唯して歸り出づ。諸卿を次第に召すなり。外辨の公卿、門の左の戸びらより入りて次第に標に着く。第一の人練るなり。異位重行、親王の後に大臣、大臣の後に大納言。その後に三位中納言、その後に四位の宰相、二位中納言は大納言の末にをめり、三位の宰相は中納言の末にをめる也。列定まりて後、内辨仰云、しきゐん、群臣謝座。二拜を云ふ。次に造酒正軒廊より進みて、外辨第一の人の前に走りよりて、跪づきて空盞を持ちて是れを授く。第二の人、相跪づきて笏を置きて是れを取る。造酒正歸り入りて櫻の木の下に到る程に、立ちて謝酒二拜をいふ。群臣一同也。謝酒終りて、造酒正進みよりて、盃を返し給はりて歸り入る。外辨の人々次第に進みて堂上に昇る。南の欄にそひて左の足を先にす。下る時は北の欄にそひて左の足を先にす。はしの中たうやまふ心か。たゞしいづれも南を用ふる人もあり。大臣大納言端に着く。親王中納言奧に着くべし。但又大中納言人數多き時は、便宜にしたがふべし。内辨御膳を催す。下殿して是を仰す。内膳正已下南階の下に進む。警蹕の聲を聞きて群臣立つ。是より先采女進みて草墪に着く。役送の采女、御厨子所の中の盤二つ持ちて進む。陪膳の采女髪を上げたり。役送は上げず。御臺盤の覆を兩面なり取りて、二つながら各々御盤に居ゑて是をまかる。果物もとより御臺盤にあり。馬頭盤、箸匙同じくあり。臣下の臺盤にも、果物箸匙かねて居ゑたり。晴の御膳四種已下、八盤供じぬれば、やがて脇の御膳を供す。若し程を經ば内辨催す。其詞云、御後之職事や候。脇の御膳とう、或は殘の御膳ともいふ。五位の藏人西の階のへん簀子にて是を催し行ふ。

〔黏臍〕以下餲餬まで餅の名也。
〔桂心〕餅にて作り花に肉桂の細末をつけたるものゝ由
〔餛飩〕小麥粉にて團子の如く作り中に餡を入れたる也
〔索餅〕米小麥にて作り細の如く細長くねぢりたるもの
〔内竪〕未冠の童を以て殿上の驅使に充つ、其數三百人と見えたり。
〔進物所〕天皇の御膳の調進を掌る、內膳司に屬す。
〔三節の御酒〕甘糟也、元日七日十六日の三節會に供すべきものなれば、しかいふ由也。
〔平を云々〕平らかに聞召せの意ならんと云ふ。
〔磬屈〕立禮の一也立作ら腰を折る也

凡そ御膳のくさ〴〵、其の名は有れども、其の姿何れとわきがたし。内膳など確かに未だ尋ね問はず。黏臍、饆饠、餲餬、桂心などやうの物なり。餛飩、索餅は目近きものなれば、定めて人も覺束なからじ。内辨臣下の餛飩を催す。大辨の宰相傳へて、内竪を二聲召して仰するなり。内竪餛飩を居ゑ終りて、大辨の宰相御箸を申し、内辨に氣色す。内辨天氣に候ふ。御箸下る。麗しくは召さず、扇して御箸の臺のかれを鳴らす也。臣下皆是に應ず。箸を取る也。次に羹を供す。蚫の羹也。ただ羹といふ。進物所御厨子所、高盛平盛まで、例の如く供じ終りて、其の由を采女内辨に申す。内辨飯汁を催さしむ。餛飩の如し。居ゑ終りて大辨御箸を申す。但我まへの果つるをば待たず。内辨の契先の如し。御箸下る先の如し。但本儀に任せて、金の匙箸を立つ。今の代のことなり。臣下同じく箸を立つ。

裏書　箸を立つること、常に匙内箸外なり。さい〳〵に立つ時、箸を抜きて匙を抜かず、麗しく立つには、二ながら是を抜く。毎節、匙左箸右に立つ。後鳥羽院御習禮御記如レ此、よて其まゝに用ふるなり。

次に三節の御酒供じて後一獻を供す。是も本儀に任せて、今は麗しく召すなり。臣下の一獻、大臣先の如く催す。大かた大辨なき時には末の宰相物を催すなり。造酒正盞を持つ。内竪瓶子を持つ。其の人の前にて、造酒正受けて、平を唱へて各々すゝむる也。奥の座は、内竪の別當盞を取る。造酒正に同じ。内辨座を立ちて、軒廊の口にて國栖を催す。吉野の國栖、歌笛を奏す。かたの如く也。次に二獻、一獻の如く、終りて内辨座を立ちて、磬屈して奏して入る。まちきんたちに御酒給はむ。天許終りて、參議一人

を召して是を仰す。承る人座を立ちて稱唯して、末より内辨の後に磬屈して立つ。内辨仰云、まうちきんだちに御酒給へ。參議承はりて軒廊に降りて、交名に取りて還り上る。南の簀子第二の間の西の端のへんにて是を仰す。一揖して淺く深く、再び顧る體なり座に還りつく。次に三獻、二獻に同じ。獻終りて立樂あり。日月花門より左右の樂人春庭樂を奏して馳道に進む。左右各々二曲、萬歳樂、地久、賀殿、長保樂など也。臨時の勅によりて此頃おの〳〵三曲もあり。大かた近き頃は此事なし。當代古きにかへりて興されたる也。舞終りて、内辨下りて陣に着く。宣命見參を召すなり。内辨文杖を持ちて、東階を上りて、東の廂の南の戸より入りて奥の小間を西へ折れて御帳の東の屏風の下に立つ。内侍右に出でゝ、屏風の端より右の手して是を取る。左の手しては扇を取る。御帳のはづれに居て、ゐざり寄りて、御座の通に到りて、御帳の方へ聊か向ひて杖を左の机にかけて差寄す。主上是を取らせ給ひて、右の机に置かせ給ふ。左の御手にて杖をとらへて右の御手にて是を拔く。はた袖越に是を取る。手を出すべからず。内侍杖を取りて、ゐざりて退く。杖を御帳の東御帳臺のもとに添へて置く。總て白き杖は御帳の後に置く。返すべからざるが故也。黑き杖は東に添へて置く。軈て返しくだすべきが故なり。内侍退きて後宣命見參、各々是を御覽じ給ひて、左の机に置かせ給ふ。文の先を聊か机より差出す也。内侍是を見て、進み寄りて是を取る。きぬのひとへ越しに取る也。杖に取り添へて、片手に持ちて内辨に返したぶ。内辨内侍を待つ程は、聊か退きて、劒の尻を障子に當てゝ立つなり。賢聖の障子なれば第五倫の程にあたるべし。返し給ひて左に廻りて、もとの道を經て軒廊に下りて、杖を返し給ひて文を持ちてかへり上る。參議を召して宣命を給ふ。參議内辨の後に進みて、磬折して立つ。笏を指すが如くして、うるはしくはさゝず。文を給はりて、

〔軒廊〕紫宸殿の軒より續ける廊にて上屋ありて下の土間なる道を云ふ。
〔交名〕數多の人名を書き連ねたるものを云ふ。
〔立樂〕伶人の立ち乍ら樂を奏するを云ふ。
〔日月華門〕日華門は校書殿と安福殿との間、月華門は宜陽殿と春興殿との間にあり。
〔左右の樂人〕唐樂を左樂、狛樂を右樂とする由也。
〔馳道〕天皇通御の路也、南庭にありと云ふ。
〔宣命〕祝詞文の如き國文の詔を云ふ
〔見參〕此日朝參せる五位以上の交名を云ふ。
〔文杖〕宣命見參を挾む杖也。

笏に取添へて本座に返る。宣命もちたる宰相は、大臣にも禮を致さず。なべては大臣の起居に宰相磬折するなり。內辨已下下殿、左近の陣の南の版に立つ。大納言已下皆始の列の如く異位重行す。宣命使下殿して、軒廊より進みて諸卿の後を經て、日華門の北の扉に當りて揖して、是を曲折の揖と云。西に折れて夜に入らずば西に向きて後れるべし。宣命の版の南に進み立つ。冠のかげの版に當る程といへり。揖して笏を指して宣命を開く。先づ開きて、聊か上げて後、押合せて右の方へ押す。群臣再拜、又先の如く宣制す。群臣拜舞す。宣命使拜の程に文を卷きて退く。揖を群臣の後にあはする也。あながちにあはせず聊か前に進む樣にて、右へ廻りて先の如く退く。曲折の揖先の如し。堂上の座に着く。群卿返り昇る。宸儀御箸を拔きて入御、大將警蹕す。大將なくば內辨是を稱す。近衞の陣警蹕稱す。近衞の陣の警蹕は、左上首一人するなり、皆するは僻事也。內辨已下箸を拔きて退出づ。宸儀入御の御路已下、御供の女房等出御に同じ。節會の程火消えたらば、內辨指油を催す。其詞云、御後に職事や候。指油と云ふ。女孺はかまきぬきたり。油を取替ふ。奧の座の人の路、北の小間、親王並びに左右の大臣、內侍などの路也。其の外は中間を經るなり。本殿還御の後、女房陪膳にて夕の御膳を供す。

二日二宮大饗なり。玄輝門の東面の廊にて此事あり。近頃は絕えにたれば其の儀を記さず。大內など出できて、中宮春宮同じ御所ならば、さだめて行はれなむかし。さしたる公事も無ければ、今日明日は上達部所に參うづるなり。然るべき人殿上に候へば、臺盤所に召して御對面あ

〔揖〕揖讓の意、笏を取りて中腰にて目禮するを云ふ。
〔宣制〕宣命を奉讀するを云ふ。
〔拜舞〕叙位任官又は祿等を賜りし時に謝する禮也。一に舞踏とも云ふ。手にて舞ひ足にて踏みて、一度は立ち一度は坐し、左右を顧みて忻悅の狀を表する也。
〔宸儀〕天皇を申す
〔左上首〕左大將也
〔二宮大饗〕二宮とは中宮東宮を云ふ群臣年の始めに二宮を拜して後、宴を賜はる儀也。
〔臺盤所〕淸涼殿晝御座の西、朝餉の間の南にあり女房の詰所にして臺盤を置く故の名也と
〔寄〕寄託の意、卽ち心を寄する也。

〔大床子〕主上の御座也。長四尺五寸廣さ二尺四寸高さ一尺三寸の机の如き臺也。

〔役送〕陪膳より次第に取次ぐを云ふ

〔平敷〕皇太子の晝の御座也。帳臺の前、東廂に發設す

〔御くしげ〕御匣殿別當也。

〔兩宮の背〕中宮東宮の御藥をば、侍醫一人參りて先づ嘗めて上る也。

〔吉書云々〕辨官藏人より奉る文書を奏覽する儀にて其樣官奏に同じ。吉日を撰びて奏覽する文書なれば然かいへる由也。

〔懸紙〕卷きたる上を、別の紙にて包むものにて、即ち包紙なり、又卷紙とも云ふよし也。

り。女房ども心遣あるべし。女房の御方には扇を挿したり。寄ある上達部など召し入れられたる折は、皆な扇をぞ置くめる。御藥の儀昨日に同じ。三獻果てゝ大床子に移らせ給ひて、朝夕の御膳參る。陪膳御藥に同じ。役送の女房又同じ。三日も變らず。

春宮も御藥の儀は同じ。陪膳は然るべき上﨟の女房なり。元日の節會に御元服の後は、參う昇り給ふべけれど、其の儀なくば、御膳は御藥のついでに三獻はてゝ、同じ平敷の御座にて參る。

二日三日同じ。

中宮御藥も同事也。御簾はもとより垂れたれば、刻限に御座の次の間を中半に上ぐ。御陪膳は御くしげ也。兩宮の背には、侍醫一人參るなり。

二日三日の間、辨官藏人など吉書奏聞すれば、晝の御座にて御覽ず。辨官若くは藏人文杖に挾みて奏す。先づ年中行事の障子のもとにて天氣を候ふ。御氣色を見て稱唯して孫廂に進む。御座の南の間に跪きて、廂の長押に膝行しながら昇りて奏す。是を取りて御前に置く。辨退きて、孫廂に磬折して候ふ。文を御覽ず。其の作法、先づ文は下に置きながら、懸紙をひろげて、先づ上、次に下の端を引きて、左の手にて懸紙の奥を控へて、右の手して、中の文を懸紙の端へ引きわたして、右の手して其の盡押へて、左の手して先下の端を引き、次に上の端を引く。さて右の手の下なる文を擡げて、左右の手してひろげて御覽ず。御覽じ果てゝ、左の手して半ば卷きよせて、右の手をはづして、文のはしを左樣に引きおほひて、左右の手して卷きて、左

〔殿上の淵醉〕正月二日三日の中吉日びて、藏人頭以下殿上人ども、淸涼殿上にて、酒宴あり、朗詠今樣などを謠ふ儀也、十一月五節の時もあり

〔極﨟の藏人〕六位藏人の古參を云ふ

〔肩脫ぐ〕袍の片袖ばかりぬぐ也。

〔亂舞〕人々立列び袖をひるがへして舞ひ、拍子にてはやす也。

〔左仗〕左近衛府の陣也、日華門內也

〔申文〕叙位を申請する文也。

〔四季の御屏風〕春夏秋冬十二ケ月の樣をかきたる屏風也、色紙形に歌をかきたり。

〔執筆〕叙位を書記する人、關白外の第一大臣奉仕す。

の手にて懸紙の奥に置く。二ある文は次第にそのまゝ見るべし地につけながら、左の手して卷きて、右の手にて端をとらへて擡げて、先のやうに卷き終りて御前に置く。辨杖を左に置きて、横さまに持ちたりつる文を縱さまに置く。鳴らすべからず。膝行して進み寄りて、文の先を左の手して押へて、右の手して文のもとを取りまはして、持ちて退く。本座にて結ね申す。御氣色に隨ひて稱唯す。おきさまに文を卷くなり。辨官は作法さびしく文ならすなり。文を杖に取添へて退出づ。文の上に縱さまに杖を加ふるなり。横さまにゝ置くなり。殿上の淵醉あり。藏人頭已下事に堪へたる男ども。臺盤に着く。六位藏人勸盃す。朗詠二首、今樣一首、三獻の度、極﨟の藏人勸盃すれば、頭殊更これを強ひ、賞翫して紐をはづす。此時皆肩脫ぐ。今樣の後亂舞に及ぶ。皆な座ながら舞ふ。六位小板敷にて囃す。藏人頭三反なり。御倚子の前に進みて舞ふこともあり。主上は半蔀より御覽ず。女房など數多簾子の邊に候ふ。事果てゝ中宮に推參す。其の儀同じ。但公卿の座にて先づ勸盃・簡の衆是れを進むるなり。

五日叙位儀あり。大臣已下左仗の座に候。是より先に今日の早旦に、藏人頭已下申文を奏す。內覽果てゝ後、朝餉にて奏するなり。文を御覽じて、えれと仰せらる。頭已下石灰の壇にて、難なき申文どもを撰び調へて、硯の蓋に入れて御座の前に置く。清涼殿の御簾を垂れて、晝の御座の間にはしに半帖を敷く。四季の御屏風を、東西北に立て廻らして、三尺の几丁を御座の傍に立てたり。其の前の廂に、執筆の圓座を敷く。關白の座北にあり。南二間するゐは西に折れて上達部の座を敷く。藏人召し仰す。陣の座に向ひて、膝突に着きて是を仰す。末まで見わ

〔雨儀〕降雨の時の儀式を云ふ。
〔筥文云々〕筥文を持ちだる外記は弓場の前庭卽ち紫宸殿西の庭に立つ。
〔青瑣門〕殿上の間より紫宸殿の南庭に通ふ土廊也。
〔御簾〕淸涼殿孫廂にかけわたしたる御簾を云ふ。
〔袖樣に云々〕地に置きたる硯の上を我が袖の方に向けなほす也。
〔逆行〕膝行して退くを云ふ。
〔十年勞〕諸司六位の叢年勞積みて旣に五位に叙せらるべき者を列記したる帳也。
〔硯の筥にある紙〕續紙也。
〔加階は云々〕加階すべき人の數を尋ぬる也。

たす。皆召さるゝ由也。大臣大外記を召して筥文を仰す。六位外記三人、筥文を持ちて日花門より入りて、宜陽殿の壇上に進み立つ。大臣已下座を立ちて、階下を經て（雨儀は御後を經。）弓場に進む。大臣南廊の下に立つ。（南向）納言弓場の内に（柱の外、雨儀は內。）北上西面に立つ。參議東上北面なり。筥文を取りて外記前の庭に立つ。（北上西面。）關白はもとより殿上に候ひて、刻限に御前の座に著く。大臣揖して進む。大納言已下みな揖す。大臣着座の後大納言筥文を取りて、（六位の外記跪きて是を傳ふ。）右青瑣門より（膝をかけて昇る。）入りて孫廂に昇る。御簾に沿ひて次第に聊か中によりて、執筆の圓座の前に硯の筥を置く。先次の間に跪きて、膝行して進みよりて、硯を地に置きて、右の手して袖樣に直して、硯の下の方を圓座に向けて差寄す。逆行して、聊か御前の方に向きて、笏を拔きて、居ながら左に向きて退く。見參の板を踏み鳴らす時、次の人廊のもとに進む。次第に筥を取りて御前の座に着く。一の大納言は筥文を取らず。參議一人御前につきて後、御簾を引きて、人々着座のやうを御覽じて、大臣を召す。こなたにと仰せらる。大臣稱唯して、揖して進む。大臣笏を正しくして候。「とく」と仰せらるゝ時、笏を置きて、右の手して二の筥を取上げて、硯を其の跡に引寄せて、硯の跡に筥を置きて、文書を次の筥に移して、十年勞ばかりを殘して、笏を挿して、筥を持ちて膝行して進みて、御簾のもとにて取廻らして、下の方を御座に向けて、御簾の內に差入る。大臣聊か退きて、笏を拔きて候。十年勞を御覽じて返し給ふ。筥ながら御簾を押張る。大臣笏を挿して進みて、御簾を聊か擡げて、筥を返し給はる。座に返りて硯を本

〔院宮〕院は上皇、女院を云ひ、宮は三后、東宮等也。
〔小折紙〕鳥子紙等を横に折りたるもの也。
〔下名〕官に任ぜられし人々の名を書き立てゝ、式部兵部二省の卷に下し給ふを云ふ。
〔大内記〕中務省の官也。職員令に「大内記二人、掌下造二詔勅一及御所記錄上事」と見えたり。
〔位記〕叙位の旨を記したるもの也。
〔白馬節會〕「アチウマノセチエ」と讀む正月七日天皇紫宸殿に御して群臣に宴を賜ひ白馬を見給ふ儀也。
〔記文〕禁中裝飾のさまを裝束司の記したるもの也即ち裝束記文を云ふ。

のまゝに取替ふ。大臣笏を正しくして候。又「とく」と仰せあり。大臣墨をすり筆を染む。硯の筥にある紙を、二卷ながら一づゝ取り上げて、よきを取りて卷きかへして置く。加階はいくつばかりと尋ね申す。何人ばかりと仰せらるゝ時、其の程を計らひて、先從五位下と書く。三人ばかりの程を置きて、式部民部を叙す。此間勸盃あり。「院宮の申文召しに遣はさん」と奏す。勅許の後近衞將を召して是を仰す。御申文とも持ちて參りぬれば、是を取りて奏聞す。十年勞奏する時の如し。主上是を取りて、各々封を開き、懸紙を引き取りて、上﨟の御申文の中に、殘を卷きかへして返し給ふ。是より先、硯の筥の申文を下し給ふ。關白座に候はゞ、給ひて次第に開き覽て執筆に傳ふ。加階は小折紙に記して密かに給ふ也。藏人並に氏の爵など、各々叙し果てゝ、折紙に卷かせて加階を奧より端さまに、次第に書き終りて、年號月日を書きて、端を卷きかへして、筥に入れて奏聞す。是を御覽じて返し給ふ。大臣殿上に出でて淸書の上卿に授く。大中納言の間也。上卿給はりて陣の座に着きて、參議に仰せて下名を書かしむ。又大内記に仰せて位記を作らしむ。位記を作りて、筥に入れて、卷きおほせて次第せしむ。其後又請印せしむ。請印をはりて奏聞す。是を三度の奏と云ふ。式兵二筥に分ちて、公卿あらば三筥なり式一二と銘を押す。からげて、上に下名を挿して奏す。藏人御厨子に置く。七日節會に各々あかち給ふ也。七日は白馬節會なり。此の日は殊に急がるれば、前の日より宮に仰せて南殿の御裝束調へたり。記文に讓りて、御裝束の樣などは元日にも記さず。さりながらしつらひの樣は書かず。猶覺束

なき事ありぬべければ、あらあら記すなり。御帳に帷をかけ、母屋の壁代など常の如し。御帳は三方上げて（隅の柱に結ひ付く。）帷を後は垂れたり。内に平文の御倚子を立つ。其の前に火櫃を居ゑたり。御倚子の左右（前へ寄せて）に机を立つ。高麗の覆あり。左には劒璽を置かるべし。右には式の筥を置くべし。又留まる文は右の机に置かるべし。火櫃の前に御臺盤を立つ。（横さま）其の南に二の御臺盤、（竪さまなり）帳臺の上に北の端をかけて、南をば別の臺にて是れを置く。皆南面の覆あり。大なる金の器物に菓物を入れて、一二の御臺に各々是を置く。其の前に、左によせて采女の草墪を置く。母屋の東三間に、四尺の臺盤をつゞけて立て並ぶ。末に八尺の臺盤一脚立つ。（巽乾ざまに、聊ゆがめて立つるなり。北辰にかたどるともいふ。）下に紺の布を敷く。上に菓物を居ゑ並ぶ。箸匙の臺、奥端に是を置く。奥端に兀子を立つ。親王大臣の料両面のおもて、納言は緑のおもて、参議の座は長床子なり。御帳の丑寅の方より五尺ばかり東によせて、大宋の屏風を立つ。内辨此の所にて、奏を内侍に告ぐるなり。御帳の西北のはづれに、通障子を二脚西ざまに立てならぶ。其の内北に内侍の座を設く。廂の西二間に酒臺を置く。南階の東西に左右近の胡床を立つ。宣命の版、尋常の版常の如し。版の東西に位記の案を立つ。（東式、西兵、上階あらば式二。）参列の標、所々の幔、胡瓶の立てやうなど、常の如くなるべし。南庭に（南いさゝか西によせて）舞臺を立てたり。（梅柳など舞臺の隅にたつと見えたり。）大臣参議参りぬれば、加叙あらば先これを書入れらる。奉行藏人、下名を持ちて大臣に下す。大臣参議に仰せて是を書入れしむ。やうやう人々参り集まりて。外記代官を申さしむ。誡めたりやと仰すれば、

〔三方あげて〕北方を垂れて東南西の三方を上ぐる也。

〔平文〕江次第抄に「以二白蒭一彫二唐花一也」とあり文を高く彫り上げず蒔絵螺鈿等も漆地と同じさまに平らかに摺りたるもの也

〔胡床〕和名抄に「阿久良」とよみて今の床机なる由也

〔宣命の版〕宣命使の着席する版也。版は群臣並に百官の列位を定むる標なり。

〔位記の案〕位記の筥を載せたる几案を云ふ。

〔胡瓶〕江次第抄に「胡國酒瓶也」とあり金銅を以て作る

〔南庭〕紫宸殿の南庭也。

〔代官〕外記、式部、兵部の輔丞の代理

誡めて候よしを申す。是より先、諸司を問ふこと常の如し。外任奏下されて、御後に出御あり。式上、劒璽は先つ机に置く。式筥も同じ。藏人位記の筥を、內辨の座の前の臺盤の上に置く。式上、兵下、（式二あれば二を上におくべし。）內侍位記の筥の上なる下名を取りて東階に進む。是よりさきに、諸卿外辨に着く。內辨宜陽殿の壇上に立つ。御後に出御の由を聞きて、近衞の陣は引くなり。內侍東階に出でぬるを見て、內辨階のもとに進みて、下名を給はる。內侍返り入る。內辨宜陽殿の兀子に着きて、內豎を召す二聲、內豎進む。仰云、式部、兵部召せ。式兵丞。（六位藏人つれにさふらふ。）進みて內辨の前に立つ。（武官は弓を持つ。）內辨式部を召す。稱唯して走り進みて、跪きて下名を給はり本列に返る。兵部又同じ。二省の丞ともに退く。內侍又東階に進みて召す。大臣稱唯して軒廊より練り進みて、謝座をはりて堂上に昇る。大臣內豎を召す二聲、內豎櫻の木のもとに進む。仰云、式部、兵部召せ。二省の輔代、櫻の木の下に立つ。召によりて、式部輔代五位堂上に進む。式の筥を給ぶ。二つあらば歸り參れといふ。輔代丞に筥を持たしめて、また歸り參る。また一の筥を給ふ。また兵部召す。輔代參りて、筥を給ふこと前の如し。二省筥を丞に持たせて、各々案に置きて退く。內辨開門仰せ、闈司座に着く。舍人召すこと元日の如し。公卿謝座謝酒終りて、堂上の座に着く。內辨座を立ちて、叙位の宣命を取りて、返り上りて、內侍につけて奏聞す。返し給ひて杖を返して歸り上る。上階あるときは、中納言の中に宣命使を仰す。然らざれば、參議是をつとむ。大臣參議に仰せて、叙列を催す。式兵の輔代叙人

〔式兵函〕式部兵部の函を云ふ。
〔堂上〕紫宸殿上也
〔謝座〕宴を賜はるを拜謝する禮也。
〔二省云々〕江次第に「兩省輔丞代趁進置二筥於庭中案一」とあり。案は位記の案を云ふ。
〔闈司〕宮闈の管鑰及び出納を掌る女官也。
〔舍人召す云々〕江次第に「大臣宣、舍人二二音大舍人四人於二承明門一稱唯」とあり少納言を召さむ爲に舍人を召す也。
〔大臣參議に云々〕江次第に「次內辨仰二參議一催二叙列一參議催レ之次二省引二叙人一列立」とあり。
〔大臣以下云々〕大臣以下庭中に列立

〔叙人云々〕江次第に、但し叙人不レ拜揖立とあり。
〔白馬奏〕馬寮より貢上せる馬の目錄を云ふ。
〔御監署〕御監は馬寮御監にて左右各一人近衞大將をして兼帶せしめし事西宮記に見えたり署は署名する也、大臣ならば朝臣字納言ならば名を二字署する由也。
〔皇帝〕江次第に「皇帝破陣樂」とあり、又武德太平樂と云ひ、唐の太宗の作なる由也。
〔玉樹〕同書に玉樹後庭花とあり、陳の後主の作と云ふ
〔桃李花〕同書に赤白桃李花とあり、三月曲水宴に此曲を舞ふ由、貞保親王笛譜に見えたり

を引きて前庭に進む。輔代は案の下に立つ。叙人は標に立つ。宣命使召によりて、進みて宣命を給はる。大臣已下下殿す。宣命使軒廊より出でて、曲折の揖して西に向ひて練りて、案のもとを經て式案二あるあはひなり。版に着く。宣制のやう元日に見えたり。但後の度も二拜なり。叙人は拜せず。宣命使歸り上りて、大臣已下同じく上る。式兵の叙人各々案の下に進みて、位記を給はる。輔代是を給ぶ。案の下に跪づき、給はりて聊か開きみる。揖して退く。揖ありなし、説々あり。式は左にめぐり、兵は右にめぐる。各々新叙の標に立ちあがる。もとは三位の標に立ちたりつるが、二位にならば二位の標に立ちあがるなり。皆給はりはてて輔代退く。二省の叙人互に見合はせて、馳道に進みて一同に拜舞す。次第に退く。大臣已下下殿して各拜舞す。是を親族の拜と云。本儀は加階給はりたる人々の、よせある人々悦ぶ心なり。今の代は皆立つ也。立樣宣命の拜の如し。左右の大將下殿して、軒廊にて、白馬の奏をとる。御監署を加ふ。次將是をとりつぐ。隨身に仰せて文を杖に挿ましむ。左右ともに進む。左もし大臣ならば、右東の廂に留りて立つ。大將一人あらば、左右ともに取る。大將候はずば內辨是を取る。御覽じて西の机に置かせ給ふなり。白馬わたる。先左、次に右、頭助各々わたる。其の人なくば代を定めらる。次に御膳參る。三節一獻、國栖二獻、御酒の勅使三獻、おの〳〵元日に同じ。樂は女樂なり。三獻果てゝ、內敎坊の別當下殿して別當は大納言の中にあり。奏を取る。次將とりつぐ。奏御前に留まる。白馬の奏のごとし。近衞の樂人、弓場殿の版にて樂を奏す。舞妓舞臺にのぼる。五曲なり、皇帝、玉樹、萬歲樂、桃李花、喜春樂。樂果てゝ、宣命見參を奏す。元日のごとし。宣命を宣命使に給び、祿法を大辨に給ぶ。宣命果てゝ、群臣祿所に向ふ。祿を取る。

〔祿所〕祿物を置く所也
〔練男〕練りあるく男の事也。
〔北ノ陣〕縫殿陣也朔平門の中なる由
〔作物所〕調度等の物を造る所也、進物所の西にあり。
〔八省〕八省院にて大極殿を云ふ。
〔上卿〕公事を奉行せる人の上首を云
〔後七日の法〕元日より七日間本坊にて導師行ひ此の日より更に七日間行ひしより斯く云ふ
〔大輪轉〕女司以下の女官互に輪轉して當年の巡によりて叙せらるゝを云ひ。闈司主水東竪子のみ行ふを小輪轉と云ふ。
〔切杭〕女官等年の勞を合せて叙爵を申請するを云ふ。

大辨の宰相、祿所に着くなり。入御の後白馬中殿の前を渡る。神仙無名門を通りて東庭を渡る。先づ練男とかや云ひて、七度庭を廻る。近衛官人どもなり、上の男ども小板敷の邊、長橋などにて馬を打つ。其の故覺束なし。中宮東宮にも同じく參る。節會の程北の陣にて、撿非違使雜犯をたゞす。

卯の日にあたれば、卯杖の奏あり。六府杖を奉る。作物所、生氣の方の獸のすがたを作りて、卯杖をおはす、樣々の作物あり。臺盤所に奉る。中宮春宮おなじ。春宮より宮司を使にて奉らる。藏人祿を給ふ。六府奉れる卯杖をとりて、晝の御座の御帳、夜の御殿の御帳、四のすみに立つるなり。

八日御齋會始まる。八省にて此事あり。上卿參り向ふ。眞言院の御修法始まる。後七日の法といふ。藏人して御衣を遣はす。御單衣を衣筥に入れて、緋の綱にてこれを結ふ。大元法始まる。御衣を遣すことおなじ。女叙位隔年にあり。母屋の御簾垂れずして、その所に几帳を立てたり。晝の御座に出でさせ給ふ。召によりて大臣孫廂の圓座に候。仰せによりて硯紙を召す。をのこども召して仰す。五位藏人持ちて參る。中文かねて御硯の筥の蓋につみたり。大輪轉、小輪轉、切杭の申文など云ふものあり。今の世は皆ことなき事なれど、跡にまかせて作り置けり。典侍、掌侍、命婦、藏人、中宮御給などぞ見ゆめる。書きをはりて奏聞す。御覽じて返し給ふ。二位三位など然るべき人あれば叙せらるゝなり。位記を作りて奏すれば、御所に留まりたるを

〔あかち〕頒つ也。

次の日内侍ぬしぐ〵にあかち給ふなり。

建武年中行事巻之上終

建武年中行事　卷之中

十一日より、縣召の除目行はる。其の日になりぬれば、頭已下五位の藏人おの〳〵申文奏す。先づ内覽、その後朝餉にて奏聞す。叙位にかはらず。石灰の壇にて是れを撰ぶ。難なき文ども撰び調へて、短册つけ袖書して、硯の筥の蓋に積む。當年給二合、名替、國替、任符返上、所所の奏など短册をつく。親王巡給といふは、四五代にても、代々を一代づゝ一年にあてゝ、廻りて官を給ふなり。是また短册をつく。外記史靱負の尉を申す。また短册なり。この外内給、臨時給、二合して京官を申すふぜい、みな袖書なり。六府のかみのうけ文おなじ。六位の藏人目錄を書きて硯の蓋に加ふるなり。御殿の御裝束叙位におなじ。圓座三枚を敷きて、左右内大臣の座を設く。時刻に大臣已下、陣の座に侍ふよしを聞召して是を召す。筥文は四合なり。弓場に進む程みな叙位に同じければ、重ねて記さず。上達部御前の座に着きぬれば、こなたにと仰せらるゝにつきて、大臣圓座に着く。次の大臣二人おなじく圓座に着く。「とく」と仰せらるゝ時、闕官帳（官の闕どもを記したり。）を奏す。十年の勞を奏するが如し。是は正權官二卷あるなり。仰せによりて墨をすり、筆を染め大間を繰る。硯の筥の下の方に、横樣にあるを、懸紙を引きて、卷

〔縣召の除目〕國司を任ずる儀。
〔申文〕任官を申請する奏狀也。
〔内覽〕關白内覽する也。
〔當年給〕蟬冕翼抄に「内給、院宮、准后、男女親王、公卿等の毎年の給也」とあり卽ち年々給する官を云ふ。
〔二合〕二の官を合せて其に相當する官を給はるを云ふ
〔名替〕蟬冕翼抄に「内給以下、年給に申任する者の稱ㇾ非二本望一不ㇾ賜二任符一に同國に他人を申任する也」と見えたり。
〔臨時給〕同書に「内給、院宮大臣の年給、外に諸國權守已下を臨時に申任也皆職事書二袖書一」とあり。

きて大間の跡に置きて、大間を硯の北に置きて、左の足を逃がして是を繆る。丑寅未申ざまに繆るなり。繆り様筆にあらはし難ければ大間の端を二尺ばかり擴げて、文見る様に上下の端を引きて、奥をうつぶしになして、取返して返す所に、折め付くべきを、指してとらへて、巻きたる方を引きとりつれば、又折目つくべき所にあてがひて、あをのけて巻きたる所を上に置く。さて奥をば折りつけて、端をば太く巻きたるを、返す様にすれば、右の折目押さるゝなり。斯様に繆り置きて、奥をば聊か殘して、馬寮などの程に巻きて、下へ押し入れて軸代とす。端二三枚は豫て折目をつくる事どもあり。そも〳〵一の大臣ならで、次の人執筆に候へば、先我圓座に着きて、仰せによりて執筆の座に着く。下襲のしり見かへり直さず。笏を持ちながら、片手にてよく〳〵繆り置く。大かた作法ごとに用意あるべし。硯の水に豫ねて良き酒を入れたり。氷らせじのためなり。仰せによりて墨をする。左の手して硯の下を抑へて、暫く是れをする。此間一會の儀を思ひつゞくと云へり。筆二つながら染めて、善きを筆臺の上にさし出で置く。さて内竪所の勞帳をとりて、次第に是れを任ず。院宮の御申文とりに遣さむと奏す。御氣色ありて、參議一人を召して是を仰す。此の間硯の筥の申文を下さる。關白給びて前に置く。關白候はぬ折は、藏人に番捻召して、大束に結ひて是を出す。筥の蓋出 大臣硯已下を南へ押遣りて進みて給はる。闕官帳の如し。參議申文ども持ちて參りて大臣につく。多ければ二三通の外懐に持つ。大臣是を奏す。おの〳〵懸紙引きて返し給ふ。もし惡き事などあれば内に留む。

〔大間〕闕官を書きたる書附也。
〔足を逃す〕片膝をば折り片膝を少し延ばして正座せざるを云ふ。
〔一の大臣〕左大臣也。次の人は右大臣を云ふ。
〔執筆〕除目を大間に書き入るゝ大臣をいふ。
〔下襲〕半臂の下に着すべきもの也。後を長くし袍の下に出して引く也。
〔勞帳〕人數を書きたるものにして卽ち歴名帳也。
〔此の間云々〕申文を關白に下し賜ふ也。江次第に「次自ニ御所一下給ニ申文等一、内給、當年給並未給、名替、國替等也」と見えたり。
〔惡き事〕申文に難ある由也。

大臣給ひて座に着く。このあひだ、筥ども直さぬほどに、申文を下す。關白候はぬをりは此の程よきなり。内竪の殘奏し、枝籍こと〴〵く果てゝ、校書殿、大舍人、進物所皆々終りぬ。或は大舍人、校書殿、進物所どもなし。内給院宮御給など次第になるべきを、硯の右に置きて是れをなす。當年給も同じ。二合は、二合の年を勘ふべしと端に書く。未給、名替、國替、合不を勘ふべしと書きて、參議を召して外記に下す。成るべき物ども成しはてゝ、大間を卷きて、紙捻りして結ひて墨をつく。大間封じて筥の蓋に入る。成柄は三人ばかりになりて、懸紙まきて、紙捻りして結ひて墨をつく。大間封じて筥の蓋に入る。成柄は三人ばかりになりて、懸紙院宮の御申文の懸紙、一の筥に入れつるを取りて、四に折りて、二三やりて、紙捻りして是れを結ふ。まことには麗しき紙捻を、懐に用意す。ゆる〳〵と結ひて、次第にさして、果てゝ後強く結ひて、端を切りて墨をつく。大間に入れ具して、内へ參らす。筥文は參議辨など出すべしといへども、大臣立ちたるあとに、藏人など取りて外記に給ぶ。始めつかた、五位殿上人、火櫃を置きて、勸盃の事あり。藏人頭是を勤む。例の如し。

第二日、その儀昨日におなじ。大臣御前の圓座に着きて、笏を正しくして候へば、大間の筥を出さる。筥して御簾を押張る樣にするなり。大かた筥を給ぶこと斯の如し。大臣是れを給ふ。闕官帳給はるが如く前に置く。今夜筥五合になる。大間繆り、墨すりつれば、やがて申文を下さる。下し勘ふべき文どもは、皆袖書加ふ。參議夜べの申文ども、外記勘へ上げたるを持ちて參る。大臣是れをとりて前に置く。又今宵の申文下し勘へしむ。大かた二日三日に出でたる申

〔枝籍〕別籍を云ふ〔校書殿云々〕校書殿は頭執事等也。大舍人は番長、散位。進物所は膳部、執事等也。

〔成るべきもの〕任ずべき者也。

〔成柄〕成文也。これを束れたるを成束と云ふ。

〔第二日云々〕即ち除目中夜にて、大臣公卿着座のさま昨日に同じと也。

〔今夜筥五合云々〕筥文四合なる事前文に見えたり、此大間の筥を加ふれば五合となる由なり。

〔下し勘ふべき〕初夜の條に見えたる如く二合は可勘二合年とかき、未給名替國替などは可勘合不と袖書しつくる也。

〔小板敷〕殿上の南一間より二三の間までの板敷也。
〔顯官の擧〕外記史式部、民部丞、左右衞門尉等器量を用ふべき官を顯官といひ是を任ずべき者を公卿より推擧するを云ふ。
〔上首の公卿〕大納言を云ふ。
〔轉任〕目より掾に任じ、掾より介に進み又少より大に任ずる類也卽同官のうちにて上階の官に任ずるを云ふ
〔勸文〕外記の勘申する文也。
〔宿官〕外記、史、式部等既に叙爵せる者受領に任ずる巡を待つ間諸國の權守介に任ずるを云ふ。
〔瀧口所の衆〕共に藏人所の屬官也。

文は、奏聞までもなく、又撰び調ふるまでもなくて、短册をつけ袖書して、奉行の藏人、硯の筥に積ましむ。煩はしきことは、小板敷にて職事ども相議す。火櫃勸盃昨日のごとし。今宵顯官の擧あり。左右衞門の尉を申し、外記史を申す文を取り調へて、上首の公卿を召して大臣是れを給ふ。參議まで見下して、おの〳〵難なきを擧し申す。なさるべき申文を奏聞す。内に留めて明夜出すべし。大間のついでにも參らす。なるべき物ども、おの〳〵なし果てゝ、大間の筥文奏する事昨日のごとし。

第三日、去夜の儀の如し。勸へ上げたる文あれば、猶これを任ず。轉任宿官兼國の勸文など召す。勸へ申すに任せて是れを任ず。受領の擧あり。公卿に仰すれば、おの〳〵殿上に出でて擧を書きて、封じて執筆につく。大臣奏聞す。御覽じて其の中になるべきを返し給ふ。受領は大間の懸紙を取り出でゝ案を書くなり。瀧口所の衆の勞帳召す。すべて京官は今宵なすなり。うち〳〵折帋を給ふ。勅任はおきにも仰せ給ふ。すべて一人を任ずるに七の作法あり。申文を讀み申す。寄物を見る。大間の其の所を開く。筆を染めて大間に書きつく。申文に勾を懸く。薄墨にかくるなり。寄せ物に點をつく。必ず筆を臺に置くなり。寄物といふは、闕官を抄して見よきやうに、紙屋帋の料紙に書きて、硯の筥の下の方に入れたり。後ざま七の作法便宜に隨ふ。皆な任じ果てゝ、大間の奧の年號の下に日を入る、あながち果てねども、思ひいだすに從ひて書く。忘れじとなり。大間を奏聞す。任じ果てゝ、笏を正しくして候へば、今は然ばかりと仰せあり。其後大間を卷きて、筥に入れ

て奏す。御覽じて返し給ふ。成柄を認むること先のごとし。二夜べち〳〵に結ひたるまゝにて今宵のぐして、一に又結ひて墨をつく。臨時に叙位あれば、是れをかくこと常の如し。藏人頭補せらるれば、左大臣殿上の別當にて是を書く。大臣大間を持ちて殿上に出でて、清書の上卿に授く。上卿陣の座に出で是を書かしむ。勅任は黄なる紙に書く。公卿の兼官は奏任の別帋に書く。式兵のつかさ、おの〳〵別に奏任に書く。上卿弓場に進みて、藏人に付て奏す。鬼の間にて內侍是を取りて奏す。下名やがてつけ行はるれば、上卿結政所にむかひて行ふなり。

正月十四日、御齋會の內論議あり。公卿右近陣の座に着く。本陣饗を設く。着陣したる次將、末の横座に着く。勸盃あり。次將是れを勸む。三獻果てゝ僧入るべき宣旨あれば是れを召す。出居の次將進みて、壁の下の座につく。公卿御前の座につく。御殿の御簾垂れたり。日の御座の間に香水の机を立てゝ、散杖供して置く。二間の前に僧の座兀子を立つ。北に昆明池の障子を押して、其の際に兀子二立てゝ、加持香水の人、召立の役二人の座を立つ。廂に南に折れて西向に僧綱の座、簀子に論匠の座、是は床子なり。後七日の阿闍梨、東寺の長者なれば、前を追ひ散らして仙花門より入りて、長橋を昇りて、簀子を經て着座す。僧ども續きて昇る。阿闍梨進みて、加持香水の作法果てぬれば、興福寺の別當もしは權官など、時に隨ひて、その人を論匠に召す。それがしおほい法師問、それがし大法師答といふ。二人ともに御前の兀子に進みて論議すめり。おの〳〵五番果てゝ、公卿已下祿を取る。事果てゝ皆退く。

〔殿上の別當〕藏人所の別當を云ふ。
〔結政所〕政務に關する書をかたねなす所の意也。
〔內論議〕御前にて最勝王經を論議するを云ふ。
〔右近陣の座〕月華門の內にあり。
〔香水〕修法の時、加持してそゝぐ水なり。神泉苑もしくは造酒司の水をくみて用ふる由也
〔散杖〕香水の上にある杖にて香水をそゝぐもの也。
〔昆明池の障子〕昆明池を圖し片方に近衞司の鷹つかひせる樣をかける障子也。昆明池は長安城の西にあり漢武帝の造りし所なる由也。
〔仙花門〕紫宸殿西明義門の北にあり

十五日御粥など參る外、異る事なし。若き人々杖にて打合ふことあり。

十六日踏歌節會、三獻までは元日に異らず。樂果てゝ舞妓南庭を廻る。遲ければ、內辨御後に職事や候ふ。「舞妓とう」といふ。舞妓殿上の小庭より出でて、校書殿に列び居る。掃部寮南庭に筵道を敷く。二行に圓く敷くなり。樂前大夫といふ者二人、帶劍して是を導く。橘の南ざまにて留まる。舞妓庭を廻ること三反、內教坊後にあり。舞妓は典侍、御乳母、后宮などより出さる。次に舞妓の拜あり。次に宣命常の如し。今日は一獻に國栖、御酒の勅使、二獻に樂、三獻に舞妓なる折もあり。節會果てゝ、舞妓中宮に參る。饗祿あり。

十七日射禮、建禮門の前にて、上卿宰相、辨少納言、四府など參りて弓を射る。政始九日なるべけれど、此の比は日を撰びてあり。上卿已下、位次の公卿ある折もあり。宰相廳に着く。是より先、辨少納言外記史結政所にて事を行ふ。上卿召あれば、大辨も廳に着く。結政所の事果てゝ、南の所にて勸盃あり。出立とて、出ざまに各作法あり。事果てゝ入內して左近陣に着く

吉書の奏九日にあるべけれど、よき日を撰びて、大臣參りて奏す。諸國の守、鎰給りて、不動の倉開かせ勘へむと申す文なり。政始にあひたる文なり。大臣陣の座に着きたれば、大辨申文あるよしの氣色して、床子に着きて、おの／＼直の辨史などまで文を見る。さて見果てぬれば、六位の史杖に挿みて進む。大辨さきに本座に着きて、申文を申す。大臣氣色すれば、大辨かへり見る。史宣仁門より入りて、宜陽殿の壇上を經て、小庭に杖を持ちて跪づく。大臣目す。史

〔踏歌節會〕公事根源に「京中の男女聲よく物うたふを集へて年始の祝詞を作りて舞をまはせなどせられし故かく云ふなり」と

〔御後〕紫宸殿の北廂也。

〔樂前大夫〕女樂をみちびきて前行する也。中務輔又は容顏美麗なる侍從を撰び用ひし由也

〔舞妓の拜〕女樂の拜とも云ふ。踏歌を陪觀せしよろこびを申上ぐる也。

〔四府〕左右近衞、左右兵衞也。

〔宰相〕參議の唐名なり。

〔廳〕外記の廳也。

〔不動倉〕正稅を入れ置きて國貯となせる倉庫也。

〔直の辨〕殿上に宿直する辨官を云ふ

走り進みて、跪きて文を參らす。大臣文を取りて、見果てゝ一づゝ下し給ぶ。紙捻り扇して差遣る。史束ね申して候。續文三ひらと申す。稱唯して杖に文を添へて退く。大臣直の辨を召して、奏候ふ由を奏す。辨朝餉の前の臺盤所の北の緣にて、左の大臣奏し候ふと申す。藏人代りて參りたれば、官奏の御裝束せよと仰せらる。御殿の御裝束は母屋の御簾あげたる下に、几帳立つるばかりなり。勸修寺の流には、土居を端に向くるなり。御座に出でさせ給ひて辨を召す。辨年中行事の障子の下に候す。御氣色に從ひて、稱唯して陣に出でて召す。大臣弓場に進みて、無名門の前にて、史に持たせたる文を、ともに左右の手して持ちて、左の手を聊か上ぐ。青瑣門より昇りて、年中行事の障子の下に居て、天氣を伺ふ。御目の後、高く稱唯して、弘廂を北へ進む。御座の次の間より屈行して、次第に近くなりて、御前の間に跪きて、膝行して昇りて文を奉る。やをら引きぬきて、御前に置かせ給ふ。左の手して杖をとらふる事もあり。便宜に從ふ。大臣逆行して、跪きつる所に立ちて、次の間を大輪に廻りて、下襲返らぬ樣にして圓座に着く。杖を持ちながら候ふ。文を御覽ぜらるゝ樣、先に記したり。先紙捻を解きて、延て御覽じ果てゝ、御前に置かるれば、大臣杖を右の方に、やをら鳴らさで置きて、進みて參りて給はる。退きて左に廻りて、座に居て是れを開きて、束ね申す。御覽ぜらるゝ作法のごとし。讀み申して押し合せて、御氣色を伺ひて、稱唯して卷く。三通卷き果てゝ、懸紙して、結ひて杖に取り添へて退く。此の度は燈籠の綱の西を經るなり。文御覽じ果てゝ、紙捻結ふことは、

〔束ね〕束ね結ふ也
〔朝餉〕清涼殿朝餉の間を云ふ。
〔御殿の裝束〕清涼殿のしつらひ也。
〔勸修寺〕藤原高藤の裔にて葉室甘露寺、萬里小路の一族也。
〔土居〕几帳の臺を云ふ。
〔年中行事障子〕年中恒例の朝儀をかきたる衝立障子也
〔無名門〕殿上の南庭にあり。
〔青瑣門〕殿上の間より紫宸殿に通ふ土廊に在り。
〔屈行〕膝を屈めて歩む也。
〔鳴らさで〕杖を鳴らさずして歩む也
〔燈籠の綱〕清涼殿額の間以下及び二間に燈籠五ヶ所つけて蘇芳の綱をかけたるを云ふ。

〔河臨の御祓〕七瀨にて御祓する也。七瀨とは鴨川の七瀨卽ち河合、一條、土御門、近衞、中御門、大炊御門、二條を云ふ。萬の災禍を人形に負はせて祓ひ給ふを云ふ也

〔五大力〕五大力菩薩也。

〔仁王講〕仁王護國般若經を講ずる儀を云ふ。

〔法勝寺〕白河帝の御願寺にて山城國愛宕郡にあり。

〔前後齋〕祭日の前後齋戒するを云ふ

〔案上案下〕幣を案上に奠するものと然らざる者を云ふ

〔大宋屛風〕唐人打毬の圖をかきたる屛風也。

〔蠻繪〕鳥獸草花などの形をめぐらし圓く書きたる繪也

下ゆひなくて、解きよき樣に片かぎに結ふなり。

御祈始、十五日より先、吉日して河臨の御祓を行ふ。五位殿上人使にて瀨に向ふ。佛事は二間にて、五大力を本尊として、仁王講を行はしむ。法勝寺の住學生を召す。

二月四日祈年祭、一日より御神事のよし見えたれど、白河院の仰にて前後齋也。辨かねてより、諸國の召物催し調へて、二三日かけて、神祇官に幣を裹ましむ。忌部裹むなり。案上案下三千餘座の神を奉る。其の所々確ならざるもあり。國司におの〳〵遣はす。諸國にも祈年を行ふなり。その日南殿にて御拜あり。巽の間に、巽に向けて御座を敷く。筵二枚、半帖れいの御禊におなじ。御帳に帷かけて、額の間の東一間の格子をあぐ。大宋の御屛風御座の傍に立つ。御劒御笏など常のごとし。伊勢大神宮を拜し給ふ。上の未の日春日祭の使立つ。近衞の中少將これを勤む。昔は賀茂の祭のごとし。今は蠻繪の隨身など許ぞ見ゆめる。府の官人摺袴着て舞人をつとむ。賀茂の祭のごとし。使無名門のまへに參りて事の由を申す。舞人物の音鳴らす。藏人出でゝ祿の褂一くだり給ふ。中の日曉、内侍向ふ。藏人出車を奉る。瀧口ともに候ふ。上卿辨も今日ぞ向ふめる。

丑の日、園幷韓神の祭、上卿辨内侍向ふ。

卯の日、大原野のまつり、近衞の將監使勤む。春日の祭のごとし。上卿辨内侍向ふ。

上の丁の日、大學寮にて釋奠あり。孔子顏淵並に九哲の影掛けて、道々の輩論議す。上卿の外

も參りて、廟拜に立ら、宴穩の座に着く。文章博士題を出す。孝經論語五經年にめぐりて用之。あくる日釋奠の胙參らす。藏人一人持ちて朝餉の前に進む。藏人又一人、御手水の間の方の簀子にて、あれは何その物ぞと云ふ。藏人答へて、ふん屋のつかさの奉れる昨日の釋奠の胙と、そもじを長く云ひて、高く捧げ持ちて、簾中へ入るゝなり。

祈年穀奉幣、この月の中よき日して奉らる。廿二社なり。上卿陣の座にて使を定む。兼日は有るべけれど常は當日なり。奉行藏人かねて催し調ふ。八幡使は中納言、賀茂、平野、松の尾、春日宰相、その外は四位五位の使、ならびに公卿使には次官あり。外記これを催す。定文は參議これを書く。上卿奏聞して返し下す。大內記宣命の案を上卿に付て奏す。御覽じて返し給ふ。廿二社の宣命を書きて、筥の蓋に入れて奏す。伊勢は縹の紙、賀茂は紅梅、その外は皆黃なる紙なり。一々に御覽じて返し給ふ。神祇官の請奏下す。使の王御馬申す由奏して、上卿神祇官に集りて、使々に分ち給ふ。伊勢の御幣發遣の程に、南殿にて御拜あり。御料は、かねて辨諸國に催し充つ。これも前後齋也。廿二社は、伊勢、石淸水、賀茂、下上、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大神、石上、大和、廣瀨、龍田、住吉、日吉、梅宮、吉田、廣田、祇園、北野、丹生、貴布禰。

三月三日、御燈を北辰に奉らる。昔は靈巖寺などへ奉らるゝ由、一條院御記に見えたり。一日宮主御燈奉るや否やの御卜奉る。穢氣あれば有る由を申す。今は定まれる事に成りにたる、いと心得がたし。さて三日御燈を奉らざる由の御祓あるなり。孫廂の端の間に、北向に御座を敷

〔釋奠〕孔子及弟子を祭る儀也。〔胙〕供物也。〔八幡〕石淸水八幡宮也山城國にあり〔松尾〕山城國にあり祭神は大山咋命市杵島姬命二座也〔縹〕藍色のうすきものを云ふ。〔神祇官〕神祇の祭典を掌り全國の祝部を管する所にて郁芳門の內大炊寮の南にあり。〔請奏〕二十二社に奉る幣物請奏の書付也、〔使の王〕伊勢の使は諸王を卜定す也〔宮主〕卜部の長也「ミヤシ」と讀む。〔今は定まれる〕今は穢の有無にかゝはらず穢ある由を卜ひて御燈を奉らぬ例としたるは心得がたしとなり。

く。筵二枚半帖額の間より、南の燈籠の綱を返す。出御なりたれば頭御贖物持ちて參る。五位藏人役送す。陪膳、人形をも、散米をも、心々にとるなり。宮主長橋のもとに跪きて、御祓奉る。陪膳とりて參りたれば、扇にても、又御笏にても是をかけて、御噫氣を懸く、陪膳に持たせながらなり。大麻持ち返りて、宮主に給ふ。宮主庭上の圓座にて、祝の言申すほど、左の手して解繩をとき、人形を聊か取りあぐ。散米をちと散らすなり。宮主退きて御贖物出だす。頭御笏を參らす。もしは出御の後やがて參らす。これより御拜三度あり。兩段再拜なる例もあれども僻事なり。御拜ありなしの事、長曆の比沙汰ありて、宇治關白に仰せ合せらる。由の祓なれば御拜あるべからざるよし也。その理あるによりて御拜なし。後朱雀院御記に見えたり。されども代々御拜あり。猶御拜なきをよしとす。例によらば有るべきか。今の代には常になし。御笏を召さず。

三月中の午の日、石清水の臨時祭也。國忌にあたりたらば下の午なり。二月許に、奉行の藏人、使舞人を申しさだむ。頭朝餉の簀子にて定文を書く。先例文を奏す。返給ひて使舞人十人を書く。代の始には使參議、舞人四位已下なり。常には使四位、舞人五位六位なり。裝束典侍掌侍にあつ。藏人方より小忌衣の布を遣はす。摺袴公卿にあつ。陪從は內藏寮なり。定文二通書きて奏す。御覽じて返し給ぶ。日次を撰びて調樂あり。舞人みな參るべけれど、此の比二三人などぞ見ゆめる。北の陣に幄を打ちて、兵衛の陣に擬らへて此事あり。聊か舞ひて、物の音を鳴ら

〔贖物〕身の禍を贖ひ祓ふものを云ふ前述の人形の類也
〔大麻〕贖物也。
〔長曆〕御朱雀帝の御代也。
〔宇治關白〕藤原賴通を云ふ。
〔國忌〕令義解に、謂ニ先皇崩日一也と有り。
〔三月の國忌〕十七日桓武天皇廿一日仁明天皇なる由師光年中行事に見ゆ
〔小忌衣〕袍の上に着る白布の青摺にて其の樣狩衣の如く右の肩に二條の赤紐をつけ袖の中央に紙捻を垂る也
〔陪從〕舞人に從ひ管絃するもの也。
〔調樂〕樂所にて歌舞を調習する儀也
〔幄〕和名抄に大帳也とあり幕にて假屋を作りしもの也

して、殿上の口に參る。聊舞ひて大ひれ返し歌ひて、幄に歸りて、勸盃御神樂などあり。左右御馬御覽、左右馬寮の御馬を召して御覽じて、十疋を定む。本府官人さし繩の爲に候す。左右の大將御馬乘り參らす。御馬不足ならば、狩立の御馬とて、關白、左右大將、後院御廐などに召すめり。御覽果てゝ三日齋籠すべし。前二日ばかりに試樂の事あり。近比は聞こえぬを、今の代にぞ行はれける。孫廂に御倚子を立てゝ、御直衣（打衣 打袴）にて、額の間より出でゝ御倚子に着かせ給ふ。公卿召しによりて簀子に參ず。參議長橋などに候ふ。四位五位の藏人壁のもとに地下に候。頭年中行事障子のもとに昇りて、御氣色を伺ひて、沓を履きて前庭を渡りて、瀧口の戸にて舞人を召す。舞人闕腋の束帶にて進み出で、竹の臺のもとにて、竹を折りて挿頭にさす。仁壽殿の廊の下より進みて、御前に列り立つ。（二行なり。もし半ならば下﨟中に立つ。）陪從近衞の召人、求子歌ひ、琴笛篳篥合はせたり。舞人舞終りて退きて、袒ぎて東に出づ。駿河舞常のごとし。果てぬれば大ひれがへし歌ひて、聲たえずして退り出づ。入らせ給へば公卿平伏す。其の日に成りぬれば臺盤所の前、御粧物所渡殿の末まで、柱のくりかたに、馬寮の綱召して張りたり。舞人已下の裝束を掛け渡す。舞人宿直衣に括あげて、參りて給はる。使に御衣を給ふ。御下襲うへの袴なり。うち〳〵是を給ふ。御殿の御簾垂れて、（御簾あたらしくてうず。）額の間に御座を南向に裝ふ。（小莚半帖常のごとく。）此の間より南燈籠の綱反したり。御座の次南の間の通に、御幣の案を立てゝ、五色の絹、綿、麻苧など積み置く。又串にさしたる御幣六本を案に立つ。其の前に宮主が圓座、その丑寅に一

〔御馬御覽〕臨時祭に供する十列の御馬を叡覽ある也。
〔後院〕院の御所を云ふ。
〔三日齋〕臨時祭當日及前後三日の齋戒也。
〔試樂〕清涼殿の東庭に於て歌舞を試練する儀也。
〔打衣〕打ちて光澤を出し且やはらかにせしものにして直衣の下に着る也。
〔竹の臺〕清涼殿の東庭なる吳竹河竹の臺也。
〔闕腋〕武官の着る袍にて袖より下兩腋をぬはず襴をもつけざるもの也。
〔近衞召人〕將曹府生等を云ふ。
〔袒ぎて〕袍の片袖を脫ぐ也。
〔うへの袴〕束帶の時上に着る袴也。

丈ばかりのけて、使の圓座など敷きたり。長橋を通る時刻に、關白進みて額の間の御簾をかゝぐ。御燈の御座に着かせ給ふ。關白御下襲の後疊み寄せて、殿上にかへり出づ。頭御贖物大麻參る。御御祓のごとし。使座に着く。御贖物出だして、御馬三疋御幣のさきに引き立つ。一五三の舞、御馬を引く。舞人おそければ陪從も加はる。やがて引き出づ。使案の下によりて、跪きて笏をさして御幣をとる。御拜あり。兩段再拜。此間近衞の召人歌を歌ひて、物の音鳴らす。此ごろ陪從其の道に堪へたる物なし。和琴ばかりぞ、此頃かたの如くあんめる。御拜果てゝ、使御幣を置きて歸り出づ、入御出で給ふがごとし。此間御裝束を改む。青色の御袍、櫻の御下襲なり。御半臂はもとのごとし。主殿寮座を拂ふ。掃部寮垣下の座を竹臺の東にしく。使舞人の座南上西面に敷く。陪從の座絶席あり。人長その西に南向なり。長橋の南に壁の下の座を敷く。上卿宣命を奏す。殿上にて內記に召して藏人の頭につく。頭內侍につぐ。御覽じて返し給ふ。もし出御の後ならば、御倚子にて藏人ぢきに奏す。藏人二人殿上の御倚子を舁きて、孫廂の端の間に立つ。御簾のあはひ八寸ばかり置く、先掃部寮のぼりて毯代を敷き鎮子置くなり。南二の間より出でさせ給ふ。御倚子に着かせ給ふ。關白御簾御裾に候す。例のごとし。御倚子の南に御しりを疊み置く、すゑは聊かのべたるが見めよし。藏人の頭、年中行事の障子の下に進む。天氣を伺ひて公卿を召す。おの〳〵殿上より下りて、仙花門より入りて、壁の下の座につく。宰相後に二重につきたり。前より着く。座に向ひ揖して、沓脫ぎて座につくなり。頭又進みて、年中

〔和琴〕神樂雅樂に用ふる我國古來の琴にて、一名東琴と云ふ長さ五六尺ばかりにて六絃也

〔青色の御袍〕山鳩色にて麴塵の御袍と稱するもの、天皇着御の御袍也。

〔櫻の下襲〕表は白にして裏は濃紫又は赤花なる由なり

〔御半臂〕袍と下襲の間に着すべきものにて袖は極めて短きもの也。

〔垣下の座〕相伴人の座也。

〔絶席〕聞書に、一列の中二三席程間を置いて着く、と見えたり。

〔人長〕神樂行事の者を云ふ。

〔毯代〕五色の糸にて作りたるもの也

〔鎮子〕敷物のおもし也。

行事の下にて天氣を伺ひて、壁のもとに下りて、二重に着きたる上達部のあはひを經て、徒跣にて瀧口の戸の下にて、使以下を召して、仁壽殿の軒の下を經て、廊の二の間より出でて、長橋を經て仙花門より出づ。使舞人已下參りて座につく。饗は衝重二づゝ豫て居ゑたり。一獻内藏頭、瓶子所の衆、陪從の座五位の藏人、瓶子出納、巡流常のごとし。二獻大臣など、第一の上達部揖して座を立ちて、仙花門を出でて南廊にて盃をとりて、進み入りて使の座の上に居る。揖して沓脱ぎて、座にゐて又揖す。五位瓶子を取る。酒を受けて使に傳ふ。使一の舞に氣色して是を受く、勸盃の人笏を拔きて、揖して沓履きて、立ちて又揖して、垣下の座につく。揖例のごとし。勸盃作法説々あり。盃持ちて揖せぬも一説なり。又五獻轉盞あるべければ、垣下の座を二枚敷く、五位の殿上人垣下の衝重を居う、二なり。此獻に陪從物の音鳴らす。三獻次の人勸盃す。その作法おなじ。轉盞あれば、使垣下の座の人にさす。上卿受けて、一の舞を召して給ふ。其後次第にくだす。五獻あらば、三獻勸盃の人垣下につく。三獻もしは五獻終りて、重杯のことあり。然るべき殿上人二人、使并に五の舞の前に居る。是よりさき所の衆、出納、圓座を使五の舞陪從の前に敷く。此役の人土器を重ね持ちて、五ばかり一づゝ飲みて勸む。瓶子さきのごとし。

殘のかはらけを押し破りて退く。陪從の座の前に五位の藏人なり。此役の五位、挿頭花のもとによりて、長橋のつまにある挿頭花の臺をとりおろして、一づゝ上達部に傳ふ。垣下の大臣先進みよりて、笏挿し藤の花をとりて、使の冠に挿す。左に廻りて退く。下襲の後反らぬ樣に

〔衝重〕折敷の下に臺をつけたるものを云ふ。

〔所衆〕藏人所の下吏也。

〔巡流〕盃の次々にめぐるを云ふ。

〔一の舞〕上﨟の舞人を云ふ。

〔五獻あらば云々〕通常は三獻なれども五獻ある時は三獻に勸盃せし第二の公卿垣下につきて轉盞の儀ありとの意也。

〔重杯〕重杯にて酒なすゝむる也。

〔陪從の座〕勸盃の役人を云ふ。

〔挿頭花のもと〕挿頭華頭臺の下也。挿頭華頭臺はかざしにする種々の花を挿したる臺也。

〔五の舞云々〕挿頭華を挿つゝ五の舞人の所に至りの意

用意す。舞人の挿頭花櫻なり。次第に上達部これを取る。五の舞御前にあたりたれば、右に廻りて退く。挿頭花は巾子の前、上緒のちがひたる所を見て挿す。すきなければたゞとらず。手づから挿さしむ。上緒のさきに挿すは僻事なむめり。上達部挿頭花とり果て出でぬれば、使舞人退く。内へ入らせ給ふ。此度やがて出でさせ給ふべければ、御挿鞋召しながら入らせ給ふ也。實や、二獻果てて、螺盃銅盞といふ物、挿頭花の臺、藏人持ちて參りて長橋の東に置く。今の世は、螺盃までは召し出ださず。庭の座改め、庭掃ひて又出でさせ給ふ。これよりさき藏人圓座敷く。舞御覽の儀、試樂の所に見えたり。頭二人あれば、かはる〴〵召す。舞人進む。舞常の如し。使萩の戸の東の程に、陪從伴ひて立つ。求子駿河舞果て、大ひれ返へして、各退く。入御の後公卿退く。北の陣にて御覽あり。舞人下﨟をさきにて、馬にて渡る。使は步む。馬引かせたり。召人物の音を絕えず。次の日還立、南祭は御前に召さず。弓場にて勸盃祿など賜ふ。

〔螺盃〕やく貝と云ふものを盃としたる也。
〔頭二人云々〕藏人頭二人なれば、交代に使舞人を召すと也。
〔萩の戸〕清涼殿夜御殿の北にあり。
〔大ひれ〕東遊の曲名、大廣歌也。
〔還立〕使以下歸參の儀也。
〔南祭〕石清水臨時祭を云ふ。賀茂臨時祭を北祭と云ふに對するにて賀茂は皇城の北、石清水は南なれば斯く云へる也。

建武年中行事 卷之中 終

建武年中行事　卷之下

四月ついたち、御衣更なれば、ところ〴〵御裝束あらたむ。御殿御帳の帷、表生絹に胡粉にて繪をかく。壁代みな撤す。夜の御殿も同じ。燈樓の綱おなじ物なれど、新しきを懸く。疊おなじ。茵かはらず。御服は御直衣、御衣生絹の文の御單、御張袴、内藏寮奉る。女房の衣袷の衣ども、衣がへの單唐衣、生絹も裳は上﨟薄物、小上﨟薄色。常のごとし。旬行はれぬ年は、上達部陣の座に候よし聞召して出で給はず、あとによりて行へと仰す。上卿宜陽殿の廂に、御裝束せさせて移り着く。一獻あり。辨少納言末の壇上に座敷きてあり。侍從代少納言經たる者おなじく着く。四獻の度、盃下りて關巡を飲ましむ。見參祿法召して奏す。常のごとし。召唱ふることあれば上達部南庭に列り立つ。南庭の東の一間の通に上首立つなり。少納言見參を持ちて、先づ庭に進みて召唱るほどに、上達部は進む。みな立ちとゝのほりて、拜舞して出づ。

上申の日、平野の祭、上卿辨内侍向ふ。近衞の尉向ひて、見參をとりて内々參りて奏す。臨時祭あり。五位の殿上人使を勤む。近衞の舞人隨ふ。御禊あり。御幣など賀茂の臨時の祭のごとし。三間の廂に御座を設く。二間より出御。

〔衣更〕冬の衣を脱ぎて夏の裝をするなり。此の時壁代疊等も取かふる也

〔茵〕今の座蒲團也

〔唐衣〕婦人禮服の上着也。

〔裳〕唐衣の上に着る袴也。

〔旬〕夏冬の季の改る始に臣下に御酒を賜ひ政を聞召す儀也。旬とは物の始を云ふ。

〔末の壇上〕公卿の座の末にて宜陽殿の壇上也。

〔侍從代云々〕侍從の代として少納言たりし者也。

〔見參〕參列者の交名にて卽ち祿にあづかるべき者也。

〔近衞の尉〕近衞將監也。九條年中行事に遣二近衞將監一人一令レ取二見參一と有り。

酉の日、梅の宮の祭昨日のごとし。

四日、廣瀨龍田の祭、廢務也。使御幣昨日立つ。（大忌風神の祭といふは是也。風水の難を祈る。）

七日、擬階の奏、上卿奏問す。二月の列見延びたる折は、是も延ぶるなり。

卯の日、大神の祭なり。丑の日使立つ。大原野のごとし。使立つ日御神事也。東宮中宮の御禊常のごとし。この祭、冬は寅の日使立つ。その故をたづぬれば、夏は卯の日の曉、冬は夕に祭るが故なりといふ。

八日、灌佛あり。神事にあたる年は無し。灌佛ある折は、九日より御神事なり。今日は女房の布施どもとりはやさるゝ。いろ〳〵に結びたる花どもに付けて、風流などあるなり。近頃は新制にて、風流などいと見えず。御殿の母屋御簾を垂れて、晝の御座を撤して、その跡に山形を立てたり。佛の生れ給ふ儀式を作りて、絲にて瀧をおとせり。いろ〳〵の作物あり。北の方に机を立てゝ、鉢五に五色の水を入れらる。公卿參り集りて、殿上に候ふ。女房の布施ども衣筥の蓋に入れて、臺盤所より出だせば、藏人とりて、殿上の臺盤の上に置く。若き上達部などは、由ある花の枝あれば、折りて懷に入るゝもあんべかんめり。上達部わが布施の船裹を持ちて、御殿の長押の上なる白木の机に置きて、次第に座に着く。御料の御布施は紙を置けり、參らぬ人の布施は、藏人是をおく。女房の布施同じく藏人おくなり。御導師の僧上りて、佛前の作法終りて、鉢の水を汲み合はせて、一に入れて、まづ御導師灌佛す。公卿次第に進みて、

〔梅の宮〕山城國葛野郡にあり仁明帝の御母橘大后の祖神也。

〔大忌風神〕大忌は廣瀨風神は龍田也

〔擬階の奏〕列見の時の成選短册を二省より持て參れるを奏聞する儀也。

〔御神事〕神祭によりて天皇御潔齋せらるゝを云ふ。

〔灌佛〕年中行事歌合に「佛生れ給ふ時天龍降りて水を灌ぎ侍るとかや其趣にて百敷にも上達部より始めて佛に水をあびせ奉る也」とあり。

〔御導師の僧〕首座の僧也釋氏要覽に「號ニ導師一者令三衆生類示ニ其正道一故華首經云能爲レ人說下無ニ生死一道上故名ニ導師一」とあり。

額の間より入りて、笏指し膝行して、杓子を取りて、水を汲みて灌佛して、聊か退きて禮佛す。笏抜きて出づ。出入の間、人々の作法おなじからず。小野の宮九條せちなどいひて、聊か變りたり。導師布施給はりて退く。院宮みな此の儀あり。

中酉の日、賀茂の祭なり。未の日、上卿陣の座につきて、六府を召して警固の由を仰す。酉の日になりぬれば、使ども出立の所經營すめり。撿非違使一條の大路を渡る。桙持いろ〳〵の物つけさせたり。院渡らせ給はぬ時は、一條の大路、御棧敷無くて、さう〴〵しかるべし。先例には有らねども、宮人ども本陣より退り立つ由にて參りたれば、大路のまゝに、北の陣渡して御覽あり。內藏寮の使參りて宣命給はる。內記內侍所につけたるを、內々奏して、內侍髮上げて、額ばかり。御湯殿のはざまに內藏助を召して宣命を給ふ。近衞使（中少將）參りて無名門に立ちたれば、御前に召あるよし藏人仰す。是より先に、御殿の廂御簾垂れて、長橋の中を取りて、端に圓座設けたり。使仙花門より座につく。六位乾物居ゑて勸盃あり。近衞召人物の音歌ひ鳴らして、舞人氣色ばかり舞ふ。臺盤所より御衣（紅の打衣。）を給ふ。臺盤所に內侍用意したるを、藏人の頭鬼の間に參りて、取りて使に給ふ。使長橋より下りて舞踏す。仙花門より出でて御衣を隨身に給ふ。隨身肩にかけて大路を渡る。口取などあれば、錺馬御覽ず。瀧口の戶より入りて御前に進む。手振、舍人、居飼具したり。北の陣にて御覽あり。近習の殿上人近衞の次將など、宿直衣に警固して、門の左右に候ふ。車を渡す。馬已下、馬副、舍人、居飼、手振、雜色例のご

〔六府〕左右近衞。左右衞門。左右兵衞也。
〔警固〕賀茂祭によりて戒嚴警固あるを云ふ。
〔色々の物つけ〕放免の附物とて賀茂祭の日放免等種々の飾を付けたる衣服を着る也。
〔御湯殿〕御湯を供する所也清涼殿の西北の渡廊にあり
〔宣命〕延喜內記式に「凡賀茂祭日宣命前一日書付內侍奏レ之」と見え又「賀茂社以二紅紙一書」とあり。
〔御殿の廂〕清涼殿の東廂也。
〔口取〕馬の口をとるもの也。
〔居飼〕飼丁也「着二退紅黑袴一或如二白襖一着レ之」と名目抄註に見えたり。

とし。中宮春宮一つ御所なれば、宮の御禊果てゝ、おなじく北の陣渡る。典侍參りて、北の陣に車をはづして立つ。藏人事の由を申す。祿をとりて轅にかく。女官出でて是を給はる。（きぬ袴着て、かはほり挿したり。）典侍赤き絲毛の車、出車五兩、このうち童あり。典侍退きて出車渡る。わらは車いさゝか御前に引き向く。命婦藏人同く門前に車立て祿を給ふ。命婦藏人の祿は出納とる。子の日、吉田の祭、大原野におなじ。

五月三日、六府菖蒲の輿を南殿の階の東西に立つ。

四日、朝餉の庭に、一つ是を立つ。主殿寮所々に菖蒲を葺く、典藥寮、菖蒲、長橋の壁のもと、殿上の前に置く。

五日、絲所藥玉を御帳の左右の柱に結びつく。五日の節絶えて久し。

此の月に最勝講行はる。かねて日次を定む。母屋の御簾高くあげて、御帳の帷卷きて、御座を取りのけて、本尊を懸けたり。四箇大寺（東大、興福、延曆、園城）僧の中に稽古の聞えあるを豫て撰び定む。證義の座（兩面）北にあり。講師の座二三の間東西に敷く。緣（聽衆の座南の壁に沿たり。きべり。）石灰の壇の壺の蓋を反へす。鐘聽衆の上に立つ。威儀師これに着く。上達部殿上に候ひて、事の由を申して鐘仰すめり。出居の次將地下は青瑣門より昇る。堂童子の座北面に敷けり。堂童子はかねて其の人を定めて、五日までの人を書きて、殿上の柱に押す也。上達部御前の座に着く。僧昇る。まづ唄散花などありて、講讀師座に昇りて論義あり。證義の事了りて、鐘と仰すれば、事

〔典侍云々〕御祭の使にたつて社頭に參向の際まづ參內して祿を賜る也。
〔轅〕車の前に左右より長く出でたる木にして長柄の義也と和訓栞に見ゆ
〔出し車〕車の簾の下に女房達の衣裝を押し出して乘りたるを云ふ。
〔六府菖蒲の輿〕左右近衞、兵衞、衞門より獻ずる菖蒲を輿に載せたる也。
〔最勝講〕金光明最勝王經を講じて天下泰平を祈る儀也
〔稽古〕學德のすぐれたる高僧を云ふ
〔證義〕論義のよしあしを判定する役を云ふ。
〔威儀師〕法會の威儀をとゝのふる者にて磬をうち經を分ち抔する役也。

果てゝ行香あり。常のごとし。僧上達部みな退く。夕座朝座のごとし。中宮御座しませば、二間を上の御局にしつらひて、鳥居障子取りのけて、道場に向きて押出しあり。織物の御几帳を出す。御聽聞所は夜の御殿也。五日の間日毎におなじ。結願、行香、祿あり。

六月一日、忌火の御膳參る。昨日の陪膳勤む。上格子よりさきに、あたりの間ばかり上げて參らす。四種土器に入れて供す。次に御飯、次に折敷にすゑながら、鯛以下四種供ず。一の御臺許たつるなり。皆參りぬれば、其の由を申す。奏なし。まかり仰せず。御散飯とりて、三口召し參らせ給ふ。其の後上格子。

今日より八日御贖物參る。贖兒參りて警蹕す。藏人導く。内侍取りて參る。典侍朝餉にて參らす。四の土器を御指して上に張りたる紙に穴をあけて、御息を入るゝ也。御手拭、小さき四足に居ゑて參らす。御手水は内々參る。贖へ小壺など、臺盤所に留む。今日より御膳に一夜酒まゐる。七月つごもりまで内々も參る。

六月十一日御神事、一日より始まる。行幸あり。戌の始に出御、白の御裝束を奉る。内藏寮調ず。夏は生絹、冬は練る。是よりさき、先大忌の御湯を召す。卜に合ひたる上卿、陣に着きて辨を召して、諸司の供奉を問ふ。小忌御燈を供す。もとの火を消ちて、燈しあらたむ。上卿、宰相、辨、少納言、外記、史卜に合ひたる人、小忌を着る。近衛司藏人みな着る。關白鬼間にて着る。南殿に出御、内侍例のごとし。反閇なし。御輿は葱花なり。鈴の奏なし。次將渡りて

〔行香云々〕公卿香合などりて衆僧に捧ぐるを云ふ。

〔道場〕釋氏要覽に「肇云閑宴修道之處謂二之道場一」とあり。清涼殿の中にあり、佛經を講議する處也。

〔結願〕其の儀の終結せるを云ふ。

〔忌火御膳〕内膳司にて調理せるを大床子の御座にて供する儀也。

〔四種〕醋鹽酒醤也

〔鯛以下〕御菜四種にて、同書に薄鮑、干鯛、鰹、鱒也と見えたり。

〔白の御裝束〕白地無紋の袍にて御冠御帯も無紋也。

〔大忌〕潔斎する諸司の中大體に齋戒するを大忌と云ひ、嚴衞に齋戒するを小忌と云ふ。

〔中和院〕皇居の西南にてまた中院と云ふ。
〔神嘉殿〕中和院の正殿也。
〔名謁〕名對面にて我名を申す也。
〔承塵〕天井也。
〔御舟〕御湯を入る湯槽也。
〔樋の口〕水を入る處也。
〔山陰中納言〕參議藤原山蔭卿の孫にて中宮亮高房の子也。
〔明衣〕今衣也。侍中群要に「奉仕御湯殿之人所着衣也、生白絹也」と有
〔湯帷〕今の浴衣也
〔御幘〕白き絹也。
〔纓〕巾子の根をしめたる纓の餘りの冠の後に垂れたるものを云ふ。
〔巡方〕東帶に着用の石帶に飾とせる玉石の角なきを云

御輿を南階に寄す。上首の次將劒璽の役を勤む。御輿に召さる。警蹕なし。月花門陰明門などを出でて中和院に到る。大忌の公卿幄に着きて、御輿過ぎさせ給ふほど、次將誰々が侍ふと問ふ。おの〳〵名謁す。御輿神嘉殿の南向の壇に寄す。次將代らず。神事には斯くの如し。下御、神嘉殿の廂より入らせ給ふ。御大床子の御座に着かせ給ふ。此所に承塵はりて、白木の大床子立つ。御座白緣なり。四の角に白木の燈籠を、白木の机に置く。關白の座を設く。所々に絹の幌かけたり。劒璽大床子の上に置く。主殿寮御湯參らす。御舟にとるなり。召すほどにうめたり。其の後樋の口より七度參らす。山陰の中納言子孫なる藏人、御湯のことを仕うまつるなり。其の人なければ外戚にも末なる又得たり。頭若しは五位の藏人の中、これも山陰の末、御湯殿に參る。上の衣脫ぎて、上に明衣を着たり。下襲おなじく着せず。神殿の方に向ひて、七度これをそそぐ。さて御舟に御湯帷召して入らせ給ふ。三扚召して天の羽衣御湯帷をいふなり舟の中に脫ぎ捨てゝ、更に、又內藏寮の御湯帷を召して上がらせ給ふ。其後帛の御裝束を召す。內藏寮の奉れるを脫がせ給ひつれば、又縫殿寮の奉れるを、麗しき齋服には奉るなり。これは冬も生絹なり。內藏寮の奉れる御幘を、御冠の巾子の根に結ぶ。かたかぎなり。御纓の下より前に引き廻す也。御冠無文、御帶無文の巡方、うち〳〵御用意あるなり。大炊の御門の流、經實の大納言の末になむ、今も御裝束口傳ありて召されける。御服の後采女時を申す。亥一、內侍髮上げて、神殿に參りて寢具を供す。是よりさき、左右近のつかさ、殿の東西に陣をひく。開門闈司など果てゝ、上卿已下

〔坂枕〕八重疊の下に敷く薦枕也。
〔八重疊〕兵範記に「八重疊一枚長八尺弘四尺筵一枚薦七枚重差也每レ薦有レ端七重筵故稱ニ八重ニ也」とあり。
〔枚手筥〕葉盤を入れたる筐にて江次第に「姫開ニ御膳覆葉ニ供ニ御箸ニ復取ニ葉盤於筥ニ捧レ之」とあり。
〔生物〕鮮魚也。
〔干物〕干魚也。
〔五出〕神饌の置き樣也。
〔白酒黑酒〕[illegible]酒を白酒とし久佐木の灰を和したるを黑酒と云ふ由延喜造酒式に見えたり。
〔直あひ〕延喜式續日本後紀に直相と書せり釋に謂する其義なるべしと。
〔丑一〕丑の一刻也

神殿の前に列り立つ。左右近中將おの〳〵一人進みて靴を脫ぎ、弓箭解きて、南戶の左右のとばりをかゝぐ。打拂の筥、坂枕、八重疊など、上卿、參議、辨、大納言、外記、史次第にこれを供す。內へとり入りぬれば、掃部頭參りて神座を敷く。南枕にしく。先一丈二尺疊み、其の上に六尺の疊四帖、枕のかた二帖は裏あり。その上に九尺の疊七帖、其上に八重疊しく。九尺の中一帖を聊か東に引き出でゝ、打拂の筥を置く。坂枕は八重疊の下に枕にしく。內侍參りて、御襖を八重疊の上に奉る。御櫛御扇側に置く。御沓あとに置くなり。內侍退きて神殿に入御あり。神座の東に巽向に半帖を敷きて御座とす。笏正しくして着かせ給ふ。拜あり。（此拜は人知らぬ事なり）その前にまた短帖を敷きて、その上に神座を供す。陪膳の采女、神の食薦を持ちて參りて、短帖の上へ敷く。後取の采女、御食薦を持ちて參る。陪膳とりて敷く。枚手筥の御はん、生物、干物、くだものの筥ども次第に入り參りぬれば、采女枚手を取りて參らするに、次第に入れさせ給ふ。置き樣二つのやうあり。二行に居う。五出の樣なり。神今食は五出たよりある也。枚手少なき故なり。詳しき樣次第に見えたり。粥參る。白酒黑酒參りて、本柏にて灑ぐ。直あひの御饌御酒參りぬれば、宮主祝詞申す。采女又申して後、次第に退るなり。始めまづ御手水まゐる其後聊か祈念の事あり。果てゝ後又御手水さきのごとし。猶秘事どもは記すに及ばず。其後歸り入らせ給ふ。丑一に又曉の御膳まゐる。さきの如し。皆出でゝ。采女參りて宵曉の神の御膳、ことゆゑなく參りぬと申せば、よしと仰せありて、御湯帷を給ふ。縫殿の帛の御裝束宮主

に給ふ。神祇官にて行はるゝ折は、まづ官の廳へ行幸なりて、帛の御装束奉りて、神祇官へ行幸ある也。神膳のほどは、近衛府の幄にて神樂あり。宵の御膳の程、採物韓神まで歌ふ。夜すがら歌ひて、還御の御輿の左右に歌ひて供奉す。聲絶えず千歳を歌ふ。月花門の內にて留まり候ふ。

つぎのあした、解齋の御粥まゐる。晝の御座の大床子にて、臺盤一脚を立てゝ供す。御粥土器に盛る。和布の御汁物添へたり。三口召して御箸を立つ。解齋の御手水は、御手水の間の疊を取りあけて、大床子を北に寄せて南向に供す。大床子の前に、案に木の盥を居ゑておく。其の南に、二階の上に缶一、御手水を入れ、杓子を添へたり。御手水の粉一土器、下の重に裏なしを置く、その南に八足を立てて、御手拭を置く。陪膳の人三杓かけて後、御手拭參る。次に裏無を下に置きて、召して巽に立つ。南に向ひて三足歩ばせ給ふ。

十四日、祇園の會、禁中異ることなし。馬長催し遣はさるれども御覽なし。

十五日、臨時の祭御禊あり。平野に同じ。御座南向の御拜のほどに、巽に向はせ給ふ。すべて御禊の座御殿にて、東庭に向けず、便に隨ひて、南北に向けて供するなり。

晦日の夜、御贖物まゐる。荒世和世の御装束、二間に御屏風立てて御座を敷く、御禊の御座のごとし。孫廂昆明池の障子の南一間に屏風を立つ。燈火を高燈臺にともす。出御の程には消つ、南の方は殘す。橋の前の庭に、主殿寮の幔を引きて、宮主御祓して、鏡に刀櫛などふぜいの具

〔官の廳〕太政官の廳也。

〔神樂〕神事に奏する音樂にて和琴、横笛。篳篥等を用ふる也。

〔採物〕神樂歌の榊、幣、杖、篠、弓、劍、鉾杓、葛、韓神の十曲を云ふ是を採りて舞し故に此名あり

〔韓神〕採物中の一曲也。

〔千歳〕神樂小前張の曲名也。

〔解齋〕御神事の御齋を解かれ御粥を聞召す儀也。

〔御手水の間〕清涼殿朝餉間の北にあり。

〔裏無〕裏皮なき履物にて常用なる由

〔荒世和世〕江次第に「縫殿寮奉二荒世和世御服一云々」とあり荒妙和妙にて陰陽の義にとる由

足あり。節折の命婦竹を持ちて參りて、御身長より始めて、所々の寸法をとりて、出でて宮主にきりあてがはせて、御祓を勤むるなり。事果てゝ祿を給ふ。

七月四日、廣瀨、龍田の祭、四月に同じ。

七日、藏人御調度を拂ひ拭ふ。夜に入りて乞巧奠あり。庭に机四脚を立てゝ、燈臺九本、おのおの燈火あり。机に色々の物居ゑたり。箏の琴柱立てゝこれを置く。机の上火取に、夜もすがら空だきあり。陰陽寮時を奏す。琴柱に三の樣あり。常は盤渉調、半呂半律、秋の調なり。是は秋の秘事にて侍るゆゑ、知る人少なし。

新年穀の奉幣、日ついでを擇ぶ。二月におなじ。

八月四日、北野の祭、祇園におなじ。

上丁日釋奠、二月におなじ。次の日學生の見參を奏す。上卿仗座に着きて奏す。學生に祿を給ふ。内論義近頃は絶えたり。

十五日、石淸水放生會、内裏には異なる事なし。上卿、宰相、辨、衛府など向ふ。宣命内藏寮の使に給ふ。

十六日、信濃の駒牽き、甲斐の穂坂已下あまたあれども、近頃は絶えたり、甲斐の御馬ぞ。此の一兩年起し出でられたる。望月ばかりは今まで絶えず、上卿陣の座につきて解文を奏す。宰相、辨、少納言、近衛づかさ、おのおの建禮門の前にて、床子に着きて御馬給はる。近衛づか

〔乞巧奠〕牽牛織女二星を祭る儀也。

〔色々の物〕菓子香爐等なる由也。

〔箏の琴〕十三絃の琴也。

〔火取〕和名抄に薫爐とあり外は木内は銅また陶にて上に銅の籠をおふもの也。

〔盤渉調〕管絃音義に「此羽音者、即盤渉調、盤渉調者、水音也云々」と見えたり。

〔半呂半律〕盤渉調なる由也。

〔内論議〕御前にて明經博士等經義を論ずる也。

〔信濃の馬牽き〕信濃の國諸牧の馬を牽く也。

〔望月〕信濃國佐久郡にある大牧也。

〔解文〕貢馬を書き立てたる書付を云

〔重陽〕九月九日を云ふ。潜確類書に「重陽魏文帝與₂鍾繇₁書歲往日來忽復九月九日、九爲₂陽數₁而日與月與並應云々」とあり。
〔例幣〕公事根源に伊勢大神宮に御幣を奉るは每の事なる故に例幣と見ゆ。
〔平敷〕御高座に對したる名也。
〔東の端〕神祇官正廳の東端也。
〔先づ御湯殿云々〕江次第に「次供₂御手水₁主水司自₂北面前第二間₁獻レ之頭藏人役レ之云々」とあり。
〔廊の座〕神祇官の廊なり。
〔帛の御服〕白地無紋の御裝束也。こは江次第に於₂神祇官₁改₂帛御裝束₁とあり。

さ、辨、位次、官次、同じからざるをり論あり。本儀は別の床子なれば、强ち爭ひあるべからず。里內裏にて、一列に床子立てたるをり爭ふなり。院春宮など引分の使にて、近衞司御馬具して參る。祿あり。うち〳〵御覽などありて、御馬を撰ばる。

九月三日、御燈、三月におなじ。

九日、平座、四月におなじ。重陽宴は絕えて久しければ、みな御酒給ふべきよし、今日は下より奏するなり。平座なりとも、召唱へられば祿は賜ふべきにや。

十一日、例幣、行幸あり。出御の儀常のごとし。內侍劍璽を持ちて前後に候ふ。近衞の次將若しは藏人扶持す。御輿は葱花を用ひらる。闈司鈴の奏なし。神祇官に行幸なりて、北の廂に御輿をよす。帳の內に內侍二人候ふ。近衞の次將劍璽をとり傳ふ。常の如く下御なりて、平敷の御座に渡らせ給ふ。大床子も裝へり。所々に布の衝立障子を立てゝ隔てとす。東のはし御厨子の間に、御幣を裹んで案に置く。巽に向けたり。次の間に御禊の御座を設く。常のごとし。先づ御湯殿のことあり。上卿廊の座に着きて宣命を奏す。帛の御服を內藏寮設く。奉りて、御禊の御座に着かせ給ふ。御笏召して先づ御拜あり。次に舍人を召す。先づ一聲、少納言參りて版に着く。中臣、忌部召せと仰せらる。少納言跪きて仰せを奉りて、高く稱唯して、揖して出づ。中臣忌部參りて版に着く。先忌部を召す。忌部參りて、外宮の御幣を取りて卜部に傳ふ。其の後內宮の御幣を忌部拍手して取りて、高く捧げ持ちて版に返り着く。次に中臣を召す。中臣祭主つとむ。參

りて、御幣置きたりつる案の下に跪く。よく申して奉れと仰せらる。中臣稱唯して出づ。使王御馬申すことなど、常の奉幣のごとし。神祇官の東門を出でて、二條の大路に至るほどに、御座を立たせ給ふ。警蹕の聲聞こゆなり。果てゝ還御常のごとし。

不堪田の奏、吉書奏に同じ。黃勘文を緫りて御覽ぜらる。大臣は目錄許りを讀みて束ね申す。

十月一日、御衣更へ、平座、四月におなじ。

亥子は、內藏寮より參るを、朝餉にて參らす。

十一月一日、忌火の御膳、御贖物、六月のごとし。

春日祭已下、諸社の祭、二月四月に同じ。

寅の日、鎭魂の祭に、內侍御衣を持ちて向ふ。中宮おなじ日なり。春宮は巳の日なり。

丑の日、「五節帳臺試といふ。常寧殿にて、主上御覽あり。」五節の舞妓參る。四人の內、一兩人參りの儀式あり。其外は內々參るをば曉參といふ。みな參りとゝのほりて、帳臺に出御あり。殿上人ども脂燭に侍ふ。主上、御直衣、御指貫にて御沓を召さる。「主上御指貫を召さるゝ事は、此時の外はなし。但し御鞠の時は、帳臺の試に準じて召さるなり。」帳臺におはしますほど、亂舞あり。「びんたゝら」など歌ふ。また大歌小歌などいふ事あり。

寅の日、殿上の淵醉あり。朗詠今樣など歌ひて、三獻果てゝ亂舞あり。次第に沓をはきて、女官の戶より昇りて、上を經て御湯殿のはざまより下におりて、北の陣を廻りて五節所に向

〔御馬申す〕御馬賜らんと奏請する也

〔不堪田奏〕公事根源に、諸國の田の損亡したる所々の目錄なして奏る也とあり不堪田は作に堪へざる田の義

〔黃勘文〕不堪田の坪付を記せる文書なり

〔亥の子云々〕十月初の亥の日餅を奉る儀也。これを亥の子餅と云ふ。

〔五節〕蒼梧隨筆に「公曰、女不レ可レ近乎、對曰、節之先王之樂、所三以節二百事一也、故有二五節一、遲速本末相及中聲以降之後、不レ容レ彈矣」とあるより遲速本末中聲を五節と云ふ。

〔女官の戶〕殿上の西臺盤所黃子の南にあり

〔郢曲〕催馬樂、風俗、朗詠、今樣等を云ふ。
〔狩の使〕山野に遣はして鳥獸を狩獵せしむる者にて藏人を遣す由侍中群要に見えたり。
〔交野〕御料狩獵地にて河內國交野郡なる原野也。
〔新嘗の祭〕天皇新穀を神祇に供し給ふ儀にて、中祀也。
〔豐明節會〕新嘗祭の翌日辰の日に天皇御饌を聞召す儀にて卽ち新嘗會也
〔露臺〕紫宸、仁壽兩殿の間にて東西にあり屋根なき也
〔書司〕職員令に掌レ供二奉內典、經籍、及紙墨筆几案絲竹之事一とあり。
〔露臺の亂舞〕露臺にて殿上人ども袖をかへして舞ふ也

ふ。其後、所々に參りて推參などあり。「郢曲の輩をして、賣炭など歌ふ。」后宮女院など淵醉あれば、今日明日の程也。今日御前の試あり。御殿の廂にて亂舞あり。櫛などぞ置くめる。「昔は年々に行はる。今は大嘗會の時より外はなきにや。昔は狩の使などいふ事あり。それは今日五節所に給はんために、交野の雉などを召されしに、使のありしを狩の使とは申すなり。」卯の日、童御覽、淸涼殿に召して御覽んず。下仕庭上に召す。童御覽のなり、いづれの御時にか、御簾の下よりかみをひき入れて、御覽ぜられけるとかや。

今夜新嘗の祭なり。神今食におなじ。平手の數十二なり。その外かはらず。

辰の日、豐明の節會也。新嘗の祭に參りたる上卿、宰相、辨、小忌衣をきる。よべは諸司の小忌を束帶の上に着たるを、今日は麗しく靑摺を用ひきる。上卿、宰相、外辨の上首を勤む。南殿の廂に、兀子を設けて內辨以下座につく。時に白酒黑酒の盃をとり、大歌所の別當大　催して舞姫のぼる。五たび袖を返して返り入る。事に堪へたる上達部、五節所訪ひて催馬樂など歌ふ。節會の儀常のごとし。節會のほど露臺の亂舞あり。節會の座にて御遊あることあり。事に堪へたる人々を、御帳の東に近く召して此事あり。書司に御琴召す。御手ならしといふ也。近くは正月十六日にぞ此の事ありし。今日解齋の御手水、六月のごとし。露臺の亂舞にびんたゝら歌ふ。殿上人立樣などあり。大かた五節のことども、事繁ければ中々詳しからず。別に記すべし。十二月の朔日、忌火の御膳、御贖物、先の月におなじ。

十日、御體の御卜。六月におなじ。上卿陣の座にて御卜を奏す。御卜御所に留る。來年六月までの事をうらなふ。其の方の神の祟あらば、祈り申すべきよしなどのするなり。

十一日、神今食、六月におなじ。

賀茂の臨時の祭。先づ兼日に、試樂調樂などいふ事あり。當日の儀式は、御禊の座など、石清水に同じ。霜月下の酉なるべけれど、御忌月なるゆゑに、しはすにとり行はる。石清水の時の如し。但し御禊の座、はしの間第三に北向き也。南二の間より出御あり。後の方より御座に着かせ給ふ。たよりあるなり。御幣は御拜のさき北に立つ。庭の座など常のごとし。社頭の儀果て、使舞人歸り參りて、かへりだちの儀あり。孫廂に御倚子を立つ。御引直衣に御挿鞋を召す。額の間より出でさせ給ふ。階の間の通の庭、南北二行に座を敷きて使舞人着く。後に本末の神樂の所作人、陪從近衞の召人着く。出御ありて公卿召あれば、簀の子長橋に候す。壁の下に頭已下着きて、使已下を召す。勸盃ありて神樂あり。庭火より始めて、朝倉、其駒まで常のごとし。庭火にもろ歌あるべければ、人長作法あり。御神樂果てゝ祿あり。中宮昇らせ給へば上の御局の押し出し、晝のまゝなり。其の夜饗てあるべけれども、若し遲ければ次の翌朝に及ぶ。

内侍所の御神樂、行幸あり。先典侍、掌侍參る。典侍は童二人に木丁さゝせたり。内侍所に行幸なりぬれば、御拜、刀自のとなど申す。此間、所作人南殿の西の方にて、ものの音あはす。

〔御體御卜〕主上の聖體につゝがあらむ事を卜ひて此を奏する儀也。
〔御忌月〕御醍醐天皇の御母談天門院の御忌月を云ふ。
〔かへりだちの儀〕使人還りて御前に參り酒饌を賜る儀
〔階の間〕清涼殿に階を架したる間也
〔本末〕歌儛品目に歌の方を兩段に設け初に句頭を發する一列これを本方と云ふ。又其の座にて拍子をとるを本拍子と云ふ。末方は本方に對する稱也。
〔所作人〕舞人にて近衞の召人は將曹府生を云ふ。
〔庭火、朝倉、其駒〕何れも神樂歌の名稱也。
〔もろ歌〕本末を云

〔内侍所〕溫明殿にあり寶鏡を禁内に齋ひまつり給へる所也。
〔鈴鹿〕和琴の名器也。禁祕御抄に「鈴鹿與二玄上一同累代寶物也、但毎年御神樂、萬人用レ之」とあり。
〔才の男〕歌人を云
〔薦枕、千歳、早歌、星〕何れも神樂歌小前張の曲名也。
〔音取〕歌御品目に凡て樂をなし始むる時先づ器物の各音聲を試むる爲になす所の者也とあり
〔執筆〕除目を大間にかき入るゝ役にて第一の大臣を云
〔御佛名〕三世諸佛の名を唱へ六根の罪を懺悔する儀也
〔地獄變の御屛風〕地獄變相を圖したる御屛風也。

内侍所の前に、主殿寮幔を引きて、官人庭火を焼く。本末の座二行に設けたり。近衛の召人後にあり。人長末によこ座なり。次第に座に着く。人長進みて軾敷かせ、鳴高しなどいましめて、次第に召す。笛、篳篥、本末の歌、和琴、次第に軾に着きて仕う奉る。人長仰するにしたがひて、笛、和琴、拍子本に候ふ。末の拍子、篳篥は末に着く。和琴は位によらず、本の上に着す。鈴鹿を給ふゆゑにや。よりあひ庭火本末果てゝ、人長かへり入る。とり物果てゝ、韓神の拍子あげて後、人長起ちてかなづ。其の後勸盃あり。韓神果てゝ、又進みて、才の男召す。おの〳〵座の末より進みて、跪きてかへりつく。薦枕より、千歳、早歌など果てぬれば、星仰せらる。笛篳篥音取りて、星三首果てゝ、朝倉、其駒常のごとし。祿を給ふ。臨時の御神樂は秋の季に行はるれば、名は臨時なれども、今は定まれることに成りにたり。公卿の所作なり。御所作などある時もあり。御所作のをりは、星仰せらるる時、御簾を動かさる。御笛なれば、驗て音取にて仰せらるゝも便りあり。臨時の御神樂には祿なし。事果てぬれば本殿に還御あり。

京官の除目、これも本儀春なれど、今は秋の除目とぞいふめる、冬にもおよぶなり。執筆の作法、春の除目に同じ。三省の奏などぞ、かはりめにてあめる。二夜行はる。一夜常の事なり。

御佛名、十九日より三日なれど、今は大やう一夜なり。御帳の中に本尊かけて、南の壁の間に又南北に机を立てゝ、佛像、塔形を置く、佛前に香花などを備ふ。」二幅懸けたり。廂に地獄變の御屛風を立つ。今の世は大宋の屛風なり。地獄變見えず、出居のすけ最勝講のごとし。出

居の前に火櫃に折松せさす。女嬬これを勤む。公卿廂に着く、初夜、中夜、後夜、おの〳〵御導師かはる。指油藏人是を勤む。被綿のことあり。衣筥の蓋に綿を入れて、簀子の北の方に、内侍の簾下といひて簾をかけて出だす。藏人御導師の肩に被くるなり。事果てゝ名謁あり。所の衆瀧口まで皆名乘る。御導師退くほどに、出居の座拍子を打ちて囃せば、僧舞ひて過るなり。何時よりの事にか、柏梨の勸盃などいふことあり。事過ぎて、おの〳〵みだれたるけしきにや。

大將の宿直中、佛名の中の夜などある事なり。弓場にて丑一のほど、右大將尋ね行ふ。佛名の御導師は、昔は夜もすがら唱へければ、村上の御代などは、夜の御殿にて、和琴を搔合はせらるゝことなどもありけるにや。

荷前は、使々を豫て定められて、おの〳〵御陵に奉らる。使は公卿也。次官副ひたり。荷前の使定のついでに、元日の擬侍從の定めあり。

朝賀は、「これは、朝賀のためなり。朝賀なき時も、猶此定は侍りけるにや。」この頃行はれぬ事なれど、面影ばかり殘りためり。

追儺、大舍人寮鬼をつとむ。陰陽寮祭文をもちて、南殿の版に着きて讀む。上卿以下これを追ふ。殿上人どもは御殿の方に立ちて、桃の弓葦の矢にて射る。仙花門より入りて、東庭を經て、瀧口の戸に出づ。こよひ所々に燈火を多くともす。東庭、朝餉、臺盤所の前、砌に燈臺を間隙

〔火櫃〕火鉢の類也
〔折松〕折りたる松の枝也。
〔中夜〕半夜とも云ふ一夜を初夜中夜後夜に分つ也。知信朝臣記に「初夜從二亥二刻一至二子二刻一。中夜從二子三刻一至二丑二刻一。後夜從二丑三刻一至二寅二刻一」とあり。
〔被綿〕導師以下の肩にかけて祿物とする綿也。
〔柏梨〕攝津にある左近衞府領の庄名
〔荷前〕政治要略に「四方國進二御調荷前一取奉故云二荷前一」とあり調物を山陵に上らるゝ儀也山陵は十陵八墓也
〔燈臺〕江次第に「主殿寮持二燈臺一率二僚下一參入打二立南殿一並御在所及殿前庭」と見ゆ

〔節折云々〕年中行事祕抄に、十二月節折事、如二六月一。と見えたり。

なく立てゝ燈すなり。
節折の式、六月におなじ。

建武年中行事　卷之下終

群書類從本奥書

此年中行事者後醍醐院製作也。（此外日中行事指圖部類一部在別）彼宸筆正本（鳥子紙小卷物）無銘。只被稱御秘抄歟。然而暫所加外題也。予元來所持本。爲校合申出大覺寺殿御本（正文）重加淸書了。

應永十三年季夏上旬　判

此秘抄以太閤本書寫之。所進禁裏也。近代中絕公事等。大概注付之畢。

寬正第五曆無射中旬候　（後花園院宸筆）　御判

此一册如右奥書。鳥子料紙小卷物（南朝後村上御自筆奥書北畠一品入道筆三卷云々）不慮日野中納言（資光）所持之間。以件本所令校合也。相違之所少々被注付畢。彌可爲秘本者也。

予時文明十三年九月上旬候　御判

道年中行事。申出禁裏御本。依所望卿爾染禿筆。不可及外見。如御奥書。故亞相正本御所持者也。然去明應夏近邊火事砌令紛失歟。於日中行事者所相殘也。

永正十六年三月廿六日　亞相藤判

（異本女叙位次第奥書）正平七年冬。仰入道准后令書寫之訖

同八年正月十日校合之。參議左近中將藤原朝臣（公冬）候之。

（同石淸水臨時祭次第）正平七年冬。仰入道准后令書寫之訖。

同八年正月十四日校合之。參議左近中將藤原朝臣（公冬）候之。

（同追儺次第）正平七年冬。仰入道准后令書寫之訖。

同八年正月十八日校合之。參議左近中將藤原朝臣（公冬）候之。

日中行事

日中行事解題

本書は近世以前に於ける聖上の御日常を察し奉るべき貴重な文獻である。いふまでもなく平安朝以降に於ける列聖の御日常生活は近侍女官の日記や奉仕廷臣の日錄を通じて充分に窺はれるのであるけれども、それ等ともちがつて、主上の親しく書き記させられた此書の價値は說明するまでもない位であらう

これも後醍醐帝の御撰で、實隆公記などにも「日中行事一帖假名、後醍醐院御製」と傳へてゐる。――長享二年四月廿六日條參照――和田博士はこれも建武中興の比に御成稿と推定されて居る。後世まで「年中行事」と共に、宮闈や堂上地下の學徒に至寶とされ、本書によつて儀禮の改正や復興の行はれた例も少なくない。古く大石千引が略解一卷を著はしたのみならず、近く和田博士の註せられたものもあり、「年中行事」のそれと合册して世に行はれて居る。

幾度もいふやうであるが、禁祕抄と建武年中行事日中行事、それから當時年中行事

の三書は、一般讀書子のよつて宮廷生活の狀態を見奉るべき代表的な文献である。古く村上帝の「淸涼記」後三條帝の「禁祕記抄」などがあつたけれども、近古以降に於ける京洛の兵禍と祝融氏とに災せられ、今はたゞその名を傳へるばかりである。また白河帝も年中行事を御撰あらせられたらしいけれども、今はそれさへも存在せぬので、上揭三書の價値は更に高く仰がれるのである。

日中行事

卯の時に、主殿の司朝清する音に驚きて、藏人御殿の格子を上ぐ。南の第二の間を押して見るに、未だ鎖したれば、鬼の間より入りて、次第に鎖子木をはづして格子を上ぐ。御調度引直して、御茵麗しく敷く。御硯の筥御座の前右のかたに置く。御劒御茵の右欄西又南に置く。帶取延べて、するに等しく置くなり。大方御劒を置く樣、東向西向の御座は今の樣なり。西向なる折は御座の左にあたる也。南向なる折は、御座の左、欄南、又東なり。北向も同じ。あからさまなる御座も斯樣なるべし。御簾を上げ、朝清ども、上下果てぬれば、藏人ども殿上に候ふ。朝清は御殿常の御所、朝餉の庭主殿の官人、五位衣冠して是を掃く。其外の所々は、司の宮奴褐冠して拂ふ也。堂上は掃司殿司の女孺是を掃く。葛野童と云ふ者あり。長押の上へは登らず。今の世は何れとも見えず。御殿の內は、藏人ども仕う奉るべき也。

辰の時に主殿司御湯を供うず。すましと云ふ女官是を調ふ。內侍御湯の熱さ溫さを探りて、事の由を申す。御湯殿仕奉る內侍、湯卷を着る事もあり。勾當など也。御湯殿へ下りさせ給ひて、御湯召しぬれば、典侍若しは上臈の女房、御湯帷を奉る。四足に居たる御かはぐすりを取りて、參

〔鬼の間〕臺盤所の北の間也。南壁に白澤王鬼を切る圖あるより云へり。
〔宮奴〕下部也。
〔褐冠〕隨身の着する褐衣に老懸をつけたる冠を着する由也。
〔葛野童〕延喜式に「火炬小子四人云云、取ニ山城國葛野郡秦氏子孫堪レ事者ニ爲レ之」とあり。
〔すまし〕湯殿の女官なり、孟津抄に、下女也最下の者とあり。
〔四足〕机也。
〔かはぐすり〕香藥の說あるも白米也との說正しからん

らせて投ぐる時、土器の音を聞きて、主殿のすけなる藏人、とのもりならずばいづれにても。弓の弦を打つ。主殿の官人、五位御湯殿の狹間にて名乘る。鳴弦は常には聞えず。本儀はあるべき也。軈て御手水の間にて、御衵の人を召す。其人召によりて、馬形の障子に掛けたる蘇芳の衵を上に引き着て參る。御鬢掻き理め、御裝束御衣直奉りて、其の人は罷出づ。主水司の御手水を參る。女官案に居ゑて持ちて參る。半挿二、盥の中の盤、白金の器物二居ゑて、一には御手水の粉を入る。御楊枝二具して參らす。命婦藏人二人、簀子に候ひて、御簾を少し上げて參らす。典侍陪膳に候ひて、次第に是を供す。大床子に着かせ御座します。圓座の前に大床子のまゝへ御脇息あり。御手を越して、袖を掲げずして御手水を召す。御脇息越なれば御袖は濡れざるなり御手拭の筥にある手拭を取りて、御手を拭ふなり。大方主上は西向に座し給はずと云ふ故にや。御手水の間西向なれども、大床子は北へ向て立てたり。一石灰の壇に出で御座しまして御拜あり。辰巳に向ひて兩段再拜、その外御心に任すべし。一の間の母屋の下に、南に向て立てたる四季の御屛風取りて、御後の方の御傍に立てゝ、大床子の圓座を其内に敷く。一の間の御簾を垂れたる刻限に藏人裝ふなり。御拜の程内侍一人弘廂に候ひて、御手水麗しく參らする折は、女官御手水參らせ候はむと二聲申す。女房あと云ふ。女官楊枝二を簾に挿して、まかり出し參らせ候はなと二聲申す。女房又あと云ふ。朝餉の御膳參る。得選女官御臺を持ちて、臺盤所に參りて、御膳棚に置く。白地にも、臺盤の上に公物は置かぬ事也。陪膳の女房、朝餉の端の疊に候す。御中の人、臺盤所の兩面副障子のも

〔鳴弦〕邪惡の氣を祓ふ爲めと云ふ。〔御衵の人〕御髮裝束の事に當る人也〔蘇芳〕蘇芳にて染めたる色、深中淺の三種あり〔手水の粉〕洗粉也〔命婦〕婦人の五位以上を内命婦と云ひ、五位以上の妻を外命婦と云ふ。〔圓座〕圓く縁ありて褥の如き物なりと云ふ。〔辰巳に向ひ〕伊勢大神宮遙拜也。〔兩段再拜〕四度拜するを云ふ。〔得選〕御厨子所の女官也、采女中より人選するより此名ありと云ふ。〔中の人〕中﨟内侍なり。〔副障子〕壁等に副へてよせかけ置くものにて足なき由

とに候ふ。下の人其次にあり。朝餉參る事常の如し。麗しく聞召さぬ折は、陪膳の人御箸を立てゝ、するゑを折りかけて出だす。三度おし重ねて參る。心得ぬ事なれど、今は定れる事也。中の度は髪を上ぐ。額の上ばかり也。上のをのこ共、殿上にて臺盤行ふ。朝の程日給よりさきは、皆宿直姿也。頭、切臺盤に着きたれば、次々の人、下の戸より出でて請益して、頭の氣色に隨ひて、次第に奥端に着く。人多ければ、唐櫃の蓋を、火櫃の上に置きて、臺盤に着く。御厨子所の番衆是を營む。主殿司下侍の方より小庭を經て、次第に土器を臺盤に取り置く。膳毎に箸はもとより居ゑたり。上首の藏人、主殿司疾うやと云ふ。次の藏人各々皆云ふ。一﨟の外は主殿司二聲召す也。出納、小舍人など向の壁のもとに並び居て、疾く參れやと、聲絶えず云ふなり。前前に山の樣に取居ゑ重ねたり。煌き候へと云へば、番衆ども煌き候と申せども、さしたる物も見えず。番衆を庭に召し出だして、燈樓首に掛けさせなどして、藏人是を勘發する折もあり。箸立てゝ造酒司召して、三獻主殿司酌を取る。湯漬など召して皆立ちぬ。臺盤行はむとて、藏人主殿司に仰せて、上の戸並に兩門閉ぢよと仰するなり。總て一﨟箸を取らぬ程、二﨟已下是を待つ。箸を取りたる程は、末の藏人箸を置かず。土器擡げず。俯きて食ふなり。

臺盤果てゝ、をのこども各々宿直裝束を改む。藏人町に下りてかへり參る。御倚子の覆を取りて、棹の間に懸く。日給の事あり。袋に入れたる簡を取り出して、元の儘に唐櫃の側に立つ。袋は疊みて、簡の下に敷く。簡の三段に、名の下に押したる紙を、放紙と云ふ。その紙に名の

〔下の人〕下﨟也。
〔上のをのこ〕殿上人なり。
〔臺盤行ふ〕殿上にて侍臣に飲食を給はるを云ふ。
〔日給〕日給の簡とて侍臣の殿上に出仕する者の姓名を記したる札ありて當番非番を紙に記して張付くる也、日給とは上日也。
〔頭〕藏人の頭也。
〔請益〕會釋する也
〔一﨟〕六位の藏人の古參を云ふ。
〔勘發〕詰する也。
〔藏人町〕藏人所町屋にて、校書殿の西、後涼殿の南にあり、頭以下の宿所なり。
〔放紙〕殿上人の姓名を認めたる日給簡の名の下に、上番の日數を紙に書きて張る也。

〔渡殿〕禁腋秘抄に「下の戸の末二間を渡殿と云ふ」とあり。
〔馬頭盤〕箸及び匙を措うる盤也、馬の頭の様したる四足の盤なりと云ふ
〔鳥居障子〕鳥居の形したる障子也。
〔おし〕警蹕を稱ふる時の詞也。
〔四種〕江家次第に酢鹽酒醤とあり。
〔御湯の器〕御湯を入るゝ銀器也。
〔あまかつ〕贖兒
〔アガチゴ〕の土器なりと云ふ、此四つの土器に紙を張りて奉るを、天子指して穴をあけさせ給ひて御息を入れさせ給ふ由。
〔役送〕陪膳より次第に取次ぐ人を云ふ。
〔燒物〕魚鳥等也。

下に參りたる者をば、日を書く。午とも未とも書なり。宿したるをば、其傍に夕と書く。藏人是を勤むるなり。此後宿直姿の人、殿上に臨まず。頭もしは陪膳番の人、殿上に候へば、藏人下の戸のもとに御膳召すと示す。陪膳の人殿上を立ちて、先手水を召す。頭は藏人是をかく。殿上人は主殿司かくる也。渡殿に立てたる臺盤を、臺ながら二人して舁きて、大床子の前に横ざまに居たり。馬頭盤有り。次々の藏人二人、此の御臺盤を舁きて、一の御臺の南に竪ざまに居う。鬼の間の鳥居障子を入る程、陪膳警蹕す。おしと云ふ。陪膳圓座に候。御厨子の前屏風の内。まづ四種參る。一盤に居う。陪膳進みて、馬頭盤の左に居う。次に蓋盤御膳を馬頭盤の北に居う。匙は御盤に殘す。或は四種の通の北の緣に居う。次に三の御盤、窪器、平盛四、二の御臺の中に置く。窪器の左右に平盛居う。四の御盤、窪器一、先の窪器に向へて居う。平盛二、もとのすゑに左右に居う。御汁二の御臺の北の緣に並べて居う。五の御盤、御酒盞、二の御臺の東の緣の中の程に居う。匙を取らず。六の御盤、御湯の器、一の御臺の北の緣に居う。あまがつ四種の中に居う。或は四種の北の緣、或は四種の通に置ける馬頭盤の前なりと。出御無き時は、二の御臺の物は役送に置かしむ。陪膳一の御臺の前に居たれば、氣色を案る也。一二の御臺參りて、藏人渡殿の末の造り合の妻戸の下にて、高盛とうやと二聲云へば、番衆長押の下にて參ると云ふ。さて高盛一盤、燒物一盤參らす。藏人持ちて參る。陪膳取りて、馬頭盤の右に二行に居う。高盛なり。燒物東南の緣に二土器つゝ居う。陪膳圓座に退き着く。藏人臺盤所の簀子に、高欄に手を懸けて御膳參ると奏す。或は參りぬ。主

上大床子に着かせ給ふ。大床子の端に膝を掛けて登りて、膝行り寄りて、圓座に麗はしく御座あるなり。陪膳圓座の上に居ながら、足を逃して警蹕す。本より出御あらば、陪膳圓座にて御膳を奏するなり。麗はしく召すべきを、近代は由ばかり也。湯漬を召す事あり。陪膳參りて、御盤をわけて、御湯の器に入れて出せば、藏人御湯漬を持ちて參るなり。召し果てゝ、御箸を御飯に立てゝ入らせ給ふ。麗しく召さず。御散飯を取りて、あまがつに入れて立させ給ふ。陪膳座にて、をのこどもを召す一聲、藏人鬼の間の鳥居障子の下に進む。麗しく出す。袖ばかりを出すなり。陪膳退り候ふと仰す。匙盤持ちて參れば、御盤出す。立てられたる御箸を取代へて、あらぬ御箸を立て、先を折りて出す。本の儘出すべけれど、一の御臺二の御臺の物、各々一盤に執り居ゑて三度に出す、藏人殿上の退盤を退り居う。持ちて、庇の二の間より入りて、陪膳の左の傍に跪きて、盤を地に着けて擡げず、やをら差寄れば、陪膳高盛、燒物等を取り入るゝを藏人取り出て、殿上の臺盤の上に置くなり。一二の御臺退り出す常の如し。陪膳より上首も役送を務むる也。

朝の御膳は午の刻なり。それより先日次の御贄參らせたらば、小庭の御膳棚に置く。

申の刻に夕の御膳參る。其作法朝に同じ。

四月、加茂の祭の日は、蒜を供ずるなり、御膳果て。殿上夕の臺盤あり。朝に同じ。

六月一日より七月晦日まで、一夜酒を供ず。御酒盞の傍に土器にて是を居う。

日毎の招魂の御祭、今は定まれる事也。日下臈の藏人、臺盤所にて御撫物申し出だして、衛士

〔足を逃がし〕片膝をば折り片膝をば少し延ばして正座せざるを云ふ。
〔由ばかり〕御膳につかせ給ふのみにて聞召さぬ也。
〔散飯〕供膳の飯を取分けて食物の祖神に供する儀也。
〔あらぬ箸〕木の御箸也。前に立てられたるは銀の箸也。
〔退盤〕御膳の具をさげる盤也。
〔日次の御贄〕毎日諸國より奉る供御の贄也。
〔小庭〕殿上の小板敷の前也。
〔加茂の祭〕四月、中の酉の日也。
〔蒜〕にんにく也。惡氣を避くる料也。
〔一夜酒〕甘酒也。
〔日下臈〕六位藏人也、日々勤務する下臈なるによる。

をして陰陽師がもとに遣はす。

晝の事ども果てぬれば、所々の掌燈す。先仁壽殿の露臺の燈樓二、淸凉殿の燈樓五、額の間を除きて、それより南の方へ四間毎に有り。二間の前各々蘇芳の綱に懸けたり。火焚屋の火を召して是を點す。殿上の臺盤の上下、（燈臺）小板敷の前の小庭、（燈樓）渡殿（燈樓）朝餉は先づ燈樓に點して、藏人内へ參りて、格子下して後、内の切燈臺にうつすなり。御手水の間に一、臺盤所一、（皆高燈臺）其外所々常の如し。夜の御殿の搔灯、御手水の間より、内侍持て參りて、四の隅の燈樓に點す。殿上の簡封ず。（袋に入るゝを云ふなり）この後宿直姿の人憚り無し。御倚子の覆、棹の間に懸けたるを取りて御倚子を覆ふ。亥の時に下格子御簾を垂れて、第二の間の燈樓を内に取り入れて、釣金に懸く。各々下格子して、御茵を打かへす。御硯の筥取りて、上に御劍を加へて置きて、大床子の御厨子の上に置く。格子どもに鎖子木挿して、鬼の間の鳥居障子引立てゝ、藏人は出づる也。下格子の後、殿上の名謁の事あり。藏人頭孫廂の南の端に尻を懸く。殿上人は上の戸の口、六位は壁の下に候す。瀧口北の戸より入りて前庭に立つ。六位の藏人上首の前に進みて、唯ぞと云ふ。各々名乘す。六位は姓を加ふ。六位の藏人一人、孫廂を北へ歩み行きて、二間の前の端より第三の板敷の上に跪づきて、誰々が侍ると云ふ。瀧口弦打して、各々名乘を稱ふ。瀧口の戸より退り出でて、問籍の先追散して、北の陣より始めて、所々の問籍御湯殿の間、殿上の口等にて申しめぐる。殿上にては貫首なり。小板敷に伺候したるやと尋ぬれば、然なき由を主殿司

〔陰陽師〕中務省の屬官にして卜筮方鑑の事を掌りし者也。

〔掌燈〕火を點すを云ふ。

〔露臺〕紫宸仁壽兩殿の間の渡殿にある板敷也、東西にありて屋なし。

〔額間〕孫廂の中間にあり。

〔切燈臺〕結燈臺を短くきりたるものにて後世の燭臺の如きもの也。

〔名謁〕名乘りする事也、問籍と同じ。

〔瀧口〕藏人所屬官禁内警衞の武士也淸凉殿の艮にある御溝水の落つる所を瀧口と云ひ、此處に詰め居るより云へり。

〔北の陣〕拾芥抄に「縫殿陣朔平門内を云ふ」とあり。

〔貫首〕藏人頭也。
〔束帶〕冠、袍、下襲、袙、單、小袖、表袴、大口、襪、裾、石帶、太刀、笏等を具足したるを束帶裝束と云ふ
〔上手〕裝束のうしろに挾みたる石帶の上手也。
〔上臥〕鬼の間などに上宿するを云ふ
〔叩戶〕晝御座と夜御座との間の大妻戶を云ふ。
〔上日〕當番日也。
〔大外記〕太政官に屬し恒例臨時公事除目叙位等を掌る
〔六齋日〕佛戒を持し、月に六日齋戒する日、八日十四日十五日廿三日廿九日晦日也。
〔居交〕魚味と精進物を一つに供するを云ふ。
〔山法師〕叡山の僧

答ふ。貫首あれば、免許につきて、跪づきて申すなり。還遊に歌謠ふ。御鎮まりの程に、殿上の臺盤を、校書殿の壁の下に寄せ懸けさせて、疊に寄せて、各々臥合へり。和琴を取りて枕などにす。束帶の人は上手を外す。上臥し承はる藏人は、鬼の間に疊を敷きて侍る也。

夜の御殿の指油、藏人非藏人に持せて、叩戶を開けて參りて、終夜消えぬ樣にするなり。非藏人は戶の下に立て內を見せず。指油も搔灯も、辰巳の角より始めて、丑寅にてかくしつ。御帳の東御枕をば通らず。

每月一日は、藏人殿上の簡の放紙をしかへて、舊き放紙の末折り返したるを延べて、人々の上日の數を書く。三日前に記して奏するなり。公卿並に少納言、外記は大外記記して奏聞す。辨官は史是を奏す。大方一日並に重日には、惡き事をば奏せずと式に見えたり。

六齋日には必ず御精進あるべし。殿上の臺盤も居交ぜなり。御持僧供御を參らす。御飯に副へず。大方內膳の外の御飯は召さず。御持僧の參らせたる供御は、殿上の臺盤にも出さる。

十八日には觀音供あり。後七日の阿闍梨、其年一年は勤む。本尊に就きてならひあり。十一面、正觀音、如意輪の間なり。延久には如意輪を別に行はる。是は山法師も勤む。

七瀨の御祓、日序を撰びて、下﨟の藏人申し沙汰す。五位の中七人を使にさして催す。近衞司劍笏の輩等は、強ち勤めず。臺盤所の臺盤の上に莚を敷きて、だいばんはわたくし物なるゆゑ也。其の上に陰陽師

參らせたる人形の櫃を置きて、女房人形に衣を着さす。櫃に入れて、紙捻を結はす。上臈の女房是を參らせて、御身を撫でつれば、御衣筥に入れて、御單衣を具して、打包に包みて、臺盤所の西向より同時に出すなり。

代厄の御祭、管領の陰陽師勤むる也。晦日の御祓へ大方同じ。藏人使を勤む。

晦日の御念誦、後七日の阿闍梨、眞言院にて行ふ。大炊寮料米を遣はす。

〔紙捻〕建武年中行事に「紙ひねりして結て鬘をつくし」などあり、封する事也。

〔晦日の御念誦〕東寺の長者眞言院にて御祈禱を修するを云ふ。

〔大炊寮〕宮内省の被管、諸國の舂米雜穀分給諸司食料等の事を掌る。

日中行事 終

當時年中行事

當時年中行事解題

一

本書は後水尾院の御撰で、禁祕抄、建武年中行事などゝ相對照し、貴顯の御日常や宮闈萬般の故實を明かにし得られる貴重な文獻である。前の二書よりも時代が新しくまた內容が廣汎であるだけに、それによつて後人の動かされることも多いのである。本書を記された天皇の御精神は、よく御序文の中にあらはれてゐる。その一節をあげるならば、

順德院の禁祕抄、後醍醐院の假名年中行事などいひて、禁中の事書せ給へる者あり。寔に末の龜鑑也、されども、此頃の有樣には符合せず……應仁の亂より諸國の武士おのれ〳〵の力を爭ひて……このかた宮中日々に零落して、悉く保元建武の昔には似るべくもあらず。內大臣信長……漸く朝廷を經營する事になりぬ。就中東照宮……廢れたるを興し上を尊敬し……金闕再び先を輝かす。相次で台德院大相國、今の征夷將軍左府に至りて忠節を盡し、殊に百數の舊き軒端を改めて、王を磨きなせる功、他に倍せり。然はあれど、萬の事

猶寛正の頃にだに及ばざるべし。

かういふ御考から、本書を記させられたものであらう。いふまでもなく本文にある德川三世將軍の批評などは必しも、聖意の眞相を傳へさせられたものでもなからうけれど、それにしても、本書成立の時代には、天皇の幕府に對して執らせられた御態度が著しく溫和平靜の色彩を帶びてゐたものと奉察される。

次に知らなければならぬ點は、原本の二種あつたことである。舊本については次の傳へがあつて、現在の流布本とは同一でなかつたらうと思ふ。勿論甚しい相違はあるまいとも考へ得られるけれども、

此一册後光明院へかきてまゐらせしを承應の回錄に燒失しぬ。草案の殘りしが、不思議にも萬治の火災をのがれて函底よりとりいでたるをやがてやりすてんとするに、當今おさなうおはしませば二度まゐらせよかしと、しきりに懇望する女房あまたあれば、いなびかたくて……かき改めんとするに、老眼分明ならざる上に……鳥の跡のみぐるしきをかへりみず、書付をはりぬ。

これが上野圖書館本の奥書で、和田博士の著書には引證されて居る。右の奥書は信ず

べきものと認められるから、御初稿は正保慶安年間に出來て居つたものと信ぜられる。しかし、舊本によつて再び幼帝の御許に進ぜられた時代は寬文初年の頃と思はれる。

二

後水尾院の幕府に對する御態度の變化については、史林に櫻井氏の書れたものがある。それによると、當初東方武家の勢力に對して、ともすれば、過激に近い位な反抗的御態度を執らせられた時代と、古典の研究や遊興等によつて現實の不快な世情を忘れようとせられた時代とがあつたと述べてゐる。――史林第五卷一號所收「風俗史上より見たる後水尾上皇と東福門院」參照――本書の御著作があつた時代はいふまでもなく、非實際的な御態度を執らせられるやうになつてからである。けれども、上文にあげた御序言の一節からでも推察し得られる通りに、宮廷の衰微について深く歎かはしく思召されて居つたのである。政界の表面に波紋を殘させられることは、なくなつたけれども、讀書の途によつて、王代の盛時をしのばせられ、多くの御撰者によつて、どこまでも、過去に於ける宮闈の盛事を一端なりとも記しつたへたい聖慮のあつたこ

とは窺はれる。恐らく後光明院に進ぜられたときのそれには、現行流布本のそれより も強くさういふ御心が現はされてあつたのではあるまいか。勿論、これは推測にすぎ ない。しかしながら、さう考へられるのである。本書のかういふ風な成立から見ても 單に一種の故實研究資料としてばかり、取あつかはるべきものでないことを、十分に 諒解して置かなければならぬ。上文に述べたやうな特殊の意義を持つた文獻であるけ れども、遺憾ながら、まだ一部の註解もないやうである。

當時年中行事

序

順德院の禁秘鈔、後醍醐院の假名年中行事などいひて、禁中のこゝごもかゝせ給へるものあり。寔に末の龜鑑也。されど此頃のありさまには符合せず。其ゆゑいかなれば、世くだり時うつり、且は應仁の亂より諸國の武士おのれおのれの力をあらそひて、社領、寺領、公私の所領を押領する事、かぞふるにいとまあらず。これより此方、宮中日々に零落して、ことごとく保元建武のむかしには似るべくもあらず。時ありて內大臣信長公あめがしたを掌の內にしてより、漸く朝廷を經營する事になりぬ。就中東照宮叛逆の凶徒をたひらげ、四の海の浪風をしづめ、絕えたるをつぎ、すたれたるをおこし、上を尊敬し、下を憐愍せらるゝ志深かりしかば、金闕ふたゝび光をかゞやかす。相ついで台德院大相國今の征夷將軍左府に至りて忠節をつくし、殊に百數の古き軒端をあ

らためて、玉をみがきなせる功、他日に倍せり。しかはあれど萬の事猶寛正の頃にだに及ばざるべし。御禊大嘗會其外の諸公事も次第に絶えて、今はあともなきが如くになれば、再興するにたよりなし。何事も見るがうちにかはり行く末の世なれば、せめて衰微の世のたゝずまひをだに、うしなはでこそあらまほしきに、それだに亦おぼつかなくなりもてゆかん事のなげかしければ、見て知り、聞きて知る人の、たゞ〳〵しき事にはあらねど、思ひ出づるにしたがひて、書きつけ侍りぬ。うごき人には、ゆめゆめ見せしむまじきものにこそ。

當時年中行事　卷之上

正月朔日四方拜、寅の一刻なれば、疾くより御ひるなる。常に成らします方にて、まづ御手水參る。陪膳の上臈袴ばかり着て御前へ參る。手長これも袴ばかり着て御手水を持て參る。陪膳取りて御前に置く。次に御嗽棙のものを持て參る。御手水終りて後御湯を供す。これより先に鼎と御湯を運ぶ。刀自取り傳へて御湯殿を構ふ。御手水の陪膳の人御湯殿に向ひて御湯の冷暖を試み、事具する由を申せば、御湯殿に渡らせ御座します。同人御湯帷を奉る。香藥は今もあれど、參るまでの事はなし、御湯殿終りて後、上臈又袴を着て御髮を搔き御冠を奉る。垂纓紙捻の御かけ下の大口ばかりを召す。御束帶あるべき爲也。刻限のかちん參りて後清凉殿に成る。内侍燭を持ちて御先に行く。次に勾當内侍晝御座の御劍を取りて參る。御後には女中御供す。何れも袴ばかり着るなり。今日より十五日迄は定袴を放たず。清凉殿の北の方にて御束帶あり、裝束二人參りて召さす。近習の藏人は御前に候ふ。御裝束の後同所にて御清手水參る。先陪膳人御前に進む。手長御手水を持て參る。棙を御手洗の中に入れ、棙の蓋を打返して、其中に深草土器一つを俯す。土器を取らせ給ひ、盥の中へ拋け給ふ。これより先に陪膳の人棙を御手洗の中より取り出

〔御ひろ〕御起床也
〔陪膳〕天皇に供御を奉る時に伺候する人を云ふ。
〔手長〕陪膳の手傳をなす人を云ふ。
〔棙〕水入の一種也
〔刀自〕禁中にて雜役を勤むる女官也
〔垂纓〕冠の纓を後に垂れしを云ふ。
〔御かけ〕御冠の懸緒也。
〔大口〕束帶の時表袴の下にはく袴也
〔晝御座の御劍〕晝御座の南端に置かるゝ御劍也。晝御座は清凉殿母屋に在りて、天皇日中出御の時の御座也

し、打返したる蓋をし、改めて御手水を掛け參らす。御手拭には大高檀紙を用ふ。（件の次第御清手水の時毎度此の如し。）次に出御、御母屋の北第一間を經て階の間より御座しまして、東階に横へたる打板（坂イ）東の庭に下らせ御座しまして、天地四方を拜せさせ給ふ。四方拜の次第は、今も古き代の例に變らず、記すにも事の多ければ、詳しく記すに不レ及。四方拜終りて常に御所に還御なる。常に成らします方にて新の物參る。菱花瓣、梅干菓物等供して御盃參る。御前にて女中御通しあり。伊豫の（女房）名酌を務む。儲君御同（内イ）宿の時、又は女御等有れば御相伴なり。暫して朝の御飯を供す。堅固内々の躰なり、參る物も定らず、御心に任す。朔日二日（二日三日イ）七日十五日立春の日並同じ。是等は夕方の強供御の時、新の御盤を供するが故なり、簾臺の中央西に迫り（歩よイ）て、御褥ばかりを敷きて、請取。（殿文カ）を供す。陪膳の人は廂に候す。二獻參る。（初獻菱花葩二獻。）女中にも給ぶ。二獻の時始めて屠蘇白散を銚子に入れ、内侍これを役す。白散はもとより上段の西北の隅に置く。（御鏡の前なり）内侍蓮臺御右の方を經て、白散の下に進み寄りて、是を入れて本膳を經て、陪膳の人の下に進み寄りて、銚子を參らす。二獻の時請取り、進上の人何れも天盃を給ぶ。其後朝餉を供す。永正の頃迄は朔日より十五日迄毎日供したると見えたり。此頃は朔日二日三日七日十五日ばかりなり。朝餉に不二着給一御事も久しき事と見えたり。但代始には今も着御し給ふなり。上臈中臈下臈何れにも衣は麗くも着ず、單ばかりを搔抱きて出で傍に置く。着座の後釵子を挿し、童は更に懸帶ばかりを懸く。禁祕抄には皆髮を上ぐ。三位已上は釵子ばかりなり等有れど、近代は省略の事のみなれ

〔大高檀紙〕大形の高檀紙也、高檀紙とは皺文ある厚き紙也。
〔階の間〕清涼殿母屋第三間を云ふ。
〔常の御所〕清涼殿永く常の御所なりしが、室町時代に入り、別に紫宸殿の正北に此御所を營む。
〔菱花瓣〕菱餅也。
〔儲君〕皇太子を申す。江戸時代には皇太子となり給ふべき皇子に授くる稱號となれり。
〔強供御〕強飯也。
〔簾臺〕簾臺の間也常の御所の南に在り。
〔釵子〕女官正服の時前髮に結び飾とするもの也。
〔懸帶〕女官束帶の時の裳に着ける帶、玉珮の類也。

〔張袴〕板引にしたる紅の平絹の袴也
〔直衣〕形袍に似たる貴人の略服也。
〔袙〕單と下襲との間に着る衣、地は綾、裏は平絹也。
〔袍〕束帶の表衣也綾地に種々の織文あり、盤領（マルエリ）にて、長さ股膝に至る。
〔生氣の方の色〕生氣の方は吉方也、其吉方に因める色を云ふ。例へば東方其年の吉方ならば青色也。
〔五衣〕衣の五つ重ねたる如く仕立てし衣、女官及貴婦人の裝束也。
〔くゝたち〕菘（スズナ）の薹を云ふ。
〔醴酒〕米、糵、酒の三つを混ぜ釀せる酒也。又た一夜酒とも云ふ。

ばなり。上﨟は朝餉に入りて北面に候す。中﨟臺盤所に南向に候す。下﨟は同所に北向に候す。朝餉臺盤所も昔には變りて、近き臺盤所の南の妻戸より入りて、馬頭盤金箸等の物を臺盤所の上に取り並べて次に候す。陪膳の次第は今に相續してよく習ひ傳へたれど、其の種々の名憶ならねば、詳しく記し難し。陪膳の人御箸を立て撤す。秉燭の後御祝あり。御張袴御下直衣袙を重ねて召す。是を物具と云なり。上にも生氣の御袍平絹生氣の方の色なり。近年其沙汰なし寶暦の頃たゞ一度着せしなり。を重ねて召す。常の御所の東の一帖の御座に生氣の方に向ひて着せしめ給ふ。上﨟中﨟下﨟共に張袴五衣を着す。衣を下に必紅梅を着用す。綿の入りたる小袖なり。先朝の御はしを供す。鯣とか云ふ御眞魚を白き土器に入れて、同じ土器を覆ひて奉る。是を衣被と云ふ。至極衰微の時節に奉り初めて、其嘉儀を失はで今に奉るとぞ。蓋を覆ふは彼の御眞魚下ざまに專用ふるものなれば、覆ひ隱すにこそ。次に强供御を供す。陪膳の人强供御の先の中央に有る根深を二ばかり、右の手して押折りて强供御の上に置く。又御前の方に有る細なる物を少し取りて、同じく强供御の上に置く。これも右の手して取るなり次に御箸を取らしめ給ひて、二の御盤にある土器を左の手に持たしめ給ひて、强供御を少し御箸にて分けて土器に入れ、又二の御盤に有る菘薹くゝたちを少し上に置きてそと參る。次に平の御盤に御盃を居ゑて供す。其樣中央に三どの土器一つを居ゑて、周圍に深草土器三づゝ重ねて九居う。是を小盃と云ふ。都合廿七獻。上に齒朶の葉を覆ふ。陪膳の人左手に平の御盤を持ち、右の手にて齒朶の葉を取り退け、銚子醴酒を入る。を取りて御前に差し寄す。中央の御盃を取らしめ給ひて三獻參る。かべはなし。又齒朶の葉を覆ひて撤す。次に御湯御もを供

す。強供御を取り分ち入れたる土器に受けましく〳〵て參る。何も儀ばかりなり。次第に御前を撤す。御肴同じ。張袴をも脫がせ給ひて、小袖に赤生絹の御袴垂纓組掛はもとの儘にて、西の一帖の御座に遷らせ御座します。此間に御下兩三輩廂に出でて、女中男の小盃をしたゝめ置く。只の御盤は御手長の下、便宜の所に置く。本は湯殿の上に置かれし由なり。回祿以後の里內裡殊の他狹少の事なれば、萬を清涼殿一つにて調へられし程に、御湯殿の上も御殿の內に有り、此時の事なり。是も便宜の所なり。陪膳の手長各々衣をば脫ぎて、常の小袖に袴ばかりを着す。肌には白き練貫紅梅二を重ねて着る。（如此の時每度上着は袷なり。）各着座の後、陪膳の人座を起て母屋の北の間を經て御前に進む。（御座の右の方）南の方へ側みて候す。手長の內侍同じく座を立て庇に跪きて候す。御下御盃を持ちて、中の口より庇に出て跪きて手長の內侍に授く。內侍取りて簾臺に登りて陪膳の人に參らす。陪膳御前に出て次に初獻（三肴昆布栗勝栗か）を供す。御盃を御左方へ押寄せて初獻を正しく御前に置く。次に銚子を持て參る。三つ盃の時御箸を取らす。御盃を取らしめ給ひて參る。（一獻）此間に手長の內侍庇に有る小盃の御盤（中央に強供御あり。）を取りて、母屋の南の間を經て簾臺の中央の間の東の柱の下に置く。陪膳御盃を銚子に居て庇に出て、第一の人の座の前に置きもとの座に着く。手長の御下進み寄りて次第に通す。次に御盃持て參る初獻の如し。陪膳より御前の御盤に居う。次に二獻（烹雜）を供す。三肴を御右の方へ押遣りて、二獻を中央に置く。次に銚子を持て參る。御箸下りて御盃參る一獻次第に通りて、又御盃出づ。此度は上﨟分

〔生絹〕練らぬ生糸にて織れる絹布也
〔組掛〕紫紐の冠の懸緒を云ふ。
〔里內裡〕內裡外に一時設けられし假皇居を云ふ。圓融帝の御宇皇城に災あり堀川第に幸し給へるを初めとす
〔小袖〕袖を小さく袖下を丸く縫ひたる衣、下着に用ふ
〔練貫〕經生糸緯絹絲織の絹布也。
〔紅梅〕經糸を紫、緯糸を紅にて織れる絹布にて、年少の時の着用也。
〔內侍〕內侍司にて典侍に次ぐ女官也內侍掌と云ひしより、これを略稱せる也。正しくは掌侍と云ふ、その第一を勾當內侍と云ふ。
〔烹雜〕雜煮也

勾當内侍迄天盃を給ふべき折に。其數あひの土器を重ぬ。重ねながら取りて御盤に居う。三獻御眞魚を供す。二獻を撤して三獻を中央に置く。次に手長の内侍銚子を白散の下に持て行きて、屠蘇白散を入れて後陪膳の下に持て参る。御箸下り御盃参る三獻三獻目に御加へ有り。御前の御盤を御右の方に繰寄せて、女中に給はる天盃を敷居の上に並べ置く。天酌にて御通しあり。一獻勾當内侍迄天盃給りて第二の内侍は、第一の典侍の盃を請取りて持て参る。第三の内侍は第二の典侍の盃を持て参る。此の如く次第に取り持て行く。勾當内侍の盃は又人に傳へず。男の御通しの時持て出づべき爲なり。上臈分の人の盃盡きぬれば、又第二の内侍の盃を請取りて持て出づ、人數に依り此の如し。三度も四度も繰り行くなり。平き下は簾臺に入らざるか。庇の南の東の一間の障子より出で、南の簀子を經て蓮臺の南の東の一間の障子より入りて給はるなり。次に勾當内侍左手に盃男の御通しの料なり。を持ち、右の手に先取を取りて、母屋の南の間を經て御前に進み、盃を置き、燭の先を取り、蓮臺の中央の間の東の障子を開けて退く。男次第に御通あり、天酌にて給ぶ。一獻人々退く、序に小盃の下に寄るなり。盃を賜る第一の公卿强供御を取りて退く。最末の人盃を取りてしやうじを鎖して退く。年長の内侍座を起て次に進む。陪膳の人御前を撤す。後に参りたるを次第々々に先に撤す。毎度毎度此の如し。事終りて入御、女中起座、女中便宜の處にて小盃强供御を給はる。次に御餉とて二の采女銚子に盃を居ゑて、土器の物二種取添へ持て出て、申の口にて伊豫に飮ましむ。肴も同人役す。伊豫盃を二の采女に傳ふ。酌も

〔眞魚〕魚を云ふ。眞は美稱也。

〔白散〕白朮、桂心、桔梗、細辛等を調合したる藥也。

〔典侍〕尙侍に次ぐ内侍司の女官にして、陪膳に侍し禁色を許さる。鎌倉時代以後御寢に侍するものあるに至れり。

〔采女〕後宮の女官にして、天皇に侍御し、飯饌の事を掌る。もと諸國より容色材能ある女を獻し采女とせし也。續日本紀に、聖武天皇天平十四年、采女者自今以後每郡一人貢ニ進之一矣、と見えたり

〔公卿〕公は大臣、卿は大中納言參議及散一位並に三位以上、これを總じて公卿と云ふ。

肴も伊豫勤む。其れより次々の采女女官女孺に至りて、同人酌にて通しあり。昔は或は二の采女務むるなり。各ゑんさしきにて飲む。これ正月に限らず、節朝毎に如斯小朝拜有れば、御束帶を着しめ給ふ。四方拜の時に同じ。小朝拜の次第は又記すに不レ及。事終りて還御暫くありて節會事具するの由を申せば、又清涼殿へ成らしまして、御束帶ありて出御、是より先内侍二人命婦二人便宜の處にて髮上げす。二の采女是を役す。門の采女合力す。内侍二人髮を上げて後劍璽を采（二階厨子也。何時の頃よりの事か。）ながら昇出して清涼殿の北の上段に暫く安ず。大宋の屛風を引き廻らして、内侍二人屛風の外に候す。出御の時是を取りて議定所の東より出て、陣屋の南の第二の間を經て、庇の南第一の間を出て御先に行く。職事ども扶持す。南殿に出御の時は非色の者は御役に入らざるが故なり。命婦二人は清涼殿の東の簀子の北の妻戸より御役に行く。節會の事又次第讓りて筆をさし置くなり。近年立樂の頃還御、其後坊家奏など奏すれば、内侍一重衣着て、大盤所へ出て妻戸の簾の下より廻り入りて奏す。齒固は陰陽頭勘文に依りて日時を定めらる。若し朔日抔ならば、強供御已前に參るなり。參る所も向はせ給ふ方も陪膳等も皆強供に同じ。先打敷をし、次に酒盃を供す。中央に居う。次に御右、次に御左、次に鏡又中央、酒盞次に御右、次に御左、次に銚子參る。酒盃の蓋を取りのせて三獻參る、加へなし。次第に撤す。平盤ばかりを撤して、高坏をば打敷の中へ入れて撤す。齒固は此の比のは、舊き圖等とは格別の物なり。

〔女孺〕掃除揩油其他の雜役を勤むる禁中の女官也。
〔小朝拜〕元旦公卿殿上人清涼殿東庭にて天皇を拜し年始を祝ふ儀式也、中世以降朝賀を廢し專ら此儀を行ふ
〔節會〕節日公事の時天皇饌を群臣に賜ふを云ふ。爰は元日節會也。
〔二階厨子〕二段棚の厨子也
〔大宋の屛風〕唐人打毬の圖を描きし屛風也。
〔南殿〕紫宸殿の別稱、朝賀御即位節會以下諸公事を行ふ大内裡の正殿也
〔非色〕禁色を許されざるを云ふ。
〔齒固〕古へ猪鹿の肉など食したりしが、後世餅などを用ふ。

〔掃初〕新來の陽氣を保つ意にて元日は屋を掃かず依て二日此儀ある也。
〔三方〕神供貴人の膳部に食物を載するもの三方に孔あるより名づく。
〔五辛〕韮、薤、葱、蒜、薑等五種の辛味あるものを云ふ風土記に、元旦楚人、上ニ五辛盤ヲ、と見えたり。
〔中臈〕女官の品也内侍の外、侍臣の四位五位殿上人の女、諸大夫良家の女、醫陰陽道の女は此格とす。
〔下臈〕攝關家の家司の女、賀茂日吉社司の女、及び藏人の女などは此格にて宮仕す。
〔申の口〕常の御所の南北に一つ宛ある間也。

二日　朝の物昨日に同じ。二本うちくきを進上して御掃初あり。常の御所の上段夜の御殿障子内へは、袴を着せずしては參らざる故に、袴の緒を結びて、首に掛けて穿く。正月に限らず毎度此の如し。うけとりの盃の序、先取初の盃參り、此等殊に俗に近き事なり。何時頃よりの事にか。其樣先御盃、次に三方一つに、菱花瓣、昆布、榧、勝栗、串柿、數子、鮑、五辛等の樣々の物を取入れて御前に參らす。御箸を取らるゝまでもなし。向はるゝばかりにて撤して庇に置きて、中臈下臈數多進み寄りて、かの樣々の物を取り分け、菱花瓣の上に積重ねて、女中上中下に賜ぶ。次に銚子醴酒を入る。を持て參る。三獻參る。加へ無し。御盃二參りて、一つは次第に通し、一つは勾當内侍に給ぶ。牛飼御禮に參る。清涼殿の西の庭に候す。勾當内侍西面の簾を少し押出して、ただ目出度い〱と三度いふ。牛飼其聲を聞きて畏りて退出す。今夜はまことに散油を供す。夕方の御祝昨日に變らず。夕方の御盤は昨日のを撤して、其所に今日のを取り替へて置くなり。今日のをば明日取替へ、三日のをば七日に取替へ、七日のをば十五日に取替ふる也。十五日のをば驗て其日撤するなり。立春のをば驗て當座に撤するなり。女中今宵は紅梅に限らず、思ひ〱の衣裳なり。内々の男衆侍候の限り、申の口にて御扇を給ぶ。勾當内侍是れを取り傳ふ。

三日　朝の物を受取り、昨日に變らず。夕方の御祝亦同じ。今日は女中あひに紅梅の上に練貫を着る、これを雪の下と云々。御朝物每朝川端道喜上之、是を牛の舌餅と世の人云、道喜前名五郎右衞門と云ふ。當時難波家の名物なり。

〔上段〕常御所の中央なる御寢の間の背に在り、十八帖にして、其東に劍璽の間、西に中段下段の間相連る。
〔上臈〕御匣殿、尙侍及び二位三位の典侍、禁色を聽されたる大臣の女又は孫を云ふ。
〔生飯〕又た散飯三飯などに作る。供膳の飯上更らに小さく丸めし飯を副へしを云ふ。佛家にて此生飯を取りて別器に移し飲食の祖神に供へしより始まり禁中にても行はる。佛祖統紀に、佛在ニ曠野、鬼神、鬼子等、改ニ革血食、而受ニ僧衆出生之食、此緣起也、とあり生食の名は此出生食より出づ。

四日　朝の物同じ。七日を除きて十四日迄は菱花瓣を供す。されども今日より已後は、御手水の御向はるばかりにて、昨日迄の樣には非ず。朝の御飯今日よりは常の御所にて參る。上段の西の御座に南向に座せしめ給ふ。生絹の御袴は召されねども。御劍ばかりにても御膝に懸けらる。上臈ども手長の中臈は一重衣を抱き持ちて、母屋の南の間を經て御前に進む。上臈は上段に登りて北面に候す。着座の後懸帶をかく。下臈は一重衣を着て、二の采女（是も袴なく着す）の出せる御膳を中の口より取り傳へて次第に供す。先一の御盤、次に二の御盤、陪膳二の御盤を供すれば御飯の前にあるすつき（小土器の名なり。）を取らしめ給ひて、御生飯を取り分けられて、一の御盤に置かしめ給ふ。次に下臈衣を脫ぎて、袴ばかり着て御汁等を供す。其後聞召すなり。御湯參りて次第に撤す。一二の御盤を撤する時には、下臈等衣を着る。かのすつきに取り分けられたる御生飯は、采女女官等便宜の所廊下の屋根等に打あけて、鳥の餌となさしむ。朝の御盤は每日此くの如し。朝の御盤の參る時、陪膳の外の人も御前へ參る時は、正月ならでも必袴を手になりとも懸くるなり。受取は女中の人數に依るが故に、有無不定なり。受取參る日は、朝御盃參らす。（受取は根本朝盃なるが故なり。）うけとり無けれど、朝の御盤の序、十五日の內は必朝盃參る。七日十五日若立春あれば、其日は參らず。夕方强供御參る故なり。御飯すべりて後、朝盃通る時は、御飯の供御をすつきに入れ、何にても御飯の物御眞魚（御精進の時は御精進の物なり。）一種白き土器に入れ、三方一つに居ゑて御下持て出で、御盃の序各々賜はる。（三ヶ日の强供御の如し。）女中庇に常の如く並び居て通すなり。舊

院の御代の初の頃迄は、今日千秋萬歳參れど、正親町院御喪の後は御忌月なれば參らず。されば舊院の御代の間中絶に依りて、彼者の子孫共の行方を知らずなり行きて今は參らず。今日は渡りより宮門跡御比丘尼衆等より、年始の御文參る。伏見殿より末の者女房持て參る。勾當所にて帶を賜ぶ。此方よりの返事も火司釜殿に持たせて參る。御寺の御所の使ひにも帶を賜ぶ。此外其沙汰無し。伏見殿等の宮方へも御扇を參らせらる。勾當の内侍文副へて釜殿持ちて參る。

五日　朝の程大工の惣官參りて、手斧初め有り。内侍所の前にてあり。今日は櫻町の千秋萬歳參る。清涼殿の西面に御座を構へて御覽あり。三肴にて一献參る。女中通りて後議定所にて内々の男衆御通あり。勾當酌にて伊豫肴なり。舊院の宮内卿語りしは、もとは四日に參る千秋萬歳は今日の如く、清涼殿の西南にて御覽あり。五日のは南の方朝餉にて御覽あり。男衆も南の妻戸より參りて御通しありしとかや。されど此の頃は五日のみ參れば、便宜の處なるに依りて、西面にて御覽あり。

六日　夕方年越の御盃常の御所にて一献御肴參る。斯くの如くの時女中の衣裳綿の入りたる物をも用ふる、但きらの物也。唐綾綾子等又は苦しからず。羽二重等をば不着用十四日大晦日又同じ。節分にも同じ。但是は御盃よりすぐに別殿の行幸なれば、其時着改めんも造作なるによりて、初より袷を着るなり。散油を供す。

七日　朝の物御糝を供す。夕方御みそうづの御盃參る。庇の西中央の間の北の方の御盃一献參る所も、陪膳手長等の作法も朝の御飯に同じ。四日の處に見えたり。女中にも御糝御前にて賜

〔千秋萬歳〕歳首諸家に赴きて歌舞し家門の繁昌を祝し新年の賀詞を述ぶるを業とせるもの也。其歌の中に千秋萬歳の句あり、依て名づく。
〔正親町院御喪〕文祿二年正月五日御壽七十五にて崩御せらる。
〔宮門跡〕親王の居住し給ふ寺院を云ふ。宇多帝御讓位後仁和寺に宸居を構へ給ひしに起る。
〔御比丘尼衆〕比丘尼御所の尼衆也。比丘尼御所とは内親王女王等の出家して住持せらるゝ寺院を云ふ。
〔綾子〕紗綾（サヤ）に似て厚くして光り滑かにして粘りある織物也。
〔糝〕雜炊を云ふ。

〔白馬の節會〕一月七日朝廷にて行ふ公事、天皇馬寮の白馬を牽くを覽給ふ儀也。元青馬を用ひしより後世もあをうまと訓む。
〔攝家〕攝政關白たるべき家柄を云ふ近衞、九條、二條一條、鷹司是れ也。
〔法中〕多くの僧侶を總稱して云ふ。
〔修正〕各寺に於て正月初に三日、五日又は七日法會を修して國家の安全を祈るを云ふ。
〔引直衣〕天皇の着御せらるゝ直衣にして、裾を長く引くより此名出づ。
〔前張〕半尻を着る時用ふる袴の一種也。裏表白、前は大精好、後は小精好、裁縫大口の如くす。

ぶ。上﨟の限りは御前の折敷に居う。中﨟已下は土器ばかりなり。萬の物皆此の如し。但折敷に直に居うる物は、中﨟下﨟も折敷にて給ぶなり。夕方の御祝强供御を供する次第の如きも皆前に同じ。白馬の節會出御已下の事ども元日に又同じ。此頃諸禮とて、宮、門跡、攝家方、御比丘尼衆、外樣衆、院家諸寺の僧、醫師に至る迄年始の御禮を申す。慶長の初つ方迄は一人二人づゝ不時に參りしを、近年は日を定められて各々參り集る事となりぬ。法中は修正に暇無ければ、今日は參內せず。近年憚る事の樣になりて、入道尼風情も參らねば、八日より已後の事也。されば醫師など御用ある時は、八日より內に召さるゝ事また常の事なり。諸禮の日は御引直衣に御下襲御前張或は生絹の袴を召す。內々の宮、門跡、攝家方等は勾當の局より伺候也。先づ局にて一獻あり。其後常の御所にて御對面二獻參る。二獻目は第一の人の酌にて進上あり。各々天酌にて天盃たぶ。御比丘尼衆も同じ。日野、烏丸、柳原は外樣なれど、常の御所にて御對面あり。誰にても申告ぐ。御禮申して後さし席（御庇の末申の角の疊一帖を撤して、さし席一枚を敷く、此のさし席正月朔日より敷きて三月中あるなり。）に候す。御陪膳に候すべき人手長の人（職事等兼て）より申の口に伺候して御盃を供す。次に肴御前に參りて後、さしむしろの衆にも居う。六位藏人是を役す。南の戸を明けて道とす。手長の人酌にて天盃たぶ。庇の中央に進み出て給はる。本座に歸りて御肴を取りて一人づゝ退く。各々退きて後御前を撤す。入御是は外樣乍ら內々をかけたる意なり。此の中日野は、武家の傳奏に定められて、後に內々に召し加へられて、右の內に入らざれども、近頃までの事なれば、三人の名を

上げたるなり。若諸禮十五日已後なれば、已後は御肴を用ひざれば、昆布粟を居うるなり。院女中等參らるゝ事も十五日已後なれば此の定なり。後陽成院へ正親町院の女中年始に參りし時も、若十五日已後なれば昆布粟を据ゑられしと宮内卿語りしなり。外樣の攝家衆、外樣の門跡衆、外樣の番衆、院家諸寺の僧等は淸涼殿の北の方にて御對面あり。

八日　今日より後七日の御修法あり。御祈り奉行御撫物を申出す。内侍一重衣着て臺盤所の南の妻戸の簾の下より出す。御撫物は御鏡なり。廣蓋に居ゑて御撫物包に包むなり。眞言院の御修法は久しく經て、元和の頃迄は大元帥の法のみ、宮中にては御行はれしを、故三寶院義演再興ありたき事を申さるゝ由傳聞きて、長祿以來絕えたりしを、元和九年再興してより已來懈怠無く年々行はるゝなり。其後行はるべき別の御殿も無ければ、大元帥の法は寺にて行はるゝなり。是も御撫物を申出す。御撫物の出す樣には每度同じ。

十一日　奏事有り。去夜より御神事なり。神事入の御行水の後は、月の障の人は御所へ參らず。局々迄は改めらるゝに不ㇾ及。引直衣〔御下襲迄召す事無し〕。召して評定所に出御、神宮の奉行申次して、神宮傳奏西の宿より入りて候す。御氣色を伺ひて圓坐に着く。奏事の目錄をば笏に取添へて座に着き、笏を置きて目錄を讀み申し、一ヶ條々々にて御氣色を伺ひ、讀終りて目錄を折り、また笏に取添へて圓坐を下りて平伏す。次に入御、是も根本は十一日には限らぬ事なれども、忽なればとて近年大概十一日也。

〔昆布粟〕祝儀に用ふる熨斗昆布を云ふ、御所言葉也。

〔後七日云々〕御修法に元日より七ヶ日本坊にて導師これを行ふ。依て八日よりの御修法を後七日と云ふ也。

〔撫物〕身を撫でて穢を拂ひ棄つる爲め用ふる祓の具也

〔眞言院〕大内裡内八省院の北、朝廷の御修法及念誦を勤むる所也。又御修法院とも云ふ、承和年中唐の内道場に擬へ作れるもの也。

〔大元帥の法〕治部省にて大元帥明王を本尊として行ふ大法會を云ふ。

〔神宮傳奏〕皇大神宮の事を天皇に傳奏する職也。明應五年これを設く。

十四日　年越の御盃、常の御所にて一獻參る。今日も散油を供す。

十五日　朝の物、赤の粥を供す。御粥の御盃參る。女中にも御前にて賜ぶ。七日の御糝に同じ。夕方の御祝強供御前に同じ。次に清涼殿の東庭にて御吉書の三毬打（近き記に小三毬打とあり。）あり。（三毬打は近年山科進上す。御領の御代官なせし時より進上して其例を失はで今は御代官ならねど進上する也。）清涼殿に渡らせ御座します。勾當内侍一重衣をきて御劍を持ち御先に行く。又こと内侍の御吉書を硯の蓋に居ゑて持ちて御後に行き、母屋の東の庇に構へたる御座に着かしめ給ふ。勾當内侍御座に御劍を置き、こと内侍の持ちたる御吉書を取りて、同庇の南第一の間の簾の下より差し出せば、藏人差寄りて御吉書を受取りて東階に臨む。修理職の者（慶長の頃迄は素襖なも着す、近年布衣を着す、）階に進みて御吉書を賜はりて三毬打の下に歩み寄り、御吉書を入れ歸り參る。藏人階の南にある燭臺の蠟燭を取りて修理職の者に與ふ。又三毬打の下に行きて火を點く。牛飼仕丁（十德を着す。）等聲を揚げて囃す也。事終りて三毬打の竹一本を御吉書の居りたる硯の蓋に居ゑて、修理職の者持て參る。藏人是を取りて御吉書出したる簾の下へ挿し入る。内侍取りて御前に持て參る。還御。

十六日　今日より已後、朝の物には御赤の餅等を奉る。今日も御粥を供す。御祈禱あり。阿彌陀の繪像を御三間に掛けて西向香花を備ふ。御前（或は御代なり）女中上﨟分は念佛七萬遍、觀音經二卷、心經三卷、融通念佛十二反（六萬反イ）、光明眞言十二反、中﨟已下は念佛六萬反、觀音經三卷（一イ）、心經二卷、融通念佛、光明眞言は同前に讀ませらる。踏歌の節會出御、已下の事前に同じ。

〔吉書〕吉日を撰びて始めて奏聞する文書を云ふ。
〔三毬打〕正月の遊戯毬打に用ふる杖の類也。
〔修理職〕宮城の修理を掌る官也。
〔素襖〕形直衣に似たる衣也、江戶時代には無位無官の士人の禮服となる
〔布衣〕狩衣也。
〔牛飼仕丁〕牛車の牛を飼ふ召使也。
〔觀音經〕法華經卷第八の內也。
〔心經〕般若波羅蜜多心經の略也
〔融通念佛〕大原の理應大師良忍の弘通せる念佛也。
〔光明眞言〕眞言宗の陀羅尼の名也。
〔踏歌の節會〕男女の舞人を朝廷に召し踏歌を奏せしむる儀式也。

十七日　今日より粥を供す。舞御覽あり。清涼殿の東庭左右の樂屋を構ふ。庇に翠簾懸け渡して御見物處とす。先鶴の庖丁有り。小預此れを奉仕す。事終りて御太刀を賜ふ。藏人東階に臨みて此れを下す。畏まりて退く。次に樂所奉所舞の目錄を持ちて東階に臨む。左右の樂人二人階下に進みて目錄を給はりて退く。振舞三折等常の如し。宮、門跡、攝家方見物に參らる。御相伴にて一獻あり。手長の人藏人頭或藏人五位酌にて御前にて侍臣の通し有り。

十八日　今日も粥を供す。三毬打有り。又曉より催し立つ。弓場代にて此の事有り。朝餉にて御覽あり。女中臺盤所に候す。公卿侍臣共に簀子に候す。大黑人の姓也役者を具して參る。羯鼓棒振りかくし太鼓等の事有り。事果てゝ常の御所にて一獻栗昆布參る。內々には例の菱花瓣にて御祝あり。

十九日　御會初あり。題兼日觸れらる。宮方へは勾當內侍奉書にて參らす。入道親王等へは宮方より傳へらる。攝家方、同門跡、大臣等は和歌の奉行より傳へ參らす。其外は和歌の奉行折紙一つに書き連ねて觸れ報するなり。秉燭の頃各々參り集る。生の御襴、御引直衣、袙を重ねて召す。清涼殿の北の方西向の御座に着御、此間に進み入りて宮方攝家方着座、法中は斟酌にて毎度不レ參、懷紙ばかり進上。次に讀師着座、讀師の氣色を待ちて講師着座、次に發聲着座、次に講頌の衆各參らる。講じ果てゝ各退く、次に入御、宮方攝家方等起座、常の御所にて一獻あり。宮方內々の攝家衆は御相伴、其外は淸涼殿にて勸盃有り。謠等謳ひて賑はし。

〔小預〕御厨子所の役人也。
〔羯鼓棒〕羯鼓の桴(バチ)也。羯鼓とは左右より兩杖の桴にて打つ鼓を云ふ
〔御會〕御歌會也。
〔同門跡〕攝家門跡也。攝家子弟の入室せし寺院を云ふ
〔奉行〕朝廷にて公事の日其事を行ひ奉る人を云ふ。
〔折紙〕奉書紙、鳥子紙等を横に二つに折れるもの也。
〔襴〕胸と背に當てて着る袖無き衣也
〔讀師〕披講の和歌を檢し、講師の讀上を督する人也。
〔講師〕詠進の和歌を讀上ぐる人也。
〔發聲〕講師の讀上げしを更に節付して謠ふ役也。
〔講頌の衆〕發聲の助音也。

〔折敷〕細き木を折り廻して縁とせる盆を云ふ。食物又は盃などを載する具也、足あるを足付折敷又は足打と云ひ、其他角折敷、平折敷、傍折敷、山折敷等形状により種々の種別あり。

〔巾子紙〕冠の纓を巾子とて冠の後方に上に高く突出せる處に挾み置く紙製の具也、檀紙二枚を重ね、長さ四寸、幅一寸五分程に切り、其中を又切り貫きて用ふ。

〔十五日云々〕此日興福寺常樂會とて東金堂の屏前に涅槃像あるを開く事あり、依て禁中にても供養する也。

〔涅槃像〕雙林樹下にて佛の涅槃に入れる樣の像也。

廿日　昆布粟、へた〳〵の餅にて御祝、此等も俗に習ふ事と見えたり。

二月朔日　朝の御膳の序朝御盃参る。如例正月四日に見えたり。朝餉参る。夕方の御膳有り。大概正月に同じ。小盃白散等の無きばかりなり。初獻（餅正月は三つ肴なれば、取られず。此は御箸下るなり。）御箸を参りて餅と昆布を御前の折敷に居ゑて女中にも賜ぶ。上﨟中﨟の分には御前にて賜ぶ。下﨟には陰にて給はるなり。又菱餹を同じ折敷に居ゑて赤き箸を添へて勾當内侍右の方に置く。此れ各の肴の料也。二獻（御魚）を供する時初獻をば御座の方へ押寄せて二獻を中央に置く。初獻を撤せざる時は毎度此定也。三獻目の御盃、今日は女中の人數ほど土器を重ね上げて御盤に居ゑて持て参る。殘らず天盃を給はるべき爲なり。勾當内侍迄はあい、中﨟分は三度、下﨟は白き土器、折積みたる時は次第に小さき土器の上に置く。三獻（菓物）を供して、御銚子出て御盃参る時には白き土器、三度の分は取退けて下なるあい（土器の名）にて参る。正月には御冠垂纓なり。今日は巾子紙にて生の御袴也。事果てゝ入御の後、女中當座に在りて、御嘉例とか云ひて銚子に盃居ゑて、御下持て出て次第に通るなり。彼の菱餹の肴も此時取り出すなり。此外皆元日に同じ。

十五日　御三間の東の方に北首西面に涅槃像を懸けて、前に机を置く。香花佛供餅等を供ふ。又佛前便宜の所に柳の枝を立て、捧物を掲ぐ。供御の御捧物、院女院御所々々等のは勿論、女中内々外樣の番衆、采女、女官に至る迄奉り集めたる物共を佛前に置く。少分の物は柳の枝に付く。秉燭の後舊記御湯殿の上の日記には或翌日或一兩日已後の事と見えたれど近年如此。捧物共の鬮とり有り。禁中よりも院女院へ御捧

もの參る。般舟三昧院へも杉原十帖扇子一本參る。女中衆よりも扇參る。下行あり。

廿二日　水無瀨宮の御法樂あり。一夜御神事也。御行水の後、月の障の人御所に參らず。局に候する也。兼日或は御當座時宜に依る。但大概は兼日也。四五日以前題を配らる。其樣御會始に同じ。正月十九日に見えたり。短尺は小高檀紙一枚を竪樣に二つに折りて包みて、上下の餘を紙押折り柳筥に居ゑて、水引紅白にて結て札を付く。水無瀨殿御法樂來る廿二日此定也。當日各々詠進の短尺を取り集め、次第に重ねて硯の蓋に居ゑて常の御所の西の御座に置く。御行水參りて先每朝の御拜有り。次は御拜の御直衣ながら、彼の御座に着御、水無瀨宮の方に向はせ給ひて詠上げさせ給ふ。微音外へ聞えざる程なり。前三日已來鳥味を供せず。

廿五日　聖廟御法樂有り。御神事以下水無瀨宮御法樂に同じ。短尺は聖廟御法樂來る廿五日、此定也。

三月朔日　每事二月朔日に同じ。

三日　朝御盃參る。朔日に同じ。鬪鷄とて、兼日極﨟殿上人の限、脇觸催して各鷄を進上す。夕方牛飼兩人參りて鷄を合す。高遣戶にて此事あり。朝餉より御覽あり。朝餉參る例の如し。夕方の御祝あり。女中今宵の御盃より二つ襟なり。初飯御強供御前に參りて女中にも賜ぶ。三獻目の盃は正月の如く勾當內侍迄天盃賜ぶ。三獻目の銚子に桃の花を刻みて入る。此外皆朔日に同じ。舊記御湯殿の上の日記には巳の日に非ざる時も、三月三日には御人形參りて、御撫物御一つ添て

〔般舟三昧院〕京都今出川に在る寺。後土御門院勅願所となし禁裏道場に擬せられ歷朝天皇の御位牌を安置す

〔水無瀨宮〕攝津國島上郡に在りて、後鳥羽、土御門、順德三帝を祀る、

〔法樂〕爰は法樂の歌會也

〔柳筥〕柳を三角に削りて編みたる筥なり。筆墨短尺經卷の類を納む。

〔鬪鷄〕雄略天皇七年すでに此事あり後ち三月の節に行ふ例となれり。

〔極﨟〕六位藏人中最古參級を云ふ。

〔高遣戶〕淸涼殿の西廂に在り。

〔人形〕又た形代と云ふ。撫物の一種、紙にて人の形を作れるもの也。

出る等樣にあれど、此頃はさしも見えず。巳の日ばかりに奉るなり。慶長の頃までは賀安（賀茂安部）の兩家進上せしかども、賀家は斷絶しぬ。今の陰陽頭に德井は賀家の庶流なれど不堪の事多し。陰陽の頭は人形を奉らでは叶はぬ者なれど、傳授無ければ是非無くて、今は安家のみぞ進上する。人形の辰上進上して此御所にて衣を着せしむ。是女中の沙汰なり。其樣練絹を方寸餘に裁して、角かけて刀にて穴を明けて、人形一つ一つを挿し入れ、絹を刀目より二つに押折り、取重ねて結ぶ也。此くの如くして御枕がみに其夜は置きて、翌日巳の日の巳の刻に申出せば出さるゝなり。此も近き頃迄御撫物の御ひとへそひて、臺盤所の妻戸より内侍出すると、御湯殿の上の日記には有れど、今は些程迄の事も無し。此月は巳の日毎に人形參るなり。

四月朔日　毎事如例。今日より炭の火鉢（此名目何時の比よりの事か。）を撤す。今宵の御盃より女中一つ襟なり。上衣（袷。）張裏の一つを着るなり。此月諸社の祭多けれど、今は然せる神事も無し。後奈良院御記（天文の頃）等迄は、日吉の祭の神事なり等見えたれど、此頃は神事の沙汰も無し。賀茂の祭の日は社司共葵を獻ず。葵七葉を連ねて、桂の枝に付けて簾の壺に挿す也。一間に二處つゝ懸くるなり。

十六日　今日より黒戸にて夏花を摘ませらる。上臈分の人是を務む。伊勢内侍所三葉つゝ日二葉月二葉、賀茂下上二葉つゝ、貴船、春日、住吉、平野、玉津島、祇園、稻荷、多賀、山王、八幡、御靈、天神巳上二葉づゝ、諸神七葉、荒神、觀音、愛染、不動、文殊、虚空藏、地藏、

〔賀茂〕村上天皇の御宇賀茂保憲陰陽頭兼天文博士となりしより其子孫暦道を傳へ朝に仕ふ

〔安部〕安倍晴明保憲に天文を傳へられ子孫これを掌る

〔日吉の祭〕近江國滋賀郡日吉社の祭四月中申日に行ふ

〔賀茂の祭〕山城國愛宕郡賀茂社の祭四月中酉日に行ふ

〔葵七葉云々〕所謂葵桂也。

〔賀茂下上〕賀茂御祖神社（下社）及び賀茂別雷神社（上社）を云ふ。

〔荒神〕暴惡を治罰すと云はるゝ神也

〔愛染〕愛欲を司ると云ふ明王也。

〔文殊〕智慧を司ると云ふ菩薩也。

〔虚空藏〕慈悲智慧を司るとの菩薩也

聖天、藥師、毘沙門天、大黑、釋迦、阿彌陀已上二葉づゝ、諸佛七葉、御先祖七葉、六道三界衆生七葉、此外亡者等は御志次第なり。時宜に依るべき事なり。

五月朔日　每事如常。

四日　菖蒲は主殿寮葺くと有れど、此頃は丹波國小野と云ふ處より獻ず。同所の者數多參りて御殿每に葺き渡す。菖蒲の枕（薄樣に包む。）一對、今宵御枕元に有り。薄樣は極﨟調進す。御枕は勾當內侍より出すなり。其樣菖蒲を丈五六寸ばかりに切りて、五寸廻りばかりに跡先を紙捻にて結て、兩方の小口に蓬を挿し挾む也。

五日　朝の物、粽を供す。朝盃朝餉等例の如し。今日は菖蒲の御湯參る。夕べの菖蒲の御枕一對を薄樣に包み乍ら釜殿に出す。釜殿紙捻を引解きて御湯に入る。御湯殿の御湯の中に菖蒲は見えねど匂ひ甚し。淸凉殿の東庭鬼の間の通り、又高欄に添ひて菖蒲の御殿とか云ふ物を立つ。菖蒲の輿なるべし。菖蒲の輿は六府の沙汰と見えたれど如何なる事にか。此頃は東坊城家より材木下行等の物を出して、衞士をして造らしめて是を奉る。又內侍所の南（西イ）にも立つ。是は梅が畑と云ふ所より材木を出して、是も衞士造りて調進するなり。三日に同じ。今日は御所にも藥玉を懸けて參らる。一兩日已前此御所より給はるなり。絲所の藥玉を御帳の左右の柱に結び付くなど、假名の年中行事には有れど、此頃は沙汰も無くなりぬ。

八日　今宮の祭なれば、安家物忌の符を進上す。御冠の巾子の中に付けらる。其餘は御所々々

〔菖蒲の御枕〕菖蒲を御枕の下に敷きたるを云ふ。
〔薄樣〕鳥子紙の薄く漉きたるもの也。
〔釜殿〕主殿寮に仕ふる下司也。
〔菖蒲の輿〕禁中諸殿を葺く菖蒲及び藥玉を作る料の菖蒲蓬を盛りし輿也。
〔六府〕左右兵衞府左右近衞府及び左右衞門府を云ふ。
〔東坊城家〕菅原姓參議長經の二男茂長始めて氏を稱す。
〔藥玉〕種々の香藥を丸にして錦の袋に入れ菖蒲蓬等を結び五色の絲を長く垂れしもの也。
〔絲所〕縫殿寮の別所也。
〔假名年中行事〕建武年中行事を云ふ。
〔今宮〕洛北紫野に在りて疫神を祀る

の女中衆にも賜ぶ。各元結に付く。洛中の祭殊に此くの如し。
十五日　今日の物忌の符參る。
十六日　御祈禱正月に同じ。
六月朔日　今日朝の物に凍餅を供す。夕方の御祝初献に添へて凍餅を供す。二献を供する時、初献をば御左の方へ繰寄す。女中の衣裳今日よりは圓生絹を着す。其外皆如ㇾ例。
七日　祇園會なれば安家の物忌の符を進上す。前に同じ。
十四日　今日も物忌の符參る。祇園會の御盃（昆布栗に居う）一献（强供御）常御所れん臺にて參る。
十六日　兼日、各かつうを給ぶ。院女院等へは勿論集る。御所々々攝家方門跡方其外人々時宜に依りて賜ぶ。定りたる樣無し。常に成らします方にてかつう、何にても七種取並べて御前へ供す。親王御同宿の時、女御等在時御相伴なり。御前を撤して後女中各かつうを持參して御前にて給はる。今日は女中の衣裳生絹裏の練に腰卷をするなり。腰卷は練にても圓生絹にても思ひ〳〵也。内々の男衆は兼日、長橋より觸れ催して參る。常の御所の南面を取放ちて、庇と中の口との間に翠簾を懸渡して、女中見物の所とす。男衆各思ひ〳〵にかつうを持參して簀子に候す。公卿一列殿上人公卿の後に又一列なり。上段の南の端に、茵ばかりを敷かせ御座しまして御見物なり。とり〳〵かつうを給はる。事果て、下臈より退く。更に又各進み出て元の座に着く。六位藏人銚子肴の臺等持て出て御通あり。五度土器等出て謠等歌ふ。醉ひ過たる者

〔祇園會〕祇園御靈會とも云ひ、京都洛東八坂神社の大齋を云ふ。天祿元年六月疫病退散の爲め行ひしを嚆矢とす。應仁の國戰亂の爲中絕し、後土御門天皇明應九年再興す。
〔物忌の符〕鬼神を避くる爲め物忌と書きし紙札にて、これを身に帶び又は門、簾等に着け置く也。祇園會、賀茂祭等の祭禮の時亦この事あり。
〔長橋〕清涼殿の南端より紫宸殿の方へ通ふ橋を云ふ。
〔六位藏人〕藏人所にて五位藏人に次ぐ職員也。宮中些細の公事を勤む。定員四人、在任六年の後巡爵とて輪次に五位に叙す。

多くして賑はし。

晦日　今日は御泔參る。御髪を洗ふ鼎と、御手洗の水を汲みて是を調ふ。典侍二人御ゆするの衣（禁祕抄に湯卷とあるはこの衣か。）を着て御髪を洗ふ。一人は湯を掛けて參らする也。大典侍御髪を洗ひて御祝に銚子を進上す。

御ゆするの人に御手洗の水の御湯を賜ぶ。御藏皆月の輪を調進す。內侍所の刀自取傳へて臺盤所の臺盤の上に置く。御引直衣召さしまして朝餉の御座に着かしめ給ふ。上﨟一人例の一重衣を抱きて御前に進む。着座の後懸帶ばかりをかく。中﨟一重衣を着て、臺盤の本に寄りて輪を取る。麻の葉插したる竹を拔きて、麻の葉ばかりを輪に取添へて御前に持て參る。上﨟取りて御座の上に置く。麻の葉を右の手に取らせまします。上﨟輪の端を持上ぐ。先左の御足を踏み入給ふ。次に御右。水無月の名越の祓する人は千歲の命延ぶと云ふ歌を御口の內に唱給ふ。是等も俗より習ふ事にや。されど後成恩寺關白の公事根元抄にも此事書れたれば、如何樣昔より世俗に有りける事と見えたり。上﨟持上げたる輪を下し奉る。輪二つをこして御後樣に出て御座します。此定に三度入らせまし〳〵て御手に持たせ給ひける麻の葉を置かる。上﨟輪に取添へて撤す。次に入御、其後臺盤所の上なる輪を、女嬬取りて御前に持て參る。女御等有れば御三間にて典侍入れ參らす。其外の女中は御下入る。入る人も入るゝ人も一重衣を着す。服者月の障の人等は入らず。次第に入果てゝ後、輪を東の簀子に插し出して簾皆垂る。六位の藏人便宜

〔泔〕梳る時髪を洗ふ水を云ふ。
〔ゆする〕髪を洗ひ梳るを云ふ。
〔湯卷〕御湯殿に候する人の衣裳の上より腰に卷くもの也、生絹にて作る。
〔大典侍〕典侍の故參の者を呼ぶ、後世にての稱也。
〔月の輪〕茅の輪とて茅を藁にて卷きし輪、祓に用ふ。
〔水無月云々〕拾遺集に、「水無月の名越の祓する人は千歲の命延ぶと云ふなり」とあり。
〔名越の祓〕又た六月祓、夏祓とも云ふ。上古は六月十二月の晦日大祓を行ひしが、後世は十二月の祓除は廢絕して名越の祓のみ行はるゝ事となれる也。

の處より來りて輪の下に候す。內々の男衆次第に進み出で、藏人に輪持たせて入事終りて藏人退く。輪をば又取り入て下々へ下す。釆女、女官、女孺、御物師、局々の官女に至るまで皆入終りぬ。御三間の垂れたる簾上げ渡せば、御引直衣召さしまして御座に着かしめ給ふ。女中着座一列御座の左の方、（西上南面）中﨟一列に御座に向ふ。（南上西面）例の如し。陪膳手長座を立て先御盃、次に初獻（白瓜茄子）を供す。御盃參りて女中に通る。次に二獻（唐瓜）を供して已後男を召さる。公卿は簀子の疊に着く。殿上人は公卿の座の後に候す。次に藏人瓜を持て出て各々一爵を賜ぶ。公卿は坐乍ら、殿上人は公卿の座の末にて一人づゝ召出して賜ぶ。銚子出て御箸下る。各々是に應ず。此間藏人土器の物を公卿の座の前に置く。御盃參りて女中に通る。下﨟の酌常の如し。最末の御下給はりて後、伊豫銚子と盃とを持ちて出づ。藏人長押の下迄進み寄りて是を取りて男に通す。此れ又公卿は座乍ら殿上人は召出しなり。事果て〳〵て公卿座を下りて平伏す。其次に入御、女中起座、次に男退下。

七月朔日　夕方の御祝等如レ例。

七日　梶の葉の歌を書かしめ給ひて二星に手向らる。御引直衣召して、御三間の御座に着く。御陪膳の人例の衣を抱きて御座の前に參る。懸帶ばかりを懸て候す。內侍一重衣を着て御硯を持て參る。其樣重硯の中の硯七つを取り出し廣蓋に居う。二通に並ぶ。上に三つ、下に四つなり。芋の葉に水を包み結ひて、廣蓋の上の方の御右の方の角へ寄せて、新しき筆二管、墨一挺

〔御成恩寺關白〕一條兼良也。
〔御物師〕御縫物師也。
〔長押〕鴨柄の上又は敷居の下に長く渡したる板を云ふ爰は下長押也。
〔梶の葉云々〕卽ち七夕祭也。
〔二星〕事物紀原に「七月七日、織女當レ渡レ河、暫詣ニ牽牛ニ」とある牽牛織女二星也。
〔重硯〕具さには重硯箱、硯箱を數個同じ大さにて重ねたるもの也。
〔硯七つ〕七夕の七に因める數なり。
〔廣蓋〕もと衣服を藏むる衣筥などの蓋を云ひしが、後には別に其蓋の如き器を作りて、廣蓋と呼び專ら客に供する物を盛る也

を硯の傍に置く。梶の葉七枚を重ねて、同じ枝の皮七筋、素麵七筋、篠餅二つを三方に居ゑて御前に置く。七の硯に芋の葉の中なる水を注がせ給ひて墨を磨り、梶の葉一枚づゝ取りて歌を書かせ給ふ。或は當座の御製或は古歌定る樣無し。硯七面を換へて一首づゝ書き終らせ給ふ。古歌ならば七首也。當座の御製ならば同じ一首を七枚に書かるゝなり。陪膳の人梶の葉七枚を重ねて、篠餅二つを中に入れて押巻き、上下を折りて梶の木の皮七筋、素麵七筋を持て十文字に押結びて出すなり。女官便宜の所の屋根に打上ぐ。中なる物に心を懸けて、烏等のかけて行く事每度の事なり。御硯は院、女院、親王、女御等御座の時、次第に參らせらる。御ものし右京太夫などもて參る。今日の御料にとて前一兩日の內、上臈より茅の輪を調進せらる。御所にて女中衆に賜ぶ。各々袖に付けらる。主上のも進上あれど、御袖に付けらるゝ迄の事は無し。二親有る人は輪三(金銀紅)なり。片親ある人は輪二(金か銀か紅)二親共に無き人は輪一。(金か銀也)朝盃朝餉等如例。夕方の御祝初獻そろ〳〵御汁を供す。土器に少し御汁を受けられて後、少しづゝ三口召す。御かべ參る。又二口召す。次に篠餅を供す。此れに御箸下る。次に御盃參る、二獻(御眞魚)三獻(唐瓜)を供す。女中御前の折敷に半はそろ〳〵、半は篠餅を入れて賜ぶ。三獻の唐瓜も御盤に(白糸とて京にて使ふ餅菓子あり。よりみつとも云ふ。しんこの餅にて、大指程の太さに三四寸程ある太き繩の糾へる形有る物なり。)入れて持て出て一器づゝ賜ぶ。今夜星の和歌兼題にて各詠進す。講ぜらるゝ迄は無し。只取重ねて置かるゝばかりなり。每年一首、懷紙也。若しくは七首の懷紙あり。同御遊あり。勿論御所御堂上地下の樂人伺候、盤涉物七つなり。但御遊は有無不定也。御目出度事盆

〔右京大夫〕右京即ち朱雀大路の西方の地を管する京職の長也。文武天皇大寶元年の制定に係るも、後ち檢非違使を置きしより全く有名無實の官となれり。

〔そろ〳〵〕素麵也

〔兼題〕兼日の題の略、和歌の題を數日前に豫れて出し置き其日に持ち寄るものを云ふ。

〔懷紙〕和歌、詩などを正式に詠進するに用ふる紙也。檀紙又は杉原紙を用ふ。

〔堂上〕もと殿上に供奉する官の總稱なりしが、後には殿上人のみを云ふ。

〔盤涉物〕盤涉調の樂を云ふ。盤涉調は水音を摸せる樂の調子也。

〔晴季公〕左大臣公彦の子にして、姓は藤原、右大臣兼季の後裔也、天正七年内大臣に叙せられ、十三年右大臣從一位に陞る。文祿四年女婿關白秀次の事に坐し、越後に謫流、慶長元年赦されて京に還り、三年右大臣に復任す、元和三年薨去、景光院と謚す。

〔かべ〕豆腐を云ふ御所言葉也。

〔水無月の如し〕六月晦日名越の御祓の折の如くすと也みなづきは水無き月の義也、或は田毎に水を滿たせる月にて水月の意となし、或は稻の實を結ぶ月にて實生月(ミナヅキ)の約なりとも云ふ。

前此事あり。日限不定。兼日宮、門跡、御比丘尼衆、内々の男衆觸れ催されて伺候有り。正親町院の御時迄は宮、門跡、御比丘尼衆等伺候有り。舊院の御時に只一度各々伺候にて、今出川前右府晴季公等も座に連られしとかや。其後は各々召はあれど祗候無し。長座究屈、人々暑氣堪へざるに依りて斟酌有るなり。其故に日を變へて伺候あれば、是も御三間にて二獻參りて天盃賜ぶ。天酌迄は無し。各伺候の時は十一獻、十二獻に及びて夜明離るゝ事のみにて有りけるとなり、今はさまでは無けれど、毎度曉天に及ぶ。御座已下公卿の座に至る迄構へ樣水無月に同じ。女中各々圓生絹を着用、先初獻ぼうぞう御盃一獻參りて女中のみ通る。二獻そろそろ御そへくし迄供して後男を召す。公卿簀子の座に着く。そろそろを公卿の前に居ゑ渡して後、内侍御前の錫の鉢に入れて持て出づ。公卿給はりて御盃參る。女中通る。後藏人酌にて公卿は坐ながら、御汁を持て參る。公卿にも汁を賜ぶ。御箸下る。内侍御かべを持て參る。公卿にも賜ぶ。藏人殿上人は公卿の座の末にて、召出して賜ぶ。其後公卿の座の後に候す。三獻御平は第一の上臈の酌なり。女中の座をいざり出て、女中公卿已下召出て御通りを賜ぶ。四獻まん御そへくし有り。は次の上臈の酌なり。勿論御前の御陪膳御通しの樣前に同じ。五獻鳥は天酌なり。六獻瓜を供すれば、公卿侍臣にも瓜を賜ぶ、水無月の如し。御箸下りて後各給はる。此度は又次の典侍の酌也。若し上臈分の人不足の時は、勾當内侍人數に加はるなり。七獻一つものを供して後五すへを供す。御右の方の端に有り。此度は公卿の酌なり。第一第二を云はず、公卿の中の可然人とな

り。女中は坐ながら男は召し出さる。酌の人の手前は次の人酌に代る也。常の事也。天酌の頃より謠等謳ひて、公卿の座の前に土器の物二つ出る也。天酌の後公卿互に取りて與ふ。事果てて入御、水無月に同じ。

十四日　方々より燈籠進上。今日は二親相具したる人ばかり伺候にて、燈籠の火を點す。

十五日　今日の燈籠の火點す。夕方の御祝御三間にて參る。御座公卿の座已下水無月に同じ。先御盃を供す。上﨟中﨟は例の一重衣を持て出て懸帶ばかりを掛く。下﨟は一重衣を着て、初獻蓮の供御次に二の御盤、次に御汁鳥次にちやし出づ。陪膳の人蓮の供御の緒を解きて引き擴げ、又小く包みたる品々の物の内、今日は御精進なれば、精進の物を一種、是も緒を解きて披く御箸を取らせ給ひて參る。疊ばかりなり。次に御盃參る。次に御湯のひさけを持て參る。御汁の御盤に居ゑたる土器を取らせ給ひて、御湯をかけて參る。次第に御前を撤す。盃の御盤ばかりを殘して二獻御眞魚を供す。其後男を召す。公卿例の座に着く。女中男御通し例の如し。次に御盃五ど參る。次に三獻瓜を供す。今日は男は瓜を給はらず。天酌にて御通しあり。此れより先公卿の座の前の土器の物出づ、例の如し。事果てゝ入御。

十六日　燈籠の御返しを給ふ。攝家方へは給はらず。

十八日　物忌の符參る、前と同じ。

八月朔日　今日は御たのむとて各思ひ〳〵の進物を捧ぐ。返しを賜ぶ。儲君親王よりはたむし

〔謠〕猿樂、能の時唱ふ歌詞。室町時代に始まり、義政の時既に觀世金春寶生金剛の流生る。

〔燈籠〕所謂盆燈籠也。倭訓栞に、「禁裡七月の燈籠は、二水記に、十三日、今日各燈籠進上と見え、明月記に、近時民家今夜立二長竿一、其末梢付下如二燈樓一物上張レ紙擧レ燈、遠近有レ之と見えたれば、寬喜の比までは、官家に用ひざりしなるべし」と見えたり。

〔御たのむ〕八朔の節を云ふ。たのむは田實の義、此日秋實の成熟を壽くより名づく。もと武家より起りて、禁中の公事となれる由也。

十帖、烏子一枚を横に折りて竪の中央より押折りて又二つに折れば、都合八つに折る也。腰に同じ烏子を五分ばかりに切り、女房雛の帯の如くにして挿し入れ、是を一帖として十帖かされ杉原の帯の如く、又同烏子なたゝみて捻の紐とする也。紐の丈幅は見合勝手次第に調ふるなり。にはい〳〵一包を居ゑて參る。陽明よりは中高檀紙十帖に御扇參る。勾當內侍よりは檀紙十帖、御帶二筋參る。飛鳥井よりは短册百枚柳筥に居ゑて參る。高倉よりは檀紙十帖に御組掛二筋參る。水無瀨よりは御ようし木一結帶二本參る。典藥頭よりは奇應丸、鴫の社務は虫籠など進上す。此等は大方定りたる事也。其外諸家は大概御太刀を進上す。人々の名字を書きて札を付く。札ばかりを止め置かれて太刀をば返し給ふ。將軍家よりは馬太刀進上也。太刀は此御所のを申出して進上の分也。臺盤の妻戶より勾當の內侍とり入る、武家の傳奏披露也。元は太刀も進上と見えたり。舊記御湯殿の上の日記等には銘等記しあり。何時頃より申出さるゝ事にか。馬は左右馬寮の官人引きて出づ。朝餉にて御覽あり。御返しには大高檀紙十帖うち枝此は蘆橘の七つなりの枝なり。勅使入りて賜ぶ。陰陽頭札進上、御殿の柱に押さる。牛飼御禮に參る。正月に同じ。朝盃朝餉等皆例の如し。夕方の御祝初獻に添へて尾花の粥萩の箸なり。を供す。此れも初獻の內也。六月朔日の凍餅等の類なり。參る樣も同じ。

十五日　名月の御盃常の御所にて參る。先芋、次に茄子を供す。茄子を取らせまし〳〵て、萩の箸にて穴を明け、穴の內を三度箸を通されて、御手に持たる御盃參りて後、御前のを撤す。淸涼殿の東の庇に構へたる御座にて月を御覽あり。かの茄子の穴より御覽じて御願あり。此等も專世俗に流布の事也。禁中にては何時頃より始まれる事にか。

〔陽明〕近衞家を云ふ。其第陽明門に向ふを以て也。

〔飛鳥井〕花山院流藤原姓、難波賴經男雅經氏を稱す。

〔高倉〕藤原姓、閑院冬嗣の一男長良より出でし有職故實の家也。

〔奇應丸〕諸病に効ありと云ふ丸藥也永正の頃東大寺の破太鼓より藥法を發見、これを作り用ひしに奇應ありしに依て名づくと云ふ

〔武家の傳奏〕武家の奏請を執奏する事を掌る職にして室町時代に起り、江戶時代には悉く幕府の命を以て補任し、辯舌文筆に達せし者を選任す

〔尾花の粥〕薄の穗を黑燒にして交へし粥。疫病の呪也。

十八日　物忌の符參る。御靈會の御盃（昆布栗に居う）一獻くこく常の御所にて參る。

九月朔日　每事常の如し。

八日　內藏頭菊綿を獻ず。女中方の沙汰として菊の花に造りて、院女院御所々々、女中等に賜ぶ。后は御座しまさぬ時も、后の御料とて小き綿に造りて、菊の枝に覆ひて、押木に居て御障子の內に置く。內侍一重衣着て持て參る。常の御所の西庭に菊を植う。大こく此れを役す。下行有り。夕方は常の御所にて、昆布粟にて一獻參る。其後西の簀の子に出で御座しまして、砌の下に植ゑたる菊に綿を覆はる。綿包紙（ありは）陪膳の人持て參る。一人の料白三輪、赤三輪、黃三輪都合九輪なり。主上、院、女御、中宮、親王等は小菊とか云ひて、菊の花の上に蕊の樣に小輪あり。白きには黃、赤きには白、黃等には赤きをするなり。女中も次第に持參して覆ふなり。綿は着せ果てゝ、包紙は菊の下に殘し置く。次の人包紙を其上に重ぬ。各々此の如し。果てゝ後又一人の料を折敷に居ゑて、菊の下に置きて、內々の小はんの衆召す。各々擧りて覆ふなり。

九日　每年三月五月等の節供に同じ。夕方の御祝より女中の衆衣裳二つ襟なり。上衣はなほ生絹裏を用ふ。（此事不審）三獻目の銚子に菊の花を刻みて入る。今日も一首の懷紙を各詠進す。七夕に同じ。重陽の宴の心也。舊院の御時九首の事あり。其後又一度あり。今日も講ぜらるゝ迄は無し。

十三日　八月十五夜に同じ。

十六日　御祈禱正月五月に同じ。

〔御靈會〕八所御靈宮上下二社の祭を云ふ。清和天皇貞觀五年五月疫病流行の際修めしを始めとし、後ち中絕せしが、後土御門天皇の明應七年八月十八日再興、爾後其日に行ふ。

〔菊に綿を云々〕即ち菊綿（キクノキセワタ）となす也。綿にて夜菊の露を受け、これにて老を拭ひ捨つる爲め也。

〔重陽の宴〕九月九日主上南殿に出御、王卿以下詩を獻し菊酒を賜はる節會也。堀河天皇以後中絕す。重陽は類書纂要に、九爲ㇾ陽數ㇾ、九月與ㇾ九日ㇾ竝應、故曰ㇾ重陽ㇾ、と見ゆ。

〔十三日云々〕十三夜の觀月也。

十月朔日　毎事常の如く、今日より常の御所御座の左の方に置き炭の火鉢を置く。炭のたて樣あり。今日より女中綿の入りたる物を着用。九月中は綿の入りたる物を着ず。寒き時は袷を取重ねて着る也。夕方の御祝より張裏の練を着ると云ふ。

猪子　亥に當る日也。朝の程御玄猪を供す。御息を掛らる。それを人々申出すに從ひて給はるなり。御所々々、親王方、門跡、御比丘尼衆、其ほか外樣衆八幡別當醫師等に至る迄、小高檀紙に包みて小角に居ゑ水引にて結ひて取り出さる。内々の男衆、女院の女中、御所々々の上臈、同乳母等の申出すは杉原に包みて出さる。杉原に包みたるは角にもすわらぬ也。畢竟或は賞翫の人、或は外樣の人にて、小高檀紙に包みたるを給はるなり。包の中に入る物は初度は菊と忍と、中度は艷と忍と、三度目は銀杏と忍となり。銀杏の葉に申出す人の名を書きて、包紙に挿挾むなり。御玄猪の色は公卿迄は黑、四位の殿上人は赤、五位の殿上人已下は白、兒は赤、地下の兒は白、華族の人は三度が一度も、二度に一度も、赤は黑、白には赤を給はるなり。家を賞翫の故なり。女中は上臈の限は黑、中臈は赤、下臈は白、儲君の親王の上臈を始め、御所御所の上臈は赤、其家にては黑かるべき事なれど、禁中にては中臈の准據なればなり。又后は御座しまさぬ時も、后の御料とてひしの御飯に、土器三つ居ゑて、御玄猪を三色供へて御障子の內に置く。內侍一重衣着て持て參る。菊綿の類なり。丹波國野瀨と云ふ處より箱に入れて獻れる者あり。卽野瀨と名づけて夕方の御祝に供す。衞士餅を進上す、高倉傳奏なり。夕方の御祝常

〔猪子〕猪子祝也。
〔玄猪〕玄猪餅の略也。猪子祝に供する餅にてこれを食すれば萬病を拂ふと云ふ。
〔八幡別當〕別當は僧官なるも、八幡宮、北野社等にはこれを置く。
〔小高檀紙〕高檀紙の小形なるもの也
〔忍〕忍草也。
〔艷〕紅葉也。
〔地下〕具さには地下人、昇殿を許されぬ人を云ふ。
〔華族〕淸華の家柄を云ふ。
〔衞士〕左右衞士府に仕ふる人にて、もと各國軍團兵士を交替して禁中の守護に備へしが、軍團の制破れて後は左右衞士各四人あり、諸公事の時雜事を勤む。

〔足打〕足打折敷の略也。折敷に足あるものを云ふ。

〔半尻〕形狩衣に似て後方一尺許短く袖口に組緒をあはび結びにして綴ぢ附けたるものを云ふ。

〔唐衣〕女官の禮服の表衣也。唐の服制を模したる故此名ありと云ふ。

〔清華〕攝家に次ぐ公家の家柄にして攝政關白を兼ね得ざるも太政大臣及び三公に任じ大將たる事を得。もと轉法輪三條、菊亭、大炊御門、花山院、德大寺、西園寺、久我の七家あり、後世醍醐廣幡二家を加ふ。

〔五位職事〕五位の藏人也。職事とは、藏人を云ふ。

の御所にて參る。御座等例の如く、先つく／＼臺に並ぶ。臺の體兩方に足あり。花立の類也。當時世俗に流布の足打と云ふものなり。を持て參る。陪膳御前に居う。少し亥の方に向はせ給ひて着かせ給ひ、陪膳御直衣の御袖を覆ふ。御直衣は下より疊み乍ら御座に置く。坏をはらせ給ひて、御箸を取らせ給ひて、强供御を少し參る。親王女御等あれば御相伴なり。次第に持て參る。親王は半尻着用なれば、陪膳の人袖を覆ふに及ばず。女御のは陪膳の人唐衣の袖を覆ふ。女中も上臈中臈は次第に御前にて着く。下臈唐衣上臈は上臈の唐衣、中臈は中臈の唐衣なり。の袖を覆ふ。次第につきをはりて、番衆御所へ御下の唐衣を置きて出さる。男の料にとる□唐衣は如何したる事にか。次に御玄猪を供す。南に向はせ給ふ。陪膳手長の人例の衣を抱き持ちて着座、懸帶ばかりをかく。下臈一重衣を着す。つく／＼と同體の臺に此の亥猪子のほか目に觸れざる物なり。二づゝに居ゑて供す。白き土器五づゝ御玄猪を入れて臺一つに居う、都合十なり。御箸取らるゝにも及ばず。陪膳手長撤せずして退く。又西向に居直らせ給ふ。上臈中臈下臈襠ばかりにて先御盃、次に二献御眞魚を供す。御盃事のかく通りて、又御盃參りて三献の野瀨を供す。三献目は天酌にて御通し例の如し。人々天酌の序初献に下る。御左の方にあり。御玄猪を取らせ給ひて、敷居の上に置かせ給ひて、御指にて彈かせ給ふを給はるなり。御玄猪の色前に見えたり。但四位の殿上人の內清華の族、大臣の子、或職兩頭等は二度の時も三度の時も一度は黑を給はるなり。五位殿上人もまた同じ。五位職事は兩頭の准據なり。此等は家を賞翫の故なり。又職事補せらるゝ人は箸用を稱へらるゝ由にて、親王女御第一の公卿等は、彈かるゝ迄

は無く、敷居の上に置かるゝを差寄りて給はるなり。猪子の御祝は兩度三度共に同じ。猪子には女中の衣裳、陪膳御手長の他は、各綾子唐綾等の小袖をも心次第に着用なり。

十五日　御日待定りたる事には有らねど、大概毎年有りしなり。若し又障り有れば吉田に仰せて、御代官も有り。新院の御時にこそ御所にては只一度有りしか。

十一月朔日　毎事例の如し。近江國より郁子と云ふ物を献ず。何時より奉り初めけるにぞ。

子祭　四季の間の邊にて、大黑に燈明供物等供へて、箏を引かせらる。四辻其外誰にても召しに從ひて參る。二張も三張も時宜に依るなり。若箏ひく人なき時は、笛にても吹かせらる。樂は林歌大平樂等なり。其後勾當內侍局にても此事あり。事果てゝ饗應あり。

二番の丑の日　今夜より赤き衣裳を着る。當日は必紅梅二を重ねて着るなり。明日よりは何にても着用なり。四季の間の邊にて勸盃あり。中の丑の日は五節の帳臺の試の日なれば也。帳臺の試は丑二つある時は上なり。下の丑の日を用ふる事時に依るべし。

十二月朔日　毎事例の如し。今日より已後女中赤き衣裳を着る間は、朝餉には必紅梅を着るなり。三襟の時は紅梅二重ねて着するなり。

八日　朝の物にうんさう粥を供す。夕方うんさう粥の御盃參る。正月七日の御糝等に同じ。

煤拂　陰陽頭勘文に從ひて日時を定めらる。勾當內侍、兼日殿上人をふれ催して、各々參り集まる。其外御簾屋大汁衛士等の物をばそれ〴〵の奉行人催しに依りて參る。刻限典侍一人內侍

〔日待〕前夜より潔齋して、明旦の日出を待ちこれを拜する儀也。

〔吉田〕代々吉田神社の神職を勤むる家也。大雷臣命に出で、氏を卜部と云ひしが、室町時代吉田に改む。

〔子祭〕大黑天の祭を云ふ。

〔箏〕筑紫琴の祖、十三弦の琴也。專ら雅樂に用ふ。仁明天皇の時、遣唐使藤原貞敏廉武承の女より習ひて、我國に傳ふ。

〔四辻〕藤原姓にて閑院家の一也、土御門天皇の御宇より世々和琴箏を以て家業となす。

〔林歌〕樂舞の一種

〔太平樂〕雅樂の曲名也。又た破陣樂と云ふ。

〔劍璽の間〕常の御所上段の間の東に在り。

〔神祇伯〕神祇官の長也。白川氏代々これに任ず。

〔内侍所〕一に賢所と云ふ。禁中溫明殿内にて皇大神の御靈代として神鏡を齋き祭れる所也内侍爰にて守護するより此名出づ。

〔陰陽頭〕陰陽寮の長、相當從五位下也。賀茂安倍兩家の第一の者を任ず

〔勘文〕古例、日時、方角等を勘へ、朝廷又は幕府へ奉る文書也。

〔節分〕立春の前日也。

〔沈香〕熱地に產する香木也。我國にては聞香香合などの最上香料として伽羅と併稱せらる

一人一重衣着て劍璽の間（近代此間あり）より劍璽の案なから厨子（二階）を舁出して、常の御所の御座の上に、大宋の屏風一双引き廻らして暫く其の内に安ず。神祇伯劍璽の間の煤を拂ひ掃除せしむ。事終りて本やく人劍璽を元の如く舁入。其後吉方より拂ひ初む。簀子の分は衞士手の者數多召具して掃除せしめ、御簾疊も新調、或は古物を掃除して此れを調へ、此れも手の者參りて合力するなり。此間便宜の所に遷りまし〳〵て、其所にて一獻あり。初獻餅、二獻（田樂）供し終りて、御盃通りて御前を撤す。其の後、女中にも賜ぶ。御見舞伺候の公卿、召されたる殿上人、内々衆は殘り無く召し出されて、餅、田樂など給はる。御乳母此れを役す。勾當酌、伊豫肴にて御通しあり。其の日は、女中老若に依らず、世俗に、打冠とか云ふ錦を被くなり、如何なる事にか、故は不知。勾當局にて嘉例の祝儀あり。内侍所にても、近年嘉例の事ありと云ふなり。掃除の事終りて、本殿に還御、常の御所にて御盃參る。羹、そろ〳〵、かうしのやうの物、三獻あり。女中も羹、そろ〳〵例の折敷一つに居ゑて賜ぶ。盃は、女中ばかり通る。天酌までの事は無し。

御髪上げ　此れも陰陽頭勘文に依りて日時を定めらる。年中の御髪のおち、御爪、御元結等の物を取り集めて、大高檀紙に包み、上を紙捻りにて絡げ、所々に沈香を挿挾み、生絹の包に入れ、葛籠の蓋に居ゑて出す。女官取傳へて藏人衞士に下す。吉方に向ひて此れを燒く。事終りて衣の包葛籠の蓋を持て參る。衣の包は女官給はるなり。

節分　散らし油を供す。夕方常の御所例の御座にて御盃參る。先芋（土器二つに入る。）を供す。次に豆（土器二つに入る。）を供す。次に折櫃二つ豆を入れて、三方に居ゑて持て參る。陪膳三方乍ら御前にさし寄す。折櫃二つの縁を合せて、二つ乍ら御左手に取らせ給ひて、折櫃の中なる豆の上に覆ひたる土器を右の手にて取らせ給ひ、豆を吉方へ三返うたせ給ふ。吉方若御後の方ならば、御後樣に打ち給ふなり。打ち終らせ給ひて、三方に置かせ給ふ。陪膳取りて勾當内侍に傳ふ。勾當二の折を左の手にて取り、右の手にて後樣に立ち乍ら、一間に三返づゝ打ちて、御殿中御湯殿の上迄を打廻る。此の間に、土器に入れたる豆を、御年の數參る。勾當かへり參りて、香爐に、追儺香を燻らかして持て參る。嗅がしめ給ひて返し給ふ。女中、次第に取り渡してきく。其の後勾當内侍また御殿中を持ちて廻る。次に、銚子出づ。御盃參りて一獻通る。御前を撤してさけなほしめさしまして、御方達になる。内侍燭を持ちて御先へ參る。次に、勾當一重衣着て御劍を持て參る。御後には女中襠ばかり着て參る。まうけの處に入らせましまして三獻參る。三獻目天酌にて女中男御通しあり。御前を撤して、殿上人御鳥三聲の後還御。御勾當御厄拂（豆の數御年の數鳥目は年の數引合一重押し包む也。）持て參る。御身を撫でられて返さる。終りて後を顧みざるやうに退くを故實とす。

晦日　御湯參る。水無月に同じ。夕方常の御所にて一獻（昆布栗）參る。勾當御通しのみ（花瓣のかちんな小さく菱に切りて御年の數引合一重に押包む也。）持て參る。御身のごはせましまして返したぶ。賜はりて退く樣御厄拂に同

〔折櫃〕檜の薄板を折曲げて作れる筥を云ふ。餅類肴等を盛るもの也。

〔豆を云々〕節分に豆を打つは宇多天皇の御宇に始まれりと云ふ。

〔追儺香〕追儺の折燒く香を云ふ。追儺とは鬼やらひの義、儺は家書に驅疫也と見ゆ。我國にては、續日本紀に、文武天皇慶雲三年十二月、是年天下諸國疫癘百姓多死、始作ニ土牛大儺一とあると引きて、政事要略、江次第以下追儺の始となせり。

〔鳥目〕錢を云ふ。支那にて、鵝の眼圓く其睡方形なるに因み錢を鵝眼と云ひしより轉じ、我國にて呼べる也

〔御三間〕常の御所に在る室名也。

じ。御三間にて內々の男衆御歲末申す。御さけなほし召して御座に着御申す。勾當內侍今夜もちらし油を供す。

當時年中行事 卷之上 終

當時年中行事　卷之下

一禁祕抄賢所 云、白地以二神宮並内侍所方一不レ爲二御跡一云々。今以堅く守らるゝ一ヶ條也。

一同御抄同 云、萬物隨二出來一必先置二臺盤所棚一召二女官一被レ奉云々。自二僧尼及憚人許一所レ進之物者不レ奉レ之。源雖レ出二僧尼家一男女之進物奉レ之。所謂關白所レ進果多興福寺別當所レ進也。然而不レ憚レ之云々。内侍所へ奉らるゝ物、此頃は果子樣の物までの事は無けれど、大樣數多献ずる物は、必奉らるゝなり。尙御心にて有事にや。臺盤所の棚は此頃は見えず。

一毎日之次第、早旦ひるなる。禁祕抄日沒已後事 清凉殿上下格子藏人奉二仕之一。近代女孺等候之。臺盤所は女官候レ之。朝餉女房候レ之。里内隨二便宜一藏人候レ之云々。されど此頃は淸凉殿の東西朝餉臺盤所等内々外樣の小番の衆候レ之。常の御所の上格子は女孺候レ之。先御手水を參らす。陪膳手長の人襠を着、棙盥等の物を持て參る。御手水の事終りて陪膳の人、御鬢も理し、御冠を奉る。次に朝の物を供す。次に陪膳の人御湯殿に向ふ。是より先鼎と御湯を運ぶ。刀自取傳へて御湯殿を構ふ。陪膳の人歸り參りて事具するの由を申せば、御湯殿に渡らせ御座します。陪膳の人御湯帷子を奉る。河藥はあれど聞召しもせず。御手水參りて常の御所の御座にて御

〔白地云々〕苟且にも神宮内侍所の方へ御足を向け給はずと也。

〔興福寺〕奈良にある法相宗大本山にして、世々藤原氏の氏寺也。

〔上下格子〕細く角なる木を縱横に組みたる建具、柱間毎に構へ上格子を上下に開閉し、下格子を掛金にかくを指す。

〔女官〕殿司の女官

〔河藥〕天皇御沐浴の時奉る藥、其品詳かならず、或は薫藥なりと云ひ或は米糠なりと云ふ

物の御直衣を召す。西の御座に南向に成らします。陪膳の人例の一重衣を抱きて御前に進み、懸帶ばかりを掛く。内侍一重衣を着て御清手水を持て參る。御手洗の内へ棉を入る。（御清手水の時毎度如此。手水は不レ入也。）常の御棉の蓋を仰て深草土器を入る。（俯す）陪膳の人取傳へて御前に置く。土器を取らせまし〳〵て、御口を三度洗はせ給ひて後、土器を御手洗の中へ投げさせ給ふ。此間に陪膳の人棉の蓋を改めて御手水をかく。大高檀紙（紙の角に水など付て西の御座の御簾の脇に常々付置く。）にて御手を拭はれて御拜になる。陪膳の人は褶ばかり着て御直衣の裾を持つ。内侍其儘一重衣を着て御供に參る。清涼殿の廂の中央の間より入せ給ひて、石灰壇に構へたる大宋の屏風の内に入らせ給ふ。圓座に着かせ給ひて神宮を初め拜せしめ給ふ。御拜の次第は伯毎度相傳申なり。此間典侍は庇の中央の間兩の柱の下に候す。御拜終りて本路を經て還御。常の御所にて鏡の御拜あり。其後朝の御盤を供す。其樣四月四日に見えたり。晝夕方の御盤は參る所も定らず、御心に任するなり。陪膳手長の人も褶ばかり着る。御相伴等ある時、又はさなくても陪膳の人御さはり（生飯にてイ）に本式ならず參るも常の事なり。されど朝の御盤は大概本式に參るなり。夕方常の御所の上段の常灯は内侍も出す。簾臺庇のは御下出す也。何れも褶を手に掛く。

一御服召さしむる事は内侍等はせず。禁祕抄（御裝束の事）云如二引直衣一女房參りて其れも典侍已上也云々。同抄（可遠凡卑事）云御衣内侍以上聽レ之。然而正候二御裝束一同二御陪膳一。但侍臣聽レ之。其近衛司也。六位藏人不レ取二御衣一之由在二舊記一。況於二御裝束一乎。而間々有レ之。其儀可レ止云々。

〔石灰壇〕清涼殿の内、身舍の東南に在り、廣さ二間に一間、上を築き上げ板敷と等しく石灰にて塗り固む。天皇毎日御沐浴御衣を改め給ひ、こゝにて大神宮及び内侍所を御拜あらせらるゝ也。

〔圓座〕もと蒲の葉を以て丸く平たく組み作りたる敷物を云ひしが、後世には綾錦等にて包み作る。倭訓栞に、徑二尺許り、厚さ二寸餘云々とあり

〔御衣〕常の御小袖にあたる内衣也。

〔同二御陪膳一〕御陪膳と同じく、公卿の中か、女房ならば典侍以上たるべしと也。

〔近衛司〕中少將の人をさす。

〔聽レ色〕禁色を聽されしを云ふ。禁色とは男女に通じ黃櫨黃丹青紅紫の服着る事を禁制せらるゝを云ふ。

〔掌侍〕內侍司の女官、又內侍といふ。

〔所衆〕藏人所衆の略、藏人所の下官也。職原抄に、「六位侍可レ然之輩補レ之」と見えたり。

〔瀧口〕禁中警衞を掌る藏人所の下官也。清凉殿の艮に瀧口と呼ぶ所ありこゝに候するより此名出づ。

〔湯帷子〕一に明衣（アカル）と云ひ、主上御湯舟におりさせ給ふ時召さる。

〔吳王云々〕博物志に、「吳王食二魚膾一棄二其殘餘於江一化爲二此魚一故名、」と見えたり。

一御梳櫛は禁祕抄御裝束事に無レ何人不レ奉仕一典侍若聽レ色上﨟也等有れど、此頃はさしも非ず。掌侍も時々是を奉仕す。御髻の先を二つに結分くる等、同御抄に有れど、是も此頃沙汰無し。

一御髮理奉る事、御髮洗ふも同じ。湯を掛くる事、御席敷く事、御足洗ふ事。此れ等皆上﨟分の人の役也。禁祕抄恒例每日次第云、著二湯卷一上﨟一人典侍一人也。是候二御湯殿一故也云々。御湯殿には此頃も內侍も候す。

一禁祕抄可レ遠二凡卑事一云、所衆瀧口乍二地下一近候習也。但御口移御手移不レ可レ然。堀川院御時樂人等偏無レ便之由。匡房大難。尤不レ可レ然事也。凡卑限二六位藏人下﨟女房一也云々。尙此頃も六位藏人御下等には直に御詞を交はさず。

一帷子は召されず。餘り堪へ難き極暑の時夕つ方、堅固內々に御湯帷子を打掛けられて、後奈良院等の凉ませられし樣の事は法外なり。

一何にても物を參る時は、必褥を敷かせ御座ます。緣座敷等にては茶等樣の物も大樣參らず。

一まゐらざる物は王餘魚此れは俗に鰈とか云ふ御眞魚也。如何なる故にや參らぬか其仔細を不レ知。若名の文字王餘魚と書くと云ふ事か。本草綱目には膾殘魚を王餘魚とも云と見えたり。吳王闔閭の魚膾を食して殘を水に投ぜられしに、化して魚と成りたるよしなり。さらば王餘の心は違ひてもや有らん。其上膾殘魚は注のてい鰈とは見えず、白魚とか云ふものに大概叶ふ樣なれど、長四五寸など中に見えたり。是もまた相違せり。如何なる魚にか。又鰈は目の一所によりて付く、其體異樣なれば參らず等云ふ女房等の有れど、夫のおのれ〳〵の姿也。其物の中に類せず、異樣にもあらばこそ。乾鮭徒然草には隆親卿鮭の白乾何事にかあらん。鮎の白ほし參らぬかはと云ひし事は又如何なる故にか、此頃は參らず。豆腐殼物の殼は參らぬとか。干菜干蕪は參るも如何なる差別にか。蕎麥、朝顏の實のやき也。紫大こん也。蒲萄干菜のふし壺なり　このしろ。

一佛神に供したる物參らず。

一鵜の魚御膳に不ㇾ備。

一外居に入たる物參らず。

一箸の塗りたる物は古代の物にも有るべけれど如何にぞや、近代は大概は見えず。盃樣の物も塗りたるは不ㇾ用。されど重筥食籠樣の物は、俗に習ひて此頃は用ふる也。

一三重の上に直に入たる肴は見慣れず。

一御手づから人に肴給はる事稀也。宮、門跡、攝家方等と云へども、給はる事大樣無し。

一天酌の時には誰にても肴給はる事無し。

一臺盤所にては入御と申さず。故實云々、後奈良院天文五、二、二二の御記に見えたり。

一常の御所にては入御無し。されど近年武家參內の時毎度入御有る也。

一諸家奏慶の時、御對面の時、或は臺盤所或は清涼殿或は常の御所或ひは御三間也。人に依るべき事なり。外樣の攝家方は臺盤所、外樣衆は清涼殿、內々衆は或は常の御所、或は三間也。

一諸家元服の日御禮申外樣衆は清涼殿、內々衆は御三間にて御對面有り、內々衆は申の口にて天盃給はる衆は申の口にて、長橋酌にて給はる也。御盃賜ぶ、勾當酌也。

一攝家方其外にも元服の日御冠申出す衆有り、例に任せて賜ぶ。それは御直衣等をも給はる事

〔外居〕食籠の大なるもの也。節用は行器に作る。嬉遊笑覽に、御前へ出ぬものなれば、外居とも行器とも書く、と見えたり。〔食籠〕食物を盛る器也。多くは蓋ありて上下形同きを云ふ。

〔後奈良院〕後柏原天皇の第二皇子後奈良天皇也。

〔元服〕男子始めて頭首に冠を加へ、大人の服を着け、成人となる禮を云ふ。元は頭首、服は冠の義なりと云ひ、又た貞丈雜記には、元はハジメ服はキモノとよみ云々、と見えたり。聖武天皇皇太子のとき元服を加へ給ひしを國史に見え始めとす。

〔是非レ得レ咎〕これ晝御座御劍を重ずるよりの儀なれば咎あらじと也。
〔打刀〕鍔を入れたる長き刀也。鎌倉時代より見ゆ。
〔護摩〕焼と譯す、火を焼きて佛に祈り、一切惡事の根本を焼滅する佛の修法也。火を焼くに用ふる木を護摩木と云ふ。
〔掻取〕打掛也。女の表衣の上に打掛けて着る小袖也。
〔對屋〕もと母屋の邊に設け寢殿を以て母屋に連ねし別棟の小屋を云ひしが、後ち女房の住む局をも云ふ。爰は後の意也。
〔局〕殿舍の内に一區劃を爲したる處を云ひ、殊に殿中女房の居室を稱す

にや。

一禁祕抄可違凡卑事云、内々御歩行必不レ用二晝御座御劍一。内々用二他御劍一。近比作法是非レ得レ咎歟云云。此頃は四方拜御神樂等の時晝の御座の御劍を用ひらるゝ。其外別殿行幸等の時には小鍛冶等何にても被レ用。堅固内々の時は御打刀を用ひらるゝも常の事なり。正親町院大元帥の護摩御聽聞等樣の時持たせらる。女中前の方に右の手に提げて、掻取の小袖の上かへを上に覆ひて持たれしを見及びしと、故白河二位語りしなり。

一前殿の行幸は何れの御殿にても吉方次第用ひらる。但對屋は上﨟の限り勾當内侍の局迄は有レ例、内侍已下は平生とても行幸の例無し。

一伊豫の内侍は局を持つ。其外の下﨟は局を持たず。下﨟は何れも人の局なり。上口に鏡臺等の物を置く事も憚る也。當時の御免のとは俗性下品の者のみなれば、御下の准據也。されども是は局を給はる也。行幸の例は無し。惣じて上﨟中﨟分の人の局の上口には末の者女孺等入らず。是行幸もあるべき爲の事なり。伊豫局へは行幸無きに依りて憚無し。乳母の局にも入らず。中﨟分の人乳母の局等は、面向の行幸は無けれども自然成らせ御座します事も有ればにや、上口へ用所ある時に、脇口の有る方より參るなり。

一上﨟分の人は根本女孺末の者等に直に詞を交さず。廊下等にて行違ふ時も、傍に寄り跪き面を背きて居る也。元は斯樣の作法なれど、此頃はさしも非ず。

一御誕生日には千卷心經を讀せらる。女中の人數に依り配分ある也。上中下の員數差別有り。例へば上臈分の人五十卷、中臈四十五卷或は三十五卷、下臈は二十卷或は三十卷等樣也。每月の事なり。

一御誕生日の御祝は、簾臺にてへた〳〵のかちんにて御盃一獻參る、院女院等へも御祝參る。

一御樂初は每年大概二月の頃有り。祝儀の調になれば定まりて平調の物也。樂の數は近年七歟、或五、或三、何れも有例。朗詠或一首、或二首。郢曲の人臨時に座に加はり着く也。御殿定まらず。或淸凉殿の東庇に御座を構へ、同簀子に公卿の座を敷く。階の北の打板を地下の樂人の座とす。或小御所或學問所等便宜の所を用ひらる。御代始には各束帶、主上御引直衣に袙を重ねて召す。恆例は各々衣冠、初參の人は束帶每度の事也。果てゝ後堂上は鬼の間、地下は軒廊にて勸盃あり。是は淸凉殿にての事也。別の御殿の時は便宜の所宜しきにや。

一初雪積れば御盃始る。へた〳〵の餠にて一獻參る。女中男にも賜ぶ。院女院等へも參る。

一御盃重ねて參ると云ふは、先御盃を三獻の分一度に供し、初獻二獻三獻共に供し、銚子出て御箸下る。御盃五獻參りて陪膳の人初獻を通し、又二獻を通し、三獻目天酌如レ例。さして省略の事は無けれど、時刻移らざるやうに思しめすまゝ也。御用繁き折節等、時々有る事なり、略儀也。

一御陪膳には上臈或は典侍候す。正親町院の御時には晴良公の女、家輔公の猶子として上臈に

〔へた〳〵〕赤小豆にて煮たる餠也。
〔朗詠〕詞を主とする雅樂の一種、詩歌の雅趣あるものに曲節を施し吟咏するを云ふ。
〔郢曲〕今樣振りの曲也。
〔小御所〕禁中長橋局の向にあり、もと足利將軍參內の折の裝束所として設けしもの也。
〔鬼の間〕淸凉殿母屋の西、殿上間の北に當れる間也。白澤王鬼を切るの壁畫あるより稱す
〔衣冠〕常の袍に指貫を着せる裝にて束帶に次ぐ禮裝也
〔束帶〕公事の時の朝服也。冠、袍、半臂、下襲、單、衵、表袴、赤大口、石帶、魚袋、襪、履、笏、檜扇等具備せるを云ふ

參らる。尙侍に准ぜらるゝ等樣の事にか、御陪膳に候せられ侍らず。されども上﨟は專御陪膳に候すべき者也。禁祕抄典侍云、典侍四人也。此職最重（中略）只聽レ色品不レ好二此職一事也。候二御陪膳一著二禁色一（青色、赤色）尤可レ恐思一事歟。同抄（女房）云、上﨟不レ謂二是非一二三位典侍號二上﨟一著二赤色一候二御陪膳一也。不レ補二是等職一聽レ色大臣女或大臣孫也。孫猶或不レ聽、或聽レ之云々。同抄（御膳事）云朝餉上﨟女房（典侍或召聽色人）候二朝餉南間端一云々。此等の趣上﨟或聽色典侍等可レ候二御陪膳一也。當時の典侍は女叙位無ければ位階の沙汰無し。されども必聽レ色人也。

一同抄（御膳事）云、朝餉御膳女房不レ候時。公卿或四位侍臣爲二陪膳一恒例也。堀河院御時多有二此例一。內々御陪膳公卿藏人頭抔聽レ之。侍臣殊可レ然。近臣抔聽レ之云々。近代人數少きに因りて、朝餉陪膳の時は女房不レ候、男を用ひらる。公卿侍臣を云はず、大臣の或は孫也。中﨟不足の時は兩頭或は五位職事を用ひらる。下﨟闕く時には六位藏人を用ひらる。平生の御陪膳も御人なき時は御所々々等も勤めらる。又は大臣の子孫の兒等をも宥用ひらる。

一朝の御盤、御陪膳は三月を限りて勤む。其後次の人替る也。正月朔日より三月晦日迄勤めたる人、三月晦日に一重衣を次の人に渡す。次の人御湯殿の上（但是は舊御所狹少の時常の御所の內に御湯殿の上あり。是に因りて此類數多あり御湯殿の上に限るべからず、便宜のところしかるべきにや。）にて衣を受取る。卽着して內侍所の方に向ひて拜す。惣體二拜にてあるべき事なれども三拜する也。誤り來れるにや、昔は己れ己れの衣なれば、衣を渡す事有るまじき事也。

〔猶子〕禮記に、「兄弟之子猶レ子」とあり、もと姪を云ひしが、後ち轉じて義子の意となる。子分の義にて養子よりは關係輕し。德川時代には公家寺院に行はる。

〔尙侍〕內侍司第一の女官にて、相當准從五位、後世從三位也。天子の御寢に侍す。

〔內々御陪膳〕小供御を云ふ。

〔聽レ色云々〕典侍たらずとも禁色を聽さるゝ資格ある人は典侍となるを好まずと也。

〔兩頭〕藏人頭也。二人あるより兩といへる也。

〔惣體二拜云々〕三拜は佛に向ひての禮なれば、誤り來れるならむと也。

〔右府〕右大臣の唐名也。
〔板の物〕板引とて糊を着けずして能く乾かしたる光澤ある絹を云ふ。
〔大身〕大身かはりとて片々を別の色に變へたるものを云へるならむ。
〔肩裾〕練絹の小袖にて肩と裾紅梅色なるを云ふ。
〔しゞら〕縮むるの義、しゞらの練貫しゞらの綾など凡て縮みある織物を云ふ。
〔縫〕縫文あるものを云ふ。
〔菱〕菱形を主とせる紋所也。
〔ひかき〕組目の紋所也。
〔引兩〕輪の中に線を引きたる紋所也二引兩後世最も用ひらる。

一小き臺等に居ゑて奉る。菓子風情の物は陪膳の人襠を手に掛けて持て參る。

一實に〳〵陪膳の人無き時、夜等御湯茶等參る時、内侍にても持て參りて疊の上に置きて知らず顏に立去る跡にて參る也。疊上﨟と號すとか、正親町院の御時御人無き時等ありし事なりと、三條前右府語られしなり。堅固内々の事なれば、かばかり書付る程の事にも有らねど、外人の見るべき物ならねども、此樣の事有りけるぞとの事ばかり也。

一女中の衣裳近代樣々の法有りて、浮織物は典侍已上は勿論、典侍迄着用なりし。詰織物は品に因らず着用、是等何も色目は白紅梅貫白三色の外他色を交へず。織物は繪やう定まらず、板の物は大身ばかり四日かはり八かはり十六かはり、肩裾七段九段十一段十三段十五段、段ちがへ肩裾の段、はきかけ、しゞら、そりいす等の物也。丸生絹品を論ぜず着用、典侍迄は縫を着用、染物は勿論也。但何も肩裾也。染物はたむ四替等の物は地無しをも用し(〔以下四字衍カ〕)、花等をも用ふ。内侍已下は染物を用ふ。紋の縫は草木等の物也。但定樣無し。染は菱ひかき等の花紋雲引兩の上紋等云へるにや。丸生絹には紋萌黄をも入る也。綾は勾當内侍迄は着用、唐綾、綾子、緞子、繻珍等の唐物近代品に因らず下﨟と云へども着用不審の事也。御盃等の事有る時の上衣に必袷を着る也。

典侍已下は三襟の外は重ねず。自然極寒の時尚取重ぬと云へども、襟を包みて着る也。但上﨟已上は四襟をも着用也。年齡廿八の暮より白衣裳の他を着せず。童の未だ袴着ざる縫箔打

〔下げ帶〕女の帶を結びて其末を後に垂れ置くを云ふ。

〔長橋〕長橋局卽ち勾當內侍也。

〔綿帽子〕眞綿を摘み披げて作れる帽子、もと老官女の用也。

〔單皮〕足袋の類也和名抄に、單皮履唐令云、諸舃履、幷烏色、舃重皮底、履單皮底、其小注に今按、野人以ニ鹿皮一爲ニ半靴一、名曰ニ多鼻一、宜レ用ニ此單皮二字一乎、と見えたり。

〔襪〕足袋の種にて大指の割目なし。秋齋閑語に、襪の事束帶の時ははき衣冠の時ははかずこれは應仁亂の時よりの例にか、今の足袋元來襪なりと見えたり。

摺等の物をも着用する也。繪の元結は衣裳に隨ふ也。赤き衣裳の時は地の赤を用ふ。白き衣裳の時は地の白きを用ふ。紋は白にて綾杉を菱としたる也。色々の繪の具にて彩色をしたるをば、禁中の女中に限りて不レ用事也。

帶に繪樣の帶を用ふ。或箔の下げ帶也。近年に唐物、染物、縫箔等の懸帶をも用ふ。本式に非ず。

夜の物は織物唐織物、此等は長橋まで用ふ。其外何にても唐物白き物に赤き物を用ふ。當時の染物縫箔の類を不レ用。蒲團をば不レ敷、敷衾をば用ふ。但老者病者等の寒濕に堪へざる人人、身のあたる程のせうにして外へ見えざる程の小き布團を密々に用ふ。宥免有る事也。綿帽子單皮等かつて不レ用。或は老者、或病者、御免を給はりて後は、夏冬を云はず片時も此れを離さず、男の襪等の御免に同じ。

一女中懷姙の時五月日の着帶の日、懷姙の人より御樽進上、其內必こいたゝきの餅を進上、常の御所にて御盃參る。昆布栗と彼こいたゝきとにて二獻參る。第一の人なれば左右にあたはず。若第二第三及末座の人にても、二獻目には其人則天盃を給はる也。其時には二獻目には御盃二參る。當日着帶の下行を賜ぶ。其れより以後には御盃事の時も、天盃の外は給はらず、別盃を用ひらるゝ也。況平生をや。局にても常の器物をば、悉く改めて新きを用ふ。陪膳も凡人はならず。縱へ懷姙の人は下﨟なりとも、陪膳の人は堂上の者の女相應の物を用ふる也。

但御所にては下臈の陪膳も憚無し。着帶の日よりは御所に宿せず、總て里へ出づる也。勿論産養の下行を賜ぶ。忌明きの日は宮へもなし參らせて御所に參らる。其の身上臈分の人なれば、宮の御乘添にて參らる。内侍已下の人なれば、典侍一人御迎に參りて、御乘添にて參らる。御袋女御等の時も御乘添へ無ければ、是も典侍御迎に參る。宮は腰輿にて北面供奉す。御袋はさほど行粧にも及ばず。御所にては常の御所にて御盃參る。

一御所々々の御祝どもの次第、御誕生日より百廿日に滿つる時當日宮參りあり。上の御靈（但産屋の在所によるべきことか。）に參らる。先典侍一人里亭に向ふ。此れ乘添の爲なり。里亭より直に參向也。腰輿（下簾をかけず。）を用ふ。仕丁六人（十徳を着す。）御所より參る。北面六人或四人供奉す。其外侍（肩衣袴を着す）數輩前後にあり。但是は定りたる事にあらず、時宜に因るべき事なり。御袋其外宮の上臈乳母等板輿に乘り後にあり。社壇にて別當祝詞を申す。其後下向、直に禁中へ參らる。長橋の局の脇口へ輿を寄す。典侍一人出會ひて輿の簾を上ぐ。乘添の典侍宮を抱て御所へ參る。常の御所にて一獻（昆布栗）參る。宮の御所には練粉（さきするめとふくとあり、小預調進也。）を居う。御前の折敷に箸を居う。陪膳の人箸一對を中央より押折て、本の方をば盤に置き、先の方を以て土器二の練粉を箸に付けてくゝめ參らす。御盃宮へ參りて通る。練粉をば撤して後、宮の里亭（或局）へ參る。三日の間毎日是を居う。其後御もらひとか云ひて、御なかの供御を茶碗に入れて熨斗樣の物添へて參る。宮の次への物禁中へ參りて申出して持て參る。それも毎日かの御もらひは參る。箸は折

〔産養〕出産後三日目、五日目、七日目に、其親族眷族より産婦の衣裳乳兒の襁褓、屯食椀飯などを贈りて祝意を表し賀宴を開くを云ふ。

〔腰輿〕手にて腰の邊迄擡げ行く簡易なる輿也、又「たごし」とも云ふ。

〔北面〕院中を警衛する武士也。院御所の北面に居するより名づく。

〔上の御靈〕京都鞍馬口に在る上御靈神社也。

〔下簾〕車の簾の下に掛くる帷にて、生絹などを用ふ。

〔肩衣〕表衣の上に着、肩より背のみ被ふ袖なき衣也。

〔板輿〕輿の三方を板張とし前の一方に簾を掛けし輿也

〔髪置〕小兒稍生長せる時頭髪を畜へるを祝ふ式也。公家は二歳、武家は三歳、後世男子は三歳女子二歳、民間は三歳の時行ふ。

〔白髪綿〕髪置祝に戴く綿帽子也。日次記事に、及二三歳一小兒髪置令レ蒙二綿帽子一、是謂二白髪一と見えたり。

〔白粉〕諸大名出仕記に、米の粉をつぶりに塗り、とあるは是れ也。

〔色直し〕出産の後産婦産兒等白小袖を脱ぎ色小袖に改むるを云ふ。

〔深曾木〕髪置祝の後其髪漸く長じたる末を剃ぎ整ふる儀式、曾木は剃るを忌みて云ふ語也。男子五歳女子四歳にて行ふを常とす

りたる箸也。儲君或は皇女にても第一の宮等は毎日禁中より參る。次々はさのみもあらで、里亭にての沙汰也。

二歳の暮髪置あり。霜月師走の内、日時勘文次第日を定む。世俗に額毛をたてぬ兒二人を並べずと云ふ說の有れば次に誕生の宮あれば二歳より内にて髪置はある也。兼日御服一重白髪綿御所より參る。當日先御袋の局にて御祝あり。御祝ごと如例宮白髪綿に根ある小松山橘のし（みカ）等のものを結びつく。を被くるいか物を居う。陪膳は御袋上臈分の人なれば即是を勤む。其外の人なれば陪膳の上臈御所より參る。手長は乳母勤む。其後御所に參る。常の御所にて御盃參る。初献昆布栗宮へも參る。二献餅當日御袋より進上の事宮へは參らず、御所へばかり參る。次に白粉小土器一に入れ硯の蓋に居うを持て參る。陪膳御前に置く。御指に付けられて、宮の額の口に付けらる。數は定らず。御前を撤して宮退出、三日の間に白粉を付け、白髪を冠らしむる也。根本は主上御手づから附けましますなり。此頃は皆私にての沙汰也。御祝事に御袋乳母等下行有り。別狀に見えたり。三歳の暮御色直しあり。兼日御所より紅梅一重參る。霜月一番の丑日以後の日時は選ばせられて定めらる。當日いか物三本たてを居う。次に二献參る。陪膳手長等前に同じ。御所にて餅御眞魚二献參る。宮それより御箸直しとか云ひて、献も成人の人と差別無く參る。常の供御にも御もらひを罷めて成人の體也。五歳の暮深曾木あり。大臣のうち當官にても前官にても伺候にてはかる。皇子は半尻前張を着す。皇女は袙を着、碁盤の上に立て吉方の生氣方に向ふ。糺の宮の石二つを取りて、碁盤の上に置きて兩足に踏ましむ。大臣髪の末

をそがる。柳筥に泔坏、髮筓、紙挾等の物を添へて、昵近の人持て參る。そぎ果てゝ後碁盤の上より吉方へ下る。親昵の人扶持す。大臣退きて候せらる。皇子（皇女も同じ。）は厚疊に座す。皇子の前にいか物六本立を居う。陪膳手長の人同前、六本立いか物を撤して後更に三献あり。大臣相伴なり。大臣陪膳は男女を云はず昵近の人勤む。盃は毎度大臣給はりて陪膳の人等に傳へらる。是は時宜に因るべき事なり。ありつき已前は皇子皇女ともに人の盃は參らず。されば大臣と云へども盃を取り交さるゝ義無し。三献の後大臣退出、宮は御前に參らる。御所にて三献參る。五色五荷等の御樽參る。其內饅頭參る。其饅頭を必三献の內に供す。御所より兼日御服一重織物縫箔樣の物（白裏赤裏時節に隨ふなり。）一つ、今一つは毎度練貫なり。

九歲の時紐落しあり。身の長に因り、或は急がれて春等もあり。或は年の暮にもあり。當時いかものを居う。其後三献如例。兼日御所より御服一重（色目同前）浮織物の帶一筋參る。御禮の時着用。皇子卽半尻、皇女は常ばかり着る也。御所に參らる。常の御所にて二献參る。如例三色三荷の樽進上。

十三歲の時御齒黑めあり。（欒水渡筆一對已上氷重の薄樣に包み柳筥に居う。）御服（色目同前）等兼日御所より參る。眉は御袋さなくても由緖ある人とる也。御齒黑は儲君等は禁中より參るべし。末々の皇女等は便にふれて所望有るべし。世俗に七所のを取集むる事に云ひ習慣はせり。其定にてもあるべし。されどなほ禁中、院、女院、宮々等の外には出づべからず。御祝はいかものばかりなり。御所に

〔泔坏〕梳髮の水を容るゝ器、木にて作り漆を塗る。蒔繪を施せるも見ゆ

〔御齒黑め〕鐵漿（カネ）初めの式也。鐵漿は女子は古くより用ひ、男子は後三條帝曾孫源有より始まると云ふ。室町時代に至り鐵漿始めは一の禮式となり男女共に八九歲の時これを行ひしが、江戸時代に至り女子は十三歲の時式ばかり行ひ男子は公卿のみこれをなせり。

〔欒水〕鐵漿の液也

〔渡〕渡金也。耳盥の上に亙して鐵漿の具を載する銅器を云ふ。

〔氷重〕表は鳥の子色、裏は白の少しうるみたる色の紙を云ふ。

ての御盃二獻例の如し。

十六歲の時皇女は鬢曾木あり。是も大臣そがる。いか物等居うべき歟。皇女は近代大概は比丘尼なり。自然攝家方抔へ嫁する樣の事有りとても、十六歲迄ありつき無くてある事なき故、近代御所にて鬢曾木の例無し。斯樣の例無き事は時宜に依るべき事なり。

門跡比丘尼等の入室の作法供奉已下徽々の時節の儘にて、今に輕々の體なり。腰輿、北面四五輩供奉也。上古は行粧隨分取り繕はれたれば、是また時宜により定まる樣あるまじき也。

皇女嫁娶の事は淨妙寺關白已來其沙汰なし。近代敎平公の御母事初りて其後打續き、此頃珍しけ無し。作法昔の跡とても見えねば、定る樣無し。忍びて參り初られたる體なれば、御袋の里亭等へ男方より參られて、其作法あるべし。盃等の體も或はいかもの六本立等の物にても、尋常の一獻等にても時宜に因るべきなり。御所々々の誕生日には御祝の下行あり。員數等の事時宜に有るべき事歟。

一當時女中內々にては、御髮の根を結ふ事あり。御盃事御陪膳手長等の人の是を許さず。或は老者或は髮少き人、不自由につきて御許の事あり。さなくても御菓子茶風情の者は、髮根を結ひ乍らも憚からず。

一女中引眉は曾て無き事也。近き頃折々見ゆる也。陪膳手長の人等は許無き事也。

一女中宮仕の始めには、迎の者とか云ひて下行を賜ぶ。員數は時宜にあるべき歟。いか樣上﨟、

〔鬢曾木〕女子十六歲の六月十六日に鬢末を剃る儀を云ふ、男子の元服に比すべきものなるが故に女の元服とも名づく。其次第概ね深曾木に同じ。夜に入りて菓子を月に供し、女子その中央の饅頭を取りこれに穴を穿ちて、これより月を覗く。依てまた此式を月見とも云ふ。

〔比丘尼〕女僧也。比丘は涅槃經に、能破二煩惱一故名二比丘一云々、とありもと男女を通じて云ひしが、後男僧のみを云ひ、女僧はこれを比丘尼と云ふに至る。

〔引眉〕眉毛を剃りたる痕に又た墨にて眉の形を畫きたるを云ふ。

中﨟、下﨟の差別有る事也。御方御所等にても相應の事あるなり。

一御今參りとか云ひて、女中宮仕の始めつ方、衣を着し初むる時には、髪を上げて臺盤所にて、內侍所の方に向ひて拜せしむ。如此の拜何れも三拜する事如何、不審の事なり。一拜か、兩段再拜かにてあるべきにや。誤り來れる事歟。童の髪上げざるは一重衣にて、御湯殿の上にても是を務む。此等も御湯殿の上に限るべからず。子細前に詳しく見えたり。女房の衣も常には着せずなりてより此方の事なるべし。其後常の御所にて一獻（昆布栗）參る。今參りの女中にも御前にて昆布栗賜ぶ。下﨟なれば陰にて賜ぶ。髪結げしたる釆女にも、今參りの人帶等樣の物を遣はすとかや。

一女中童の程は、上中下﨟共に暫く童名を召すなり。又童の中より何典侍何內侍等云ふも常の事也。

一二親の服には女中已下釆女、刀自、女官、女孺に至る迄一周忌の間出仕せず。根本は男女共に服の內は出仕せざれども、近代男には五旬の後召出されて、職事除服を書き遣はす也。女房は除服書くべき樣の無きに因りて、五旬の已後尙出仕せず。一周忌の後出仕の時、年中用ひたる衣服調度迄を改めて、御所にては服の間用ひたる物を曾て不ㇾ用。此頃御人無き時は女房と云へども、五旬の後口づから云ひ傳へて召仕す事あり。

一女中親父年忌には法事取り行ふとて相應の切手を賜ぶ。親父堂上の者なれば、奉公の勞ある

〔兩段再拜〕四拜にて、神に對する禮也。北山抄に、本朝風、四度拜ㇾ神、謂二之兩段再拜一也云々、と見えたり。

〔何典侍云々〕典侍は多く父の官名を附す、大納言典侍、大夫典侍の如し。江戶時代には大典侍・大夫典侍、新典侍、權典侍、などの名あり。內侍は多く氏名又は父の官名を附けて呼ぶを例とす。

〔除服を書き〕除服の宣旨を書く也。此宣旨ありて始めて出仕するを得、これを起服と云ふ。尙ほ除服は凶服を除くの義也。此際は河原に出でゝ解除するを常とするも、門前又は家內にて行ふ事もあり

〔諒闇〕又た亮闇、諒陰に作る。天皇御父母の喪に服し給ふ非月十三月の間を云ふ。此間十三日間錫紵を服し別室に御し給ひ、其餘は心喪に服し萬機を攬す。一非後大祓の事あり。
〔倚盧の御所〕諒闇の時天皇十三日間別居し給ふ所也。板敷を地上に下し蘆簾を垂る。構造簡素也
〔觸穢〕服忌産穢月障踏合など凡て穢に觸れたるを云ふ
〔新上東門院〕贈左大臣勸修寺晴右の女、晴子と申し、陽光院太上天皇の妃、御陽成天皇の御母也。後ち三宮に准じ慶長五年院號を賜はり、元和元年崩ず。

に因りての事なり。されば上﨟中﨟分の人迄は賜ぶ。下﨟は大概或は地下の者或は社司等の女なれば給はらず。乳母は各別の事にて賜ぶ。何れも一周忌迄は給はず。第三回忌已後の事なり。下行の員數は定らず、時宜にあるべき事なり。

一格子の下ばかりを取る事殊の外の禁忌なり。凶事の時格子の上をば下し乍ら下ばかり取りて昇出し奉るが故なり。

一竹葦の類用ふる事禁忌なり。諒闇の時倚盧の御所の裝置悉く竹葦を用ふる故なり。

一刺刀曾て用ひられず。

一觸穢の時は内侍所に注連を引く。往來の道も別に便宜の處を用ふ。犬孔犬産迄も此定なり。

一堂上の者の娘の、堂上の者の妻になりたるものは、御前に參る事もあるべき事なれど、未其の例を見ず、聞かず。公仲卿の室は新上東門院の妹、舊院の姪（姨カ）也。公仲卿逝去の後、新上東門院へ常に參り通ひしかど、後陽成院の御前へは、假にも出されざりし也。此等は御外戚方と云ひ憚りあるべき事にもあらねど、新上東門院御卑下の心深くての事やらむ。また例無くての事にや。

一武家に嫁したる人、もと〳〵は一切御前に參らず。いけと云ひし人は、能登院内府の娘、大路に嫁したる人なり。是は舊院若宮の時上﨟に有用ひられしなり。御元服の日より退出して、二度御前へ參らざりしとなり。此等は陽光院の御外戚方とか云ひ、舊院幼くまします時より

奉公の人と云ひ、大路も賤しからぬ者なり。御前へ參りても子細あるまじき事なれども、それだに猶參らず。其餘はまして其沙汰なし。當時漫に多し。

一武家の者の娘、堂上の者の猶子抔になりて御前に參る事、近き頃迄は曾て無き事也。新上東門院の頃大概濫觴歟。されど此等は新上東門院の御緣なれば、御外戚方抔云ひても許しつべし。當時何の故も無く此類多し。是非無き事歟。

一儲君親王御同宿の時節、朔の御盃御前へ參らる。其樣對屋にてもあれ、直曹の所へ御祝に伺候の內々男衆迎に參る。各々簀子に候す。第一の公卿差寄て障子を開く親王褥の上に座せしめ給ふ。座を起て障子の外に出給ふ。殿上人の下﨟燭を取りて先行、次に親王進み給ふ。公卿侍臣從ひ奉る。便宜の處に於て常の御所の南に至る。第一の公卿進み寄りて障子を開く。親王庇に入給ふ。公卿障子を鎖して後各々退く。親王簾臺の北の方に着座、其後御盃參る。親王御相伴也。三獻目親王御通しに參らる。盃をば殘し置きて退かる。陪膳の人進み寄り、盃を取りて親王の前に置く。御盃事終りて本の路を經て退出、公卿庇の障子を開く、前の如し。或は里亭に住し給ふ時も、節朔には必伺候有り。其時には御袋の局直曹に用ゐらるゝ。正月には五ケ日、或は里亭にても或は直曹にても祝あり。陪膳の上﨟は禁中の女中參りて勤む。强供御の陪膳勤めて後退出。是は近代萬事微々の體なれば、此頃は親王の上﨟にても襠を着せざるに因りて、强供御の時はせめて陪膳の人裃ばかりにても着すべき爲なり。其後三獻は親王の上﨟陪膳なり。內々の男衆伺候にて、親王の女中內々の男衆御通しあり。禁中にて

〔能證院內府〕內大臣藤原秀房也、天平二十三年年六十にして薨ず。
〔陽光院〕正親町天皇の第一皇子、御陽成天皇の御父也天正十四年薨ぜらるゝに及び、太上天皇號を贈り、陽光院と號す。
〔濫觴〕物の始めを云ふ。孔子家語に、江始出岷山、其源可以濫觴、云云とあるに出づ。
〔堂上〕もと殿上に供奉する官の總稱なりしが、後ちには專ら殿上人の事を云ふに用ひられ後世には概れ此稱に依れり。
〔殿上人の下﨟〕下﨟藏人也。
〔里亭〕里內裏也。
〔節朔〕節日及朔日也。

御通しの時は一獻つゝ賜ふ。是は三獻づゝ給はりて、女中は上﨟分、男は公卿の限り加へてあり。其外大概禁中の作法に同じ。

一備君親王の上﨟は勾當內侍の次也。節朔の御盃にも勾當內侍の次に着座して御通しに參る也。其外の御所々々御比丘尼女御等の上﨟は內侍の末座なり。是等は御前に着座する事は無し。御通しの時陰より出て參る也。

一一の采女は內侍所の刀自を兼帶して、近代內侍所に侍ふ。二の采女はあちやと號す。三の采女は近代闕也。四の采女はあかしと號す。二四は今に侍ふ也。

一猿樂は宮中に入らず。但道の者にあらざるは參る事常の事也。幸若大神樂等のまひ〳〵又苦しからず。此外座頭、鉢叩、門說經、歌念佛、八打鐘、節季候、鳥追、胸叩等の乞食の類參らず。河原の者は參れど、火の物は食はしめず。

一風呂等たつ等は宮中に無し。させる故も無けれど、たゞありつけざる事は、何事も始め難うて此類多し。

一御脫屣を御位下り給ふと云へば、下るゝと云ふ事禁忌也。されば簾を下すとは云はで、垂ると云ひ、局に下るゝとはいはで、すべると云ふ。此類多し。茶臼は茶の下るゝと云へばとて、宮中には入れず。さらば藥研をばなど用ひらるゝぞ、下ろすとは云はずやとて、舊院には笑はせ給ひし也。

〔幸若〕猿樂に似たる舞曲也。
〔鉢叩〕京都空也堂の徒弟瓢を叩きつゝ空也念佛を誦じつゝ市中を廻るを云ふ
〔門說經〕簓胡弓三弦を用ふる說經節
〔歌念佛〕僧侶の、凡俗を誘導する爲め鉦鼓に合せ節面白く念佛を誦し歩く者也。
〔八打鐘〕鳧鐘を首に掛け打鳴してなす歌念佛の一種也
〔節季候〕歳末笠を被り歌ひ躍り乍ら戸毎に錢を乞ふ乞食の一種也。
〔鳥追〕年初祝歌を三弦に合せつゝ錢を乞ふ乞食也。
〔胸叩〕裸にて手にて胸を叩きつゝ合力を乞ひ歩く者也
〔河原の者〕歌舞伎役者を云ふ。

一何にても參る物をば、紙に包みて結び、或は紙等に掩ひて上を結ぶ樣の時水引を用ひず。惣じて水引をば清き道具の中には入れず。

一月の障りの人、七日の間は參り物の淸き器に手觸れず。勿論每朝の御拜に每度御神事なれば御所に宿せず。若御神事無き時は御所にも宿するなり。采女已下末の者は、月の障の中も淸き器物にも手を觸れ、每度神事にも憚らず。是は至極衰微の時節、餘り人無きに因りて、永宣旨にて許されしかば今に其定也。

一灸治廿一箇迄は宮中にも憚らず。其れより數多くなる事は許し無し。灸治數多所になれば、神事に憚るといふ事は格式にも見えずとぞ、徒然草には書けれど、又如何なる故の有る歟。

一女孺淸き道具をば取扱はずとて、參る物には手觸れず。舊院御脫屣の後には、女孺は油を取扱ふ者なれば、參る物に手觸るゝ事を用捨せる事なり。此外別の子細無しと仰せられて、取扱はせられしと宮內卿語りしなり。

〔神事に憚る〕灸治を神事に忌むは陰陽家の說也。上代はこれを忌まざりしと云ふ。

〔格式〕身分儀式などの定めを云ふ。

〔脫屣〕天子の御位をすべり給ふを云ふ。もと位を棄つるを惜まざるの義孟子盡心上篇に、舜視レ棄ニ天下一、猶レ棄ニ敝蹝一、とあるに出づ、敝蹝は弊屣也。

〔宮內卿〕宮內省の長官にして、相當正四位下也。

當時年中行事 卷之下 終

内閣文庫藏本奥書

禁中年中行事御作法以下事二帖

後水尾院所令製御也而染宸翰被收官庫於此御本者爲御草案依被進新院處也基凞侍洞中之日被免拜借故不違一字謹書寫之朝廷至寶家門最珍無比類者也子孫努非公用而莫令他見矣

于時天和元年臘天中旬

左僕射基凞 前關白太政大臣從一位

右年中行事書寫之然原本有誤字衍文錯簡多不可解者故求得別二本以校合之而後更清寫畢於是大略得其全然而尙有未盡者欲他日得善本則更校訂耳

安永二年癸巳二月十六日

江府扈從隊士　伊勢平藏貞丈（花押）

内裏式

內裏式解題

一

本書は本邦に於ける宮廷の儀禮を記載した最古の典籍である。編輯の由來などはその序文によつてよく窺はれる。編纂に參與した人々は次の七名で、

右大臣　藤原冬嗣
中納言　良岑安世
權中納言　藤原三守
中務大輔　朝野鹿取
皇后宮大夫　小野岑守
文章博士　桑原腹赤
大內記　滋野貞主

弘仁十二年正月三十日に奏進された。ついで天長十年二月十九日にその修訂本が出來てゐる。後者が今の流布本で、群書類從卷廿四にも收められて居る。天長の改訂には

次の四名がその任に當つた。

右大臣　清原夏野
權中納言　藤原吉野
右近衛少將　紀長江
大內記　春澄善繩

內容は三卷で、上中卷には恒例定期の公事に關するもの、下卷には臨時、不定期の式だけをあげてある。中卷に載せられてゐるものゝ中では、

五月五日六日　觀馬射式
七月七日八日　相撲式
九月九日　菊花宴式

などが興味深く、下卷では內親王以下の敍位式や女官任命の式などが規定されてある。
次に少しく本書の成立した時代の世態を述べて置かうと思ふ、いふまでもなく、平安初世の文化は、奈良朝のそれを繼承して、更に發展の度を加へたものであつた。從て世相の萬般に涉り、海外文物の影響は著しいものがあつた。「日本紀略」弘仁四年九

月癸酉の條に、

宴二皇太弟於淸涼殿一、具物用二漢法一。

こんな記載がある。ついで九年三月に、服制禮法みな外風を範とすることを定められた。——延暦年中にも純外國風の宮中賜宴式などがあつたことは知られてゐるけれども、それは遣外使臣のため特に漢式を用ゐて催された別離の宴であるから、少しく意味が違ふやうに思はれる。とにかく、さういふ氣運のときに本書が生れたのであつた。

二

本書の內容で興味の多いことはいくらもある。一例として元日に百官朝見の式をあげやう。その一節に、

前一日設二御座於大極殿一、敷二高座一以レ錦　設二皇后御座於高座東幔之後一。

かういふ文句がある。當時天皇皇后並に臨御せられる場合の狀況が窺はれると思ふ。文にいふ高座は所謂タカミクラであり、その後方の左右には斑幔が張られる、さうして左方の幔の後方に皇后の御座があつたのであらう。中古以來の風からいへば女儀の

公席に列せられる場合には、簾中に御座を設けるのが普通であつたけれども、當時はまださうではなかつた。元正朝賀の式は卽位の禮に均しいのであるが――本書の次文を見ても庭前の施設などみなすべて登極の儀と異ならぬのである。上文にあげた記事によつて見ると當時皇后の座位は天皇の左方（卽ち東）となつてゐるけれども、式後豐樂殿で賜宴のときは、「御座西方二間設皇后御座」とあつて右方になつてゐる。要するに天皇は正中の座に、皇后はその左側か右側に着御されるのであつた。本點については往々誤解があるやうであるから、少しく本書の記事を提示したのである。

〔朝賀〕元旦、天皇大極殿にて百官の賀を受け給ふ儀也
〔大極殿〕大内裡八省院の正中にて、天皇の朝に臨み給ふ正殿也。大安殿とも云ふ。
〔高座〕天皇の玉座を申す。
〔斑幔〕幕の一種にして、緋帛、黄帛、縹帛を一幅づゝ取混ぜたる幕也。上下一幅づゝ横に縫ひ中の帛を竪様に縫ひつけたるものを幔と云ふ。

内裏式 上

元正受群臣朝賀式。

前二日。所司宣攝内外各供其職。前一日設御座於大極殿。敷高座以錦。高座南幷東西鋪兩面。不至東西壁各二間。又不至南廂一間。舊例用布單。今即停。鋪六幅布單於軒廊。鋪二幅兩面。於其上自後房屬高座。是備御路。人不敢踏。兩面邊布單。御前命婦等踏。張斑幔於高座後左右也。設皇

后御座於高座東幔之後。鋪褰帳命婦座於高座東西二丈。當南頭。又鋪威儀命婦座於褰帳命婦座後一丈五尺。更北折五尺。以南爲上。侍從立於南廂第二間。以北爲上。鋪執翳者座於東西戸前。少納言氈於南榮。當第一第二楹間。毎座相對。又當殿中階。南去十五丈四尺。樹銅烏幢。東樹日像幢。次朱雀旗。次青龍旗。（此旗當殿東頭楹。玄武旗當西頭楹。）銅烏幢西樹月像幢。次白虎旗。次玄武旗。（相去各二丈許。與蒼龍白虎兩樓南端楹平頭。）又自昭訓門南廊第一間壇下西去四丈。設皇太子幄。幄東設謁者座。（用四位。）自謁者座南去一許丈。設閤內大臣幄。（幄南懸鉦鼓。與近仗相連。北鉦南鼓。）幄東砌下鋪外記史等座。俱西向。左右近衞陣邊鋪內記座。中務置皇太子版位於中階南十丈。又南去二丈。置奏賀版位。自奏賀位東去二丈。置皇太子謁者版位。自此南去二丈。更東折一丈。雙置奏賀奏瑞行立位。（奏賀在西。奏瑞在東。相去一丈五尺。）又去中階南二丈。更東折二丈。置皇太子謁者位。自此南去三丈。置詔使位。去中階南十

〔褰帳命婦〕卽位、朝賀の際、高座の御帳を褰げ開く女官を云ふ。

〔威儀命婦〕卽位、朝賀の際、高座の前左右に並びたる女官の稱にして、威儀を整へん爲也

〔執翳〕朝賀、卽位の際に、翳を執りて龍顏にかざし奉る役也。

〔幄〕幄舍に同じ。四方を圍ひ、上にも張りて假屋の如くせるもの也。今の天幕の如し。

〔版位〕朝廷公事の時、庭上に公卿列位する位次を云ふ「へんに」と訓む故實也。

〔奏賀奏瑞〕元旦朝賀の際、去年諸國より奏せられし吉事祥瑞を上奏するを云ふ。

〔典儀〕中古以來即位の禮等に儀式を掌る者を云ふ。
〔贊者〕中古即位式等に儀式を掌る者也典儀の補助たる故に云ふ。
〔龍尾道〕一に龍尾壇とも云ひ、大極殿の前道也。
〔宣命〕邦語を以て天皇の御言を宣布するものを云ふ。
〔非參議〕三位以上にして未だ參議たらぬもの、四位にして一度參議たりしもの、四位なれども參議たるべき資格を有する者を云ふ。
〔大儀〕朝廷にて行はるゝ節會の重儀なるものを云ふ。延喜の朝、大、中、小の三種に區別せられ、大儀とは朝賀即位等の公儀也

二丈。西折與奏賀位相對。置典儀位。差西南退置贊者位。又去中階南十丈。對設火爐。相去六丈。式部自龍尾道南頭去十七丈。置宣命位。自宣命位南去四丈。東折二丈五尺。置太政大臣位。西折二丈五尺。置親王位。左大臣位於太政大臣位南。右大臣位於親王位南。大納言位於左大臣位南。非參議一位二位位於右大臣位南。中納言位於大納言位南。三位參議位小退在東。諸王三位位於非參議二位位南。諸臣三位諸王四位位少退在西。四位參議位於中納言位南。諸王五位位於諸王三位位南。諸臣四位位分在東西。五位以下亦同之。每位相去一丈三尺。五位以上多數版處重行。若有蕃客者。置治部玄蕃客使版位於左右五位版位間。治部玄蕃位東客位西。並北面南行。其日未辨色。諸衛服大儀各勒所部。立大儀仗於殿庭左右及諸門。門部四人居於章德興禮兩門東西也。各用胡床。典儀一人。贊者二人。入自光範門各就位。左右中將執仗供奉御前。即陣東西階下。自階

〔督陣〕兵衛府の上官の陣也。陣とは官人の詰め居る營所を云ふ。

〔佐陣〕兵衛府の次官の陣を云ふ。

〔威儀物〕卽位、朝賀の際、武官の捧持する武器、卽ち太刀、弓、箭、桙、楯など斯る武器を列陳し御儀式に威嚴を添ふる故名づく。

〔警蹕〕古くは「けいひち」と唱ふ。天皇の出御又は御膳を供ふる時、聲を發して先を拂ふを云ふ。漢土にては、天子入出の時、人を警むる聲なり、出づるに警、入るに蹕と唱ふとぞ。

〔女孺〕後宮の卑しき女官を云ひ、少女を以て之に補する故、「めのわらは」とも云ふ。

南去三丈。更東退一丈。右仗亦同。兵衛挾龍尾道而陣。亦北隊旗去壁二丈。建纛之儀與近仗同。督陣在東。佐陣在西。右兵衛相對。若有蕃客陣會昌門。披西東同之。中務率內舍人陣近仗南。纛與青龍旗相連。相去六丈。與近仗纛平頭。隊旗自纛少西進。若有蕃客北去二丈。又近仗大將陣龍尾道下。凡中務丞諸衛各鉦南鼓西他皆此同。內藏大舍人寮等各執威儀物東西相分列於殿庭。大舍人在近仗北一丈。與近仗纛平頭。北有內藏寮。次掃部寮。次主殿寮。並自大舍人東退一丈。平頭。西亦同。但大藏省與內藏寮相對。主殿圖書兩寮各服禮服列爐東西。主殿東西各二人。圖書東西各二人。第一人當爐立。以北爲上。相去各五尺。去爐各三丈。卯三剋以前諸儀辦備訖。四剋大臣入自詔訓門就幄座。閤外大臣。若無大臣者。參議以上行事。令槌外辦鼓。諸門鼓皆應。殿下鼓不應。乃開章德興禮兩門。自除小門先已開。訖大伴佐伯兩氏。左大伴。右佐伯。不帶劍者權帶。率門部各三人入自兩門坐胡床於會昌門上。門部坐於門下。東西相對。去壇一丈。當門北楹。西亦同。辰一剋皇帝乘輿入大極殿後房。少時皇后御輿亦入後房。兩近衛次將各一人率將監將曹府生各一人。近衛各卅人。更還後宮。供奉御輿。又左右兵衛尉以上各二人。率志府生各一人。兵衛各卅人供奉亦同。警蹕侍衛如常。十八女孺執翳。二行就戶前坐。以南爲上。褰帳命婦二人。內親王以下三位已上爲之。若無者王氏四位五位亦得。威儀命婦四人。

〔氈〕毛織の敷物也

〔召鼓〕朝廷の儀式に、百官を集合する合圖に打ち鳴らす鼓を云ふ。「刀禰召せの鼓」と云ふ。

〔春宮〕東宮に同じ皇太子を申し奉る和訓栞に、「御自體の上にては東宮と書き、御居處に就ては春宮と書くは故實也」と云へり。

〔冕服〕大儀の日に天子の著御あらせらるゝ禮服也。

〔二九嬬〕十八人の女嬬也。

〔翳〕御即位及び朝賀の式に用ふる調度品の一にして、「さしば」と云ふ。

〔磬折〕敬禮の作法也。古くは「けいせち」と唱へたり。立ちながら腰を前へ折り屈めて行ふ禮を云ふ。

（三位已下五位已上爲レ之。各一人。同色相對。用レ南爲レ上。）服二禮服一相分。以レ次就レ座。侍從四人（親王已下四位已上爲レ之。若不二帶劍一者權帶。用レ北爲レ上。服色同レ上。）相分共立。次少納言二人分入レ自二昭訓光範兩門一。對二立氈上一。兩氏降レ壇。北面立二門下一。門部開レ門。諸門與二會昌門一俱開。訖各復二本位一。閤內大臣令レ槌二召鼓一。諸門鼓皆應。皇太子始就二幄下座一。群官以レ次參入就二版位一。諸仗及兩氏興。（內舍人亦同。凡自レ此後。兩氏與二諸仗一共起居。）群官立定。親王乃入レ自二顯親門一。（若有二蕃客一者。治部玄蕃相次引レ客入レ自二會昌門一。）就レ位。于レ時春宮謁者引二（以二坊官大夫一爲レ之。若無者他四位得レ之。）皇太子一出レ幄。進至二青龍旗下一。西折而至二銅烏日像兩幢間一。謁者北折而進就レ位。皇太子猶進至二銅烏幢之下一。北折而進就レ位。（凡每二曲折一必拜。諸臣亦同。）皇帝服二冕服一就二高座一。命婦四人（以二內親王已下五位已上一爲レ之。服色同二威儀一。）服二禮服一分在二御前一。至二高座下一立。御座定引還。（更供二奉皇后御前一。）皇后服二禮服一後就二御座一。于レ時殿下擊レ鉦三下。二九女孺執レ翳。左右分進奉レ翳。（見二御高座一即奉レ翳。必待二皇后着二御座一。）御前命婦二人褰二御帳一。復二本座一。女孺還二本座一。宸儀初見。執仗者俱稱警。群官磬折。諸仗共坐。主殿圖書

各二人以次出東西就爐燒香。主殿先出生炭。圖書次出焚香。典儀曰。再拜。皇太子再拜。不使贊者承傳。爲貴皇太子。訖謁者北上。當東宮位。猶北進二許丈。更西折當中階。引皇太子進。不至階下三丈許東折。就謁者位。皇太子升中階。當御座前北面。跪於南榮賀曰。新年乃新月乃新日爾萬福乎持參來旦拜供奉良久止申。俛伏而興。降自階四級。謁者進引皇太子復位。太子再拜。于時敕喚侍從名喚名之儀同尋常。稱唯。進自南榮當御座前跪。與太子跪處同。詔曰。新年乃新月乃新日爾與天地共爾萬福乎平久永久受賜禮止宣。侍從奉敕稱唯。俛伏而興。降自東階就詔使位。西面宣制曰。天皇我詔旨良萬止宣布大命乎聞賜止宣。皇太子稱唯再拜。訖更宣。新年乃新月乃新日爾與天地共爾萬福乎平久永久受賜禮止宣。侍從奉敕以下七十四字以儀式補皇太子稱唯再拜。舞踏再拜。侍從還上殿。典儀曰。再拜。皇太子再拜。謁者進引皇太子復幄。比及青龍旗下。典儀曰。再拜。贊者承傳。王公百官再拜。訖奏賀奏瑞者。

〔主殿〕中古卽位の儀式に燒香の役也主殿寮の官人二人を之に充つる故に云ふ。
〔圖書〕中古卽位朝賀式の時燒香の役也。圖書寮の官人二人を之に充つる故に云ふ。
〔稱唯〕逆に「ゐしよう」と訓むを故實とす。官人の應答するを云ふ、江次第二孟旬儀の下に「天皇曰之大臣稱唯高長」などあるにより、於々の聲を長く引くは尊者に應答するの禮尾頭な同聲に應ふるは、下賤に對する聲にして、この差別ありと云ふ。
〔舞踏〕一種の敬禮也。舞ふが如き姿勢にて、杳をふみならすを云ふ。

〔馳道〕宮殿の正面に敷設せる天皇の御成道を云ふ。江次第抄に、馳道輦路也、當南階庭中也、とあり。
〔明神〕神の尊稱也
〔大八洲〕大日本の異稱にして、大倭豐秋津洲（中國）伊豫二名洲（四國）及び淡路、筑紫、壹岐對馬、隱岐、佐渡の八洲の總稱也。
〔治部卿〕治部省の長官を云ふ。治部省は文武天皇大寶令制に置ける太政官八省の一也。その職掌は本姓、繼嗣、婚姻、祥瑞、喪葬、贈賻、國忌、諱、及び諸蕃朝聘の事を掌る。被管に雅樂寮、玄蕃寮、諸陵司、喪儀司あり。但喪儀司は平城天皇の時廢す。

預定其人。奏賀在前。若在四位者。奏瑞在東位。渡馳道。若帶劍者權脱。共進自位。諸仗共興。奏瑞者西行北折進自馳道。不至宣命位一丈。東折經左兵衞陣南。更北折。升階西折。就行立之位。有頃奏賀者進就版位。北面立奏曰。明神止御大八洲日本根子天皇我朝廷爾仕奉流親王等。王等。臣等。百官人等。天下百姓衆諸。新年乃新月乃新日爾與天地共爾萬福乎持參來弖。天皇我朝廷乎拜仕奉事乎。恐美恐美毛申賜止申。退復位。群官客徒等再拜。奏瑞者。若無瑞者無奏詞。前就位。奏曰。治部卿位姓名等申久。某官位姓名等我所申某物。顧野王我符瑞圖曰云々。孫氏我瑞應圖曰云々止云利。此瑞乎瑞書爾勘爾。某物波。上瑞爾合利。某物波中瑞爾合利止申世流事乎。恐美恐美毛奏給久止奏。退復位。勅曰。參來。奏賀者稱唯就位。勅曰。供奉親王等。王等。臣等。百官人等。天下百姓衆諸。新年乃新月乃新日爾。與天地共爾萬福乎平久長久受賜禮止宣。奉勅稱唯。退復行立之位。俱逡

〔拜舞〕任官、叙位又は賜祿等の時に謝する禮を云ふ。名目抄に舞踏同事也とあり、手にて舞ひ足にて踏みて一度は立ち、一度は座し、左右を顧みて忻悅の狀を表する也。

〔豐樂殿〕豐樂院の正殿也。南面にして、大さ九間四面の二重造り、屋根は瓦葺にして棟に鴟尾を擧げたり。南面に三箇所の階を設く。殿の中央に常に高御座をおき、大嘗會にはその左右に纖壇を設け、東方には悠紀の御帳、西方には主基の御帳を立つ。元日節會には高座の東に皇太子の御座、西に皇后の御座を設けらる。

巡還退出。奏賀者便留宣命之位。奏瑞者復本列。訖乃宣制曰。明神止御大八洲日本根子天皇我詔旨良萬止宣不大命乎衆聞食與止宣。王公百官稱唯再拜。訖更宣云。供奉親王等。王等。臣等。百官人等。天下百姓衆諸。新年乃新月乃新日爾。與天地共爾萬福乎平久長久受賜禮止。勅不天皇我詔旨乎。衆諸聞食與止宣。王公百官共稱唯再拜。舞踏再拜。武官俱立振旆稱萬歲。共聲謂之。不拜舞。待宣命者退復本列而止。典儀曰。再拜。贊者承傳。群官再拜。訖侍從進當御前。跪曰。禮畢。還復位。殿下擊鉦三下。奉翳垂帳。訖復本處。皇帝還入後房。皇后還入如出儀。殿下槌退皷。諸門皆應。上下群官罷。自上而罷。槌退皷群官且罷、不待諸門皷應。又殿上者侍從先罷。次少納言。次執翳威儀褰帳等罷。兩氏閉門。諸衛擊鉦解陣。撿舊例。緣風雨廢期者、次日行禮。三日以後未曾見行。即還御豐樂殿會。

〔顯陽堂〕大內裡豐樂院九堂の一。閤門外東堂とも云ひ大甞會、五節會、射禮、賜宴踏歌の儀此前にて行はる。

〔承歡堂〕大內裡豐樂院九堂の一。拾芥抄永觀堂に作る。豐樂院の西北、顯陽堂と對す。元日節會の時、顯陽堂と同じく、不昇殿者の廊となす。

〔淸暑堂〕大內裡豐樂院九堂の一。その北にありて、豐樂殿後房とも云ふ。

〔近仗〕近衞の次將を云ふ。

〔謝座〕朝廷賜宴の時昇殿着座の恩詔に應ふる拜謝也。

〔謝酒〕朝廷より宴を賜はる時に、群臣が恩酒を賜はるを拜謝することを云ふ。

皇帝受群臣賀。訖遷御豐樂殿饗宴侍臣。其儀南面鋪御座。御座西第二間設皇后御座。南面東第二間設皇太子座。西面次第三四間差南去。設親王以下參議以上座。南北面西上。顯陽承歡兩堂若有蕃客惣設顯陽堂。設不升殿者座。東西面北上。皇帝皇后御酒器幷皇太子酒器安置之處具所司式。東廊第二三間安升殿者酒器。顯陽堂西柱北第五間安不升殿者酒器。承歡堂與此相對。先是所司預辨供皇帝皇后御饌。皇太子饌。謂菓子雜餅等。但御飯幷新味和羹等。御座後供之。弘仁五年以往御座後供之。始自六年預供置之。乃升殿不升殿者饌。並謂肴菓子等。但飯羹等與供御共給。中務置尋常版位於殿前。北去一許丈置宣命位。供設已訖。皇帝出清暑堂。御豐樂殿。皇后出御亦如常儀。近仗服上儀。陣殿下。少將以上杖槍。左右兵衞佐以上亦同。諸衞亦服上儀。皆不樹器仗。御座定。內侍臨東階。喚大臣。若無大臣者參議已上得之。大臣稱唯。到左近陣西頭謝座。訖登自東階。凡升殿人皆用此階。着座。次皇太子登自同階到座東。而西面謝座。凡毎拜隨座宜。謝酒著座。所司

開豐樂儀鸞兩門。未開先。掃部鋪闈司座於逢春門左右（每有奏事必用此儀。若無奏事不須。他皆效此。）兩門開訖。闈司二人出自青綺門。分坐逢春門南北。大舍人詣門外叫門曰。御曆進（牟止）中務省官姓名等（謂輔已上。）候門（止）申。（闈司辭以叫門故替之。他皆效此。）闈司就位奏。（他皆效此）勅曰。令申。闈司復座傳宣云。姓名等（乎）令申。大舍人稱唯。（他皆效此）中務率陰陽寮舉置曆之机。入自逢春門。（他皆效他）立庭中退出。輔已上一人留奏進。其詞曰。中務省奏（久）陰陽寮（乃）供奉（禮留）。其年七耀御曆進（樂久乎）申賜（止）奏。（無勅答。若親王任卿者以進禮樂久止恐美毛詞替進樂久乎。他皆效此。）奏事者出。闈司共進舉机。升殿東階。安南榮。即降立階下西。內侍開函奏覽。訖返置机上。（御曆留御所。）闈司升却机。安本所。還就戶內位。內豎入自逢春門。持机出。授陰陽寮。次大舍人叫門。闈司就版位奏云。氷樣進（牟止）宮內省官姓名叫門故（爾）申。勅曰。令申。闈司傳宣。省（丞）已下史生已上相分。與主水司官人已下共執氷樣。又與太宰使同執腹赤御贄。省輔相扶入自同門。共安

〔陰陽寮〕天文、曆數を掌る官司也。
〔七耀御曆〕曆の一種にして、七曜を具註せるもの也。
〔內豎〕禁中に出仕して、殿上の驅使に任ぜしもの也。「ちひさわらは」とも云ふ。
〔闈司〕後宮十二司の一にして、御門の鍵を預りてその出納を掌る職也。
〔氷樣〕元日節會の時、宮內省より氷室の藏氷の厚薄の樣を奏上するを云ふ。
〔腹赤〕鮒倍魚の別名也。其腹赤き故に名づく。世に鱒のことなりと云へり。
〔贄〕神又は朝廷へ奉る魚鳥、供物、器物等を云ふ。玆は腹赤を指稱す。

〔承秋門〕大内裡豐樂院十七門の一。豐樂院西方の門にて、承觀堂の北廊を距ること六間の所に在り。
〔逢春門〕大内裡豐樂院十七門の一。豐樂院東方の門にて、顯陽堂北廊を去ること六間の所にあり。
〔儀鸞門〕大内裡豐樂院十七門の一。豐樂院南面の内門にして、豐樂門と相對す。
〔異位重行〕朝廷公事の日、親王以下群臣の官位の次第によりて列立する作法を云ふ。
〔造酒正〕造酒司の長官也。造酒司は宮内省の被管にして、皇室の供御に用ふる酒を造ることを掌る官司也。

庭中退出。輔一人留就位。奏曰。宮内省申久。主水司乃今年收氷。合若干室。厚若干寸已下。若干寸已上。益自去年若干室。減自去年若干室。供奉禮留事。又太宰府乃進禮流腹赤乃御贄。長若干尺。進樂久乎申賜等申。（無勅答。）訖退出。卽膳部水部等入自承秋門。取氷樣腹赤御贄退出。大臣喚舍人。（再唱。）舍人稱唯。（候逢春門外。）少納言替入自逢春門就位立。大臣宣喚侍從。（踏歌九月九日等亦同。餘節宣喚大夫等。）少納言稱唯。出自儀鸞門喚之。（他皆效此。）親王先稱唯。（他節效之。）參議非參議三位以下五位以上稱唯。親王以下參議非參議三位以上一列。入自同門東扉。五位以上東西分頭。入自東西扉。（參議已上後自親王五許丈。四位後自參議七許丈。五位與四位連屬。五位最後者比到明義堂北頭。六位已下參入。但參議已上列行之間三許丈。）比入門衞仗共興。（他皆效此。）而親王以下五位以上。東西分頭立庭中。去版南一許丈。異位重行（挾馳道立。東者用西爲上。西者用東爲上。）立定。大臣宣。侍座。共稱唯。謝座訖。造酒正把空盞。（便用汁殿者酒盞。）來授第一人。（共跪受授。）訖更還却二三丈許。北面立。群官謝酒。

〔大膳職〕宮內省の被管にして、諸國の調進物及び膳羞を調進することを司る。

〔當色〕官位に相當せる服色を云ふ。

〔吉野國栖云々〕大嘗會を始め、其他の節會の折に大和國吉野郡國栖人參賀して、歌笛を奏し、御贄を獻ずるを云ふ。

〔別當〕撿非違使廳の長官也。唐名大理卿と云ふ。參議以上、衞門府兵衞府督を帶する者を撰任す。但し多くは中納言の兼職にして、大納言に任ずる日、其職を去る例也。尤も重職なるを以て其人を撰ぶ。別當を補するには、「使の宣旨」を下す也。

（謝座亦同。）訖受還。（他皆效此。）以次升就座。五位已上見參議已上兩三人昇殿。（不必待參議之昇畢。）共東西分頭着座訖。（凡親王以下五位已上參入儀。他皆效此。）諸仗共坐。少時所司（各著當色。）益供御饌。（一度十人。左右各五人用西階。）近仗共興。（供饌訖共坐。他皆效此。）皇太子及上下群臣起座。（他皆效此）供饌訖。大膳職益賜五位以上饌。（各入自堂後給之。但升殿者膳部酒部等入自東廊。）先是酒部八人各趨立酒樽下。（此皆選內豎著當色者上而宛之。又宮內大膳大炊造酒等主典已上同得上殿。他皆效此。）賜群臣饌訖。行酒者把盞賜升殿者。相續賜不升殿者。（賜自座後。）觴行一周。吉野國栖於儀鸞門外奏歌笛。獻御贄。（若有蕃客不奏。他皆效此）訖大歌。別當一人奉勅下殿東階。出自儀鸞門喚歌者。共稱唯。卽別當率歌者相分入。（或時有勅止之。立歌亦同。）未入之間鐘鼓臺依次達之於庭中。（內豎大舍人相執而入自儀鸞門。又歌者相續入建之。撃却亦同。）掃部分入自同門。安座於鐘臺南。歌者立定。撞鐘三下。伐鼓三下。然後就座奏歌。訖退出。（或時喚別當侍殿上。不必待歌畢。）掃部入自同門。却座。（下亦同。）少時復入安立歌座。訖治部雅樂率工人等參入奏歌。（若有蕃客不奏之。）訖退出。及宴將終。內藏縫殿兩寮

〔見參侍從〕此日朝參せる侍從也。
〔交名〕上奏する爲の連名書を云ふ。
〔左近陣〕左近衞の營所也。正しくは左近衞の陣座と云ひ、略して陣の座とも云ふ。紫宸殿より宜陽殿に至る廊內に在り。左近衞は近衞府の一にして、陣座とは衞府の官人の詰め居る營所を云ふ。近衞府は六衞府の一にして、宮城內の巡羅、宿衞等を掌る所にして、左右二府に分たれ、其の職掌は、禁兵を統轄して宮闕に宿侍し、兵仗を持して禁中を警備し、又儀仗を率ひて大小の朝會に威儀を備へ、行幸に供奉する也。

分入延明門。置納被櫃於庭中。內記授宣命文於大臣若中納言以上。（他皆倣此。）外記進見參侍從交名。（他皆倣此。）大臣進宣命文及見參侍從交名。內侍轉取奏覽。訖簡堪宣命之參議已上一人。授宣命文。卽受復本座。卽皇太子起座。次親王以下下殿東階。自左近陣南去三丈。更西折一丈。西面北上。不升殿者見在殿上者兩三人下殿。則相應俱下。（復昇亦同。他皆倣此。）各立堂前。（各東西面。進自堂前二丈。他皆倣此。）卽宣命大夫降自同階就版位宣制云天皇（我）詔旨（良萬止）宣大命（乎）衆諸聞食（與止）宣。皇太子先稱唯。次親王以下共稱唯。皇太子先再拜。次親王以下再拜。（他皆倣此。）訖更宣云。今日（波）正月朔日（乃）豐樂聞食（須日爾）在。又時（毛）寒（爾）依（弖）御被賜（久止）宣。（若雨雪者。時寒之上可加雪毛布流之詞。）皇太子先稱唯。次親王以下俱稱唯。訖皇太子先拜舞。次親王以下復然。（他皆倣此。）訖着座中務大少輔相分執机入同門。（大輔北扉。少輔南扉。）各立櫃東西頭。內侍先取御被賜皇太子。皇太子先再拜。（今唯稽穎。下亦同之。）下東階。中

務唱名賜親王以下。一一再拜、經顯陽堂南。出自延明門。給群臣祿。訖所司獻餘物於內侍。卽於殿上女史唱名給內命婦等。（謂見參人。）凡宴會之儀、餘節皆效此。（按舊記。天應以往縱雖廢朝。元日必會。延曆以來受朝賀日賜宴。若經三日風雨不止者。雖不受朝賀。猶有宴饗。）若此日當卯。未召群臣之前令獻御杖。（他節倣此。）此日大膳職於殿上賜命婦等饌。訖廻御本宮。

七日會式。

前一日。所司辨備豐樂殿。構舞臺於殿前。（自殿南階南去十一丈七尺。舞臺高三尺六寸。）設樂人幄於舞臺東南角。（南去八許丈。東去二許丈。）舞臺北四丈、中務置宣命版位。南去一許丈、置尋常版位。四位五位座於顯陽承歡兩堂。六位以下座於明義觀德兩堂。其日平明。左右衛門樹梅柳於舞臺之四角及三面。內藏寮以縹帶結着。卽置舞臺鎭子。（寮官人少數者。用內豎大舍人等。）掃部寮立位記案於版位東西。（自尋常位南去四尺。東折一丈。安親王位記案。又南去七許尺安三位已上案。又南去七

〔內命婦〕五位以上を帶する婦人を云ふ、外命婦に對する稱也。

〔天應〕光仁天皇御宇の年號也。寶龜十二年正月一日改元、一年にて桓武天皇延曆と改元す。

〔延曆〕桓武天皇御宇の年號也。天應二年八月十九日代始によりて改元、二十四年を經て大同と改む。

〔御杖〕桃梅椿柳等の木を長さ五尺三寸に切り、五色の絲を卷けるもの、卯杖、祝杖等の名あり。

〔鎭子〕調度の一種にして、室內の敷物又は帳帷の鎭壓に用ふる金石等にて作れるものを云ふ。玆は舞臺の帳帷の鎭壓也。

〔豐樂院〕古昔大內裡中大極殿の西方の一廓にて、朝家の公の宴會の場所なり。
〔位記筥〕位記を納むる筥也。位記とは位を授くる時の記文を云ふ。
〔青綺門〕大內裡豐樂院十七門の一にして、又閤次の東北通門とも云ふ。豐樂殿東廊南面中央に在り。
〔大舍人〕行幸供奉管鑰の請進、京中の驅使等を務むる官人の名也。
〔錄〕八省の主典也大少あり大錄は正七位上、少錄は正八位上を相當とす
〔造兵司〕兵部省の被管にして、兵器の製造の事を掌るもの也。「つはもののつかさ」とも訓む。

許尺安四位已下案。兵部亦同。所司預辨供御饌幷群臣座饌等一如元日。但元日不召非侍從。乘輿幸豐樂院後堂。賜可叙人歷名於內侍。臨東檻授大臣。大臣喚內豎宣。喚式兵二省。二省丞各一人參入。大臣賜歷名令召計。近仗服上儀。少將以上杖槍。左右兵衞佐已上亦同。諸衞同服上儀。但不樹器仗等。陣殿下。既而皇帝御豐樂殿。內侍置位記筥於大臣之座前。卽臨東檻喚大臣。若無大臣者參議亦同。大臣到左近陣西頭謝座。訖登自東階。凡昇殿人皆用此階。着座。次皇太子登自同階。到座東而西面謝座謝酒。凡每拜隨坐宜。着座。所司開豐樂儀鸞兩門。闈司二人出自青綺門。分坐逢春門南北。掃部預設座。大舍人叫門如常。闈司進自左近陣東南。就版奏云。御弓事奏賜牟止內舍人姓名叫門。故爾申。勅曰。令奏。闈司傳宣云。姓名乎令申。大舍人稱唯。訖內舍人入自逢春門。經左近陣南。就版。奏云。御弓進牟止。兵部省官姓名等謂大輔已上。候門止申。勅曰。喚之。內舍人稱唯。出喚卿。稱唯。錄以上及造兵司等安弓矢櫃於高机上。共昇入自

逢春門尋常版北一許丈。東去五許尺立置退出。（兩机之間一許丈。）卿若大輔一人留。（進立兩机中央。）奏云、兵部省奏（久）、遣兵司乃仕奉（禮留）正月七日乃御弓、又種々矢獻（良久乎）奏給（波久止）奏。（無勅答。）卽退出。內藏寮允已下史生已上（寮官人少數者用內竪大舍人等。）共昇机退出。（舊例。大臣先喚內竪令喚。內藏寮允已上得之。）內記授宣命文於大臣若中納言以上。大臣令內侍奏覽、訖返給。（待宣命時而授宣命者。）大臣喚內竪、稱唯。內竪大夫趨立左近陣西頭。大臣宣喚式部。兵部稱唯。出喚二省輔。稱唯、（若多位記筥。丞等隨。）入自逢春門、立左近陣西頭。大臣宣喚式部、稱唯、升殿賜位記筥、復本所、兵部亦同。訖各捧位記筥。趨置案上。（兵部度馳道置之。）相引退出。大臣喚舍人二聲。舍人候逢春門外。稱唯、少納言替入自逢春門就版位。大臣宣喚大夫等。稱唯。出自儀鸞門喚之。親王已下五位已上稱唯、親王以下參議非參議三位以上一列入自儀鸞門東扉、比入門諸仗共興。次五位已上東西分頭參入。（並用東西扉。）式部錄正容儀、相次六位以下參入。

〔允〕內藏寮の官也

〔史生〕四部官の下に屬し、太政官、八省、及び諸寮以下の司々に之を置く。公文書の繕寫又は文案を署する事を掌るもの也。

〔內記〕中務省の官人也。文器を以て職とするものを云ひ、太政官の外記に對する名稱也。

〔式部〕式部大夫也式部省の丞にして特別に五位に敍せられしものを云ふ式部省は八省の一にして、禮儀及び文官の考課、卽ち職務の勤怠品行等を調査して太政官に上申すること及び選敍卽ち官を授け位を敍することを掌る所也。又大學寮及び散位寮を支配せり。

〔明義堂〕大內裡豐樂院九堂の一、次の南堂とも云ふ。豐樂院の西方、承觀堂の南、廂門を隔てゝ在り。東西各五箇所の石階ありて、觀德堂と相對す。射禮及び節會等の時、觀德堂と同じく、六位已下の席たる所也。
〔酒部〕古代朝廷にありて、釀酒を掌りし役也、その部族の長に酒部君ありて、酒部を率ゐて御酒釀造を掌りしが、大寶令制定と共に宮內省の被管に造酒司を置かれて、酒部は之に屬することゝなり尋で齋宮寮にも置かれし也。
〔率ニ可レ叙人一〕官位に叙せらるべき人々を率ゐる意の

省掌正ニ容儀一。（參議以上後レ自ニ親王一五許丈。四位後レ自ニ參議一七許丈。五位與ニ四位一連屬。五位最後者比レ到ニ明義堂北頭一。六位已下參入。但參議以上列行之間三許丈）親王以下六位已上東西分頭立ニ庭中一。去ニ舞臺南一二許丈。東西立定。（未レ入之前。酒部等各立ニ酒樽下一。）大臣宣。侍座共稱唯。謝座。訖造酒正把ニ空盞一。（便用ニ升殿者酒盞一。）來授ニ第一人一。（共跪受授。）更還却二三許丈。北面立。親王以下謝酒。訖造酒正受還。（他皆效レ之。）參議已上非參議三位已上以レ次升就レ座。次五位已上六位已下東西相分着座。（見ニ參議以上兩三人升殿一。則五位已上六位以下相共率。不ニ必待ニ參議之昇竟一。他皆效レ之。）六位已下最後者比レ到ニ堂下一。式部兵部率ニ可レ叙人一東西分頭入立ニ舞臺南一。（自ニ臺東南角一東去三許丈南折三許丈立ニ四位已下行立標一。兵部亦同。）大臣喚ト堪ニ宣命一參議已上一人上授ニ宣命文一。受即復ニ本座一。皇太子立ニ座東一而西面。次親王以下下ニ殿東階一。（若大臣預ニ叙位一者。便往就レ列。）自ニ左近衞陣南一去三丈。西面北上立。不ニ昇殿一者見ニ在殿上一者兩三人下殿。則相應倶下。（復昇亦同。他皆效レ此。）各立ニ堂前一。（東西面進レ自ニ堂前一各二丈。他皆效レ此。）宣命大夫降レ自ニ同階一就レ版。宣制云。天皇我詔旨良麻止勅大命乎衆聞食止宣。皇太子先稱唯。次上下稱唯。訖

皇太子再拜。次上下再拜。更宣云。仕奉人等中爾其仕奉狀乃隨爾治賜人毛在。又御意愛盛爾治賜人毛一二在。故是以。冠位上賜治賜波久止詔天皇大命乎衆聞食止宣。皇太子先稱唯。次上下稱唯。訖皇太子再拜。次上下再拜。（不昇殿者各當堂前。東西面。他皆效此）各復着座。訖式部輔進敍之。訖兵部亦同。（卿敍親王。大輔敍三位已上。少輔敍五位已上。）訖二省共引退出。次被敍人等相依馳道拜舞。（不必待二省出門。）訖退出。諸仗共坐。（若敍親王者親王先入。次式部卿共敍畢。卿先出。次親王拜舞退出。）二省丞（或一人。或二人。隨宮多少。）入自逢春承秋兩門執宮退出。掃部寮參入撤案。與二省同新敍者親族在殿上及堂上。則被敍人退出之後。各下立殿堂前拜舞。訖各復本座。左右馬寮引青馬入自延明門。從顯陽堂後北上入自逢春門。（近仗興。待度畢乃坐。）經舞臺北度殿庭。近衞分配前後（左近在前。右近在後。）每七匹前後寮官人分陣出自承秋門。經承歡堂後。出自萬秋門。訖內膳司（各着當色。）益供御饌。（右左各五人。）近仗興。（供饌訖座。群臣亦同。）主膳監益供東宮饌。大膳職益送群臣饌。

〔式部輔〕式部省の次官也。長官を輔佐するを職とす。

〔掃部寮〕宮內省の被管に屬し、宮中の酒掃舖設及び疊簾等の事を掌る。

〔青馬〕黑毛に青色を帶びたる馬を云ふ。彼世白馬を用ふ。

〔延明門〕大內裡豐樂院十七門の一にして、又東面外の大門とも云ふ。豐樂院の外門朝堂院の章義門に對す。

〔萬秋門〕豐樂院の門にして、同院の西面に位し、一に西面外の大門と云ふ。

〔主膳監〕春宮坊の被管。東宮の飲食供膳の事を管し、其の進食を試嘗する役、後世內膳司之を兼掌す。

〔國栖〕大和國吉野郡の國栖人也。「くず」と訓む。
〔大藏省〕太政官八省の一也。調物の出納、度量衡の檢校、官物の估價等の事を司る官司、年中の儀式、神事、佛事等の用途雜品皆之より支給す。
〔祿〕朝廷より官人に賜はる物、卽ち絹、綿、麻等を云ふ。
〔辨官〕太政官の判官を云ふ。左右大、中、少辨あり。左大辨は中務、式部、治部、民部の四省を管し、右大辨は兵部、刑部、大藏、宮內の四省を管す、これを左辨官局、右辨官局と云ふ。庶事を傳へ太政官內を糺判し被管の諸司の宿直を監督する也。

一觴之後。吉野國栖獻御贄。（若有蕃客不奏歌。他皆效之。）奏歌笛。及大歌立歌人等奏樂如常。（或不必召。若有蕃客亦不奏。他皆效此。）舞妓出自青綺門。大夫二人（用在堂五位端正帶劍者。若不帶權帶之。）分在樂前。南向經近仗東頭。更西折一許丈向南行。至幄東並北面而立。樂人就肆。訖大夫便就顯陽堂座奏訖引歸如初。皇太子先起座。次親王以下下殿不升殿者下堂各立定。皇太子先拜舞。次親王共拜舞。（他皆效此）訖大藏省積祿。（掃部寮舞臺南立祿臺。）辨官前奏曰。絹若干匹。綿若干屯進止申。（無勅答。）大臣進宣命文及五位已上見參數。內侍轉取奏覽。訖宣命大夫受宣命文復本座。上下群臣避座如上。（若有蕃客勅使引客列堂前。倶東面。與此間大夫等倶拜舞。）宣制云。天皇我詔旨良萬宣不大命乎衆聞食與止宣。皇太子已下稱唯再拜。更宣云。今日波正月七日乃豐樂聞食須日爾在。故是以御酒食閇惠良岐。常毛見留青岐馬見多萬閇。退止爲豆奈毛酒幣乃御物給久止宣。皇太子以下稱唯拜舞。式部大少輔及丞錄相分。執机入自儀鸞門（大輔東扉。）

少輔西屏　先是預定可使給祿之參議一人。宣命訖降殿就祿所令唱名賜祿。大少輔唱五位已上。丞錄唱六位已下。但六位已下者與五位俱待唱給。唯皇太子祿授坊官。所司獻所餘物於內侍。但六位已下祿殘者返收大藏省。　卽女史唱名賜命婦及女官等。宴畢廻御本宮。其日逮昏。主殿寮執燎入自逢春承秋兩門。與宣命版位平頭。北面列立。左右各十炬。亦賜五位以上祿所各二炬。亦左右衞門門部秉燎。入自延明萬秋兩門。列於顯陽承歡兩堂前。各十炬。北面。又賜六位已下祿所各二炬。若有蕃客者。前一日所司整設御座如常。諸衞服上儀。但不樹器仗。不升殿者座整於顯陽堂。六位以下座於觀德明義兩堂。勅使及客座於承歡堂。構舞臺於殿前。自殿南去十五(三イ)丈許。方六丈。設樂人幄於舞臺東南角。南去八丈東去二丈許。舞臺北四丈置尋常版位。南去四丈當承歡堂北第三階置勅使宣命位。自勅使位南去二丈五尺更西折二丈置通事承宣位。自承宣位南去二丈許。置通事承傳位。承傳位南二丈置客徒大使已下錄事已上位。大使已下位

〔女官〕禁中に奉仕する卑しき官女の稱也。御湯殿、臺盤所等に奉仕して雜役を勤むる者を云ふ。

〔主殿寮〕宮內省の被管にして、御庭の掃除、御沐浴、供御の御輿、輦、帷、帳及び燈燭、松柴炭燎等のことを掌る所也。頭一人、從五位下、四位、五位の諸大夫中の功勞ある者を以て之に補す。

〔左右衞門〕總稱して衞門府と云ひ、宮城を護衞し諸門の禁衞出入を管し行幸に供奉する職にして、靱負府とも云ふ。長官を衞門督と云ふ。中納言或は參議にて、之を兼任せしこと多し。

〔大使〕渤海使の長也、渤海はもと滿蒙の地に在りし國聖武帝以來二百年の間我國に朝貢す〔床子〕腰掛の一種也。後と左右とに倚懸りなきものを云ふ。〔標〕朝廷公事の時百官の列行を定むべき標木を云ふ。〔治部玄蕃〕治部省の玄蕃寮也。法師外賓の司の義也、玄は佛敎、蕃は外蕃を云ふ。佛事僧尼の名籍、外蕃の辭見、讌饗、送迎等の事を掌る也。官舍は皇嘉門內、治部省の巽に在り。〔案〕調度の名也。始めは飲食を載する臺を云ひしが、後ち食物以外のもの、玆は位記を載する机也。

南一丈置首領位。首領位南二丈置通事位。但當大使位東四丈置治部位。東二丈置玄蕃位。其日未御座前。膳部酒部等列立酒罇下。臨時簡大學生及內竪等容貌端正者。令著當色。其數使蕃客座。熊羆皮上施床子及食床。氈上施酒器。事具所司式。御座定開豐樂儀鸞兩門。少納言候逢春門外。大舍人同候。如元日會儀。少納言奉宣出自儀鸞門東扉。召群臣。卽參入。入自東扉。六位以下東西相分參入。群臣行立標。具式部式。坐定治部玄蕃通事引客等參入。比入門諸仗俱立。此間。新叙者退出之後。通事引客入。通事若帶五位立客前。帶六位以下與客相雙入。各就位。客等拜舞。式部少輔丞各一人入自儀鸞門。立治部前。掃部寮入自同門。立案於宣命位後。自宣命位南去三丈五尺更西折五尺許。立三位以上位記案。南去七尺。立四位以下位記案。式部錄擎位記筥入自同門。置案上退出。承勅者自左近仗東頭稍南進更西折十許丈。南折進當勅使位西折卽就位。喚通事二度。若以五位爲通事喚名。以六位爲通事稱譯。通事稱唯就承宣位。時宣制曰。天皇我詔旨良萬止勅御命乎。渤海客人衆聞食止宣不。國乃王差某等進度志天皇我朝廷乎拜

〔冠位〕冠制によりて表はせる位階を云ふ。
〔縫殿寮〕大寶令の制に定められたる宮司也。中務省の被管にして女王及び內外命婦、宮人の名帳、考課及び裁縫の事を掌る也
〔朝服〕古代朝廷の公事に著用する服裝の稱也。文武帝大寶元年禮服、朝服、制服の三等に分ちて官位によりて其の服色の制度を立てられたり。其の中朝服は卽ち束帶と稱する服裝也。一位は深紫、二位三位は淺紫、四位は深緋、五位は淺緋、六位は深綠、七位は淺綠、八位は深縹、初位は淺縹、無位は黃袍と定められたる也。

奉留事手矜賜比慈賜比。冠位上賜比治賜久止勅天皇我大命乎聞食止宣。通事稱唯就承傳位曰。有勅。客等稱唯再拜。訖通事傳勅旨。客等稱唯拜舞。通事復本位。承勅者還本處。時式部少輔進叙大使。次丞進叙副使已下。訖客等拜舞。輔丞錄退出。次式部掃部寮擎却筥案退出。內藏幷縫殿寮入延明門候顯陽堂南。預擇容止合禮者。臨時擇取儲之。隨客等數各取朝服。各到客旁北面賜之。客等受之。授了還。如入儀。訖治部玄蕃引客等出。令脫本國服著我朝服參入列立如前。卽拜舞。訖供食。勅使就位。與出儀同。承勅者喚通事二度。通事稱唯就承宣位。勅使宣。客人倍安良可爾座爾侍止宣。通事稱唯就承傳位。勅使宣如常。客等拜舞。酒部一人把盞下自第四階。至大使前立。大使跪把盞。酒部跪授。訖西還。錄事左北面立。大使以下謝酒。訖酒部進把盞還樽所。勅使西進當承歡堂第二階北折。進當第一階北面立。通事引客等西進。當第

〔馬寮〕大寶令の制に於ける官司也。左右二ありて、官馬の調習、馬具及び諸國の牧場の馬を掌る役所也。寮の長官は頭、左右各一人、下に權頭あり。五位殿上人諸大夫を撰任す。〔通事〕一に通詞に作る。譯官を云ふ、即ち通辯也。上古には譯語と云ひ、ヲサと訓ず日本書紀推古紀に「以鞍作福利爲通事」とあるを初見とす〔祿臺〕祿を載する臺也、祿とは朝廷より官人に賜はる物の稱、古は專ら絹、綿、麻等の布帛を云ひ、節會の時に賜るを節祿と云ふ、縫はざる反物を祿といひ縫ひたるものを被と云ふ

四階北折。進當第二階立。首領當第三階立。勅使登就座。次首領升堂着座。（通事立大使後。若帶五位者。濟座叔使後給饌。）治部玄蕃東折。就群臣座。左右馬寮各牽青馬。入自延明門。自顯陽堂後北上。入自逢春門。經殿庭西度。出自承秋門。經承歡堂後。出自萬秋門。訖所司（服色見上。）益供御饌。（近仗並諸臣客等起座。凡毎近仗興諸臣客等起座如常。）舞妓出自青綺門。五位二人分頭在前。差進經左近仗東頭南進。當幕前北面而立。舞妓就肆。訖便著顯陽堂座。舞妓奏樂。訖還入。五位在前如出儀。群臣各下座列立供食。勅使下自第一階。少東進東面立。次通事引錄事已上下自第二階東面立。首領下自第三階東面立。群臣及勅使客等俱一時拜舞。（通事不預。他皆效此。）舞妓還。訖掃部寮入延明門。立祿臺於庭中。（不必待妓還。）辨官并大藏省輔令持祿物置臺上。宣命拜舞如常。群臣各着座。訖勅使通事引客等列庭中位。如初儀。其賜祿儀者。式部大少輔入自儀鸞門。（大輔東扉。少輔西扉。）給之。大輔先喚升殿者名。訖唱不升殿者

〔京職〕中古に於ける平安京の行政廳也。左右の兩京に各々一ありて京師を分管し、戸口、租稅司法、警察以下、京中の庶政を掌るものなり。

〔朱雀門〕朱雀大路より宮城に入る口にありて、平安京大内裡の正門也。

〔女王祿〕女は讀まずして、單に王祿と讀むが故實也。

〔安福殿〕大内裡にある殿舍の名稱也承明門内の西にあり。

〔女御〕後宮の女官也。天子の御寢に侍す。

〔散事〕有位にして職掌なき官也。散官とも散位とも云ふ。

〔臺盤〕食物を盛る盤を載する案也。

名日既逓昏主殿寮執燎。左右分列於殿庭頭之。左右衛門門部各廿人執燎。入自延明萬秋兩門。列於顯陽承歡兩堂前。左右京職各廿人。入自同門。列於明義觀德兩堂前。賜客祿。未訖治部玄蕃下堂。列立賜祿。訖引客退出。左右衛士各二人執燎。迎儀鸞門。送朱雀門。勅使南折進東折度殿庭。自顯陽堂第四階就群臣座。訖閉豐樂儀鸞兩門。乘輿廻宮。延暦十三年正月十三日於射場勅定。

八日賜女王祿式。十一月同。

其日。近衛次將令所司鋪設於殿庭。安福殿前張幄二宇。積祿於版位南。紫宸殿南廂西戸外建三尺畫障子。辨備御饌。謂菓子雜餅等。殿南廂西第三間安酒器。幷皇后御饌及女御尚侍以下散事已上饌。並謂香菓子等。其御座以西二許丈設皇后御座。裝束之儀同御座。但不立御帳。御座以東設女御以上座。用臺床子。其色隨人貴賤。立臺盤置銀筯匙。但饌各用私物。御座以東二許丈南北相對立孫王

尙侍典侍等床子。以下同用中床子。東廂南北相對立散事床子。以上同鋪毯代。又立臺盤。置白銅筋匙及肴菓子等。東第一間安酒器。事具別記。祿東頭少北進。北面立內侍床子。又西去八許尺。立女史床子。床子前立空床子一脚。又以西一許丈立掃部女孺床子二脚。前又立班祿臺一脚。用長床子。掃部座西南四許尺立闈司床子。闈司西北去八許尺。立來着床子六脚。祿以西五許尺。更南折一許丈。立別當以下令史以上床子。自此以北樹板障子。辨備已畢。御紫宸殿。正親司引女王等自月華門參入。女王先入就幄下座。訖別當以下入就座。卽唱名賜祿。其賜內外命婦祿。或七日夕。或此日。或殿上。或殿庭。唯臨時勅裁。

上卯日獻御杖式。

天皇御紫宸殿。卽春宮坊大夫以下擧御杖机。皇太子相扶入自日華門。升自南階。樹簀子敷上退出。若皇太子不參入之時。令坊官獻之。坊官不足加近衞次將。雨濕付

〔尙侍〕內侍司の長官也。內侍司とは後宮十二司の一にして、天皇に常侍し、奏請傳宣、及び禁中の禮式を掌り、女孺を檢校し、內外命婦朝參の事を兼ね知る所也。

〔典侍〕內侍司の次官也。陪膳に侍して禁色を聽さるゝも、唯奏請傳宣することを得ざるものとす。

〔正親司〕宮內省の被管にして、皇族の御名簿を掌り、その年祿、時服を賜ふに與る所也。

〔紫宸殿〕京都皇宮の正殿にして、前殿、南殿、正寢等とも云ふ。

〔月華門〕紫宸殿前西側の門にして、一に「右近衞陣」とも云ふ。

〔坊官〕東宮附の官司にして、皇太子の宮の內政を執る役所也。長官に大夫二人ありて、其下に亮、大進、小進等あり。

〔建禮門〕京都皇宮の正門にして、宮門又は靑馬陣とも云ふ。皇宮の外廓南面の眞中に在り

〔卯日乃御杖〕正月初卯の日、桃梅椿柳等の木を長さ五尺三寸に切り、五色の絲を卷きて諸衞府より朝廷に上る者、精魅を逐ひ惡鬼を拂ふ意也と云ふ。剛卯杖、卯杖、御杖、初卯杖、祝杖等の名あり。

〔日華門〕京都皇宮の門にして、中門又は左近衞の陣とも云ふ。紫宸殿南庭の東向の門也。

（內侍献之）內侍轉取奏覽。訖坊官就內侍司賜机。大舍人寮左右兵衞府捧杖候於建禮門外。近仗服中儀。一列陣階下。（儀同雷鳴）兩近衞將曹各一人率近衞。（左近衞五人。右近衞五人。）開承明門。（相對開之。）先共北面立門內壇下。共置弓登階開之。（將曹侍立。）兵衞亦開建禮門。訖引還。闡司二人出自紫宸殿西。分居門內左右。（掃部預鋪座。）大舍人叩門。闡司就版奏云。御杖進（牟止）大舍人寮官姓名等（謂五位助以上。若無五位權任。）叩門故（爾）申勅曰。令奏。闡司傳宣云。姓名等（乎）令申。掃部寮入立案於殿庭版位東西。（相去各一丈許。）大舍人寮先入。（諸衞與。）奏進。其詞曰。大舍人寮奏（久）。正月（乃）上卯日（乃）御杖供奉（弖）進（禮樂久乎）申給（波久止）奏。（若親王奏。以進禮樂久乎。替進樂久乎。他皆效之。）勅曰。置之。屬以上俱稱唯。相轉安案上退出。次左右兵衞府入奏進。勅曰置之。醫師以上俱稱唯。訖衞仗坐其杖者。內藏寮允以下史生以上。（若寮官人數少。用內竪大舍人等。）入自日華門昇安御杖之案退出。（案大舍人寮記文。諸王若任寮頭者。奏辭進字下加恐美恐美毛之詞。又中衞記文。奏辭有御杖止供奉之詞向。延暦年中直稱御杖供奉以省稱御杖止之詞也。）

〔踏歌式〕朝廷年中行事の一。毎年正月男女の舞人を朝廷に召して、踏歌を奏せしむる儀式也。男の舞人の奏するを男踏歌、女の舞人の奏するを女踏歌と云ふ。

〔次侍從〕侍從の正員外に昇殿を許されて近侍する者を云ふ。四位、五位の年勞ある者より撰補し、御前の雜事に給仕す。

〔大歌〕歌曲の名也「おほやけうた」にして、民家の歌を小歌と云へるに對しての稱也。

〔立歌〕大嘗祭及び正月元日、七日の兩節會に奏する歌本邦特有の歌曲にして、樂師等階下に立ちながら奏する故に此名あり。

十六日踏歌式。

早旦。天皇御豐樂殿。賜宴次侍從以上。有番客者侍從及六位以下皆召。供設儀式一同元日會。內膳服色亦同。但不搆舞臺。一盞之後。吉野國栖於儀鸞門外奏歌笛。獻御贄。及大歌立歌人等參入奏歌如常。若有番客並不奏。訖宮人踏歌出自青綺門。五位二人分頭在前。差進經左近仗東頭。南進更西折當殿中階南進當顯陽堂南階。時大夫東去七許丈北面立。踏歌者踏分。即升着堂座。踏歌者欲還起座。即進引還如初。上下群臣起座拜舞如常。訖大藏省安祿於殿庭。掃部立祿臺如常。辨官進奏曰。綿若干屯進止申。無勅答。宣命大夫受文復本座。上下群臣起座如常。即宣制云。天皇我詔旨良萬止宣不大命乎衆諸聞食止宣。上下再拜如常。更宣云。今日波正月望日乃豐樂聞食須日爾在。故是以踏歌見。御酒食閇惠良伎。退止爲豆奈毛御物給久止

宣。上下拜舞如レ常。宣命大夫退罷之後。中務輔以上唱レ名賜レ綿各有レ差。但皇太子祿授二坊官一。（延暦以往。踏歌訖縫殿寮賜二榛摺衣一。群臣著二摺衣一踏歌。訖共跪二庭中一賜二酒一坏綿十屯一。卽夕令二近臣絲引一。至二于大同年中一此節停廢。弘仁年中更中興。但絲引榛摺群臣踏歌並停レ之。）所司獻二祿餘於殿上一。卽內侍令三女史賜二踏歌者一各有レ差。若有二蕃客一者所司整二設御座一如レ常。當二顯陽堂西南角一設二樂人幄一。（不レ構二舞臺一。）未レ御之前雅樂寮先入侍二幄座一。御座定召二群臣一。五位以上六位以下參入如レ常。治部玄蕃引二客等一參入。諸仗興。客等拜舞。訖供レ食。勅使宣命令二拜舞謝酒一。（此日儀皆同二七日一。）訖諸仗坐。所司（服色與二七日一同。）益進二御膳一。主膳益供二東宮饌一。大膳益送二群臣饌一。卽樂官奏レ樂。訖或有レ勅。令二客等奏一二其國樂一。訖宮人踏歌出二青綺門一如レ上。踏歌者東向之時。大夫進而引還如レ常。群臣客等拜舞。宣命賜レ祿亦如レ常。（式部唱レ名。亦賜二諸臣一。）日既逮レ昏。執レ燎者列二殿庭一。同二七日儀一。其客等祿法。五品以上與二此間大夫一同。六品以下各綿十斤。訖治部玄蕃引二客等一退出。其儀亦同二七日一。次雅樂寮等退出。

〔摺衣〕又摺衣に作る、古は山藍、月草等にて草木花鳥等の形を白布に摺り染めたる衣を云ふ。

〔大同〕平城天皇の御宇の年號也。

〔內侍〕宮中女職員の名にして、內侍司の掌侍を云ふ。單に內侍と云へるは掌侍に限る稱也

〔雅樂寮〕治部省の被管にして、雅樂の事を掌る。長官を頭と云ひ、四部官の外に歌師、舞師、笛師、唐樂師、高麗樂師、百濟樂師、新羅樂師、伎樂師、腰鼓師、五節舞師等あり此等の樂人を汎稱して「モノノシ」とも云ふ雅樂は朝廷の式樂の總稱にして散樂俗樂に對して正式に行はる、音樂也

十七日觀射式。

前一日。裝束使率所司供張於豐樂殿。設皇太子及親王以下參議以上及非參議三位會座於殿上。四位五位會座於顯陽堂。六位以下座於觀德堂。如常儀。（其日有蕃客者六位以下分座觀德明義兩堂也。）布射席（以牛皮爲之。）於殿庭。當御前少東去射席西行卅六步。張第一侯。（以鹿皮爲之。親王以下五位已上及左右近衞左右兵衞所射也。）侯後四許丈張山形。（用紺布爲之。）侯邊設乏。（乏所以避矢。以板爲之。）乏北五許丈設鉦鼓幄。設獲者位於乏後。（獲者毎的執白旆。謂看矢疎密者。）自右近仗頭南去四許丈。當殿西階西端設唱射人名者版位。東面立。觀德明義兩堂間。設第二侯。乏射席鉦鼓與第一侯齊行。（右兵衞左右衞門射之。）各不及射席二許丈設射人行立版位。其日乘輿未幸之前。大藏省陳賞物於毎席東南角七許丈。皇帝御輿以出。諸衞服上儀服。（立器仗。）警蹕侍衞如常儀。兵部省列五位以上六位以下群官於豐樂門

〔裝束使〕中古臨時に設けられし、裝束の事を掌る官也
〔觀德堂〕大内裡豐樂院九堂の一、次の南堂とも云ふ、顯陽堂の南、廂門を隔てゝ在り。
〔侯〕的を云ふ。
〔山形〕的の後に張る幕にして、矢のとび來るを防ぐために設くるもの也
〔兵部省〕文武天皇大寶令の制に置ける官司也。太政官八省の一にして、其の職掌は諸國の兵士、及び軍事に關する一切の事を掌り、隼人司を支配す。長官は卿一人、正四位相當官にして、概れ公卿の兼官なりしが、王朝時代の末より皇族にて任ぜられたる事もあり。

〔皷吹司〕兵部省の被管にして、鉦鼓、大角、少角等の鼓吹を講習することを掌るもの也。

〔亂聲〕音樂に、笛及び鼓を盛んに合するを云ふ。又相撲競馬などの時、勝方に鐘をつき太鼓を叩きなどするをも云ふ。

〔木工寮〕宮内省の被管にして、官舍に二條の南、神泉苑の東に在り。造營及び材木等の事を司り、大工以下の職工を支配す。又祭具、倚子、床子案など此の寮にて調進す。頭一人、從五位上、後世名家五位殿上人多く之に任ず。權頭、助、權助、大允各一人、小允二人、大屬、小屬各々一人あり。

外位各持弓矢、參議以上於延英堂喚兵部省、令槌外辨皷。（儀具所司式。）御座定内侍臨東檻喚大臣。（若無大臣者參議以上亦得之。）大臣稱唯昇自東階著座次皇太子著座並如常儀、所司開儀鸞豐樂兩門。皷吹司槌召皷。（用第一侯邊鉦鼓。）親王以下群官入（槌鼓二聲初入。）自儀鸞門東扉。（若有蕃客者六位以下東西相分入。）諸仗動、群官立定、大臣宣侍座稱唯謝座謝酒著座如常儀。諸仗坐。皷吹司叩鉦三下、射人引入自儀鸞門東扉。（經左右衞陣前東折西行。）諸仗興。（舊例。俳優人導射。大同年中停。）持鉦者在射人前亂聲而進。次執幡者四人相分在左右、偃幡指行前。（二人執紫幡在四位以上前。二人執緋幡在五位以下前。）持鉦者不及行立位五許丈停立、亂聲不止、皷吹司復叩鉦二下。亂聲乃止。諸仗坐。木工寮共懸的。（的以板編之。爲親王三尺。自外二尺五寸。若有蕃客爲蕃客並五位以上并三尺。）射人就行立位。執紫幡者不及行立位一許丈。停立擧幡。四位以上射訖。偃幡而退。執緋幡者進同前、五位射訖。退如前。其他射人就行立位。兵部省入自儀鸞門西扉。（經左兵衞陣前西折。走自承歡明義兩堂前。）就皷吹司幄將唱名者。（卿唱親王。）

大輔唱三位。少輔唱四位五位。丞唱六位以下。）進就位。（在西第三間。）唱將射者官位姓名。（蕃客亦同。但五位以上輔唱之。六位以下丞唱之。）射人進就射位。射之中的則獲者捧的稱所中之規。隨矢疎密叩鉦有數。（外規一聲。次規二聲。内規三聲。）中皮者以白幡指示所中處稱皮一皮二。（舊例更有稱二人。今停。）隨即槌皷各一聲。普賜物有差。大藏省且隨射訖召射中者停立。（所停立處在賞物以東二許丈。但二矢俱不中者不召也。）北面稱唯進至賞物前受物退。五位以上射訖。（射訖者一一出自儀鸞門東扉。更復本座。）諸衛以次進。將唱名者二人俱進就位。唱將射者官姓名。（一人唱射第一侯者。一人唱射第二侯者。）比一二人射。所司益供御膳。兩侯齊射。訖有勅令侍會群官五位以上射。（不唱名。出自顯陽堂北就行立位。射訖賜物。便從同道退出。）次近衛兵衛後參者入自顯陽堂南。本府監尉於近仗南頭北面而立。唱將射者官姓名。（左近左兵東立。右近右兵西立。）左右近衛射第一侯。左右兵衛射第二侯。其帶刀舍人列在左右近衛間。春宮坊進一人就位唱官姓名如前儀。（若有蕃客者侍會群官五位以上及諸衛後參者。十八日射賞中者如前。）惣射訖叩鉦二下。次槌退皷。皇太子再拜下自東階退出。群官再

〔獲者〕矢の的中するを見張る者を云ふ。
〔規〕的に畫きたる三重の輪廓を云ふ。
〔本府〕近衛府を云ふ。
〔監尉〕監は將監にて、近衛府の官人也、尉も同じく茲にては近衛府の官人の稱也。
〔帶刀舍人〕單に帶刀とも略稱す。帶刀舍人は舍人監の支配せる舍人中より、武藝に長ぜる者を選びて兵仗を帶せしめ、東宮の非常警備の任に當らしめたるものなり。其の詰所を帶刀の陣と云ふ。帶刀の中に二人の長ありて、之を帶刀先生といふ。後に一人となり源平の武士より選ばる。

拜退出。（參議以上出自逢春門。五位以上出自顯陽堂南。六位以下出自儀鸞門東披門。若有蕃客出自東西披門。）次兵部省大藏省退出。（如入儀。）次叩鉦五下。是日賜五位以上饌。其諸蕃入朝。供設於殿上如常儀。只設一侯。（張以熊皮。）又設之射席。（以羆皮爲之。）賜客徒其國弓矢令射。列立之次在諸衛前。（是日親王不射。）客徒射訖退出。射事且停。（爲待客徒着座。）治部玄蕃引客徒入自儀鸞門。（客西扉。治部玄蕃東扉。）就庭中位拜舞。勅使直進自射人中就位。宣制。客徒拜舞。訖謝酒引就座。治部玄蕃著堂座如常。射禮訖槌鉦鼓同前。勅使引客徒就庭中位。客徒拜舞退。勅使不拜。治部玄蕃下堂引客徒如常。勅使度庭着顯陽堂座。群官依次退同前。

弘仁十二年正月三十日

正三位守右大臣兼行左近衛大將臣藤原朝臣冬嗣

中納言從三位兼行左衛門督陸奥出羽按察使臣良岑朝臣安世

權中納言從三位兼行春宮大夫左兵衛督臣藤原朝臣三守

從四位下行中務大輔臣朝野宿禰鹿取

〔披門〕正門の披の小門を云ふ。

〔宣制〕宣命を奉讀するを云ふ。

〔射禮〕古朝廷に於て行はれし射儀の一。又大射とも稱す。「じやらい」と訓む故實也。正月十七日の儀式にして、此儀の前二日、豫め兵部省をして射手を選出して射を調習せしむ。之を手結と云ふ。又射手にして射禮の當日、式に列せざる者を射遺とて、翌日に至りて更に射せしむる定め也

〔守〕位低く官高き時官名の上に注す冬嗣の右大臣は二位相當にて其帶せる位階正三位より低き故守とある也

〔行〕位高く官低き時官名の上に注す

皇后宮大夫從四位下兼行近江守臣小野朝臣峯守

文章博士從五位下兼行大內記臣桑原公腹赤

從五位下行大內記臣滋野宿禰貞主

內裏式上終

〔文章博士〕大學寮の職員也。紀傳道及び詩文を掌る。紀傳博士とも稱す

〔大內記〕中務省の官人也。詔勅宣命をつくり、位記を書する職也。

內裏式　中

奏成選短册式。

〔成選短册〕選拔せる官人の名を記錄せる短册也。短册とは、竪長く切りたる紙にて、結緒にゆひつくる也。

四月七日。大臣率參議已上（大納言執擬階奏。若不在中納言執之。）入自日華門就版位。式部丞荷短冊櫃卿輔相扶。（若親王任卿及參議以上任卿大輔一者不預。）進置大臣後一許丈。丞等退出。卿輔磬折立櫃後。勅曰將參來。參議已上共稱唯。升自東階立床子後。賛子數上。大臣替執擬階奏文奉進。卽降自同階。授挾書杖於外記。復本處（親王任卿者候陣邊。參議以上立定升立床子後。其座在東一間西柱北邊。參議以上未參入之前仰掃部寮令立床子。）御覽奏文畢。共著座。式部卿乃唱丞名。（若親王任卿及參議以上任卿大輔一者少輔唱之。）丞一人稱唯。兩丞參入。共開櫃執冊帒授卿退出櫃後。（若親王任卿及參議以上任卿大輔一者便授少輔。）卿升殿進至御前。披帒執冊。相並置陳。去御座二許丈。進帒磬折立。（若親王任卿及參議以上任卿大輔一者。卿迎階少輔升殿授。降立階下。）隨御覽畢輔丞傳授。（丞至階下授輔。輔還立櫃後。輔升殿授卿。還階下。）訖卿輔還本處。丞掩櫃蓋退出。次兵部亦如此。訖大臣宣式部省卿稱唯。次宣兵部省卿稱唯。更宣。將去二省卿共稱唯。（若親王任卿及參議以上任卿大輔一者庭立。少輔稱唯。）唱丞名退如入儀。（若親王任卿者先退。次參議以上以次退。便出宣仁門。）或有應進階者隨狀擢叙。兵部亦如此若有不御覽

〔擬階奏〕列見の時の成選短冊を、式部兵部の兩省よりもてまゐれるを奏聞する儀也。列見とは官人登庸の前に器量容儀を點檢する儀式を云ふ。毎年二月十二日太政官にて上辨、外記等これを行ふ。

〔挾書杖〕文杖也。貴人に文書を奉る時に用ふる具を云ふ。

〔丞名〕丞の名也。丞とは太政官八省の官人の稱、四等官の判官に相當す

〔宣仁門〕内裡内廓門の一。一に仙仁に作る。左青瑣門の南、宜陽殿の北にありて西面の門とす。卽ち紫宸殿北廂の東階より内衛門を經て宜陽殿の北方への出口也

短冊者一。（勅曰。短冊者與レ之。）大臣即奉レ勅稱唯。宣。將去。其儀如レ上。（唯參議以上更不二著座一。）

賀茂祭日警固式。

先祭五六日。少納言尋常奏畢。更奏云。山城國乃中世流賀茂上下社以某日一（中申酉日）可祭事申賜久止奏。（無二勅答一。）先祀一日。大臣（若無二大臣一者中納言以上亦得レ之。）令下內侍奏中可レ衞二固之狀上。又遣二內豎一喚二六衞府佐以上各一人一。（若無二佐以上一尉亦得レ之。）諸衞來集。即大臣上殿喚二內豎一宣喚二候司一。內豎稱唯。出喚二諸衞一。若夜喚レ之。諸衞各稱レ名如二行在所將軍等之儀一。以レ次入立。（入レ自二日華門一立二殿庭一。）大臣宣。欲レ爲二賀茂祀一（我故爾）如レ常奉二衞固一。諸衞共稱唯退。酉日巳一尅。使等就二內侍一申二退狀一。即給レ祿。（四位以上御被。五位御衣。）此時喚二男女使等一被レ馬（各有二從者一。）令レ度二殿庭一。訖會二內藏寮一饗二賜之一。巳三尅發向。其夕。使等就二內侍一執二申祀狀一。（或時明日申レ之）戌日早旦。大臣令二內侍奏一解陣之狀一。於二陣邊一使下內豎喚二諸衞一解上陣。（雖レ無二朝使一其儀亦同。）

〔賀茂祭〕每年四月中の酉の日、山城國愛宕郡賀茂神社にて行ふ例祭也。

〔賀茂上下社〕上賀茂社は愛宕郡今上賀茂村にありて、賀茂別雷神社と稱し、玉依姫の子別雷神を祀り、下賀茂社は同郡今下鴨村にありて、賀茂御祖神社と稱し、賀茂建角身命、玉依姫神を祭る。二社を併せて賀茂大神と稱す。

〔六衞府佐〕六衞府の次官也。六衞府とは左右近衞、左右衞門、左右兵衞の總稱也。

〔巳一尅〕今の午前十時に相當す。

〔巳三尅〕今の午前十一時に相當す。

〔被レ馬〕馬を賜はるの意也。

〔擬郡領〕郡領の候補者也。郡領とは中古に置かれし一郡の統治者即ち郡司の名にして、大領、小領あり、大領は長官、小領は次官也。

〔草墪〕腰掛の一種也。藁を心として高さ一尺三寸許りに圓く作り、上をすべて錦にて包みたるもの也。

〔檻〕欄干也。

〔勘文〕公文書の名稱也。外記の勘申する文を云ふ。外記とは內記の作れる詔勅宣命を勘へ正し、太政官の奏文を作り、或は公文を讀むことを掌り、臨時及恒例の儀式を奉行する官を云ふ。

〔攝行〕代りに其職務をつとむる也。

奏銓擬郡領式。

當日朝饌後。近衛次將一人率掃部寮設座。其儀。御座東南階前置讀奏人座。（用七寸黃兩面草墪。）前立机。南廂設大臣座。其前立机。（若大臣有故參議已上行事。）次參議以上座。並北面。東廂設卿座。（若親王任卿者南行東第一柱北邊二許尺設座。）次南大輔座。（若參議任大輔者就參議座。便前立机。）次南少輔座。並西面前立机。巳午間。內侍臨檻曰。喚之。大臣稱唯。參議以上共參上。就殿上座。次卿就座。少輔執奏筥入自日華門。（下皆效之。）至階下磬折而立。卿起座迎階上執進御前。（上自御座東南階。膝行。奉置御前机上。）復座。大輔執讀奏筥。（若參議任大輔者丞執奏筥。至階下磬折立。大輔起座迎階上執。）少輔執硯筥。相連進置讀奏人座前机上。（奏筥置北頭。硯筥置南頭。）退降。（若參議任輔者便復座。見丞執勘文至階下。起座迎執。）各執勘文參上侍座。二丞執大臣幷卿料勘文筥。至階下磬折而立。大少輔傳執置大臣及卿前机上。（大輔置大臣前。少輔置卿前。若親王任卿者大輔置卿前。少輔置大臣前。若參議任大輔者不預。少輔攝行。）復座。于時有勅曰。其讀之。被

命者稱唯。就讀奏座、披簿讀之。隨讀大臣奉勅且點其定不許讀奏人復座。大少輔進執讀奏并硯筥退降。（若參議任大輔者於階上授丞復座）次執大臣并卿筥如初儀。訖兩輔執勘文退下。（若參議任大輔者丞進至階下受之授訖復座。）次大臣以下以次退。（若親王任卿者先退）唯正奏者留御所。後日就藏人所返受其筥。

五月五日觀馬射式。

前一日。所司供張。（供張之儀所司存。）於武德殿御座南去一許丈。北面設皇太子座。又南去五尺許。東西面設親王以下參議以上非參議三位以上座。（親王東面。諸臣西面。）其日未明。中務省置尋常位於庭中。兵部省置奏事位於埒東門南掖。又東南去二丈許置兵部卿位。南去一許丈置大輔位。又南去一許丈置少輔位。所司設御饌并上下群臣饌。如常節。平明。皇帝出宮就御座。諸衛服中儀。警蹕侍衛如常。訖諸衛共著胡床。（左近衛陣於殿庭前右及殿南邊西後。右近衛陣於殿庭前左及殿北邊西後。左兵衛陣在左近衛陣東南差退。右兵衛陣在

〔藏人所〕藏人の勤仕する官司。大内裡の校書殿内に在り、其の母屋を文殿又は納殿とも云ひ、累代の書籍を納むる藏也。此藏を掌る役人を藏人と云ふ。

〔武德殿〕朝廷にて武技を演ずる所也大内裡殷富門内、眞言院の西に在りて、駒牽、御馬奏、騎射、競馬等を行はるゝ時、天皇此處に臨御し給ふ也もと馬埒殿と云ふ

〔大輔〕太政官八省の次官也。「おほいすけ」とも訓む。其の職掌は長官を補佐するにあり。

〔中儀〕朝廷にて行はるゝ儀式の區別上の名稱にして、元日節會及び白馬節會等を云ふ。

右近衛陣東北差退。左衛門陣於埓東馳道南。右衛門陣於埓東馳道北。內侍臨南檻喚大臣。大臣稱唯。於左近仗南邊謝座。（謂殿南邊陣。）昇自南面東階就座。次皇太子昇自同階。（若後參者升南西面階。）謝座謝酒著座。（先立座後北面再拜。東宮采女一人把空盞。西面立太子右。太子跪受。采女跪授。）少時。大臣喚舍人二聲。舍人稱唯。少納言（與大舍人共候左衛門陣東。）代之趨就版位。大臣宣喚大夫等。少納言稱唯退出。立大夫等前宣召之。親王以下五位以上稱唯入自埓東門西面北上。異位重行。六位以下入自南門。（見五位以上五六人入埓東門則入。）於幕東北面西上立定。大臣宣侍座。五位以上六位以下稱唯。一時共再拜。訖造酒正把空盞經左近陣北頭來。跪授貫首者。跪受。訖親王以下共再拜。訖群臣趨各就座。（升殿者升自東面南階。）訖中務率內藥。宮內率典藥。昇盛昌蒲机自埓東馳道進。未到埓東門八許丈（尺イ）留候。闈司二人經右近東陣南頭分立埓西門南北掖。大舍人一人進埓東門南邊北向立叫門。闈司就版位奏云。昌蒲草（謂北間漢女草。）進（牟止。）中務省官姓名等（謂輔已上。）叫門。故（爾）申。勅曰。令申。闈

〔采女〕陪膳、御手水・飯饌等の事に關はる者也。

〔埓東門〕埓の東方にある小門也。

〔貫首者〕藏人頭を云ふ、官職備考に藏人頭は五位六位の職事に長として四位殿上の中の上首たり、是を以孔安國が孝經の序に顏回閔子者、孔門三千人弟子貫首、と云ふ語に准じて頭の別稱を貫首と稱するなり、と見えたり。

〔中務省〕太政官八省の一。禁中の政務を掌る宮司にして、至尊に接近して御側の事務、詔勅の宣下などを掌り八省中の重職とす、長官を卿と云ひ、多く親王を以てこれに任ず。

〔内藥司〕中務省の被管にして、禁中藥香を供奉し、調藥の事を掌る宮司なり。

〔典藥寮〕宮内省の被管にして、諸種の藥物を徵し、官の醫師及び醫博士を管轄して、疾病を療し藥園の事を司る宮司也。

〔近衞將曹〕近衞府の官人の稱也。將曹は四等官の主典に相當するものを云ふ。

〔笏〕文官束帶の時に持つ具也。

〔女藏人〕禁中に奉仕する女房の下﨟也。御匣殿の御裝束裁縫等の事より殿上の雜物を檢閲守護を司るもの也

〔藥玉〕諸藥の袋に菖蒲艾等を結び五色絲を垂れし物也

司傳宣。大舍人進共稱唯退出。兩省率寮司昇盛昌蒲机置庭中。二省輔各一人留机後。自餘皆退出。頃之。中務輔就版奏曰。中務省申久内藥司乃供奉禮留五月乃五日乃昌蒲草進樂久乎申賜久止申。訖退出。次宮内輔奏曰。宮内省奏久。典藥寮乃奉禮留五月乃五日乃人給乃昌蒲草進樂久止申賜久乎申。並無勅答。退出。闈司還入。兩近衞將曹各一人。率近衞各一人。令閉孖西門。通踏之時已被開。仍今閉之。大臣喚内竪二聲。内竪各著當色。稱唯。當左近東陣西立。大臣宣喚内藏寮。稱唯。出喚。允以上一人入立前處。大臣宣。進禮留昌蒲草收之。稱唯退出。率寮舍人等。從大舍人幕北經左近東陣南邊參入。各就机處。卽搢笏取昌蒲机退出。女藏人等執續命縷。此間謂藥玉。賜皇太子以下參議以上。女藏人當太子倚子西面而立。太子起至謝座處北面跪受。女藏人跪授卽還。次授親王已下。卽隨賜受取。下自東面南階。出東南庭北上西面立定。太子佩之上殿。親王以下倶拜舞著座。午尅。内膳盆供。上下群官起座。主膳盆供。大膳盆賜。皆如常節。其内藏寮取昌蒲机出後。兩大夫。一人四位。一人五位。各令馬子持櫃

〔緋帒〕緋の帒也。帒は嚢の類を云ふ
〔牘〕文字を記す木簡也。
〔馬度〕馬の行列して進行する儀也。
〔奏事大夫〕事を奏聞する大夫を云ふ。大夫とは五位の通稱也。もとは一位以下五位以上の總稱なりしが、後には專ら五位を云ふことゝなりぬ。
〔走馬〕競技に與かる馬を云ふ。
〔兩衞門陣〕建春門及月華門を云ふ。右衞門陣は月華門內に在り、左衞門陣は建春門內にありし故にかく名づく。又建春門は大內裡外廓十二門の一、外記門とも云ふ。內裡の東の眞中に在りて、宜秋門と相對す。

一枚（納緋帒。）騎馬入埒、出自東門在前。四位就奏事位在後、五位南去二許丈、平頭執牘隨馬至奏。（四位奏騎者官姓名。五位奏馬所出國及毛色。）左馬寮五位以上一人、騎馬在官馬前而行。（寮大夫者不在被奏例。）馬度訖。右馬寮五位以上一人、在後而行、奏事大夫還入埒裏、相次北度。（四位在前。五位在後。）訖兵部卿大少輔騎馬列進。（卿在前。次大輔。次少輔。各令持牘。與上同。）各就行立位、卿進就奏事位執牘。奏云、兵部省申久。五月乃五日爾五位與利以上若干人等乃進禮留走馬若干匹進禮樂久乎申給波久止申。（無勅答。）訖還本位、次大輔進就位、丞一人騎馬、率走馬而進、大輔執牘奏親王以下及五位諸王四位諸臣以上姓名、并馬毛色等、其詞云。其姓（某歟）名我其（某歟）毛馬。訖還本位、少輔進就位奏五位諸臣姓名馬毛色等。訖皆入埒北度。（自上而出度。）丞一人錄二人率史生一人、趨自兩衞門陣間取版位還。亦丞錄各一人率史生二人、趨自埒中北度、侍右兵衞陣東北側。（謂埒西也。掃部寮預立床子。）記衞府馬藝能不、共取版位還、及丞

〔近衞次將〕近衞府の中、少將を云ふ。中將は「おほいすけ」、少將は「すないすけ」也。

〔勾當〕專ら事に當るを云ふ。

〔參議〕太政官の官人也。朝政を參議する意にして、大寶令制定後に置ける官也。大臣、納言に次ぎての重役なれば、諸官の中四位以上其の才ある人を撰任す。其資格に七道ありて、藏人頭、左右大辨、近衞中將、左中辨、式部大輔の五官中何れかを勤めし者或は五箇國の國司を無事に歷任せしもの、或は三位の位階を有する者の中より之を任ず、又宰相、相公、八座等の稱あり。

錄等自埒中度之後。兩近衞將曹各一人。率近衞各四人。出自西埒門（將曹復立埒門左右）。閉東埒門。訖次閉西埒門。引還、左近衞先懸的射之。諸衞以次射。訖奏事大夫、左右馬寮以次還。訖令群臣馬競馳。別遣兩近衞次將各一人勾當其事。兵部錄一人。史生一人。內豎二人傳奏。錄立右兵衞陣後。史生立埒西北頭。並執簿。內豎立庭中。在馳道北邊奏。訖兵部卿以下以次引還。雅樂寮奏音樂。日暮。上下群臣各於先拜處再拜退出。車駕還宮。

六日觀馬射式。

早旦御武德殿。警蹕侍衞如常。諸衞無儀服。殿上座儲等具所司式。皇太子出入如常。但大臣以下升降自南東階。又謝座謝酒等如常。出入之道用內豎幕北。今日無六位以下座。參議以上於東廂西面北上。四位以下於南廂北面東上。先還左右馬寮駿馬各

十匹。令左右近衛騎之競馳。當第三的南建標木。（到此標木下定馬遲速。若持者終而更始。）大舍人寮用去年五位以上走馬所負物。變熟食宛此日饌。時左右近衛左右兵衛等各著下儀騎馬度先射五寸的次六寸的争種種馬藝次春宮帶刀五六人射五寸的。或勅內豎二三人令試射訖。（今日拜謝等與五日同。）日暮廻駕。

七月七日相撲式

先一日。所司供張神泉苑御座東南八許尺鋪皇太子座。（西面。）又東南差去鋪親王座及大臣以下非參議三位座（並相對親王西南面。大臣已下東北面。）張相撲司幕於閣庭東西。（去閣各十許丈。左右各三宇。東西面。）閣東西一許丈張五位以上幕各一宇。次六位以下幕各一宇。次大膳職幕各一宇（並重行。）當閣東階南去六許丈預置可立標之驗。又南去二丈許立可着左司三仗旗之杙（差當標東。）右司與此相對。此日早旦。乘輿御閣。衞

〔熟食〕未だ調理せざる食物也。
〔春宮帶刀〕春宮坊の帶刀舍人也。
〔神泉苑〕京都上京區門前町にありて桓武天皇延曆遷都の初めに之を創設せり。
〔相撲司〕臨時の官名也。相撲式の際に、相撲の事を掌るものにて、中納言以下の人を以て任じ、親王を以て別當となせり。
〔仗旗〕中古朝廷にて儀仗に用ふる旗を云ふ。元日の朝賀又卽位式等に用ふ。先づ殿前に鳥像幢を建つ。左に日像幢、次に朱雀旗、青龍旗、右に月像幢、次に白虎旗、玄武旗を建つる也。儀仗とは、儀式、禮容に用ふる武器也

〔釣臺〕中古、寢殿造りの家屋の一部也。即ち東西廊の南端、池に臨みて建てられしもの也。
〔兵衞尉〕兵衞府の官人也。兵衞府は宜陽門、陰明門以外の所を警備し、行幸には供奉警衞を職掌とする官司にして、左右兩兵衞あり。
〔衞門尉〕衞門府の官人也。
〔志〕衞門府の官人にして、大、少志あり。定員各二人也。
〔厭舞〕舞樂の時、樂の起る前に舞ふ曲にして、又振舞の字を充つ。今は振舞と書きて、「エンブ」と讀むを習ひとす。左右の伶人桙を執りて、並進合舞するを正式とす。

仗服中儀服。警蹕侍衞如常儀。御饌并群臣饌等辨備如五月節。（兩相撲司大夫酒器各安其幕北頭。）既內侍臨東檻喚大臣。大臣稱唯。於左近仗西頭謝座。昇自東階著座。次皇太子昇自同階。謝座謝酒著座。少時。大臣喚舍人二聲。舍人稱唯。少納言（與大舍人共候東瀧上橋頭。）代之。趨立於中庭。大臣宣喚大夫等。稱唯。東出而喚之。大夫等稱唯（在西者遂北去閣四許丈。北面而立。應在東者相共稱之。）經東西釣臺邊入自相撲司幕之南。即立幕前北面異位重行。（在東者用西爲上。在西者用東爲上。）次六位以下入立相撲司幕後北上東面。稱唯拜謝。著座如常。訖左右相撲司各在東西正門外亂聲。即共參入。且行且奏音聲。各近衞將監一人。將曹一人。（監曹分頭相對。下並同。）次兵衞尉一人志一人。次衞門尉一人志一人。在標前行至閣庭北向而立。自中央令進標建之。（各去標南一許丈而立。）訖退還。次相撲司大夫等兩行參入。（行列之儀以貴爲先。）各當幕前北向而立。即立三仗旗。訖左司先奏厭舞。訖大夫等著座。次右司奏厭舞。訖著座。即立合等各立幕

〔内裏〕皇居の稱也宮城内にありて別に一郭をなせる所を云ふ。天皇の御座所にして、禁裏、禁庭、禁中、禁闕等の別稱あり。

〔最手〕相撲人の最上位にして近衞府其人を精選して補し、最後の取組に立合はしむ。

〔白丁〕傘持、沓持、口取などの仕丁の稱也。白張と云ふ白の布子張の狩衣を著る故に名づくとぞ。

〔辰〕午前八時也。

〔永安門〕内裡内郭の十二門の一にして、又右廂門とも云ふ。内裡の南、承明門の西廊に在り。承明門は大内裡内郭門の一にして、又閤門とも云ふ、建禮門に對す。

北頭。(差西進也。司亦相對。)右先出占手。(用四尺以下小童。前一日於内裏量長短。或有過四尺者。當日不更令相討以爲負。)奏名者各坐幕南前。奏籌者各一人坐其後。占手勝則奏亂聲。(不奏舞。)最手勝則奏亂聲及舞。(自斯之後左右互奏舞。)此日相撲人惣廿番。(近衞兵衞合十七人(十イ)白丁二人。童一人。)日暮上下群臣於先拜處拜退。次乘輿還宮。

八日相撲式

此日辰四點。御紫宸殿。衞仗服當色。御座饌并群臣座饌等預辨備如常。事在所司式。先是近衞次將令開長樂永安兩門。使所司鋪設之殿庭東西張相撲人幕各二宇。雖舊南向而相撲司座各東西面。(此幕不設親王座。)訖左右近衞開承明門。如常相撲司等參入。及立標如七日儀。近衞少將以上先謝座謝酒。升著座。即相撲司等入列立奏厭舞。訖著座。頃之有勅喚參議非參議三位以上。自東階上殿。日暮拜退。及相撲之儀與七日同。此日相撲廿番。(近衞若兵衞十人。白

丁十人。

九月九日菊花宴式

前一日。所司設御座及參議以上幷非參議三位以上座於神泉苑乾臨閣。（其所司式。）中庭東設五位以上幄。西設文人幄。南去閣若干丈。（其所司式。）構舞臺。臺南若干丈設女樂幄。其日平旦。中務置宣命位於尋常位北一許丈。內藏寮立文臺於舞臺西北。（鋪虎皮立臺上居草筥）既而皇帝御乾臨閣。諸衞服上儀服。內侍臨東檻喚。大臣。皇太子著座。及大臣令喚群臣等儀（謂次侍從以上。）並如常。群臣座定式部率文人參入幄前列立。北面東上。謝座謝酒著座。內藏寮賜筆墨硯紙。先是。女樂預候於東瀧殿。盃一兩行。乘舟渡。就閣前幄。奏樂。訖皇太子避座。次閣上群臣下自東階。左近仗南去二許丈。異位重行。西面北上。不升閣者各當幄前立。並拜訖復座。大藏省積祿。辨官奏

〔菊花宴〕九月九日に宮中にて群臣に酒を賜はる宴也。又重陽宴とも菊の宴とも云ふ。

〔乾臨閣〕神泉苑內法成就池の池畔に在る正殿の名也

〔文人〕大學寮の文章生也、省試の試驗に及第せる學生を云ふ、これを試驗して及第せるものを文章得業生又は秀才と呼ぶ大學寮は式部省の被管にして、學生を養成する所也。

〔文臺〕詩篇又は短册等を載する臺也著儀式に、近衞次將二人昇二文臺一とある如く」もとは大型なりしが、其後長二尺、廣二尺二寸、高さ三寸位の小型のものとなれり。

〔中納言〕太政官の官人にして、天皇に侍從し、大臣と共に天下の政事を議し、下言を奏上し、上言を傳達す。此官には參議、大辨、近衞中將、撿非違使別當の中何れか一を勤めし者又は攝關の子息が任ぜらるゝ例也。
〔侍從〕中務省の官人にして、至尊に常侍して奏諫をなし、遺忘過失を拾補するを職掌とす「おともひと」、又「拾遺」とも稱す。初め定員八名なりしが、後には二十名となり、其中三名は少納言の兼職とす。
〔延政門〕內裏內郭十二門の一、一に左廟門とも云ふ。宣陽門の南に在り

數。訖授宣命文於大臣若中納言以上外記進見參侍從及文人交名少時大臣進宣命文見參侍從及文人交名內侍轉取令御覽訖大臣喚應宣制參議以上一人授宣命文復座上下群臣避座如初。宣命大夫下閣就位。宣制曰。天皇我詔旨良萬止宣不大命乎衆諸聞食閉止宣。群臣稱唯再拜。訖更宣云。今日九月九日乃菊花豐樂聞食日爾在故是以御酒食閉惠良伎退止爲氐奈常毛賜酒幣乃大物賜久止宣。群臣拜舞。賜祿有差。其文人者後日定第。更復賜祿。或時不必爲也。

十一月進御曆式。

朔日。中務率陰陽寮候延政門外。御曆盛函安机。頒曆盛案。大舍人叩門。闈司就版。奏云。御曆進牟止中務省官姓名謂輔以上。叩門故爾申。勅曰。令申。闈司傳宣云。令申姓名。中務率陰陽寮舁机參入。安庭中退出。中

務獨留奏進。其詞云。中務省申久。陰陽寮乃供奉（禮留）某年乃御曆又入給曆進（樂久乎）申給（久止）申。（無勅答。）訖郎退出。闈司二人入自左掖門持御曆机安簀子敷上。郎內侍持函奏覽。闈司便候南階西下。（他皆效此。）御覽訖。闈司却机安本處退出。侍臣喚內豎。（舊例喚大舍人。）內豎稱唯立東庭。侍臣宣喚少納言。稱唯。出喚之。少納言入自日華門（內豎同用此門。）立東庭。侍臣宣。進（禮留）曆太政大臣（爾）給（閉）。稱唯。令內豎荷曆櫃給大臣（自承和十年依右大臣宣闈司退出。郎少納言率內豎六人入自日華門令舁机而出。省侍臣以下之机。）

十一月奏御宅田稻數式。

中丑日。宮內省持奏文（盛函安机上。）候延政門外。大舍人叫門。闈司就版奏云。御宅田刈稻事申賜（牟止）。宮內省官姓名（謂輔以上。）叫門。故（言）申。勅曰。令申。闈司傳宣云。令申。姓名。宮內省舁机安庭中。輔以上

〔左掖門〕內裡の門也。春興殿の南に在りて、承明門內の東方に位し、西の右掖門に對す。
〔少納言〕太政官の官人也。詔勅宣下の事を司り、內印及び外印を取り扱ひ、小事を奏宣するを職掌とす。
〔承和〕仁明天皇の御宇の年號也。天長十一年改元す。
〔御宅田〕上古諸國に在りし朝廷の御料田を云ふ。
〔宮內省〕太政官八省の一にして、帝室の御用度、御料地、諸國よりの調物等總て宮中大小の庶務を掌る大膳職、木工、大炊、主殿、典藥、掃部の五寮及び正親、內膳、造酒、采女、主水の五司を管す。

〔新嘗祭〕每年十一月中の卯日に行はるゝ神事也。新嘗は新饗の轉にして神米を神に奉らせ給ひ、天皇御自らも聞召し給ふ也。
〔遲明〕夜明け頃也
〔神嘉殿〕大內裡中和院の正殿にして天皇社稷の神を祭る所にして、中殿中院正廳とも稱す
〔神祇官〕神祇の祭典を掌り、全國の宮社を總管し、神官を支配する官也
〔御巫〕神樂の舞姬を云ふ。神和の義即ち神慮を和らぐる意也。
〔弘仁〕嵯峨天皇御宇の年號也。大同五年九月十九日改元す。代始に因て也。十四年を經て淳和天皇天長と改め給ふ。

一人留奏云。內國乃仕奉禮留御宅田若干町。刈得稻若干束。去年以往古稻若干束。合若干束。仕奉禮留事乎申賜久止申。（無勅答。）退出。闈司二人入自左掖門。執机安簀子敷上。內侍取函奏覽。訖闈司亦持机安庭中。內竪進持机出給省。

十一月新嘗會式。

其日遲明。皇帝廻自神嘉殿祭御殿。訖（案、據舊例。神祇官及御巫等祭殿。畢更參入自宣陽門。於南庭賜祿。大同年中於內藏寮賜之。始自弘仁八年。於宣陽殿東南。參議以上一人專當。令中務丞唱名賜之。訖當日華門。俱西面拜舞退出。自承和年中。於神祇官賜之。但御巫料從內侍。）大齋陣參入。小齋陣相替退出。（大齋入日月兩華門。小齋相替出向宮內。）所司預供張於豐樂院。（小齋親王以下參議非參議三位以上座。設殿南廂。北面西上。自餘與正月七日儀同。但群臣參入、給物等以小齋者為先。）中務置宣命位於尋常位北一許丈。既而車駕幸豐樂院。諸衞服中儀服。（乘輿邊前。小齋陣。次大齋陣。）皇帝御豐樂殿。左右近衞就南庭陣。（大齋先就陣。次小齋就陣。在大齋北。並著胡床。未御之前預立之。）內侍臨東檻喚大臣。即到左近陣西頭謝座。

〔青摺袍〕祭事に用ふる服の一種也。白き布を山藍にて種々の模樣を青く摺りつけたる袍を云ふ。仁德、雄略天皇の頃には朝服に用ひたりしが、嵯峨天皇の頃より專ら神事の時に用ひ、小忌の人の著用せしを以て小忌衣とも稱し、大嘗會、豐明節會等に之を用ふ。

〔大齋親王〕大嘗祭の時、大概の潔齋にて神事に奉侍する親王を云ふ。

〔小齋〕大嘗祭等の大祀に行ふ齋戒にして、職員卜定に合ふものを小忌、其他を大忌と云ふ小忌は小齋、大忌は大齋也。

〔元會〕元日の節會を云ふ。

訖登自東階着座。（昇殿者皆用此階。）次皇太子登自同階。到座東而西面。謝座謝酒着座。所司開儀鸞豐樂等門。訖闈司二人分坐逢春門南北。（掃部寮預設座。與正月七日同。）大臣喚舍人二聲。舍人共稱唯。少納言入自逢春門就版位。大臣宣召大夫等。稱唯。出喚之。親王以下共稱唯。（小齋先發聲。群臣相承。他皆效此。）小齋親王以下。參議及非參議三位以上。一列入自儀鸞門東扉。（若無小齋親王者小齋參議非參議三位已上先入。又今日小齋不論高下皆著青摺袍。）比入門。諸仗興。次大齋親王以下參議非參議三位以上參入。（並用東扉。）次小齋大齋五位以上東西分頭參入。（小齋必用西扉。大齋分用東西扉。但以神祇官爲上。）異位重行。（各北面。小齋親王以下參議非參議三位以上者一列。在東者用西爲上。西者用東爲上。）惣立定。大臣宣侍座。共稱唯謝座。造酒正把空盞。（便用昇殿者盞也。）來授貫首人。（不論尊卑授小齋第一人也。）更還却二三丈許。北面立。親王以下再拜。訖以次著座。訖（以小齋爲先。）諸衞共坐。（益供御饌之時起居。與元會同。）凡昇東堂西堂者。諸王五位以上及諸臣四位用第二階。自餘用第三階。內膳司益供御膳。主膳監益供東宮膳。大膳職益送

〔五節〕五節舞也。新嘗祭、大嘗祭の時に行はるゝ童女の舞にして、中古以來新嘗、大嘗の際、豐明節會に行はれたりしが、建武の頃よりは、大嘗祭にのみ行はる

〔倭舞〕舞樂の一種也。倭歌に合せて舞ふものにして、歌を主とす。もと大和國より起りし舞なれば斯く名づくる也。舞人四人、歌人二人、樂人三人にて之を奏す。

〔祿法〕祿物の目錄にして、節會の時に賜はる祿を節祿と云ふ。

〔直相〕相は會又は合とも作る。祭事の終りし後に催ほす宴會の意にして後には撤去せる神饌をも云ふ。

群臣饌。觴行一兩周。吉野國栖於儀鸞門外奏歌笛進御贄。訖大歌別當大夫率歌者參入就座。座定奏大歌舞五節。或於殿上舞。不構舞臺。其五節妓一行下自西階乘兩面敷上南行昇臺。導引姫四人以上兩行在前。到舞臺階下東西分座。掃部寮預設草墪於階東西頭。舞訖小齋參議及非參議三位以上及在西堂小齋五位以上先避座下階立。昇殿者下殿。先自左近陣南三丈。更西折一丈。西面北上。不昇殿者立堂前。去堂一丈。大齋親王已下效此。次皇太子先避座。自承和年中。五節舞訖。皇太子先避座。次大齋親王以下避座。下階俱拜舞。或命小齋大夫等三兩人令奏倭舞。訖治部雅樂率工人等參入奏立歌。或有勅停之。掃部寮立祿臺於庭中。大藏省置祿。辨官奏其數。其詞云。絹若干匹進止申。少時。大臣進宣命文及祿法并見參大夫等數。內侍轉取奏覽。訖大臣簡堪宣命之參議以上一人。授宣命文。受卽復座。群臣避座。訖儀與上同。宣命大夫下自殿就位。宣制云。天皇我詔旨良萬止宣不大命乎衆聞食閇止宣。皇太子以下稱唯再拜。更宣云。今日波新嘗乃直相乃豐樂聞食日爾在。故

是以黑岐白岐乃御酒。赤丹乃穗爾食惠良罷止爲天奈毛。常毛賜御物賜止宣。俱以次稱唯。小齋先稱。自承和年中皇太子先稱。次小齋。次大齋。俱舞踏。訖賜祿。如常。

正月七日儀。其小齋人等更集宮內省。解齋如常。

十二月進御藥式。

晦日。中務省率內藥司。宮內省率典藥寮。持御藥及人給藥机。候延政門外。大舍人叫門。闈司就版奏云。御藥進牟止。中務省官姓名等叫門。故爾申。勅曰。令申。闈司傳宣云。令姓名等申。中務卿輔丞率內藥官人醫生等。持御藥机。置殿庭。宮內省同置。兩省可奏事者各一人。便留立机後。自餘皆引出。中務先進就版。奏云。中務省申久。內藥司乃供奉禮留元日乃御藥人賜御藥進良久乎申給久止申。次宮內奏曰。宮內省申久。典藥寮乃仕奉禮留人給白散。又殖藥樣進良久乎申給久止申。並無勅答。訖罷。內藥更參入。持藥付內侍

〔黑岐白岐〕大嘗祭新嘗祭等に神に供ふる酒也、黑岐は黑酒、くさぎの根を黑燒にして混じたる酒也。白岐は白酒、澄みたる常の酒也。

〔解齋〕神事の潔齋を解きて常に復するを云ふ。

〔進御藥式〕屠蘇白散、度嶂散を獻り、齒固及び御膏藥を供する儀式也

〔白散〕年始に酒に浸して飮む藥也。屠蘇と共に之を飮めば一年の邪氣を避け、齡を延ぶと云ふ。白朮、桂心、桔梗、細辛等を調合したるもの也。

〔內侍所〕禁中溫明殿內にて、神鏡を奉齋せる賢所の異稱也內侍此處に祗候する故此名出づ

所。（醫生不足者。内豎相持。）内藥便受屠蘇漬御井。元日平旦。就内侍取机。盛屠蘇入左近衞陣側。安置庭中退出。尚藥供御先賜少年。訖内藥司進舉机進内侍。二三日亦同。賜醫生以上物各有差。

十二月大儺式。

晦日夜。諸衞依時莅。勒所部。屯諸門。近仗陣階下。近衞將曹各一人率近衞（左近衞五人。右近衞五人。）開承明門。先共北面立門内壇下。共置弓登階開之。（將曹侍立。）訖引還。闈司二人出自紫宸殿西居門左右。大舍人叫門之先。闈司二人各持桃弓葦矢。（木工寮作備之。）昇自南階授内侍。即班給女官。大舍人叫門。闈司就版奏云。儺人等率（弖）參入（止）其（某歟）官姓名等（謂親王以下參議以上。）叫門。故（衞）申。勅曰。萬都理禮。闈司傳宣云。令姓名等參入。中務省率侍從内舍人大舍人等。各持桃弓葦矢。陰陽寮陰陽師齋部（其數具所司式。）執祭具。方相一人（取大舍人長爲之。）著假面黃金

〔屠蘇〕元日の祝儀に用ふる藥にして桂心、防風、菝葜、蜀、椒、桔梗、大黃烏頭、赤小豆等を調合せるもの也。

〔尙藥〕後宮十二司の一、藥司の女官也。醫藥の事を掌る。

〔少年〕元日に供御の屠蘇酒を嘗め試むる者を云ふ。

〔大儺式〕每年十二月晦日朝廷に於て疫鬼を拂はんがために行はるゝ儀式にして、一に鬼やらひとも云ふ。

〔桃弓葦矢〕桃の細枝にて作れる丸木の弓及び葦にて作れる矢を云ふ。

〔方相〕方相氏を云ふ。大儺式の際に疫鬼を逐ふ役にして、大舍人長之に當る也。

〔侲子〕大儺式に、方相氏と共に疫鬼を追ふ童也。
〔儺聲〕疫鬼を追ふ聲也。
〔鼓譟〕太鼓を打ちならして、鬨の聲を擧ぐる意也。
〔藤原冬嗣〕内麿の第二子、四朝に歴任し、天長三年薨ず。閑院大臣と稱す。
〔良岑安世〕桓武天皇の皇子也。延曆十一年姓良岑朝臣を賜はる。天長七年七月薨ず。
〔小野峰守〕大德冠小野妹子の玄孫也。延曆十三年參議に任じ、天長七年五十三歲にて卒す。
〔滋野貞主〕尾張守家譯の子、清和帝の皇子貞保親王の裔也。儒者にして、仁壽二年卒す。

四目玄衣朱裳。右執戈左執楯。侲子廿人(取官奴等為之。)同著紺布衣朱末額。共入殿庭列立。陰陽師率齋部奠祭。陰陽師跪讀呪文。(今案。立而讀之。)訖方相先作儺聲。即以戈擊楯。如此三遍。群臣相承和呼。以逐惡鬼。各出四門。(方相出北門。)至宮城門外。京職接引。鼓譟而逐。至郭外而止。

弘仁十二年正月卅日

正三位守右大臣兼行左近衛大將臣藤原朝臣冬嗣
中納言從三位兼行左衛門督陸奥出羽按察使臣良岑朝臣安世
權中納言從三位兼行春宮大夫左兵衛督臣藤原朝臣三守
從四位下行中務大輔臣朝野宿禰鹿取
皇后宮大夫從四位下兼行近江守臣小野朝臣峰守
文章博士從五位下兼行大內記臣桑原公腹赤
從五位下行大內記臣滋野宿禰貞主

内裏式中 終

〔內親王〕天皇の姉妹及び皇女にして親王たるものを云ふ。親王とは皇族に宣下して賜はる稱號にして、天皇の兄弟姉妹及び皇子、皇女を云ふ也。

〔南廂〕紫宸殿の南廂也。廂とは寢殿造りの四面に在る細長き一間の稱にして、一に廣廂とも廣緣とも云ひ、又大床とも云ふ。

內裏式 下

敍內親王以下式。

皇帝未御紫宸殿之前。掃部寮立漆案於南廂。（當御座。）皇帝既御也。內侍置位記筥於大臣之座前。（掃部寮預立案。）卽臨東檻喚大臣。稱唯昇殿就座。大臣喚內豎二聲。內豎稱唯。入立東庭。大臣宣喚中務。稱唯出喚輔以上。入自日華門。（出亦用同門。）立東庭。大臣宣。參來。稱唯。卿先昇。受三位以上位記筥。置於案上退下。次輔昇。置五位以上筥

〔肅拜〕恭しく禮拜する意也。
〔舍人〕中古天皇、皇子等に近侍するものゝ稱也。大寶令の制に、雜役に任ずる爲に親王に賜へるものを帳內と云ひ、京官の諸臣に賜へるものを資人と云ひ、地方官に賜へるものを事力と云へり。皆同じく舍人の類也
〔長樂門〕大內裡八省院二十五門の一にして、南面の門也、朝集堂の南に在り、應天門の東十五間を隔てゝ位し、廊道を以て相接す。又朝集堂は大內裡八省院十二堂の一にして、大禮の時に百官の侍朝する所也。朝集殿とも云ひ、相對して東西二堂あり

於同案退下。次大臣退下。內侍率可被叙者列南廂北上東面異位重行。內侍臨東檻喚中務。（入自宣仁門。候左近陣。）稱唯。卿先昇殿。叙之退下。（出自宣仁門。輔亦同。）次輔昇。叙之。退下。其被叙者隨叙北面東上立。肅拜引還。如入儀。訖掃部昇却案。

任官式。

辨官式部兵部率應任者候承明門外。（承明門宣陽門臨時便用。唯入自宣陽門。近仗不服儀服。）參議以上升侍殿上。少時近仗服中儀服陣階下。所司開承明建禮兩門。闈司分居承明門左右。大臣（若無大臣者中納言已上亦得之。）喚舍人。舍人共稱唯。（若並無用長樂門。亦如此。）即少納言進就版位。大臣宣。辨官（爾）式部兵部（爾）給歷名（弖）令候人等率（弖）參來（止）宣（閇）少納言稱唯退出。傳宣辨官。稱唯。親王東西相分先入立。（應任文官者東。應任武官者西。又參議以上不在唱計之限。）少納言辨官二省卿輔率五位以上。丞錄率六位以下。左右相分參入錄行且

〔除目〕任官の際に新任の官名を記して、舊名を除くを云ふ。除とは官に拜する儀にして、目とは題目を記錄するの義也。

〔尋常版〕二儀あり江家次第抄に、常不撤、故號尋常版。一云、八尺曰尋、一丈曰常、以此版爲法、立群臣列位。故尋常者丈尺之意也と云ふ

〔兼國〕參議以上にして、國守に兼任すべき者を云ふ。

〔位列〕位に次第せる席列を云ふ、位とは座居の義、朝廷に奉仕する人々の尊卑によりて定むる等級を云ふ。

〔敍位〕五位以上の位階を進授する儀式にして、一に加階とも云ふ。

正容儀。二省丞各持版位一枚。群立南廊下。（若用長樂門。兵部率可被任者。度馳道列立。）五位以上異位重行。大臣喚式部兵部二省（式部稱唯、後喚兵部。）卿。若輔稱唯。倶趨立東廊。式部先昇自東階。大臣惣以除目付卿。受下自同階。以輔可唱之除目付輔。次兵部同前。倶復本所。訖大臣宣唱之。執除目者倶稱唯。式部卿唱丞名。稱唯。卿云。版位置之。丞稱唯。兵部復然。二省丞各一人持版位倶進。夾尋常版位南去二丈置之。（左右相去各二丈。就中爵尤貴者叢之。餘各差等列立。）訖把笏復本所。式部卿就尋常版唱之。親王稱唯。就版位。（其有不參者。錄代稱唯。）卿復本所而退出。親王拜舞退。輔復就版唱之。（若有參議以上兼國者。先唱之。不據國次。）被唱者進就位列。北面以東爲上。唱訖辨官兩輔等引出如入儀。（兵部亦同。）訖左右被任者倶拜舞退出。二省丞進取版出。若同日敍位任官者敍位訖倶退出。所司更率應任者參入。行事如常。其大臣者以宣命任。不更用此式。（參議已上或宣命任之。）其儀開門郞大臣（若無大臣者中納言已上行事。）於殿上喚舍人。稱唯。少納言入立。大臣宣。

〔刀禰〕大寶令制による四部分の主典以上の諸官人を云ふ。主典以上は長上の官なるを以て、殿寢の義にて、殿近なるべしと云へり。四部官とは諸官衙の官人を四等に分ちたる名稱にて四等官とも云ひ長官、次官、判官、主典を云ふ

〔宣命大夫〕宣命文を讀む役にして、又宣命使とも云ふ中古の儀式には、中納言一人を用ひたり。

〔任女官式〕女房の司を任ずる儀式也。女房とは禁中に奉仕する高位の婦人を云ふ。

〔補任筥〕官職に任補せらるゝ旨を記せしものを入るゝ筥を云ふ。

召刀禰。少納言稱唯。出傳宣。式部率刀禰入。五位以上入承明門列殿庭。六位以下入自建禮門列承明門外。次應任者參入。先是大臣以宣命文奏覽。訖至此喚堪宣命者。參議以上一人。在庭上之列。稱唯。昇自東階受宣命文就位。若有大臣遷轉行事畢下自東階就列。宣命大夫立東廊。待大臣就列而後進就版。宣制云。天皇我詔旨良萬止勅命乎。親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食止宣。刀禰共稱唯再拜。更宣云。食國之法止定賜部留國法隨。先立先立止某姓名乎某官任賜久止勅布天皇大御命乎衆聞食止宣。臨時變改無定詞。刀禰等共稱唯。再拜退出。訖被任者拜舞退出。有其親族者於日華門以東拜舞。

任女官式。

侍臣於殿上喚中務宣。補任將參來。卿先侍殿上。大輔執補任筥。少輔執硯筥昇殿。卿傳執補任筥。大輔執硯筥。少輔退降。勅曰將參來。卿稱唯。進奏覽。少退侍。御筆點定可任者賜卿。就本座書除

〔擎候〕捧げ侍るを云ふ。
〔名簿〕名乘の二字を書き付けたる札也。「名ふだ」の義にして、又「なづき」とも云ふ。
〔夫人〕天皇の御寢に侍する女官の稱也。三位以上と定め、多くは大臣の女を以て之に充つ。
〔詔書〕天皇の御言を記せる公文書也。臨時の大事に詔と唱へ、通常の小事に勅と云ふ。されば儀を整へ百官を集めて宣聞するを詔となし、然らざるを勅となす。
〔御畫日〕內記が詔書の終りに年月のみを書し、日を記さずして奏進すれば、御覽の後にその日附を宸書せさせ給ふを云ふ。

日。訖納筥擎候。勅曰。將參來。卿稱唯。進奏覽。勅曰。令唱。卿稱唯。復本座。授大輔。少輔昇執硯筥。訖以次退降候陣側。輔執計名簿。（卿書除目。間大輔書之。若無大輔卿便書之。）授於內侍預令點撿。少時內侍率可任者。（初出之間在先率之。列座之時居同位上。）列坐南廂西第一間。東面北上異位重行。闡司坐最下。訖內侍（謂引導人之外）臨檻召中務侍陣。輔稱唯昇。當御座侍於簀子敷上。唱之。（若有不參者闡司代稱唯也。）被唱之人稱唯進簀子敷上。當南廂西第三間。北面東上侍。列坐之事一同初儀。其夫人以上者不在唱任之例。訖輔退降。次被任人自下退出。唯典侍以上別留肅拜而退。

詔書式。

內記作詔書。畢（或自內裏仰內記令作。或大臣奉勅令作。）納筥令參議以上若內侍進御所。御畫日訖置殿上机上（掃部寮預立漆案。）而退下。須臾參議以上一人升殿。喚內豎召中務省。稱唯出。（出入日華門。）喚輔以上一人。入自左掖門就版

位（若有雨水通自南廂。立承明門內東第二間。他皆效此。）勅曰。參來。稱唯升自南階。立簀子敷。（當御前。）勅曰。書賜。稱唯進取勅書筥退出。（用同門。）既而御畫日者留爲案。別寫一通印署送太政官。大納言覆奏畫可。（詔書畫可。論奏等畫聞字。）訖留爲案。更寫一通施行。（頃年所行更不寫一通。畫可字者附辨官令施行畢。即收外記。）

弘仁十二年正月卅日

正三位守右大臣兼行左近衛大將臣藤原朝臣冬嗣
中納言從三位兼行左衞門督陸奧出羽按察使臣良岑朝臣安世
權中納言從三位兼行春宮大夫左兵衞督臣藤原朝臣三守
從四位下行中務大輔臣朝野宿禰鹿取
皇后宮大夫從四位下兼行近江守臣小野朝臣峯守
文章博士從五位下兼行大內記臣桑原公腹赤
從五位下行大內記臣滋野宿禰貞主

內裏式雖指曉之躅往日既定。而折旋之儀頃年頗革。或有節會

〔印署〕署名して印するを云ふ。印とは押手の義にしてもと手掌に朱墨を塗りて押す故に名づく。

〔太政官〕八省百官を總統し、天下の大政を統理する最高官府也。

〔畫可〕詔書覆奏即ち詔書の案を太政官より大納言を經て、再び上奏せし際に、天皇御覽の後に、宸筆にして可字を書かせ給ふを云ふ。

〔節會〕朝廷にて節日に饌を群臣に賜ふを云ふ。節會とはもと節日の集會をいひしが後には饌を賜ふことに限りて節會と云ふに至りしもの也。

〔聖上〕淳和天皇を稱し奉る。

供張出入門闌。徒記舊時未著新變者聖上鑒其踳雜。斯盡會通酙酌隨宜。取捨先斷。廼詔臣等四人令綴緝焉。謹稟衷旨。詳加增損刊謬補虧。繕寫甫就

天長十年二月十九日

正三位守右大臣兼行左近衛大將臣清原眞人夏野

權中納言兼右近衛大將從三位行春宮大夫臣藤原朝臣吉野

從四位下行右近衛少將兼備前權守臣紀朝臣長江

從五位下行大內記臣春澄宿禰善繩

〔清原夏野〕小倉王の第五子也。天長九年右大臣に任じ左近衛大將民部卿を兼ぬ。承和四年薨ず。嘗て勅を受けて南淵弘貞等と共に、令の義解十卷を撰して奉る。

〔藤原吉野〕太宰帥藏下麿の孫、參議綱繼の子也。天長中從四位下に進み後正四位下に進み右近衛大將を兼ぬ從三位權中納言に累進し、天長十三年、年六十一にて薨す。

〔春澄善繩〕姓は緒名部連、字は達本伊香我色乎命の裔豐雄の子也。嘉祥の初、從五位下を拜けられ明年詔を奉じて國史を修む天安十二年、年七十四にて薨ず。

內裏式下終

公事根源

公事根源解題

公事根源は本邦の歳事史を修めやうとする者や、宮廷年中行事の常識を得やうとする者のためには、唯一の書といひ得られる、換言すれば、必ず讀過しなければならぬ古典である。

いふまでもなく、本書の出現した時代は、宮廷儀禮の頽廢時代であり、從て本書の説くところそのまゝを、直に王朝の盛時に擬するならば、甚しい誤謬に陷るかも知れない。さりながら、本書を除外しては、宮廷を中心とする歳時研究の入門階梯視さるべきものを得がたいのである。

本書の撰者については、これまで三説がある。第一説は一條兼良をその作者とする。しかし、詳しくいへば、この中にも多少の異見が併存して居る。松下見林などは本説を認めた先學の一人である。

第二説は兼良を著者とすることを否定する。けれども、彼を本書と無關係な者と見

るわけでもない。即ち、二條良基の「年中行事歌合」——これには詞書があつて、題の說明をしてある。——から、解說を抄出し、題名を改めて將軍家の許に提出したと說くのである。安藤爲章が古くその說を立て、尾崎雅嘉も「群書一覽」に一說として、本說を附載してゐる。

これについて明治以降、更に新見を立てた人がある。それは齋藤萬古刀氏で「國學院雜誌」にその所見を公にした。それによると、次のやうに說いて居る。

年中行事歌合に見えたる公事は三十五番七十箇條にして、公事根源なるは百六十箇條なれば、……直に年中行事歌合の奧書を抄出して、題號を改めたるものなりとは云ひがたきが如し、されば余は公事根源は二條良基の年中行事歌合の判詞に添へたる奧書を本として、一條兼良の應永年中に增訂したるものなるべし。

これは前說に比して遙に進步したものである。恐らくこれが正しい解釋に近いものと考へられる。けれども、應永年間の著作といひ、當時將軍の希望によるとの說は信じがたいと思ふ。

齋藤氏の新見があらはれたとき、「中つよ人」の署名で、本書の著者を論じた者があ

る。將軍義量は應永三年二月廿七日に十九歳で病歿し、その性行から考へても學事に特志な人であつたとも想はれぬといふのである。義量の薨去については後崇光院の御日記卽ち「看聞御記」に次の一説が傳へられてゐる。應永三十二年二月廿八日條に、

将軍他界實事也(參議右中將義量)昨夕云々爲天下驚歎兩三年內損、此間興盛……當年十九歲。

これで見ると、その疾患はかなり永い經過をもつたものと考へられるし、またその病症が酒色の不攝生と關係あるらしいことも認められる。「薩戒記」廿七日の條にはまた、かう記してある。彼が弱年で、しかも日常大酒をつゞけたことを確證する記載は、「看聞御記」に、

源朝臣義量春秋十九歲、薨 去日來不例、內損、又怨靈……。

室町殿每日院參、大飲御張行…… 前代未聞不思議。

こんなことまで傳へられてゐる。これは應永三十一年六月四日の條で、彼が十八歲のときに當る。かういふ性行の人でも、半面學事を愛好せぬとも限らぬけれど、その證がなくては容易に信じがたい。本書が應永廿九年正月十二日に書かれたといふ説によ

ること、將軍は十六歳であり、(兼良は廿一歳)更に兼良十九歳の著書とする說に從へば、當時將軍義量は十四歳に過ぎない。これを要するに本書が兼良弱年のごと將軍のために撰進したとする傳說は疑はしいといふのである。かういふ風に考へて、奥書を疑つて見ると、著者の何人なるかも問題になつて來る。

更に「中つよ人」(櫻井秀氏)は所謂「年中行事歌合」の行はれた年月を、貞治五年十一月――十二月のことゝした。それは「吉田日次記」に次の一節があつて動かない。同書同年十一月十九日の條に、

今日松殿大納言入道被送書於殿下爲御張行、始而公事百首新有御沙汰也、四季者以四季公事爲題戀者以內裏殿舍之名爲題……古今未無公事之歌之間爲五十番歌合。

かうあるから、兼良公幼年の際、その判詞なども夙に流布して居つたことはいふまでもなからう。要するに兼良公が年中行事歌合の詞書を改作して「公事根源」としたといふ說は成立する。しかし、それが果して應永年中のことであるかどうかといふことは確定し得ない。のみならず將軍進献說は否定さるべきものと考へられる。

本書の注釋は少なからずある。けれどもその代表的な著作としては、

公事根源集釋　松下見林

公事根源階梯　滋野井公麗

をあぐべきで、他にも「愚考」、「掌故」等の諸書がある。明治時代になつてからも、關根博士の「新釋」があつて、世に汎ねく行はれて居る。

公事根源

正月

四方拜　一日

〔屬星云々〕北斗七星の內其生年に當れる星の名を唱へて拜し給ふ也。
〔山陵〕十陵を申す
〔砌〕軒下階前などに敷ける甃を云ふ
〔殿上の侍臣〕四位以下昇殿を許されたる近侍の臣を云
〔仙洞〕上皇の御所を申す、仙人の壽長きに擬らへ申し奉る也
〔南淵〕大和國高市郡畑村に在り。

四方拜といふ事は、元正寅の時に天皇屬星を唱へ天地四方山陵を拜し給ひて、年災をも拂ひ寶祚をも祈り申さるゝ儀にて侍るにや。淸凉殿の東階の前、砌の外に御屛風を立て廻らし、其の中に御座三所を設け、其の前に白木の机を置いて、香花燈などを備へ、此の所にして御拜の儀式あり。昔は殿上の侍臣なども、四方拜をばしけるにや。近頃は內裏、仙洞、攝關、大臣家などの外は、さる事も無きなり。此の事いつ始まるとも見えず。仁和五年正月、寅の刻に、天地四方屬星山陵を拜し給ふ由、宇多の帝の御記に載せられたれども濫觴とは見えず。又皇極天皇雨を祈り給ふとて、南淵の河上に行幸ありて、四方を拜し給ひければ、雨四五日まで降りける由、日本紀に載せられたれば、是れなどをや始とも申すべからむ。其の上屬星を拜して災難を除く趣きは、天地瑞祥志といふ書にも見えたり。

供御藥　　同日

是れは元三の儀なり。御殿にて行はる。主上晝の御座に出御なりて、生氣の方の御衣を、世の常の御直衣の上に重ね召さる。陪膳の典侍、尙藥の頭も生氣の方の色を着す。此の時先づ御厨子所の御齒固を供す。命婦、藏人、役送して、典侍次第に御盤に居う。參り果てゝ、藥子とて、少女の未だ嫁せざるを求めて、是れを用ゐる事あり。屠蘇は小兒より飮むといふ本文あれば、其の爲に少女を選みて、先づ飮ましむるなるべし。此の藥子、鬼の間より進みて、端の几帳のもとに候ふ。女官典藥を召して御藥を催す。一獻に先づ屠蘇を酒に入れて、藥子に飮ましむ。次に銀器に入れて、尙藥の頭とりて陪膳に傳ふ。主上座を立たせ給ひて夜の御殿の南の戸より入り給ひて、塗籠の東の方の戸に向ひて立たせ給へば、陪膳御盞を持て參らす。是れも、屠蘇は東の戸に向つて飮むよし、本文ある故にや。次に女官に返し給へば、是れを後取の人に飮ましむ。昔は上戸を撰びて後取に召しけるとかや。一日は四位、二日は五位、三日は六位の藏人なり。晦日の日奉行の藏人、交名を切紙に記して、殿上の角の柱に押すなり。さて二獻には、神明白散を供す。昔は肴を後取の人に賜ふことあり。大根を賜ふ。女藏人賜はりて、扇に居ゑて是れを出だす。元日は人々精進の故なり。と江次第に見えたり。三獻に度嶂散を供す。如レ此御藥の儀式は三ケ日あり。第三日には、御たう藥を奉る。銀器に入れたり。無名指に付けて、御額并

〔元三〕年月日三つの元、卽ち元日也
〔生氣云々〕生氣の方とは吉方を云ふ其方に因める色の御衣也。
〔尙藥の頭〕後宮藥司の長也。
〔齒固〕延年固齡の祝として鏡餠及添物を供するを云ふ
〔命婦〕中﨟の女房を云ふ。
〔藏人〕爰は女藏人を云ふ下﨟女房也
〔夜の御殿〕淸涼殿母屋の北に在る主上の御寢所也。四方壁を塗り籠めたれば塗籠とも云ふ
〔後取〕主上の御殘盃を飮む藏人を云ふ。
〔交名〕連名書き也
〔切紙〕廣さ一寸八分高さ一寸六分の切紙也。
〔たう藥〕膏藥也。

びに御耳のうらに附けらる。右の第四の指を屈めて附くるなり。是れは藥師の印相にて侍るとかや。此の御藥の儀式は、弘仁年中に始めらる。一人是れを飲みぬれば、一家に病なし。一家にこれを飲みぬれば、一里に病なしといふ、めでたき功能侍れば、年の始に是れを奉るなり。

御節供　同日

是れも三ケ日の事なり。寛平二年二月の頃、後院の別當善といふ人に仰せられて、毎節に調進せらる。諸院宮の御節供も、是れに同じ。異なる事は侍らず。

朝賀　同日

是れを朝拜とも申すなり。辰の時に天皇大極殿に行幸なりて、行はせ給ふなり。群臣皆禮服をして、さながら御卽位の儀式に同じ。内辨などもあり。開門などありて、召の皷を打たしむれば、群臣列して門に入る。天子高御座に着かせ給へば、兵庫寮鉦を打つ。執翳、褰帳出でて、帳を八字にかゝぐ。近仗警蹕を稱し、圖書主殿香を焚く。典儀再拜を唱ふ。群臣此の時再拜す。奏賀奏瑞とて二人の者、庭に進みて祝ひ申す事あり。是れは去年のめでたき嘉瑞どものあるを、國々より申せば、それを記して今日是れを奏するなり。其の時群臣再拜す。次に舞蹈すれ

〔印相〕指先にて種種の形を作り法德の標幟となせるものを云ふ。
〔第四の指〕藥指也
〔後院〕御讓位後の仙洞に充てん爲め御在位の時豫め造り置き給ふ御所也
〔別當〕後院にて院司に次ぐ職員也。
〔善〕嵯峨天皇の皇曾孫左中將源善也
〔禮服〕卽位式大嘗會朝賀等の大儀に用ふる正裝也。
〔高御座〕御卽位朝賀蕃客朝參の時宮殿の中央に設くる玉座を云ふ。
〔執翳〕翳を帳臺の前に翳して龍顏を覆ひ奉る命婦也。
〔褰帳〕褰帳女王とて御帳を左右に開く命婦を云ふ。
〔近仗〕近衞の次將
〔典儀〕少納言也。

〔萬歳の旗〕頂上に矛あり、旗地は赤絹にて萬歳の二字を金色にて書す。
〔宇摩志麻治命〕櫛玉饒速日命の子、物部氏の遠祖也。
〔日本紀〕舊事記の誤也。
〔古は云々〕一條天皇長保元年内裏燒亡後大極殿の御設けなきより朝拜を行はずと也。
〔君子云々〕漢書文帝紀に、王者無レ私とあり、又た北山抄に、王者私なし是れ私禮なりと見ゆ、君子は誤也。
〔殿上〕殿上人の意小朝拜の儀殿上人を限とし、それ以下に及ばずと也。
〔當代〕當帝（ダ）の借字也。
〔貞信公〕時平の弟藤原忠平也。

ば、武官萬歳の旗を振るなり。いとめでたき儀式どもなり。神武天皇元年正月一日、橿原の地に宮を立てゝ、始めて位に卽かせ給ひける時、宇摩志麻治ノ命天瑞を奏せらるゝ由、日本紀に見えたり。是れなどをや始とも申すべき。又孝德天皇の御宇、大化二年正月一日、みかどをがみの事侍るよし、同じ書に載せたり。是れぞ誠の朝拜とは申すべからむ。然るに六十六代一條院の正暦より後は、ありとも承らず、又記錄にも所見なきにや。古は大極殿もありしかばなり。今は小朝拜ばかりにぞなりにける。

小朝拜

此の事は、唯臣下として元日にてあれば、天子を拜し奉るべき由申し請ひて、行へる公事にて侍れば、さして朝廷の爲にも侍らず、神事佛事にも非ず、されば私の禮なり。君子に私なしと云ふ文あり。不レ宜事とて、醍醐延喜の御宇に勅ありて、延喜五年より左大臣時平公に仰せて、停めさせ給ひしなり。抑ゝ朝拜は百官悉く拜すると雖も、小朝拜は唯殿上ばかりなり。百官と齊しからざる故に、私あるに似たりとて、止めさせ給ひしにや。然るに臣下ども、君を拜し奉る事を、頻りに申し請ひしかば、同十九年に又元の如く行はれ侍りしなり。其の故に延喜五年に、臣下の拜を止め給ひしかども、當代の皇子たちは、猶拜禮の儀式あり。それ臣子の道は相變る可からず。如何でか臣下の拜のみをば止めらるべき。とて、固く申し請ひし由、貞信公の記に載せら

れたり。關白大臣以下天皇を奉レ拜儀にて、清凉殿の東庭に、四位、五位、六位に至るまで、袖を連ねて舞踏するなるべし。上よりして仰せらるゝ事にても無ければ、下として人々祇候の由を、まづ无名門の前、弓場殿に立ち列なりて、上首の人、藏人ノ頭を以て奏聞す。其の後に帝は出御なりて、小朝拜の儀式は侍るなり。朝儀を略するによりて、小朝拜とは申すにや。されば朝賀ある年は行はれざる事なんかし。

元日節會

其の儀、小朝拜果てぬれば、内辨の大臣、陣の座に着きて事を行ふ。一上にあらずして、位次の大臣ならば内辨に候すべき由を職事を以て仰せらるゝなり。大かた萬の公事を一上たる人は、まへをわたすまじきにや。陣の端の座にて、藏人を以て外任ノ奏を奏す。筥の蓋に入れたり。藏人内侍に付けて奏聞す。是れを御覽じて返し給ふ。又諸司ノ奏は、内侍所に付くべき由を奏す。古は庭に進みて奏しけるとかや。諸司ノ奏とは、七曜の御暦、氷樣、腹赤の奏などの事なり。七曜の御暦をば、中務省より奏る。日月火水木金土此の七曜を注したる、世の常の暦なり。氷樣は宮内省より奏る。去年氷を藏めたる所々の樣を今日節會の序に奏聞するなり。厚さ薄さ如何程の寸法に侍るなど、細に奏して、其の樣とて、近頃は石瓦の破片を奉るなり。延喜式にも、氷池、風神の祭など侍り。氷の多く居るは、聖代の驗、氷の居ぬは、凶年にて侍れば、氷の御祈とて、大

〔无名門〕清凉殿殿上の間の南庭東の入口也。
〔上首〕並居る人の内官位最高の者也
〔藏人頭〕藏人所にて別當に次ぐ職員也。殿上大小の公事を奉行す。
〔陣の座〕又た陣とも云ふ。朝廷にて神事節會任官叙位等公事を行はるゝ座を云ふ。
〔一上〕左大臣也。
〔位次の大臣〕右大臣也。
〔職事〕藏人頭及五位六位藏人を云ふ
〔外任奏〕節會の際在京して宴に列し得べき國司の姓名を註記奏聞するを云ふ。外任は國司の任の意也。
〔石瓦云々〕氷の厚さを示す爲め其幅に象り破れる片也

法秘法を行はれしにや。今日もよく氷りてめでたき由のためしを奏するなり。昔仁德天皇の御宇六十二年五月に額田大中彥皇子鬪鷄といふ所に獵しに出で給ひて、山に登り野中を見遣り給ひしかば、庵を作りたる樣なる所あり。人を遣して見せ給ふに窟なりと申す。其の時彼の山の邊に侍る人を召して、問はせ給ふに氷室なりと申す。皇子の云はく、其の氷を如何樣にして藏めたるにか。答へて曰さく、土を一丈あまり堀りて、草を其の上に葺きて茅萱などを厚く取り敷きて、氷を置きたるに、氷りて如何樣なる大旱にも解けず。是れを取りて熱月に用ゐるとなむ。其の時皇子此の氷を仁德の聖の帝に奉らせ給ひければ、斜めならずに叡感ありし由、やまと文などにも載せたり。是れ氷を奉りし始めなり。其の後、季冬ごとに是れを藏めて、國々所々に氷室を置かれ侍りしなり、又腹赤の贄とて、魚を筑紫より奉るなり。昔はやがて節會などに供じたるにや。腹赤の食ひやうとて、食ひさしたるを皆取り渡して食ひたり。景行天皇の御宇筑紫の國宇土の郡長濱にて海人是れを釣りて奉る。其の後聖武天皇の御時天平十五年正月十四日、太宰府より是れを奉りける。是れよりして年毎の節會に供ずべき由定め置かれたるなり。腹赤とは鱒と申す魚の事なり。此の三色を奏するを、諸司奏とは申すなるべし。刻限に臨みて、帝南殿に渡御なりて御帳の内に着かせ給ふ。內辨陣座を起ちて陣のうしろにて靴をはく。是れより先に諸卿外辨に着く。長樂門の東の脇なり。是れは大內にての事なり。今の世には、便宜の所に幄の屋を構へて着くなり。內辨宜陽殿の兀子に着く。其の後謝座の儀ありて、階を昇り

〔大法秘法〕御修法の名、大法は眞言院御修法等六法、秘法は一字金輪法等九法を云ふ。

〔額田大中彥皇子〕應神帝第一皇子也

〔やまと文〕日本書紀を指す。

〔內辨〕承明門內に在りて節會の諸事を辨ずる者を云ふ第一の大臣を充つ

〔外辨〕承明門外に在りて內辨と相應じ節會を奉行する者を云ふ、第二の大臣をこれに充つ

〔長樂門〕宮城內廓の南方に在り。

〔今の世云々〕當時は里內裡なる故也

〔幄の屋〕上部周圍に幕を張りて假屋に象れるを云ふ。

〔宜陽殿〕南殿の東側にあり、歷代の御物を納むる殿也

て堂上の兀子に著く。此の間の作法進退ぞ內辨の大事にて、家々の口傳故實など侍る事なめる。次開門を仰せて舍人二音召す。大舍人四人稱唯す。少納言に告げ示せば、少納言諸卿を召す。次第に外辨の上首より進みて、承明門を入つて南庭に列立す。親王の後に大臣、其の後に大納言、その後に三位中納言、其の後に四位宰相立つ。二位中納言は大納言の末におめる。三位宰相は中納言の末におめる如レ此異位重行に立ち定まりて後、內辨しきゐんを仰す。しきゐんとは、敷居なり。堂上に敷きたる座に居よとの心なるべし。群臣謝座、謝酒、昇殿着座す。內辨御前を催す。下殿して之れを仰す。內膳これを供ず。其の後やがて脇の御膳を供ず。大よそ御膳のくさぐさ其の名はあれども、其の姿何れと分き難し。黏臍、饆饠、餲餬、桂心などの樣のものなり。餛飩、索餅は目近き物なれば、誰れも見及べるにや。三獻の儀あり。一獻に國栖、歌笛を奏す。是れは吉野の國栖人の事なり。應神天皇十九年十月に、吉野の宮に行幸ありし時、國栖人參りて一夜酒を奉りて、歌を謠ひける、此の國栖人山の木の實を取りて食ひ、叉蛙を煮て、名をば毛瀰と名づけて上味ありとて食ひけるとかや。吉野の川上に居て、嶺險しく谷深かりける所なれば、路嶮しく侍る故に、常に來朝する事不レ叶となむ申しける。其の後は常に參りて、年魚やうの物を獻りけるとかや。今の國栖の奏とて、歌を謠ひ笛を吹き鳴すは吉野より年の始に參りたるといふ心なり。二獻には御酒の勅使の儀あり。三獻に立樂各〻二曲を奏す。其の後宣命の拜などいふ事あり。さのみはくだくだしければ記すに及ばず。其の上いつもの節會なれば、誰

〔兀子〕四角にて四脚を具へし腰掛也

〔開門〕爰は承明門を開くを云ふ。

〔稱唯〕唯と稱する義、いらへ申す也。

〔おめる〕後にすざる也。

〔異位重行〕位異なる者列を分ちて並ぶを異位、位同じき者同列に重なり並ぶを重行と云ふ

〔謝座謝酒〕しきゐんの詔を拜謝するを謝座、賜酒の詔を再拜するを謝酒と云ふ。

〔御酒の勅使〕群臣に酒賜ふ御使也。

〔立樂〕樂師階下に立奏する故の名也

〔宣命の拜〕參議宣命（祝詞體の勅語）を朗讀し、此間內辨以下下殿して再拜し讀み畢れば又拜舞するをいふ。

れも覺束なからじ。抑〻此の節會は、天子紫宸殿に渡御なりて、群臣百官に酒を給ひて宴會ある儀なり。持統天皇四年正月に、公卿を内裏に召して豐のあかりするとあり。宴會と書きて、とよのあかりとよめり。大かたの節會の名にて侍るにや。豐明ノ節會には限るべからず。神武天皇の御宇にも群臣を集へて酒を給ひし事は、日本紀に見えたり。是れなどをも事のおこりとは申すべきか。光仁天皇寶龜四年の春よりは、五位以上に衾を給ひけり。今も然樣の心地にて、事果てゝ祿を賜ふ事あり。

内侍所御供　同日

是れは毎月に供ぜらるゝなり。寛平年中に始まる。此の内侍所と申すは三種の神器の其の一つなり。千早振る神代の事にや、天照大神の天の磐戸を鎖し籠もり給ひける時、石凝姥と申す神の鑄うつし給ふ日神の御かたちの鏡なり。是れを八咫の鏡と名づく。其の後地神第三代天津彦彦火瓊々杵尊の葦原の國の主と成り給ひて、天降り給ひし時、天照大神自から三種の神寶を授け給ふとて、此の御鏡をば我れを見るが如くせよと宣給ひしなり。代々の帝傳へて寶物とし給ひしに、人皇第十代崇神天皇の御時、此の御鏡を鑄かへられて、神代より傳はりし御鏡をば、伊勢の國五十鈴の川上に崇め申さる。是れ則ち今の伊勢皇大神宮なり。さて彼の新造の御鏡をば、皇居に置き申さる。垂仁天皇の御宇には漸く神威を恐れさせ給ひて、別所に安置申さる、溫明

〔節會〕朝廷にて節日其他恒例諸公事の時集會し、饌を群臣に賜ふを云ふ
〔紫宸殿〕又た前殿と云ふ、大内の正殿にして承明門内に在り、南面にて九間四面也。朝賀御即位節會以下の諸公事等皆こゝにて行はる。
〔豐明〕豐は美稱、明は御酒賜はり顏の赤らむ義也。
〔衾〕綿を入れて縫ひたる衣也。
〔祿〕縫はぬ反物也
〔千早振る〕逸速ぶるの約にて威あるの義、神の枕詞也。
〔石凝姥〕天兒屋根命の孫也。
〔葦原の國〕吾國の別稱、太古四方の海邊など多く葦原なりしより名づくと云ふ。

殿是れなり。村上天皇の御宇天德の燒亡の時に、此の御鏡灰の中にありて、更に燒け損ずる事なかりし由、御記に載せられたり。或る說に、神鏡南殿の櫻の木に飛びかゝりてありしを、小野宮の關白の袖に、移し申され侍りしといふ說も侍れど、猶村上の御記をぞ、實說とは申すべからむ。壽永の亂れに、二位の尼先帝を抱き奉りて、わだつみの藻屑となりし時も、此の御鏡は事故なく都へかへり參りけるぞかし。今に至るまで、神宮とひとしく崇め申されて、白地にも、主上は神宮內侍所の方を御跡にはせられ侍らぬ事なり。又同殿に御座ありし時は、主上御髻を放たれぬ事にて、御冠に穴をあけ、糸を通して結はれけるにや。主上の御冠には、必ず穴をあくるは此の故なり。今は內侍所に崇め申されて、女官守護を致す、白河ノ院の仰せられけるは、內侍所の神鏡飛び出でて、天に上がらむとし給ひしを女官の衣の袖にかけて留め申しけるよりして、女官は守護し申す事になりたるとなん。彼の一日の御供は每月の事なり。御卽位の時はとりわきて供せらるゝ事あり。それは吉日を擇ばる。是れは唯每月の事なれば日次の善惡にはよらず、內裏觸穢の時も、猶供せらるゝ例あり。又止めらるゝ事も侍るなり。

供ニ若水一　立春日

若水といふ事は、去年御生氣の方の井を點じて、蓋をして、人に汲ませず、春立つ日主水司內裏に奉れば、朝餉にて是れを聞召すなり。新玉の春立つ日これを奉れば、若水とは申すにや。

〔溫明殿〕禁裡綾綺殿の東、宜陽門の內に在りて、其南方に賢所あり。

〔或る說云々〕江家次第に、天德燒亡飛出着ニ南殿櫻一云、とあるを指す。小野宮は貞信公の男藤原實賴公也。

〔白地云々〕禁秘抄に見ゆ、白地にもは苟且にも也。

〔內侍所〕賢所卽ち神鏡を齋き祭れる所也。內侍これを守護し奉るより內侍所の稱出づ。

〔內裏觸穢〕宮中に死傷の者などある時を云ふ。

〔主水司〕宮內省にて、漿、粥、氷室の事を司る官也。

〔朝餉〕清涼殿西廂臺盤所の北隣、主上の御膳を供する室也。

年中の邪氣を除くといふ本文あれば、殊更是れを供ずるなり。江帥匡房卿の次第には若水を飲む時、咒を唱ふる事ありと見えたり。

供二若菜一　上子日

內藏寮並びに內膳司より正月上の子の日是れを奉るなり寬平（宇多）年中より始まれる事にや、延喜（醍醐）十一年正月七日に、後院より七種の若菜を供ず。又天曆（村上）四年二月廿九日女御安子の朝臣、若菜を奉る由李部王ノ記に見えたり。若菜を十二種供ずる事あり。其のくさ〴〵は若菜、蘩蔞、苣、芹、蕨、薺、葵、芝、蓬、水蓼、水雲、松と見えたり。此の松の字のこと、白河ノ院の御時、師遠に御尋ありしかば、若松と書きてこほねと讀むなり。もし此の事にて侍るかと申しき。松を添へて奉る。さては僻事なりと上皇仰せられ侍りき。尋常は若菜は七種の物なり。薺、蘩蔞、芹、菁、御形、萊菔、佛の座などなり。正月七日に七種の菜羹を食すれば、其の人萬病なし又邪氣を除く術に侍ると見えたり。

子日遊

是れは昔人々野邊に出でて、子ノ日するとて、松を引きけるなり。朱雀院、圓融院、三條院などの御時にも此の御遊はありけるにや。中にも圓融院の子ノ日をせさせ給ひけるは、寬和元年

〔年中云々〕嘉祐本草に、新汲水却二邪氣一、とある是れ也。本文とは典故たるべき文也。
〔江帥〕匡房卿、姓大江にて官太宰權帥也依て此稱あり
〔次第〕江家次第也
〔女御〕御寢所に侍する女官にて、其地位中宮に次ぐ。
〔李部王記〕兼明親王の御撰也。
〔芝〕藜蒡の類を云ふ由、芝は借字也
〔水雲〕海藻の名也
〔師遠〕中原氏也。
〔若松と書き〕年中行事秘抄に、若（シモ）（ク）松蓯歟、とあるを、蓯歟を脱し若松（ワカマツ）と讀み違ひしもの也。
〔こほれ〕薀蓯の和名也。
〔御形〕母子草也。
〔萊菔〕土大根也。

二月十三日の事なり。路の程は御車なりしが、紫野近くなりて、上皇は御馬に召されけり。左右大臣以下皆直衣にて殿上人は布衣なり。幄の屋を設け、幔を引き廻らし小庭となして、小松をひしと植ゑられたり。籠物折櫃檜破子樣の物を奉る。人々和歌を獻ず。其の時の序者は、平兼盛とかや。清原元輔、曾根好忠などいふ歌人どもにて侍りし。定めて彼の時の歌などは、代代の集に入りつらむ、重ねて引かむ、考ふべし。

御杖　上卯日

持統天皇三年正月の卯日、大學寮より是れを奉る由、日本紀にあり。又仁壽二年正月に、諸衞府祝杖を獻じて、精魅を逐ふと見えたり。是れを以て惡鬼を拂ふ心なり。作物所より洲濱を造物にして、其の上に巖の中に御生氣の方の獸を作りて、卯杖にあはしむ。たとへば生氣東にあらば兎、南にあらば馬なるべし。臺盤所に置かる。延喜式に、正月の卯日、兵衞督以下參りて御杖を奏する儀あり。色々の木どもを、五尺三寸づつに切りて、二束三束に結ひて奉るを、御杖といふ由見えたり。

二宮大饗　二日

二宮とは、東宮、中宮を申すなり。王卿以下本宮に參じて、拜禮の事あり。次に玄輝門の東西

〔直衣〕形袍に似たる貴人の略服也。
〔布衣〕狩衣を云ふ
〔折櫃〕薄板を曲げて作れる筥、食物を納るゝに用ふ。
〔破子〕折櫃に似て中に隔ある物也。
〔序者〕序文の作者也。兼盛の序は扶桑拾葉集に載る。
〔祝杖〕御杖に同じ又た卯杖とも云ふ
〔精魅〕厲鬼也。
〔作物所〕大内月華門内に在り、調度小道具製作の所也
〔洲濱〕島臺也。
〔臺盤所〕清涼殿西廂朝餉の南隣、女房の詰所也。中央に女房食事の臺盤あるより此名出づ
〔本宮〕皇后東宮の御殿を云ふ。
〔玄輝門〕內裡內廓北面の中央の門也貞觀殿の北に當る

の廊にして饗につく。先づ中宮の饗につく。三獻の儀あり、天長七年正月に、群臣皇后を拜し奉る。襖を給ふ。又皇太子を賀すとあり。絶えて久しき事にこそ。

朝覲行幸

是れは天子年の始に、上皇並に母后の宮に行幸なる事なり。嵯峨天皇大同四年八月に、朝覲の儀は始まる。嘉祥二年正月廿日に、仁明の帝、母后に朝覲の爲め、冷泉院に行幸なる。彼の時、帝南階を下りて、笏を正しくして跪き給ひし事も侍るにや。周禮に春見曰レ朝、秋見曰レ覲と見えたり。是れ朝覲の心なり。漢高祖は五日に一度父の太公に朝せられける。人の帝にも、其の例あることにこそ。又東宮成人の御時は、朝覲の儀あり。元正の帝養老三年正月に、大極殿に出御なりて、東宮まうのぼり給ふ。其の後は度々の事なり。又天長十年三月に淳和の帝紫宸殿に出御ありて、東宮朝覲の儀あり。拜舞して昇殿の後御衣を給ふ。東宮これを取りて拜舞して退出で給ふ、容儀ことがら成人の如し、など國史に註せり。是れ恒貞親王九歳の時の事なんかし。文王の世子たりし時、王季に朝する事日に三度など禮記に見えたり。是れなどぞ、東宮朝覲の例とも申すべからむ。

臨時客　同日

〔年の始〕正月三日又は四日御常例也

〔嘉祥云々〕續日本後記によれば同三年正月四日也。

〔漢高祖云々〕史記本紀に出づ。

〔人の帝〕他國の帝の意也。

〔大極殿〕內裡の西南朱雀門內中和院の南に在りて、南北四間東西十一間也。天皇臨御政事を見給ふ殿にしてまた國儀大儀なも行はる。

〔まうのぼり〕參り上る、卽ち參內也

〔淳和の帝〕仁明帝の誤也。

〔國史〕續日本後記を指す。

〔文王云々〕禮記に文王之爲二世子一、朝二於王季一日三、とあるを云ふ、王季は文王の父也。

是れは攝政關白家に、春の始、大臣以下の上達部を招引して、遊び侍る事なり。定まれる公務にもあらねば、臨時客と申すにや。大方大臣の母屋の大饗は年を經て行ひ侍りしぞかし。鷹飼など渡りて、其の興ある事にて侍りき。是れは藤氏の長者。朱器ノ饗を設け侍るなり、大臣家には樣器の饗を備ふるなり。臨時客にも尊者などありて、世の常の大饗の儀式に同じ。果てつ方には御遊ありて催馬樂を謠ふ。近頃は攝關家も、斯樣の事絕えたるぞ念なく侍る。

視告朔　三日

是れは、百官の行事上日を記して、月毎に天子の御覽ぜらるゝなり。告朔の文をみそなはすと申す心なり。天子大極殿に出御なりて見給ふ。天武天皇五年九月には、雨によりて告朔なしと日本紀にあれば、此の時より前に始まりぬとは知りぬべし。論語にいへるは、月毎に朔を廟に告ぐるといへり。それをも告朔といへり。字は同じけれども、心は變りたり。言惣意別と申すは、斯樣の事にや。此の事或は一日にあり、又四日などなり。視告朔と書きて、唯こうさくと二文字に讀むが口傳にて侍るなり。こくさくとは不レ讀なり。

御國忌　四日

正月四日は、村上天皇の母后の御國忌なり。天暦九年正月に、帝宸筆を染められて、法華經を

〔上達部〕公卿に同じ三位以上を云ふ
〔年を經て云々〕大臣初任の年は弘廂にて行ふ也。
〔鷹飼云々〕鷹飼鷹と、鷹の取りたる雉を持ち參る也。
〔藤氏の長者〕藤原家の宗長たる人也
〔朱器〕藤氏本家の重寶たる朱塗の膳具也。依て長者の饗に是れを用ふ。
〔樣器〕土器の類也
〔尊者〕大饗の時の首座を云ふ。
〔催馬樂〕神樂歌に類せる雅樂の一種なり。
〔上日〕勤務日數也
〔心は云々〕支那の告朔は諸侯毎月朔日暦を祖廟に告ぐる儀にて我國のとは其意異りと也。
〔國忌〕先皇先后の崩日を申す。

〔八講〕法華經八卷を八人分擔し八座にて講ずるを云ふ
〔勤操〕弘法の師也
〔石淵〕大和國添上郡に在る寺の名也
〔左仗〕左近陣也。
〔叙位〕五位以上の位階御親授の式也
〔筥文〕叙位の申文也。筥に納れたるより、しか云ふ。
〔執筆〕叙位の次第を筆記する役也、第一の大臣奉行す
〔十年の勞〕諸司六位の預年勞により五位に叙すべき者を列記せる帳也。
〔氏の爵の申文〕氏の長者よりの氏人授爵推擧の申文也
〔入内〕外位の人の内位に入るを云ふ
〔一加階〕先づ從五位下に叙すを云ふ
〔衰日〕陰陽五行説生年に因む凶日也

遊ばして、弘徽殿にて御八講の儀侍りき。其の後法性寺にて、毎年に御八講は行はる。さしたる事なし。大かた法華八講といふ事は、勤操といふ沙門の、桓武天皇延暦十五年より行ひ始めけるにや。石淵の八講とは是れをいふなり。十講卅講も、同じく此の沙門の始めて行ひけるとぞ承る。

叙位　五日六日近代五日

其の儀、大臣以下左仗の座に着きて、先づ事を催し行ふ。次に議ノ所に着いて、勸盃の儀式などあり。近頃は此の事絶えて侍るにこそ。次に藏人をして諸卿を召す。公卿射場殿にて筥文を取りて、次第に御前の座に就く。關白並に執筆、召によりて圓座に進みて着く。執筆十年の勞を奏し、續紙を召し、位を次第に叙す。王源藤橘の氏の爵の申文、入内一加階の勘文などといふ事侍り。さのみはくだ〳〵しければ記すに不レ及。推古天皇十一年十二月に、始めて冠位を行はる。大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智、この十二階なり。今は是れには替はりたる事なれども、位の起こりを申さんには是れなむかし。天智天皇十年正月に、諸王諸臣に爵位を給ふと見えたり。此の叙位もとは六日にて侍りしを、天德五年より五日に始めて此の義あり。曉などに及べば、七日の節會の懈怠なりとて、取り上げられけるにこそ。されば今に至るまで五日に定まれり。主上若しは執柄などの衰日にあたれば、六日

に行はるゝ事も常の事なり。

白馬節會　七日

此の節會の事、大方は元日などに同じ。元日は氷ノ樣、腹赤の贄、御曆などあるによりて、押しなべて諸司の奏といふなり。今日は兵部省より奉る御弓奏ばかりを、內辨も奏聞するなり。もし卯ノ日に當らば、今日も諸司の奏といふべし。卯杖の奏あるによりてなり。然らざる時は、たゞ御弓ノ奏は候ふやと仰す。天竺の貝多羅葉は、其の長さ七尺五寸なり。弓の丈も七尺五寸なる故に、是れをたらしとは申すにや。白馬の節會を、或は青馬の節會とも申すなり。其の故は、馬は陽の獸なり。青は春の色なり。是れによりて、正月七日に青馬を見れば、年中の邪氣を除くといふ本文侍るなり。仁明の帝承和元年正月に、豐樂院に御座しまして、青馬を見給ふ。同じ六年正月には、紫宸殿にて御覽ぜらる。されば此の馬の事、禮記に春を東郊に迎へて、青馬七疋を用ゐるとあり。七は少陽の數、正月は少陽の月なり。叉十節記に、白馬を馬の性の本とす。天に白龍あり、地に白馬あり。叉天の用は龍なり、地の用は馬なり、人の用は龜なり、と申す本文も侍るにや。今の節會にも、三七廿一疋を牽かるゝなり。是れ三は三才に象る。七は七日にあつる由、寬平の御記に載せられたり。今日の毛付の奏にも皆葦毛とばかりあり。是れ白馬を本とせる故なり。儀式などは、大かた元日に同じ。其の上いつもの事なれば、記すも珍らしから

〔御弓奏〕年の始に兵庫寮に藏せる弓矢を獻ずるを云ふ
〔天竺云々〕弓は手に取る物故たらしと云ふ也。貝多羅葉（棕櫚に似たる葉）に因むは仙覺律師の萬葉集抄釋に出でし異說也。
〔青馬〕黑に青味ある毛色の馬を云ふ
〔豐樂院〕禁中に在り、一に馬場殿とも云ふ。
〔天の用云々〕史記平準書にある文也
〔三才〕天地人を云ふ。易經に、有二天道一焉、有二人道一焉、有二地道一焉、兼二三才一とあり。
〔毛付の奏〕馬の毛色と頭數とを書付け奏聞するを云ふ
〔葦毛〕青白色の地に黑き差毛ある馬の毛色を云ふ。

ぬやうなれば、書き載せず。天武天皇十年正月七日に、帝小安殿に御座しまして、宴會の儀あり。是れや七日の節會の始なるべからむ。

御齋會　八日

是れは大極殿にて、八日より十四日まで、七ヶ日の間、最勝王經を講ぜられて、朝家を祈り申し侍るなり。此の經とりわけ國家を護持する功能あるによりて、新玉の年の始には先づ講ぜらるゝにや。天平元年十月に、大極殿にて講ぜらる。又天武天皇九年五月に、始めて金光明經を宮中並に諸司にて講ぜらる。是れなんどをも始とは申すべきか。桓武の御宇延暦廿一年正月より、斯樣に年々の事にはなりぬるなるべし。

眞言院御修法　同日

是れも今日より七日行はる。今年金剛界なれば、明年は胎藏界、年々にかはるぐ\修せらる。後七日の御修法とは此の事なり。天長六年に弘法大師大唐の内道場に准じて、眞言院を宮中に申し立てられて、承和元年より大師すなはち此の法を始め行はる。

大元帥法　同日

〔小安殿〕大極殿の後殿也。
〔最勝王經〕金光明最勝王經の略也。
〔金剛界云々〕隔年に金剛界五百餘尊又は胎藏界四百餘尊の曼陀羅を修する也。
〔後七日〕元日より七日迄本房にて行ひ其後引續きて行ふ故「後」と云ふ也
〔大唐の內道場〕唐玄宗皇帝開元中、宮中の長生殿を捨てゝ內道場となし佛事を修せるを云ふ。內道場は宮中佛道修行場の義也
〔眞言院〕大內裏八省院の北に在り。朝廷の御修法及念誦を勤むる所也。
〔大元帥法〕大元帥明王を本尊として行ふ大法會也。朝廷以外行ふを禁ず

治部省にて、七ヶ日是れを行はる。藏人內藏寮の官人をもて御衣を給はりて、壇所に送る、御衣筥に入れて、緋の綱にてこれを結ぶ。御所より給へば、藏人封を付けて、是れを治部省に遣して、御祈を致さしむ。結願の日は、御衣をもとの如く返上するなり。此の師ノ字をば讀まず、たゞ大元ノ法と讀むが、口傳にて侍るなり。小栗栖の常曉律師、仁明天皇承和五年に入唐して、衡林寺の元照といふ人に會ひて此の大元師法を傳ふ。祕法なるに因て、異朝にも都の外へは不ㇾ出といへども、常曉が才器を見て、祕かに授けゝるとかや。其の後歸朝して、小栗栖の法琳寺と云ふ所にて修しけるなり。文德の比天下の大旱に、神泉苑にて此の法を修しけるに、白龍現じて雨を降し侍りけるとなむ。

女叙位　同日

是れは女房の位階を叙せらるゝ事にて、隔年に行はる。其の儀大かたは叙位に同じ。大輪轉小輪轉切杭の申文、空勘文などいふものあり。切杭の申文といふは、たとへば生年十一歲の女官、四十年の勞をもて叙爵するなり。其の故は、彼の十歲の女の母、三十にもならば、其の間の勞を勘へて、母の三十年と、女の十年とを取り合せて四十年の勞になして、五位の爵を申すなり。これを切杭の申文とはいふべし。又典侍、掌侍、命婦、藏人、東豎子、端々の者を叙する事あり。二位三位など然るべき人あれば、叙せらるゝなり。中にも東豎子と云ふは、內侍司の被官

〔治部省〕吉凶の禮儀、僧侶、外客等の事務を掌る省也
〔內藏寮〕中務省の被官、御座所近き倉庫を掌る。
〔壇所〕御修法の時諸尊安置の壇を設けし所を云ふ。
〔小栗栖〕山城國宇治郡の地名也。
〔大輪轉小輪轉〕輪轉とは輪番に女官を叙任するを云ふ其內女史主殿御手洗掌縫等の女官及闈司主水東豎子等に就き行ふを大輪轉、闈司主水、東豎子のみに就き行ふを小輪轉と云ふ
〔空勘文〕叙すべき本人の名を載せず形ばかりに空名を書ける勘文を云ふ
〔叙爵〕五位の位階を授くるを云ふ。
〔藏人〕女藏人也。

にあるものにて、行幸の時、姫松とて、をかしき馬に乘りて供奉する、これが事なり。是れは三つ子を用ゐらるゝにや。三つ子は天子の守りにてあるよし、由緒も侍る故とかや。年毎に申文を出だして、必ず五位の位を給ふなり。是れは昔より同じ名乘を相傳して、紀ノ朝臣季明と名乘る。いと不思議なる事にこそ。持統天皇の御宇正月に、內親王以下の位を給ふと侍るは、女叙位の始なるべし。

給二女王祿一　同日

參議、辨、史などむかひて、承明門の內の西の座にて、女王に祿を給ふ事あり。昔は王四百廿九人、女王二百六十二人と定められて、年毎に今日祿を給ひけるとかや。女王祿と字には書きたれど、たゞ王祿とばかり讀みて、女の字を略するを、口傳とはするなり。

縣召除目　十一日

縣召には外官をむねと任ぜらるゝなり。外官とは、諸國の司にて侍る。ゐなかを縣とは申すなり。外國の人を召して、任官を授けらるれば、斯樣に名つくるにや。其の作法、執筆の大臣參りて、御殿の弘廂にて事を行ふ。申文などいろ〳〵に多く侍りて、大間に書くに、尻付とて、いとむつかしく執筆の難儀にて、家々の口傳流々の故實ども、樣々に侍る事にこそ。大かた節

〔參議〕太政官の官人也。諸官の四位以上にて其才ある者を任ず。
〔辨、史〕共に太政官の官人也。
〔承明門〕宮中南の正門也。外廓の建禮門と相對す。
〔弘廂〕清涼殿の東簀子より入りたる所、南北に細長き廂を云ふ。
〔除目〕除は官に拜する意、目は目錄也、官に任じ目錄に記する義にて、諸臣任官の公事を云ふ。
〔大間〕缺員の官名を書くに、後より新任の人を書き入るゝ樣、間を廣くあけて記すを云ふ
〔尻付〕當日任官せる人名の下に小字にて任官の事由を書き添ふるを云ふ

會、官奏、叙位、除目をば、四ヶの大事とて、有職の家にては、殊にさたするなるべし。名替、國替、名國替、秩滿更任、任符返上などいふ申文、いろ〳〵數を不レ知。およそ此の除目につけて、可レ知事どもは十年の學にも究めがたく、百丈の紙にも書き述べ難し。されば先達に習はずしては、輙く勤むべき事ならむや。然ればとて、後昆忽にして自から捨つる事なかれ。式日は十一日より始まりて、十三日まで三ケ日なり。景行天皇の御宇、武內宿禰を棟梁の臣になさる。是れ官職の始なり。孝德天皇大化五年に八省百官を定めらる。それより先は大臣大連などいふ號ありき。文武天皇の大寶に、淡海公不比等に勅ありて、律令を定め官位位階の事を載せられたり。其の後多く除かるゝ官もあり。又副へらるゝ職も侍りき。是れを令外の官とは申すにや。但し內大臣中納言は、大寶より以前にもある號なれども、官位令には載せられず。定めて故ある事ならむかし。京官の除目と申すは、京に在る諸司をむねと任ぜらる。是れはゐなかの人に官を給ふなり。

御齋會內論義　十四日

十四日は御齋會の結願なり。內論義は、御殿にて行はる。御物忌の時は南殿にてあり。問者講師などありて、御前にて論義すれば、內論義とは申すなり。孝德天皇白雉三年四月に、惠隱沙門を內裏に召されて、無量義經を講ぜらる。沙門惠資を論義者として、一千人の沙門、作聽衆

〔名替〕既に年官に定まれる人を止め他人を同官に替へ任ずるを云ふ。年官とは皇族公卿等の所得に供する爲め特に任補せる諸國の椽目史生等也

〔國替〕年官を他國の同官に替ふる義

〔名國替〕名替に似て唯後任者の任地前任者の任地と異なる也。

〔秩滿更任〕椽目等の任期滿了により別人を其官に申し任ずるを云ふ。

〔任符返上〕國司任官の任符を返上し更めて他に任ぜらるゝを云ふ。

〔物忌〕天一神太白神などを避け、日を定めて、引籠り愼み居るを云ふ。

〔問者〕經文中の難義を問ふ者を云ふ

たり。と日本紀に記せり。又天長十年正月廿四日、延暦寺の僧圓澄を召して論義ありと見えたり。是れなどや、事の發とも申すべからむ。

献二御粥一 十五日

昔他國の事にや蚩尤といふ惡人ありけるが、黄帝と申す帝と戰ひて、正月十五日に蚩尤遂に殺されぬ。其の首は天狗と成りて其の身は蛇靈となる。是れによりて、今日亥の時、小豆の粥を煮て、庭中に案を立てゝ天狗を祭りて、其の後東に向ひ再拜して跪きて、是れを食すれば、年中の邪氣を除くといふ說あり。又高辛氏女ありしが、是れも心惡しくして、正月十五日に巷中にして亡せぬ。其靈魂留りて、道路をさまよひて行人を惱ます。此の人平生粥をのみ好みける故に、今日これを祭れば禍なしとかや。此の二つの說いづれよしとも定めがたし。大かた、渡座產養の時など、粥を四方に灌ぐ事も、かやうの事の發とぞ覺ゆる。寬平の比より年毎に是れを奉る。其の外三月三日などの節供も、此の御時より同じく定めらる。七種の粥とは、白穀、小豆、大豆、粟、栗、柿、大角豆などなりと、九條右亟相の御記に見えたり。

御薪 同日

是れは百官悉く薪を奉りて、宮內省に納めらるゝなり。其の數などは、延喜式に見えたり。天

〔天狗云々〕本朝月令に見ゆ。
〔高辛氏云々〕十節記に見ゆ。
〔渡座〕家屋移轉也
〔產養〕出產後三日目、五日目、七日目に、其緣者共より產婦の衣裳、赤兒の襁褓、屯食椀飯等を產家に贈りて、安產を祝ひ賀宴を開くを云ふ。
〔白穀云々〕延喜式には、米粟黍子䅯子葟子胡麻子小豆の七種を揭ぐ。
〔九條右丞相〕師輔公也。
〔其數云々〕雜令に湯殿料一百八十荷御匣殿御洗料七十二荷御沐料一百八十荷御脚水料二百四十荷御炊料七百八荷儲料一二百荷（中宮準レ之）御贄殿五荷と見えたり

武天皇四年正月十五日、百寮諸人、薪を奉る事あり。御薪と書いてみかまきと讀むなり。

踏歌節會　十六日

踏歌といふは、正月十五日の男踏歌の事にて侍るべし。近比行はれ侍るは、女踏歌なり。それは十六日なり。光源氏物語などにも、多くは男踏歌の事を申し侍るにや。大かた正月十五六日は、月の比なれば、京中の男女の、聲よく物謠ふを召し集へて、年始の祝詞を作りて、舞をまはせなどせられ侍りし故に、踏歌とは申すなめり。天武天皇三年正月に、大極殿に渡御なりて、男女分つ事なく、闇夜に踏歌の事ありと見えたり。然れば、月の比ならでも、烏羽玉の闇の夜にもありしにや。持統天皇の御時には、漢人踏歌を奏し、唐人踏歌を奏す。聖武天皇天平の頃は、踏歌の儀果てゝ、祿を給ふとて、仁、義、禮、智、信、の五文字を、短籍に書きて、是れを人々に探らしむ。仁の字に探り當りたる者には、太絹を給ぶ、義の字に取り當てたる者には、絲を給ぶ、禮の字には綿を給ふ。智の字には布を給ふ。信の字には段常の布を給ふ。いと興ありし事にや。又同じき御時、踏歌の宴には六位以下の人々琴を引きて謠ひて曰はく、「新しき年の始にかくしこそ、仕へまつらめ萬代までに」延暦十四年の正月には、詩を作りて謠ひけるとかや。おほよそ節會の儀式は、常の事なれば、今更記すに不レ及。元日、踏歌をば小節と申し、白馬、豐明をば大節といふにや。小節には、まちきんだち召せと仰す。大節には刀禰召せと、内

〔みかまき〕御釜木の義也。

〔烏羽玉〕ぬばたまの訛轉也。ぬばたまは野羽(バヌ)草の實にして、色黑き玉なれば、黑、闇などの枕詞となれり

〔持統天皇云々〕日本紀に、持統天皇七年正月丙午、是日漢人等奏二踏歌一、八年正月辛丑、漢人奏二踏歌一、癸卯唐人奏二踏歌一等あり

〔短籍〕物など記すに紙を細長く切りたる札也。歌を記す短册とは異り。

〔太絹〕粗なる絹絲にて織れる絹布也

〔段常〕布の長さ一丈三尺なるを云ふ

〔新しき云々〕續日本紀に見ゆる歌也

〔まちきんだち〕前つ公達の義、侍臣を云ふ。

辨の仰するかわりめあり。其の故は、まちきんだちとは大夫達と書けり、五位の者を申すなり。六位以上の者を召せと仰する心なり。大節に刀禰召せとは、刀禰とは六位をいふ。六位の輩までを召せといふ心なり。暫く大小の節を分つ事は、彼の偏頗の恩によりて也。踏歌ノ節會をば、あらればしりの豐のあかりとも申すにや。或ひは、あられまじりと宣命ノ譜には讀めり。此の殿、竹川を謠ひて高巾子綿の華を作る事は、男踏歌の事なるべし。今の代に行ひ侍るは、十六日の女踏歌なるべし。

射禮　十七日

是れは建禮門にて行ひ侍る事なり。代の始には豐樂院にてあり。十五日に先づ兵部省手番といふ事ありて、射手をとゝのへて、定むる儀式あり。正月に無ければ、三月にも行はるゝなり。若し三月ならば日次は十三日なるべし。清寧天皇四年九月一日、百寮に詔して、弓を射さしむ。孝德天皇の御宇には、正月にありき、天智天皇九年正月に、大夫士に詔有りて、宮門の內に大射すとあり。是れ皆射禮の始ならむかし。仁德天皇の御宇に高麗國より鐵の楯鐵の的を奉る。群臣百官を召して、此の楯的を射さしむるに、更に射通す人なかりけり。爰に盾人宿禰といふ人ありて、此の的を射通しければ、高麗人どもいよ／＼恐れをなして、帝に靡き從ひ奉りけるとなむ。又射禮の明くる日は射遺とてあり、其は昨日射禮に參ぜざる四府に、今日射さしむる

〔刀禰〕寢殿（ネトノ）の約、宿直する低き臣下の意にして六位を云へる也。
〔宣命譜〕宣命朗讀の譜を載せし書也といへど、今傳はらず。
〔此の殿〕此の殿はむべもとみけり云云とある催馬樂也
〔竹川〕竹川の橋の詰なるや云々とある催馬樂也。
〔高巾子〕巾子高き冠を云ふ。巾子とは冠の後方上に突出せる處の稱也。
〔綿の華〕冠の飾とする綿製の花也。
〔建禮門〕大內裡外廓南中央に在りて青馬陣とも云ふ。
〔手番〕親王以下五位以上の射手の組合を定むるを云ふ
〔四府〕左右近衞左右兵衞の四府也。

が故に、射のこしとは申すなり。弘仁二年正月に此の事始まる。

賭弓　十八日

是れは天子弓場殿に臨みて、弓を御覽ずるなり。仲春に弓を觀る事は禮記などにも侍るにや。垜を築き、的を掛けて、左右ノ近衛左右ノ兵衛四府の舍人どもの射侍るなり。左右の大將、射手を奏せらる。勝の方は負の方に罰酒を行ふ。又勝の方は舞樂を奏す。大かた近衛の管領にてあれば、事果てゝ後、大將射手に饗を給ぶ。是れをかへりあるじといふなり。かへりあるじ行はぬ大將は、左右なく參內せぬ事にて、度々の召につきて參るとかや。又殿上の賭弓とて、臨時に弓を御覽ずる事あり。それは殿上の侍臣どもの射侍るなり。

仁壽殿觀音供　同日

東寺の長者たる人の、此の事をば勤するなり。里內の時は眞言院にて行はる。應和二年六月十八日觀音の像一體を仁壽殿に安置せらる。寛空僧正をして、開眼供養あり。是れは毎月の事にて、天子の御祈の爲なり。昔は又夜居の僧とて二間に召し置かれて、御加持を致しけるにや。

內宴　廿一日

〔弓場殿〕校書殿の東に在り。

〔垜〕矢の的を掛くる築土を云ふ。

〔左右近衛〕左近衛府は上東門西南、右近衛府は上西門東南に在り、禁兵を統べ禁中警衛を掌る府也。

〔左右兵衛〕左兵衛府は左近衛府の南右兵衛府は右近衛府の北に在り。宜陽門陰明門以外を警護し行幸の時前後の警備を掌る。

〔東寺〕京都九條の眞言宗總本寺也。

〔長者〕東寺の上首勅任にて四人あり

〔里內〕大內裏の外一時別に設けられし假皇居を云ふ。

〔二間〕清涼殿夜御殿の東隣、護持僧の候する間也。疊二帖を敷く。

内宴と申すは、内々の節會なり。仁壽殿にて行はる。文人ども題を賜はり詩を作りて、やがて御前にて講ぜらる。廿一日廿二日廿三日の程、子の日に當らば、其の日行はれて一二獻の後、親王公卿に若菜の羹を給ふ。保元に信西申し行ひ侍りし後は、絶えて侍るにこそ。

國忌　廿五日

是れは鳥羽院の母后、女御苡子の御忌日なり。（堀河）天仁元年に正月四日の御國忌を捨てゝ、此の廿五日の國忌を用ゐらる。異朝にも、天子七廟の内、大祖と昭祧穆祧とを除きて、其の外の廟をば、時に從ひて毀廟とて、やぶり捨つる事の侍るにや。今日の御佛事は、東寺にて行はる。さしたる事なし。大かた斯樣の御國忌などの日は、常御遊びなどを止めさせ給ひき。されば禮記に、忌日には樂せずといへり。我が朝の律の文にも、國忌の日樂をなす者は、杖八十とあり。國忌などに音樂をなす輩は、罪科に行はれ侍りしにや。又廢朝廢務といふ事あり。廢務は諸司政をせずといへり。是れは一日を限りて、天下諸司の政を停めらる。是れ數日に及びて、萬機の政を捨て置かれては、かなふ可からざる故に、一日を限りて廢務日とは申すなり。今この廿五日の御國忌も廢務日にて侍るべし。廢朝と申すは、諸司の政は、世の常に變らず執り行ひ侍れども、天子自から朝に臨みて、政を聞召さぬなり。これをば輟朝ともいふ。廢朝は數日にも及ぶべし。諸司は政事を停めざる故なり。

〔仁壽殿〕清涼殿の東に在りて、もと天子の御在所なりしが、清涼殿へ御遷りの後は內宴相撲蹴鞠觀音供などを行はる所となる。

〔七廟〕禮は周制により、太祖廟及三昭三穆を云ふ。穆は右位、昭は左位の廟にて、文王を穆武王を昭とし以後交代に左右に祀り昭穆を造る也。

〔昭祧穆祧〕昭祧は武王廟穆祧は文王廟を指す。祧は廢毀に當れる七代の遠祖を遷す廟也。

〔時に從ひ云々〕太祖文武二王の廟を除き七廟の中遠祖より順次に祧廟に移す也。廢棄するに非ず。

〔律の文〕大寶律の條文を指す。

〔神祇官〕天神地祇を祀り官社を總べ祝部神戸の名籍を掌る、廳は郁芳門の南掖に在り。
〔豊浦宮〕長門國に在る仲哀帝行宮也
〔外記〕太政官にて詔書を勘正し先例を稽へ恒例臨時公事、除目、叙位等を奉行する重職也。
〔上卿〕禁中に公事あるの日、事を執る上首の公卿を云ふ。
〔宰相〕參議の唐名
〔廳〕外記廳也、建春門の東に在り。
〔結政所〕外記廳の南の別室、文書を此所にて結(カタ)ねなすよりの名也。
〔南所〕結政所也。
〔檢非違使〕姦盜逮捕非法檢彈の官也廳は左衞門府内に在り。

神祇官獻ニ御贖物一　三十日

是れは毎月の晦日に奉る。御麻をも同じく供ず。贖物は身の禍を贖ふ物といふ心なり。人形を作りて身の代とする事同じ心なるにや。古事記に仲哀天皇の豊浦ノ宮に御座します時、始めて御贖物を供ずと見えたり。又舊事本紀には、天富ノ命、麻を植ゑ御幣を作りて奉る由記せり。又毎日の御贖物は後朱雀院の御時より始まる由、匡房卿ノ記に見えたり。

外記政始

是れは吉日を擇びて行ふ。先づは九日なるべきなり。上卿以下位次の公卿ある折もあり。宰相廳に着く。是れより先に、辨、少納言、外記、史、結政所にて事を行ふ。上卿召あれば、大辨も廳に着く。結政の事果てゝ、南所にて勸盃あり。出立とて出で樣に各々作法あり。事果てて參內して左近陣に着く。外記は恒例臨時の政を執り行ふ官なるに因て、正月には、まづ當年の政を行ひ始むる心地なり。檢非違使の廳の政をも、同じく今日始め行ふ。

吉書奏

此の吉書の奏も九日にあるべけれど、吉き日を擇びて、大臣參りて奏す。諸國の守、鑰給はり

て不動の倉開かなと申す文なり。政始にあひたる文なり。大臣陣に着きて此の文を見る儀式などありて後御殿にて奏聞するなり。委しき事は記すに及ばず。

七瀨御祓

是れは毎月の事なり。七瀨とは、川合、一條、土御門、近衞、中御門、大炊御門、二條の末、これを七瀨とは申すなり。陰陽師人形を奉る、主上御息をかけ、御身を撫でて返し給へば、殿上の侍臣此の所々の川原に向ふ。歸り參れば、主上御撫物を召す眞似せらる。其の外さしたる事なし。御冷泉院の御時は、隔月に靈所七瀨の御祓を行はる。其の所々は、耳敏川、河合、東瀧、松崎、石影、西瀧、大井川などなり。

火災御祭

是れも月毎の事なり。陰陽師これを申し行ふ。火事を防ぐ功能あるよし、董仲舒が祭書といふものに見えたり。

代厄御祭

是れも月毎に行はる。又は腸母の法とも申すにや。是れも同じき祭書に載せたり。

〔不動の倉〕非常米を貯ふる倉を云ふ
〔政始に云々〕稻穀を貯ふるは萠出度き事故政始の吉書にふさはしと也。
〔川合云々〕何れも加茂川岸也。故に加茂川七瀨と云ふ
〔御撫物〕御身を撫でゝ穢を祓ひ棄て給ふ爲めの料、御衣を用ひ、後には唯の絹をも用ふ。
〔耳敏川〕朱雀門前二條南に在り。
〔河合〕加茂川と高野川の合ふ地也。
〔東瀧〕北白川に在る瀧也。
〔石影〕北野の北、西園寺の東に在り
〔西瀧〕仁和寺鳴瀧を云ふ。
〔代厄御祭〕主上御厄年に當らせらるる年に限り行ふ御祭也。

二月

釋奠　上丁日

是れは年に二度、二月と八月とにあり。上の丁の日必ず行はる。もし日蝕、國忌祈年の祭などに當れば中ノ丁にあり、大學寮にて行はる。孔子幷に十哲の影を祭らる。上卿、辨、少納言など參りて、廟拜に立ち宴穩の座に着く、文章博士題を出だす。孝經、禮記、毛詩、尙書、論語、周易、左傳、年に廻りて用ゐる。明くる日釋奠の胙參らす。藏人持ちて朝餉の前に進む。藏人又一人、御手水の間の方の簀子にて「あれは、何ぞの物ぞ」といふ。藏人答へて、「ふんやのつかさの奉れる昨日の釋奠の胙」と、そ文字を長くいひて、高く捧げ持ちて簾中に入るなり。此の釋奠は、文武天皇大寶元年二月に始まる。禮記の王制註に、菜を釋き幣を奠きて、先師を禮すとあり。此の故に、釋奠とはいふなり。後漢明帝は、孔子の宅に幸して、仲尼幷に七十二弟子を祠ると見えたり。又先聖とは孔子をいふ。先師とは顏回をいふ。古は周公を先聖といひ、孔子を先師とは申しけるを、唐ノ太宗貞觀二年に改めて先聖先師とは孔子顏回を申すとかや。又神護慶雲二年、孔宣父を改めて文宣王と申す由、弘仁格に見えたり。今大學寮に納め奉る孔子十哲の影は、異國より渡りて、我が朝累代の物にて侍るなるべし。

〔釋奠〕孔子及び其弟子を祭る儀也。
〔大學寮〕式部省の被官にして、學生の養成簡試及び釋奠の事を掌る。
〔十哲〕顏淵、閔子騫、冉伯牛、仲弓、宰我、子貢、冉有、季路、子游、子夏等孔子の十大弟子也
〔宴穩の座〕宴座は饗宴を備へし座、爰にて論議問答を爲す。穩座は打寛ぎの座、爰にて詩を講ず。
〔胙〕廟への供物也
〔御手水の間〕清涼殿西廂、主上御手水を遊ばす間也。
〔ふんやのつかさ〕大學寮を云ふ。
〔孔子十哲の影〕吉備大臣入唐して歸朝の際持ち來れるを百濟畫師に寫さしめしもの也。

春日祭　上申日

是れも二月十一日に行はる。先づ未の日使立つ。近衞の中少將勤む。よろづ賀茂の祭の如し。藏人府の官人摺袴着て舞人勤む。使无名門の前に參りて、事の由を奏す。舞人物の音出だす。藏人出でて祿の掛一くだり給ふ。當日の曉、內侍むかふ。藏人出車奉る。上卿辨も今日同じくむかふ。淸和天皇貞觀元年十一月九日、此の祭は始まる。春日四所大明神と申し奉るは、第一の御殿は武甕槌命、第二の御殿は齋主命、第三の御殿は天津兒屋根ノ命、第四の御殿は姬大神是れなり。神護慶雲元年六月廿一日、武雷命、常陸の國鹿島より、御住所尋ねに出で給ふ。御乘物は鹿にて柳の木の枝を御むちに持たせ給ふ。伊賀の國名張の郡に着かせ給ふ。御供には、中臣の連時風秀行といふ人なり。十二月七日に、大和の國安部山に着かせ給ふ。同じき三年正月九日、三笠山に跡を垂れ給うて、天ノ兒屋根ノ命、齋主ノ命、姬大神の御許へ各〻此の由を申させ給ひければ、齋主ノ命は下總の國香取より移らせ給ふ、天兒屋根命は河內の國平岡より移り給ふ。姬大神は伊勢の國より遷らせ給ふ。姬大神は、卽ち天照大神の分身にてましますなるべし。同じき年の十一月九日、託宣の事によりて、帝より勅使を立てられて、三笠山の下つ岩根に宮柱太しき立てゝ、彼の四柱の明神を崇め奉らる。委しき事は緣起などに見え侍るにや。又此の月鹿島の祭、平岡の祭あり。是れも上の申の日使を發遣せらる緣起春日に同じ。

〔府〕近衞府也。
〔摺袴〕白地に山藍にて孔雀の丸繪を摺れる袴、金銀珠玉を腰の飾に用ふ
〔祿の掛〕人に賜はむ爲め特に大きく縫ひ置ける服也。
〔出車〕車の簾の下より女房共衣の袖口など押出して乘れる車也。儀式の時飾に並ぶ。
〔武雷命〕武甕槌命に同じ。
〔跡を垂れ〕佛說に佛の權(カリ)に此の邦に神となりて現はるゝを云ひ、轉じて神の本の地を去りて他所に遷り給ふを云ふ。
〔託宣〕神靈の、人物などに憑き、又は夢に託して、其意を宣ふを云ふ。
〔緣起〕社寺の由來靈驗などの記錄也

〔藤氏南家〕藤氏四家の一、不比等の嫡子武智麿の後を云ふ。
〔率川の社〕大和國添上郡に在り。三枝神の御子を祀る
〔是公〕武智麿の孫なり。
〔造宮使〕新内裏作事奉行の役也。淳仁天皇天平寶字五年紀にあるを初見とす。
〔園神〕大己貴神を祀る。
〔韓神〕大己貴、少彦名二神を祀る。
〔西宮〕具さには西宮記也。西宮左大臣高明の撰也。
〔北山抄〕四條大納言公任の作也。
〔大原野〕山城國乙訓郡にある社也。
〔遷し奉らる〕仁明天皇嘉祥三年藤原冬嗣の勸請也。

率川祭　上酉日

此の祭は、春日祭の明くる日行はる。神祇令に載する三枝祭と同じかるべくは四月にてあるべし。藤氏南家の口傳に、率川の社は右大臣是公の建立といへり。委しき事は、また三枝祭の所に載すべし。

園幷韓神祭　上丑日

此の二神は、宮内省にましますなり。延暦遷都の時、造宮使、他所に移し奉らむとせしに、此の所に在りて、御門を守り奉らむと託宣ありき。延喜式に、園ノ神一座、韓ノ神二座と載せたり。祭禮は年に二度、二月と十一月となり。上卿、辨、内侍向ふ。儀式などの委しき事は、西宮、北山、江次第やうの書に載せたり。

大原野祭　上卯日

是れも年に二度なり。此の神社は、皇后の參らせ給はん爲、春日の本社遠きに因て、都近き所に遷し奉らる。されば、大原野の行啓などと申す事の侍るにや。仁壽元年二月より始め行はる。近衞の使は春日祭に同じ。上卿、辨、内侍など向ふ。

〔祈年祭〕年穀の豐饒を神に乞ひ祈る祭也。周禮注疏に祈年祈二豐年一也と見えたり。
〔三千云々〕此内七百三十七座を神祇官にて祭り、余の二千三百九十五座を國々にて祭る也
〔豫て云々〕諸國より貢進すべき白猪白鷄などを、辨官豫め催徵し、調へ置くと也。
〔天武天皇云々〕官史記に、天武天皇四年二月甲申、祈年祭とあり、されど天武紀に此事見えず、或は神武天皇四年二月の誤ならむと云ふ。
〔朝所〕太政官中の室名、朝政か執り行ふ所也。
〔非參議〕四位以上の無官なるを云ふ

祈年祭　四日

是れは大神宮以下、三千一百三十二座の神を祭らせ給ふ。其の所の確かならざるもあり、國々に各々幣を遣さる。諸國にも、年ごひの祭をば行ふなり。周禮に、祈年は豐年を求むるなりと見えたり。神祇官にて行はる。辨、豫てより諸國のめし物を催し調ふ。白猪白鷄樣の物なり。天武天皇四年二月に、始めて此の祭あり。大かた祈年の祭、月次兩度、新嘗祭をば、四ケの祭とて、國の大事とするなり。

列見　十一日

上卿、辨、少納言、外記、史など參りて、太政官にて行へる公事なり。六位以下の藝能ある者を選びて、式部兵部の二省より、率して參れるを、上卿のそれを召し寄せて、器量容儀を見る心なり。朝所幷に宴穩座に着きて儀式あり。挿頭華を、上卿以下の冠に挿す。大臣は藤の花、納言は櫻花、參議六位皆造り花なり。非參議以下は時の花を挿す。委しき事は、定考の所に記し侍るべし。

北野御忌日　廿五日

二月の廿五日には、天滿大自在天神の神上り給ひし御日なり。夢の告ありて天仁二年より吉祥院にて八講あり。菅家の族參りて之れを行ふ。

祈年穀奉幣

是れは二月七月二度あり。吉き日して奉らる。廿二社なり。伊勢、石淸水、賀茂下上、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大神、石上、大和、廣瀨、龍田、住吉、日吉、梅宮、吉田、廣田、祇園、北野、丹生、貴布禰是れなり。八幡は中納言の使、賀茂平野松尾春日は宰相、その外は皆四位五位の使なり。廿二社各々宣命あり。伊勢は花田の紙、賀茂松尾は紅梅、其の外は皆黄なる紙に書く。天武天皇四年正月、諸社に幣を奉らる。天慶六年五月、年穀を祈らむが爲め、十一社に奉幣ありと見えたり。

臨時仁王會

吉日を選びて行はる。或は三月なり。大極殿、紫宸殿、淸凉殿などにて此の事あり。仁王護國般若經を講ぜしむ。偏に朝家の御祈の爲なり。齊明天皇六年五月に仁王會あり。聖武天皇神龜六年六月に、宮中並に五畿七道にして行はる。又一代一度の大仁王會と申す事も侍るにや。それは代々一度に行はるゝ事なり。

〔神上り〕貴人の死するを云ふ。道實公の薨去は延喜三年二月廿五日也。

〔吉祥院〕山城國紀伊郡吉祥院村に在る淨土宗の寺也。此地代々菅原の領所にして本寺は卽ち道實公の創建也後ち同公の靈廟を爰に建つ。

〔花田〕縹の借字也藍色の薄きを云ふ

〔仁王護國般若經〕佛、諸王に對して各其國土を護りて安穩ならしむる爲めに、般若波羅蜜多の深法を說きし經文にて、所謂護國三部經の一、國家安鎭の德大なりと稱せらる。

〔大仁王會〕一代一度仁王會或は如法大仁王會とも稱せらる。

位祿定

是れは奉公の勞によて、群臣百官に祿を給ふ事なり。一ノ上陣の座に着きて、位祿の文を見る。大辨、目錄を書く。其の外異なる事なし。文武天皇大寶元年八月に、五位以下みな大藏省に到りて、祿を享くとあり。此の事もよき日を選びて行はる。又は三月なり。

季御讀經

二月八月に大般若經を百敷にて講ぜらる。四ヶ日の事にて、第二日には、引茶とて僧に茶を給ふ事あり。天平元年四月八日に始めらる。貞觀の比ほひは、毎季行はれけるとかや。

三月

御燈　三日

是れは天子の北斗に燈明を奉り給ふなり。昔は北山靈巖寺などいふ所にて、高き峰に火を燈して北辰に供ぜられける由、一條院の御記などにも見えたり。前一日に御卜の事あり。今は御燈の儀は絶えて由の御祓ばかりぞ侍る。御殿に北向に御座を敷きて、三度御拜あり。兩段再拜なる例も侍れども、それはひが事なり。大かた御拜のありなしの事も、長曆の比沙汰有りて、宇治

〔位祿〕四位五位の人に限りて給與せらるゝ祿也。
〔季御讀經〕春秋二季に修めらるゝより季と云ふ也。
〔大般若經〕大般若波羅蜜多經の略、六百卷あり。
〔百敷〕大内を云ふ
〔北斗〕建武年中行事に北辰とあるを正しとす。
〔靈巖寺〕洛西に在りし寺、また妙見寺とも云ふ。
〔御卜〕御燈奉るべきや否やの御卜也
〔由の御祓〕御燈を奉らざる由を申して御祓のみあるを云ふ。
〔三度御拜〕佛事なる故也。
〔ひが事云々〕兩段再拜即ち四拜は神に行ふ禮故佛事には非也と。

の關白に仰せあはせらる。由の御秡なれば、御拜はあるべからざる由申さる。其の理あるによりて御拜はなし。されども、代々御拜はありけるにや。なほ御拜の無きをよしと申すべきか。延暦十五年三月に、始めて北辰を祭らる。

曲水宴　同日

是れは、昔王卿など參りて、御前にて詩を作りて、講ぜられけるにや御溝水に盃を浮べて、文人以下是れを飲むよし、康保の御記に載せられたり。又顯宗天皇元年、三月上巳日、後苑に幸して、曲水の豐のあかり聞召すと、日本紀にあり。曲水宴は、周の世より始まりけるにや。文人ども、水の岸に並居て、水上より盃を流して、我が前を過ぎざる先に、詩を作りて、其の盃を取りて飲みけるなり。羽觴を飛ばすなどいふも、此の事なるべし。又上巳の祓とて、人皆東流の水上にて、祓する由、漢書などに記せり。又草餅を三月三日に用ゐる事、周幽王より事起りぬる由申し傳へたり。

藥師寺最勝會　七日

天長七年より、藥師寺にて、毎年七ケ日、最勝王經を講ぜらる。此の寺は、天武天皇の御願なり。

〔宇治の關白〕藤原賴通を云ふ。
〔御溝水〕禁中を周り流るゝ水を云ふ
〔康保の御記〕村上天皇の宸記を申す
〔周の世云々〕晉書束晳傳に、昔周公城ニ洛邑一因ニ流水一泛レ酒、と見えたり
〔羽觴云々〕李白、春夜宴ニ桃李園一序に、飛ニ羽觴一而醉レ月、と見えたり。
〔周幽王云々〕年中行事祕抄に、昔周幽王云々、設ニ河上曲水宴一、或人作ニ草餅一奉ニ于王一、王嘗ニ其味一爲レ美也、曰此餅珍物也、可レ獻ニ宗廟一、周世大治、と見えたり。
〔藥師寺〕大和國添下郡（今、生駒郡）にある法相宗の大本山にして、七大寺の一也。

石清水臨時祭　中午日

先づ二月の比より、奉行の藏人、使舞人を申し定む。中の辰の日試樂の事あり。御殿の孫廂に御倚子立てゝ出御あり。公卿召によりて簀子長橋などに候ふ。四位五位の藏人壁の下地下に候す。次に年中行事の障子のもとに上りて、御氣色伺ひて沓をつけて前庭を過ぎて、瀧口の方の戸の前にて舞人を召す。舞人進み出づ。竹臺のもとにて、竹の枝を折りて挿頭に挿す。仁壽殿の廊の下より進みて、御前に列なり立つ。陪從、近衞の召人、求子謠ひ、琴、笛、篳篥の音を合す。舞人まひ終はりて、大比禮かへし謠ひて、舞ひ絶えずして退り出づ。此の試樂は近頃は行はれ侍らぬにや。代の初には必ずあるべし。試樂は調樂ともいへり。まづ音樂を調へ試むる心なり。當日は御禊あり。庭座に使舞人着く。大臣以下かざしの花を、使舞人の冠に挿す。三獻もしは五獻果てゝ、重土器の事あり。天慶五年四月廿七日、始めて此の臨時の祭はありき。是れは過ぎにし年、將門が亂逆の事ありし時、祈り申されけるに、八幡大菩薩、自から彼の將門が首を斬り給ひけるとなん。其の報賽の爲めに、臨時祭を奉らる。其の時の使は、播磨守允明の朝臣、舞人歌人各々十人あり。

　祈りくる八幡の宮の石清水行く末遠く仕へまつらむ

是れは其の折の歌になむ侍りける。然るに天祿二年三月より、毎年の事にはなり侍るなり。次

〔孫廂〕弘廂を云ふ
〔簀子〕清涼殿東の簀子緣也。
〔長橋〕清涼殿より仁壽殿に通ふ橋也
〔壁〕長橋の後に當れる南廊の壁也。
〔年中行事の障子〕殿上の上戸の前に立てる衝立、年中の主要公事を列記せるより此名あり
〔竹臺〕竹を植ゑし井桁形の器也。
〔陪從〕舞人に從ひ唱歌奏樂する者也
〔近衞の召人〕近衞府官人より召されし樂に勝れし者也
〔求子〕東遊の曲名也。大比禮も同じ
〔重土器〕土器を重ねて酒を賜ふ儀也
〔祈りくる云々〕貫之の歌也、但し續古今集には、上句、松も生ひまたも苔むす岩清水とあり

〔還立〕社頭にて舞樂の後禁中に還り再び舞樂する儀也
〔南祭〕石淸水臨時祭を云ふ。
〔大神狹井〕大和國城上郡に在り大神は大物主神、狹井は其荒御魂を祭る
〔三省奏〕式部兵部民部の三省より、其省の史生を諸國の目(サクワン)に任ぜんと請ふ奏文也。
〔東大寺〕奈良に在る八宗兼學の寺也
〔鑒眞和尙〕唐の陽州の人也。
〔太宰府〕筑前國三笠郡(今筑紫郡)に在りて、九州二島を總管せし役所也
〔戒壇〕僧徒に戒を授くる爲めに設くる壇を云ふ。
〔菩薩戒〕大乘菩薩僧の戒律、又た大乘戒とも云ふ。

の日還立の儀あり。南祭は御前に召さず。弓場殿にて勸盃、祿など給ふ。

鎭花祭

是れは大神狹井の二祭をいふと、神祇令に載せたり、春花の飛びかふ比は、疫神分散して人を惱ますが故に、彼れを鎭めん爲に、此の祭はあるとかや。神祇官にて行はる。

京官除目

是れは、三月三日より先に行はるべき事なれど、今は秋の除目とぞいふめる。冬にも及ぶなり。京にある諸司を任らるゝ故に、京官とは申すなり。執筆の作法、進退、大かたは春の除目に同じ。三省奏などぞかはりめにてあめる。一夜行はる。二夜も常の事なり。つかさめしとは、この秋の除目を申すなり。縣召は春のなるべし。

東大寺授戒

是れは三年に一度あり。孝謙天皇天平勝寶六年に、唐の鑒眞和尙、筑紫の太宰府に渡り着きしかば、東大寺に戒壇を建てゝ、天子以下菩薩戒を受け給ひき。是れより東大寺の受戒といふ事は始まりき。大かた此伽藍は、聖武天皇の御願なり。今めかしき樣なれば、委しき事は記すに

及ばず。

四月

更衣

今日は衣がへなれば、宮中所々の御裝束、掃部寮改む。御殿の御帳の帷、表生絹に胡粉にて給を書く。壁代みな撤す。御疊なども新しきを敷き替ふ。御服は御直衣、御衣生絹の綾の御單御張袴、內藏寮より奉る。女房の衣、袷の衣ども、衣がへの單、唐衣生絹なり。裳は上﨟薄裳、小上﨟薄色常の如し。

孟夏旬　同日

是れは天子夏冬の季の改まる始に、臣下に御酒を給び、政を聞召す義なり。大凡旬には色々あり。內裏新しく造られて後、初めて南殿にて行はせ給ふをば、新所の旬と申し、位に卽かせ給ひて、始めて政に臨み給ふをば、萬機の旬と申し、十一月一日、冬至に當る年行はるゝをば、朔旦の旬と申し、夏の始に行はるゝをば、孟夏の旬と申し、冬の始のをば、孟冬の旬と申すにや。此の夏冬のをば、二孟の旬とも申すなり。この孟夏の旬には、二献の後內侍扇を入れたる柳筥を持ちて、御屛風の南の端に置きたるを、出居の次將取りて、王卿の座の前に着きて、扇を

〔御裝束〕殿舍の裝飾調度などを云ふ
〔掃部寮〕殿中の掃除調度建具の設備を掌る寮也。
〔御帳〕清涼殿母舍第二間の御帳臺也
〔壁代〕壁に垂れ飾る裏ある布帛也。
〔張袴〕紅の平絹を板引にせし袴也。
〔唐衣〕婦人禮服の上着也、唐の服制に摸せるより云ふ
〔裳〕唐衣の上にて腰より下に着くる衣を云ふ。
〔上﨟〕二位三位の典侍を云ふ。
〔小上﨟〕公卿の女の宮仕せるを云ふ
〔柳筥〕三角に削れる柳の材にて編める筥を云ふ。
〔出居〕儀式の時威儀整ふる爲め近衛中少將等南殿東廂に列座するを云ふ

〔平座〕天皇旬の儀に出御これ無き時宜陽殿にて行ふ略儀也。後世二孟旬は多く平座也。江次第抄に二孟旬今案、平座是也、出御之時者、公卿著㆓南殿兀子㆒、無㆓出御㆒之時者、著㆓宜陽殿平敷座㆒、とあり。
〔綜〕引延へたる機絲を懸くるもの也
〔茅渟山〕和泉國に在り。
〔吉野山〕舊事紀に經㆓茅渟山㆒とある茅を「よし」、渟を「の」と訓み誤りて「一本に入㆓吉野山㆒」と誤寫せるを、後人また經㆓茅渟山㆒入㆓吉野山㆒と連書したるための誤なる由、松下見林翁の說也。
〔見室山〕大神を祭れる三輪山を云ふ

斑ち給ふなり。扇の拜とて、いと興ある事にこそ。今は旬の義絕え果てゝ、陣の座にて平座をぞ行ひ侍る。

貢レ氷　同日

主水司、四月一日より九月晦日まで、是れを奉る。事の起りなど氷樣の所に申し侍りぬ。

大神祭　上卯日

是れは上の卯の日に行はる。もし卯の日三つあらば、中のにあるべし。先づ丑の日使立つ。大原野の如し。此の祭、冬は寅の日使立つ。其の故は、夏は卯の日の曉、冬は夕に祭るが故なり。大神とは、大三輪の神なり。大物主神の御事なり。三輪と申す本緣は、古此の大物主神、活玉依姫といふ女の許へ、忍びに通はせ給ひける時、知る人更に無かりき。其の女懷姙に及びて、父母疑ひ怪しむ。誰れ人か常に來ましけると、此の女に問ひければ、此の日頃人の形したるもの、家の屋根より來て、我れと添ひ臥し侍りきと答ふ。父母これを見あらはさんと思ひて、布織る糸を綜に作りて、針を付けて、女に語りて曰はく、此の度かの神人の來ましたらむ時、此の針をもて、著たる衣の裾に附けよと教へける。女かの敎のまゝにして附くる。明日絲を看れば、鎰の穴より通りて、茅渟山吉野山を經て、見室山に止まりけり。此の時始めて大物主神と

に下向す。宇多の帝の御外祖父は、當宗氏なるにこそ。仁和五年四月十四日に祭を始め行はる。

梅宮祭　同日

承和の比より此の祭は始まる。永延以後毎年の事にはなりたり。それより前は、行はるゝ時もあり、又止めらるゝ年も侍りき。此の社は、仁明天皇の御母、橘太后の祖神なり。承和年中に始めて朝廷より祭を奉らる、橘氏の祖なるべし。是定といひて、攝家の人の管領する社にて侍るにや。そもそも此の是定の、一の人の家に傳はりし事は、橘氏の公卿絶えて後、正月五日の叙位に、氏の爵の事を行ふべき人なきによりて、寛和の比中關白道隆、大納言と申され侍りし時、宣旨を蒙り給ひて、氏の爵の事を申し行ひ侍りしなり。中關白、粟田關白、御堂關白、此の三人の母は、攝津守藤原中正といひし人の女なり。かの中正の室は、中納言橘澄清卿の女なり。中關白には外祖母なり。斯樣の由緒侍るによりて、是定は藤氏の家に相傳し侍るとかや。

廣瀨龍田祭　四日

此の兩社は、大和の國に在り。祭の日は廢務なり。年に二度行はる。使は前の日立つ。大忌風神の祭といふ。是れなり。風水の難を除きて、年穀の豐なる事を祈り申さるゝにや。天武天皇四年四月に、風神を龍田の立野に祭り、大忌神を廣瀨の川匂に祭ると、日本紀に見えたり。神代

〔梅宮〕山城國葛野郡に在りて酒解神、酒解子神、大若子神小若子神を祀る

〔是定〕橘氏の長者として氏の爵の申文を執行する人也後ち藤氏の長者代りて是定となる。

〔攝家の人〕藤氏の人々を云ふ。攝家とは攝政關白に陞り得る家柄の意、藤原姓に限らる。

〔一の人の家〕藤原家也。一の人とは攝政關白を云ふ。

〔粟田關白〕道兼也

〔御堂關白〕道長也

〔橘澄清〕諸兄七代孫にて良基の子也

〔廣瀨〕大和國廣瀨郡河合(もと川匂)に在りて倉稻魂神を祭る。

〔龍田〕同國平群郡立野に在りて、風神二柱を祀る。

の巻に、伊弉諾伊弉冊尊の、朝霧を吹き拂ひ給ひし時、息の化して神となりたるを、風神と申す由見えたり。いはゆる大塊の噫氣を、風といふ心に通ひ侍るにや。

擬階奏　七日

是れは二月の列見の時の成選短册を、二省よりもて參れるを、大臣の奏聞する儀なり。列見延引の時は、これものぶるなり。事果てぬれば、短册を元の如く櫃に入れて、舁きて退出す。さしたる事なし。

灌佛　八日

神事に當る日は行はれず。灌佛ある時は、九日より御神事を始めらる。御殿の母屋の御簾を垂れて、日の御座を撤して、其の跡に山形を立てらる。佛の生まれ給ふけしきを造りて、糸にて瀧を落し、色々の造り物あり。北の方に机を立てゝ、鉢五つに五色の水を入れらる。公卿參り集まりて、殿上に候ふ。女房の布施ども色々に結びたる華に付けて、風流などあるを、衣筥の蓋に入れて、臺盤所より出ださるれば、藏人取りて殿上の臺盤の上に置く。上達部我が布施の舟裹を持つて、御殿の長押の上なる白木机に置いて、次第に座に着く。御料の御布施は、紙を置かる。不參の人の布施、藏人置く。導師の僧まうのぼりて、佛前の作法終はりて、鉢の水を

〔大塊云々〕莊子齊物論篇に、夫大塊噫氣、其名爲レ風、とあるに因る。大塊は天地也。

〔擬階奏〕六位以下八位以上の人の加階を奏する儀、擬は議也。

〔成選短册〕擬階奏の時加叙すべき人名を選み錄せる紙札を云ふ。

〔日の御座〕清涼殿母屋の御帳臺也。天皇日中出御の御座なる故此名あり

〔山形〕青龍の形、赤龍の形二基を立つる也。

〔五色の水〕五種の香料を加へし青赤白黄黑の五香水也

〔舟裹〕布施を包みしもの、もと鳥目を用ひしが一條天皇の御宇これを紙に改む。

一つに汲み合せて、まづ御導師灌佛す。公卿次第に進みて、笏を挿し膝行して杓を取りて水を汲みて、灌佛して後禮佛す。導師布施給はりて退く。此の佛生會は、推古天皇より始まる。釋迦如來の倶毘藍城にて生まれ給ひける時、天龍下りて水を灌ぎて、釋尊に浴せ奉りし事を申すなり。

伊勢神衣祭　十四日

是れは神祇令に載せたり。伊勢神宮祭といふ。神服部潔齋して、三河の國の赤引の神調の糸をもて、神衣を織る。又麻績ノ連といふ氏人、麻をうみて、敷和衣を織りて、神明に奉るを、神衣の祭とは申すなり。

日吉祭　中申日

此の社は、松尾ノ社と同體なり。上に見えたり。後朱雀長久四年六月八日に、始めて廿二社の内に加はる。後三條延久四年四月廿三日に祭を始めらる。

賀茂國祭　同日

欽明天皇の御宇四月に、吉日を擇びて祭らるゝ由所見あり。又元明和銅に詔ありて、山城の國司こ

〔佛生會〕灌佛の供養を云ふ。
〔神祇令〕文武帝大寶年中撰定の令也
〔神服部〕神に奉る御衣織るを職とする者也。
〔赤引の神調の糸〕儀式帳に、明曳糸令義解に、參河國赤引神調糸とあり
〔うみ〕麻を績る也
〔敷和衣〕麻の皮の糸にて織目粗く織れる布也。
〔日吉〕近江國滋賀郡に在り。大山咋神の外相殿に御妻鴨玉依姫神を祭る
〔廿二社〕伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大神、石上、大和、廣瀬、龍田、住吉、日吉、梅宮、吉田、廣田、祇園、北野、丹生、貴船、諸社也。

れを檢察すと見えたり。今日の國祭は賀茂の本祭なるべきにや。酉の日の祭は、公家より使を立てられ、走り馬を獻ぜらる。相變はるべきなり。

關白賀茂詣　同日

初度には日次を擇びて此の事あり。天祿二年九月廿六日攝政右大臣謙德公賀茂詣の事あり。是れ攝關の人の賀茂詣の始なるべきぞ。此の事は必ず賀茂の祭の前の日ある事なり。主人は乘車にて、地下殿上の前駈あり。白妙の御幣、神寶、唐櫃やうの物を擔げ持たしむ。琴持菅笠深沓といふ物を召し具す。下達部軒を連ね、社頭にて神拜あり。葵桂を禰宜持ちて參れば、是れを冠にかく。東遊求子駿河舞などあり。

賀茂祭　中酉日

未の日、先づ上卿陣に着いて、六府を召して警固の由を仰す。當日の使は、近衞の中少將勤む。昔夢の告侍りしより、今日人々葵桂の鬘をかくるなり。賀茂松尾の社司、前の日より然るべき所へ奉る。欽明天皇の御宇より此の祭は始まる。下鴨の御祖、上賀茂の別雷二柱の神祭なり。この御社の神をば、玉依姬と申す。賀茂ノ建角身命の御女なり。ある時瀨見の小川の邊に遊びけるに、川上より丹塗の矢一筋流れ下る。玉依姬此の矢を取りて、我が家の屋根に挿む。それ

〔公家〕朝廷を申す
〔走り馬〕競馬也。欽明の御宇始まる
〔初度〕始めて關白になりし時也。
〔謙德公〕藤原伊尹の謚也。
〔琴持〕笛等は樂人自ら持參し、琴を琴持に持たす也。
〔軒〕車也。
〔葵桂〕葵は兩葉草也。これを桂の枝に掛けしを云ふ。歌林四季物語に、もろはの草かつらの枝にもろかつらに掛けて、とあり。
〔東遊〕我國東國の風俗歌に合せてなす舞也。
〔駿河舞〕東遊の一種、駿河歌に合すを云ふ。
〔六府〕四府及び左右衞門府の總稱也
〔瀨見の小川〕賀茂川の本名也。

よりして、程なく孕みて男子を生む。然れども父を誰れとも知らざりき。ある時謀に、酒盛をして、今の兒に盃を持たせ、汝が父にさせと訓へければ、兒其の盃をば虚空に投げて、家の屋根を踏み破りて、我れは天神の御子なりとて、天上を指してぞ昇りける。則ち別雷命是れなり。その丹塗の矢は、松尾ノ大明神と後にあらため給ふにや。おほよそ神事に、大祀、中祀、小祀と申す事あり。一月の神事をば、大祀といふ。大嘗會などなり。三日の神事をば、中祀といふ。今此の賀茂祭などなり。一日の神事をば、小祀と申す。松尾平野以下諸社の祭なるべし。

中山祭　同日

永承五年六月十六日神社を建立し、同六年十一月八日に從三位の神位を授け奉らる。是れは冷泉院にます石神なり。後冷泉院天喜元年四月より官幣あり。

吉田祭　中子日

此の社は、中納言山蔭卿貞觀の比ほひ建立して、一條院永延元年より始めて官幣を奉らせ給ふ。春日ノ社と同體なり。奈良の京の時は、春日ノ社、長岡の京の時は大原野、今の平安城の時は吉田ノ社なり。皆帝都近き所をしめて、帝を守り奉らせ給ふにや。是れは御堂の關白の法成寺と、吉田とを崇め給ひし事は、興福寺と春日ノ社とに、思ひ寄せられけるとぞ承る。

〔松尾大明神〕山城國葛野郡に在りて大山咋神、市杵島姫神二座を祀る、和銅二年賀茂より遷座せる也。
〔一月の神事〕一箇月に亙りて行ふ神事を云ふ。
〔冷泉院〕京都大炊御門の南堀河の西にある後院也。
〔石神〕冷泉院中島に在る六尺ばかりの磐石御本體にて中山巖社と稱す。
〔吉田〕京都神樂岡に在る社也。
〔山蔭卿〕左大臣藤原魚名の苗裔也。
〔長岡の京〕今の山城國乙訓郡長岡村桓武天皇延暦三年奈良より遷都、同十三年京へ遷都迄十年間の帝都也。
〔法成寺〕京都近衛の北に其舊址あり

〔駒牽〕諸國の御牧より貢進の官馬を天覽遊ばす儀也。
〔武德殿〕大內裡殷富門內に在り、武技を演ずる所也。
〔床子〕机形の腰掛にて、椅子と異り後左右に勾欄なし
〔御監〕左右馬寮に各一人、御廐の馬を統領する役、近衞大將之を兼ぬ。
〔御馬の奏〕貢馬の毛色頭數の目錄也
〔庭〕武德殿馬場也
〔南に渡り〕馬場の埒より南に渡る也
〔番長〕近衞舍人の長也。
〔納蘇利狛犬〕共に高麗樂にて壹越調卅四番の內也。
〔蘇芳菲〕唐樂也。
〔新日吉〕當時は五町南日吉坂邊、今は智積院の北隣に遷る。

駒牽　廿八日

是れは四月に侍る事なり。八月のも名は同じけれど、心は變れり。天皇武德殿に幸す。王卿以下床子に着く。左右の御監御馬の奏を取る。馬ノ頭庭に渡り、御馬を引き渡す。白馬ノ節會の如し。近衞兵衞の射手南に渡り、四府騎射の文を奏す。左右の大將是れを奏聞す。近衞少將以下番長以上六人東遊を奏す。左近衞納蘇利、狛犬を奏す。雅樂寮蘇芳菲、駒形を奏す。此の駒牽は、來月の騎射の手入などを、今日御覽ぜらるゝけしきなり。貞觀の比より始めらる。小の月の時は、二十七日なり。延長五年は五月三日に駒牽ありと見えたり。

新日吉祭　三十日

永暦元年十月十六日、後白河院日吉の御體を東山の新宮に遷し申さる。是れを新日吉といふ。
應保二年四月卅日始めて祭あり。

三枝祭

この三枝ノ祭は、率川祭をいふ由、神祇令に載せたり。三枝の花を折りて、酒樽を飾るが故に、三枝ノ祭とは申すとや。此の祭もし二月の率川ノ祭と同じかるべきか。さりながら、神祇令に孟

夏の祭の類ひに載せたればまづ其の如く四月の所に申し侍るなり。率川ノ祭は、右大臣是公の建立と申す口傳侍れど、覺束なき事なり。此の故は、令と申す書、淡海公の撰ばれて、養老年中に奏覽せらる。是公の大臣は、淡海公の曾孫なり。既に令に率川ノ社と侍るなれば、是公の始めて建立にはあるべからざるにや。養老以前にもはや有りける神社なり。是公の再興しけるを、建立と申すやらむ。いと覺束なし。三枝と書きて、こゝにはさいぐさと讀むべし。

五月

獻菖蒲　三日

六府、菖蒲の輿を南殿の階の東西にたつ、又時の花を折り添へて同じく置く。四日は朝餉の庭に是れをたつ。主殿寮所々に菖蒲葺く。天平十九年五月より詔ありて、百官諸人悉く菖蒲の鬘をかくべし。かけざらむ者は、宮中に入るべからずと定めらる。弘仁式にも、菖蒲艾花など、三日は早旦に南殿の前に置くとあり。

五日節會

天皇武德殿に出御なりて、宴會を行はれ、群臣に酒を結ぶなり。内辨なども四節に同じ。人々皆菖蒲の鬘をかく。日蔭の鬘の如し。典藥寮菖蒲の御案をたてまつる。群臣に藥玉を賜ふ。五

〔菖蒲の輿〕禁中の御殿を葺く菖蒲及び藥玉の料菖蒲蓬を盛りたる輿也。菖蒲御殿とも云ふ
〔朝餉の庭〕朝餉間の西に在る庭也。
〔菖蒲の鬘〕菖蒲の長きを六筋短きを四筋冠の巾子に當て、最も長き菖蒲二筋にて前後より結び付けしもの也
〔四節〕元日、白馬、踏歌、豐明の節也。
〔日蔭の鬘〕新嘗大嘗等の神事に、冠の笄の左右に掛くる糸也。
〔菖蒲の御案〕菖蒲を盛れる御案也。
〔藥玉〕麝香沈香丁子甘松等を玉にして錦の袋に入れ絲にて飾り、鄕躑菖蒲蓬等を結び、五色の絲を長く垂れ下げしもの也。

〔粽〕もと茅（チ）の葉にて卷きし故ちまきと訓む由也。〔屈原云々〕齋諧記に、原以二五月五日一投二汨羅一、楚人哀レ之、毎至二此日一、以レ筒貯レ米祭、今市俗置二米於新筒中一蒸食レ之、謂二之裝筒一、其遺事と見えたり。〔左右近馬場〕左近馬場は一條西洞院右近馬場は一條大宮に在り。〔荒手結〕眞手結の下稽古也。手結とは二人相番ひて勝負を競ふを云ふ。〔眞手番〕本勝負也〔紫野今宮〕山城國愛宕郡紫野に在り疫神三座を祀る。〔天下云々〕疫病流行を云ふ當時の用語也。世の中云々と次にあるも同じ

色の絲をもて肱にかくれば、惡鬼を拂ふと申す本文侍るにや。其の後、騎射の事あり。大將射手の奏をとる。左右近衞、馬に乘りて弓を射る。これを馬弓ともいへり。推古天皇の御宇より始まる。今は絕えて幾代にかなりぬらむ。

端午節

今日粽を食ふ事あり。昔高辛氏の惡子、五月五日に舟に乘りて海を渡りし時、暴風俄に吹きて浪に沈みけるが、水神となりて常に人を惱ます。ある人五色の糸をもて、粽をして海中に投げ入れしかば、五色の蛟龍となる。それよりして海神、人を惱さず、漕ぎ行く舟も災難に遇はずと申し傳へたり。又は屈原が汨羅に沈み、魚腹に葬せしを、祭りし時の供物なりとも申すにや

左右近馬場騎射

五月三日は左近の荒手結、四日は右近の荒手結、五日は左近の眞手結、六日は右近の眞手結なり。昔はまた左右近の馬場にて、騎射のこと侍りしにや。射手などは大將の申し定むる事なり。

紫野今宮祭　　九日

是れは疫癘の神なり。正曆五年長保二年天下靜かならざりし時、此の神社を祭らる。藤原長能

二首を詠じて奉りけるとかや。其の歌、後拾遺に侍るとぞ承る。

白妙の豐御幣をとりもちて齋ひぞ初むる紫の野に

今よりは荒ぶる心ましますな花の都にやしろ定めつ

此の歌、ある人の云ふ、世の中騷がしう侍りければ、船岡の北に、今宮といふ神を祝ひて、公家も神馬奉り給ふとなむ云ひ傳へたる。

有無日　廿五日

是れは村上天皇の御國忌なり。宮中にありなしの日とは申すにや。廢務日にあらされども、政行はれ侍らず。又急ぐ事などあれば、俄に政事あり。さて有無日とは申すなり。

最勝講

先づ豫て日次を定めらる。四個の大寺東大興福延暦園城の僧の中に、稽古の聞こえあるを撰びて定む。證義、講師、聽衆などあり。最勝王經を清涼殿にて講ぜらるゝなり。其の儀式など委しく記すに及ばず。此の事一條院の御宇寛弘の比より始まる。或は長保四年より始まるとも申すなり。後朱雀院の御時にや、生身の四天王、道場に現ぜさせ給ひけるより、必ず四天王の座を敷かれ侍るなり。五日の間の儀式、日毎に同じ。結願の日、行香の祿あるべし。

〔豐御幣〕御幣の美稱也

〔船岡〕洛北の丘名

〔御國忌〕村上天皇の崩御は康保五年五月廿五日也。

〔論義〕最勝會法華會の時に高座に昇りて竪者の問答の是非を判ずる役也

〔講師〕講會の折經義を講ずる役にて讀師より地位低し

〔生身〕諸佛菩薩が通力を以て一時化現せる肉身をいふ

〔四天王〕帝釋の外將として須彌山に居り四天を分ち守護する王、東は持國、南は増長、西は廣目、北は多聞也。

〔行香の祿〕香を小器に入れて衆僧に與ふる布施也。布施と云はず祿と云ふが故實の由世俗淺深祕抄に見ゆ。

〔條理〕京の町區を云ふ。條は北南に數へ、里は西東に數ふる區劃也。
〔季春の月〕三月也
〔着鈦政〕盜犯及び私鑄錢の徒を着鈦驅役するを云ふ。鈦は首枷也。
〔東市〕具さには東市司也。西市司と共に京職に屬し京中の民事を掌る役所にて七條坊門南に在り、もと上半月は東市下半月は西市にて着鈦政を行ひしが市樓壞れてより專ら東市の樓址にて行ふ。
〔贖物〕身の禍を祓ふ料の義也。
〔贖兒〕贖物を持參する女子也。
〔御藥の事〕御病の事也。
〔千座置戸〕多くの積物の義、贖物也

賑給

これは、賤しき民に米鹽などを給ふなり。京中の條里小路を分けて、檢非違使承りて是れを引く。米鹽の勘文など申す事の侍るなり。大臣陣に着きて是れを定む。欽明天皇の御宇より始まる。季春の月に天子倉廩を開きて、貧窮の者に給ふといふ事、禮記の月令にも見ゆ。

着鈦政

是れは檢非違使ノ佐以下、東ノ市にて、制法を行ふ事なり。元明天皇の御宇和銅より始まる。月令の本文には、孟夏の月にあるべしと見えたれど、四月は齋月にて神事こと繁ければ、五月に及ぶなり。

六月

御贖物

是れは一日より八日まで、贖兒持ちて參る。朝餉にて主上にまゐらす。四の土器を御指して、上に貼りたる紙に穴を明けて、御息を入るゝなり。弘仁五年六月より、御藥の事に因て、始めて御贖物を奉る。大かたは、素盞嗚尊の千座置戸の祓などいふより起る事なり。

供忌火御飯　同日

内膳司より奉れるを、大床子の御座にて供ずるなり。景行天皇の御時より始まる。忌火とは火を忌む心なり。神事などの時は、不淨の火をうちかふる事にや。是れは月次神今食の御神事を今日より始めらるゝなるべし。

供醴酒　同日

醴酒とは、今日造れば明日は、供ずるなり。一夜を隔つる竹葉の酒なれば、一夜酒と申すなり。又はこざけともある書に侍り。昔は口中に米を嚼みて、夜を歴て酒に作りけるにや。此の酒は、造酒司今日より七月卅日まで、日毎に奉るなり。應神天皇の御時より始まる。凡そ酒を造る事も、此の時に百濟の人渡りて、造り始めたり。是れより先には、酒といふ物なしと申す人侍れど、神代に素盞嗚尊、稻田姫の爲に大蛇を殺されし時、八醞酒を造りたる事、日本紀に見えたり。然らば酒といふ事、神代よりあるべきにこそ。

延暦寺六月會　四日

是れは傳教大師の忌日なり。勅使登山の儀あり。延暦寺は延暦年中に作られ侍りしかば、年號

〔内膳司〕宮内省の被官、天皇の御膳を總攬し、進食の嘗試を掌る。
〔大床子の御座〕清涼殿母屋御帳の南に在る御座也。
〔醴酒〕米蘖酒を和合釀造せる一夜酒也、和名抄に醴、一日一宿酒也、と見えたり。
〔竹葉〕支那にて云ふ酒の異名也。
〔ある書〕和名抄也
〔應神天皇云々〕應神紀に、幸二吉野宮一時、國樔人來朝之、因以二醴酒一獻二于天皇一、とあり。
〔神代に云々〕神代紀に、乃以二八甕酒一毎レ口沃入云々とあり。八醞酒とは幾度も造りかへせる酒を云ふ。
〔登山〕比叡登山也

に付いて此の名を得たり。

御體御卜　十日

神祇官の官人、一日より本官に籠りてこれを卜ふ。上卿今日參りて、內侍につきて奏聞す。これは主上の玉體に御愼あらん事を、卜ひ奏するなり。白鳳四年に始めて行はる。

月次祭　十一日

是れは先づ神今食以前、上卿神祇官の北門の內、東の腋に着きて、供神物の具否を尋ぬ。次に廳に着きて事を行ふ。神祇官ノ官掌祝詞を申す。祝師祝の座につく、本官の人みな木綿を着けたり。上卿、壇下の薦の座につきて、御巫幣物を見る儀あり。これは六月十二月に、二度諸社へ御幣を奉らせ給ふ事なり。弘仁年中に此の事始まる。

神今食　同日

御神事は一日より始まる。戌ノ刻に行幸あり。先づ大忌の御湯を召す。卜にあひたる上卿、陣に着いて辨を召して、諸司の具否を問ふ。小忌御燈を供す。もとの火を消して燈改む。上卿、宰相、少納言、外記、史、卜にあひたる人、小忌を着る。近衞司、藏人も着るべし。行幸の時、御輿

〔御體御卜〕龜甲を焚きて卜ふ。六月には七月以後に就きて卜ひ奉る也。
〔月次〕每月の意に非ず、六月十二月必ず行ふ故云ふ也
〔廳〕神祇官西院に在る正廳を指す。諸祭を行ふ所也。
〔木綿〕穀木の纖維にて織れる布也。
〔幣物を見る〕幣物の檢分をなす也。
〔大忌の御湯〕大忌の役人より供奉する御湯浴也。大忌とは大方に齋戒せる人々、是に對し嚴密に齋戒せるを小忌と云ふ。
〔小忌を着る〕小忌は小忌衣にて、小忌の諸司の着るもの也。白布を張りて山藍にて色々の形を摺る、其の體闕腋の袍の如し。

も葱花なり。鈴の奏なし。中和院に行幸なりて、神嘉殿の大床子の御座に着かせ給ふ。御湯の後、采女時を奏す。内侍髪あげて、神殿に參りて寢具を供す。是れより先、左右近の司殿の東西に陣に引く。開門闈司など果てゝ、上卿以下神殿の前に列り立つ。左右近の中將、各々一人進みて、靴を脱ぎ弓箭を解きて、南の戸の左右の帳をかゝぐ。打拂筥、坂枕、八重疊などを、上卿、參議、辨、少納言、外記、史次第にこれを供ず。内へとり入れぬれば、掃部頭參りて神座を敷く。南枕にして、先づ一丈二尺の疊、其の上に六尺の疊四帖、枕の方二帖は裏あり。其の上に九尺の疊七帖、其の上に八重疊しく。九尺のうち一帖をいさゝか東に引き出でて、打拂の筥を置く。坂枕、八重疊の下に枕に敷く。内侍參りて、御衾を八重疊の上に奉る。御櫛御扇そばに置く。御沓あとに置くなり。内侍退きて、神殿に入御あり。神座の東に巽向に半帖を敷きて御座とす。主上御笏を正しくして着かせ給ふ。此の間の儀は、人知らぬ事どもなり。神の素薦御素薦など敷きて、神膳を供ぜらるゝ儀あり。白黒の御酒參りて、本柏にてそゝぐ。直會の御飯、御酒參りぬれば、宮主祝詞申す。御手水は事始まらぬ先と、事果てゝと二度あり。大かたは大嘗會の神饌の義に同じ、丑一つに、又曉の御膳まゐる。先の如し。神祇官にて行はるゝ折は、先づ官の廳へ行幸なりて、帛の御裝束奉りて、神祇官へなるなり。神饌の程は近衞の幄にて、神樂あり。宵の程採物、韓神まで唱ふ。よもすがら唱ひて、還御の程、御輿の左右に唱ひて供奉す。聲絕えず千歲を唱ふ。いと興ある事にや。此の神今食の義は、年に二度なり。伊勢天照大神を

〔葱花〕擬寶珠形なる頂に飾れる御輿也
〔鈴〕行幸供奉の臣持ち行く鈴也。
〔開門闈司〕中和門開き終りし旨の闈司の奏の意ならむ闈司は御門の司也
〔打拂筥〕神座を拂ふ布納めし柳筥也
〔坂枕〕薦枕也。
〔八重疊〕筵一枚薦七枚を重ねし疊也
〔素薦〕新しき薦也
〔白黒の御酒〕白酒は醴酒、黒酒はこれに臭木の黒燒を混ぜしもの也。
〔本柏〕春迄枝に殘れる柏葉、これに酒をつけて灑ぐ也
〔直會〕神祭終りて後の御膳を云ふ。
〔採物云々〕採物は榊より韓神迄十曲の神樂歌をいふ。是を終迄歌ふ。
〔千歲〕神樂の曲也

勸請申されて、天子御自から神饌を供ぜさせ給ふにや。靈龜二年六月より始まる。

供解齋御粥　十二日

神今食の次の朝、解齋の御粥參る。晝御座の大床子にて、臺盤一脚を立てゝ供ず。御粥土器に盛る。和布の御汁物添へたり。三口召して、御箸を立つ。解齋の御手水は、御手水の間の疊を取り上げて、大床子を北に立てゝ、南向に供ず。御手水の具を置きて、御手水の義あり。次に案に置きたる御裏無しを取りおろして、召して巽に向きて、三足歩ませ給ふ。神今食果てゝの十二日に、後齋あるは、中頃よりの事にや。解齋の御粥などを供じては、神齋はあるべからざるが、本式なるべし。

祇園御靈會　十四日

此の祭の日は、禁中は異なる事なし。馬長など催し遣はさるれども、御覽は無し。祇園の社は、貞觀十二年に、託宣の事ありて、山城の國に遷し奉りしにや。素盞嗚尊の、童部にて、牛頭天皇の武塔天神とも申すなり。昔武塔天神、南海の女子をよばひに、出でます時に、日暮れて路の邊に宿を借り給ふに、彼の所に蘇民將來、巨旦將來といふ二人の者あり。兄弟にてありしが、兄は貧しく弟は富めり。こゝに天神宿を弟の將來に借り給ふに、許し奉らず。兄の蘇民に借り給

〔勸請〕もと入涅槃に臨み佛に久住を勸請する義の佛語なりしが、轉じて神佛の靈を他に遷して祭るを云ふに至れり。
〔解齋〕神事の御潔齋を解き常に復し給ふを云ふ。
〔御粥云々〕堅粥とて常の飯の如く高く盛れる也。
〔臺盤〕盤（食を盛る器）を載する臺の義、四脚ありて今の食卓の如し。
〔裏無〕藁草履也。
〔祇園〕今京都東山にある八坂神社也
〔馬長〕朝廷より祇園會に引かるゝ馬の附添を云ふ。
〔託宣〕常住寺の圓如上人に神託ありしと傳ふ。
〔山城云々〕播磨國廣峰より勸請す。

ふに、則ち貸し奉る。粟がらを座として、粟の飯を奉る。其の後八年を經て、武塔天神八柱の御子を引き具して、彼の兄の蘇民が家に到り給ひて、一夜の宿を貸しつる事を喜ばせ給ひて、恩を報ぜんとて、蘇民に茅の輪を着くべしと宣ふ。其の夜より疫癘天下に起りて、人民死する事數を知らず。その時たゞ蘇民ばかり殘りけり。後は武塔天神、我れは速須佐雄神なりと宣ふ。今より後、疫癘天下におこらん時は、蘇民將來の子孫なりといひて、茅の輪をかけば、此の災難を遁れむと宣ひけるにや。又祇園の緣起に載せて曰く、天竺より北に國あり。九相と名づく。其の國の中に園あり。吉祥といふ。其の園の中に城あり。城に王あり。牛頭天王と名づく。又武塔天神ともいふ。沙竭羅龍王の女を后として、八王子を生めり。八萬四千六百五十四神の眷屬ありといへり。御靈會の時、四條京極にて、粟の御飯を奉るは、蘇民將來の由緒とぞ承る。

祇園臨時祭　十五日

御禊などの儀、大かたは平野に同じ。使、殿上ノ五位、東遊を奉らる。宣命あり。天治元年六月より始まる。又今日走馬、勅樂などあり。天延三年の東遊の歌に曰く、

神が代の八坂の里と今日よりぞ君が千歳はかぞへ始むる

八坂の里とは、今の祇園なり。山城の國愛宕郡八坂郷といふ所に、神社を造られたる故なり。

〔茅の輪〕茅を心にして藁を束ね紙にて纏め輪形に作れるもの、祓の具也。もと腰に着けし如し、後には大きく作り、これを潜る例となれり。

〔牛頭天王〕藥師如來の化身、素盞嗚尊は其垂跡と云ふ。

〔祇園臨時祭〕日本紀略に、圓融天皇天延三年六月十五日丙辰、公家始ㇾ自二今年一被ㇾ奉二走馬、幷勅樂、東遊御幣等感神院一、是則去年秋依二疱瘡御惱一、有二此願一、今報ㇾ賽也、とあり。此例あるにより、御靈會と日を重ね祭を行ふ也。

〔御禊云々〕宮中にて行はる。

〔殿上五位〕五位藏人を云ふ。

節折　三十日

晦日の夜、御あがもの參る。荒節和節の御裝、二間に御屛風たてゝ、御座を敷く。御禊の座の如し。孫廂昆明池の障子の南の一間、屛風を立つ。燈を高燈臺に點して、出御の程には消したり。南の方をば殘す。庭に主殿寮幔を引きて、宮主御祓して、鏡刀櫛など風情の具足あり。又卜部竹の節を庭中の席の上に置く。節折の命婦竹を持て參りて、御丈より始めて、所々の寸法を取り果てゝ、宮主に切りあてがはせて、御祓を勤るなり。荒節和節とて、二度あり。二度果てゝ祿を賜ふ。節折をば、よをりといふ。竹にて御丈の寸法を取りて、其の程に折りあてがへばなり。

大祓　同日

大祓といふは、百官こと〴〵く朱雀門に集りて、祓をし侍るなり。六月十二月二度あり。天武天皇の御時より始まる。解除は觸穢などの時もあり。神事を行ふ時は、臨時にも常にあれども、この大祓は百官一同に集りて、祓をするなり。また今日は家々に輪を越ゆる事あり。

　みな月の名越の祓する人は、千年の命延ぶといふなり。

此の歌を唱ふるとぞ申し傳へ侍る。然るに法性寺關白ノ記には

〔荒節和節〕御身を度るに初め用ふる竹を荒節、次なるを和節と云ふ。
〔昆明池の障子〕弘廂の北より第二間と第三間の間の衝立也。表に漢武帝の時水戰を習はしめし昆明池、裏に小鷹狩の圖を畫く
〔高燈臺〕常の燈臺を切燈臺に對して云ふ。燈臺は油火を點ずる具、其形燭臺に似たり。
〔宮主〕御祓を總ぶる者。卜部より選び任ず。
〔卜部〕神祇官の官人也。
〔節折の命婦〕御身丈を度り奉る女官也。中臣氏の女を卜定して任ず。
〔名越の祓〕六月祓也。名越は邪神を祓ひなごむる義也

思ふ事皆つきねとて麻の葉を切りに切りても祓へつるかな。

此の歌を詠ずべしと見えたり。

鎭火祭　同日

卜部氏の人、火を打ちて、宮城の四つの角にて祭事あり。火災を禦がんの爲めとかや。此の祭禮の間、祕術多く侍るなり。

道饗祭　同日

是れは疫神の祭なり。毎年に必ず行はるべき事なり。近頃は絶えて侍るにや。是れも卜部の人、京城の四角の道にて、鬼魅の他方より來たるを、京洛に入らざらしめん爲に、路上に供物を供へて祭るなり。鎭火道饗の祭をば、四角四堺の祭とも申すなり。

施米

東山、西山、北山などいふ所の山寺に侍る、たづきなき法師ばらに、米鹽を施さるゝ事なり。上卿陣に着きて、人數の勘文を奏聞す。五月の賑給、六月の施米は、皆貧窮孤獨の者に米を賜ふなり。誠にありがたき事にこそ。

〔麻の葉云々〕大祓の時祓の具切麻を頒ち與ふ儀あるより云へり。此歌和泉式部の詠にて後拾遺廿に出づ。

〔鎭火祭〕朝廷にて火災を防ぐ爲め火神（軻遇突智神）を祭る儀也。夏冬二季に行ふべき旨大寶令に定む。

〔卜部氏〕大雷臣命の後也。子孫代々龜卜の術を行ふ。

〔道饗祭〕八衢比古八衢比賣、久那斗の三神を祭る。

〔京城〕京全體也。

〔東山云々〕東山は愛宕寺、北山は右近馬場、西山は右兵衞馬場にて給する例也。

〔人數の勘文〕貧窮孤獨者の人數を豫め推算して記せる書面を云ふ。

雷鳴陣

此の事あながち年中行事には入り侍らず。月令の文に、春分に雷聲を發し、秋分には雷聲を收むとあり。然らば、夏盛に鳴るべしと見えたり。是れによりて、こゝに夏の終に、一筆記し加へ侍るなり。其の上に、既に西宮抄には、六月の所に載せたれば、疑ひなきにや。そも〳〵雷鳴の陣とは、昔雷の聲三たび高くなり侍れば、大將以下近衞の次將まで、弓箭を帶して、御殿の孫廂に候して、帝を守護し奉りしなり。將監以下は、皆蓑笠をして、同じく南殿の前の庭に候ふ。これを雷鳴の陣とは申すなり。大内の襲芳舍をば、雷鳴の壺とも申すにや。雷の聲止まれば、又陣を解く儀式あり。延喜の御宇に、淸涼殿の霹靂とて、怖ろしき例も侍る故にや。

七月

廣瀨龍田祭　同日

四月に同じ。重ねて記すに及ばず。

七日、御節供

内膳司より是れを調進す。今日索餠を用ゐる事、故ある事にや。昔高辛氏の小子、七月七日に

〔月令云々〕禮記月令に、仲春之　、雷乃發ㇾ聲、仲秋之月、雷乃收ㇾ聲、とあるを指す
〔將監以下云々〕斯くて雷鳴猶ほ盛なる時は、陣を分ちて後殿に遣して外衞す。督佐は殿上に候し簾中に侍する也
〔襲芳舍〕大内裡五舍の一にて、宮城の西北隅に在り。
〔雷鳴の壺〕舍の庭に落雷にて枯凋せし木の其儘立ち殘れるより名づく。
〔延喜云々〕同八年五月淸涼殿に落雷淸貫希世等の朝臣震死せるを云ふ。
〔索餠〕小麥と米とにて作れる菓子也索繩の如く細く綯れたるより名づく
〔高辛氏云々〕十節記に出づ。

死したり。其の靈、鬼となりて、人に瘧病を致す、其の存日に、索餅を好みしが故に、今日索餅をもて、是れを祭れば、年中の瘧病を除くといへり。

乞巧奠　七日

先づ七日になれば、藏人御調度を拂ひ拭ふ。夜に入つて乞巧奠あり。御殿の庭に机四脚を立てて、燈臺九本各々燈あり。机の上に色々の物居ゑたり。箏の琴、琴柱を立てゝ、是れを置く。机の上、火取にもすがら空薫物あり。盥に水を入れて、大空の星を映す。琴柱に三つの樣あり。常は盤渉調、半呂、半律、秋の調なり。是れは祕事にて侍る。故に知る人少し。觸穢の時も猶行はる。天平勝寶七年より始まる。おほよそ今日は牽牛織女二つの星の相逢ふ夜なり。烏鵲の天の川に來たりて、翅を延べ、橋となして、織女を渡すよし、淮南子と申す書に見えたり。又續齊諧記に云ふ、桂陽城の武丁といひし人、仙道を得て、弟に語りて曰はく、七月七日に織女河を渉る事あり。弟問ひてなにしに渡るぞといひければ、織女暫く牽牛に詣づと答へき。是れを織女牽牛の嫁ぐ夜なりと、世の人申し傳へたるなり。乞巧といふ事も、唐土より事起れり。七夕ノ祭とも云ふなり。香華を供へ、供御を調へて、庭上に文を置きて、棹の端に五色の絲を懸けて事を祈るに、三年の内に、必ず叶ふといへり。此の故に、乞巧と申すなり。郝隆は腹中の書を曝し、阮咸は竿上の褌を手向けし例も侍るにや。

〔空薫物〕香爐を餘所に置き何處よりとも知れず香の薫る樣なすを云ふ。
〔盤渉調〕十二律の中水音を模したる音樂の調子也。
〔半呂半律〕呂は陰の調、律は陽の調
〔秋の調〕十二律を四季に配する事あり、盤渉は八番目故秋に當れる也。
〔烏鵲〕かさゝぎ也
〔郝隆云々〕世説に出二日中一仰臥云々我曬二腹中書一也。と見えたり。
〔阮咸云々〕世説に以二長竿一挂二大布犢鼻褌於中庭一と見えたり。
〔例も云々〕七月七日漢土曝干の例あり、郝隆阮咸貧にて其料なきより斯く爲せるにて乞巧奠には關係なし。

文殊會　八日

是れは東寺西寺にて行はる。仁明天皇天長十年七月に、大法師位泰善、始めて文殊會を行ふ。毎年七月に此の事あるべき由、格に定めらる。

盂蘭盆　十四日

內藏寮御盆供を供ふ。晝御座の南の間に菅圓座一枚を敷く。主上こゝにて御拜あり。幼主の時はなし。天平五年七月に、始めて盂蘭盆を大膳職に供ふと見えたり。盂蘭盆は梵語なり。倒懸救器と飜譯す。倒懸はさかさまに懸くると云ふ心なり。餓鬼の苦しみを思ふに、さかさまに懸けたらむが如し。救器は此の餓鬼の苦を救ふ器物なり。佛弟子目蓮始めて六通を得て、其の母の在所を見るに、餓鬼の中にありしかば、これを悲しみて、則ち釋尊に詣でて、此の苦を救はん事を求めしかば、七月十五日に、自恣の僧を供養せば解脫を得んと、說き給ひし由、盂蘭盆經に見えたり。昔齊明天皇の御時は、飛鳥寺にして、須彌山の形を作り、盂蘭盆會を設けられけるとかや。すべて諸寺にて行はるゝ事なるべし。

相撲

〔文殊會〕文殊の供養也。文殊は智慧を掌る菩薩の由也
〔西寺〕延暦中、東寺と共に建立せしが早く斷絕す。
〔菅圓座〕菅にて丸く平に作れる敷物を云ふ。
〔倒懸救器〕倒懸は盂蘭、救器は盆也
〔目蓮〕摩訶目犍連の略、佛十大弟子中通力第一と云ふ
〔六通〕天眼、天耳、他心、神境、宿命、漏盡の神通力也。
〔餓鬼云々〕其母餓鬼道に陷れりと也
〔盂蘭盆經〕盂蘭盆の起緣修法を說きし經にて一卷也。
〔飛鳥寺〕和泉國高市郡に在りし寺也
〔須彌山〕佛說に、世界の中心を成し帝釋天四天王の居所と稱する山也

是れは諸國の供御人を召し集めて、七月に相撲の節といひて、天子の御覽ずる事なり。先づ十六七日の間に、召仰あり。上卿勅をうけたまはりて、左右の次將に相撲あるべき由を召し仰せらる。左右の近衞、方を分けて國々へ使を下して、相撲を召す。是れを萬葉には、ことり使と申すなり。廿六日に内取といふ事あり。主上仁壽殿に出御なる。左右の相撲人、犢鼻の上に狩衣袴を着て、一々に相撲をとりて勝負あり。廿八日に召合あり。天皇南殿に出御なる。王卿參上す。大將相撲の奏をとり、十七番とりて、勝の方亂聲あり。又廿九日に拔出とて、相撲をすぐりて御覽ぜらるゝなり。（聖武）神龜三年始めて諸國より召し登せらる。（宇多）寛平七年には童相撲を御覽ありき。すべて相撲のおこりを申すに、垂仁天皇七年七月に、當麻の邑に勇士あり。名をば當麻蹶速といふ。力強き事角をも裂きつべし。天皇この由を聞こし召して、これに番ふべき人を、群臣に尋ねられしかば、出雲ノ國に健き男あり。野見ノ宿禰と申す者の侍る由を奏す。則ちこれを召して、相撲を御覽ぜらる。野見宿禰力や勝りたりけん、蹶速が腰を打ちくじきて、たちどころに踏み殺し侍りき。是れ相撲の始ならむかし。

祈年穀奉幣

是れは年穀を祈らんが爲に、廿二社に幣を奉らる。二月と七月と二度あり。委しき事はさきに記し了りぬ。

〔供御人〕相撲を奉仕する人也。諸國より膂力ある少壯の人を召し給ふ也

〔ことり使〕事執（コトリ）使の略にて、部領使と書く、相撲徵集の事を執る役にして、近衞府の下官これに任ず。

〔内取〕相撲の下習し也。府内取と御前内取とあり、委は御前内取也。

〔犢鼻〕股塞（フマタサギ）の約、股引の短くせし如き物也。

〔相撲の奏〕相撲取組を奏上する番附

〔亂聲〕笛鐘鼓を盛に打ち奏するを云ふ。文德實錄に、左右相撲司率二樂人於新成殿一盛奏二亂聲一とあり、

〔拔出〕前日の勝者及不參者をすぐり選びて行ふ也。

仁王會

是れも春の所にあり。

八月

八朔ノ風俗

此の事は、更に本說なし。又正親にもあらず。堅固、世俗の風儀なり。或る假名の記に、建長の頃より此の事あり。初は田の實とて、米を折敷土器などに入れて、人の許へ遣しけるとかや。又圓明寺太閤の文永の記に、此の七八年より此の方、殊に天下に流布せる由、載せられたり。誠に建長の頃よりの事なるべきか。或說には、後嵯峨ノ院いまだ若宮にて、外戚通方卿の亭に御座ありし時、御閑素を慰め申さんとて、近習の男女、密々に奉りけるに、其の後不思議に聖運を開かせ給ひしかば、御嘉瑞なりとて、內々御沙汰ありけるなども申し傳へたり。彼れ是れいづれも確かなる事なし。又眞實始まりたる年紀も分明ならず。譬へば、後嵯峨院の御治世の時分よりの事なるべきにや。然るに、今、年中行事の中に記し加ふる事、詮なしといへども、此の頃殊に世に盛にもちあそぶ事なれば、筆のついでに記し侍るなり。猶々まことしき公事にては、ゆめゆめあるまじきなり。

〔八朔〕八月朔日の義也。
〔堅固〕確にの意、當時の用語也。
〔折敷〕細き木を折り廻して緣とせし盆、食物盃などを載するに用ふ、足付のものもあり。
〔圓明寺太閤〕一條前關白實經公也。
〔通方卿〕大納言源通方也。
〔後嵯峨院云々〕辨內侍日記寶治元年八月一日の歌に、たのめば深きにほひとぞなる、とあり、又た正應二年御記に、けふ家々のいとなみにて、たのむ人に物奉る云々とあり。たのむは田實にて八朔祝ふ也。依て後嵯峨天皇より以前に其事既に行はれしものの如し。

釋奠　上丁日

春二月におなじ。

北野ノ祭　四日

北野の天神の御事は、人みな知れる事にて侍れど、あら〱記し侍るべし。昔延喜の聖ノ帝に、右大臣從二位菅原朝臣とて、仕うまつらせ給ふ。御父は參議是善卿と申し侍りき。昌泰四年四月廿五日、左大臣時平公の讒言によりて、太宰帥に遷され給ふ。其の外十二人、同じき廿七日に左遷せらる。延喜三年二月廿五日、配所にして遂にかくれ給ふ。其の後天滿天神と申し奉りて、天下舉りて、崇め奉る。延喜の御時より、漸く天神の御靈とて、世の中に恐ろしき事ども出で來しかば、延喜廿三年四月廿日に、又宣命を下して、贈官贈位などの事ありて、昌泰四年の宣命をば燒き捨てらる。天曆元年七月に、託宣ありて、右近の馬場に跡を垂れ給ふ。けふの祭は、一條院の時より始めらる。官幣など祇園におなじ。

定考　十一日

是れは昔六位以上の加階をする人は、彼の藝能、行跡、恪勤を擇びて、榮爵を給ひけるなり。

〔左遷〕秩位を貶すゐを云ふ。史記索隱注に、右貴左賤、故謂ニ貶秩一爲ニ左遷一とあり。〔世の中に云々〕北野緣起に、延長八年六月廿六日、清涼殿の坤に雷火出で來りて云々、是れ天滿大自在天神十六萬八千の眷屬の中の第三使者、火雷風毒王のしわざなりとぞ云々、と見えたり。〔藝能云々〕令制に凡應レ選者、皆審ニ狀迹一、銓擬之日、先盡ニ德行一、德行同取ニ才用高者一、才用同取ニ勞效多者一とあるは是れ也、恪勤は愼みてよく勤め努むる也。〔榮爵〕宜しき位、爰は五位を云へり。爵は位の總號也

上卿、官の東廳の座に著きて、事を行ふ。次に朝所について、三獻の儀式あり。次に宴穩の座に着く。又各々三獻あり。挿頭の華を、上卿以下の冠に挿す。大臣は白菊、納言は黄菊、參議は龍膽其の外は、皆時の花を挿す。造花にあらず。大かたは、二月の列見に同じ。式兵の兩省より、諸司の輩の上日を選成する事を、列見といふ。それをかき集めて奏するを擬階ノ奏といふ。此の人々を選び出して定め侍るを、定考とは申すなり。定考と文字には書きて侍れど、考定と、さかさまに讀み侍るが、口傳にて侍るなり。選敍令に委しき事は載せたり。其の儀式などは、次第に見えたり。十二日には、また小定考とて、大辨以下の人、東廳に着きて、行ふ事あり。

石淸水放生會　十五日

内裏にては異なる事なし。上卿、宰相、辨、衛府など男山に向ふ。宣命、内藏寮の使に給ふ。抑々八幡大菩薩と申し奉るは、人王第十六代の帝、應神天皇の御事なり。仲哀天皇の第四の皇子、御母は神功皇后なり。胎中天皇とも、又は譽田天皇とも名づけ奉る。天下をしろしめすこと四十一年、百十一歳の寶算を保たせ給ふ。欽明天皇の御代に、始めて神と顯れて、筑紫の肥後の國菱形ノ池といふ所に跡を垂れ給ふ。人王十六代譽田ノ八幡丸なりと託宣ありき。譽田は元の御名、八幡は垂跡の號、後は豐前の國宇佐の宮に鎭まり給ひしかば、聖武天皇東大寺建立の後、

〔官の東廳〕太政官の東廳也。太政官は大内裡八省院の東、東廳は正廳の前東方に在り。
〔挿頭の華〕冠に挿す飾の花にて生花造花を用ひ後世は金屬にて造る、種類挿方は官位禮典に從ひ同じからず
〔小定考〕番長以下に就き行ふ定考也
〔八幡大菩薩〕菩薩は佛教にて佛の次に位する稱號、其中行深きを大菩薩と云ふ。八幡は神なるも西方阿彌陀佛の垂跡となし此號を稱する也。神に菩薩の號ある事是れより始まる。
〔肥後云々〕菱形池は豐前國宇佐郡に在り、肥後は誤也。
〔宇佐の宮〕豐前國宇佐郡に在り。

巡禮し給ふべき由託宣あり。仍て威儀を調へて迎へ申さる。又神託ありて御出家の儀ありき。やがて彼の寺に勸請申さる。されど勅使などは猶宇佐に參りき。淸和の御時は、大安寺の僧行敎、宇佐に詣でたりしに、靈告ありて、今の男山石淸水に遷り住ませ給ふ。然ありし後は、行幸も奉幣も、石淸水に在り。一代に一度宇佐へも勅使を奉らる。二所の宗廟と申すは、天照大神に、八幡大菩薩の御事なり。八幡大菩薩と申す御名は、御託宣に、得レ道來不レ動二法性一示二八正道一垂二權迹一皆得レ解二脫苦衆生一故號二八幡大菩薩一とあり。八正とは、內典に、正見、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正定、正念、これを八正道といふ。大よそ心正なれば身口はおのづから淸まる。三業に邪なくして、內外眞正なるを、諸佛出世の本源とす。神明の垂迹も皆これが爲なり。又は八方に八色の幡を立つる事あり。密敎の習に西方阿彌陀の三昧耶形なり。其の故にや。行敎和尙には、彌陀三尊の形にて見えさせ給ひけり。光明袈裟の上にうつらせましましけるを、頂戴して、男山には安置申されけるとぞ。神明の本地をいふ事、正しからぬ類ひ多く侍れど、大菩薩の垂迹は、昔より明らかなる證據御座しますにや。或ひは又、昔靈鷲山にして、妙法花經を說くとも、或ひは彌勒なりとも、大自在王菩薩なりとも託宣し給ふ。中にも八正の幡を立てゝ、八方の衆生を濟度し給ふ本誓、よく〳〵思ひ入りて崇敬し奉るべきなり。さて放生會の起こりは、元正天皇の御字、養老四年九月、異國襲來の時、大菩薩の神力に因て、たやすく異敵を退け侍りて後、大菩薩の託宣に、合戰の間、多くの人を殺しぬ。放生會を行ふ

〔大安寺〕大和國添上郡に在り

〔行敎〕武內宿禰十六代の孫也。

〔三業〕身口意三つのものゝ所作也。

〔密敎〕眞言宗の說く敎也。

〔三昧耶形〕諸佛の本誓を標幟する器形を云ふ。

〔彌陀三尊〕阿彌陀佛（中）觀音菩薩（左）勢至菩薩（右）の三體を云ふ。

〔本地〕所現の化身に對して佛の本身を云ふ。

〔靈鷲山〕天竺摩竭陀國の山也。

〔大自在王菩薩〕色界の王也。

〔異國襲來〕政事要略には當時大隅日向の邊民朝政に服せざる者あり合戰ありし由見えたり。

べきなりとありしによて、毎年に諸國にて、此の事あり。放生の甚じき事、最勝王經の長者子流水品の、池魚の事より起れるにや。誠に生けるを放つ御誓のほど、深かるべし。延久二年より、行幸に准ぜられて、六府以下供奉する事にはなれり。早旦に猪鼻を神輿下らせ給ふ時は、行幸の儀式にて、音樂の聲雲を過め、衣冠の裝日に耀く。それに引きかへて、還幸の有樣は、神人法師ばらにいたるまで、白杖をひきて、歸らぬ道に送り奉る儀式なり。朝に紅顏ありて世路にほこれども、夕には白骨と成りて郊原に朽ちぬと申す、世の有樣を示し給ふ、神慮のほど量り難く尊き事どもなり。

駒牽　十六日　駒牽の外は近代皆逗留の由なり

今日は信濃の勅旨牧の馬を奉る。六十疋なり。もとは十五日にて侍りしかども、朱雀院の御國忌に當るによて、十六日になさる。天皇南殿に出御なりて、御馬を御覽ず。上卿御馬の解文を奏す。事果てゝ公卿以下次第に御馬を給はる。馬の差綱を取りて、御前に進みて一拜す。取り殘しの御馬をば、引分の使とて、次將をもて、院東宮など、然るべき所々へ參る。十七日には、又甲斐の國の、穗坂の御馬を牽かる。二十日には、武藏の國小野の御馬四十疋牽かる。其の外秩父の御馬二十疋、立野の御馬十五疋、毎年に奉る。二十三日には信濃の望月の御馬二十疋、二十八日には、上野の御馬五十疋牽かる。さしたる事なし。

〔長者子流水品〕最勝王經第九卷也。長者の子流水慈悲の心深し、野生池の水渇し魚死に臨むを見、これを滿して魚を濟ふ。流水は卽ち佛なりとの由を記述す。

〔猪鼻〕坂の出崎也

〔音樂云々〕列子に見えし秦青の故事により物せり。

〔白杖〕白樫にて作れる杖、御葬禮の供奉人これをつく

〔朝に云々〕藤少將義孝の作也、和漢朗詠集に出づ。

〔勅旨牧〕諸國の牧地中官馬貢進の旨御詔ありし牧也。

〔御國忌〕朱雀天皇は天曆六年八月十五日崩御遊ばさる

〔馬の解文〕馬の毛色等を記せる貢馬の送り狀也。

季御讀經

二月八月、年に二度あり。

九月

御燈　三日

三月におなじ。

不堪田奏　七日　或曰九月五日

是れは諸國の田の、損亡したる所々の目錄をして奉る。それにつきて、租稅を三分二など免じ給ふ事あり。こまかに諸國より坪付帳を奉れば、大臣陣に着きて定め申して、諸國に施行し侍りしなり。つくりに堪へざる田といふ心に、不堪田とは申すなり。其の外さしたる事なし。

重陽宴　九日

九月九日は、節日にて侍れば、菊花の宴行はるゝなり。是れを重陽宴と申す。九月九日は月と日と九陽の數にかなふが故に、重陽とはいふなり。昔は天子南殿に出御なりて、節會行はる。

〔季御讀經〕八月には第三日の論義を行はず。

〔不堪田奏〕古書多く不堪佃田奏に作る、官奏とも云ふ。

〔坪付帳〕損亡の田坪を記せる帳簿也八月卅日迄に奏る

〔大臣陣に云々〕これより先坪付帳上奏及諸卿勘申の奏あり、其後日を定めて左大臣以下諸卿着陣して議定すこれを不勘定と云ひ、不勘定を上奏するを不堪和奏と云ふ。

〔つくり云々〕耕作に堪えざる内十分一迄の損亡を例不堪、十分二以上を過分不堪と云ふ。

〔昔は云々〕江次第には節會を載せず依て當時は既に此儀絕えし事と見ゆ

上達部御子たちより始めて、其道のは、皆探韻賜はり、文作りて文臺に居ゑて講ぜらる。十月の旬のみにあらず、今日も氷魚を賜ふ例あり。又群臣に菊酒を賜はる。大かたは五日の節會に同じ。御帳の左右に、茱萸の嚢をかけ、御前に菊瓶を置く。又は茱萸の房を折りて、頭にさしはさめば、惡氣を去るといふ本文あり。昔費長房といふ仙人、汝南の桓景に語りて曰はく、九月九日汝が家に災あるべし。茱萸の嚢を縫ひて臂にかけ、山に登りて菊酒を飲まば、此の災消ゆべしと申しければ、其の日に至りて敎の如くせしかば、其の身は恙なくして、家中の鷄犬羊悉く死にたり。斯樣の功能侍るによて、今日は菊酒を飲むといひ傳へたり。

例幣　十一日

一日より今日に至るまで、僧尼重輕服の人參内せず。是れは大神事なる故なり。例幣とは伊勢大神宮へ御幣を奉らせ給ふ、毎年の御事なるによて、例幣とは申す也。昔は神祇官へ行幸なりて、此の事行はる。祭主中臣忌部卜部など參りて、御幣を請け取りて出づ。使の王御馬申す事など、常の奉幣の如し。此の事朱雀院の御時より始まる。今神風の伊勢の國に御鎭座ありし事を思ふに、垂仁天皇の廿五年三月に、倭姫命○のをしへによて、五十鈴の川上に神宮を造らる。偖外宮は、内宮鎭座の後四百八十四年を經て、雄略天皇の御宇に跡を垂れさせ給ふ。養老五年九月十一日に、始めて宮幣を奉らる。

〔上達部〕公卿と云ふに同じ、三位以上を云ふ。
〔文作り〕作詩也。
〔文臺〕書籍短册など載する机、後世は詩歌會に懷紙短册等を載する小形のもののみに云ふ
〔氷魚〕白魚類似の魚、宇治川の産也。
〔茱萸〕胡頽子也。
〔昔云々〕續齊諧記に見ゆ。
〔重輕服〕服は忌服也。其内君夫二親の忌服（一年）を重服、他（五月以内）を輕服と云ふ。
〔祭主〕神宮に奉仕し祭祀其他を掌る總官、神祇官大副の兼官にて、中臣氏これを世襲す。
〔使の王〕諸王の中より選び例幣使として神宮に派遣せらるゝ者也。

撰蟲

是れは、あながち式ある事にはあらず。殿上の逍遙とて、殿上人ども遊びて、嵯峨野などへ向かひて、蟲を籠に撰び入れて奉る。是れは堀河院の御時より始まる。おほよそ、松蟲鈴蟲などは、誰れ人も内裏に奉る。又賀茂の社司などに仰せられても召されけるとぞ。

十月

旬　朔日

十一月一日は、まづ御衣がへあり。掃部寮夏の御裝束を撤して、冬のに改め更ふ。天皇南殿に出御ありて節會あり。是れを孟冬の旬とは申すなり。二獻の後、氷魚を群臣に給ふ。孟夏の旬には扇を賜ふ。大かたの儀は孟夏に同じ。近頃は宜陽殿にて平座あり。（賜₂氷魚₁儀、陪膳ノ采女隨₂天氣₁御膳の氷魚を取りて、王卿に賜ふ。王卿搔₂取之₁なり。鹽を添へて賜ふを、鹽にさして喰ふなり。）

亥子餅　上亥日

此の餅は内藏寮より供へ奉る。朝餉にて聞召す。十月の亥日餅を食すれば、病なしといふ本說

〔堀河院云々〕嘉保二年八月の事也、著聞集に見ゆ
〔孟冬〕孟は始め也
〔御裝束〕殿中の裝飾などを云ふ。衣の意に非ず。
〔陪膳〕天皇に供御を奉する時伺候する人也。典侍采女（往時）を用ひ、時に殿上人公卿これに當る。
〔采女〕上古陪膳を勤めし女官、後ち其官廢れ、陪膳采女の名殘れるも其實は典侍の勤むる所となれり。
〔家子餅〕亥子形に作り、大豆小豆胡麻等七種の粉を合せて製せるもの、又た玄猪餅と云ふ此日の祝を猪子祝玄猪祝と云ふに因める名也。
〔本說〕據ある說也

あり。此の事いつ頃より始まるとも見えず。延喜式に載せたれば、往古よりはやありける事ならむかし。承安四年に沙汰ありて、大外記賴重、師尙など勘文を參らす。それも本朝の起こりをば、たしかにも申さず。皆本書本說を載せたり。

射場始　五日

まづ此の月の三日に、左右衞門弓場の垜を築く。その日は天子弓場殿に出でさせ給ひて、弓を御覽ずるなり。公卿以下束帶にてこれを射る。天子御射席を敷かれて、弓矢を御座の左右の脇に立てらる。是れ群臣と齊しく、弓を射たまふよしなり。誠に文武二つの道は、一つを缺くべからざるが故に、今天子も弓場殿に出でさせ給ひて、武道を習はせ給ふなり。口傳に射場始なくば明年賭弓あるべからず。賭弓なくば、相撲の節ある可からずと申すなり。

殘菊宴　五日

昔菊花の宴は、九月九日にて、又殘菊の宴とて、十月五日に行はれしなり。是れも群臣詩を作り、酒を賜ふ事、重陽におなじ。

興福寺法華會　六日

〔賴重〕年中行事祕抄賴業に作れるが正しからむ。賴業は堀河院の頃の人〔師尙〕中原師元の子也。
〔左右衞門〕宮城の外門を守る職也。
〔弓場〕校書殿弓場殿の東方に設く。
〔束帶〕冠、袍、半臂下襲、單、袙、表袴赤大口、石帶、魚袋襪、履、笏、檜扇等具備したる正裝也天皇以下百官朝廷公事の際着用す。禮服より輕く、衣冠より重し。
〔殘菊〕菅家文書に黃華之過二重陽一、世俗謂二之殘菊一云々、と見えたり。
〔興福寺〕奈良にある法相宗の大本山也春日社を管掌して藤原氏の氏寺として中世に榮えたり

九月三十日より七ヶ日の間、南圓堂にして妙法の大會を開かしむ。是れは十月六日、長岡ノ大臣内麿の御忌日によてなり。閑院ノ贈太政大臣冬嗣公は、彼ノ大臣の御子たるによて、父の御ために、はじめて行はせ給ひけるにや。さても興福寺南圓堂の本尊、不空羂索觀音の像、并に四天王の像は、長岡ノ大臣の造立し給ひしを、後に閑院ノ大臣の、南圓堂を建てゝ、此の本尊を安置し給ひしなり。「補陀落の南の岸に堂建てゝ、北の藤波今ぞ榮えむ。」と、春日の明神、人夫の中に交はり給ひて、遊ばされし事は、此の南圓堂を建立の時なり。されば藤原氏も、南家、北家、式家、京家とて、四家に分れたりしかども、三家は絶え果てゝ、北家のみ榮えぬることは、偏に彼の神歌の德なるにや。

維摩會　十日

是れは十月十日より、十六日に至るまで、七ヶ日の間、興福寺にて、維摩經を講ぜらる。十六日は大織冠の御忌日なる故なり。興福寺は、大織冠の御願とはいひながら、其の御子淡海公こそ、誠には作り立てられしか。又は山階寺とも申すなり。大織冠病惱に冒され給ひて、今はと見えさせ給ひける時に、百濟の尼、名をば法明といふ人あり。大臣に申さく、我れ大乘を持す。名を維摩經といふ。其の經の中に、問疾品といふ所あり。もし是れを讀誦し給はゞ、御病は直らせ給ひてんと申すによて、則ち此の一品を誦するに、未だ誦しも終はらざるに、大臣の御病

〔妙法の大會〕妙法蓮華經講讃大法會の義也。
〔長岡大臣内麿〕不比等の曾孫也。
〔不空羂索觀音〕七觀音の一也。
〔補陀落〕觀音の住所と傳ふる山名也
〔北家云々〕北家は不比等二子房前の後、式家は三子宇合の後、京家は四子麻呂の後也。
〔北家のみ云々〕北の藤波は藤氏北家の流の意なる故也
〔大織冠〕大化の冠制所定の人臣第一の位冠也、天智帝始めてこれを鎌足に賜ひしより同公を稱す。
〔山階寺〕鎌足の夫人山城國山階鄕に建立せる寺也。不比等これを勸請して改號せる也。

直らせ給ひき。大臣稽首合掌して、生々世々大乘に歸依せんと誓はせ給ふ。然るに、維摩會は和銅七年に、淡海公興行せられて、于レ今絶ゆる事なし。此の會は、唐國までも聞こえ侍るとかや。北野天神の御詩にも、名聞二三國一會、留二興福一朝之爲レ朝、蓋是ノ會力、と作らせ給ひけるとなむ。

大粮申文

初雪見參

昔初雪の降る日、群臣參内し侍るを、初雪の見參と申すなり。桓武天皇延暦十一年十一月より始まる。初雪に限らず、深雪の時は必ず諸陣見參を取るといへり。此の事絶えて久し。一條の院の御時より此の方、雪の山といふ事あり。清少納言ノ記に見えたり、それは所ノ衆瀧口など、大内に參じて、藤壺に雪ノ山を築きしなり。雪の不足なる時は、所々の御願寺へ仰せられぬれば、執行法師これを奉りけり。春ノ雪も沓の鼻の隱るゝ程なれば、所ノ衆以下必ず參内して、雪ノ山を築きけるとぞ。

十一月

御贖物　一日

〔稽首〕頭を下げて地に至るを云ふ。
〔大乘〕天台華嚴法相諸宗の奉ずる教興福寺は法相宗にて大乘を修む。
〔大粮申文〕諸寮諸司六衛府等より月俸食料を請ふ書也倚此條本文なきは脱漏せしと見ゆ。
〔所衆〕藏人所の下官也。
〔瀧口〕藏人所にて所衆に次ぐ下官也清涼殿の艮御溝水の落聚する處を瀧口と云ひ、爰に候ずる故に名づく。
〔藤壺〕内裏五舍の一、飛香舍也。其庭に藤を植ゑたるより名づく。
〔御願寺〕天皇皇族等の御本願により建立せられし寺也
〔執行法師〕寺の執事役僧を云ふ。

六月におなじ。

供忌火御飯

是れも六月におなじ。

御暦奏

中務省より明年の暦を奏るを、昔は南殿に出御なりて、是れを御覽あり。出御なき時は、内侍所につく。白虎通に、周の世には、十一月を正月とす、是れを暦家に、天正月といふ。殷の代には十二月を正月とす、地正月といふ。夏の世には今の正月を正月とす、人正月といへり。十一月は一陽の始めて生ずる月なれば、一年の暦數を勘へて、今日天子に奏るなるべし。我が朝に暦の始まりし事は、欽明天皇の十四年、百濟の博士が奉りけるとかや。

朔旦冬至　一日

是れは十一月一日の冬至に當るをいふなり。廿年に一度まはる事にて、めでたき祥瑞なるによて、其の年は主上南殿に出御なりて、旬を行はる。公卿賀表を奉る事などあり、神龜（聖武）二年十一月に、天皇大安殿に出御にて、冬至の賀辭を受け給ふ由、國史に載せたり。我が朝のみにあら

〔中務省〕大内裏建禮門の南に在り。至尊に侍し、其他宮中の事務、五位以上の位記を掌る
〔白虎通〕五經の異同を考定せし書にて、漢の班固撰す、凡そ四十四卷也。
〔天正月〕冬至過ぎて日行再び北方に還る時即ち天道の正月の意にて十一月を云ふ。
〔今日〕十一月一日を指す。
〔廿年云々〕十九年目、廿年目の事もありき、廿年は大體の年數也。
〔大安殿〕大極殿の古名也。大は第一の正殿なれば稱し安殿はやすみどの約にて安らけく天下を知り給ふ殿の意なる由玉勝間に見えたり。

〔異國云々〕漢土にては最これを重ず
〔相嘗祭〕新稲にて醸せる酒を天皇飲み給ひて、諸神にも相饗(ア)へし給ふ儀也。
〔大倭〕大和國山邊郡に在りて大國魂神を主神とす。
〔穴師〕大和國城上郡に在り。
〔恩地〕河内國高安郡に在り。
〔意富〕大和國十市郡に在り。
〔葛木鴨〕大和國葛上郡に在り。
〔宗像〕筑前國宗像郡に在い。
〔氏人〕宗像氏を指す、大己貴神の裔にして、代々宗像社の大宮司也。
〔湍織津姫命〕神代紀、湍津島姫に作る。湍織津姫の別名也。

ず、異國にも例ある事なり。年中行事にもあらず。あながち記すべきにはあらねども、日を定めたる事なれば、筆のついでに十一月一日の事に、聊か記し加へ侍るなり。

相嘗祭　上卯日

神祇令には、大倭、住吉、大神、穴師、恩智、意富、葛木ノ鴨、紀伊ノ國日前等なり。神主各々官幣をうけて執り行ふ。近き頃は絶えて沙汰なし。延喜式には、相嘗ノ祭の神七十一座と見えたり。相嘗と書いて、あひむべの祭とよむなり。

宗像祭　同日

筑紫の胸形ノ社の祭なり。氏人これを執り行ふ。此の神は天照大神と、素戔嗚尊と誓ひ給ひし時、素戔嗚ノ尊の生み給ひし御神なり。田心姫ノ命、湍織津姫ノ命、市杵嶋姫ノ命、この三神なり。日本紀の神代上巻に委しき事は見えたり。

山科祭　上巳日

四月におなじ。

平野祭　上申日

是れも四月に同じ。臨時の祭も同じくあり。

春日祭　同日

是れも二月に同じ。

杜本祭　同日

四月におなじ。

當麻祭　同日

同じ。

率川祭　上酉日

二月に同じ。

〔平野祭〕二十二社註式に、第五十八代淸和天皇貞觀元年十一月九日始祭或說、第五十代桓武延曆被ニ始行一之或云、第五十二代嵯峨弘仁被レ行ニ御祭一、或云、第五十五代文德仁壽元年十月被レ行レ之、と見えたり。

〔春日祭〕三代實錄に、天安二年十一月庚申、停ニ平野春日祭一、貞觀元年二月十日丙申、春日祭如レ常とあり、依て本書頭に貞觀元年に始まるとせるは誤なるべし。

〔杜本祭〕年中行事祕抄に、延喜九年云、左右馬寮廳、以ニ一寮御馬一、互供ニ奉兩社祭一、とあり、兩社は杜本當宗兩社也。

梅宮祭　同日

四月に同じ。

當宗祭　同日

四月に同じ。

中山祭　同日

おなじ。

松尾祭　同日

四月に同じ。但し冬は酉の日なり。夏は上の申の日なるべし。

大原野祭　中子日

二月に同じ。春は上ノ卯ノ日なり。冬は子ノ日なり。

〔梅宮祭〕年中行事祕抄に、元慶三年十一月六日、停ニ梅宮祭ハ云々、歴ニ承和、仁壽二代ハ、以爲ニ宮祠ハ、今永停廢焉、寛和二年十一月廿一宣旨云、新依ニ御願ー初復ニ舊基ハ、以ニ今月廿五日ハ、令ニ勤仕ハ、但自ニ明年ー可レ用ニ式日ハとあり。

〔松尾〕舊記に、大寶元年、秦都理始造ニ立神殿ハ、立河紀居齋子供奉、天平二年預ニ大社ー者、とあり、又た先代舊事本紀に、此神者、坐ニ近淡海國之比叡山ハ、亦坐ニ葛野郡松尾ハ、用ニ鳴鏑ー神云々、とあり。

〔大原野祭〕舊記に文德天皇嘉祥四年二月丁卯、別制ニ大野祭儀ハとあり。

園并韓神祭　中丑日

二月に同じ。中ノ丑ノ日とはいへども、新嘗祭より後ならば用ゐず。たゞ上ノ丑ノ日あるべし。

五節　同日

丑二つある時は上ノ丑を用ゐ、或ひは下ノ丑ノ日を用ゆる也。

中ノ丑ノ日をば、五節の帳臺ノ試といふ。常寧殿にて主上御覽あり。五節の舞姫は五人なり。參入の儀式あり。うち／＼參るをば曉座といふ。皆參りとゝのほりて、帳臺に出御なり。殿上人ども、脂燭に候ふ。主上御直衣に御指貫にて、御沓を召さる。主上の御指貫を召さるゝ事は、この時の外はなし、但し御鞠の時は、帳臺ノ試に准じて召さるゝなり。帳臺に御座しますほど亂舞あり。びんだたらなど謠ふ。大歌小歌などいふ事あり。寅ノ日は殿上の淵醉あり。朗詠今樣など唱ひて、三獻果てゝ亂舞あり。次第に沓をはきて、北の陣を廻りて、五節所に向ふ。其の後所々に參りて、推參などあり。郢曲の輩、推して參らむなど唱ふ。后宮女院など淵醉あれば、今日明日の程なり。今日御前の試あり。御殿の廂にて亂舞あり。櫛などを置かる。昔は年々に行はる。今は大嘗會の時より外はなきにや。昔は狩の使などいふ事ありければ、今日五節所に賜はらむ爲に、交野の雉などを召されしに、使のありしを、狩の使とは申すなり。卯日は童女御覽清涼殿に召して御覽ず。下仕殿上に召す。抑ゝ五節の舞姫のおこりは、昔天武天皇芳野の宮にま

〔常寧殿〕皇后中宮女御等の御居所也
〔舞姫〕女御公卿雲客國司これを獻ず
〔脂燭〕松の細片に紙を卷き油を引きたる點火の料也。
〔指貫〕袴の一種、裾を絲にて指貫きて足に括りつく。
〔びんだたら〕郢曲の名也。
〔大歌〕古風の歌也
〔小歌〕當世の歌也
〔淵醉〕淵は深き義無禮講の酒盛と云ふが如き意也。
〔北の陣〕玄輝門也
〔推參〕今樣の一也
〔郢曲の輩〕郢曲に堪能なる殿上人也郢曲は今樣風の歌
〔櫛云々〕舞姫御前へ參り櫛包置く也
〔交野〕河内國交野郡にある野の名也
〔下仕〕舞姫を後見する女也。

しノ＼て、琴を彈き給ひし時、前の峰より、天女天降りて、天の羽衣の袖を、五度飜して、「をとめどもをとめさびすもから玉を、袂にまきてをとめさびすも、」と謠ひけるとかや。然るを天平五年五月に、まさしく內裏にて、五節の舞はありけるとぞ。

鎭魂祭　中寅日

それ人には魂魄の二つの靈あり。魂は陽氣、魄は陰氣なり。此の祭は離遊の運魂を招きて、身體の中府に鎭むる功能あり。宇摩志麻治ノ命の時より事起るよし、舊事本紀などに見えたり。此の祭を、如法に行はるれば、殊勝の御祈となるべきにや。然れば、白河ノ院は、御脫屣の後も院中にて猶行はれ侍りき。東宮中宮にても、年々ある事なり。文德天安二年に止められ侍りしを、興行せられて、清和貞觀元年十一月、神祇官にて行はる。今は年々の事になれり。

新嘗會　中卯日

新嘗會は、神今食に同じ。葉盤の數十二なり。其の外かはらず。是れは今年の初稻を、神に奉らせ給ふ義なり。代の始には、大嘗會といひ、年ごとのをば、新嘗會と申すなり。卜食の人々、摺衣日蔭を着す。用明天皇二年四月より、新嘗の事は始まる。大かたは神代より事起れり。日本紀にも、天照大神新嘗きこしめすと見えたり。

〔をとめさびす〕乙女振りすの意也。

〔それ人云々〕左傳に、人生始化曰レ魄、既生レ魄、陽曰レ魂、と見えたり。

〔脫屣〕讓位也。堯帝舜に位を讓るに屣を脫ぐが如く易かりし故事に出づ。

〔葉盤〕竹針を作り是れに柏の葉を挿し合せて皿の如くせるもの也。食物を盛りて神に奉る。

〔代の始云々〕古は大嘗新嘗を混同して用ひ記せしが、天武天皇御卽位二年に大嘗あり、五年六年に新嘗ありこれより區別明かとなれる也。

〔卜食の人々〕卜に合ひたる人々の義卜定せる祭官也。

〔日蔭〕日蔭蔓を云ふ。（四六頁參照）

〔諸司の小忌〕私の小忌に對して、上より貸し渡さるゝ小忌服を云ふ。
〔青摺〕摺衣也。山藍にて青く摺れる故かく呼ぶ也。
〔大歌別當〕大歌所の長官也。
〔大辨催して〕建武年中行事に大歌催して、とありて意よく通ず大歌の所員を催誘してと也
〔露臺の亂舞〕露臺は南殿仁壽殿間の渡殿也。そこにて唱ひつゝ、袖打返へして舞ふ也。
〔立ち樣〕立ち舞の樣式也。
〔書司〕書籍筆墨絲竹の事を掌る後宮の役所也。
〔悠紀〕潔齋の義、天神を祭る也。
〔主基〕濯ぎ清める義、地祇を祭る也。

豐明節會　中辰日

是れは今年の稻を、神に奉らせ給ひて、君も聞召し、臣下にも給ふ故に、節會行はる。新嘗の祭に參りたる上卿、宰相、辨、小忌を着る。よべは諸司の小忌を、束帶の上に着たるを、今日はうるはしく、青摺を用ゐる。上卿、宰相、外辨の上首を勤む。南殿の廂に兀子を設けて、内辨以下座に着く。白酒黑酒の盃を取り、大歌ノ別當大辨催して、舞姬のぼり、五度袖をかへして歸り入る。事に堪へたる上達部、五節所とぶらひて、催馬樂など唱ふ。節會の儀常の如し。節會の程、露臺の亂舞なり。びんだたら謠ふ。殿上人の立ち樣などあり。昔は節會の座にて、御遊ある事あり。事に堪へたる人々を、御帳の東に近く召して、此の事あり。書司に御琴召す。御手ならしといふ。十六日の節會などにも、時に隨ひて此の事はありしなり。今日辰の日の節會は、大嘗會の時は、辰ノ日を悠紀の節會、巳ノ日を主基の節會と申すにや。

吉田祭　中申日

四月におなじ。

日吉祭　同日

おなじ。

日吉臨時祭　同日

是れは建暦三年十一月十八日より始めて、殿上の使を立てらる。過ぎぬる八月に、延暦寺の衆徒、長樂寺にて官兵の爲に多く誅せらる。斯様の事によて、其の比より御願ありけるとなん。

賀茂臨時祭　下酉日

まづ衆日に試樂調樂などいふ事あり。當日の儀式、御禊、庭の座など石清水に同じ。社頭の儀はてゝ、使舞人歸り參りて、還立の儀あり。孫廂に御床子を立つ。御引直衣に、御插鞋をめす。うしろに額の間より出御させ給ふ。階の間の通りの庭、南北二行に座を敷きて、使舞人つく。本末の神樂の所作人、陪從、近衛召人つく。出御ありて、公卿召しあれば、簀子長橋に候す。壁の下に頭以下つきて、使舞人を召す。勸盃ありて、神樂あり。庭燎より始めて、朝倉其の駒まで唱ふ。庭火にも、諸歌あるべければ、人長作法あり。御神樂果てゝ祿あり。此の祭のおこりは、宇多の帝、いまだ王侍從と申し奉りし時、狩し給ひけるに、賀茂の大明神現じ給ひて、臨時祭を賜ふべき由申されけるに、我れは然様の事知り侍らず。帝に申させ給へと申されければ、様ありて申すなりとて、あがらせ給ひけるが、幾程もなくして、思召しもよらぬ位に卽かせ

〔御引直衣〕裾長く引けるより名づく天皇上皇常の御服也、只人は用ひず。〔插鞋〕常の淺沓の底を繧繝と云ふ織物にて貼れる物也〔額の間〕清涼殿弘廂の中央、殿名を額に掲げし下の間〔階の間〕清涼殿母屋第三の間也。東向に階あるによる〔本末〕歌の初段を發聲するを本方、末段を唱ふを末方と云ひ左右に分つ〔庭燎〕下の「朝倉」「其の駒」と共に神樂歌の名也。〔諸歌〕本末の兩段ある神樂歌也。〔人長〕舞人陪從の長を云ふ。〔作法〕庭燎は歌一首にて末段なきより人長末段あ[illegible]由の作法する由也。

給ひければ、寛平元年十一月より、臨時祭を奉らせ給ふ。其の時の使は、本院の大臣時平公、いまだ右中將にて勤め給ひけるとなむ。

十二月

供忌火御飯　一日

六月に同じ。神祇官の御贖物も、六月の如し。

大神祭　上卯日

三輪の大明神の祭なり。四月に同じ。

國忌　三日

天智天皇の御國忌なり。崇福寺にて行はる、朱鳥一年より始まる。天智天皇は舒明天皇の御子、御母は皇極天皇なり。御位に即かせ給ひて、近江の國滋賀の郡大津の宮にまし〳〵き。中興の主にて御座します。國忌は時に隨ひて改まれども、是れは永く易らぬ事となりにき。太祖廟とも申すべきにや。

〔寛平云々〕年中行事秘抄に、寛平元年十一月廿一日癸酉、初出、使、右近中將時平也、と見えたり。

〔崇福寺〕近江國滋賀郡に在りし天智帝御宇創立の寺也延喜式十五大寺の一、また志賀寺とも云へり。

〔大津の宮〕天智天皇六年三月より五年の間居給へる皇居也。

〔中興云々〕蘇我入鹿一族を滅して天下を治め給ひしより、しか申す也。

〔時に隨ひ云々〕文武天皇の朝國忌を律令に定めしより代々疎を除き親を加へ變更ありしが村上天皇以後は必ず天智天皇の國忌を置き給へり。

御體御卜奏　十日

是れも六月に同じ。上卿陣の座に着きて、御卜を奏す。御卜、御前に留る。明年六月までの事をトふ。其の方の神の崇りあらば、祈り申すべき由など載するなり。

月次祭、神今食　十一日

ともに六月の如し。

御佛名　十九日

今日より廿一日まで、三ケ日なり。或ひは一夜も例あり。仁壽殿の御本尊を移して、御帳の中にかけて、南の額の間に、又南北に机を立てゝ、佛像塔形を置く。佛前に香華などを供ふ。廂に地獄變の御屏風を立つ。出居の次將、最勝講の如し。出居の前に、火櫃に折松せさす。女孺これを勤む。公卿廂に着す。初夜、中夜、後夜、各々御導師かはる。指油、藏人これを勤む。かづけ綿の事あり。衣筥の蓋に綿を入れて、簀子の北の方に、内侍の簾下といひて、御簾を掛けて出だす。藏人御導師の方にかづくるなり。事果てゝ名謁あり。所衆瀧口まで、皆名のる。柏梨の勸盃などいふ事あり。それは左近衞府の領に、攝津の國柏梨庄といふ所より、御酒を奉

〔其の方云々〕其トに合へる方角の神社の（神事に穢ありて）崇あらば祈り申すべしと也。
〔御佛名〕年中行事歌合に、佛名は三世の諸佛の佛名を唱へて、六根の罪を懺悔し侍る心なり、と見えたり。
〔御本尊〕觀音像也叉は其本尊の畫像を掛くる也。
〔地獄變の御屏風〕地獄にて亡者の苛責を受くる樣を畫きし內裡御什物也
〔折松云々〕折れる松枝にて火焚く也
〔女孺〕掃除指油其他の雜役を勤むる禁中の女官也。
〔御簾を云々〕元より掛けある御簾の下より出す也。
〔名謁〕名對面也。我名を申すを云ふ

りて、殿上にて勸盃のあるなり。又佛名の中の夜など、大將の宿直奏あり。弓場にて、丑一つのほど、右大將尋ね行ふ。弓弦打ち鳴らす程など、誠に所得たるがほなり。佛名の御導師は、昔は夜もすがら唱へければ、延喜の御代などは夜御殿にて、和琴を搔き合せ給ひけるとかや。此の佛名といふは、三世諸佛の名號を唱へて、六根の罪を滅する心なり。誠に佛名經に說かるる所の功德は、量りなきにや。寶龜五年十二月より始まる。承和の比は、每年佛名三ケ日の間は、諸國にて殺生禁斷のよし、格に見えたり。

御髪上　下午日

藏人御髪の梳り屑を賜りて、主殿寮に向ひて燒くなり。此の外ことなる事なし。

立土牛童子像　大寒日

大寒の日、夜半に陰陽師土牛童子の像を、門口に立つ。陽明待賢門は青色の土牛を立つ。美福朱雀門には赤色なり。談天藻壁門は白色なり。安嘉偉鑒門には黑色なり。郁芳皇嘉殷富達智の四門には黃色を立つるなり。青色は春の色、ひんがしに立つ。赤色は夏の色、南に立つ。白色は秋の色、西に立つ。黑色は冬の色、北に立つ。四方の門に、また黃色の土牛を立て加ふるは、中央土の色なり。木火金水に土は離れぬ理あり。慶雲二年、天下疫癘盛にして、百姓多く失せ

〔大將の宿直奏〕左近衞は夜の亥子の二刻、右近衞は丑寅の二刻夜番して時を奏す、其時大將に尋ねられ名乘るを云ふ。

〔弓弦云々〕鳴弦也邪鬼を拂ふ爲め弓弦を引き鳴す也。

〔和琴〕我國古代よりの琴にてもと六絃後ち七絃八絃となる。神樂及雅樂に用ひらる。

〔六根〕眼耳鼻舌身意を云ふ

〔土牛〕土製の牛也

〔陽明待賢〕大內裏外廓東の二門也。

〔美福〕朱雀門の東に在り。

〔談天藻壁〕外廓西方に在る二門也。

〔安嘉偉鑒〕外廓北方に在る二門也

〔四門〕何れも外廓の四方に在り。

たりしかば、土牛を造り追儺といふ事始まりき。異國の書には、農事の爲めに時を示さんとて、土牛を立つる由見えたり。

荷前　選二吉日一

まづ十三日に、つかさ〴〵を豫て定めらる。使は公卿のも殿上人のもあり。次官副ひたり。荷前の使の定のついでに元日の擬侍從の定めあり。是れは朝賀の爲なり。朝賀なき時も、猶この定めは侍りけるにや。荷前とは、十陵八墓に、年の終りに幣帛を奉らせ給ふない。まづ十陵の第一は、天智天皇の陵、山城の國山階にあり。昔此の帝御馬に召されて、山科の里に行幸ありて、其のまゝ歸り給はざりき。然るに崩所を何處とも知る人なし。只御沓の落ち止まりたる所に、陵をぞ立てける。いと不思議なる事にて侍りき。其の外は田原天皇の田原の陵、桓武天皇の柏原の陵、崇道天皇の八島の陵、仁明天皇の深草の陵などなり。さのみは記すに及ばず。

着鈦政

五月におなじ。

內侍所御神樂

〔異國云々〕禮記に出二土牛一以示二農耕之早晩一とあり。

〔荷前〕諸國より奉る貢調の荷の前を諸陵墓に供するによりて名づく。

〔擬侍從〕明年元日朝賀の式に參列すべき侍從を定むる儀也。

〔十陵〕下文に記せる外、後田邑（光孝）後山階（醍醐）、中宇治（贈皇太后藤原安子）皇宇治（贈皇太后茂子）後宇治（贈后太后茨子）の陵を申す。

〔八墓〕多武峰の鎌足の墓、愛宕の忠仁公良房の墓、葛野の仲野親王の墓其他外戚の墓也。

〔白壁天皇〕光仁天皇を申す。

〔崇道天皇〕光仁天皇皇子早良親王也

〔眞拆葛〕蔓草の一種也。
〔日蔭〕日本紀、蘿に作る、深山の老樹等に垂下れる苔の類也。
〔追儺〕漢土にては單に儺と云ふ。儺に、孔安國の論語注に、「驅‗逐疫鬼‗」とあり。
〔大舍人寮〕中務省の被官、左右あり、宮中の宿直雜事行幸の供奉等を掌る。
〔方相氏〕もと周の役也、事物紀原に、「周官方相氏云々、驅‗疫鬼‗逐之」、とあり。又た内裏式に、方相以レ戈云云、眞逐‗疫鬼‗、とあり、黄文、恐い事とせるは誤也。
〔侲子〕衲を、赤衣衣類を着け、方相氏に從ひ、鬼を追ふ者也。

けるに、天ノ鈿目ノ命、眞拆葛を鬘として、日蔭を襷にして、歌ひ舞ひ、庭火を焚きし古より始まる事なれば、我が朝の風俗、神代の縁起他に異なるべきにや。

御贖物　卅日

六月におなじ。

大祓　同日

これも、六月におなじ。

追儺　同日

今日は儺やらふ夜なれば、大舍人寮鬼を勤め、陰陽寮祭文をもて、南殿の巷につきて讀む。上卿以下これを追ふ。殿上人ども御殿の方に立ちて、桃の弓葦の矢して射る。仙華門より入つて東庭を經て、瀧口の戸に出づ。今宵御前に燈を多く點す。東庭、南殿、壺餐所の前の砌に、燈臺を隙なく立てゝ點すなり。追儺といふ事は、年中の疫氣を拂ふなり。鬼といふは方相氏の事なり。四目ありて、恐ろしげなる面を著て、楯戈を持つ。又侲子とて、廿人紺の布衣着たるものを率して、内裏の四門を廻るなり。慶雲二年十二月に始まる。此の年天下百姓、多く疫癘

に惱まされ侍りし故なり。

公事根源　終

前王廟陵記

前王廟陵記解題

一

謹んで按ずるに、祭祀は政務の基く所で、太古既に靈畤を樹て、神祇を祀り、大廟を起して祖宗を祭る。其の他は皆山陵を起してこれを葬り、時を以て恒典を行ひ、事あれば則ち親告す。この故に山陵は猶ほ宗廟の如く、臣子たるもの之れを仰いで、以て祭祀の禮始めて備はるべきである。

太古山陵の制は、固より詳にすることは出來ぬが、人皇の世に及び其の制次第に備はり、應神仁德兩帝の如き大陵を見るに至つたのである。然るに佛教漸く行はるゝに及んで、大喪の儀また其の影響を免れず。持統天皇の喪より火葬始めて行はれ、山陵造營の事漸く止み、佛法隆盛を極めし後は、僧侶大喪の儀に與り、薄葬の風行はれ、先王の法次第に變化して來たのである。

武家時代に至り、鎌倉室町を通じて司陵の衙は廢し、陵墓は荒廢に委し、將軍の墳

墓さへ築かぬ程であつたので、陵墓を尊信する風世人の念頭より去り、戰國亂離の世を經て、山陵の荒廢甚しく、遂には其の所在を失ふものもあるに至つたのである。

先づ太祖神武天皇畝傍山東北陵でさへ、其の荒廢は實に甚しいもので、三代將軍の時分に、奈良奉行が大和に帝陵一も無いこと、幕府に上申した程で、陵墓荒廢其の極に達し、又桓武天皇柏原陵の如きも、何所にあるか其の所在が知れなかつた。

江戸幕府元祿の修陵は、せめてその善政の一つである。細井知名は大和郡山の本多侯に仕へて居たが、大和は太祖神武天皇を始め澤山の山陵、一も明に知れて居る所が無い。知名は大に之を憤慨し、會々其の弟知愼（廣澤）が當時の權勢家たる川越侯柳澤吉保に仕へて社寺の事を管掌して居るのを幸ひ、元祿十年春知愼の許へ手書を送つて、山陵修理の事を其の主に進言すべき事を進めた。知愼深く兄の篤志に感じて、其の主吉保に建言し、此が機となつて、帝陵の搜索並に修理の事が決せられたのである。其の著「諸陵周垣成就記」に據るこ、

右都合二十三帝陵場所。御書付之通相尋、其外相應之場所委細遂二吟味一、且又堂上方えも承合候得共不二相知一。

以上。

とあつて元祿の時搜索して不明の山陵が二十三個所も有つたのである。當時推定して周垣を設けたのでも、其の半分は間違つて居ると言はれたのである。以て其の廢頽の程度を推知すべきで、其の何れが山陵であるか其の所在すら判らぬやうになつたのが多數で、又實際所在が知れて居ても、或は盜に發掘せられたり、又は樵牧の場所となり、平夷して田畑となつたり、又は武士の邸宅となつたり、又御陵墓の上に庶人の墓地を設けたり實に千態萬狀である。然るに一方德川氏の墳墓と見ると、實に善美を盡し、中にも日光山東照宮は、輪奐の美を盡して居る事は世界無比である。特別なる勤王家でなくても、普通の日本人ならば公憤するは當然であらう。然うして後年山陵修築の論議には、必ず伴はなくてはならぬ勤王論の勃興を誘起して來たのである。

二

松下見林名は慶攝、字は諸生、號は西峰散人、見林は其の通稱である。姓は橘其の先は世々河内の人で、楠木氏の庶族である。松下村に居るを以て氏となす。父見朴始め

て京都に移り、醫を以て家業となす。後浪華に住居して居た。見林は寛永十四年正月元日大阪天滿街に生る。始めて諸經の句讀を父より受け、年十三にして京都に出で、古林見宜の門に入り、自ら素難、傷寒の醫書を誦し、勤苦最も多し。同學の人其の右に出づるもの無く、年十五にして其の都講となる。二十一の時見宜歿す。之れより後は塾を退き堀河に僑居し、醫を以て業とす。

見林專ら心を我國の古典にひそめ、又漢籍に深く、其の學を京都に講ずる時、白井宗因、黑川道祐等は皆同學の人である。中にも見林最も博覽强記、本邦の記傳を講說した。又每年人を長崎に遣し、舶來の書籍を購求せしめて硏究し、其の所藏する圖書は殆んど十餘萬卷、就いて借覽を請ふものあれば、親疎の別なくそれを許し、毫も愛吝の色がない。

見林年五十を過ぎて高松侯に仕ふ。猶は京都に住す。侯之を優待し責むるに職責を以てせずして、專ら編纂著作に從事せしめた。延寶中京尹戶田忠昌、屢々之を招致して其の講說を聽き、大に其の學術に服し、則ち之を朝廷に奏して、法印の位を授けん

としたが、見林固辭して受けず、元祿十六年十二月七日歿した。年六十七。著す所の書、殆んど三十種、前王廟陵記、異稱日本傳等最も行はる。
見林夙に帝陵の荒廢せるを慨歎し、之を思ふ每に涕涙襟を濡したといふ。帝陵搜索を以て己れの任となし、壯年より舊記を研覈し、親しく實地を踏査し、土地の古老に就いて口碑傳說を聞き糺し、前王廟陵記二卷を著した。實に之れ皇陵に關する空前の名著である。彼が執筆の趣意は、

如レ此善政雖レ備盜賊發レ陵者不レ絕。況及ニ皇綱解一レ紐諸陵寮廢レ職。至レ令下レ人犂爲ニ田園一壑無中完柩上。余雖ニ微賤一每レ思レ之沾ニ涙於草莽袖一。自ニ壯歲一參ニ考舊記一幷自訪ニ其地一或問ニ於故老一記ニ錄之一云々。

と彼が自序に記し「元祿九年中元日、平安城松下見林序」としてあつて、年六十歲の時である。其の執筆の動機が熱誠人を動かすものあるを見るべきである。彼はまた神武天皇陵の所に、其の所感を記して、

今按畝傍山今奈良西南六里。久米寺北俗云慈明寺山是也。東北陵可ニ百年一以來。壞爲ニ糞田一民呼ニ其田一字ニ神武田一暴汚之所爲可ニ痛哭一也。餘ニ數畝一爲ニ一封一。農夫登レ之恬不レ爲レ怪。及レ觀レ之寒心。夫神武天皇繼ニ神代草

味之蹤一東征平二中州一闢二四門一朝二八方一。王道之興治敎之美。實創二於此一。我國君臣億兆當レ致二尊信一之廟陵也。澆季至二於此一。噫哀哉。

と記して居る。幾多後人をして感奮興起せしめる所である。

德川家康及び其の後を承けた秀忠家光等、江戸幕府の皇室に對する態度は、實に寒心すべきものが多かつたが、其の傍系には不思議に勤王心に富んだ人が可なりあつた、水戸義公の兄賴重は讃州高松に封ぜられ、其の後を義公の子賴常が、また水戸より行つて封を襲いだが、皆勤王の志篤く、松下見林を優遇して、前王廟陵記なども、侯の助力の下に刊行せられたこの事である。

前王廟陵記

序

仁賢天皇聖敕曰。忍壞陵墓誰人主。以奉天之靈。藤原吉野諫言曰。山陵猶宗廟也。縱無宗廟臣子何處仰。誠哉斯訓也。是以謀毀山陵處八虐之一。律所不原。志兆域陵地陵戶守戶。兆域內不得葬埋臣庶。及耕牧樵採。令式之急務也。苟前祈禱之禮。其追遠之心。可貴可法而已。如此善政雖備。盜賊發陵者不絕。況及皇綱解紐諸陵寮廢職至令人犂爲田園。壑無完柩。余雖微賤每思之沾淚於艸莽袖。自壯歲參考舊記并自訪其地。或問於故老記錄之。其他懿后維城良相之九原感遠存往。不可不敬。往往有不知名字遠近古冢亦不可不敬

遵昔義。然事多不遑羅縷。今擧前王之諸陵。名前王廟陵記。庶幾令覽者尊本敬始。云爾。

元祿九年中元日　　平安城　松下見林序

前王廟陵記　卷之上

日向埃山陵。天津彥彥火瓊瓊杵尊。在日向國。無陵戶。（延喜諸陵式）

日本書紀曰。可愛之山陵。（可愛。此云埃。）

今按。可愛。今薩摩國頴娃郡。陵戶。見諸陵式。依陵有陵戶守戶。有有陵戶。而無守戶者。有有守戶。而無陵戶者。有無陵戶守戶者。陵戶。其山陵百姓也。守戶。山陵守也。有陵戶。而無守戶者。陵戶兼守戶也。有守戶。而無陵戶者。守戶兼陵戶也。日本書紀。顯宗天皇紀曰。充陵戶。兼守山。是也。

日向高屋山上陵。彥火火出見尊。在日向國。無陵戶。（同）

今按。薩摩國阿多郡。大隅國肝屬郡。倶有鷹屋鄉。高與鷹訓同。蓋二鄉境相接。恐此地之山。

〔天津彥彥火瓊瓊杵尊〕天忍穗耳命の御子、御母は高木神の女、萬幡豐秋津師媛命也。

〔延喜諸陵式〕延喜式中の一篇名也。延喜式は藤原時平の撰。五十卷。朝廷年中の諸儀式百官臨時の作法其の他各國の定例など詳記せるもの也

〔日本書紀〕三十卷神代より持統天皇に至る史實を漢文にて記せるもの也

〔彥火火出見尊〕瓊瓊杵尊の第三皇子御母は吾田鹿葦津姬命也。

〔彦波瀲武鸕鷀草不葺合尊〕彦火火出見尊の御子にして御母は綿津見神の女豐玉姬命也。五瀨命及び神武天皇の御父に渡らせ給ふ。

〔古事記〕三卷、元明天皇の和銅四年安萬侶等勅を奉じて、我國開闢の初めより、人皇第三十四代推古天皇の御代に至る、神人歷代の史實を記せるもの也。

〔先王云々〕先王の祖宗を崇敬され、報德追考の實をあぐるに周到と也。

〔神武天皇〕御諱は神日本磐余彦尊と申し、人皇第一代の天皇に在はして鸕鷀草不葺合尊の第四子、御母は海神の女玉依姬也。

日向吾平山上陵。彦波瀲武鸕鷀草不葺合尊、在日向國。無陵戶。同

古事記曰、高千穗山之西。

今按。今大隅國始羅郡之山。

已上神代三陵。於山城國葛野郡田邑陵南原祭之。其兆域東西一町。南北一町。同

今按。古日向者、今大隅薩摩日向。是也、帝都漸遷東、去西海遠。故於山城國葛野郡祭之。先王報本之意。至矣盡矣、今田邑陵南原不分明。余訪其蹤、粗得捷徑。田邑陵事見下文。田邑陵南有岸、岸南有平原、可方一町。今爲田地。凡四方有封疆。南堅木原也、此地亦屬堅木原。田地中東南有小墳。又西北隅有小社。土人不知其始。蓋此平原本祭神代三陵之地。小築三陵。後世舉爲田、存此等物。崇其靈乎

畝傍山東北陵。畝傍橿原宮御宇神武天皇。在大和國高市郡。兆域東西一町。南北二町。守戶五烟。同

古事記曰。畝火山之北方白檮尾上。

性靈集益田池碑銘序曰。畝傍北峙。

今按。畝傍山。今奈良西南六里。久米寺北。俗云。慈明寺山。是也。東北陵可百年以來。壞爲糞田。民呼其田字神武田。暴汚之所爲。可痛哭也。餘數畝爲一封。農夫登之。恬不爲怪。及覩之寒心。夫神武天皇。繼神代草昧之蹤。東征平中州。闢四門朝八方。王道之興。治教之美。實創於此。我國君臣億兆當致尊信之廟陵也。澆季至於此。噫哀哉。

桃花鳥田丘上陵。葛城高丘宮御宇綏靖天皇。在大和國高市郡。

兆域東西一町。南北一町。守戸五烟。同

古事記曰。衝田岡。

今按。桃花鳥田。衝田。和訓同。

桃花鳥田丘。俗云鳥田丘。在久米寺戌亥。

畝傍山西南御蔭井上陵。片鹽浮穴宮御宇安寧天皇。在大和國高市郡。兆域東西三町。南北二町。守戸五烟。同

〔性靈集〕十卷。僧眞濟の著にして、弘法大師空海の詩賦、上表、碑、銘、尺牘、願文等を撰集したるもの也。

〔益田池碑銘〕一卷僧空海の作にして碑は大和國高市郡に在り。

〔澆季〕末世也。衰微したる時代也。

〔綏靖天皇〕御名は神渟名川耳尊と申し奉る。人皇第二代の天皇に在はして、神武天皇の第三皇子、御母は媛蹈鞴五十鈴媛命也

〔安寧天皇〕御名は磯城津彦玉手見尊と申奉る。人皇第三代の天皇に在はして、綏靖天皇の第一皇子、御母は事代主尊の女五十鈴依媛命也。

〔五烟〕五戸也。

古事記曰。畝火山之美富登。

今按。日本紀御蔭作御陰。和訓美富登。或曰。久米寺西南。

畝傍山南纖沙溪上陵。輕曲峽宮御宇懿德天皇。在大和國高市郡。兆域東西一町。南北一町。守戸五烟。同

古事記曰。畝火山之眞名子谷上。

今按。纖沙溪。眞名子谷。和訓近。或曰。久米寺東南。

掖上博多山上陵。掖上池心宮御宇孝昭天皇。在大和國葛上郡。兆域東西六町。南北六町。守戸五烟。同

今按葛城山東。諸山多。掖上博多山不知何山。葢御所邊。或云。三室村。

玉手丘上陵。室秋津嶋宮御宇孝安天皇。在大和國葛上郡。兆域東西六町。南北六町。守戸五烟。同

今按。玉手丘。玉手村是也。在室村西北河東。

片丘馬坂陵。黑田廬戸宮御宇孝靈天皇。在大和國葛下郡。兆域

〔久米寺〕大和國高市郡白橿村に在る眞言宗の寺にて、推古天皇二年の建立也。

〔懿德天皇〕御諱は大日本彦耜友尊と申し奉る。人皇第四代の天皇に在はして、安寧天皇の第二皇子、御母は渟名底仲媛也。

〔孝昭天皇〕御諱は觀松彦香殖稻尊と申し、人皇第五代の天皇に在はして懿德天皇の皇子、御母は天豐津媛皇后也。

〔孝安天皇〕御諱は大日本足彦國押人尊と申し、人皇第六代の天皇にして孝昭天皇の第二皇子、御母は天忍男命の女世襲足媛也

〔兆域〕御陵の周圍を云ふ。

東西五町。南北五町守戶五烟。同

古事記曰。片岡馬坂上。

或曰。片丘馬坂。今馬瀨坂是也。片丘。在奈良西南五里餘。

劒池嶋上陵。輕境原宮御宇孝元天皇。在大和國高市郡。兆域東西二町。南北一町守戶五烟。同

古事記曰。劒池之中岡上。

或曰。劒池在高市郡雞波。池中有靈劍。

春日率川坂上陵。春日率川宮御宇開化天皇。在大和國添上郡。兆域東西五段。南北五段。以在京戶十烟。每年差充令守。同

或曰。春日率川坂上陵。今在奈良林小路。韓國社奧。念佛寺境內。

山邊道上陵。磯城瑞籬宮御宇崇神天皇。在大和國城上郡。兆域東西二町。南北二町。守戶一烟。同

古事記曰。山邊道勾之岡上。

〔孝靈天皇〕御諱は大日本根子彥太瓊尊、人皇第七代の天皇にして、孝安天皇の第一皇子、御母は天足彥國押人命の女押媛命也

〔孝元天皇〕御諱は大日本根子彥國牽尊と申し人皇第八代の天皇にて、孝靈天皇の皇子、御母は磯城縣主大日の女細媛皇后也。

〔開化天皇〕御諱は稚日本根子彥太日日尊と申す。人皇第九代の天皇に在はして、孝元天皇の第二皇子、御母は鬱色謎命也。

〔崇神天皇〕御名は御間城入彥尊と稱し奉る。人皇第十代の天皇にして開化天皇の第二皇子御母は大綜麻杵の女伊香色謎命也。

或曰。今東山乎。俗云宇和奈利山。亦云。玉身墓。

菅原伏見東陵。纏向珠城宮御宇垂仁天皇。在大和國添下郡。兆域東西二町。南北二町。陵戶二烟。守戶三烟。同

古事記曰。菅原之御立野中。

今按。菅原在奈良西一里餘。今田野中有小堂畝丘。堀殘處乎。或云。齊音寺村。

山邊道上陵。纏向日代宮御宇景行天皇。在大和國城上郡。兆域東西二町。南北二町。陵戶一烟。同

或曰。今在上總村。俗云。王墓山。是歟。

狹城盾列池後陵。志賀高穴穗宮御宇成務天皇。在大和國添下郡。兆域東西一町。南北三町。守戶五烟。同

古事記曰。沙紀之多他那美。

今按。狹城鄕名。續日本紀作佐貴。在奈良西。超昇寺戌亥。盾列池今沒。藥師寺其跡云。

〔垂仁天皇〕御名は活目尊又活目入彥五十狹茅天皇とも稱す。人皇第十一代の天皇にして崇神天皇の第三皇子御母御間城姬命也

〔景行天皇〕御名は大足彥尊、大足彥忍代別天皇と稱す人皇第十二代の天皇に在して、垂仁天皇の皇子、御母は日葉酢姬皇后也

〔成務天皇〕御名は稚足彥尊と申す。人皇第十三代の天皇にして、景行天皇の第四皇子、御母は八坂入彥皇子の女八坂入姬命也

〔續日本紀〕四十卷文武天皇より桓武天皇延曆十年に至る史實を記す。石川名足、藤原繼繩撰し、菅野眞道之を修補す。

扶桑略記曰。康平六年五月十三日。發遣山陵使。是依去三月盗人發池後山陵。掠奪寶物也。九月廿六日。被定山陵寶物等如舊可返納之狀。紀傳。明經等。諸道勘文并犯人罪名被勘法家。十月十七日興福寺僧靜範坐山陵事。配流伊豆國。緣坐者十六人。僧俗共配流安房常陸佐渡隱岐土左等國。此日興福寺使。參議左大辨藤原經家卿。少納言源師賢等。爲遠流寺家僧被告其由也。

惠我長野西陵。穴戸豐浦宮御宇仲哀天皇。在河內國志紀郡。兆域東西二町。南北二町。陵戸一烟。守戸四烟。同

或曰。西陵。今在上原村。

古事記曰河內惠賀之長江。今按江當作野。

今按。播磨國明石郡。亦有仲哀天皇陵。此麛坂王忍熊王所興。然二王子滅。不能葬于此。神功皇后二年冬十一月。葬於河內國長野陵。

日本紀曰。神功皇后伐新羅之明年春二月。皇后領群卿及百寮。移于穴門豐浦宮。卽收天皇之喪。從海路以向京。時麛坂王。忍熊王。聞天皇崩。亦皇后西征并皇子新

〔扶桑略記〕十四巻僧皇圓の著にして今傳はるは殘闕本にて、神功皇后元年より寛治八年に止まる。

〔紀傳〕四道博士の一、紀傳に通じたるものの稱也。

〔明經〕明經博士也

〔法家〕明法博士也

〔仲哀天皇〕御諱は足仲彥尊と申し奉る。人皇第十四代の天皇に在はして日本武尊の第二子御母は兩道入姬也

〔神功皇后〕御諱は息氣長足姬と申し奉る。開化天皇五世の孫にして、息氣長宿禰王の女、御母は葛城高額媛也。仲哀天皇二年立て皇后となり、後應神天皇を率ゐて政を攝する事七十年也。

生而密謀之曰。今皇后有子。羣臣皆從焉。必共議之。立幼主。吾等何以兄從弟乎。乃佯爲天皇作陵。詣播磨興山陵於赤石。仍編船絙于淡路島。運其島石而造之。則毎人令取兵。而待皇后。

狹城盾列池上陵。磐余稚櫻宮御宇神功皇后。在大和國添下郡。兆域東西二町。南北二町。守戶五烟。同

今按。狹城見上。盾列池上陵。俗云。御陵山。在超昇寺村西北。山陵麓有鳥居。半腹敷如小壺物。周廻如車輪。此古所謂。埴輪之類。立陵上者。頂石棺露。年代久。土崩自露乎。若戰國賊發之乎。

古事記曰。狹城楯列陵。

續日本後紀曰。承和十年四月己未朔。楯列陵守等言。去月十八日食時。山陵鳴二度。其聲如雷。卽赤氣如飄風。指離飛去。申時亦鳴。其氣如初指兌飛亘。遣參議正躬王加檢察。伐陵木七十七株。至楉木等不可勝計。使卽勘當陵守長百濟春繼。上奏矣。四月己卯使參議從四位上藤原朝臣掃部頭從五位下坂上大宿禰正野等。奉

〔埴輪〕立て物とも稱す。垂仁天皇の時、野見宿禰の奏によりて、埴工を以て人馬等の形を造り、殉死に代へて、墓側に立て列られたるもの也。

〔續日本後紀〕二十卷。藤原良房の著にして續日本紀に繼ぐ國史也。事は淳和天皇の天長十年二月より、仁明天皇の嘉祥三年三月に至る凡そ十八年間の國史にして尋常の細事は略記せるも、人君の擧動に至つては亘細な聞はず網羅せり

〔承和十年〕仁明天皇の御宇也。

〔離〕八卦の一にして南を云ふ、八卦とは乾兌離震巽坎艮坤の八也。

〔兌〕西を云ふ。

謝楯列北南二山陵。依去三月十八日有奇異。搜檢圖錄有二楯列山陵。北則神功皇后之陵。倭名大足姫命皇后南則成務天皇之陵。倭名稚足彦天皇世人相傳。以南陵為神功皇后之陵。偏依是口傳。每有神功皇后之祟。空謝成務天皇陵。先年緣神功皇后之祟。所作弓劍之類。誤進於成務天皇陵。今日改奉神功皇后陵。

今按。陵之在狹城者三。盾列池後。盾列池上。高野。是也。今到此地見之。三陵儼然。讀續日本後紀。見陵之所在。今稱神功皇后之陵者在南。如世人口傳。承和以後亦誤乎。又國史多三家之訛。北南二字相易乎。書以傳疑。

扶桑略記曰。六條天皇永保二年五月廿日庚子。奉幣石清水宮。告神功皇后山陵樹木燒失之由也。

惠我藻伏山岡陵。輕嶋明宮御宇應神天皇在河內國志紀郡。兆域東西五町。南北五町。陵戶二烟。守戶三烟。同

譽田八幡宮緣起曰。奉葬于古市郡長野山。藻伏山岡陵是也。欽明天皇二十年二月十五日。勅陵前立社。譽田八幡宮是也。

〔三家〕文字を讀誤るを云。孔子家語に「卜商反衞。見讀史志者云、晉師伐秦、三家渡河、子夏曰、非也、已亥耳、問之晉使、果曰已亥耳、于是衞以子夏為聖」とあり。

〔六條天皇〕御名は順仁と申し奉る。人皇第七十九代の天皇に在はして、二條天皇の第二皇子、御母は伊岐氏致遠の女、中宮藤原育子也。

〔應神天皇〕御名は譽田皇子又大鞆別命、人皇第十五代の天皇、仲哀天皇の第四皇子、御母は神功皇后也。

〔譽田八幡宮〕河內國古市郡譽田村に在り、應神天皇を祀る。

〔赤駿〕赤き馬也。
〔濩略云々〕蠖略の誤にて文選の甘泉賦に「蠖略」に作る注に「龍行の貌」とあり、字典には「行步進止の貌」とあり、尙濩略以下殊相逸發までは文選赭白馬賦に取る。
〔峰生〕文選注に、峯生若山而生峯也、とあり。
〔驄馬〕說文に、驄青白雜毛馬也、と見えたり。
〔逸發〕他の馬に超越せる意也。
〔土馬〕土にて作れる馬、埴輪の馬也。
〔緣起之說〕譽田八幡宮の緣起の說也
〔治暦〕後冷泉天皇の御宇の年號也。康平八年八月二日炎旱三合に因て改元す。四年を經て延久と改む。

日本紀曰。雄略天皇九年秋七月壬辰朔。河内國言。飛鳥戸郡人田邊史伯孫女者古市郡人書首加龍之妻也。伯孫聞女産兒。往賀聟家。而月夜還於蓬蔂丘譽田陵下。逢騎赤駿者。其馬時濩略而龍翥。欻聳擢而鴻驚。異體峰生。殊相逸發。伯孫就視。而心欲之。乃鞭所乘驄馬。齊頭並轡。爾乃赤駿超攄絕於埃塵。驅騖迅於滅沒。於是驄馬後而怠足。不可復追。其乘駿者。知伯孫所欲。仍停換馬相辭取別。伯孫得駿甚歡。驟而入廄。解鞍秣馬眠之。其明旦。赤駿變爲土馬。伯孫心異之。還覓譽田陵。乃見驄馬在於土馬之間。取代而置所換土馬。

今按。日本書紀所謂。蓬蔂丘譽田陵者。藻伏山岡陵乎。按書紀前後文。當在古市郡。然則譽田在古市郡。與緣起之說同。據延喜式則藻伏山岡陵在志紀郡。二說不同。蓋古市郡志紀郡相鄰。陵接二郡界。故爲在志紀郡。爲在古市郡而已。

扶桑略記曰。治暦二年四月廿五日石清水宮司言上去三月廿八日戌刻河内國譽田天皇山陵震動放光之異也。

古事記曰。川内惠賀之裳伏山岡。（百舌鳥陵也。）

今按藻伏與百舌鳥和訓近。故後人註古事記誤混歟。然和泉國大鳥郡有御廟山

〔仁德天皇〕御名は大鷦鷯尊と申す。人皇第十六代の天皇にして、應神天皇の第二皇子、御母は皇后仲姫命と申す。

〔四天王寺〕大阪市にありて、荒陵山と號し、又難波寺、御津寺とも云ふ。

〔履中天皇〕御名は去來穗別尊と申し奉る。人皇第十七代の天皇にて、仁德天皇の皇子御母は皇后磐之媛也。

〔柴籬宮〕反正天皇の皇居、河内國南河内郡松原村上田にあり。

〔反正天皇〕御名は多遲比瑞齒別尊と申し奉る。人皇第十八代の天皇に在はして、仁德天皇の第三皇子、御母は皇后磐之媛也。

毛受八幡。書以傳疑。或云。自毛受改葬藻伏山。

百舌鳥耳原中陵。難波高津宮御宇仁德天皇。在和泉國大鳥郡。

兆域東西八町。南北八町。陵戸五烟。同

古事記曰。毛受之耳原上。

今按。百舌鳥中陵。俗云。大山陵。在泉界東南。天王寺舊記云。四天王寺在難波荒陵村。故俗號荒陵寺。寺西南有荒陵。相傳仁德天皇葬之以爲陵處。其後以爲此地不可。更石津原以定陵處。大山陵是也。此陵空荒。故名荒陵。俗云茶臼山。

百舌鳥耳原南陵。磐余稚櫻宮御宇履中天皇。在和泉國大鳥郡。

兆域東西五町。南北五町。陵戸五烟。同

古事記曰。毛受。

今按。百舌鳥南陵。今在上石津村北。

百舌鳥耳原北陵。丹比柴籬宮御宇反正天皇。在和泉國大鳥郡。

兆域東西三町。南北二町。陵戸五烟。同

〔允恭天皇〕御名は雄朝津間稚子宿禰尊と申す、人皇第十九代の天皇にして、仁德天皇の御四皇子、御母は磐之媛也。御即位後大和國遠飛鳥宮に都し給ふ。

〔安康天皇〕御名は穴穗尊と申し奉る人皇第二十代の天皇に在はして、允恭天皇の第二皇子御母は忍坂大中姫也。天皇即位の後都を大和國石上に遷し穴穗宮と云ふ

〔雄略天皇〕御名は大泊瀨皇子、又大泊瀨幼武天皇とも申し奉る、人皇第二十一代の天皇に在はして、允恭天皇の第五子、安康天皇の御弟にして御母は、忍坂大中姫也。

古事記曰。毛受野。

今按。百舌鳥北陵。今楯井池是也。

惠我長野北陵。遠飛鳥御宇允恭天皇在河内國志紀郡。兆域東西三町。南北二町。陵戸一烟。守戸四烟。同

或曰。今在國府市野山。

菅原伏見西陵。石上穴穗宮御宇安康天皇。在大和國添下郡。兆域東西二町。南北三町。守戸三烟。同

今不詳其處。或云。寶來村。

丹比高鷲原陵。泊瀨朝倉宮御宇雄略天皇。在河内國丹比郡。兆域東西三町。南北三町。陵戸四烟。同

古事記曰。河内之多治比高鸇。

或曰。丹比今丹北郡。高鷲原陵。俗云。丸山。在嶋泉村。

河内坂門原陵。磐余甕栗宮御宇清寧天皇。在河内國古市郡。兆

域東西二町。南北二町。陵戸四烟。同

或曰、坂門原陵。今平野山中、觀音堂上。大松樹之所生。

傍丘磐杯丘南陵、近飛鳥八鈎宮御宇顯宗天皇。在大和國葛下郡。兆域東西二町。南北三町。陵戸一烟。守戸三烟。同

古事記曰。片岡之石坏岡上。

今按。傍丘片岡同。磐坏岡今未詳。

埴生坂本陵、石上廣高宮御宇仁賢天皇。在河內國丹比郡。兆域東西二町。南北二町。守戸五烟。同

今按。埴生坂本陵。今葛井寺南陵歟。俗以葛井寺南陵謂反正天皇陵者誤也。反正天皇陵在百舌野。見上。丹比今丹南郡。

傍丘磐杯丘北陵、泊瀨列城宮御宇武烈天皇。在大和國葛下郡。兆域東西二町。南北三町。守戸五烟。同

古事記曰。片岡之石坏岡。

〔清寧天皇〕御名は白髮尊、また白髮武廣國押稚日本根子天皇とも稱す。人皇第二十二代の天皇にて、雄略天皇の第三皇子、御母は韓媛也。

〔顯宗天皇〕御名は弘計尊と申し奉る人皇第二十三代の天皇にして、市邊押羽皇子の第二皇子、御母は荑媛なり。

〔仁賢天皇〕御名は億計尊と申す、人皇第二十四代の天皇にて、市邊押羽皇子の皇長子、御母は荑姬也。

〔武烈天皇〕御諱は小泊瀨稚鷦鷯尊と申し奉る。人皇第二十五代の天皇にて、仁賢天皇の皇長子、御母は皇后春日大娘也。

今按。磐坏丘北陵。未レ詳二其地一。或云。平野村。

三嶋藍野陵磐余玉穗宮御宇繼體天皇。在二攝津國嶋上郡一。兆域東西三町。南北三町。守戸五烟。同

今按。三嶋藍野陵、今在二嶋上郡嶋下郡界大田村一。俗云。池上。亦茶臼山。三嶋郡名後分二上下一。藍野陵周野名。

古市高屋丘陵。勾金橋宮御宇安閑天皇。在二河内國古市郡一。兆域東西一町。南北一町。五段。陵戸一烟。守戸二烟。同

或曰。今高屋村城山。是也。明應中。畠山尙慶築レ城。

或曰。近年土民發レ陵得二古代器物等一。

身狹桃花鳥坂上陵。檜隈廬入野宮御宇宣化天皇。在二大和國高市郡一。兆域東西二町。南北二町。守戸五烟。同

今按。身狹地名。或作二牟佐一。或作二武遮一。音訓通。身狹桃花鳥坂上陵。今其處雖レ不レ明。在二益田池西南一。可下以二性靈集一辯上レ之。或云。鳥屋村。

〔繼體天皇〕御名は男大迹尊、又彥太尊と申し奉る。人皇第二十六代の天皇に在はして、應神天皇五世の孫、御父は彥主人王と申し、御母は振媛なり。

〔安閑天皇〕御名は勾大兄、又勾大兄廣國押武金日尊とも申し奉る。人皇第二十七代の天皇に在はして、繼體天皇の第一皇子、御母は目子姬也。天皇即位後都を大和國高市郡勾金橋宮に遷し給ふ。

〔宣化天皇〕御名は檜隈高田、又高田尊、武小廣國押盾尊とも申す。人皇第二十八代の天皇にて繼體天皇の第二皇子、御母は目子媛也。

益田池碑銘序曰武遮荒壟押二其坤一。

檜隈坂合陵。磯城嶋金刺宮御宇欽明天皇。在二大和國高市郡一。兆域東西四町。南北四町。陵戸五烟。同

今按。檜隈地名。益田池邊。

益田池碑銘序曰。水激二檜隈之下一。

聖德太子傳記曰。檜隈寺者。欽明天皇廟也。今按。不レ知二寺之有無一。

河内磯長中尾陵。譯語田宮御宇敏達天皇。在二河内國石川郡一。兆域東西三町。南北三町。守戸五烟。同

古事記曰。川内科長。

或曰。今在二葉室村山一。

河内磯長原陵。磐余池邊列槻宮御宇用明天皇。在二河内國石川郡一。兆域東西二町。南北三町。守戸三烟。同

古事記曰。科長中陵。

〔欽明天皇〕天國押開廣庭天皇とも稱す。人皇第二十九代の天皇にて、繼體天皇の第三皇子御母は手白香皇后なり。

〔聖德太子〕御名は厩戸皇子と申す。後人更に聖德太子と號す。用明天皇の第一皇子、御母は穴穗部間人皇后なり。

〔敏達天皇〕御名は譯語田皇子と申す人皇第三十代の天皇に在し、欽明天皇の第二皇子、御母は皇后石姬皇女なり。

〔用明天皇〕初め大兄皇子といひ、後ち橘豐日天皇と申す。人皇第三十一代の天皇にて、欽明天皇の第四皇子御母は堅鹽媛也。

或曰。今在春日村。上太子御墓山辰巳五六町可。

倉梯岡陵。倉梯宮御宇崇峻天皇。在大和國十市郡。無陵地幷陵戶。同

古事記曰。倉梯岡上。

今按。陵地陵邊屬陵地也。所謂兆域也。

或曰。今在多武峰東。

磯長山田陵。小治田宮御宇推古天皇。在河內國石川郡。兆域東西二町。南北二町。陵戶一烟。守戶四烟。同

古事記曰。大野岡上陵。後遷科長大陵。

或曰。今在南山田村。

扶桑略記曰。康平二年六月二日。河內國司言上盜人發推古天皇山陵之由。

押坂內陵。高市岡本宮御宇舒明天皇。在大和國城上郡。兆域東西九町。南北六町。陵戶三烟。同

〔崇峻天皇〕御名は泊瀬部、また長谷部之若雀天皇とも申し奉る。人皇第三十二代の天皇に在はして、欽明天皇の第十二皇子、御母は蘇我稲目の女小姉君也。

〔推古天皇〕御名は額田部、また豐御食炊屋姫命とも稱し奉る。人皇第三十三代の天皇に在はして、欽明天皇の第三皇女、敏達天皇の皇后、御母は蘇我稲目の女堅鹽媛也。

〔舒明天皇〕御諱は田村、又息長足日廣額天皇とも稱し奉る。人皇第三十四代の天皇に在はして、敏達天皇の皇孫、押坂彦人大兄皇子の御子、御母は糠手姫也。

〔孝德天皇〕御名を輕と申す。人皇第三十六代の天皇にて茅渟王の皇子御母は吉備姬女王也
〔皇極天皇〕御名は寶皇女、天豐財重日足姬天皇とも稱す。重祚して齊明天皇と云ふ。人皇第三十五代の天皇にて敏達天皇の曾孫、茅渟王の王女御母は吉備女王也
〔天智天皇〕御諱は中大兄皇子、人皇第三十八代の天皇舒明帝の皇子、御母皇極帝也。
〔萬葉集〕二十卷。我が國最古の歌集にして、仁德帝の御世より淳仁帝に至る歌を集めし也
〔夜者毛云々〕晝夜ともにと云ふ意。
〔百磯城乃〕大宮の枕詞也。

今按。押坂忍坂也或作恩坂。內陵雖未詳其地。恩釜口長岳寺西千塚邊。或云。在忍坂村。字壇壇山。

大坂磯長陵。難波長柄豐碕宮御宇孝德天皇。在河內國石川郡。兆域東西五町。南北五町。守戶三烟。同

或曰。今在山田村北山。

越智岡上陵。飛鳥川原宮御宇皇極天皇。在大和國高市郡。兆域東西五町。南北五町。陵戶五烟。同

或曰。越智岡。在宗我川上。

山科陵。近江大津宮御宇天智天皇。在山城國宇治郡。兆域東西十四町。南北十四町。陵戶六烟。同

萬葉集。從山科御陵退散之時。額田王作歌曰。

八隅知之。和期大王之恐也。御陵奉仕流。山科乃鏡山爾。夜者毛夜之盡。晝者母日之盡。哭耳呼泣乍。在而哉。百磯城乃大宮人者。去別南。

〔江次第〕江家次第也。十九卷。大江匡房が後二條關白の命によりて撰集せるものにて年中の常例、臨時の公事、大小の儀式等を詳記したるもの也。
〔礫碱〕玉に次ぐ美石をいふ、爰は美しき小石の意也。
〔汙萊〕土地の荒れて草の生ぜる貌也詩經、田卒汙萊、とある注に、田廢生草、とあり。
〔公事根源抄〕一卷一條兼良の著にして、年中の禁中公事を一月より十二月まで順序して各其い根元を記述したるもの。足利義量の所望により十九歲の時記述したる由也。
〔寶龜〕光仁天皇の御宇の年號也。

江次第曰、在北山階。
今按。山階陵。今俗云御廟野。
又按。山科陵。在鏡山麓。陵四面野名御廟野。陵狀有八角石壇。上有六角丘。皆以礫碱築之。壇周廻亦敷礫碱。樹木叢生。御廟野北方。廣莫淸淨小松生。南方汙萊多爲人馬往來路。或伐木或耕墾之。達方十四町式條。不知何代。發石棺南遷陵下。石棺蓋露。在野艸間。前設小社。有鳥居。東南里名陵村。
公事根源抄云。天智天皇ノ御サヾキ、山城國山階ニアリ。昔シ此御門、御馬ニメサレテ、山科里ニ行幸アリテ、其マヽ歸給ハザリキ。然ルニ崩所ヲ、イヅク共知人ナシ。タヾ御沓ノ落留リタル所ニ、御サヾキヲゾ、タテケル。イトフシギナル事ニテ傳リキ。西峰云。此說本出水鏡中卷。
今按、沓落處築陵說不詳。讀日本紀。輕信土民之說。筆之于書。日本紀曰。天智天皇十年九月寢疾不豫。十二月乙丑三日崩于近江宮。此國史之明文也。可見崩所近江滋賀宮也。後世土民混雜行睿居士事。爲天智天皇事。元亨釋書曰。淸水寺者。寶龜九年四月沙彌延鎭或曰報恩有夢事。泝淀河而行。見一支派。有金色流。鎭窮水源。至瀧下。

側有艸菴。白衣老翁居焉。鎭問。住此幾年。姓名爲誰。答曰。吾名行睿。隱約此地已二百歲。持千手千眼神咒。我待汝者久。今來也。我有東州之行未果。汝暫替我棲此。此地又好建練若。乃指庭前株杌曰。我以是擬大悲像材。吾若遲歸。汝先營之。言已向東而去。過期而不返。鎭出菴尋求不能相見。一日到山科東峯。見翁履。鎭取履而歸。思念恐此翁。大悲之應現也。遺履者示其迹耳。云云 此遺履地。山科音羽山法嚴寺也。法嚴寺者。天智天皇所建立。故混曰天智天皇於山科落履。不知所終。豈不大誤哉。

檜隈大內陵。飛鳥淨御原宮御宇天武天皇。在大和國高市郡。兆域東西五町。南北四町。陵戶五烟。同

或曰。今在靑見原村西。

同大內陵。藤原宮御宇持統天皇。合葬檜前大內陵。陵戶更不重充。同

續日本紀曰。文武天皇二年十二月甲寅太上天皇崩。三年十一月癸酉火葬於飛鳥岡。壬午合葬於大內山陵。

〔千手千眼〕千手觀音の事也。六觀音の一、兩眼兩手の外に左右各二十手手中各一眼あり。

〔大悲〕大いなるあはれみの義にて觀世音菩薩の德を頌していふ。

〔練若〕阿練若の略にて寺院の總名也

〔株杌〕伐木後の切株を云ふ。

〔天武天皇〕御諱は大海人と申し奉る人皇第四十代の天皇に在はして、舒明天皇の第二皇子天智天皇の皇弟、御母は皇極帝也。

〔持統天皇〕御名は鸕野讃良皇女、御稱號を高天原廣野姬尊と申す。人皇第四十一代の天皇にて、天智天皇の第二皇女、御母は蘇我遠智女也。

〔文武天皇〕御名は珂瑠（一に輕に作る）諡して天眞宗豐祖父尊と稱し奉る。人皇第四十二代の天皇に在はして、天武天皇の皇孫、草壁皇子の第一皇子、御母は元明天皇也。

〔元明天皇〕御名阿閇、日本根子天津御代豐國成姬天皇と諡し奉る。人皇第四十三代の天皇にして、天智天皇の第四皇女、御母は蘇我倉山田石川麿の女姪娘也。

〔養老〕元正天皇の御宇の年號、靈龜三年十一月十七日改元す。

〔淨足姬天皇〕第四十四代の帝元正天皇也、草壁皇子の第一皇女、御母は元明天皇也。

今按。飛鳥岡行廻岡。今岡寺。天子火葬之始。起於持統天皇。

檜前安古岡上陵。藤原宮御宇文武天皇。在大和國高市郡。兆域東西三町。南北三町。陵戸五烟。同

今按。安古岡未詳。或云。在平田村。

續日本紀曰。慶雲四年六月辛巳崩。十一月丙午火葬於飛鳥岡。二十日奉葬於檜隈安古山陵。

奈保山東陵。平城宮御宇元明天皇。在大和國添上郡。兆域東西三町。南北五町。守戸五烟。同

或曰。今俗云大奈閇。七疋狐邊。有七立石。石鐫狐。

續日本紀曰。養老五年十二月己卯太（元明）上天皇崩于平城宮中安殿。乙酉太上天皇葬於大和國添上郡椎山陵。

今按。據延喜式觀之。則椎猶字之誤。猶訓奈保。

奈保山西陵。平城宮御宇淨足姬天皇。在大和國添上郡。兆域東

〔聖武天皇〕御諱は首、天璽國押開豐櫻彥尊、勝寳感神聖武皇帝と稱し奉る。御法諱は勝滿と申す。人皇第四十五代の天皇に在はして、文武天皇の第一皇子、御母は藤原不比等の女宮子也。

〔廢帝〕淳仁天皇也。御名は大炊と申し奉る。人皇第四十七代の天皇に在はして、天武天皇の皇子舍人親王の御子也。在位六年淡路にて崩す。

〔孝謙天皇〕御名は阿閇、法名法基尼高野天皇と申し、重祚の後ち稱德天皇と謚し奉る。人皇第四十六代の天皇に在はして、聖武天皇の皇女、御母は光明皇后也。

西三町。南北五町。守戶四烟。同

或曰。楊梅陵北。或云。在法花寺村。

佐保山南陵。平城宮御宇勝寳感神聖武天皇。在大和國添上郡。兆域東四段。西七町。南北七町。守戶五烟。同

或曰。今奈良北陵森眉間寺。

淡路陵。廢帝。在淡路國三原郡。兆域東西六町。南北六町。守戶一烟。同

或曰。神宅東二十町許。

高野陵。平城宮御宇天皇。孝謙天皇在大和國添下郡。兆域東西五町。南北三町。守戶五烟。同

續日本紀曰。神護景雲三年八月丙午。葬高野天皇大和國添下郡佐貴郷高野山陵。

今按。御陵山西北陵。若是乎。往年有人發此陵。求陵中財之黨。身腫苦死。觀者恐還

〔光仁天皇〕御名は白壁、天宗高紹天皇とも申し奉る。人皇第四十九代の天皇に在はして、天智天皇の御孫、施基皇子の第六王子、御母は紀諸人の女橡姫也。稱徳天皇の後を承け、大に政治に心を用ひられ、又天皇の生日を天長節と稱し、百官に宴を賜ふ。これ天長節の始め也、

〔天應元年〕光仁天皇の御宇也。

〔延暦元年〕桓武天皇の御宇也、

〔桓武天皇〕御名は山部、日本根子皇珍天皇又は柏原天皇とも稱し奉る、人皇第五十代の天皇に在はして、光仁天皇の皇子、御母は高野新笠也。

則于本處云、

田原東陵。平城宮御宇天宗高紹天皇（光仁天皇）在大和國添上郡北域東西八町。南北九町。守戸五烟。同

或曰。今鹿野園東二里可。俗云。王塚。是歟、

續日本紀曰。天應元年十二月丁未崩。庚申葬於廣岡山陵。延暦元年八月己未。遣治部卿從四位上壹志濃王。左中辨從四位下紀朝臣古佐美。治部大輔從五位上藤原朝臣黒麻呂。主税頭從五位下棠井宿禰道形。陰陽頭從五位下紀朝臣本。大外記外從五位下朝原忌寸道永等。六位已下解陰陽者合一十三人於大和國。行相山陵之地。爲改葬天宗高紹天皇也。五年十月甲申改葬太上天皇於大和國田原陵。

柏原陵。平安宮御宇桓武天皇。在山城國紀伊郡北域東八町西三町。南五町。北六町。加丑寅角二岑。一谷。守戸五烟。同

今按。柏原地名。桓武天皇葬此。故號柏原帝。江次第曰。稻荷山南野。

山槐記曰。伏見山松原中也。

拾芥抄曰。在伏見山。從東邊二町許。入在稻荷南野。

今按。江次第遠謂稻荷山南野者。甚疎略也。惟山槐記指南得正傳直路。今據此推之。越稻荷山南則深艸極樂寺。攝家代代墓所也。今變爲寶塔寺。寶塔寺南霞谷。爲仁明天皇陵地。在藤森東。霞谷南伏見山也。即是柏原。爲桓武天皇陵地。熟玩式條兆域。山槐記所在。而察當時地圖。則今伏見城山。古御香。大龜谷。總柏原陵地也。然則陵之所在。爲城中央。思築城時陵壇必矣。後世以城山古御香等名。日滋。眞終失柏原大名。

類聚國史曰。延曆二十五年三月辛巳天皇崩。癸未以山城國葛野郡宇太野。爲山陵地。西北兩山有火自焚。日赤無光。大井比叡小野栗栖野等山共燒。烟灰四滿。京中晝昏。上以爲。所定山陵地近賀茂神。疑是神社致災乎。即決卜筮。果有其祟。上曰。初卜山陵筮從龜不從也。今災異頻來。可不愼歟。即白斬蘚。火災立滅。

今按。始以宇太野爲陵地。以災變終改定柏原。宇太野。今紫野以北野。近上賀茂處乎。

或曰。今鹿園寺西衣笠山北有宇多野。是歟。仁部記曰。文永十一年十二月廿九日

〔山槐記〕中山忠親の著にして、仁平元年辛未より建久二年辛亥に至る日記也。
〔拾芥抄〕六卷。藤原實熙の著にして歲時、史系、文學、風俗、諸藝、官位、儀式、國郡、神佛、衣食、吉凶等に關する漢文の雜錄也
〔式條〕延喜諸陵式の條目をさす。
〔類聚國史〕六十一卷。菅原道眞の著にして、日本書紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄以上の六國史中より類聚せる也。
〔龜不レ從〕龜卜によらざりしを云ふ
〔鹿園寺〕山城國葛野郡衣笠村にある臨濟宗の寺院もと西園寺氏の別莊也

諸陵寮頭賀茂朝臣在爲使左大史小槻宿禰秀氏覆奏文云。實撿言上柏原山陵被掘發事。御在所顯東西一丈三尺許。南北一丈六尺餘。所掘發也。上但以石塞之。右依宣旨實撿言上如件。抑件山陵登十許丈。實廻八十餘丈。但於陵中者不及實撿。仍雖在狀謹解。

楊梅陵。平安宮御宇日本根子推國彥尊天皇。平城天皇在大和國添上郡。兆域東西二町。南北四町。守戸五烟。同

或曰。今法華寺西南有楊梅天神。其北有陵。俗云字和奈部是耶。

嵯峨天皇

續日本後紀曰。承和九年七月丁未太上天皇崩于嵯峨院。春秋五十七。遺詔云々曰。夫存亡天地之定數。物化之自然也。欲朝死夕葬。夕死朝葬。作棺不厚。覆之以席。約以黑葛。擇山北幽僻不毛地。葬限不過三日。夜刻須向葬地。從者不過廿人。戊申擇山北幽僻之地。定山陵。以商布二千段錢一千貫文。奉充御葬料。卽日御葬畢。

皇年代私記曰。葬嵯峨院北山地。

〔仁部記〕日野資宣の著にて、建久八年五月、弘長元年七八月、同二年正二月、文永五年二三月、弘安二年五四月等の記錄也。

〔平城天皇〕御名は安殿、日本根子天推國高彥天皇と謚す。人皇第五十一代の天皇、桓武天皇の皇長子、御母は藤原乙牟漏也。

〔嵯峨天皇〕御名は神野と申し奉る。人皇第五十二代の天皇に在はして、桓武天皇の第二皇子、御母は贈太皇太后藤原乙牟漏也

〔承和九年〕仁明天皇の御宇也。

〔以席〕むしろを以て也。

〔商布〕庸調に納むる外、自用又は交易に用うる布帛也

〔元暦〕後鳥羽天皇御宇の年號、壽永三年四月十六日改元、一年にして文治と改む。
〔淳和天皇〕御名は大伴、又日本根子天高讓彌遠尊と稱す。人皇第五十三代の天皇にて、桓武帝第三の皇子也
〔釋縗云々〕縗とは喪服也。
〔追福〕死者の冥福を祈る也。
〔國忌〕天皇の崩御の日也。
〔絆苦有司〕後の追善供養を爲すにも有司を引止て煩はしく使役する也
〔精魂云々〕靈は天に歸するも、骸は空しく土中に殘り狐狸等の之に憑つて禍害をなし、後まで累を及ぼすものなれば也。

山槐記曰。元暦元年八月廿三日巳卯今日被立御即位山陵使翌日於攝政亭。左大辨經房云。向嵯峨不知其所。相尋邑老之處。大覺寺内北方山云々向件寺之間。一町餘車不通。忽騎馬向彼所。拜了燒宣命歸亭。

淳和天皇

皇年代私記曰。承和七年五月八日崩。五十七。號西院帝。依遺詔火葬。散御骨於大原野。續日本後紀曰。承和七年五月辛巳後太上天皇顧命皇太子曰。予素不尚華飭。況擾耗人物乎。斂葬之具。一切從薄。朝例凶具。固辭奉還。葬畢釋縗。莫煩國人。葬者藏也。欲人不覩。送葬之辰宜用夜漏。追福事同須倹約。又國忌者。雖義在追遠。而絆苦有司。又歲竟分綵號曰荷前。論之幽明。有煩無益。竝須停狀必達朝家。夫人子之道。遵教爲先。奉以行之。不得違失。重命曰。予聞人沒精魂歸天。而空存冢墓。鬼物憑焉。終乃爲祟。長貽後累。今宜碎骨爲粉散之山中。於是中納言藤原朝臣吉野奏言。昔宇治稚彦皇子者我朝之賢明也。此皇子遺教。白使散骨。後世效之。然是親王之事。而非帝王之迹。我國自上古不起山陵。所未聞也。山陵猶宗廟也。縱無宗廟者。臣子何處仰。於是更報命曰。予氣力綿惙。不能論決。卿等奏聞嵯峨聖皇。次蒙裁耳。

癸未。後太上天皇崩于淳和院。春秋五十五。戊子此夕奉葬後太上天皇於山城國乙訓郡物集村。御骨碎粉。奉散大原野西山嶺上。

今按。吉野奏言中。宇治稚彥皇子使散骨事。舊事紀。古事記。日本紀。無之。且莵道稚郎皇子墓在山城國宇治郡。兆域東西十二町。南北十二町。守戶三烟。式條明焉也。抑火葬天竺之俗也。皇子時佛法未入我國。何散骨之有。道昭和尙創造宇治橋。火葬從此僧而始也。詳見續日本紀。是以混爲宇治皇子散骨而已。

深草陵。平安宮御宇仁明天皇。在山城國紀伊郡。兆域東西一町五段。南七段。北二町。守戶五烟。延喜諸陵式。

三代實錄曰。貞觀三年六月十七日庚申。詔定仁明天皇深草山陵四至。東西一町五段南限紀子內親王家地。北限岑。八年十月廿二日癸巳。勅改定深草山陵四至。東至大墓。南至紀子內親王家北垣。西至貞觀寺東垣。北至谷。

古今和歌集哀傷歌。深草帝ノ御國忌ノ日ヨメル。　文屋康秀

草深キ霞ノ谷ニ影カクシ。テル日ノ暮シ今日ニヤハアラヌ

江次第曰。在嘉祥寺中。

〔淳和院〕淳和天皇の離宮、後ち寺となす。京都西院の北、西大宮の東、舊趾葛野郡西院村に在り。

〔菟道稚郎皇子〕應神帝の皇子、仁德帝の御弟也。

〔道昭和尙〕河內人元興寺に居て戒行の譽高かりき。白雉五年入唐す。

〔仁明天皇〕御名は正良と稱す。人皇第五十四代の天皇にて嵯峨天皇の第三皇子、御母は檀林皇后橘嘉智子也

〔三代實錄〕五十卷藤原時平、大藏善行等が醍醐天皇の勅を奉じて清和、陽成、光孝の御三代（天安二年より仁和三年に至る凡そ三十年間）事蹟を記したる書也。

〔中右記〕藤原宗忠の著にして、寬治元年正月より保延元年十二月までの記錄にして、當時の風俗、管往盜賊の暴狀を詳叙し、時人の小傳を掲げりる也。

〔文德天皇〕御名は道康、山陵の地名によりて世に田邑天皇とも申す。人皇第五十五代の天皇に在はして、仁明天皇の第一皇子なり。

〔文德天皇實錄〕單に文德實錄とも云ふ。文德天皇御一代の實錄にして十卷五冊也。

〔陰陽助〕陰陽寮の次官也。陰陽寮は天文を觀、曆數を積へ、日月星辰の變、風雲氣色の祥を知るを掌る。

中右記曰。天仁元年二月廿二日癸卯。御即位之由被告山陵使。深草仁明中納言宗忠。所相具之次官爲綱也。此外共人三四人用網代車。向嘉祥寺。從西大門南行更頗東行下居山陵前。先再拜。次讀宣命。次再拜。不具幣物共宜命許也了。歸路乘燭以前歸家。

按嘉祥寺。今消歇。故不可知山陵在其中。今深草安樂行院者古深草陵也云。余詣此院。欲拜山陵平地有御骨堂。此納後深草院以來。火葬先王御骨處。別無山陵。境內陋隘而有阿彌陀堂。其地圓丘也。半里東南號谷口霞谷之口也。其地有鑿窂蓋發陵之迹乎。

田邑陵。平安宮御宇文德天皇。在山城國葛野郡。兆域東西四町。南北四町。守戸五烟。同

文德天皇實錄曰。天安二年九月庚申。大納言安倍朝臣安仁。率陰陽權助滋岳朝臣川人助筮朝臣名高等。至山城國葛野郡田邑鄕眞原岳。點定山陵。

三代實錄曰。天安二年八月廿七日乙卯。文德天皇崩於冷然院新成殿。九月六日甲子葬文德天皇於眞原山陵。送終之禮皆從儉約。一如仁明天皇故事。但變於前例。只是作方相而已。十月廿三日庚戌遣外從五位下行陰陽助兼權博士笠朝臣

名高。鎮謝眞原山陵。十二月十日丁酉。詔改眞原山陵爲田邑山陵。十四日辛丑。奉充田邑山陵陵戸四烟。

今按。田邑鄕眞原岳。今廣野是也。在葉室山南。村名廣野。村西皆山也。山下有寺號地藏院。東野有陵。故廣野亦號陵村。余訪沈迹至此以爲。嘗見在大和河内和泉諸陵皆廣大。今見此陵其量狹小。然檢國史文德天皇送終之禮儉約。自崩日（八月廿七日）至第六日（九月二日）定山陵之地。第十日（九月六日）葬送。則不日山陵成而奉葬。以此觀之陵之小。其必然也。

清和天皇

三代實錄曰。元慶四年十二月四日癸未申二刻、太上天皇崩於圓覺寺。時春秋三十一。自遜皇位。御清和院。歸念苦空。發心菩提。朝夕之膳菜蔬在御。姸狀豐姿。不賜顏色。嬿私寵引、自斯而斷。遂御山莊。落飾入道。是時、僧正宗叡侍焉、山莊卽是圓覺寺也。天皇寄事頭陀。意切經行。便欲歷覽名山佛壠於是始自山城國貞觀寺。至于大和國東大寺香山。神野、比蘇龍門大瀧攝津國勝尾山。諸有名之處。經廻禮佛。或處留住踰旬乃去。自勝尾山。歸於山城國海印寺。俄而入丹波國水尾山。定爲終焉

〔清和天皇〕御名は惟仁と申し。世に水尾天皇と稱す。人皇第五十六代の天皇に在はして、文德天皇の第四皇子、御母は藤原良房の女明子也。

〔元慶〕陽成天皇の御宇の年號也。八年を經、光孝天皇に至り仁和と改元せらる。

〔圓覺寺〕山城國愛宕郡鳥居小路西二條に在り。

〔貞觀寺〕山城國紀伊郡深草村に廢趾あり。

〔東大寺〕大和國奈良市にあり。大華嚴寺、城大寺等四五の別名あり。

〔海印寺〕山城國乙訓郡新神谷村の西海印寺村にありて本上山寂照院とも號す。

之地。自後不御酒酢鹽豉。隔二三日一進齋飯。六時苦修焦毀如削。斷除業累。禪念澄劇。恒厭此身。欲不御膳而捨之。至夫沙門修練者之所難行。緇徒精進者之爲高迹。雖尊居德。而盡蹈之矣。寢疾大漸。命近侍僧等。誦金剛輪陀羅尼。正向西方。結跏趺座。手作結定印而崩。宸儀不動。儼然若生。念珠猶懸在於御手。梓宮御棺。其制興以聖躬坐。崩遂不頽臥也。詔火葬於中野。不起山陵。使百官及諸國。不舉哀。停素服。亦勿任緣葬之諸司。喪事所須。惣從省約。七日丙戌夜酉四刻奉葬太上天皇於山城國愛宕郡上粟田山。奉置御骸於水尾山上。

今按。上粟田山。今北白河勝軍地藏山耶。白河屬上粟田鄉。

陽成天皇

扶桑略記曰。天曆三年九月廿九日陽成天皇崩于冷然院。春秋八十一。同夕奉移圓覺寺。十月三日壬申夜奉葬於神樂岡東地。

今按。神樂岡東地松原。無知奉葬陽成院于此者。近年開鶯寺。

後田邑陵。光孝天皇。在山城國葛野郡田邑鄉立屋里小松原陵戸四烟。四至西至芸原岳岑。南限大道。東限清水寺東。北限大岑。

〔金剛輪陀羅尼〕金剛輪は金剛の法輪、陀羅尼は經文の名、持句神呪經の別名也。

〔陽成天皇〕御名は貞明と申し奉る。人皇第五十七代の天皇に在はして、清和天皇の第一皇子、御母は贈太政大臣長良の女皇后藤原高子也。

〔冷然院〕後ち冷泉院と改む、京都市大炊御門の南、堀河の西、方四丁あり、舊趾は今の竹屋町より南、堀河より西、二條離宮の東北の由也。

〔光孝天皇〕御名は時康、小松の帝とも稱し奉る。人皇第五十八代の天皇に在はして、仁明天皇の第三皇子御母は藤原澤子也。

延喜諸陵式

今按。今失田邑立屋芸原等名。淸水寺亦滅。非東山淸水寺。小松原今稱松原地存其名耶。在平野西。

三代實錄曰。光孝天皇仁和三年八月廿六日丁卯巳二刻。天皇崩於仁壽殿。春秋五十八。

扶桑略記曰。九月二日壬申葬山城國葛野郡後田邑陵。一云。小松山陵。

皇年代私記曰。葬小松陵。號小松帝。

江次第曰。後田邑。仁和寺西。大教院艮。

拾芥抄曰。後田邑。光孝天皇。在仁和寺内大教院丑寅。

今按。古仁和寺所在之地號本寺野。其後在雙丘西。近年更造仁和寺于本寺野。大教院地不可知。今仁和寺西。行鳴瀧道上有小丘。人謂之光孝天皇陵。江大府卿圓宗寺鐘銘序云。擇地於仁和寺勝形之在。卜處於古先帝山陵之前。

今按。此山陵似指小松山陵。

宇多天皇

〔仁和〕光孝天皇の御宇の年號なり。四年を經て、宇多天皇寛平と改元せり。

〔仁和寺〕山城國葛野郡花園村字御室に在り。山號を大内山と云ひ、世に御室と稱す。光孝天皇の勅願により起工、宇多天皇の御宇に落成せり。

〔圓宗寺〕山城國葛野郡仁和寺の南に圓宗寺林と稱して尊壽院の東に舊趾あり。圓明寺とも云ふ。

〔宇多天皇〕御名は定省、亭子院と號す。法名空現金剛覺、世に寛平法皇と稱す。人皇第五十九代の天皇に在はして、光孝天皇の第七皇子、御母は皇后班子也。

皇年代私記曰、承平元年辛卯七月十九日崩於仁和寺。八月五日火葬大内山陵。依遺詔不置國忌山陵。

山槐記曰。元暦元年八月廿三日。被立御卽位山陵使。翌日於攝政亭。經房云。宇多大内山於仁和寺雖相尋之。無其所。參御室尋申處。遺詔不置陵。然則無才學之由被仰。空歸參。

編年集成曰。仁和寺奧池尾山。

〔承平〕朱雀天皇の御宇の年號也。延久六年八月二十三日、代始に因つて改元す。

〔經房〕藤原經房也勘解由小路と稱し又吉田と稱す。右中辨光房の子にして、吉記の著者也。

〔才學〕才覺の宛字也、工夫の道なきを云ふ。

前王廟陵記　卷之上　終

前王廟陵記 卷之下

後山階。醍醐天皇

江次第曰。在醍醐寺北曼陀羅寺丑寅。裏書云、路或自北山階車。或踰阿彌陀嶺乘馬。曼陀羅寺艮角也、

今按。踰阿彌陀嶺。今瀧谷也。阿彌陀嶺北麓。拾芥抄。曼陀羅寺作曼陀羅堂。眞言傳曰。仁海僧正。建立曼荼羅寺于小野。

山槐記曰。後山階。治部卿顯信曰。件所醍醐也。號曼荼羅寺。其寺前有堀。仍不通。於堀下拜了。以共侍入堀內、令燒宣命。寺僧等前候。燒宣命于樹下者、夜半歸亭。

扶桑略記曰。延長八年十月十日庚子奉葬大行皇帝於山城國宇治郡山科陵。醍醐寺北。笠取山西。小野寺下。依遺詔從儉約。

〔醍醐天皇〕御名は敦仁、世に小野帝又は延喜帝と申す人皇第六十代の天皇にして、宇多天皇の長子御母は藤原高藤の女胤子也

〔醍醐寺〕山城國宇治郡醍醐村に在り深雪山、笠取山、又萬茶山と號す。

〔眞言傳〕七卷。僧榮海の著にして、印度支那及び本朝の眞言宗の僧傳也

〔延長〕醍醐天皇御宇の年號也。延喜二十三年閏四月十一日改元。八年を經て承平と改む。

醍醐寺舊記引二李部王記一云。延長八年九月廿九日丑時曉御病大漸。右大臣承レ詔令三藏人所於二七寺一修二御諷誦一。巳時上令三英明朝臣參二六條院一。中宮受二給三歸戒一之由。尊意法師卽奉二進三歸戒及三聚淨戒一。尊意又奉レ剃二御頭髮一。奏二進法名一曰二寶金剛一。左大臣進二御所一。請二遺詔及還二啓陳一。上不レ許二還陳一。乃命以レ不レ可レ上二諡號一。西首左脇登霞。春秋四十有六。十月十日庚子御葬送。堯敎子右大臣從二御輿後一。皆在二行障內一。御前僧四十口在二行障前一。天台西塔院主仁照奉レ仕二御導師一。基繼僧都奉レ仕二咒願一。十一日天漸明。辰四刻到二醍醐寺北山陵一。諸寺八十六所。夾レ路設レ幕擊レ鐘念佛。十二日山作所於二山陵一立二卒都婆三基一。是日。公家修二御二七日諷誦一。如二初七日一。

又貞信公記並淑光日記曰。十月十日庚子亥四刻。奉レ葬二於醍醐寺北笠取山西方一。四面八十町。穴深九尺。方廣三丈。校倉高四尺三寸。縱橫各一丈。一說云十一日寅二刻。令レ著二於山陵一。同日戌二刻奉レ入二於御倉一。

古今著聞集哀傷部曰。延長八年九月廿九日。延喜聖主崩御。十月十一日醍醐寺北山陵ニワタシ奉リケルニ。御硯御書三卷。黑漆筥一合。琴青暇等秋風和琴中宮

〔李部王記〕重明親王の御著作に成り、元慶元年正月より延長四年十二月に至る日次記也。

〔六條院〕六條坊門と六條との間に在り。六條內裏とも云ふ。

〔三歸戒〕佛、法、僧の三寶に歸依する也。

〔尊意法師〕延曆寺の沙門、後に座主となれり。

〔三聚淨戒〕一は攝律儀戒、二は攝善法戒、三は攝衆生戒也。

〔貞信公記〕藤原忠平の著にして、承平二年正月より十二月に至る日錄なり。

〔古今著聞集〕二十卷、橘成季の著、政敎文藝雜事に關しての著名傳說集也

弘徽殿ノ御賀ニ奏ゼラレケル。御笛ナド入ラレケリ。內藏助良岑義方和琴ヲ調ブ。樂所預丹治良名琴ヲ調ブ。皆平調ニシラベケリ。和琴ヲバ律ノ調ニゾシラベタリケル。今ハ土ニコソ成侍ラメ。アハレナル事ナリ。

今山陵爲平地下醍醐陵村有松原可半町。

朱雀天皇

醍醐寺舊記李部王記云。天暦六年八月十五日崩。廿日御葬送。御前僧廿人。大僧都禪喜咒願。律師鎮朝爲御導師。云云 自都芳門路。東行經東路。從七條路。渡鴨河浮橋。亥時陵所諸寺夾路設幕佛念。陵戸上四五位人推迎。大篋外陣邊御輿。入南門。王卿退就幄。其山作之司左中將藤原朝成。及僧二口。奉茶毘事。云云 其上物並御輿等於內壇北燒之。云云 廿一日朝。奉遷御舍利醍醐寺東。左中將藤原朝臣朝忠捧持。律師鎮朝醍醐寺座主定助法師陰陽助平野宿禰茂樹相從奉安。

又帝王系圖云。天暦六年二月十四日朱雀太上皇落飾入道佛陀寺。八月十五日崩。時年三十。葬山城國來定寺北野陵。置御骨於醍醐山陵傍。

〔和琴〕我が國特有の樂器にて、形狀箏に似て六絃、長短種々あり、御神樂又は雅樂に用ふ、一名あづまごと、やまとごといふ

〔朱雀天皇〕御名は寛明と申す。人皇第六十一代の天皇に在はして、醍醐天皇の第十一皇子、御母は基經の女藤原穩子也。

〔天暦〕村上天皇御宇の年號、天慶十年四月廿二日即位改元、十年を經て天德と改む。

〔都芳門〕大內裡外郭門の一、大炊門とも稱す。

〔律師〕僧官の一、戒律を持し、僧正僧都に次て、僧尼を統ぶる事を掌る又僧正僧都と共に僧綱と總稱す。

編年集成曰、葬法性寺東中尾南原陵、置御骨于醍醐山陵。

或曰、今陵村理性院奴宅地竹林中、

村上天皇

醍醐寺舊記帝王系圖云。康保四年五月十四日天皇不豫、廿五日天皇崩清涼殿。年四十二。六月四日葬先皇於村上山陵。

山槐記曰。村上在仁和寺長尾。

源氏物語弄花曰。岩陰松崎奥也。天暦陵、

今按、村上地名。歴代皇記曰村上山陵（山城國葛野郡）觀此則村上在葛野郡昭昭然矣村上地名久矣。山槐記以爲在仁和寺長尾。仁和寺屬葛野郡。今仁和寺西。村名有長尾。不知是否、然無山陵、據弄花。天暦陵爲在松崎奥岩陰。則愛宕郡也。非葛野郡。蓋弄花以石影混爲岩陰。音義相近也、石影在西園寺東北野北。見拾芥抄此乃屬葛野郡。山陵今猶在鏡石邊。（俗曰小山。）

藤原實資公記曰。永觀二年十月廿七日癸卯。辰時許參院。巳時參御村上山陵。於御

〔法性寺〕山城國紀伊郡九條（舊東鴨河の東九條の南、今法性寺大路を云ふにあり。

〔村上天皇〕御名は成明、人皇第六十二代の天皇にして醍醐天皇の第十四皇子、御母は基經の女藤原穩子也。

〔日本紀略〕文武天皇の仁壽元年より後一條天皇の長元九年までの事蹟を年月に續けて記したるもの也。

〔康保四年〕村上天皇の御宇也。

〔歴代皇紀〕洞院公賢の著、皇代曆とも云ふ。神武天皇の元年より後土御門天皇の文明九年に至る御歴代記也。

〔永觀〕圓融天皇御宇の年號、二年を經て寛和と改む。

〔麴塵表御袍〕麴塵御袍也。天皇着御の御袍にて經は萌黃緯は黃の綾織にて織りたるもの、臣下にても拜領の由にて着することを得たり。
〔蘇芳下襲〕蘇芳染にて半臂の下に着用する服也。
〔圓融寺〕山城國葛野郡仁和寺の近傍に舊趾あり。又圓融院とも云ふ。
〔冷泉院〕御名は憲平、村上天皇の第二皇子也。
〔寛弘八年〕一條天皇の御宇也。
〔圓融院〕御名は守平。人皇第六十四代の天皇也。
〔十訓抄〕三卷。今昔物語に倣ひて種種の古話を集め、之を十訓の下に分類せるもの也。

所道光奉仕反閇。公卿騎馬扈役。左右大臣乘車。大納言爲光重信朝光濟時。中納言顯光重光。參議公季齊光伊陟三位中將義懷道隆等也。著麴塵表御袍蘇芳下襲。御車後候。祿韓櫃御物韓櫃三合。二合ハ御匣具御裝束。一合ハ御雜物具等也。檢非違使三人候之。皆著褐壺脛巾。著御山陵。留御車於鳥居外。即下御。余候御劍。前行之。置御座。鳥居中五六段許、有御在所。立幔幄。其上張幄。公卿侍臣幄。在鳥居外。即供御手水。御拜了還御。余特候御劍。留御車於圓融寺西大門下御。余候御劍。參給御堂。候供御座。公卿侍臣候西廊。

冷泉院

皇年代私記曰、寛弘八年十月廿四日崩。年六十二。十一月廿六日、葬於櫻本乾原。
今按、櫻本乾原。下醍醐櫻墓歟、在菩提寺西北。

圓融院

皇年代私記曰、正曆二年二月十二日崩。年三十三。三月九日葬於圓融寺北原。式部權大輔菅原輔正持御骨。安置於村上山陵傍。菅原爲長卿十訓抄云、圓融院失サセ給テ紫野ニ御葬送アリケルニ、一年此所ニテ子日セサセ給ヒシ事ヲ思

出。行成卿カクゾヨマレケル。

ヲクレジト常ノミユキハイソギシヲ煙ニソハヌ旅ゾ悲シキ

或曰。今雲林院東南天皇冢御葬送之地。

四十九日御願文曰。夫圓融院者。當受圖所草創。類脱屣而棲息。本朝文粋

華山院

日本紀略云。寛弘五年二月八日己亥、今夜亥刻花山法皇崩。年四十一　十一日壬寅。依遺詔停素服擧哀。又自今日廢朝。十七日戊申。今夜奉葬花山法皇於紙屋上法音寺北。

今按。紙屋古製宿紙地。紙屋院在焉。見北野南有紙屋川村。

一條院

皇年代私記曰。寛弘八年六月二十二日崩於一條院中殿。年三十二。七月八日葬石陰。暫安置。九日奉渡御骨於圓城寺。今按。此石陰松崎奥。

百練抄曰。奉葬北長坂野。安置御骨於圓城寺。

〔本朝文粋〕藤原明衡の編する所にして、嵯峨天皇の弘文年中より一條院の寛弘年中迄、十五代凡そ二百餘年間の詩文を集めたるもの也。

〔華山院〕御名は師貞、人皇第六十五代の天皇にて、冷泉天皇の皇子、御母は藤原懐子也。

〔一條院〕御名は懐仁と申し奉る。人皇第六十六代の天皇にはして、圓融天皇の第一皇子御母は太政大臣兼家の女、東三條院藤原詮子也。

〔圓城寺〕圓成寺の誤也、左經記に云、故一條院御骨爲避方忌年來奉置圓成寺。而依方開云々ト鎭圓融寺邊。とあり。

今按。園城寺三井寺也。

三條院

編年集成曰。寛仁元年五月九日崩三條院。年四十一。十二日葬舟岡西邊。奉納御骨於北山小寺中。西峯云。北山小寺。大原戸寺。戸音固近小訓。戸寺東南陵是耶。

後一條院

皇年代私記曰長元九年四月十七日崩。年二十九。五月廿九日火葬於神樂岡。御骨暫安置淨土寺。

百練抄曰。長曆元年六月二日。上東門院供養菩提樹院。後一條院御墓所。號櫻下。長久元年十一月十日自淨土寺奉遷御骨於此院。

拾芥抄云。菩提樹院。神樂岡東。今失其處。

後朱雀院

皇年代私記曰。寛德二年正月十八日崩於東三條院。年三十七。二月廿一日入棺。

二月廿一日葬高隆寺乾原。御骨安置圓敎寺。

〔三條院〕御名居貞第六十七代の天皇にて、冷泉帝第二皇子、御母は太政大臣兼家の女、藤原超子也。

〔寛仁元年〕後一條天皇の御宇也。

〔後一條院〕御諱は敦成と申す。人皇第六十八代の天皇にて、一條天皇の第二皇子、御母は道長の女上東門院藤原彰子也。

〔長元元年〕後一條天皇の御宇也。

〔長曆元年〕後朱雀天皇の御宇也。

〔御朱雀院〕御名は敦良と申す。人皇第六十九代の天皇にして、一條天皇の第三皇子、御母は上東門院彰子也。

〔東三條院〕山城國京都二條の東洞院の東にあり。

〔後冷泉院〕御名は親仁と申す。人皇第七十代の天皇にして、後朱雀天皇の第一皇子、御母は贈皇太后嬉子也
〔治曆〕後冷泉天皇の御宇也。
〔高陽院〕後冷泉及び後三條天皇の皇居也。
〔一代要記〕十五卷允恭天皇より花園天皇に至る御代々の御事蹟の大要を略敍したるもの也
〔後三條院〕御名は尊仁、人皇第七十一代の天皇にて、後朱雀天皇の第二皇子、御母は陽明門院禎子內親王也
〔吉續記〕吉田定房の著。龜山天皇の文永四年以後の日記也。父經長の業を繼ぎて纂輯するところなりと。

今按。圓教寺在仁和寺中。眞言傳曰。僧正成典仁海弟子也。住仁和寺。賞其有靈驗。以住坊敕號圓教寺。西峯云。今寺絕。不知其處。

後冷泉院

皇年代私記曰。治曆四年四月十九日崩于高陽院中殿。年四十四。五月五日葬船岡乾原。御骨安置仁和寺。西峯按百練抄。作仁和寺山。今不知其處。

後三條院

皇年代私記曰。延久五年五月七日崩於但馬守高房大炊御門宅。年四十一。十七日葬神樂岡南原。安置御骨於禪林寺。

今按。禪林寺。東山永觀堂是也。

略桑扶記曰。葬於神樂岡東原。

吉續記曰。文永十年七月晦日。今日依異國事。被發遣山陵使。圓宗寺。參議源朝臣雅言。散位源朝臣雅範。

今按。吉續記所謂。圓宗寺陵。後三條院耶。雖不聞陵在當寺。當寺殊發叡慮所艸創

也。故御廟在當寺乎。

元亨釋書曰。延久二年圓宗寺成。在仁和寺南。莊麗冠都下。西峰云。後世消歇。其跡號圓宗寺林。今在御室尊壽院東。

白河院

皇年代私記曰。大治四年七月七日崩三條烏丸第。年七十七。葬香隆寺乾野。

吉記曰。成菩提院。白河院御陵。

今按。成菩提院在鳥羽。山槐記曰。安元元年九月朔日。院御幸鳥羽。自明日依可被始行成菩提院念佛也。西峰云。成菩提院退轉。今猶竹田存其迹。

堀河院

編年集成曰。嘉承二年七月十九日崩于堀河院。廿四日葬香隆寺坤原。安置御骨于同寺。

百練抄曰。天仁元年三月廿二日。先朝御骨從香隆寺奉移圓融院。

今按。香隆寺。堀河院殯斂之地。中右記曰。參香隆寺。候殯殿御所。是也。香隆寺去仁和寺不遠。今昔物語集云。仁和寺東有香隆寺。或曰。今蓮臺寺也。圓融院之跡今船

〔元亨釋書〕僧師練の著にして、後醍醐天皇に上りたる釋家の傳記也。宗教歴史には必要なる參考書也。元亨二年に奉呈せり。

〔白河院〕御諱は貞仁と申す。人皇第七十二代の天皇にして、後三條天皇の皇長子、御母は藤原茂子也。

〔吉記〕吉田經房の著。安元二年より文治元年に至る凡そ十年間の著者の日錄也。

〔安元元年〕高倉天皇の御宇也。

〔堀河院〕御名は善仁、人皇第七十三代の天皇にして、白河天皇の第二皇子、御母は中宮藤原賢子也。

〔嘉承二年〕堀河天皇の御宇也。

岡東南。

鳥羽院

紹運錄曰。保元元年七月二日崩。年五十四。卽夜葬鳥羽安樂壽院新御塔。

百練抄曰。御塔擬山陵也。

今按。安樂壽院在竹田。

崇德院

紹運錄曰。長寛二年八月廿六日崩于讚岐配所。年四十六。奉葬於白峰。

今按。白峯在讚岐國阿野郡。亦號綾松山。

淸原入道常宗（良賢カ法名）白峯緣起曰。奏崩御之由於京。待報之間。奉浸玉體於野澤井。九月十八日戊刻奉火葬于白峯寺西北石巖。依遺詔也。遠江阿闍梨章實爲御菩提。渡國府御所于御廟側。建立頓證寺。

今按。石巖下名兒谷。斷岸千尺。泊磯吉備子洲在目中。石巖上有御廟。前有橘樹。西行法師所拜跪獻歌。

〔鳥羽院〕御名は宗仁と申す、人皇第七十四代の天皇にて、堀河天皇の長子、御母は贈皇太后藤原苡子也。

〔安樂壽院〕山城國紀伊郡竹田村に在り。

〔崇德院〕御名は顯仁と申す。世に讚岐院と號す。人皇第七十五代の天皇にして、鳥羽天皇の第一皇子、御母は藤原公實の女待賢門院璋子也。

〔長寛〕二條天皇の御宇の年號也。應保三年三月二十九日改元す。

〔白峰緣起〕一卷。僧良賢の著にして弘法大師、智證大師の建立せし讚岐國阿野郡白峰寺の緣起を敍せるものなり。

吉記曰、壽永三年四月十五日今日崇德院宇治左大臣爲崇靈神建仁祠有遷宮。
以春日河原爲其所。保元合戰之時彼御所跡也。
今按。春日河原粟田宮。應仁之亂滅。

近衞院

編年集成曰。久壽二年七月廿三日崩于近衞皇居。年十七。八月朔日葬船岡山西野。御骨安置知足院。
百練抄曰長寛元年十一月廿八日奉渡近衞院御骨於鳥羽東殿美福門院御塔。（本安置知足院本堂。）

後白河院

紹運錄曰。建久三年三月十三日崩。年六十六。十五日葬蓮華王院東法華堂。
百練抄曰。十三日乙酉寅時法皇崩于六條殿。準仁明例。可有亮陰之由。被召仰了
十五日丁亥法皇凶禮也。以御平生之儀。奉渡蓮華王院東法華堂。依御遺誡不被憚重日。

〔壽永三年〕安德天皇の御宇也。
〔近衞院〕御名體仁、人皇第七十六代の天皇にて、鳥羽天皇の第九皇子、御母は藤原得子也。
〔長寛元年〕二條天皇の御宇也。
〔後白河院〕御名は雅仁、法諱を行眞と申し奉る。人皇第七十七代の天皇に在はして、鳥羽天皇の第四皇子、御母は藤原璋子也
〔亮陰〕三年の喪に服する意也。
〔蓮華王院〕山城國下京區瓦町三十三間堂廻り町に在りて、世に三十三間堂と稱す。
〔法華堂〕法華三昧を行ふ佛堂也。後白河、後嵯峨、後深草、龜山諸天皇のものは史上有名也

康富記曰。文安元年三月十一日辛酉被立山陵使者云々。後白河院山陵法住寺。使四條宰相隆遠卿。次官右少將藤原成任。

今按。法住寺者。後白河法皇舊院。嘗爲木曾義仲焦土。其後遷居六條殿。崩御後點法住寺墟建法華堂。故法華堂亦號法住寺歟。

二條院

編年集成曰。永萬元年七月二十八日崩于二條皇居。年二十三。八月七日葬香隆寺艮野。

百練抄曰。嘉應二年五月十七日。二條院御骨自香隆寺本堂渡三昧堂。件堂。以一條皇后崩御殿。左大臣渡造之。

或曰。二條院御墓。在舟岡北麓。所謂香隆寺艮野者。是耶。上有五重石塔。近世嗜茶千利休取九輪爲己塔。立聚光院。又塔穿窳處爲手水鉢。不幾利休逢禍。

六條院

編年集成曰。仁安元年七月十七日崩。年十三。廿二日葬東山邊。

〔文安元年〕後花園天皇の御宇なり。一年にして寶德と改む。

〔二條院〕御名は守仁と申し奉る。人皇第七十八代の天皇に在はして、後白河天皇の皇長子御母は藤原懿子也

〔永萬元年〕二條天皇の御宇也。

〔嘉應二年〕高倉天皇の御宇也。

〔三昧堂〕法華三昧堂の略稱。法華三昧を修する堂也。三昧は梵語、譯して調直定又は正定と云ふ。心の暴を調へ、曲れるを正し、散ずるを定め或は心を正し定むる義也。卽ち心を一處に集めて善事を行ふ意也。

〔仁安元年〕六條天皇の御宇也。

明月記曰。清閑寺小堂。抑是六條院御墓所堂。今按一代要記云。安元二年七月十七日崩。年十三。童體。同日葬栖霞寺堂。

高倉院

平家物語曰。治承五年正月十四日崩于六波羅池殿。年廿一。火葬東山麓清閑寺。

明月記曰。治承五年正月十四日未明。巷說云。新院已崩御。依庭訓不快。日來不出仕。今聞此事。心肝如摧。文王已歿。嗟呼悲矣。倩思之。世運之盡歟。云云　今夜渡御邦綱卿清閑寺小堂。抑是六條院御墓所堂云云　如何如何聞及事不幾。公私出交。雜人見物。落涙千萬行。

內大臣通親昇駕記曰。限リニナラセ給ヒテ、後ノ御事ナド、仰ラレ置クトテ、邦綱ノ大納言筆ヲ執テ、日ノ憚ヲ言ズ、三日ガ中ニカクシ參ラセ、フタカリモイハズ、タヨリアラン所ニヲサメ奉ルベキ仰アリシ。其夕六波羅ヨリ、淸閑寺ニ移シ奉ル。殿上ニテマヅ後ノ御名ノ定アルニツケテモ、高倉イカナル大路ニテ、浮名ノ御カタミニ殘リ、東山イカナル峯ニテ、限ノ御スミカト定ラルラント、思フモ悲ク、小夜モ良深ユキテ、御前僧ナド參リ集リテ、アルベキ御裝ヒド

〔安元二年〕六條天皇の御宇也。

〔治承五年〕高倉天皇の御宇也。

〔明月記〕藤原定家の著にして、建久三年三月以下の日錄也。明月は住吉の靈夢に基きて名けたりと云ふ。

〔文王已歿云々〕文王は支那周の聖王也。世が末にして文王の道即ち聖人の道のすたれたるを悲む意也。

〔淸閑寺〕山城國愛宕郡淸水寺の南滑谷の北、歌の中山にあり。高倉天皇の寵姬小督局が淸盛のために尼にせられたる所なりといひ傳へらる。

〔日ノ憚ナ云々〕曆の吉凶に拘らず、三日の中に御葬送し奉る意也。

モハテニシカバ、常ノ御車サシヨセテ、アヘナク奉リシホド近衞舍人ドモタチソヒ奉ル粧モナク、警蹕ノ聲ハ別ヲ忍啼ニカヘ。朝夕ナレ仕ウマツリシ人ハ、年來ノ宮仕ヲ今夜ニ限リツヽ。巴峽ニ裳ヲ霑ス猿ノ叫ニカハラズ、鶴ノ林ニ薪盡ル烟ニマトヒテ、常ノ幸ニ變ラヌアリサマモ、サスガニシカマノカチチノ道ヨリ行キソムルアトモ覺エズ。峯ノ雪汀ノ水ヲフミワケテ、シラザリシ山ノ麓ニ、空蟬ノ御骸ヲヲサメ奉ル僧ノ念佛唱アヒタルモ、靈山界ノ法ヲ說シニハ、入學無學ノ羅漢ノアツマリシカト覺エ、鉦ノ音ノコヽカシコニ聞ユルモ、祇園精舍ノ無常院ノ心地ス。光ヲ輝キシ玉ノ御車モ、夜ノ烟トハカナクタチノボル。色ヲ粧ヒシ錦ノ御席モ、春ノ苔ニ長ク埋レテ、カタトキハナレ奉ラザリシ輩モ、恩愛ノ思ハ限ナケレド、生死ノ界ニカハリニケレバ、妻子珍寶及王位、マコトニ御身ニ從フ者モナク、タヾオクリオク山ノ中ニ、御ワザノコトハテニシカバ、ユクリナキ三昧僧ニアヅケオキ奉リテ、法華道場ヲタテ藏メ、各ユキ別レニキ。末ノ露本ノ雫、オクレサキダツタメシ、今ニハジメズト、

〔近衞舍人〕近衞府の官人にて位階ある者の子を試驗の上上奏を經て之に充つ，禁中及び行幸の前後を警衞し又攝關大臣大將等にも隨身としてつけられたり。

〔巴峽云々〕晉の無名氏の詩に「巴東三峽巫峽長、猿鳴三聲淚沾レ裳」と見ゆ。巴峽は巴蜀の峽道也。

〔鶴ノ林〕釋迦の涅槃せる娑羅双樹林を云ふ。

〔靈山〕天竺の山名靈鷲山の略釋迦說法の地也。

〔入學〕眞理を悟る人、更に阿羅漢を得たる人を云ふ。

〔無常院〕精舍の中にあり，病僧を置きて無常を感ぜしむる堂也。

イヒナガラ、思ハザリキ、山ノ麓陵原ヲ君ノ御アリカト思ヒ、北芒ノ露東岱ノ烟ヲ君ノ御カタミニナリムベシトハ。

百練抄曰。建保二年五月廿五日。於天台座主吉水坊。有如法經十種供養。是奉爲高倉院御菩提。上皇（後鳥羽院）殊抽叡慮。與僧正沙汰。先院御陵以下天台山所々。可被安置。云云。

今法華堂退轉。御廟上有大楓樹。

安德天皇

紹運錄曰。文治元年三月廿四日於長門赤間關。源氏兵逼入海沒。年八。

後鳥羽院

紹運錄曰。承久三年六月官軍敗北。七月十三日爲東夷之沙汰。奉移隱岐國。延應元年二月廿二日崩于隱岐國。年六十三。

東鑑曰。御年六十。同廿六日奉葬。

或曰。隱岐國海部郡葛田山源福寺有御廟。四方喬木翳然。

〔北芒ノ露云々〕又北邙に作る。支那洛陽の北方に當り、漢唐兩帝王及び名臣の墓在り、東岱は今葬り奉るの地也。

〔建保二年〕順德天皇の御宇也。

〔如法經〕慈覺大師が石墨草筆にて書せし法華經也。

〔安德天皇〕御名言仁親王と申し奉る人皇第八十一代の天皇に在はして、高倉天皇の第一皇子、御母は建禮門院平德子也。

〔後鳥羽天皇〕御名は尊成、人皇第八十二代の天皇に在はして、高倉天皇の第四皇子、御母は贈左大臣信隆の女七條院藤原殖子

〔延應元年〕四條天皇の御宇也。

〔承久〕順德天皇の御宇の年號也。建保七年四月十二日天變に因り改元，三年を經て後白河天皇貞應と改む。

〔續古今和歌集〕二十卷。文永二年十二月二十六日、後嵯峨院の院宣によりて撰集す。最初冷泉爲家一人に詔ありしが、後ち藤原基通、藤原行家藤原光俊、內大臣家良とを加へらる種々に部類して歌數凡て一千九百七十二首（拾芥抄に據る）を收めたり。

〔文永〕龜山天皇御宇の年號也。（鎌倉執權北條時宗）弘長四年二月二十八日改元す。十一年を經て後宇多天皇建治と改む。代始に因つて也。

百練抄曰。延應元年二月廿二日隱岐法皇崩御。春秋六十去承久三年以後已及十九年。天下貴賤誰不傷哀哉。五月十六日乙酉隱岐法皇御骨左衛門尉能茂法師奉懸。今日奉渡大原。籠禪院。云云。

今按。禪院。勝林院也。今勝林院法華堂奉納後鳥羽院御骨所也。事詳見後花園院下。

續古今和歌集哀傷歌

後鳥羽院カクレ給フテノコロ

順德院御歌

ノボリニシ春ノ霞ヲシタフトテソムル衣ノ色モハカナシ

大原ニヲサメ奉ルヨシ聞エケレバ

イル月ノオボロノ清水イカニシテツイニスムベキ影ヲトムラン

春ノ夜ノミジカキ夢ト聞シカドナガキ思ヒノサムルトモナシ

吉續記曰。文永十年七月晦日。今日依異國事被發遣山陵使。大原參議藤原朝臣

公孝。左近將監源賴基。

寛永年中後水尾院命羣臣詠和歌。訪隱岐御舊迹。水無瀨中納言氏家卿爲勅使。

山城國山崎西南水無瀨殿者御治世時數所遊幸也。

後土御門院就其地。尊奉神號。宣命曰●

天皇恐美恐美毛。掛畏岐後鳥羽院乃靈祠爾奏賜倍止奏久。謬氏以蕞爾身氏。寶祚久保知。於澆末世氏。聖運益拙之窮毛。深毛乾道乎祈利。旦爾夕爾。廟恩乎仰岐奉留爾。抑王事乃盬岐古止有留加。又武政乃善岐古止無岐加。近曾與利强戎起氏。黎民困免利當歲爾波天曜變志氏地祗動勢利。水涸氏旱甚。大爾火熾爾之氏。災或興留。爰爾元弘建武與利以來多。聖怨滿世氏。亂國之給止。有記文爾依氏。四海不安須。一朝不朴留事者。偏爾由期留止。今有所思氏。以坐所號氏。水無瀨神止申佐牟波。可宜之。崇德院乎崇奉利氏。粟田宮止勸請世留例毛存須禮波。便往日乃蹤跡乎逐氏。當代乃規模爾。資留波。何乃難加安良牟。何曾幸奈加良牟止。所念行氏奈牟故是以吉日良辰乎擇定氏。正二位行權中納言兼兵部卿藤原朝臣敎國。

〔寛永〕後水尾天皇御宇の年號也。

〔隱岐御舊迹〕隱岐國海士郡海士村の後鳥羽天皇の御舊跡を申す。

〔乾道〕易に、「乾道變化各正性命」とあり、至健の德を云ふ。

〔蕞爾〕細小の意也

〔澆末世〕澆季に同じ。末世、一般の風俗人情の浮薄となりたる意也。

〔元弘〕後醍醐天皇御宇の年號、元德三年八月九日改元

〔建武〕後醍醐天皇御宇の年號、元弘四年正月廿九日改元す。

〔粟田宮〕京都の東南、粟田口町の高地にあり、感神院新宮の稱あり、崇德天皇及び左大臣藤原賴長を祀る。

（明應三年）後土御門天皇の御宇也。

（土御門院）御名は爲仁、世に土佐院又は阿波院と申す人皇第八十三代の天皇に在はして、後鳥羽天皇の第一皇子、御母は承明門院源在子也。

（寬喜三年）後堀河天皇の御宇也。

（天福元年）四條天皇の御宇也。

（承明門院）源在子也。久我内大臣通親の女、實は法勝寺執行法印能圓の女にして、母は刑部卿範兼の一女範子也。

（寬元元年）後嵯峨天皇の御宇也。

（八講）妙法蓮華經八卷を八座に講ずるより八講と稱す朝夕の二座に分ちて四日にして終る

左近衛權少將正五位下藤原朝臣濟繼等乎差使氐。恐美恐美毛。奏賜者久止奏。

明應三年八月廿三日

此宣命者。新文章博士章長艸之。菅氏家說。

土御門院

紹運錄曰。承久三年閏十月十日奉移土佐國。廿四日改阿波國。寬喜三年十一月十一日崩。年三十七。

今按。訪御葬送地于阿波國人。不逢知者。或曰。板野郡土佐泊。里浦無養村。有土御門院陵。平地積石。相傳。帝自土佐遷阿波。宿此地。故稱土佐泊。或云。阿波美馬郡伊谷山。土御門御舊迹也。

明月記曰天福元年十二月十一日辛巳。承明門院（土御門御母歟）。月來御經營金原御堂。纔被終功。供養。聖覺（言聖覺法印爲供養導師也）。件所被奉安故院（土御門院）御骨。被立此堂。御遺誡。云云

增鏡曰。寬元元年十月十一日於金原御八講土御門院御十三回忌也。承明門院行啓。上達部殿上人參集。

吉續記曰。文永十年七月晦日。今日。依二異國事一被レ發二遣山陵使一。金原宮內卿藤原重氏。散位源則雅。

或曰。金原在二山城國乙訓郡一。西郊向日明神半里許西。海印寺村南。其十八町西。有二柳谷觀音堂一。金原御堂者是耶。非耶。

今金原村有二艸堂一。無二御堂一。蓋此邊別有二故迹一耶。期二它日正一レ之。

順德院

紹運錄曰。承久三年七月廿日奉レ移二佐渡國一。仁治二年九月十二日崩二於佐渡國一。年四十六。或曰。御廟在二雜太郡眞野山一。

百練抄曰。寬元元年四月廿八日甲戌。佐渡院御骨。康光法師奉レ懸レ頸。渡二御大原一。云云

後堀河院

編年集成曰。文曆元年八月二十六日崩。年二十四。二十七日葬二觀音寺一。

皇年代私記云。同廿八日自二持明院殿一移二月輪殿一葬レ之。今按。月輪殿在二東九條一。

四條院

〔順德院〕御名は守成、世に佐渡院と稱す。人皇第八十四代の天皇に在はして、後鳥羽天皇の第三皇子、御母は藤原範季の女修明門院也。

〔後堀河院〕御名は茂仁と申し奉る。人皇第八十六代の天皇に在はして、高倉天皇の御孫、後高倉天皇（守貞親王）の第三皇子、御母は北白河院藤原陳子也。

〔觀音寺〕京都市下京區熊野町觀音寺陵也。

〔四條院〕御諱秀仁と申す。人皇第八十七代の天皇に在はして、後堀河天皇の第一皇子、御母は光明峯寺關白藤原道家の女藻璧門院藤原竴子也。

紹運錄曰。仁治三年正月九日崩。年十二。

類聚大補任曰。正月廿五日丙申四條院御葬。送日輪山莊我禪坊。

今按。日輪山莊我禪坊。東山泉涌寺也。

增鏡曰。葬四條院於東山泉涌寺。爲御菩提寄附御莊。時人夢。俊芿告曰。我起妄念受人界生。至帝位。欲助我寺。今果成我願。

沙門良忠決疑抄裏書曰。必其報ヲネガハザレドモ、其事ニ心染ヌレバ、其マヽニ報ヲ受也。不知憚ハアレドモ、泉涌寺我禪（名ハ俊芿）上人ハ、四條院ト生タルト申ス人アリ。知ルニ有多故。一ニハ、上人拜後堀河院御位時行幸深ク感メデタリケリ。二ニハ四條院三歲御時。生レ玉フ月日時ニ、東ニ向テ平坐ニ居シ、前生ヲ問奉ルニ、宮。我禪ト答給ヒタリケリ。三ニハ、上人モ四條院モ、大根ヲ好食玉ヘリ。依之崩御ノ後、良平（兼實公三男太政大臣）大臣御計トシテ、求圓坊ヲ召テ、殊ニ存ズル旨アリ。御墓ヲ泉涌寺ニ可立。云云

今按。地神三代以來有山陵。所以厚葬也。嵯峨天皇以來。或無或有。所以薄葬也。其

〔仁治三年〕四條天皇の御宇也。

〔泉涌寺〕京都市下京區今熊野町にあり、開山は弘法大師にして初め法輪寺と號す、後ち廢頽せしが、順德天皇の時、俊芿律師之を再興し、伽藍成るに及び、堂の傍より清泉湧出するより泉涌寺と改號せり、貞應三年勅願寺となり、四條天皇を葬り奉りしより以來、後土御門天皇以後遂に歷代の陵寢となり泉涌寺陵と稱す。

〔菩提〕梵語、道又は覺と譯す、玆は佛果を得ることを云ふ。

〔地神三代〕瓊々杵尊、彦火火出見尊、鸕鷀草不葺合尊の三神を申す。

〔白波之難〕盜賊の難也、後漢書、靈帝紀に見ゆ。
〔後嵯峨院〕御名は邦仁と申す。人皇第八十八代の天皇に在はして、土御門天皇の第七皇子御母は贈皇太后源通子也。
〔文永九年〕龜山天皇の御宇也。
〔後深草院〕御名は久仁、常盤井殿、又富小路殿とも稱す。人皇第八十九代の天皇に在はして、後嵯峨天皇の第三皇子、御母は大宮院藤原姞子也
〔嘉元二年〕後二條天皇の御宇也。
〔龜山院〕御名は恒仁と申す。人皇第九十代の天皇にして、後嵯峨天皇の第三皇子、御母は實氏の女大宮院也

後翕然葬於瓦舍。雖非古風。以御墓在寺中。不置守戶陵戶。免白波之難。然及禪宮消歇。御墓俱與滅。爲可惜也。幸寺全御墓長存。如泉涌寺者稀矣。

後嵯峨院

編年集成曰。文永九年二月十七日崩于嵯峨壽量院。年五十三。十九日夜御葬送。

增鏡曰。十八日葬於藥草院。

紹運錄曰。崩於龜山殿別院藥草院。

皇年代私記曰。別號藥草院。

今按。增鏡曰。龜山殿寢殿戌亥有藥草院。東有如來壽量院。

後深草院

紹運錄曰。嘉元二年七月十六日崩。年六十二。

增鏡曰。七月十六日。崩于二條富小路。明夜渡於深草殿。御葬送于伏見殿。

康富記曰。文安元年三月十一日辛酉。被立山陵使者。云云後深草院山陵深草法華堂。

龜山院

紹運錄曰。嘉元三年九月十五日崩。年五十七。

增鏡曰。十七日火葬龜山殿上山。建法華堂安御骨。又詳見五代帝王物語。

後宇多院

皇年代私記曰。元亨四年六月二十六日崩於大覺寺。年五十八。二十八日葬蓮華峰寺傍山。

或曰。今五智如來山頭。安不動窟歟。

伏見院

皇年代私記曰。文保元年九月三日崩於持明院殿。年五十三。四日火葬伏見。

後伏見院

紹運錄曰。延元元年四月六日崩於持明院殿。年四十九。

今按。御葬送之地不詳。沙河西南八町許伏見以北田有陵名。而不知何帝陵。疑後伏見院御墓所乎。

後二條院

〔嘉元三年〕後二條天皇の御宇也。

〔後宇多院〕御名は世仁と申す。人皇第九十一代の天皇にして、龜山天皇の第二皇子、御母は京極院藤原佶子

〔伏見院〕御名は凞仁と申す。人皇第九十二代の天皇にして、後深草天皇の第二皇子、御母は玄輝門院藤原愔子也。

〔後伏見院〕御諱は胤仁と申す。人皇第九十三代の天皇にして、伏見天皇の第一皇子、御母は准三宮藤原經子參議經氏の女也。

〔後二條院〕御名は邦治と申す。人皇第九十四代の天皇にして、後宇多天皇の第一皇子、御母は西華院源基子也

皇年代私記曰。徳治三年八月廿五日崩。壽二十四。葬北白河殿。

今按。北白河殿。圓覺寺耶。拾芥抄曰。圓覺寺。北白河。

花園院

園太曆曰。慈嚴僧正記貞和四年十一月十一日太上法皇於仁和寺萩原仙居晏駕。仙算五十二。日來御脚氣。御長病也。同十三日御葬禮。先幸太子堂。此内々御幸儀也。御輿也。雲客少々供奉。於十樂院上山構山作所。奉葬之。御佛事等依御遺命。於彼堂被修之。仍於萩原殿者。無御中陰儀。

或曰。太子堂速成就院也。本在大谷。十樂院。青蓮院別號也。十樂院上山者。今智恩院。

後醍醐天皇

太平記曰。延元三年八月十六日丑刻崩御。奉葬吉野山麓。藏王堂艮林奧。

延元三年。北朝曆應二年也。時御年五十。

今按。山陵在于如意輪寺後。圓丘方十餘丈。拱木叢生。寂寞傷心。

〔徳治三年〕後二條天皇の御宇也。

〔花園院〕御名は富仁と申す。人皇第九十五代の天皇に在はして、伏見天皇の第三皇子、御母は顯親門院藤原季子也。

〔貞和〕北朝四代光明天皇御宇の年號なり。

〔園太曆〕三十三卷中園公賢の著、著者の記錄にして、南朝の時朝家衰微の有樣、盜賊濫行の事等を記せり。

〔後醍醐天皇〕御諱は尊治と申す。人皇第九十六代の天皇にて、後宇多天皇の御二皇子、御母は談天門院藤原忠子也。

〔如意輪寺〕大和國吉野郡吉野山に在り。

光嚴院

紹運錄曰。貞治三年七月七日崩於丹波國山國。年五十二。

太平記曰。御出家住伏見奥光嚴院。以其近都。去棲隱山國。崩御後。光明院。梶井宮。自伏見往。荷御棺奉葬於後山。

或曰。御墓在山國常勝寺。

皇年代私記曰。光嚴院御菴號也。

紹運錄曰。以此御菴號被擬追號。依遺敕也。

光明院

紹運錄曰。康曆二年六月廿四日崩於勝尾寺御草菴。日來奉號光明院殿。不改此號。不可及別諱號。由御遺敕云云。春秋六十。

或曰。近大坂町奉行與力古屋新十郎。見紹運錄。問御草菴跡于勝尾寺僧。僧時不知之。歸山間一寺衆。皆默然。一比丘曰。我前年結茅時得古石塔。銘曰。光明院。以爲凡卑之石塔。撤之。乃我所居之地。石塔亦在我居傍。若是乎。於是驚取彼石塔。安本處。

〔光嚴院〕御名は量仁と申す。北朝初代の天皇にして、後伏見天皇の第三皇子、御母は廣義門院也。

〔貞治三年〕後光嚴天皇の御宇也。後ち應安と改む。

〔常勝寺〕丹波國桑田郡山國庄井戸村に在り。

〔光明院〕御名は豐仁と申す。北朝第二代の天皇にして後伏見天皇の第二皇子、光嚴天皇の同母弟也。

〔康曆二年〕後圓融天皇の御宇也。次で永德と改元し給へり。

〔町奉行〕武家の職名、市中の民政を掌る。江戸幕府の制、江戸、京都、大阪、駿府の四市に之を置きたり。

〔崇光院〕御名は興仁、初め益仁と申す。北朝第三代の天皇にして、光嚴天皇の第一皇子、御母は藤原秀子也〔後光嚴院〕御名は彌仁と申す。北朝第四代の天皇にして、光嚴天皇の第二皇子、崇光天皇の同母弟也。〔後圓融院〕御名は緒仁と申す。北朝第五代の天皇にて後光嚴天皇の第二皇子、御母崇賢門院仲子也。〔後小松院〕御名は幹仁と申す。人皇第百代の天皇にして、後圓融天皇の長皇子、御母は通陽門院嚴子也。〔永享〕後花園天皇御宇の年號也。〔仙居〕上皇の御住所を申す。

云。

崇光院

紹運錄曰。應永五年正月十三日崩。年六十三。

今按。御葬送之地不レ詳。或號二伏見法皇一。今伏見近二御香宮一。民家後圃鑄二鳳鳥一塔。恐是陵物。

後光嚴院

紹運錄曰。應安七年正月廿九日崩二於柳原仙居一。年三十七。

後圓融院

紹運錄曰。明德四年四月廿八日崩。年三十六。

薩戒記曰。泉涌寺偏爲二公家御寺一。後光嚴院後圓融院兩代御陵。在二此寺中一。又有二御影一。

後小松院

紹運錄曰。永享五年十月廿日崩二于洞院仙居一。年五十七。

康富記曰。文安元年三月十一日被レ立二山陵使者一。云云後小松院山陵泉涌寺。使左大

〔稱光院〕御諱は實仁、第百一代の天皇にして、後小松天皇第一の皇子也

〔薩戒記〕中山定親の著にして、應永二十五年より、嘉吉二年に至る日記其の他叙位部、宣下消息部、部類私要抄等を集錄したるものにして、年紀に多く闕脫あり

〔七僧法會〕呪願師導師、唄師、散花師、梵音師、錫杖師、堂達の七僧を請ずる大法會を云ふ。

〔淨土九品〕彌陀の淨土に往生するに其の行業の優劣に依て九等の階級を立つ、卽ち上中下を更に三分する也

〔四十八願〕阿彌陀如來の建てし誓願なり。

辨益長卿。次官左少將藤原季春。

今按。泉涌寺別院。雲龍院。有後光嚴院。後圓融院。後小松院三代御墓。南上西向御墓上各栽松。

稱光院

紹運錄曰。正長元年七月廿日崩於土御門皇居黑戶。年廿八。

皇年代私記曰。同月九日己卯。奉葬泉涌寺。晦日御拾骨。中納言經成卿懸御骨。奉納深草法華堂。

薩戒記曰。八月十七日丁酉。被行稱光院五七日御法事。七僧法會也。其次可被供養結緣經。御布施料。或付奉行人。或付廟。不同也。參安樂光院。室町北行。自武者小路經三許町。路北有御寺。西大路面有西門。

又曰。此御堂。前能登守藤原基賴草創。其子大藏卿通基朝臣建立。于時鳥羽院御字也。始號持明院。改號安樂光院。其後有子細。御當院御管領于今。公家進止也御堂面九間擬淨土九品。有四十八柱。擬四十八願也。凡莊嚴微妙。然而破壞年尙。尤

可レ悲者也。

後花園院

紹運錄曰、文明二年十二月廿七日崩二於室町亭泉殿一。年五十二。始奉レ號二後文德院一。後ロ改爲二後花園院一。

山霞曰、廿七日、夜ヤウ〳〵五更ニ及ビ侍レバ、シノビテ、泉殿ヨリ聖壽寺ニ出シ奉ル。御沐浴ナド、ハテ、供奉ノ人々退出シ侍リ、元日ハ、モトヨリ亂世ノ始ヨリ、節會以下ノマツリゴトモナケレド、年ノ始ハ公武メデタキ御祝事ドモ、サテゾ、ワタラセ給フニ、思ヒカケヌ御經營ドモ、禁中ニハ諒闇ノモヨヲシナリ。室町殿ニモ、カギリアル儀式ノ御イハヒドモ、垸飯イシクモ略セラレケルトカヤ、三日申ノ刻ニ悲田院ニテ、御葬送ノ儀アリ。明德ノ度、後圓融院ノ御時鹿園院殿供奉マシ〳〵ケル。御例ニ任セテ。此度准后（東山殿）御供奉アリ。（御烏帽子直衣）前内大臣直衣、以下ノ月卿雲客直衣也。冠布衣等アヒマジハレリ上下ノ北面常ノ如シ。聖壽寺ヨリ御車ニテ御幸アリ、前内大臣御簾ニ候セラル。度々ノ御幸、各

〔後花園院〕御名は彥仁と申す、人皇第百二代の天皇に在はして崇光天皇の曾孫、後崇光院の第一皇子、御母は敷政門院源幸子なり。

〔山霞〕作者不詳、文明二年十二月廿六日、後花園院の御崩御を悲しみ奉れる和文の記也。寫本一卷あり。悲田院の古記中にありしといふ。

〔垸飯〕正月の祝として一家親族を集めての饗應を云ふ

〔直衣〕主上を始め貴人の平服也。束帶の袍と同じ製にして織地衣紋の差あるのみなり。之には烏帽子差貫を用ふるを常とす。

〔北面〕仙洞御所を警衞する武士也。

裝束ノキヨラヲ。ツクシテアリシ。ヒキカヘタル御行粧、准后モ御ワラグツヲメシテ、御車ノ後ニ供奉シ給フ。ウチシホレタル御道スガラヲ見タテマツル。貴賤ナニノカズナラヌ下人マデモ、涙ヲナガシ侍レ、ハヤ彼寺ニヲクリツケマシ〳〵ケリ。代々泉涌寺ニテ、後ノ御ワザアリシニ此度急劇ニ、彼寺炎上シ侍ルニヤ、シカルベキ老僧モ侍ラズトテ、元應寺ノ長老接取院惠忍仰ヲウケタマハル。マヅ御車ヲムカヘタテマツリテ、僧百餘人堂前ニタチワタリテ、陀羅尼ヲミテラル。又本堂ヨリ西ニムカヒテ、御葬所ヘ御幸ノ時、錫杖ヲハジム、コノホド准后南ノ方ノ庭上ニ御蹲踞アリ。カヽル御キハマデ、威儀ヲミダリ給ハヌ御作法ヲ見タテマツルニモ、イマダ御存日ノヤウニテ、百官カツハ夢ノ心地シ侍レ、ホドナク煙トナリタマヘル。右ノ詞ノ間有二歌數首一今略レ之。

或曰。當時悲田院在二于京北一。其後遷二悲田院于泉涌寺中一。今大應寺。昔悲田院之地也。竹林中尙有二封壙一。

親長記曰。文明三年四月廿一日參二大原御墓一。法華堂前也。後花園院御墓。

〔長老〕高僧を云ふ。年高く臘長じて貴むべき義也。禪宗にては、商德並に高き僧、又は住持の考を稱す。

〔錫杖〕僧侶修驗者等の携ふる杖、行くに地を突き、響をなして惡獸毒蛇を警むと云ふ。梵語に隙棄羅と云ふ。聲杖、智杖、德杖とも譯す。杖の上部は錫、中部は木、下部は牙又は角にて作り、塔婆形也。

〔准后〕足利義政也

〔親長記〕藤原親長の著にして、文明二年九月より(同十九年七月二十日長享と改元)長享、延德を經て、明應七年八月まで連續し都合四十四册あり、著者の日錄也。

今按。法華堂。修明門院爲後鳥羽院所建也。今在實光坊北。

增鏡曰。大原法華堂者。爲修明門院（後鳥羽院后順德院御母）御沙汰渡故院水無瀨殿。故院臨終所持桐御數珠、尙在。

余嘗於大原。問法華堂。三院御舊跡。有法華堂。有後鳥羽院御石塔無順德院後花園院御墓。余亦問。法華堂爲何帝所建乎不詳。後閱增鏡而後。知法華堂奉爲後鳥羽院所建。乃御骨納於此堂。別不可有御石塔。蓋順德院御骨亦納于此堂矣。今俗云、後鳥羽院御石塔者親長卿所謂法華堂前。後花園院御墓耶。

後土御門院

紹運錄曰。明應九年九月廿八日崩於土御門皇居黑戶。年五十九。十一月十一日葬泉涌寺。今日自內裏北御門東方築墻。奉出御車。依無川脚。四十餘日奉置內裏黑戶。希代事也。御中陰伏見般舟三昧院。

後柏原院賜後光嚴院宸翰三略祕抄於佐々木高賴其本大外記淸原枝賢奥書曰。去明應第九仲秋下八日後土御門院崩御。于時禁闕殊外依御不如意。御送葬

〔修明門院〕後鳥羽天皇の皇后、贈左大臣藤原範季の女重子なり申す。順德天皇の御母也。
〔後土御門院〕御名は成仁、御法諱を正等觀と申し奉る人皇第百三代の天皇に在ぼして、後花園天皇の第一皇子、御母嘉樂門院藤原信子、贈太政大臣信宗の女、實は藤原孝長の女也
〔明應九年〕後土御門天皇の御宇也。
〔用脚〕錢の異稱也
〔三略祕抄〕軍書三略の卷な註解したるものにて、應安二年の末記、天文十八年從四位上行大外記兼博士伊豫介淸原朝臣數賢の奥書、天和三年佐佐木管領義鄉入道臺岩の奥書等あり

〔管領〕室町幕府の職名。將軍を補佐し内外の機務を總理す。其の職掌鎌倉幕府の執權に同じ。始めは執事と稱し、後管領と改む。管領とは統轄の義にして、一所長官の義に用ひたりしが遂に職名となりし也。

〔明應凶事記〕明應九年九月二十八日後土御門天皇崩御遊ばされたる時の諒闇記事也。

〔東門額云々〕東門の額面に發心の字を署せり。發心とは菩提心を起す也。南門には修行の字を署せり。修行とは理の如く修習し作行するを云ふ。

〔賀茂祭〕山城國賀茂社にて行ふ祭也毎年四月中酉日也

延引之處。佐々木管領源高頼朝臣奉調進其料。依此勝仁親王（名相原院）初冬下五日踐祚。仲冬上旬奉葬先帝於泉涌寺。爰被感高頼至忠。賜桐菊御紋。幷後光嚴院宸筆之三略祕抄。加之聽昇殿。勅詔曰。今度抽忠功。徐至永子孫。不可混自餘之諸臣。

菅原和長卿明應凶事記曰。泉涌寺葬場殿檜皮葺也。北面有御車寄。其在所。山門跡西南角也。檜皮葺殿舍一間四面也。棟寶形也。以金彩玉。其中有火爐。（六角白壁）四方有門。白木作鳥居也。扉幷脇壁皆檜墻也。四方有額。以金彩字。東門額發心。南門修行。西門菩提。北方涅槃。以涅槃門爲入御之御門。云々十一日辛酉今夜御葬禮也。御車（以生絹裹之小八葉也。先例出納所預置之。賀茂祭絲毛車。故爲隱過差。以絹裹也。云々）路次。正親町西行。室町南行。近衞東行。東洞院南行。至七條河原。（懸浮橋。）東行。柳原。（法性寺。）南行。又東折鍋良小路前東行（云々）寺中之儀。先於摠門外稅牛。又奉手引。先經葬場殿北面。東行至艮南折。指寄御車於佛殿西面壇上。先後乘僧雲龍院退下。次御車寄大臣（華山院前左府。）參與禁中同役。進卷御簾。先立廻御屛風於壇上。有下御之儀。一向又黑衣沙汰也。奉舁御棺。（諸卿蹲踞。）於佛殿内奉乘寶輿。（云々）此後僧衆行事。奉舁寶輿出佛殿至葬場殿。即入北面涅槃

門火建三匝而下炬念誦等終。云云　實興居爐上之時。信家皆出葬場殿。卿閉涅槃門。所發煙。云云　自今日於伏見般舟院御中陰法事被始行。十二日壬戌。今朝卿御收骨儀也。上卿甘露寺中納言爲因事傳奏。卿有分散儀。一分如例。上卿持之云云納笛懸頭云云今度如何哉。奉籠深草法華堂。此法華堂者。安樂行院內一堂也。於本院者久退轉。此一堂相殘計也。河堂修行兼帶法華堂云云　云云　又一分雲龍院。又一分般舟院。皆寺僧賜之。又一分山國常勝寺被籠之。雖然寺僧不參之間無其沙汰。比丘尼御所。云云　於火屋面面取給之。雖非先規不及制之。云云。

後柏原院

公武相交記曰。大永六年四月七日辰終刻許崩御。甲子六十三歲　前夜自常御所奉移小御所。以相接內侍所奉移記錄所。北首亦內侍所爲御跡方。不可然。

二水記曰。七日卯刻遂以崩御也。御年六十二。廷臣只惆然。悲淚哭聲。皆以消魂。云云

廿七日今日御三七日也。光陰如夢者歟。御追號事。可爲後柏原院之由。有其沙汰。今度依仰各被計申訖。九條前關白。關白近衛殿。左大臣德大寺。御追號後柏原院治定了。桓武天皇號柏原帝也。五月三日天陰。今夜可有葬禮御幸也。戌刻已可有

〔分骸儀〕御遺骨を御縁故ある寺院に分與する也。

〔雲龍院〕京都下京區今熊野町に在り

〔般舟院〕京都今出川通千本東に在り

〔比丘尼御所〕內親王女王の出家して住持せらるゝ寺院を云ふ。

〔後柏原院〕御名は勝仁と申す。人皇第百四代の天皇にましまし、後土御門天皇の第一皇子、御母は源朝子也。

〔小御所〕紫宸殿の艮位に在り、幕府の使臣に所司代等に謁見を賜ふ所也。

〔二水記〕鷲尾隆康の著、著者の記錄也。後柏原天皇の文龜四年より、永正、大永を經て、後奈良天皇の享祿五年に及ぶ。

御出也、仍前左府以下雲客一列而立。（南上西面。）此時御車奉引出。（不懸牛手引也。）先是諸卿蹲居了。次第相隨於築垣（北築地亥方二間許。今日被壞之。於此懸御牛。）外。懸牛歟、路次正親町西行。室町南行。近衞東行。東洞院南行。從六條河原。經法性寺至御寺。泉涌寺警固武士在門內外。（內藤。外藥師寺。）御車奉寄法塔之前。則奉移御龕歟。隔人不能見。供奉衆各北方列立。（委注圖。）頃之御幸。（僧衆前行。見圖。）先是各蹲居。（此間暫時小雨下。則晴。奇特也。）御龕過前御之後。皆起揚即供奉。（御車後方諸門跡。御室。青門。梨門。下川原衆同令供奉給。各前左府之先。）入御葬場殿之後。各蹲居。少時還本列而立御殿之外。三帀了奉安御龕於爐歟。程遠不見。頃之火氣揚。皆拭紅淚了。僧衆法事了。欲退之程各退散。見聞貴賤。如雲如霞。前後不分明。太以狼藉拭也。予不合期。仍不及乘物。兩三輩誘引令步行歸洛了。于時卯半刻也。後聞爲御骨。甘露寺民部卿。傳奏勸修寺大納言。源宰相中將等相留。四日巳刻源宰相中將。乘輿懸御骨於肩。奉收深草。云云 僧衆請取收之。仍不見其所。云云 御中陰事。舊例皆以爲泉涌寺。而明應度始於般舟院被修了。今度泉涌寺再三有訴訟。雖然宥仰了。四日於般舟三昧院。自今日御中陰被始之。午時冷泉前中納言永宣。少納言範

〔左府〕又一上とも左相府とも云ふ。太政官中の政務一切を統領するを職掌とす、玆は德大寺殿を指稱す。
〔御龕〕御棺を申し奉る也。
〔青門〕青蓮院の門跡を云ふ。青蓮院は京都粟田口にありて、叡山三門跡の一也。
〔梨門〕山城國愛宕郡圓融院の門跡也
〔三帀云々〕三度火爐の周圍を廻りて後、爐上に安置して、火を掛くる也
〔民部卿〕民部省の長官也、民部省は大寶令に定められたる八省の一にして、主計、主稅の二寮に別れ、諸國の戶口、田畑、山川、道路、租稅等の事を掌る所也。

〔後奈良院〕御名は知仁、第百五代の天皇にて、後柏原天皇の第二皇子なり。
〔正親町院〕御諱は方仁、第百六代の天皇にて、後奈良天皇の第一皇子也
〔後陽成院〕御諱周仁初名和仁、第百七代の天皇にして正親町天皇の御孫陽光院誠仁親王の皇子也。
〔後水尾院〕御諱政仁、第百八代の天皇、後陽成天皇の第三皇子也。
〔紹運續錄〕速水房常の著、後陽成天皇より後花園天皇に至る歴代の御系譜を揭げ、御即位行幸、崩御等を詳記し、皇子皇女の御連枝任官生薨等をも附記したり。

久朝臣等、赴城南御中陰之間。可祗候也。八日今夜可有渡御倚廬也。先有陣儀、遺詔奏。并御誦經使等事。上卿甘露寺中納言移著端座。令敷軾。外記參進。有條條儀。云云後聞、遺詔詞云。任葬司。山陵。國忌。素服。擧哀。被停止。

後奈良院

紹運錄曰。弘治三年九月五日崩。春秋三十一。葬泉涌寺。

正親町院

帝王略記曰。文祿二年正月五日崩。葬泉涌寺。

今按。泉涌寺有後土御門院。後柏原院。後奈良院。正親町院。四代御墓相並。南上西向。御墓上表以樹木。

後陽成院

紹運錄曰。元和三年八月二十六日崩。四十七。同九月廿日葬泉涌寺。

後水尾院

紹運續錄曰。延寶八年八月十九日崩御。八十五。閏八月八日奉葬于泉涌寺。

明正院

紹運續錄曰。元祿九年十一月十日崩御。七十四。奉葬于泉涌寺。

後光明院

紹運續錄曰。承應三年九月廿日崩御。二十二。奉葬于泉涌寺。

後西院

紹運續錄曰。貞享二年二月二十二日崩御。四十九。奉葬于泉涌寺。

靈元院

紹運續錄曰。享保十七年八月六日崩御。七十九。奉葬于泉涌寺。

東山院

紹運續錄曰。寶永六年十二月十七日崩御。卅五。同七年正月十日奉葬于泉涌寺。

中御門院

紹運續錄曰。元文二年四月十一日崩御。三十七。奉葬于泉涌寺。

櫻町院

〔明正院〕御名興子第百九代の天皇、後水尾天皇の第二皇女也。

〔後光明院〕御名紹仁、第百十代の天皇にして、後水尾天皇の第三皇子也

〔後西院〕御名良仁第百十一代の天皇にて後水尾天皇の第六皇子也。

〔靈元院〕御名識仁第百十二代の天皇にして後水尾天皇第十皇子也。

〔東山院〕御名朝仁第百十三代の天皇にして靈元天皇の第二皇子也。

〔中御門院〕御名慶仁、第百十四代の天皇、東山天皇の第五皇子也。

〔櫻町院〕御名昭仁第百十五代の天皇中御門天皇の第一皇子也。

紹運續錄曰。寛延三年四月二十三日崩御。三十一。奉葬于泉涌寺。

桃園院

紹運續錄曰。寶曆十二年七月二十一日崩御。二十二。奉葬于泉涌寺。

後櫻町院

紹運續錄曰。文化十年閏十一月三日崩御。七十四。同年十二月十七日奉葬于泉涌寺。

後桃園院

紹運續錄曰。安永八年十月廿九日崩御。二十二。同年十二月十日奉葬于泉涌寺。

光格天皇

紹運續錄曰。天保十一年十一月十九日崩御。七十。同年十二月廿日奉葬後月輪山陵。在泉涌寺後山。

仁孝天皇

紹運續錄曰。弘化三年正月廿六日崩御。四十七。奉葬于弘化廟。在泉涌寺後山。

〔桃園院〕御名遐仁、第百十六代の天皇に在はして、櫻町天皇の第一皇子なり。

〔後櫻町院〕御名智子、第百十七代の天皇に在して、櫻町天皇の第二皇女なり。

〔後桃園院〕御名は英仁、第百十八代の天皇に在して、桃園天皇の第一皇子なり。

〔光格天皇〕御名兼仁、第百十九代の天皇に在して、東山天皇の御曾孫にして、閑院宮典仁親王の第六王子なり。

〔仁孝天皇〕御名惠仁、第百二十代の天皇に在して、光格天皇の第四皇子なり。

補闕

饒速日尊。白庭邑墓。舊事本紀曰。天照大神太子正哉吾勝勝速日天押穗耳尊。高皇產靈尊女拷幡千千姬命爲妃。誕生天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊。天祖以天璽瑞寶十種授饒速日尊。此尊稟天神御祖詔乘天磐船。而天降於河內河上哮峯。遷坐於大倭國鳥見白庭山。旣神損去。高見產靈尊以其神尸骸。於天上斂竟。饒速日尊以夢敎於妻御炊屋姬云。汝子如吾形見物。即授天璽瑞寶矣。亦天羽羽弓天羽羽矢。復有神衣。帶。手貫三物。葬斂於登美白庭邑。以此爲墓者也。

今按。饒速日尊雖非繼體之君。據舊事紀觀之。則瓊々杵尊兄也。亦先瓊々杵尊天降。是以。自先代有盡如在之禮社。而未聞祭其墓。例可謂遺憾。

飯豐天皇。葛城埴日陵。

〔舊事本紀〕十卷。神代より推古天皇に至る事を記せしもの也。神代本紀より國造本紀に始終す。後人の僞作なりと云ふ。

〔瑞寶十種〕瀛津鏡邊津鏡、八握劔、生玉、死反玉、足玉、道反玉、蛇比禮、蜂比禮、品物比禮也。

〔天羽云々〕天の鹿兒弓也。天の香山產材にて作る。矢は四羽を以て作る由也。

〔飯豐天皇〕飯豐青尊也。又忍海飯豐青天皇とも申す。市邊押磐皇子の皇女、御母は荑媛也。（一一三頁參照）

日本紀曰。清寧天皇五年正月白髮天皇崩。是月皇太子億計王與天皇〔顯宗〕讓位久而不處。由是天皇姊飯豐靑皇女。於忍海角刺宮臨朝秉政。自稱忍海飯豐靑尊。冬十一月飯豐靑尊崩。葬葛城埴日丘陵。

紹運錄曰。皇代曆云。飯豐天皇不註諸王系圖。依和銅奏聞入云云

扶桑略記云。此天皇不載諸王之系圖。但和銅五年上奏。日本紀載之。甲子歲二月生。年四十五歲。

今按。和銅五年上奏。日本紀載之。此日本紀者非今日本書紀。今日本書紀者。相後和銅五年九年。養老四年奏覽。甲子當作丙子。四十五歲當作四十八歲。

大友皇子

今按。自天智天皇十年十二月三日崩日。至明年七月二十三日。皇子令乎。凡八箇月。檢日本紀。天智天皇臥病以痛之甚矣。召天武天皇授鴻業。乃辭讓之曰。臣之不幸。元有多病。何能保社稷。願陛下擧天下附皇后。仍立大友皇子。宜爲儲君。臣今日

〔白髮天皇〕人皇第廿二代清寧天皇を申す。
〔億計王〕人皇第廿四代仁賢天皇を申す。
〔和銅〕元明天皇の御宇の年號也。
〔大友皇子〕人皇第三十九代弘文天皇也。御名は伊賀、世に大友天皇と申す。天智天皇の皇子、御母は伊賀采女宅子娘也。
〔天武天皇〕人皇第四十代の天皇にして天智天皇の御弟に渡らせらる。
〔鴻業〕帝王の業をいふ、卽ち皇位を申す。
〔社稷〕國家をいふ孝經に「保其社稷、而和其民人」とあり。
〔儲君〕皇太子を申す。

〔九條廢帝〕人皇第八十五代仲恭天皇を申す。順德天皇の皇子、御母は東一條院也。
〔文曆元年〕四條天皇の御宇也。
〔後村上天皇〕御諱は義良、初名憲良と申す。人皇第九十七代の天皇にして、後醍醐天皇の皇子、御母は新待賢門院藤原廉子也
〔正平二十三年〕後村上天皇の御宇也
〔後龜山院〕御名は熙成と申す（本文寛成とあるは長慶天皇を誤りしもの也）人皇第九十九代の天皇に在はして、後村上天皇の皇子、長慶天皇の御弟、御母は嘉喜門院勝子也。
〔元中〕南朝後龜山天皇御宇の年號也

出家。爲陛下欲修功德。天皇聽之云云 天皇崩後。天武天皇發兵伐皇子。近江軍破。皇子隱山前自殺。

今按。山前。長等山山前。今謂山上者訛歟。千載寥寥不聞終焉之地。可歎。

九條廢帝

今按。九條廢帝。順德院第一皇子。諱懷成。承久三年夏四月廿日受禪。未即位。治天下四箇月。秋七月官軍敗績。逃入藤原道家九條第。文曆元年五月廿日崩。春秋十七。見神皇正統記。紹運錄。葬所未詳。

後村上天皇

諱義良。後醍醐天皇第五之皇子。正平二十三年三月十一日崩御。奉葬于河內國檜尾山觀心寺。觀心寺記。

今按。後村上天皇御廟所在觀心寺後山。圓丘可方二丈。樹木生上。

後龜山院

諱寛成。後村上天皇第一之皇子。元中九年十月二日被渡三種神器于後小松院。

〔明德〕後小松天皇御宇の年號也、元中六年改元。
〔應永〕後小松天皇御宇の年號也、明德五年七月改元。

卽明德三年也。後居嵯峨。應永三十一年四月十二日崩御。葬所未詳。

今竊按。以上六代。不載帝王之系圖。而不明於世。然皆正統王者也。故表出之。以補其闕。所以不明者。有微意而存焉。潜心于當時記。而後可自得矣。

前王廟陵記　卷之下　終

山陵志

山陵志解題

蒲生君平名は秀實、一名は夷吾、字君藏又君平といひ伊三郎と稱す。下野國宇都宮の人である。明和五年生る。父は商賈福田又右衞門正榮、君平は其の四男である。少年の頃祖母の言を聞き、祖先は蒲生氏鄕の庶孽なるを知り、自ら氏を蒲生と改む。

祖母の物語を聞き先祖の名族なるを知り、又太平記を讀みて、楠木、新田等諸氏が、最後一滴の血まで王事に盡さんと奮鬪したる忠誠を追慕すると同時に、逆臣權を弄して大に宸襟を惱まし奉つた往事を追懷し、慷慨悲憤の情に堪えず、且つ王室の衰微と古典の墜廢とを痛歎し、專心皇學を大成せんとの志を立てた。かくて歲十四にして、同國上都賀郡鹿沼の儒者、鈴木石橋の門に入りて專心勉學した。

石橋名は之德、字は澤民、通稱四郎兵衞、父三郎兵衞の次男で、寶曆四年鹿沼に生れたのである。壯時江戶に出て、昌平黌に學び、更に野心が無いので、鄕里に歸り、其の

子弟を教育して居た。其の薫陶は單に書物の訓詁のみでなく、聖賢の道を實踐躬行するのであつた。天明三年の災害には、金穀を義捐して幾百の窮民を救濟し、又道路橋梁を修繕して公共の利便を謀り、又家に在つては孝養を盡し、寛政十二年には、宇都宮藩から表彰され、高潔なる人格、謹嚴なる性行、德望鄕侶に冠した人物であつた。此の師にして此の弟子がある。石橋は先王の道を一身一鄕に布き、君平は天下國家に及ぼしたもので、彼が後年の事業は、全く石橋に負ふ所が甚だ多い。石橋は君平に後るゝ事二年、文化十二年六十二歲で歿した。君平の訃音に接した時、老の眼にはら〳〵と落涙し江戶の空を望んで、門弟の爲めに最後の慟哭をしたのであつた。

君平最も心を古の制度律令に留め、卓犖不羈倜儻、慨然として經世の志あり。足跡殆んど全國の半に達して居る。常に其の友に言つて、

吾編戶の餘夫を以て、生を商賈と爲る事能はず。又仕官をして吏となり斗升の祿を求めず。書を讀み文を作るも、曲學阿世の徒と伍する事能はず。庫らにして困窮を取る……吾生や晚くして大化大寶の世に逢はず。大織淡海二公の相企及ぶ所に非ず。然れども其位に在る者は其道を行ひ、其位に在らざるものは其の言を行

ふ。夫王政の要は民を軌物に納るゝに在り。在上の人をして祀典を明にして以て孝敬を教へ、四海の內其の職を以て祭を助けば、天祖の六合に照臨する所以のもの、萬世墜る事無からん。諸侯を富して武衞を奮ひ、百姓を安め邦本を固うす是我が願なり。

こ其の一班を知るべきである。

其の後君平江戶に往來しつゝ林家の門人こ爲り、帶刀して儒學を唱へ、當時高名の儒者國學者、文人墨客こ交友し、遊學する事數年であつたが、平生の持論時勢に合はず、或は迂濶こし狂妄こして嘲笑するものが多かつたが、彼は斯る事を物こもせず、人に語りて「昔は儒官あきらかに天朝の故實に通じて、六經をもて之を資にしたり。こゝを以て名正しく事行はれざる事なし。今の俗儒は天朝の故實を知らず、夏夷の順逆の理に暗くして、名を亂り言を紊るもの、百五六十年來、比々こして皆之れなり云々」こ言うて居る。

江戶幕府が光格天皇の御生父、閑院宮典仁親王の尊號事件に關して叡旨を奉ぜず、天皇の御孝志をも遂げしめず、剩へ此の事を斡旋したる中山愛親、正親町公明兩卿を、幕

府に呼び下して糺明處罰したるは、寛政五年の春である。同年六月五日高山彦九郎は久留米の旅亭に自殺し、同二十一日林子平は、仙臺の幽居中に病歿した。君平時に年二十六、壯年の雄圖、當時の學者志士と來往して、滿腔渾身尊王思想を以て醇化せられて居たのである。

此の尊號事件に關して、江戸幕府が理不盡に叡慮に違ひたるは、等しく君平等勤王志士の憤慨する所である。さうして幕府に對する敵愾心を刺激し、國民の同情心をして、幕府を去つて朝廷に向はしめたのは、直接間接に勤王の精神を勃興せしめる、大なる源動力となつたのである。

君平が歷世帝陵の荒廢湮滅して知るを得ざるを悲しみ、帝陵所在の諸國を經回踏査して、山陵志を編述せんとしたのは、其の後數年の後である。

以二百王之弊一其所レ革先發二乎此一。如三其悉皆復二諸禮一天將レ有下待二其時一而然上耶。今竊因二古圖一參二覽舊記一周二視陵記一咨二問芻蕘一倘有レ可二以考見一。作二山陵志一。

と其の著「山陵志」の序文に自記してある。簡明であるけれども、其の用意の一班が窺

はれる。

君平は斯くして自ら其の地を歴視し、古圖舊記を參考して、遐陬窮島僻遠の地でも、必ず行つて實地に踏査したのである。顧みて實家は兄が相續して、母が健全であり、固より路銀は無いのである。戸田子爵家の所藏に係る、君平が岡井某に宛てたる書狀に、

是には江戸にも親敷二三の御旗本にも、合力四五兩は可ㇾ得候。又佐野鹿沼など師友の間にて、衣類腰の物の支度を被ㇾ致、數年浪々の拙者、漸々に眞の武士に罷成候。然ども關東より千里、西遊六七十日の物入に心遣申候間、前に申義に氶じ、金子拾兩拜借仕度候。此義先達も申入候處、金の員數猶ほ未ㇾ定候。只御承知被ㇾ下候間、更に如ㇾ此申上候云々。

と記してある。又彼が黒羽藩士鈴木某に送れる書狀に依ると、

河内、大和、和泉、攝州、京地の邊奔走すること數月、幸によき天助の案内を得、一々探得候處、常憲有德二公之時尋ね過者注し尋ね出申候。京地の陵は勿論本より細小に候間、多く平地と田畝と成候得共、妙法院宮樣御藏の圖を得て頗る其の地を得申候。此の上にも京畿間同志之士と重ねて其の詳を得て、水戸黄門義公、日本史に附所之志類に、山陵志を可ㇾ添と存候。

と書いてある。水戸は義公の精神を繼承して山陵修理には熱心であり、君平も山陵巡歷出向に際して、水藩を訪れて其の助力を求めたので、當時水戸は藩としては何等の助力を與へぬが、藤田幽谷を始め諸有志は、君平を援助し、大日本史志中へ、君平の山陵志も編入の目契が、自然と成立したものであるかも知れぬ。

君平京都に至り、歌人小澤蘆庵方に止宿して、京中及び近畿の陵墓を搜索し、一夕夜更けて歸宅す。蘆庵雜宴を設けて之を待つに至らず、乃ち問へば、我途東寺を過ぎ、足利尊氏の像を見、其の僭逆の狀を想ひ、之を鞭つこと數百、遂に此所に至ると答へたとの事である。然うしてかく皇陵を踏査し、山陵志といふ不朽の名著となつて現はれたのである。

君平文化十年七月五日、疾を得て江戸に歿す。行年四十六。江戸谷中臨江寺に葬つた藤田幽谷等同人厚く其の葬儀を營んだ。墓誌は友人會澤安が執筆した。皆水藩諸士の厚意である。

君平には山陵志の外に、職官志の著がある。神祇、姓族、服章、禮儀、民、刑、兵諸

志を編し、山陵と合せて、九志とする考へであつた事が、修辭庵遺稿中に記してある。
又「不恤緯」「今書」等最も顯はる。

山陵志　九志二之一

古之帝王、其奉祖宗之祀、而致仁孝之誠也、郊以配乎天。廟以享乎祖。配乎天、則作之靈時、至尊至嚴。禮弗敢瀆。（說在神祇志）享乎祖、則立之大宮、以置祝宰、百世弗毀。特報其有盛德丕烈者焉。（如伊勢及賀茂八幡廟是也）而其餘各就山陵、以時將常典、有事而禱告、於是諸陵寮之職。（治部省管之）掌喪祭之禮。供幣之數。及陵戶名籍。與其禁令、而正其兆域、脩其垣溝、虔共所職、其有儀則。（延喜諸陵式、謂其世之親者、曰近陵。疏者曰遠陵。其供幣之數。亦從有差。歲十二月上旬。寮錄之。併諸國山陵使姓名。及驛鈴等數、以申省。省申太政官。然後頒幣。卽日遣奉。乃謂之荷前之祭。且陵墓之側。其有原野者。寮仰守戶。并移所在國司。共知豫除之、使失火無相延燒。又其兆域垣溝。有所損壞者。令守戶脩理而專當官人巡加撿校。固不得葬埋臣庶及耕牧樵採也。○按荷前之荷讀爲登。登成也。謂年穀成熟。蓋薦新。以其先成熟之時。故謂之荷前。祝辭式荷前或讀爲初穗也。夫初穗之享。後世雖尊時之歲終也。由名而求實。起于薦新。可知矣。謂農神稻荷。其

（郊以云々）書經に冬至祀天于南郊云々、或謂祀天地爲郊、とあり。
（靈時）神靈の祭所也。時は止、神靈を止め鎭ずる意也
（諸陵寮）大寶元年諸陵司を置き天平二年司を寮に改む
（陵戶名籍）陵戶は山陵守護の賤民、名籍は其戶籍也。
（兆域）墓所の區域
（驛鈴）驛馬徵收の證として官人諸國下向に賜はる鈴也
（守戶）陵戶少き折徵せられ、年を定めて陵戶の役を勤むる良民也。

取成熟之義。可以徵矣。故曰。山陵猶宗廟也。苟無有之。則臣子何仰焉。淳和帝臨崩。遺詔令薄葬。不置山陵。中納言藤原吉野諫云爾。臣子惟仰乎此而祀焉。則其禮隆矣。律謀毀山陵。謂之謀大逆。與居八虐之一焉。則其刑重矣。是王者之以孝治天下。所由而基也。胡其可不畏敬哉。」上古大朴。山陵之制未備。瓊杵氏。炎見氏。彦波瀲武氏。邈矣。三陵皆在日向國　自大祖至乎孝元。猶就丘隴而起墳焉。自開化其後。蓋寢有制。及垂仁始備。下至于敏達。凡二十有三陵。制略同焉。凡其營陵因山。從其形勢所向無方。大小高卑長短無定。其爲制也。必象宮車。而使前方後圓。爲壇三成。且環以溝。延暦十一年。以廢太子早良爲祟勅謝之。其冢下置湟。勿使濫穢。湟溝也。因知諸陵之溝。亦其故然也。壇不必三成。舉其率言之。夫其圓而高者。如張蓋也。頂爲一封。即其所葬。方而平者。如置衡也。其上隆起。如梁輈也。前後相接。其間稍卑。而左右有圓丘。倚其下壇。如兩輪也。及至後世民睹之而莫能識焉。猶號曰車冢。蓋亦以是也。凡陵側之地。必有三五丘冢。乃祀之陵。頗小。而班列其前後左右。此蓋當時所陪葬者也。其狀率皆圓。則人臣墓制亦從可知。然其象宮車。不必爲帝陵

〔律〕養老律也。
〔八虐〕謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不義の八罪を云ふ。
〔瓊杵氏〕天忍穗耳尊の御子也。
〔炎見氏〕瓊杵尊の第三の御子也。
〔彦波瀲武氏〕炎見尊の御子、神武天皇の御父神也。
〔蓋寢〕埋葬の意、陵墓を云ふ。
〔早良〕光仁天皇の皇子也。
〔勅謝之〕延暦四年早良皇太子を廢せられ淡路配流の途次薨ず、其後疫癘盛也。帝謝して御墓を修し山陵と稱せしめ給ふ。
〔衡〕車の軛(クビキ)也
〔梁輈〕車の轅(ナガエ)なり。
〔陪葬〕死者に殉じて共に葬らるゝ也

〔玄室〕棺を納むべき地下の室也。
〔羨道〕棺を埋むる爲め作れる隧道也
〔斑鳩太子〕聖德太子を申す。
〔壽藏〕生前豫め設くる墳墓を云ふ。
〔磯長〕河内國南河内郡に在り。
〔太子傳曆云々〕聖德太子傳曆に、太子命駕科長墓所覽造墓者、直入墓內云々、とあり又た徒然草に、聖德太子の御墓を豫て築かせ給ひける時も云々とあり。
〔大仁云々〕推古帝十一年唐制に則り德仁禮信義智（各大小あり）十二種の位を定む。
〔檀弓〕喪大記と共に禮記の篇名也。
〔柷〕樂器の名也。
〔甒〕瓶の一種也。

也。何者其類間有之。而以其非史及諸陵式之所載。莫審爲何物。疑是皇后皇子若重臣。別勅所許。或帝王改葬而其故陵尚存也。自用明至于文武。凡十陵。特變是制。但圓造之。穿治玄室於其內。而築之以堊。覆之以巨石。石棺在其內。南面。故其戸南向。而累石爲之羨道。其制嚴密。既已如是。是以不復環之以溝也。斑鳩太子治壽藏于河內磯長。即是制也。當時太子自負聰明有才藝。居作者之聖。於舊章多所變替。乃若山陵。蓋亦然歟。諸陵式。載太子磯長墓。太子傳曆徒然草。並言其治壽藏焉。太子者用明帝之子。而山陵變制自用明始。是太子好異。倣漢唐之制。而所爲。然其制不能限於帝陵。下及乎諸有冠位者。亦用。但視之帝陵。必卑而小。所以明等差也。大化二年有詔。定陵墓之度。王以上之墓。其內長九尺。高廣五尺。外域方九尋。高五尋。上臣下臣。其內皆準于上。外域。上臣方七尋。高三尋。下臣方五尋。高二尋半。大仁小仁。其外域長九尺。高廣四尺。平而不封焉。大禮以下。小智以上。亦準大仁。凡五等。是因太子之所創。而爲之度也。其工役。王以上千人。七日而竣。次半之。五日。次又其半之。三日。次百。次半之。並一日也。古者棺槨之制。檀弓曰。四寸之棺。五寸之槨。又曰。棺周於衣。槨周於棺。土周於槨。喪大記曰。棺槨之間。君容柷。大夫容壺。士容甒。言其巨細不過如此。而春秋戰國之間。諸侯强僭日甚。羨道周謂之隧。隧者王章也。曩以晋文之功。而所不見許。至乎僭王者。又何憚哉。即其家之高壯堅密。以務其侈。至秦始皇而極矣。西京襍記。廣川王去疾。發魏襄王冢。皆以文石爲槨。高八尺許。廣狹容四十人。以手捫槨。滑液如新。又幽王冢。甚高壯。羨門既開。皆是石堊。併考之。今陵內玄室。亦謂之槨歟。迄于南都。更復舊制。惟其所仍。正南面而已矣。」古之

大喪厥紀無傳。然觀乎山陵遺制。及石棺暴露者。則其牆翣衣衾。珠襦玉匣。與夫銘旌鼓吹之儀。祭奠明器之數。雖一無見文獻之可徵。猶足以知其禮物之有在焉。而至如其用殉。雖曰甚慘。其所由起。亦必有以矣。蓋國初佐命功臣。與宗社同休戚。其忠誠惻怛之心。曷嘗不期以死終始哉。方臨大喪。自刎陪葬。以遂宿志者或有之。而流風慕尚。因仍成俗。卒至於使生平所愛。必例從死焉。乃以垂仁帝之齊聖仁恕也。而爲之惻然。不忍其臨穴惴惴。無罪而就死地。誕能發德音。建明制。代以土物。置土師臣。以司喪紀。且石棺之設。先朝既有。而製造未有專職。至是。置石作連。以治焉。垂仁帝二十八年。倭彥薨。用近臣爲殉。生埋之。其呻吟之聲。旬月不絕。帝聞之惻然。乃詔群臣曰。生之所愛。死而爲殉。不亦慘乎。此雖古之遺制。安可遂用。自今議止之。明年。皇后崩。詔曰。殉死之俗。前知不可。今是葬也。爲之如何。野見宿禰奏請。以土物代之。帝嘉之。立爲永制。以野見居其官。乃因官賜姓土師臣。又據姓氏錄。方此時。武眞利根獻石棺。賜姓石作連。然石棺暴露。孝昭陵以下。往往觀之。則非始於此。故曰。先朝已有。其卜塋兆。程土物。而興徒庸也。必徵於天下諸國。然民以其哀如喪考妣。乃咸子來服役。無以爲

〔牆〕棺を飾る布也
〔翣〕棺を飾る羽也
〔珠襦〕珠飾ある衣
〔明器〕祭祀に用ふる具、禮記に出づ。
〔宗社〕宗廟社稷の略、宗廟は祖先の廟、社は土神、稷は穀神の祭所也。
〔德音〕善き言語の意也、轉じて天子の詔をも云ふ。
〔土師臣〕野見宿禰を云ふ。
〔倭彥〕垂仁天皇の御弟也。
〔皇后〕日葉酢媛命を申す。
〔塋兆〕墓所也。
〔考妣〕死せる父母を云ふ。禮記に、生曰父曰母、死曰考曰妣、と見えたり。
〔子來〕子が父母を慕ふが如く進み來る意、詩經に、庶民子來、とあり。

〔孝德中興〕大化の改新を云ふ。
〔中宗〕天智天皇を申す。
〔民隱〕窮困の民を云ふ。
〔追思繼孝〕亡親を追慕して、生前に引繼き孝を盡すの意也。
〔持統帝云々〕日本紀に、元年春正月丙寅朔、皇太子率公卿百寮人等、適殯宮、と見えたり、皇太子御名を草壁皇子と申す。
〔國造〕上古一國を統べし世襲の職也神武天皇二年倭、葛城二國にこれを置けるを初めとす
〔登遐〕遐（はるか）に登るの義也。後ち專ら帝王の崩御を申す。
〔身毒〕印度の古稱なり。

厲。（應神陵東北之隅。營築未了處。名甲斐坂。土人傳。是當時甲斐人所當役。會其邦有故。不得來焉。而後遂不復治也。又仁德陵上凹處。名尾張谷。即尾張役夫不畢其功者然也。口碑所存。實其爾哉。）孝德中興。爰制其度。凡陵墓高卑之等。其工役之課。乃有常程。（詳見前註。）及中宗繼統。慮其德之不如古。深恤民隱。止其役焉。（天智帝葬其母齊明帝于越智。以間人大后祔焉。而曰。我奉天皇大后之遺詔。以深恤民隱。不敢興石槨之役。冀永世以為鑑戒。○按石槨謂穿治玄室於陵內。蓋其營以勞民大事。故工役之實。乃官給之。不復徒勞。）夫惟恤民隱。是以能止其役焉。故齊明及天智陵。是其治之也。無乃從儉乎。然而君子不以天下儉其親。而況王者乎。宜後朝不敢安之。即就其陵更脩造。是亦所以追思繼孝也。（持統帝元年。皇太子率公卿百寮國司國造及百姓男女。營大內山陵。可見此復興其役焉。文武帝二年冬十月。修越智山階二陵。所謂山階。是天智陵也。明其所初築。皆從儉也。）夫古之俗。其狎乎鬼神而瀆齋盟。所以求福於冥寞之間。固民性蒙昧之為。而逮乎佛教之行。據是攬眾志。獲國權。舉喪祭之紀。莫不咸為之所亂。而自持統之喪。始行火葬。其為弊也世以甚矣。（列子。楚之南有炎人之國。其親戚死。朽其肉而棄。然後埋其骨。乃成為孝子。秦之西有儀渠之國。其親戚死。聚柴積薪而焚之。燻則煙上。謂之登遐。然後成為孝子。此上以為政。下以為俗。而未足為異也。夫然則夷蠻之喪。固有如是者。而佛之所生身毒國。或與儀渠同俗。故亦行火葬也。後

〔浮居氏〕佛僧也。
〔宇治之僧云々〕續日本紀に、四年（文武）三月己未、道照和尚物化、云々火葬於栗原、と見えたり。
〔蕞爾〕小なる貌也左傳に見ゆ。
〔輶于毛髮〕毛髮よりも輕しと也、詩經に、德輶如毛と見ゆ。
〔塔〕卒都婆也。仁明天皇の陵に塔を立てし事文德實錄に見ゆ。
〔不復奉諡〕謚に國風謚と漢風謚とあり、爰は前の意也。國風謚を奉る儀は孝謙の御宇に絕ゆ、文武天皇大寶元年に制定せる謚は漢風謚にて、後ち專ら之による也。
〔衍溢〕擴がり溢るる也。

世浮居氏曾不之識。本以爲典章者。乃不深思之過也。持統帝之時。宇治之僧道昭。其死始行火葬矣。然彼者方外之士。固不足怪。今至其用諸大喪。不亦悲乎。及皇都奠于平安。則其郊野之際。負山帶川。不甚博其丘阜之形。蓋亦宜陵者鮮矣。是以其陵率皆平地之所築。而遺詔依例。以薄其葬。蕞爾坏土。無復如舊。况其火之之不必於陵所也。餘燼遺骸。輶于毛髮。由是遷徙。弗一而已。既而塔擬山陵。僧司喪祭。不復奉諡。遂停尊號。其自居儉。雖如是也。至乃鑄造佛像。經營伽藍。務窮莊嚴。尤極奇麗。大費國用。曾莫之卹。嗟夫廢先聖之禮。奉異端之說。惑已甚矣。而其弊之極。以山法師富擬於王室。權威於禁衞。邪行横作。常犯其上。動輙搆兵。不可復制。以鴨河之暴沸。爲患京邑。氾濫衍溢。民弗安處。猶得與之並稱。反殊劇焉。白河法皇有言曰。不從朕心。惟雙陸采。鴨河水。山法師也。已。邦國憔悴。職是之由。而自紀綱不振。官失其職。諸陵寮廢。奉幣使絕。而後發陵盜藏。無所畏憚。戰國喪亂之際。其禍何過。所在伽藍。遇兵盡殘。塔中所藏。亦從而亡。嗚乎。可勝慨哉。幸而其所完以

〔泉涌寺諸陵〕泉涌寺は京都今熊野に在る眞言宗の大本寺也。四條天皇を此寺域に葬り奉れるより、往々至尊の御葬所となり、後土御門天皇以後歷代陵寢の地也。

〔黔靈車〕御葬儀の御車を黑塗にする也。

〔赭梓宮〕梓宮は天子の御棺也、これを丹塗にする也。

〔仙洞〕太上皇の御所也。仙人の壽長きに擬へ申し奉る。

〔大行〕天子崩じ給ひて未だ謚を奉らざる間を云ふ。通典に、帝初登遐、朝臣稱曰大行皇帝、と見えたり。

〔蒭蕘〕蒭は草刈、蕘は樵夫也。總て農夫杣人等の卑しき者を稱す。

存。惟泉涌寺諸陵及其餘二三也已矣。」夫喪祭。禮之大經也。而天下離世多難至乃園陵廢。春秋闕。如此之極。命也。謂之何。既自臨大喪而火其葬。黔靈車。赭梓宮。堂堂禮典委灰燼。幾何其不化爲夷蠻哉。近世國恤纔止之。自後光明始。後光明帝。近世聖主也。幼而英明。慨然有志於復古。不幸短命。春秋二十有二以痘瘡崩。時朝議依舊。將火葬。有一民鬻魚爲業者。呼八兵衛。常聽命於幸夫。出入宮門。聞之大悲慟歎曰。嗚呼。聖天子。何天命之薄也。可奈之何。且夫火葬者。非聖人之道也。況今大行在天之靈。蓋嘗疾浮屠氏之虚誕。斥異端最甚。而其送終猶從事於其所斥邪。吾小人苟日不瞑。不肯從朝議。敢諫爭止之。不能。則身死之。於是奔走於仙洞及執政之門。所至號哭悲泣。敢請止火葬以從大行之志也。朝議輒爲之改。而火葬止焉。蓋感八兵衛忠誠也。噫。匹夫有志。何事不成。上之人不爲。則其可慚已甚矣。以百王之弊。其所革先發乎此。如其悉皆復諸禮。天將有待其時而然耶。今竊因古圖。參覽舊記。周視陵地。咨問蒭蕘。尚有可以考見。作山陵志。

大和山陵凡三十有一所「按」山陵。謂帝王之墓也。凡葬者以其築成曰都賀。以其外藏曰芳都。而山陵以其所尊奉曰美佐佐岐。先稱以美。尊之也。佐佐岐

〔淡海文忠公〕鎌足の子不比等也。
〔公式〕令の中の公式令也。
〔平出條〕他行より一字上げて記せる條を云ふ。
〔令是云々〕文武天皇四年に撰を始め大寶元年に成る。
〔淡海三船〕眞人姓養老六年に生る、即ち日本書紀完成の後也。依て同紀載する所の諡號を此人撰すとなすは誤なり。
〔孟浪〕委細を盡さざる貌也。
〔磐余〕大和國磯城郡に在り。
〔純乎質〕飾なきを云ふ。
〔天命開別〕令義解に、待時而登天位、如有命所開、故以爲諡、と見えたり。

奉也。陵號故因陵地號之爾。即如曰畝傍山東北陵曰桃花鳥田丘上陵是也。今錄之曰某陵在某郡而注其下云云。則於文不獲號陵以地。故姑改之以從諡焉。夫諡者自神武至於文武凡四十有二世。是淡海文忠公奉勅所制、甘露寺親長日記。引後花園帝之喪大納言藤原通秀所奏議云云。故其撰令也。公式平出條有曰天皇諡矣。義解云。諡者累生日之行迹。爲死後之稱號。即經緯天地爲文。撥亂反正爲武之類也。令是大寶之初。淡海公奉勅所撰、至養老三年。公重奉勅。刊脩之。而其公式云爾、則刊脩之日。諡已建斷可議矣。古事記成於和銅四年。而其書未有諡、然則其建之當在自五年至養老三年凡八年間矣。四十有二世。獨不諡帝大友。而代之以神功后者。蓋當時以承天武之統而有所諱也。書紀釋引私記云。淡海三船奉勅定神武以來諡號。然而不言其奉勅在何朝。建諡爲幾世。從以爲神武以來。則其言孟浪不足以證。是三船姓氏與淡海公封國同名。故謬作此說也。且書紀以刊令之明年而成焉。則載諸國也。然先載其故號。而諡輒注其下。不敢大書之。即其故號者、假如神武曰神日本磐余彥是也、其所以先載之者。存古也、神武之平定中國也。以其功定于磐余。遂建爲號、故古事記。書曰神倭。而書紀改之曰神日本。此日本謂今畿內之倭。以倭是神州曰神倭。神日本同焉。天子者天下宗主也。以其所宗曰根子。其後世之號曰大倭彥。曰大倭根子。亦皆襲之也、磐余地名也。如綏靖曰曰神渟川耳。曰武渟川耳。安寧曰磯城彥玉手觀。耳及玉手觀即其名、而渟川磯城。亦取於地名而所號、號以冠其名。且加之曰神曰武曰彥曰大之類。是臨時所尊而稱。然非世世皆有之。如應神仁德直著其名。曰譽田。曰大鷦鷯。此純乎質也。如孝德曰天萬豐日。齊明曰天豐寶重日。天智曰天命開別。

〔續書〕續日本紀也
〔三好清行〕氏吉の子也、延喜中式部大輔に進む。律令に通じ、算數に秀で、才學一時の宗たりき。
〔廟〕廟の古字也。
〔二元女皇〕元明元正の二女帝を申す
〔非出家〕皇代略記には、元明天皇云々、養老五年辛酉五月日、御出家、と見えたり。
〔文德實錄〕文德帝御一代の實錄にて十卷也、陽成天皇元慶二年に成る。
〔廢帝〕淡路廢帝即ち淳仁天皇を申す
〔僧綱〕僧官中の僧正、僧都、律師、僧位中の法印、法眼、法橋等の總稱也
〔聖武后〕即ち光明皇后也。不比等の女、安宿媛と申す。

之皆頌其德。配之天而所追號。追號亦謂之諡歟。考之續書持統諡曰大倭根子天之廣野姫。則其類推可知。雖其言冗長不雅此寢乎文也。自文忠制諡。諡法章章而王者功德斯著。此文之備也。乃寢乎文者。雖其言冗長不雅。猶以存古。亦並行之。自諡淳和曰讓彌遠。後不復爾也。　且舊典。神武之廟號大祖。天智之廟號中宗。（三善清行改元議云。遠履大祖神武之遺蹤。近襲中宗天智之基業。祖宗廟號。纔見於此。因知舊典多殘缺。）特以其有光烈盛德而所號歟。元明帝臨崩。有遺詔。俾毋奉諡。而追號直用其所居國郡。此蓋自謙不敢當諡也。（元明陵誌石。今暴露移在他所。其銘曰大倭國添上郡平城之宮馭宇八洲太上天皇之陵。此蓋葬時所號者。依遺詔不敢奉諡也。）　然諡者所以稱君父之德。而臣子之情。安敢忍乎以遺詔而終廢其典哉。故諡曰元明。然其諡之也。意當及乎諡元正而同奉焉。故其諡皆以元冠之矣。（天平勝寶八歲太上天皇崩。聖武也。其勅云。太上天皇以出家歸佛。故不奉諡。據當時特有此勅而觀之。若二元女皇。雖乃遜位。尚非出家。非出家。則其當奉諡。且聖武之追諡。在天平寶字年中。則二元應先是追諡。）元正暨光仁、桓武。文德。光孝之諡。其奉之。各當在其後朝。蓋皆是葬然後諡。惟仁明諡然後葬。（文德實錄特書曰葬仁明皇帝于深草山陵。餘皆不然也。）聖武。其初以出家歸佛。不敢奉諡也。廢帝天平寶字二年。百官及僧綱上表。尊上皇曰寶字稱德孝謙皇帝。尊皇大后藤原氏（聖武后）曰天平應眞仁正大后。於是。追諡先帝曰勝寶感神聖武皇帝。（本書曰追上尊號曰勝寶感神聖武皇帝。諡曰天璽國排

〔終阼〕天皇の御位を終り給ふの義にて專ら讓位を云ふ
〔承之統〕御位を繼ぎ給ふ也。
〔有遺詔云々〕皇代略記に、依遺詔、號白河院、と見えたり。
〔浮屠大像云々〕承曆中白河天皇岡崎村に院を構へられ此處に毘盧舍那佛像を安置せられたること雍州府志に見えたり、白河院卽ち之れなり、又白河殿ともいふ、後世に至りて法勝寺となる。
〔有說云々〕臣子として君父を云議するは臣子の君父に對する道に非ずとなして諡せずと也。臣不敢議君云々の語、禮記に見えたり。

開豐櫻彥。今考之。所謂追上尊號。亦謂諡也。而其不言諡。與下文所云諡。互其言故也。孝謙之號。遂爲諡焉。凡帝王諡號。蓋如此云爾。厥後追號有二焉。一取宮名也。一因陵地也。曰平城。曰嵯峨。此類宮名也。平城帝之諡曰推國彥。然而世因其御所之宮曰平城天皇。或稱奈良帝。皆其遜位所遷御焉。而遂稱之不復奉諡。非終阼也。自淳和以下。清和。朱雀。冷泉。圓融。華山。一條。三條。鳥羽。二條。九條。華園。龜山。伏見。是皆上皇院名。遂以爲稱。獨陽成院者陽成所居離宮名。此爲異焉。凡人主遜位。必遷御離宮。稱之曰院。嵯峨離宮一曰嵯峨院是也。自宇多以降停諡。而朱雀以降。院代尊號。不曰天皇。蓋原乎此矣。後世其終阼者。亦崩曰院。後一條爲始。其後如後朱雀。後冷泉。堀河。近衛。皆是也。堀河。近衛皆其所終焉。而襲前號曰後某。亦後一條爲始。是於一條爲之子。且承之統也。非卽其所終院名。至乃其餘。不必皆有謂焉。後朱雀以下皆是也。故不敢一一枚擧。惟後二條。後嵯峨。後龜山。後土御門皆其所終焉。後深草卽其所葬而以仁明曰深草陵。故對此爲後云。曰宇多。曰醍醐。曰村上。是皆陵地也。因陵地爲稱。古有之。如孝謙曰高野天皇。桓武曰柏原天皇是也。後世罕矣。惟後深草然。曰白河。有遺詔稱之。然而非陵地。非所遷御宮名也。蓋嘗造浮屠大像。搆院安之于白河。無乃其故乎。其餘不詳也、六條。高倉。土御門是也。夫停諡有說。必謂臣不敢議君。子不敢議父。曰有所諱。似矣。以天子之尊。不曰天皇。此果何意哉。嗚乎。闕大典。損國

體。莫大焉。源親房以為非臣子之道。其言當矣。後世奉諡曰崇德。曰安德。曰順德。

履履是已。（後鳥羽。其初諡顯德。及後嵯峨登極乃改今號。）然以是觀之。爲在其必停之哉。況乃天皇固至尊所宜稱。故良史書之。不敢以院。可謂得體。且加之奉諡。定陵號。以脩祭祀。其於致孝於鬼神。庶乎有文也。

大祖為神武（相傳下鴨之祠。本神武之祀。故號為御祖之神。御祖猶言大祖。）神武陵在畝傍山東北隅。（諸陵式。畝傍山東北陵。兆域東西一町。南北二町。○陵地指其地方曰南北。曰之類。率據諸陵式。不復多引他書而證之。蓋延喜中有議所定也。式以外否。）曰

白檮尾上。（古事記）〔按〕大祖之平定中國。相畝傍東南。以為土中。營王宮曰橿原宮。蓋以其宮樹橿而所名歟。古事記。橿作白檮。白檮卽橿也。又稱陵所在曰白檮尾上。不是移之以宮樹。則取宮名也。尾上者山隅如尾者之上。今畝傍山東北隅所呼曰御陵山。墳然而隆起。此也。（大和志以此為神八井之墳。神八井之葬于畝傍山北。雖於史有之。其所在山隅平地。未詳何處也。今妄）認云爾。若果神八井之墳乎。其位已人臣。又何以傳謂之御陵乎。今呼曰御陵。是土人口碑。素而不僞。凡此類可擇而采矣。大非如夫好事者以臆傳會也。

但其狀不甚高莊。且不象宮事。乃以上古大朴。制未備也。（廟陵記云。畝傍山東北陵。百年以來。犁為糞田。）名曰神武田（シムダ）。猶餘數畝。為一封冢。今問其地。果有所謂神武田。然是平地。而距山隅東北三町許。乃不合尾上之名。且所謂餘數畝為一封冢者。亦不在神武田。

〔源親房云々〕神皇正統記に、第六十三代、冷泉院云々、此の御門より天皇の號を申さず、又宇多より後諡を奉らず、云々、尊號を留めらるゝ事は臣子の義にあらずとあるを指す。

〔履々〕僅かに也。

〔相傳云々〕下鴨社の祭神は別雷神（上鴨社祭神）の御父大已貴神、御母玉依日咩を祭る。

〔神武〕鸕鶿草葺不合尊の第四皇子、御母は玉依姫也。

〔爲土中〕國の中央に當るとなせる也。大八洲紀に、觀夫畝傍山東南橿原地者、蓋國之墺區（モナカ）乎、可治之、とあり、或は云ふ、東南は西南の誤寫なりと。

〔大窪寺〕畝傍山の東北に在り。
〔大乘法〕佛が普く下劣の根性を調へん爲めに說きし小乘法に對し、一切智を聞かしむる教法を大乘法と云ふ。
〔法華〕爰は法華經の意也。
〔罪隸〕罪を犯して賤民となりし者也。
〔綏靖〕神武天皇の第三皇子、第二代の天皇也。
〔道臣第宅云々〕日本紀に見ゆ、道臣は大伴氏の祖也。神武天皇二年春二月、諸臣の功賞を行はれし際道臣命の功を愛で且つ京域守護の爲め築坂邑に第宅所領を賜へる也。築坂は三瀨より東方輕村へ越ゆる間の岡と古事記傳に見ゆ。

距神武田又東北三町許。有古墳在焉。蓋指此也。夫民之無知。惟貪地利。至乃妄犁天子陵墓。然殆及其石棺。慄慄畏怖。不敢使之遂。餘其數畝爲一墳冢。是物之情也。苟夷之糞田其上。乃若是恝也。尚何更營一封于三町外哉。疑其古墳是當時所陪葬。或神八井之類。決非神武陵也。神武田一名美黄佐伊。是美佐佐岐所訛。卽謂山陵也。山陵與南俗互其言。今曰神武田曰美佐佐岐。蓋以其嘗有廟焉。相傳舊嘗有神武祠廟。在神武田地。昔年水潦。廟爲之所漂。而後遷大窪村。大窪寺之趾有國源寺焉。又傳國源寺亦嘗自神武田旁遷于此。據多武峰記。有泰善法師。天延二年三月十一日。行畝旁東北。過一奇老人。聽泰善謂曰。爲朕講大乘法。禱國家榮福。朕是人皇始祖。言畢乃不見。泰善以此瑞毎年三月十一日。輙來誦法華。故貞元二年。大和守藤原國光爲創堂宇。號國源寺云。夫其說誕妄。固浮屠氏之常。然而其堂宇由此創造。則神武祠廟亦當在其寺中。卽神武田旁曰寺垣內。就其名而考。疑是當時建塔廟處。因稱美佐佐岐歟。其下曰洞村。今居者之衆也。相傳其民故神武陵守戸。凡守陵戸皆賤種。本以罪隸沒入者。不齒鄉人也。以故其守戸之子孫。遂轉業居者稱穢多。亦勢也。環是山而有綏靖陵在西北。諸陵式。桃花鳥田丘上陵。兆域東西一町。南北一町。〔按〕今呼綏善山。綏善是綏靖之訛也。又名鳥田丘。凡丘陵山岡並混言之。依習俗。從便宜。不敢拘也。他皆倣此。是卽桃花鳥田丘省語也。桃花鳥。史一作築。神武帝二年賜道臣第宅於築坂寵異之。古事記作衝。衝田岡並讀爲鬪岐。同地也。然此名。本非繫於畝傍西北。距畝傍南可半里。有舟附村。旁爲鳥谷村。舟蓋後人所添。附亦讀爲鬪岐。因知鳥谷卽桃花鳥谷之省語。且宣化陵有在焉。則綏靖陵亦當在其近地。而今在畝傍西北。甚無謂。豈其改葬焉而仍其舊號歟。夫名不

盧口。口碑所傳。今訛則綏靖。省爲鳥田。可以爲明證矣。凡改葬。雖史官失之。尚有其跡之可推考焉。孝昭。應神反正諸陵是也。仍其舊號。亦然也。應神陵曰藻伏山陵是也。不惟是陵也。鳥田丘是慈明寺村地。

安寧陵在西南。諸陵式、畝傍山西南御蔭井上陵。兆域東西二町。南北二町。按、御蔭井上陵是以井上爲陵所在。然井之得名。蓋因陵。故爲御蔭。今此陵呼曰阿爾山。即安寧所謚。其地吉田村。

懿德陵在南。諸陵式。畝傍山南纖沙溪上陵。兆域東西二町南北一町。按、今呼纖沙山。以纖沙布露溪間也。其地畝傍村。安寧及此陵並有祠在陵上。凡陵地建祠奉祀往往有之。未審其昉於何世也。

宣化陵在身狹桃花鳥阪上。諸陵式、身狹桃花鳥坂上陵。兆域東西二町南北五町。桃花鳥。乃畝傍南地。按、凡地謂之身。謂高地曰高身卑地曰卑身之類是也。蓋對天則地是形魄。身狹之地。因其介丘隴甚狹隘而名之歟。乃介在南北。爲大身狹小身狹。欽明帝十七年。置百濟人於大身狹屯倉。高麗人於小身狹屯倉是也。北者比之南。頗廣。所謂大身狹。此也。其地州接桃花鳥阪。故號曰身狹桃花鳥

〔盧口〕盧言也。
〔安寧〕綏靖天皇の第一皇子、第三代の天皇也。御壽五十七にて崩ぜらる
〔御蔭井〕今、吉田村路傍、陵の東南一町許の地に存す
〔懿德〕安寧天皇の第二皇子、第四代の天皇也。御壽七十七にて崩御す。
〔昉〕始まる也。
〔宣化〕繼體天皇の第二皇子、第二十八代の天皇也。御壽七十三にて崩ず。
〔屯倉〕上代皇室御領の一なる屯田に置ける官舍也。
〔地謂之身〕身は懷妊也。地は萬物の生ひ出づる根原なる故にいふ。
〔形魄〕からだの義也。禮記に「形魄歸於地」と見えたり。

〔金田池碑〕池は嵯峨天皇弘仁十三年勅を奉じて灌漑の爲め開鑿せるもの、碑は其事由を弘法大師銘せるもの也

〔龍蓋寺〕天智天皇の御願寺也。又た岡本寺とも云ふ。

〔孝元〕孝靈天皇の皇子にして、第八代の天皇也。

〔穿此池云々〕日本紀開化紀に、「葬大日本根子彦牽天皇于劍池島上陵」とあれば、依て應神の御宇穿池の折は其陵を殘して掘れる也。

〔天武〕舒明天皇の第三皇子、第四十代の天皇也。

〔持統〕天智天皇の第二皇女にして、第四十一代の天皇也、大寶二年崩御し給ふ。

阪上陵。凡兩地之交。不可偏擧。必號之以兩地。（孝德陵號大阪礒長陵亦然。）金田池碑云。左龍寺。（謂龍蓋寺也。世稱岡寺者是。）右鳥陵。鳥陵即桃花鳥阪上陵。而省其語也。（性靈集注。鳥陵爲白鳥陵。白鳥陵按史當在琴引原。蓋今原谷村地也。）陵地今爲鳥谷村。自此東南。即金田池故地。故云右之也。身狹之訛爲三瀨。三瀨村乃在其東。又其東石川村有劍池焉。

孝元陵在劍池之島上。（諸陵式。劍池島上陵。兆域東西二町。南北一町。）是身狹之東。〔按〕應神帝十一年十月。作劍池。然則穿此池。後於築陵。而陵號乃取於池。池名曰劍。未知其故也。古事記作劍池中岡。今呼其池曰劍淵。陵曰中山冢。

天武持統合葬矣。其陵在檜隈大内之丘上。（諸陵式。檜隈大内陵。兆域東西五町。南北四町。）檜隈是身狹東南。所謂輕之舊都也〔按〕輕古時蓋廣。懿德帝都輕。居於曲峽宮。孝元帝都輕。居於境原宮。應神帝都輕。居於豐明宮。豐明宮趾即今之輕村。（三瀨村西有八幡廟。以此爲宮址。然其地甚狹。不取也。）而距境原東北數町。所謂大内之丘。當時蓋以其在宮内。名之歟。乃在輕村矣。（丘北田畝。土俗稱輕大臣宅地。疑是輕大寺之訛也。凡舊宮址。必構佛寺以異之。蓋中古風習。然則輕大寺。故是宮之地也。）檜隈名。始見雄略紀。（有檜隈民使）又其後宣化帝都檜隈。居於蘆入野宮。其趾即今

〔檜隈人〕川原氏也日本紀に、川原氏直、檜隈邑人也、と見えたり。
〔駿駒云々〕日本紀に、乃見良駒、紀馬之子也、睨影高鳴、輕超母背、就而買取、襲養兼年、及壯鴻驚龍翥、とあり。
〔乃越云々〕日本紀に、超渡大內丘之壑十八丈焉、と見えたり。
〔隧〕羨道也。
〔崇廣〕崇は高さ也
〔欽明〕繼體天皇の第四皇子、第二十九代の天皇也。御在位二年にて崩ず
〔石浮圖〕石塔也。浮屠は佛の意なるも、又た窣堵波(塔)の意に用ふ。西域記に、窣堵波卽舊所謂浮圖也と見ゆ

檜隈村此也。而檜隈坂合。是其少西北。今爲平田村。踰其北丘。則金田池故地。其碑文但載檜隈。不復稱輕地。因以爲建是碑時。或併輕以爲檜隈歟。不然。檜隈名不得冠之大內陵。後世輕檜隈各別爲一村落。猶京之粟田。中世名改爲白河。今又別爲一村白河村一山粟田山。大內陵。魏然而崇。今呼爲丸山。取名其形也。欽明帝之世。檜隈人有駿駒。善超。乃越大內之丘與壑十八丈。大內丘以高有名。已然矣。治陵蓋因此。其高莊不亦宜乎。檢此陵。爲壇三成。而南面。其中等之上有羨門。累石爲之隧。隧深可三丈。而有室。築之以塼。覆之以巨石。崇廣皆丈餘。有石棺二焉。一在北南面。一在東西面。因以爲其南面天武也。西面持統也。廟陵記引或人說云。大內陵在淨御原村西。今無淨御原村。但是陵東有上居村。土人云。上居者。淨御之音。訛而謬也。

欽明陵在阪合。諸陵式。檜隈坂合陵。兆域東西四町。南北四町。其南也。〔按〕平田村古墳此也。今謂其北丘曰阪中。卽阪合所訛。推古帝二十八年以砂礫葺檜隈陵。今檢之。果然。以故或號石山。聖德太子傳記曰。檜隈寺者。欽明天皇宗廟也。今檜隈村道昭寺蓋其遺構矣。尙有九層石浮圖。相傳聖德太子所建。且俗謂之欽明陵廟。卽以陵廟之稱互通也。

文武陵在安古岡上。（諸陵式。檜隈安古岡上陵。兆域東西三町。南北五町。）廼又其南也〔按〕以陵上孤松茂鬱。今呼高松山。一名美賀佐伊。

齊明陵在越智岡上。（諸陵式。越智岡上陵。兆域東西五町。南北五町。）越智乃檜隈西地。〔按〕越智村西則車木村也。土人傳是齊明帝之葬。其靈車所來止。因名曰車來。來今作木。音同也。其東岡崇數十仭。呼爲天皇山。是蓋山陵也。又其側如所陪葬者有之。天智紀。葬大田皇女於越智岡。或卽此類也。神龜十四年五月。越智陵崩。長十一丈。廣五丈二尺。勑修理之。遣使奉幣。今檢之果有朽壞而易崩。又越智軍記。載置兵於越智陵邊而守之云。茅原之東有暦嶠。號志貴奈美伊佐羅波山。所奉藏齊明天皇處。因以爲志貴布也。奈美列也。謂山之形勢。施靡布列東西也。伊佐羅波。大和方言謂崩。山指此。的在茅原之東矣。

右十陵隷于高市郡。

孝昭陵在掖上博多山上。（諸陵式。掖上博多山上陵。兆域東西六町。南北六町。）〔按〕神武帝三十八年。巡中國。登掖上嗛間丘。（今呼國見山。）孝昭帝都掖上。居於池心宮。今池內村卽其趾。在嗛間山西北。又博多山在池內西北。並蒙之以掖上。掖上是此間總名可知矣。博多山。今呼

〔文武〕草壁皇子の第二皇子、第四十二代の天皇也、慶雲四年崩御せらる

〔齊明〕敏達天皇の皇曾孫、茅渟王の王女也、嘗に第三十五代皇極天皇として御位に立ち給ひ、孝德天皇崩御の後再び祚を重ね齊明天皇（第三十七代）と申す。御壽六十八歲也。

〔越智陵邊云々〕後醍醐天皇南狩以後越智岡村の越智氏十市、布施、萬歲の諸士と共に中興を計り北兵に抗したる戰也。

〔孝昭〕懿德天皇の第一皇子、第五代の天皇也、御壽百十四歲と申す。

〔國見山〕神武天皇爰にて國見し給へるより名づく。

〔稽延〕稽は留む也
〔孝安〕孝昭天皇の第二皇子、第六代の天皇也、御壽百三十七歳と申す。
〔玉田宿禰〕葛城襲津彦の孫也。
〔職護其殯〕宿禰孝安天皇の御葬儀を掌ると也。
〔淫欲於家〕御葬儀の日宿禰家に男女を集めて酒宴せしを云ふ。
〔後醍醐〕後宇多天皇の第二皇子、第九十六代の天皇也延元四年崩ぜらる
〔藏王堂〕金峰山寺の本堂也。
〔太平記〕同書に、藏王堂の艮なる林の奥に、圓丘を高く築いて北向に葬り奉る、とあり。
〔如意輪塔〕吉野如意輪寺の塔、如意輪觀音を安置す。

天皇山。上有祠。奉孝昭之祀。其地三室村。池内村西隣曰室村。室是孝安帝秋津島宮所在。今有古墳焉。石棺一片暴露於其上。里老相傳。此亦孝昭陵。夫孝昭之葬。在孝安之三十六年。意不應稽延至此。更據舊事記。壽元年八月葬之。則孝安孝思之深。蓋初近葬其所居室地。朝夕觀望之。及晩年卜地。改葬博多矣。且其曰三室。或仍陵舊號。三本爲御者。尊之之稱。

孝安陵在其東玉手丘。諸陵式。玉手丘上陵。兆域東西六町。南北六町〔按〕蓋此間亦當隸掖上。而諸陵式不冠之。略言爾。今陵所在曰宮山。其上有祠焉。玉手丘東南有舊冢。呼爲罐子山。取名其形也。然檢之。實是宮車象。而左右有二三圓冢。蓋所陪葬者。人或以爲孝安陵。非也。孝靈孝元二陵。未象宮車。而孝安獨先得如是哉。玉手一爲玉田。是昔時玉田宿禰邑。方反正之喪。玉田宿禰職護其殯。而不共。淫欲於家矣。已而懼罪。殺朝使於路。而匿於武内之塋域。武内是玉田氏之祖。由此觀之。所謂罐子山。蓋武内之丘墳。而其孫宿禰之所匿處。亦可以備考矣。

乃越智西南之地。自此其南。可指芳野山。

右二陵隸于葛上郡

後醍醐陵在芳野山藏王堂東北。正統記。應仁記。年中行事。太平記。〔按〕今呼塔尾陵。昔時以陵前有如意輪塔。名之也。

右一陵隸于芳野郡

崇峻陵在倉梯岡。（諸陵式。倉梯岡陵無陵地。）芳野東北多武峯其東北之麓。是爲倉梯。〔按〕崇峻爲賊臣所虐。卽日葬之。是不成葬也。意其陵不應比他。而今檢之。因其以石爲玄室。呼曰巖屋山。一名赤坂山。一名御陵山頗高壯。蓋非一朝所治。治壽藏當時已成俗。乃若聖德太子磯長墓。蘇我蝦夷父子新漢大陵小陵是也。崇峻陵亦壽藏歟。不然。葬能得其速如此乎。地傍蹊間。其隘。不獲爲之兆域。諸陵式曰。無陵地。其此之謂歟。

右一陵隷于十市郡

舒明陵在押阪內。（諸陵式。押坂內陵。兆域東西九町。南北六町。）〔按〕今呼境墳山。墳三成。故得斯名矣。倉梯之北爲押阪。又其北三輪。三輪而北纏向之西。是走山邊道也

崇神陵在山邊道上。（諸陵式山邊道上陵。兆域東西二町南北二町。）曰勾岡。（古事記）〔按〕今呼爲向山。蓋以勾向字形近似。遂謬爾。陵旁澁谷村。卽山邊古道。而西距今道四町餘。

景行陵。乃其北相並。（諸陵式。山邊道上陵。兆域東西二町。南北二町。）〔按〕史及諸陵式崇神景行二陵。並但書山邊道上。而不言其孰南北也。然今以南者。定爲崇神。則北是爲景行可知矣。且景行御名忍代。而北陵呼爲忍代山。卽古遺言也。古者尙質。上下相名。而不

〔崇峻〕欽明天皇の第十二皇子、第卅二代の天皇也、御在位五年にて崩ず
〔蝦夷父子〕蝦夷及入鹿也。
〔新漢〕大和國葛上郡に在り。
〔舒明〕忍坂彥人大兄皇子の第一王子第三十四代の天皇也、御在位十三年にて崩ぜらる。
〔崇神〕開化天皇の第二皇子、第十代の天皇也、御在位六十八年にて崩ず
〔勾岡〕古事記、道勾岡に作る。山邊道の曲れる處にある故の名ならむ。
〔山邊道〕長谷の方より山城國へ通ずる道也。
〔景行〕垂仁天皇の第三皇子、第十二代の天皇也、御在位六十年にて崩ず

〔光仁〕施基皇子の第六王子、第四十九代の天皇也、天應元年崩御せらる
〔施基皇子〕天智天皇の第三皇子也。光仁帝御卽位後田原天皇の追號を奉り給ふ、
〔使ニ禾耟ニ〕耕作せらるゝ也、禾は耟の柄、耟は鋤也。
〔開化〕孝元天皇の第二皇子、第九代の天皇也、御在位六十年にて崩御す
〔率川〕奈良の荒池より猿澤池の南を流るゝ小川也。
〔聖武〕文武天皇の第一皇子、第四十五代の天皇也、天平勝寶八年崩御す
〔佐保山〕今の奈良市の北郊に當る。其南腹に眉間寺あり、行開僧都の開基にて律宗に屬す

敢諱。乃若陵號。或因御名。不一而已。仲哀陵曰仲津山。應神陵曰譽田山。清寧陵曰白髮山。此皆仍其御名也。反正之盾井。安康之保天堂。仁賢之牡計山等。亦因御名而訛也。陵旁柳本村。北隣乎釜口。

右三陵隷于城上郡

光仁陵在田原之東。諸陵式。田原東陵。兆域東西八町。南北九町。田原是寧樂東南而寧樂之南。乃山邊道也。〔按〕諸陵式。謂之東陵。以其對西陵也。西陵是光仁帝之父。施基皇子墓也。及帝之登極。追稱爲西陵。今西田原村有古墳。呼爲君之平。此也 田原別爲二村。其東村之東有古墳。呼曰王墓。此卽東陵也。然其號荒穢。使禾耟。所象以爲宮東。不可復見。更考之。今京郊諸陵。惟文德獨象宮東。其餘叢爾圓丘。而平地之所築。無復如舊矣。此自光仁既有然歟。不必其殘也。

開化陵在寧樂春日鄕率川阪上。諸陵式。春日率川阪上陵。兆域東西五段。南北五段。〔按〕今奈良念佛寺地有古墳焉。此也。率川其源發春日山。經此南而西。兆域方面纔五段。昔時蓋以郊京邑。逼於市廛。而致如此之陝爾。

聖武陵在春日之北佐保山南。曰南陵。諸陵式。佐保山南陵。東西七町。南北七町。〔按〕今

〔文武皇后〕藤原不比等の女、宮子と申す、聖武天皇の母后也。
〔爲大后〕聖武天皇御卽位の後母后を尊みて皇太夫人と申し、孝謙天皇に至りて太皇大后の號を稱へ奉れる也
〔元明〕天智天皇第四皇女、第四十三代の天皇也、養老五年崩御せらる。
〔元正〕天明天皇の第一皇女、第四十四代の天皇也、天平廿年崩御し給ふ
〔平城〕桓武天皇の第一皇子、第五十一代の天皇也、天長元年崩ぜらる。
〔法華寺〕今、添上郡佐保村に在りて律宗に屬す。天平十三年光明皇后の御創建に係る。
〔二匝〕二廻り也。

爲後開寺地。爲之所殘削。無完也。然猶檢其跡。則後溝圓而前溝方。所象宮車。尚有存焉。無北陵。何以謂之南。凡地偏處、必稱以其所偏一方。不必取對也。仲哀陵曰惠我長野西陵。然無對而爲東是也。佐保又有西陵東陵。東陵是聖武皇后藤原氏。西陵是文武皇后藤原氏。文武后之陵。今呼爲大黑柴。蓋其火葬處云。后尊爲大后。大黑其音訛也。其塋有刻石面如狐者七枚。或云狗形也。非狐。古時隼人職守宮門。爲狗吠。故臨大喪。亦以狗形置梓宮旁。聖武后之陵今喪其所。

元明陵在奈保山。曰東陵。諸陵式、奈保山東陵。兆域東西三町、南北五町。元正陵並在其西。曰西陵。諸陵式。奈保山西陵。兆域東西三町、南北五町。奈保、乃佐保之西。所謂平城舊都北郊也。〔按〕距今奈良之西北八町。爲法華寺村。是皇居趾也。二陵即其北。今呼在東者爲大奈閉。在西者爲小奈閉。奈閉、奈保之訛也。大小以言前後之世次。

平城陵號楊梅陵。諸陵式。楊梅陵。兆域東西二町。南北四町。當時蓋栽以楊梅而所號歟。

乃舊都少西。〔按〕廟陵記云、法華寺西南有楊梅天神祠。即其北陵此也。元正陵西北有大冢。或妄認爲平城陵。今檢之。其形象宮車。而南面。且環以溝二匝。蓋仁德陵以外。其高莊。無復如此。其以爲帝陵也宜矣。然觀光仁及桓武仁明諸陵。當時蓋皆造陵卑小。獨平城而得然乎。此殊可疑矣。更考之。仁德皇后岩之姬葬於奈良阪。或此歟。史及諸陵式所載。古之后妃。惟神功與嚴之姬也已。蓋其他墓制。率

是卑小。卿野之間累累焉。後世不可得而識。獨若奈良坂墳。卽以高莊世世所目也。史及諸陵式。安取諸。蓋無他。亦以其高莊。

右六陵隷于添上郡

垂仁陵在菅原伏見。曰東陵。（諸陵式。菅原伏見東陵。兆域東西二町。南北二町。）安康陵乃在其西。曰西陵。（諸陵式。菅原伏見西陵。兆域東西二町。南北三町。）是舊都西郊。〔按〕今伏見菅原。分爲二村。伏見村西有古墳。呼爲蓬萊山。因其環溝池樹松柏。俗以爲仙島而所稱焉。垂仁帝之世。但遲麻守使于異域。反則帝已崩。守不堪其哀。乃復命陵前。遂哭而死。史謂其墓存也。今陵北圓冢。豈其此歟。世妄認之爲安康陵。然安康陵當在西。則此其非是。此卽垂仁陵。則其西數町。又有呼爲西蓬萊山。今已墾爲田。惟其溝未埋處。環殘陵。若半月然。蓋方其未毀與東陵屹乎相望也。西蓬萊之名。於是乎得。此蓋安康陵也。呼爲保天堂。安康御名穴穗。爾音保。省穴字呼之。則保天堂。卽穗天皇訛也。

成務陵在狹城盾列池後。（諸陵式。狹城盾列池後陵。兆域東西一町。南北二町。）是舊都西北郊野也。〔按〕狹城崎也。言山阜崎嶇。今超昇寺村西北爲山陵村。實是山阜崎嶇。而有四池焉。池皆南北縱列。里老相傳。故七池。其三已作田。所謂盾列池。卽縱列也。盾縱音借也。東南則神功后之陵在池上。（諸陵式。狹城盾列池上陵。兆域東西二町。南北二町。）〔按〕陵旁有鳥居。

〔奈良坂〕今、奈良市の北方にて般若寺の北に當る坂也

〔垂仁〕崇神天皇の第三皇子、第十一代の天皇也、御在位九十九年にて崩御し給ふ。

〔菅原伏見〕今、生駒郡都迹村に當る

〔安康〕允恭天皇の第二皇子、第二十代の天皇也、

〔但遲麻守〕日本紀田道間守に作る、三宅連の祖也。

〔異域云々〕日本紀垂仁紀九十年春二月庚子朔、天皇命田道間守、遣常世國、令求非時香菓、今謂橘是也とあり。

〔成務〕景行天皇の第四皇子にして、第十三代の天皇也御在位六十年にして崩御せらる。

〔神功后〕仲哀帝の皇后氣長足姬尊也。

〔孝謙〕聖武天皇の第二皇女、第四十六代の天皇也。淳仁天皇御位を去り給ひし後、第四十八代の皇位に立ち給ひ、稱德天皇と申す、神護景雲四年崩御せらる。

〔壽陵〕御在世中に築き給へる御陵なるを云ふ。

〔孝靈〕孝安天皇の第一皇子にして、第七代の天皇也。御在位七十六年にて崩御せらる。

〔達磨寺〕今、北葛城郡王子村に在る眞言宗の寺、笠解脫上人の建立に係る。

〔顯宗〕宇遲押磐皇子の第三王子にして、第二十三代の天皇也。御在位三年にて崩御せらる。

土人歲時奉后之祀也。廟陵記引史曰。承和元年。以盾列山陵有災異。閱圖錄觀之北則神功后。南則成務帝之陵也。因疑今所指亦承和以後。更復傳其誤也。雖然。諸陵式。是延喜中所論定。豈有誤也。蓋承和所閱。反是有誤而當時未深考之爾。

西北則孝謙陵在高野。諸陵式。高野陵。兆域東西五町。南北三町。〔按〕史作佐貴高野山陵。佐貴狹城也。式不冠之略言爾。孝謙。史稱高野天皇。正統記稱高野姬。按其文。則高野陵。若壽陵然。

右五陵隸于添上郡

孝靈陵在傍丘馬阪。諸陵式。傍丘馬阪上陵。兆域東西五町。南北五町。傍丘是舊都西南。而其西並葛城山。延池平南者里所因號傍丘焉。馬阪其西北。而葛城之麓也。〔按〕大和西偏。古葛城國也。後世分爲二郡。曰葛上葛下。葛下即傍丘西地。所謂片岡莊也。片岡葦田池。及片岡氏之墟。並在下牧。片岡即傍丘。則其墟與池所在牧地。果是傍丘也。馬阪。今之馬瀨阪。在達磨寺西。獨其地西山是麓。而與傍丘隔離數町。因知傍丘非西山。而其名泛蒙此間。或指西山曰傍丘。謬也。孝靈帝。孝元之六年。葬于此。稽延一何爾。或其改葬而然耶。然則其故陵何在也。黑田孝靈所都。其地陵墓之類。累累有在。亦可備考。

顯宗陵在傍丘磐坏曰南陵。諸陵式。傍丘磐坏丘南陵。兆域東西二町。南北三町。磐坏傍丘南

嵎也。武烈陵乃其北相並。曰北陵。諸陵式。傍丘磐坏北陵。兆域東西二町。南北二町。〔按〕磐坏之名久喪之。今傍丘之間。以磐字尋磐石之處。卒無有之。更因音考索。凡磐祝。假音通用。磐樟船之類。祝而神之也。古事記。石作連作石祝作連。祝字是衍。卽石之音注。混入其本文者也。磐坏蓋壽藏。取其名於祝而築之。今傍丘南嵎爲陵莊。卽片岡別莊名也。有築山村。其南爲陵家村。而南北各存古墳。因以爲築山是磐坏省磐。而坏更爲築也。陵家以當宅陵戸名之。今檢之。則北陵甚高莊。武烈之壽陵。其侈可想。而南陵。乃平地之所築。頗卑小。顯宗之有天下也。躬仁儉。不亦其驗乎。史記。酷吏傳。張湯調爲茂陵尉。治方中。漢書音義曰。方中陵上土作方也。蘇林曰。天子卽位。豫作陵諱之。故言方中。由是觀之。古時本朝亦嘗有然者歟。可以備考矣。〇大和志。以北陵爲茅渟皇子墓。諸陵式茅停皇子墓。在葦田池。是卽傍丘北嵎也。非此也。

右三陵隷于葛下郡

河內山陵凡十有三所

仲哀陵在惠我長野。諸陵式。惠我長野西陵。兆域東西二町。南北二町。惠我長野濱石川而南北長矣。陵居其西偏。故曰西陵。〔按〕呼爲仲津山。古來所傳。仍仲哀御名也。

允恭陵乃在其東北。曰北陵。諸陵式。惠我長野北陵。兆域東西三町。南北三町。〔按〕呼爲市野山。

〔武烈〕仁賢天皇の第一皇子にして、第二十九代の天皇也、御在位八年にて崩御せらる。

〔磐樟船〕樟にて造れる船也、磐は堅固の意にて磐樟と云ひ、樟とも云ふ。

〔石祝作連云々〕古事記(垂仁帝の條)に石祝作を定め給ひとあるを指す。

〔張湯〕杜陵の人、漢武帝の臣也。

〔仲哀〕日本武尊の第二王子にして、第十四代の天皇也御在位九年にして崩御せらる。

〔石川〕大和國石川郡より北流し、大和川に入る川也。

〔允恭〕仁德天皇の第四皇子にして、第十九代の天皇也御在位四十二年にて崩ぜらる。

此地故是所謂餌香市邊也。餌香惠我、即今爲國府村。或以爲市邊王押磐墓。然他無所徵。不取也。

應神陵、當西陵之南、所謂惠我藻伏山陵也。諸陵式。惠我藻伏山陵。兆域東西五町。南北五町。

〔按〕呼爲譽田八幡山。併用其御名與神號也。因廟而祀焉。北南隣古市。故其緣記曰、葬於古市郡長野山。緣記又曰欽明天皇二十年二月十五日精陵前立社奉此祀焉。長野則是此間總名也。今西北一陵、皆繫長野。而此陵獨不言長野南陵。何也。蓋藻伏之名自古太聞。卽其地方不足詳言也。藻伏、古事記作裳伏。注曰百舌鳥。百舌鳥本是和泉地名也。因疑此自彼改葬而仍其舊號。遂喪陵地之故名。故名曰蓬蔂丘。見於雄略紀。且百舌鳥八幡神祠。相傳有改葬說。卽今所疑也。其八幡之山。巍然而象宮車者、蓋其故陵也。書紀不言葬、古事記云。葬于裳伏山陵。而闕其年月。蓋追筆之、未詳改葬否也。古史之遺。亦從可知。

右三陵隷于志紀郡

雄畧陵在高鷲原。諸陵式。高鷲原陵。兆域東西三町。南北三町。是長野之西。〔按〕島泉村有古墳。其形圓而環以溝。此也。呼爲丸山。以今所觀也。然從遠眺之。其地勢隆然。所謂宮車

〔市邊王押磐〕履仲天皇の皇子也。

〔應神〕仲哀天皇の第四皇子にして、第十五代の天皇也御在位四十一年にて崩じ給ふ。

〔譽田八幡山〕今、古市村大字譽田に在り、山上八幡社あるにより名づく。

〔百舌鳥八幡〕今和泉國大鳥郡西百舌鳥村赤畑に在りて應神天皇神功皇后を祭る、欽明天皇御宇の創立也。

〔書紀云々〕書紀雄略紀九年秋七月の條に「還於蓬蔂丘譽田陵下」とありて葬と記さゞるを云ふ。

〔雄略〕允恭天皇の第五皇子にして、第二十一代の天皇也、御在位二十三年にて崩ぜらる。

〔仁賢〕市邊押磐皇子の第一王子、第二十四代の天皇也御在位十一年にして崩御せらる。

〔埴生阪本〕今、長野村大字野中也。

〔於計〕日本紀億計に作る。

〔清寧〕雄略天皇の第三皇子にして、第二十二代の天皇也、御在位五年にて崩御せらる。

〔安閑〕繼體天皇の第一皇子、第二十七代の天皇也。御在位五年にて崩御せらる。

〔明應亂〕明應二年畠山義就の子尙慶同族政長の暴横を幕府に訴へ兵を擧げて頻す將軍義植自ら師を帥ひこれを討つ迭に勝敗あり尙慶政長共に死せり明應亂これ也

象。可ニ以想見一矣。耒耜殘餘。纔觀其圍。悉夫高鷲之名久喪之。但陵南有僧寺。取以爲ニ寺地山號一。

其南埴生阪。埴生今訛爲ニ羽曳一。

仁賢陵在ニ埴生阪本一。諸陵式。埴生阪本陵。兆域東西二町。南北二町。〔按〕今呼ニ牡計山一。其御名所訛。御名於計也。

右二陵隷于丹比郡今分爲ニ南北二郡一。高鷲丹北也。埴生阪本丹南也。

其南阪門也。埴生阪門也。和名抄。郷名尺度。尺度即阪門。今有ニ阪田村一。蓋其訛也。又有ニ阪門池一。

清寧陵在ニ阪門原一。諸陵式。阪門原陵。兆域東西二町。南北二町。〔按〕呼爲ニ白髮山一。仍ニ其御名一也。其地西浦村。而其東古市。即惠我長野之南。

安閑陵在ニ古市高屋丘一。諸陵式。高屋丘陵。兆域東西一町。南北一町。〔按〕明應亂。畠山尙慶城據焉。故今呼ニ高屋城墟一。諸陵式。安閑春日皇后高屋墓。兆域東西二町。南北二町。與ニ山陵一自別兆域。史謂ニ之合葬一。以ニ地相隣一謬之爾。今祀ニ八幡之神一此也。

右二陵隷于古市郡

古市之東南磯長。

敏達陵在磯長曰中尾陵。諸陵式。磯長中尾陵。兆域東西三町。南北三町〔按〕葉室村西有古墳。此也、其形象宮車、據史、初殯于廣瀨、廣瀨郡有仁基山廣山。皆帝陵形也疑其一是敏達初葬之陵、而史誤以初葬爲殯、亦不可知也、崇峻之四年、祔其后妃廣姫磯長陵。廣姫以敏達之四年薨。因知帝王后妃陵制故皆同。

用明陵在其東北曰原陵。諸陵式。磯長原陵。兆域東西二町。南北三町。〔按〕春日村古冢此也、古事記以此謂中陵、蓋西南則中尾東南則山田。東北則大阪磯長。西北則聖德太子墓、峴乎相望也。

推古陵在其東南曰山田陵。諸陵式。磯長山田陵。兆域東西二町。南北二町〔按〕山田村古冢此也。古事記以此謂科長大陵、以殊高莊也。科長即磯長

孝德陵在其北曰大阪磯長陵。諸陵式。大阪磯長陵。兆域。東西五町。南北五町大阪磯長地相接而陵介其際、故取名於兩地〔按〕山田村古冢稱北山者此也。大阪是葛城山自河內踰大和處。

右四陵隷于石川郡

〔敏達〕欽明天皇の第二皇子、第三十代の天皇也、御在位十四年にて崩御せらる。
〔殯〕諸説に死せる者の墓所に其の族を合葬するを云ふ。
〔廣姫〕息長眞手王の御女也。敏達天皇四年皇后とならせらる。
〔用明〕欽明天皇の第四皇子にして、第三十一代の天皇也、御在位二年にして崩ぜらる。
〔峴乎〕高き貌也。
〔推古〕欽明天皇の第三皇女、第三十三代の天皇也、御在位三十六年にて崩ぜらる。
〔孝德〕茅渟王の王子にして第三十六代の天皇也、御在位十年にて崩御せらる。

後村上陵在檜尾山觀心寺地。（嶋嶺觀心寺事記。）檜尾磯長之南也。〔按〕寺後山中有圓墳。廣可一丈。寺僧歲時奉祀焉。

右一陵隸于錦部郡

和泉山陵凡三所

仁徳陵在百舌鳥耳原。曰中陵。（諸陵式。百舌鳥耳原中陵。北域。東西八町。南北八町）〔按〕仁徳帝六十七年冬十月。幸河內石津原。卜陵地。方其營陵時。有奔鹿。入役所而斃。乃異之。而探其瘡痍。則有百舌鳥。從耳中出去。耳已爲之咋傷。因命其地曰百舌鳥耳原。遂以爲陵號。蓋壽藏自此始矣。凡營陵因山。然其高莊魏魏可仰。未有如此其大也。帝之理天下以仁儉。而其自營壽藏。獨何以侈也。蓋山陵所以奉祖宗之祀。致仁孝之誠。而聖人建制垂訓。不以天下儉其親。乃以厚待其子孫。不敢自薄於其葬。至於今。土人仰之。號曰大山陵。後世國恤。率火其葬。或以塔擬山陵。僧司喪祭。雖曰居儉。禮由此亡。夫喪祭。禮之大經也。仰大山陵。而謂之侈者。愛羊之類也。不足與議禮意也。天平寶字二年。割河內。置和泉國。百舌鳥隸焉。古事記。百舌鳥作毛受。毛受村。石津村隣

〔後村上〕後醍醐天皇の皇子にして、第九十七代の天皇也、正平二十三年崩御せらる。
〔觀心寺〕今、南河內郡川上村寺元に在る眞言宗の寺也天長四年僧實慧の開基に係る。
〔仁徳〕應神天皇の第四皇子にして、第十六代の天皇也御在位八十七年にて崩御せらる。
〔役所〕日本紀に役民之中とあい、役に調せる民屋也。
〔國恤〕國の憂也。天子の崩御を申す
〔愛羊〕論語八佾篇に、子貢、欲去告朔之餼羊、子曰、賜也、爾愛其羊、我愛其禮、とあり虛禮を廢せんとする餘り禮の本義に戻るを云ふ。

〔履仲〕仁德天帝の第一皇子、第十七代の天皇也、御在位六年にて崩ず

〔反正〕仁德天帝の第三皇子、第十八代の天皇也、御在位五年にて崩ず

〔繼體〕彥主人王の皇子、第二十六代の天皇也、御在位二十五年にて崩ず

〔光嚴〕後伏見天皇の第三皇子、北朝第一代の天皇也、貞治三年崩御す。

〔伏見光明院〕山城國紀伊郡伏見に在り、初め藤原氏本家の所領なりしが後ち後白河院御領となり次で持明院派に相傳し、屢同派諸院の仙洞たり

〔土御門〕後鳥羽天皇の第一皇子、第八十三代の天皇也寬喜三年崩御す。

也。

履中陵在西南曰南陵。諸陵式。百舌鳥耳原南陵。兆域東西五町南北五町。〔按〕呼爲美贊佐伊。在石津村北。反正陵在西北曰北陵。諸陵式。百舌鳥耳原北陵。兆域。東西三町。南北二町。〔按〕今呼其溝曰盾井之池。盾井丹治比之訛。仍其御名也。在和泉界邑東郊。河内藤井寺西南古墳象宮車。土人傳是反正陵。夫反正以允恭之六年。葬於耳原也。則初葬或在於彼。而史謂之殯。蓋其所謬矣。

右三陵隷于大鳥郡

攝津丹波阿波淡路讃岐隱岐佐渡凡七國山陵各一所

繼體陵在攝津三島藍野。諸陵式。三島藍野陵。兆域。東西三町。南北五町。〔按〕大田村古冢此也。呼爲茶臼山。以其頂有門處。名之也。然而象宮車。環之以溝。依舊焉。三島今割爲上下二郡。曰上島。曰下島。藍野陵乃在其交。而所隷是下島郡。

光嚴陵在丹波桑田郡之山國。太平記。初居伏見光明院。以其去京甚近。去隱於山國。遂崩焉。〔按〕山國村有常勝寺。卽其火葬處。今塔廟存焉。

土御門陵在阿波板野郡之里浦。紹運錄。東鑑。增鏡。要記。保曆間記。百錬抄。並云。承久三年。遷于土佐。尋遷于阿

波。寛喜三年十月十一日、崩于阿波。然皆不載其葬於里浦。略之也。明月記。天福元年十二月。母后承明門院。爲帝營金原御堂。移藏御骨焉。故增鏡寛元元年十月、脩二十三忌之法會於金原。吉續記。文永十年七月、遣山陵使於金原。金原蓋乙訓郡西郊、所謂御堂。今亡〔按〕板野緣海洲嶼之間。今稱無養莊。里浦是洲中一村落。有石塔。土人莫知誰墓也。但歲十月十一日。父老齋於其前以通夜焉。古來以然矣。十月十一日卽是土御門之御忌。蓋方其喪也。民之悲哀何如哉。至於今尙猶置齋奉祀。不失其遺跡。此僅可徵已。

廢帝陵在淡路三原郡。諸陵式。淡路陵。兆域東西六町。南北六町。〔按〕和名鈔。三原是國府所在。廢帝以孝謙之雄猜。降封淡路公。而幽于其府。旣而公不堪憤。踰垣而逃。國守佐伯助。掾高野並不等（ナミフト）率兵邀之、公還。厥翌暴崩。則其葬當去府不遠。府趾今距洲本之治。西南可三里。曰市村。其中稱國司館趾此也。乃其西可三町。有古墳在焉。其方二十步。森如也。廢帝陵卽此。而其祠曰野田宮。在旁焉。

崇德陵在讚岐阿野郡之白峯寺。白峯寺緣起。紹運錄。〔按〕白峯寺緣起。山陵所在。是其寺西北嵎云。其寺西北嵎。今檢之、孤墳據岩壁之上。封土高八尺。石牆以環之。其前有廟、安帝遺像。以奉祀焉。又左有母后廟。待賢門院藤原氏 右有山神廟。讚岐守源公世

〔承明門院〕久我内大臣通親の女にして、在子と申す、後鳥羽天皇の妃也
〔增鏡云々〕同書に霜月十一日は、土御門の院の御十三年とて云々、金原にて御八講あるべければ、と見ゆ。
〔金原〕今の山城國乙訓郡海印寺村大字金ヶ原に當る。
〔廢帝〕第四十七代淳仁天皇を申す、舍人親王の第七皇子にして天平神護元年崩御し給ふ。
〔崇德〕鳥羽天皇の第一皇子にして、第七十五代の天皇也、長寛二年崩御せらる。
〔白峰〕今讚岐國綾歌郡に在り。
〔母后〕權大納言藤原公實の女にて、璋子と申す。

〔其生也云々〕崇徳帝御生前は謫所に幽せられ給ひ、崩ぜられてより白峯社に祭られ神靈を示し給ふと也。

〔後鳥羽〕高倉天皇の第四皇子にして第八十二代の天皇也、延應元年崩御せらる。

〔法華堂〕今、山城國愛宕郡大原村寶光房の境内に在り

〔順徳〕後鳥羽天皇の第三皇子、第八十四代の天皇也、仁治三年崩御遊ばさる、

〔皆闕ニ葬地一〕百錬抄に、寛元元年四月廿八日甲戌、佐渡院御骨、康光法師奉レ懸レ頸、渡ニ御大原一云々と、あり斯の如く諸書何れも葬地を載せずとなり。

能致ニ堂宇之脩一。嚴然可ニ畏敬一。他陵在ニ阿波及薩摩封内一。並欲ニ其國君亦能放一焉。嗚乎亦異哉。僻陬有ニ陵寢一其生也、嘗有ニ幽辱茲土一而死也。長見ニ靈威一。祭則授レ福。比ニ之他就ニ荒穢一。可レ謂レ幸矣。

後鳥羽陵在ニ隱岐海部郡之苅田山一。百錬鈔。增鏡。東鑑。要記〇增鏡云。北面藤原能茂收ニ遺骨一歸レ京。藏ニ於大原西林院一。仁治二年二月。造ニ法華堂于大原一、遷置レ焉、藏ニ於西林一以下。要記亦同レ之〔按〕苅田今勝田山是也。勝田山源福寺有ニ塔廟一。即其火葬處。

順徳陵在ニ佐渡雜太郡之眞野山一。後中記。平戶記。正統記。增鏡。紹運錄。要記。百錬鈔。並云帝崩ニ於佐渡一百錬鈔。紹運錄。要記。又載下收ニ遺骨一遷上于大原法華堂上。然皆闕ニ葬地一。〔按〕諸書並皆闕ニ葬地一。以ニ其收レ骨歸一レ京也。雖レ然。眞野山至ニ於今一。奉ニ陵寢之祀一。不ニ敢弛廢一云。若ニ讃岐隱岐阿波諸陵一。亦皆爲ニ其國人畏敬一。則邊鄙惇朴之風。此大可レ愛矣。

山陵志第一終

山陵志　九志二 之二

京郊山陵。除泉涌。其餘凡三十有八所〔按〕京師號平安。其四郊是山城之郡鄕。蓋自桓武之奠都于平安。而累聖山陵。以香刹名藍。布列於郊。其麗曷嘗數十而已哉。然喪亂之後。已嘗毀兵火。使耒耜。而殘暴荒穢。其跡幾盡。至於今所完以存。蓋無幾焉。且其地名亦變。所在不諦。曠野之間。不可指定。自史官之廢。其所參考諸書。率皆是家乘私記。其說紛絮。而難適從。將何以徵。惟妙法王家所藏兩京古圖。推步其地。頗有可證。足以爲左券矣。而至其所難悉。乃俟有識。

中宗曰天智。天智陵在山科鄕。是爲山科陵。諸陵式。山科陵。兆域東西十四町。南北十四町。背鏡山。面京路。萬葉集。額田王去山科陵。時所賦歌中。有鏡山之語。〔按〕鏡山前是陵地。而其右旁有小祠。有鳥居焉。上人歲時奉祀。幸無所荒穢。雖世有汚隆。道有盛衰。天之顧於有道。特如是

〔香刹名藍〕名ある大寺の意、藍は梵語僧伽藍摩の略にて寺の義、刹も亦同じ。
〔家乘〕家の記錄也
〔紛絮〕亂れ貌也。
〔天智〕舒明天皇の御二皇子にて第三十八代の天皇なり御在位十年にして崩御し給ふ。
〔萬葉集云々〕同集挽歌の卷に、やすみし、わご大君の畏きや御陵仕ふる山科の鏡山に云々とあるを指す。
〔汚隆〕興廢也、汚は降るを云ふ。

然。陵之四野。號御廟野。廟之與陵。俗言互通。又東南有村落。曰陵村。乃隣大津。大津是中宗所都也。（廟陵記云。山科陵。石棺纍。而其蓋觀棄於外。今檢之不然。其陵狀闘者此用明以來制也。然則其內應有玄室。其制嚴密。苟陵不殘毀。則石棺之蓋。不得外出。於陵尚無所殘毀。則棺獨何以纍哉。陵前有方石。其上平而廣。長若干尺。呼爲屋石。蓋奉幣使宣命之處也。人或云。此石嘗在於外。後移致於此。以後其初。以爲石棺蓋。謬認指此。）

京之東郊曰粟田郷。（此古郷名也。中世其稱更爲白河。因水名也。白河名亦廣。而今三條有粟田山。淨土村北有白河村。其遺僅存矣。）其繼之而東。卽山科郷。而京路之南。岐走伏見。由醍醐。醍醐陵在醍醐寺北笠取山西。（略記。貞信公記。貞信公記云。西面八十町。穴深五尺。方三尺。校倉高四尺三寸。縱横各一丈。陵倉蓋其壙中所藏而安梓宮者。西面八十町。是擬爲兆域。則似甚廣。恐乃八町。而衍十字也。著聞集。李部王記。並稱醍醐寺北山陵。）故小野寺地也。（略記○江次第。以陵所爲醍醐寺地。曼陀羅寺丑寅。山槐記。陵所曰曼陀羅寺也。更據眞言傳。仁海僧正建曼陀羅寺于小野。併竄之所謂小野寺。卽曼陀羅寺是也。以山陵在其寺中。故要記。永正年代記。並稱小野帝也。）是爲後山科陵。（拾芥抄。山槐記。）〔按〕今陵地平坦草莽穢蕪。然而從檢之。固非壑傷而然也。蓋嘗塔其上。而塔爲兵亂之間所除去歟。朱雀陵亦然。（李部王記云。山作使立卒都婆三基于陵地。知是卒都婆以擬山陵。而其理之。不必高封。）

〔大津云々〕日本紀に、三月（六年）辛酉朔己卯、遷都于近江、とあり。

〔宣命〕祝詞體に物せし詔書也。

〔醍醐〕宇多天皇の第一皇子、第六十代の天皇也、延長八年崩御し給ふ。

〔校倉〕上代に於ける木造の倉庫、三角の木を井字形に組み上げ木の角を外に表して作る。

〔吏部王記〕天慶元年正月より延長四年に至る迄の諸公事を日次に記せるもの、重明親王の御作也。

〔醍醐寺〕今、山城國宇治郡醍醐寺に在りて古義眞言宗醍醐寺派の本山也醍醐天皇の御願寺にして、もと定額寺と云へり。

〔朱雀〕醍醐天皇の第十四皇子にして第六十一代の天皇也、天曆六年崩御せらる。
〔法性寺〕山城國紀伊郡九條に在りて藤原忠通の開創也
〔桓武〕光仁天皇の第一皇子にして第五十代の天皇也。延曆二十五年崩御せらる。
〔柏原〕今、納伊郡內堀村の內也。
〔伏見城山〕今、山城國紀伊郡堀內村に其址あり、城は文祿三年豐臣秀吉の築くところ、元和九年幕府令してこれを毀たしむ。
〔桑海〕土地時勢などの著しく變ぜるを云ふ。劉廷芝の詩に、已見松柏摧爲薪、更聞桑田變成海、と見ゆ。

朱雀陵乃其少南。略記。要記。帝王系圖。大鏡裏書。並云、安遺骨於醍醐陵側。然其火葬處。所記不一。略記爲愛宕山。大鏡一說爲鳥部野。編年記一說爲法性寺東。中尾南原。今從帝王系圖。大鏡裏書。要記。以火葬于來定寺。爲得其實也。而醍醐寺東。李部王記〔按〕距醍醐陵。南可三町。在家人屋後。地名陵町也。

右三陵隷于宇治郡

桓武陵在柏原。諸陵式。柏原陵。兆域。東八町。西三町。南五町。北六町。加丑寅角二岑一谷。醍醐而南也。其地乃通深艸山。爲伏見。〔按〕柏原名久癈。其地難認。廟陵記引山槐記指南云。稻荷山南。則極樂寺趾。今是爲寶塔寺。其南則霞谷。是仁明帝陵所也。又其南伏見之山。有柏原焉。是桓武帝陵所也。據式條兆域。及山槐記所載。閱當時地圖。卽今之伏見城山。古(フル)御香。大龜谷等地。總是皆柏原。則陵之所在。想當在城之中央。蓋築城時。爲所毀壞。又按仁部記。文永十一年。以盜發柏原山陵。諸陵寮上言。其狀曰。御所之巓。東西一丈三尺。南北一丈六尺。發掘。上似塞以石。又云。件陵登十丈。壇圍八十餘丈。明是全體必不卑小。而今問其所。終于難認。則云壞於築城。果然也。廟陵記。今呼曰金家松山。恐其所葬處。噫其城亦已墟。桑海之感。又奚耐焉。

〔仁明〕嵯峨天皇の第二皇子、第五十四代の天皇也、嘉祥三年崩御せらる
〔古今集云々〕草深き霞の谷に影隱し照る日の暮れし今日にやはあらぬ、とある歌也、
〔後深草〕後嵯峨天皇の第三皇子第八十九代の天皇也嘉元二年崩御せらる
〔伏見〕後深草天皇の第二皇子、第九十二代の天皇也文保元年崩ぜらる。
〔後伏見〕伏見天皇の第一皇子、第九十三代の天皇也延元元年崩御せらる
〔後柏原〕後土御門天皇の第一皇子、第百四代の天皇也
〔白河〕後三條天皇の第一皇子、第七十二代の天皇也。大治四年崩ぜらる

仁明陵在₂深艸山₁是爲₂深艸陵₁。諸陵式。深艸陵。兆域。東西一町五段。南五段。北二町醍醐而西。柏原而北。故嘉祥寺地也。中右記江次第號₂霞谷₁。古今集。文屋康秀深艸陵忌日歌中。有₂艸深霞谷之語₁。〔按〕嘉祥寺趾。即今谷口村也。谷霞谷之谷。省語也。據₂古圖₁。山陵果在焉。其西有₂貞觀寺趾₁。貞觀八年。改₂定深艸陵四至₁云。西至₂貞觀寺東垣₁。北至₂谷。此二方足₃以取₂證。近世妄人榜₂於此陵側₁曰₂桓武天皇御陵₁。甚哉欺₂物也。

乃其西有₂法華堂₁以₂堂擬₁陵也。是爲₂後深艸陵₁。康富記。伏見中陰記。伏見後伏見同祔焉。伏見。據₂中陰記。皇年代略記₁。並云火₂葬深草₁。中陰記又云。祈₂遺骨於後深草帝之法華堂₁。後伏見。據₂皇代記。皇年代略記₁。並云火₂葬嵯峨野₁。安₂遺骨於深艸法華堂₁。〔按〕深艸安樂行院中庭。有₂小堂₁。傳云。是法華堂趾。以₂其內安₁先帝遺骨₁。稱爲₂御骨堂₁。據₂古圖₁後深艸。伏見。後伏見。後柏原。後奈良同祔焉。名₂五帝之陵₁。更據₂泉涌寺說₁。後柏原。後奈良。後遷₂之於泉涌寺₁云。故除₂之。

自₂此其西₁。爲₂京之南郊₁。曰₂鳥羽₁。

鳥羽鄉有₂塔三基₁以擬₂陵。白河陵其西塔也。故成菩提院地。編年集成。火₂葬香隆寺西邊₁。中右記。以₂此爲₂衣笠山東麓₁。而云₂安₂遺骨於香隆寺₁。衣笠東麓。即香隆寺西邊也。二書互言擧₂其一₁。百錬鈔。天承元年。遷₂於鳥羽三重塔₁乃謂₂

成菩提院也。故吉記、壽永二年。所遣山陵使、其於成菩提院。則注曰白河院。是也。皇年略記。葬神樂岡不取也。成菩提院三重塔。是據百錬鈔。蓋天仁二年所建。時夫言其級層也。更考長秋記。及中右記要記。皇記。天永二年。及三年。相尋建塔於鳥羽皆稱曰多寶塔。則天仁所建。明是三重塔。而成菩提院也。

〔按〕地今已開墾。尚謂其田曰成菩提院。其中有圓丘。蓋塔之基也。里老相傳。以爲近衞陵誤也。

鳥羽陵其中塔也。愚管抄。百錬鈔。要記。皇記。編年紀。皇代記。並云。葬安樂壽院塔。單言塔者其略之也。帝王系圖。稱言本御塔是也。

近衞陵其東塔也。要記。皇記。編年紀。並云。火葬船岡之西。權安遺骨於知足院常行堂。百錬鈔。長寛元年。遷鳥羽之東殿美福門院之塔。此也。

並是安樂壽院地。安樂壽院。其僧相傳。保延三年所創也。〔按〕山槐記。鳥羽皇嘗創二塔於鳥羽之東殿。以其一令藏御骨。一充之女院。女院謂美福門院也。安樂壽院相傳。以中塔成於保延五年。謂之本御塔。東塔成於保元二年。謂之新御塔。所謂本御塔。是鳥羽皇所最尊焉。故其落成也。詔禪衆。謂遷化之夕。可托遺身於塔下。安樂壽院尚藏此詔書。今此其明證也。紹運錄。葬新御塔。來由記。葬安樂壽院地。就其上建五級寶塔。莊飾嚴麗。准本御塔。其內安彌陀像。稱新御塔。此皆妄說也。今不取。今就其址搆堂焉。相傳此塔以天文兵火毀。所謂新御塔。是美福門院遺令。使別葬己於紀之荒河高野山。高野平野村有一丘。上建五輪塔。其高可三尺。銘曰。奉爲美福門院御菩提。此也。則其內容虛。是以近衞遺骨藏焉爾。

〔鳥羽〕堀河天皇の第一皇子、第七十四代の天皇也、保元元年崩御せらる

〔愚管抄〕全部七卷にて始め二卷は神武帝より順德帝迄の年代記、殘部は別錄也。慈鎭の著と傳へらる。

〔近衞〕鳥羽天皇の第九皇子、第七十六代の天皇也、久壽二年崩ぜらる。

〔安樂壽院〕今山城國紀伊郡竹田村に在る眞言宗の寺也

〔美福門院〕藤原長實の女にして名を得子と申す、鳥羽法皇に侍し、近衞天皇の御宇皇后の尊號を受く。

〔遺令云々〕山槐記に、美福門院御骨奉渡高野御山、依御遺言也、と見えたり。

〔淳和〕桓武天皇の第三皇子、第五十三代の天皇也、承和七年崩御せらる
〔藤原吉野〕太宰帥藏下麻呂の孫也、淳和帝の朝累進して從三位權中納言となり、仁明帝の御宇正三位中納言に至る。
〔鼓吹〕笛等を言ふ
〔方相〕葬時に四人して墓地にて戈を執り、四隅を守護する者、又た防喪とも云ふ。
〔素服〕喪服也。
〔荷前〕朝廷にて十二月中吉日を擇び十陵八墓に奉幣を奉らせ給ふ儀也。
〔國忌〕先皇及先后の崩日を申す。國忌を停むとは其崩日に朝廷にて御供養の儀あるを停め給ふ也。

右六陵隷于紀伊郡

淳和陵在二西岡鄉物集村一。史。葬二於物集村一。粉二碎御骨一。散二於大原野西山嶺上一。皇年代私記亦云。散二御骨於大原野一。〔按〕諸陵式淳和陵不レ載。以二遺詔一灌二粉其骨一。而颺二之野一也。物集村有二圓墳一焉。曰二車冢一。里老相傳。淳和帝靈車火二於此一。猶可レ擬二山陵一。蓋帝王薄葬。以二嵯峨一爲レ始。嵯峨帝遺詔曰。夫存亡。天地之定數。物化之自然也。欲二朝死夕葬一。宜レ作レ棺不レ厚。覆レ之以レ席。約以二黑葛一。擇二山北幽僻不毛地一。其葬限不レ過二三日一。夜刻行二葬地一。從者不レ過二二十人一。然至二于淳和一其所レ爲亦已甚矣。當時中納言藤原吉野諫曰。不レ起二山陵一。古無レ有レ之。山陵猶二宗廟一也。苟無レ有レ之。臣子何仰。弗レ聽。遂致二其葬若一レ是其慘一也。夫嵯峨淳和兩帝。中古明主也。其遺風。後王則焉。而獨於二薄葬一者。誠爲レ可レ憾。仁明帝遺詔。以二布帛一代二綾羅一。停二鼓吹方相一。而文德之葬禮。乃謂皆從二儉約一。一如二仁明故事一。而變二其前例一。惟有二方相一而已。淸和宇多亦遺詔依レ例。以レ火二其葬一。不レ起二山陵一。令二百官及諸國一。不レ擧レ哀。停二素服一。而其停二諡號一亦從二宇多一始。故醍醐帝遺詔。有レ使レ不レ奉レ諡也。所謂荷前亦廢而不レ擧。惜哉。淳和帝遺詔又云。國忌雖レ在レ追レ遠。反害二有司一。歲終荷前。煩而無レ益。並停レ之。宇多帝遺詔亦停二國忌荷前一。於二其後世一例也。不レ足二復道一。夫喪祭。禮之大經也。是而崩壞。宜國亦從衰也。吉野中納言言不レ納。千載遺憾。

西岡烏羽之西也。其北田邑鄉。爲二京之西郊一。

〔文德〕仁明天皇の第一皇子、第五十五代の天皇也、天安二年崩御せらる
〔眞原〕今、葛野郡太秦村の內也。
〔光孝〕仁明天皇の第三皇子、第五十八代の天皇也、仁和三年崩御せらる
〔仁和寺〕今、山城國葛野郡花園村字御室にある眞言宗大本山にして、宇多天皇先考の御遺志を繼ぎ仁和四年創立し給へる寺也
〔江次第〕具さには江家次第也、朝廷年中の常例臨時の公事大小の儀式を記したる書、大江匡房の撰集にて、全部十九卷也。
〔宇多〕光孝天皇の第七皇子、第五十九代の天皇也、承平元年崩御せらる

文德陵在田邑鄉眞原。諸陵式。田邑陵兆域東西四町。南北四町〔按〕眞原今名廣野。其陵狀。前方而後圓。以象宮車。環之以溝。京郊山陵。此特爲然。然其廣狹纔不過十餘步。視之大和河內諸陵。可謂兒孫已。實錄。八月乙卯崩。以九月甲子葬之。其間僅十六日。且平地之所築。不因以山。宜其不如古也。

光孝陵在其北鄉立屋里小松原。是爲後田邑陵。諸陵式。後田邑陵。在田邑鄉立屋里小松原。四至。西至芸原嶽岑。南限大道。東限清水寺東。北限大岑。略記。皇年代私記。或作小松山陵。因稱小松帝。仁和寺西南地也。江次第。作仁和寺西大教院艮。拾芥鈔。作仁和寺內大教院丑寅。大教院今亡。所謂立屋芸原諸名。亦皆失之。清水寺趾。不知其處也。幸獨仁和寺所在。與古不異。據古圖芸原岳岑。是小松峯。大岑即宇多山。大道當三條路。諸陵式所載頗合〔按〕今仁和寺西南有古墳在焉。里老相傳。以爲光孝陵。據古圖。果然。

北爲宇多野。京之東北郊也。

宇多陵在宇多之大內山。皇年代私記。略記。大鏡裏書。並云。火葬大內山。依遺詔。不置山陵。仁和寺西北陬也。古圖〔按〕依遺詔不置山陵。然已云火葬。則其火葬處。猶足擬山陵。大內山是其火葬處。帝王系圖云。在仁和寺西。據古圖。即仁和寺西北丘頂。果有宇多陵。今

呼為丸山。因形而命之此也。御室相承記。寛平法皇陵在神倉上。今丸山而東北谿間。有方地。圍之以小溝。其廣長東西四步。南北七步。此蓋神倉趾。亦可以備一證矣。編年集成。宇多陵在仁和寺之奥。池尾之山。池尾山是山北幽澗邊也。與諸書不合。又丸山而東北之丘。有大石。或謬為宇多陵。名勝志引三僧記曰。是一條左大臣雅信墓。據古圖果然。

後朱雀陵古圖此間有陽明門院陵。後冷泉陵乃列其側焉。後朱雀。據略記。百錬鈔。皇代記。並火並香陵寺。藏遺骨於圓教寺。後冷泉據略記。百錬鈔。皇年代略記。並云。火葬船岡西野。藏遺骨於圓教寺。圓教寺今亡。〔按〕二陵是圓教寺安遺骨處也。據古圖。圓教寺在仁和寺東隅。而二陵乃列於宇多陵側。不知或嘗改葬于此歟。抑圓教寺安遺骨處。固離在焉也。

其西隔一溪。鳴瀧川曰中尾村。村之北。丘隴迤邐。乃其上方。是北中尾村。

村上陵在北中尾村。紀略。葬田邑郷北中尾。一云。宇多郷北中尾陵。按宇多郎田邑郷地。其地廣。故或稱曰宇多郷。〔按〕長明發心集云。仁和寺之奥有僧二人。一稱西尾聖。一稱東尾聖。聖者法師尊稱也。因其所居也。據古圖。村上陵在東尾西尾之北。當其兩間也。謂之北中尾。不亦宜乎。今之五智

〔寛平法皇〕宇多天皇寛平九年御讓位昌泰二年御出家せらる、世に寛平法皇と申す、

〔後朱雀〕一條天皇の第三皇子、第六十九代の天皇也、寛德二年崩ぜらる

〔陽明門院〕三條天皇の第四皇女禎子内親王也、寛德二年出家あらせらる

〔後冷泉〕後朱雀天皇の第一皇子、第七十代の天皇也、治暦四年崩ぜらる

〔池邐〕うねりて遠く續ける貌也、

〔村上〕醍醐天皇の第十六皇子、第六十二代の天皇也。康保四年崩ぜらる

〔長明發心集〕鴨長明の作にて、古來僧俗發心の事由を記したる書、八卷あり。

山。卽其地。呼爲御廟山。山槐記。村上陵在仁和寺長尾。長與中音近訛也。源氏物語弄花云。岩陰松崎奥也。天暦陵所在。當時蓋其地有天暦廟。以廟稱陵也。

圓融陵乃列於其側。是爲後村上陵。紀略。略記。百錬鈔。皇年代私記。並云火葬圓融寺北。安遺骨於村上陵側。左經記。寛仁元年。遣使於四陵其一爲後村上陵。注曰圓融院是也。一條陵堀河陵又次焉。一條據記略。大鏡裏書。並云。火葬北山長坂野。榮華物語。皇年代私記。並作石蔭。小右記作岩蔭。卽其同地也。紀略。小右記。左經記。大鏡裏書。並云。避方忌權安圓成寺。左經記。又云。寛仁四年。遷於圓融寺邊。堀河據要記。皇記。編年記。皇代記。皇年代略記。並云。火葬香隆寺押原。安遺骨於香隆寺。長秋記。百錬鈔。並云。永久元年遷於仁和寺圓融院。皇代記獨云。醍醐寺。不取也。一條陵左經記以爲圓融寺邊。堀河陵。長秋記。百練鈔。以爲圓融院。據古圖。二陵皆列於村上陵側。而圓融獨否。別在圓融寺。圓融寺。是仁和寺東南衣笠之麓也。蓋其中有廟。遂謬爲陵。故村上陵側。不得重圖。然葬已云村上陵側。又稱後村上陵。則其次當列一條堀河。然則云圓融寺邊。或云圓融院。並當改作圓融陵側。恐是傳者之疎也。

又其西。愛宕之山。其麓曰嵯峨。

嵯峨陵在嵯峨大覺寺北。皇年代私記。葬嵯峨院北之山麓。山槐記。元暦元年。以天皇卽位。故遣山陵使。翌日山陵使左大辨

〔圓融〕村上天皇の第五皇子、第六十四代の天皇也、正暦二年崩御せらる

〔圓融寺〕今、仁和寺の邊に其舊址あり、永觀元年圓融天皇の御建立也。

〔一條〕圓融天皇の第一皇子、第六十六代の天皇也、寛弘八年崩御せらる

〔堀河〕白河天皇の第三皇子、第七十三代の天皇也、嘉承二年崩御せらる

〔避方忌〕所謂方違也、天一神又は金神のある方を忌み一時他所に移るを云ふ。

〔嵯峨〕桓武天皇の第二皇子、第五十二代の天皇也、承和九年崩御せらる

〔大覺寺〕今、嵯峨村にある眞言宗の寺なり。

〔御宇多〕龜山天皇第二皇子、第九十一代の天皇也、元亨四年崩ぜらる。
〔龜山〕後嵯峨天皇の第七皇子にして第九十代の天皇也嘉元三年崩御す。
〔南禪寺〕京都市南禪寺町に在る臨濟宗南禪寺派本山也
〔後嵯峨〕土御門天皇の第七皇子、第八十八代の天皇也文永九年崩ぜらる
〔天龍寺〕山城國葛野郡嵯峨村字大龍寺にあり、臨濟宗天龍寺派の本山也
〔龜山殿〕後嵯峨龜山二上皇の仙宮也康永三年夢窻國師天龍寺に改む。
〔窀穸所〕墓所也。
〔後龜山〕後村上天皇の第二皇子、第九十八代の天皇也應永卅一年崩御す

經房、造于攝政府曰、至嵯峨。莫能得陵所。問之里老則曰、大覺寺北方山、大覺寺舊是嵯峨離宮也、〔按〕遺詔云、擇山北幽僻之地。以三日葬之、不封不樹。長絕祭祀。諸陵式由此無載、然今大覺寺北、山麓幽僻之間、有一丘。呼爲御貌山。此蓋山陵也。陵或稱廟。廟之言貌也。其音近。聖德太子磯長墓、土人稱御貌山。以訛傳訛、古蹟可考。

自玆循山而東北。後宇多陵所在。故蓮華峯寺地也。皇年代私記葬蓮華峯寺傍山〔按〕寺之殿堂、蓋自應仁亂。已焦土。里老猶識陵所曰。大覺寺東北山麓。呼爲八角堂。此也、舊是八角堂。而金玉其飾。今者纔板屋庇焉。

大覺寺之南。其爲龜山。龜山陵所在。故淨金剛院法華堂地也。增鏡火葬龜山殿上山。建法華堂而安骨焉。文應帝外記。分遺骨藏於淨金剛院法華堂及南禪寺金剛峯寺也。後嵯峨蓋同祔焉。增鏡葬於藥草院。藥草院是龜山殿別院。蓋其火葬者。帝王物語。皇年略記並云。藏遺骨於淨金剛院。吉續記。文永十年。遷于法華堂。法華堂不書地。蓋以其在淨金剛院內也。然增鏡謂龜山帝之葬而建法華堂。則似非與文永之法華堂是同。或以其脩復。謬爲建之歟。一院中。理不容有二法華堂焉。故知是同祔。〔按〕龜山天龍寺、是龜山殿趾、相傳、以其後林數畝之間。爲窀穸所。蓋法華堂趾。

登愛宕其途有僧院。號福田院。後龜山陵所在。〔按〕陵上安塔、院僧

奉祀。古來所傳是已。無復他證。

清和陵在愛宕西南水尾山。實錄。火葬粟田山。安遺骨於水尾山。因稱水尾帝。〔按〕水尾山本丹波國地。今隷于山城葛野。此山村極陋。有寺號圓覺。圓覺寺者。舊是京東粟田道場也。清和帝自遜大位。乃御清和院。遂遷御山莊。落飾入道。山莊卽圓覺寺也。後歷覽名山佛欄。乃卜水尾之山。爲終焉之地。既而歸京。崩於圓覺寺。故取其寺號以奉祀焉。有遺詔。不置山陵。諸陵式。由此無載。然水尾山安遺骨處。里老相傳。以指圓覺西北山嵎。爲陵所。其間隔一溪。此也。

後三條陵在仁和寺之南。故圓宗寺地。略記。百錬鈔。編年記。要記。皇年代略記。並云火葬神樂岡南原。蔵遺骨禪林寺。然而其後當遷于圓宗寺。吉續記。文永十年。遣山陵使於圓宗寺。則圓宗是爲陵所無疑。元亨釋書。延久二年。圓宗寺成。乃在仁和寺之南。莊麗冠都下。〔按〕花園妙心寺西叢。是圓宗寺趾。後三條塔廟存焉。

仁和寺東丘曰衣笠之丘。丘之東。故香隆寺地。二條陵所在。編年集成。火葬香隆寺良野。百錬鈔。喜應二年。自香隆寺本堂遷于三昧堂。三昧堂不書地。蓋以其在寺內也。〔按〕香隆寺趾。今小松村。此也。據古圖。二條及其后妃高松院陵。並在焉。今亡。

〔清和〕文德天皇の第四皇子、第五十六代の天皇也、元慶四年崩ぜらる。

〔圓覺寺〕山城國愛宕郡水尾村にある淨土宗の寺也、もと藤原氏の山莊なりしが元慶二年これを道場となす。

〔後三條〕後朱雀天皇第二皇子、第七十一代の天皇也。延久五年崩ぜらる

〔禪林寺〕今、京都市南禪林寺町にある淨土宗の寺也。

〔元亨釋書〕推古天皇以來元亨年中に至る我國佛敎の略史、僧師錬の作也

〔二條〕後白河の第一皇子、第七十八代の天皇也。永萬元年崩ぜらる。

〔高松院〕鳥羽天皇の第六皇女、姝子內親王と申し奉る

其東北山嵎曰鏡石。以其光可鑑名焉。隔一川。（紙屋川）而東匡斗絕。

其與乎鏡石相映處。曰石影。遂稱其左右曰石影長阪野。（此存丹波）路。所謂北山長阪亦此也。故一條火葬。紀略。大鏡裏書並云。於北川長阪。而榮華物語作石蔭。小右記作岩陰長阪野。但岩陰石蔭用字不一。是以易惑。且因字寺地。近就鏡石之傍。過也。故今定爲石影。取名義於其相映處也。

華山陵在石影。道長記。葬大和寺東邊。紀略。葬紙屋川上。法音寺北。據古圖。法音寺之北。紙屋川之上。即大和寺東邊也。法音寺。大和寺今亡。

三條陵乃列其側焉。紀略。大鏡裏書。榮華物語。並云。火葬石陰。編年集成。葬於舟岡西邊。舟岡西邊即石影。皇代記。編年記。並云。藏遺骨於北山小寺。北山是爲此間總名。則所謂小寺亦或在石影地矣。〔按〕二陵並皆壞。難得其所。據古圖。推問其地里人云。百年前有一農。呼甚兵衛者開墾之地。號甚兵衛開。今其樹梅圃。相傳以爲御墓所。疑是陵地矣。

後華園陵在京北之正親町。小川西岸也。故悲田院地。山霞。火葬悲田院。當時以泉涌寺方遇兵火。而不能葬也。悲田院。今遷在泉涌寺地。親長記。文明三年。詣大原御墓。注曰。法華堂前。是後華園御墓。觀於是。則當致遺骨於彼也。其塔廟今存〔按〕故悲田院趾。今爲大應寺。陵是圓冢。在寺東林。

右二十陵隷于葛野郡

〔斗絕〕山勢斗桝の隅の如く曲り岨ちて水に臨むを云ふ

〔華山〕冷泉天皇の第一皇子、第六十五代の天皇也、寛弘五年崩ぜらる。

〔三條〕冷泉天皇の第二皇子、第六十七代の天皇也、寛仁元年崩ぜらる。

〔後華園〕後崇光院の第一皇子、第百二代の天皇也、文明二年崩ぜらる。

〔故悲田院地云々〕雍州府志に、「悲田院、古在京北大應寺之地、方近三町、泉涌寺之末寺、而有寺産五十石、應仁年中、兵亂之時、後花園院、在源義政公室町花御所崩、此時東山泉涌寺爲兵火燒、故竊葬此院」と見えたり。

陽成陵在栗田鄕神樂丘東北。略記紀略 後一條陵乃其西。而地傍丘。號櫻下。故菩提樹院地。皇年代私記、火葬神樂丘。紀略、火葬淨土寺西原。淨土寺西原。即神樂丘東也。二書並云。藏遺骨於淨土寺。今鏡。安聖容於菩提樹院。百錬鈔。長久元年。自淨土寺。遷遺骨於菩提樹院。注曰。後一條御墓地號櫻下也。菩提樹院。據紀略拾芥抄。是神樂丘東地。古圖作菩薩壽院。是謬也。冷泉陵又其西北也。紀略。大鏡裏書。並云。火葬櫻本寺前野。要記編年記。皇年代略記。並作櫻本乾原。紀略。藏遺骨於山側。後一條陵又其西。而左丘隅。面吉田。右日輪川矣。要記。皇代記。並云。葬北白河殿北白河。昔時此間總名也。據古圖。山陵有在。〔按〕今眞如堂前有佛院。自此傍丘而西北。當是櫻本地。然失櫻本之名已久。故陽成後一條。亦喪所在。自吉田東。踰神樂丘。未盡。顧其北林。有圓冢。此有嫁於山陵。據古圖。是在原業平墓也。曉筆記。業平以元慶四年卒。而葬東山吉田之奧。而廟焉。此即其廟之趾。冷泉陵是丘北之畝。呼冢圓處此也。既被墾僨。惟二條陵獨見存焉。呼福冢。

神樂丘而東。如意岳之西。介其間而有山焉。曰中山。乃其南黑谷。是故十樂院地也。華園陵所在。園大曆。葬十樂院之山。園大曆日錄。十樂院在黑谷。古圖亦然。〔按〕陵今失其所。古圖闕之。華園妙心寺有廟。曰玉鳳院。妙心寺僧云。其側即安遺骨處。

栗田而南。鳥部鄕。

〔陽成〕清和天皇の第一皇子、第五十七代の天皇也、天曆三年崩ぜらる。
〔後一條〕一條天皇の第二皇子、第六十八代の天皇也、長元九年崩ぜらる
〔淨土寺〕今の銀閣寺は其の址也。
〔冷泉〕村上天皇の第二皇子、第六十三代の天皇也、寬弘八年崩ぜらる。
〔後二條〕後宇多天皇第一皇子、第七十一代の天皇也、德治二年崩ぜらる
〔眞如堂〕今、京都市淨土寺町に在る天台宗の寺也。
〔華園〕伏見天皇の第四皇子、第九十五代の天皇也、正平三年崩ぜらる。
〔妙心寺〕洛西花園村にある臨濟宗妙心寺派の本山也。

高倉陵。在鳥部鄕東山淸閑寺地。百錬鈔。編年記。皇年記。平家物語。盛衰記。 六條陵乃其南嵎也。明月記。淸閑寺小堂。即六條御墓。是也。要記。葬栖霞寺不取也。〔按〕淸閑寺相傳。高倉陵。是堂北丘墳植楓處。六條陵。乃堂之西園。怪石所伏。俗謂此怪石曰要石。要取其名摺扇軸處也。處此觀京地。其形勢。宛然若開扇然。而自顧。即扇骨所輻湊。可以喩矣。

後白河陵。在蓮華王院法華堂。玉海。百錬鈔。編年記。盛衰記。紹運錄。○蓮華王院。舊是法住寺地。法住寺爲木曾義仲所火。就其墟而所創也。故康富記。謂此陵在法住寺。〔按〕今三十三間堂。故蓮華王院地。法華堂乃在其東。以內安聖容。呼爲御影堂。其右側。相傳火葬處。

後堀河陵在今熊野觀音寺地。要記。編年記。百錬鈔。編年集成。並云。葬觀音寺是也。皇年代私記云。葬日輪殿地。不取也。〔按〕泉涌寺來迎院北。觀音寺東丘。是陵所據古圖。當矣。

法華堂。自淸閑而東南也。觀音寺。自法華堂而東南入山陵也。今熊野而南。乃謂之我禪房谷。是泉涌寺地。

右九陵及泉涌寺隷于愛宕郡

四條陵在泉涌寺地。自此以下不敢引證。泉涌寺。齊衡三年。左大臣藤原緒嗣

〔高倉〕後白河天皇の第七皇子、第八十代の天皇也、治承五年崩ぜらる。

〔淸閑寺〕洛東にある眞言宗の寺、延曆廿一年の創立也

〔六條〕二條天皇の第二皇子、第九十四代の天皇也、安元三年崩ぜらる。

〔後白河〕鳥羽天皇の第四皇子、第七十七代の天皇也、建久三年崩ぜらる

〔木曾義仲云々〕延曆元年一月の事也

〔蓮華王院〕天台宗の寺にて、長寬二年の創立也。

〔後堀河〕後高倉天皇の第三皇子、第八十六代の天皇也元福二年崩ぜらる

〔四條〕後堀河天皇の第一皇子、第八十七代の天皇也、仁治三年崩ぜらる

所創。始號之曰法輪。厥後更之曰仙遊。建保六年、大和守中原信房、以法師俊芿居焉、芿又更之曰泉涌。當時以堂宇荒穢。芿上疏以請理之。元曆上皇。爲之降施甚渥、貞應三年秋七月。勅中納言藤原通方。昇以爲官寺也（元亨釋書）自四條帝之葬也、而經十三世、至後光嚴。又以爲陵所、而後。後圓融。後小松。稱光、後土御門、後奈良。正親町、相尋乃爾。後陽成以降。世世併與其后妃皇太子之喪蓋亦皆例以葬焉。官家固已存圖錄。是以今不須考正。而所考正、皆在乎遠陵矣、欲不徒豐昵。而孝祀百王祈天永命焉。

〔後光嚴〕光嚴天皇の第二皇子、北朝第四代の天皇也、應安七年崩ぜらる
〔後圓融〕後光嚴天皇の第二皇子、北朝第五代の天皇也明德四年崩ぜらる
〔後小松〕後圓融天皇の第一皇子、第百代の天皇也、永享五年崩ぜらる。
〔稱光〕後小松天皇の第二皇子、第百一代の天皇也、正長元年崩ぜらる。
〔後土御門〕後花園天皇の第一皇子、第百三代の天皇也明應九年崩ぜらる
〔後奈良〕後柏原天皇の第二皇子、第百五代の天皇也、弘治三年崩ぜらる
〔正親町〕後奈良天皇の第一皇子、第百六代の天皇也、文祿二年崩ぜらる

山陵志第二終

山陵考

山陵考解題

一

我が日本帝國の教を立つるや、忠孝を以て基とするは固より言ふまでもない。然うして皇室は、國民の大宗家たる關係になつて居て、天皇は國家の統治者の地位にましますと同時に、實に國民といふ一大家族の家長にましますのである。天皇はあきつ神で、國民のあらゆる家長の代表にましますのである。

されば吾人が祖宗列聖に對するは、異邦人とは全く別である。さうして吾人は常に忠孝の精神を涵養し、尊本敬始の念を充實しなければならぬ。其の方法は固より種々あらうけれども、列聖の山陵を順拜するは、其の最良法の一である。昔は松下見林諸陵捜査して「前王廟陵記」を撰み、蒲生君平山陵を探究して「山陵志」の著がある。共に偉大なる德化を後世に及ぼしたものである。即ち齋戒身心を淨め、親しく陵前に拜跪し祖宗の神靈に對せば、敬虔の念油然として起り、恰も古先帝王に咫尺して、忠

君愛國の啓示を感示し、眞に帝國臣民たるの念、滿身に滂沱たるものがある。

凡そ神武天皇より大正天皇に至る百二十三代、其の內重祚の二代を除きて、百二十一帝の御陵は、九十餘個所に分在する。さうして皇陵順拜の事は、吾人が今日大に慫慂せんと絕叫する所以である。

二

尊王の精神は早く既に安土桃山時代に萠芽し、江戶時代に至つて幕府は常に朝廷に向つて壓迫を加へたけれども、勤王の志に富むものは漸次其の多きを加へて來た。井伊大老斃れ、江戶幕府の威信地に墜ちてからは、勤王論はすさまじい勢で天下を風靡した。さうして文久、元治の修陵は空前の美事である。當時水藩は率先して尊王排幕を高唱して居たが、其の風を見て立つものが各地にあつた。

當時宇都宮の藩老間瀨和三郎は頗る手腕家で、且つ尊王心に富んで居つた。又藩士大橋順藏は佐藤一齋の門人で氣慨に富み、幕政誹毀の爲め獄に投ぜられた。斯かる次第で宇都宮藩は、尊王心燃ゆるが如くなるも、徒に西藩の活動を傍觀するより外はな

い。此所に於て藩士縣信緝の發起で山陵修理の事を發起したのである。勿論前に蒲生君平が山陵捜査の事より思ひ起したものである。

藩老間瀬は此の議を大に賛し、文久二年八月、藩主戸田忠恕の名を以て、山陵修理の事を幕府に建白した。

御陵御修補の事、鎌倉以來數百年、絕て無二御座一候處、御當家に至り御修補相成候へば、千萬不朽の御盛功にて御忠義の道相立候て、天朝の御氣色に被レ爲レ叶、天下の人民一統難レ有感戴仕り、御威武も無限に相輝可レ申と奉レ存候。御陵修補の儀は御强國の基、則天下無双の一大盛事と奉レ存候云々。

實に山陵修理は非常なる思ひ付である。直に許可せられて、工事一切も宇都宮藩に委任せられた。然るに當時藩主越前守忠恕は弱年で、到底其の任に堪えぬ所から、家老間瀬和三郎は、戸田一門の人である故、其の本姓に復し、戸田大和守忠至と稱し、後年大名に昇り、諸陵頭を勤めた人である。

忠至は江戸に於て山陵修理を拜命し、同年十月上京し、先づ舊縁ある正親町三條實愛卿を訪ひ、種々協議の結果、朝廷直接の工事と相成り、忠至は山陵奉行として任官

し、中山忠能、柳原光愛等の六人が山陵修補御用掛に任官した。一方忠至は山陵に關してはたいして知識が無い。然し此の事業に對して、何人も贊意を惜むものはない。又從來山陵の研究をして居る連中は、大旱の雲霓を望むが如く來り助け、又年來研究の材料を寄與する者もある。奏請して山陵修補の顧問を置き、谷森種案、平塚瓢齋、結城筑後守等の山陵學者數名に囑託した。

三

谷森種案名は善臣、通稱外記大和介と稱す。伴信友の門人で殊に國史に通じ、最も山陵の研究に熱心にして、殊に柏原帝陵考などは、考證反覆遂に其の位置を研究する事が出來たのである。親しく各地の山陵を搜査し、頗る卓見が多いのである。然うして山陵に關する著書は非常に多い。

(1) 柏原山陵考　深草山陵考　一冊（桓武陵を特に調査せしもの）
(2) 山陵考　二冊
山城國諸陵　一冊　附丹波國山國御陵

大和國諸陵　一冊

(3)諸陵徵　四冊

山城國上　宇治郡、紀伊郡、乙訓郡　一冊
山城國下　葛野郡、愛宕郡　一冊
大和國　添下郡、葛下郡、葛上郡、高市郡、吉野郡、十市郡、城上郡、添上郡　一冊
河內國　丹比郡、古市郡、志紀郡、石川郡
和泉國　大鳥郡
攝津國　島上郡
以下十一ヶ國　一冊

(4)諸陵說　五冊

山城國　三冊
大和國　一冊
河內、攝津、和泉、丹波、近江、淡路、讃岐、長門　一冊

今其の自記した「諸陵徵」の序文に、次ぎのやうに記してあるから、著者の所感の一班が窺はれるのである。

深くは辨へたどらずて、たゞ大よそに差定たる等閑わざなればなるべし。故おのれつら〳〵おもふに、國々地々にあまたあつて、年久く知られざりし御陵どもを、一人二人の思慮をもて、今なほざりに考定らるべきにあらず。然はあれども、等閑ならず、誠實に心をつくして、書をも地をも懇に見明らめでは、また世に知られぬ御陵どもゝ、などか考へ顯さざらむと、おふけなく思ひおこして、これの年ごろ朝廷の正史や、諸家の記錄や、なにくれやと、探索ねて、ものゝ徵となるべき文ども、抄出置たるを今かくかき集て、諸陵徵といふ。是は、みな古く正き書どもにて、御陵の在地を尋奉るに、かならず徵となすべき書どもなればなり。又かの道祐、宗甫、見林、秀實などの考說より、近ごろ人の說までも一ふしあるはよせ集て、諸陵說といふ。是は、その考どものみながら、好にはあらず、惡き說もうち交て、一向には信がたかれど、さすがに、今の階梯となる說もあればなり。さて、かく古書の證徵と先達の考說とを集め見わたして、その御陵の存る國々地々をも周く巡り踏窮むるに、誠に此所なりけりと、考得らるゝ御陵もあり、獨いかにぞや打かたぶかれて、正き御陵に尋あたらぬもあり、また先達の考の實に善かりけりと思はるゝもあるを、今試に書つゞりて諸陵斷といふ。是はまことによく諸陵を斷定むとにはあらず、たゞおのが尋あたり考得たりとおもふふしと、先達の考說どもの當否とを、ひそかに斷こゝろみたるなり。まだ見ぬ古書も多かるべし。まだ知らぬ古塚もあるべけれど、

そは追繼ても尋ね見べく、またおなじ心に勤まむ人々も、考繼てよかしとてなむ。

斯くて一百餘の山陵を、二年有餘の日子の間に修理した事業は、戸田、谷森諸氏莫大の功勞である。

四

舊臘二十五日、大正天皇御登遐し給ふ。世は諒闇の雲深く覆ひ、九宮の宮居哀みに鎖す中に早や四十五日、英靈宮城を出でまし給ひ、武藏野の風寒き「多摩陵」に、神鎭まりますべく、永久への大行幸を送り奉る悲しき當日となつたのである。大喪の儀古制に復し、歴代の山陵に其の一を加へたのである。

昭和二年二月七日夜十一時、森嚴極まりなき中に、葬場殿の御儀行はるゝ時、

謹みてしるす

山陵考

山城國上

天智　山科陵
嵯峨　嵯峨山上陵
淳和　大原野西嶺上陵
仁明　深草陵
文德　田邑山陵
清和　水尾山陵
陽成　神樂岡東陵
光孝　後田邑陵
宇多　大內山陵
醍醐　後山階陵
朱雀　醍醐陵
村上　村上陵

冷泉　櫻本陵
圓融　後邑上陵
花山　紙屋上陵
一條　圓融寺北陵
三條　北山陵
後一條　菩提樹院陵
後朱雀　圓乘寺陵
後冷泉　圓教寺陵
後三條　圓宗寺陵
白河　成菩提院陵
堀川　後圓教寺陵

山科陵

天智天皇の御陵なり。山城國宇治郡山科郷陵村御廟野のうち、鏡山の南麓にあり。御陵の高さ三丈許、下壇の廻り五十六丈許あり。南向に三壇に築たるが、下壇は方に築き、上三壇は圓に築たる體、河内磯長ノ原ノ陵、磯長ノ山田ノ陵などゝ、全く同體なり。また、檜隈ノ坂合ノ陵のごとく、陵山に砂礫を葺滿たり。今は松の木ども生茂りて、下壇南面の中央壞れて、廣さ一丈許なる平石の端顯出たり。里人是を御沓石とよぶ。是は古説に、此天皇御馬に乘て山科郷に行幸ありて、山林に交りて、遂に還幸ましまさず。その崩御の所知らざればたゞ御沓の落たりし地を陵と爲たりといふこと、政事要略、扶桑略記、水鏡などに出たるに依て、云出たる謬説なり。日本紀、萬葉集等を考合せて、正しく此の御陵に葬奉給ひしこと、明に知られたるをや。今つら／＼此御沓石の形狀を撿へ、かつは古く發けたる古墳どもの墓内の制度に據考るに、これ隧道の入口の蓋石なるべし。此下かならず石門あり、隧道を入て其奥必石室あるべし。是則御在所なり。かく蓋石は半露出たれど、墓門のいまだ發出ざるは、甚有難きことなりけり。さて陵前の右旁に、里人等の天皇御靈を齋祀れる小祠あり。何頃より祀始たりといふこと、詳ならずとぞ。それより二町許南に、石の鳥居あり。是より一町許南に出れば、大津に通ふ大道なり。此鳥居も、大道も、むかしは遙に南にありしを、慶長のころ東山に大佛殿建立の時、その石壇石垣な

〔天智天皇〕御諱中大兄、又葛城と申す。人皇第三十八代の天皇にて、舒明天皇の第二皇子御母皇極天皇也。
〔方に築き〕四角形に築く也。
〔河内磯長原陵〕用明天皇の御陵也。
〔磯長山田陵〕推古天皇の御陵也。
〔檜隈坂合陵〕欽明天皇の御陵也。
〔御沓石〕笈埃隨筆に「天智帝天へ上らせ給ひし時、落させ給ふ御沓、石になりしとて、今に山科の御陵の南に侍る、長五尺ばかりにして、廣さ一尺四五寸もや侍らん云々」とあり。
〔隧道〕墓道也。地を斜に掘りて墓に通ずる樣に掘りし道を云ふ。

どの大石を大津の關寺山より、運取とて、御廟野の小徑を闢きて通始たりしより、今のごとき大道とはなれりしなり。もとの大道は、日ノ岡より花山へ出て、西之村の邊より追分へ出て、大津に通ひしこと、八條仲全が四至內探考記に委しく述り。今も鳥居本などよびて、古昔鳥居のありし處、今の大道より二町許南方の田畑の字に殘たり。延喜諸陵寮式を按ふるに、此陵の兆域、東西十四町、南北十四町と載られたり。廣大なる兆域なれば、實に然も有けむかし。

嵯峨山上陵

嵯峨天皇の陵なり。山城國葛野郡上嵯峨大覺寺殿の北西、字御廟山の頂上にあり。丘陵の形なく、御表には大石中石七つ許立たり。此御陵を、舊說に、嵯峨淸凉寺、また二尊院なる、古石塔をそれなりと云說あれど、實に當がたきことは、續日本後紀に載たる、此天皇嵯峨院にての御遺詔に、擇ニ山北幽僻不毛地一葬云々と見えたれば、嵯峨院（今の大覺寺殿の地なり。）より北の山地にあらざれば當りがたく、山城志山陵志等に此御廟山を當たるは、實に至當の考にて、上に引出づる御遺詔のつゞきの文に、穿レ院淺深縱橫、可レ容レ棺矣、棺既已下了、不レ封不レ樹、土與レ地平使ニ草生一上とみえ、同紀御葬の條に、擇ニ山北幽僻之地一、安ニ山陵一云々、卽日御葬畢とみえ、文德實錄に、齋衡の改元を告給へる御使を、此陵に立給へるに、向ニ嵯峨山上陵一などみえたるに、甚能合ひたり。

〔關寺山〕近江國滋賀郡逢阪山の麓、逢阪關の舊趾の側にあり、伊呂波字類抄に「關寺、逢坂關之東、近江國之內、有ニ道場一、舊墟不レ知ニ何代之草創一云々」とあり。

〔嵯峨天皇〕御諱神野、人皇第五十二代の天皇にして、桓武天皇の第二皇子、御母藤原乙牟漏也。

〔山城志〕十卷、並河永の著也。六七頁參看すべし。

〔山陵志〕二書あり一は蒲生秀實の著一は享保三四年頃京都所司代の命により加納武助、飯室助左衛門等の調査せしを記錄したるものと云ふ。

〔齋衡〕文德天皇御宇の年號也。

大原野西嶺上陵

淳和天皇の御骨を散置給へる御陵なり。山城國乙訓郡大原野村、西の山の西の最高き經塚原とよぶ嶺上にあり。周圍（めぐり）十八丈許に、圓く小石を積圍たる塚、西東に五つならびたり。其眞中なると最西なると二つは、發けて中窪み、餘の三つは全し。その五つ立双びたる廣さ、西東六十丈許、南北一丈八尺許あり。すべて雜木ども生茂りたり。此陵は、山州名跡志に、大原野勝持寺山ノ西戌間ノ峯ニ、號ニ經塚一塚二ツアリ。（塚は五つあるを二つといへるは、藪にかくれてみえざりしなるべし。）其一則天皇ノ御骨ヲ散ズル所ニシテ、稱ニ此所ニ云ニ大原山陵一歟。（その一所をのみ、御骨を散奉所といへるは、非ず。五つながらみな御骨なり。）とみえ、山城志に、或云大原野勝持寺後山、有ニ經塚一、卽散ニ御骨一之處。文德實錄曰、嘉祥三年十月、平朝臣高棟、藤原朝臣輔嗣、向ニ大原山陵一蓋謂ニ斯地一乎とみえたるところにて、これ續日本後紀に承和七年五月戊子、御葬の條に、御骨粹レ粉、奉レ散ニ大原野西山嶺上一とみえ、文德實錄、嘉祥三年十月己酉、遣ニ從三位大藏卿平朝臣高棟、散位從四位下藤原朝臣輔嗣一、向ニ大原山陵一など見えたる御陵なり。そも〳〵この御陵は、常の陵と事かはりて、小さく構へて數多かるは、續日本後紀に載たる御遺詔に、予聞、人歿、精魂歸レ天、而空存ニ塚墓一、鬼物憑レ焉、終乃爲レ祟、長胎ニ後累一、今宜ニ碎レ骨爲レ粉散ニ之山中一と、詔給ひし御意をとほして、此峯に打散奉りしものなるべきを、さすがに風にも任せかねて、かく五處に石を圍みて其内に散置奉りし物なるべければ、

〔淳和天皇〕御諱大伴、人皇第五十三代の天皇にて、西院の帝とも申す。桓武天皇の第三皇子、御母藤原旅子なり。

〔發けて〕土に埋もれしものゝ堀れて出でし也。

〔西戌間〕西は眞西戌は西北の間の西に寄れる方也。

〔經塚〕經文を納めたる塚也。

〔文德實錄〕十卷、勅により藤原基經等の編輯上進せるものにして、文德天皇御一代の實錄なり。

〔嘉祥三年〕文德天皇の御宇也。

〔承和七年〕淳和天皇の御宇也。

〔散位〕官職なくして位のみあるの稱なり。

御遺詔の趣にもよく合ひ、また大原野西山嶺上と見えたるにも、地理よく合たり。御火葬所は、同乙訓郡物集の竹村の内にあり。西東五丈許、北南七丈許に、土封あり。是、續日本後紀に、此夕奉レ葬二於山城國乙訓郡物集村一御骨碎レ粉云々とみえたる、御火葬の陵なり。此陵より五町許東南に、御車塚とてあるは、前方後圓に築たる古墳なれば、此天皇の御車に由緣ある塚にはあるべからず。いと上世人の墳墓なるべし。

深草陵

仁明天皇の陵なり。山城國紀伊郡深草鄕瓦町の南に、字を伊達町とよぶ、畑中にあり。その大きさ西東九丈許、北南十五丈許あり。今は甚く崩平して畑となしたるに、東北は山脈にて、高地なる故に低くみえたれど、さすがにめぐりの田よりは高くて、土中に御石槨の大石どもあり。先年畑主この西崖をほりて、取易き石どもは三十許を掘取たれば、今は石槨の構も崩たるめれど、猶大石どもは土中に殘在と云り。又その西南の田を掘たるに、乾元大寶百文餘り、埴壺に入たるが出たり。又その西を深く掘て瓦土を取たりしに、御堀のあとにや、芦の根朽木など多出たりと云へり。此御陵、文祿のころ伊達殿の下屋敷の地に構入られたりしからに、既く御陵の名も失たれど、御石槨の大石どもは今も土中に存り、又乾元大寶の出たりしは、天德二年に鑄立させ給ひたりし新鑄の初穗を、御陵に獻り給ひたりしが、土中に殘傳りたりしものなるべ

〔土封〕土を高く盛上げ壇を作りて祭るを封といふ。

〔御車塚〕新著聞集に「其亡骸も車も共に其所に塚に築込みしより車塚と云ひし云々」とあり。

〔仁明天皇〕御諱正良、人皇第五十四代の天皇にて、嵯峨天皇の第三皇子御母橘嘉智子也。

〔石槨〕又石椁とも書く、棺を納むる石の箱也。

〔乾元大寶〕村上天皇の御宇の錢也。日本紀略に「天德二年戊午三月二十五日、改二錢貨文延喜通寶一、爲二乾元大寶一云々」とあり。

〔埴壺〕埴卽ち粘土にて作りし壺、埴輪の類也、和訓栞に「花壺」とあり。

ければ、尤も御陵の證徴とするに足れり。さて此所を古書どもに考合するに、まづ三代實錄、貞觀三年六月十七日の條に、詔定二仁明天皇深草山陵四至一、東西限二一町五段一、南限二純子内親王家地一、北限レ峰とみえ、同八年十二月二十二日の條に、勅改二定深草山陵四至一、東至二大墓一、南至二純子内親王家北垣一、西至二貞觀寺東垣一、北至レ谷とみえ、又延喜諸陵寮式に、兆域、東西一町五段、南七段、北二町など見えたるを、合考ふるに、東大墓より西、貞觀寺の東垣まで、一町五段あり。北は谷まで二町あり、南は内親王家の北垣まで七段ありし趣、知られたるを、今その實地に就て考ふるに、西限の貞觀寺の跡は、此御陵より一町許西なる田の小溝に、布目菱形などある古瓦の破片往々あり。これ貞觀寺堂舍の屋瓦の破片なるべし。其處より一町餘北を斜に流るる小川を、チャウゴン寺川とよぶ。是貞觀(ちやうくわん)寺川の轉稱にて、此邊すなはち嘉祥寺舊地の西にあたれば、三代實錄にいはゆる嘉祥寺の西院貞觀寺の舊地なること知られ、又その北限はじめは峰を限ると定られたるを、後に谷に至ると改定給へりし、その峰は、今瓦町の東の峰いにしへは西へ差出て高かりしなるべく、その谷は延喜式の文によるに、御陵より其間二町ありしことと知られたれば、今瓦町の善福寺の北邊よりおのづから地低くなれる、是いにしへ谷なりし名殘なるべし。この瓦町わたりは、古昔の嘉祥寺跡にて、此瓦師ども住始ざりし天正以前までは、嘉祥寺山嘉祥寺畑などよびし地なるを、瓦師どもの家建つとては、高地を削り、低地を埋みなどして、今のごとく家建つゞきたれど、能々見れば、猶しも土地に甚(いた)く高低ありて、いに

〔貞觀三年〕清和天皇の御宇也。
〔四至〕四方と云ふに同じ。
〔貞觀寺〕山城國紀伊郡深草村に舊趾あり、初め文德天皇の仁壽年間建立し、嘉祥寺西院と稱し、清和天皇の貞觀十四年貞觀寺と改稱せり。
〔西限〕西の界を云ふ。
〔嘉祥寺〕山城國紀伊郡深草村にあり仁明天皇の嘉祥三年に創建し、勅願寺也、天台宗にて安樂行院の末寺也
〔三代實錄〕清和、陽成、光孝三代三十年間の實錄を記せる書也。
〔天正〕人皇第百六代正親町天皇の御宇にして、所謂戰國時代也。

〔家地〕家の敷地也

〔宣命〕天皇の言を邦語を以て宣布するもの、之を「みことのり」と稱し、神事に係るを「のりこと」と云ふ、共に天皇の大命を宣ぶるの義、初めは其人に告げ聞かすを云ひしが、後には其本書をさして宣命と云へり。

〔陵守〕陵の番人也賤民を以て之れに充てり。

〔儲二手水一〕手水は神佛を拜する時手又顏を淨むる水にて、儲は貯ふる也

〔保安元年〕鳥羽天皇の御宇也。

〔文德天皇〕御諱道康、人皇第五十五代の天皇にして、仁明天皇の第一皇子、御母藤原順子なり。

しへ山谷なりしさま、かつ〴〵想像れたり。また東限の大墓は、廣大に築きたる墳墓にはあらで、諸人を廣く葬埋せる大なる墓地なる意にて、大墓とは云へるなるべし。そは此御陵の東のかた鞍が谷のわたり、谷口の古墳、世俗桓武天皇の陵といへるは誤也。山伏塚、黃泉堂、また龕前堂が原のわたりかけて、古昔の墓地なること著かれば、是を大墓とは云へるなるべし。また南ノ限純子內親王家地は谷口街の南邊より、その南上方久寶寺町かけて、その家地なりしなるべく思はれたり。さればその兆域の四至の町段もよく相合ひ、また嘉祥寺舊地にも相接たれば、人車記に在二嘉祥寺邊一といひ、江次第に在二嘉祥寺中一など云へるにも、又よく合ひたり。また中右記、嘉祥二年二月二十二日、山陵使のことを記されたる條に、向二嘉祥寺一從二西大門一南行、更頗東行、下二居山陵前一先再拜、次讀二宣命一云々。また保安元年十二月二十五日の條に、次行二向嘉祥寺一云々、從二大門前一南行、又東行、合五六町許、至二鳥居前一陵守敷レ疊儲二手水一云云など見えたる趣と、いま嘉祥寺貞觀寺の舊番等とを考合するに、地理また能うち合たり。さればかの瓦町なる善福寺良實が說、北浦定政が考云へる、實に當れりと云つべし。猶委しくは別に深草山陵考あり。

田邑山陵

文德天皇の陵なり。山城國葛野郡中野村の北方、御廟山とよべる低き岡山の內にあり。字を茶臼山とよぶ。高さ三丈許、めぐり三十六丈ばかりに、圓く築きたる御陵なるを、年月久に經

たりしまゝに、封土いたく崩壞落て、御石槨の蓋石、また隧道の蓋石も、かつ露出たり。また頂上に松樹一株生立たり。御陵の土臺の岡の東南西三方は、谷おのづから堀のごとくにめぐり、北後のかたは岡つゞきなり。そも〳〵此御陵のこと、文德實錄、天安二年九月の條に、大納言安部朝臣安仁、率陰陽權助滋岳朝臣川人、助朝臣名高等、至山城國葛野郡田邑鄕眞原岳、點定山陵、とみえて、田邑鄕眞原岳にあるべきを、今は眞原岳の名も失て傳らざれど、田邑鄕の内ならむと思はるゝ地にて、岡山を覓むるに、先この御廟山と、双岡と、住吉山と、三所のみあるを、其双岡は、既く續日本後紀にその名みえたれば、眞原岳にあらざること灼く、住吉山は、仁和寺舊記に、三僧記を引て、住吉社を書き、その左右の谷に、大御室の御廟、北院、御室、紫金臺、御室などの御廟あり、又その山本に北院ありつる趣、みえたれば、古くは仁和寺域内の山なること著ければ、眞原岳ならむの疑なし。さればこの御廟山をおきて、外に眞原岳に當るべき岡はなきがうへに、山科陵ある野を御廟野とよび、嵯峨山陵ある山を御廟山とよべるなどに考合せて、この御廟山も、また山廟ある山なることを知るべければ、これ則田邑鄕眞原岳にて、その岳上にある茶臼山は、則田邑陵なることも、おのづから著明にあらずや。さて此御陵號、はじめは其岳の名に依て眞原山陵と號けさせ給へりしを、天安二年十二月十日に、田邑山陵と改させ給へりしこと、三代實錄にみえたるは、その鄕名を取て號けさせ給へりしものなるべし。

〔天安二年〕淸和天皇の御宇也。

〔陰陽權助〕陰陽寮の官人也、陰陽寮は、天文曆數占筮及相地等の事を掌る、長官を頭と云ひ、安倍、賀茂兩家の家職となる、其の下に、助、權助、大允、少允、大屬、少屬、史生等の官あり。

〔點定山陵〕陵を調べ定むる也。

〔双岡〕山城國葛野郡にあり、古歌に詠みて名高く、又兼好法師此邊に庵を結びしを以て聞ゆ、風雅集に「色色に双の岡の初紅葉、秋の嵯峨野の往來にぞ見る」とあり。

〔仁和寺〕山城國葛野郡にあり、光孝天皇の御宇創建す

かくて、此の御陵のことを、前王廟陵記、山州名跡志、山陵志などに、廣野村なる古墳、近邊に櫻木原といふ里あるに依て、思誤たるにか、この古墳をもて、柏原陵なりとし、この村をも陵村とも呼ことゝなりたれど、柏原陵は伏見山にあるべきこと明白となりとて、元祿のころより田邑陵に當たれど、それも猶誤なり。をしも、田邑陵に當たれど、此古墳は曠野の内にありて、眞原岳といふべき地にあらず、又田邑鄕に入るべき地にもあらず、又その制作も前方後圓に築たる上代の古墓にて、天安頃の陵制に合ざれば、田邑陵に當らざること明白なり。また一説、山城名勝志に、法金剛院歟といひ、山城志に在二法金剛院村一今呼曰二壇岡一といふ説もみえたれど、そは三代實錄、天安二年十月十七日の條に、陵邊修二三昧一沙彌廿口、令レ住二双丘寺一云云、今所謂天安寺也。今の法金剛院のわたり、これ天安寺の舊跡なり。など云へる文に據て、法金剛院邊に在りぬべく思よりたるものなるべけれど、壇岡は、さる陵墓の類にあらず。双丘の東墳、五位山の尾崎の西へ指出たるところを、中間より掘切て、法金剛院に北より行べき道を作たるからに、五位山とは別物のごとく見えたれども、よく其地勢を檢見るに、實に五位山の尾崎なること分明にて、御陵に當るべき處にあらず。この御廟山こそ、双丘寺にも程遠からねば、陵邊に三昧を修する沙彌を双丘寺に住しめ給ひしといへる文にも相合ひて、この茶臼山、いよ〳〵田邑陵なることの一證とこそいふべけれ。延喜式を按るに、此御陵の兆域、東西四町、南北四町あり。今この域内に、陪塚ところ〴〵に見えたるは、后妃近臣達の御墓にぞあるべき。

〔曠野〕廣々したる野也。
〔陵制〕陵を作る制度也、開化天皇の頃より陵制大に備はり、山に據て築き、前を方に後を圓く三段に作り、圓形の處を高くし石槨を設け、御棺を納め、方形の處は稍平に、圓形の處と前後相接し、其間低く狹く、恰も瓢の如く、四周は溝を廻らす也。
〔三昧〕定と譯す、心を一處に定め動かざるを云ふ、智度論に「善心一處住不レ動、是名二三昧一云々」とあり。
〔沙彌〕梵語、息慈と譯す、息レ惡行レ慈の意、始めて佛門に入り髮を剃りし男子の稱也。
〔廿口〕二十人也。

水尾山陵

清和天皇の御骨を藏(をさめ)奉給へりし陵なり。山城國葛野郡水尾村（此村もとは、丹波國桑田郡に屬たりし村なり。）の西の山上にあり。丘陵の形なく、たゞ自然の山頂に、石率堵婆の破片などありて、檜杉生ひ茂れり。これ三代實錄、元慶四年十二月七日の條に、是夜酉四尅、奉レ葬ニ於山城國愛宕郡上粟田山一、奉レ置ニ御骸於水尾山上一とみえたる、水尾山上の陵にて、古より、村人等尊崇し奉り來るところなり。この水尾わたりは、むかしは、丹波國桑田郡の内なりしを、今は、山城國葛野郡に屬(つき)たり。

御火葬所は上粟田山なるよし。三代實錄にみえたれども、今其處詳ならず。前王廟陵記に、上粟田山今北白河勝軍地藏山耶といへり。上粟田山には當るべけれど、御火葬所の跡とも思はれず。さて按(あん)ふに、山州名跡志に、御塚在ニ神明坂下一（粟田巓上の神明宮へ參る坂をいふなり。）中間隔ニ南谷二一町許山上一。其地ニ老松四本アリ。古ヨリ稱ニ御塚一不詳とみえたる、御塚は、粟田山の内にありて、崩御ましましし圓覺寺よりも遠からぬ處なれば、是處ならむかとも思はるれど、確(たしか)なる證なければ、今定がたし。後人能々考てよ。此塚は低き山の頂にて、今は杉の大木一株(ひともと)あり、土人御杉樣とよびならへり。

〔清和天皇〕御諱惟仁、人皇第五十六代の天皇也、文德天皇の第四皇子、御母藤原明子也。
〔率堵婆〕佛物或は經文を奉安し、又死者生存者の德を標識する爲めに舍利、牙、髮等を埋め、金石土木を以て築造したる塔或は塔形の物也。
〔酉四尅〕酉は今の午后六時より八時まで也、四尅は四刻にて、今の二時間、一刻は二時間を四分せしもの也
〔御火葬所〕火葬する處也、火葬辨論に「我朝には文武天皇より火葬始まれり云々」續日本紀に「文武天皇四年（中略）天下火葬、從レ是而始也云云」とあり。

神樂岡東陵

陽成天皇の陵なり。山城國愛宕郡岡崎村荒芝の内、眞如堂門前（今は人家立ならびたる）の西方、神樂岡の東麓の地に、高さ三尺餘り、東西六丈許、南北七丈許あり。陵上竹生茂れり。先輩達の説に、此帝の御陵なるよし云傳へたるに、日本紀略に、天曆三年十月三日壬申、今夜奉レ葬㆓陽成院太上天皇於神樂岡東地㆒、（地字を北字に作る本は、寫誤たるなり。）とみえ、大鏡裏書にも、十月三日奉レ葬㆓神樂岡東地㆒と見えたるに、よく符合ひたれば、實に先輩達の説のごとくにぞあるべき。また一説に、後三條帝の御陵ならむと云へれど、其御火葬の陵は、一代要記、皇年代私記などに、於㆓神樂岳南原㆒火葬とみえ、百練抄に葬㆓神樂岡南麓㆒などみえたれば、此岡の南邊にあらざれば、合はざれば、此處は陽成帝の御陵なること分明なり。此地もと年久しき荒芝なりしを、元祿のころ眞如堂を此東邊に引移し、また四軒寺など引移し建て、追々にその門前に人家など建双べたりしからに、御陵の近傍をも畑に墾(ひら)き池を掘などもして、おのづから御陵の封土も、年月ふるまゝに、如此落頽れて、低くなりたりしものなるべし。

後田邑陵

光孝天皇の陵なり。延喜諸陵寮式によるに、山城國葛野郡田邑鄕立屋里小松原にあるべきなり。

〔陽成天皇〕御諱貞明、人皇第五十七代の天皇にて、清和天皇の第一皇子御母藤原高子也。
〔天曆三年〕村上天皇の御宇也。
〔太上天皇〕清和天皇を申す。
〔後三條帝〕御諱尊仁、人皇第七十一代の天皇にして、延久五年五月七日崩御、後朱雀天皇の第二皇子、御母は禎子内親王也。
〔荒芝〕荒れたる野原也。
〔元祿〕東山天皇の御宇の年號にて、德川五代將軍綱吉の時代也。
〔光孝天皇〕御諱時康、人皇第五十八代の天皇にして、仁明天皇の第三皇子、御母は藤原澤子也。

今仁和寺の西方、福王子村の畑中に、此御陵なりと云へる處あれど、古書にみえたる趣に打合がたし。さるは中右記、長治三年二月十九日の條に、小松山陵使可レ被レ立日時、使ニ右大將一被ニ定申一。（來廿九日）是仁和寺法親王、去年被レ造二房舍一之間、西築垣入二山陵四至内一、頗被二掘破一了、其後山陵頻鳴、云々。また廿八日の條に、予云々。行二向後田邑山陵一、（小松陵也）先二一拜讀二告文一、又二一拜了令レ燒二幣物一。爰仁和寺別當權大僧都覺意來、是依二天氣一、此次聊被レ破二件山陵邊一事、依レ有下可二廻見一之由仰上也。雖レ然已臨二夜陰一、不レ知二東西一、空居二綠樹之下一、只尋二破損之趣一許也。覺意僧都申云、故覺行法親王、被レ作二北院僧房一之時、山陵與二彼房西築垣一、相攝之間、下人頗犯二其土一、人々見付天制止了。但如二廷喜式一者、件山陵四至不二分明一也、仍前日遣二右衛門權佐實光一令二實檢一之處、四至不分明由、注申了者。中略。

實二檢後田邑、並村上二陵破損一事。

後田邑陵

新掘損、陵東邊三箇所。

一所南北十五丈五尺　廣所一丈八尺　狹所八尺餘
　深所八尺餘　淺所三尺許

一所南北八丈五尺　廣所一丈三尺　狹所七八尺許
　深所六尺　淺所三四尺許

一所南北二丈二尺　廣所一丈　狹所六尺許
　深所五尺　淺所二尺

〔長治三年〕堀河天皇の御宇也、但し長治は二年のみにして、三年改元して嘉承と號せり。

〔右大將〕藤原忠實也、忠實は關白師通の長子、堀河天皇の康和二年に右大臣に任ぜられ、近衛大將を兼ねしより云へり。

〔仁和寺別當〕仁和寺は八頁に註せり。別當は諸寺の長官也、玄蕃式に「凡諸寺以二別當一爲二長官一云々」とあり。

〔覺行法親王〕名は覺念、中御室と稱す、白河天皇の第三皇子、母は藤原經子也。

〔築垣〕柱を立て板を添へ、其間を泥土にて塡めたる垣にて、上を瓦にて葺く。

一喜多院丑寅角築垣外北小路　東西十五丈五尺　廣一丈二尺

但四至不分明之由、寺家所ㇾ申也。

邑上陵

加㆓實檢㆒之處、全無㆓破損㆒。四至不分明之由、寺家同所ㇾ申也。

右依㆓宣旨㆒、實檢如ㇾ件。

長治三年二月十三日　諸陵寮官人　代　山　末　吉

使　右衞門權佐藤原朝臣實光

今按、作山陵四至、強不ㇾ可ㇾ被ㇾ尋、只今度彼喜多院造作之間、爲㆓西築垣㆒小松山陵之東邊、爲㆓下人㆒頗被㆓掘破㆒也。被ㇾ修㆓補件所㆒者可ㇾ宜歟。其由見參之次奏聞了。といふことみえて、此山陵の東邊と北院の西築垣と、近く相攝(つゞ)きたる趣に聞えたるを、今現在の地理に就て考ふるに、今福王子村の畑中なる御陵より一町餘り北のかた、仁和寺伽藍の西のかた、八十八箇所山下向道の近長とよぶ茶店の邊、又その前路の南の畑かけて字を北院とよびて北院の舊地ならむと思はるゝを、その北陣とこの御陵と、北南に相對(むか)ひて、西東に相接(つ)くべき由なければ、中右記に云へる趣に相叶はず。又江家次第拾芥抄等に、此御陵を仁和寺の西大教院の艮に在りといへる、その大教院跡は、福王子村用水池の南人家の南邊の竹林なり。此說もいと覺束なきことゝちす。と云へるを、

〔丑寅〕北東也。
〔宣旨〕古昔、任官の時、口宣案の旨を受けて、上卿より外記に下知せしを云ふ。茲にては日本紀に「のたまふおほんこと」とある如く、天皇の御仰せを申す也。
〔諸陵寮〕山陵皇親外戚の墓を管し、靈を祭り、喪葬、凶禮及陵戶の名籍を掌る役所也。
〔伽藍〕梵語、僧伽藍摩の略、精舍と譯す。僧衆の住む庭園を稱せしが轉じて寺院を云ふ。
〔下向道〕八十八箇所山の下山道也。
〔拾芥抄〕六卷、藤原實熙の著、歲時史系文學風俗官位儀式等に關する漢文體の雜錄也。
〔艮〕北東也。

さては御陵は大教院の巽にありとか云ざれば叶がたし。さて北院の在地の事につきて、又一つの不審あり。寛永のころ、仁和寺の一番房顯證といひし僧の書集おかれたる、仁和寺本要記に、引出たる御廟御誦經次第の裏書の小圖（正慶元年書寫したる奥書ある圖なり、（圖略））に住吉社を書き、その東南に北院と書たり。その圖樣かくあり。此住吉社は、今仁和寺伽藍の東方に、字を住吉山とよびて、今も住吉社ある山の邊なるべし。また同じ本要記に、引たる建保三年護摩指圖にみえたる北院差圖に、北の東方に小山と注したり。この小山といへるは、小山の陵のことにて、三僧記類聚第七に、北院東小山陵事、經玄僧都云、山陵トハ僻事也、是北院本願大僧正濟信御廟也。云々。大御室西ナル山上大石ソトバ者、一條左大臣濟信公墓、云々。といふと見えて、山陵なりといへる說もあるにつきて思ふに、北院濟信僧正御墓は、御廟御誦經次第裏書の圖には、北院の西北の谷に廟所三つ双びてある、その最北なる廟を北院御廟なるよしに圖きたれ。されば北院本願僧正の墓は、住吉山の西の谷にて、北院の東にあるべきよしなければ北院裏なるは猶小山の陵と稱ふべきものにて、今十禪師社の北上なる古墳の上に當りたるを、其古墳はいはゆる、後田邑陵にあらざるかと考へらるゝこともあれど、中右記に、北院の西にある趣みえたるに合ひがたくて、是所とも得定がたくなん。されば今田畑の字によぶ北院と、御廟御誦經次第裏書また建保三年の護摩指圖にみえたる北院と、その在所いたく違ひたるは、いかなる故にかあらん。若くは北院の名は同じくて、時代によりて在所の違ひたりしか、心得がたきことなりけり。此二所の北

〔巽〕南東也。
〔寛永〕後水尾天皇の御宇より明正天皇の御宇に跨れる年號也。
〔正慶元年〕北朝光嚴天皇の御宇也。
〔建保三年〕順德天皇の御宇也。
〔僻事〕道理に合はざる事也。
〔廟〕祖先の尊像、又は神主を安置せる殿堂を云ひ、轉じて祖先の靈を祀りたる場所を云へり、卽ち御靈屋也。
〔中右記〕七十二卷藤原宗忠の著はせる書にて、寛治元年一月より保延元年十二月に至る迄の風俗、僧侶盜賊の暴狀、時人の小傳等を記せるもの著名が中御門右大臣なるより云へる名也。

院いづれにても、御陵と院との在どころ、中右記にみえたる趣に相叶ひがたかるは、又いと不審(かし)きことゞもなり。後人よく〳〵考定てよ。そも〳〵この山陵は、師ノ記、治暦四年十二月廿七日の條に今日荷前也、僕向ニ後田邑ニ云々。向ニ仁和寺西山松下ニ再拜之後令レ燒レ幣、云々。とみえ、西宮記に、後田邑、云々。小松在ニ仁和寺西ニとみえ、江次第には、仁和寺西大教院ノ艮とみえ、拾芥抄には、在ニ仁和寺内大教院丑寅ニなどみえて、仁和寺の西大教院の艮に在つること知られたるを、今在る仁和寺の伽藍は寛永のころ、舊地を尋て再建せられたりとはいへど、荒廢年久しき間に、他寺の領地となれるも多くて、昔の跡とは西によせて建られたりと思はるれば、今の伽藍の在地をもて、古書の上をば論ひがたかるべし。

大内山陵

宇多天皇の御陵なり。山城國葛野郡仁和寺の後山、大内山の内、宇丸山の東、下宇多野とよべる山間にありて、字を宇多塚とよぶ。西東四丈、北南五丈許あり。丘陵の形なく、平坦なる山地の四周に掘廻らしたる隍の跡あり。陵上には、松雑木生茂れり。これ貞信公記、延長九年の條に、九月六日庚寅始レ從ニ寅剋ニ法皇火葬。十一月廿七日添申、被レ免ニ宿直卿行ニ山陵隍事狀仰ニ左金吾ニ了。とみえ、日本紀略に、九月五日己丑、奉レ火ニ葬太上天皇於大内山陵ニと見えたる、御火葬の御跡なるべきを、諸書に御拾骨の事見えざるは、元明天皇の御葬のごとく、御骨を拾奉

〔師記〕經信卿記又都記とも云ふ、源經信の著せる處、經信太宰權帥たりしより稱したる也治暦四年の冬、承暦四年の夏秋、同五年の春夏秋、寛治二年の秋冬の事を記せるもの也。

〔治暦四年〕後冷泉天皇の御宇也。

〔江次第〕大江匡房の著にて、年中の常例、臨時の公事、大小の儀式等を記せる書也。

〔宇多天皇〕御諱貞省、人皇第五十九代の天皇にて、光孝天皇の皇子、御母は班子女王也。

〔延長九年〕醍醐天皇の御宇也。

〔元明天皇〕御諱阿閇、人皇第四十三代の天皇也、天智天皇の第四皇女也

らず、御火葬のまゝに、土を覆ひ藏奉り給へりしものとぞ思はるゝ。さて此御陵所のことを、御室相承記に、寛平法皇陵袖倉上也といへる、袖倉は山の字か、今さる處知れず。また編年集成、大内山陵の注に、仁和寺ノ奥池ノ尾上とみえたるは、此御陵の地をいへりしにて、今も此御陵の地にあたりて、宇多の古池新池とて二つあり。古池は大かた埋りて、水いさゝか溜りたるを、新池はそこより北にありて、水いと多く湛へたり。これ池尾山の名ある由縁にて大内山陵の此處なるべきことの一つの證とぞ云てまし。さるを、雍州府志に、原谷の岩窟をそれなりといひ、山陵志に丸山の頂をそれなりといへれど、原谷は大内山よりは遥に東北にありて、大内山といふべき地にあらず。又丸山は、大内山のうちに最高く大きなる峯にて、御陵の西上にあり、頂上に御陵といふべき物なし。是は諸方の古墳に、丸山など字によべるが多かるにつきて、この丸山もさる類と思取て、御陵ならむと云へるならめど、是は山の形によりて丸山とはよべど、天然の大山にて、墳墓の類の築山にあらざれば、御陵などに當るべき山にあらず。もとより不レ置ニ國忌山陵一との御遺詔なれば、丸山とよぶばかりに、築立たる山陵はあるべき理なきことならずや。既く吉續記、文永五年六月廿一日の條に、今日依ニ異國事一被レ發ニ遣山陵使一、御陵七箇所。大内山參議藤原朝臣高定、紀伊守橘朝臣兼朝、入レ夜、堀川宰相歸參、依レ無ニ陵所一也。於ニ仁和寺中一雖ニ相尋一、更無ニ其所一。參ニ御室一尋ニ申之處一、遺詔不レ置レ陵云々。其上無ニ才學一之由、被レ仰之間、空歸參。などいふことも見えて、當昔御遺詔の旨などありて、御室にては殊に祕置給へりし

〔寛平法皇〕宇多天皇を申す。

〔雍州府志〕山城國の地誌にて、黒川玄逸の著はす所、全部漢文にて記せり。雍州とは唐土東京洛陽を豫州といひ西京長安を雍州といふに擬したる也黒川玄逸は安藝の人、儒醫にして古典に通ぜり。

〔國忌〕先皇の崩御あらせし日を云ふ。持統天皇の御代に始まれり。

〔文永五年〕龜山天皇の御宇也。

〔堀川宰相〕藤原基忠也。近衞北殿、鷹司殿、又圓光院關白と稱す。照念院攝政兼平の嫡子也正和二年七月七日薨ず。

〔才學〕才覺の當字也、工夫するの意。

ものにぞありけむ。もし今の丸山ばかり、高大なる御陵ならば、御室にて祕し給ふとも、その近わたりの人々の知らざることはあるまじきことなりけり。よしや御遺詔に不レ置二山陵一と詔ふとも、其御葬所は無くて叶はぬことなれば、御室にてその御葬所を知給はざることはあるまじきことなるに、無二才學一など答られしは、御遺詔に甚く拘泥過給へりしにぞあらむ。今もこの大内山なる丸山の東下に、宇多塚(御廟ともよぶ)とて存り傳はれるは、その御葬所の御跡にて、諸書にいはゆる大内山陵にぞあるべき。

後山階陵

醍醐天皇の陵なり。山城國宇治郡山科鄕醍醐村、北の畑中(笠取山の西のかた小野隨心院曼陀羅堂の東方)にあり、字を御陵とよぶ、山形なく、たゞ平地に圓く小隍を廻らして圍ひたり。その廻り五十丈許あり。木立生茂りて、いと神さびたり。醍醐寺雜事記に、貞信公記、並淑光日記ノ文とて、引載たるを見るに、延長八年十月十日庚子亥四剋奉レ葬二於醍醐寺北笠取山西方一、四面八十町、東西八町、南北十町、穴深九尺、方廣二丈、校倉高四尺三寸、縱横各一丈。一說云、云々、同日戌二剋、奉レ入二於御倉一云々。とみえて、此御葬は、陵山を作らず、平地に穴を掘、その内に校倉を置き、その倉内に御棺を納奉給ひたりし趣、知られ、その陵上の御表には、率都婆を三基立置給ひたりしこと、同雜事記に引載たる李部王記の文にて、知られたれば、秀實が山陵志に云へるごとく、

〔醍醐天皇〕御諱敦仁、人皇第六十代の天皇也、宇多天皇の第一皇子にて御母藤原胤子也。

〔小隍〕水無き濠の小さきもの、卽ち、からぼりを云ふ。

〔醍醐寺雜事記〕山城國醍醐寺の雜件を記せる書也。

〔貞信公記〕藤原忠平の日記にて、延喜七年より天暦二年に至る凡そ二十四年間の事を記す

〔亥四剋〕午後十一時半より十二時迄

〔戌二剋〕午後八時半より九時迄。

〔校倉〕上代に於ける木造の倉庫也、又た甲藏・叉倉とも書き、俗に「あぜり」ともいひ、穀倉にも用ひしが、多く寶物などを藏む。

陵山を壑傷して、かく平坦になれるにあらず、儉約の御遺詔にて、もとより丘陵の形は、築立給はざりしにぞありけむ。又その御表の卒都婆は、石にてありしなるべけれど、何の年頃失たるにか、今はたゞ木立の外に物もなし。さて此めぐりの隍は、承平元年十一月に、左衛門尉源ノ添に仰せて掘しめ給ひしこと、類聚符宣抄の宣旨にみえたれば、御葬の翌年に成たる隍なり。

醍醐陵

朱雀天皇の御陵なり。山城國宇治郡醍醐村陵町人家東後竹林の内にあり。後山階陵より三町許巳午の方に當れり。これ御骨を納め奉りし御骨堂の跡なりと、山州名跡志に云へり。平地にて、丘陵の形なし。陵内四周に、杉の大木立双びたり。その西東六丈許、北南七丈許あり。北東二かたは小川流て、おのづから堺をなし、西南二かたは小隍ありて堺ひたり。これ醍醐寺雜事記に引る李部王記に、天暦六年三月廿日御葬送、云々廿一日朝、奉レ遷二御舍利醍醐寺東一云々。とみえ、同書に引る帝王系圖、また編年集成等に、置二御骨於醍醐山陵傍一。などみえたる御陵なり。

御火葬所は今詳ならず。醍醐雜事記に引ける帝王系圖には、來定寺北野とみえ、編年集成には、或記を引て、法性寺ノ東中尾ノ南原陵とみえ、類聚大補任には、在二鳥部野一とみえたれば、紀伊郡鳥部野なる中尾山陵光孝天皇の御母藤原澤子の陵也の南原に在るべきことなるを、今その中尾陵も知難ければ此御火葬所も又知がたし。或說に、東福寺の北方、泉涌寺道の南の畑中に、雀杜と稱て、古き

〔承平元年〕朱雀天皇の御宇也。
〔類聚符宣抄〕太政官符及口宣案を類聚したるものにて全部十卷なり、著者詳かならず。
〔御葬の翌年〕承平元年也。
〔朱雀天皇〕御諱寛明、人皇第六十一代の天皇也、醍醐天皇の第十四皇子御母藤原穩子也。
〔巳午の方〕東南南の方角也。
〔天曆六年〕村上天皇の御宇也。
〔御舍利〕本來梵語にて、釋迦の遺骨の義なるも、こゝにては、死骸を火葬に附したる骨をいふ。
〔法性寺〕山城國紀伊郡九條（舊跡は今の法性寺大路）にあり。

柿木一株生たる所を此御火葬所なるべき由云へれど、此北に中尾といふべき山もなく、中尾陵に當るべきものもあらざれば、中尾南原陵には當がたきこと灼(いちじる)し。此所より東方、山かたづける古の鳥部野わたりにあらざれば合(かな)ひがたかるべしかし。

村上陵

村上天皇の陵なり。山城國葛野郡田邑郷、北長尾の村上といふ地にありけむを、今はその村上といふ地名は亡(う)せ、長尾といふ名は、福王子村に形ばかり存(のこ)りたれど、其わたりに、御陵ならむと思るゝ處もつゆ聞えず。長治三年の中右記に、仁和寺の覺行法親王、北院僧房を遣給ひしとき、後田邑陵と彼房の西築垣と相接たりし間、下人等誤てかの山陵の東邊の土を掘取たりしに依て、實檢使を立給へりしに、この邑上陵をも實檢せさせ給へりし趣みえたる、その實檢使の狀に、實二檢後田邑並村上二陵破損事一、後田邑陵新陵損、陵東邊三箇所、云々。邑上陵加二實檢一之處、全無二破損一。四至不分明之由、寺家同所レ申也。右依二宣旨一實檢如レ件。長治三年二月十三日……とみえて、後田邑陵の東邊を掘損たりし由を聞食て、村上陵の邊をも掘損ぜむかと疑おもほして、實檢せさせ給へりしに依て、思ふに、此村上陵は、後田邑陵に程遠からぬ地に在けむ趣、知られたり。さて此御陵のことの諸書に見えたる中に、日本紀略に、康保四年六月四日辛酉、今夕奉レ土二葬於山城國葛野郡田邑郷北中尾一、九日丙寅、村上御陵可レ殖レ樹之

〔村上天皇〕御諱成明、人皇第六十二代の天皇にして、醍醐天皇の第十六皇子、御母藤原穏子也。

〔仁和寺〕山城國葛野郡花園村御室にあり、世に御室と稱す。

〔實檢使の狀〕實檢使は鎌倉幕府の臨時の職名にて、非常の事あるを監察する爲め、派遣せらるゝ者なるが、茲にては御陵の實否所在等を尋ね檢ぶる者を云ふ。狀は書付也。

〔寺家〕ジケと訓み寺の家人を云ふ、茲にては單に寺院の者の意也。

〔康保四年〕冷泉天皇御宇の年號にして村上天皇崩御の年也。

由、被レ仰ニ左右衞門一。又可レ充ニ陵戸五烟一官符。とみえ、仁安三年の人車記に、四月卅日辛酉の條に、村上天皇御陵、在ニ仁和寺西一、とみえ、治承四年の山槐記、七月廿一日辛未の條に、村上在ニ仁和寺長尾一とみえ、類聚大補任に、山陵在ニ村上一とみえ、榮花物語に、御さうそうの夜は、云々、村上といふ處にぞおはしまさせけるなど見えて、仁和寺の西のかた、長尾の村上といふ地にありけむことは、慥に知られたるを、今その長尾とよぶわたりより始めて、仁和寺わたりまで、普く尋奉れども、御陵ならむと思はるゝ處は、更にあることなし。故おもふに、御父帝の後山科陵の制度にならひ給ひて、もとより丘陵の形は造り給はず、たゞ平坦の御陵にてありけむ。かくは荒れはてゝは、容易く知られず、失ゆきたりしものにぞありけむ。猶後人よく考尋奉りてよ。先年鳴瀧五智山の北方の谷、大法院山とよべる地にある古墳を、此村上陵並後村上陵ならむかと考思へりしかども、上に引出たる長治三年の中右記の文を、後に見得て考ふれば、其考は宜しからざることを知りぬ。

櫻本陵

冷泉天皇の御陵なり。山城國愛宕郡神樂岡の東邊、櫻本の山傍に在つる趣なるを、今その處詳に知られず。山城志には、神樂丘の北東の畝、塚廻と呼ぶ處を、それなりといへれど、今はみな田畑となりて、慥に御陵なりとも定がたし。又前王廟陵記には、下醍醐の櫻基歟といひ、山州名跡志には葛野郡小野庄の下村に櫻本寺あり、上村の内に塚あり、是其處歟などみえたれ

〔左右衞門〕唐名金吾、又監門と稱し專ら宮城の外門を守る職、諸門の禁衞出入を管す。
〔官符〕太政官符也太政官より八省又は諸國に對して下す公文也。
〔仁安三年〕高倉天皇の御宇也、但し二月以前は六條天皇の御宇也。
〔治承四年〕二月以前は高倉天皇の御宇、二月以後は安德天皇の御宇也。
〔御父帝〕醍醐天皇を申す。
〔冷泉天皇〕御諱憲平、人皇第六十三代の天皇也、村上天皇の第二皇子、御母藤原安子也。
〔前王廟陵記〕二卷松下見林の著、歷代の陵地を考證したる書也。

ど下ノ醍醐も小野ノ上村下村も、實の櫻本には在所いたく違ひたれば、御陵に當らざること辯を竢ずして明なり。そは日本紀略に、寛弘八年十一月十六日乙酉、今夜奉レ火二葬於櫻本寺前野一云々。木工頭雅通朝臣奉レ持二御骨一奉三安二置件山傍一奉レ埋二御骨一了。とみえ、編年集成に、葬二櫻本寺乾原一といひ、一代要記、皇年代私記等には、たゞ葬二于櫻本乾原一といひ、また御堂殿記、寛弘八年十一月十二日壬午の條に、參二入冷泉院一以二惟貞朝臣並吉平等一令レ見二御葬所並御陵所一還來申云、櫻本寺北方、在二平地一件所御葬所並御陵吉由、吉平定申者などいふとみえて、櫻本寺といふ寺の乾原にて火葬奉給ひ、御骨をばその山傍に埋奉給へりし趣なるを、その櫻本寺は何地に在けむと、考ふるに、百練抄に、菩提樹院後一條院御墓所號二櫻下一とみえ、大鏡裏書に、後一條院の中宮威子の御葬所のことを、葬二圓成寺北地一號二櫻本一など見えたれば、菩提樹院、神樂岡の東邊、四軒寺道順林のわたりその舊地なるべし、圓成寺東山の西麓獅子谷村、田畑の字に、圓成寺とよぶ處あり、わたり神樂岡の東面より東山に西麓かけて、廣く櫻本と呼たりとぞ思はるゝ。その櫻本寺といひしは、圓成寺の一名か、また別にしかよぶ寺のありつるか、慥なる所見なければいかゞあらむ。猶よく古書に尋ぬべきことなり。さてかく櫻本寺の跡、慥に考得がたければ、その北方も、乾原も、件ノ山傍も、また從て考得がたかるを、今この圓成寺菩提樹院の舊地わたり、古へ櫻本と云けむと思るゝわたりにて、御陵の御跡かと疑はるゝ處々を尋るに、いと有がたきが中に、かの山陵志にいはゆる塚廻山陵志に塚圓と云へるは誤なり、とよべる田一段許と、東山の麓法然院の北方、淨土寺村の南方、山麓の路の東方に、小墓村人先年此所

〔寛弘八年〕一條天皇の御宇也。

〔木工頭〕內匠寮の內の木工寮の長官也、木工寮は工匠營作の事を掌る。

〔一代要記〕十五卷著者詳かならず、允恭天皇より花園天皇に至る御一代毎の、上皇、皇后、皇子女其他顯官の經歷を記せる書也

〔皇年代私記〕一卷也、天神七代以下後陽成天皇の慶長年中に至る皇年代記にして、著者詳かならず。

〔吉由〕宜き由也。

〔乾原〕北西の方角の原野也。

〔後一條院〕御諱敦成、人皇第六十八代の天皇にして、一條天皇の第二皇子、御母上東門院彰子也。

〔中宮威子〕太政大臣藤原道長の女、寛仁二年四月女御同十月皇后の宣下あり。

〔考顯〕考へあきらかにする也。

〔圓融院天皇〕御諱守平、人皇第六十四代の天皇にて村上天皇の第五皇子御母藤原安子也。御在位十五年にして華山天皇に御讓位正暦二年崩御す

〔扶桑略記〕三十一頁を見よ。

〔正暦二年〕一條天皇の御宇也。

〔左經記〕十五卷、源經賴の著。長和五年より長元九年に至る迄の著者の目錄なり。

〔寛仁元年〕後一條天皇の御宇也。

〔長保元年〕一條天皇の御宇也。

を掘たりしに、古錢出たることありといふ、とよべる處、西東十八丈許、北南卅六丈許の地と、獅子谷村人家の西北のかた白川の流より二町許東方野道の東旁に字をおんべうし御廟所の訛れるなるべし、とよべる田畑一段許と、三所あるを此外字圓成寺の邊には、六體塚、山王塚などあれど、皆いにしへ圓成寺の内に當れば、御陵の疑はあらず。そのおんべうしは、字圓成寺より一町許北にあたれば、大鏡裏書にいはゆる、後一條院の中宮威子を奉レ葬二圓成寺北地一と見えたるにもや當るべからむと思はるれば、此御陵には當るべくもあらぬ地なり。その他の二所は、共に山傍といふべき地なれど、櫻木寺のあり處を考定ざれば、是も又考定がたくて、御陵所も、御火葬所も、共に今辨定がたし。後人よく考顯してよ。

後邑上陵

圓融院天皇の御骨を藏奉給へりし御陵なり。山城國葛野郡田邑鄉、長尾なる村上山陵の傍にあるべきを、其村上陵知られざれば、此後村上陵もまた知られずなん。これ日本紀略、扶桑略記、皇年代私記、編年集成、一代記等に、正暦二年二月十九日庚申葬二於圓融寺北原一、置二御骨村上山陵傍一とみえたるがごとく、御骨を藏奉給ひたりし御本陵にて、左經記、寛仁元年十月廿日の條、小右記長保元年七月廿三日の條、日本紀略、長保二年七月十六日の條等の、山陵使を遣され、陵名を奉られたるに、後邑上左經記の傍書に圓融と注したり、と記されたるは、此御陵のことにぞありける。今その處の知られざるは、いとも畏きことなりけり。委細は村上陵の條に述へるがごとし。

〔龍安寺〕御室の東方近くにあり、初め衣笠左大臣實能の別業にて、傍に一宇の佛殿を營み德大寺と號せしを後細川勝元の別莊となり、文明五年勝元の遺言に依り龍安寺と改稱せり

〔等持寺〕今の等持院也。

〔文明五年〕後土御門天皇の御宇也。

〔山城名勝志〕二十一卷、大島武好の著、山城國の名所古蹟を、舊記の文によりて記せるもの也。

〔棠梨云々〕棠梨は唐梨にて、紅林檎の古名也、雲霄は天を云ふ。塵は塵世の略にて、汚れたる世の意也。

〔歌料〕歌に取入れて詠む材料也。

御火葬所は、同じ葛野郡圓融寺の北原にて、今その處は大雲山龍安寺（此寺は文明五年の建立なり）の東北のかた、字を春日谷とよぶ原山の頂にある、是なるべし。年經て、今はいたく壞損ねたるが、高さ一丈許、廻り二十丈許あり。此處を圓融寺の北原ならむと考へらるゝ、故は、山城名勝志に、圓融寺の條に、仁和寺僧云、傳云、此舊地、（圓融寺の舊地のこと也）在₂龍安等持兩寺山傍₁といひ、また龍安寺の條に、今龍安寺昔日圓融寺舊趾、云々といひ、山城志にも、圓融寺昔在₂龍安等持寺間₁と云へるに、無題詩集に載たる、三宮の遊₂西山古洞₁詩に、棠梨嶺逸雲霄雪、楊柳寺深天祿塵、（天祿は圓融帝御代始の年號なり。此圓融寺、圓融帝の御建立なることを云へるなるべし。）とある詩の御自注に、山脚有₂圓融寺₁故云などいふことも見えて、むかし圓融寺は、此山わたりの山脚に在しこと、分明に知られたれば、その圓融寺の北原は、この春日谷わたりの山ノ原なるべきこと、又おのづから明ならずや。然るに榮花物語に、圓融院の御さうそう、紫野にてせさせ給ふ、其ほどの御ありさま思ひやるべし。一とせの御子日に、此わたりのいみじうめでたかりしはやと、おぼし出るも、かなしければ、閑院左大將（朝光）むらさきの雲のかけても思ひきやはるのかすみになして見むとは（此事、また後拾遺和歌集、今昔物語等にもみえたり、）などみえて紫野にて御火葬ありしがごといひたれど、其は歌人たちの歌料に、むらさき野を取出られたりし物なるにか、又むかしはこの圓融院の東わたりまでも紫野とよべりしか、心得がたきことなりかし。されば日本紀略、扶桑略記、編年集成などの實錄には、みな圓融寺北原とのみありて、紫野とかきたるものあらざるをもて、紫野はその近邊の地名にて、御火葬の實地にあらざるこ

とを知つべし。さらば、かの廟陵記などの書に、雲林院村の東なる天王塚を、御火葬の地に當たれど此圓融寺の舊地よりは、其間遠く隔りて、圓融寺の北原といふべき地にあらざれば、いと當がたくやあらむ、覺束なし。

紙屋上陵

花山院天皇の御陵なり。山城國葛野郡大北山村のうち、紙屋川の西邊、字法音寺屋敷とよべる田より、百八十丈許北のかた、字脊門(さと)の田の東北の隅にあり。高さ四尺餘り、北南四丈許、西東四丈許あり。御陵のうへに、菩提樹一株生ひたり。この樹、もとは古き大木なりしを、卅年許前に土人切取て、今生たるはその蘖(ひこばえ)なりとぞ。これ御堂殿記、寛弘五年の條に、二月九日庚子、業直申云、此夜半許、花山院崩、御門外廣業朝臣來云、抑花山院崩、此間雜事神事等、如何申云、依二固物忌一不レ被二參入一、召二他人一被レ問二先例一可レ被レ行。陽成院例宜歟、可レ被レ加二其例用意一也。十七日戊申花山院御葬送、大和寺東邊、云々。諸事同二凡人一、是遺誡也とみえ、日本紀略に、同年二月十七日戊申、今夜奉レ葬二於紙屋上法音寺北一と見えたる、御陵にぞおはしますべき。さてこの紙屋とは、拾芥抄に紙屋院圖書別所在二野宮東一とみえたる紙屋にて、大かた此邊紙屋川(今はかいや川といふ)の傍にありしなるべく、法音寺は、今も法音寺屋敷とよべる田地、これその舊跡にて、この御陵の南にあたれば、葬二於紙屋上、法音北一と日本紀略にみえたる文に、い

〔花山院天皇〕御諱師貞、人皇第六十五代ノ天皇、冷泉天皇の第一皇子、御母藤原懷子也。

〔菩提樹〕翻譯名義集に「高數百尺、佛坐二其下一、成二等正覺一、因而謂二之菩提樹一焉、莖幹黃白、枝葉青翠、冬夏不レ凋、光鮮無レ變、每レ至二涅槃之日一、葉皆凋落云々」とあり我榮西禪師此樹を筑紫香椎の神祠に移し植ゑし事元亨釋書に見えたり

〔御堂殿記〕御堂關白日記也。又道長公記ともいふ。

〔寛弘五年〕一條天皇の御字也。

〔日本紀略〕二十六册、文武天皇の仁壽元年より後一條天皇の長元九年迄の記錄也。

とよく合へり。また御堂殿記に、大和寺の東邊と記させ給へる、大和寺は、中古京師圖を檢るに、法音寺の西北のかたに、大和寺を圖たれば、則その東邊は法音寺の北方に當りたり。さればその記しさまは異なれども、その實地は同き處にて、事跡の違へるにはあらざれば、御堂殿記の文にも、又よく相合ひたり。

圓融寺北陵

一條院天皇の御骨を藏奉給へりし御陵なり。山城國葛野郡龍安寺の東北のかた、字春日谷なる、圓融帝御陵の南傍にある、是なるべし。高さ六尺許、廻り六十三丈許ありて、頂窪みたり。これ小右記、寬弘八年七月九日の條に、巳剋許、資平自二院御葬送所一來云、只今事了、昨日亥四點出二御御葬送所一岩陰長坂坂東云々　同十二日の條に、參レ院、相二遇春宮大夫藤中納言等一、清談次云、故院御存生日、被レ聞二中宮左府一、又被レ仰二近習人々一云、可レ被レ行二土葬禮一、又御骨可レ奉レ埋二圓融院法皇御陵邊一者、而忘却不レ行二其事一。相府思出又歎息。仍御骸骨暫奉レ安二置圓城寺一、過二三箇年一大將軍在二西方一、可レ奉レ移二圓融院法皇陵邊一とみえ、權記、同年七月二十日の條に、西尅歸二參院一、權律師懷壽尋圓云、圓融院法皇御陵後可レ奉レ收之由、御存生有二天氣一。去九日早旦、於二山作所一丞相云、上葬並法皇御陵側可二奉置一之由、御存生所レ被レ仰也。日者惣不レ覺、只今思出也、然而定而無レ益、事已定也、云々。とみえ、左經記、寬仁四年六月十六日の條に、故一條院御骨爲レ避二方忌一、年來奉レ置二圓成寺一、而依二方開一、主計頭吉平朝臣、奉レ仰可レ奉レ置二御骨一之處、卜二鎭圓

〔一條院天皇〕御諱懷仁、人皇第六十六代の天皇也、圓融天皇の第一皇子御母藤原詮子也。

〔巳剋〕今の午前十時也。

〔亥四點〕亥は午後十時より十二時迄也。昔は一晝夜を四十八刻とし、之に十二支を配し、又一時（今の二時間）を四刻とし、其初刻を一點と云ひ、順次四點迄數ふ、而して眞夜中を子とし、午を正午とす、亥の四點は子の一點の前にて、午后十一時半より十二時迄に當る也。

〔酉尅〕午後六時より八時迄の間也。

〔天氣〕天子の御氣色也、玆にては御言葉ありしを云ふ

〔判官代〕院司の官名にて別當に次ぎ廳内を糺判し文案を署し稽失を勘ふる役也。
〔戌剋〕午后八時也
〔韓櫃〕唐櫃也、貞丈雜記に「唐櫃に二品あり、長唐櫃と、荷唐櫃也、長唐櫃は長持の如く長し、これは一つを二人して舁ぐなり云々」又「何れも唐櫃には足六本あり、笈の足の如し云々」とあり。
〔貝原篤信〕益軒又損軒と號す、筑前の人也。
〔金閣寺〕初め西園寺公繼の山莊にて傍に一寺院ありしを、西園寺公種の時、足利義滿請ふて金閣を築き、後捨てゝ寺とし鹿苑寺と號せり。

融寺邊一、今日奉レ渡。大宮少進季任朝臣、奉ニ持御骨一、云々、是依レ爲ニ彼院判官代一也。以ニ戌剋一、奉レ遷ニ御骨於圓融寺北方一圓融院御陵邊也。其儀、御骨壺奉レ納ニ小塔一、納ニ韓櫃一僧四人荷レ之、季任朝臣親奉レ副レ之、などみえたる、圓融寺の北方なる圓融院御陵の邊に、御骨を藏奉給ひたりし御陵にぞあたるべき。御火葬所は、同じ葛野郡大北山村の北のかた、鏡石と紙屋川との中間なる田中に、字を小山とよぶ處、御火葬の跡なりと。貝原篤信の京城勝覽にも云へり。この小山、高さ七尺許、廻り四十四丈許ある芝山なり、樹木なし。これ小右記に、御葬送所巖陰長坂坂東、云々とみえ、日本紀略、百練抄、大鏡裏書などに、奉レ葬ニ北山長坂野一とみえ、編年集成には、葬ニ北野永坂内本善寺前一といひ、一代要記には葬ニ石陰山一とも云ひて、異處のこと聞えたれど、皆同所のことなり。石陰は石影とも書て、拾芥抄、靈所部に、石影西園寺東北野北とみえたる、是は荒見川一名紙屋川の石影の瀨を云へるなれど、大かた此金閣寺西園寺の舊地なりといふ、の東北わたり、古へはみな石陰とぞ云へりけむ。又長坂とは、今鷹峯より千束石拾などをへて、丹波國に越る道を、長坂越とはいへど、昔は此鏡石の前の道を、直に千束に出る坂路を、長坂とぞ云へりけむ。さるによりて、此小山芝の御陵をさして、長坂ノ坂ノ東と、小右記に記されたりしものなるべし。また本善寺は、今その古跡は知られざれど、兩京古圖を檢ぶるに、鏡石の向ひ、紙屋川の東邊に、本善寺あり。されば此小山芝は、本善寺の前とも云つべき處なりしなるべし。

北山陵

三條院天皇の御骨を藏奉給へりし御陵なり。今その御在所詳に知がたし。御堂殿記、寬仁元年五月十二日の條に、早朝召二文高一院御葬令レ進二勘文一定二行雜事一。中略遣二左大辨一令レ見下可レ置二御骨一所上返來云、寺後山吉所也、文高相共定申、御墓所、舟岡東北方者。今按るに、東北は西北の誤なるべし。とみえ、編年集成に、五月十二日、葬二船岡西邊一奉レ埋二御骨於北山小寺中一など見えたるのみにて、いと委くは知られざれど、その北山は葛野郡大北山村の邊のことなることは、昔この大北山に御座ましゝ女院を北山女院と申し、又北山ノ御所などいへりしにて知られたり。さて寺後山といひ、小寺ノ中などいひて、其寺の名も知られざれば、何を便に尋奉るべき因もなきは、いと口惜き極みにぞある。さて此御陵のことを、今大北山村在家より北方の田中に、埃塚とよべる小塚を、此御陵ならむといふ人あり。又同村在家の西側神宮寺といふ草堂の北隣、百姓宅地の西北隅にも、小塚あれど、此處は平地にて、寺後山といふべき地にあらざれば、合ざるべし。又金閣寺の安民澤の池中に、蛇の塔といへるを、御陵ならむといふ說あれど如何あらむ。また山陵志にいへる、紙屋川の東岸の甚兵衛墾も、又いと覺束なき心ちせられてなん。

御火葬所、是もまた詳ならず。日本紀略に、今夜奉レ葬二於石陰一と見え、榮花物語に、十二日御葬送せさせ給ふ。一條院のおはしましゝ岩陰におはしけりとみえ、御堂殿記に、御墓所舟岡東

〔三條院天皇〕御諱居貞、人皇第六十七代の天皇也、冷泉天皇の第二皇子御母藤原超子。

〔寬仁元年〕後一條天皇の御宇也。

〔勘文〕陰陽寮より天變地變其他物事の吉凶などを調べて奉る案書也。

〔左大辨〕辨官卽ち太政官の判官也、これに大、中、少あり、大辨を「オホトモヒ」と云ふ、尚左右あり、左は中務、式部、治部、民部の四省を分掌し、庶事を下に達し、太政官内を糺判し、文案を署し稽失を勾へ、被管の諸司の宿直を監す。

〔埃塚〕塵芥の積りたる場所也、轉じて埃多きをも云ふ

北方なるべし。東は西の誤 とみえ、編年集成に、葬ニ船岡西邊一などみえたれど、今その處と慥かに知られたる地あらず。榮花物語の文によりて、一條院の御火葬所と同地にて火葬し奉り給ひしにて、此帝も小山芝ぞ御陵ならんといふ說あれど、是も又信がたき心ちぞする。

菩提樹院陵

後一條院天皇の御骨を藏奉給へりし御陵なり。山城國愛宕郡神樂岡の東麓、菩提樹院に在るべきを今神樂岡東麓なる東北院の庭中に、辨才天を祠れる小塚あり、是を此御陵ならむといふ說あり。此邊は、むかし菩提樹院の域內にてはありぬべけれど、其小塚のさま、此御陵には當るべくも思はれず。後人猶よく尋奉てよ。又是より東方、元眞如堂の南にある山王社を、此御陵に當たる說あれど、そは在處いたく違ひて、菩提樹院の舊地に遠く隔りたれば、御陵に當らざること明白なり。そも〳〵此御骨所の御陵は、類聚雜例、長元九年五月十九日御葬送の條に、及ニ辰尅ニ茶毘事畢、以レ酒滅レ火。其後權大納言新大納言等、拾ニ御骨一。經輔兼房朝臣等、採ニ折敷一祇候、以ニ御骨一許一升奉レ納ニ茶垸壺一、加ニ納咒砂一、以ニ眞言書一卷一結ニ付壺上一。右中辨經輔朝臣奉レ懸レ之、奉レ渡ニ淨土寺一とみえ、また日本紀略御葬送の續きの文に、從ニ今日一立ニ伽藍於神樂岡東一、名曰ニ菩提樹院一とみえ、百練抄に、長曆元年六月一日、上東門院供ニ養菩提樹院一。後一條院御墓所、號ニ櫻下一。とみえ、同書裏書に、長久元年十一月十日、自ニ淨土寺一、奉レ遷ニ御骨於此院一など見えたる

〔後一條院天皇〕御諱敦成、第六十八代の天皇也、一條天皇の第二皇子。

〔長元九年〕後朱雀天皇の御宇也。

〔茶毘〕梵語にて火葬の義也、慧琳音義に「闍毘或言ニ闍維一、或茶毘、古云ニ耶旬一、此云ニ梵燒一云々」とあり。

〔折敷〕をしきと訓み、へギ板を折曲げて作れる足の無き手盆の類也、土器などを据うるに用ふ、大鏡にも「臺なども無く折敷に取すゑつゝまゐらせける云々」とあり。

〔茶垸壺〕骨を納むる壺也。垸は漆を灰に交ぜて塗りたるもの也。

〔上東門院〕一條天皇の中宮藤原彰子を申す。

を、考合するに、拾奉りし御骨を、假に暫くに淨土寺安置奉り、御葬の日より神樂岡東麓に菩提樹院を建給ひ、長曆元年に其院を供養し給ひ、長久元年に御骨を淨土寺よりこの菩提樹院に移藏奉給ひし御陵なること、知られたり。

御火葬所は、おなじ神樂岡の山内の東面にありて、字を丸山とよぶ。高さ一丈許、廻り四十丈許、めぐりに隍のあとあり。これ類聚雜例に、長元九年五月十九日御葬送の事をいへる條に、自二上東門路一東行、自二堤上一南行、自二神解小路末一斜渡二河原一、自二神樂岡南路一（同書上文に、御幸路雖レ有レ岡、中吉田社前、其程不レ幾、頗雖レ有二作レ路之煩一、作レ岡南路邊、御路無レ事レ憚歟といへる路なり。）東行、自二圓成寺西路一北行、（此間諸寺夾レ路云云、惣百五十餘寺）漸令レ向二山作所一給。及二辰尅一茶毘事畢。其後權大納言新大納言等、拾二御骨一（中略）次式部大輔資業朝臣、美作守定經朝臣等、向二御葬所一採レ鋤覆レ土。其後人夫等、從二此役一御墓上立二石率都婆一、藏二陀羅尼一、其廻立二釘貫一、又右衛門尉季任、令二人夫掘一レ塘、其廻令レ殖レ樹。云々。と見え、日本紀略に、五月十九日丙申、奉レ火二葬淨土寺西原一（神樂岡東南也）とみえ、扶桑略記に、葬二神樂岳東邊一とみえ、皇年代私記に、火二葬於神樂岳一などみえたる、御陵にぞ當るべき。今元眞如堂村の北のかた、神樂岡の東邊に、馬場十禪寺若宮堂の後（うしろ）などいふ字あり。これ淨土寺の鎭守、また佛堂などありし跡にて、淨土寺村も、もとは此邊にありしと云へば、菩提樹院あらざりし以前にては、淨土寺の西原は、すなはち神樂岡の東面なるべきこと、日本紀略にみえたるが如くにて、今この神樂岡の東面なる丸山は、在地よく合ひたり。さて此御陵他の御陵に合せては、大きやかなる故は、編年集成に、

〔淨土寺〕山城國、愛宕郡淨土寺村慈興寺（銀閣寺）はその舊地なり。明放僧正の作る所也。

〔長曆元年〕後朱雀天皇の御宇也。

〔長久元年〕長曆三年の次の年にて、同じく後朱雀天皇の御宇也。

〔長元九年〕此年四月後一條天皇崩御同七月後朱雀天皇御卽位せらる。

〔陀羅尼〕陀羅尼經の略、持句神呪經の別名也。

〔釘貫〕柵の類也、狹衣物語に「門なども無くて、只、釘貫と云ふものをぞしたりける云々」とあり。

〔塘〕溜池也、俗に「ツヽミ」と云ふ。堤の「ツヽミ」にあらず。

御喪禮夜、御墓所之間、匹夫等稱云、二十年之間息二民肩一給君也。仍擧首竭レ力之由、見二經信卿記一といふことみえて、御葬所に仕奉れる人夫どもの、御在位の間の御恩に報奉りて、力を竭して築奉たりしからに、おのづから例のさまとは大きくなりたりしにはあるべき。

此御陵の南傍に、小墳ひとつあり。是は此帝の御女、二條院章子內親王の御墓なるべく思はるゝ。さるは、此御陵に近く打續きて、かくしも間近く、他人の墓を作添給ふべき理あらず。此帝の中宮藤原威子の御墓は、圓成寺北地と、大鏡裏書に見えたれば、今獅子谷村の田中に御べうし（御廟所の訛れるなるべし）とよべる處に當れゝば、此皇女をおきては、外に思當れるかたあらざればなり。編年集成に、此帝、男子不レ座、御女二條院、安二置御影於菩提樹院一被二恭敬一とみえ、榮花物語に、二條院故院の御墓所に御堂たてさせ給ひて、菩提樹院とて、東山なる處に三昧堂たてられたるかたはらに、御堂たてさせ給ひて、御八講五十講などせさせ給ふなど、いふことみえて、此二條女院は、殊に此御陵に御心こめ給ひしかば、崩御の後、此所にぞおはしましけむとぞ考られたる。百練抄に、長治二年九月十六日、二條院章子崩八十とのみ見えて、御墓所のことをおとせるはいとくちをし。

圓乘寺陵

後朱雀院天皇の御骨を藏奉給ひし御陵なり。山城國葛野郡龍安寺方丈の後山に、三ッ双在る內

〔息二民肩一〕民の肩を息むにて、人民を愛撫して、その心を安んぜしめ給ひしを云へり。

〔擧レ首〕人民皆喜ぶを云ふ。

〔三昧堂〕念佛を修行する堂にて、又座禪を修行する堂をも云ふ。

〔御八講〕法華八講會也、法華經の問答の會にて、八座の論議あり、法華經八卷を八人に分ち、朝座と夕座の二座とし、一座に一卷づゝ論議し、四日を以って八卷を終る也。

〔後朱雀院天皇〕御諱敦良、人皇第六十九代の天皇にして、一條天皇の第三皇子、御母は上東門院藤原彰子也。

の一つぞ、此御陵には當るべき。その高さ一丈許、廻四十五丈許あり。今古書どもを按ふるに、扶桑略記、寛徳二年二月廿一日戊申。葬ニ高隆寺乾原一、置ニ御骨於圓教寺一と云ひ、皇年代略記に、二月廿一日火ニ葬ニ高隆寺乾原一御骨安ニ置圓教寺一。參議左近中將兼修理大夫良頼卿奉レ懸レ頸。とみえ、其他編年集成、百練抄、皇年代私記の類、みな同趣にみえて、圓教寺に御骨を置奉給ひしがごとく聞えたるは、後一條院御骨を、初は淨土寺に置奉給ひしを、後に菩提樹院に移藏奉給ひ、後三條院御骨を、初は假に禪林寺に置奉給ひしを、後に圓融寺域内の山に移藏奉給ひ、堀川院の御骨を假に香隆寺に置奉り、後に圓融寺の山に移藏奉給ひたりしことのごとく、此御骨も初は假に圓教寺に置奉給ひしを後に圓融寺の山に移藏奉給ひしことの記文、ともに見當ざるが、又或は圓融寺に藏奉ながら、同じ仁和寺の内にて程遠からぬ事なる故に、文にはたゞ置ニ圓教寺一とのみ書たるにか。いづれにまれ、此御骨は、圓融寺の山に御座ますべきことは、中右記、嘉承二年七月十二日、後三條院御陵へ、山陵使に立給へる條に、山陵寂々、松柏森々。圓融院以後之陵、五六代、相共不レ知ニ何處一、而問レ僧、云後三條院陵下可ニ行向一云々といふこと見え、また三僧記に、保壽院御幸事件房、圓融院山陵隔壁也、代々御骨、及ニ子堀川院一皆御ニ座此處一、仍臨幸尤可レ有レ禮などいふこと見えて、圓融院より堀川院まで、五六代の御骨、みな此の圓融寺の山に御座ます趣なるを、まづその引つゞきの後代々は、圓融花山一條三條後朱雀後冷泉後三條白川堀川の御十代なるを、その内に、花山院の御陵は、紙屋ノ上、法音寺の北に御座まし、三條院の御陵は、

〔扶桑略記〕十四卷僧皇圓の著にて神功皇后元年より堀河天皇の寛治八年に至る迄の記錄也、皇圓は參河權守重兼の長男にて法然上人の師也。

〔寛徳二年〕後朱雀天皇此年正月御讓位、四月後冷泉天皇御卽位せらる。

〔修理大夫〕修理職の長官也、從四位下也、後世三位のもの之を兼ねし事あり、大夫の下に權大夫あり、宮城の營繕を掌る職也

〔奉レ懸レ頸〕後朱雀天皇の御遺骨を頸に懸け奉持する也

〔嘉承二年〕仁明天皇の御宇也。

〔寂々〕淋しく靜かなる態也。

〔森々〕樹木の茂れる態也。

北山小寺中に御座まし、後一條院の御陵は、神樂岡菩提樹院に御座まし、白川院は、鳥羽殿成菩提院の御塔に御座ませば、其餘は、圓融院一條院後朱雀院後冷泉院後三條院堀川院の六代にて御座ます。是かの中右記に、圓融院以後之陵五六代とみえ、三僧記に、圓融院山陵云々、代代御骨及二于堀川院一皆御二座此處一とみえたるに、符合（あひかなひ）て聞ゆれば、この後朱雀院御骨も、此五六代と數へ奉られたりし內にて、圓融寺域內に御座ますべきこと分明なれば、其舊地、今龍安寺の後山に在る古墳ぞ相當るべき然るにこの御陵號を、圓乘寺と稱奉れる故は、後三條院御陵も、中右記にみえたるごとく、此御陵と同く、圓融寺域內に御座ませども、猶御願寺の號をかけて、圓宗寺陵と稱奉れりしがごとく、そは玉海安元三年五月三日の條の首書に、後日檢レ之、天喜ノ度被レ申二後朱雀院陵一。一水記云、圓乘寺云々、圓乘寺後朱雀陵之由、賴業所レ申也と見えたるにて心得べし。そもそもこの圓乘寺は、百練抄に、天喜三年十月廿五日、供二養圓敎寺新堂一、題號二圓乘寺一。是先皇（後朱雀院の御事なり）御願未レ遂也とみえたるごとく、圓敎寺に建られたる一院なるを、その在地は、中右記、元永三年三月十八日の條に、今日嚴淸法橋談云、從二西大宮一條辻一、至二圓敎寺東築垣一、十二町也。右京西、京極大路西邊、件寺被レ立也。以レ之可レ知、此道町程者といへるにて、その圓敎寺は、右京の西、京極大路の西邊、一條の北にありしと知られたれば、圓乘寺は、その西傍にもやありけむ。今妙心寺北門前通、（おほよそ二條にあたるべし。）花園橋の北邊、田畑に一條谷、また京極などいふ字存（のこ）りたり。圓敎寺、圓乘寺は、その西邊に在しなるべけれ

〔玉海〕六十八册、長寬二年より四十餘年間の記錄にして、藤原兼實の著也、兼實は關白忠通の第三子、二條天皇の御宇の人也

〔安元三年〕高倉天皇の御宇にて、此年八月治承と改元せり。

〔首書〕本文の頭に書き加へたる文也

〔賴業〕丹後守爲忠の子、仕へて壹岐守となり後剃髮して名を寂然と改め大原山に隱居せり和歌を能くし、西行と相唱酬す。

〔天喜三年〕後冷泉天皇の御宇也。

〔元永三年〕鳥羽天皇の御宇、此年四月保安と改元せり

〔法橋〕第三位の僧位也。卽ち法印、法眼、法橋の順序也

ば、圓乘寺と御陵（圓融寺舊地の域内）とは、其隔れることを知つべし。

御火葬所、山城國葛野郡高隆寺舊地の北わたりにあるべきを、今詳ならず。此御陵のこと、扶桑略記、編年集成、百練抄、皇年代私記、皇年代略記等に、火ニ葬高隆寺乾原ーとみえたり。高隆寺（香隆寺とも書たり）は、山城名勝志に云く、香隆寺。拾芥抄云、香龍寺、仁和寺内。異本拾芥抄云、香隆寺、今日ニ松原ー。按、此寺元在ニ等持院東松原村地ー。或說、香隆寺ヲ蓮臺寺ト改ト謂リ。然ドモ寛和三年、奝然將來釋迦像ヲ蓮臺寺ニ置ト見エタリ。永萬元年、二別院ヲ香隆寺ノ艮、蓮臺寺ニ葬奉ル由、見エタリ。然レバ別寺ナリ。と云へるがごとく、今の松原村の地、香隆寺の舊地にて、その乾原は、衣笠岳の東麓わたり、白川院御葬所（中右記に、香隆寺乾野、）の近邊に在りぬべきことなるを、今其邊に尋當り奉れる處なし。後人能々考てよ。

圓教寺陵

後冷泉院天皇の御骨を葬奉給ひし御陵なり。山城國葛野郡龍安寺後山なる、後朱雀院の西傍に在る古墳ぞ、これには當るべき、高さ一丈許、廻四十五丈許あり。これ編年集成に、治曆四年五月五日丙子、葬ニ船岡西北原ー安ニ御骨於仁和寺山ーとみえ、百練抄に、葬ニ船岳西原ー、置ニ御骨於仁和寺山ーとみえ、扶桑略記、一代要記等に、葬ニ船岳西野ー、安ニ御骨於圓教寺ーと見え、皇年代私記に、火ニ葬船岡乾原ー、御骨安ニ置仁和寺圓教寺ーなど、みえたる御陵にて、圓教寺に安置と

〔拾芥抄〕六卷、藤原實凞の著。歲時、史系、文學、風俗、諸藝、官位、儀式、國郡、神佛、衣食、吉凶等に關する事を漢文にて記せる雜錄也、實凞は洞院實凞と云ひ、内大臣右近衞大將滿季の子にて初め實博と云ひ、薙髮して元鏡と號す。

〔將來〕持ち來る也

〔奝然〕奈良東大寺の僧、永觀五年宋に渡り一條天皇の永延元年宋より還り、長和五年入寂す。

〔後冷泉院天皇〕御諱親仁、人皇第七十代の天皇にて、後朱雀天皇の第一皇子、御母は藤原嬉子也。

〔治曆四年〕後二條天皇の御宇也。

云へるは、後朱雀院御陵の例と同じくて、實には圓融寺域内の山に御座ますを、只かく云へるなり。されば編年集成、百練抄の類には、置二於仁和寺山一と云ひて、この仁和寺の圓融寺の域内の山に、御座ますことを云へるにぞあるべき。委しくは圓乘寺陵の條に云へるがごとし。さてこの御陵號を圓教寺陵と稱すべきこと、今正しき所見あらざれど、史官記、久安五年十二月二十五日の條に、堀川院の御陵を、後圓教寺と稱奉れるをもて思へば、此の御陵號を圓教寺と稱すべきがごとし。但し堀川院ノ御骨は圓教寺に、置き奉り給へりしこと無ければ、入道右府記の御說のごとく、香隆寺陵と稱ひ申べきことならば、後朱雀院をば、圓教寺陵、この陵を後圓教寺と稱ひ申すべき理なるべし。御火葬所は、山城國愛宕郡船岡の西北原（千本通衢の東）にあり。高さ五尺許、めぐり十一丈許りあり。これ上にも引出づる、編年集成に、葬二船岡西北原一といひ、皇年代私記に、船岡ノ乾原といひ、一代要記、百練抄に船岡西野などいへる御陵にぞ當るべき。さて近衛院の御火葬所も、人車記に、船岡ノ西北といひ、編年集成、一代要記など定がには、船岡ノ西野とみえて、今いづれの御陵ともたきが如くなれど、その御陵の築きさまに依つて思ふに、この千本通の東なるは大きく、西なるは漸小さければ、東なるぞ、此の帝の御陵なるべく、西なるぞ近衛院の御陵にて、御時代もやゝ後れ給へれば、おのづから小さく御座ますにこそあらめ。

〔久安五年〕近衛天皇の御宇也。

〔入道右府記〕一名道長公記といひ、又御堂關白記といふ。藤原道長の日記也。

〔一代要記〕十五卷、卷首缺けて、允恭天皇より花園天皇に至る御代々の御事蹟及皇族執政の大臣以下重要の諸職の經歷を列記せる書也、著者詳かならず。

〔百練抄〕十七卷、崇德天皇の大治頃より龜山天皇の正元元年に至る雜事を記せる記錄也、著者詳かならず。

〔人車記〕二十五卷平信範の著にして近衛天皇の久安五年より高倉天皇の應嘉元年に至る間の記錄也。

圓宗寺陵

後三條院天皇の御骨を藏奉給へりし御陵なり。山城國葛野郡龍安寺後山なる、後冷泉院御陵の西傍に在るぞ、それなるべき。これ大記、康和五年八月六日の條に、今日上皇被レ奉二御書於後三條院山陵一。中略 申尅召使別當參議能俊卿參二上御前一、給二御書一退出相共。次官出雲守忠清、向二仁和寺一於二後三條院御陵一讀レ之とみえ、中右記、嘉承二年七月十二日の條に、申尅許著二束帶一參院 依レ爲二山陵使一也 法皇自從二簾中一給二告文一仰云、早參二後三條院山陵一、可レ讀二申告文一 中略 承レ仰出二殿上一、次官散位藤原朝臣宗國、於二中門邊一相具於二冷泉院堀川辻一乘車、檳榔毛共人三人 從二圓宗寺北大門大路一北行一町許。下レ從レ車向二其所一。而圓融院別當法眼淨意、途レ僧令二前行示二其路一 此山陵在二圓融院四至一。彼等別當沙汰也。仍昨日兼告示也。山陵寂々、松柏森々。圓融院以後之陵五六代、相共不レ知二何處一、而問レ僧、云、後三條院陵下、可二行向一。相從僧拂二荊棘一、敷二疊一枚一、近向二彼先帝陵一 西面 先兩段再拜、次指レ笏讀二告文一、又兩段再拜、次燒二告文一、心閑以レ詞又以申了退歸といふことみえ、吉記、壽永二年六月廿一日の條に、被レ立二山陵使一、圓宗寺後三條院、成菩提院白川院 など見えたる、御陵にぞ當るべき。この山陵號、圓宗寺陵とは申せども、實の御在所は、其寺を離れて北方、圓融寺四至內の山に御座ましゝこと、此處に引出たる中右記の文にて明白なり。また其文に、近向二彼先帝陵一 中略 とあるは、御使の西面にて拜せられたるが如くも聞ゆれど、御陵の西面な

〔後三條院天皇〕御諱尊仁、第七十一代の天皇也、後朱雀天皇の第二皇子御母禎子內親王也

〔大記〕十七册、勸修寺爲房の著にして、著者の日錄也、後三條天皇の延久四年より堀河天皇の長治元年に至る間の事を記せり。

〔康和五年〕堀河天皇の御宇也。

〔上皇〕白河上皇也

〔束帶〕朝服にて冠袍、石帶、下襲、半臂、單、袙、表袴、赤大口、笏、魚袋、襪、履、檜扇を具備したるをいふ。

〔法皇〕白河法皇也

〔檳榔毛〕牛車の屋形の簷に蒲葵の葉を裂きて垂れしものにて、ひらうげと訓む。

〔荊棘〕いばら也。

る由を注せられたるものなるべし。さてこの圓宗寺は、今妙心寺の西北に圓宗寺林とて叢林の内に寺跡残れり。その北方すなはち龍安寺、その後山に御陵ありて、地理おのづから中右記の文に合へり。然るに此圓宗寺林の西方、仁和寺尊壽院の東裏に、椎の古木生ひたる處を、此御陵ならむと云へる說もありしかど、そは圓宗寺跡より西邊にありて、中右記の文に合はざれば、今從ひがたきなるべし。さて又この御骨、後は上に云へるごとく、圓融寺四至内の山に御座ますこと違ひなきを、編年集成、一代要記、皇年代私記等に、火二葬神樂岡南原一、安二置御骨於禪林寺一と見えたるごとく、御火葬の後、假に禪林寺に安置奉給ひしを、いつの年頃か、仁和寺圓融寺域内の山に、六代の御陵此所におはします、移藏奉給ひて、御本陵と尊崇ましましゝこと、上に引たる中右記の文にて明白なれば、禪林寺に御骨の遺おはしますべき理はなきことなるを、今東山禪林寺に、清和天皇後三條院御陵と申て、小さき御石塔御座ますは、御菩提の爲に、寺僧の私かにものしつる塔か。今諸書を考わたすに、假に暫く御骨を置奉給ひし寺々も、いと多かることなれど、其寺々に御跡を遺し給ふことは、聞えざることなるをや。總て諸方の寺々に、何帝の御陵など申せるも、又多かる事なれど、そは皆御菩提の御爲に、私にものしたりしものなるべし。

御火葬所は、山城國愛宕郡神樂岡の南麓に在るべきを、今詳に知がたし。これ百練抄に、葬二神樂岡南麓一とみえ、編年集成、皇年代私記などに、火二葬神樂岳南原一、安二置御骨禪林寺一など見えたる、御火葬の御陵なり。扶桑略記に、東原と記せれど、たゞ其略記のみにて、他書には

〔妙心寺〕山城國葛野郡花園村に在り正法山と號す。慧玄を以て開祖とす

〔叢林〕草木の群りて生ひ茂れる林なり。

〔圓融寺〕山城國葛野郡仁和寺の近傍に舊址あり。又圓融院ともいふ。

〔禪林寺〕京都上京區南禪林寺町に在る淨土宗の寺、來迎山と號す。仁明天皇の御宇弘法大師の弟子僧眞紹が藤原關雄の山莊を一寺となせるに始まる。

〔御跡〕墓所の意に云へり。

〔菩提〕智度論に、「菩提名二諸佛道一云々」とありて、死者の冥福を祈る爲めに佛道を修するを云ふ。

みな南とあれば、東は誤なること明なり。さて神樂岡の南邊は、既くより人家立つゞきて、さる尊き御遺跡も疾く廢れ果にしか。今まことに御陵ならむと思はるゝ處、更に尋常奉らず。今神樂岡より三町許西南に、城藪とよべる竹林の北傍に、小塚ひとつ、其處より又三町餘り南の田中に、西天王とよべる小塚ひとつあれども、西ノ天王はむかし西天王の社ありし舊址なりと云傳へ、城ノ藪なるは何の云傳も聞えざれど、神樂岡よりいたく離れて、西に依れり。共に南麓といふべき地にあらざれば、御陵には當りがたきことなるべし。

成菩提院陵

白河院天皇の御骨を藏奉給ひし御陵なり。山城國紀伊郡竹田村、北向不動院、西の路の西方に、字を塔ノ堀とよぶ田の中に在り。陵とも、塔壇ともよびて、其形四角にて高さ四尺餘り、廻リ百八十丈許あり。陵上の正中、徑り六尺許に、深く窪みて、西傍に榆の古木生たり。これ鳥羽の成菩提院三重御塔の舊址にて、長秋記、天承元年七月九日の條に、白河院御骨被レ奉レ渡ニ鳥羽御塔ニ云々。申時供奉人著ニ衣冠ニ參會、入ニ高隆寺御所ニ取ニ御骨壺ニ懸。役人皆昇ニ堂上ニ。出レ寺南行、不レ經ニ幾程ニ（十町許）、騎馬奉レ懸ニ御骨ニ、至ニ御堂ニ奉レ納畢。其儀、所レ被ニ木儲ニ方四尺石筒底居ニ大石ニ鐫ニ穴其所ニ安ニ御骨壺ニ其上蓋有、其上置レ土、其上置ニ銅御經ニ（銅紙塗金字銅筥）、其上又置レ土、其上置ニ金臺兩阿彌陀佛像ニ安ニ銅小塔中ニ其上覆ニ石蓋ニ土底埋置、次第納置事、預以レ繩釣下居

〔白河院天皇〕御諱貞仁、又六條帝とも申す。人皇第七十二代の天皇に在して、後三條天皇第一皇子、御母は藤原茂子也。

〔長秋記〕水日記、權大夫記、師時記等の別名ありて、十三卷あり。源師時の著にして、天永二年より長承三年に至る著者の日記也。

〔天承元年〕崇德天皇御宇の年號。此年八月長承と改元さる。

〔衣冠〕又宿衣とも云ふ。常の袍に指貫を著用せる裝を云ふ。

〔阿彌陀〕無量壽又は無量光と譯する梵語にして、西方淨土にありといふ佛の名號也。

也、此後四面、戸以二方尺等一、自レ裏打塞、工等自二蓋階一出レ外、指二階下一畢とみえ、また百練抄に、天承元年七月八日、鳥羽殿泉殿内、九體阿彌陀堂供養成菩提院是也云々。九日、白河院御骨、自二香隆寺一奉レ渡二鳥羽殿三重塔一。是御平生叡慮也とみえ、吉記、壽永二年六月二十一日の條に、被レ立二山陵使一成菩提院白河院などみえたる御陵なり。此御陵をいま塔ノ壇とよべることは、成菩提院三重塔の土壇にて、長秋記に云へるが如にて、御骨を藏奉給ひたりし處なればなり。四周の田を塔ノ堀とよべる故は、この三重御塔の周圍の堀の跡なればなるべし。又その塔ノ堀の西なる田の字を成菩提院とよぶ。是この御願寺寺號のいさゝか字に殘れるものにて、此田の字をもて、此塔壇も又成菩提院三重御塔の故壇にて、此帝の御陵なることを徵するに足れり。さて此塔壇の正中の甚く窪みたる故は、元祿十年に書る諸陵注進案に、此塔壇のことを、東西六間半、南北七間、高四尺餘ノ塚ノ内に、石棺有之と記したるを、同十五年頃に書たる山州名跡志には、土人號二塔壇一堆壇ノ地アリ。此所ヨリ近年石鎖管を掘出す。と記したれば、元祿十年より十五年までの間に、石筒を掘出したりしに依て、かく窪みたるものなるべし、これ長秋記にいはゆる三重御塔の下壇に、豫てより儲置給へりし方四尺の石筒にて、崩御の後に御骨壺を藏奉給へりし御石槨にぞありつらむを、甚畏くも掘出して、何地へか零かしけむ。あな恐こや。然るにこの塔壇を美福門院御塔の跡にて、近衛帝の御陵なる由、山州名跡志などに云へれど、美福門院の御塔は、此の地よりは東方、安樂壽院本御陵の東南に、今も新御塔と稱ふる御塔、

〔鳥羽殿〕山城國紀伊郡上鳥羽村に舊址あり。今眞幡寸神社のある邊也。

〔供養〕三寶を資養するが爲に香華燈明飮食資財を奉るを云ふ。

〔吉記〕吉田經房の著にして、又吉御記とも云ふ。安元二年より文治元年に至る凡そ十年間の記事也。

〔壽永二年〕安德天皇の御宇也。

〔元祿十年〕東山天皇の御宇也。

〔山州名跡志〕僧白慧の著にして、凡て二十五卷あり。山城國の名所案內記なり。

〔石鎖管〕石筒といふに同じ。

〔石槨〕又、石槨に作る、五頁に詳かなり。

〔大治四年〕崇德天皇の御宇也。〔戌剋〕戌刻也。戌は午後八時より九時迄の間を云ふ。〔治部卿〕治部省の長官也。治部省は五位以上の婚姻、繼嗣、祥瑞を辨じ、喪葬を記し、陵墓を守り、僧尼を制し、雅樂を正し、蕃客を待遇し、姓氏の爭訟を判斷するを職掌とす。〔北山女院〕藤原康子也。權大納言資康の女にして、後小松天皇の准母後ち宮を出でゝ足利義滿の室となる。〔ゆかりなく〕關係なくの意也。〔堀川院〕御名善仁白河天皇の第二皇子に在して、人皇第七十三代の天皇也。御母藤原賢子。

これ近衛院の御陵にて、此の塔壇は成菩提院の御塔跡なる事、其條々に細く辨へたるが如し。御火葬所は、山城國葛野郡大北山村領のうち、衣笠岳の東下にあり。高さ六尺許、廻り十三丈許あり。此處いにしへ香隆寺西北の野にて、中右記に、大治四年七月十五日辛卯、今夕御葬送也。戌剋御出、其路從二姉小路西洞院一、大炊御門、大宮、一條、從二西大宮一南行、（中御門近衛）從二道祖神大路一北行、更從二一條一東行、一町許、至二御墓所香隆寺乾野一、堀川院（今按に、後朱雀院の誤、）御墓所近邊云々。御墓所衣笠岳之東下。（諸寺參仕）十六日、天晴。山陵事、辰剋也。仁和寺宮二人以下奉レ拾二御骨一、藤宰相長實奉レ懸二御骨一、奉レ送二香隆寺一。治部卿留二御墓所一、沙二汰山陵一とみえ、また長秋記に、御葬送路次、自二姉小路一西行、自二西洞院一北行、自二大炊御門一西行、自二大宮一更南行、自二近衛一西行、自二佐部大路一北行、經二嚴淨極樂堂南一至二高隆寺西北野御墓所一云々。とみえたる御陵なり。然るを或人の說に、此御陵は北山女院の陵にて、等持院村なる成菩提院といふ田の中にある四角塚ぞ、此御火葬所にぞあるべきと云へれど成菩提院は竹田村にあり。この處は仁和寺の淨菩提院なるべければ、此帝にゆかりなく、且その在地は香隆寺舊地の西南にあたれば、堀川院の御火葬所にて、此帝は香隆寺の西北ならでは合（かな）はざれば、猶ふるくより云傳へたる此處ぞ、地理よく合ひたれば、或人の說はなか〳〵に考誤たるものとこそ思はるれ。

後圓教寺陵

堀川院天皇の御骨を藏奉給ひし御陵なり。山城國葛野郡龍安寺東北なる字を春日谷とよぶ山の、一條院御陵の西傍なるぞ、この御陵にあたるべきよし、廟陵考補遺に云へるがごとくにぞあるべき高さ六尺許、廻ッ六十三丈許あり。これ長秋記、天永四年三月二十二日の條に、堀川院御骨、自二香隆寺一令レ渡二仁和寺一御。後日顯國語云、人々早旦參二被寺一、午時内府參入、人々在二堂庭一。右宰相中將顯雅奉レ懸二御骨一、中略顯國等候二御共一。云々。人々入二彼山陵溝中一面、中納言制止云。殿仰云、觸穢外人、不レ可レ入二溝中一者、仍人々出レ溝。但穢人五人、入二此中一、自二午時一及二酉時一、奉二突埋一。此後立二石塔一、三重、其内安二置法花經、四卷經、種々要文陁羅尼等一とみえ、百練抄に、天永四年三月二十二日、先朝御骨、從二香隆寺一奉レ移二圓融院一など見えたる、仁和寺と圓融院と其名は異なれども、實は同地にて、仁和寺の圓融院四至内の山に藏奉給ひしことをいへるなり。かく御葬送より天永四年まで、御陵にも藏奉はず香隆寺におはしましゝ故は、中右記、嘉承二年七月二十五日御拾骨の條に、源中納言國信卿奉レ懸レ頸奉レ置二香隆寺一。僧房依二近隣一、公卿殿上人、多以奉レ送。予又相從雖レ可レ奉レ置二圓融院山陵一、從二今年一大將軍方在レ西、仍三箇年可レ御二此寺一也。とみえたるが如くなり。さて此御陵號を後圓敎寺と稱申し、ことは、史官記、久安五年十二月廿五日の條に、今日御元服由被レ告二山陵一。件山陵使、各可レ向下安二置御骨一之所上也。而當今立太子之時被レ告二法勝寺並尊勝寺大失錯一也。今度有二沙汰一、被レ告二成菩提院並後圓敎寺等一也。成菩提院塔、被レ安二置白河院御骨一、香隆寺被レ安二置堀河院御骨一、而號二

〔一條院〕御名懷仁御法諱を精進覺と中す。人皇第六十六代の天皇に在して、圓融天皇第一皇子、御母は東三條院藤原詮子也。

〔天永四年〕鳥羽天皇の御宇也、天仁三年七月改元す。

〔内府〕内大臣の異稱也。

〔嘉承二年〕堀河天皇の御宇也。

〔公卿〕公は攝政關白及び三大臣にして、卿は納言參議散一二三位等也。

〔圓融院山陵〕山城國葛野郡花園村後村上陵也。

〔久安五年〕近衛天皇の御宇也。

〔元服〕男子始めて頭首に冠を加へ、大人の服を着け、成人となる禮を云ふ。

後圓教寺也とみえたるにて知られたり。御火葬所はおなじ葛野郡等持院村のうち、字を岩坊とよべる田の中に、四角塚とよべる處これなるべし。高さ六尺許、廻り十六丈許あり。これ中右記、嘉承二年七月二十四日の條に、今夕御葬送也。云々。其路經一條堀川大炊御門大宮一條西大宮南行、西近衞佐惠大路北行、依不歷北野前也、至高隆寺坤方野云々。奉荼毘（下略）。廿五日の條に、辰尅許事了、以酒滅火、奉拾御骨、奉納茶垸、源中納言國信卿奉懸頸奉置香隆寺僧房、（中略）。漸及午提、人々歸洛、內大臣獨留御墓所、令作山陵、墓上立石卒都婆、納陀羅尼、立釘貫、播磨守基隆朝臣、採鋤先覆土、人夫等從此役云々。事了晩頭歸參と見え、また大記同日の條にも、同じ趣に見えたる香隆寺（今松原村の田地その舊地なりと云）、坤方野の御陵なるべし。然るに中右記、上に引るつゞきの七月廿九日の條に、內大臣被參香隆寺御骨所、午後內府被歸。云、山陵甚狹少也、返々不便、一日早我歸之咎也。行事基隆朝臣仰付檢非違使之男、不致其勤、一世大遺恨者。また八月二日の條に、早旦相具中將並宗能、參詣先帝御墓所、而山陵頗狹少也、誠以不便也。といふこと見えたるに、今白川帝の御葬所に見比べ奉るに、いたく狹少也とも伺はれざるは、後にその狹少なることを畏みて、封土を築增給へりしにぞあるべき。

〔荼毘〕火葬也。二八頁を見よ。

〔茶垸〕骨を納むる壺也。二八頁を見よ。

〔卒都婆〕梵語。高く顯はるゝ義にして、方墳又は廟と譯す。墓所の標識として石等を高く積み上げしもの又は木標等の稱也。

〔陀羅尼〕梵語。能持又は總持若しくは能遮と譯す。善法を持して散ぜしめず、惡法を持して起らしめざる力用に名くるものなるも、玆は陀羅尼呪の略言にして、經文の題目の稱也

〔檢非違使〕令外の官にして、姦民盜賊の患ある時、檢糺追捕し、兼ねて非法を檢彈する事を掌る職也。

山陵考 山城國上 終

山陵考

山城國　下

鳥羽	安樂壽院御塔
近衛	安樂壽院新御塔
後白河	法住寺法華堂
二條	香隆寺陵
六條	清閑寺御堂
高倉	清閑寺法華堂
後鳥羽	大原法華堂
土御門	金原法華堂
順德	大原御陵
仲恭	御陵
後堀川	觀音寺御陵
四條	泉涌寺御塔
後嵯峨	嵯峨殿法華堂
後深草	深草法華堂
龜山	龜山殿法華堂
後宇多	蓮華峰寺御塔

伏見	深草法華堂
後伏見	深草法華堂
後二條	北白川陵
花園	十樂院上陵
後龜山	福田寺陵
崇光	大光明寺陵
後光嚴	深草法華堂
後圓融	深草法華堂
後小松	深草法華堂
稱光	深草法華堂
後土御門	深草法華堂
後柏原	深草法華堂
後奈良	深草法華堂
正親町	深草法華堂
後陽成	深草法華堂
後水尾	泉涌寺御廟

安樂壽院御塔

鳥羽院天皇の御陵なり。山城國紀伊郡竹田村安樂壽院に、今も本御塔（ほむみたふ）と稱（まを）して、もとは三重の御塔なりしを、天文十七年炎上の後、建たりし假堂の下に、御石棺あり。これ人車記、保元元年七月二日の條に、今日申尅、法皇崩ニ御於鳥羽安樂壽院御所一、春秋五十四。入レ夜御入棺、次奉レ移ニ御塔一、網代御車、輦ニ御所東面中略於ニ御塔門一駐ニ御牛一、撥ニ放御車床一、舁ニ入御塔壇上一、有ニ導師呪願儀一。次奉ニ入殯一云々。同三日の條に、參ニ鳥羽殿一、奉レ殯ニ御塔一。事自ニ夜前一營レ之。午尅事終、人々退下。云々とみえ、編年集成に、保元元年七月二日辛丑、申時崩ニ于鳥羽殿一、御年五十四。卽夜奉レ渡ニ安樂壽院御塔一、擬ニ山陵一也など見えたるに、また此寺に寫傳へたる、法皇御起請文に、被ニ禪定法皇往詔一偁、一天之下、以ニ此地一爲ニ決定往生之地一、萬善之中、以ニ此行一爲ニ疾苦成菩提之行一。云云。同仰云、建立寺院、雖レ有ニ其數一、以ニ當御塔一爲ニ最尊一。無常遷化之夕、可レ籠ニ遺身於塔下一也と。仰置せられし御塔の跡にて、すなはち御遺體を籠させ給へりし御陵なり。然るに中ごろ此御石棺を、宸筆の法華經を盛（いれ）たる石函ぞなど、混（まぎら）はしき說どもゝ聞えたれど、文化元年の奉新御塔の供僧、金藏院泰深、安樂壽院原要記を著して、事實を證明にし、蒲生秀實の山陵志にも、又丁寧に辨へたれば、今煩しく述はず。

〔鳥羽院天皇〕御諱宗仁と申し奉る。人皇第七十四代の天皇に在して、堀河天皇の第一皇子、御母は藤原苡子也。

〔天文十七年〕後奈良天皇の御宇也。

〔春秋〕年齡の義なり。

〔網代御車〕網代にて張りたる牛車の一種也。

〔保元元年〕御白河天皇の御宇也。

〔安樂壽院〕山城國紀伊郡竹田村にあり。

〔殯〕人死して未だ葬らず、假に棺に藏めおくを云ふ。又埋沒するをも云ふ。

〔遷化〕死する義也多く僧に用ふ。

〔文化元年〕光格天皇の御宇也。

安樂壽院新御塔

近衞院天皇の御骨を藏奉給ひし御陵なり。山城國紀伊郡安樂壽院、本御塔の東南にある、多寶塔東面須彌壇の下に、御石棺あり。これ百練抄に、長寛元年十一月廿八日、奉レ渡二近衞院御骨一於鳥羽東殿、美福門院御塔一。本安二置知足院本堂一とみえたるごとく、御母后美福門院の御料に、建置給ひし御塔なるを、美福門院永暦元年に崩御の時、いかなる故にか、高野山へ御骨を送奉れど、御遺令ありしかば、此新御塔はいたづらになれるに依て、假に八年がほど、知足院におはしまし丶御骨を、この長寛元年に、かく此御塔へ藏奉給へるにぞありける。さてこの美福門院御塔の事、また御骨のことは、山槐記永暦元年十二月六日の條に、宮内卿師綱朝臣、語曰。美福門院御骨、奉レ渡二高野御山一、依二御遺言一也。而鳥羽東殿、故院令レ起二立御塔二一基一。一基被レ納二故院御骨一、今一基此女院御料也。然而可レ置二高野一由、有二御意趣一。云々。而彼御塔三昧僧六口、並故院御塔三昧僧六口、合レ力奉レ留二御骨一訴申。仍遣二重方一被レ仰二子細一之處、申云。然者可レ分二置御骨於兩所一、此儀又以外事也。御骨雖レ不二御座一、御塔三昧僧者不怠之由、能々被二仰含一。仍去二日、遂奉レ渡二高野一。云々。とみえ、續世繼物語に、女院は云々、かねて高野の御山にしのびて、御堂たてさせ給ひて、それにぞ御舍利をおくりまゐらせ給ひけるとなむ、と見えたるにて、その趣を心得べし。此新御塔の年久しく炎上を免れたりしを、慶長元年閏七月十二日の夜の大

〔近衞院天皇〕御名體仁、人皇第七十六代の天皇に在して鳥羽天皇の第九皇子、御母は美福門院得子也。

〔長寛元年〕二條天皇の御宇也。

〔美福門院〕藤原得子也。贈太政大臣長實の女、母は左大臣俊房の女源方子也。

〔永暦元年〕二條天皇の御宇也。

〔山槐記〕達幸記ともいひも貴嶺記ともいひ中山忠親の著にして、仁平元年より建久二年に至る日錄也。

〔三昧〕梵語。平等又は正受若しくは正定と譯す。心思を一事に集注して動かず、心氣を靜寂にして亂さざるを云ふ。

地震に、顚倒たりしを、前場守入豐臣秀頼公に請申て、同十一年五月に再建したりしが、今に傳れる多寶塔なり。御火葬所は、山城國愛宕郡舟岡の西北の野千本通衢の西にあり。高さ□尺許、廻り□丈許あり。これ人車記、久壽二年八月一日の條に、今日近衞院御葬送也。寅尅、陰陽助賀茂在憲鎭二山作所地一、船岡西北次尾張守親隆朝臣、檢非違使左衞門尉平實俊等、率二工並人夫一、行二山作所事一。入レ夜出御、自二室町一北行、自二土御門一西行、自二大宮一北行、自二一條一西行、自二壬生末一北行、更向レ乾令レ向二山作所一給。二日の條に、寅尅事了、被レ拾二御骨一、行事行二雜役一、中略次右京大夫奉レ懸レ之、奉レ渡二知足院一、於二彼院一、不動堂長吏法印副二御骨一、自二禮堂一直入二内陣一、奉レ安二本佛帳内一、已葬、大納言歸向。御葬所、築レ陵植レ樹被レ掘レ隍とみえ、一代要記に、八月一日火二葬船岡西野一、御骨暫置二知足院常行堂一とみえたる御陵にぞあたるべき。

法住寺法華堂

後白川院天皇の御陵なり。山城國愛宕郡蓮華王院世に三十三間堂といふの東方に、法住院と稱て、御影像を安置れる御堂下の土中に、御石櫃ありとぞ。これ玉海、建久三年三月十五日丁亥の條に、此日、後白川院御葬送也、雖レ爲二重日一、依二遺詔一所レ被レ行、其儀待賢門院建春門院等例、云々。亥一點、被レ獻二勅使一、及深更二又被レ獻、各歸参無爲奉レ納之由令レ申云々とみえ、師夏記に載たる、大外記師茂の勘例に、三月十五日法皇御葬送也、以二平生之儀一奉レ渡二蓮華王院法華堂一とみえ、

〔久壽二年〕近衞天皇の御宇也。
〔寅尅〕午前四時也
〔陰陽助〕陰陽寮の官名、頭の下、權助の上に位す。
〔右京大夫〕右京の長官也。京職は左右二京に分れ、京中を分管し、戸口、田宅、租稅、商業、道路、橋梁及び訴訟等司法警察の事を掌る。
〔法印〕法印大和尙の略にして、僧位の一也。法印とは法印經の語にて、法華一乘の法を以て衆生を利する事月光の江水に印するが如きの意也。
〔建久三年〕第八十二代後鳥羽天皇の御宇也
〔蓮華王院〕山城國下京區瓦町三十三間堂廻り町に在り

編年集成に、三月十五日丁亥奉レ葬二蓮華王院東法華堂一同書上皇を擧たる條には、奉レ殯二斂法住寺法華堂一、などみえたる、法華堂の名殘なるべし。さて玉海に御葬埋の儀を待賢門院建春門院等の例なる由記させ給へる、その御例は、台記久安元年八月廿三日の條に、待賢門院先入棺、次幸二仁和寺三昧堂一、其儀如二生存一、但群臣步行、卽安二置石穴一云々とみえ、玉海、安元二年七月十日の條に、此日前建春門院御葬禮也、云々、蓮華王院東、造二法華三昧堂一、今日中造畢、其下掘レ土、安二石辛櫃一、奉レ藏二其中一、是待賢門院例、云々などみえたる、御例どものごとく、堂下の土中に、御石棺を安きて、その内に、藏め奉給ひしものなるべし。然るを拾玉集に、法皇かくれおはしましてのち、法華堂御幸の夜よめる。鳥部山けふりの下にみつるかな一かたならぬ人のなげきを。とみえたる歌によりて、御火葬のごとく、思へる人もありぬべけれど、此の御葬送のことを、云へるにはあらず。此の法住寺法華堂より東南は、そのむかしの三昧地にて、御幸の夜しも、猶ほ世間の人の火葬の煙、おほくたちけるを見て、さも詠ぜられたりしものとこそ思はるれ。

此帝の御火葬にあらざることは、上に引出たる兩女院の御葬埋の例にて分明なるに、明月記に此御葬の夜の勅使のことを云へる文に、火葬之時、殊依二不審多一、可レ及二度々一、今度只可レ爲二二人一とみえたるにても、御土葬なりし趣は知られたり。

〔法華堂〕法華三昧を行ふ佛堂をいふ。

〔台記〕宇槐記、槐記、治相記、宇左記等とも云ひ藤原頼長の日記也。

〔待賢門院〕藤原公實の女璋子也。

〔建春門院〕兵部少輔平時信の女滋子を云ふ。

〔久安元年〕近衞天皇の御宇也。

〔安元二年〕高倉天皇の御宇也。

〔法住寺法華堂〕後白河天皇の御陵也。百練抄には蓮華王院法華堂陵となす。山城國京都市下京區三十三間堂廻り町に在り。

〔明月記〕藤原定家の著、建久三年三月以下の日錄也。明月の名は住吉の靈夢に基づくといふ。

〔二條院天皇〕御名は守仁と申す。人皇第七十八代の天皇に在して、後白河天皇の皇長子、御母は藤原懿子也

〔仁安元年〕六條天皇の御宇也。永萬二年八月二十七日代始に因り改元す

〔村上〕村上天皇也御名は成明と申す人皇第六十二代の天皇に在して、醍醐天皇第十六皇子御母は藤原穩子也

〔今昔物語〕源隆國の著にして六十卷あり。和漢古今の雜話を集錄せるもの也。

〔平家物語〕十二卷あり。平治物語の後を受け、二十餘年間の治亂を錄し專ら事實に因りて文を成せり。著作者詳かならず。

香隆寺陵

二條院天皇の御骨を藏奉給へりし御陵なり。山城國葛野郡松原村（等持院村の東北）わたりに、三昧堂の御跡あるべきに、今絶て尋當奉らず、後人又よく考てよ。これ百練抄に、仁安元年七月二十六日、奉二爲二條院一、於二香隆寺一供二養一堂一、右大臣以下隨行。また嘉應二年五月十七日、二條院御骨、自二香隆寺本堂一、渡二三昧堂一、件堂以二二條皇居崩御殿一、左大臣渡二造之一とみえたる、御骨を藏奉給ひし三昧堂の事なるを、其御舊跡だに知られずなりぬる、甚（いと）くちをしきことなりけり。

そもそも香隆寺は、中右記嘉承二年八月一日の條に、香隆寺者、本號蓮臺寺本是寬空僧正私房、村上御時成二堂舍一申二寄御願一之由、寺僧所レ談也とみえたれど、今千本の蓮臺寺と云へる寺とは、其在所いたく違ひて、異本拾芥抄に、香隆寺今日二松原一と見え、今昔物語に、仁和寺ノ東ニ香隆寺ト云寺有リと見え、平家物語に、香隆寺のうしとら蓮臺野云々とみえ、中右記、大治四年七月十五日、香隆寺乾野へ御葬送の路次をいへるに、從二道祖神大路一北行、更從二一條一東行一町許、至二御墓所香隆寺乾野一云々。長秋記に、（同御葬送路次のことを、自二佐部大路一北行、經二嚴淨極樂堂南、至二高隆寺西北野御墓所一とみえたるに據るに、道祖大路一條の北に、嚴淨が極樂堂ありしにて、中右記に、從二一條一東行一町許といへるは、此極樂堂にて、道祖大路に寄がりたりしが故に、この堂の南一條大路を東行して、其堂の東を北行し斜に香隆寺の乾野、衣笠岳の東下に至給ひしものなるべし。）御墓所衣笠岳之東下とみえ、同書、嘉承二年七月二十四日の條に、佐惠大路に（上道祖大路とも佐部大路ともかけると同大路也）北行、至二高隆寺坤方野一などいふこと見えたると、今の地勢とを併考ふる

に、香隆寺は衣笠岳より巽に當り、蓮臺野より坤に當り、一條大路より一町許も北のかた、西京の堀川（一名紙屋川今かい川とよぶ）より一町餘も西方、（堀川より一町西は油小路、二町西は道祖大路）いま松原村とよべるわたりの地に在つらむとぞ推量られたる。されば今千本の蓮臺寺は、往昔の香隆寺本號蓮臺寺と稱へりし寺にあらざること明白なれば、御陵を尋奉らむには、千本の蓮臺寺わたりには覓奉るべからず、松原村に尋奉るべきことなり。御火葬所は、同じ香隆寺の艮野に在るべきを、是も今知られず。古說に、愛宕郡舟岡山の北麓にある小墳を、此御火葬所に當たれど、信がたし。さるは山州名跡志に、此邊土人說、件御塔、五輪御塔ニシテ、舟丘內北面ニアリ。千利休取レ之、已ガ爲レ塔、大德寺聚光院ニ立、又以二臺石一茶亭爲二手水鉢一云々、其跡山ニアリト云フ。蓋是此御塔ナルコト不審と記して、既くより古人も疑適たり。今この御火葬所のことを、古書どもに考合するに、顯廣王記、永萬元年八月七日の條に、先皇御葬送也、（高隆寺原）其禮不レ似二前々一、人數不レ達、云々、公卿九人、殿上人少々云々とみえ、一代要記、編年集成等に、八月七日葬二香隆寺艮野一とみえ、阿彌陀寺本、平家物語に、八月七日、かうりう寺に、あからさまにやどしまゐらせてのち、彼等のうしとらに、蓮臺野といふ所に、葬奉るなど見えたるを、印本平家物語には、同七月二十七日云々、やがて其夜、かうりうじのうしとら、蓮臺野のおく、船岡山にをさめ奉ることとみえたるは、やがて其夜といへるも、いたく誤たるに、船岡山に葬奉るといへるもいと疑しきを、また源平盛衰記に、八月七日御葬送アリ、云々、押小路ヲ西へ、烏丸ヲ北へ、衣笠ノ岡ニ至リ、曉天ノ程ニ荼毘シ奉リ云々

〔坤〕未申也、即ち西と南の間也

〔千利休〕本名は宗易、利休又は抛筌齋と號す。和泉堺の人、有名なる茶人也。

〔大德寺聚光院〕大德寺は山城國愛宕郡大宮村に在り。聚光院は其の境內方丈の西にあり。永祿九年、三好義繼が父長慶の爲めに建立せしもの、利休の墓、此處に在り。

〔永萬元年〕二條天皇の御字の年號也長寬三年六月五日改元、御不豫によりてなり。同年八月、仁安と改め給へり。

〔先皇〕鳥羽法皇を申す。

〔うしとら〕丑寅也東と北との中間也

といへる、衣笠岡は、香隆寺の西北にありて、艮野と云へるに合はず。さればこの衣笠岡は船岡の書誤にてもあるべきか。さても、實に船岡山に葬奉しとならば、顯廣王記、一代要記などの書にも、船岡の何方とか記さるべきを、たゞ香隆寺の艮野などゝ記されて船岡のこと更に聞えざるは、又疑なきにあらず。されど、蓮臺野は、香隆寺より艮方に當らぬにしもあらざれば、諸記にいはゆる香隆寺艮野は蓮臺野のことをいへるにか、いかゞあらむ覺束なし。よしや蓮臺野にありとも、船岡よりは西にあるべく、北東にあらむには、香隆寺より艮野と指いふべくも思はれずなん。さて俗説に、千利休が此帝の船岡なる陵にありし御石塔をとりて己が塔とした りと云へることなども、大かたこの平家物語に、船岡山に葬奉れる由いへるに據根づきたる説なるべく思はれて、又いと心得がたくなむ。

〔香隆寺〕上品蓮臺寺のこと也。山城國愛宕郡野口村に在り。初め香隆寺と稱す、俗に十二坊と云ふ。

〔千利休云々〕夏山雜談第五に、千利休二條院の御墓の石塔を毀つ、二條院の御墓、船岡の麓にあり、御墓に五重の石塔ありしが、千與四郎入道利休、此の御石塔の九輪を取り、己が塔とし、及び手水鉢にせしとかや云々」とあり。

〔六條院天皇〕御名は順仁と申し奉る人皇第七十九代の天皇に在はして、二條天皇第二の皇子、御母は伊岐氏、致遠の女也、永萬二年御即位、仁安三年讓位せらる。

清閑寺御堂

六條院天皇の御陵なり。山城國愛宕郡歌ノ中山清閑寺の山の、高倉院御陵の北後、三壇許上のかた、竹林のうちに、北南六十丈許、西東百八十丈許の間、平坦なる地あり、北山の石ならぬ小石ともみえたり土人法華堂とよぶ。さるは、この山麓に、代々住て、この山内に立入稼ぐ太兵衛が物語をきくに、今より卅年餘前に、この竹藪の筍食あらす山猪いれじと、北後の絕壁をいとゞ斷立てたりし時、その掘切たる下より、五六寸許なる鐵釘の腐蝕したる、厚き屋瓦の破片、また蟻の塊など

掘出たることあり、堂などありし跡なるべし。さて此邊へ稼にゆくべきを法華堂へゆけと、老父が常に云ならしゝを、若時より聞たもてりとかたりき。又この掘出たる瓦のことは、先年この山の義瑱僧正の物語にも聞たりつるが、大かた同じさまにきこえたり。さて此竹藪山頭にありながら、かく人作に平したるが如くなると、屋瓦などの出たりしをもて、考思ふに、堂舍の建たりし故址なるべきに、その字を法花堂としもよぶなるは、まさに此帝を土葬し奉給ひたりし御堂の舊跡なるべくぞ思はるゝ。また寶曆の末年に、諸寺院をめぐり見たる筆記に、清閑寺の條に、御陵のこと、小督局石塔のこと、覺明水のことなど記して、法華三昧堂寶塔ノ跡山上ニアリと記したるは、この法華堂の字を聞て、かく書置たるものか。これ顯廣王記、安元二年七月十七日の條に、新院崩、年十二未㆓元服㆒於㆓東山邦綱卿堂㆒有㆓此事㆒（百錬抄も、略同趣にきこえたり）とみえ、編年集成に、七月二十二日乙丑、奉㆑葬㆓東山邊㆒とみえ、山槐記、治承五年正月十四日の條に、今夜渡㆓御邦綱卿清閑寺小堂㆒、抑是六條院御墓所、堂などみえたる御堂の跡にぞ當るべき。但し一代要記、皇代記等に、葬㆓栖霞寺堂㆒とみえたるは、清閑寺に音近きをもて書誤たるものにて、嵯峨なる栖霞寺にあらざることは、上に引たる山槐記の文にて明白なり。是は法住寺法華堂の例のごとく、法華堂の下に土葬し奉給へりしものなるべき。さて又此御陵のことを、享保六年に清閑寺より書上たる書付には、小督局石塔、並觀音堂古屋敷、二箇所之内、此陵と申傳候とみえたるを、義瑱僧正の說に、小督局石塔は其名の如く小督の髮などを納たる塔なるべ

〔僧正〕僧官の第一位也、僧徒の濫行を正し彈ずることを掌る。

〔寶曆〕桃園天皇の御宇也、將軍德川家重より同家治に至る年號也、寛延四年十月廿七日改元す。十三年を經て後櫻町天皇明和と改む。

〔渡御〕御出ましになるを云ふ。

〔皇代記〕一卷。天神七代地神五代より、後圓融天皇の康曆二年庚申に至る皇代記也。

〔栖霞寺〕栖霞觀也源融の山莊、後ち淨捨して寺と爲し栖霞寺と云へり、山城國京都に在り其の地域廣袤堂宇の位置等不詳。

〔享保六年〕中御門天皇の御宇也。

く、觀音堂古屋敷は今慥に知がたかれど、かの屋瓦蠣塊など出し竹藪の平地やそれなるべく思ふと云はれたり。又近世の說に、清閑寺庭前の要石を御陵ならむといふ說あれど、此要石は元來この山に在來れる石なるべく見えたれば、御陵の印などに置たる石にもあらざれば、御陵の疑あるべくも思はれず。さればかの法華堂の地をおきて又何處にか覓めん。

清閑寺法華堂

高倉院天皇の御骨を藏奉給へりし御陵なり。山城國愛宕郡清閑寺の北の山腹にあり。高さ二尺許り西東一丈五尺餘、北南一丈六尺餘に、石垣を築立たる上に、樫大木生繁れり。昔は楓の大木生たりしとぞ。此石垣は、法花堂の壇地にて、其堂退轉したりし後、おのづから樹木の生たりしか、又殊更に楓樹を人の植たりしにてもあるべし。御陵の左傍に、御寵妃小督局の石塔あり。是は遺體を葬し墓にあらず。局此寺にて剃髮したりし髮を納めし塔なるべしとぞ。此御陵は、通親大臣の昇遐の記にたゞおくりおく山のなかに、御わざの事はてにしかば、ゆくりなき三昧僧に預置たてまつりて、法華道場をたてをさめ、おの〳〵ゆきわかれにきとみえ、平海、養和二年正月二十四日の條に、巳尅、堂莊嚴中略次余參二御墓所一、大將同レ之見二廻御堂一了後、歸二南家一また建久六年九月三日の條に、資實申、高倉院法華堂三昧僧供用事、六口、各二町、可レ充二賜交坂大墓兩御領一之由仰畢とみえ、吉記、壽永二年六月二十一日の條に、被レ立二山陵使一成菩提院 白河

〔高倉院天皇〕御名は憲仁と申す。人皇第八十代の天皇に在はし、後白河天皇第七の皇子、御母は平時信の女建春門院滋子也。
〔小督局〕藤原成範の女、高倉天皇の寵姫也。琴の上手にて後ち平清盛に捕へられて尼となる、時に年二十三、大井川に投じて死せり。
〔通親大臣〕内大臣源雅通の子、後白河以降七帝に歷仕し内大臣に至る。
〔道場〕佛教を說き佛道を修する場所を云ふ。
〔養和〕安德天皇御宇の年號なり。治承五年七月十四日代始により改元す、一年を經て壽永と改む。

院、清閑寺高倉院などみえたる、法華堂の御遺跡にぞありける。今その御跡詳に知られず。編年集成に、治承五年正月十四日、崩二于六波羅亭一、御年廿一、同夜奉レ葬二清閑寺邊一。（一代要記、百練抄等も、大かた同趣にみゆ）とみえ、源平盛衰記に、正月十四日六波羅池殿ニテ終ニ墓ナク成セ給フ。（中略）今夜ヤガテ東山ノ麓清閑寺ト云山寺へ送リ奉テ、春ノ霞ニ類ヒ、ユフベノ煙ト立ノボラセ給ヒニケリ。など見えたる、御火葬所の跡なくなれるは、いとくちをしく恐くなん。さて山槐記、（廟陵記に、明月記と引たるは誤なり、）治承五年正月十四日の條に、今夜渡二御邦綱卿清閑寺小堂一、抑是六條院御墓所堂云々、如何々々、聞及事不レ幾、公私出交雜人見物、落涙千萬行とみえたるは、六波羅ノ池殿より清閑寺の小堂に渡奉りて御火葬せさせ給ふまで、暫の間御座まさせつることを云へるなり。御骨を藏奉給へるは、別に法華堂を建給ひたりしこと、上に委く云へるがごとし。

大原法華堂

後鳥羽院天皇の御骨を藏奉給へりし御陵なり。山城國愛宕郡大原勝林院實光房の東後に、十三重の御石塔あり。一代要記に、延應元年二月廿二日、於二彼國一隱岐崩、年六十。同二十五日火葬。四月十二日、依レ有二順風一御骨令レ渡二出雲國一給。五月二日、立二出雲國一、十四日、著二御水成瀬殿一。同十五日、入二御大原西林院御堂一仁治二年二月八日、大原法華堂供養。同日御骨自二西林院

〔六波羅亭〕京都五條より汁谷道の間に在り。平正盛の第宅茲にあり、其の孫清盛に至りて大に修築し世に著はる。眷屬の住所、こまかに是を數ふれば五千二百餘宇ありしと云ふ。

〔池殿〕平賴盛の第宅を云ふ。

〔後鳥羽院天皇〕御名は尊成、法諱は良然、初め顯德院と稱す。人皇第八十二代の天皇に在して、高倉天皇第四皇子、御母は七條院藤原殖子也。

〔延應元年〕四條天皇の御宇也。

〔大原法華堂〕大原野陵とも云ふ。實て、炭山の山麓に在りて、兆域面積百五十七坪九合五勺五才あり。

御堂ニ奉レ渡ニ法華堂ニとみえ、古本門跡系圖に、延應元年五月十六日、御力者金力法師、隨ニ身御骨一從ニ北海ニ到ニ着大原勝林院ニ之間門主于時尊快親王 御母修明門院、有ニ計沙汰一壞ニ渡水無瀨殿御所一起ニ立法華堂ニ云々とみえ、增鏡に、御骨をば能茂といひし北面の入道して、御ともにさふらひしぞ、頸にかけ奉りて、都にのぼりける。さて大はらの法華堂とて、今もむかしの御庄のところ〱、三まい料によせられたるにて、つとめたえず、かの法花堂には、修明門院の御沙汰にて、故院わきて御心とゞめたりし水無瀨殿を渡されけりなど見えて、御骨所の料に、水無瀨殿の御所を壞渡して、法花堂を起立給ひし趣みえたるに、今かく御石塔にて御座ますことを疑ひて、後花園院の御塔ならむといふ說あり。そも尤(うべ)なる考なれど、かの山國なる本御陵すら、ささやかなる寶篋印塔なるに、あはせては、當所に御殘骨を納奉給ひし御塔のかく大きなるべき理はあるべくも思はれず、故今よく〱考思ふに、御宇多院の蓮華峰寺の御陵なども、今は四角の堂なれど、土人の口稱には、昔のまゝに八角堂と稱申せる、その御堂の内に、一丈許なる五輪の石塔を安(おき)給へれば、この法華堂も、さるさまに、後堂内にこの花藏塔を安(おき)給ひて、その塔中に御骨を納給ひ、さてその堂内の御塔をめぐりて、法花行道すべく構給ひしものにやあらむ。さるは、此花藏塔中に納れるものゝことを、史徵に載たる松崎祐之の說に、近聞、北面河端某語曰、五十年前大震、此塔崩壞、散在無ニ修レ之者一已ニ三十年云々。後悲ニ其日就ニ陵夷一雇ニ諸公卿脚夫ニ修ニ築之一。其三重有レ蓋、蓋下方石也。其石陷窪者、出ニ一金塔一側有ニ撒レ金小函ニ內

〔門跡〕寺院に於ける僧侶の門葉門流を云ひ、後に寺院の資格となる。其住持を門主と云ふ
〔北面〕仙洞警衛の武士を云ふ。
〔後花園院〕御名は彦仁、法諱圓滿智初め後文徳院と謚し後に後花園と改む。人皇第百二代の天皇に在して、後崇光院第一皇子御母は源幸子也。
〔史徵〕十六卷、松崎祐之の著にして神武天皇の元年より後奈良天皇の天文十一年に至る凡そ二千二百二年間の編年史也。
〔陵夷〕陵は丘、夷は平也。丘陵の漸く低くなりて平地となるが如く、事の漸く衰退するを云ふ。

納二一小石青白者一枚一、又側有レ物、朽敗隨レ手而碎、彷二彿如意輪觀音像一乃命二漆工一置二漆桶内一數日、出而乾レ之、初得二堅固一基址成如レ舊、收レ之不レ開二金塔一蓋藏レ骨耶とみえて、かく密緻なる石塔中にありて、朽敗隨レ手而碎といふばかり、佛像のもろく朽損たるは、文明ころの物としては相合はず、猶いと古代の物なるべきを、祐之がいはゆる非二延應仁治之時物一といへるは、なか／＼に非なるべくぞ思はるゝ。又御石塔の體樣の甚く舊(ふる)びざることも、蓮華峰寺の御塔のごとく、年久しく雨露にあたらず、御堂の内にありしに依れるものなるべし。故今は元祿の御定に從ふ。

御火葬所は、隱岐國海部郡勝田山源福寺の内にありとぞ。今は宮居の地を御陵と申せども、もとは源福寺方丈の南方竹藪の内に、十八丈に二十四丈許なる平坦の地、これこの御陵の古跡なるよし、云傳ふる說あり。よく正し問ふべきことなり。是かの一代要記に、延應元年二月廿二日、於二隱岐國一崩年六十。同二十五日火葬とみえ、東鑑には、同二十六日奉葬とみえ、增鏡に、延應元年といふ二月廿二日六そぢにてかくれさせ給ひぬ、近き山にて例の作法になし奉るも、むげに人すくなに、心ぼそき御ありさま、いと哀になん。など見えたる、御火葬の遺跡なるべし。

金原法華堂

土御門院天皇の御骨を藏奉給へりし御陵なり。山城國乙訓郡金が原村西北の山傍にあり、高さ

〔如意輪觀音〕六觀音の一、手に如意寶珠を持して衆生に福德を與ふと云ふ。通常の形像は黃色六臂なり。

〔文明〕後土御門天皇御宇の年號也。

〔仁治〕四條天皇の御宇の年號也。

〔元祿〕東山天皇の御宇の年號也。

〔方丈〕寺院の住持の居る所也。

〔東鑑〕五十一卷。治承四年より文永三年に至る鎌倉幕府の日記也。

〔增鏡〕十卷。後鳥羽院の御治世より後醍醐天皇の元弘三年までの事を記せり。世に水鏡、大鏡と併せて三鏡と稱す、著者一條兼良と云ひ、又冬良といふも不詳。

〔土御門院天皇〕御名爲仁、世に土佐院、又は阿波院と稱す。人皇第八十三代の天皇に在はして、後鳥羽天皇第一皇子、御母は承明門院源在子也

〔天福元年〕四條天皇の御宇也。

〔寛喜三年〕後堀河天皇の御宇也。

〔平戸記〕平經高の著にして、延應二年より仁治年間に至る記錄也。

〔仁治三年〕四條天皇の御宇也。

〔勘仲記〕後宇多天皇建治元年より伏見天皇永仁二年に至る凡そ十四年間の日記にして勘解由小路兼仲の著也

〔寛元元年〕後嵯峨天皇の御宇也。仁治四年二月二十六日改元。

五尺許、めぐり百二十丈許あり。陵上に大石二つ出たり、土人石塚とよぶ。法花堂は、古へ此塚上にありしと云傳へたり。此陵の東南なる畑、二町五畝ばかりの地の字を、金原寺跡とよぶ。これ金原寺の舊地なる由、廟陵考補遺にいへるがごとし。これ明月記、天福元年十二月十一日辛巳の條に承明門院、月來御二經營金原御堂一、纔被レ終レ功、依二明日供養一、咫尺今曉渡二御件所一、被レ奉レ安二故院御骨一、被レ立二此堂一、御遺誡云々とみえ、一代要記に、寛喜三年十月十一日崩、年卅七。月日納二御骨於西山金原御堂一とみえ、平戸記、仁治三年十月十一日庚申の條に、於二金原御堂一、自二昨日一被レ行二御八講一、承明門院昨朝入御、今日故土御門院御國忌也とみえ、勘仲記、弘安十一年四月廿日の條に、今日御即位ノ由、山陵使被遣也、金原正三位藤原朝臣基光、散位源朝臣長憲などみえたる、金原御堂の御舊跡にてあるべき。

御火葬所は、阿波國板野郡里浦撫養村にありといへり。其國人に就て尋ぬべし。

大原御陵

順德院天皇の御骨を藏奉給へりし御陵あり。山城國愛宕郡大原に在るべきを、今詳に知がたし。此御陵のこと、百練抄に、寛元元年四月二十八日甲戌、佐渡院御骨、康光法師奉レ懸レ首、渡二御大原一云々。五月十三日佐渡院御骨、今日奉レ納二大原御墓所一、於二岡崎殿一被レ始二中陰御佛事一、世人稱二卅箇日穢一とみえたるのみにて、其他の古書どもに委く記せるものを、いまだ見當らざれば、

法華堂とも、御石塔とも、圓墳とも、今慥に辨へがたし。一說に此御骨も後鳥羽院の法華堂に納奉給へるなりと云へれど、そはたゞ臆斷にて、慥に古書に見えたることなければいかにとも定がたし。又一說に、大原來迎院の奧なる古石塔を、此御陵ならむと考へいへる說ありしかども、是も久誠に動なき考とも定がたし。又近ごろ寶光院の東後なる廢地を、法華堂の舊地なりといひ、その東の山麓に圓墳あり、これ此御陵ならむなどいへる說も出たれど、いかゞあらん。後人よく考定奉てよ。

御火葬所は、佐渡國雜太郡竹田村眞野山にあり。御陵のうへに生たる松いと神さびたり。往古は、御陵もあらざりしを、延寶七年六月、此島の奉行、曾根五郎兵衛吉正、いたづらに荒れ果なんことを畏みて、五十間四方に土居を築き、堀を掘めぐらして、圍ひ奉りたりとぞ。これ平戶記、仁治三年十月六日乙卯の條に、早旦或者來告云、佐渡院、去月十二日崩逝云々、去夜飛脚到來云々、（下略）十三日御喪禮、衆皆被二御置一云々、有二御念願之旨一云々とみえ、一代要記に、承久三年七月二十日、下二向佐渡國一、仁治三年九月十二日、於二彼國一崩、御年四十六、同月十三日火葬とみえたる、御火葬の御遺跡なるべし。古書どもに、御陵の地を記したるものあらざれど、里人尊崇して、今日に至るまで、その御遺跡を失はざるは、いとたふときことなりけり。

〔來迎院〕大原村字來迎院村の東にあり、魚山來迎院と號す、天台宗也。

〔延寶七年〕靈元天皇の御宇也。

〔土居〕土を高く盛りて作れる垣也。

〔佐渡院〕順德天皇を申し奉る。御名は守成、人皇第八十四代の天皇に在して後鳥羽天皇の第三皇子、御母は藤原範季の女修明門院也。

〔飛脚〕倭訓栞に、善隣國寶記に古記を引きて、筑紫の飛脚來注に、急事使者曰二飛脚一と見えたり、續日本紀に脚夫と見えたり健歩と云ひ又急足と云ふ。

〔承久三年〕順德天皇の御宇也。三年を經て貞應と改む

陵

九條廢帝の御陵なり。葬奉給ひし所、古書にみえたることなければ、今何處とも考奉るべきよしなし。百練抄に、文暦元年五月廿日戊午、廢帝崩御、是佐渡院御子、御母榛東一條院也。增鏡承久亂逆之後、御二同所于女院〈九條殿〉御心勞之外無レ他、御年十七、未レ及二御首服一とみえ、增鏡に、年號かはりて、文暦元年といふ、承久の廢帝十七になり給へるも、五月二十日にうせ給ひぬ、いとわかき御ほどに、いといとほしうあたらしき御としなりかしと見え、類聚大補任に、天福二年五月廿日崩十七、終無二御元服一同二十三日辛酉葬などみえたれど、御葬所の事を記せる書をいまだえ見出ざれば、御陵を尋奉るに由なし。九條殿に御座ましゝに依て、其邊の古墳どもを思よせて、今伏見街道の塚木社の古塚などをとかく云へるも、猶當りがたきなるべし。

観音寺御陵

後堀川院天皇の御陵なり。山城國愛宕郡泉涌寺塔頭、來迎院東後の山にあり。高さ一丈二尺許、めぐり十丈許あり、後の方はから堀あり、陵上に松あまた生たり。此邊の山、今は來迎院の領山なる故に、字を來迎院山とはよべど、昔は觀音寺の山なりし由、寺僧も云傳へ、地理もさるべく思はるれば、諸書に葬二觀音寺一とみえたるによく合へりと、廟陵考補遺に說へるがごとし。

〔九條廢帝〕仲恭天皇を申し奉る。又半帝とも申す。御名懷成、人皇第八十五代の天皇に在して、順德天皇第四皇子、御母は東一條院也。

〔文暦元年〕四條天皇の御宇也天福二年十一月五日天變地妖に因て改元す

〔東一條院〕藤原立子也。後京極關白藤原良經の女にして、法名を淸淨觀と云ふ。

〔御首服〕御元服に同じ。

〔後堀河院天皇〕御名は茂仁と申す。人皇第八十六代の天皇に在して、高倉天皇の御孫、後高倉院天皇の第三皇子にして、御母は北白河院藤原陳子也。

〔北白川院〕藤原陳子也。法名は如律と申す。藤原基家の女にして後高倉院天皇の妃、後堀河天皇の御母也。
〔四條院天皇〕御名は秀仁と申す。人皇第八十七代の天皇に在して、後堀河天皇の第一皇子。御母は光明峰寺關白藤原道家の女藻璧門院藤原竴子也
〔後中記〕押小路中納言葉室資賴の著にして、仁治三年壬寅正月より十月までの日記也。
〔絲毛御車〕車の一種、色々の絲をもつて飾れる車を云ふ。
〔切懸〕物の間を仕切りて陰をするものを云ふ。庭などにては板垣の事を云ふ。

これ明月記、天福二年八月十一日御葬送の條に、今夕御路出北面中略、六條ヲ河原ニ出テ、如去年御路、最勝光院南ヲ觀音寺大路也、朝間御土葬儀云々とみえ、一代要記に、同十一日葬東山觀音寺傍、とみえ、編年集成、類聚大補任等には、たゞ葬觀音寺とみえたる、御陵にぞ當るべき。さて上に引たる明月記のつゞきの文に、萬事禮法甚以等閑定。又無御墓所沙汰等歟とはみえたれど、百練抄に、文曆元年九月十日丙午、故院五七日御佛事、北白川院御沙汰也、今日御隨身左近將監久淸、奉爲先院、於法華堂修小善、諸卿參會とみえ、また平戶記、仁治三年四月十六日の條に、後堀川院法華堂前山も、庭狹故被引候き、などいふことも見えたるにて思へば、此御陵にも、法華堂を建られたりしこと知られたるを、陵上に建られたりしか、又近傍の地に建給ひしか、今辨知がたし。

泉涌寺御塔

四條院天皇の御陵なり。山城國愛宕郡泉涌寺の後山に、西向に御座ます。御陵丘體なし、御標(しるし)には石にて作れる九重の御塔を安奉れり。これ後中記、仁治三年正月二十五日の條に、今夜四條院御葬禮、秉燭之後、寄絲毛御車於油小路南小門中略、五位六人乘松明先行、次御車、次公卿、經五葉辻入御泉涌寺畢、掘土構假屋、前立切懸爲門代、御前僧十二口參會、奉仕所作、放御車轅之後、役人等奉移御棺、此間公卿列居切懸外、左右府令立入近邊堂給歟、

奉レ納二御棺一之後、人々退出とみえ、古今著聞集に、十九日御入棺、二十五日御葬送なり、其夜泉涌寺のうへの山におさめ奉りて立歸る、人々の心のうちおしはかるべしとみえたる、御陵なるべし。然るに一代要記に、葬二月輪山一といひ、類聚大補任に、葬二觀音寺殿一といひ、同書にまた、御葬二送月輪山莊我禪坊一などみえて、異所なるがごとく聞ゆれども、我禪坊は泉涌寺開山の坊號、月輪は此わたりより西邊かけての山の名、觀音寺はその昔此邊の大寺にて、泉涌寺我禪坊などは其傍に在し坊なるからに、其時名高き觀音寺の名を以て書記したりしものなるべければ、その名こそは異(かは)りたれ、其地は實に泉涌寺我禪坊の邊にて、今ある御塔の所を云へるに違ひあらじとぞ思はるゝ。然るを、此御陵より三町許東の山に開山堂跡とよぶ處に古塚一つあり、是眞陵なりといへる說、近ごろ出たれど、さばかり東に依ては、月輪山觀音寺殿などいひがたき地なるべければ、一代要記、大補任などの文に合がたく、當時の御陵の所にては、よく合(かな)へるを、何ぞ強(あながち)に異所を覓めむ。

嵯峨殿法華堂 淨金剛院

後嵯峨院天皇の御骨を藏奉給ひし御陵なり。山城國葛野郡嵯峨天龍寺開山堂と雲居庵との間に法花堂の御舊跡あり、いにしへの淨金剛院の故址なり。これ文明三年親長卿記標紙の背にみえたる、後嵯峨院崩御記に、廿日未尅奉二荼毘一了。法親王、前右府尚中等、拾二御骨一納二銀壺一入二白絹

〔月輪山〕山城國京都市下京區今熊野町に在り。天皇の御陵十二あり、月輪十二陵と稱するなり。

〔後嵯峨院天皇〕御諱邦仁、法諱は素覺と申し奉る。人皇第八十八代の天皇に在して、土御門天皇の第七皇子御母は贈皇太后源通子也。

〔親長卿記〕甘露寺親長の著也、親長は後花園天皇の朝に仕へて權中納言に任じ、陸奧出羽の按察使を兼ね權大納言に至る、嘉吉以後難を諸所に避けて、文明二年京に歸りて、本書を著す、平生和歌を好みて自ら慰む、明應六年七十九歳にて卒す。

〔五代帝王物語〕一卷。後堀河天皇より龜山天皇に至る五代間の事を記したるもの也。

〔大宮院〕藤原實氏の女にて姞子と申す。後嵯峨天皇の中宮、寶治二年院號を賜ふ。

〔座主〕信濃、一山の寺務を總理する者の稱、後世は天台宗中延暦寺にのみ此の稱を用ふ。

〔吉續記〕吉田定房の著にして、龜山天皇の文永四年以後の日記也。

〔園太曆〕一名を園太記ともいふ、三十三卷あり、中園公賢の著にして南朝の時、朝家衰徵の有樣、盜賊濫行の事などを記せり

〔康永〕北朝光明天皇の御宇の年號也

袋、師中納言奉レ懸レ頸、即渡二御淨金剛院一とみえ、五代帝王物語に、御葬禮以下の次第の御事どもはてゝ、御骨は師中納言經任懸まゐらせて、法花堂建立のほど、まづ淨金剛院へいらせ給ふ。とみえ、編年集成に。文永十年三月十一日、嵯峨殿法華堂供養大宮院御造營御導師天台座主とみえ、吉續記、文永十年六月廿一日の條に、今日先院御骨遷二御法華堂一也、御殿御雁連レ之、入二法華堂內一人々可レ爲二卅日穢一とみえ、園太曆、康永四年八月八日の條に、傳聞、今日爲二葬星御祈一被レ發二遣山陵使、金原土御門院四條宰相、淨金剛院後嵯峨院園宰相など見えたる、淨金剛院法華堂の御跡にぞありける。さるは貞和三年にかける臨川寺領大井鄉界畔繪圖をみるに、天龍寺の北に淨金剛院あり、その西に雲居庵あり、その西に法華堂あり、これ後嵯峨院龜山院兩帝の法花堂、並在るなるべし。その北に六僧坊あり。六僧坊とは、法花堂に朝夕伺候して法花三昧を修する六口の僧の住坊なる故に、法花堂の北傍に在るなるべし、今按ふに、法花堂は淨金剛院の境內にあるべきを、その中間に雲居庵あるは、もと淨金剛院の地いと廣かりしかば、其境內法花堂の東傍の空地に、雲居庵を建たりしに依て、此圖には淨金剛院と法花堂と別境なるがごとくに見ゆるにこそあらめ。また山州名勝志に、後嵯峨院法華堂、嵯峨舊圖、在二淨金剛院西藥草院北一南棟門、北土門、土門北有二六僧房一龜山院法花堂、嵯峨小指圖、在二天龍寺雲居庵西一といひて、兩帝の法花堂別境にあるがごとくみえたれど、能々按ふに、然にはあらで、嵯峨舊圖は天龍寺雲居庵など建立あらざりし前代の舊圖にて、棟門土門ある法華堂御構の內に、龜山院の

法花堂も双べ建給ひたりしにて、別廓なりしにはあらじ。さる故に、嵯峨小指圖に、雲居庵の西にある由みえたるは、臨川寺界畔繪圖と全く同趣にて、法花堂の東傍に、雲居庵建たりし後の指圖なる故に、雲居庵の西に圖たれど、庵なき以前の嵯峨舊圖に據ていはゞ、淨金剛院の西にありて、其地の違ひたるにはあらざるなり。此故に、臨川寺界畔繪圖にも、たゞ法花堂と一所にかきて、兩帝別廓に御座ます趣は見えず。さてその舊圖に、法花堂の北にありといへる六僧坊は、應永卅三丙午年にかきたる嵯峨大繪圖にもみえて、その舊地、今も六僧坊と字によぶ所、天龍寺の北邊にあり。上の繪圖どもに據考ふるに、此六僧坊の南に、法花堂の舊地は必在べく思はるゝに、元祿十年十一月廿四日、天龍寺の書上に、淨金剛院龜山帝御骨藏所、當寺開山塔、今雲居庵也と記して、天龍寺の傳說にも、御骨藏給ひし淨金剛院法花堂跡は雲居庵開山堂邊の地なる由を云傳へたるに、此地すなはち六僧坊の南にあたれば、嵯峨古圖どもにも打合ひて、法花堂の舊跡なること、いよ〱分明に知られたり。然るに、今開山堂と雲居庵との中間に、ひとつは經藏、一つは舍利殿と稱へて、土藏造の堂ふたつ双立たり、經藏とはいへど、佛經も入れたらず、舍利殿には觀音の小像を安たり。寺僧の傳に、經藏は元祿十二年、舍利殿は寛延二年に再建したるなりとは云へど、もとの二法花堂の舊き壇地の故址などありしに據根きて、再建したりしものなるべし。然らずば、この開山堂選佛場雲居庵などの爲にはこよなく便あしき處なるに、由緣なく二堂を双立べき理なきことをよく思ふべし。さてかく法花堂の舊地にありて、

〔應永〕後小松天皇御宇の年號にして明德五年七月五日改元、三十四年(末十五年稱光天皇の御宇)を經て正長と改む。

〔天龍寺〕山城國葛野郡嵯峨村字天龍寺にあり。靈龜山天龍資聖禪寺と號す。京都五山の一にして、本尊は釋迦牟尼佛也。

〔經藏〕寺院にて經典ををさむる藏を云ふ。

〔觀音〕觀世音の略稱也。正しくは觀自在と譯す、菩薩の一にして、慈悲の大德を行ひ世人の其の名を稱する音聲を觀じて皆解脫を得しむ、忍辱柔和の相を有し、種々に形相を變ずと云ふ。

二堂の立双たるは、この後嵯峨院の御骨、龜山院の御骨を藏奉給へりし淨金剛院二法花堂の遺趾なるべきに、舍利殿としも稱へたる由緣ありけに聞えたり。此考は、廟陵考補遺の說に據根き、今又人々と考明せる趣になむ。

御火葬所は、同じ嵯峨殿（また龜山殿ともいふ）の舊地、天龍寺方丈の後山にあり。西東八丈許、北南八丈許あり、丘體なく、只小石を積圍らしたる中に、櫻の古木生たり。これ續棻大補任に、文永九年二月十七日、太上皇崩ニ於嵯峨藥草院一奉レ葬レ之とみえ、增鏡に、院のうちくれふたがりて、やみにまどふ心ちすべし。十八日（二月なり）に、藥草院におくり奉り給ふとみえたる、御火葬所の御舊跡にて、此處いにしへ藥草院のうへに當れり。そは山州名勝志に、藥草院嵯峨舊圖、在ニ龜山殿北、壽量院西、法花堂南一、東西十三丈、南北三十五丈云々と云ひて、藥草院は法花堂の南方にありし趣みえたれば、今天龍寺方丈の地わたりに當り、その上方すなはち此御遺跡なれば、藥草院に葬とは、必その院內に葬奉れるにはあらで、その域內の地をいへるなるべし。たとへば淨金剛院の法花堂といへるも、淨金剛院の建物とは遙に隔りてその中間に、後は雲居庵など建つばかりなる餘地ありしがごとく、此藥草院の御葬所も、院の建物とは隔りて、上方の地にあるべきことを推知るべし。されば今この處ぞ此帝の御葬所なるべきを、中ごろ申誤て、龜山院の御葬のごとく云ならへるものなるべし。（龜山院の御葬所は猶この西方に御座ますなるべし。）

〔嵯峨殿〕後嵯峨上皇、壇林寺の廢墟に創立せられし宮殿なり、建長七年遷御せられ、龜山上皇亦これを承けて仙洞と爲し給へり。

〔文永九年〕龜山天皇の御宇也。弘長四年二月二十八日改元す。十一年後建治と改む。

〔龜山院〕龜山天皇也。御名は恒仁、法諱は金剛源と申し奉る。人皇第九十代の天皇に在して、後嵯峨天皇の第三皇子、御母は大宮院、實氏の女也。建長元年五月御降誕、八月親王宣下、正嘉二年八月後深草天皇の皇太弟に立たる。正元元年十二月御卽位、在位十五年也。

深草法花堂

後深草院天皇の御骨を藏奉給へりし御陵なり。山城國紀伊郡深草安樂行院の内にあり。此院もと深草殿の御舊地にて、境域いと廣かりしかども、年久しく退轉して、法花堂のみ殘れりしを、寛文二年に空心といふ僧、今の敷地のごとく再建したりしなり。今安樂行院の古圖を檢るに、此院の敷地、西東百四十四間、北南六十二間、南方に十輪院屋敷、眞珠院屋敷など、末寺の廢地あり。その西に車宿あり、その北に萱堂屋敷今も田の字にカヤン堂とよぶ所ありあり、その萱堂と車宿との間を、西東へ通りたる路を、古櫻馬場と云ふ。その路の北に御骨堂これ深草の法花堂なりあり、南面に鳥居あり、鳥居につゞきて、四面に釘貫を立たり。その外構、西東三十八間、北南廿四間あり、その東に圓塚をかきて、般舟院屋敷と注したり。その北東みな安樂行院方丈屋敷あり。今按ふに、此の圖は年久しく廢絶したりし法花堂の舊地を尋ねて、後陽成院御納骨の時、假に御骨堂とて、再建し給へりし時の圖なるべくぞおもはるゝ。さるは、藏人右少辨俊方朝臣延寶八年八月十九日記に、深草安樂行院治二御骨一骨堂も、後陽成院崩御之時分出來云々、とみえたるに、皇年代略記に、後陽成院御納骨の御事を、奉レ納二御骨於深草法花堂一と記したるにて、安樂行院御骨堂は、すなはち、深草法花堂なることを知るべし。さて、今ある御骨堂の在地は、寛文二年に、安樂行院再建の時、いたく東へ引寄りたりと思はれて、般舟院塚に、いと近く双びたるは、古圖のさま

〔後深草院天皇〕御名は久仁、法諱は素實、常盤井殿、又富小路殿とも稱し奉る。人皇第八十九代の天皇に在して、後嵯峨天皇の第二皇子、御母は大宮院藤原姞子なり。

〔寛文二年〕後西院天皇の御宇也。

〔車宿〕中古貴族の邸宅門内に、輿車を納れ置く爲めに設けたる建物なり。中門の外に在りて車にて來る客人あれば、牛を外して車を引入れおく所也。また、自らの車をも常に引き入れおく所なりと云ふ。

〔皇年代略記〕一卷天神七代地神五代より後陽成帝に至る皇年代記也。

と違ひたり。されども、今は此院の境地狹少にて、古圖の狀にも復(かへ)すべきこと難し。そもそも この深草法花堂は、この後深草院の御骨を藏奉給はむ料に造立給へりしを始にて、その後伏見院の御骨も、御中陰記に、午尅事了之間、以二御骨一奉レ懸レ頸、奉レ納二後深草院法花堂一とみえて、御拾骨了て、すなはち此法花堂に納奉給へりし趣にて、別に法花堂を御造立のこと見えず。後伏見院御骨も、皇年代私記に、安二仙骨於後深草院法花堂一とみえ、また園大暦、康永四年八月八日の條に、發二遣山陵使深草一（後深草伏見後伏見御同所）とみえて、同法花堂に納奉給ひ、後光嚴院御骨も、崩御記に、同三日御骨ヲ當寺ノ僧ノ沙汰ニテ拾奉ル、藤中納言頸ニカケテ深草ノ法花堂ニヲサメテ、泣々京ヘゾ歸給ケルとみえ、應安七年二月保光卿記に、三日己亥晴、今日御拾骨、卽藤中納言卿（忠光）奉レ懸レ頸、奉レ收二深草法花堂一とみえて、是又別に造立の日數なければ、在來れる法花堂に納奉給ひしこと明白なり。また後圓融院御骨も、皇年代私記に、奉レ納二御骨於深草法花堂一如二代々一とみえ、また稱光院の御骨も、薩戒記目錄に、正長元年七月廿九日御葬禮事、八月四日奉レ渡二稱光院御骨奉於深草一事とみえ、皇年代略記に、七月卅日御拾骨、八月四日中納言經成卿懸二御骨一奉レ納二於深草法花堂一などみえて、是又別に法花堂御造立のこともなく、後小松院御骨も、御葬禮記に、抑今日御拾骨也（中略）日野新中納言入二仙骨於御手匣一奉レ懸レ之納二深草法華堂一とみえ、また後土御門院御骨も、明應九年和長卿記に、十一月十二日壬戌、今朝卽御收骨儀也、上卿甘露寺中納言、卽有二分散儀一、一分如レ例、上卿持レ之、奉レ籠二深草法花堂一とみえ、その注

〔午尅〕晝十二時也

〔仙骨〕後伏見天皇の御遺骨を申す。

〔後光嚴院〕御名は彌仁、法諱は光融と申し奉る。北朝四代の天皇に在して、光嚴天皇の第二皇子、御母陽祿院藤原秀子也。在位十二年也。

〔稱光院〕御諱は實仁、法諱を大寶壽と申す。人皇第百一代の天皇に在して、後小松天皇第一の皇子、御母は日野資國の女光範門院資子也。

〔薩戒記目錄〕中山大納言定親卿の著にして、其の著作薩戒記の目錄を別に刊行せしもの也。收むる所は原書と同じく應永二十五年より嘉吉二年に至る。

に、此法花堂、昔者安樂行院内一堂也、於二本院一者久退轉、此一堂相殘許也とみえて、此時既に安樂行院は久く退廢して、たゞ法花堂のみ殘在りしとみえたり。次に後柏原院御骨も、大永六年二水記に、五月四日巳剋、源宰相中將懸二御骨於肩一奉レ收二深草一云々、僧衆請取收レ之仍不レ見二其所一云々とみえたるは、明應まで殘在し、法花堂もはやく此十年許の間に荒廢して、たゞ其御遺跡のみなりしに依て、僧衆の請取て、其所を見せ奉らざりしものなるにか。次に後奈良院の御骨も、弘治三年記に、十一月廿五日卯剋御拾骨也、廣橋大納言國光卿懸二御骨於頸一納二于深草安樂行院一とみえ、同御拾骨記にも、傳奏ハ卽直ニ深草安樂行院ニ御骨奉納也ともみえたるは、今にては法花堂も安樂行院もたゞ遺跡のみなるに依て、安樂行院の名をもて記したるものなれど、猶かの法花堂の御遺跡にこそ御骨は納奉けめ。次に正親町院の御骨のこと、委く書どもに見當らざれど、前御代々の御例、また後の御代の例によるに、必この深草法花堂におはしましゝ事疑なし。次に後陽成院の御骨も、例のまゝに深草法花堂におはしましゝ由は、皇年代略記に、元和三年九月廿日、奉レ葬二泉涌寺一翌朝奉レ納二御骨於深草法花堂一とみえたるは、此時久しく退轉したりし法花堂の御舊跡をもて興し給ひて、上に引出たる安樂行院古圖のごとく、御骨堂を形ばかり再興し給ひて、御骨を納奉給ひしことを、皇年代略記には、深草法花堂に納奉ると記したり。されば大永六年の御收骨より、この元和三年御再興まで、九十年許のほどは、法花堂は荒廢したりしなるべけれど、荒廢ながらに、幾度も御骨を納奉りて、御大切なる御遺跡にてありければ、

〔後柏原院〕御名は勝仁と申す。人皇第百四代の天皇に在して、後土御門天皇第一皇子、御母は贈皇太后源朝子也。
〔大永六年〕後柏原天皇の御宇也。
〔二水記〕鷲尾隆康著、著者の記錄にして、後柏原天皇の文龜四年より、後奈良天皇の享祿五年に及べり。
〔傳奏〕親王、攝家諸社寺及び武家等の奏請を、天皇上皇に傳奏することを掌る役也。
〔御陽成院〕御名は周仁と申す。人皇第百七代の天皇に在して、陽光院誠仁親王の第一王子御母は新上東門院藤原晴子、內大臣晴右の女也。

元和再興の時までは、正しく其所知られたりしものなる故に、目圖に圖したるがごとくに再造し給ひしものなるべし。さてそのもとの法花堂は、上に書どもを引て述へるがごとく、後深草院御納骨の料に造立ありしより、次々に其御堂に納奉給ひて、また法花堂を別に立給へりし趣見えざるにて、此十二帝の御骨はみな同じ法花堂におはしますことを知つべし。然るに山城名跡志に、古老曰、東方今眞宗院ノ地ニ至テ、古當院ノ地ナリ。近世立二眞宗院一、彼院今中門所ニ有、塚崩掘ルニ、土中ニ有二石槨一、形六角、以二六枚截石一双作處也といひ、又元祿十一年六月、眞宗院龍空が書上げに、眞宗院山ヨリ石槨ノ掘出候事、四十餘年以前之儀ニ御座候。田里之助右衛門ト申者、其所ヲ耕候節、不圖八角之石槨ニ掘當リ、蓋ヲ開キ見申候へ者、其儘致二腹痛一相果申候。其後四五人寄候而掘出候へ共、其者共モ不思議之事有レ之候由。石槨之内ニハ何モ無レ之、物之ヒツキタル樣ニ相見申候。眞宗院ハ後深草院御建立之地ニテ、陵モ有之歟ト、古ヨリ申傳候。右之石槨掘出候處ハ、佛殿西方之角之由申候。右之石槨ハ方々ヘ散在仕リ、當寺ニハ無二御座一候など云へる處を、後深草院、伏見院、後伏見院三帝の法花堂の跡ならむといふ說あれど、其次の後光嚴院御納骨の時も、別に法花堂を造立給ひたること、書どもに見えず。其次々御代々もみなこの同じ法花堂に納奉給ひし趣にみえて、法花堂二所に在りしこと更にみえたるものなければ、深草法花堂はもとより一所にて、後陽成院の御納骨の時に再建し給ひし御骨堂の所こそ、猶昔時の法花堂の御跡にてはあるべけれ。此所は黑川道祐の天和三年の紀行に、

〔元和〕後陽成天皇の御宇の年號也。

〔山城名跡志〕二十一卷。大島武好の著にして、山城國の名所古蹟を記したるもの也。

〔眞宗院〕圓福寺也京都市四條坊門の南京極、舊は室町三條坊門の南圓福寺町に在りき。淨土西山派深草流の本寺也。

〔伏見院〕御名は凞仁、法名を素融と申し奉る。後深草天皇の第二皇子に在して人皇第九十二代の天皇也。御母は藤原愔子也。

〔後伏見院〕御諱は胤仁、法諱は初め理覺後ち行覺と改む人皇第九十三代の天皇に在し伏見天皇の第一皇子御母は藤原經子也。

安樂行院云々、先年拜趨セシ時ハ、古木陰森トシテ、殊勝ノ體、靈神如レ在ニ其内一、今再來則伐ニ古木一建ニ小堂一、實ニ本意ナキ事ニ思ヒ、淺間敷覺ユとみえ、山州名勝志に安樂行院在ニ眞宗院西北森内一、古木陰森、法花堂在ニ外門内東方一とみえ、安樂行院再建の時の地圖にも、境内檜杉松等の大木ども數多双立たる由記し、古より禁裏の御骨所と申て、里人どもゝ謹みて木を伐らずて傳はりし處にて、今も安樂行院の西ノ地の字を骨堂前とよぶなり。かの眞宗院のかたは、たゞ八角の石棺出しのみにて、其棺内に御骨壺ありしにもあらず、もとより法花堂は一所なりし事、上に辨へいへるごとくなれば、御骨堂の遺を除きて、又外に法花堂の御遺跡あるべくも思はれず。さて又此御堂の東邊に、般舟院とよぶなる圓塚は、伏見院の御火葬所かとも思はるれど、猶さにはあらで、然るべき法花堂には、其傍にまた小塚を築置こともありつるかと思はるゝ事（平戸記、明治三年四月十六日）あり、猶廣く考ふべきことなり。

御火葬所は、同じ紀伊郡伏見椥木濱の北方、元材木町松林院の東後、荒地の内にあり。高さ（八歟）尺許、めぐり十二丈許あり。陵上竹生茂り、古松一株生たい。此處は、山城志に、伏見殿在ニ椥木濱一、一名伏見ノ離宮、又舟戸御所とみえたる、伏見殿の舊地にて、これこの御葬送のことを、增鏡に、はるかに程へてぞ、御車に奉りて、伏見殿への御おくり（葬送）もせさせ給ひ候事と見えたるごとく、伏見殿にて御火葬にし給へりし御遺跡の御陵にぞあるべき。寺僧の說に、後崇光院の御陵なる由申傳へたれども、させる證據もなく、又御陵の大なる體も相合ひがたきなるべし。

〔安樂行院〕山城國紀伊郡深草村にあり、菅原和長の記に、本院は久退轉此一堂相殘計也とあれば、此頃既に廢頽せしと見ゆ、其後再興せしも又荒廢し、寛文中僧空心再興すと云ふ

〔山城志〕十卷、並河永の著、「日本輿地通志」畿內部六十一卷の内にして其第一卷より第十卷に至るもの也。全編漢文にて記せり。和歌を引用せる所には所謂萬葉假名を用ひて體を成す。

〔後崇光院〕御名は貞成、法諱は道欽と申す。崇光天皇の御孫、有栖川榮仁親王の第二王子御花園天皇の御父君也。

〔師錬〕俗姓は藤原氏、父は左金吾校尉也。虎關と號し後ち本覺國師の號を賜ふ。
〔闍毘〕荼毘也。
〔南禪寺〕瑞龍山と號し、山城國京都市上京區南禪寺町に在り。
〔顧命〕君王又は貴人の死後の事の依託を云ふ。
〔黃門〕中納言の唐名也。
〔注進案〕事變を上申するの案也。
〔禪林寺〕來迎山と號し、山城國京都上京區南禪林寺町に在り。世に永觀堂と稱し、初めは無量壽院と號せり。
〔濫觴〕物事の初めを云ふ。
〔大宮仙院〕後嵯峨天皇の中宮藤原姞子を云ふ。

龜山殿法花堂　淨金剛院

龜山院天皇の御堂を藏奉給ひし御陵なり。山城國葛野郡嵯峨天龍寺開山堂と雲居庵との間に、淨金剛院法花堂の御舊跡あり。西方なる舍利殿壇地や、この御陵には當るべき。此事、嵯峨殿法花堂の條に、委く辨へたるがごとし。これ增鏡に、御骨もこの院に法花堂をたてさせ給へば、龜山院とぞ申べかめる。此院とは、龜山院にて、法花堂は、その北淨金剛院の境地に造立給ひしなれど、その淨金剛院も、もと嵯峨殿とも、龜山殿とも云へる、院の内に建給ひし一院なるが故に、淨金剛院に建給へることをも、ひろく此院とは書るたりと見え、僧師錬のかける、文應皇帝外紀に、闍毘後、藏二仙骨於三所一、淨金剛院これ增鏡にいはゆる。此院に法花堂をたてさせ給へばといへるは、此淨金剛院のこと也南禪寺、金剛峰寺、且順二顧命一也、黃門侍郎藤賴藤主二喪事一於二淨金剛院一分二仙骨一納二五靑瓷一二瓷留二淨金剛院一、南禪金剛峰各一とみえたる、淨金剛院法花堂の御遺跡にてぞあるべき。さて淨金剛院の外に、御分骨ありし二所、紀伊國高野山金剛峰寺のことは、いまだ尋奉らず。瑞龍山南禪寺南禪院御遺跡のことは、元祿の注進案に、南禪寺方丈ヨリ卅間程南ニ、法皇ノ御所、南禪院ノ舊跡アリ。夫ヨリ南ノ上段ニ、御骨藏ル多寶塔ノ跡アリとみえて、この南禪院の南の山腹にある多寶塔跡を、御分骨の御遺跡の如くいへれど、應永廿年にかける南禪寺ノ記をみるに、南向有二天授之塔一、塔上東嶺曰二羊角一、有二鐘樓一曰二天銘一云々、嶺之東乃文應之帝祠也。帝嘗以三其在二禪林寺之南一額レ焉曰二南禪院一、此寺之濫觴也。祠南有二一塔一、注に本尊釋迦、塔樣多寶、四周繪二法華說相一。大宮仙院御骨閟二藏其下一

と記して、この多寶塔跡は、大宮女院の御骨の藏りたる御塔の御遺跡にて、龜山帝御分骨の處にあらず。さらばその御分骨の所は何處ならむと考ふるに、南禪寺記にいはゆる帝祠とさせる所にて、今この法皇の御影像を安奉れる御骨の事に當れゝど、今の御堂は、元祿十四年に南禪院再興の時、礎石敷瓦など出し御舊地は、山岸近くて、地利宜しからざるにより、西北の方によせて、今の地に建てるなれば、今ある御堂の下などにはさるべき御遺跡あるべくもあらず。其御舊跡ならむと思はるゝ地は、南禪院封疆圖によるに、東南の山下にありて、礎石敷瓦など現存したる小圖もあり、又其時江戸なる僧錄司へ遣し、書牘などもありとて出せるなかに、元祿十二年十二月の狀に、南禪院封疆繪圖申付進呈候、先頃池之濕拔縱横ニ溝爲レ掘申候處、東之方山下ニ緣石敷瓦掘當リ申候。緣石之所一段高ク相見候ニ付、土除申候處、二間ニ二間半之間、所々敷瓦在レ之、小礎盤顯申候云々とみえ、同十三年四月の狀に、南禪院之儀、先書申上候通、古道場之遺跡へ掘當リ候故、春以來云々、礎盤石壇敷瓦等、堂之舊跡と相見申候。則其通繪圖仕り、間數等書付指下申候。一東南之方壺一箇掘出申候、指渡二尺四五寸許之大壺ニ而御座候、大半破却、土泥充塞、中々樣子知不申候ニ付、泥取退見申候得者、壺之底、火化之骨董大分收有レ之、誰人墓所とも曾相知不レ申候。其近邊石塔之破石數多有之候へ共、墓誌一圓相見不レ申候。右之遺骨、別ニ設一壺收置申候、隨分麁末に成不レ申候樣ニ念入申候とあり。或人云、一山語錄に付したる一山行記を按ふるに、一寧一山の墳墓のことを、勅龜廟側創ニ一塔一、書ニ法雨額一賜

〔帝祠〕天皇の祠也

〔僧錄司〕足利義滿の時、始めて置ける職と云ふ、法儀を掌り僧事を錄し論事を決斷す、京都の五山にありしも、德川幕府に至りて京の南禪寺の金地院を江戸に移して其事を掌らしめしが、後に寺社奉行を置きて之を廢せり。

〔緣石〕まはりの石を云ふ。茲は陵の周圍の石也。

〔火化〕荼毘と云ふに同じ。

〔墓誌〕墓石に其の死者の事跡を書き記したる文、又は金石に死者の事跡を記して其の墓側に埋むるもの也。

〔龜廟〕龜山天皇の御陵を稱す。所在は前に出でたり。

〔後宇多上皇〕御名は世仁、法諱は金剛性と稱し奉る。人皇第九十一代の天皇に在して、龜山天皇の第二皇子御母は藤原佶子也

〔一寧一山〕宋國台州胡氏の子、一山は其號也、弘安四年元の兵我邊境を侵して悉く破るゝや元主野心止まず一寧を間諜として來らしむ、後ち許されて巨福寺の主となり、次で圓覺淨智の二寺に移る寂後國師號を贈らる。

〔切岸〕切りたてたるが如く聳えたる崖也。

〔天龍寺〕山城國葛野郡嵯峨村字天龍寺にあり。京都五山の一にして、天龍寺派の本山也。

レ之、又贊二其像一曰、宋地萬人傑、云々、其爲二人主一被レ崇如レ此、門弟子分二塔于玉雲一と見えて、後宇多上皇勅して、此龜山院御分骨の御廟の側に、一塔を造て、一寧火化の骨を藏しめ給へるに、その門弟子等骨を分て玉雲庵に藏て、其木像を安じたるといふことにて、その石塔の破石といへるは、側一塔とみえたる一塔の破石なるべく、火化骨董は、勅に依て龜廟の側に一塔を削て藏しめ給ひし一寧一山の墓所に當り、古道場の遺跡といへるは、行記にいはゆる龜廟の遺址にて、その敷瓦の中央に、三尺四方に圍みたる處ぞ龜山帝御分骨の藏らせ給へる御遺跡にやあらむといへり。今封疆圖に據て、その古道場跡の積土を取除みるに、實に礎石敷瓦またその中央に三尺四方に圍みたる處、圖のごとく正敷存りて、その四方なる中に、自然石三ツ四ツ土中に見えたり。これ或人の云へるがごとく、御分骨の藏り給へる御在所にて、礎石敷瓦はその御堂の遺物にぞあるべき。もし此處を非なりとせば、この南禪院封疆内に御遺跡ある處、又此外にあらざることは、元祿再興の時の數通の書牘どもにて、分明に知られたるをや。さて今ある御靈舍も、元祿にこの礎石敷瓦ある御舊跡に再建すべき議なりしを、其時の書狀に、東方切岸にて、濕氣多御座候間、西へ寄り候程、宜可レ有レ之樣に存候、池を埋候儀は、除土多候故、造作不レ參事に御座候といへることにて、今のごとく西へよせて、遺跡にあらぬ所に建たりしものなることも又知られたり。御火葬所は、葛野郡嵯峨天龍寺方丈の後山なる、後嵯峨院御火葬所の西のかたにある、是なるべし。この陵も、小石もて圍みたる中に、老藤まとひたる櫻の古木あ

〔嘉元〕後二條天皇の御宇の年號也。
〔御わざ〕法事也。
〔よそほしかりつる〕よそほひうるはしかりし意也。
〔元亨四年〕後醍醐天皇御宇の年號也
〔大覺寺〕山城國葛野郡嵯峨村大澤池の西に在り。元、嵯峨天皇の離宮なりしが、天皇位を讓りて後、貞觀十八年淳和天皇の皇后の請により、佛寺となし大覺寺と號せり。
〔雍州府志〕十卷。黑川玄逸の著にして山城國の地誌也
〔大應國師〕名は紹明、南浦と號す、駿河安部の人也、宋に入り徧く諸方を歷問して歸朝す後ち建長寺の主となる。

り。これ増鏡に、嘉元も三とせになりぬ、萬里小路の法皇また御なやみとて、龜山殿へうつらせ給ふ中略。九月十七日に、御わざの事せさせ給ふ中略。うへの山まで御供せさせ給ふ、よそほしかりつる御ありさまも、いと程なく、たゞ時のまの烟にてのぼり給ひぬれば、たれもたれも夢の心ちして中略、かねてより山道つくられて木草きりはらひなどせられつれど、露けさぞわけむかたなきとみえたる。御火葬所は、この御陵にぞあるべき。然るを、寺僧の說に、東なるを此帝の御陵とし、此御陵を後嵯峨院皇子の御墓ならむといへるは、後嵯峨院の御陵のことを云傳へ誤りて、西東をさへ又誤たるものなるべし。皇子を此地に葬奉りしこと、古書にみえたることなし。

蓮華峯寺御塔

後宇多院天皇の御陵なり。山城國葛野郡北嵯峨の山麓字を蓮花峯寺とよぶ處に、里人の八角堂とよべる、二間四方の御塔の內に、五輪の御石塔あり。今は四角の御堂なれども、もとは八角の御堂なりしと云傳へたり。これ皇代記、皇年代私記等に、元亨四年六月廿五日、崩於大覺寺、同廿八日葬蓮華峯寺傍山とみえたる、御陵にて、大覺寺宮より世々尊崇し給ひ來りて、疑ひなき御陵なるを、雍州府志廟陵記などに、五智山蓮華寺の山なる、石不動像が安置せる古墳を、此御陵ならむといへるは大なる誤なり。また同郡安井村龍翔寺舊地に、大應國師の骨塔と双立たる御石塔は、此帝の御髮を藏奉りし御塔にて、御陵にあらず、後人迷ふべからず。

〔文保元年〕花園天皇の御宇也。正和六年二月三日大地震に因りて改元す。二年を經て、後醍醐天皇天應と改め給ふ。
〔山作所〕山陵也。
〔丑尅〕今の午前八時に相當す。
〔大納言〕「オホイモノマウシノツカサ」とも訓む又亞相とも御史大夫とも云ふ納言とは言を納るゝ義、下の言を上に納れ、上の言を下に宣る也太政官の次官、天皇に侍從し、庶政を參議し、宣旨を奏し、侍從を献替し、大臣缺せざる時は、代つて政務公事を奉行す。
〔荒垣〕粗雜に作りし垣也。
〔一向〕眞宗也。

深草法華堂

伏見院天皇の御骨を藏奉給ひし、法華堂の御遺跡、いま深草安樂行院の内にあり。これ此御骨のために、別に御堂を建給はず、後深草院の法華堂に藏奉給ひしこと、御中陰記に、文保元年九月四日、今日有二御葬禮事一中略、御火葬五日午尅事了之間、以二御骨一奉レ懸レ頸、奉レ納二後深草院法華堂一とみえたるがごとし。御火葬所は、同じ深草にあるべきを、今詳ならず。御中陰記に、文保元年九月四日天晴。今日有二御葬禮事一山作所深草也、一向上人沙汰云々。御火葬中略、丑尅奉レ入二深草殿一五日、今曉前大納言經親卿於二深草一出家法名淨空、卽直參二御荼毘所一午尅事了之間、以二御骨一奉レ懸レ頸云々とみえ、文保凶事記に、九月四日、今日御葬禮也。又遺詔被レ奏レ之。至二山作所一、御車於二御車鞦一引二入荒垣中一、此間事一向僧沙汰也云々とみえ、皇年代私記に、同四日火二葬深草一など見えたる御葬所なり。さて今つらつら考ふるに、深草鄕の内、伏見街道筋遶橋六町目より一町許西のかたなる、田の字に陵（みさゝぎ）とよべる地あり。その南傍に、御所の垣内（かいと）とよべる地もあり。それより一町許南に、車塚とよべる小塚もあり。此事はやく山城名跡志、草山志などにも、書出たれど、何帝の陵といふこと知がたしと云へり。かく御所ノ垣内（かいと）などよべるにて思へば、御中陰記にいはゆる、深草殿の御舊地にて、陵（みさゝぎ）とよべるは、すなはち此御火葬の御陵跡にはあらざる歟。安樂

行院も、もとは深草殿とよべれど、法花堂を建給ひし後、度々御幸などあれば、その境域にて御火葬し給ふべくも思はれず、又般舟院塚をこの御火葬所にあらしかとも思はるれど、猶よく思ふに、般舟院塚は、深草法花堂に所緣ある小山にて、平戸記にいはゆる、大原法花堂前の小山の類なるべくぞ思はるゝ。さてむかし深草殿伏見殿などよびたるは、必一所にかぎらず、伏見の地にある御所をば、上なるも下なるも伏見殿とよびしが如く、深草の地にあれば、東なるも西なるも同じ名によべりしにて、此御所内垣わたりも深草殿と申にて陵(みさゝぎ)とよぶ處や、御火葬所の跡ならむか。博古の君子よく考訂してよ。

深草法華堂

後伏見院天皇の御骨所、別に御堂を建給はず。後深草院法花堂に藏奉給ひしなり。今深草安樂行院の法花堂、その御遺跡なり。これ皇年代私記に、延元元年四月六日、崩二於持明院殿一。同八日葬二於嵯峨野一、安二仙骨於後深草院法花堂一とみえ、園大曆、貞和四年四月六日の條に、今日後伏見院十三回御忌辰也、幸二深草法花堂一云々、澄俊法印御導師云々などみえたるがごとし。猶上に後深草院法華堂の條に、委しく述たり。

御火葬所、山城國葛野郡嵯峨野にあるべきを、今詳ならず。これ上にも引出たる皇年代私記に、同八日葬二於嵯峨野一とのみ見えて、其他の諸書に見當らず嵯峨野の何處許ならむとも考がたし。

〔般舟院〕山城國京都今出川通千本東舊は伏見に在りて般舟三昧院と號したり。初め康和年中藤原基頼、寺を深草に創建し、安樂行院と云ふ、文明三年伏見の指月に移し、今の名に改めしもの也。

〔持明院殿〕山城國京都上立賣の北新町の西、今安樂小路にあり、始め藤原基家の第にして其後數帝ゝ仙洞となり、後に寺となり安樂光院となる

〔忌辰〕回忌也。人の死したる後、年毎にまはりくる其の月の其の日、その一年目を一回忌又は一周忌と云ふ。茲は後伏見院天皇の御崩御あられしより十三年目也。

たまへ/\看聞御記、應永廿七年二月十日の條に、早旦御堂巡禮次、後伏見院御廟參燒香申、須臾歸有二盃酌一云々、其後釋迦堂法輪寺參詣歸了又一獻とみえたるも、この嵯峨野なる御葬所の御事とは伺はるれど、猶その御在所の慥に委く伺はれぬぞ、いと畏く悲しき。

北白川陵

後二條院天皇の御陵なり。山城國愛宕郡白川村の西の田中にあり、字を泓塚とよぶ。高一丈許、めぐり廿四丈許あり。これ皇代記に、德治三年八月廿五日、崩二二條高倉皇居一、同廿八日奉レ葬二北白川殿一とみえ、一代要記に、自二二條高倉御所一奉レ渡二北白川殿一とみえたる、北白川陵なる由、舊くより云傳へたるがごとし。此御陵の西南に車塚とて、高さ七尺許、めぐり十丈許なる古墳在るは、此帝の皇子にて、後醍醐天皇の皇太子ときこえ給ひし邦良親王の御墓なるべく、考奉らるゝことあり。そは皇年代私記に、正中三年三月廿日、皇太子邦良薨年廿七とみえ、增鏡にやよひの初つかたより、春宮れいならずおはしまして、日々に重らせ給ふ。三月廿日つひに淺ましくならせ給ひ、宮のうち火をけちたる心ちして、まどひあへり。さてあるべきにあらねば、常の行啓のさまにて、先帝のおはしましゝ北白川殿へぞ入奉らせ給ひぬる。土用のほどにて、しばしかしこにおはしますさへ、いとかなしとみえたるは、土用には土をいろはぬ例なれば、土用を過して、北白川殿に葬奉給へる由ときこえたる、その御墓にぞ當らせ給ふべく思はれたり。

〔應永廿七年〕後小松天皇の御宇也。
〔法輪寺〕御井寺とも三井寺とも云ひ大和國生駒郡富鄉村大字三井に在り眞言宗東寺末也、本寺の創立に二說あり、一は推古朝とし、一は天武朝以後とす。
〔後二條天皇〕御諱を邦治と申し奉る人皇第九十四代の天皇に在はし、後宇多天皇の第一皇子、御母は西華門院源基子也。
〔德治三年〕後二條天皇の御宇也。
〔邦良親王〕木寺宮と稱し、後二條天皇第一皇子也。
〔正中三年〕後醍醐天皇の御宇也。
〔火をけちたる〕火を消したる也。
〔いろふ〕いぢる也

十樂院上陵

花園院天皇の御陵なり。山城國愛宕郡粟田山靑蓮院宮御構内の東南のかた、字を上坊(かんのばう)とよぶ竹藪の艮の上方にあり。高さ一丈許、めぐり十二丈許あり。陵上古松四株生ひたりしが、一株は先年折て今は三株存(のこ)りたり。これ園大曆、貞和四年十一月十三日の條に、傳聞法皇御葬禮今日也、太子堂長老上人沙汰之御平生叡慮云々、正親町大納言公蔭寄二御輿一、一向聖沙汰也、於二御佛事一者花園寺、（兼日疑二法華堂一被レ立レ之未レ成二御風功一云々。）可レ有二沙汰一云々とみえ、同書に引載給へる、慈嚴僧正記、同十三日の條に、御葬禮一事、以二上聖人沙汰一也。仍先幸二太子堂一、是内御幸之儀也。御輿也雲客少々供奉云々。從二彼堂一一向爲二聖人沙汰一於二十樂院上山一、構二山作所一奉レ葬レ之云々。山佛事等、悉依二御遺命一、於二彼堂一被レ修レ之、仍於二萩原殿一者無二御中陰之儀一などみえたる、十樂院のうへの山の陵ぞ、これには御座ますべき。そもそもこの十樂院は、門葉記抄に、十樂院在二大谷一とみえ、その大谷は、今の知恩院わたりの地にて、其地は今も靑蓮院より引つゞきたる地にて、昔は此宮の御敷地なりしといひ、その地はもと十樂院なりしを、靑蓮院宮御傳領の後、追々造加へ給ひて、大厦の構へとなりて、かの雍州府志廟陵記などにいへるがごとく、十樂院者靑蓮院之別號也といへるやうにも成たるものとぞ思はるゝ。されば、今この御陵の地は、いにしへは域外にて、十樂院のうへの山に當りたり。又かの園大曆、慈嚴僧正記などにみえたる太子

〔花園院天皇〕御名は富仁と申す。人皇第九十五代の天皇に在はし、伏見天皇の第三皇子、御母は藤原季子也

〔艮〕東と北の間也

〔雲客〕雲のうへびと、卽ち殿上人也。

〔萩原殿〕建武二年十一月、花園天皇薙髪して入御あらせられし御殿也。

〔知恩院〕華頂山と號し淨土宗の總本山なり、山城國京都下京區林町に在り。

〔靑蓮院〕山城國京都市上京區粟田口町にあり、世に粟田宮とも云ふ、初め十樂院と稱す。天台宗、延暦寺の別院、門跡の一也。

〔靑蓮院宮〕後伏見天皇の皇子尊道親王を申す。

〔安政二年〕孝明天皇の御宇也。
〔園大曆目錄〕園大曆は前に出でたり藤原公賢の記錄にして、本書は同書中の事項延慶四年二月より延文三年九月までを目錄す
〔本坊〕寺院にて住職の居る所を云ふ
〔妙心寺〕正法山と號し、山城國葛野郡花園村に在り。元と花園天皇の離宮たり、天皇深く禪學を好み、終に禪寺となし、妙超の法嗣慧玄を以て開祖となし給ふ。
〔後龜山院〕御名は熙成、法諱を金剛心と申し奉る。人皇第九十九代の天皇に在はして、後村上天皇の第二皇子、御母は嘉喜門院勝子也。

堂は、速成就院といひて、もと十樂院の西下にありしを、知恩院御興立の時、下寺町へ移されて、その舊地、今は知恩院宮の城内に入たれど、猶その舊地に太子杉太子水など殘在しを、此太子杉は、去にし安政二年九月廿日の大風に吹折られて、今は亡(うせ)たれど其所慥に知られて、其處々十樂院の西下に當れば、慈巖僧正記に、先帝ニ太子堂ニして、さて十樂院のうへの山に、御陵の山を作りて、(是を山作所といふ)葬奉給ひたりつる趣も、いとよく打合てぞきこえたる。然るを、山城名勝志に、園大曆目錄を引て、十樂院ノ黑谷ノ方と記したるは、叡山の黑谷にて、十樂院本坊の事なるべきを、兩京古圖に、中山の南なる黑谷に十樂院と記し、山陵志にも、黑谷是故十樂院地也といへるは、共に誤たるものなり。また雍州府志、この粟田山頂上なる將軍家を、此帝の御陵なりといへるは、其地は大かた近寄たれど、將軍家は御陵にあらざること明なり。その他、妙心寺玉鳳院なる御塔のごときは、安井龍翔寺故址なる、後宇多帝御髮塔と同じ御例にて、御陵にあらざることまた明白なり。

福田寺御塔

後龜山院の御陵なり。山城國葛野郡北嵯峨福田寺の西後にあり。別に封土なく、御陵の御表(みしるし)には、高さ一丈許なる五輪の御石塔を、西向に置奉たり。此の御石塔の西方の二隅に、小五輪一基づゝ、東方の二隅に、寶篋印塔一基づゝ、合せて四基あるは、皇子后妃かたの御墓表か、或

はもとより此御陵の御爲に五基立給ひたるものか、すべて此御塔の體、また小五輪などある趣、御宇多帝の御塔に傚ひ給ひしものなるべし。この御陵のこと、山城名跡志に、後龜山院陵在ニ福田寺内西方一安ニ五輪石塔一西向、左右ニ一塔アリとみえ、又名勝志、山城志などにも、同趣にみえたり。古書には、薩戒記目錄に、應永廿九年七月十五日小倉殿御入滅事、十七日同御葬禮事とみえて、たゞ目錄のみにて、本文の傳はらざるは遺憾少なからぬことなり。然るに南方紀傳には應永卅一年夏四月十二日小倉殿崩御南方御おくり名後龜山院とみえ、倭漢合運にも、應永卅一甲辰四十二、後龜山崩など見えて、崩御の年月、薩戒記と同じからざるは、いかなることにか。此外おほく書どもに見及ばざれど、古くより云傳へたれば、慥なる御遺跡なるべし。今は廟陵考補遺の說に從ふ。

大光明寺陵

崇光院天皇の御陵なり。山城國紀伊郡伏見立賣ニ町目の南方、月橋院の北うへの方字を兌長老とよべる地の竹藪の坤ノ隅にあり。周圍二十丈許あり。南は切岸にて低く、西北東三方に小隍を掘めぐらしたる中に、石四つ許發出たる處、この御陵にぞ當るべき。さるは山城名勝志は、土人云、大光明寺元在ニ月橋院山上一、今云ニ兌長老屋敷一是也。豐臣秀吉公被レ築ニ伏見城一時、被レ遷ニ洛北相國寺內一とみえ、山州名跡志に、兌長老ハ字ナリ、此所ハ禪利ノ僧錄司承兌長老ノ居所也、依號

〔小倉殿〕山城國葛野郡嵯峨村に在り里內裏の一にして元と兼明親王の居所なりし小倉宮の遺跡なるか不詳，後龜山天皇明德三年此所に移らせ給ひたり。

〔入滅〕僧侶の死也

〔南方紀傳〕後醍醐天皇の元弘元年より，稱光院の應永三十二年に至る，南都に關する事蹟を記したるもの也

〔崇光院天皇〕御名は興仁、法諱勝圓心と申す。北朝第三代の天皇に在はして，光嚴天皇の第一皇子，御母は藤原秀子也。

〔小隍〕小さき隍也隍とは水なき堀，からぼりを云ふ。

〔伏見城〕山城國紀伊郡伏見町に在り

レ之、然當所ノ古跡、大光明寺、至二再興一因二招請一移二住彼所一などみえて、この兌長老は、大光明寺の舊跡なること明白なるに、應永五年敦有卿記、正月十三日の條に、午尅法皇崩二于伏見仙洞一十七日の條に、卯尅以二御葬禮儀一被レ申二送大光明寺一、信俊朝臣奉行也中略。被レ延二引件日以後一之條、玉體漸御損色之間、先今日以二御葬禮儀一被レ申二送大光明寺一之後、可レ有二御入龕一、其後事不レ可レ被二知聞一之由、被二治定一了、來廿三日、又可レ被レ葬二申山作所一者、凶事可レ及二兩度一之條有レ憚歟、其儀尅限各布衣着二藁沓一參二候庭上一、次寄二御輿一、次乘二御御輿一、到二大光明寺一、即御入龕、奉レ安二本佛殿一、次各退出とみえ、迎陽記、同年正月廿三日辛未、傳聞、今日伏見法皇御葬禮也、已及二十一箇日一中略、於二大光寺一有二其儀一、所作人等如レ此、御茶毘佛寺之衆云々などみえて、大光明寺にて御茶毘ありしこと明なれば、その御遺跡かならずこの地にあるべく、又御骨所のこと諸書にみえざれど、同じく此大光明寺におはしますべく思奉らるゝを、この大光明寺跡兌長老に、今發けながら傳はりたる御陵は、その御遺跡のひとつなるべきこと、上に引きたる諸書どもに考合せて知られたり。猶委くは、廟陵考補遺の後篇に述べるがごとくなるべし。

深草法華堂

後光嚴院天皇の御骨を藏奉給ひし御陵なり。

後深草院法花堂御同所なるべし。これこの後光嚴院崩御記に、應安七年正月廿九日寅尅、御年

〔敦有卿記〕綾小路宰相敦有の記錄、後醍醐天皇元弘四年正月廿八日、光明天皇曆應二年六月廿七日、同康永二年三月廿九日、同貞和二年十一月九日、同四年九月廿七日及び後光嚴天皇貞治二年三月一日の禁中に於ける御會御宴等の記錄にして、事皆禁中の式典に係る也

〔布衣〕無位無官のものゝ稱也。

〔藁沓〕藁を編みて作りたる沓也。

〔迎陽記〕七卷。菅原秀長の著、卷一貞治三年の凶事、卷二明德三年相國寺供養記、卷三、四改元定、卷五年號勘文、卷六應安四年御讓位記、卷七應永八年の記等也

卅七ニテ終ニ崩御ナリ云々、二月二日東山泉涌寺へ御葬禮云々、同三日御骨ヲ當寺ノ僧ノ沙汰ニテ拾奉ル、藤中納言頸ニカケテ深草ノ法華堂ニヲサメテ、泣々京ヘゾ歸給ケルとみえ、保光卿記に、三日己亥晴今日御拾骨、卽藤中納言忠光卿奉レ懸レ頸、奉レ收ニ深草法花堂一云々とみえて、深草に在來れる後深草院の法花堂に藏奉給ひし趣にて、殊更に法華堂を造立給ひしさまにもきこえざるに、又中原師夏記、同年三月廿六日の條に、舊院御遺骨被レ奉レ納ニ所々一深草法花堂、天龍寺金剛院、天王寺難波浦、高野山、泉涌寺、安樂光院とみえて、六箇所にも分藏給ひしことを考合せて、深草に別に法花堂を建給はざりし趣を知るべし。さて然六箇所にも藏奉納ひしかども、そは他の諸書にも載られず、主たる御陵と藏奉給ひしは、上に引出たる崩御記、保光卿記等にみえたるごとく、御拾骨の時、中納言忠光卿の頸に懸奉給ひて藏奉給ひたるは、この深草法花堂にて、是をぞ主たる御陵とは崇奉給ふべき。しかるに此法花堂は、京より路の程遠く、泉涌寺の御分骨所は路も近く、かつは他の御陵もおはしませるによりて、御幸などもありつる趣、薩戒記、應永卅二年九月十日の條に、今日上皇御ニ幸東山泉涌寺一云々、次佛殿以下所々歷覽、於ニ一代御廟一御光嚴後圓融院各有御影御燒香などいふこともみえたり。

御火葬所は、愛宕郡泉涌寺境内にあるべきを、今は其所詳ならず。すべて此御寺にて御火葬のこと、御代々に多かれども、御遺跡傳はらず、たゞ御分骨灰塚などのみ殘り給へり。此帝の御分骨も、雲龍院の後山におはしますこと、上にいへるがごとし。

〔應安七年〕後光嚴天皇の御宇也。

〔深草〕山城國紀伊郡に在り、稻荷神社の南方、墨染に近き一帶の地也。

〔高野山〕紀伊國伊都郡河南、峰巒重疊の上に在りて、高山の平地なるが故に高野と稱す、僧空海奏請して此地を賜はり、諸堂精舍を創建せり。

〔中納言〕「ナカノモノマウスツカサ」とも訓む。其職掌大納言に同じく天皇に侍從し、庶政を參議し、宣旨を敷奏し、侍從を獻替し、大臣候せざる時は、代つて政務公事を奉行す

〔雲龍院〕京都下京區今熊野町に在り律宗、泉涌寺の別院也。

深草法華堂

後圓融院天皇の御骨を藏奉給ひし所なり。後光嚴院の御例のごとくなるべし。これ皇年代私記に、明德四年四月廿六日崩二于小川殿一、同廿七日奉レ葬二泉淨寺一、奉レ納二御骨於深草法華堂一如二代々一とみえて、御代々のごとく、深草法華堂に藏奉給へるとなり。御分骨の御陵は、雲龍院後山におはしますと。薩戒記、應永卅一年七月十一日の條に、詣二東山泉涌寺一、彼等者律宗也、開山俊芿法師立二禪律一宗一、偏爲二公家御寺一、後光嚴、後圓融兩代御陵在二此寺中一、又有二御影一（中略）、參二雲龍奉一、奉レ拜二兩代之御影一、各着二御小直衣一御云々とみえたり。御火葬所は、泉涌寺にあるべきを、今その御遺跡詳ならず。常樂記に、於二泉涌寺一廿七日荼毘、左大臣殿以下公卿殿上人供奉とみえ、皇年代私記に、同廿七日奉レ葬二泉涌寺一などと見えたり。

深草法華堂

後小松院天皇の御骨を藏奉給ひし法花堂、御代々同じ御堂におはしますべし。これ御葬禮記に、抑今日御拾骨也、甚延引何事哉、先規必卽時有レ之、近日人々不レ知二案内一歟、是又僧中一向奉仕云々、但院司等參向云々、日野新中納言（由緒人也）入二仙骨於御手匣一奉レ懸レ之、納二深草法華堂一云々、今度光孝御號に、被レ加二後字一仍云々とみえたるが如くなるべし。又御分骨歟、骨灰塚かの御陵

〔後圓融院天皇〕御名は緒仁、法諱は光淨と申し奉る。北朝第五代の天皇に在はして、後光嚴天皇の第二皇子、御母は崇賢門院仲子也。

〔明德四年〕後小松天皇の御宇也

〔律宗〕佛敎の一派戒律を以て所依とするが故に名づく

〔開山〕寺院創立の僧侶を云ふ。

〔小直衣〕襴を付けたる狩衣を云ふ、故に狩衣直衣とも小直衣狩衣、又傍續とも稱す。當代裝束抄に「小直衣事」三名有。院中著御の時甘御衣、親王著御の時小直衣、大臣著御の時そば續と云ふ」と見えたれども、信じ難し。

は、泉涌寺雲龍院に今もおはします。文安元年康富記に、三月十一日 山陵使を立給へることもみえたり。御定例のごとくならば、深草法花堂のかたへこそ立給ふべき理なるべけれど、深き故ある御事にこそ。御火葬所は、泉涌寺にあるべきを、今その御遺跡詳ならず。權中納言雅緣卿の假字の記に、おなじき廿七日のまだよひのほどに、霜がれの芝の砌を出し奉て、東山のほとり泉涌寺といふ所へ御幸なし奉る、御車はあじろのいとなれたるに云々、程なく御はてのわざとりおこなはれ侍りて、つひに烟となし奉る、とみえたり。

深草法華堂

稱光院天皇の御骨も、御代々の御例のごとく、深草法華堂におはしますべし。これ皇年代略記異本に正長元年七月廿九日奉レ葬二泉涌寺一、卅日御拾骨、八月四日中納言經成卿懸二御骨一奉レ納二於深草法華堂一とみえ、薩戒記目錄に、正長元年七月廿二日、奉レ號二稱光院一事、八月四日奉レ渡二稱光院御骨於深草一事などみえたるが如くなり。又雲龍院にも、御灰塚の御塔あるべきを、今詳ならず。但し先年石經塚より掘出たる物をもて、此帝の御陵ならむといへる說あれど、不審き事どもありて、然ならむとも思奉がたし。此雲龍院塔のことは、建內記、正長元年七月廿日、同二年七月十四日の條などに見えたり。御火葬所の御遺跡、泉涌寺にあるべきを、今詳ならず。皇年代私記に、七月廿九日奉レ葬二泉涌

〔文安元年〕後花園天皇の御宇にして足利義勝將軍たり嘉吉四年二月五日革令に因て改元す
〔康富記〕中原康富の著にして、應永八年辛巳五月より康正元年乙亥十二月に至る日記にして、朝野の大事を記錄せるもの也。
〔雅緣卿〕藤原雅家の子、又飛鳥井雅緣といひ、出家して宋雅と號し、別に宋雅千首の著あり。
〔稱光院〕稱光天皇を申す、御諱實仁法諱大寶壽、第百一代の天皇にして後小松天皇の第一皇子也、御母日野資國の女、光範門院資子也。
〔正長元年〕稱光天皇の御宇也。

〔後土御門院天皇〕御名は成仁、法諱を正等觀と申し奉る人皇第百三代の天皇に在はして後花園天皇の第一皇子、御母は嘉樂門院藤原信子也。
〔明應九年〕後土御門天皇の御宇也。
〔上卿〕公事を奉行する人の上首、大臣奉行の公事は大臣を上卿、大中納言奉行の公事は大中納言を上卿と云
〔用脚〕錢のこと也又要脚とも書き、或は單に脚とも書く、女の詞に「おあし」と云ふは此の義也。
〔黑戸〕古昔、禁中にて淸涼殿の北、瀧口の戸の西にありし所、御薪にすすけて黑ければ斯く云ひしとぞ。

寺一とみえたり。

深草法華堂

後土御門院天皇の御骨も、御代々の御例のごとく、深草法華堂におはしますべし。和長卿記、明應九年十一月十二日の條に、今朝御收骨儀也。上卿甘露寺中納言、卽有ニ分散儀一、一分如レ例上卿持レ之奉レ籠ニ深草法華堂一、又一分雲龍院、又一分般舟院、皆寺僧賜レ之、又一分山國常照寺被レ籠レ之とみえたるがごとし。さて此記の法花堂の注に、此法華堂昔者安樂行院内一堂也、於ニ本院ニ者久退轉、此一堂相殘計也、河堂修行兼ニ帶法花堂一と注して、此時既く安樂行院は退轉して、たゞこの法華堂のみ殘在たりとぞきこえたる。

御火葬所は、泉涌寺にあるべきを、今其所詳ならず。御荼毘の式は、和長卿記に委く記し給ひ、又帝皇系譜に、十一月十一日葬ニ泉涌寺一。今日自ニ內裏一壞ニ北之築地一奉レ出ニ御車一、依レ無ニ用脚一、四十餘日奉レ置ニ內裏黑戸一、希代事也とみえたり。

深草法華堂

後柏原院天皇の御骨も、例のごとく深草法華堂におはしますべし。二水記、大永六年五月四日の條に、巳刻源宰相中將懸ニ御骨於肩一奉レ收ニ深草一云々（僧衆請取收レ之仍不レ見ニ其所一云々）とみえて、法華堂に納奉

〔享祿四年〕後奈良天皇の御宇也。

〔化儀〕火葬の儀式を云ふ。

〔後奈良院天皇〕御名は知仁と申し奉る。人皇第百五代の天皇に在はして後柏原天皇の第二皇子、御母は贈左大臣勸修寺敎秀の女豐樂門院藤原藤子也。

〔二尊院〕小倉山と號し、山城國葛野郡嵯峨村小倉山に在り。天台宗、帝室四箇御黑戶の一、本尊春日作釋迦彌陀の二尊立像也。

〔廣橋〕姓は藤原、日野家の一、日野兼光の五男四辻權中納言賴資より出づ。名家にして准大臣を極官とす。國光卿は賴資の十二代の曾孫也。

れることを記されざるは、明應九年まで、たゞ一堂のみ殘たりし深草法華堂も荒廢たりしまゝに、僧衆請取て、其御舊地へ藏奉たりけむを、源宰相中將殿は、慥に見置給はざりしなるべし。また御灰冢は泉涌寺にあり、これも二水記享祿四年四月七日の條に、午前參二泉涌寺一於二法塔一密々着二直垂一拜二御廟一云々。後土御門院御廟椿、先皇後柏原院御廟松也、法塔東椿、西松此後於二方丈一有二一盞一といふことみえたり。今泉涌寺なる御廟は、北南に並びおはしませるを、この文にては、西東に並びおはしますがごとし、猶よく考てよ。

御火葬所は、泉涌寺にあるべきを、今詳に知がたし。この御葬所のこと、菅別記に、五月三日乙酉、今夜御葬禮也、泉涌寺葬場殿以下之作法、寺家被二嚴重之沙汰一、化儀又壯觀之體也とみえたり。

深草法華堂

後奈良院天皇の御骨も、例のごとく、御同所におはしますべし。弘治三年記に、九月五日、今曉寅尅、主上崩御御年六十二、十一日御入棺也。十一月廿二日御葬禮也、奉レ葬二東山泉涌寺一。廿五日卯尅、故院御拾骨也、二尊院良純長老以下僧侶九人參仕、廣橋大納言國光卿懸二御骨於頸一納二于深草安樂行院一とみえ、御拾骨記に、十一月廿二日夜、御闍維御火葬のことなり同廿五日卯尅御拾骨傳奏廣橋殿先傳奏廣橋大納言殿中略御拾骨了云々、次第傳奏論師長老三匝畢。傳奏ハ卽直ニ深草安樂行院ニ御

骨奉納也とみえて、此時法花堂もいまだ御再興なかりしまゝに、その敷地安樂行院の名をもて記されたるものにて、法花堂をだに御再興あらざるうへは、安樂行院を建給ふべきにあらざれど、此院を兼帶せる僧などの形ばかりの草庵などは結たりしか。小庵だにあらざれども猶其地の院號をもて稱へたりしにもあるべけれど、御骨を藏奉たりし處は、同じ法花堂の御遺跡に藏奉給へりしものにぞあるべき。また御分骨は、伏見の般舟院にも藏りたる趣、同御拾骨の記にみえたり。又古書にはみえざれど、泉涌寺に今もおはしますは、御灰塚にもぞあるべき。御火葬所は、泉涌寺にあるべきを、御遺跡今傳はり給はず。十一月廿二日奉㆑葬㆓東山泉涌寺㆒といふことは、上にも引る弘治三年記にみえたり。

深草法華堂

正親町院天皇の御骨所のこと、いまだ諸書に見及ざれど、御代々御例のごとく泉涌寺にて御火葬なりしうへは、御骨も例の御作法に、深草御舊跡に藏奉給ひしこと、また御代々のごとくにぞおはしますべき。諸家の記錄もいと乏しきところにて、此御葬送のことなど記せる書も有がたくて、御骨のことの見當らぬはいと遺憾なることゝもなり。また御灰塚のことも、諸書に見及ざれど、今泉涌寺におはしますめり。御火葬所の泉涌寺にあるべきを、何の御印も傳はらず。皇年代略記異本に、文祿二年正月五日崩㆓

〔安樂行院〕六七頁を見るべし。

〔般舟院〕七十三頁を見るべし。

〔正親町院天皇〕御諱は方仁と申し奉る。人皇第百六代の天皇に在はして後奈良天皇の第一皇子、御母は贈皇太后藤原榮子也。御在位二十九年、改元するもの三、天正十四年十一月位を皇太孫和仁に讓り、太上天皇と稱す。

〔御骨所〕御骨を埋め奉りし場所也。

〔深草御舊跡〕深草法華堂を云ふ。山城國紀伊郡深草村にあり。

〔文祿〕後陽成天皇御宇の年號、天正二十年十二月八日改元す、四年を經て慶長と改む。

於仙洞二七十七歳二月廿三日奉レ葬二泉涌寺一とみえ、時慶卿記、文祿二年二月廿三日の條に、正親町院御葬禮戌尅ニアリ中略涅槃堂ニテ一時計ノ經アリ云々、勅使五辻極﨟ナド參リ作法アリ、菊亭右府被二出向一テ小揖アリ、其後下火、則各歸洛ナリとみえて、御火葬なりしこと明なるを、御骨のことを記さゞるは遺憾なり。

深草法華堂

後陽成院天皇の御骨所も、御代々のごとく、深草法華堂におはしますめり。これ皇年代略記に、元和三年八月廿六日崩二於洞宮一、九月廿日壬午奉レ葬二泉涌寺一翌朝奉レ納二御骨於深草法花堂一とみえて、先兩御代後柏原帝後奈良帝御納骨の時は、深草法花堂も荒果たりけむを、今度その御舊跡を再興し給ひて、御骨堂を建給ひて、御骨を藏奉給ひしとぞ。さるは、延寶八年八月崩御記に、申尅般舟院陽容長老來臨、口狀書一通持參、前例多候間、此度云々、深草安樂行院ニ治二御骨一骨堂もこれ深草法花堂の御遺跡也後陽成院崩御之時分出來、其以後破損にて、雨露も掛り候體如何に候といふことみえて、上に引る皇年代記に、いはゆる深草法華堂は、すなはち此御骨堂のことにて、近頃まで安樂行院に在來れる御堂にて、同院の西傍なる地の字にも、骨堂前などよびならへり。安樂行院古圖を檢ふるに、此御骨堂のめぐりに木の柵あり、南面はそれにつゞきて、木の鳥居ある趣みえたり。また古書にはみえざれど、今泉涌寺に九重の石御塔おはしますは、深草御骨堂へ

〔仙洞〕仙洞御所也太上皇の御所を稱す、轉じて太上皇の稱にも申す。

〔極﨟〕六位藏人の年﨟を積みし人、すなはち第一の人を云ふ。

〔菊亭右府〕今出川兼季右大臣也。兼季菊を好み、其の亭に多く菊を栽培せしにより、世俗に菊亭と稱す。

〔元和〕後水尾天皇御宇の年號也。慶長二十年七月十三日改元、九年を經て寛永と改む。

〔洞宮〕仙洞に同じ

〔延寶八年〕靈元天皇の御宇にして、寛文十三年九月二十一日改元、此年京都火災及び洪水あるに因てなり、九年九月に至り天和と改む。

〔泉涌寺〕京都市下京區今熊野町にあり、もと法輪寺、仙遊寺とも號す、眞言宗の大本寺なり。

〔後水尾院天皇〕御名は政仁、法諱を圓淨と申し奉る。人皇第百八代の天皇に在はし、後陽成天皇の第三皇子御母は中和門院藤原前子也。

藏奉給ひたりし御殘骨灰などを納給ひし處なるべし。

御火葬所は、泉涌寺にあるべきを、御遺跡の御印だに傳はらず。小槻孝亮宿禰記に、九月廿日壬午晴、後陽成院泉涌寺へ有二御葬送一とみえたり。これ御火葬の御事を大凡(おほよそ)に記されたるなり。

泉涌寺御廟

後水尾院天皇よりこのかた、御火葬の事とゞまりて、御代々皆御土葬して、この御廟所構內におはします。御印は九重の石御塔を置給へり。その御在所など委く寺門に記傳へて、混(まぎ)らはしきこともあらざれば、今ことごとくは此書に記さず。

山陵考　山城國下　終

山陵考

大和之部上

神武　畝傍山東北陵
綏靖　桃花鳥田丘上陵
安寧　畝傍山西南御陰井上陵
懿德　畝傍山南纖沙溪上陵
孝昭　掖上博多山上陵
孝安　玉手丘上陵
孝靈　片丘馬坂上陵
孝元　劒池島上陵
開化　春日率川坂上陵
崇神　山邊道勾岡上陵
附手白香皇女衾田墓の事

垂仁　菅原伏見東陵
景行　山邊道上陵
成務　狹城盾列池後陵
神功　狹城盾列池上陵
附比婆須比賣命狹木之寺間陵の事
安康　菅原伏見西陵
飯豐　埴口陵
顯宗　傍丘磐坏丘南陵
武烈　傍丘磐坏丘北陵
宣化　身狹桃花鳥坂上陵
附倭彥命身狹桃花鳥坂墓の事

畝傍山東北陵

神武天皇の御陵なり。大和國高市郡山本村領のうち、畝傍山（今俗に慈明寺山とよぶ）の東北のかたにあり。字をミサンザイといひ、又俗に神武田ともいへり。その廣さ西東三百七十餘丈許、北南三百二十餘丈許あり。その中間に榎木生ひたる小圓丘ひとつ、芝生となれる小圓地一所殘たり。もとより盛大に築上たる御陵にはあらざりけむを、二千餘年を經て殘少きまで、田畑と鋤かへされ給ひたれば、今は御陵の形も甚く荒壞たれども、畝傍山の東北に近く相當りて、字をミサンザイと稱び、また神武田とも云傳ふ。是ミサンサイは御陵の訛稱、神武田は神武帝御陵の田と變れる由の俗稱にて、これぞこの神武天皇の正しき御陵なる事の明證にて、古事記に、御陵在㆓畝火山之北方白檮尾上㆒也と見え、日本書紀に、明年秋九月乙卯朔丙寅葬㆓畝傍山東北陵㆒と見え、延喜式に、畝傍山東北陵、畝傍橿原宮御宇、神武天皇、在㆓大和國高市郡㆒兆域東西一町、南北二町、守戸五烟など見えたる御陵なること、おのづから明白ならずや。然るを、古事記に、白檮尾上とある文を、白檮の尾上と訓たる本の世に弘まれるに就て、世の學者たち、白檮とよべる高き尾上ぞと心得て、畝火山の北方にかしといふ所あり、御陵山といふ處ありなど、記したる書も出來にたれど、或人その地に就て問質せるに、然よぶ所は更にあらざりければ、洞村なる生玉社の西傍なる丸山とも、御殿山とも、土人のよべる處を、御陵ならむといへる說また

〔神武天皇〕御諱は狹野、又神日本磐余彥彥火々出見尊天皇と稱し奉る。人皇第一代の天皇に在はし、彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊の第四皇子、御母は海神の女、玉依姬也。

〔古事記〕三卷。太安麿著。我が國開闢の最初より、人皇第三十四代推古天皇の御代に至る神人歷代の事實を記したるもの也。

〔日本書紀〕三十卷舍人親王の著作に係り、神代より持統天皇に至る編年史也。

〔兆域〕墓所の境域を云ふ。

〔守戸五烟〕守戸は山陵を守る者の家也、五烟は五軒といふに同じ。

〔墳然而隆起〕墳墓の如く土の高くなりしを云ふ。
〔嵎〕山の曲(クマ)也。
〔劍池〕日本書紀、應神天皇十一年冬十月に、作二劍池、輕池、鹿垣池、厩坂池一とあり。又開化紀に、葬二孝元天皇于劍池島上陵一とあり。
〔日本紀〕日本書紀の略稱也。又單に書紀とも云ふ。
〔延喜式〕五十卷。藤原時平の著作にして、朝廷年中の儀式、百官臨時の作法、其の他各國の定例などを詳記せるもの也。醍醐帝藤原時平に命じて此の書を編輯せしめられしに、業終へずして死せるより、弟忠平更に之を繼ぎて成せり

起りたり。されど、その丸山とも御殿山ともよべる所は、山陵志にいへる墳然而隆起したる所にもあらず、又此山の東北嵎にもあらず、たゞ北面なる山腹の少し平らなる地にて、御陵の跡とも伺ひがたし。御殿山とよびて其地の平らかなるは、昔領主などの小さき殿舍など建たりし跡か、此處を御陵ならむといへること、古事記どもに更に見えたる事なく、其在所も山の北面にありて、東北嵎などかけても云ふべき地勢にあらず、又かの山陵志に、東北嵎といへる處は、白土鼻とよべる所に當りたれどそこは此山の山骨にて、白色なる大巖石の突起したる山の端にて、御陵になるべき地にあらず。さて古事記に、白檮尾上とかけるは、古本どもを考ふるに、カシヲノウヘと訓たり。畝火山の北方にて白檮尾とよべる地の上にありといふ意にて、是すなはちミサンザイの地にあたれり。今はこの御陵と山との中間田畑になり、御陵の際に、田地用水の小溝流れ、この小溝を神武田川、または櫟川、居立川など、呼ぶ。水源は、同郡石川村なる劍ノ池より流出る井手溝なり。劍ノ池は應神天皇の十一年に、新に掘作らせ給ひたりし池にて、此御陵作給ひし頃は、いまだ無き池なれば、この神武田川も、又そのかみに流れざりしことをしるべし。山腹に洞村人家立並びなどして、立隔りたる地の如くにも見なさるれど、上世の地勢を想像るに、人家小溝田畑などになりはてざりし前は、畝火山より打出たる低き尾崎の末にて、白檮の木など生茂りたりけむからに、白檮尾とは呼たりしにて、その白檮尾のうへ畝火山の北方にてはあれども、委細く云へば、直北にはあらず、東によりたる所なれば、古事記の文のごとくにては、後人の思ひ迷はむ事を慮りて、日本紀、延喜式などには、畝傍山東北陵など記させ給ひしものなるべき。今の地勢に就て思ふにも、北ミサンサイ

は、實に畝傍山東北陵と申すべき地に當りたれば、是又ひとつの證（あかし）といひつべし。さて又建久八年にかける多武峯略記に、舊記云、國源寺在ニ高市郡畝火山東北一、天延二年三月十一日早朝、撿挍泰善過ニ彼地一途中有レ人、頭戴ニ白髮一身著ニ茅簑一告ニ泰善一曰、師於ニ此地一爲ニ國家案福一講ニ一乘一矣。泰善問云、公姓名亦住處何乎。答曰、我是人皇第一國主也、常住ニ此處一言訖不レ見。故泰善、毎年三月十一日、到ニ彼地一講ニ法華一貞元二年、當國守藤原國光、傳ニ聞此事一建ニ方丈堂一安ニ觀音像一永爲ニ當寺末寺一矣と見えたる、國源寺は、此東北陵の御爲に建たる寺なるが、今も御陵の東南大久保村に、形ばかりの小堂殘りて、國源寺の觀音寺とよぶ。此寺むかしは猶北の方御陵に隣れる地に在て、堂塔も立榮しが、御陵の東方の田畑の字を塔の垣内（かいと）といひ、その中間に、塔の土壇と見えて、小高き荒地、又その北傍に、塔の礎石五六許殘たり。是等は國源寺の遺跡にて、その西北なるミサンザイ、すなはち畝火山東北陵なることの、又ひとつの證ともいひつべし。旣（はや）く松下見林が廟陵記に、畝傍山云々、俗云ニ慈明寺山一是也。東北陵可ニ百年一以來、壞爲ニ糞田一民呼ニ其田一字ニ神武田一暴汚之所爲可ニ痛哭一也。餘ニ數畝一爲ニ一封一農夫登レ之、恬不レ爲レ怪、及レ觀レ之寒心、と記し、また奈良人中條正言が、安政二年の手錄に、右地所之儀、山本村役人共相糺候處、文祿四年檢地帳に、字ミサンザイと記有レ之、素々開地之年月不相見申、傳も不詳候得共、靈威なる地所にて、百姓共相恐、十箇年以前迄は、農作いたし候もの無之、荒地に相成、年貢米辨納に百姓共困窮に及候故、同村枝鄕洞村穢多共へ、開發修理作方等爲致候

〔多武峯略記〕二卷静胤の著にして、大和國多武峰妙樂寺に關する雜記也
〔建久八年〕後鳥羽天皇の御宇也。
〔天延二年〕圓融天皇の御宇也。
〔撿挍〕僧官、一山の事を監督する職也、又總撿挍、修理撿挍とも云ふ。
〔一乘〕人々の根器如何を問はず、凡聖平等に同一極高の佛果に到達せしむべき法門、即ち法華經を云ふ。
〔貞元二年〕圓融天皇の御宇也。
〔國守〕今の縣知事の如し大化四年東國に置きしが始也
〔文祿四年〕後陽成天皇の御宇也。天正二十年十二月八日改元す。四年を經て慶長と改む。

砌、小丘有之候、松櫻之木など穢多共伐取、薪に可致と持歸候處、忽家内不ㇾ殘死果、猶又芝地之草を刈取、牛馬に爲ㇾ食候、而も食不申候。開地に取掛候節、狂風暴雨にて相荒、其後田地作いたし居候。洞村穢多治平、藤之助、佐平治三人共、死絶いたし候に付、右祟の由、風說有ㇾ之、百姓共恐怖いたし候と申ㇾ之、靈威之地と相聞申候、地名をミサンザイと申候は、御山陵の意かといふ事も見えたり。是等もまた御陵なることを相證するに足ぬべし。さて、この御陵より三町許北の方、野道の東邊に、字を塚根山とよびて、神武天皇の御陵なりと申傳へたる古墳あれど、是は畝火山よりは、いたく離れて、東北陵など、かけても稱ふべき地にあらざれば、此御陵には當りがたかるべきこと、既く先輩の考說に明なれば、今こゝに辨へず。この塚根山の事は、考思ふ由ありて、桃花鳥田丘陵の條に述ることあるを見合せてよ。

桃花鳥田丘上陵

綏靖天皇の御陵なり。大和國高市郡桃花鳥田丘にあるべきを、今その所詳ならず。日本紀には、葬㆓於倭桃花鳥田丘上陵㆒と見え、古事記には、御陵在㆓衝田崗㆒也と見え、延喜式には、桃花鳥田丘上陵、葛城高丘宮御宇、綏靖天皇在㆓大和國高市郡㆒兆域東西一町、南北一町、守戸五烟とみえたり。此御陵を、古說には、高市郡慈明寺村領の内、畝火山西北の麓に、字スイセン塚とよべる所を、この御陵なる由、云傳へたり。されど古人の說の如く、此畝火山の麓めぐりに在

〔穢多〕中古以後、平民の下級におりし賤民の稱也。諸國に散在し、獸を屠り皮を剝ぐ等の不潔なる事を業とし、他の階級との交際を忌まれしもの、明治以後、新に平民と同等に列せらるゝに至れり

〔綏靖天皇〕御名は神渟名川耳尊と申し奉る。人皇第二代の天皇にして神武天皇の第三皇子御母は媛蹈鞴五十鈴媛命也。御在位三十三年にして崩御あらせらる。

〔古事記云々〕古事記、綏靖天皇の條に、此の天皇、御年肆拾伍歳、御陵は、衝田岡に在り、と見ゆ、衝田岡は大和國高市郡四條村にあり。

る御陵は、いつれも畝傍山の字を冠らせて、畝傍山東北陵、畝傍山西南御陰井上陵、畝傍山南纖沙溪上陵などゝ記されたるを、たゞ此桃花鳥田丘陵は、畝傍山の西北などいふ言もあらざれば、元來畝火山の山脚にはあらで、いさゝか立離たる所なるべく思はれたるに、大久保村の巫女日向が家に持傳へたる、畝火山古圖を檢るに、此山の東北に御宮を畫きて、じんむと標し、山の東に御宮をかきて、ゐとくみやと標し、山の南ノ尾に御宮を書て、あんねい宮と標し、山の西北の尾崎に御宮をかきて、すいぜいと標したり。今この山の四邊に就て、其四宮の御在所を尋奉るに、東北なるじんむ御宮は、今大久保村の產土神のごとく齋奉れる宮、それなりといひ、東なるゐとく宮は、今も畝樋村の東北は、懿德天皇の御宮とておはしまし、南なるあんねい宮は、吉田村領、孫マナゴ山の上に、安寧天皇の御宮とて、おはしまして、みなその御宮傳はりたるを、すいぜい宮は何時絕たるにか、はやくよりおはしまさす。たゞ慈明寺村領のうち、畝火山西北の尾崎に、字をスイゼン塚と云傳へたる所なり。是、かの古圖のすいぜい宮の御遺跡にぞ當りたる。さればその四宮のうち、ゐとく宮、あんねい宮は、共に其所を御陵なるよし云る說あれど、實の御陵は別處に慥におはしまし、じんむ宮も又御陵にあらざることは、其御陵の條にいへるが如くにて、皆御宮と御陵とは各別なること明白なれば、此スイゼン塚は御宮の跡にて、御陵にあらざること又準へて知つべく、又或說に、此スイゼン塚の邊、字ハシ室院の內四畝程の所をツキ川と稱し、同く字堀田とよぶ溜池の西堤一間程の地を鳥丘とも呼べる由、記せる書あ

〔山脚〕山麓也。

〔巫女〕神樂の舞姫也。巫とは神和の義、即ち神慮を和ぐる意にして、說文に、巫祝也、女能事ニ無形一、以レ舞降レ神と見えたり。また八乙女、神樂乙女ともいふ。湯立をつとむるを湯巫と稱す。又所によりて是を一殿、かんこ(神子)又幾禰、ミコともいふ。

〔產土神〕其人の生まれたる土地を鎭護する神を云ふ。「ウブシナノカミ」「ウブスナ」「ウブガミ」「ウヂガミ」とも云ふ、始めて物に見えたるは、尾張風土記に、宇夫須那の社あり廬入姫誕生產屋の地なり故に此の號ありとあるを始とす

れど、今この慈明寺村長に能々尋問ふに堀田とよぶ字はあれど、鳥丘ツキ田などよぶ所はある事なしといへれば、是亦御陵の證には立がたかるべし、又此御陵號の桃花鳥田といへるにつきて、身狹ノ桃花鳥坂陵、身狹桃花鳥坂ノ墓などゝ、日本紀に同字を用ひ給へるに依て、同地ならむと考へて、鳥屋村なる宣化天皇陵（狹桃花坂鳥坂上陵）の南に、字を鑵子山とよべる山を上古の陵製にかなへる古墳にて、この桃花鳥田丘ノ陵に當れりと云へる說も聞えたれど桃花鳥田と桃花鳥坂とたまツキといふ語の相似たるによりて、日本紀には、桃花鳥の字を塡給ひたれど、古事記には衝田岡と記されたり。もし同地ならむには、此御陵號にも身狹の名を冠らせ給ふべきに、古事記にも衝田岡、日本紀にも延喜式にも桃花鳥田丘とのみありて、身狹の號は見えざれば、この衝田岡は身狹の地なる桃花鳥坂とは別地なる事明なれば、鳥屋村なる鑵子山は其地違へるなるべし。

又近日或人の說に、畝火山の南方池尻村神保家陣屋の東後字花園山の内に、八大龍王を祭れる山を水神山とよぶ、その水神山といふことは、スイゼイ山を訛れるにて、綏靖天皇の御陵ならむといへり。故今その所に行て見るに、花園山の内にて最高き地に、小祠を南向に二つ雙立、其北後は深田池の入江に接き、また南旁はすこし低くて、四角に平したる所を、村老は御茶間御殿の舊跡なりといひ傳ふ。實に茶亭など建つべく狹く打平したる地なり。其處に西向に稻荷の小社あり。（享和四年二月に始建たる社なりとぞ。）その東南の領界に、北方深田池の汀より東をめぐりて、南端より折れて西へ長く陣屋の敷地へ通りて掘切たるから堀あり、これ陣屋要害の爲に設たる總堀にて、

〔宣化天皇陵〕大和國高市郡白橿村大字鳥屋、身狹桃花鳥阪上陵也。

〔陵製〕御陵墓の作り方也。

〔八大龍王〕法華經序品に「有二八龍王一。難陀龍。王難跋陀龍王。娑伽羅龍王。和修吉龍王。德叉迦龍王。阿那婆達多龍王。摩那斯龍王。優鉢羅龍王等。」とあり。

〔稻荷〕稻生の義。五穀の神として倉稻魂神を祀りたるものなり。倭訓栞に、「神代紀に稻荷とは保食神の腹中生レ稻と見えて、稻生の義なり、稻荷と書に据は固はイナニと云ひしなるべし」とあり。

〔享和〕光格天皇御字の年號也。

〔文化〕光格天皇御宇の年號也。德川家齊將軍たり。享和四年二月十一日改元す。

〔東照大權現〕德川家康の神號也。

〔藏王大權現〕藏王菩薩とも金剛藏王とも云ふ、昔、役小角、吉野山金峰山に一千日籠居して示現を祈り、遂に金峰山寺を開基せりと云ふ。

〔熊野大權現〕熊野三所大權現とも云ふ、紀伊國にある熊野座神社、熊野早玉神社、那智神社の三社を云ふ。

〔廣隆寺〕山城國葛野郡太秦村にあり蜂岡山と號す、世に秦公寺、桂林寺香楓寺、葛野寺等の名あり、眞言宗別格本山也。

水神山の堀にあらず、又その水神山も、古木は生ひたれど、其さま御陵に似たる山にもあらず。其水神山とよべる由は、八大龍王を祭れるによりて起れる名にて、其由來を尋ぬるに、この水神八大龍王は、文化二年九月江戸なる領主より、この八大龍王御厨子を差遣せて、神保家鎮守三社權現（三社權現とは、東照大權現、藏王大權現、熊野大權現の三座なるよし、神札に見えたりとぞ）の右座に並べて、領地年穀豐饒請雨のために祭始たる水神なるが、請雨のためにはいつも靈驗著きによりて、村人どもゝよく其名を聞覺えて、水神山とは呼ならせれど、その水神山の名は、文化二年以來のことにて、古くより云傳へたる名にあらざれば、スイゼイの音に近しとて、御陵の證にはなりがたかるべし。されば此三所をおきて何處ならむと考奉るに、是まで神武天皇の御陵と申せる高市郡四條村なる字を塚根山とよべる古墳ぞ、この御陵にや當るべき。さるは、此古墳より北のかた高縣宮の西路の西下なる田をツキダとよび、其西につゞける田を東根ツキ田、西根ツキ田など呼り。是この邊古名の偶片隅に殘れるものにて、其南東なる塚根山は桃花鳥田丘陵ならむとぞ思はるゝ。この古陵、今は岡山といふべき地とは見えがたかれど、上代には、この塚根山、めぐり大木のまへ塚の坪、一町田田居の坪などよぶわたり衝田岡といふ、いと高からぬ小丘にてありつらむを、久しき年月經しまゝに、丘は四邊に流れて低く、四邊はおのづから高くなりつゝ、田に墾るとては、低き所に土を置などもして、遂に今の如き地形とはなりたりけむ。譬へば山城ノ國の廣隆寺を蜂岡寺とよべることも、蜂岡といふ岡に建立ありし寺なる故に、さは呼べりしものなれども、今は

たゞ平地の如く見えて、何處を蜂岡とも知られざるがごとくにこそあるべけれ。後人猶よく考訂してよ。

畝傍山西南御陰井上陵

安寧天皇の御陵なり。大和國高市郡吉田村領のうち、畝傍山の西南に差出たる尾崎にあり。卯辰の方向て、御在所圓く、前方なり。字をアネ山と云ひ、またハナカケ山とも云とぞ。高さ四丈許、めぐり百三十二丈許あり。この御陵の南邊、吉田村人家の前に清水井あり、是井ノ上ノ陵の名の起れる原由なるべし。これ日本紀に、八月丙午朔、葬二於畝傍山南西南とあるべきを西ノ字脱たりしなるべし、御陰井ノ上ノ陵一とみえ、古事記に御陵在二畝火山之美富登一也と見え、延喜式に畝傍山ノ西南ノ御陰印本に陰を蔭に誤れり、今は古本に據て引けり、井ノ上陵、片鹽浮穴ノ宮御宇、安寧天皇在二大和國高市郡一兆域東西三町、南北二町、守戸五烟と見えたる御陵なり。里人の說には、此御陵より東南なる、字マナコ山の上に鎭坐す、あんねい宮を、御陵なりと云傳へたれど、是は御靈を祭れる御宮にて、御陵にあらざることは、じんむ宮、ゐとく宮の例の如くにぞあるべき。されば大和志にも、畝傍山西南御陰と書べきを蔭とかきたるは延喜式印本の誤を襲たるものなり、陰に改むべし。井上陵ハ在二吉田村御蔭井西北ノ丘一、祠廟在二井東南一といひ、其外古人の說みな同じく井の北なるを御陵なりといへり。

〔安寧天皇〕御名は磯城津彦玉手見尊と申し奉る。人皇第三代の天皇に在はして、綏靖天皇の第一皇子、御母は事代主命の女五十鈴依媛命也。都を大和國片鹽浮穴宮に遷し、在位三十八年にして崩じ給ふ。

〔印本〕版木に刻りて摺りたる書册を云ふ。

〔大和志〕十六卷。並河永の著作にして、「日本輿地通志」の內、畿內部卷十一より卷二十六に至る。全編漢文體にて記し、部門を分てり。享保二十一年丙辰出版す。關祖衡等と共に編するところなり。十六卷七册に作る。

畝傍山南纖沙溪上陵

懿德天皇の御陵なり。大和國高市郡池尻村領のうち、畝火山の南麓、字マナゴ山と長山との間の谷にあり。字を丸山とよぶ。南面にて、前方のかた、多く畑に墾かれて、形いたく損たり。高さ五丈許、めぐり百十丈許あり。これ日本紀に、明年冬十月戊午朔庚午、葬ニ於畝傍山ノ南纖沙谿ノ上ノ陵一と見え、古事記に、御陵在ニ畝火山之眞名子谷上一也とみえ、延喜式に、畝傍山ノ南纖沙溪上ノ陵輕曲峽宮御宇、懿德天皇在ニ大和國高市郡一兆域東西一町、南北一町、守戶五烟などみえたる御陵なり。是も又、畝樋村東北なるゐとく宮を御陵なりといへる說あれど、そは例の御宮にて、其敷地平坦なれば、御陵にはあらず。又在地も此山の東麓にて、畝傍山の南にあらず。此池尻村領なる丸山ぞ、日本紀延喜式等に見えたるごとく、畝傍山の南の谷にありて、その南傍の田の字西傍の山の字に、マナコの名まさしく存りたれば、此谷まことに眞名子谷なること疑なく、此丸山實に御陵なるべきこと更に疑なかるべき。されば文政十二年のころ、津川仲道の書たりし卯花日記に、此御陵を索奉りしことをいへるに、此畝火村今按に、畝火山の東南の麓にある村なり、南を西のかたへしばしゆけば、畝火山の正南のふもとなり。西にあたゐて二町許南へさし出たる小山あり、これをまなこ山といふ。この東なる谷なん、まなこ谷なるべきといふ。此谷の中に丸山といふ小山ありて、廻りて見るに、兆域一町といふによくかなひて、畝火山のつゞきにあらず、

〔懿德天皇〕御名は大日本彦耜友尊と申し奉る。人皇第四代の天皇に在にして、安寧天皇の第二の皇子、御母は渟名底仲媛也。御即位の後、都を大和高市郡輕地に遷され給ひて、曲峽宮に坐す。御在位三十四年にして崩御せらる。

〔輕曲峽〕懿德天皇の帝都にして、大和國高市郡白橿村大輕也。

〔文政〕仁孝天皇の御宇の年號也。德川家齊將軍たり。文化十五年四月二十二日、代始に因つて改元せるもの也。二年を經て天保と改元す。

〔卯花日記〕津川仲道の著作に係る著者自身の日記也。

殊に丸く築きたるやうに見ゆ。疑もなき、是なん御陵なる。日本紀の、畝火山の南マサゴ谷の上といふによくかなへり。又古事記の、眞名子谷といふには、方角はしるされざれども、眞名(まな)子といふ所のさだかなれば、此所にたがひなし。今も里人はマサコとはいはず。マナゴといふなり。是をもて思ふに、紀記の明文は、今二千五百年におよぶに、少しも違ふことなしと記したるも、誠に諾なる言(こと)にこそありけれ。

掖上博多山上陵

孝昭天皇の御陵なり、大和國葛上郡三室村にあり。字を天皇山とよぶ陵上に、孝昭宮といふ額揭(かゝ)げたる御宮あり、瑞籬あり。この西邊に、字をハタヽとよぶ山畑あり、これ掖上の博多(まかた)山といふ名の訛(よこなま)りながら、近傍に殘れるものなるべし。この御陵高さ五丈許、めぐり七十三丈許あり。これ日本紀に、八月丙子朔己丑葬二于掖上博多山上陵一とみえ、古事記に、御陵在二掖上博多山上一也と見え、延喜式に、掖上博多山上陵、掖上池心宮御宇、孝昭天皇、在二大和國葛上郡一、兆域東西六町、南北六町、守戸六烟と見えたる御陵なるべし。諸先達の說々みな同じきが中に、たゞ大和志に、此御陵を在二室村一陵畔有二八幡祠并塚四一といへるは、一說に孝安天皇御陵といへる室村の古墳を指(さ)せるなるべけれど、是は盛大なる古陵にて大なる石棺の蓋石(ふたいし)、上陵に發出(あばけいで)たり。そもそも石棺(いしき)の設は、古事記垂仁天皇のくだりに、其大后比婆須比賣命之時、定二石祝作一、又定二土

〔日本紀〕日本書紀の略稱にして、又單に書紀とも云ふ

〔紀記〕日本書紀と古事記と也。

〔孝昭天皇〕御名は觀松彥香殖稻と申し奉る。人皇第五代の天皇に在はして、懿德天皇の皇子、御母は息石耳命の女豐津姬皇后也。御卽位後都を大和葛城郡掖上に遷され給ひ、池心宮に坐す。御在位八十三年にして崩御せらる。

〔瑞籬〕神社の垣、みづがき也。

〔先達〕同趣の師ともなるべき先輩也

〔石祝作〕「いしきつくり」と訓む、祝は棺の誤ならんとの說あり。

〔土師部〕上古土器を作りたる部民也

師部一とみえ、姓氏錄に、石作ノ連の譜に、垂仁天皇御世、奉二爲皇后日葉酢媛命一作二石棺一獻レ之、仍賜二姓石作大連公一也、など見えたるがごとく、垂仁天皇の御后日葉酢媛ノ命、御葬の時より始りつることにて、この御葬の時、かゝる石棺は、いまだ世にあるべくもあらざれば、この室村なる大古墳は、此御陵に當らざることは、もとより論なく、孝安天皇御陵にも、又當りがたきこと明なり。されば、この三室村なる天皇山こそ、古說の如く、實に此御陵にはおはしますべけれ。

玉手丘上陵

孝安天皇の御陵なり、大和國葛上郡玉手村のうち、玉手村の北隅にあり、字を宮山とよぶ。南傍に天滿宮の祠あり。この御陵の高さ一丈許、めぐり十三丈許ありて、松樹生たり。これ日本紀に、秋九月甲午朔丙午、葬二于玉手丘上陵一と見え、古事記に、御陵在二玉手崗上一也とみえ、延喜式に、玉手丘上陵、室秋津島宮御宇、孝安天皇、在二大和國葛上郡一、兆域東西六町、南北六町、守戸五烟と見えたる御陵にぞおはしますべき。一說に、室村なる古墳をこの御陵に當(あて)たれど、石棺の蓋石など露出(あらはれいで)たれば、時代相合(かなは)ざることは、掖上博多山上陵の條に辨へたるがごとし。その他(ほか)、先達の諸說、みなこの玉手山の古陵をこそは諾(うべ)なひたりけれ。

〔姓氏錄〕新撰姓氏錄也。三十卷。萬田親王の著作にして、神別皇別諸蕃等を分ちて日本の姓氏を詳記せるもの也。神武帝より弘仁の頃に至る一千一百八十二氏あり。

〔日葉酢媛命〕垂仁天皇の皇后にして丹波道主王の御女なり。

〔孝安天皇〕御名は大日本足彦國押人と申し奉る。人皇第六代の天皇に在はし、孝昭天皇の第二皇子、御母は尾張連の遠祖瀛津世襲の妹、世襲足媛皇后也。

〔室秋津島宮〕人皇第六代孝安天皇御宇の帝都にして、大和國南葛城郡秋津村室にあり。

片丘馬坂上陵

孝靈天皇の御陵なり、大和國葛下郡王寺門前村の西のかた、馬脊坂(うまのせさか)の上にあり、字を御廟所とよぶ。山陵の形なく、四角に小隍を掘めぐらして、樹木生たり。和州舊跡幽考に云、せこの坂をのぼりて、馬の瀬坂といふ山の峯の垣戸(かいと)といふ所にあり。東のならびに一基ありしは、田畠となれりと云へり。されば此御陵、もの二所ありしが、一所は田畠となれりしものか。今峯の垣内(かいと)とよぶ所は、御廟所の東北のうへをいへれど、この御廟所もまた峯の垣内のうちにぞありける。二所のうちいづれか正しき御陵なりけむ。今は山畑に平したれば、その陵形を見奉るべき由なけれど、かく山畑に墾(ひら)きたりしも、いと高からざりし故なるべくぞ思はるゝ。これ日本紀に、孝元天皇の御代の六年秋九月戊戌朔癸卯、葬㆓于片丘馬坂陵㆒とみえ、古事記に、御陵在㆓片岡馬坂上㆒也とみえ、延喜式に、片丘馬坂陵、黑田廬戸宮㆓御宇、孝靈天皇、在㆓大和國葛下郡㆒兆域東西五町、南北五町、守戸五烟と見えたる御陵の御遺跡なるべし。此御陵、諸先達の說々、みな同じく此所を御陵なりといへり。

劒池島上陵

孝元天皇の御陵なり、大和國高市郡石川村なる劒ノ池の中ノ岡のうへにあり、字を中山塚とよ

〔孝靈天皇〕御名は大日本根子彥太瓊と申し奉る。人皇第七代の天皇に在はして、孝安天皇の第一皇子、御母は押媛皇后也。御在位七十六年にして崩御也。

〔和州舊跡幽考〕大和名所記の別稱也二十卷。林宗甫の著に係り大和の名所事蹟を郡別に詳記せしもの也。

〔陵形〕御陵の形態を云ふ。

〔孝元天皇〕御名は大日本彥國牽と申し奉る。人皇第八代の天皇に在はして、孝靈天皇の皇子、御母は磯城縣主大目の女細媛皇后也。御卽位後都を輕に移す。これを境原の宮と云ふ。在位五十七年也。

〔岡山〕土地の小高きところを云ふ
〔應神天皇〕御名は譽田皇子、又は譽田別命、胎中天皇とも稱す、人皇第十五代の天皇に在はして、仲哀天皇の第四皇子、御母は神功皇后也天皇御在位四十一年にして崩御し給ふ也
〔輕池〕大和國高市郡大輕村にあり
〔廐坂池〕大和國高市郡にあり大和志に「在二十市郡内膳村一今云二美作池一」とあれど詳ならず
〔巽方〕辰と巳との間、即ち東南の間の方角也。
〔寛永十八年〕後水尾天皇の御宇也。江戸に大火ありて又諸家系圖など編集せられたり。
〔陪塚〕侍臣の塚也

ぶ。高さ二丈許、めぐり百五十六丈許あり。自然の岡山の上に、いと大きからず、西面に、後開く、前方に造給ひし御陵と見えたり。劔池は、この中ノ岡の麓を、艮の方より乾へめぐり、坤の方に終りて、廣く大に掘作りたり。此池は、應神天皇御代の十一年十月に、輕ノ池、鹿垣ノ池、廐坂池などゝ共に作らせ給へりし由、日本紀に見えたり。今は御陵の御堀のごとくに見なさむ人もあるべけれど、其頃までは御陵に堀を造り置給ふことはあらざりしを、この次のみかど開化天皇の御陵よりぞ、周匝に堀を掘らせ給ふ事は始りたりしとぞ見えたる。されば、今この御陵の築ざま、劔池の作ざま、又日本紀の記されざまなどをもて考合するに、もとより農作の用に作り設給ひし池にして、御陵の御備にあらざる事は、其池巽方にめぐらざるにても辨知つべし。此池近昔となりては、ほどほど埋りて、岡の北西の麓に、劔池のつるぎの淵と字して、深き淵にて殘れりしを、田の用水に民困じて、寛永十八年夏のころより事起して、池くび、池畑、綱かけ、池の尻などいひて、水田となれりし地四町廿歩をも掘ひろげて、當昔にも立ちまさるばかり大なる池とはなせりしなりとぞ。抑この御陵は、日本紀に、葬二于劔ノ池ノ島上陵一とみえ、古事記に、御陵在二劔池之中岡ノ上一也と見え、延喜式に、劔池島上陵、輕ノ境原宮御宇、孝元天皇、在二大和國高市郡一兆域東西二町、南北一町、守戸五烟と見えたる御陵なり。その麓に劔池といふ名さへ慥に傳はりて、混ふべくもあらぬ御陵なり。此池の中ノ岡のうへ、御陵の北に双びて、又墳起したる地あり、陪塚の類にはあらじ。別に御陵に故ある物など藏めたりし所なるべし、必

も疎略に爲まじき處なるべし。

春日率川坂上陵

開化天皇の御陵なり、大和國添上郡奈良町のうち、油坂町の南、百萬辻子の北にあり、字を坂ノ上へ山とよぶ。高さ三丈許、めぐり九十六丈許あり。その廻りに、今も堀の跡殘りたり。百年許前までは、東方の堀にはは水も溜りて、蓮多生たりしと、念佛寺の僧云傳へたり。御陵に堀あること、是を始とす。その陵制、南面に、後圓く前方に築て、そのもと體制よく具りたる御陵なるべきを、いと畏くも奸僧のために穢され給ひて、既く念佛寺元和八年の頃、袋中といへる僧、陵の東邊の空地を買得て、寛永元年に此寺は建たるなりとぞ、の墓地となりて、諸人の石塔數多累立りしを、今度の御修理に、皆他所に移葬られて、御陵淸まりたり。これ日本紀に、葬二于春日率川坂本陵一一云坂上陵と見え、古事記に、御陵在二伊邪河之坂上一也とみえ、延喜式に、春日率川坂上陵、春日率川宮御宇、開化天皇、在二大和國添上郡一兆域東西五段、南北五段今按に、五段の上、共に一町の二字脱たるなるべし、御陵より兆域の狹かるべき理なければなり、以二在京戸十烟一毎年差充令レ守と見えたる御陵なり。さて御陵號にかかれる率川、今はこの御陵より二町許南方を、東より西へ流れ、その坂は御陵の北邊に、今は油坂とよべる町、西は低く、東は高くてあり。是率川ノ坂の名殘なりとぞ。この御陵のこと、諸先達さらに異論なし。但しこの御陵號、日本紀に坂本陵とあるは誤にて、一云坂ノ上陵といへるぞ、地理に相合ひたるなるべし。

〔開化天皇〕御諱は稚日本根子彦太日日尊と申し奉る。人皇第九代の天皇に在はして、孝元天皇の第二皇子、御母は穗積臣遠祖欝色雄命の妹欝色謎命也。都を大和添上郡春日地に遷し、率川の宮に坐す。在位六十年にして崩御し給ふ也

〔元和〕後水尾天皇御宇の年號にして九年を經て寛永と改む。

〔寛永〕後水尾天皇御宇の年號、後の十四年は元正天皇に係る。

〔春日率川宮〕開化天皇御宇の帝都也大和國奈良市大字春日野の邊にあり。天皇の元年此の地に都し、六十一年間にして廢す

〔崇神天皇〕御名は御間城入彥尊、又御間城入彥五十瓊殖天皇とも稱し奉る。人皇第十代の天皇に在はして、開化天皇の第二皇子、御母は大綜麻杵の女、伊香色謎命なり。在位六十八年にして崩御し給ふ、天皇即位の初、三種の神器を倭の笠縫村に遷し、また四道將軍を派し、池溝、船舶を造り、大に農事を勸めしかば、天下泰平、時人稱して御肇國天皇と申し奉る。

〔磯城瑞籬宮〕大和國磯城郡三輪村金屋にあり、崇神天皇三年九月、都を此の地に遷さる、六十六年間の皇居たり。

山ノ邊ノ道ノ勾岡ノ上陵

崇神天皇の御陵なり、大和國城上郡柳本村の東にあり、字をニサンサイ山といへるは、ミサヽギ山の訛れるなるべし。高さ十丈許、めぐり二百廿五丈許あり。御在所のかた圓く、前のかた方に、西面に三壇に築たる、大なる陵なり。めぐりに廣き堀めぐれり。西面の堀の中の北依に、小墳あり、いかなる故とも知られず。垂仁天皇御陵の堀ノ中にも、小山とよべる小墳あると同じ類のものなるべし。このニサンザイ山は、日本紀に、明年秋八月甲辰朔甲寅、葬二于山ノ邊ノ道ノ上ノ陵一とみえ、古事記に、御陵在二山邊道勾之崗上一也とみえ、延喜式に山ノ邊ノ道ノ上ノ陵、磯城ノ瑞籬ノ宮御宇、崇神天皇、在二大和國城上郡一、兆域東西二町、南北二町、守戸一烟と見えたる御陵にぞあるべき。此御陵のこと、或古説に、山邊郡上總村なる大墓山を當てられたれど、そは延喜式の文と郡も違ひ、又その制樣も平らにして、石塔なども見えたれば、當昔の陵制に合ひがたし。又その他、諸先哲の説には、澁谷村の向山を當られたり、そは勾ノ字と向字と字形の似たるに依て向ッ山と謬ふたるなりといふ説なども聞えたれど、村老の説には、向ッ山とは、澁谷村より南に向へば直向ふに見ゆる山なる意にて、呼なれ來るものなりと云へるこそ、實にさることなるべく思はれる。又或る説に、このニサンザイ山を又御城山ともよぶ。御城山は忍代山の意にて、則景行帝の御諱をかけて呼たるものにて、古の遺言なりなどいへり。今このわたりの

〔十市殿〕十市遠忠なるべし、遠忠は天文永祿年間茲に居城せりと云ふ。
〔殿墓〕山邊郡朝和村大字中山村にあり、手白香皇女の陵なり、皇女は繼體天皇の皇后にして、仁賢天皇の皇女欽明天皇の母后に當らせ給へり俗に殿墓と稱す。
〔勾岡陵〕前王廟陵記に、古事記曰山邊道勾之岡上、或曰、今東山乎、俗云宇和奈利山、亦云、玉身墓とあり、又大和名所圖會に崇神天皇陵、澁谷村にあり、字王之塚といふ、又宇和奈利山とも云ふとあるも、柳本東所村字仁賛財なること本文によりて明白なり。

里人につきて、よく〳〵聞くに、この御陵の字はニサンザイといひて、御城山といふ稱はなし。御城山はこの東方に高く見えたる山の名にて、むかし十市殿の居城ありし山なれば、御城山とよぶなりと云へり。されば此ニサンザイに御城山とよぶ名は無きを、然いふ說の出來たるは、その東方なる山の名を、この御陵の字のごとく聞誤りたるものにて、實に御城山の名は有るにあらざれば、忍代山の訛なりといふべき由なく、景行天皇の御陵なりといふべき證據もなきにあらずや。さて今、このニサンザイ山を、崇神天皇の御陵なるべく考奉れる故は、延喜式に、山邊道上に崇神帝景行帝郡なる衾田墓の條に、無ニ守戸一、令ニ山ノ邊道ノ勾ノ岡上ノ陵戸兼守一と見えたるは、山邊道上に二陵あるが中に、この勾岡ノ陵のかたは北にありて、山ノ邊ノ郡衾田ノ墓大和志、山邊郡の條に此墓の事を在ニ中山村一俗呼ニ殿墓一。に甚近かる故に、其陵の戸人をして兼守らしめ給ひしものなるべければ、向ッ山を勾岡ノ陵とみえたり、崇神とし、ニサンザイを道上陵景行とする時は、勾岡陵は南になり、道上陵その北になり、衾田墓また其北になるを、その衾田に近き道上陵の陵戸をおきて、道隔りたる勾岡陵の陵戸をして兼守らしめ給ふべき理あらめや。されば、その南なる澁谷村の向ッ山は道上陵景行帝なること、おのづから分明なるによりて、其北なる柳本のニサンザイは、勾岡陵崇神帝なるべきこと、又隨ひて明白なればなりけり、さて此御陵號の山ノ邊ノ道といへるは、すべて大和國に上つ道、中つ道、下つ道の三道あり、その上つ道の猶東上なる山ノ邊をゆく道なる故に。山邊ノ道といへるを、其道の勾り處にある岡ノ上なる御陵なれば、山ノ邊ノ道ノ勾岡ノ上ノ陵とは申せるなるを、延喜式の本文に

は、二陵崇神、景行、共にたゞ山邊道上陵とあれども、同式釜田墓の條に、令₂山邊道勾岡上陵ノ戸兼₁守₁とあり、古事記にも山邊道勾之岡上と見えたれば、委くは然呼わかつべき事なるべしかし。

菅原伏見東陵

垂仁天皇の御陵なり、大和國添下郡齋音寺村にあり、字を蓬萊山とよぶ。高さ六丈許、めぐり二百十三丈許あり。陵山竹木いたく生茂りたり。御在所のかた圓く、前のかた方に、南面に三段に築たり。四周に堀廣くめぐり、東方南依の水中に小山とよべる小き圓墳あり。山邊道ノ勾ノ岡ノ上ノ陵の堀中にも又小墳あり、いかなる故といふことを知らず。この御陵は、日本紀に、十二月癸卯朔壬子、葬₂菅原伏見陵₁とみえ、古事記に、御陵在₂菅原之御立野中₁也と見え、續日本紀、靈龜元年四月ノ條に、櫛見ノ山陵生日入日子伊佐知天皇之陵也、充₂守陵三戸₁と見え、延喜式に、菅原ノ伏見ノ東ノ陵、纏向珠城宮御宇、垂仁天皇、在₂大和國添下郡₁、兆域東西二町、南北二町、陵戸二烟、守戸三烟とみえたる御陵なり。此邊今も廣き平地なれば、昔は御立野とも、伏見野曆錄に、菅原伏見野陵とも、櫛見とも云へりしなるべし。菅原の號は、御陵の北西方に村の名に存り、又その村に、菅原寺喜光寺と呼ぶ寺も殘たり。延喜式に、伏見東陵と載られたるは、安康天皇の伏見西ノ陵に對へたる號なり。此御陵の事、先達の考みな同じくて異說なし。但し和州舊跡幽考に、この蓬萊に新田部親王を葬奉りし由、招提寺の舊記にありとぞと記せるは、此御陵蓬萊山のことには

〔垂仁天皇〕御名は活目尊、また活目入彦五十狹茅天皇とも稱し奉る。人皇第十一代の天皇に在はして、崇神天皇の第三皇子、御母は大彦命の女御間城姫命也。在位九十九年にして崩御也。天皇御夢によりて、御兄豐城命を超えて帝位を繼げり。

〔續日本紀〕菅野眞道の著にして、日本書紀に續ける本朝正史也。文武天皇の元年より延曆十年に至る九十五年間の國家大小の事實を記錄せり。

〔靈龜元年〕元正天皇の御宇也。

〔纏向珠城宮〕垂仁天皇の皇居大和國磯城郡纏向村穴師の西部也と云ふ。

あらで、此近邊に多く在る古陵のうちに、その親王の御墓もあるにやあらむ。この蓬萊山は、菅原伏見東陵なること、諸先達の考説のごとくにぞありける。

山邊道上陵

景行天皇の御陵なり、大和國城上郡澁谷村の南にあり、字を向ッ山とよぶ。高さ十一丈許、めぐり二百五十三丈許あり。御在所のかた圓く、前のかた方に、西面に三段に築たり、四周(めぐり)に堀あり。これ日本紀に、葬ニ於倭國之山邊道上陵一とみえ、古事記に、御陵在ニ山邊之道上一也と見え、延喜式に、山邊道上陵、纏向日代宮御宇、景行天皇。在ニ大和國城上郡一兆域東西二町、南北二町、陵戸一烟と見えたる御陵にぞおはしますべき。又正治二年十一月に記したりし諸陵雜事注文に、大和澁谷、米三斗、雜布二切と見えたるも、此御陵なるべし。さて或説に、此向ッ山を勾岡陵なりとして、勾と向と字形近似たるをもて、遂に向山と謬れるならむといへれど、里人の説には、澁谷村より打見れば、直(ただ)向ふに見ゆる山なる故に、向山といふなりと云へるごとくなるがうへに、勾岡陵は、道上陵より北にありて山邊郡なる衾田墓に近くあらざれば、勾岡陵の戸人をして衾田墓を兼守らしむといへる、延喜式の文に叶はざれば、柳本村なるニサンザイこそ勾岡陵に當りたれば、この向山は道上陵に當れること、山邊道勾岡上陵の條下に辨へつるがごとくにぞあるべき。

〔景行天皇〕御名は大足彦尊にして、又大足彦忍代別天皇とも稱し奉る、人皇第十二代の天皇に在はして、垂仁天皇の皇子、御母は日葉酢姫皇后なり。

〔纏向日代宮〕景行天皇の御宇の帝都にして、大和國磯城郡纏向村穴師の北部にあり、景行天皇四年十一月纏向に都し給ひ、これを日代宮と云ふ、同五十八年天皇近江の志賀に遷り給ふまで、即ち五十五年間の皇居たり。

〔正治二年〕土御門天皇の御宇也。建久十年四月二十七日代始に因りて改元す。二年を經て建仁と改む。

狹城盾列池後陵

成務天皇の御陵なり、大和國添下郡御陵村の東にあり、字を石塚山とよぶ由は、陵山に砂礫を敷滿たればなるべし。御在所は既く發けて、御石槨の大石とも露れ出たり。高さ八丈許、めぐり二百卅丈許あり。御在所のかた圓く、前のかた方に、南面に三段に築たり。敷地平坦ならず、左は高く、右は低ければ、堀底も一様に打續かず、北後と南面とに少つゝ中絶たり。これ日本紀に、葬二于倭國狹城盾列陵一と見え、古事記に、御陵在二沙紀之多他那美一也と見え、延喜式に、狹城盾列池後陵、志賀高穴穗宮御宇、成務天皇、在二大和國添下郡一兆域東西一町、南北三町、守戸五烟と見えたる御陵なり。この御陵號の楯列ノ池後といふことは、池上に對へたる號にて、すべて池は水の注入るかたを上とし、水の流出るかたを後とする定なれば、此楯池は、佐紀川（今さい川と云ふ）など流入たる池なるべきか。今も佐紀川北より南へ流るれば、その水の流入けむには、實に北は池上といふべく、南は池後といふべき地勢なり。西大寺に藏傳へたる、寶龜五年五月十日弘仁二年十一月廿九日等の、班田使官人の連署ある奈良の京北班田圖を見るに、楯列池は、此御陵より西北の方にありて、池上陵の西下に廣く湛へたりつらむを、寶龜のころは既く水は涸りたけむぞ思はるゝ。また續日本紀に、神龜四年五月辛卯、從二楯波池一飄風忽來、吹二折南苑樹二株一、即化爲レ雉といふ事など見えたり。今はみな田地となりて、何處を池の跡なりとも知られ

〔成務天皇〕御名は稚足彦尊と申す、人皇第十三代の天皇に在はして、景行天皇の第四皇子、御母は八坂入彦皇子の女八坂入姫命也。在位六十年にして崩御せさせ給へり。

〔西大寺〕高野寺、又は四王院とも云ひ、大和國添下郡伏見村大字西大寺に在り。

〔弘仁二年〕嵯峨天皇の御宇也。一年を經て天長と改む。

〔班田使〕大化の時に設けられたる官にして、專ら班田收授のことに當る。後ち陽成天皇の朝に至りて廢せられたり。

〔神龜〕聖武天皇の御宇也、五年後天平と改む。

ぬがごとくなりにたり。然るを、和州舊跡幽考大和志などに、當福寺村の東なる水上池を、この楯列池に當たるは、甚しき誤にて、水上池は、御陵より遙に東にありて、其中間に西畑村常福寺村なども立隔りたれば、上代とてもかく隔りたる池の名を、御陵號にかけても申すまじき地勢なるを、況て班田圖に、正しく此御陵の西北に楯列池と注したるをや。さて此御陵のこと、先達の考みな此處として、今は更に異論あらぬを、古く承和のころ、神功皇后の御陵と相混たる事ありしを、圖錄に檢給ひしに、北は神功皇后の陵、南なるは成務天皇の陵なること、分明になれりしこと、續日本後紀に見え、又今弘仁の班田圖を檢へても、神功皇后山陵より三町許南方に、此御陵はある趣に注したり。又康平のころ、此池後陵を、盜人發奉て、寶物を掠奪たりしを、舊の如く山陵に返納させ給ひしこと扶桑略記に見えたり。さて又此御陵の東に双びて、字をミサヽギと申せる古墳を、里人は神功皇后の御陵なる由云傳へたれど、その御陵はこの御陵より北にある趣、上にも引る班田圖に見え、續日本後紀にも、楯列北南二山陵と見えたるにて、東にあるは楯池上陵に相當らざる事、しられたれば、この京なるミサヽギは、垂仁天皇の皇后日葉酢媛命の狹木之寺間陵（嘉承元年に書たる菅家御傳記には、日葉酢媛命狹城盾列池ノ前陵是也ともいへり、）ならむと、考奉らるゝ由あり。

狹城盾列池上陵

神功皇后の御陵なり、大和國添下郡超昇寺村等七箇村立會の處にあり、字を五社神とよぶ。

〔承和〕仁明天皇の御宇の年號也。天長十一年に改元し十四年を經て嘉祥と改む。

〔續日本後紀〕二十卷。藤原良房の著にして續日本紀の後を繼げる國史也事は淳和天皇の天長十年二月より、仁明天皇の嘉祥三年に終る十八年間の國史也。

〔神功皇后〕御諱は息氣長足姫と申す開化天皇五世の孫息氣長宿禰王の女御母は葛城高額媛也。應神天皇を奉じて政を攝すること七十年にして崩御し給ふ。

〔康平〕後冷泉天皇の御宇の年號也。天喜六年八月廿八日改元、大極殿火ありしに依る。

〔磐余稚櫻宮〕神功皇后及び履仲天皇の皇居なり、大和國十市郡池田村にあり神功皇后攝政たりし時の都にて攝政の三年正月磐余に都す名づけて稚櫻宮と云ふ六十七年間にて廢す、履仲天皇元年復都し六年にして廢す

〔續日本後紀云々〕同紀に、承和十年四月己未朔、楯列陵守等言、去月十八日食時、山陵鳴二度、其聲如レ雷即赤氣如二飄風一指レ離飛去、申時亦鳴、其氣如二初指ヲ兌飛亘遣二參議正躬王一加二檢索一、伐二陵木一七十七株、至二楮木等一不レ可二勝計一、使即勘二當陵守長百濟春繼一上奏矣とあり。

高さ十一丈許、めぐり二百五十七丈許あり。御在所のかた圓く、前のかた方に南面に築たり。敷地、東は高く、西は低きによりて、東は三段に築き、西は四段に築たり。めぐりの堀も又高低あり。これ日本紀に、冬十月戊午朔壬申、葬二狹城盾列陵一とみえ、延喜式に、狹城盾列池上陵、磐余稚櫻宮御宇、神功皇后、在二大和國添下郡一兆域東西二町、南北二町、守戸五烟と見えたる御陵なり。この陵、成務天皇の陵と、昔時相混たることあり。そは續日本後紀、承和十年四月己卯の條に、使二參議從四位上藤原朝臣掃部頭從五位下坂上大宿禰正野等一、奉レ謝二楯列北南二山陵一、依二去三月十八日有二奇異一、搜二檢圖錄一、有二二楯列山陵一、北則神功皇后之陵、（倭名大足姫命皇后）南則成務天皇之陵、（倭名稚足彥天皇）世人相傳、以二南陵一爲二神功皇后之陵一、偏依二是口傳一、每レ有二神功皇后之祟一、空謝二成務天皇之陵一、先年緣二神功皇后之祟一、所レ作弓劍之類、誤進二於成務天皇陵一、今日改奉二神功皇后陵一といふこと見えて、北なるは楯列池上陵、（神功皇后）南なるは盾列池後陵（成務天皇）なること著明なるを、西大寺に藏たる、添下ノ郡京北班田圖にも、今この五社神の（盾列池上陵）ある處わたりに、神功皇后山陵敷地と注し石塚のある邊に、成務天皇山陵敷地と注したれば、今の五社神山は、楯列池上陵、（神功皇后）石塚山は楯列池後陵（成務天皇）なるべきこと、いよ〳〵疑ひ無かるべし。然らば舊說に、石塚山の東なる御陵山を神功皇后の陵とし、この五社神山を孝謙天皇の陵としたりしは、皆誤にて、この五社神は神功皇后、御陵山は孝謙天皇の陵なるべしといふ說あれど、かの御陵山は、陵山悉く埴壺を入て築あけたるさま、孝謙天皇御時代の築さまにあらず、いと〳〵古代の制作

なるをもて考ふるに、古事記にいはゆる狹木之寺間陵（菅家御傳記に、今狹城盾列池前陵是陵といへり）にて、垂仁天皇の皇后比婆須比賣命を葬奉給ひし御陵にこそはあるべけれ。されば、かの人馬種々の物形したる土物も殘在るべきを、そは久しき年月を經しほど、何れの御陵の土物も、まさ目に見得るは、あらざるが如く、はやく失果たるものなるべきを、埴壺どもの土中より顯出たるより、御石棺の蓋石の年經て露出たるなど、古事記に、比婆須比賣命之時、定石祝作、又定土師部とみえたるに考合せられてなん。さて、この狹木山の內に、御陵山に引づゞきて、東に北に古墳あまた見えたれど、石塚五社神の二陵を除きては、此御帝陵の外に、寺間陵ならむと、伺はるもあらず。又帝陵にならひながら、殊にミサヽギの名を得たるも、この狹城山の內にありては、此陵尤も始に出來たる御陵なる故に當昔より此陵を殊にミサヽギと云傳たりしものなるべし。そも〳〵五社神を神功皇后の陵なりと考たるは、中條正言、北浦定政等のはやく述出たる說にて、いと愛たき考なるを、それに就て、御陵山を孝謙天皇の陵なりと說るは、實に當がたき考なるによりて、今かく辨試たるになん。

菅原伏見西陵

安康天皇の御陵なり、大和國添下郡蓬萊村にあり、字古城山とよぶ。その內に保天堂とよぶ所、いさゝか土封殘りたり。その他は、大かた土を平し、土居を築き、堀を掘などして、御陵

〔土物〕日本紀垂仁天皇の條に「皇后日葉酢媛薨、臨葬有日、天皇詔群卿曰、從死之道前知不可、今此行之葬、爲之奈何、於是野見宿禰進曰、夫君王陵墓、埋立生人、是不良也、豈得傳後葉乎、云云、自領土部等、取埴以造作人馬及種々物形、獻天皇云々、同其土物始立于日葉酢媛命墓、仍號是土物謂埴輪、亦名立物也云々」とあり。〔まさ目〕まのあたりの意也。〔安康天皇〕御名は穴穗皇子と稱し奉る、人皇第二十代の天皇に在はして允恭天皇の第二皇子、御母は忍坂大中姫也。

の跡形もなく成果たり。誰人か居城になして、かく無道く壞ち果けむ、いと恐し。そも〳〵保天堂といふ言は、穗天皇の訛音にて、御諱穴穗天皇の穴ノ字を省きて呼來れるなりといへる說あれど、保天堂は、大和國わたり所々にありて、此一所に限らぬ名なれば、必穗天皇の訛音ともいひがたき由、いへる說あり。是實に然るべき說にて、御諱を申傳たるにはあらじ、只何處にもある保天堂にて、この殘陵もいつ頃よりか保天堂となしたりしにてあるべけれど、其もとは猶御陵の壞殘たる所にものしたりしものなるべきを、今はその名のみ殘りたるにぞあるべき。此處伏見東陵より八町許西方なる岡上にて、延喜式に菅原伏見西陵と載られ、古事記に、御陵在菅原之伏見岡也と記されたるによく叶へれば、御陵跡なるべき事は疑なかるべし。故に今諸先達の說に從ふ。これ日本紀に、三年後乃葬菅原伏見陵とみえ、古事記に、御陵在菅原之伏見岡也と見え、延喜式に、菅原伏見西陵、石上穴穗宮御宇、安康天皇、在大和國添下郡、兆域東西二町、南北三町、守戸三烟と見えたる御陵の御廢跡にぞあるべき。然るに、清輔朝臣の奧義抄に、此御陵のことを、日本紀云、安康天皇崩、菅原伏見野中陵に葬ると見えたるは、垂仁天皇の御陵を、菅原御立野中に在りと古事記いへるを思違られたりしものなるべし。此御陵は、菅原之伏見岡古事記にて、野中にあらざること明なるものをや。さて又、近頃の一說に、伏見東陵より十四五町許西方の山中に、字を天王山とよべる山を、此御陵ならむといふ說あれど、その山は天然の砂山にて、人作に築上たる古墳ならず、又人の壞崩したるにもあらぬに、山陵の

〔無道く〕なきけなき意也。
〔伏見東陵〕菅原伏見東陵也、垂仁天皇の御陵也(一一四頁參照すべし)
〔石上穴穗宮〕安康天皇の御宇の帝都にして、大和國山邊郡丹波市町田村に在り。
〔奧儀抄〕三卷、藤原清輔の著、和歌の式、作歌の法等を論證し、併せて萬葉集、古今集等に就きて和歌の奧儀を解釋したるものにして、正和五年の作也、清輔は顯輔の子にして、鳥羽上皇に仕へて皇太后宮大進兼長門守に至る、最も和歌を善くし、當年の歌人藤原俊成、僧西行と並び稱せらる。

〔牛頭天王〕祇園精舍の守護神也、藥師如來の化身にして素盞嗚尊に垂跡し給ふと云ふ。

〔田道間守〕書紀、垂仁紀に「天皇命二田道間守一遣二常世國一、令レ求二非時香菓一、今謂橘是也」とあり。和州舊跡幽考に、十年を經て歸りけるに天皇既に崩じ給ひし後なりければ何處に捧げ奉らんやと歎き悲みて陵の傍に自死せり、群臣哀れがりて陵の邊に其屍を納めける由見えたり。

〔飯豐青尊〕忍海飯豐青天皇とも申す。市邊押磐皇子の皇女、母は荑松、弘計、億計二皇子の皇姉也。御年四十五歲にして崩ず。

形なければ、もとより天皇の御陵などにあらざるべし。そを天王山とよび、其の東南菅谷といふ溪、暴雨のとき、土器鐵器の朽欠など、希に流出ることもありなどいへるは、牛頭天王などを古く祠りし山なるにや。もし古墓ならむにも、此の天皇の御陵などに、當るべき山にあらず、又その地脈もいたく西により離りて、藤木村、小和田、大向など七箇村に屬たる山地にて、伏見岡とはいひがたき所なれば、此の說も從ひがたくなん。また舊說に、伏見東陵の北傍なる、牛頭天王を祠れる兵庫山を、此の御陵に當たれど、そは東傍の北傍にありて、西方にはあらざれば、伏見ノ西ノ陵に當るべき由なく、またその古墳の形も、たゞ圓丘にて、盛大ならず。思ふに、是は東陵に屬たる陪塚にて、田道間守の墓ならむといへる說あり。當否はしらねど、實にさるたぐひの陪塚にて、此の御陵に當らざること、遠しといふべければ、此の說も又從ひがたかるべし。

埴口陵

飯豐青尊の御陵なり、大和國葛下郡北花內村にあり。字を三歲山とよべるは、ミサンサイ山の略稱にて、御陵山といふことなるべし。高さ二丈許、めぐり百十一丈許あり。御在所のかた圓く、前のかた方に、西面に三壇に築きたるを、天和のころ、辨庄村なる八幡宮を、この陵上に引移し、神主の家を建などして、御陵を甚く壞ちたれば、今は其形いみじく損ねたれど、四周

〔扶桑略記〕三十卷。[illegible]

〔天和〕第百十代靈元天皇の御宇、徳川四代將軍綱吉の年號也。

〔春秋〕御年也。漢書賈誼傳に「春秋鼎盛」とあり。

〔八幡神祠〕明治の初年、神祠など他に遷し、御陵など修覆し給へり。

〔水鏡〕三卷。中山忠親著。大鏡に歷代の事蹟備らざるより、溯りて神武天皇の辛酉より仁明天皇の嘉祥三年庚午に至る五十四代、一千五百二十二年間のことなど記錄して、同書と連續せしめしもの也。增鏡と共に世に三鏡といふ。

〔和銅五年〕元明天皇の御宇也。

に堀の形など猶のこれり。これ日本紀に、冬十一月、飯豐青尊崩、葬葛城埴口丘陵とみえ延喜式に、埴口墓飯豐皇女、在大和國葛下郡、兆域東西一町、南北一町、守戸三烟と見え、扶桑略記に、飯豐天皇甲子歲云々、冬十一月、天皇春秋四十五崩、葬于大和國葛木埴内丘陵と見えたる御陵なり、延喜式には、埴口墓と擧られたれど、日本紀には、埴口丘陵と記されたる例によりて、今も埴口陵と記しぬ。この御陵號、もとは埴口と稱しゝを後には埴内と轉じ、また訛りて、今は花内と村名にもよぶめり。埴口丘陵としも、稱せば、もと埴口なる小丘に據りて、御陵を造給ひしものとぞ見えたる。大和志に、埴口墓在北花内村、天和中、桑山氏毀墓、建八幡神祠と記せるも、此御陵の事をいへるなり。さて、この姬尊の御事を延喜式には、飯豐皇女と載せられたれども、日本紀に、飯豐青尊と記され、（日本紀、神代紀の注に、至尊曰尊、自餘曰命とみえたり。）崩と書され、陵と書されたるに、水鏡にも、第廿四代飯豐天皇云々、甲子の年二月、此みかど位につかせ給ひき。御年四十五。しかれども、其年十一月にうせ給へりしかば、此みかどをば、系圖などにも、いれ奉らぬとぞ承る。されども、日本紀には入奉りて侍れば、次第に申はべるなりと見え、扶桑略記にも、飯豐天皇、甲子歲春二月、生年四十五、即位、同年冬云々、此天皇不載諸皇系圖、但和銅五年上奏日本紀載之、仍註傳之などいへる說に據根きて、今は帝陵の列に擧奉れるなり。

〔顯宗天皇〕御名は弘計王又は來目稚子、袁祁石巢別天皇とも稱し奉る、人皇第二十四代の天皇に在はして、履中天皇の御孫、市邊押羽皇子の皇子、御母は蟻臣の女荑姬也、天皇御幼時事によりて兄億計王と共に播磨國明石に隱る、時に清寧天皇子なく皇胤を四方に求む國司之を宸聽に達す、天皇大に喜び二王を迎ふ、天皇崩ずるの後、太子億計王位を讓り固く辭して從はざるを以て天皇遂に位に卽き給ふ。

〔民居〕人民の住居の意也。

〔そをあたらしみて〕その土地を惜しむ意也。

傍丘磐坏丘南陵

顯宗天皇の御陵なり、大和國葛下郡片岡の磐坏丘に在るべきを、今その御在所詳ならず。舊說、平野村人家の北上なる字を石ノ上とよぶ。南面の小圓墳に、錬石もて造れる石槨の口露出たる古墳を、此御陵に當たれど、その制作の形狀を見るに、其御時代の陵制に叶はず、また磐坏丘北陵に當たる石ノ北とよべる處も、古墳にてはあれども、その在地寅のかたに當りて、北南に相對はず、東陵、西陵といふべき地勢なれば、南陵北陵には當がたくやあらむ。また大和志に、此御陵を、在二今市村一寶永年間山陵崩、遂爲二民居一といへるは、今其地に就て見るに、北今市村人家の東に字を的場とよびて、夷子社を祠れる所、これ古陵なりと云傳へたりといふ。さて村人のかたるをきけば、元祿のころまでは、この今市村の家居は、高村の南のかた、石橋ある北方に、今は古屋敷とよぶ處、街道の兩側に家立ありしを、その敷地よき田となるべき地なるに依て、人々そをあたらしみて、西ノ方なる下畑の地へ、家ども移建て、もとの家地は田になしたり。その時この的場といふ處に古冢あり、芝山にて、上に櫻木生ひ、その本に夷子社、小社にてありしを、其社大きく造立むと、村人かたらひ合せて、その古墳を掘たりしに、大石積累て造れる石窟の內に、錬石にて造れる石棺あり。劒、また長き太刀、くさぐさの金もの瓦器などもありしを、石は破取て、石垣につみ、又社壇拜殿の下などにも用ゐたるが、今にある石なり。その

劍、くさ〴〵の物は、土中に埋みて、今も社壇の下の土中にありぬべきなりとかたりき。されば、この夷子社の地、古墳には違あらじを、實に此御陵なりとは、憶には定がたし。若これ實に南陵ならむには、今泉村なる清水八幡宮ノ森の北に、東面にて前に堀などめぐれる古墳、それ北陵に當るべきか。すべてこの今市村の地、一堆の岡山なれば、磐坏丘にあらざるか、猶よく尋ぬべきなり。さて又、山陵志の說に、池田村なる二兒山を南陵にあて、築山村の城山を北陵に當たれど、二兒山は平地に在て、古事記に在二石坏岡上一也とあるに合はず、又この二兒山は、その周圍わづかに百五間餘り、城には三百六間あり、實に三分一にて、北陵に相對せず、又その在所も萬歲莊內にて、片岡莊に程遠ければ、米山村を磐坏山の略稱にて、片岡の磐坏なりとも思はれず。その南なる領家村を陵家の誤として、陵戶を宅をもて名くなど云へるも、强說ならずや。この外、狐井村に四周に堀めぐれる大古墳あり、その南良福寺村にも大なる古墳ありて其間三町許、北南に相對へり。されども此邊は、當麻の衢とよびしわたりにて、片岡の地にあらず。また片岡の地ならむと思はるゝ所にては、下田村の西北に石が峰とよべる丘山、先年石棺を掘出たりといひ、今市村の邊に古墳あまたありといひ、今泉村西の山に、石槨先年顯出たる古墳ありなどもいへど、正しく磐坏岡の南北陵に相當るべき古墳は、まだ見得がたくこそありけれ。猶その地に就て委しく考明らむべきことなり。そも〳〵この御陵のことの古書に見えたるは、まづ日本紀に葬二于傍丘磐坏丘陵一とみえ、古事記に、御陵在二片岡之石坏ノ岡上一也とみえ、

〔山陵志の說云々〕山陵志に、「顯宗陵在二傍丘磐坏一、曰二南陵一。云々磐坏。傍丘南岡也。武烈陵乃其北相並、曰二北陵一。云々今傍丘南嶋爲二岡莊一。但片岡別莊名也。有二築山村一。其南爲二陵家村一。而南北各存二古墳一。因以爲二築山是磐坏省レ磐、而坏更爲レ築也。陵家以二嘗宅二陵戶一名レ之。今檢レ之、則北陵甚高壯。武烈之壽陵。其侈可レ想。而南陵。乃平地之所レ築。頗卑小。顯宗之有二天下一也、躬二仁儉一。不二亦其驗一乎」とあり。

〔北陵に對せず〕北陵と釣合はぬを云ふ。北陵とは傍丘磐坏丘北陵の略稱、武烈天皇の御陵也

延喜式に、傍丘磐坏丘ノ南陵、近飛鳥八釣宮御宇、顯宗天皇、在二大和國葛下郡一、兆域東西二町、南北三町、陵戸一烟、守戸三烟とみえ、扶桑略記に、傍丘磐坏丘南陵高三丈、東西二町、南北三町など見えたり。

傍丘磐坏丘北陵

武烈天皇の御陵なり、大和國葛下郡片岡の磐坏丘にあるべきを、今その磐坏丘知られざれば、御陵も又詳ならず。舊說には、平野村堂山にて字を岩ノ北とよべる所なる由いへれど、南陵に當たる石上とよべる古墳は、申ノ方に當りて、東西陵とはよぶべけれど、南北陵とはよび難き地勢なり。又この岩北の同山の東北の山端にも、又古墳あれど、是も又東西とはいふべく、南北陵とはいひがたし。又山陵志の說には、築山村なる城山とよべる大古墳を、此御陵に當たれど、其地片岡莊を離れて、萬歲莊にあり、かつ南陵に當たる二兒山は平地にありて、石坏岡上古事記、とも云がたかれば、二陵ともに實には當りがたきなるべし。又大和志の說の如く、今市村夷子社の古陵を南陵に當れば、淸水八幡宮の北なる古墳、此御陵に當るべけれど、其も慥に定がたし。猶よく考明らむべきことなり。此御陵の事の古書に見えたるは、日本紀に、葬二于傍丘磐坏丘陵一とみえ、古事記に、御陵在二片岡之石坏崗一也とみえ、延喜式に、傍丘磐坏丘北陵、泊瀨列城宮御宇、武烈天皇、在二大和國葛下郡一、兆域東西二町、南北三町、守戸五烟と見え、扶桑略記に、傍丘磐坏丘北陵高二丈方二町など見えたり。

〔近飛鳥八釣宮〕顯宗天皇の皇居にして大和國高市郡上八釣村にありき、元年茲に都し給ひ、三年にて廢す、此宮を允恭天皇の遠飛鳥宮に對して、近飛鳥と稱す、此の遠近は、河内國柴籬宮より指示せしもの也。

〔武烈天皇〕御諱は小泊瀨稚鷦鷯尊と申し奉る、第二十五代の天皇にして仁賢天皇の皇長子御母は春日大娘皇女也。十歲御即位十八歲崩御。

〔申方〕西西南也。

〔泊瀨列城宮〕武烈天皇の皇居にして大和國城上郡南出雲村にありき、御即位より崩御に至るまで九年間の皇居たり。

身狹桃花鳥坂上陵

宣化天皇の御陵なり、大和國高市郡鳥屋村にあり、字をミサンサイとよぶ高さ五丈許、めぐり百九丈許あり。御在所のかた圓く、前のかた方に、北面に三壇に築立て、四周に堀めぐれり。この堀、東のかたは、寛永年間に外堤を壞ち、用水池をひろく掘りて、堀添池とよぶ。壇の南邊に立る家どもは、鳥屋村の枝村にて、舟付村とよぶ。この御陵は、日本紀に、葬二于大倭國身狹桃花鳥坂ノ上ノ陵、以二皇后橘皇女及其孺子一、合二葬于是陵一とみえ、延喜式に、身狹桃花鳥坂上陵、檜隈廬入野宮御宇、宣化天皇、在二大和國高市郡一、兆域、東西二町、南北二町、守戶五烟とみえたる御陵なり。この御陵號の身狹といふ地は、日本紀、欽明天皇十七年十月、遣二蘇我大臣稻目宿禰等於倭國高市郡一、置二韓人大身狹屯倉、高麗人小身狹屯倉一と見えたる大身狹は、桃花鳥坂わたりの大名なるべし。小身狹は畝火山の東北八町許に小房村あり、これ小身狹の名の片端に成れるものか。延喜式に、高市郡牟佐坐神社と見ゆるを、今の三瀨村、すなはち牟佐の訛音にて、三瀨村なる境原天神社をそれなりといへるは、いかゞあらむ。今の三瀨村は、もと大輕村の別村にて、いにしへ輕の地なること疑なし。桃花鳥坂は、日本紀第三に、定レ功行レ賞、賜二道臣命宅地一、居二于築坂邑一とみえ、同紀第六に、葬二倭彥命于身狹桃花鳥坂一、この墓は、今船付村なる升家山ぞこれには當るべき、など見えたる所にて、此御陵のわたり、すべて築坂といへりしなるべし。益田池碑銘の序に、武

〔宣化天皇〕御名は檜隈高田、又高田尊、武小廣國押盾尊とも稱し奉る。人皇第二十八代の天皇に在はして、繼體天皇の第二皇子、御母は尾張連草香の女目子媛也。天皇在位四年にして崩御し給ふ。

〔孺子〕童子也。

〔稻目〕高麗の子也。宣化天皇の時大臣となる、欽明帝の朝百濟王佛像を獻ず、稻目之を尊崇し、向原の家を寺となし、向原寺と稱す。

〔道臣命〕初め日臣命と稱す。高皇產靈尊五世の孫にして、天押日命の後也。靱負部を率ゐて神武帝の東征に道を求めて嚮導し奉りて功を建つ。

遮荒墾（さのあらはか）押ニ其坤一といへるは、此御陵、或は倭彦命の御墓をさせるか。同序に、左ニ龍寺一、右ニ鳥陵一といへる鳥陵を、此陵に當たる說は、宜しからず。鳥陵は白鳥陵原谷村のかたにあり、龍寺は龍蓋寺岡寺なりにて、共に其間一里を隔たり、さてこの御陵のこと、先達の考、みな同くて異說なし。

〔倭彥命〕崇神天皇の皇子也。

〔同序〕益田池碑銘の序文也。益田池碑銘は一卷、僧空海の著也、碑は大和國高市郡にあり字數凡八百十三字空海の撰文揮毫にかゝる故、往々梵字を用ひ、又草體古奇のもの多く、或は讀むべからざるものもあり。

山陵考　大和之部上　終

山陵考

大和之部　下

檜隈坂合陵

欽明天皇の御陵なり、大和國高市郡下平田村にあり、字を石山また梅山ともよぶ。高さ五丈許、めぐり百三十二丈許、御在所圓く、前方に、西面に三段に築て、砂礫を葺滿たり。四周に堀あり。西北東は山地にて高く、南は平地にて低ければ、南方には堀二重にありしにや。堤跡今は畑となりて、字をツクヱといふ、の外南に字を池田とよびて、又低くなれる田あり。これ外堀の跡埋まりて、田となれりしものなり。元祿十五年十月五日、此池田より石像四軀を掘出したり。その面貌形體まことに異樣にて尋常ならず、一石に二面或は三面あり、面別にその容貌を別にし、或は男、或は女、ともに裸體にて、みな陰處をあらはし、哭が如く、笑ふがごとく、その顔貌狀ふべからず。もと何の爲に作れるものなる事、知られざれども、實にこの御陵を作りしその昔より在來れるものと見えて。いと古代なるものなり。この石人のこと、既く今昔物語集に、云々、此元明天皇今按に、元明は欽明の誤なり、元明の御陵は奈保山にて、檜前にあらず、ノ檜前ノ陵也。石ノ鬼形共、廻ノ池ノホトリ、陵ノ基樣ニ立テ、微妙ク造レル石ナド、外ニハ勝レタリといへる、石ノ鬼形は、この石人石獸のことを、大よそに見て、かく鬼形とはいへりしなるべし。池ノ邊ノ陵ノ基樣ニ立テといへると、池田より掘出たるとに依て、思ふに、古の中堤のあと、今机とよぶ畑の邊に立たりしをいかにしてか、其外堀いま池田とよべる池の中へ落込たりしまゝ埋りたるを、元祿に掘當りて、取出たりしもの

〔欽明天皇〕又天國排開廣庭天皇と申す。人皇第二十九代の天皇に在はして、繼體天皇の第三皇子、宣化天皇の御弟、御母は仁賢天皇の皇女手白香皇后也。天皇三十一歳にして御即位、都を大和國磯城島に遷し、金刺宮に住し給ひ、御治世三十二年にして崩御し給ふ。

〔今昔物語〕一に宇治大納言物語とも云ふ。源隆國の著と稱せらる、内外を問はず諸人の物語を集めしものにて史料たるべきもの少からず。六十巻あり。

〔元祿〕東山天皇御宇の年號也。徳川五代將軍綱吉の時代に當る。

〔殯〕死體を葬る以前に假におさめ置くをいふ。

〔磯城島金刺宮〕欽明天皇御宇の帝都にして、大和國磯城郡三輪町金屋に在りき。

〔空海〕姓は佐伯氏讃州の人、入唐して佛典を攻究し、大同元年歸朝し、眞言宗の弘道に力め、奇蹟多く、天皇の歸依篤し、弘仁七年、高野山金剛峯寺を建立す、弘法大師の諡號を賜ふ。

〔性靈集〕十卷。僧眞濟の著にして、弘法大師空海の詩賦、上表、碑、銘、尺牘、願文等を撰集したるもの也。

〔益田池碑銘〕僧空海の作也。一一七頁を參照すべし。

にぞあるべき。此御陵は、日本紀に、五月殯二于河内古市一、九月葬二于檜隈坂合陵一と見え、延喜式に、檜隈坂合陵、磯城島金刺宮御宇、欽明天皇、在二大和國高市郡一、兆域東西四町、南北四町、陵戸五烟と見えたる御陵にぞおはします。また日本紀、推古天皇の廿八年十月の條に、以二砂礫一葺二檜隈陵上一、則域外積レ土成レ山、仍毎レ氏科之、建二大柱於土山上一、時倭漢坂上直樹柱勝太高、故時人號レ之、曰二大柱直一也といふこともみえたるが、今にこの御陵の山には、小石一面に滿々て、たゞ砂礫にて積累たる山かとたどらるゝばかりになん。さて此御陵の在ところ、今は平田村とよびて、檜隈とは稱ざれども、檜隈村の北西のかたに續きたる地なれば、古昔は、廣く此わたりまでも、檜隈と呼たりしものとぞ思はるゝ。さるは今も、檜隈川俗に土佐川と云ふ この御陵の西邊を南より北へ流れて、益田池の舊地わたりに流ゆくなるを、僧空海が性靈集に載せたる、益田池碑銘の序文に、雲蕩二松嶺之上一、水激二檜隈之下一とみえて、當昔この平田村の北方三瀬村の西わたりにて、檜隈川の水益田池に流入れりし趣を然記せりしものなるべければ、是にても昔は此邊かけて檜隈といへりしこと知られたるに、今此御陵の四邊を望觀るに、北より南より短山ゆき合ひて、まことに坂合といふべき地勢なれば、御陵號の檜隈坂合と稱奉れるによく叶ひ、又日本紀に砂礫を葺と見えたるにもよく叶ひたれば、實に此御陵に違ひあらじとぞ考奉らるゝ。

檜隈墓は、この欽明天皇の御孫女、吉備ノ島皇祖母命の御墓なり。日本紀に、皇極天皇二年九月丁亥、吉備島皇祖母命薨、乙未葬二皇祖母命于檀弓崗一とみえ、延喜式に、檜隈墓吉備姫王、

在二大和國高市郡檜隈陵ノ域内一、無二守戸一とみえたるは、此御陵の東、堀外の山に字をムネとよべる山畑にあり。先年此山田より石顯出たるによりて、其石を掘取ゆきしに、其奥に御石棺あり、里人驚きてそのまゝ埋置たりしといふ。是實に兆域内にて、正しく御石棺も御座ませば、是この檜隈墓にぞあるべき。定政の考には、御陵の東に金塚とよびて、石椁の口發出たる古墳を、それなるべしといへれど、今その中間を測量試るに、金塚は二町外にありて、此御陵の域内に入がたければ、當らざること明なり。

倉梯岡上陵

崇峻天皇の御陵なり、大和國十市郡倉梯岡にあるべきを、今詳に知がたし。舊說には、倉橋村より十八町許艮のかた、忍坂村領界に、倉橋よりは岩屋山とよび、忍坂よりは赤坂山とよべる圓墳、高さ十三間餘、めぐり八十九間許ありて、石室の內に、錬石にて造れる石棺あなる古墳をば、此御陵に當たれど、(此邊、かゝる古墳いと多かる地なり、)日本紀の文によるに、東漢直駒に弑られ給ひし卽日に、倉梯岡陵に葬奉給へる趣みえ、延喜式に、無二陵地並陵戸一と見えたれば、石室石棺の御いとなみ出來がたかるべく、推量り奉らるゝを、この岩屋山のかばかり丁寧に構たるは、實に當り難く思はるゝを、御在世にかねて造置せ給ひし壽藏なるべしなどいふ說も、又見えたれど、若實に壽藏ならば、帝陵に應ふべき良地を撰び給ふべきに、此地は然もあらぬ山岸の片岨に爲

〔崇峻天皇〕御名は泊瀬部、また泊瀬部之若雀天皇とも申し奉る。人皇第三十二代の天皇に在はして、欽明天皇の第十二皇子、御母は蘇我稻目の女小姉君也、卽位後大和國倉梯宮に在し給ふ。

〔東漢直駒に云々〕崇峻天皇の御時、蘇我馬子大臣として專横を極む。天皇意平かならず、密に之を除かんとし給ひしが、馬子聞いて懼れ、東漢直駒をして弑逆を行はしめしを云ふ御壽七十三（或云七十二）也。

〔壽藏〕人の生前に豫め作れる墳墓を云ふ、後漢書に「趙岐自爲二壽藏一。」と見えたり。

〔千手觀音〕佛體より上部に二十五體ありて、各其の左右に二十手づつ合して四十手を具す、手眼各一眼即ち千手千眼ある觀音也智慧の圓滿具足せることを表せるものと云ふ。

〔元祿度〕元祿年度也。元祿は東山天皇御宇の年號也。十六年を經て、寶永と改む。

〔今日進㆓東國之調㆒〕崇峻天皇の五年山猪を獻じたるを云ふ。

〔倉梯宮〕倉梯柴垣宮とも云ふ、崇峻天皇御宇の皇都にして、大和國磯城郡多武峯村倉梯山の西麓大字倉橋村にあり、今の金福寺の地即ち是れなるべしと傳ふ。

便なけなる狭地にて、壽藏を造給ふべき地にあらず。誠の御陵は、是より西、倉梯宮跡近き地の岡上に御座ますべきを、然ばかり大なる土封などはあらざりしにこそあらめと、畏く推量奉られたり。又一說に倉橋村のうち、金福寺といふ寺を、天皇屋鋪と申傳へ、その內に觀音堂あり、高さ二尺餘なる臺石垣の上に、一丈一尺四面の堂なり。堂內千手觀音、廚子の前に聖德太子崇峻天皇と並書たる木牌を安置奉れる、この堂下を御陵なるべしといへる說もあれど、元祿度に床板を取放て何見奉しかど、何の證跡もあらざりし趣書るものあり。延喜式に、無㆓陵地並陵戶㆒などあるによる時は、かゝるさまなるも又叶へるが如くなれど、此金福寺は倉橋川の川岸にありていと低き地なれば、日本紀、延喜式等に、倉梯岡陵と見え、古事記に、倉梯岡上と見えたる文に合はざれば、是も御陵には當りがたきなるべし。猶この近邊の岡上にて、尋奉らば、實の御陵の世に顯れ給ふべき期もあらむか。さてこの御陵のことの書どもに見えたるは、日本紀に、五年十一月癸卯朔乙巳、馬子宿禰詐㆓於群臣㆒曰、今日進㆓東國之調㆒、乃使㆓東漢直駒㆒殺㆓于天皇㆒、是日葬㆓于倉梯岡陵㆒と見え、古事記に、御陵在㆓倉梯岡上㆒也と見え、延喜式に、倉梯岡陵、倉梯宮御宇、崇峻天皇、在㆓大和國十市郡㆒、無㆓陵地並陵戶㆒と見えたり。扶桑略記に、山陵、大和國城上郡倉梯岡異本云、葬㆓添上郡㆒、無㆓山陵㆒と見えたる、城上郡また添上郡などいへるは、甚しき誤にて、延喜式に、十市郡とみえたるぞ、正說にはありける。

押坂內陵

舒明天皇の御陵なり、大和國城上郡押坂村の東にあり、字を壇々塚とよぶ、また壇の塚ともいふ。高さ十三丈許、周圍九十七丈許後高なる山崖に南面に下壇方に上壇圓く築たる御陵なり中壇より上は平に片々たる小石を壇々に積重たるがごと見ゆるによりて里人壇々塚とはよぶなるべし、めぐりに堀なしこれ日本紀皇極天皇元年十二月甲午初發二息長足日廣額天皇喪一壬寅葬二于滑谷崗一また同二年九月壬午改二葬于押坂陵一とみえ延喜式に押坂ノ內ノ陵高市崗本宮御宇舒明天皇在二大和國城上郡一兆域東西九町南北六町陵戶三烟とみえ、扶桑略記に九月改二葬大和國城上郡押坂山陵一高四丈方九町など見えたる御陵なるべし、その初葬給へりし滑谷崗は多武峰の南冬野村のほとりに今なめら谷とよぶ處ありそこに優婆塞の古塚とよぶ古墳それならむかと和州舊跡幽考に見えたり、扨この押坂の御陵のこと或人の話に此御陵五六十年前に南面の土崩れて隧道顯れたることありし時里人竊に御陵の內を伺奉りしに石室の內に御石棺ふたつありて、其奧なるは橫に、口なるは縱に、丁字の形にならび御座ましゝやうに、伺奉れりといへりと語りき。今按ふるに、かく御石棺ふたつ御座ます、此ひとつのかたの御棺は、御母后田村皇女を合葬給へりし御棺にて、延喜式に、押坂墓田村皇女、在二大和國城上郡舒明天皇ノ陵ノ內一にと載られたるにぞおはしましける。さて延喜式に、域內に在といへると、陵內に在といへると、大に異なる事

〔舒明天皇〕御諱は田村、又息長足日廣額天皇とも稱し奉る。人皇第三十四代の天皇に在はして、敏達天皇の皇孫、押坂彥人大兄皇子の御子也。御母は敏達天皇の皇女糠手姫也。天皇都を飛鳥岡本宮に遷し給ひ、在位十三年にして崩御あり。

〔岡本宮〕舒明天皇の御宇の帝都にして、大和國高市郡高市村岡にありきと云ふ。後百濟宮に移らせ給ふと云ふ。百濟宮趾は大和國北葛城郡百濟村に在りと云ふ。

〔優婆塞〕梵語。俗家にありて、佛門に入りたる男子の稱、優婆夷の對なり。

にて、陵内とは御陵の石室内に在る意にて、すなはち御合葬にて、別に御墳墓はあらざるを、その域内といへるは、御陵の兆域の内に別に御墓ありて、其墓に葬給へることとなれば、大に異なる趣あり。譬ば此御陵の域内にても、大伴皇女鏡女王などの墓は、在二大和國城上郡押坂陵域内一とあれば田村皇女の在二舒明天皇陵内一とあるとは、甚く異なることにて、みなこの御陵の兆域内に、別に御墓ある趣を知らせたる文なり。然るを、定政が考には、この陵内域内の差別を辨へずして、田村皇女の墓は此御陵の西南二町許にある古墳なる由說へるは、大なる誤なり。此外陵内に在とあるは、御合葬なる事の明證は、敏達天皇の御母后石姬皇女の御墓の事を、延喜式に、磯長原墓、石姬皇女、在二河内國石河郡敏達天皇陵内一と見えて、上に述る田村皇女と全く同例なるが、その敏達天皇御陵の事を、日本紀に崇峻天皇四年四月甲子、葬二於磯長陵一是其妣皇后（石姬の御事なり）所レ葬之陵也と見えて、其御妣后石姬皇女の御墓へ、敏達天皇を合葬給ひしものなるを、延喜式には敏達天皇の御陵は、河内磯長中尾陵と載られ、石姬皇女の御墓は、又別に磯長原墓と擧て、その註に、在二河内國石河郡敏達天皇陵内一と註されたると、また此押坂内陵の石室内に御石棺ふたつおはしますとを考合せて、陵内に在とあるは、同じ御陵の内に合葬し給ひしものなることを、慥にわきまへ意得べきことなり。然るを、延喜式に、合葬と註さずして、在二其陵内一と載せられたるは、陵と墓との差別を明にせむ料とぞきこえたる。さて又、この御陵の東北の傍に、女塚とも塚穴ともよべる圓塚あり。これ諸陵寮式に、押坂内墓、大伴皇

〔大伴皇女〕欽明天皇の皇女にして御母は蘇我稻目大臣の女堅鹽媛也。

〔鏡女王〕鏡王の女にして、藤原鎌足の嫡室也。

〔田村皇女〕敏達天皇の皇女にして一に糠手姫と申す。

〔石姬皇女〕欽明天皇の皇后、宣化天皇の第一皇女に在はし、御母は橘仲皇女也。

〔敏達天皇陵〕御名は譯語田皇子、又渟中倉太珠敷天皇と申し奉る。人皇第三十代の天皇に在はして、欽明天皇の第二皇子、御母は石姬皇女也。在位十四年にして崩御し給ふ。御陵は河内國石河郡太子村の河内磯長中尾陵也。

女、在二大和國城上郡押坂陵域内一無二守戸一と見えたる御陵にぞおはすべき。この大伴皇女は、欽明天皇の御女におはしまして、用明天皇の同母妹にぞおはすめる。又御陵の東南一町餘にある古墳は、これ諸陵寮式に、押坂墓鏡女王、在二大和國城上郡押坂陵域内東南一無二守戸一とみえたる墓にこそあるべけれ。この鏡女王は、何王の御女におはするにか、詳ならず。昌泰三年に前左大臣藤原良世公の記させ給ひし興福寺縁起に據るに、内大臣鎌足公の嫡室なる趣みえたり。日本紀に、天武天皇十二年秋七月丙戌朔己丑、天皇幸二鏡姫王之家一訊レ病、庚寅、鏡姫王薨と見えたるを、此所に葬給ひたりしものなるべし。

越智崗上陵

皇極天皇の御陵なり、大和國高市郡車木村と越智村と立會の處、字を天王山とも、奥谷山ともよぶ山の頂上にあり。高さ一丈許、周圍廿二丈許ある圓墳、これ御陵なり。其より卅間許南下に、字を谷口山とよぶ處に、高さ一丈許、周圍廿丈許ある古墳、これ御孫太田皇女の御墓なるべし。これ日本紀に、天智天皇六年二月戊午、合二葬天豐財重日足姫天皇與二間人皇女一於小市岡上陵一是日以二皇孫太田皇女一葬二於陵前之墓一皇太子謂二群臣一曰、我奉二皇太后天皇之所一レ勅、憂二恤萬民一之故、不レ起二石槨之役一所レ冀永代以爲二鏡誡一焉と見え、延喜式に、越智崗上陵、飛鳥川原宮御宇、皇極天皇、在二大和國高市郡一兆域東西五町、南北五町、陵戸五烟とみえ、扶桑略記、

〔昌泰三年〕醍醐天皇の御宇也。
〔嫡室〕正妻也。
〔皇極天皇〕御名は寶皇女、天豐財重日足姫天皇とも稱し、重祚して齊明天皇と申し奉る。人皇第三十五代の天皇に在はし、敏達天皇の曾孫にして、茅渟王の王女御母は吉備女王也天皇大和國高市郡高市村岡の小墾田宮に遷都あられし由に聞ゆるも、確證なき也。
〔石槨之役〕石槨を作るための夫役也。
〔皇太后天皇〕皇極天皇を申し奉る。
〔飛鳥川原宮〕皇極天皇の御宇の帝都也。一説に大和國高市郡高市村岡にありて小墾田宮と云ふも、確證なし。

一代要記、水鏡等に、越智大堀間陵と見えたる御陵にぞおはしますべき。但し大堀間といふ名は、今傳はらず。廟陵記に、或曰、越智岡在二宗我川上一といへる、宗我の川上は、この車木川の名を車木にては車木川といひ、宗我にては宗我川といふ、わたりを、大よそにいへるにて、やがて此天皇山のことを指て、越智岡とはいへりしなるべし。今も半(なかは)は越智村の領なり。さて此御陵の事、舊説には、鳥屋村領の山なる塚穴とよびて、石槨の口發出て、其内に石棺ある圓墳を、此御陵に當たれど、憂二恤萬民一之故、不レ起二石槨之役一と勅給ひし、日本紀の文意によるに、此塚穴のごとき大石を積疊て、石槨を造給ふべくもあらじ。又この御陵は、日本紀の文によるに、御女間人皇女(むすめはしうとう)と御合葬なれば、御棺は二ッあるべきに、此塚穴には一ッにてあるも、相合(かな)はず。又その在所も越智岡といふべき地にあらざれば、御陵には當らざること明なり。又大和志の説には、同じ鳥屋村なる升家山(ますか)を當たれど、是又いと盛大なる古墳にて、其體四角に三段に築上たる大塚にて、崩壞たる土中に埴壺連りて露出(あらはれいで)たるなど、いと古代の墳制なると、其在所とをもて考ふるに、倭彥命の身狹桃花鳥坂墓なるべく考奉られて、此御陵などには、在所も叶はず、又墳制の時代も叶はざれば、越智岡陵にあらざること明なり。その外、山陵志以下の諸說は、みなこの車木村天王山の說に從ひたるが、そは古書どもに見えたる趣によく相合(かな)へれば、この天王山ぞ實に越智岡上陵には當るべき。さて日本紀を按ふるに、天武天皇の八年三月に、御みづから行幸ありて、此御陵を拜給ひしことみえ、同十年五月にこの御魂を祭奉給ひしことも見えたり。又こ

〔憂恤云々〕石槨を造りて人民に勞役と負擔とを重からしめてはとの民を氣づかひあはれみ給ふ大御心より石槨の賦役を起さずと也。
〔倭彥命〕崇神天皇の皇子にて、御母は御間城姬皇后也。垂仁天皇の廿八年十月薨じ近臣數十人生きながらに壙中に埋められ、日夜號泣す、天皇聞いて之を愍み給ひ、詔を下して永く殉死の習慣を禁じ給ひしこと日本書紀に見えたり。
〔車木村〕今の大和國高市郡越智岡村の字の名也。
〔行幸あり〕日本書紀に天皇幸二於越智一拜二後岡本天皇陵一とあり。

〔天武天皇〕御諱は大海人皇子と申し奉る。人皇第四十代の天皇に在はして、舒明天皇の第二皇子、御母は皇極天皇、天智天皇の皇弟也。天皇御宇に帝都は大和國高市郡上居村の飛鳥淨見原也。

〔持統天皇〕御名は鸕野讃良皇女、御稱號を高天原廣野姫尊と申し奉る。人皇第四十一代の天皇に在はして、天智天皇の第二皇女、御母は蘇我遠智娘、初め天武天皇の皇后也。天皇の御宇帝都は大和國高市郡鴨名村高殿なりき。

〔羨門〕墓道の門也羨の音は「エン」にして、墓所に至る道の意也。

の陵は、嶮しき山頂にて、崩壊やすかりしにや、續日本紀を按ふるに、文武天皇の三年十月に、この陵、山科陵などに、諸王諸臣を遣はして修造せしめ給ひし事みえ、又天平十四年五月に、此陵長一十一丈、廣五丈二尺、崩壊たりしによりて、諸王諸臣を遣して修繕せしめ給ひし事なども、見えたり。

太田皇女御墓は、上に略述るが如く、此御陵より三十間許南下に、字を谷口山とよぶ處に圓塚あり。是日本紀に、是月、以皇孫太田皇女葬於陵前之墓と見えたる御墓にぞ當るべき。そは近く御陵の南下にありて、實に陵前之墓とみえたる文に、よく叶ひたればなり。此皇女は、天智天皇の姫御子におはしませば、此御陵の御爲には、御孫にあたらせ給へり。

檜隈大内陵

天武天皇持統天皇の御合葬の御陵なり、大和國高市郡野口村にあり、字を王の墓山とよぶ一堆の岡山のうへに、圓く築立たる御陵なり。もとはいと盛大に、築立たりし御陵なるべく伺はれたれど、今は陵上の封土もみな壊取て、御石槨の蓋石露出、その奥の石室の蓋石などは、既く破取たるにか、深く穴のごとく窪みたり。南面もいたく壊て、羨門發出など、甚しく荒たりし處にて、高さ五丈許、周廻九十五間許あり。また一説に、五條野村、大輕村、三瀬村、三箇村の間に、字を丸山とよべる、いと大なる古墳をそれなりともいへり。其制、御在所圓く、前の

かた方に、乾面に三段に築たり。御在所の高さ十五間許、頂上の根廻り七十五間、中段の周廻百六十間、下段の總根廻り凡五百間餘あり。其周廻に堀の跡あり、堀のはゞ、或は廿九間、或は十八間あり。南後の方中段に羨門露出たり。隧道を七丈三尺許入下りて、石室にいたる。その石室内に、石棺二つありとぞ。羨門は南後に顯はれたれど、御陵の築ざまは乾面にて、南面にはあらず。圓墳は多くは正面に羨門あれども、前方後圓の制にては、羨門は必左或は後方にありて、正面にはあらざる例なり。この御陵の事の書に見えたるは、日本紀に、持統天皇元年十月壬子、皇太子率二公卿百寮人等并諸國司國造及百姓男女一、始築二大內陵一と見え、同二年十一月乙丑、布勢朝臣御主人大伴宿禰御行、遞進レ誄焉、直廣肆當麻眞人智德、奉レ誄二皇祖等之騰極次第一禮也、畢葬二于大內陵一とみえ、延喜式に、檜隈大內陵、飛鳥淨御原宮御宇、天武天皇在二大和國高市郡一、兆域東西五町、南北四町、陵戶五烟と見え、御合葬のことは、續日本紀、大寶三年十二月癸酉、從四位上當麻眞人智德、率二諸王諸臣一奉レ誄、太上天皇、謚曰二大倭根子天之廣野日女尊一、是日火二葬於飛鳥岡一、壬午合二葬於大內山陵一とみえ、延喜式に、檜隈大內陵、藤原宮御宇、持統天皇合二葬檜前大內陵一、陵戶更不二重充一とみえ、扶桑略記に、天武天皇十五年九月四日崩、一云、九月九日崩、山陵、大和國高市郡檜隈大內高五丈方五町など見えたり。又この御陵を、盜人發奉れること、百練抄に、嘉禎元年四月八日、或人云、去月廿日、以下大和國高市郡天武天皇御陵爲二群盜一被二穿鑿一、搜中取重寶上云々、多是金銀之類、云々と見え、編年集成に、嘉禎元年四月十

〔乾〕戌亥也、戌と亥との間即ち西北間の方位也。
〔國司〕昔ハ朝廷より諸國に置きたる地方官にして、守・介・掾・目の總稱也。
〔國造〕上古、地方を統治したる世襲の官也。其區域、略後の郡程也。
〔誄〕死者生前の功德を擧げ稱すること又其の文詞也。
〔騰極〕登極也。天皇の御位に即かせ給ふを云ふ。即位、登祚に同じ。
〔飛鳥淨御原宮〕天武天皇御宇の帝都にして、大和高市郡上居村にありき
〔嘉禎〕四條天皇の御宇の年號也。文暦二年九月十九日改元、三年を經て暦仁と改元す。

一日、大和國高市郡山陵、去比爲ニ盗人一被ニ穿破一、近邊南都并京中諸人多入ニ陵中一、奉レ拜ニ御骨等一、天武天皇山陵也と見え、明月記に、文暦二年四月廿二日、發ニ山陵一盗事、天武天皇大内山陵、云々、只白骨相連、又御白髪猶殘、云々。また六月六日の條に、障尋入來之次談、奉レ見ニ山陵一者、傳々說、毎レ聞増ニ哀慟之思一、於ニ御陵一者、又奉レ問由、有ニ其聞一、定簡略歟、於ニ女帝御骨一者、爲レ犯ニ用銀筥一、奉レ棄ニ路頭一了、雖ニ塵灰一、猶可レ被ニ尋収一歟、定閑沙汰、可レ恐事歟などいふ事も見えたり。さて今上に擧たるふたつの古墳を、つら〳〵考合するに、丸山のかたは、石棺一つあるに依て、御合葬の墳墓なることは明なれど、當昔御合葬の陵墓數多ありて、同じこの五條野村領の内にも、字を菖蒲池とよぶ處に、石室は半毀たれど、石棺二つ双在る南面の荒墳あり。又上に引出たる明月記の文によるに、女帝の御骨は銀の筥に收藏てありし趣にて、石棺に藏めてありしこと聞えざれば、二棺あるに依て、かならず大内陵の證とはなりがたかるべし。又そまた此陵の御時代前後の諸陵を伺奉るに、圓丘にして、前方後圓に造たるは、例あらず。此御時代の丘體も壯大ならざるを、今この丸山は、總體甚盛大にして、周廻五百間に餘れり。此御時代前後の諸陵の制度に叶はず。王ノ墓山のごときは、陵制御時代に能合ひ、圓丘にして廣大ならざれど、羨門の彫琢麗妙なるのみならず、石室内もまた磨礱精巧なる趣、大和志にいへれば、當時諸工の力を盡して造奉たる御陵なる事知つべし。又この丸山のかたは、山作こそ盛大なれ、石室内また隧道の作ざまなどは、たゞ自然の石を積みて、王ノ墓山の制にくらぶれば、いと麁疎

〔爲ニ盗人ニ云々〕方便智院所藏の御陵日記に、其由詳か也、同記には文暦二年三月廿日とあり、即ち前出百錬抄に、或人云、云々とあるにかなへり。

〔明月記〕藤原定家の著、建久三年三月以下の日錄にして、明月の名は住吉の靈夢に基きて名づけたりと云ふ。

〔文暦〕四條天皇の御宇の年號也。同二年嘉禎と改む。

〔荒墳〕荒廢せる墳墓を云ふ。

〔彫琢〕ほりみがくを云ふ。

〔磨礱〕とぎ磨く也

〔山作〕御陵墓の山形を爲せる所也。

〔隧道〕墓道を云ふ。棺を埋むる爲に平地より斜に穴の中に通ずる道也。

なるさましたり。又その山の在ところ、五條野村、大輕村、見瀨村の間にあり。此見瀨村は、もと大輕村の別村なりといひ、今も輕島豐明宮の跡は、見瀨村の西方明宮八幡宮の地なりといひ、輕境原の跡は、見瀨村西南さかき原天神宮の邊なりといひ、輕曲峽宮の跡は、又其南の山にまがりをさとよぶ處なりなどいへば、此丸山の西はみな輕の舊跡、東もまた大輕村にて、輕の故地なる事明なるを、この丸山は大半輕の地内にあり。若この丸山を大内陵なりとせば、東西五町の兆域は、當昔の輕街に障りて取るべき餘地なし。又その御陵の大内丘は、日本紀、欽明天皇七年七月の條に、檜隈邑人川原民直宮といふ人の得たる良馬の事をいへるに、服御隨レ心、馳驟合レ度、超ニ渡大内丘之壑一十八丈焉といふこと、みえたり。若此丸山を大内陵なりとせば、その近傍に壑といふべき所なく、又然いふべき地勢にあらず。王ノ墓山のかたとすれば、その邊に壑といふべき所多くて叶ひたり。又この御陵號、諸雜事注文に、大和青木御陵（天武天皇御陵）と見えたれば、治承のころ、大内陵の號はすたれて、青木御陵とぞいへりけむを、今尋奉るに、その青木といふ號も、又はやく絶はてゝ、然よぶ地、この檜隈わたりに聞えず、たま〳〵近傍にあるも、古陵のある邊ならず。又永仁六年にかける御廟は、その東邊の字を青木とよべるにて思ふに、此御陵の事と聞えたるを、是によりて考ふるに、御陵は高市郡の卅一條に當れる邊にありしこと知られたれど、昔の條里存らざれば、今何處許とも辨知るべき由あらず。かの五條野村とよべる名は、むかし此郡内の五條に當れりし野なりし故の名なるべければ、卅一

〔輕島豐明宮〕應神天皇御宇の皇宮にして、大和國高市郡白橿村大輕村に在りき。

〔輕曲峽宮〕懿德天皇御宇の皇宮にして、大和國高市郡白橿村大輕に在りき。

〔馳驟〕早足と駈足と也。此句、文選赭白馬賦に出でたり、日本紀にてはこれを「ウクツク」と訓めり。

〔治承〕高倉天皇の御宇の年號也。安元三年八月四日、大極殿の火災及び天災に因つて改元す。四年を經て安德天皇養和と改む。

〔永仁〕伏見天皇の御宇の年號也。正應六年八月五日改元、六年を經て正安と改む。

條には相合ひがたきなるべし。この野口村なる王ノ墓山は、當昔の陵制によく合ひ、日本紀に見えたる大内丘の形勢にも又よく相合ひたれば、此古陵こそは、元祿の御定の如く、大内丘陵におはしますべけれとぞ、考奉らるゝかし。

持統天皇御火葬所、高市郡飛鳥崗にあるべきを、今その御遺跡詳ならず。續日本紀に、大寶二年十二月甲寅、廿二日也太上天皇崩、遺詔勿ニ素服擧哀一、中略辛酉殯ニ于西殿一、同三年十二月癸酉、從四位上當麻眞人智德、率ニ諸王諸臣一奉レ誄、太上天皇、謚曰ニ大倭根子天之廣野日女尊一、是日火ニ葬於飛鳥岡一と見えたり。飛鳥岡は大和國高市郡飛鳥村岡村わたりの東に連亙りて、其山末は多武峰に續きたる廣き岡山なるが、その岡わたりに、今云傳へたる處なし。たゞその岡つゞきの内にて、上居村（浄御の轉音にて、これ飛鳥の浄御原の名號を字音に唱へながら傳はりたるなりとなむ。）の山腹に字をサンザイとよびて、もと古墳ありしが、今も大石少々殘たる處あり。かの葛下郡なる埴口陵を、サンザイ山とよべる、例によるに、此所のサンザイも亦ミサンザイの略稱にて、御陵の意なるべければ、是この御火葬の御遺跡にもやと、かつたどらるれど、別に慥に徴とすべき明證も聞えざれば、今考定むべき由あらず。又その東方細川村のうちに、字ニサンザイとよべる古墳あれど、そは細川の流の南傍にて、低き地なるがうへに、石室の構などかつ顯れたる古塚にて、火葬所の跡とはみえずなん。さて又、十市郡吉備村に蓮臺寺墓とよびて、里人の火葬場あるを、其處に近年さくじりたる煙坊ありて、其火屋に、持統天皇御火葬舊地とかいふなる額を掲上たりし由、聞傳ふれど、そは

〔素服〕白地の衣服の義、喪服也。
〔誄〕誄詞也。死去せし人の生前の功德を述ぶる詞を云ふ。
〔謚〕其の人の死後に追贈する名を云ふ、又イミナとも云ふ、謚に、國風謚と漢風謚の二種あり、淳和天皇後は凡て漢風謚也。
〔多武峰〕大和國十市郡（今は磯城郡）多武峰村に在り。もと倉橋山と云ひしが、中大兄皇子鎌足と此山の藤花の下に會談せられ入鹿を誅し給ひしより名づくと云ふ。
〔さくじりたる〕小賢しきを云ふ。
〔煙坊〕御坊にも作る。焚屍人也。火葬にて死骸を燒く職業の人を云ふ。

郡も違ひ、岡にもあらぬ平地にて、妄說なること、辨を待ずして明了なれば、今論ふ限にあらず。

眞弓丘陵

文武天皇の御父、御追號岡宮天皇草壁皇子の御陵なり、大和國高市郡佐田村のみなみ、森村の北方なる岡のうへ、牛頭天王社の西にあり。此森村のうちに、此古墳を除きて外に、古墳は一所もあらざれば、大和志に、王墓在森村といへるは、此古墳の事なるを、今はその字を失ひて、里人號を知らずといへり。高さ二丈許、周廻五十二丈許ある圓墳にて、頂上にすこし窪みあり。これ延喜式に、眞弓丘陵、岡宮御宇天皇、在大和國高市郡、兆域東西二町、南北二町、陵戸六烟とみえたる御陵にぞおはしますべき。萬葉集第二に、この日並知皇子尊、草壁皇子の御追號なり殯宮之時、柿本人麻呂作歌に、天地之初時之、久堅之天河原爾、云々、何方爾、御念食可、由縁母無、眞弓乃崗爾、宮柱、太布座、御在香乎、高座知而、云々、とみえ、又この皇子宮舍人等慟傷作歌廿三首のなかに、外に見し檀の岡も君ませば常都御門と侍宿するかも。朝日てる佐太の岡邊に群居つゝ吾なく涙やむ時もなし。橘の島宮には飽ねかも佐田の岡邊に侍宿しにゆく。など見えて、眞弓岡とも佐田岡とも作たるは、同じ岡をかく通はして云けるは、眞弓は大名にて、佐田はその內の小名なりしなるべし。今は眞弓村、佐田村、森村と打つゞきたる村なるが、此御陵の御座ます岡は、森村の最北にありて、此岡の北面は直に佐田村の人家あり。むかし森村の

〔草壁皇子〕御名は日並知皇子と稱す。追號して長岡天皇又は岡宮御宇天皇と申し奉る。天武天皇の第一皇子にして、御母は持統天皇也。

〔萬葉集〕二十卷、我が國最古の歌集にして、仁德天皇の御時より、淳仁天皇の天平寶字己亥正月迄の歌を集め、其の數凡て四千四百九十六首あり。眞率素樸にして、氣力に富める名歌多し。

〔柿本人麻呂〕持統文武の二朝に仕ふ。後、石見の國司の官人となり、天平元年遂に其の地に歿す。特に長歌に巧にして、和歌三聖の一也。其祖は天足彥國押入命也

名出來ざりし前は、此岡も佐田岡にて、總名は、此邊までも眞弓といひしものなること著し。今里老の物語をきくに、此村を森村といふことは、この御陵の岡、むかしは甚く木茂りたる森なりしかば、森村とは云そめたるにて、もとは佐田村と一村なりしと聞傳たり。今は森村の名は、人あまねく云はずして、紀の辻といふ字ぞ、世に名高くなりたるとかたりき。紀の辻といふ田は、車木、柏原のかたへゆく道と、戸毛巨勢をへて宇智郡に入り待乳を越て紀伊國にゆく道との辻なる故に、然よべるものなるべし。されば、孝謙天皇の紀伊國に行幸なりし時も、高市郡小治田宮より發せ給ひて、過二檜山陵一詔。陪從百官一悉令二下馬一儀衛卷二其旗幟一是日到二宇智郡一と、續日本紀に記されたるは、この御陵より見わたされたる、南方紀辻の街路を過させ給へるによりて、その陵前を畏みまして、儀衛の旗幟をまき、百官に下馬せしめ給ひしにて、この御陵は、これ孝謙天皇の御曾祖父の御陵におはしませばなりけり。今此御陵の在地、かく古書にみえたる事跡どもに符合したれば、この森村の古墳こそ、實にその眞弓岡陵に違ひあらざること知られたれ。さて又、眞弓村に、字を堂山とよぶ山の西端に、是も牛頭天王を祭れる小丘あれど、古墓とも慥に見定がたき山なるに、こゝにては眞弓岡にはよく叶へれど、佐田岡とはいふまじき處なれば、萬葉集に見えたる此宮の舍人等の歌に叶ひがたく、紀伊國行幸の路に經給ふべき處ならねば、其はみな當らざること明なり。かくて、大和志に、紀伊國行幸の御事跡を、皇極天皇御祖母の眞弓丘陵のことゝしたれど、そは日本紀に、葬二皇祖母命于檀弓崗一、こは後に

〔儀衛〕儀仗兵也。兵仗を帶びて儀式に參列し。又行幸の際は警衛の任に當る兵士を云ふ。猶ほ仗とは弓箭刀の總稱也。

〔檜山陵〕孝謙天皇の御曾祖父、御追號岡宮天皇草壁皇子の御陵也。大和國高市郡佐田村にあり。

〔舍人〕殿內に在りて、天皇、皇子等の左右に親しく仕へまつり、供奉雜役をつとむる者の稱也。又親王以下にも仕へて、其の守護となる。雜役に任ずる爲に親王に賜へるものを帳內。京臣に賜へるものを資人。地方官に賜へるものを事力といへり。皆舍人の類也。

檜隈墓と號けられたりと見え、その御墓を、延喜式には、檜隈墓と擧られて、陵とは記されざりけるを、大和志の作者ふと心得誤りて、御曾祖父の御陵なるが故に、孝謙天皇、殊更に御致敬ありし趣に心づかずして、皇極天皇の皇祖母命の檀弓岡の御墓に混じて、別に此岡宮天皇の眞弓丘陵を擧ざりしは、疎謬といふべし。

檜前安古岡上陵

文武天皇の御骨を藏奉給へる御陵なり。大和國高市郡檜前の安古岡にあるべきを、今安古ノ岡何處なりとも知られざれば、御陵もまた知られず。舊說には、平田村の高松塚を此御陵に當たれど、當昔の陵制に叶ひがたくやあらむ。また大和志には、同村なる中尾の石墓をそれなりと云へり。そは砂礫を葺滿たる圓塚にて、いと少さかならぬ古墳なれども、其山を中尾とよべるは、古名の殘りたるものなるべく思はれて、いにしへの安古岡なりとも思はれず。また近年の說には、野口村なる王墓をこの御陵に當たれど、是は舊記の如く、大内丘陵なるべく考奉らるれば、此御陵には又當りがたきなるべし。又檜前村より東北のかた、栗原村領のうち、平田村領界に字をあんどくとよぶ處あり、此字を御薗村に傳はりたる古き水帳には、あんこうと書たり。其東北に字塚穴、俗にチヨウセン山とよぶ小丘あり、その丘の南面に、前年まで塚穴ありて、石窟の發けたるがありけるを、追々に石ども取壞ち、山をも半掘崩して、山畑になしたれば、今

〔文武天皇〕御名は珂瑠（一に輕に作る）、諡して天眞宗豐祖父尊と稱し奉る。人皇第四十二代の天皇に在はして、天武天皇の皇孫、草壁皇子の第一皇子、御母は元明天皇也。在位十一年、改元すること二、慶雲四年六月十五日崩御あり御壽二十五。天皇天資寛仁にして而色に形はれず、博く經史に涉り、仁孝の志厚く、四年勅して律令を撰定せしめ給ふ。大寶律令即ち之なり。

〔水帳〕御圖帳也、古く田文（タブミ）と云ひ、村々に藏して、土地段別の圖に、所持主の名年貢高などを記せるもの也。

〔丘本〕小山の麓也

〔大名〕廣き範圍に亘れる名稱の意也

〔慶雲〕文武天皇の御宇の年號也。大寶四年五月十日改元、西樓の上に慶雲現はるゝを以て也。四年を經て元明天皇和銅と改む

〔誄人〕誄文を讀上ぐる者也。誄については前に述べたり。

〔元明天皇〕御名は阿閇、日本根子天津御代豐國成姫天皇と諡し奉る。人皇第四十三代の天皇に在はして、天智天皇の第四皇女御母蘇我山田石川麿の女我嬪、草壁皇子の妃にして文武元正の母后也。都を平城に造營せられ、在位七年にして崩じ給ふ。

はもとの陵制分明に見えざれど、其畑の字に今もツカナとよび、その畑中に今も取殘したる石ども、處々に殘りて、古墳なること疑ひなきを、其丘本にあんこうの字あるは、かの安古岡陵に由緣ありけに考奉られたるを、里人深く祕して、詳に語らず。その石槨も毀果て、もとの形勢の知られざれば、今頓に考定奉がたきをいかにせむ、なほ精細によく考明らむべき事なり。そもそも檜前は今は一村の名となりたれど、古は大名にて、いまの檜前御陵、平田、栗原、野口わたりかけて呼たりし名と聞えたれば、其間にてよく尋奉るべきことなるべし。この御陵のことの書に見えたるは、續日本紀に、慶雲四年十一月丙午、從四位上當麻眞人智德、率二誄人一奉レ誄、謚曰二天根子豐祖父天皇一、卽日火二葬於飛鳥岡一、甲寅奉レ葬二於檜隈安古山陵一と見え、延喜式に、檜前安古岡上陵、藤原宮御宇文武天皇、在二大和國高市郡一、北域東西三町、南北三町、陵戸五烟と見え、扶桑略記に、大和國高市郡檜前安古岡上（高三丈、方三町、）など見えたり。御火葬所は、高市郡飛鳥岡に在るべきを、今その御遺跡詳ならず。委しくは、持統天皇御火葬所の條に述へるがごとし。

奈保山東陵

元明天皇の御火葬の御陵なり、大和國添上郡奈良坂村の西方の山あり、字ようらうが峰とよぶ。いと高からぬ平山にて、殊に御陵の形なし。その南の谷田に、字を箱石とよぶ處あり、是この御

〔養老〕元正天皇の御宇の年號也。靈龜三年十一月十七日改元す。是より先美濃國當耆郡多度山より、醴泉湧出せるを以てこれを改む。七年を經て聖武天皇神龜と改元し給ふ。

〔平城宮中安殿〕玉勝間に、天智紀に西安殿、天武紀に向安殿、內安殿、舊宮安殿などある皆やすみどの也、やすみは、安らけくて天の下をしろしめし給ふ意也、されば天皇のまします殿をば皆やすみどのと申すなり云々、とあり。

〔新撰字鏡〕十二卷僧昌住の著にして漢字の訓義を示したる字書也。字數二萬四百八十字也

陵の碑、いま俗に箱石とよべる石の、年久しく落て在し地なりとぞ。此御陵のこと、續日本紀、養老五年十月丁亥の日の御遺詔に、朕聞、萬物之生、靡レ不レ有レ死、此則天地之理、奚可二哀悲一、厚レ葬破レ業、重レ服傷レ生、朕甚不レ取焉、朕崩之後、宜下於二大和國添上郡藏寶山雍良岑一、造レ竈火葬、莫レ改二他處一、謚號稱二其國其郡朝廷馭宇天皇一、流中傳後世上と見え、同じ庚寅日に、又詔曰、喪事所レ須、一事以上、准二依前勅一、勿レ致二闕失一、其轜車靈駕之具、不レ得下刻二鏤金玉一、繪中飾丹青上、素薄是用、卑謙是順、仍丘體無レ鑿、就レ山作レ竈、芟レ棘開レ場、卽爲二喪處一、又其地者、皆殖二常葉之樹一、卽立二刻字之碑一とみえ、十二月己卯、崩二于平城宮中安殿一と見え、また同月乙酉の條に、太上天皇、葬二於大和國添上郡椎山陵一、不レ用二喪儀一、由二遺詔一也とみえて、此所には、椎山陵（椎ノ字、普通にはシヒと訓む字なれど、是は新撰字鏡に、椎は奈良乃木とあるに據りて、奈良とよむべし、奈良山の事なり、）と書して、その大名を示し、御遺詔の文には、藏寶山雍良岑、（藏寶山は、佐保山にて、たゞ文字を書替たるのみの事なり、雍良岑はいま里人の訛りてヨウラウノムネとよべる處なり、）と書して、一所の小名を示し給ひしものにて、御陵所の異れるにはあらず。然るを、又續日本紀、末々の卷には、直山陵とも、奈保山陵とも書したまひ、延喜式には、奈保山東陵平城宮御宇、元明天皇、在二大和國添上郡一、兆域東西三町、南北五町、守戸五烟と載られて、奈保山陵と見えたるも、又御陵の異れるにはあらず。藏寶山雍良岑の邊の一名を、奈保山ともいへるに依て、御陵號には奈保山陵と稱へ給ひしものにぞあるべき。さるは、雍良岑は只この一岑の名、藏寶山は稍廣き名にて、山にも川にも里にもかけて、佐保とよべりしこと、古書に多く見えたり。又椎山とよ

べるは、またいと大きなる名にて、平城の都の北邊の山々を廣くよべる總名なるべし。西は歌姫越わたりをも平城坂と、ふるくは呼び、東は今も奈良坂村あり。其處に、奈良都比古奈良都比賣神社あり。その西なるようらうが岑の陵を椎山陵と申し、其處より西南に椎岡墓淡海公藤原不比等の御墓なり、公卿補任に、北公を火二葬佐保山椎崗一とみえ、朝野群載に佐保山椎崗廟といふことも見えたり。の名などありて、奈良はいと廣大なる名なる事知られたり。又奈保山の名は然ばかり廣き名にあらで、佐保山の一名なる由は、史官記に、久安五年のころ、興福寺の上座信實といへる僧、かしこくも聖武天皇の佐保山陵を掘撥きて、大石數多運取たりといふ訴ありて、實檢使を遣はされたりし事を記せる、十一月廿五日の條に、東大寺諸司申云、佐保山、奈保山、是一所異名也といふ事見えたり。されば椎山陵、奈保山陵、佐保山雍良岑などゝ、號は三種に替りたれど、その實は一所異名なること知りつべし。さて、この御陵に築立たる陵形なく、たゞ天然の山なる故は、御遺詔に、朕崩之後、宜於二大和國添上郡藏寶山雍良岑一、造レ竈火葬、莫レ改二他處一と仰給ひ、また素薄是用、卑謙是順、仍丘體無レ鑿、就レ山作レ竈、芟レ棘開レ場、卽爲二喪處一、又其地者、皆殖二常葉之樹一、卽立二刻字之碑一と仰置せ給ひし聖旨に從給ひしものにて、かく山陵の形狀なきが、實に此御陵なる事の一證といひつべし、又里人の口碑にも、ようらうが岑は、天子を火葬し奉給ひし所なりと云傳へたるが、そのようらうが岑といへるは、上に引出つる御遺詔に、藏寶山雍良岑、造レ竈火葬、莫レ改二他處一と仰置せられし、雍良岑を訛りて、いひ傳へたるものにて、是又御陵なることの正しき一證なり。又

〔藤原不比等〕鎌足の子也。持統、文武、元明、元正の四朝に歷任し、和銅元年右大臣に進む。養老四年八月薨ず太政大臣を贈り、文忠公と謚す。

〔公卿補任〕大臣攝政關白以下宰相三位以上公卿たるべき人々の補任年月日等を記したる記錄にして、もと公卿傳と稱し、神武天皇の御代より村上天皇に至る、其後代々撰次ありて今見る所は後陽成天皇の慶長の頃に至れり、百卷あり。

〔朝野群載〕三善爲康の著にして、文筆、朝儀、佛事、諸國雜事、諸國公文等の宣旨記錄等を拾輯編纂せるもの也。

〔刻字の碑〕字を刻みたる碑石也。
〔東大寺要錄〕東大寺に關する諸記錄を蒐輯したるもの也。東大寺は大和國奈良市の東に在り。聖武天皇の御建立に係る寺院にして、其の中堂は大佛殿なり。中に金銅盧舍那佛在り
〔藤貞幹〕藤井貞幹を云ふ。國學者也。享保十年京都に生れ、字は子冬一名好古、無佛齋と號す、僧門より出でて國學を好み、最も考證に長ぜり、逸號年表、國朝書目、好古小錄、無佛齋文集等の著書あり。
〔搨本〕碑帖などをすり寫せるもの也
〔摸刻〕うつし刻むを云ふ。

刻字の碑を立まと仰置せ給ひし刻字の碑は、云まくもかしこかれど、今は世間に零れて、箱石といふ字おひて、奈良坂春日社の北傍にあり。此箱石、もとはようらうが岑に立置給ひたりけむを、久しき年月經るまゝに、いかにしてけるにか、南の谷に落零れて、年久しく在けるを、里人畏みてこの春日社の地へ移立たるなりとなん。其久しく落て在し谷なる田の字を、箱石とよぶ事となれり。かく箱石と山田の字によべることは、其所に久しく落て、在し故にて、其北上ようらうが岑、すなはち其碑石の立たりし御陵なる事の一證ならずや。さて、この箱石を御陵の碑石なりと申す故は、其石の全體高三尺一寸餘、廣二尺一寸餘、厚一尺四寸餘ありて、東大寺要錄に載たる奈保山太上天皇山陵碑石の圖に、注せる寸尺と相符合へるがうへに、今箱石の石面に髣髴に見えたる、欄界文字等のさまを、要錄裏書に載たる圖と、明和七年に京人藤貞幹の奈保山御陵碑說に載たる圖と、寛政七年に奈良人瀧世修が古き搨本を得て摸刻したる圖等とに、考合すれば、其碑文は、縱七行、横八級に、欄界ありて、其絲欄の内ごとに一字づゝ收めて大倭國添上郡平城之宮馭宇、八洲太上天皇之陵、是其所也、養老五元歲次辛酉、冬十二月癸酉朔、十三日乙酉葬といへる、四十五字あるにぞありける。然れば、この箱石は元明天皇の奈保山東陵の碑なること、貞幹世修等が考により分明なれば、此箱石のありし北上、ようらうが岑御陵なること、又分明ならずや。然るに、和州舊跡幽考に、奈保山東陵、俗に大なべといふ藏寶山雍良岑にして、煙となし奉る、爰にうつしかへられし事のよしをしらずといひて、

疑ひながら、猶大なべを奈保山東陵としたるは、誤にて、今その大なべ、小なべの制度を見るに、その北後なる、磐之媛命の平城坂上墓（俗にひしやげとよぶ）と、其制大よそ同時代の制作にて、前方後圓に築て、池ひろくめぐり、堤にも山にも、往々埴壺露出て、いと盛大なる古墳なれば、かの御遺詔あらざるだに、其御時代の陵制には合はざるを、況や是は、雍良岑、造レ竈火葬、莫レ改二他處一と詔給ひ、また丘體無レ鑿、就レ山作レ竈、芟レ棘開レ場、卽爲二喪處一とも仰おかせ給ひしをば、いかでか其叡旨にたがひて、かく盛大なる山陵をば築給はむ。又延喜式を按ふるに、平城坂上墓磐之媛命、在二大和國添上郡一北域東西一町、南北一町、無二守戸一、令二楯列池上陵戸兼守一とみゆ。この平城坂上墓より楯列池上陵までは、其間十五六町もあるべく、此大なべは僅に一町許なれば、もし此大なべ、奈保山陵ならば、平城坂上墓を守らしめ給へるには、このいと近き大なべの陵戸に兼守らしめ給ふべきに、其程遠き楯列池上陵の陵戸に兼守らしめ給ひしは、大なべはもと帝陵にあらざれば、兼守らしめ給ふべき陵戸も、又隨ひてあらざりし故にて、是この大なべは、元明天皇の奈保山東陵に當らざる明證なり。

因みに云。此ようらうが岑より、山ひとつ越えて、南のかた、字をだいこくが芝といへる、山の東北の尾崎に、七疋狐とよぶ所あり。今は稻荷の小社建り。その傍に狗人の像彫たる石三ッあり。一ッは、狗頭をかぶり、杖をつきて、裸體にて立る像にて、頭のかみに北といふ字を彫たり。餘の二ッは、石の長も短く、石面いたく荒たれば、慥には見えがたかれど、同

〔磐之媛〕葛城襲津彥の女なり、仁德帝二年三月立て、皇后となす、七年帝爲めに葛城郡を定む、履中帝、住吉仲皇子、反正帝、允恭帝を生む、三十五年六月筒城宮に崩じ給ふ。

〔狗人〕吠聲を發する隼人を云ふ、隼人は、上代大隅薩摩地方を本據として其附近に蕃殖したる種族にして、敏捷勇猛なるを以て名づく、大寶令に衞門府に、隼人司あり、朝廷に奉仕せる隼人を司る後兵部省に隷屬し狗吠を以て宮門を警衞し、歌舞を奏し、竹器を製作するを職とし、交番京都に出勤せりと云ふ。

じ狗人の踞れる像なるべく思はれたり。この三像の圖は、既く藤貞幹の好古小錄、伴信友の比古婆衣等に出して、そは上代隼人の狗人となりて仕奉りし像なるよし、委く辨へられたるが如くなる中に、元明天皇御陵の四邊に建られたりし物なるべきよし述れたるは、なほ委しからぬ考なるべし。さるは、今その石像の在る地に就て、つら／＼考ふるに、元明天皇の御陵ようらうが岑よりは、谷ふたつ峯ひとつを隔たれば容易く此地に運置べき由あらざれば、もとより此邊に在來りしものなること疑ひなきを、又此ほど人の物語に、奈良町三條とほり角振新屋町なる小島屋平右衛門の家に、先年より小祠にて稲荷と祠れる石像は、上に東といふ字さへありて、七疋狐の山なる石像と、もはら同物なるよし、語れりしかば、その奈良人に誂へて委しく問聞せたるに、その狗石は、平右衛門の先人、或舊家の古土藏を買取て、おのが家に運取たる土藏の石垣の中より見出たる石なる趣、答たれども、今尙その由來をよく知をれる人ありて語りけるは、其狗石、實は此卅年許前、故平右衛門、大こくが芝を開墾きて今の如く桃林と爲せりし時、その芝生の内に在りしを狐の像なりと見なして、密に吾家に持歸りて稲荷神といつき祭れりしに、その石祟をなすなどいふことありて、今の平右衛門、もとの大こくが芝の山に持行て返し置たるなりとかたりしが、その後誰人か持行けむ、今は七疋狐の山にもとよりある狗石の東南下段に立在り。そも／＼此狗石、延寶のころ、かける和州舊跡幽考には、爰を七疋狐といふ事は、七ツの立石に狐のかたちをあらはせる故に、かく

〔好古小錄〕二卷。藤井貞幹の著にて石碑、墓碑、筆蹟、繪卷物の圖を揭げ、又古器、古制の名義等に不審あるは諸書に據りて考證せるもの也。

〔比古婆衣〕四卷。日本書紀考、日本紀年曆考、仁徳魚の事、月日の蝕を「はへ」といふ事、以上の四考を集錄せしもの也。

〔先人〕先代と云ふに同じ。

〔いつき祭〕心身を清めて神に仕ふるを云ふ。

〔延寶〕靈元天皇御宇の年號なり、寛文十三年九月二十一日改元、此の年京都火災及び洪水あるに因てなり、九年九月に至り天和と改む。

云ひ傳へける。年經ぬればにや、數なくなりて、當代石一ッ殘りたり。その表に狐の杖をつきて躍るすがたありと書るは、上にもいへるがごとく、北といふ文字ある狗人の立像の石をいへるときこえたるに、石一ッ殘りたりといへるは、傍にある二石は、彫りたる像もあらはに見えず、石質もたゞ短小なる故に、たゞ尋常の石と思ひて、委しく得見顯はさゞりしものなるべし。享保のころ、並河永が書たりし筆記には、今ある趣と異なる事なければ、東字ある像は、延寶享保ころには、猶大こくが芝の楉原にうづもれ在て人得見出ざりけむを、今よりは三十年許前、その大こくが芝を刈はらひて、桃林となしたりし時に始て見出たりしものなるべし。されば、そのもとはみな大こくが芝に在しを、既く見得たるかぎりは、七疋狐の山に持行しものなるにか、或は又その七疋狐の山も、又ひとつの古墳なるべく見えたるに、其處を七疋狐とよべる事も、又いと古よりの事なるべければ、東字の石も共に此七疋狐に在しを、古く大こくが芝へ持行たりしにもやあらむ。そはいづれにまれ、北字の石も、東字の石も、共に一所にありしものにて、その始より此山の内に在來し物なるべきことは、疑なければ、ようらうが岑に在し物にあらざる事明白なり。然るに、松下見林、並河永等が筆記に、ようらうが岑と、大こくが芝と、七疋狐と云處とをひとつに混じて、この狗石も、ようらうが岑の筥石も、一處に在しものゝごと述へるは、土人の物語などを打聞に記したりしものにて、その地勢に委しからざりしより起りたる誤なるを、誠によくその地形を知得ては、

〔享保〕中御門天皇御宇の年號也、正德六年六月二十二日改元、二十年を經て櫻町天皇元文と改む。

〔あらはに〕明らかにの意也。

〔楉原〕枝のしげき若き木立の原也。

〔松下見林〕姓は橘名は慶攝、字は諸生、西峰山人と號す。京都の儒醫にして漢學及び國學に精し、寛永十四年に生れ、元祿十六年、年六十七にて歿せり。

〔並河永〕字を宗永といひ、尙永と改め、五一郎と稱し、誠所と號す。伊藤仁齋に從學し、經史百家に通じ國史歌文に長ぜり。元文三年三月十日、年七十一にて歿す

ようらうが岑に在し物の寄出むには、その山つゞきなどへこそは持行も爲すべかめれ、岑をこえ、谷をわたりて、大こくが芝、七疋狐などへ持運ぶべき理なきことを知りぬべければ、猶この狗石は、もとより大こくが芝、太皇太后藤原宮子媛の佐保山西陵なるべし、或は七疋狐の山、今按に、聖武天皇の皇太子の那富山御墓にはあらざる歟。に建られたりし石にして、元明天皇御陵に關係るべき物にあらざる事を、熟々心得べきことなりかし。

奈保山西陵

元正天皇の御陵なり、大和國添上郡奈良坂村領の山、ようらうが岑の西方三町許にあり。字を辨財天山とよぶ小山にて、昔より御大切なる御場所と申傳へて、里人妄に登らずとぞ。これ續日本紀に、天平二十年四月丁卯、是日火二葬太上天皇於佐保山陵一とみえ、また天平勝寶二年十月癸酉、太上天皇改二葬於奈保山陵一とみえ、延喜式に、奈保山西陵、平城宮御宇、淨足姫天皇、在二大和國添上郡一兆域東西三町、南北五町、守戸四烟と見えたる御陵にぞ、御座ますべき。さるは、奈保山東陵の中心より、小谷を隔て、この辨財天山の中心まで、直徑一百十八間許ありて、延喜式に載られたる兆域、東陵の西に一町半、合せて三町の兆域ゆたかに收りて、障ることなきは、これ辨財天山奈保山西陵なる事の一證とはいひつべし。又寛政七年頃に書る、南都街坊事跡考に、此辨財天山を、仁德天皇の御后磐之媛命の陵なる由記せるは、其御名こそ違

〔元正天皇〕御名は飯高、後に氷高とまをす。日本根子高瑞淨足姫天皇と謚し奉る。人皇第四十四代の天皇に在はして天武天皇の皇孫、草壁皇子の皇女、御母は元明天皇也。

〔天平二十年〕聖武天皇の御宇也。神龜六年八月五日改元、二十年を經て孝謙天皇天平感寶と改め給へり。

〔平城宮〕元正天皇御宇の帝都、大和生駒郡都跡村也。

〔淨足姫天皇〕天正天皇を申す。

〔延喜式〕五十卷。藤原時平の著作に係り、朝廷年中の儀式、百官臨時の作法、其の他各國の定例などを詳細に記錄せしもの也。

ひたれ、舊(もと)より御陵なる由の云傳へは、かつ存りたりつる趣、知られたり。且かの磐之媛命の御墓は、平城坂上ノ墓と申て、大なべ、小なべの北に、字をひしやけといひて、いと大なる御墓にておはしませば、此御陵に混ふべくもあらざればなり。されば奈保山東陵、（字ようらうが岑）の西にあたり、兆域の町數（東陵の西に一町半、西陵の東に一町半、あはせて三町、）を隔て、相並立ちたる山なれば、奈保山西陵なるべきこと、おのづから明なるべし。さて此御陵、はじめは佐保山陵にて、御火葬ありしを、後に此山に御改葬ありて、奈保山西陵とは號け給へりしものにて、その御陵に、陵形なく、只天然の山なるも東陵の御制度に傚ひ給ひしものなるべきこと、續日本紀中にみえたる、この帝の御陵行迹どもに考合せ奉りて、おのづから明了(あきらか)なるべし。

佐保山南陵

聖武天皇の御陵なり、大和國添上郡佐保山眉間寺の北にあり、字をミサヾキノ森といふ。御陵の形いたく損ねたれど、よく／＼伺奉れば、北後のかた圓く高く、南前のかたは方(けた)に低し。高さ八丈許、周廻百四十一丈許あり。後圓のかたには、から堀の跡のこりたり。また何頃より建來れるにか、御陵の中壇に佛堂寶塔など建たり。この御陵は、續日本紀に、天平勝寶八歳五月壬申、奉レ葬二太上天皇於佐保山陵一、御葬之儀、如レ奉レ佛と見え、延喜式に、佐保山南陵、平城宮御宇、勝寶感神聖武天皇、在二大和國添上郡一、兆域東四段、西七町、南北七町、守戸五烟と

〔聖武天皇〕御名は首、天璽國押開豐櫻彦尊、又は勝寶感神聖武皇帝と稱し奉り、深く佛教を信じ給ひ、薙髮して勝滿と號し給ふ。人皇第四十五代の天皇に在はして、文武天皇の第一皇子、御母は藤原不比等の女宮子也。御在位二十五年。天平感寶元年、位を孝謙天皇に讓り、次で太上天皇と號す、天平勝寶八年、御年五十六にして崩御し給へり。

〔寶塔〕塔の敬稱也

〔天平勝寶〕孝謙天皇の御宇の年號也天平感寶元年七月二日改元す。八年を經て、天平寶字と改めさせ給ひたり。

見えたる所陵にぞ、御座ますべき。さて東大寺要錄に引る新紀といふ書に、延喜十年に、此御陵仁正皇后の御陵などに火災ありしかば、御使を奉遣給ひて、祈謝せしめ給ひし事みえ、また史官記に、久安五年に、興福寺の僧、この御陵を掘頽して、大石どもを運取たりといふことありて、實檢使など下されたりしかども、そは奈保山の石にて、此御陵の石にはあらずなどいふ事にて、やみたるなるべし。大和志には、久安中、沙門道寂、この寺に寓居したりし趣見えたれど、久安五年の史官りき。さて又眉間寺は、もと此御陵より西北山間に作し由。或人かた性にしるしたる趣にては、此御陵邊に寺院など作し趣見えたること無し。かくて、此御陵の兆域、東四段、西七町と、延喜式に載られて、西はいと廣大なるを、東方のいと狹小なるは、此帝の御陵仁正皇后の御陵の、いと近く東北に並びておはしましゝ故なる事は、同式に、佐保山東陵（仁正皇后の御陵なり、）の兆域を、東三町、西四段、南北七町と載られたるにて、その東陵とこの南陵と、その中間僅に八段おきて、近く雙びおはしましゝ事知られたり。然るを、此御陵の東邊は、永祿のころ、松永久秀多門山城を築きて、その城地と爲たりしに依て、旣く東陵は廢たりしものなるにや、今は慥に其處と仰がるゝ處も見えず、たゞ此御陵の東下に、御堀の跡の樵徑となれりしものとおぼしくて、窪かなる小徑を隔てゝ、東の並びに、多門城跡の櫓臺と稱へて、際だちて土高く、老松五六株生茂れる處あり、此老松生ひたる高地の南傍より、先年壺など掘出たる事もありしといへり。今按ふるに、この處かの仁正皇后の佐保山東陵の御廢址にもやおはし

〔延喜十年〕醍醐天皇の御宇、昌泰四年七月改元す。

〔興福寺〕大和國奈良市の中央（平城京の左京、三條七坊）に在りて、山科寺とも廐坂寺とも云ふ。

〔沙門〕梵語沙迦摩那の譯にして勤息とも乏道とも譯す又乏道より轉じて貧道とも云ふ。僧の泛稱にして、善を勤め、惡を息むる人、又桑門とも云ふ。

〔寓居〕かり住居也

〔松永久秀〕藤原氏にして彈正と號す丹波國三好家の人なり。

〔仁正皇后〕聖武天皇の皇后、光明皇后を申す。

〔樵徑〕樵夫の往來する小道也。

まさむとは、考奉られたれど、慥かに考定むべき由なきをば如何にせむ。但し今眉間寺僧の云傳へには、此御陵の西方なる山を、此皇后の御陵（その西なる山を淡海公の御墓）なるよし云傳へたれど、延喜式の文に合はず、いかなる事にか。

高野陵

孝謙天皇なり、大和國添下郡超昇寺村のうち、山上村の北上にあり、字を高塚とよぶ。後高く、前低き地に、御在所のかた圓く、前下のかた方に、西面に築たり。高さ六丈許、周廻百四十四丈許あり。これ續日本紀に、神護景雲四年八月庚寅朔癸巳、天皇崩于西宮寢殿、（中略）興左右京、四畿內、伊賀、近江、丹波、播磨、紀伊等國役夫六千三百人、以供山陵、丙午葬高野天皇於大和國添下郡佐貴鄕高野山陵、とみえ、延喜式に、高野陵、平城宮御宇天皇、在大和國添下郡、兆域東西五町、南北三町、守戸五烟と見え、紹運錄に、神護景雲四年八月四日崩、五十二、葬大和國高野陵、注に西大寺東北也（東の字、板本に脱たり、今は古寫本に據て補ふ。）など見えたる御陵にぞ御座ますべき。さるは、西大寺に藏る西大寺往古敷地古圖を檢るに、西大寺の惣構、北は一條大路の一町北より、南は二條大路に至る、西は一條四坊大路より東へ三町あり、是惣域にて、其惣域北門の內に、十五所明神あり、其北門前に、西東に通れる小路の直東に、十五所明神より五町餘東、佐貴路の邊に、西面に本願御陵と書たり。本願とは、この西大寺の本願なる由なり。そもこの

〔淡海公〕藤原不比等也。

〔孝謙天皇〕御名は阿閇、御法名法基尼、高野天皇と申し、重祚の後ち稱德天皇と諡し奉る。人皇第四十六代の天皇に在はして、聖武天皇の皇女、御母は光明皇后也。在位五年、改元する事二、御壽五十三にて崩御し給ふ。

〔神護景雲〕稱德天皇の御宇の年號也。天平神護三年八月十六日祥瑞に因て改元す。三年にして寶龜と改元す。

〔惣構〕總體の結構を云ふ。

〔惣域〕全區域也。

〔西大寺〕大和國添下郡（今生駒郡）伏見村大字西大寺に在りて高野寺とも又四王院とも云ふ

〔御願寺云々〕稱德天皇天平神護元年に建立して高野寺と號す。高野天皇の勅願なるを以て也。僧常騰を開基とし、神護景雲元年勅して封五十戸を施入す。二年又百五十戸、寶龜十年五十戸、延曆元年三百三十戸を施入す。

〔高家〕高塚也。高所に在る墳墓也。

〔佐保山南陵〕聖武天皇の御陵也。大和國添上郡佐保村にあり。

〔萬葉集〕奈良朝時代の歌集にして我國歌集の尤も古きもの也。作者は詳ならざれども、孝謙天皇の朝橘諸兄これを撰集せしを、その歿後大伴家持これを增補せし由

西大寺は、その始、孝謙天皇御願寺として建立し給ひし寺なる故に、孝謙天皇を此寺にて本願天皇と申奉れるに依て、これを略して本願御陵と書たるものにて、これ孝謙天皇の佐貴高野陵の事を指申せるにぞありける。さて此十五所明神の森、今も慥に殘りて、今の西大寺の北東にあり、今この十五所の森より、超昇寺村なる高家は、直東北少、にありて、其間直徑五町餘あり。今の地理と往古敷地古圖と實によく符合ひ、また紹運錄に、高野陵西大寺ノ同北也。と見え、西大寺にもたる文書に、築山陵於西大寺之東北など見えたる文にも、又よく叶ひたり。又この高塚、前方後圓の形狀ながら、後高き山の端に、前低に築たるが、所々壞たれど、上代の制の如く、埴壺など、露出ることなく、佐保山南陵の築さまに似たる趣あり。是等みな高野陵なる事の的證といひつべし。又この御陵號の高野といへるは、この邊より西大寺わたりかけての野原をよべる名なるにや。萬葉集に、長皇子與志貴皇子於佐紀宮倶宴歌に、秋さらば今も見るごと妻戀に鹿なかむ山ぞ高野原のうへ。と詠せ給ひし處なり。佐貴は此邊の郷名にて、いと廣く、この高塚の東北の山々を佐貴山とよび、その西の野を流るゝ川を佐貴川と、班田古圖に見え、今もさい川といへり。されば、佐貴高野陵と申せる御陵號にも、よく叶ひて聞えたり。然るに、舊說には、此北なる五社神山とよべる古墳を、この陵に當たれど、そは神功皇后の御陵なること、西大寺班田古圖に徵して分明なるよし、中條正言、北浦定政等の考說のごとくなれば、此御陵に當らざること明なり。又舊說に、神功皇后の御陵なりといへるミサヽキ山を、近ごろ此高野

陵に當たる說あれど、その古陵は、いと上代の制度にて、處々埴壺など露出、御石棺の蓋石もあらはれなどして、此御時代の制に叶はず。是のミサヽキ山は、垂仁天皇の皇后日葉酢媛ノ命の狹木之寺間陵なるべく、考奉らるゝよしは、楯列池上ノ陵の條に述へるごとくにぞあるべき。

田原西陵

光仁天皇の御父、御追號春日宮天皇志貴親王の御陵なり、大和國添上郡矢田原村、須山村、八坪村等、村々入組の處にあり。高さ四丈許、周廻五十丈許なる圓墳なり。これ續日本紀に、靈龜二年八月甲寅、二品志貴親王薨、遣二從四位下六人部王正、五位下縣犬養宿禰筑紫一、監二護喪事一、親王天智天皇第七之皇子也と見えたれど、御葬所の事は記されず。延喜式に、田原ノ西ノ陵春日宮御宇天皇、在二大和國添上郡一兆域東西九町、南北九町、守戸五烟と見えたる御陵にぞ、御座ますべき。今この御陵は、田原東陵の西北町許にありて、西陵といへるによく叶へりと、北浦定政が考說へる、實に然ることなれば、今その說に據れり。其考の中に、御陵の南の路側に拜石あり、訛て狼石といふといへるは、強說なるべし。萬葉集に、この志貴親王薨時作歌とて、梓弓、手にとりて持て、ますらをの、得物矢手ばさみ立向ふ、高圓山に、春野燒く、野火と見るまで、燎る火を、如何にと問へば、玉桙の、道來る人の、云々、立とまり、吾に語らく、云々、天皇の、神の御子の、御駕の、手火の光ぞ、幾許照而有。と見えたるは、此矢田原わたりへ御葬送の御道すぢ、鹿野苑より高圓山を登り給へる炬

（日葉酢媛命）丹波道主王の御女也。

（春日宮天皇）施基皇子也。田原天皇春日宮天皇と追稱し奉る。天智天皇の第三皇子、御母は宮人越道伊羅都賣也。靈龜二年八月十一日薨ず。後に皇子白壁王（光仁天皇）位に卽き給ふに因て生父なるを以て田原天皇と追號し奉る。

（靈龜二年）元正天皇の御宇也。和銅八年九月二日卽位時に左京人大初位下高田首久比麿靈龜を獻じたるより名づく。

（監護）監督し保護する意也。

（得物矢）獵矢也。狩獵に用ふる矢、卽ち、さちゆみに矧ぐ矢也。

〔炬火〕たいまつを云ふ。
〔光仁天皇〕御名は白壁、天宗高紹天皇とも稱し奉る。人皇第四十九代の天皇に在はして、天智天皇の御孫、施基皇子の第六王子、御母は紀諸人の女橡姫也。在位十二年、改元する事二、天應元年十二月二十三日、御壽七十三にて崩御せらる。
〔天應〕光仁天皇の御宇、一年を經て桓武天皇延暦と改元し給ふ。
〔治部卿〕治部省の長官也。
〔解二陰陽一者〕天文暦數、占筮、相地などの事に通ずる者を云ふ、即ち陰陽寮の官人等なるべし。

火の光を見て、問答のさまに詠たる歌にて、當者偲び奉られたり。さて御陵號を、田原西陵と申奉れるは、光仁天皇の田原東陵に對へたる御稱號なるべし。

田原東陵

光仁天皇の御陵なり。大和國添上郡東田原の日笠村にあり、字を王之墓、または塚之本などもいへり。高さ二丈許、周廻四十九丈許ある圓丘なり。文化の頃には、西面の麓に、羨門高五尺、横四尺、あらはれありしと聞ゆれど、今は其處も見えず、この御葬送、もとは廣岡に古葬奉りしを、後に此地に改葬し給へり。これ續日本紀に、天應元年十二月丁未、太上天皇崩、明年正月庚申、葬二於廣岡山陵一と見え、延暦元年八月己未、遣下治部卿從四位上壹志濃王、ムムムムム等、六位以下、解二陰陽一者、合一十三人於大和國上、行二相山陵之地一、爲レ改二葬天宗高紹天皇一也と見え、同じ五年十月甲申、改二葬太上天皇於大和國田原ノ陵一と見え、また延喜式に、田原東陵、平城宮御宇、天宗高紹天皇、在二大和國添上郡一、兆域東西八町、南北九町、守戸五烟など見えたる御陵にぞ、御座ますべき。この御號、江次第などの書には、後田原陵と書されたるは、前に葬奉りし田原西陵に對へて、後とは書せるなるべし。そのあとの廣岡陵は、田原より遙に北のかた、山城國に近くて、廣岡村あり、其地に御舊跡ありやなしや、委しく尋奉るべし。

楊梅陵

平城天皇の御陵なり、大和國添下郡常福寺村にあり、字をねぢ山とよぶ。高さ三丈許、周廻七十四丈許ある圓墳なり。これ類聚國史に、天長元年七月甲寅、平城太上天皇崩、乙卯任二御葬司一、己未葬二於楊梅陵一十月丙戌、陵戸五烟、奉レ充二先太上天皇山陵一とみえ、延喜式に、楊梅陵、平安宮御宇、日本根子推國高彥尊天皇、在二大和國添上郡一北域東西二町、南北四町、守戸五烟と見えたる御陵にぞ、御座ますべき。今中條正言、北浦定政等が考によるに、此ねぢ山より六町許南に楊梅(やうばい)天神とよぶいま訛りて櫻梅(わうばい)天神といふ、誤なり。あり。是この邊、いにしへ押なべて楊梅と呼べりし名の、傍の社號に殘りたるものなるべし。この陵制、田原東西陵の如くにて、楊梅の地名も又叶へれば、實に楊梅陵なるべきこと明なり。但し今添下郡に屬(つき)たれど、昔は此邊まで添上郡に入たりしものなるべしと云へり。此說實によく相當れゝば、今これに從ふ。和州舊跡幽考、廟陵記などの說に、法花寺村なる、うはなべ山を、楊梅天神に近ければ、楊梅陵なるべしといへれど、うはなべ山は、上代の陵制にて、此山陵の御時勢に相合(かな)はず。又その西北なる、ひしやげ山を、この御陵に當たる說も聞ゆれど、是又莊大なる古墳にて磐之媛命の平城坂上墓なるべき事、先達の說分明なれば、またこの御陵に當らざること疑なし。故に今ねぢ山の說に據れり。

〔平城天皇〕御名は安殿、幼名小殿、日本根子天推國高彥天皇と諡し、世に奈良の帝と申し奉る。人皇第五十一代の天皇に在はし、桓武天皇の皇長子、御母は贈太政大臣良繼の女藤原乙牟漏也。

〔類聚國史〕六十一卷。菅原道眞の著にして、日本書紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、以上六國史中より、部を分ち類を聚めたるものなり。

〔天長〕淳和天皇の御宇の年號也。弘仁十五年正月五日卽位につき改元、十年を經て仁明天皇承和と改め給へり。

塔尾陵

後醍醐天皇の御陵なり、大和國吉野郡吉野山の奥、塔尾なる如意輪寺の後にあり。高かさ一丈許、周廻廿丈許、北面に築たる圓墳なり。周圍に石柵あり、石の鳥居あり、其前にまた白木の鳥居あり。これ吉野拾遺に、おなし延元四年八月の始ころより、秋霧にをかされさせ給ひけるが、かねて時をも知食けるにや、中略御行末のこといと細やかに仰おかれて、御劍と法花經とを左右の御手にものし給ひ、いざよひの月と共に雲がくれさせ給ひけるに、つき隨ひ奉りし人々は、ただやみぢにまよふ心ちなんし給ひける。御すがたを改奉らで、如意輪寺の御堂の艮のかたにをさめ奉り、御おくりして、人々は歸り給ひけれども、更に人心ちもなかりければ、云々、とみえ、太平記に、南朝ノ年號延元四年八月九日ヨリ、吉野ノ主上御不豫ノ御事有ケルガ、中略委細ニ綸言ヲ遺サレテ、左ノ御手ニ法華經ノ五卷ヲ持セ給ヒ、右ノ御手ニハ御劍ヲ按ジテ、八月十六日ノ丑尅ニ、遂ニ崩御ナリニケリ、御年五十二歲、悲カナ葬禮ノ御事、兼テ遺勅有シカバ、御終焉ノ御形ヲ改メズ、棺槨ヲ厚クシ、御座ヲ正シテ、吉野山ノ麓藏王堂ノ艮ナル林ノ奥ニ、圓丘ヲ高ク築テ、北向ニ葬奉ル一本ニハ、藏王堂ノ艮ノ林ノ奥、塔尾ト云所ニ葬奉ルトアリ、など見えたる御陵にぞ、御座ましける。此御陵は、吉野山に御陵守護人といふ者もありて守護し奉り、如意輪寺も附奉りて、まぎれなき御陵なれば、先達の異說も聞えず、いと慥なる御陵にこそはおはしけれ。

〔後醍醐天皇〕御諱は尊治と申し奉る人皇第九十六代の天皇に在はして、後宇多天皇の第二皇子、御母は參議忠繼の女談天門院藤原忠子也。

〔吉野拾遺〕二卷。延元元年より正平十三年迄、二十三年の間、吉野の假宮に奉仕してありしことゞもを思ひ出でて記したるもの也。著者不レ詳。

〔いざよひの月〕陰曆十六日の月也。

〔如意輪寺〕大和國吉野郡吉野山に在り。

〔御すがたを云々〕御服を改め申さざる意也。

〔不豫〕天皇の御病氣を云ふ。

〔綸言〕天皇の詔を云ふ。

初瀬陵

光明院天皇の御陵なり、大和國城上郡初瀬寺の山内にあるべきを、今その御在所詳ならず。さるは迎陽記、康暦二年六月廿四日の條に、後聞、今日光明院法皇崩御、此間御座大和長谷寺、於彼寺有御事、御年六十一、云々、先例兼治、注進少々注付之、予彼御代爲侍中、舊事如夢、悲涙似雨、と見え、皇年代私記に、文和四年八月八日、自河洲東條行宮、出御伏見殿。其後遷御當所保安寺、其後所々被造庵、初伏見、中鷲寺、終長谷寺、康暦二年六月廿四日、子亥崩御於長谷御草庵、(春秋六十)不改御在世御庵號、奉號光明院、と見えたれば、大和國長谷寺の御庵室にて崩御なりしこと明なれば、その近わたりに葬奉りたりけむこと、其御時勢にあはせて推量奉られたるを、いかなる事にか、紹運錄(本名帝皇系譜)に、崩於勝尾御草庵、と見えたるによりて、夙く元祿の度に、攝津國勝尾寺に覓奉りしものなれど、いと知れ難かりし趣は、元祿九年の廟陵記、寛保元年に書る夏山閑話等にみえたり。その御塔と申すを伺奉るに、廟陵記にしるせるやうに、光明院といへる文字などあるにはあらず、たゞ臺石に、經文を彫たると、さる文字なきと、二基雙びたるにぞありける。大よそ御陵上の御石塔などに、御謚號を彫あらはし奉る事などは、例あらざる事なるべし。そもく上に引る迎陽記は、菅原秀長卿の日記にて、その卿は、若くおはしゝ時、藏人にて、この帝の御代に親しく仕奉給ひたりし趣、記されて、正しく召仕はれた

〔光明院天皇〕御名は豐仁、法名を眞常惠と申し奉る。北朝第二代の天皇にして後伏見天皇の第二皇子、光嚴天皇の同母弟也。在位十二年、改元するもの四、貞和四年(南朝正平三年)十月位を太子興仁に讓り薙髪して僧となり給ふ。

〔康暦二年〕南朝の天授六年に當る。

〔長谷寺〕大和國城上郡(今磯城郡)初瀬村泊瀬山に在り豐山神樂院と號し又本長谷寺とも云ふ。

〔侍中〕藏人也。

〔文和四年〕北朝後光嚴天皇の御宇也南朝後村上天皇也觀應三年九月二十七日代始に因て改元す。

りし卿の日記なれば、勝尾と長谷と聞違へ給ふほどの誤はあるまじく、それのみならず、皇年代私記にも、曆應御於長谷御草庵一と見えたれば、紹運錄の說はいかゞあらむ。猶よく考ふべき事なるべし。長谷寺の梅心院の僧の記に、或書に、光明院上皇、五室谷高祖院ヲ御菩提トシテ、應曆元年韻ヲ給ハルト云々としるしたり。五室谷わたりよく葬奉るべき事なり。或人の說に、與喜山の鷲塚を此御陵ならむといへど、そは中央みな發きて、土を取たれど、その外面は殘りたるが。いと大なる圓塚なれば此御時代の御陵には合ひがたかるべし。又或人の說に、長谷寺西南の山に、御骨冢、法天皇などよべる古墳ありといへり。この外、古石塔の類も、まゝ在とぞ、よく考明し奉るべき事なり。

（三菩提）梵語、道又は覺と譯す、無上の正道、無上の正覺の意なるも、茲は菩提所の意也。（曆應）北朝光明天皇御宇の年號也。足利尊氏將軍たり。南朝の後醍醐天皇より後村上天皇に至る間の御宇也。

山陵考　大和之部下　終

渡邊亨校

昭和貳年貳月貳拾五日印刷
昭和貳年貳月貳拾八日發行

（新註皇學叢書 第五卷）

著作者 物集高見

發行者 川俣馨一
東京市小石川區竹早町三十二番地

印刷者 松浦政吉
東京市小石川區諏訪町九十六番地

發行所 廣文庫刊行會
東京市小石川區竹早町三十二番地
電話小石川一〇五四番
振替東京二八七九〇番

常磐印刷所印刷